

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【事業年度】	2024年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 （Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
【代表者の役職氏名】	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー （Chief Executive Officer） クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing） プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー （President and Chief Financial Officer） ジェームス・フォン・モルトケ （James von Moltke）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 （Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒田 康之
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒田 康之 同 佐々木 公樹 同 角 勇輝 同 大島 考雄
【連絡場所】	東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1828
【縦覧に供する場所】	該当なし。

（注1）本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グループ」とは当行およびその連結子会社を指す。

（注2）原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2025年5月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1.00ユーロ＝163.57円）により計算されている。

（注3）本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)
商法第105条ないし第152条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。
- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)
商法第161条ないし第179条の適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。
- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)
有限会社がその唯一の無限責任社員となる。この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。
- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)
有限会社法の適用を受け、法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。
最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。
- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)
株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくとも譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地
- 会社の目的
- 資本の額
- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額ごとの株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数
- 株式の記名式・無記名式の別。ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、記名式株式および無記名式株式はどちらも同等に一般的である。
- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則
- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地
- 目的
- 資本の額
- 定款作成日
- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建てで、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはならない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および第71条a)ないしd)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第(3)項および第(4)項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登記されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミック危機の間、バーチャル株主総会は適用除外として許容されていたが、法改正により恒久的にバーチャル株主総会の開催が可能となった。2023年9月1日以降に全面適用となったこれらの新たな規則のもと、株主総会で定款を変更した場合のみ、バーチャル株主総会の開催が可能である。かかる変更は恒久的に認められるものではなく、遅くとも5年後に更新が必要となる。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。

総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 上場会社の取締役および監査役の報酬体系および報酬報告書
- (4) 取締役および監査役の責任解除
- (5) 決算監査人の選任
- (6) 定款変更
- (7) 資本増加および資本減少
- (8) 特別監査人の選任
- (9) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第(3)項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は通常、所有株式の額面金額に比例するが、2023年12月以降は、影響を受けるすべての株主の承認を得て、複数議決権株式を記名式株式として設定することができる。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授權された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を同時に兼務することはできない。

取締役会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会に取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならず、当該報酬体系に重要な変更があった場合および少なくとも4年に一度は株主総会の承認を要する。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーペインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注）

（注）会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者
- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者
- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25d条第(3)項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてその構成員の男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的な制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条ないし第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された三つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。再任することは妨げない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な

場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。上場株式会社においては、報酬は少なくとも4年に一度、株主総会によって決定される。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

財 務 書 類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（合わせて「財務書類」と総称する。）ならびにマネジメント・レポートを作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、マネジメント・レポート、監査役会報告書を付して電子化の上、会社の登記所（Unternehmensregister）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく会社の登記所に送付されるよう手配しなければならない。

利 益 処 分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

企 業 契 約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

定 款 変 更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。商法第315条 a および国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606 / 2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。

（ ２ ）【提出会社の定款等に規定する制度】

A．株 式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

B．株 主 総 会

取締役会および監査役会のその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

C．取 締 役 会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状（Prokurist）を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

D．監 査 役 会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与

b) 500百万ユーロ超に相当する不動産の取得および処分

c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与

d) 10億ユーロ超に相当する他の持分の取得および処分

500百万ユーロ超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書および注記）ならびにマネジメント・レポートを作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される（株式会社法第58条第(4)項）。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国と同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令がドイツにおいて発効した。また、欧州連合は、イランに対し独自の様々な経済制裁および金融制裁を課してきた。欧州連合はイランに対する核関連の経済制裁および金融制裁を2016年1月16日にすべて解除したが、一部の制裁措置は引き続き効力を有している。

さらに、ウクライナでの戦争を受けて、欧州連合、米国、英国およびその他の国々がロシア、ベラルーシおよびウクライナの特定の地域の居住者であり、ならびに／またはロシアもしくはベラルーシに国籍を有する自然人および法人に対して広範にわたる制裁を課した。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領したまたはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ（または外国通貨による相当額）を超える支払いについて、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外および適用される制裁を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の株主に対する資金の移管または配当その他の支払いの送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達しまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

3【課税上の取扱い】

ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定（DTT）に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。DTTのもとで適用される源泉税と実際に源泉徴収される税額（26.375%）の差額の救済は、還付を申請することにより受けることができる。

還付を受けるためには、特別な申請書が連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に電子的に提出されなければならない。そのため、申請者はBZSt-Online-portal（BOP）：<https://www.elster.de/bportal/start>を利用しなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設（Betriebsstätte）の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者とともに当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbchaftsteuer）が課される。

日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支

払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。下記「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 2 . 日本における実質株主の権利行使に関する手続 - (4) 配当等に関する課税上の取扱い」の項を参照のこと。

4【法律意見】

当行グループの法務部は、マネージング・ディレクター兼アソシエイト・ジェネラル・カウンセルであるヴォルカー・ブツケ (Volker Butzke) 氏およびディレクター兼アソシエイト・ジェネラル・カウンセルであるピョルン・ボルク (Björn Bork) 博士による次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、ドイツ連邦共和国の法律に基づき有効に存続する株式会社である。
- (2) 本書に記載されているドイツ連邦共和国の法律に関する記述は、当該記述が本書で説明されるドイツ連邦共和国の法令の特定の規定を要約した記載である限りにおいて、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
信用損失引当金控除後の純利息収益	9,734 (15,922)	10,640 (17,404)	12,425 (20,324)	12,097 (19,787)	11,235 (18,377)
利息以外の収益合計	12,503 (20,451)	14,255 (23,317)	13,560 (22,180)	15,277 (24,989)	17,027 (27,851)
純収益合計（注2）	22,237 (36,373)	25,410 (41,563)	27,210 (44,507)	28,879 (47,237)	30,092 (49,221)
税引前利益（損失）	1,021 (1,670)	3,390 (5,545)	5,594 (9,150)	5,678 (9,288)	5,291 (8,654)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	495 (810)	2,365 (3,868)	5,525 (9,037)	4,772 (7,806)	3,366 (5,506)
包括利益（損失）合計（税引後）	-762 (-1,246)	3,844 (6,288)	5,392 (8,820)	4,255 (6,960)	4,236 (6,929)
普通株式	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,223 (8,543)	5,106 (8,352)
株主持分合計	54,786 (89,613)	58,027 (94,915)	61,959 (101,346)	64,486 (105,480)	66,276 (108,408)
資産合計	1,325,259 (2,167,726)	1,323,993 (2,165,655)	1,336,788 (2,186,584)	1,312,331 (2,146,580)	1,387,177 (2,269,005)
普通株式等Tier 1 資本比率（CRR/CRD 4 適用ベース）（%）（注3）	13.6	13.2	13.4	13.7	13.8
Tier 1 自己資本率（CRR/CRD 4 適用ベース）（%）（注3）	15.7	15.7	15.7	16.1	17.0
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	26.04 (4,259)	27.62 (4,518)	29.74 (4,865)	31.64 (5,175)	33.41 (5,465)
基本的1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注4）	0.07 (11)	0.96 (157)	2.42 (396)	2.07 (339)	1.40 (229)
希薄化後1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注5）	0.07 (11)	0.93 (152)	2.37 (388)	2.03 (332)	1.37 (224)
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,736 (50,275)	-2,952 (-4,829)	-2,113 (-3,456)	5,606 (9,170)	-28,584 (-46,755)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-1,892 (-3,095)	23,595 (38,594)	-17,175 (-28,093)	-2,576 (-4,214)	-6,781 (-11,092)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-311 (-509)	1,630 (2,666)	614 (1,004)	-2,852 (-4,665)	-646 (-1,057)
現金および現金同等物の期末残高	156,328 (255,706)	179,946 (294,338)	165,626 (270,914)	163,768 (267,875)	130,666 (213,730)
従業員数（常勤相当）（人）	84,659	82,969	84,930	90,130	89,753

（注1）連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）2020年12月31日に終了した年度において、「純収益合計」は信用損失引当金控除後を意味している。2021年12月31日に終了した年度、2022年12月31日に終了した年度、2023年12月31日に終了した年度および2024年12月31日に終了した年度においては、「純収益合計」は信用損失引当金控除前の純利息収益に利息以外の収益を加えた額を意味している。

（注3）CRR/CRD 4 フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。

（注4）各年度の基本的1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益（損失）は、2024年4月、2023年5月、2022年5月、2021年4月および2020年4月にその他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロおよび349百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

（注5）各年度の希薄化後1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数（いずれも想定される株式転換後の数値）で除して計算されている。利益（損失）は、2024年4月、2023年5月、2022年5月、2021年4月および2020年4月にその他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロおよび349百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

(b) ドイツ銀行（非連結ベース）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
収益合計	27,515 (45,006)	26,252 (42,940)	44,592 (72,939)	79,246 (129,623)	85,519 (139,883)
営業利益	-902 (-1,475)	121 (198)	-217 (-355)	5,466 (8,941)	2,509 (4,104)
当期純利益（損失）	-1,769 (-2,894)	1,919 (3,139)	5,506 (9,006)	4,999 (8,177)	2,883 (4,716)
資本金	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,291 (8,654)	5,223 (8,543)	5,106 (8,352)
資産合計	993,292 (1,624,728)	1,020,109 (1,668,592)	1,052,343 (1,721,317)	1,060,231 (1,734,220)	1,128,403 (1,845,729)
純資産額（資本金および剰余金）	32,959 (53,911)	34,913 (57,107)	39,625 (64,815)	43,552 (71,238)	44,884 (73,417)
1株当たり純資産額（1株当たり 資本金および剰余金）（ユーロ （円））（注1）	15.95 (2,609)	16.89 (2,763)	19.17 (3,136)	21.35 (3,492)	22.50 (3,680)
1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	-0.86 (-141)	0.93 (152)	2.66 (435)	2.45 (401)	1.45 (237)
1株当たり配当 （ユーロ（円））	- (-)	0.20 (33)	0.30 (49)	0.45 (74)	0.68 (111)
配当性向（％）	N/A	21.5	11.3	18.4	47.0
従業員数（人）（注2）	32,132	35,848	35,325	36,285	36,815

（注1）配当可能利益を除く。

（注2）常勤相当の平均従業員数。

2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Deutsche Bank Aktiengesellschaft）という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。

ドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft）、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft）およびミュンヘンのズートドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフト（Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft）の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律（Law on the Regional Scope of Credit Institutions）に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登記された。

ドイツ銀行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。ドイツ銀行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12であり、ドイツ銀行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （1）連結財務書類 - マネジメント・レポート - 経営および財務の概況 - ドイツ銀行グループ - ドイツ銀行の組織 - 重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

3【事業の内容】（2024年12月31日現在）

（1）会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行い、また一切の手段を講じることができる。

（2）事業の内容

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2024年12月31日現在の総資産規模が1兆3,870億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2024年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で89,753名であり、56ヶ国において1,307支店（このうち67%がドイツ国内）を運営している。

ドイツ銀行のバリュー・チェーン

ドイツ銀行のビジネス・モデルは、当行のバリュー・チェーン（上流バリュー・チェーン、当行のオペレーションおよび下流バリュー・チェーンを含む。）のもと、環境・社会・ガバナンス（ESG）の問題に関する影響、リスクおよび機会を考慮している。

当行の上流バリュー・チェーンには、当行の株主、債券保有者、預金者等の資本提供者のほか、とりわけ、バンキング・サービス、データおよびテクノロジー、コンサルタントおよびアドバイザー、労働力サービス、施設管理等の商品およびサービスの提供者が含まれる。

ドイツ銀行のオペレーションは、下記「ドイツ銀行の組織モデル」の項に記載されているように、各地域の法人および支店における当行の事業部門および管理機能によって運営されている。また、当行のオペレーションには、人事部門および労働者評議会を通じた従業員代表も含まれる。

ドイツ銀行の下流バリュー・チェーンには、当行のセグメントの個人顧客、法人顧客および機関投資家顧客が含まれており、詳細は下記「ドイツ銀行の組織モデル」の項に記載されている。

さらに、合併事業、フィンテック企業、異業種間の提携、流通チャネル等のパートナーシップならびに資源ならびに資金調達、地理、地政学および規制に係る環境全般が、当行のバリュー・チェーン全体に影響を与える。

無形資源

経済的観点からドイツ銀行のビジネス・モデルにとって最も重要な無形資源は、顧客関係および従業員である。その他の重要な無形資源は、当行のブランド名ならびにデータおよびソフトウェアである。IFRSで要求される場合、これらの重要な無形資源の一部は、財務諸表の貸借対照表に計上される。

サステナビリティに関連する当行の重要なトピックに対する影響、リスクおよび機会については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （1）連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント」の項に記載されている。

ドイツ銀行の組織モデル

2024年12月31日現在、当行は以下のセグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

ドイツ銀行は、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層から成る組織構造を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所
- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各部門に関連する資本的支出または資産の処分は、各コーポレート部門の概要に記載されている。

当行グループの関係会社のそれぞれの名称、所在地および事業の内容は、当行グループの関係会社の自己資金およびドイツ銀行グループの資本持分とともに、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記44 保有株式」の項に記載されている。

(3) 日本における業務活動

- 1962年 - 東京に駐在員事務所を開設
- 1971年 - 東京に支店を設立する。(当行の子会社であったドイチェ・ユーバーゼーイッシュ・バンク (Deutsche Überseeische Bank) の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。)と同時に駐在員事務所の閉鎖
- 1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設
- 1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設
- 1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設
 - 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
- 1986年 - 香港の投資銀行であるドイツ銀証券会社 (DB Capital Markets (Asia) Ltd.) (当行が議決権付株式資本の50%を保有する。)の東京支店の開設
 - ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド (Vaubel & Partners Ltd.) の持分を取得
 - DBキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムベーハー (DB Capital Management International GmbH) の全額出資子会社であるDBキャピタル・マネジメント (アジア) リミテッド (DB Capital Management (Asia) Ltd.) を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立
- 1988年 - ドイツ銀証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得
- 1989年 - 香港のDBアジア・ファイナンス (HK) リミテッド (DB Asia Finance (HK) Ltd.) の駐在員事務所を東京に開設
 - 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
 - ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場
- 1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.) が合併し、DBモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド (DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.) を東京に設立
- 1991年 - ドイツ銀証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド (Roland Berger & Partner Ltd.) に変更
- 1994年 - ドイツ銀証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
 - ドイツ銀証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ銀証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社 (Deutsche Morgan Grenfell Capital Markets Limited)」に名称変更
 - 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行 (Chase Manhattan Trust and Banking Company (Japan), Ltd.) を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行 (Deutsche Morgan Grenfell Trust Bank Limited) に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブス (NatWest Derivatives) の営業拠点の獲得完了
 - ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社 (Deutsche Securities Limited)」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラスト (Bankers Trust) の日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
 - バンカース・トラスト東京支店閉鎖
 - DMG信託銀行 (DMG Trust Bank Limited) の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社 (Deutsche Securities Inc.) に譲渡
 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 (Deutsche Asset Management (Japan) Ltd.) およびドイチェ信託銀行株式会社 (Deutsche Trust Bank Ltd.) の資産運用サービス業務を統合
 - ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社 (DB Trust Company Limited Japan) に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止

2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録

2014年 - DB信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社 (Deutsche Trust Company Limited Japan)」に名称変更

2017年 - ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき登録

2020年 - ドイチェ信託株式会社の全株式をSanne Group Japan株式会社 (Sanne Group Japan KK.) (現在の商号Sanne Group Japan信託株式会社 (Sanne Group Japan Trust Company Limited)) に売却

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等 (2024年12月31日現在)

ドイツ銀行は、子会社291社、連結ストラクチャード・エンティティ229事業体および持分法により会計処理されている会社57社を有している。

ドイツ銀行の主要な連結子会社は、下記のとおりである。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	ドイツ銀行との関係内容
DBユーエスエー・コーポレーション (DB USA Corporation)	ウィルミントン	3,774米ドル	金融会社	100	-
ドイチェ・バンク・アメリカズ・ホールディングCorp. (Deutsche Bank Americas Holding Corp.)	ウィルミントン	120米ドル	金融会社	100	-
DB U.S. ファイナンシャル・マーケット・ホールディング・コーポレーション (DB U.S. Financial Markets Holding Corporation)	ウィルミントン	23,672米ドル	金融会社	100	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc. (Deutsche Bank Securities Inc.)	ウィルミントン	2,000米ドル	証券業	100	-
ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーション (Deutsche Bank Trust Corporation)	ニューヨーク	1米ドル	金融会社	100	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas)	ニューヨーク	2,127,308,670米ドル	商業銀行業	100	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)	ルクセンブルク	3,959,500,000ユーロ	商業銀行業	100	-
DBベタリグングス-ホールディング GmbH (DB Beteiligungs-Holding GmbH)	フランクフルト	50,000ユーロ	金融持株会社	100	-
DWSグループ GmbH & Co. KGaA (DWS Group GmbH & Co. KGaA)	フランクフルト	200,000,000ユーロ	金融会社 / 投資持株会社	79	-

(注) 上記に加え、当行は、ドイツ証券株式会社 (DSI) を日本における重要な連結子会社と考えている。当行の証券取引業務は、日本において主にDSIによって展開されている。

5【従業員の状況】（2024年12月31日現在）

（1）ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	89,753人
コーポレート・バンク（常勤相当）	26,274
インベストメント・バンク（常勤相当）	20,063
プライベート・バンク（常勤相当）	37,104
アセット・マネジメント（常勤相当）	5,167
コーポレートおよびその他（常勤相当）（注2）	36,209

（注1）四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

（注2）内訳：全社共通インフラ割当分、従業員数（常勤相当）は35,064名。

（2）ドイツ銀行

従業員数（常勤相当）	36,492人
平均年齢	44.5歳
平均勤続年数	15.8年
平均年間給与	173,400ユーロ

（3）2024年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計89,753名であった（2023年12月31日現在：90,130名）。当行は従業員数を常勤相当で計算している。これは、非常勤の従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

地域別

以下の表は、2024年12月31日現在、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在における当行の従業員数（常勤相当）を示している。

従業員数（注1）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	2022年12月31日現在
ドイツ	35,160	36,195	35,594
欧州（ドイツを除く。）	17,672	18,103	17,875
アジア／太平洋、中東およびアフリカ	28,930	27,601	23,740
北アメリカ（注2）	7,744	8,033	7,534
ラテン・アメリカ	247	199	187
従業員数合計	89,753	90,130	84,930

（注1）従業員数（常勤相当）。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）主に米国。

2024年において、当行の従業員数は、アジア／太平洋、中東およびアフリカにおける増加により一部相殺されたものの、ドイツでの減少を主因として、377名、率にして0.4%減少した。

- ドイツでは、主にプライベート・バンクにおける再編施策を主因として、従業員数が1,035名、率にして2.9%減少した。
- 北アメリカでは、すべての事業部門および管理機能における減少を主因として、従業員数が289名、率にして3.6%減少した。
- ドイツを除く欧州では、ルーマニアおよびそのオペレーション・センターにおける増加により一部相殺されたものの、英国、イタリアおよびスペインにおける減少を主因として、従業員数が431名、率にして2.4%減少した。
- アジア／太平洋、中東およびアフリカでは、インドおよびそのオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員数が1,329名、率にして4.8%増加した。

部門別

以下の表は、2024年12月31日現在、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在における部門別の従業員数（常勤相当）の占める割合を示している。

従業員数の占める割合（注）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	2022年12月31日現在
コーポレート・バンク（CB）	17.9%	17.4%	17.0%
インベストメント・バンク（IB）	8.9%	8.8%	8.4%

プライベート・バンク（PB）	27.7%	29.1%	31.6%
アセット・マネジメント（AM）	5.1%	4.9%	5.0%
管理部門	40.4%	39.9%	37.9%

（注）従業員数（常勤相当）。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、コーポレート・バンクの全セグメントにおける増加により、従業員数が374名、率にして2.4%増加した。
- インベストメント・バンクでは、債券および為替における増加を主因として、従業員数が36名、率にして0.5%増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員数が1,327名、率にして5.1%減少した。
- アセット・マネジメントでは、テクノロジーおよびオペレーションの強化を主因として、従業員数が188名、率にして4.3%増加した。
- 管理部門では、その他すべての管理機能における減少により一部相殺されたものの、当行の国際化戦略に起因するテクノロジー、データおよびイノベーションならびにコンプライアンスおよび金融犯罪対策での増加を主因として、従業員数が352名、率にして1.0%増加した。

（４）女性従業員比率

ドイツ銀行の日本国内の連結子会社であるドイツ証券株式会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定等に基づき、以下の情報を開示している。

管理職に占める 女性労働者の割合 （％）（注１）	男性労働者の 育児休業取得率 （％）（注２）	労働者の男女の賃金の差異（％）（注３）		
		全労働者	正規雇用 労働者	非正規雇用 労働者
26.7	0.4	59.9	59.7	59.5

（注１）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、2024年２月１日時点の従業員数により算出したものである。正社員、契約社員および特別支援が必要な従業員を含む。

（注２）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、2024年２月１日時点の正社員のみを対象に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の４第１号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

（注３）男女の賃金差異は、2024年４月から2025年３月の実績をもとに、女性労働者の平均年間賃金÷男性労働者の平均年間賃金×100%として算出している。また、課税支給金を集計し、非課税の通勤手当を除き、海外からの出向受入社員も除いている。

女性従業員比率に関する情報については、下記「第６ 経理の状況 - １ 財務書類 - （１）連結財務書類 - マネジメント・レポート - 従業員 - 主要従業員指数」の項を参照のこと。

第3【事業の状況】

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、当行グループの当連結会計年度末現在の評価に基づくものである。

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

世界経済

経済成長率（％）（注1）	2024年（注2）	2023年（注3）	主な要因
世界経済	3.2	3.2	2024年、世界経済は堅調な成長を見せた。しかし、成長の勢い（モメンタム）は地域によって様々であった。欧州経済は低迷した一方で、米国経済は好調であった。また、インドを含むアジア経済はダイナミックに成長した。インフレ率の低下により、多くの中央銀行が利下げを始めた。
このうち：先進国	1.5	1.6	先進国の経済の勢いは地域によって様々であった。米国の経済成長は顕著であったが、欧州経済の勢いは比較的弱く、日本経済はさらに低迷していた。欧州と米国では、中央銀行が金融政策の緩和を始めた。一方、日本では、金融政策の引締めが若干行われた。
このうち：新興国市場	4.3	4.3	新興国市場は、アジアの好調なパフォーマンスによって堅調に推移した。しかし、継続する地政学的波及効果の影響および一部の主要先進国の貿易相手国の低迷の影響によって、欧州の新興国市場の成長は制限された。多くの地域では、インフレ率が緩やかに低下したため、中央銀行は主要金利を引き下げる余地が生じた。
ユーロ圏経済	0.7	0.4	経済成長は主に輸出主導であった。インフレ率の低下および賃金上昇にもかかわらず、実質的な所得による消費回復はなかなか実現していない。インフレ率の低下により、欧州中央銀行（ECB）は利下げサイクルを開始した。
このうち：ドイツ経済	-0.2	-0.3	ドイツ経済は、国内外の経済的要因が低調に推移したため、昨年に続きわずかに縮小した。インフレの緩和および賃金の堅調な伸びにもかかわらず、個人消費は停滞した。競争力の低下は、製造業、ひいては対外貿易の負担となった。労働市場は減速の兆しを見せた。
米国経済	2.8	2.9	米国経済は、金融引締め政策にもかかわらず、堅調に推移した。インフレ率が低下し、労働市場がより均衡を取り戻したことを受けて、連邦準備制度理事会は、主要金利の引下げを2024年下半年から徐々に開始した。
日本経済	-0.2	1.5	低調な輸出需要により、日本経済は著しく落ち込んだ。国内経済の勢いは、その逆風を打ち消すことができなかった。インフレ率が上昇した結果、日本銀行は主要金利の引上げを始めた。
アジア経済（注4）	5.2	5.3	アジア経済地域は、中国およびインドの経済成長ならびにその他の経済地域の好調な経済発展による恩恵を受けた。インフレ率の低下は、個人の家計消費を支えた。
このうち：中国経済	5.0	5.4	中国経済は不動産セクターの低迷による逆風に直面したが、2024年下半年により強力な財政支援の恩恵を受けた。貿易相手国の低迷により、対外貿易の勢いは限定的であった。中国人民銀行は様々な金融緩和策を実施した。

（注1）年間実質GDP成長率（対前年比％）。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

（注2）出典：ドイツ銀行リサーチ。

（注3）パンデミックが経済に及ぼした影響を受け、2023年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂された。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

（注4）中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、台湾、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

銀行業界

2024年12月31日現在

前年比 成長率(%)	法人向け 貸出	個人向け 貸出	法人預金	個人預金	主な要因
ユーロ圏	0.6	0.3	3.5	4.2	2024年初めの緩やかな景気後退に続いて、法人向けおよび個人向け貸出は、緩やかな金利低下に伴い、ここ数か月でわずかに回復した。法人預金および個人預金はともに、2024年を通じて順調に推移した。
このうち： ドイツ	0.1	0.8	3.6	5.7	EU全体とは対照的に、2024年のドイツの法人向け貸出は、主にマクロ経済の低迷により低水準であった。2024年中、個人向け貸出の伸びは、2010年以来の最低水準に落ち込んだが、その後、底を抜け出した。倒産件数の増加に伴い不良債権も増加しており、資産の質が悪化している。銀行貸出調査によると、ここ数か月は信用需要に緩やかな回復の兆しが見られる。一方で、預金残高は、法人および個人で大幅に増加した。
米国	1.3	2.0	2.5(注)	2.5(注)	個人向け貸出の伸びは、大幅な金利上昇の影響で2024年を通じて鈍化した。法人向け貸出は引き続き緩やかに伸びた。同様に、2年間の景気後退の後、金利上昇により預金総額が緩やかに回復した。
中国	9.1	3.4	-0.4	10.4	個人向け貸出はさらに勢いを失い、前年比の伸びは2007年以降で過去最低水準に落ち込んだ。法人向け貸出も鈍化したものの、依然として堅調に推移した。預金は反対の動きであり、個人顧客からの資金流入は鈍化したものの比較的堅調に推移した一方で、法人預金は減少した。

(注) セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2024年のグローバルのオリジネーションおよびアドバイザリー業界の手数料プールは、25%増加して800億ユーロを超え、これは2021年以降で2番目に高い増加率であった。成長の規模は顕著であったが、過去2年間の手数料プールの大幅な減少(2022年は2021年のピークから34%減少、2023年はさらに13%減少)を受けて、増加することが予想されていた。2024年の合併および買収の手数料プールは2023年に比べて10%増加して300億ユーロを上回り、COVID-19以前の平均を30%上回る水準であった。対照的に、株式資本市場は前年比で大幅に成長したものの、手数料プールは依然としてCOVID-19以前の水準を下回っており、2025年は特に新規株式公開市場でさらなる成長が見込まれている。レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの2024年の発行は、信用コストの高止まりがいくらか緩和され、スポンサーが市場に戻ってきたため、過去最高水準に達した。投資適格債券の市場は、2020年の過去最高の発行水準に並び、2023年からは30%増加した。債券では、収益プールが依然として高い水準を維持しており、ドイツ銀行の評価では、例年になく好調だった2024年第4四半期により、2023年よりさらに高い水準に達する可能性がある。外国為替取引は、世界で最も取引量の多い10通貨でほぼ横ばいになると予想され、金利の収益プールは、世界的な金利環境の変化に関する不確実性が続いていること等の複数の要因により、好調であった前年の水準を下回った。新興国市場の収益プールは2024年に増加すると見込まれ、クレジットでも業績は前年を上回る見込みである。これは、全体的なスプレッドの縮小傾向に伴い、流通市場での取引に有利な環境が続いていること、また、資金調達業務に対する顧客需要が好調に推移したためである。

事業戦略

引き続き堅調な営業実績を反映した底堅い通年業績
2024年度

成長モメンタム

- 四つの部門すべてにおいてフランチャイズが力強く拡大し、2025年度の目標である約320億ユーロ(注1)を達成できると確信
- 利息以外の収益の増加およびターゲットを絞った投資分野が収益モメンタムを支え、純利息収益(NII)の正常化を相殺
- コーポレート・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメントならびに債券および為替(FIC)の資金調達業務等、より予測可能な収益源からの収益が75%
- 5.5%から6.5%の間とする更新された目標に沿って、当行グループの複合年平均収益の伸び率(CAGR)(注2)は5.8%となり、収益の成長モメンタムを維持
- 2024年度の報告税引後平均有形株主資本利益率(RoTE)は4.7%



規律ある実行

- 事業成長に投資を行いながら、ガイダンスに沿った営業コストを実現。多額の営業関連以外のコストを吸収し、将来の実績およびリスク・プロファイルを改善
- 2025年には営業コストを据え置きながら、フランチャイズを徐々に拡大
- 費用収益比率(CIR)目標を65%未満に再設定したことは、2025年以降も継続的な進展を推進するための投資を反映



回復力

- 訴訟費用および発表された750百万ユーロの自社株の買戻しによる資本控除を吸収したにもかかわらず、2024年末現在の普通株式等Tier 1(CET 1)比率は13.8%であり、自己資本の状況は堅固
- ドイツ銀行が資本を増強し、規制上の変更に対応する中で、目標は当行が予想する最大分配可能額(MDA)の基準値を200ベースポイント上回るバッファで運営



サステナビリティ

- 2024年には930億ユーロ増加し、2020年以降3,730億ユーロとなる、サステナブル・ファイナンス累計取引高の継続的な増加



(注1) 為替換算の影響により上振れの可能性

(注2) 2021年以降の複合年平均収益の伸び率

(注3) 本項目およびその他の非GAAP財務指標の詳細については、2024年第4四半期補足財務データ(英文)の15ページから22ページに記載されている。

グローバル・ハウスバンク

ドイツ銀行の2025年までの戦略および財務のロードマップは、ドイツ銀行を国内外での顧客の持続的な成功および財務上の安定に貢献するグローバル・ハウスバンクに位置付け、当行の2025年財務目標および資本目標を達成することを目的としている。グローバル・ハウスバンク戦略は、リスク管理、サステナビリティおよびテクノロジーという三つの主要テーマに裏打ちされており、継続する地政学的およびマクロ経済的課題の観点からこれらのテーマはいずれもさらに重要となっている。

ドイツ銀行の2025年重要評価指標

2025年財務目標および資本目標

財務目標：

- 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率を10%超とする。
- 2021年から2025年までの複合年平均収益の伸び率を5.5%から6.5%の間とする。
- 費用収益比率を65%未満とする（62.5%未満からの再設定）。

資本目標：

- 普通株式等Tier 1 資本比率を約13%とする。
- 2025年以降の配当性向合計を50%とする。

ドイツ銀行は、2025年初頭に62.5%未満から65%未満に再設定した費用収益比率目標および2025年の資本目標を含む、財務目標を再確認した。以下の将来の予測はすべて、2025年1月31日の為替レートに基づいている。

税引後平均有形株主資本利益率および調整済コストは、非GAAP財務指標である。

戦略実施の進捗状況

2024年、ドイツ銀行は、規律ある実行を通じて、加速化したグローバル・ハウスバンク戦略をすべての側面で進展させ、収益成長、業務効率および資本効率を推進した。当行は、当行のプラットフォームへの投資を継続する一方で、調整済コストに対する厳格な規律を維持した。さらに、当行は旧来の特定訴訟費用およびその他の例外項目を清算した。

収益成長に関しては、2024年の純収益は、2023年の289億ユーロから4%増の301億ユーロとなり、約300億ユーロとする当行の2024年のガイダンスに沿うものとなった。2021年以降の複合年平均収益の伸び率は、2023年の6.6%に対し、2024年末にかけては5.8%となり、当行の5.5%から6.5%の間とする目標範囲に沿うものとなった。2025年には、当行の効率化プログラムのもとでの投資により、すべての事業においてフランチャイズのモメンタムおよび成長の可能性が継続し、収益成長を推進すると当行は予想している。この成長は、純利息収益および利息以外の収益の両方からもたらされると予想されており、これは、予想される収益の約75%をより予測可能な収益源から得ることを可能にする当行の事業構成の多様化を反映している。ドイツ銀行は、2025年の当行グループ全体の収益目標が約320億ユーロであることを確認しており、これは2025年1月の為替レート換算で約327億ユーロに相当する。

2024年の利息以外の費用は、前年の217億ユーロから6%増の230億ユーロとなり、これには26億ユーロの訴訟に関連する営業関連以外のコストならびに再編および退職費用が含まれている。2024年の調整済コストは、前年の206億ユーロから1%減の204億ユーロとなった。ドイツ銀行は、2024年中、25億ユーロの業務効率化プログラムをさらに進展させた。施策には、フロントオフィスとバックオフィスの間のプロセスの自動化の継続に加え、ドイツにおける当行のプラットフォームの最適化、主に顧客対応以外の業務における人員削減ならびにITおよびインフラの最適化が含まれていた。当行は、これらの施策の大部分が2025年の調整済コストのランレートにプラスの影響を与えると予想している。2025年の営業関連以外のコストは、訴訟費用ならびに再編および退職費用の正常化が見込まれることから、減少すると予想される。その結果、当行は、2025年以降のさらなる成長および事業モメンタムを支えるために、2025年の費用収益比率を当初の目標よりわずかに高い65%未満にすることを現在の目標としている。

資本効率に関しては、ドイツ銀行の資本効率化プログラムにより、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）相当額の削減は累計240億ユーロとなり、2025年末までに250億ユーロから300億ユーロとする目標範囲に近い水準となった。当行は、2025年末までに目標範囲の上限に到達することを目指している。資本効率により、当行の2024年末のCET 1 比率は13.8%となり、これには2025年の実施が承認された750百万ユーロの自社株の買戻しが含まれている。当行は、2025年も資本効率の促進を継続する予定である。

ドイツ銀行は、2025年に追加で21億ユーロの株主への資本分配を予定していることを発表した。当行は、750百万ユーロの追加の自社株の買戻しについて、監督当局の承認を得ており、2025年5月の年次株主総会において、2024年の配当を、2023年の1株当たり0.45ユーロから50%増配して、13億ユーロ（1株当たり0.68ユーロ）とすることを提案する予定である。これらの施策により、2022年以降の株主への累積資本分配額は54億ユーロに増加し、2019年に開始された当行の改革プログラムの目標

額である50億ユーロを上回ることになる。当行は、2021年度から2025年度における80億ユーロの資本分配目標を上回れることを再確認しており、これは2022年から2026年に支払われる予定である。ドイツ銀行は、自社株の買戻しおよび現金配当を通じて2025年以降も配当性向50%を目標とし、現金配当については近年の増加に比べてより緩やかに増加させる。

ドイツ銀行の進化の次なる段階の推進

2025年以降を見据え、ドイツ銀行は既に進化の次なる段階に着手しており、よりバランスのとれた利益プロファイルと、より効率的なインフラによる当行の顧客とのさらなるテクノロジー主導の事業を目指し、当行のパフォーマンスを次のレベルに導くための施策を実施している。

ドイツ銀行は、事業レベルおよび顧客レベルの両面において資本配分およびRWAの最適化に焦点を当てることにより、株主価値のさらなる向上を目指している。当行は、価格設定およびリターンの高いフランチャイズへの資本の再配分を通じた、ポートフォリオ全体における資源生産性の継続的な改善にさらなる収益成長の可能性を見出している。また、当行は、フロントオフィスとバックオフィスの間の効率向上および資本効率化施策を通じて、リターンの低い事業の収益性の改善に努めている。リターンの改善が見込めない分野については、資本配分の縮小および潜在的な出口戦略が検討される可能性がある。ドイツ銀行はまた、目標とするオペレーティング・モデルの再構築を計画しており、これにより、当行はより少ない人員でプラットフォームを運営し、組織構造を簡素化することが可能になる。これらの施策は、フロントオフィスとバックオフィスの間のプロセスのさらなる合理化と相まって、業務効率を推進することが期待される。

ドイツ銀行の次なる段階には、リスク管理および説明責任の強化や「*This is Deutsche Bank*」と呼ばれる目的に基づく枠組みを通じた企業文化の発展に重点を置き経営アジェンダも含まれている。投資により、当行はグローバル・ハウスバンク・モデルを拡大させ、より効率的なものとし、事業および株主配当に充てるより多くの資本を生み出すことができると考えている。

ドイツ銀行は、2025年以降の戦略的目標および行動について、今後さらなる詳細を提供する予定である。

サステナビリティ

サステナビリティは、2019年以降、ドイツ銀行の戦略の基本的な側面となっている。2024年、当行はサステナビリティ戦略の四つの柱であるサステナブル・ファイナンス、方針およびコミットメント、人材および自社の事業運営ならびにソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントに引き続き注力した。

ドイツ銀行は、パリ協定の目標および国連（UN）の持続可能な開発目標の達成への貢献を最大化するため、意欲的な目標を設定した。サステナビリティに関する主な目標は以下のとおりである。

- 当行は、2020年1月から2025年末までに累計5,000億ユーロ（DWSを除く。）のサステナブル・ファイナンスおよび投資の達成を目指している。
- ドイツ銀行は、排出量ネットゼロの2050年までの達成にコミットしている。当行はこの目標に向けて、当行の法人向け貸出金残高における八つの炭素集約型セクターについて、2030年末までの中間目標および2050年末までの最終目標を含むネットゼロ目標を設定した。
- 当行は、2025年までに、電力の100%を再生可能エネルギー源から調達することを計画している。
- 取締役会（MB）以下の二つの経営レベルにおける女性の割合の目標を規定するドイツ株式会社法（AktG）の要件に従い、ドイツ銀行は、2025年までに、マネージング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデントの少なくとも35%を女性が占めることを目指している。

2024年、ドイツ銀行はサステナビリティ・アジェンダの実施をさらに進展させ、これが大手ESG格付機関から評価された。ドイツ銀行は、CDP、MSCI、S&Pコーポレート・サステナビリティ評価（CSA）、ISS ESGおよびサステナリティクスによるESG格付において格上げされた。

ドイツ銀行は、2024年1月1日付で、改定されたサステナブル・ファイナンス・フレームワークを発表した。このフレームワークには、資金調達業務を持続可能なものとして分類するために使用される更新された基準が含まれている。更新されたサステナブル・インストルメント・フレームワークにグリーン資産および社会資産の両方が含まれるようになったことで、ドイツ銀行はソーシャル・ボンドを発行する体制が整い、その後2024年7月に、オーダーブックの額が66億ユーロを超え、500百万ユーロに上る初のソーシャル・ボンドを発行した。

ドイツ銀行のサステナビリティ戦略および独自のサステナビリティ戦略を設定しているDWSの詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ガバナンス」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナビリティ戦略」の項を参照のこと。

ドイツ銀行の事業セグメント

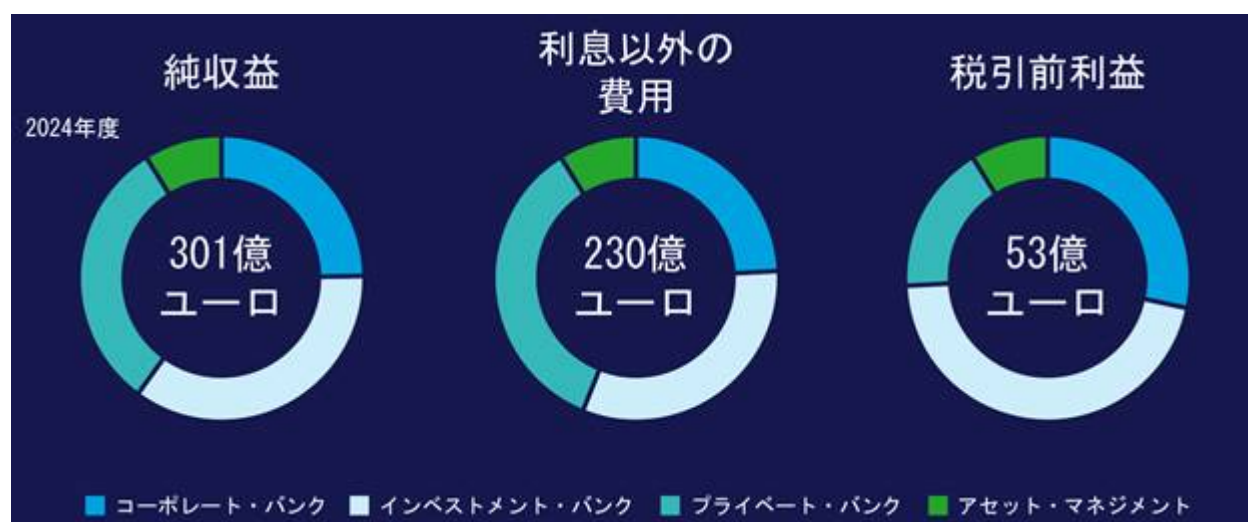
持続可能な成長および収益性の伸びを実現する部門を超えた明確な牽引力

コーポレート・バンク

- 2022年以降多国籍にわたる顧客との取引が約40%と徐々に増加したことにより証明される、グローバルなネットワークおよび強力な顧客基盤を有するグローバル・ハウスバンクの中核
- 価格統制および取引高の増加を反映した底堅い預金収益
- 2024年、すべての地域間で手数料の収益源が前年比5%増加

インベストメント・バンク

- 主要かつグローバルな非米国投資銀行であることに引き続き注力
- 2024年の収益の大幅な増加および市場シェアの成長モメンタムを基盤とし、最近の投資およびオリジネーションおよびアドバイザー（O&A）における顧客エンゲージメントの拡大の恩恵を具体化
- 米国への注力を含む、債券および為替（FIC）およびより広範な事業プラットフォームにおける顧客との関係のさらなる深化



プライベート・バンク

- 2022年から800億ユーロ超のNNAを獲得した二つの異なる事業：2021年以来、ウェルス・マネジメント（WM）の規模を拡大し、約400店の支店および約11%の従業員（常勤相当）の削減によりパーソナル・バンキング（PeB）の効率を改善
- パーソナル・バンキング（PeB）におけるデジタル顧客エンゲージメントおよび新規資金獲得キャンペーンの成功、継続的な支店網の最適化ならびに顧客体験の進化の成功に注力
- 国内外の市場の超富裕層ファミリー起業家および欧州の個人顧客に重点を置き、ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング（WM&PB）の収益構成を多様化

アセット・マネジメント

- ドイツおよび欧州の主要なアセット・マネージャーとして、運用資産が2023年末より1,150億ユーロ増加し、初めて1兆ユーロを突破
- 2024年のパッシブ投資への純資金流入は420億ユーロ
- 様々な資産クラスで革新的な商品を導入し、28の新商品を発表

グループ合計額であり、各部門の寄与額にコーポレートおよびその他は含まれない。

コーポレート・バンク

コーポレート・バンキングは、ドイツ銀行の事業の不可欠な一部である。インベストメント・バンクの外国為替業務との緊密な協力のもとに行われたキャッシュ・マネジメント、貿易金融および貸出しにおけるコーポレート・バンクの態勢によって、当事業セグメントは、顧客の主要なニーズに応えることができる。コーポレート・バンクは、多国籍企業およびドイツ企業に国内外においてサービスを提供する主導的な銀行として（出典：ユーロマネー（EUROMONEY））、顧客の運転資金および流動性の最適化、グローバルなサプライチェーンおよび販売チャネルの確保ならびにリスク管理を支援している。さらに、コーポレート・バンクは専門化したサービスを金融機関に提供しており、コルレス銀行業務、法人信託・取次ぎサービス業務および証券サービス業務を行っている。最後に、当事業セグメントは、標準化された商品を通じて、ドイツ国内の中小企業および起業家の顧客を対象として、ビジネス・バンキングのサービスを提供している。

コーポレート・バンクは、その目標達成に向けて収益を増大させるため、これらの異なる分野にわたる中核をなす能力を活かすいくつかの具体的施策を定めている。特に、新しい取組みに対する当事業セグメントによる投資ならびに地政学的緊張の高まりに伴う不確実性、業務を展開している主要国の一部における経済成長率の低下および中央銀行の政策をめぐる不確実性等、複雑な状況を顧客向けに管理した経験により、コーポレート・バンクのアドバイザリーおよびソリューションのサービスを提供することができた。

2024年、コーポレート・バンクは、特にすべての地域間で手数料およびフィー収益が増加し、当事業セグメントの戦略的目標に向けて前進し続けた。預金業務の純利息収益は、継続的な預金マージンの正常化が預金高の増加および金利ヘッジにより一部相殺されたため、引き続き底堅く推移した。ユーロマネー誌の「2024年アワード・フォー・エクセレンス（Awards for Excellence 2024）」において、コーポレート・バンクは「世界の最優秀法人向け銀行（World's Best Bank for Corporates）」および「ドイツの最優秀法人向け銀行（Best Bank for Corporates in Germany）」を受賞した。さらに、コーポレート・バンク（ドイツ）は、ファイナンス（FINANCE）誌による2024年の調査で、コーポレート・バンキング部門最優秀銀行、ハウスバンク部門の第1位、キャッシュ・マネジメント/決済取引部門第1位、貿易・輸出金融部門第1位に選出された。当セグメントは、これらの賞は、コーポレート・バンクの顧客との関係の深さおよび顧客中心のソリューション提供が評価されたものと考えている。

コーポレート・バンクは今後もグローバル・ハウスバンク戦略の不可欠な一部であり続け、ドイツ銀行の2025年目標に寄与すると予想している。当セグメントは、コーポレート・バンクにおける従来の強みと新たな商品により、法人顧客、機関投資家顧客およびビジネス・バンキング顧客といった中核となるすべての顧客グループ全体において成長機会があると考えている。コーポレート・バンクは、企業の財務担当者のためのアドバイザリー・ソリューションおよび資金調達ソリューションを幅広く提供することを目指し、ドイツ経済にとって信頼できるパートナーであり続け、自国の市場において主要なコーポレート・バンクとしての地位を確立することを目指している。また、当セグメントが市場のリーダーの一部を担う、世界中の金融機関を結ぶビジネスにも注力している（出典：スウィフト・ユーロ・ピア・ベンチマーキング（SWIFT Euro peer benchmarking））。当セグメントの140ヶ国に及ぶグローバル・ネットワークと、現地での深い知識、包括的な商品群および顧客に合わせたサービスの提供により、当事業セグメントの競合他社に対する競争上の優位性をもたらし続ける見込みである。

コーポレート・バンクは、トランジション・パートナーとして、幅広い一連のサステナブル・ファイナンス・ソリューションおよびセクター固有のサステナビリティに関する専門知識を提供することにより、セクターのバリュー・チェーン全体における顧客の戦略的目標達成の支援を目指している。また、コーポレート・バンクは、水素、炭素回収、電池・蓄電ソリューション等の新興エネルギー・トランスフォーメーション・セクター向けのアセット・ファイナンスおよびプロジェクト・ファイナ

ンス機能ならびにエネルギー効率の改革を推進する資金調達機能の構築を通じて、再生可能エネルギーおよびインフラの構築を加速させることを目指している。

コーポレート・バンクの取組みは、法人顧客向けのキャッシュ・マネジメントならびに貿易金融および貸出しにおける収益の増加（機関投資家顧客との報酬ベースの事業の拡大ならびに法人信託サービス業務および取次サービス業務の増加を含む。）を目指すものである。

当セグメントは世界中の顧客との事業の拡大を狙う一方で、コーポレート・バンクは貸出金ポートフォリオの質の高さおよび厳格な融資基準を維持するため、健全なリスク管理原則の適用にコミットしている。同様に、当セグメントは、テクノロジー、フロントオフィスとバックオフィスの間のプロセスの最適化、自動化および立地戦略ならびに2025年以降の事業成長を支えるためのさらなる投資に支えられた、継続的なコスト管理にコミットしている。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクは、ドイツ銀行の事業の主要な柱である。債券および為替（FIC）ならびにオリジネーションおよびアドバイザリー（O&A）において、法人顧客および機関投資家顧客は、資金調達、マーケット・メーカー／流動性の提供、リスク管理ソリューション、アドバイザリーならびに債券および株式の発行を含む包括的なサービスの提供を受けている。当事業セグメントは、欧州地域、米州地域ならびにアジア・太平洋／中東・アフリカ地域を地域別にカバーしている。

2024年、インベストメント・バンクのパフォーマンスは堅調であり、2023年と比較して収益が15%増加した一方、当事業セグメントの株主資本利益率は大幅に向上した。このパフォーマンスは、近年の戦略的優先事項の実行、顧客へのサービス提供の向上およびフランチャイズ展開の強化を反映したものである。

O&A市場の手数料プールは2024年に大幅に改善し、前年比で約25%増加した。これは、2023年中のプラットフォームへの多額の投資の恩恵と相まって、O&A内の中核事業全体で市場シェアの獲得につながった（出典：ディールロジック（Dealogic））。戦略的なシニア雇用が既存事業にさらに組み込まれるにつれて生産性は向上し続けており、その結果2025年以降もさらなる収益シェアの伸びが見込まれている。これは、顧客戦略および分析チームによりサポートされており、かかるチームは2025年にかけて市場が発展していく中で、顧客基盤全体にわたって再階層化し、最も細かいレベルでパフォーマンスを綿密に監視する能力を確保することにより、顧客との関係を強化した。

顧客との関係の深化に継続的に注力しながら、特に米国でプラットフォーム全体に投資することにより、FICのフランチャイズ展開を継続している。収益成長および市場シェアの伸びという長期的な傾向は拡大している。顧客基盤の要求に応えるため、成熟した多様なプラットフォームが整えられている。これは、HausFXの開始等、事業全体にわたる複数の開発事例により示され、これによりFICの一連のワークフロー・ソリューションが統合され、FXの実行に関連する運用業務を簡素化する機能が顧客に提供される。テクノロジーへの投資により、顧客へのサービス提供の向上およびより効率的な内部プロセスの開発の双方が可能になり、収益成長に応じて最適化された限界コストでの提供を確実にする。

2025年、インベストメント・バンクの戦略は、主要かつグローバルな非米国投資銀行になることに重点を置いている。当セグメントは、過去の投資からの継続的な利益およびターゲットを絞った追加の投資分野により、顧客へのサービス提供を向上させ、関係をさらに深めることができると考えている。その結果、資本効率およびコスト管理を重視し、株主利益を促進するより多様化した事業となる。

当セグメントは、O&Aのフランチャイズが進化するにつれて、収益の多様化により総収益に対する戦略的アドバイザリー収益の比率が増加すると予想している。これは、特にM&Aのフランチャイズ展開に牽引される。これに定評のある債券オリジネーションの提供および株式オリジネーションの改善見込みが組み合わさることで、当セグメントは、収益成長がさらに促進されると期待している。FICにおいては既存の戦略が継続しており、既存の事業および隣接する事業、米州地域、顧客との関係の深さおよび幅ならびに主要な資金調達業務のフランチャイズを推進する。O&Aと同様に、これは事業の成長意欲を裏付けるものと期待されており、オペレーティング・モデルの効率に重点を置くことと相まって、営業レバレッジ（収益性の向上）を促進することが期待されている。競争上の優位性が確認されている最も収益性の高い分野に、引き続き資源が配分される予定である。インベストメント・バンク全体では、資源配分を最適化するための専用の顧客中心主義プログラムが確立されており、他の事業セグメントとの連携分野をさらに特定し、顧客がドイツ銀行のすべての商品の提供を受けられるようにしている。

最後に、サステナビリティは、当事業セグメントがその顧客に対してグローバルな支援を続けているため、引き続きインベストメント・バンク全般における優先事項とされる。2024年中、ドイツ銀行は、KfWによる30億ユーロの5年物グリーンボンドについて共同主幹事を務め、その手取金は新規の適格グリーン・プロジェクトの資金調達に充当される。さらに、コロンビア共和国によるグリーン・ソーシャル・サステナブル・ボンド・フレームワークに基づく13億米ドルの2035年満期および2053年満期米ドル建てソーシャル・ノートの再開について、共同ブックランナーを務めた。コロンビアは、2024年にESGラベル付き債券で国際資本市場を利用したラテン・アメリカで2番目のソブリン発行体となった。

プライベート・バンク

2024年、プライベート・バンクは、パーソナル・バンキングならびにウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングという二つの中核的顧客部門に沿って事業を再編し、顧客中心の戦略への長期的な取組みを強化した。この構成により、

よりターゲットを絞った顧客サービスが可能となり、個人顧客、富裕層、起業家、ファミリーオフィスおよび国際市場の商業顧客を中心とした事業モデルが強化される。プライベート・バンクは、世界の60を超える市場で20百万を超える顧客に深くかかわっており、ドイツ銀行グループ全体の力強い柱となっている。

パーソナル・バンキング事業は、ドイツ銀行とポストバンクという二大ブランドを通じて、ドイツ市場をリードするフランチャイズと位置付けられている。ポストバンクは、「モバイル・ファースト」の価値提案により個人顧客に日々のバンキング・ソリューションを提供する一方、ドイツ銀行ブランドは、デジタル・チャネル、リモート・チャネルおよび物理チャネルを通じて提供される投資アドバイザリーに重点を置いている。

2024年、アップグレードされたポストバンクのモバイルアプリにより、ドイツにおけるデジタル顧客エンゲージメントのモメンタムが大幅に加速し、新規預金獲得キャンペーンの成功およびオンライン・プラットフォーム上の商業活動の拡大に寄与した。支店網を最適化するための継続的な取り組みは、新たなポストバンクのアドバイザリー支店の開設およびデジタル変革における顧客のガイドとしてのデジタルコーチの配置に代表される支店内の顧客体験の進化の成功により補完された。国際的には、パーソナル・バンキングは、より広範なデジタル・サービスおよび新たな重要旗艦支店の開設に代表されるよりスリムな支店の拠点を通じて顧客に対する価値提案をさらに刷新するとともに、富裕層顧客部門の拡大に重点を置いた。

プライベート・バンクは、2025年中にDSLバンクのブランドを廃止し、ドイツのモーゲージ事業および消費者金融事業におけるブランドの存在感に再び重点を置くことを決定した。これにより、複雑性およびコストをさらに削減することができる。DSLバンクのモーゲージは、これまで主にパートナー・プラットフォームを通じて販売されてきた。この動きは、当セグメントの収益性および資本効率の改善のため、フランチャイズ・ポートフォリオをキャピタルライト・ビジネス向けに最適化するというプライベート・バンクの意向に沿ったものである。

ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング事業は、国内外の市場における超富裕層（UHNW）のファミリー起業家および欧州における個人顧客に重点を置き、地域間で収益構成の多様化を維持した。グローバル・ハウスバンクかつファミリー起業家のためのパートナー候補であることを目指して、当事業は永続的な価値を創造し、世代を超えた確実な富の保全に注力している。

2024年、当事業セグメントは、引き続き超富裕層顧客の獲得およびサービス提供への注力を強化した結果、すべての地域で堅実に資産を集め、新規の純資金流入が大幅に増加した。ドイツでは、2024年初頭に専門の超富裕層カバレッジチームを設置した一方、プライベート・バンキングの顧客とのエンゲージメントを強化するため、試験的なリモート・アドバイザリーおよび新たなドイツ銀行のプライベート・バンキング・センターに注力した。かかるフランチャイズにより、プライベート・バンクとコーポレート・バンクとの間の「ワンバンク（One-Bank）」連携が加速し、顧客紹介の成功により新規の資金流入が生まれた。国際市場では、UHNW顧客およびファミリーオフィスが引き続き優先事項であり、特にオルタナティブ投資において投資ソリューションの提供を刷新するターゲットを絞った商品が発売された。イタリア、スペインおよびベルギーでは、中核的な一任ポートフォリオ運用ソリューションの浸透が進み、ウェルス・マネジメントとビジネス・バンキングとの間の「起業家向けバンキング」連携がさらに強化された。

ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングの提案の継続的な進化は業界内でも評価され、プライベート・バンクは、ユーロマネー誌による15部門の「2024年プライベート・バンク最優秀賞（Best Private Bank' 2024）」（「起業家向け最優秀賞（Best for Entrepreneurs）」、「超富裕層向け最優秀賞（Best for UHNW）」および「トランスフォーメーション最優秀賞（Best for Transformation）」の部門を含む。）ならびに地域別および市場別の賞を受賞した。

2025年、プライベート・バンクは、パーソナル・バンキング事業の改革を継続し、デジタル・チャネルおよびリモート・チャネルをさらに構築するとともに、従来型支店の閉鎖または旗艦店への転換により物理的な拠点を最適化する。新たなデジタル口座モデルおよび一任ポートフォリオ運用（DPM）ソリューションによるサービス提供のアップグレードならびに預金獲得への継続的な注力により、成長が牽引される。ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングでは、中核的なサステナビリティのサービス提供を基盤とした商品の刷新およびDPMソリューションへのさらなる注力に支えられた中核市場における事業拡大が引き続き重要な優先事項となる。

サステナビリティでは、プライベート・バンクは、発表した戦略を前進させ、商品の発売、受賞ならびに研修および事業全体の説明会を含む社内のサステナビリティの啓発の取り組みを成功させた。プライベート・バンクは、サステナビリティの商品ポートフォリオを強化し、戦略的テーマ別の協力を促進し、顧客の持続可能な移行の工程を支援するための全体的なサステナビリティの価値提案の強化に注力した。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメントは、DWSグループGmbH & Co. KGaAで構成されており、同社は伝統的なアクティブ戦略およびパッシブ戦略に加え、オルタナティブ・ソリューション等、多様な投資能力を有するグローバルなアセット・マネージャーである。

DWSの戦略は、成長、価値、構築および削減の四つの戦略的要素で構成されており、その強みおよび市場の成長見通しに沿ったものとなっている。その目的は、専門知識および確固とした顧客との関係を基盤としてドイツ市場における主導的な地位を維持することに加え、既存のパートナーシップを拡大し、新たな販売チャネルを開発すること、市場シェアをさらに獲得する

ことである。DWSは、特にXtrackersブランドに代表されるオルタナティブ投資およびパッシブ・ファンドで、さらなる市場の可能性を見出している。

成長戦略は、パッシブ運用業務およびオルタナティブ運用業務の可能性を基盤に構築されている。Xtrackersブランドに代表されるDWSのパッシブ運用業務セグメントには、持続的かつ収益性の高い成長の可能性がある。フランチャイズ事業および欧州事業を基盤として、DWSはサステナブルETF、テーマ別ETFおよびアクティブ運用ETFを含む米国の成長計画に投資することを決定した。さらに、DWSはアジア太平洋地域でのマンデートの需要が高いと考えており、同社のカスタマイズされたマンデート事業の拡大を計画している。2024年、DWSは、欧州のUCITSセグメントでXtrackersのサービス提供を拡大し、米国で追加のパッシブETFを立ち上げ、香港でポートフォリオ運用チームを設置することに成功した。アセット・マネージャーおよびDWSのフランチャイズにとって、規模はますます重要となっている。2024年、DWSは、初めて運用資産が1兆ユーロを突破するという重要な節目に到達した。DWSは、引き続き有機的成長および無機的成長の取組みを積極的に検討していく。

オルタナティブ運用業務では、DWSは、機関投資家および個人投資家の双方による需要の伸びが成長を牽引すると見込んでいる。リテール顧客向けの販売提携による貸出市場全体でのDWSの競争力は、オルタナティブ運用業務への配分が見込まれる。DWSは、債務プラットフォームの構築と同時に、不動産およびインフラ全体でのサービス提供拡大に重点を置いている。2024年中、DWSは、拡大するプライベート・クレジット市場を活用し、米国不動産信用事業を強化し、欧州オルタナティブ・クレジット・プラットフォームを構築した一方、インフラ事業は、引き続き増加する配分を十分獲得できるように体制を整えている。

価値戦略は、アクティブ運用業務（特に株式および債券）の成熟市場におけるリーダーシップを維持し、マルチアセット・ソリューションを拡大することを目的としている。株式では、DWSは、プラットフォームを選択的に拡大させることを意図している。市場環境の変化および金利の上昇を踏まえ、DWSは、債券および機関投資家に引き続き重点を置く。マルチアセットでは、ソリューション能力を強化し、スケール・メリットを得るためにモジュラー投資プラットフォームを強化することを目的としている。年金ソリューション、投資アドバイザリーおよび外部委託CIOサービスの重要性が高まる中、DWSは、当セグメントにおける現在のサービス提供の拡大を目指している。

構築戦略では、デジタルトレンドを重要視しており、サービスとしての資産運用およびデジタル資産に着目することを目的としている。サービスとしての資産運用は、投資資金がデジタル手段で分配されるという考えに基づいているため、DWSは、販売パートナーの商品提供へのサービスの統合を改善することを意図している。ますますトークン化が進む経済において、DWSのデジタル資産戦略は、新しいブロックチェーン・インフラの活用、革新的な商品の開発およびさらなる顧客の獲得を目指している。2024年、DWSは、規制されたユーロ建ステーブルコインの発行を目的とした合併会社を設立し、欧州の投資家に信頼できるビットコインおよびイーサリアムへのエクスポージャーを提供するため、初の仮想通貨の上場投資商品（ETC商品）を発売した。

削減戦略は、構築分野および成長分野への財務資源の再分配を意図している。DWSは、効率向上のための施策を継続的に分析している。2024年には、DWSは複数のファンドを統合または閉鎖することにより、商品ポートフォリオを最適化した。

DWSのサステナビリティ戦略の詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナビリティ戦略」の項を参照のこと。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンスおよびリスク管理

ガバナンスおよびリスク管理については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート - リスクおよび資本管理 - エンタープライズ・リスク管理 - 環境、社会、ガバナンスに関するリスク」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナビリティ・ステートメント作成の基礎」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ガバナンス」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ダブル・マテリアリティ評価」の項を参照のこと。

(2) 戦略ならびに指標および目標

戦略ならびに指標および目標については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 - 事業戦略 - サステナビリティ」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナビリティ戦略」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サステナブル・ファイナンス」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ESGデュー・ディリジェンス」、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - サプライ・チェーン管理」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書 - 事業年度における報酬制度の適用 - 2024年度から2026年度の長期報奨 (LTI) - 環境・社会・ガバナンス (ESG) 目標」の項を参照のこと。

(3) 人的資本

人的資本については、上記「第2 企業の概況 - 5 従業員の状況 - (3)」または下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 従業員」および下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 社会的トピックに関する情報 - 自行従業員」の項を参照のこと。

3【事業等のリスク】

本項は、2025年3月13日付の当行のForm 20-Fの「リスク・ファクター」の項の和訳である。

ドイツ銀行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。潜在的な投資家は、ドイツ銀行の証券に関する投資判断を行う場合、ドイツ銀行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と合わせて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、ドイツ銀行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたはその証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、上記Form 20-Fの日付現在において当行が判断したものである。

事業等のリスクの概要

マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況および金融市場の状況により重大な影響を受ける。市場のボラティリティ、インフレの継続、金利上昇環境の影響および貿易関税の拡大の可能性から大きな課題が発生しうる。様々な地政学的リスクおよび政治的リスクは、事業環境に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、経済活動が低迷し、金融市場においてより広範な調整が行われる可能性がある。特に、国際貿易、中東における緊張、ウクライナへの軍事支援およびその他の紛争またはその他の貿易制限および投資制限を含む経済制裁に関連する米国新政権の政策は、世界市場およびマクロ経済環境に悪影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクの顕在化により、ドイツ銀行の一部の事業における業績およびその財務状態ならびにその戦略的計画が悪影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行の戦略および事業に関するリスク 世界的なマクロ経済環境の著しい悪化ならびに銀行セクターおよび/または顧客行動に対する市場の信頼感の悪化により、ドイツ銀行が2025年の財務目標を達成できない場合、当行は、予想外の損失もしくは予想外の費用、計画していた収益性を下回る実績、または当行の資本基盤もしくは流動性基盤およびより広範な財

務状態の悪化を被る可能性があり、これによりドイツ銀行の業績および株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これは、ドイツ銀行が希望する現金配当および自社株の買戻しを行う能力にも影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体または当行独自の流動性に制約がかかる期間中には、債券資本市場にアクセスできないことまたは資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがあり、当行のビジネス・モデルの側面に大きな影響を及ぼす可能性がある。

規制および監督に関するリスク 金融業界に影響を及ぼす健全性改革および規制の監視強化は、今後もドイツ銀行に多大な影響を及ぼし、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、遵守されない場合、配当金の支払い、自社株の買戻しまたは当行の規制資本商品に関する支払いの禁止もしくは規制自己資本および流動性要件の強化を含む、当行に対する規制上の制裁につながる可能性がある。当行グループが規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当金の支払い、自社株の買戻しもしくは当行の規制資本商品に関する支払いを禁止する、またはその他の措置を講じる可能性がある。規制上の変更は、主要な企業の資金調達方法に影響を与える可能性があり、事業運営の方法に影響を及ぼし、業績にマイナスの影響を与える可能性がある。また、ドイツ銀行は規制上の措置により、そのビジネス・モデルの変更を余儀なくされるか、または一部の事業活動が実行不可能となる可能性がある。規制上および法律上の変更により、ドイツ銀行は、破綻処理シナリオにおいてペイルイン対象となる資本および債務を増加させ、厳格化された流動性要件を遵守することが求められる。当行がその自己資本要件または流動性要件を満たすことができない可能性があるとの市場の認識があった場合、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響が強まる可能性がある。

ドイツ銀行の内部管理体制に関するリスク ドイツ銀行は、内部管理体制およびインフラを強化する必要性に注目し、そのための取組みを開始した。ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）（BaFin）は、当行に対して、マネーロンダリング防止および顧客情報管理プロセスに関する管理体制およびコンプライアンスのインフラ整備を命じた。規制当局が設定するまたは期待するスケジュールで、ドイツ銀行のインフラおよび管理体制を改善できない場合、当行のレピュテーション、規制上の地位および財務状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

テクノロジー、データおよびイノベーションに関するリスク デジタル改革は、異業種からの参入企業、グローバルなハイテク企業およびフィンテック企業等、新たな競合他社に市場参入の機会を提供する可能性がある。したがって、当行は、競争力を維持し、当行をセキュリティの脅威から守るために、当行の事業においてデジタル製品およびプロセス・リソースへの投資に対する必要性が増加すると予想している。そうでない場合、ドイツ銀行は市場シェアを失い、それがドイツ銀行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたはその証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク 当行は、規制が厳しく強化され、訴訟社会で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁ならびにレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。訴訟手続において当行に不利な結果となった場合または捜査の結果、当行が適用ある法律を遵守しなかったとされた場合、ドイツ銀行は多額の損害賠償、罰金、事業活動の制限、是正の約束、刑事訴追または当行の財務状態へのその他重大な悪影響に晒され、結果としてメディアの大きな注目を集め、当行のレピュテーション上および潜在的な事業上の損失のリスクにも晒される可能性がある。刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

気候変動および環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する事項に関するその他のリスク 地球温暖化の影響ならびにそれに伴う、地球温暖化を抑制するために必要とされる政策、技術および行動の変化により、財務リスクおよび非財務リスクの新たな要因が出現することになった。これらのリスクには、異常気象により生じる物理的リスクの影響ならびに各国政府、規制当局、株主およびその他の組織による監視の強化によって金融機関が直面するリスクが含まれる。法域によって大きく異なる（時には矛盾する）ESG規制および／または開示基準が出現した場合、遵守費用を含む費用が増加し、各法域でそれぞれの規制要件を満たせないリスクの増大につながる可能性がある。

その他のリスク ドイツ銀行は、以下を含むその他のリスクにも晒されている。

- ドイツ銀行のリスク管理の方針、手続および方法により、当行は認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒される可能性があり、重大な損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスは、ドイツ銀行が社内でサービスを履行した場合と同様のリスクを伴う。かかる第三者が適用ある基準または当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行が重大な損失、規制措置、訴訟もしくはレピュテーションの毀損に晒される可能性、または第三者との関係から求められる利益を達成することができない可能性がある。

- 当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、アクセス管理の不足、ITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行と取引を行う第三者のサービス・プロバイダーに関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。
- EU域外の国々で中央清算機関と同等性評価に関する取決めができない場合、ドイツ銀行の経営成績または業務に悪影響を及ぼすおそれがある。より一般的には、当行の大規模な清算業務および決済業務は、短期間でも適切に運営されなかった場合にはリスクをもたらす。
- のれんおよびその他の無形資産の減損ならびに繰延税金資産の減額は、ドイツ銀行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。
- 当行の伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、取引を通じて与信が拡大される非伝統的な与信業務にも従事する可能性があり、これらは当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる。
- 当行の資産および負債の大部分は、当行が公正価値で計上した金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。かかる公正価値変動により、ドイツ銀行は損失を被っており、またさらに損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行は、その年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスク（当行の収益に重大な影響を及ぼしうる金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスクおよび流動性リスクを含む。）に晒されている。
- 新興の暗号資産セクターは、当行が参加するかもしれないにもかかわらず、当行にリスクをもたらす可能性がある。
- ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。当行がかかる法律および要件に違反した場合、ドイツ銀行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。
- 米国国務省により、米国経済制裁の対象者またはテロ支援国家として指定された国々の取引相手方と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が、当行との取引もしくはドイツ銀行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性があり、当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

マクロ経済環境、地政学的環境および市場環境に関連するリスク

ドイツ銀行は、世界のマクロ経済状況および市況により重大な影響を受ける。インフレの継続、金利上昇の長期化、貿易関税の拡大の可能性、市場のボラティリティおよびマクロ経済環境の悪化から大きな課題が発生しうる。これらのリスクは、事業環境に悪影響を及ぼし、経済活動の低迷および金融市場のより広範な調整につながる可能性がある。これらのリスクが顕在化した場合、ドイツ銀行の業績および財務状態ならびに当行の財務目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行は、リスク管理およびヘッジ活動を通じてこれらのリスクを管理するための措置を講じているが、これらのマクロ経済リスクおよびマーケット・リスクに引き続き晒されている。

2024年の世界の経済活動は、米国経済が予想を上回ったことを主因として、堅調なペースで拡大した。対照的に、欧州の大半、特にドイツの経済状況は引き続き厳しいものであった。2025年の米国経済は、米国新政権下での減税および規制緩和への期待に牽引され、やや鈍化するものの堅調な成長に向かうと予想されている。ユーロ圏の成長は緩やかに回復する見通しであるが、中期的には自動車等の一部のセクターで需要の伸びが低迷し、構造的リスクが高まっていることから、ドイツは遅れをとると予想されている。2025年2月にドイツの選挙が実施され、連立協議が進行中であるため、ユーロ圏の政治的不確実性は引き続き高く、構造改革に対する失望につながる可能性がある。さらに、フランスの新少数派政権は、強い政治的抵抗に抗して、上昇した公的債務比率の安定化のための信頼できる財政再建戦略をまだ策定していない。加えて、欧州経済は、潜在的な米国の貿易関税および、国内の活動が勢いを欠き、多額の負債を抱えた不動産セクターがまだ好転の兆しを見せていない中国からの対外的な下振れリスクに直面している。

ヘッドライン・インフレ率およびコア・インフレ率が中央銀行目標に近づいていることから、欧州中央銀行（ECB）および連邦準備制度理事会は、2024年下半期に主要政策金利をそれぞれ100ベースポイント引き下げた。しかしながら、インフレ圧力は、堅調な労働市場を背景に、特に米国では引き続き高まっている。さらに、米国新政権が減税を行い、関税を引き上げ、移民を減少させた場合、インフレおよび金利上昇のリスクが増大する可能性が高い。さらに、継続中の地政学的緊張による世界的なサプライチェーンの圧力も、インフレを促進する可能性がある。金利の見通しはより不透明になっており、市場では米国の利下げ幅は数月前と比べて縮小すると見ている。インフレ率が現在の予想を上回った場合、連邦準備制度理事会および他の中央銀行は政策引締めを再開せざるを得なくなり、失業率の上昇および債務不履行を含む循環的不況のリスクが増大する可能性がある。

インフレ圧力および金利上昇の可能性は、消費者支出および個人顧客投資を減少させる可能性がある。その結果として、当行の消費者金融および／または個人住宅ローン事業の新規事業の縮小をもたらす可能性がある。さらに、インフレ率の上

昇は、インフレ調整後所得の減少による個人顧客の支払困難につながる可能性があり、信用損失引当金への相応の影響を伴う延滞エクスポージャーの増加につながる可能性がある。

金利上昇は、企業、中小企業、商業顧客および個人顧客の借換リスクおよび潜在的な信用格付の格下げにつながる可能性がある。さらに、インフレ、金利および市場のボラティリティは、清算時の回収価値に関連するリスクを伴う担保の資産価格の下落につながり、したがって、信用損失引当金への影響もそれぞれ大きくなる可能性がある。また、担保の資産価格の下落は、潜在的に借換リスクの上昇につながる可能性がある。

予想を上回る金利上昇環境が継続した場合には、リスク資産市場の高評価セグメント（例えば米国株式市場の技術セグメント）の調整リスクも増大する可能性がある。より深刻なボラティリティの長期化は、世界の金融状況および信用状況ならびにドイツ銀行の事業環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

商業用不動産（CRE）市場は、金利上昇、借入コストおよび逼迫した融資環境の影響を引き続き受け、担保価格への継続的な圧力につながっており、特にオフィス・セクターにおいて、予想を上回る信用損失引当金を計上する可能性がある。最新の知見によると、商業用不動産価格およびより広範な市況は安定しつつある。短期的には借換リスクが引き続き高まっているが、金融サイクルの転換は市場心理を下支えし、また、2025年下半年からの借換条件を緩和する可能性がある。オフィス・セクターの調整プロセスは、今後数年間続く予想されている。

ノンバンク金融機関からの特定の活動およびより広範な民間信用を含む民間資本市場も、予想を上回る金利上昇および投資家心理の低迷によってマイナスの影響を受ける可能性がある。ノンバンク金融機関セクターは、多様なリスク・プロファイルおよび脆弱性を有し、極めて広範なセクターである。一つまたは複数の大規模なノンバンク金融機関の破綻は、ドイツ銀行を含む銀行およびその他の債権者または資本提供者にとって直接損失をもたらす可能性がある。金利の上昇、リスク回避、市場の流動性不足および景気減速を伴う広範な市場の不安定性はすべて、リターンの低下および投資家による資本の再配分に伴って発生する破綻の可能性を高める。内部リスク管理手法は、基礎となるカウンターパーティ・リスクおよび集中リスクへのエクスポージャーのリスク・プロファイルに見合ったものであるが、ドイツ銀行は過去に大きな損失を被っていないものの、将来的には損失を被る可能性がある。

全体として、上記のリスクは、単独でも、地政学的リスクの潜在的な増大（下記を参照のこと。）等のその他のリスク要因との組合せによっても、ドイツ銀行のポートフォリオの質の悪化および予想を上回る信用損失ならびに顧客の資金調達枠の実行に伴う資本需要および流動性需要の増加につながる可能性がある。金融市場のボラティリティの高まりは、証拠金請求の増加、マーケット・リスク・リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の増加および評価性準備金の増加につながる可能性がある。投資家の意欲への悪影響は、資本市場コミットメントを配分し、リスクを削減する当行グループの能力にも影響を与える可能性があり、損失をもたらす可能性があるとともに、価格設定およびヘッジがより困難かつ高コストとなる可能性がある。また、ロンバード取引または証券金融取引における不足金等、直接的にも間接的にも、取引相手方の特異な事象によるリスクを増大させる。さらに、予期せぬ政策決定または政策の誤りによって引き起こされる市場のボラティリティもまた、取引処理、内部および外部の不正行為リスクとともに、損失隠しの試みおよび顧客による訴訟リスクの増加等の行動リスクを含む、複数の非財務リスクにおける固有のリスクの増加につながる可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大部分は、公正価値で計上される金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行グループは過去に損失を被っており、また将来さらに損失を被る可能性がある。当行グループは、特に米ドルおよび英ポンドに関連して、為替レートの変動に関連するリスクに晒されている。当行はまた、資産および負債を償却原価で会計処理している。これらの資産の公正価値はその帳簿価額を下回る可能性があり、満期前に資産が売却された場合には実現損失をもたらす可能性がある。

複数の下振れリスクが同時に顕在化し、および/またはより顕著な景気減速と合わせて発生した場合、ドイツ銀行の事業環境へのマイナスの影響は、現時点の予想よりも深刻なものとなり、当行の2025年の財務目標を達成する能力に影響を及ぼす可能性がある。

様々な地政学的・政治的リスクおよび事由は、当行の2025年の財務目標を達成する能力を低下させる可能性のある経済活動の低迷、金融市場の調整、コンプライアンス・リスクまたは低金利環境等を含め、ドイツ銀行の事業環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

特に、国際貿易およびエネルギーをめぐる米国新政権の今後の政策に焦点が当てられている。これらの政策の一部は、インフレ率および金利の上昇ならびに主要な地政学的リスクの見通しに関する不確実性をもたらすリスクがある。例えば、米政権は、特にカナダ、メキシコおよび中国等、主要貿易相手国からの輸入品に対する追加関税を発表しており、これが実施された場合、米国の成長に悪影響を与え、インフレを促進する可能性がある。その結果、信用損失引当金の増加につながる可能性がある。また、米政権は、クリーンエネルギー・イニシアチブに対する資金提供および補助金の削減を提案しており、再生可能エネルギーに積極的な企業に影響を与える可能性がある。

ウクライナで継続中の戦争および米国の軍事支援が削減される可能性があるというリスクは、欧州の懸念を増大させ続け、不確実性の高まりおよび事業の混乱につながる可能性がある。一方、イスラエルとハマスの間で合意された脆弱な一時

的停戦と、イスラエルの軍事攻撃およびシリアのアサド政権の崩壊によってイランおよびそのテロリストに代わる勢力が弱体化しているという事実にもかかわらず、中東紛争のリスクは引き続き高まっている。市場の反応はこれまでのところ抑制されているが、市場の反応がさらに拡大する場合は、原油価格の上昇、市場のボラティリティおよびサプライチェーンの混乱を含めマイナスの影響を及ぼし、その結果、ドイツ銀行のリスク・プロファイルに影響を与える可能性がある。

ロシアに対するさらなる制裁およびロシア政府による対抗措置は、業務を複雑化させ続け、法に抵触する状況が生じている。厳しい制裁を背景に、銀行は、取引相手方または取引相手方との経済紛争にも巻き込まれており、通常の事業過程では発生しないコストまたは損失を生じる可能性がある。ロシアの資産への直接的な悪影響は回避されたが、様々な西欧の銀行に対する最近のロシアの裁判所命令は、下振れリスクをもたらしている。

また、貿易およびテクノロジー関連問題、金融フローおよび投資フロー、香港、台湾、人権、関税ならびにサイバー・セキュリティ等、広範囲に及ぶ分野で米中の緊張が高い状態が続いている。昨年、台湾の新総統が就任する中、中国は台湾周辺で大規模な軍事演習を行い、それによって台湾への圧力をかけ続けるとともに、南シナ海の領有権を積極的に主張した。当行は、中国／台湾の軍事衝突を短期的なベースケースとは考えていないが、激化による潜在的な下振れの影響は大きく、ドイツ銀行の業績および財務目標に著しく悪影響を及ぼす可能性がある。地政学的緊張は、中国対米国主導の明確な支持者の出現の可能性によって、さらなる経済の二極化および世界貿易の分断化を引き起こす可能性がある。全体として、潜在的な下振れの影響は、ドイツ銀行が計画している業績および財務目標に悪影響を及ぼす可能性がある。

多くの民主主義国では、政治的な二極化の進行、社会的不満の高まり、インフレ率の上昇から国内の政治的課題が生じている。最近のドイツの選挙を含むこれらの課題は、政治的意思決定プロセスを妨げ、必要な構造改革を阻み、当行のリスク・プロファイルおよび財務業績に直接的または間接的に影響を与える可能性のあるマイナスの経済的結果につながる可能性がある。

ドイツ銀行の戦略および事業に関するリスク

ドイツ銀行が2025年の財務目標を達成できない場合、または将来の損失もしくは収益性の低下を被る場合、ドイツ銀行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性があり、当行は、予定された分配または自社株の買戻しを行うことができなくなる可能性がある。

ドイツ銀行のグローバル・ハウスバンク戦略には、2025年末までの当行グループの財務目標および目的が含まれている。当行グループは、継続的に計画を立て、変化する状況に適応しているが、当行は世界的なマクロ経済環境の著しい悪化、銀行セクターおよび／または顧客の行動における市場への信頼性の悪化、ならびに競争の激化、インフレまたは予想外の費用により、当行の2025年の財務目標および資本目標を達成できないリスクを負っている。したがって、ドイツ銀行は、さらなる減損および引当金、予想外の費用、計画していた収益性を下回る実績、または当行の資本もしくは流動性ベースの減少、およびより広範な財務状況を含む予想外の損失を被る可能性があり、これによりドイツ銀行の業績および株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これには、ドイツ銀行が希望する現金配当および自社株の買戻しを行うことができないリスクも含まれており、これらはすべて、規制当局による承認、株主の承認およびドイツ会社法の要件に服する。かかる目標が規制当局に対するコミットメントまたは規制当局の要求を反映している場合、かかる目標が達成されないことも、当該規制当局または格付機関による措置が取られる要因となる可能性がある。このような状況において、当行グループは、最低資本または流動性目標を確実に達成するために行動する必要がある。これらの行動または施策は、ドイツ銀行の事業、業績、戦略的計画または当行の2025年の財務目標および資本目標の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。

2024年には、主にアジア太平洋地域、中東・アフリカ地域および米州地域を要因として、従業員の離職率が前年の水準を上回った。一般的に、離職率の推移は、当行の業務および費用構造に影響を与える可能性がある。インフレおよび従業員（常勤相当）費用の増加は、従業員の離職率を超える追加的なリスクである。

ドイツ銀行は、2025年に多少変動する可能性はあるものの、当行の最大分配可能額（MDA）の基準値を200ベースポイント以上上回るCET 1比率を維持することを目標としている。当行グループの自己資本比率の推移は、とりわけ、当行の中核ビジネスの業績、当行グループの再編費用の程度、および、例えばフロントオフィスとバックオフィスの間の最適化プログラムを含む改革イニシアチブによる関連利益の計上、潜在的な訴訟および規制上の強制措置に関連する費用、中核ビジネスの貸借対照表の利用の増大、当行の税金および年金勘定の変動、その他の包括利益への影響、ならびに規制および規制技術基準における変更等を反映している。

当行グループは、継続的な進化および通常の事業過程の一環として、契約および基本合意書を締結する。これらが暫定的な性質のものまたは条件付である場合、当行グループは、最終的な合意の履行または提案された合意が締結に至らず、かかる合意に伴う便益を得ることが危うくなるリスクにさらされる。

M&A、合併事業、戦略的提携、計画的なコスト削減およびその他の投資から期待される利益が実現しない場合、当行の財務業績に不利な影響が及ぼされる可能性がある。また、事業整理の可能性により、当行が追加費用を被る可能性がある。同時

に、いかなる統合プロセスまたは事業整理も多大な時間とリソースを必要とし、当社がそのプロセスを適切に管理できない可能性がある。

上記のすべてが、当社グループのCET 1 比率およびその他の目標比率に重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって当社は、例えば、目標とする当社のMDA基準を200ベースポイント以上上回るCET 1 比率を下回り、費用収益比率目標または税引後平均有形株主資本利益率目標を達成できない可能性がある。

本項「3 事業等のリスク」に記載されているその他のリスクに加えて、以下の事項が当社の戦略的目標ならびに2025年の財務目標および資本目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ドイツ銀行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、これらの戦略的な財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当社の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、このベースケース・シナリオには、将来における当社のコスト削減能力に関する仮定も含まれている。
- さらに、当社のベースケース・シナリオは、現在の市場のインプライド・フォワード・インタレスト・レート・カーブに基づいている。金利が予想どおり推移しない場合、当社の収益は想定のように推移しない可能性がある。
- また、ドイツ銀行の目標は、インフレ水準に関する仮定に基づいている。インフレが当社の予想どおりに推移しない場合、当社の事業は悪影響を受け、当社はコスト目標を達成できない可能性がある。
- 為替レートの変動は、当社の財務成績、自己資本比率および当社の戦略的目標または資本目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ドイツ銀行に対するレピュテーション・リスクまたは市場における否定的な評価は、顧客数、預金または資産の流出に影響を及ぼし、当社の業績および2025年の財務目標を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

低迷する市況、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家心理は、ドイツ銀行の収益および利益、特にインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長引く市況の低迷により当社の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当社が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当社は、その収益性が損なわれるか、または重大な損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティは、当社が保有する金融資産の価値を減少させるか、またはヘッジ費用を増加させることにより、ドイツ銀行に悪影響を与えるおそれがある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態によるインベストメント・バンクの収益は、当社が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料およびその他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値とともに減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、マーケット・リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。過去における顧客のリスク志向の低下は、オリジネーションおよびアドバイザーにおける取引量や収益性レベルの低下を招いた。ドイツ銀行の収益および収益性は、債券および株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。インベストメント・バンクが期待される市場シェアを獲得できない場合、当社にはその財務目標を達成できない可能性があるというリスクもある。

市場の低迷はまた、当社が顧客のために行う取引量の減少を招き、また将来においても減少する可能性があり、これにより利息以外の収益は減少する可能性がある。また、当社が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当社がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンク業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、アセット・マネジメントの投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、ドイツ銀行の収益に影響を及ぼす可能性がある。顧客は、顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当社が十分な担保を保有していないまたは期待される担保価値を実現できない場合に、当社はさらなる信用リスクおよび当該顧客の損失を填補する必要性に晒される可能性がある。顧客が損失を被り、ドイツ銀行の商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、ドイツ銀行の業務が阻害される可能性がある。

また、ドイツ銀行がトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当社の取引から得られる収益および利益は、市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。ドイツ銀行が資産を保有している場

合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。インベストメント・バンクのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差の影響を受ける。予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。さらにドイツ銀行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、マーケット・リスクを負っており、これにより当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ流動性の高い市場で取引されていない当行の保有資産において発生する。市場相場価格が付けられていない銀行間のデリバティブ契約等の証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行がモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせて顧客の取引を縮小し、ひいては取引フローに依拠する事業の活動水準も低下させる場合には、ドイツ銀行は悪影響を受ける可能性がある。

ドイツ銀行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体または当行独自の流動性に制約がかかる期間中には、債券資本市場にアクセスできないことまたは資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。

ドイツ銀行は、事業活動に資金を提供するため、流動性資金を継続的に必要としているが、当行が有担保債および／もしくは無担保債の市場にアクセスできない場合、子会社からの資金を利用できない場合、事業全般に流動性資金を適切に配分できない場合、資産を売却できない場合、または現金もしくは預金の予測不能な流出を被る場合、当行の資金流動性は損なわれる可能性がある。このような状況は、流動性資金の制限を含む金融市場における混乱、取引相手方による債務不履行、不履行、または金融機関に影響を及ぼすその他の不利な展開から生じる可能性がある。このような不利な展開には、訴訟事案、規制措置または類似の事案に起因する今後の資金流出（預金の流出を含む。）に関する認識を理由として、取引相手方または市場がドイツ銀行の事業に対する資金提供を控える可能性がある。これらの事項は、当行の事業、ビジネス・モデルもしくは戦略もしくは経済状況や市況の悪化にドイツ銀行が対応するための回復力において、実際に脆弱性がある場合または脆弱性があると認識される場合がある。かかる状況が生じた場合、ストレスのかかったシナリオの期間における利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受ける可能性がある。

加えて、かかる認識は、資本市場にアクセスし、ドイツ銀行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えるおそれがある。もう一つの影響は、一部の市場参加者の間で、繰上償還可能な証券（一般的にTier 2 およびAT 1 証券）だけでなく、シニア債についても初回の繰上償還可能日に償還されると予想されていることである。当行が繰上償還を行わないと決定した場合、投資家の不満足および財務困難に関する潜在的な兆候が組み合わさり、ドイツ銀行の資金調達カーブに悪影響が及ぶ可能性がある。資金調達スプレッドへの影響の大きさは、とりわけ、現在の市況と比較した場合の証券のリセット・スプレッドおよびクーポンを含む一連の要因に左右される。かかる事象により、貸借対照表上の資産に係るリファイナンス、各通貨での事業活動の実行または適切な水準の資本の維持ができない可能性がある。その結果、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、貸付業務等の事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、ドイツ銀行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

流動性リスクはまた、ドイツ銀行の質の高い流動資産（HQLA）の価値および市場性が低いことから生じる可能性があり、ストレス事象においてキャッシュ・アウトフローをカバーするための資金の額に影響を及ぼす。既に減損した資産価値に加え、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レポ／ホールセールの資金調達市場における価値だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格性を失う可能性もある。

より広範な金融業界における不利な展開に起因して、預金保護制度で保証されていない預金の引出し、またはその他の投資商品への預金の移動により、追加的な流動性リスクが発生する可能性がある。経済の不確実性または市場ストレスが生じた場合、デジタル・バンキングにより、預金者はデジタル処理で迅速に他の市場参加者に資金を移動させることができるようになり、より急激かつ大規模な預金の流出につながる。このリスクは、即時決済規則の施行により深刻化する可能性があり、これにより日中流動性へのニーズの増加に加え、通常の営業時間外における流出の加速につながる可能性がある。加えて、金利の上昇より、銀行間でのリテール預金の価格競争が促進され、ドイツ銀行の資金調達コストが増加する可能性がある。また、ドイツ銀行の主要な資金調達源の一つであるリテール預金の取扱高についても、さらなる圧力がかかる可能性がある。

不透明なマクロ経済の展開は、FX市場のボラティリティに起因して、または相手方が合意された取引条件を満たす当行の能力を懸念してエクスポージャーを制限しようとする場合、ドイツ銀行の外国為替（FX）取引を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、ユーロ（ドイツ銀行の現地通貨）が他の主要通貨に対して大幅に下落した場合、当行の貸借対照表上のFXミスマッチが拡大し、担保流出の増加につながる可能性があり、異なる通貨で流動性のニーズをサポートすることが困難になる可能性がある。

エマージング・リスクの一部として、デジタル決済およびブロックチェーンは、市場流動性の深さおよびボラティリティならびに資金調達に影響を与える可能性がある領域として評価されており、資金調達コストに一時的な影響を与え、それによって収益性に悪影響を与える可能性がある。

将来、信用格付が投資適格未満に引き下げられた場合、資金調達コストおよびドイツ銀行と取引する相手方の意欲に悪影響を及ぼし、当行のビジネス・モデルの側面に影響を及ぼす可能性がある。

格付機関は定期的に当行の信用格付の見直しを行い、かかる見直しは時の経過とともに変化する多くの要因により悪影響を受ける可能性がある。かかる要因には、当行の戦略および経営陣の能力、財務状況（収益性、資産の質、資本、資金調達および流動性等に関する）、当行が属する業界に対する政治的支援の水準、構造改革の実施、当行の法的構造に適用ある法律および規制上のフレームワーク、当行債権者の事業活動および権利、格付手法の変更、債券保有者および預金者を保護する損失吸収バッファの比重の変更、当行の主要市場における競争環境や政治経済状況、ならびに市場の不確実性に関する格付機関による評価が含まれる。さらに、投資家が投資判断において検討する場合と同様、環境・社会・ガバナンスの要因（気候変動リスクを含む。）が、信用格付分析の一部として格付機関により考慮されることが多くなってきている。

ドイツ銀行の信用格付の投資適格未満への引下げや、当行の財務上の回復力への資本市場の認識の悪化により、当行の短期金融市場へのアクセスに影響が生じ、当行の預金ベースの規模が縮小するか、デリバティブ契約およびその他の担保付資金調達の取決めにおいて追加担保もしくはその他の要求が生じるか、またはそれらの取決めを変更する必要性が生じる可能性がある。その結果として、当行の資金調達コストおよび資本市場へのアクセスに悪影響を及ぼし、当行との取引を希望する取引相手方の範囲が限定される可能性がある。これにより、ドイツ銀行の競争力が悪影響を受け、ドイツ銀行の短期的ないし中期的な見通しを脅かす可能性がある。

ドイツ銀行は、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

ドイツ銀行は、自己資本要件およびレバレッジ要件を充足またはこれらを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する戦略の一環として、資産の売却またはかかる資産へのエクスポージャーを削減していく所存である。当行がビジネスを売却する場合、当行は、売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、またかかる事業体またはビジネスの分離および売却のプロセスにより、オペレーティング・リスクまたはその他の損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市況により、当行は、事業体、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、または売却自体が困難となる可能性がある。

ドイツ銀行が財務実績に影響を与えうる企業結合またはその他の種類の投資を特定し、それらを実施し、完了することは困難となる可能性がある。さらに、事業統合を回避しても、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行は随時、事業統合およびその他の種類の投資を検討している。当行が重要な事業統合を発表または完了した場合で、当該取引が高額すぎる、既存株主にとって希薄化をもたらす、または当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価または統合対象法人の株価は著しく下落する可能性がある。また、事業統合において特定のクラスの資産を公正価値で再評価する必要性は、取引を実行不可能にする可能性がある。ドイツ銀行が事業体の買収またはその他の種類の投資（例えば、持分法投資）を決定した場合、事業統合の完了前に、あらゆるビジネスのすべての側面の調査を完了させることは一般に不可能である。その結果として、事業統合もしくはその他の種類の投資が予想どおりに運ばない可能性、または当行が統合対象法人の業務をうまく統合できない可能性がある。発表した事業統合を完了できなかった場合、または当該事業統合もしくは当該投資において予想された恩恵を享受できなかった場合、収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、このような事態が、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の認識に影響を与え、株価が下落する可能性がある。さらには、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また重要な従業員の残留を促すために当行が報奨金を支払う場合は、費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

ドイツ銀行がさらなる事業統合を行うことを回避した場合もしくはさらなる事業統合を行うことができなかった場合、または発表したもしくは予想された事業統合を実現できなかった場合、市場参加者は、当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。当行はまた、特に新たな事業分野への事業の拡大を自律的成長のみによって行う場合には、競合他社と同様に迅速に、あるいは成功裡に実行することができないおそれもある。これらの認識や制約は、当行の事業に損失をもたらし、また当行のレピュテーションを毀損する可能性があり、財務状態、業績および流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行の本国ドイツの市場およびグローバルな市場における激しい競争は、収益および収益性に影響を及ぼしており、今後も著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、すべての業務部門において競争の激しい市場で事業を展開している。当行が、収益力のある魅力的な商品およびサービスの提供をもって競争環境に対処できなかった場合、当行は、市場シェアを失うか、または損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

ある。また、収益拡大のために資本を配備し、投資資金を調達することができない場合、当行の競争力は損なわれる可能性がある。当行グループは、市場での地位を守り、成長機会を実現するために、競争の進展を継続的に監視し、対応している。このような状況における競合他社には、大規模な国際銀行、小規模な国内銀行ならびに新興およびノンバンクの競合他社が含まれる。重要な競合他社が合併または買収された場合、ドイツ銀行のビジネス・モデルおよび将来的なM&Aグロースの機会に悪影響を及ぼす可能性がある。

規制および監督に関するリスク

金融業界に影響を及ぼす健全性改革および規制の監視強化は、今後もドイツ銀行に多大な影響を及ぼし、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、遵守されない場合、配当金の支払い、自社株の買戻しまたは当行の規制資本商品に関する支払いの禁止もしくは規制自己資本および流動性要件の強化を含む、当行に対する規制上の制裁につながる可能性がある。

政府および規制当局等は、規制の枠組み変更を通じて、特にバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）によって概要を示された規制改革計画の最終的な実施、およびより最近では持続可能な経済への想定される移行を通じて、金融業界の将来の危機からの回復力を強化するための取り組みを引き続き行っている。

規制枠組改革の中核的要素として、バーゼル委員会は、ドイツ銀行に適用される最低自己資本および流動性の基準に関する包括的な一連の規則およびその他の規則（「バーゼルIII」として知られる。）を策定し、精緻化を続けてきた。2024年6月、EUの健全性ルール（自己資本要求規則および自己資本要求指令 - CRR 3 および CRD 6）がEU官報に掲載された。改革は、バーゼル委員会のバーゼルIIIの最終改革を実施するものである。これらの改革により、EUの銀行がそれらのリスク・ウェイト・アセットを計算する方法が変更される。改革の最大部分は、欧州委員会が委任法を通じて2026年1月まで延期した、マーケット・リスクに関する規則（トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）の実施）を除き、2025年1月時点で適用されている。資本フロアは、内部モデルによるRWAを最終的に標準的手法によるRWAの72.5%に制限するもので、2030年1月に完全に適用される。バーゼルIIIの最終化は、当行のRWAおよび関連する資本要件を引き上げる。この改革はまた、すべての主要法域で異なるスケジュールにより実施されている。2024年初頭、欧州銀行監督機構（EBA）は、健全性評価に関する規制技術基準（RTS）の改正について協議した。この基準は、EU内で業務を行う金融機関が、健全性評価を目的として公正価値の資産および負債の評価に適用すべき要件を定めている。EBAは寄せられたコメントを精査しており、最終的な見解によっては、ドイツ銀行のCET 1 要件の引上げにつながる可能性がある。EBAはまた、オフ・バランスシート項目に関するRTSの変更についても協議した。このアプローチでは、チャージバックの支払いの取扱いについても検討している。健全性評価に関するRTSと同様に、EBAはコメントを精査しており、当行は最終的なRTSが2025年第3四半期に公表されると予想している。これにより、チャージバック・リスクの健全性の取扱いについて、さらなる指針が示されることとなる。

さらに、欧州中央銀行（ECB）を含むドイツ銀行の金融監督機関は、EUの単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）に従って、ストレス・テストならびに資産品質およびリスク管理プロセスの定期的な検証を実施している。健全性に関する規制当局は、一般的な自己資本規則（第1の柱）で十分にカバーされていないと判断したリスクに対して、金融機関に自己資本の上積み課すか、または事業の制限や変更等のその他の措置を課す裁量を有する。こうした状況の中、ECBは、ドイツ銀行にSREPに基づく個別の自己資本要件（「第2の柱の要件」と呼ばれる。）を課しており、これによりドイツ銀行は、Tier 1 資本の75%以上およびCET 1 資本の56.25%以上を満たさなければならない。第2の柱の要件は、法定の最低自己資本水準およびパフアー要件に加えて満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。

2024年のSREPの後、ドイツ銀行は、2025年1月1日から維持される健全性自己資本要件に関するECBの決定により、ドイツ銀行の第2の柱の要件がRWAの2.9%となり、そのうち少なくとも1.63%はCET 1 資本で、2.18%はTier 1 資本でカバーされなければならないと通知を受けた。さらに、決定には、EBAまたはECBが実施した規制上のストレス・テストからECBが導き出した結論が含まれている。2025年1月20日に開始されたEBAのEU全域でのストレス・テストの結果は、2025年8月初頭に公表される予定である。ECBは、第2の柱の要件の水準に関する決定を通知するために、各銀行の実績を定性的な観点から、また第2の柱のガイダンスの水準を評価する際の一つの側面である定量的な結果から評価を行う。ECBは、過去にもSREPの決定においてこれらの権限を行使しており、立入検査で特定された事項に対処するため引き続きこれらの権限を行使する可能性がある。極端な場合には、ECBは各管轄内で特定の活動または営業許可を停止すること、またガイドラインに適用される規則に従わなかった場合には罰金を科すこともできる。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる権限は、近年着実に増加している。また、進行中または将来の危機（世界的なパンデミックまたは気候変動等）を受けて、政府および規制当局により、新たな規制が臨時に課される可能性があり、特にドイツ銀行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

ECBは、2024年にサイバー耐性のストレス・テストを初めて実施し、これにより、欧州連合内の銀行が改善すべき点として、事業継続の枠組み、インシデント対応計画、バックアップ・セキュリティおよび第三者のサービス・プロバイダー管理等の特定の分野がECBにより明らかにされた。このため、ITセキュリティおよびサイバー・リスクに関するオペレーショナル・レジリエンスの枠組みの不備は、ECBの2025年 - 2027年の監督上の優先事項の一部となっている。

ドイツ銀行が規制要件（特に法定の最低自己資本水準、または第2の柱の要件）を遵守しなかった場合や、ドイツ銀行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、管轄規制当局は当行に対し、株主に対する配当支払いもしくはその他の規制資本商品の保有者に対する分配を禁止する、または当行の戦略、収益性、資本および流動性プロファイルに影響を及ぼす可能性のある措置を講じるよう要求することができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出の結果として生じる可能性がある。定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、ドイツ銀行に対して他の形態での規制上の強制措置が講じられる可能性があり、その結果、罰金を含む制裁が科される可能性がある。かかる強制措置は、ドイツ銀行の現在および将来の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いまたはその他の規制資本商品に関する分配を行うドイツ銀行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

規制環境および法的環境はいずれも大きく変化することが予想され、ドイツ銀行の収益および費用（例えば、継続的および将来的なコンプライアンスを確保するためのコスト）に影響を及ぼす可能性がある。さらに、特定の非欧州地域における規制条件緩和の見通しは、当行にとって競争上不利に働く可能性がある。

ドイツ銀行は、より多額の自己資本およびバйлイン可能債務（銀行破綻時にバйлイン対象となる債務）を維持し、厳格化された流動性要件を遵守することを要請された。これらの要件が当行のビジネス・モデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本要件または流動性要件を十分なバッファーをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識、またはこれらの要件を満たすことができないような場合は、当行のビジネス・モデルおよび業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

上記のとおり、ドイツ銀行は、とりわけ、適用ある法律に基づく自己資本要件の強化および流動性要件の厳格化に従うものとし、その一部には追加的な自己資本バッファー要件も含まれている。近年施行されたリスク測定に関する規則の厳格化、リスク・ウェイト・アセットの増加およびこれに対応する銀行の資本に対する要請、流動性要件の厳格化ならびに拘束力のあるレバレッジ比率（レバレッジ比率バッファーを含む。）の導入といったさらなる改正が、当行のビジネス・モデル、財務状態および業績に影響を与える可能性がある。さらに、ドイツ銀行が規制自己資本または流動性要件を満たすことができない場合、当行は、執行措置の対象となる可能性がある。さらに、流動性の維持または増加を求める要件により、当行の収益の発生や利益の増大を追求する活動が減少する可能性がある。

規制自己資本および流動性要件に加えて、ドイツ銀行は、破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持も要求されている。これらの規則は、「TLAC」（総損失吸収力）および「MREL」（自己資本および適格負債に関する最低基準）要件という。これらの要件を遵守しなければならないことにより、ドイツ銀行の事業、財務状態および業績に影響が及ぶ可能性があり、特にその資金調達費用が増加する可能性がある。

ドイツ銀行は、今後強化されていくこれらの規制要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないまたは発行できないこととなる可能性がある。それは、適用ある基準のもとで規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での将来の下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被りCET 1 資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組合せもしくはその他の要因によっても生じうる。

適用ある最低自己資本比率やバッファー要件、特定の第2の柱の自己資本要件、レバレッジ比率要件またはTLACもしくはMREL要件を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払い、自社株の買戻し、その他の規制資本商品に関する支払いおよび任意の報酬支払いを制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生および利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によっても要求される自己資本比率水準まで回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなったとみなされる場合には、管轄当局は、単一破綻処理メカニズム（SRM）および適用ある法令に基づく破綻処理権限を適用する可能性が

る。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

当行は、異なる法域、特に米国におけるその現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められる場合がある。

ドイツ銀行は、異なる法域におけるその現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められている。連邦準備制度理事会は、ドイツ銀行のような特定の外国銀行（FBO）の米国での業務について、必要とされる体制を定めた規則およびFBOの米国での業務に適用される高度健全性基準を採択した。ドイツ銀行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある大規模FBOは、これらの規則に基づき、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社（IHC）を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかける中間持株会社に保有させることが義務付けられている。連邦準備制度理事会の事前承認によって、ドイツ銀行は、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーション（DWS USA Corporation）の2社をIHCに指定した。DWS USAコーポレーションは、ドイツ銀行が株式の約80%を所有するDWSグループGmbH & Co. KGaAの子会社であり、当行のアセット・マネジメント部門および子会社を保有している。各IHCは、米国のパーゼルIII自己資本規制フレームワークに基づくリスクベース資本要件およびレバレッジ資本要件、資本計画およびストレス・テストの要件、米国流動性バッファ要件ならびに米国の大手銀行組織に適用あるものと同等のその他の高度健全性基準に、連結ベースで服している。また、IHCの2社は、補足的レバレッジ比率要件ならびにTLACおよび長期債の維持に関する要件にも服している。これらおよびドイツ銀行の米国における主要な銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、流動性カバレッジ比率および安定調達比率要件にも服している。連邦準備制度理事会は、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションのようなIHCおよびその子会社ならびにドイツ銀行のニューヨーク支店等のFBOの米国支店および代理店を検査する権限を有する。

ドイツ銀行は、ドッド・フランク法に基づき、破綻処理計画（米国破綻処理計画）を作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に対して当該機関により設定されたスケジュールで提出することが義務付けられており、完全版計画および焦点を絞った計画を交互に提出している。米国破綻処理計画においては、ドイツ銀行がその米国における指定された重要法人および業務の秩序ある破綻処理のために戦略を実行する能力があることを証明しなければならない。ドイツ銀行の米国破綻処理計画では、ドイツ銀行の米国における重要法人および業務に関する一元的破綻処理戦略が説明され、DB USAコーポレーションが、米国におけるその重要法人子会社に対し流動性および資本援助を提供し、適用ある破綻処理手続によらず、当該子会社の支払能力を維持した業務撤退を確保する旨が規定されている。

ドイツ銀行の次の完全版破綻処理計画の提出期限は、2025年10月1日である。当該機関が、共同でドイツ銀行の米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、ドイツ銀行が、規定された期間内にこれらの問題点を是正できなかった場合には、両機関がドイツ銀行に制限を課すまたは事業、法人、オペレーショナル・システムおよび／もしくは企業内取引を再構築もしくは再編することを求められる可能性があり、これにより当行の運営および／または戦略にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。さらに、当該機関が、より厳しい自己資本水準、レバレッジ要件もしくは流動性資金要件をドイツ銀行に課すまたは一定の資産もしくは事業を売却することをドイツ銀行に要求する可能性もある。

DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションはそれぞれ、毎年、連邦準備制度理事会の監督当局によるストレス・テストおよび自己資本計画要件の対象となる。また、DB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションは、大手銀行持株会社およびIHCの自己資本および計画の実務を評価する監督当局による年次調査である連邦準備制度理事会の包括的資本分析検査（CCAR）の対象である。2020年の改正後、CCARプロセスは、CCARの定量的評価および連邦準備制度理事会の自己資本規則におけるバッファ要件を統合し、統一自己資本バッファ要件を作成している。この変更点は、CCARから「合否判定方式」による定量的および定性的評価を削除し、金融機関固有のストレス資本バッファ（以下「SCB」という。）を組み入れるよう、一定水準の資本保全バッファを修正した。監督当局による2024年ストレス・テストの結果に基づくDB USAコーポレーションおよびDWS USAコーポレーションのSCBは、それぞれ13.9%および5.6%に設定された。これらのSCBは、2024年10月1日から発効した後、2025年9月30日まで有効とされ、その時点でドイツ銀行の各IHCのSCBの程度は、2025年6月に公表される予定の2025年ストレス・テストの結果に基づき再計算される。SCBの増加によって、当行に対して、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすような方法で自己資本の増加または事業再編を求められる可能性がある。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減、もしくは資本および／もしくは流動性資金の投入またはその他当行の米国事業の構造の変更を余儀なくされたり、米国子会社が配当を支払う能力またはその配当金額を制限する可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本または流動性を米国に投入することを余儀なくされたりする限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件およびその他の要件ならびに他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本

比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースおよび非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制およびその他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも悪影響が及ぶ可能性がある。

ドイツ銀行の規制自己資本比率および流動性比率ならびにドイツ銀行の株式または規制資本商品に関する分配に利用可能な資金は、事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行の利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、ドイツ銀行の株式または規制資本商品に関して全く支払いが行われぬか、あるいは支払額が減少する可能性がある。

ドイツ銀行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表の管理、そして当行の資産のリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法制的もしくは規制上の手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびにその株主および債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強および流動性資金の積み上げのための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は、資本および流動性管理に関する決定において、ドイツ銀行の株式またはその他Tier 1 資本商品のような規制自己資本に含める適格性を有する発行済の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制資本商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、一定の措置の実施を差し控えるよう決定する可能性がある。ドイツ銀行の決定が当行の規制自己資本比率に及ぼす影響により、かかる規制資本商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定により、たとえ当該保有者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、ドイツ銀行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、株式に関する配当の支払いおよびその他の規制資本商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）において規定されるドイツ会計規則に従い、通常、非連結ベースで計算される。ドイツ銀行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性またはドイツ銀行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当またはかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、ドイツ銀行は戦略を実行するにあたり減損を計上し、この減損がドイツ銀行の非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす可能性がある。非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、当行は将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。特に、ドイツ銀行の訴訟事案、執行措置および類似の事案の和解金額に関する直接的な費用（とりわけこれらにつきドイツ銀行が設定した引当金を上回る場合）またはその関連事業への影響は、これらが生じた場合にかかる分配可能な金額に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、株主またはその他の規制資本商品（その他Tier 1 資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の範囲に制限を設けている。また、当行の経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連する金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当または当行の規制資本商品の条件に基づくその他の支払いを行う能力に影響を及ぼす可能性がある。

欧州およびドイツの法律に従い、ドイツ銀行に、破綻処理の実現可能性がある場合または破綻処理措置が課された場合には、ドイツ銀行の事業運営が重大な影響を受ける可能性がある。かかる措置により、当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元化するSRMに参加している。ドイツでEUの銀行再建・破綻処理指令を実施したSRM規則およびドイツ再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。破綻処理中の銀行に課せられる破綻処理措置には、当行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、株主利益の希薄化もしくは株式の消却、または当行の発行済債券の条件の変更（例えば、償還延期や適用金利の引下げ等）が含まれる可能性がある。さらに、当行が破綻処理の対象となった場合、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法に明記される特定の上位

非優先債務)が償却され(ゼロにすることも含む。)、または株式に転換される(一般に「ペイルイン」と呼ばれる。)可能性もある。

破綻処理法は、また、破綻した銀行が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような銀行への公的金融支援(もしあれば)は、ペイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され、利用された後の最終手段としてのみ行われる。管轄機関が破綻処理実現可能性の障害を取り除くために措置を講じることが、当行の業務に重大な影響を及ぼす可能性がある。破綻処理の実行は、株主利益の著しい希薄化、さらには株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

採択または提案されたその他の規制改革(例えば、デリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護およびデータ保護等に関する広範な新規制)は、ドイツ銀行の営業費用を大幅に増大させ、またそのビジネス・モデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の自己資本やその他の要件に加え、ドイツ銀行は、様々な規制改革(とりわけ、ドイツ銀行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護およびデータ保護に関する規制等)の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

EUの店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する規制(「欧州市場インフラ規則(EMIR)」)とも呼ばれる。)のもと、銀行およびその他の対象機関は特定のクラスのOTCデリバティブに関する清算義務ならびに各種報告義務および開示義務を含むいくつかの要件を遵守しなければならない。2023年1月に実施されたEMIRのターゲット・レビューに従い、2024年11月に当該EMIR要件に対するいくつかの変更が採択され、2024年12月に改正EMIR(以下「EMIR 3.0」という。)が官報に掲載された。これには清算義務の対象となる取引相手がEU中央清算機関に稼働口座を維持し、EU域内全体のデリバティブ契約のうちいくつかの代表的な取引を清算するための要件の導入が含まれる。EMIR 3.0要件の実施は、ドイツ銀行の利益率に悪影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は報酬の規制(当該法令、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制(Institutsvergütungsverordnung)を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスク・テイク」およびその他の従業員に付与される賞与の上限設定を含む。)の対象である。かかる報酬の規制が法律によるものでも、またはかかる規制の実施のためにEBAが公表した指針に従ったものでも、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合域外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

とりわけドイツおよび英国等のその他の国を中心とするSRMに参加するEU加盟国では銀行税が定められている。ドイツ銀行は単一破綻処理基金(以下「SRF」という。)への事前拠出を反映し、銀行税として、2024年に172百万ユーロ、2023年に528百万ユーロ、2022年に762百万ユーロを支払った。2023年末現在、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%というSRFの目標水準が達成され、2024年にはSRFへの拠出は不要となった。2025年も同様に、当行は単一破綻処理基金に対する拠出を行うことは見込んでいない。しかしながら、当行はかかる想定に内在するリスクを認識しており、SRFに対する金融債務に影響を与えうる進展を注意深く監視していく。さらにドイツの銀行は、改正欧州連合預金保証制度指令(DGS指令)および欧州連合投資家補償制度指令に基づく法定の預金保証制度および投資家補償制度への拠出を行わなければならない。

DGS指令は、2024年7月3日までの事前積立目標水準として、破綻処理基金と同様に付保預金残高の0.8%を設定しており、この積立のため法定の預金保護制度費用が大幅に増加した。また、ドイツ銀行は、参加者からの拠出金により資金を調達する預金保護基金(Einlagensicherungsfonds)を通じて、ドイツの民間銀行が提供する自主的な預金保護にも参加している。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を定量化することはできないが、想定以上の拠出金を参加者に要求されるようなことを引き起こす特定の市況または事由が発生する可能性もあり、これにより、将来的に当行の事業、財務状態および業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。銀行の破綻、破綻処理措置および関連する国のDGSまたはSRMによって保有される資産価値の下落により、不足額を補うため、拠出金が増額される可能性がある。

さらに、ドイツ銀行は、単一破綻処理基金に対する取消不能の支払義務に関連する条件に関する欧州連合司法裁判所の将来的な決定事項に影響を受ける可能性がある。裁判所による判決がかかる取消不能の支払義務に関する現在の会計処理にマイナスの影響を及ぼすとみなされる場合、会計上の損失が発生し、当行の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 連結貸借対照表に対する注記 - 注記28 信用関連コミットメントおよび偶発負債」の項を参照のこと。

ドイツ銀行は、一般データ保護規則(GDPR)に服しており、これにより、個人データの処理に関するその規制上の義務(GDPRのデータ保護原則の遵守、データ主体の権利の数の増加および厳格なデータ漏洩通知の義務を含む。)を増大させた。GDPRは、監督当局に対して広範な執行能力(不遵守に対して多額の罰金を課す能力を含む。)を付与し、またGDPR違反により影響を受ける個人が提訴できる権利を規定する。GDPRの遵守には、技術上および組織上の適切な措置への投資が必要となり、当行はデータ保護に多大な資源を継続的に投入することを余儀なくされる可能性がある。当行がGDPRにより要求される基準を満たしていないことが判明した場合、当行のレピュテーションが損なわれ、データ保護監督当局により多額の罰

金を科されるかまたは当行の個人データ処理能力に関する制限が課せられ、影響を受ける個人により提起された賠償請求に対して防御することが必要になる可能性がある。これらはすべて、当行に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、金融サービス会社によるマネーロンダリング防止（AML）およびテロ資金供与防止規則の遵守について、EUおよび非EU当局の両方から引き続き監視されており、その結果、様々な法域において会社に対する数々の規制上の手続、刑事訴追およびその他の強制措置が発生している。

当行の内部管理体制に関するリスク

ドイツ銀行が、当行に適用される法律、規制および関連する監督当局の期待に沿って業務を遂行することを可能にするためには、堅固かつ効果的な内部管理体制および適切なインフラ（人材、方針および手続、管理体制のテストならびにITシステムから構成される。）が必要である。当行は、その内部管理体制およびインフラを強化する必要性を認識し、一定の領域においてこれを実行するように監督当局から要求されてきた。当行はこれを達成するための施策に取り組んできた。これらの施策が奏功せず、または、その進捗が遅すぎる場合、ドイツ銀行のレピュテーション、規制上の地位および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、また、当行の戦略的目標を達成する能力が損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行のビジネスは、堅固かつ効果的な内部管理体制を維持するドイツ銀行の能力に大きく依拠している。この能力は、当行が、非常に複雑で多数かつ多様な市場および通貨において高速、大量かつ高頻度に発生する、広範囲にわたる取引を日々処理し、監視するのに必要なものである。さらに、そのような堅固かつ効果的な管理体制は、これを支える当行のインフラの十分に依拠している。かかるインフラは、一般に、内部方針および手続、テスト・プロトコルおよびITシステム、ならびにこれらを実施し、また、機能させるために必要な人材から構成される。効果的な管理体制は、取引の処理および決済、資産の評価、各種測定基準に対するリスクおよびポジションの特定、監視、集計、測定および報告、法律上、規制上およびコンプライアンス上の目的における取引相手方および顧客の評価、見直しの拡大、ならびに必要に応じた軽減および是正措置の実行を含むインフラ・システムおよび手続に依拠している。これらは、規制上の報告ならびにその他のデータ処理およびコンプライアンス業務にも必要不可欠である。

内部管理体制およびその基礎となるインフラは、いずれもドイツ銀行の完全性や包括性の基準に至っていない分野が多く、また、当行全体で十分に統合されていない。特に、当行のITインフラは、大幅なアップデートが必要な多数の異なるプラットフォームを使用しており、当行全体での運用の統一性が欠けている。当行の業務プロセスおよび関連する管理体制では、しばしば手動による処理が要求され、完全に統合された自動システムおよびプロセスの場合と比べて、人為的な過誤およびその他の運用上の問題のリスクが増大し、これにより経営陣への情報の報告が遅延し、また、多くの調整および修正が必要になる可能性がある。その結果、当行が規制上の報告およびその他のコンプライアンス要件を遵守し、または一貫性をもって規制当局の期待に応え、また、場合によっては当行のリスクを包括的に管理するために、一貫して質の高い情報を適時に取得し、または提供することはしばしば困難となっており、また多大な労力を要する。また、従業員の不適切な行動や当行のサービスを經由した禁止行為（金融犯罪対策法令に関するものを含む。）を悪用する第三者の試みを可能な限り特定するには、集中的な取組みが要求される。

また、ドイツ銀行は、そのプロセスやインフラの不十分な点を補い、またはリスクを特定、管理もしくは制御するのに適切な水準の経験、年功および技能を持つ人材を常に確保できるとは限らず、必要な人材の勧誘および雇用はしばしば困難な状況であった。このことは、既存の脆弱性を是正し、当行の事業活動に特有のリスクを管理する能力に影響を与えてきた。さらに、当行の管理体制改善にとって重要な立場の人員の減少は、今後もリスクとなる。さらに、第三者のサービス・プロバイダーとの契約は、これらの分野における当行の人員配置の問題または根本的な不備そのものに対処するには十分でない可能性がある。

これらを背景に、規制当局、取締役会およびグループ内部監査部門は、当行の業務に関する多くの正式な見直しおよび監査を通じて、内部管理体制およびインフラにより一層かつ集中的に注目している。これらの見直しおよび監査により、当行の管理体制およびインフラの多くの要素に関して様々な改善の余地があることが特定されている。これには、取引の把握および認識、資産の分類、資産評価の枠組み、モデル、データおよびプロセスの一貫性、情報技術、セキュリティおよびガバナンス、ソフトウェアのライセンス管理、支払業務、リスクの特定、測定および管理ならびに法律、規制および監督当局の期待により要求されるその他のプロセスに関わるインフラが含まれる。また、規制報告、AML、取引の監視ならびに金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するための「顧客確認」（KYC）、制裁および通商禁止措置、市場行動その他の内部プロセスも含まれる。

BaFin、ECB、英国の健全性規制機構および連邦準備制度理事会を含む当行の主要規制当局もまた、当行の内部管理体制および関連するインフラに焦点を置いた多くの見直しを行った。これらの規制当局は、当行に対して、AMLおよびその他の脆弱性（当行のインフラの統一性の欠如や手動の性質を含む。）の是正に正式に取り組むよう要請した。さらに、当行が業務を行うその他の国の現地の規制当局も、その法域に関する当行の管理体制およびインフラの適切性の検討を行っている。当行が業務を行う多くの場所で当行を管轄し裁量権を有する各種規制当局の総体的な目標は概ね一致しており、また、内部管理

体制およびこれを支えるインフラにおける不備の一般的な課題も類似している一方で、内部管理体制の分野で当行に適用ある規制上の枠組みは、一般的にドイツ国内またはEU全域レベルで適用されるものであり、当行が業務を行っている世界各地の法域全体で一貫しているとは限らない。このことは、統一性の欠如を改善し、相互に円滑かつ迅速に通信するための自動システムを導入する当行の努力をより複雑にするとともにその費用を増大させている。

上記の諸分野を改善するため、当行は、取引処理体制の実効性の向上、管理体制やインフラの強化、非財務リスクの管理および従業員の技能の向上のためのいくつかの主要な施策を講じている。ドイツ銀行は、これらの施策により、当行が服している訴訟ならびに規制当局および執行当局による調査および手続を招いた状況の多くを回避し、また、法律および規制を遵守し、監督当局の期待に応えるドイツ銀行の能力を向上させることができるようになって考えている。特に当行は、当行の事業の複雑性を軽減し、プロセスならびにビジネスおよびセカンドラインの管理体制を統合し自動化する取組みを行っている。当行はまた、一定の事業や高リスク諸国から撤退し、多数の顧客の選択的なオフボーディングを行い、コンプライアンスを重視する文化と管理部門の強化を進めた。しかしながら、当行は、当行が予定するとおり、または、規制当局が要求するとおり迅速にこれらの施策を完了することができない可能性があり、また、当行の取組みは、既存の不備を是正しかつ将来の不備を予防し、今後の訴訟または規制当局および執行当局の調査、手続ならびに批判を減少させるには不十分である可能性がある。当行はまた、これらの施策に莫大な費用が発生した場合、十分な資源を早急に提供することができず、もしくは全く提供することができない、または、所要資源の範囲を過少評価する可能性もある。さらに、事業成長を目的とした他の施策と並行してこれらの施策を講じる過程で、それが効果的に管理および統制されない場合、改革リスクが高まり、下振れにつながる可能性がある。

上記の分野の大幅かつ恒久的改善の達成に向けた当行の是正努力および進捗について、規制当局がその進捗が不十分または遅すぎるとみなす場合に規制上の措置を受ける可能性がある。当行がそのインフラおよび管理体制を適時に改善することができない場合、当行は、罰金または罰則を賦課され、当行の事業に関して規制当局の介入を受ける可能性がある。例えば、当行は、規制当局から一定の種類の商品もしくは事業、取引相手方または地域へのエクスポージャーの削減またはその終了を要求されたり、そのようなプレッシャーを受けたりする可能性があり、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネス・モデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

規制当局はまた、当行の管理体制における不備により生じる追加リスクを反映するために、自己資本の上積み課して、当行に適用ある自己資本規制に基づき直接要求されるものに追加して、自己資本バッファを求めることができる。究極的には、規制当局はその管轄下にある事業および地域における当行の営業許可を停止し、または、徹底的かつ高いコストのかかる是正措置を要求することができる。さらに、インフラおよび管理体制の強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺され、もしくはこれを上回り、または、当行の収益性に著しく影響する可能性がある。上記のいずれの要素も、戦略を適時に実施する当行の能力、または実施すること自体に係るその能力に影響を及ぼす可能性がある。

BaFinは、当行に対して、マネーロンダリング防止および顧客確認プロセスに関する当行の管理体制およびコンプライアンス・インフラの改善を命じた。当行が定められた期限までに当行のインフラおよび管理体制を大幅に改善することができない場合、ドイツ銀行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。

2018年9月、BaFinはドイツ銀行に対して、マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与を防止する内部予防策の実施および一般的デューデリジェンス義務の遵守を命じた。2019年2月、BaFinはコルレス銀行における当行グループ全体のリスク管理プロセスの見直しおよび必要に応じた調整に関する命令を延長した。2021年4月には、BaFinはその命令をさらに拡大し、追加的な内部予防策およびコルレス銀行取引関係を含むデューデリジェンス義務の持続的な遵守を要求した。2021年4月の命令はその後、当行の取引監視システムの強化を含むよう延長された。

2023年、BaFinはドイツ銀行に対して、取引監視のためのデータ処理システムの具体的な改善の実施を指示する追加の命令を発出し、履行されない場合には罰金を科す可能性があると警告した。

命令された措置の実施を監視するため、BaFinは2018年に特別代表を任命した。その任期は、継続的な監視および進捗評価を確保するため、各命令が延長されるたびに延長された。かかる任期は2024年10月30日に終了した。当行は、期限内に残りの措置を実施するため、引き続きBaFinに全面的に協力し、必要な資源の投入に尽力する。

当行のAMLおよびKYCのプロセスならびに金融犯罪を実行するために当行の商品およびサービスを悪用することを防止するための管理は、引き続き一部の法域で規制当局による評価、調査、強制措置の対象となっている。当行は、内部管理体制の有効性を高めること、また、規制要件を見直し、当行ならびに／または規制当局および監視人によって特定された差異を埋めるため、インフラを改善することに継続的に努めている。

ドイツ銀行が、定められた期限までにそのインフラおよび管理体制を大幅に改善することができない場合、当行の業績、財務状態またはレピュテーションは重大な悪影響を受ける可能性がある。規制当局は、罰金を科し、または、当行に対して一定の種類の商品もしくは事業、または、取引相手方もしくは地域との関係へのエクスポージャーの削減、または、その終了を要求することができる。また、当行は今後、他の法域におけるものを含め、当行の事業および収益性に重大な影響を与

える新たな法的手続、調査または規制上の措置を受ける可能性がある。その場合、その結果生じる要求の程度によっては、当行のレピュテーションおよび現在のビジネス・モデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

テクノロジー、データおよびイノベーションに関するリスク

デジタル改革は、異業種からの参入企業、グローバルなハイテク企業およびフィンテック企業等、新たな競合他社に市場参入の機会を提供する可能性がある。したがって、当行は、競争力を維持し、当行をセキュリティの脅威から守るために、当行の事業においてデジタル製品およびプロセス・リソースへの投資に対する必要性が増加すると予想している。上記の投資が行われない場合、ドイツ銀行は市場シェアを失い、それが当行の財務業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行のグーグル（Google）との戦略的パートナーシップを通じて、当行はITの柔軟性および回復力を向上させることを目的に、アプリケーションをパブリッククラウドに移行している。技術の変革には、強固なガバナンス、計画設定および資金調達が必要であり、依然として規制当局の大きな関心事項である。さらに、当行は、顧客および当行の情報を保護するために、データの機密性およびセキュリティに適用される基準の採用を確保しなければならない。これを達成できなかった場合、顧客の信頼を損ない、金銭的損失が発生し、規制当局による罰金、訴訟および損害賠償義務が生じる可能性がある。

当行は、当行の業務および情報に関連する新たな脅威を継続的に評価し、監視している。これには、サードベンダーおよびフォースベンダーを含む、当行のサプライチェーンにおけるインシデントの特定と対応が含まれる。当行のサプライチェーンに影響を及ぼすセキュリティ侵害は、当行に影響を及ぼすだけでなく、業界全体に深刻な影響を及ぼす可能性がある。さらに、ドイツ銀行は、セキュリティの脆弱性を悪用する可能性のある脅威や、人工知能技術に関連するサイバー・リスクおよび量子コンピューティングが暗号化に及ぼす潜在的な脅威等の動向や進展に沿った国家による行為を積極的に追跡している。当行は、ランサムウェア、サービス拒否およびサプライチェーン攻撃を含む一般的な攻撃シナリオについても引き続き注意深く監視している。詳細およびさらなる情報については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート - リスクおよび資本管理 - 情報セキュリティ」の項を参照のこと。

ドイツ銀行は、取引データ、顧客データ、参照データ等のコア・プロセスおよびデータ・セットに焦点を当てたデータ管理戦略を継続的に改善している。これには、当行の中核となる技術インフラ全体にわたるエンタープライズ・アーキテクチャーに係る原則の策定および実装が含まれる。これは、ドイツ銀行の広範な技術およびデータ戦略の中心であり、ビジネスの成長および効率化を可能にすると同時に、管理環境を強化することも目指している。規制当局は、この分野における当行の進捗状況の監視に積極的に関与している。

当行の事業領域およびインフラ領域における主要な技術改革は、専用のイニシアチブを通じて実施される。これらのイニシアチブは、ITおよび業務コストの削減、管理の改善、および新規顧客機能の提供または顧客拡大の目標設定による収益成長の促進を目的としている。しかしながら、これらのプログラムを実施する上では、人材および財務上の制約、他のプログラムおよび主要な成果物への依存、長期化する実装スケジュール、好ましくない変化に関連する管理環境への影響、アップグレードされたアプリケーションまたはその基盤となる技術における機能上の問題等、様々なリスクが伴う。

ドイツ銀行はサイバー事象に対する保険に加入している。かかる保険がサイバー事象に起因するすべての損失または負債を補償するのに十分であるという保証はない。

人工知能に関連するリスクは、ドイツ銀行が業務上直面する既存のリスクに影響を及ぼすか、または増幅させる可能性がある。

人工知能（AI）は、技術、セキュリティ、社会、経済、倫理、規制、環境、プライバシー関連のリスクを含む様々な領域にわたる既存のリスク要因を増幅させる可能性がある。これらのAI関連のリスクは、当行のステークホルダーおよび社会全体に重大な影響を及ぼす可能性がある。適切に対処・軽減できなければ、潜在的な法的責任、レピュテーションの毀損および顧客の信頼喪失により、ドイツ銀行の業績悪化につながる可能性がある。

AIを活用できないこと、または過度に保守的なアプローチを採用することに、法域ごとに異なる厳格な規則または矛盾する規則が課されることが相まって、機会損失のリスクが生じる。さらに、AI技術は、広範にわたる、不十分な、または偏りのある情報を含む可能性がある大量のデータおよび複雑なアルゴリズムの収集および分析に大きく依存している。また、これらの技術は、それらを訓練または開発するために使用されるデータのソース、または入力かどのように出力に変換されるかについての透明性を欠いている可能性があり、当行は、このプロセスおよびその正確性を完全に検証することはできない。また、AIモデルの導入が誤った結果につながるリスクもある。これらのリスクは、AI主導の市場がますます拡大する中

で、当行の革新、競争、成長の能力を妨げる可能性がある。その結果、市場での地位が弱まり、業務効率が低下し、高まる顧客の期待に応えられず、ドイツ銀行のコスト・ベースおよび財務業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

訴訟、規制上の執行案件、調査および税務調査に関するリスク

ドイツ銀行は、規制が厳しく強化され、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融サービス提供会社に対して、より厳しい監督および検査を受けるよう求めており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加され、民事訴訟に発展することも多い。金融機関に対する法律上および規制上の手続の和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近年の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、また、これらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネス慣行の廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争に加え、行政手続ならびに民事および刑事双方の当局による調査に服している。ドイツ銀行は訴訟および規制執行事項の解決に大きな進展を遂げているが、当行に対する係争中の未解決のまま残っている訴訟もしくは新たな訴訟、執行または類似案件は、短期ないし中期的に当行に多額の費用を生じさせ、これらの案件が不利な方向に進展した場合、その事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといった様々な理由により、早期解決を図る場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。さらに、これらの事象が、コストもしくは当行の事業に要求される変更の点において当行の予想よりも不利な条件で解決された場合、またはこれらの事象に関連して当行の事業および見通しに関する否定的な見方ならびに関連事業への影響が増大した場合、ドイツ銀行は、当行の戦略的目標を達成することができないか、またはその変更を余儀なくされる可能性がある。ドイツ銀行またはその現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続により生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、定量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、米国司法省（DOJ）は、ある会社が不正行為に係る民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額が生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記のとおり予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて、当行が計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開が結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。また、これらの事象が、コストもしくは当行の事業に要求される変更の点において当行の予想よりも不利な条件で解決された場合、またはこれらの事象に関連して当行の事業および見通しに関する否定的な見方ならびに関連事業への影響が増大した場合、ドイツ

銀行は、当行の戦略的目標を達成することができないか、またはその変更を余儀なくされる可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回る財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する引当金は、これらの影響を補填するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行は、これらの比率を改善するために、不足額への引当による悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減（当行に不利な条件によるものを含む。）または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

ドイツ銀行は現在、ポストバンクの全株式の取得に関するドイツ銀行の任意的公開買付に関連した民事訴訟に参与している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（Deutsche Postbank AG）（以下「ポストバンク」という。）の全株式を取得する任意的公開買付を行うことを決定したと発表した。ドイツ銀行は、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。この任意的公開買付は、合計で約48.2百万株のポストバンク株式について応諾された。

任意的公開買付に応じたポストバンクの旧株主の相当数は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には強制的公開買付を行う義務があったと主張し、ドイツ銀行に対して訴訟を提起した。原告は、ポストバンクの株式に提示した対価は、1株当たり57.25ユーロまたは64.25ユーロまで増額される必要があると主張している。

ドイツ銀行は、2024年第2四半期に、すべての係争中の請求額および累積利息に備えるために1.3十億ユーロの引当金を計上した。

2024年10月23日、ケルン高等裁判所は、残りの主訴訟の判決を下し、原告の請求を完全に認めた。同裁判所はドイツ連邦裁判所（BGH）への上訴許可を認めなかった。2024年11月19日、ドイツ銀行は上訴許可の棄却に対してBGHに不服申立てを行った。

ドイツ銀行が、2010年の任意的公開買付の前にすべてのポストバンク株式について強制的公開買付を行う義務を負っていたか否かの法的論点は、係争中の2件の価格評価請求手続（Spruchverfahren）に影響する可能性がある。これらの手続は、2015年のポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して支払われた35.05ユーロの現金対価、ならびに2012年のDBフィナンツ-ホールディングAG（DB Finanz-Holding AG）（現DBベタイリグングス-ホールディングGmbH）とポストバンクの間の経営支配および損益移転契約（Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag）の締結に関連して提示された25.18ユーロの現金対価およびこれに関連して支払われた1.66ユーロの年間補償の増額を求めて、ポストバンクの旧株主により提起されたものである。経営支配および損益移転契約に関連する25.18ユーロの補償は、約0.5百万株のポストバンク株式に対して受け入れられた。2015年のスクイーズアウトに関連して支払われた35.05ユーロの補償は、約7百万株のポストバンク株式に関連していた。

価格評価請求手続において、申立人らは、適切な現金対価を決定するにあたっては、ドイツ銀行が57.25ユーロの提示価格でポストバンクの強制的公開買付を実施すべき潜在的な義務があったことは明白であると主張している。ケルン地方裁判所は、当初この2件の手続においてこの申立人らの法的見解を容認していたが、2019年6月の判決において、同裁判所は、経営支配および損益移転契約の締結に関連して、当該価格評価請求手続におけるこの法的見解を明示的に放棄し、ドイツ銀行が、2010年の任意的公開買付の前にすべてのポストバンク株式について強制的公開買付を行う義務を負っていたか否かは、適切な現金対価の決定には関連性がないと結論付けた。ケルン地方裁判所は、スクイーズアウトに関連する価格評価請求手続においても、同一の法的見解を取る可能性が高いものと思われる。

2020年10月、ケルン地方裁判所は、経営支配および損益移転契約に関する価格評価請求手続において、ドイツ株式会社法第304条に基づく年間補償をポストバンク株式1株につき0.12ユーロ増額して1.78ユーロとし、ドイツ株式会社法第305条に基づく補償をポストバンク株式1株につき25.18ユーロから29.74ユーロに増額する決定を下した。この和解金額の増額は、旧ポストバンク株式約0.5百万株に関連するものであり、年間補償の増額は、旧ポストバンク株式約7百万株に関連するものである。ドイツ銀行および申立人らは、この決定に対し、これを不服として上訴しており、その上訴は現在も係争中である。

当行が計上した引当金を超えるものも含め、これらの件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

ドイツ銀行は現在、配当金の支払いに対して課される源泉徴収税に関するドイツの税額控除または還付を受ける目的で、ドイツ株の顧客により配当金基準日前後に行われた取引（いわゆるCUM-EX取引）に関して、規制当局および法執行当局による業界全体に対する照会および調査の対象とされている。さらに当行は、潜在的な租税債務および第三者（例えば元契約相手方、保管銀行、投資家および他の市場参加者）による潜在的な民事上の請求（当行が直接関与していない刑事手続における判決の結果によるものを含む。）に晒されている。本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行グループは、ケルンの検察官（Staatsanwaltschaft Köln - 「CPP」）による継続中の刑事捜査およびCUM-EXに関連する民事訴訟の対象となっている。さらに、ドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに元取締役会メンバー7名は、CPPによる刑事捜査の対象となっており、旧ドイツ・ポストバンクAGの元従業員（氏名不詳）も同様である。CUM-EX問題をめぐる継続的なメディアの注目ならびに当行またはその元従業員および取締役会メンバーに対する将来不利な刑事判決は、レピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。罰金の賦課および利得の返還または刑事罰としての財産没収は、当行の財務状態、業績およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はさらに、ドイツ税務当局および第三者による、潜在的な税法上および民事上の返還請求ならびに損害賠償請求の主張に晒されている。

CUM-EX問題に起因するリスクは定量化が難しく、これらのリスクが顕在化する可能性を予測するのは困難である。既に主張されている民事上の請求または将来第三者により主張される可能性のある請求について、ドイツ銀行が最終的に責任を負うことになった場合、当行の財務状態または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。個々の訴訟に関するさらなる詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （1）連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 連結貸借対照表に対する注記 - 注記27 引当金」の項を参照のこと。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化し、発展している。慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続または税務争訟の解決によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法はより一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は発展しており、税務当局による審査は厳しくなっている。経済協力開発機構（OECD）の税源浸食と利益移転施策により生じた国際課税原則の広範囲かつ継続的な変更は、当行およびその子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また、各加盟国が当該要件の国内法化にあたり、異なるアプローチを採用しうするため、あるいは一方的措置を講じることを選択しうするため、税務争訟または二重課税の事例が増加する可能性がある。例えば、これには、2024年課税年度から施行されるOECDのグローバル・ミニマム課税制度が含まれる。税務当局（ドイツを含む。）は、一定のクロスボーダー貸付またはデリバティブ取引に関連する配当に係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性にも注目している。また、行政指針が出されているものの、2017年の米国税制改正により導入された税源浸食防止税および2022年米国インフレ抑制法で制定された法人代替ミニマム税の適用に関しては不確実性が残っている。これらの発展は、確定しない課税期間の数が増えることとなり、潜在的に調整を受ける可能性がある。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続または税務争訟の解決ならびに急速に変化し、より一層複雑化かつ不確実化する税法および税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その金融犯罪対策（米国におけるものを含む。）について、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、過去数年間にわたり、その金融犯罪対策（米国におけるものを含む。）について、全般的におよび特定の顧客、取引相手方または事象に関して、規制当局および法執行当局から情報提供の要請を受けている。これらの照会の範囲には、顧客の新規登録およびKYCプロセス、取引監視のシステムおよび手続、疑わしい取引の報告を行うか否かの意思決定プロセス、エスカレーション手続ならびにその他の関連するプロセスおよび手続が含まれる。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2023年7月、ドイツ銀行、ドイツ銀行ニューヨーク支店（Deutsche Bank AG New York）、DB USAコーポレーション、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびDWS USAコーポレーションは、制裁および通商禁止措置およびAMLコンプライアンスの遵守に関する事前命令および和解ならびにリスク管理上の問題に関する是正合意および義務に関して、連邦準備制度理事会との同意命令および文書合意を締結した。2023年同意命令は、2015年および2017年に当行が連邦準備制

度理事会と締結した事前同意命令で要求された、和解後の制裁および通商禁止措置ならびにAML管理強化措置の履行が不十分で遅滞していると主張している。2023年同意命令はさらに、そこに記載された安全でなく不健全な慣行または違反を是正することを著しく怠った場合、ドイツ銀行に対する連邦準備制度理事会による追加的かつ段階的に拡大した正式措置（追加罰則または追加的な積極的是正措置を含む。）が必要となる可能性があることを規定している。連邦準備制度理事会に要求された制裁および通商禁止措置ならびにAML管理強化措置を当行が適時に完了できない場合、損害は甚大となり、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに与える影響は重大となる可能性がある。

ドイツ銀行の子会社であるドイツ銀行ポルスカ・エス・エー（*Deutsche Bank Polska S.A.*）は、外貨建モーゲージ貸付契約に関して、不当かつ無効であるとの申立てに基づき、多数の払戻要求を受けている。

2016年以降、ドイツ銀行ポルスカ・エス・エーの特定の顧客は、同行の外貨建モーゲージ貸付契約には不当な条項が含まれており無効であると主張し、ドイツ銀行ポルスカ・エス・エーに接触している。これらの顧客は、総額864百万ユーロを超えるかかる契約に基づく過払分とされる金額の払戻しを要求しており、2024年12月31日現在、6,645件超の民事請求がポーランドの裁判所で開始されている。これらの訴訟はポーランドにおいて業界全体の問題であり、他行も同様の請求を受けている。かかる訴訟事件に関する当行のポートフォリオに係る引当金の合計は、スイス・フラン建ておよびユーロ建てのモーゲージの事件を含め、2024年12月31日現在、895百万ユーロである。かかる訴訟事件の結果は不確定であり、モデルに含まれる仮定の将来的な変更または請求の解決により、設定した金額を超える引当金の大幅な増加となる可能性がある。

刑事上の手続における当行もしくはその関連会社の有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行の一部事業に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行およびその関連会社は、これまで刑事上および規制上の執行手続の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。当行もしくはその関連会社に対する有罪答弁もしくは有罪判決、または当行もしくはその関連会社が対象となっている規制命令もしくは執行命令、和解もしくは合意は、当行が特定の事業活動を行うための資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である1974年米国従業員退職所得保証法（ERISA）に基づく「適格専門資産運用業者」（QPAM）禁止取引適用除外の規定に基づく、当行の資産運用関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。当行の資産運用関連会社がERISA制度のための取引に使用することができる、法律上の適用除外およびその他の行政上の適用除外は複数存在し、また、多くの場合はQPAM適用除外に依拠する代わりにこれらを使用することができるが、QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客（顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、または当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。）に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、顧客が、かかる資格の喪失を、当行の資産運用関連会社が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省（DOL）から資産運用業者全般として承認されなくなった証であると誤解し、これを理由に当行との取引を中止するかまたは差し控える可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。DOLは、DBグループ・サービスズ（UK）リミテッド（DB Group Services (UK) Limited）の有罪判決およびドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニー（Deutsche Securities Korea Co.）の有罪判決（後者の有罪判決はその後覆されている。）にもかかわらず、当行の複数の関連会社がQPAMとしての資格を維持することを認める個別の適用除外を認めた。かかる適用除外は、DOLにより資格喪失期間の終了時である2027年4月17日まで延長されている。ドイツ銀行またはその関連会社が他の事案で有罪判決を受けた場合等には、適用除外は終了する。

気候変動および環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連する事項に関するその他リスク

地球温暖化の影響ならびに地球温暖化を産業革命前の水準から1.5度以下に抑えるために必要な関連政策、技術および行動の変化により、財務リスクおよび非財務リスクの新たな要因が生じた。これらのリスクには、異常気象による物理的リスクの影響ならびに、炭素集約型セクターがコストの上昇、潜在的な需要の減少および資金調達手段の制限に直面することによる移行リスクが含まれる。移行リスクおよび/または物理的気候リスクならびにその他の環境リスクの発生が現在予想されているよりも急速である場合には、信用損失および市場損失の拡大ならびにベンダーおよび当行の業務への影響による業務の混乱につながる可能性がある。

異常気象の事例は、頻度と深刻さを増している。スペインでの大規模な鉄砲水、北米でのハリケーンおよびカリフォルニアでの山火事といった最近の事例は、気候災害の増加傾向を浮き彫りにしている。これらの影響は限定的であったものの、

将来の異常気象は、信用損失引当金の増加、財産損失、保険費用の上昇および運用上の回復力へのリスクにつながる可能性がある。異常気象の事例は、市場の下落およびボラティリティが金融商品の価値に悪影響を与える一方、ドイツ銀行の収益創出能力および費用に影響を与え、当行の評価および期間差異に変動をもたらし、その結果、非金融資産の減損をもたらす可能性がある。

金融機関は、各国政府、規制当局、株主およびその他の組織（非政府組織を含む。）から、気候問題やESG関連問題について、より詳細な検査を受けている。銀行は、温室効果ガス排出削減に向けた共同の取組みに対する米国主導の課題に直面し、一層複雑化かつ多様化する政策環境を乗り越えなければならず、違法行為や独占禁止法違反の非難を受け、特定の顧客へのアクセスが制限されるか、または潜在的な訴訟の可能性がある。特に注目されているのは、ネットゼロ・バンキング・アライアンスで、米国の同業他社がこれらの懸念に対応して離脱している。その一方で、多くの組織および個人が銀行に対して低炭素経済への移行を支援すること、種の多様性および生息地の喪失等の自然関係リスクを制限すること、および人権を擁護することを求めている。かかるより詳細な検査には、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）等より広範囲かつ規範的なESG開示要件が含まれる。法域によって大きく異なる（そして時には対立する）ESG規制および／または開示基準が出現した場合、遵守の費用増加および要件を満たせないリスクが生じる可能性がある。注目すべきは、移行、その他の環境および社会的なリスクの相互関連性であり、移行を支援することは、採掘によって得られる移行鉱物に対する需要の増加につながる可能性がある。

米国において、州議会および規制当局は、ESG問題について潜在的に対立する法律および認証要件を発表しており、米国内の政治的背景が二極化していることを反映している。例えば、カリフォルニア州は、ESG開示法を発表しているが、一方で、フロリダ州は借入人の事業活動に基づく区別をしないことを証明するよう当行に要請している。このため、当行が証明できなければ事業または認可を失うリスクが生じる可能性がある一方、DBにはポジションを分析し、バランスを取ることが求められる。

ドイツ銀行は、複数のESG格付プロバイダーによって格付されており、かかる格付は持続可能な投資の適格性を判断し、ESGリスクおよび機会の管理を評価するための基準としてますます利用されている。異なるプロバイダーによって用いられている方法およびスコアは、結果に著しい相違をもたらす可能性があり、当行が直面しているリスクを正確かつ一貫して反映しない可能性がある。当行の格付が同業他社を下回ったり、著しく悪化したりした場合、レピュテーションに悪影響を及ぼし、株式または債券に対する投資家の需要が減少する可能性がある。

気候リスクおよびその他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、方法および業界標準は、まだ発展途上であるが、場合によってはまだ利用できない。このことは、顧客による包括的で一貫性のある気候リスクおよびその他の環境リスクの開示の欠如と相まって、当行が、リスク評価およびモデリングならびに当行の気候および環境リスク管理の開示において、当行が（より広範な業界と同様に）代用として見積りおよび／または独自のアプローチに大きく依拠していることを意味する。これがもたらす不確実性の高さは、第三者が、当行のサステナビリティ関連の開示が、グリーンウォッシュにあたると主張するリスクを高める。かかる主張に関連するレピュテーション・リスクに加え、所轄の監督当局および法執行当局がかかる主張に基づき調査を開始する可能性がある。

ドイツ銀行は、ポートフォリオを2050年までに排出量をネットゼロに調整することを含め、当行の事業活動および運営をサステナブルな方法で管理することにコミットしている。当行は、当行の事業活動全体における環境関連要因の統合を進めるため、環境リスクの評価および管理に対する当行のアプローチの開発および実施を続けている。これには、リスクの特定、監視および管理を行い、定期的シナリオ分析およびストレス・テストを実施する能力が含まれる。規制当局およびステークホルダーの急速に変化する要求は、ステークホルダーの高い関心と相まって、当行がそれらの要求に答えることができない場合または当行の計画を適切に実施できない場合、当行の事業に悪影響を与える可能性がある。

ドイツ銀行は、サステナビリティ・ディープ・ダイブに示された目標に引き続き取り組んでいるが、2025年末までのサステナブル・ファイナンスおよび投資の取引高累計5,000億ユーロの目標達成に向けては逆風にさらされる可能性がある。野心または目標が達成されない場合、とりわけ当行の収益およびレピュテーションに影響を及ぼす可能性がある。また、グリーン資産および社会資産の不足は、ドイツ銀行の適格な資金調達能力を低下させる可能性がある。さらに、グリーン資産および社会資産の資金調達のための競争が、組入れに適格なドイツ銀行の資金調達能力を低下させる可能性がある。加えて、より緩やかなペースで移行しつつある経済は、当行のネットゼロ協調排出量が目標に向かう道筋からの大幅な乖離をもたらす可能性がある。これは短期的および中期的には移行リスクを軽減することになるが、長期的にはリスクを増大させる可能性がある。当行は引き続きネットゼロ目標を気候リスク管理ツールの重要な一つであると捉えており、最近では、商業航空セクターを含めるよう当行のネットゼロ目標枠組を拡大した。

一部の法域では、その法域での取引を希望する金融機関が移行アジェンダの側面を遵守していないことを証明するよう義務付けることを含む、反ESG措置が講じられ始めている。これらの要件を遵守できない場合、既存事業が打ち切れ、その法域での新規事業が行えなくなる可能性がある一方で、遵守した場合、レピュテーション・リスクや訴訟につながる可能性がある。

その他のリスク

当行のリスク管理の方針、手続および方法により、当行は認識していなかったリスクまたは予想していなかったリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクならびにレピュテーション・リスクおよびモデル・リスクに関するものを含め、リスク管理の方針、手続および方法の策定に多大な資源を投入している。しかしながら、当行は、すべての経済環境もしくは市場環境または当行が特定もしくは予測することができないリスクを含むあらゆる種類のリスクにおいて、リスク・エクスポージャーの軽減に大きな効果を得ることができない可能性がある。当行グループが規制上のリスク・ウェイト・アセットを算出するためにモデルを使用している場合、潜在的な不備によって規制当局がインプット・パラメーターの再調整またはモデルの全体的な見直しを行わせる可能性もある。

それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、または、あらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の定量化ツールおよび測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを定量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は極度の水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および流動性の極端な制限により悪化した従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻を経験する可能性がある。そのようなボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、ドイツ銀行の定量化モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め、数多くの仮定を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたはそのモデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うか、または、当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。当行が、リスクの特定、監視および管理に用いている方針、手続および手法についての詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - リスク・レポート」の項に記載されている。

ドイツ銀行は、その事業および業務を支えるために様々な第三者と取引を行っている。第三者により提供されるサービスには、ドイツ銀行が自らサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクを伴い、当該第三者により提供されるサービスの責任は、最終的には当行が引き続き負うことになる。また、第三者が適用ある基準またはドイツ銀行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、規制措置、訴訟もしくはレピュテーションの毀損を受け、または当行がその取引関係から求められる利益を達成することができない可能性がある。

金融機関は様々なサービスを第三者のサービス・プロバイダーに依存しており、そのうちの一部は金融機関の重要な業務を支えている。これらの依存関係は、柔軟性、革新性および運用上の回復力の向上を含む複数の恩恵をもたらしうる金融業界のデジタル化の傾向が強まっていることの一環として近年拡大してきている。しかしながら、適切に管理されない場合、重要なサービスまたはサービス・プロバイダーの混乱が金融機関にリスクをもたらす場合によっては金融の安定性にリスクをもたらす可能性もある。

第三者リスクを管理するための規制枠組は、規制当局が様々な目的に対処しようと取り組む中で進化を続け、一層複雑化している。金融機関がどのように第三者リスクを管理するか、また、重要な第三者によるサービス提供の集中によって生じるシステミック・リスクにどのように対処するかという二つの主要な分野に焦点が当てられている。

ドイツ銀行は、第三者リスク管理に関して確立されたアプローチを持っており、それは明確な方針および手続から、事業において第三者と関わる際に使用する一元化されたリスク・プロセスまでとなっている。規制強化の要求に応えるため、ドイツ銀行は、引き続き当行の管理体制を強化している。2024年、当行は主要な改革プロジェクトを完了し、これにより効率性の向上、より適切なアプローチ、リアルタイムの監視および第三者リスクから当行を守るためのより良い意識向上文化がもたらされた。

第三者のサービス・プロバイダーを利用する場合、当行はすべての規制上の義務を遵守する責任と説明責任を引き続き完全に負う。これには、重要な機能の外部委託を監督する能力も含まれる。当行は、第三者が当行と合意したとおりのサービ

スおよび／または規制要件に沿ったサービスを提供できない場合、重大な損失またはレピュテーションの毀損というリスクに直面する可能性がある。

ドイツ銀行に対するサイバー・セキュリティの脅威と同様に、取引を行う第三者に対するサイバー攻撃に見舞われた場合、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、その結果、顧客情報および機密情報の漏洩または悪用、情報技術システムの損傷またはアクセス不能、財務上の損失、追加費用、個人データ漏洩通知義務、レピュテーションの毀損、顧客不満足ならびに潜在的な規制上の罰則または訴訟へのエクスポージャーにつながる可能性がある。

ドイツ銀行が第三者のサービス・プロバイダーである状況において、ドイツ銀行がその関係から利益を得ることができなくなった場合、当行は、サービス契約の解約に伴う収益の喪失、コストおよび費用等の財務リスクに晒される可能性がある。

当行のプロセスの履行上の誤り、当行の従業員の行為、アクセス管理の不足、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止もしくは事業継続の喪失または当行と取引を行う者に関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

ドイツ銀行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。

また、ドイツ銀行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、当行の金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼働しなかった場合、故障した場合、またはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。当行の従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、コンダクト・リスクに分類している。コンダクト・リスクとは、特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守等、顧客、取引先または市場の公正性に悪影響を及ぼすおそれのある従業員および代理人（第三者を含む。）による行為に関連するリスクを意味する。米国規制当局は、特にコンダクト・リスクにより一層注目しており、かかる注目の高まりは、調査およびその他の照会ならびに是正要求、規制上およびその他の執行手続の増加、民事訴訟、ならびにコンプライアンス上およびその他のリスクおよび費用の増加をもたらす可能性がある。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理庁およびその他の当局（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および英国財務省の金融制裁執行局（OFSI）等）により定められた金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の監視、評価および遵守を求められている。制裁は急に変更される可能性があり、また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。当行がこれらの制裁措置を適時かつ完全に遵守できない場合、当行は法的処罰の対象となり、レピュテーションの毀損につながる可能性がある。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止ならびにITシステムおよびIT基盤の侵害（サイバー攻撃を含む。）による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止、システムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化または当行のITシステムのアクセス不能に起因する処理実行の過誤もしくは遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。過誤の発生後、取引処理に遅延が生じている間に市況が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取扱ミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャー（GDPR等の個人情報保護法に基づくエクスポージャーを含む。）を引き起こすおそれがある。さらに、データ管理ならびに不十分なデータ管理基準およびデータ品質がもたらすリスクならびに主要な管理、意思決定および報告プロセスへの潜在的な影響について注目が高まっており、期待値も上がっている。

世界のあらゆる産業にわたって、その事業を主たる事業所の場所からではなく自宅から行う動きが続いていることは、歴史的な傾向と比較して、ビジネス慣行の進化を加速させている。当行の技術インフラに対する需要およびサイバー攻撃の

スクは、技術障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失もしくは破損、またはサービスの利用不能につながる可能性があり、行為規範の違反が起こる可能性も高める。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行の管理の及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者または当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。戦争またはその他の軍事行動、生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行等の意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、(COVID-19のパンデミックのような)疾病の世界的流行および地震等の自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安等その他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となりうる。このような混乱は、当行の事業および財務の状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、グローバルな銀行として、報道の対象となることが多い。ドイツ銀行は、メディアとの対話を正式のチームを通じて行っているが、メディアは時に、こうした正式のチャネル以外の方法でドイツ銀行の従業員に接触を試みることがあり、機密事項を含むドイツ銀行の内部情報が外部報道の対象とされ、当該報道を通じて機密情報が公表される結果となる可能性がある。メディアへの漏洩は、特にそれが事実と異なる陳述、流言、憶測または許可されていない意見を含む場合に、ドイツ銀行に多大な影響を及ぼす可能性がある。これにより顧客の信頼または顧客取引の喪失といった財務上の影響を被る可能性があり、また、投資家の信頼を損なうことにより当行の株価または資本性金融商品に影響が出る可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

欧州連合域外の国々の中央清算機関(CCP)と同等性評価に関する取決めができない場合、ドイツ銀行の事業、業績または財務目標に悪影響を及ぼすおそれがあるか、または、より一般的に、当行の大規模な清算および決済業務は、たとえ短期間であっても適切に行われなかった場合にはリスクをもたらす。

インドのCCPについて、BaFinは2023年2月に、ドイツ銀行を含むドイツの信用機関が2024年10月31日までインドの六つのCCPの清算参加者として残る可能性を認める声明を発表した。BaFin、フランスのAMFおよびACPRは、この期限を無期限に延長し、引き続き解決策を模索する時間を確保するため、欧州の銀行は欧州およびインドの関係当局と協力する。かかる声明により、ドイツ銀行を含む欧州の銀行は、顧客が期限後も引き続きサービスを受けられるようにするために必要な変更を行うことができる。解決策が見出されず、ドイツ銀行がインドとの同等性評価に関する取決めを行わなくなった場合、当行の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国とEUの間では、ブレグジット後の既存の協定でカバーされていない金融サービスに関する交渉が続けられている。英国のCCPに対する一時的な同等性評価に関する取決めが2025年6月まで延長されたことで、英国の清算機関へのアクセスがEU企業から制限されるリスクが一時的に取り除かれた。2025年1月31日、欧州委員会は英国のCCPの同等性評価を2028年6月30日まで延長する決定を発表した。

当行は、大きな規模で清算業務および決済業務を行っており、また、一層複雑化し、かつ、相互に密接に連携するIT環境を保有している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼働しなかった場合、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損失は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な損失をもたらす可能性がある。

当行は、のれんおよびその他の無形資産について、少なくとも年1回、または減損の指標が存在する場合には各報告期間ごとに減損テストを行わなければならない。テストにより減損が存在すると判断された場合、当行は、資産について評価減を行う必要がある。

のれんは、子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、耐用年数が再確認される。非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法、またはこれらの組合せに基づく見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、当行の収益性および業績に重大な悪影響を及ぼしており、また、今後も及ぼす可能性がある。

当行の伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、取引を通じて与信を拡大する非伝統的な与信業務（例えば、第三者の証券の保有を伴う取引または複雑なデリバティブ取引に従事する取引）にも従事する可能性があり、これらは当行の信用リスクへのエクスポージャーを著しく増大させる可能性がある。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しないおそれがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外の当行の業務の多くも、当行を信用リスクに晒している。

特に、インベストメント・バンクを通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。非伝統的な信用リスクの発生源は、例えば、第三者の証券の保有、相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関もしくはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できない証券、先物、通貨または商品の取引実行、およびその他の取決めを通じた与信の拡大等から発生する可能性がある。トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、ドイツ銀行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になりうる。信用デリバティブの中には、当行が支払いを受領するために、裏付証券、ローンまたはその他の債務を相手方に交付することが求められるものがある。いくつかのケースでは、当行は、裏付証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延する可能性があり、これにより当行のレピュテーションおよび将来の取引の能力が損なわれ、また、当行に課せられる費用も増大する可能性がある。欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ Dodd・フランク法）は、一定の店頭デリバティブの標準化、マーギニング、中央清算および取引の報告を要求している。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを軽減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また、当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

過去には、極めて厳しい市況が、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行が非伝統的な信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしたことがある。今後も類似した市況が生じた場合、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行の資産および負債の大部分は、当行が公正価値で計上した金融商品から構成されており、公正価値の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行は過去にも損失を被っており、また、今後もさらに損失を被る可能性がある。公正価値とは、強制的売却または清算時売却以外の場合で、知識も取引の意思も有する当事者間の独立当事者間取引において資産または負債が交換されうる価格をいう。公正価値で計上された資産の価値が低下した場合（または公正価値で計上された負債の価値が上昇した場合）、これに対応する公正価値の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。

一定のクラスの金融商品について、観察可能な価格またはインプットは利用できない。かかる場合、公正価値は特定の商品につき適切であると当行が考える評価技法を用いて算定される。公正価値を算定する評価技法の適用には、推定および経営陣の判断が伴い、その程度は商品の複雑性および市場の流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。市況の悪化またはその他の原因により仮定のいずれかが変動した場合、その後の評価により当行の金融商品の公正価値が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

ドイツ銀行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価値の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価値の上昇を差し引いて計上される。しかしながら、当行はかかる公正価値の上昇を今後実現することができない可能性があり、また、ヘッジ取引の公正価値は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下等、様々な理由により、今後変動する可能性がある。かかる公正価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価値とは切り離されているともいえ、将来損失をもたらす可能性がある。

ドイツ銀行は、各報告期間末に繰延税金資産の見直しを行わなければならない。当行の繰延税金資産の全部または一部を利用できるだけの十分な課税所得が発生する見込みがない場合、当行は、帳簿価額を減額しなければならない。これらの減額は、ドイツ銀行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識している。繰延税金資産の全部または一部を利用できるだけの十分な課税所得が得られる可能性がなくなった場合には、当行は帳簿価額を減額しなければならない。各四半期に、当行

は、繰延税金資産に関するその見積りを再評価しているが、年度により変動する可能性があり、経営陣の重要な判断を必要とする。さらに、繰延税金資産は、資産が実現する期間に適用されると予想される税率に基づいて測定され、貸借対照表日時点で制定または実質的に制定された税率および税法に基づく。例えば、米国が法人所得税率の引下げが制定され、それが今後当行の実効税率にプラスの影響を与えることになった場合、当行の米国における繰延税金資産は、より低い税率で再測定されなければならない。見積りの変更または税法の変更による繰延税金資産の減少は、当行の収益性、資本および財務状態に重大な悪影響を及ぼしており、また今後も及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、その年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性のある年金リスク（当行の収益に重大な影響を及ぼす金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスクおよび流動性リスクを含む。）に晒されている。

ドイツ銀行は、その従業員のために、確定給付制度を含む多数の退職後給付制度に資金を提供している。ドイツ銀行の従業員給付制度に関する詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （1）連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記33 従業員給付」の項に記述されている。

当行では、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでのリスク管理とは、市場の動向（例えば、金利、信用スプレッド、物価インフレ）、資産投資、規制上または法律上の要件、および人口構成の変化（例えば、長寿）の監視に関する当行のリスクの管理および統制をいう。年金制度が積み立てられている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。当行の主要な年金諸国において、当行最大の退職後給付制度のリスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレ、長寿リスクおよび流動性リスクの潜在的な変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。全般的に当行は、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行の財務状況に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。

制度の積立における当行の投資目標およびこれに関する当行の義務は、当行の確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす悪影響から当行を保護することである。当行は、制度資産を、金利、信用スプレッドおよびインフレに対する制度負債のマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするように配分することに努め、それにより制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映するものになる。

当行の年金負債を決定付ける要因が当行に不利な方向に変動した場合、主要な変数に関する当行の仮定が誤っていることが判明した場合、または、年金負債の資金拠出がその負債を十分にヘッジできない場合は、当行はその年金制度に対して追加拠出を要求されるか、またはその年金制度に関する数理計算上もしくは会計上の損失に晒される可能性がある。

ドイツでは、当行グループは他の金融機関とともに、複数事業主による確定給付制度であるBVV銀行業界向け企業年金保険組合（BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.）（BVV）に加入している。BVVが年金資産を受益者または加入企業に完全に配分していないことを主な理由として、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を特定するために利用可能な情報が不十分であるため、業界の慣習に従い、当行グループはこれを確定拠出年金制度として会計処理している。この複数事業主による確定給付制度に関連する残存リスクが顕在化した場合、当行グループは重大な財務リスクに晒される可能性がある。

新興の暗号資産セクターは、当行が参加するかしないかにかかわらず、当行にリスクをもたらす可能性がある。

暗号資産は、極端な価格変動リスクを伴い、価格の透明性が不明瞭で、流動性が未発達であり、市場操作または詐欺の影響を受けやすい可能性がある。ドイツ銀行の暗号資産関連の活動および直接的なリスク・エクスポージャーは非常に限定的であり、金融市場に広範な影響を及ぼすリスクは依然として限定的であると考えられる。暗号資産が現在もたらしめているリスクはあるものの、当行はこの分野で起きているイノベーションを認識している。ドイツ銀行は、当行の規制およびリスク選好の枠組みの中で、基礎となる技術の利点を活用して顧客のニーズに応えられる機会を検討している。慎重かつ高度に選択的なアプローチを維持することで、当行は顧客に安全に利益をもたらす形で新たな技術を活用することを目指しているが、このアプローチも機会を逃す可能性がある。加えて、当行がデジタル資産活動に従事する能力は、各法域内での規制のスタンスによって異なるため、ドイツ銀行のこれらの活動への関与が制限される可能性がある。

ドイツ銀行は、金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する法律およびその他の要件の適用を受ける。当行がかかる法律および要件に違反した場合、当行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。

当行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済・輸出管理庁およびその他の当局（米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および英国財務省の金融制裁執行局（OFSI）等）により設定された金融上および取引上の制裁および通商禁止措置に関する

法律およびその他の要件の監視、評価および遵守を求められている。制裁は急に変更される可能性があり、また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁（ロシア経済と一定の取引を行う金融機関に対する米国の二次的制裁リスクが新たに拡大された結果としてのものを含む。）が賦課される可能性がある。ロシアによるウクライナ戦争開始後、非常に急速に、米国、EU、英国およびその他の各国により、ロシアの企業および個人に対する新たなかつ広範な制裁が課されており、また今後も課される可能性があり、これらの制裁の多くは非常に迅速な実施が求められている。当行がこれらの新たな制裁について、適時にかつ網羅的に遵守することができなかった場合、当行は刑事罰に晒される可能性があり、また、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。ウクライナ戦争以外にも、他の企業および個人に対する新たな制裁が、いつでも課される可能性がある。ドイツ銀行がかかる新規または既存の法律および要件に違反した場合、ドイツ銀行は、重大な規制上の執行措置および罰則の対象となる可能性があり、過去にも対象となったことがある。

米国国務省により、米国経済制裁の対象者またはテロ支援国家として指定された国々の取引相手方と取引を行った結果、潜在的顧客および投資家が、当行との取引もしくは当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、または規制措置もしくは執行措置が講じられることとなる可能性があり、当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、米国の包括的制裁措置の対象となっている一部の諸国および地域（以下「制裁対象地域」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）ならびに米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を行っており、また過去にも行ってきた。米国の法律は、米国人または米国法域内で行為するその他の者（米国との関連を有する事業を含む。）が制裁対象地域もしくは制裁対象者と取引を行うこと、または制裁対象地域もしくは制裁対象者に関する取引を行うことを一般的に禁止している。さらに、米国の間接的または「二次的」制裁は、完全な米国法域外において非米国人が特定の活動に従事することに対して制裁を課すとも警告しており、最近では、ロシアの軍産基盤に関連する取引を故意または無自覚に促進したり、またはサービスを提供したりする外国金融機関を対象を定めている。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定およびその他の規制の対象となっており、また場合によっては、当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定およびその他の規制の対象となっているか、対象となる可能性がある。

ドイツ銀行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象地域および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域（米国人が管理上または運営上の役割を担うことを含む。）の関与を排除し、また、国際連合、欧州連合およびドイツによる制裁および通商禁止措置の遵守を確保するために策定された方針および手続に服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法的に認められる範囲において、法域に関わりなく他の地理的地域にも適用範囲を拡大している規制要件の遵守を推進するために、その方針および手続をさらに拡充した。しかしながら、規制要件自体が急に変更される可能性があり、当行の方針が有効でないか、または有効でなかったと証明された場合には、当行は、当行のレピュテーション、財務状態または事業に重大な悪影響を及ぼしうる規制措置もしくは執行措置を課せられる可能性がある。

さらに、ウクライナ戦争を受けて、米国ならびにその他の諸国およびEUは、ロシア、ロシアの事業体および制裁回避を支援する第三国の事業体に対する制裁を拡大し続けており、かかる制裁が当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。これを受けて、当行は、特にフィルターおよびコントロールの更新、ロシアと関連性のある取引および顧客審査におけるデューデリジェンスの手順の追加、当行の方針の大幅な制限およびプロセスの調整により、多数の、そして一部新たに確立された制裁を実施するための様々な準備および対応措置を講じた。ドイツ銀行は、これらの課題に迅速かつ徹底的に対応したと考えているが、変更の量が非常に多いことと複雑性、および米国当局が米国制裁の解釈および執行において行使する可能性のある広範な裁量は、規制遵守に関連するオペレーショナル・リスクを増大させている。例えば、2024年6月に、制裁対象者との取引を含む、ロシアの軍産基盤に関連する特定の対象活動に故意または無自覚に関与している外国金融機関に対して、米国当局がブロッキング制裁またはその他の制限を課す権限が拡大されたが、この規制環境の領域では厳格な責任が適用されるため、このようなオペレーショナル・リスクは当行の規制リスクにつながり、結果として損失を被る可能性がある。米国当局が当行に対して執行措置を講じない、または二次的制裁を課さないとの保証はない。かかる措置は、当行の事業に重大な影響を及ぼし、また、当行のレピュテーションを損なう可能性がある。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態および経営成績の分析

下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート」の項を参照のこと。

キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書は間接法により作成される。これは、営業活動における非資金取引について当期純利益（損失）を調整し、キャッシュ・フローの分類を、事業に最も適切なビジネス・モデルおよび関連する活動に基づき、営業活動、投資活動または財務活動に区分したものである。

連結キャッシュ・フロー計算書上、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は、現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、ドイツ銀行が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

顧客に資金調達を提供するというドイツ銀行のビジネス・モデルの性質上、長期債務に関連するキャッシュ・フローは当行の営業活動を支えるため、営業活動の構成要素として含まれる。対照的に、自己資本取引に関連するキャッシュ・フローならびに劣後長期債務および信託優先証券は、連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動として表示される。これらの金融商品のキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものと捉えられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

当行グループの当期純利益（損失）に対する一部の非資金取引の調整には、信用損失引当金、再編費用、繰延税金および減損、減価償却、償却ならびにアクリーションが含まれ、ヘッジ調整の償却も含まれている。

区分がより困難なその他の非資金取引については、営業資産および負債の貸借対照表科目に係るすべての変動は営業活動に含まれ、当期純利益（損益）に認識された金額と相殺される。例えば、純損益を通じて公正価値で保有するトレーディング資産およびトレーディング負債に係る未実現の公正価値の変動は営業活動に含まれ、資金と非資金の変動間で区別されていない。これは、取引の通貨を事業体の機能通貨に換算する際に損益計算書に認識される為替変動にも適用される。これらの非資金項目の為替変動は、営業活動において該当する資産または負債の項目に含まれる。

また、公正価値ヘッジ会計の適用により発生する、デリバティブ以外の金融商品（償却原価で測定する貸出金、預金および優先長期債務等）の帳簿価額に対するヘッジ調整は、非資金調整項目として個別に開示されることはないものの、営業活動における個別の貸借対照表科目に含まれる。これらの金額は営業活動において、当期純利益（損失）に認識される非資金項目の金額に対して相殺される。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、当行グループの報告通貨への換算の影響、貸出金の償却総額および当行グループの連結事業体の変更に伴う変動といった一部の非資金項目を除外しているため、期間ごとの連結貸借対照表における変動とは必ずしも一致しない。

営業活動において表示される「その他、純額」には主に、(i) ヘッジ対象が投資活動に表示されるものの、ヘッジ手段が営業活動に表示される場合のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計または一部の公正価値ヘッジ関係の適用に係る変動、および(ii) 当行グループの連結損益計算書に認識される、当行グループの貨幣性の内部取引に係る非資金関連の為替換算影響額の変動が含まれる。これには、投資活動に含まれる、一部の貸借対照表科目に係る取引通貨から機能通貨への為替換算影響額も含まれる。

2024年度および2023年度

以下の表は、ドイツ銀行の2024年度連結財務諸表に基づく2024年12月31日に終了した年度および2023年12月31日に終了した年度のデータの抜粋である。

	2024年	2023年
単位：百万ユーロ（億円）	(監査済)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	-28,584 (-46,755)	5,606 (9,170)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-6,781 (-11,092)	-2,576 (-4,214)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-646 (-1,057)	-2,852 (-4,665)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	2,910 (4,760)	-2,036 (-3,330)

現金および現金同等物、期首残高	163,768 (267,875)	165,626 (270,914)
現金および現金同等物、期末残高	130,666 (213,730)	163,768 (267,875)

当行グループの現金および現金同等物の残高は、2023年末現在の1,638億ユーロから減少して、2024年12月31日現在では1,307億ユーロとなった。この減少は主に、中央銀行への利付当座預金および決済勘定が減少したことによるものであった。

当行グループの当期純利益が35億ユーロを計上したことに照らして、また非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2024年末現在はマイナス286億ユーロ（2023年末現在は56億ユーロ）となり、かかる金額は2024年度の現金および現金同等物のマイナス331億ユーロの純減少に含まれていた。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動および財務活動から使用された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2024年はマイナス68億ユーロ（2023年はマイナス26億ユーロ）となった。これは、主にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入に起因するものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2023年末現在はマイナス29億ユーロであったのに対し、2024年12月31日現在ではマイナス646百万ユーロとなったが、これは主にその他の資本構成要素（AT 1）の発行によるものであった。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの純影響により、現金および現金同等物は増加した。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．DBベタイリグングス - ホールディングGmbH
- B．BHWバウスパーカッセ（BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft）
- C．BHW - ゲゼルシャフト・フュア・ヴォーヌクスヴィルトシャフトmbH（BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH）
- D．BHWホールディングGmbH（BHW Holding GmbH）
- E．DBキャピタル・マーケッツ（ドイチェランド）GmbH（DB Capital Markets (Deutschland) GmbH）
- F．ノーリスバンクGmbH（norisbank GmbH）
- G．ドイチェ・オッペンハイム・ファミリー・オフィスAG
- H．ポストバンク・フィナンツベラトウングAG（Postbank Finanzberatung AG）

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2024年における土地・建物および備品・器具への設備投資に673百万ユーロを費やした。2024年に、638百万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2024年12月31日	2023年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	291	442
	(47,599)	(72,298)
備品・器具	1,417	1,176
	(231,779)	(192,358)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	520	637
	(85,056)	(104,194)
備品・器具	1,387	1,221
	(226,872)	(199,719)

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2024年12月31日現在)

授権株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)(注)
1,994,701,593	1,994,701,593	-

(注)ドイツ銀行は、上記日付現在有効な定款に、下記のような授権資本の増加の定めを置いている。

授権資本

取締役会は、2026年4月30日以前に、1回または数回にわたり、総額512,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授権資本2021年/第I回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、オプション権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価額が当該発行価額の最終決定時において既に上場されている当該株式の市場価額を著しく下回っておらず、かつ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく承認を受けて以降発行された株式の総数が、当該承認が有効となった時点における株式資本の10%(当該承認が実行された時点における株式資本の額の方が低い場合には、当該低い額の10%)を超過しない場合にも、新株引受権を完全に排除することができる。当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行または売出される新株引受権が付与されない株式は、株式資本の10%の上限の計算に含まれる。また、転換社債、ワラント付社債、転換権付利益分配権もしくは利益分配権に関するオプション権および/または転換権(これらの社債または利益分配権が、当該承認が有効な間に、株式会社法第186条第(3)項第4文を直接適用または準用することにより発行される場合に限る。)に対して発行される株式も、この計算に含まれる。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2026年4月30日以前に、1回または数回にわたり、総額2,048,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される(授権資本2021年/第II回)。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会は、新株引受権が付与されない新規発行株式の割合が株主資本の10%を超過しない場合に限り、新株引受権を排除する上記の承認を実行することができる。かかる10%上限の計算は、当該承認が有効となった時点における株式資本の金額に基づいて行われる。当該承認が実行された時点の株式資本の金額がより低い場合には、当該低い額により決せられる。当該承認が有効な間にかつ承認を実行するまでの間に、他の承認を用いて当行株式の発行がなされ、または当行株式の引受けを可能とするもしくは義務づける権利の発行がなされ、これらの株式について新株引受権が排除される場合も、上記の10%上限に算入される。授権資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

【発行済株式】

(2024年12月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	1,994,701,593	ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。
計	-	1,994,701,593	-	-

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2024年12月31日現在)

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘要
2023年 2月28日	-26,530,172	2,040,242,959	-67,917,240.32ユーロ (-11,109百万円)	5,223,021,975.04ユーロ (854,330百万円)	発行済株式総数および資本金は、自社株の買戻しおよび買い戻した株式の消却(いずれも年次株主総会で承認済)により、減少した。同様の自社株の買戻しプログラムが2023年および2024年にも実施され、2024年初めにも株式消却が行われた。上記の株式消却により、ドイツ銀行の発行済株式総数および資本金は約1.3%減少した。
2024年 3月6日	-45,541,366	1,994,701,593	-116,585,896.96ユーロ (-19,070百万円)	5,106,436,078.08ユーロ (835,260百万円)	2024年に資本金が減少した理由は、(2023年と同様に)買い戻した株式の消却であり、償還された株式の総額は、2024年初めの資本金の約2.23%に相当する。

(4) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在の株主名簿上の株主数は、536,633人であった。
地域別の株主の分布は下記のとおりである。

	株主数（人）	所有株式数（株）
ドイツに所在する株主	526,686	891,627,613
アメリカ合衆国に所在する株主	500	270,096,160
その他	9,447	832,977,820
計	536,633	1,994,701,593

（５）【大株主の状況】

ドイツ銀行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合３％超の報告義務に基づく通知による、当行の大株主は下記のとおりである（注１）。

氏名又は名称	住所	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ブラックロック・インク (BlackRock, Inc.)	ウィルミントン、デラウェア州	6.79%（注２）
ザ・キャピタル・グループ・カンパ ニーズ・インク (The Capital Group Companies, Inc.)	ロサンゼルス、カリフォルニア州	5.06%（注３）
パラマウント・サービス・ホール ディング・リミテッドS.ÀR.L. (Paramount Service Holding Ltd. S.ÀR.L.)	英領ヴァージン諸島	4.54%（注４）
スプリーム・ユニバーサル・ホール ディングス・リミテッド (Supreme Universal Holdings Ltd.)	ケイマン諸島	3.05%（注５）

（注１）株式の保有状況の記載は、主要株主の議決権通知の公表に関するドイツ証券取引法（WpHG）第40条の規定に基づいており、日付の記載は、報告義務のある保有割合に達したことを主要株主が開示した日付に基づいている。個別のケースにおいて、異なる通知義務対象者による議決権通知が、物理的に同一の株式保有に係るものとする根拠がある場合、当行は明確性を確保するため、議決権通知をまとめて記載する権利を留保する。ドイツ銀行は、記載の正確性について責任を負わない。

（注２）2025年５月８日付の数値。当行は、2025年５月31日現在までブラックロック・インクから変更の通知は受けていない。

（注３）2025年１月７日付の数値。当行は、2025年５月31日現在までザ・キャピタル・グループ・カンパニーズ・インクから変更の通知は受けていない。

（注４）2023年１月25日付の数値。当行は、2025年５月31日現在までパラマウント・サービス・ホールディング・リミテッドS.ÀR.L.から変更の通知は受けていない。

（注５）2015年８月20日付の数値。当行は、2025年５月31日現在までスプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッドから変更の通知は受けていない。

２【配当政策】

（１）配当方針

2023年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

2023年度の分配可能利益3,457,602,207.65ユーロから、2023年度の配当支払適格のある1,961,367,306株につき無額面株式１株当たり0.45ユーロの配当（総額882,615,287.70ユーロ）を支払い、利益剰余金に2,000,000,000.00ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益574,986,919.95ユーロを翌年度に繰り越す。

2024年５月16日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

2024年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

2024年度の分配可能利益2,258,260,562.17ユーロから、2024年度の配当支払適格のある1,933,618,495株につき無額面株式１株当たり0.68ユーロの配当（総額1,314,860,576.60ユーロ）を支払い、利益剰余金に800,000,000.00ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益143,399,985.57ユーロを翌年度に繰り越す。

2025年５月22日開催の年次株主総会は、この提案を採択した。

(2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2020年から2024年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行（非連結）

(単位：ユーロ(円))

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
1株当たり配当	- (-)	0.20 (33)	0.30 (49)	0.45 (74)	0.68 (111)
1株当たり利益 (損失)	-0.86 (-141)	0.93 (152)	2.66 (435)	2.45 (401)	1.45 (237)
1株当たり純資産額 (1株当たり資本金および 剰余金)(注)	15.95 (2,609)	16.89 (2,763)	19.17 (3,136)	21.35 (3,492)	22.50 (3,680)
配当性向(%)	N/A	21.5	11.3	18.4	47.0

(注) 配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ（連結）

(単位：ユーロ(円))

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
基本的1株当たり利益 (損失)(注)	0.07 (11)	0.96 (157)	2.42 (396)	2.07 (339)	1.40 (229)
基本的流通株式1株当 たり純資産	26.04 (4,259)	27.62 (4,518)	29.74 (4,865)	31.64 (5,175)	33.41 (5,465)

(注) 各年度の基本的1株当たり利益(損失)は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益(損失)は、2024年4月、2023年5月、2022年5月、2021年4月および2020年4月にその他Tier1資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた574百万ユーロ、498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロおよび349百万ユーロ(税引前)によって調整されている。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（以下は、下記「（２）役員の状況 - 取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴」の項の取締役会および監査役会のメンバー（提出日現在）の記載を除き、主に当行の2024年の年次報告書に含まれる2024年度に関する報酬報告書および2025年2月7日付コーポレート・ガバナンス・ステートメントからの引用である。）

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

取締役会

取締役会の手続

ドイツの株式会社としての法的形態に基づき、取締役会、監査役会および株主総会は、ドイツ銀行の会社の機関である。監査役会の構成に関する情報は、下記「監査役会 - 監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイル」の項に記載されている。株主総会では、監査役会における株主代表を選任する。監査役会は取締役会メンバーを選任し、経営を監査する。

ドイツ銀行の取締役会は、当行の利益のための持続的な価値の創造を目的として、法律、その定款および取締役会の職務権限規程に基づき、当行の経営に責任を負っている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に関連するステークホルダーの利益を考慮する。取締役会メンバーは、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面を含め、当行の事業の管理について共同で責任を負っている。取締役会は、グループ取締役会として、統一的なガイドラインに従ってドイツ銀行グループの経営を行っており、すべてのグループ会社を統括管理する。

取締役会は、法律および定款に規定されるすべての事項について決定を行い、法的要件や内部ガイドラインの遵守（コンプライアンス）を確保する。取締役会はまた、適切な内部ガイドラインの策定および実施を確保するための必要な措置を講じる。取締役会の責任には、特に、当行の経営戦略および戦略的方向性、資源配分、財務会計および報告、内部管理およびリスク管理、事業組織の適切な機能化、当行業務の環境および社会への影響の体系的な特定および評価ならびに企業管理が含まれる。取締役会は、取締役会のもとに位置する上級管理職レベル、特にグローバルの主要役職者の任命を決定する。当行グループ内の経営幹部の選任に際しては、取締役会は多様性を考慮に入れ、特に、適切な女性比率を達成するよう努力する（詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （１）連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 社会的トピックに関する情報 - 自行従業員」の項に記載されている。）。取締役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、監査役会と緊密に連携する。取締役会は、少なくとも法律または管理ガイドラインに規定される範囲内において、特に当行グループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について監査役会に報告する。

当行の取締役会の職務、責任および手続に関する包括的な記述は、その職務権限規程に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）上で公表されている。

サステナビリティ

取締役会は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に関する欧州議会および欧州連合理事会指令第2013/34/EU号を補完する2023年7月31日付の委員会委任規則（EU）第2023/2772号に従い、重要なトピックを特定し、重要な影響、リスクおよび機会を管理するためのダブル・マテリアリティ評価プロセスの監督を行う。ダブル・マテリアリティ評価の結果の適切な監督を確実に行うため、ドイツ銀行は、上級管理者および確立されたガバナンス機関が関与する包括的な承認プロセスを実施している。当初、シニア・サーティファイニング・オフィサー（Senior Certifying Officer）が、その権限内で重要なトピックに関する評価結果を正式に承認した。その後、サステナビリティ関連事項の主要なガバナンスおよび意思決定機関としての役割を担う当行のグループ・サステナビリティ委員会が、最終的な一連の重要なトピックを承認した。最後に、ダブル・マテリアリティ評価の結果を承認を受けるために取締役会に提出した（詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （１）連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント - 全般情報 - ダブル・マテリアリティ評価」の項に記載されている。）。

ダブル・マテリアリティ評価の結果は監査役会の監査委員会にも提出され、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （１）連結財務書類 - マネジメント・レポート - サステナビリティ・ステートメント」の項で説明されている。

業務分掌計画

共同責任の原則にもかかわらず、取締役会の業務分掌計画では、特定の業務分野に個々のメンバーの責任が配分されており、取締役会までの組織全体における職務分掌が確保されている。取締役会メンバーは、下位階層レベルにその職務を委任すること、およびそれぞれの業務上の職責の範囲内において職責を明確に割り当てることに責任を負う。かかる委任は、事業組織の適切な機能化のために必要であり、委任された職務および課題を適切に監督するという取締役会メンバーの責任に影響を及ぼすものではない。責任を委任された各個人は、その共同責任を遂行できるよう、取締役会に適切な情報を提供する責任を負う。

取締役会の研修

職業的専門家としての適性要件を満たすため、取締役会の継続的な研修制度が年間を通じて定期的実施されている。この研修では、環境・社会・ガバナンスの問題に加え、法律、コンプライアンス、金融犯罪対策、データ管理、リスク管理および人事に関する数多くのトピックが扱われる。

監査役会

ドイツ銀行の監査役会メンバーは20名で構成されており、監査役会メンバーのうち10名は株主総会によって選任された株主代表であり、監査役会メンバーのうち10名は選任権限を有するドイツの従業員の代表団によって選任された従業員代表である。すべての監査役会メンバーは、当行の利益のために行動し、ドイツ銀行の利益のために監査役会の任務を遂行する同様の義務を負っている。監査役会の内部組織およびその委員会ならびにそのメンバーの要件は、ドイツ銀行法（KWG）の規則およびドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告だけでなく、特定の監督当局の要件に服する。当該要件は、とりわけ、ドイツ銀行法（KWG）、金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung（InstitutsVergV））、欧州銀行監督機構（EBA）および欧州証券市場監督機構（ESMA）のガイドラインならびに当行の健全性に関する監督当局としての欧州中央銀行の管理実務に基づいている。当該規制要件は、個別のケースにおいてはドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告と異なる場合がある。

監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを解任し、取締役会メンバーを監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。また、監督および助言には、特にサステナビリティに関する問題も含まれる。ドイツ銀行法（KWG）の要件に従い、監査役会は、適用される健全性監督要件の遵守に関しても、取締役会を監督する。監査役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、取締役会と緊密に連携する。経営陣により遂行されるべき施策については、監査役会に移管することができない。

監査役会の承認手続を必要とする職務の種類は、ドイツ銀行の定款第13条第(1)項に明記されている。これらには、一般的な代理権の授与、不動産（対象額が500百万ユーロ超に相当する場合）の取得または処分、ドイツ銀行法（KWG）により金融機関の監査機関の承認を要する他の会社の持分の取得または他の持分（対象額が10億ユーロ超に相当する場合）の取得を含む貸付の供与が含まれる。さらに、監査役会は、承認を必要とする追加の取引を定めることができる。監査役会はまた、法定限度内で、効率性を高めるため、その承認実施に関する決定を委員会に委任することができる。

すべての職務権限規程は、監査役会により、随時（例えば、法律または規制要件の変更時）、ただし少なくとも年に1回見直され、更新される。これらについて、現在適用されている最新版がドイツ銀行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）上で公表されている。

監査役会の開催回数およびその開催状況については、監査役会および監査役会委員会の職務の詳細とともに、年次報告書の一部である監査役会報告書に明記されている。

規制要件に従い、監査役会は、監査役会メンバー、監査役会会長およびその委員会委員長としての役割について候補者のプロフィールを記載した役職説明書を作成し、採択した。また、規制要件に従い、適性ガイドラインを発行した。このガイドラインは、経営組織のメンバーの選定、承継計画、再任／再選の原則、個別適性および集団適性を評価するための基準および手続を定めたものである。就任、研修および多様性に関するガイドラインは、規制要件に従い、適性ガイドラインの構成要素となっている。さらに、監査役会は要件のプロファイルを発行した（下記「監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイル - 監査役会の要件のプロファイル」の項を参照のこと。）。加えて、監査役会には、そのメンバーの独立性評価に関するガイドラインおよび利益相反の取扱いに関するガイドラインがある。これらの文書についても、監査役会により随時、ただし少なくとも年に1回見直され、更新される。

監査役会は、法律または管理ガイドラインに規定される範囲内において、特に当行グループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わるすべての問題について取締役会から報告を受ける。さらに、グループ内部監査は定期的に、また重大な不備が発生した場合は不当な遅滞なく、特定された不備について監査委員会に連絡する。加えて、監査役会会長は、取締役会メンバーに関する重大な調査結果について報告を受ける。監査役会および取締役会は、情報制度、一般エンゲージメント（相互関係）規約および規制上のトピックに特化した別のエンゲージメント（相互関係）規約を採択した。これらは、監査役会への報告だけでなく、とりわけ、監査役会による照会や当行従業員からの情報提供の要請ならびにその会議の準備に関する情報交換および会議間の情報交換等についても定める。

監査役会は、取締役会不在でも定期的に行われる。これは、その委員会にも適用される。さらに、従業員代表および株主代表は、それぞれ定期的に事前審議を実施している。

監査役会会長は、監査役会が適切に機能するために重要な役割を果たしており、また指導的役割を担っている。監査役会会長は、監査役会の内部組織およびコミュニケーション、監査役会における職務の調整ならびに監査役会と取締役会との間のやり取りに関する内部ガイドラインおよび方針を策定することができる。監査役会会長は、監査役会関連の事項について必要に応じて投資家との議論を行い、また監査役会に対してかかる議論の内容を定期的に報告する。これらは、環境・社会・ガバナンス（ESG）のトピックも対象としている。

会議と会議の間で、監査役会会長および（適切な場合は）監査役会委員会委員長は、取締役会メンバー、特に取締役会会長と定期的に連絡を取り、とりわけ、ドイツ銀行グループの戦略、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、リスク統制、ガバナンス、コンプライアンス、報酬制度、IT、データおよびデジタル化、サステナビリティならびに重大な訴訟案件の問題について協議する。監査役会会長および（それぞれの業務上の職責の範囲内において）監査役会委員会委員長は、ドイツ銀行グループの現状、動向および経営の評価にとって重要性の高い事象について、取締役会会長またはそれぞれ職責を担う取締役会メンバーから遅滞なく連絡を受ける。監査委員会委員長は、また、監査委員会以外でも監査人と定期的な協議を行う。

さらに、監査役会会長および監査役会委員会委員長の一部は、規制当局との協議にも携わる。

就任イベントおよび研修イベント

新たに選任または任命された監査役会メンバー各々に対しては、新たな役職でのスタートを支援するため、指名委員会の予想される推薦を考慮に入れ、各々の知識および技能に応じて、個別に就任セッションおよび研修セッションが実施される。就任イベントは、当行、当行の取締役会、選ばれた上級管理者、監査人、グループ内部監査への紹介も兼ねている。新たなメンバーは、目的に応じた研修セッションを通じて、各自の知識を拡大させ、充実させる。指名委員会は、これらの研修セッションの進捗状況や参加状況について、定期的に報告を受ける。

また、監査役会全体で、目下のトピックに関する定期的な研修セッションも実施される。

承継計画および多様性

ドイツ銀行法（KWG）に従い、取締役会メンバーは職業的専門家としての適性を有し、信頼性を有し、その役割に十分な時間を費やすものとする。監査役会は、個人の適格性および取締役会全体としての適格性（集団適性）も評価する。その際、ジェンダー、国籍、年齢だけでなく経歴およびマインドセットの多様性も重要な役割を果たす。指名委員会は、適用される法定要件および規制要件を考慮に入れ、当行の取締役会で職責を果たす適切な内部および外部の候補者の特定において、監査役会を支援する。このため、同委員会は、候補者のプロフィールおよび取締役会メンバーとして関わる時間的コミットメントのステートメントを記載した職位明細書ならびに知識、信頼性および時間的余裕を評価するためのアンケートを策定した。指名委員会および監査役会は、取締役会の視点からの承継計画のための内部の候補者（人材パイプライン）およびそのプロセスに関する報告書を、取締役会から定期的に受領する。監査役会メンバーは、監査役会およびその委員会の会議ならびに当行内のイベントにおいて、選ばれた上級管理者と面談する機会を持つ。監査役会は、持続可能で理想的に多様な承継計画を目的として、ジェンダーの多様性も考慮に入れ、外部のサービス提供者とも連携する。

適切な候補者（外部か内部かを問わない。）を選定するため、指名委員会は、当行の戦略的目標、取締役会の業務上の職責の分野、候補者の適性、信頼性および時間的余裕ならびに取締役会メンバー全員の知識、技能および経験のバランスおよび多様性を考慮する一方、多様性原則も考慮する。取締役会の役職への任命は、常に当行の利益のために行われる。指名委員会の推薦を基に、会長統括委員会は、監査役会の決議のための推薦案を提出する。監査役会は、これに基づき取締役会メンバーの任命を決定する。最初の任命期間は、最長3年である。取締役会メンバーは、一または複数の任期で再任されることができ、任期は法律に従い最長5年となる可能性があるが、ドイツ銀行では通常、かかる再任も最長3年とする。

新たに任命された取締役会メンバー各々に対しては、指名委員会の予想される推薦を考慮に入れ、各々の知識および技能に応じて、個別に就任セッションおよび研修セッションが実施される。指名委員会は、これらの研修セッションの進捗状況および参加状況について、定期的に報告を受ける。

株式会社法（AktG）は、証券取引所に上場され、ドイツ銀行のように取締役会メンバーが3名以上の会社は、取締役会メンバーとして少なくとも女性1名および男性1名を任命しなければならないと要求しており、これが満たされない場合は任命が無効となる。また、取締役会における多様性の推進は監査役会にとって非常に重要なことであり、例えば、ジェンダー、国籍、年齢ならびに異なる経歴およびマインドセット等、監査役会は、取締役会の多様性に積極的に取り組んでいる。監査役会は、ドイツ株式会社法（AktG）第76(3a)条に従い、取締役会に関して法律上要求される最低限のジェンダー参加を考慮に入れ、取締役会の女性比率を持続的かつ継続的に引き上げるよう努力する。2024年7月1日付で内部候補者であるローラ・パドヴァーニ氏が取締役に任命されたことから、監査役会は取締役メンバーを10名に増やし、女性比率を20%に引き上げた。適切な内部の女性候補者数をさらに増加させるために、監査役会は、取締役会が前営業年度に取締役会の直下にある上級管理職に女性を任命するための目標を設定し、また、当該目標を取締役会の新たな報酬制度の長期的な運用指標に組み込んだ。この活動において完全な達成レベルに到達するには、2026年までには取締役会の2段階下の役職の女性比率を少なくとも32.5%とする必要がある。監査役会は、施策および進行中の進捗状況について、取締役会と定期的に協議を行う。

監査役会はまた、報酬管理委員会の提案に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について定期的に見直しも行い、これを決議する。これに関する詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書」の項に記載されている。

自己評価

指名委員会および監査役会は、ドイツ銀行法（KWG）第25d条に基づく法律に規定され少なくとも年に1回実施される監査役会および取締役会の評価ならびにこれらの職務について定期的に検討している。これは、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則（GCGC）第D.12条に基づく勧告に従った監査役会の自己評価でもある。

2024年7月23日の会議において、指名委員会は評価の枠組みおよびスケジュールについて検討した。指名委員会は、2024年の報告期間の評価は外部の支援を受けて実施されることを決議した。指名委員会は、評価の進捗状況について、定期的に監査役会に報告した。これに携わる外部アドバイザーは、2024年10月23日に開催された監査役会向けワークショップを実施した。この評価は、基本的に、監査役会、監査役会委員会および取締役会の業務に関する広範なアンケートのみならず、取締役会および監査役会の個々のメンバーとの面接に基づいて行われた。評価の結果の最終審議および承認は、2025年3月13日の監査役会全体会議において行われ、その結果が最終書面報告書に記載された。監査役会は、監査役会および取締役会が高い水準を達成し、特に取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの専門的資質、個人的信頼性および時間的余裕に関して懸念がないとの見解を引き続き有している。

監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイル

監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して効果的かつ適切な管理および助言ができることを確保すべきである。各メンバーの職務遂行への適性は、指名委員会および監査役会による内部監査ならびに規制当局による外部監査の双方から評価、判断され、また継続的に監視される。この適性評価では、個々のメンバーの専門知識、信頼性および時間的余裕（個別適性）を評価対象とする。さらに、監査役会の職務遂行に必要な監査役会全体の知識、技能および経験（集団適性）の評価も行われる。任期が承認された後に欧州中央銀行（ECB）による監査役会メンバーの適性評価に合格すること、およびドイツ銀行における全任期期間中に監査役会メンバーの適性を継続的に保つことは、監査役会メンバーが業務を遂行する上で必須の規制要件となっている。

監査役会の業務効率ならびにステークホルダーおよび規制当局に対する透明性を高めるため、監査役会は2022年に「要件のプロファイル」を採択した。これは毎年見直され、必要に応じて更新される。要件のプロファイルは、ドイツ銀行の取締役会の監視および助言に必要な、監督役会の一般専門分野および拡大された専門分野を定めている。要件のプロファイルは、株主代表の選任に関する株主総会への提案を策定する際、ならびに監査役会およびそのメンバーの研修に関する個別および集団的な必要性を決定する際に、定期的に考慮される。

監査役会の要件のプロファイル

監査役会はその要件のプロファイルにおいて、一般専門分野を定め、専門分野を拡大した。

一般専門分野

理想的には、監査役会のすべてのメンバーがこれらの個人資格を保有していることである。

- 商業ビジネス上の問題の理解
- 分析的かつ戦略的なマインドセット
- ドイツのコーポレート・ガバナンス制度の理解およびその結果としての監査役会メンバーの職務の理解
- ドイツ銀行のビジネス・モデルおよび構造の理解
- (i) 銀行業務、金融サービス、金融市場および金融業界（当行の国内市場および欧州以外の当行の主要市場を含む。）の分野における知識、ならびに(ii) 当行にとっての顧客、市場の期待および事業環境の知識といった金融サービス・セクターの基本的理解

これらの専門分野の達成状況は、資格マトリックスの概要の「一般専門分野」という行に報告されている。

拡大された専門分野

これらの専門分野は、全体として監査役会に言及している（集団適性）。監査役会は、全体として、ドイツ銀行の規模および複雑性に応じて適切な特定専門分野を理解していなければならない。これらは、当行のビジネス・モデルおよび当行に適用される特定の法令に基づいている。かかる専門分野は、以下のとおりである。

会計（サステナビリティに関する報告を含む。）

- 会計（国際財務報告基準（IFRS）およびドイツ商法（HGB）を含む。）および年次財務諸表の監査
- 税務

規制の枠組みおよび法的要件

- 当行が主要業務を行っている国における主要な法的枠組の状況の理解
- 当行の主要関連法制度の理解
- 大企業の業務執行経営陣 / 監査役会における経験
- 規制の枠組みおよび法的要件、特に、当行に関連する法制度の知識
- 国内市場における社会上、政治上および規制上の期待の知識

人的資本、報酬および企業文化

- 人事および従業員の管理
- 報酬および報酬制度
- 経営陣メンバーの選定手続およびその適性評価
- 企業文化

リスク管理

- リスク管理（財務および非財務リスクの調査、評価、軽減、管理および統制、自己資本および流動性の管理、株式保有）
- マネーロンダリング防止ならびに金融犯罪およびテロ資金供与の防止

情報技術、データおよびデジタル化

- デジタル化（デジタル・バンキングを含む。）
- データ（データ・ガバナンスを含む。）
- 情報技術（IT）、ITシステムおよびITセキュリティ（サイバー・リスクを含む。）

戦略、変革および環境・社会・ガバナンス（ESG）の問題

- ビジネス・モデルの戦略的計画およびリスク戦略ならびにそれらの実施
- 気候およびその他環境側面
- 社会的および政治的な期待（特に国内市場）ならびにそれらが企業の社会的責任に与える影響に関する知識
- 会社の目的

金融機関の組織構造および管理

- ガバナンス
- 大規模かつ国際的な規制企業の経営
- 当行の内部組織
- 内部監査
- コンプライアンスおよび内部管理

当行のビジネス・モデルを適切に反映させるために、監査役会は、専門的資格だけでなく、様々な顧客セグメントおよび異なる販売市場における資格および経験も証明する。

顧客セグメント

- プライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメント
- コーポレート・バンキング
- インベストメント・バンキング
- アセット・マネジメント

地域の専門知識

- ドイツ
- 欧州
- 米州
- アジア太平洋（APAC）

監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的および要件のプロファイル（以下の資格マトリックスに示される。）を遵守していると確信している。監査役会メンバーは、全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有している。

構成および専門

[illegible]

専門知識	一般専門分野																			
	会計および報告（サステナビリティに関する報告を含む。）																			
	監査委員会の財務専門家***																			
	会計分野の専門知識***																			
	監査分野の専門知識***																			
	規制の枠組みおよび法的要件																			
	人的資本、報酬および企業文化																			
	報酬管理委員会の報酬専門家***																			
	リスク管理																			
	情報技術、データおよびデジタル化																			
	戦略、変革およびESG																			
	金融機関の組織構造および管理																			

顧客／事業の専門知識	ブライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメント																			
	コーポレート・バンキング																			
	インベストメント・バンキング																			
	アセット・マネジメント																			
地域の専門知識	ドイツ																			
	欧州																			
	米州																			
	APAC																			

深く専門的な知識／専門家

法律および／または監督規制により要求される規制の専門家／専門知識

ER 従業員代表

* オーバーボーディングでないことの定義：監査役会のすべてのメンバーは、ドイツ銀行の他、様々な会社において認められる数の取締役を務めている。オーバーボーディング、すなわち、別の企業において認められない数の取締役の地位を保持することは、ドイツ銀行法（KWG）第25d(3)条の法的規制に基づき判断される。

* * 独立性の定義：株主によって選出された、または選出される監査役会メンバーは、ドイツ銀行、その経営陣、株主またはドイツ銀行グループの会社との間に、現在または過去の(i)事業上の、(ii)個人的な、または(iii)その他の、監査役会メンバーの職務遂行に影響を及ぼしドイツ銀行に不利益をもたらす可能性のある当該メンバーの個人の利益または当該メンバーが代表する第三者の利益を構成する、関係もしくは提携が存在しない場合に、独立しているとみなされる。ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則（GCGC）第C.6条(1)の前半の文章に従った、株主を代表する監査役会のメンバーは、適切な人数の独立したメンバーとみなされる者で構成されるという規定が、結果として遵守されている。当行には現在、支配株主はいない。

* * * 下記「（３）監査の状況 - 監査および統制」の項に記載される専門家の定義

監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される定時株主総会の終了時まで定年を延長することができる。この定年制は、株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任の任命についても考慮されるものとする。

監査役会での株主代表については、監査役会メンバーの任期は、原則として12年を超えてはならない。

監査役会は、メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。ドイツ銀行が海外事業を展開していることに照らして、監査役会メンバーには、適切な人数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち6名は、その専門的職務または生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、例えば、海外事業を行う会社または組織の取締役会メンバーもしくは最高経営責任者またはこれと同等の執行職として長年の海外経験を有している。監査役会は、これら二つの点により、当行の海外事業については十分に考慮されていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。

2008年に行われた監査役会メンバーの選任以降、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が既に認識されてきた。株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推薦や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法的要件を考慮する。すなわち、新たな監査役会メンバーの選任または今後欠員となるメンバーの後任の任命のための候補者を検討する際には、適格性のある女性が候補者選定プロセスに含まれ、選

任提案において適切に考慮される。当営業年度末現在で、従業員代表側においては4名の女性および6名の男性、また、株主代表側においては3名の女性および7名の男性が監査役会メンバーであった。したがって、何年も前から現在に至るまで、法定の最低限である30%を満たしてきたことになる。

監査役会メンバーの平均年齢は、58.3歳であった。年齢構成は40歳から69歳までと多様で、一般的な定義によるところの3世代に及ぶ。

ドイツ銀行の監査役会メンバーの在任期間は、当営業年度末現在で1年未満から12年程度であった。2024年12月31日現在の監査役会メンバーの平均在任期間は、4.17年であった。

監査役会メンバーの学歴および職務経歴には、銀行業務、企業経営、経済、監査、法律、ドイツ研究、政治学、電子工学、情報システムおよび医療が含まれる。監査役会メンバーの経歴は、ドイツ銀行のウェブサイト(www.db.com/ir/en/supervisory-board.htm)において公表されている。

監査役会メンバーは、主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就かない。監査役会メンバーに関する一時的なものではない重大な利益相反は、当該メンバーの監査役としての任期の終了をもたらすものとする。監査役会は、潜在的な利益相反の特定、取扱い、軽減および文書作成に関するガイドラインを発行した。

監査役会メンバーは、ドイツ銀行法(KWG)第25d条に従い、またドイツ・コーポレート・ガバナンス規則(GCGC)第C.4条および第C.5条に基づく勧告に従い、認められる数を超える数の監査役会の職務権限または同様の要件を有する会社の監督機関の職務権限を保有してはならない。ドイツ銀行の監査役会メンバーは、同時に最大五つの企業(ドイツ銀行を含む。)の監督機関のメンバーを務めることができる。監査役会メンバーが会社の業務執行取締役でもある場合、監査役会メンバーは、同時に最大三つの企業(ドイツ銀行を含む。)の監督機関のメンバーを務めることができる。これに該当するかを判断する決定的な要因は、現地の法律を考慮した監督当局の規制要件である。法令上の規制の遵守は、規制当局により継続的に監視される。取締役のオーバーボーディングが発生した場合、監督当局は、ドイツ銀行が監査役会メンバーの任命を無効とし、この監査役会メンバーの職務遂行を禁止するよう要求することができる。前営業年度において、監査役会の兼任の許容数に関する要件は満たされていた。

欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)2 GOV-1 21.(e)に基づく開示要件およびこれに規定された「独立取締役」の定義に関して、ESRSの意味において、監査役会メンバーの100%が独立している。前営業年度において、監査役会には元取締役会メンバーは在籍していなかった。

監査役会の一部のメンバーは、ドイツ銀行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社とのドイツ銀行の取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行された。取締役会および監査役会の意見では、これらの取引は関係する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではなかった。

2024年には、監査役会のもとに、会長統括委員会、指名委員会、監査委員会、リスク委員会、報酬管理委員会、規制監視委員会、戦略およびサステナビリティ委員会、テクノロジー、データおよびイノベーション委員会ならびに仲裁委員会(同委員会は必要な場合に会合が開かれる。)の九つの常設委員会が設置されていた。

会長統括委員会

会長統括委員会は、当報告期間において11回開催された。現地で5回、ビデオ会議で6回開催された。定例会議が5回、臨時会議が6回開催された(2回は指名委員会との臨時会議)。会長統括委員会は、コーポレート・ガバナンスおよび監査役会間の継続的な議題に加え、取締役会および監査役会に関する事項を綿密に検討し、監査役会全体会議に向けて準備した。これには、指名委員会と協議の上で行う取締役会の人事異動に関する準備(業務上の職責の範囲の調整を含む。)、取締役会の役務契約において必要な範囲内での検討および変更、ならびに株主総会準備に加え、職務権限規程および監査役会内部文書への対応が含まれた。年初の複数の会議において、当委員会は、プライベート・バンクにおけるサービス処理状況について取り上げた。その他取り上げられた議題には、取締役会メンバーの社外登用、取締役会(元)メンバーに対する費用負担および支援サービス/給付の負担、監査役会のアドバイザーに対する費用ならびに監査役会メンバーによる任意の自己コミットメント(監査役会の報酬の一部を当行の株式に投資するというもの)が含まれた。会長統括委員会はさらに、監査役会による委任を受けて、当行のその他Tier 1資本証券(AT 1証券)の発行について取り上げた。

指名委員会

指名委員会は、当報告期間中、会長統括委員会との臨時会議2回を含め、合計6回開催された。現地で4回、ハイブリッド会議で1回、またビデオ会議で1回開催された。指名委員会は、法令上および規制上の要件ならびに多様性の原則を考慮しつつ、取締役会および監査役会の承継計画の側面について広範に検討した。これに関連して、指名委員会は、会長統括委員会と協議の上、取締役会における業務上の職責の範囲について関連する調整を行うとともに、ローラ・パドヴァーニ氏の取締役会メンバーならびにコンプライアンス責任者兼アンチ・フィナンシャルクライム責任者への任命、またマルクス・クロミク氏の取締役への選任に対応した。マルクス・クロミク氏は、2025年5月1日付で就任し、オリヴィエ・ヴィニユロン氏の後任としてリスク分野の業務上の職責を引き継ぐ。さらに当委員会は、ローメン氏が従業員代表として監査役を退任した後に監査役会委員会の後任委員への任命、および裁判所によるハゲンミラー氏の監査役会メンバーへのその後の任命に対

応した。2025年において次回の監査役会の選任が多数予定されていることから、当委員会は、適切な候補者に対する様々な基準ならびに必要な技能および専門知識についても検討した。また、当委員会は、当行の内部方針および手続の定期的な見直しに加え、取締役会および監査役会の新メンバーに対する就任プログラム、取締役会および監査役会の研修、適性（「適合性」）についての継続的な議題も取り上げた。その他、ドイツ銀行法（KWG）第25d条第(11)項に基づく監査役会および取締役会の年次評価ならびに当行および取締役会のレベルでの多様性の推進等が議題となった。

報酬管理委員会

報酬管理委員会は、2024年に6回開催された。現地で3回、ビデオ会議で1回、またハイブリッド会議で2回開催された。当委員会ではとりわけ、取締役会および従業員の報酬制度の設計の監視を行い、リスク委員会とともに、2024年営業年度の報酬制度および変動報酬がリスク、資本および流動性の状況に与える影響を評価した。当委員会は、取締役会メンバーの固定報酬額および2024年の目標を定めるための、また、2023年の取締役会の変動報酬を決定するための提案を監査役会に提出した。さらに、当委員会は、2025年の目標に関する最初の提案を策定した。かかる策定にあたっては、環境・社会・ガバナンス（ESG）のマテリアリティ評価の結果も考慮された。取締役会の人事異動を踏まえ、当委員会は、それに伴う個人目標の調整にも対応した。さらに、報酬に関する規制の動向および規制の結果について検討し、外部アドバイザーの支援も得て、取締役会（元）メンバーの変動報酬の要素の停止、没収、クローバックの前提条件の有無の検討にも取り組んだ。また、必要な範囲で、監査役会全体会議に提出する決議案を採択し、決議案に関する推薦事項を作成した。もう一つの焦点は、取締役会および監査委員会の報酬に関する報告書への対応であった。当該報告書は、株主総会での承認のために提出され、その後、監査意見書とともに公表されることになっていた。さらに、当委員会は、重要なリスク・テイクアーの特定、2023年営業年度の変動報酬総額の決定ならびにコンプライアンスおよびリスク機能の責任者の報酬に関する決定を監視した。報酬管理委員会は、承認のために2024年の株主総会で提出された取締役会の報酬制度の改定にも取り組んだ。かかる大幅に簡素化された新制度は、取締役会メンバーの業績評価の基準を株主の利益により近づけるものとなっている。2024年現在、長期的な変動報酬の要素は、過年度の業績に基づいて測定されるのではなく、財務目標および環境・社会・ガバナンス（ESG）目標が今後3年間ごとにどのように発展するかに基づいて測定される。また、当委員会は、法的規制ならびに内部および外部の規則、方針および手続の違反に対処するために、報酬制度において利用可能な措置の利用状況および有効性を検討した。

委員会への出席率

当報告期間中、監査役会メンバーの監査役会およびメンバーとなっていた委員会の会議への出席状況は以下のとおりである。会議への出席は対面またはビデオ会議で行われ、電話での出席はなかった。

会議数 / 出席率 (%)	監査役会		会長統括委員会		リスク委員会		監査委員会		指名委員会	
アレックス・ワイナンツ (Wynaendts, Alex) (監査役会会長)	8/8	100	11/11	100	6/6	100			6/6	100
スザンネ・ブライト (Bleidt, Susanne)	7/8	88					5/5	100		
メイリー・クラーク (Clark, Mayree)	8/8	100			6/6	100			6/6	100
ヤン・ドゥシェック (Duscheck, Jan)	8/8	100			6/6	100				
マンジャ・エイファート (Eifert, Manja)	8/8	100					5/5	100		
クラウディア・フィーバー (Fieber, Claudia)	8/8	100					4/4	100		
ジグマー・ガブリエル (Gabriel, Sigmar)	7/8	88								
フロリアン・ハゲンミラー (Haggenmiller, Florian) (2024年1月16日から)	8/8	100								
ティモ・ハイダー (Heider, Timo)	8/8	100	11/11	100					6/6	100
フランク・シュルツ (Schulze, Frank)	8/8	100	11/11	100					6/6	100
ゲルリンデ M. シーベルト (Siebert, Gerlinde M.)	8/8	100			6/6	100	4/5	80		
イングヴィ・スリングスタッド (Slyngstad, Yngve)	7/8	88								
ステファン・ツカルスキー (Szukalski, Stephan)	8/8	100			6/6	100				
ジョン・セイン (Thain, John)	8/8	100								
ユルゲン・テーゲル (Tögel, Jürgen)	8/8	100								
ミシェル・トロニー (Troggi Michele)	8/8	100			6/6	100				
ダグマー・バルカルセル (Valcárcel, Dagmar)	7/8	88					5/5	100		
テオドル・ヴァイマー (Weimer, Theodor)	7/8	88					5/5	100		
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Winkeljohann, Norbert)	8/8	100	10/11	91	6/6	100	5/5	100	6/6	100
フランク・ヴィッター (Witter, Frank)	8/8	100					5/5	100		
合計		97		98		100		97		100

会議数 / 出席率 (%)	報酬管理委員会		規制監視委員会		戦略およびサステナビリティ委員会		テクノロジー、データおよびイノベーション委員会		合計	
アレックス・ワイナンツ (Wynaendts, Alex) (監査役会会長)	6/6	100	6/6	100	5/5	100	4/4	100	52/52	100
スザンネ・ブライト (Bleidt, Susanne)							4/4	100	16/17	94
メイリー・クラーク (Clark, Mayree)					5/5	100			25/25	100
ヤン・ドゥシェック (Duscheck, Jan)	6/6	100	6/6	100			4/4	100	30/30	100
マンジャ・エイファート (Eifert, Manja)							4/4	100	17/17	100
クラウディア・フィーバー (Fieber, Claudia)					4/5	80	1/1	100	17/18	94
ジグマー・ガブリエル (Gabriel, Sigmar)			4/6	67					11/14	79
フロリアン・ハゲンミラー (Haggenmiller, Florian) (2024年1月16日から)					5/5	100	4/4	100	17/17	100
ティモ・ハイダー (Heider, Timo)	6/6	100	5/6	83	5/5	100			41/42	98
フランク・シュルツ (Schulze, Frank)					5/5	100			30/30	100
ゲルリンデ M. シーベルト (Siebert, Gerlinde M.)									18/19	95
イングヴィ・スリングスタッド (Slyngstad, Yngve)							4/4	100	11/12	92
ステファン・ツカルスキー (Szukalski, Stephan)			6/6	100					20/20	100
ジョン・セイン (Thain, John)					4/5	80			12/13	92
ユルゲン・テーゲル (Tögel, Jürgen)	6/6	100			5/5	100			19/19	100
ミシェル・トロニー (Troggi, Michele)					5/5	100	4/4	100	23/23	100
ダグマー・バルカルセル (Valcárcel, Dagmar)	6/6	100	6/6	100					24/25	96
テオドル・ヴァイマー (Weimer, Theodor)									12/13	92
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Winkeljohann, Norbert)	6/6	100							41/42	98
フランク・ヴィッター (Witter, Frank)									13/13	100
合計		100		92		96		100		97

(2) 【役員の状況】

男性20名、女性9名(役員のうち女性の比率31.0%)(提出日現在)

取締役会メンバーおよび監査役会メンバーの略歴

取締役会

氏 名 (生年月日)	役 職 (担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株) (注1)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日)	取締役会会長 (CEO)	1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年: 2029年	222,171
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) (1969年4月18日)	プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 兼アセット・マネジメント責任者	2017年入行 2017年取締役就任 任期満了年: 2026年	102,272
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli) (1973年4月14日)	コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク統 括責任者	2004年入行 2019年取締役就任 任期満了年: 2028年	201,291
ベルント・ロイケルト (Bernd Leukert) (1967年5月31日)	チーフ・テクノロジー・データ・アンド・イノベーション ・オフィサー	2019年入行 2020年取締役就任 任期満了年: 2025年	12,667
アレクサンダー・フォン・ツァ・ ミュレン (Alexander von zur Mühlen) (1975年8月6日)	アジア太平洋、欧州、中東およびアフリカ (EMEA) ならび にドイツ地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1998年入行 2020年取締役就任 任期満了年: 2026年	476,944
ローラ・パドヴァーニ (注2) (Laura Padovani) (1966年2月16日)	チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼アンチ・フィナ ンシャルクライム・オフィサー	2023年入行 2024年取締役就任 任期満了年: 2027年	0
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis) (1972年11月29日)	プライベート・バンク統括責任者	2018年入行 2023年取締役就任 任期満了年: 2026年	262,244
レベッカ・ショート (Rebecca Short) (1974年11月10日)	チーフ・オペレーティング・オフィサー	1998年入行 2021年取締役就任 任期満了年: 2027年	73,637
マルクス・クロミク (注3) (Marcus Chromik) (1972年5月13日)	チーフ・リスク・オフィサー (CRO)	2025年入行 2025年取締役就任 任期満了年: 2028年	0

(注1) 特に記載のない限り、2025年2月7日現在の所有株式数を記載している。

(注2) 2024年7月1日から取締役会メンバーである。

(注3) 2025年5月1日から取締役会メンバーである。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の職務権限規程により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、そのメンバーの過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の職務権限規程の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

監査役会

氏 名 (生年月日)	役職/担当	略歴 / 初回就任年 / 任期満了年	所有株式数 (株) (注1)
アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts) (1960年8月1日)	監査役会会長	初回就任年: 2022年 任期満了年: 2026年	6,866
フランク・シュルツ (*) (Frank Schulze) (1968年3月9日)	監査役会副会長	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年	587
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (1957年11月5日)	監査役会副会長	ノールベルト・ヴィンケルヨハン・アドバイザリー・アンド・ インベストメンツ (Norbert Winkeljohann Advisory & Investments) 企業コンサルタント 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2027年	4,150
スザンネ・ブライト (*) (Susanne Bleidt) (1967年4月11日)	-	スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2023年 任期満了年: 2028年	0
メイリー・クラーク (Mayree Clark) (1957年3月9日)	-	監査役会メンバー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2027年	109,444

ヤン・ドゥシェック（*） （Jan Duschek） （1984年12月18日）	-	フェル・デイ労働組合（Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft）（ユナイテッド・サービス・ユニオン）ナショナル・ワーキング・グループ・バンキング責任者 初回就任年：2016年 任期満了年：2028年	0
マンジャ・エイファート（*） （Manja Eifert） （1971年12月18日）	-	スタッフ・カウンスル・メンバー 初回就任年：2022年 任期満了年：2028年	208
クラウディア・フィーバー（*） （Claudia Fieber） （1966年10月21日）	-	スタッフ・カウンスル・メンバー 初回就任年：2023年 任期満了年：2028年	401
ジグマー・ガブリエル （Sigmar Gabriel） （1959年9月12日）	-	元ドイツ連邦政府大臣 初回就任年：2020年 任期満了年：2029年	1,373
フロリアン・ハゲンミラー（*） （Florian Haggenmiller） （1982年1月14日）	-	フェル・デイ労働組合（ユナイテッド・サービス・ユニオン）情報通信技術（ICT）フェデラル・ワーキング・グループ責任者 初回就任年：2024年 任期満了年：2028年	0
ティモ・ハイダー（*） （Timo Heider） （1975年5月9日）	-	スタッフ・カウンスル・メンバー 初回就任年：2013年 任期満了年：2028年	0
ゲルリンデ M. シーベルト（*） （Gerlinde M. Siebert） （1967年9月21日）	-	ドイツ銀行ガバナンスのグローバル責任者 初回就任年：2023年 任期満了年：2028年	5,478（注2）
イングヴィ・スリングスタッド （Yngve Slyngstad） （1962年11月3日）	-	エイカー・アセット・マネジメントAS（Aker Asset Management AS）チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 初回就任年：2022年 任期満了年：2026年	1,200
ステファン・アロイシウス・ツカルスキー（*）（注3） （Stephan-Aloysius Szukalski） （1967年1月27日）	-	ドイツ銀行従業員協会（ドイチャー・バンクアングeschulte Ten-Fearbando: DBV）（Deutscher Bankangestellten-Verband: DBV）連合会長 初回就任年：2023年 任期満了年：2028年	0
ジョン・アレクサンダー・セイン （John Alexander Thain） （1955年5月26日）	-	監査役会メンバー 初回就任年：2018年 任期満了年：2027年	100,000
ユルゲン・テゲル（*） （Jürgen Tögel） （1968年4月26日）	-	スタッフ・カウンスル・メンバー 初回就任年：2023年 任期満了年：2028年	1,161
ミシェル・トロニー （Michele Trogni） （1965年6月18日）	-	ジニア・コーポレート・ホールディングスLLC（Zinnia Corporate Holdings LLC）チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 初回就任年：2018年 任期満了年：2027年	15,000
フランク・ヴィッター （Frank Witter） （1959年5月29日）	-	監査役会メンバー 初回就任年：2021年 任期満了年：2029年	1,853
クラウス・ムースマイヤー（注4） （Dr. Klaus Moosmayer） （1968年9月17日）	-	監査役会メンバー 初回就任年：2025年 任期満了年：2029年	0
カースティ・ロス（注4） （Kirsty Roth） （1975年9月19日）	-	トムソン・ロイター・コーポレーション（Thomson Reuters Corporation）最高運営・技術責任者 初回就任年：2025年 任期満了年：2029年	0

（*）ドイツの従業員による選出または裁判所による任命。

（注1）特に記載のない限り、2025年2月7日現在の所有株式数を記載している。

（注2）ゲルリンデ M. シーベルト氏は、従業員としての繰延変動報酬の一部として、7,097株を保有する権利を有している。これらの株式報酬は、2025年から2027年に引き渡される予定である。

（注3）ステファン・アロイシウス・ツカルスキー氏は、2013年から2015年までおよび2018年から2020年まで監査役会メンバーであった。

（注4）2025年5月22日から監査役会メンバーである。

役員の報酬

取締役の報酬

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役会メンバーは、2024年度の報酬として総額50,394,830ユーロ（2023年度：55,004,064ユーロ）を受け取った。このうち、26,659,356ユーロ（2023年度：27,243,063ユーロ）が固定報酬、1,525,000ユーロ（2023年度：1,191,666ユーロ）が固定手当、1,170,876ユーロ（2023年度：854,238ユーロ）が付加給付および21,039,598ユーロ（2023年度：25,715,098ユーロ）が業績連動項目であった。取締役会メンバーに付与されたまたは試算上報告された2024年度の株式報酬数は1,683,651株（2023年度：1,622,508株）であった。これは、関連する1株当たりの株価20.011ユーロ（2023年度：12.20ユーロ）に基づく、33,691,540ユーロ（2023年度：19,794,598ユーロ）に相当する。これには、主に現金で決済される392,848株の仮想株式（7,861,281ユーロ相当）および試算上報告された1,281,418株の権利（目標額25,642,455ユーロ相当）が初めて含まれた。これらのユニットは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2027年度に法的に付与される。詳細については、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - （1）連結財務書類 - マネジメント・レポート - 報酬報告書」の項を参照のこと。

ドイツ銀行の元取締役会メンバーまたはその遺族には、2024年12月31日に終了した年度および2023年12月31日に終了した年度において、それぞれ35,841,194ユーロおよび26,222,817ユーロが支払われた。2024年12月31日現在および2023年12月31日現在、元取締役会メンバーおよびその遺族に対する年金債務引当金は、それぞれ142,890,863ユーロおよび157,816,164ユーロであった。

監査役会は、各取締役の報酬を以下のとおり決定した。上述の新たな報酬制度の導入により、2024年度は2023年度と比較して大幅な構造変更が生じた。新たな制度に基づく最初の長期奨励（LTI）プランは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間を対象に設定された。3年間のパフォーマンス期間終了後、監査役会は事前に定義された重要評価指標（KPI）に基づき達成水準を決定する。過去3年間を対象とする後向き評価から、将来の3年間のパフォーマンス期間を対象とする前向き評価への移行に伴い、新制度導入後の最初の2年間（2024年度および2025年度）は移行期間（以下「移行フェーズ」という。）と位置付けられる。最初の長期奨励プラン（LTIプラン2024年度 - 2026年度）は、2027年初頭に初めて付与される。「移行フェーズ」においては、LTIは計算および比較目的のために目標額で表示される。過年度の数値との比較可能性向上のため、以下の表には試算上の報酬総額の列が追加されており、基本給、実際の短期奨励（STI）およびLTIの目標額の合計を示している。

このアプローチは、以下の表に反映されている。

単位：ユーロ	2024年			
	基本給（注1）	実際の短期奨励	長期奨励の目標額（注2）	試算上の報酬総額
クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing）	3,750,000	2,448,210	3,555,000	9,753,210
ジェームス・フォン・モルトケ （James von Moltke）	3,200,000	2,005,320	3,060,000	8,265,320
ファブリツィオ・カンペリ （Fabrizio Campelli）	3,400,000	2,347,920	3,240,000	8,987,920
クラウディオ・デ・サンクティス（注3） （Claudio de Sanctis）	3,200,000	2,057,120	3,120,000	8,377,120
ベルント・ロイケル （Bernd Leukert）	2,400,000	1,489,120	2,460,000	6,349,120
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン （Alexander von zur Mühlen）	2,400,000	1,538,320	2,460,000	6,398,320
ローラ・パドヴァーニ（注4） （Laura Padovani）	875,000	236,425	367,500	1,478,925
レベッカ・ショート （Rebecca Short）	2,400,000	1,607,200	2,460,000	6,467,200
シュテファン・シモン （Professor Dr. Stefan Simon）	2,400,000	997,120	2,460,000	5,857,120
オリヴィエ・ヴィニユロン （Olivier Vigneron）	2,400,000	1,277,560	2,460,000	6,137,560
合計	26,425,000	16,004,315	25,642,500	68,071,815

（注1）「基本給」の列には、監査役会が設定した目標額が、比較のためユーロ建てで表示されている。実際の支給額は、取締役会メンバーのアレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン氏およびシュテファン・シモン氏については為替変動のため、ベルント・ロイケル氏については委任契約による報酬額と相殺されているため、この目標額とは異なる。

（注2）LTIプラン2024年度 - 2026年度の最終的な達成水準は、3年間のパフォーマンス期間終了後の2027年に決定される。

(注3) 2023年7月1日就任。
(注4) 2024年7月1日就任。

監査役の報酬

監査役の報酬は、ドイツ銀行の定款の第14条に定められている。新たな報酬規定は直近では2023年5月17日の年次株主総会の決議で採択された。2024年度における監査役会メンバーに対する報酬総額は7,775,000ユーロ（2023年度：7,404,172ユーロ）であった。当行は監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。

監査役会の各メンバーは、2024年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。以下の表は、ドイツ株式会社（AktG）第162条第(1)項第1文に従い、2024年度に監査役会メンバーに支払われた報酬および未払いの報酬を示している。いずれの場合も、計算は月単位で切上げ/切捨てされている。

監査役会メンバー	2024年度報酬額				
	基本報酬	委員会委員長の報酬		合計	
	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ
アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts)	950,000	100%	0	0%	950,000
フランク・シュルツ (Frank Schulze)	475,000	100%	0	0%	475,000
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	475,000	83%	100,000	17%	575,000
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt)	300,000	100%	0	0%	300,000
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
ヤン・ドウシェック (Jan Duscheck)	300,000	100%	0	0%	300,000
マンジャ・エイファート (Manja Eifert)	300,000	100%	0	0%	300,000
クラウディア・フィーバー (Claudia Fieber)	300,000	100%	0	0%	300,000
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	300,000	100%	0	0%	300,000
フロリアン・ハゲンミラー (注1) (Florian Haggenmiller)	275,000	100%	0	0%	275,000
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	300,000	100%	0	0%	300,000
ビルギット・ローメン (注2) (Birgit Laumen)	0	0%	0	0%	0
ゲルリンデ M. シーベルト (Gerlinde M. Siebert)	300,000	100%	0	0%	300,000
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad)	300,000	100%	0	0%	300,000
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski)	300,000	100%	0	0%	300,000
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	300,000	75%	100,000	25%	400,000
ユルゲン・テーゲル (Jürgen Tögel)	300,000	100%	0	0%	300,000
ミシェル・トロニー (Michele Trogni)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
ダグマー・バルカルセル (注3) (Dr. Dagmar Valcárcel)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
テオドル・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)	300,000	100%	0	0%	300,000
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
合計	6,975,000	90%	800,000	10%	7,775,000

(注1) 2024年1月16日就任。

(注2) 2024年1月12日退任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく現金支払を含む委員会の報酬。

監査役会におけるすべての従業員代表（ヤン・ドゥシェック氏、フロリアン・ハゲンミラー氏（2024年1月16日就任）、ビルギット・ローメン氏（2024年1月12日退任）およびステファン・ツカルスキー氏を除く。）は、ドイツ銀行グループにより雇用されている、または雇用されていた。2024年度において、当行は当該メンバーに対し、監査役の報酬に加えて（給与、退職金および年金支給の形で）総額1.27百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーにはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが（すなわち、監査役としての職務に基づくものではない。）、当行は、監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2024年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーに対する年金、退職金または類似の給付として、0.12百万ユーロを確保した。

（３）【監査の状況】

監査および統制

監査委員会における財務専門家

監査役会は、監査委員会のメンバーであるダグマー・バルカルセル氏、テオドル・ヴァイマー氏、ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏およびフランク・ヴィッター氏が、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」とであると判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3の定義に基づき、当行から「独立」している。

また監査役会は、ドイツ株式会社法（AktG）第107条第(4)項および第100条第(5)項ならびにドイツ銀行法（KWG）第25d条第(9)項に基づき、ダグマー・バルカルセル氏、テオドル・ヴァイマー氏、ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏およびフランク・ヴィッター氏が財務会計および財務書類の監査において専門家としての知識を有していると判断した。

ダグマー・バルカルセル氏は、アンドバンク・アセット・マネジメント・ルクセンブルクS.A.（Andbank Asset Management Luxembourg S.A.）およびパークレイズ・ヴィダ・イ・ペンションS.A.U.（Barclays Vida y Pensiones, S.A.U.）の取締役会会長としての長年の経験、ならびにアンティン・インフラストラクチャー・パートナーズS.A.（Antin Infrastructure Partners S.A.）の取締役会メンバーとしての現在の職務を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。テオドル・ヴァイマー氏は、ヒポ・フェラインス銀行（HypoVereinsbank）/ユニクレディットAG（UniCredit AG）のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー、ERGOグループAG（ERGO Gruppe AG）の監査委員会の元メンバーとしての長年の経験ならびにドイツ取引所の執行委員会委員長としての職務を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。ノールベルト・ヴィンケルヨハン氏は、監査役としての教育および訓練ならびに様々な監査法人での監査役として、またPwCヨーロッパSE（PwC Europe SE）の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。フランク・ヴィッター氏は、フォルクスワーゲンAG（Volkswagen AG）のチーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびフォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービスズAG（Volkswagen Financial Services AG）の取締役会会長としての長年の経験を通じて、会計および監査の分野の専門知識を有している。

報酬管理委員会における報酬専門家

ドイツ銀行法（KWG）第25d条第(12)項に基づき、報酬管理委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬管理委員会の勧告に基づき、ダグマー・バルカルセル氏、アレキサンダー・ワイナントツ氏およびノールベルト・ヴィンケルヨハン氏を報酬管理委員会における報酬専門家に指名することを決議した。各氏はいずれも、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、専門知識および専門家としての経験を有しており、よってドイツ銀行法（KWG）第25d条第(12)項の要件を満たしている。ダグマー・バルカルセル氏は、とりわけ、パークレイズPLC（Barclays PLC）の西ヨーロッパ地域の法務部責任者を務めた経験から、レピュテーション・リスクを含む報酬体系に関する包括的な法務経験を有している。アレキサンダー・ワイナントツ氏およびノールベルト・ヴィンケルヨハン氏は、取締役会会長およびチーフ・エグゼクティブ・オフィサーまたはそのいずれかとしての長年の経験に基づき、リスク管理およびリスク統制の分野において、十分な専門知識および専門家としての経験を有している。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの価値観およびリーダーシップの原則

ドイツ銀行グループ行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範

ドイツ銀行グループの行動規範は、ドイツ銀行の目的、価値観、信念ならびに当行が取締役会メンバー全員および従業員に遵守を求める最低限の行動基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員と当行の顧客、競合他社、ピ

ジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。また当該規範は、適用法令の遵守に関するガイダンスを定める当行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴うドイツ銀行およびドイツ銀行グループのシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範を採択した。現在、シニア・ファイナンシャル・オフィサーは、取締役会会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2024年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループの行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範の最新版は、ドイツ銀行のウェブサイト (www.db.com/ir/en/documents.htm) から入手可能である。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行は、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの明確化、実施および監督を行うためグループ・ガバナンス機能を設置し、グループ全体にわたってそのガバナンス機能を履行する。グループ・ガバナンスは、優れたコーポレート・ガバナンスの主要な要素に沿った明確な組織構造に焦点を絞りつつ、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループ内のコーポレート・ガバナンス上の問題に取り組む。

ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、国際基準および法律上の規定に従って、コーポレート・ガバナンスの枠組みを確立することに注力している。この目的の達成において、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループは、明確なコーポレート・ガバナンス原則を設定した。

コーポレート・ガバナンスに関する詳細は、ドイツ銀行のウェブサイト (www.db.com/ir/en/corporate-governance.htm) において公表されている。

関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - 連結財務諸表に対する注記 - 追加的注記 - 注記36 関連当事者との取引」の項に記載されている。

内部統制の実効性

内部統制の実効性に関する情報は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (1) 連結財務書類 - マネジメント・レポート - 財務報告に係る内部統制」の項に記載されている。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。また、年次報告書の一部であるコーポレート・ガバナンス・ステートメントは、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を提供している。適合宣言は、当行のウェブサイト (<https://investor-relations.db.com/corporate-governance/documents/index#show-content-of-declarations-of-conformity>) から入手可能である。

会計監査の状況

ドイツ銀行の主たる会計監査人（外国監査公認会計士）は、ドイツ法に従い、年次株主総会においてドイツ銀行の監査役会の提案に基づいて選任される。監査役会の監査委員会が、当該提案を準備する。主たる会計監査人の選任後、監査委員会が契約を締結し、その単独の権限において監査の条件および範囲ならびに監査契約に係るすべての報酬について承認を行うとともに、主たる会計監査人の独立性を監視する。イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケージー監査法人（EY GmbH & Co. KG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft - 「EY」）は、2023事業年度および2024事業年度それぞれにおいて、当行の主たる会計監査人であった。

外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

（単位：百万ユーロ（百万円））

区分	前連結事業年度		当連結事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社（注１）	59 (9,651)	0 (0)	57 (9,323)	0 (0)
連結子会社 （注２）	19 (3,108)	0 (0)	22 (3,599)	1 (164)
計	78 (12,758)	0 (0)	79 (12,922)	1 (164)

（注１）当行の監査報酬管理の方法により、当該項目は当行のドイツ国内の本店および支店に関する情報から成る。

（注２）当行の監査報酬管理の方法により、当該項目には当行の海外支店に関する情報も含まれている。

その他重要な報酬の内容

ドイツ銀行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、EYと同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っているが、そこにはEYによる監査を受けていないDWSとその子会社に関する報酬は含まれていない。

EYの提出会社および連結子会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援等の税務関連業務が含まれている。

監査報酬の決定方針

当行の主たる会計監査人への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかまたは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

（４）【役員の報酬等】

該当事項なし。取締役および監査役の報酬については上記「（２）役員の状況」の項を参照のこと。

（５）【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の英訳を日本語に翻訳したものに、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年5月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝163.57円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計原則および報告実務の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるイーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー監査法人（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。それらの監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

(1) 連結財務書類

マネジメント・レポート

経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および関連の注記と併せて読むべきものである。ドイツ銀行の経営および財務の概況には、国際財務報告基準（IFRS）第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。将来の事象に関する記述は本報告書の「見通し」の項に開示されている。

概要

世界経済

経済成長率（％）（注1）	2024年（注2）	2023年（注3）	主な要因
世界経済	3.2	3.2	2024年、世界経済は堅調な成長を見せた。しかし、成長の勢い（モメンタム）は地域によって様々であった。欧州経済は低迷した一方で、米国経済は好調であった。また、インドを含むアジア経済はダイナミックに成長した。インフレ率の低下により、多くの中央銀行が利下げを始めた。
このうち：先進国	1.5	1.6	先進国の経済の勢いは地域によって様々であった。米国の経済成長は顕著であったが、欧州経済の勢いは比較的弱く、日本経済はさらに低迷していた。欧州と米国では、中央銀行が金融政策の緩和を始めた。一方、日本では、金融政策の引締めが若干行われた。
このうち：新興国市場	4.3	4.3	新興国市場は、アジアの好調なパフォーマンスによって堅調に推移した。しかし、継続する地政学的波及効果の影響および一部の主要先進国の貿易相手国の低迷の影響によって、欧州の新興国市場の成長は制限された。多くの地域では、インフレ率が緩やかに低下したため、中央銀行は主要金利を引き下げる余地が生じた。
ユーロ圏経済	0.7	0.4	経済成長は主に輸出主導であった。インフレ率の低下および賃金上昇にもかかわらず、実質的な所得による消費回復はなかなか実現していない。インフレ率の低下により、欧州中央銀行（ECB）は利下げサイクルを開始した。
このうち：ドイツ経済	-0.2	-0.3	ドイツ経済は、国内外の経済的要因が低調に推移したため、昨年に続きわずかに縮小した。インフレの緩和および賃金の堅調な伸びにもかかわらず、個人消費は停滞した。競争力の低下は、製造業、ひいては対外貿易の負担となった。労働市場は減速の兆しを見せた。
米国経済	2.8	2.9	米国経済は、金融引締め政策にもかかわらず、堅調に推移した。インフレ率が低下し、労働市場がより均衡を取り戻したことを受けて、連邦準備制度理事会は、主要金利の引下げを2024年下半年から徐々に開始した。
日本経済	-0.2	1.5	低調な輸出需要により、日本経済は著しく落ち込んだ。国内経済の勢いは、その逆風を打ち消すことができなかった。インフレ率が上昇した結果、日本銀行は主要金利の引上げを始めた。
アジア経済（注4）	5.2	5.3	アジア経済地域は、中国およびインドの経済成長ならびにその他の経済地域の好調な経済発展による恩恵を受けた。インフレ率の低下は、個人の家計消費を支えた。

このうち：中国経済	5.0	5.4	中国経済は不動産セクターの低迷による逆風に直面したが、2024年下半年により強力な財政支援の恩恵を受けた。貿易相手国の低迷により、対外貿易の勢いは限定的であった。中国人民銀行は様々な金融緩和策を実施した。
-----------	-----	-----	--

(注1) 年間実質GDP成長率(対前年比%)。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

(注2) 出典：ドイツ銀行リサーチ。

(注3) パンデミックが経済に及ぼした影響を受け、2023年の経済データの一部は公的な統計機関により改訂された。その結果、このデータは過年度に公表した数値とは異なる可能性がある。

(注4) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、台湾、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

銀行業界

2024年12月31日現在

前年比 成長率（％）	法人向け 貸出	個人向け 貸出	法人預金	個人預金	主な要因
ユーロ圏	0.6	0.3	3.5	4.2	2024年初めの緩やかな景気後退に続いて、法人向けおよび個人向け貸出は、緩やかな金利低下に伴い、ここ数か月でわずかに回復した。法人預金および個人預金はともに、2024年を通じて順調に推移した。
このうち： ドイツ	0.1	0.8	3.6	5.7	EU全体とは対照的に、2024年のドイツの法人向け貸出は、主にマクロ経済の低迷により低水準であった。2024年中、個人向け貸出の伸びは、2010年以来の最低水準に落ち込んだが、その後、底を抜け出した。倒産件数の増加に伴い不良債権も増加しており、資産の質が悪化している。銀行貸出調査によると、ここ数か月は信用需要に緩やかな回復の兆しが見られる。一方で、預金残高は、法人および個人で大幅に増加した。
米国	1.3	2.0	2.5（注1）	2.5（注1）	個人向け貸出の伸びは、大幅な金利上昇の影響で2024年を通じて鈍化した。法人向け貸出は引き続き緩やかに伸びた。同様に、2年間の景気後退の後、金利上昇により預金総額が緩やかに回復した。
中国	9.1	3.4	-0.4	10.4	個人向け貸出はさらに勢いを失い、前年比の伸びは2007年以降で過去最低水準に落ち込んだ。法人向け貸出も鈍化したものの、依然として堅調に推移した。預金は反対の動きであり、個人顧客からの資金流入は鈍化したものの比較的堅調に推移した一方で、法人預金は減少した。

（注1）セクター別内訳は入手不能であるため、米国の預金合計である。

2024年のグローバルのオリジネーションおよびアドバイザー業界の手数料プールは、25%増加して800億ユーロを超え、これは2021年以降で2番目に高い増加率であった。成長の規模は顕著であったが、過去2年間の手数料プールの大幅な減少（2022年は2021年のピークから34%減少、2023年はさらに13%減少）を受けて、増加することが予想されていた。2024年の合併および買収の手数料プールは2023年に比べて10%増加して300億ユーロを上回り、COVID-19以前の平均を30%上回る水準であった。対照的に、株式資本市場は前年比で大幅に成長したものの、手数料プールは依然としてCOVID-19以前の水準を下回っており、2025年は特に新規株式公開市場でさらなる成長が見込まれている。レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの2024年の発行は、信用コストの高止まりがいくらか緩和され、スポンサーが市場に戻ってきたため、過去最高水準に達した。投資適格債券の市場は、2020年の過去最高の発行水準に並び、2023年からは30%増加した。債券では、収益プールが依然として高い水準を維持しており、ドイツ銀行の評価では、例年になく好調だった2024年第4四半期により、2023年よりさらに高い水準に達する可能性がある。外国為替取引は、世界で最も取引量の多い10通貨でほぼ横ばいになると予想され、金利の収益プールは、世界的な金利環境の変化に関する不確実性が続いていること等の複数の要因により、好調であった前年の水準を下回った。新興国市場の収益プールは2024年に増加すると見込まれ、クレジットでも業績は前年を上回る見込みである。これは、全体的なスプレッドの縮小傾向に伴い、流通市場での取引に有利な環境が続いていること、また、資金調達業務に対する顧客需要が好調に推移したためである。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行は、2024年度に、2023年度から49億ユーロ減となる35億ユーロの純利益を計上した。この変動は、2024年度の訴訟費用ならびに再編および解雇に係る費用、ならびに2023年度の繰延税金資産（DTA）評価調整によるプラスの影響10億ユーロが2024年度は発生しなかったことを反映している。信用損失引当金繰入額は、2023年度の15億ユーロ（平均貸出残高の38ベース・ポイント）から増加して2024年度には18億ユーロとなり、これは2024年度第3四半期に発表した当行のガイダンスに沿った水準であった。ドイツ銀行は、2025年度に、株主に対して21億ユーロの追加資本分配を実施する計画を発表した。当行は、2025年度において、750百万ユーロの追加の自社株買戻しについて監督当局の承認を受けており、2025年5月開催の年次株主総会にて、2024年度の配当を2023年度の1株当たり0.45ユーロから50%増額して13億ユーロ（1株当たり0.68ユーロ）とする旨を提案する予定である。これらの施策により、2022年度以降の株主への資本分配累計額は54億ユーロに増加するが、これは、当行が2019年度に開始した改革プログラムの目標である50億ユーロを超える水準である。当行は、2021会計年度から2025会計年度の資本分配目標である80億ユーロを超える資本分配を2022年度から2026年度に行う意向を再確認している。

2024年度通年の税引前利益は53億ユーロで、2023年度から7%減少した。収益は前年比で4%増の301億ユーロとなった。利息以外の費用は6%増の230億ユーロとなったが、これには訴訟費用ならびに再編および解雇に係る費用に関連する26億ユーロの営業外費用が含まれている。これらの営業外費用を除いた調整後費用は、1%減の204億ユーロとなった。費用収益比率は、2023年度の75%に対し、当年度は76%であった。税引後平均株主資本利益率（RoE）は、前年度の6.7%に対して当年度は4.2%であった。税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）は、2023年度の7.4%に対して2024年度は4.7%であった。これら両比率の前年比の推移は、2024年度に計上された訴訟費用ならびに再編および解雇に係る費用、ならびに2023年度にプラスの影響を与えたDTA評価調整が当年度は発生しなかったことを反映している。

主要な業績指標

財務目標	財務目標および 資本目標2025年度	2024年度末の状況	2023年度末の状況
税引後平均有形株主資本利益率（注1）	10%超	4.7%	7.4%
2021年度以降の複合年間収益成長率（注2）	5.5%～6.5%	5.8%	6.6%
費用収益比率（注3）	62.5%未満（注4）	76.3%	75.1%
資本目標			
普通株式等Tier 1資本比率（注5）	約13%（注6）	13.8%	13.7%
配当性向合計（注7）	50%（注8）	37%	21%

（注1）ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）（AT1クーポン控除後）に基づく。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

（注2）各報告期間末までの12ヶ月間と2021年度通年とを比較。

（注3）利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

（注4）2024年12月31日までの目標比率。2025年度期首に65%未満に再設定されている。

（注5）この比率の計算に関する詳細については、下記「リスク・レポート」の項に記載されている。

（注6）当行の予想最大分配可能額（MDA）基準値を200ベース・ポイント上回るバッファを維持しつつ設定された目標比率。

（注7）配当は、前年度のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益に基づき、普通株式配当金の支払いおよび消却目的の自己株式買戻しの形で当報告期間に実行されたもの。

（注8）2024年度以降の事業年度に関する数値。

2024年度の純収益は、前年比4%増の301億ユーロであった。純手数料およびフィー収益は13%増の104億ユーロであり、銀行勘定の主要セグメントにおける純利息収益は、高水準の預金残高および貸出マージンの拡大を反映して堅調に推移した。2021年度以降の複合年間収益成長率は2024年度末まで5.8%であり、2021年度から2025年度の期間について5.5%～6.5%という当行の目標範囲に沿った水準であった。

2024年度の信用損失引当金繰入額は、貸出金の平均残高の38ベース・ポイントに相当する18億ユーロとなり、これは当行が2024年度第3四半期に発表したガイダンスに沿った水準であった。これは、商業用不動産セクターにおけるリファイナンス時期の到来、特定の大規模法人の信用事由、およびポストバンクの統合に伴う一時的な影響を反映している。2023年度の信用損失引当金繰入額は、貸出金の平均残高の31ベース・ポイントに相当する15億ユーロであった。

2024年度の利息以外の費用は、前年比6%増の230億ユーロとなった。この変動は主に、訴訟費用ならびに再編および解雇に係る費用に関連して、営業外費用が2023年度の11億ユーロから26億ユーロに増加したことに起因していた。調整後費用は、前年比1%減の204億ユーロであった。報酬および手当の増加は、当年度を通じてテクノロジーおよび専門サービス費用が減少したことによりほぼ相殺された。2025年度において、当行は利息以外の費用が減少すると予想している。訴訟費用ならびに再編および解雇に係る費用が正常化すると予想されるため、2025年度の営業外費用は減少すると予想される。調整後費用は2024年度と比較して概ね横ばいで推移すると予想され、大幅な営業レバレッジが生じる。当行は、業務効率化プログラムによる25億

ユーロのコスト削減目標の達成に向けて順調に進んでいるが、これは、2025年度以降のさらなる事業の成長と株主への利益還元を支えるための追加投資と相殺される。業務効率化と追加投資の両方を反映し、当行は現在、2025年度に費用収益比率を65%未満にすることを目標としており、これは当初の目標である62.5%未満をわずかに上回る水準である。

法人所得税は、前年度の法人所得税費用787百万ユーロに対して、2024年度は法人所得税費用18億ユーロであった。2024年度の実効税率は34%であった。これは、前述した訴訟関連費用と、2023年度のDTA評価調整によるプラスの影響10億ユーロが当年度は発生しなかったことを反映している。

2024年度末における普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本比率は、2023年度末の13.7%から若干上昇して13.8%となった。本業の資本の成長は、配当、自社株買戻し、および当年度における事業成長による複合的な影響を相殺するものであった。ドイツ銀行が「グローバル・ハウスバンク」戦略の実行加速の一環として実施した資本効率改善策により、2024年度において240億ユーロのRWAが削減されたており、これは当行の2025年度末の削減目標である250～300億ユーロに近い水準である。

調整後費用、および税引後平均有形株主資本利益率は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRSによる指標との調整については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行の組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2024年12月31日現在の総資産規模が1兆3,870億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2024年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で89,753名であり、56ヶ国において1,307支店（このうち67%がドイツ国内）を運営している。

ドイツ銀行のバリュー・チェーン

ドイツ銀行のビジネス・モデルは、当行のバリュー・チェーン（上流バリュー・チェーン、当行のオペレーションおよび下流バリュー・チェーンを含む。）のもと、環境・社会・ガバナンス（ESG）の問題に関する影響、リスクおよび機会を考慮している。

当行の上流バリュー・チェーンには、当行の株主、債券保有者、預金者等の資本提供者のほか、とりわけ、バンキング・サービス、データおよびテクノロジー、コンサルタントおよびアドバイザー、労働力サービス、施設管理等の商品およびサービスの提供者が含まれる。

ドイツ銀行のオペレーションは、下記「ドイツ銀行の組織モデル」の項に記載されているように、各地域の法人および支店における当行の事業部門および管理機能によって運営されている。また、当行のオペレーションには、人事部門および労働者評議会を通じた従業員代表も含まれる。

ドイツ銀行の下流バリュー・チェーンには、当行のセグメントの個人顧客、法人顧客および機関投資家顧客が含まれており、詳細は下記「ドイツ銀行の組織モデル」の項に記載されている。

さらに、合併事業、フィンテック企業、異業種間の提携、流通チャネル等のパートナーシップならびに資源ならびに資金調達、地理、地政学および規制に係る環境全般が、当行のバリュー・チェーン全体に影響を与える。

無形資源

経済的観点からドイツ銀行のビジネス・モデルにとって最も重要な無形資源は、顧客関係および従業員である。その他の重要な無形資源は、当行のブランド名ならびにデータおよびソフトウェアである。IFRSで要求される場合、これらの重要な無形資源の一部は、財務諸表の貸借対照表に計上される。

サステナビリティに関連する当行の重要なトピックに対する影響、リスクおよび機会については、下記「サステナビリティ・ステートメント」の項に記載されている。

ドイツ銀行の組織モデル

2024年12月31日現在、当行は以下のセグメントで組織されている。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

ドイツ銀行は、グローバル戦略を一貫して実行するために、国および地域の層から成る組織構造を有している。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客および潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引は、以下を通じて行われている。

- 子会社および支店
- 駐在員事務所
- 顧客に対応する1名以上の営業担当者

各部門に関連する資本的支出または資産の処分は、各コーポレート部門の概要に記載されている。

経営構造

取締役会は、当行グループを、法人および支店として地域横断的に業務を行う事業セグメントおよび管理部門から構成されるマトリックス組織として構築した。

取締役会は、法律、定款および取締役会の規約に従い、当行の経営に対して責任を負っており、当行の利益に関して持続可能な価値を創造することを目的としている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に係るステークホルダーの利益を考慮している。取締役会は、統一的なガイドラインに従いドイツ銀行グループを管理し、すべての事業体および支店を統括管理している。

取締役会は、法律および定款に規定されたすべての事項に関する意思決定を行い、法的要件および内部ガイドラインの遵守（コンプライアンス）を確実にするとともに、適切な内部ガイドラインが確実に策定および導入されるために必要な措置を講じている。取締役会の責任には、当行の戦略的経営と指示、資源の配分、財務会計および報告、内部管理およびリスク管理、ならびに企業管理と事業組織の適切な機能化が含まれる。取締役会メンバーは、当行の事業管理においては連帯責任を有する。

取締役会の各メンバーへの職務的な責任の割当てについては、取締役会以下の上級経営層に責任を委任するための枠組みを定めた「業務分掌計画」に記述されている。取締役会は、上級経営職の個々の責任を支持するが、一方で、委員会においては共同で意思決定を行う。同時に、取締役会は、十分な情報に基づく意思決定を行うために、すべての事業にわたる包括的かつ健全な情報共有が重要であることを認識している。説明責任を負う者の意思決定プロセスを支援するために必要な情報提供を目的として、当行全体でガバナンス・フォーラムが設立されている。

コーポレート・バンク

コーポレート部門の概要

コーポレート・バンクは主に、ドイツの「Mittelstand」を含むドイツ国内の法人顧客、大規模や小規模のコマーシャル・バンキングおよびビジネス・バンキング顧客、ならびに多国籍企業へのサービス提供に注力している。同部門はまた、金融機関に対して特定のトランザクション・バンキング・サービスを提供している。コーポレート・バンクは、コーポレート・トレジャリー・サービス、インスティテューショナル・クライアント・サービス、ビジネス・バンキングの3つの顧客カテゴリーに基づいて収益を報告している。

2022年1月1日以降、重要な資本的支出または資産の処分はない。

商品およびサービス

コーポレート・バンクは、リスク・マネジメント・ソリューション、キャッシュ・マネジメント、貸出、トレード・ファイナンス、信託および仲介業務、ならびにセキュリティーズ・サービスの世界的なプロバイダーである。キャッシュ・マネジメントのサービスには、統合された決済と為替ソリューションが含まれる。トレード・ファイナンスおよび貸出では、貿易書類に関連する業務や保証業務からストラクチャード・トレード・ファイナンスや貸出まで、様々な商品やサービスを提供している。信託および仲介業務は、預託証券、企業信託および文書保管をカバーしている。ドイツ国内外の法人および商業顧客ならびに金融機関の財務部門に焦点を当てて、当行は総合的な専門知識とグローバルネットワークを駆使した統合的なソリューションを提供している。

コーポレート・バンクが提供する一連の商品に加えて、顧客はカバレッジ・チームを通じてインベストメント・バンクの専門知識を利用することができる。

販売チャネルおよびマーケティング

コーポレート・バンクのコーポレート・カバレッジ部門は、国際的な中規模・大規模法人顧客に焦点を当てており、グローバル・カバレッジ、ミッドコープス・カバレッジとリスク・マネジメント・ソリューションズの3つのユニットに組織されている。グローバル・カバレッジには、グローバル、地域および各国の多国籍企業向けのカバレッジ・チームを通じて、本社レベルおよび子会社を対象とするマルチ商品のゼネラリストが含まれる。ミッドコープス・カバレッジには、中規模企業に特化したマルチ商品のゼネラリストが含まれる。リスク・マネジメント・ソリューションズには、外国為替、新興国市場および金利の商品のスペシャリストが含まれる。このユニットは、顧客に緊密に繋がるように、アジア太平洋、中東およびアフリカ、米州ならびにヨーロッパの地域別に管理されている。

法人顧客に対しては、コーポレート・バンクの3つの顧客カテゴリーすべてからサービスを提供している。コーポレート・トレジャリー・サービスは、ドイツ銀行とポストバンクの2つのブランドにわたり中規模企業および大企業顧客を対象としており、企業の財務担当者向けにキャッシュ、トレード・ファイナンス、貸出、リスク管理に至るまでの幅広いソリューションを提供している。インスティテューショナル・クライアント・サービスは、機関投資家顧客向けのキャッシュ・マネジメント、信託および仲介業務およびセキュリティーズ・サービスで構成されている。ビジネス・バンキングは、小規模企業および

起業家顧客を対象としており、概ね標準化された一連の商品および特定のバンキング・パートナー・サービス（会計ソリューション等）を提供している。

インベストメント・バンク

コーポレート部門の概要

インベストメント・バンクは、ドイツ銀行の債券および為替事業、オリジネーションおよびアドバイザリー事業、ならびにドイツ銀行リサーチから構成される。インベストメント・バンクは、これらの市場における伝統的な強みに焦点を当てて、リスク管理、セールスおよびトレーディング、インベストメント・バンキングならびに管理部門における横断的なホールセール・バンキングに関する専門知識を取りまとめている。これによりインベストメント・バンクは、その顧客および商品の枠を越えて経営資源および資本を調整し、当行の戦略的目標を効率的に支援することができる。

2023年4月に、ドイツ銀行はNumis Corporation Plc（以下「Numis」という。）を全額現金で買収することに合意したことを発表した。2023年10月13日に、ドイツ銀行はこの取引を完了し、397百万英ポンドの現金購入価格でNumisの100%持分を取得した。購入価格の当初割当後、本取引に関連する233百万ユーロののれんが識別された。ドイツ銀行は、識別されたのれんをインベストメント・バンクの資金生成単位（CGU）に割り当てた。インベストメント・バンクCGUの価値を評価した結果、のれんは減損したと判断され、2023年度第4四半期に償却された。

2022年1月1日以降、重要な資産の処分はない。

商品およびサービス

債券および為替事業は、2つのサブカテゴリーに分かれている。「債券および為替：ファイナンス」は、業界や資産クラス全体にわたる、包括的でカスタマイズされたファイナンス・ソリューションを提供するファイナンス事業であり、「債券および為替：ファイナンス以外」は、外国為替、金利、新興国市場、クレジット・トレーディングにわたる、組織的な販売、取引およびストラクチャリングの専門知識を取りまとめている。債券および為替事業はグローバルに展開しており、法人顧客と機関投資家顧客の双方に対し、流動性サービス、マーケット・メイキング・サービス、ならびに債券および為替の広範な商品全体にわたって特化した様々なリスク管理ソリューションを提供している。テクノロジーの適用および取引ライフサイクルにおけるプロセスの継続的なイノベーションにより、ドイツ銀行は顧客の要望および規制要件に対応するための自動化／電子化を強化できている。

オリジネーションおよびアドバイザリーは、当部門の起債事業、合併および買収、ならびに焦点を絞った株式の助言および組成のプラットフォームを担っている。オリジネーションおよびアドバイザリーは地域別および業種別カバレッジ・チームから構成されており、ヨーロッパ、米国、アジア太平洋地域の当行のハブ拠点と共同で運営されている。これにより、当行の法人顧客に対して幅広い金融商品およびサービスの提供が促進されている。

販売チャネルおよびマーケティング

インベストメント・バンクの顧客への対象サービスは主に、債券セールスチームを有するインスティテューショナル・クライアント・グループ、オリジネーションおよびアドバイザリー内のインベストメント・バンキング・カバレッジ、ならびに資本市場およびトレジャリー・ソリューションを受け持つコーポレート・バンクのリスク・マネジメント・ソリューションズという、互いに協働している3つのグループによって提供される。これらのグループが緊密に連携することによって一層のシナジー効果を生み出し、顧客に対する商品／ソリューションのクロスセルの拡大につなげている。

プライベート・バンク

コーポレート部門の概要

プライベート・バンクは、個人顧客、富裕層の個人顧客、起業家およびファミリー顧客に対するサービスを提供している。また、国際事業においては、特定の市場における商業顧客にも注力している。プライベート・バンクは、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」と「パーソナル・バンキング」という顧客セクターで構成されている。

この顧客重視のアプローチは、プライベート・バンク全体で、よりターゲットを絞った効果的な方法で顧客にサービスを提供するという目的を反映したものである。「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」は、プライベート・バンキング、富裕層および超富裕層の顧客、ならびにイタリアおよびスペインにおける法人顧客をカバーしている。「パーソナル・バンキング」顧客セクターには、リテール顧客および富裕層顧客のほか、特定の国際ビジネスにおける商業銀行顧客（すなわち、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」顧客セクターの一部としてカバーされていないすべての小企業顧客および小規模法人顧客）が含まれる。

2021年8月、ドイツ銀行SpAは、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業をチューリッヒ・インシュアランス・グループ（チューリッヒ・イタリー）に売却する契約を締結した。この取引は、規制当局の承認を経て、2022年10月17日に完了した。

2022年1月1日以降、重要な資本的支出はない。

商品およびサービス

プライベート・バンクの商品には、決済および口座サービス、信用および預金商品、ならびに投資アドバイスを含む。これらの商品群に含まれる様々なESG商品により、顧客はサステナビリティに関する価値観に沿って、また特定のESG戦略、スコアおよび排除基準に従って、ESGの基準に沿った貸出商品および投資商品を選択することができる。

プライベート・バンク（ドイツ）は、「ドイツ銀行」と「ポストバンク」の2つの強力で相補的な主力ブランドにより、差別化された顧客重視のアプローチを推進している。「ドイツ銀行」ブランドは、個人顧客に対する銀行業務ならびに金融商品およびサービス（個別の複雑なアドバイザー・ソリューションを含む。）の提供に注力している。「ポストバンク」ブランドはリテール顧客に対し、標準的な商品と、ダイレクト・バンキングの提供能力に裏付けられた日々のリテール・バンキング・サービスを提供することに焦点を当てている。また、ドイツのリテール銀行は、Deutsche Post DHL AGと協力して、「ポストバンク」ブランドの支店で郵便および小包サービスも提供している。当行は、イタリア、スペイン、ベルギーおよびインドの国際市場では、リテール顧客および富裕層顧客に対し日々の銀行サービスと高度な投資アドバイザー・ソリューションを提供している。

「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」は、富裕層および超富裕層の顧客に対して、財産の形成、管理および投資、個人的または事業上の利益のための資金供給、ならびに機関投資家または法人としてのニーズに対応する、オーダーメイドの高度なサービスを提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

プライベート・バンクは、オムニチャネル・アプローチを推進しており、顧客はサービスや商品へのアクセス等様々な方法を柔軟に選択することができる。

販売チャネルには支店網が含まれており、顧客向けのアドバイザー・センターおよびコールセンター、セルフサービス・ターミナルに加え、オンラインおよびモバイル・バンキングを含むデジタルサービスのサポートを受けている。プライベート・バンクはまた、ドイツのBusiness-to-Business-to-Consumerパートナーとの各種提携を含め、自営の金融アドバイザーならびにその他の販売および提携パートナーと協力している。「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」顧客カテゴリーについて、プライベート・バンクは、リレーションシップ・マネージャーおよびインベストメント・マネージャーと共に、異なる顧客層をカバーするチームを編成して顧客アプローチを行っており、同部門は、富裕層向け資産運用サービスおよびオープン・アーキテクチャー商品で顧客を支援するクライアント・サービス・エグゼクティブのサポートを受けている。さらに、ドイツではDeutsche Oppenheim Family Offices AGが、同族会社サービス、機密資金に関するサービスおよびアドバイザー・ソリューションの提供を行っている。

デジタル・チャネルに対する顧客の行動に大きな変化が見られるため、引き続き、事業全体でデジタル機能の拡充に注力している。プライベート・バンクは、顧客に最も便利な方法で商品やサービスを提供するために、将来におけるオムニチャネル・ミックスの最適化を継続している。

アセット・マネジメント

コーポレート部門の概要

DWSのブランド名で事業を行うアセット・マネジメント部門は、2024年12月31日現在において1.0兆ユーロの運用資産を有し、有数の資産管理会社になることを目指している。DWSは世界中の個人投資家や機関投資家からなる多様な顧客基盤にサービスを提供しており、当行の本国市場であるドイツでも強力なプレゼンスを有している。こうした顧客には、大規模な政府機関、企業や財団、ならびに個人投資家が含まれる。規制対象の資産運用会社として、DWSは顧客の受託者として機能し、社会への影響を認識している。責任投資は、DWSが20年以上にわたり築いてきた地位のうち重要な部分を占めており、顧客の最善の利益のために行動し、投資することにコミットしている。

ドイツ銀行はDWSの79.49%の所有持分を保有しており、アセット・マネジメントは引き続き当行グループの中核事業である。DWSの株式はフランクフルト証券取引所に上場されている。

2022年1月1日以降、重要な資本的支出はない。

商品およびサービス

DWSは個人投資家および機関投資家に対し、アクティブ運用の株式、債券、現金、マルチ・アセット、システムティックおよびクオンツ投資、Xtrackers商品群を含むパッシブ投資およびオルタナティブ投資等、すべての主要資産クラスへの投資機会を提供している。オルタナティブ投資には、不動産、インフラ、流動性の高い不動産、サステナブル投資等が含まれている。さらに、DWSのソリューション戦略は、伝統的な資産クラスだけでは対応できない顧客ニーズをターゲットとしている。それらのサービスには、保険および年金ソリューション、資産・負債管理、ポートフォリオ管理ソリューションおよび資産配分アドバイザリーが含まれる。

販売チャネルおよびマーケティング

DWSの商品は、グローバル投資プラットフォームによって管理されており、グローバル販売ネットワークを通じて、EMEA、米州、アジア太平洋地域で販売されている。DWSはまた、ドイツ銀行グループに属する他の部門を含む、第三者による販売チャネルも利用している。

管理部門

管理部門は、事業部門向けの管理およびサービス業務を行っており、これには、グループ全体の部門を超えたリソース計画、運営および管理に関連する業務、ならびにリスク、流動性および資本の管理に関連する業務が含まれる。

管理部門は、以下の特定の取締役会メンバーの責任管轄下で組織されている。

- チーフ・エグゼクティブ・オフィス
- チーフ・ファイナンシャル・オフィス
- チーフ・リスク・オフィス
- チーフ・オペレーティング・オフィス
- コンプライアンスおよび金融犯罪対策
- 法務およびグループ・ガバナンス
- 技術、データおよびイノベーション

管理部門にはまた、「コミュニケーションおよび企業の社会的責任」、「チーフ・サステナビリティ・オフィス」、「グループ内部監査」、「グローバル・プロキュアメント」、「グローバル不動産」、「人事」ならびに「インベスター・リレーションズ」も含まれている。

2023年度第1四半期より、当行は、各管理部門に起因するコストの配分について、ドライバーに基づく原価管理手法を導入した。このアプローチは、管理コストのドライバーに関する透明性を高め、コストとそのサービスの消費セグメントとを密接に結びつけることを目的としている。2023年度の間は、管理機能に関連するコストは、実績対計画アプローチを使用して配分された（ただし、技術開発費用は実際の支出に基づいて各部門に請求された。）。2024年度からは、当行が引き続き規律あるコスト管理に重点を置くことを下支えするため、管理コストはすべて実際のコストおよびサービス消費に基づいて各部門に請求された。

重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上述の各コーポレート部門の記述に含まれている。

2022年1月1日以降、第三者によるドイツ銀行株式に対する公開買付はない。

経営成績

連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

	2023年度から2024年度		2022年度から2023年度				
	の増加（減少）		の増加（減少）				
単位: 百万ユーロ （別途記載のものを除く。）	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率（％）	金額	比率（％）
純利息収益	13,065	13,602	13,650	-536	-4	-48	-0
信用損失引当金繰入額	1,830	1,505	1,226	325	22	280	23
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益	11,235	12,097	12,425	-861	-7	-328	-3
純手数料およびフィー収益（注１）	10,372	9,206	9,838	1,166	13	-632	-6
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）（注１）	5,987	4,947	2,999	1,040	21	1,948	65
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）	48	-0	-216	49	N/M	216	-100
償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）	-11	-96	-2	85	-89	-94	N/M
持分法適用投資による純利益（損失）	12	-38	152	49	N/M	-190	N/M
その他の収益（損失）	619	1,259	789	-640	-51	469	59
利息以外の収益合計	17,027	15,277	13,560	1,750	11	1,717	13
純収益合計（注２）	30,092	28,879	27,210	1,214	4	1,669	6
報酬および手当	11,731	11,131	10,712	601	5	418	4
一般管理費	11,243	10,112	9,728	1,131	11	384	4
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	233	68	-233	N/M	165	N/M
再編費用	-3	220	-118	-223	N/M	338	N/M
利息以外の費用合計	22,971	21,695	20,390	1,276	6	1,305	6
税引前利益（損失）	5,291	5,678	5,594	-387	-7	84	2
法人所得税費用（ベネフィット）	1,786	787	-64	1,000	127	851	N/M
当期純利益（損失）	3,505	4,892	5,659	-1,387	-28	-767	-14
非支配持分に帰属する純利益（損失）	139	119	134	19	16	-15	-11
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	3,366	4,772	5,525	-1,406	-29	-753	-14
その他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	668	560	500	108	19	60	12
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）	2,698	4,212	5,025	-1,514	-36	-813	-16

N/M - 表記するに値しない。

(注1) 詳細は本報告書の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

(注2) 純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

純利息収益

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度から2024年度 の増加(減少)		2022年度から2023年度 の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
利息および類似収益合計	49,358	44,074	24,299	5,284	12	19,775	81
利息費用合計	36,292	30,472	10,649	5,820	19	19,823	186
純利息収益	13,065	13,602	13,650	-536	-4	-48	-0
平均利付資産(注1)	996,118	970,924	982,709	25,194	3	-11,785	-1
平均利付負債(注1)	797,143	735,576	725,268	61,567	8	10,308	1
総利回り(注2)	4.95%	4.52%	2.33%	0.43ppt	10	2.19ppt	94
総支払金利(注3)	4.54%	4.12%	1.27%	0.42ppt	10	2.85ppt	N/M
純金利差(注4)	0.40%	0.40%	1.06%	0.00ppt	0	-0.66ppt	-62
純金利差益(注5)	1.31%	1.40%	1.39%	-0.09ppt	-6	0.01ppt	1

N/M - 表記するに値しない。

ppt - パーセンテージ・ポイント

(注1) 各年度の平均残高は、月末残高に基づいて計算される。

(注2) 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

(注3) 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

(注4) 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

(注5) 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合である。

2024年度

2024年度の純利息収益は、金利環境のさらなる正常化および最低準備金に対する利息の廃止に起因して2023年度から536百万ユーロ減少し、131億ユーロとなった。2023年度の純利息収益には貸出条件付き長期資金供給オペレーション (TLTRO) プログラムに基づく741百万ユーロの利息費用が含まれていたが、2024年度にはTLTRO プログラムに基づく144百万ユーロの利息費用が含まれていた。全体として、当行の2024年度の純金利差益は、前年度と比べて9 ベーシス・ポイント低下し、1.3%となった。

2023年度

2023年度の純利息収益は、主に預金金利の上昇に起因して(貸出金利の上昇による恩恵により一部相殺された。)2022年度から48百万ユーロ減少し、136億ユーロとなった。2022年度の純利息収益には貸出条件付き長期資金供給オペレーション (TLTRO) プログラムに基づく211百万ユーロの利息収益が含まれていたが、2023年度にはTLTRO プログラムに基づく741百万ユーロの利息費用が含まれていた。全体として、当行の2023年度の純金利差益は、前年度と比べて1 ベーシス・ポイント上昇し、1.4%となった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2023年度から2024年度 の増加 (減少)		2022年度から2023年度 の増加 (減少)					
	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)	
トレーディング収益	5,894	4,878	2,782	1,016	21	2,096	75	
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得 (損失)	-65	217	-61	-282	N/M	278	N/M	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	158	-148	277	306	N/M	-426	N/M	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	5,987	4,947	2,999	1,040	21	1,948	65	

N/M - 表記するに値しない。

2024年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2023年度は49億ユーロであったのに対し、2024年度は10億ユーロ、率にして21%増加し60億ユーロとなった。この増加は主に、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のプラスの影響によるものであった。アセット・マネジメントは、主に保証付きファンドの評価調整によるプラスの恩恵を受けた (これにより、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。)。これらの利益は、インベストメント・バンクにおけるデリバティブの時価評価の変動によって一部相殺されている。

2023年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は、2022年度は30億ユーロであったのに対し、2023年度は49億ユーロとなった。19億ユーロ、率にして65%の増加は、コーポレートおよびその他における金利ヘッジ取引のプラスの影響、ならびにアセット・マネジメントにおける保証付きファンドの評価調整による増加 (これにより、その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。) によるものであった。インベストメント・バンクは、2023年度のローン・コミットメントおよびヘッジ活動に関する前年度の損失が当年度は生じなかったことによる恩恵を受けた。これらの要因の一部はプライベート・バンクにおける減少により一部相殺されたが、これは主にヘッジ活動による時価評価の影響が減少したこと (これにより、その他の収益に部分的な相殺効果のある収益が計上されている。) およびコーポレート・バンクにおける再評価損 (前年度は再評価益が生じていた。) によって一部相殺された。

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

当行のトレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブを含んでいる。IFRSにおいて、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定する金融商品により得た利息および類似収益（すなわち、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行のトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を当てて説明するために、以下の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を、コーポレート部門別に表示している。

単位: 百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度から2024年度の増加（減少）		2022年度から2023年度の増加（減少）	
				金額	比率（％）	金額	比率（％）
純利息収益	13,065	13,602	13,650	-536	-4	-48	-0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	5,987	4,947	2,999	1,040	21	1,948	65
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	19,052	18,549	16,649	504	3	1,899	11
コーポレート部門別内訳：（注1）							
コーポレート・バンク	4,919	5,067	3,720	-147	-3	1,346	36
インベストメント・バンク	8,395	8,102	8,265	293	4	-163	-2
プライベート・バンク	5,998	6,377	6,610	-379	-6	-233	-4
アセット・マネジメント	269	-11	-250	280	N/M	239	-95
コーポレートおよびその他	-529	-986	-1,696	457	-46	710	-42
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	19,052	18,549	16,649	504	3	1,899	11

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

（注1）この内訳は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2024年度

2024年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、2023年度の185億ユーロに対して、191億ユーロとなった。前年比5億ユーロの増加は主に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得の増加に起因した。インベストメント・バンクは、純利息収益の増加（主に債券および為替（ファイナンス以外）におけるデリバティブの時価評価益の減少による金融資産 / 負債に係る純利得の減少により一部相殺された。）が主な要因となり、3億ユーロ増加した。アセット・マネジメントの純利息収益および純利得（損失）は3億ユーロ増加したが、これは主に保証付きファンドの評価調整がプラスに影響した（その他の収益に同額の相殺効果のあるマイナスの収益が計上されている。）ことに起因した。プライベート・バンクの純利息収益および純利得（損失）は4億ユーロ減少したが、これは主に、資金調達コストおよびヘッジ活動の増加（預金および貸出の増加により一部相殺された。）によるものである。コーポレート・バンクの純利息収益および純利得（損失）は1億ユーロ減少したが、これは主に利息収益の減少と資金調達コストの増加によるものである。全体的な増加は、主に金利ヘッジ取引でのプラスの影響を受けて約5億ユーロの改善がみられたコーポレートおよびその他に支えられたものであった。

2023年度

2023年度の純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、2022年度の166億ユーロから19億ユーロ増加し、185億ユーロとなった。この影響は主に、純利息収益の全体的な増加および金利ヘッジによるプラスの影響に起因した。コーポレート・バンクでは、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計が13億ユーロ増加したが、これは主に、金利環境の改善と規律ある金利更改の継続による純利息収益の増加に起因した。インベストメント・バンクの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計は、純利息収益の減少（債券および為替におけるデリバティブの時価評価益により一部相殺され

た。)により2億ユーロ減少した。プライベート・バンクの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)合計は、2022年度と比べて2億ユーロ減少した。これはヘッジ活動からの時価評価による影響(これにより、その他の収益に同額の相殺効果のある収益が計上されている。)に起因しているが、金利環境の改善による利息収益の増加により一部相殺された。こうした全体的な変動は、コーポレートおよびその他におけるプラスの影響約7億ユーロ(金利ヘッジによる恩恵を含む。)と、主に保証の公正価値の一層有利な変動によるアセット・マネジメントにおけるプラスの影響2億ユーロに支えられたものであった。

信用損失引当金繰入額

2024年度

2024年度の信用損失引当金繰入額は、2023年度の15億ユーロから増加し、18億ユーロ(平均貸出残高の38ベース・ポイント(bps))となり、これは2024年度第3四半期終了後に発表したガイダンスに沿った水準であった。この増加は、商業用不動産セクターにおけるリファイナンス時期の到来、特定大規模法人の信用事由、およびポストバンクの統合に伴う一時的な影響によるものであった。厳しいマクロ経済および金利環境にもかかわらず、ポートフォリオ全体のパフォーマンスは概ね予想どおりに推移した。

2023年度

2023年度の信用損失引当金繰入額は、2022年度の12億ユーロから増加し、15億ユーロ(平均貸出残高の31ベース・ポイント)となった。これは、当年度において、信用ポートフォリオの一部に対してマクロ経済と金利の状況が引き続き厳しい影響を与えたことを反映していた。特に、商業用不動産セクター、中でもオフィスセクターは、COVID-19パンデミック後の需要変化の影響を受け、金利上昇によるさらなる圧力にさらされたことから、借り換えリスクが高まった。ステージ3に関連する不履行債権引当金繰入額は15億ユーロで、様々な地域およびセグメントにわたって広範囲に計上されており、その中には特にインベストメント・バンクに影響を及ぼす商業用不動産関連の400百万ユーロが含まれている。2022年度と比べて改善したマクロ経済の見通しとモデル関連の変更による恩恵により、ステージ1およびステージ2の正常債権引当金は33百万ユーロの戻入れとなった。

貸倒引当金の詳細は、下記「セグメント別の経営成績」の項および「リスク・レポート」の項に記載されている。

その他の利息以外の収益

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度から2024年度の増加(減少)		2022年度から2023年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純手数料およびフィー収益(注1)	10,372	9,206	9,838	1,166	13	-632	-6
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)	48	-0	-216	49	N/M	216	-100
償却原価で測定する金融資産に係る純利得(損失)	-11	-96	-2	85	-89	-94	N/M
持分法適用投資による純利益(損失)	12	-38	152	49	N/M	-190	N/M
その他の収益(損失)	619	1,259	789	-640	-51	469	59
その他の利息以外の収益合計	11,040	10,330	10,561	710	7	-231	-2

(注1)以下を含む:

信託業務による純手数料およびフィー:							
管理手数料	317	280	300	37	13	-19	-6
資産運用手数料	4,022	3,700	3,792	322	9	-93	-2
その他の有価証券業務からの手数料	433	441	490	-8	-2	-49	-10
合計	4,772	4,421	4,582	351	8	-161	-4
純手数料、ブローカー・フィー、有価証券の引受に係るマークアップおよびその他の有価証券業務からの手数料:							
引受およびアドバイザー・フィー	1,669	1,105	1,283	564	51	-179	-14
ブローカー・フィー	455	366	540	89	24	-174	-32
合計	2,124	1,471	1,824	653	44	-353	-19
その他の顧客サービスによる純フィー	3,476	3,314	3,432	162	5	-119	-3
手数料およびフィー収益合計	10,372	9,206	9,838	1,166	13	-632	-6

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

純手数料およびフィー収益

2024年度

2024年度の純手数料およびフィー収益は、2023年度と比べて12億ユーロ、率にして13%増加し、104億ユーロとなった。この増加は、インベストメント・バンクのオリジネーションおよびアドバイザー関連の引受およびアドバイザー・フィーが増加したことと、コーポレート・バンクのトレード・ファイナンス事業から特に大きな寄与があったことに起因している。さらに、アセット・マネジメントの運用資産の増加によるマネジメント・フィーの増加も寄与している。

2023年度

2023年度の純手数料およびフィー収益は、2022年度と比べて632百万ユーロ、率にして6%減少し、92億ユーロとなった。この減少は、仲介手数料およびトランザクション収益の減少に加え、プライベート・バンクにおける契約条件の変更、ならびに主に合併および買収活動の減少に起因するインベストメント・バンクにおける手数料収益の減少に起因している。さらに、アセット・マネジメントにおけるマージン圧縮に加え、市況の悪化による運用報酬の減少も一因であった。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)

2024年度

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得(損失)は、2023年度の0百万ユーロの損失に対して、2024年度には48百万ユーロの利得であった。これは主に、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却によるものであった。

2023年度

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2022年度の216百万ユーロの損失に対して、2023年度には0百万ユーロの損失であった。2022年度の結果は、流動性準備金を確保するための債券および有価証券の戦略的売却によるものであった。

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）

2024年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2023年度の96百万ユーロの損失に対して2024年度には11百万ユーロの損失であったが、これは主に回収目的保有ポートフォリオに関連した売却に起因していた。

2023年度

償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）は、2022年度の2百万ユーロの損失に対して2023年度には96百万ユーロの損失であったが、これは回収目的保有ポートフォリオに保有していた貸出金の処分に係る実現損失に起因していた。

持分法適用投資による純利益（損失）

2024年度

2024年度の持分法適用投資による純利益（損失）は、2023年度の38百万ユーロの損失から49百万ユーロ増加し、12百万ユーロの利益となった。これは主に、Harvest Fund Management Company Limitedにおける原ローン資産の価値の上昇に関連する増加に起因している。

2023年度

2023年度の持分法適用投資による純利益（損失）は、2022年度の152百万ユーロの利益から190百万ユーロ減少し、38百万ユーロの損失となった。これは主に、Huarong Rongde Asset Management Company Limitedにおける原ローン資産の価値の下落に関連する減少、および2022年度における事業撤退による利得が2023年度は発生しなかったことに関連している。

その他の収益（損失）

2024年度

その他の収益（損失）は、2023年度の13億ユーロの収益に対して、2024年度には619百万ユーロの収益であった。この減少は主に、2023年度にヘッジ・ポートフォリオにおける市場変動で得られた利得が当年度は発生しなかったことに関連している。

2023年度

その他の収益（損失）は、2022年度の789百万ユーロの収益に対して、2023年度には13億ユーロの収益であった。この改善は主に、ヘッジ・ポートフォリオにおける利得、ならびに売却目的保有資産の売却益（イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益を含む。）および2022年度はその他の収益に認識されたSal. Oppenheim関連のワークアウト業務からの利得が当年度は発生しなかったことに関連している。これは、アセット・マネジメントにおける保証の公正価値に係る評価調整によるマイナスの影響（これにより、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）において同額の相殺効果のあるプラスの影響が計上されている。）により一部相殺された。

利息以外の費用

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度から2024年度 の増加（減少）		2022年度から2023年度 の増加（減少）	
				金額	比率（％）	金額	比率（％）
報酬および手当	11,731	11,131	10,712	601	5	418	4
一般管理費（注1）	11,243	10,112	9,728	1,131	11	384	4
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	233	68	-233	N/M	165	N/M
再編費用	-3	220	-118	-223	N/M	338	N/M
利息以外の費用合計	22,971	21,695	20,390	1,276	6	1,305	6

N/M - 表記するに値しない。

（注1）以下を含む：

情報技術関連費用	3,610	3,755	3,680	-145	-4	76	2
不動産関連費および設備費	1,624	1,478	1,429	147	10	49	3
規制関連費用、税金および保険（注2）	1,028	1,399	1,285	-371	-27	114	9
専門的サービス	763	899	858	-136	-15	41	5
バンキング・サービスおよび外注業務	964	964	881	1	0	82	9
市場データおよびリサーチ・サービス	400	374	378	26	7	-4	-1
旅費	153	143	110	10	7	33	30
マーケティング費用	149	203	165	-54	-26	37	23
その他の費用（注3）	2,552	899	943	1,654	184	-44	-5
一般管理費合計	11,243	10,112	9,728	1,131	11	384	4

（注2）2024年度には172百万ユーロ、2023年度には528百万ユーロ、2022年度には762百万ユーロの銀行税が含まれている。

（注3）2024年度には2,035百万ユーロ、2023年度には311百万ユーロ、2022年度には413百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。詳細は、本報告書の注記27「引当金」を参照のこと。

報酬および手当

2024年度

2024年度の報酬および手当は、2023年度の111億ユーロから601百万ユーロ、率にして5 %増加し、117億ユーロとなった。この増加の主因は、業績連動報酬の増加、賃金の上昇、当行の「グローバル・ハウスバンク」戦略の一環で行われたターゲットを絞った投資に関連する内部労働力の増加および解雇に係る費用の増加であった。

2023年度

2023年度の報酬および手当は、2022年度の107億ユーロから418百万ユーロ、率にして4 %増加し、111億ユーロとなった。この増加の主因は、当行の「グローバル・ハウスバンク」戦略の実行加速により生じた、賃金の上昇、外部労働力の増加および解雇に係る費用の増加であった。

一般管理費

2024年度

2024年度の一般管理費は、2023年度の101億ユーロから11億ユーロ、率にして11%増加し、112億ユーロとなった。この増加は、その他費用の増加によるものであり、主にポストバンクの買収に係る訴訟費用およびポーランドのFXモーゲージ問題に関連する訴訟費用の増加、ならびにルスケム・アライアンス補償資産の取り崩しに起因している。これは、2024年の銀行税が355百万ユーロ減少したこと、専門的サービスに対する手数料が減少したこと、ならびに主にベンダー費用とITプラットフォーム費用に関連する情報技術関連費用が減少したことにより一部相殺された。

2023年度

2023年度の一般管理費は、2022年度の97億ユーロから384百万ユーロ、率にして4%増加し、101億ユーロとなった。この増加は、主にベンダー費用とソフトウェア費用の増加に関連する情報技術関連費用の増加、ならびに事業税の増加に起因している。これは、訴訟引当金の戻入れに関連して訴訟費用が103百万ユーロ減少したことと、銀行税が235百万ユーロ減少したことにより一部相殺された。

のれんおよびその他の無形資産の減損

2024年度

のれんおよびその他の無形資産の減損費用は、2023年度はインベストメント・バンクにおけるNumisののれんの減損に関連する233百万ユーロであったのに対し、2024年度は0百万ユーロであった。

2023年度

のれんおよびその他の無形資産の減損費用は、2022年度はアセット・マネジメントにおいて米国のミューチュアル・ファンドの小口運用契約に関連して過去に取得した未償却無形資産に対し計上された68百万ユーロであったのに対し、2023年度はインベストメント・バンクにおけるNumisののれんの減損に関連する233百万ユーロであった。

再編費用

2024年度

再編費用は、2023年度の220百万ユーロの費用に対して、2024年度には3百万ユーロの戻入れ益であった。両年度における変動の主因は、プライベート・バンクにおける戦略的イニシアチブの実行に関連していた。

2023年度

再編費用は、2022年度の118百万ユーロの戻入れ益に対して、2023年度には220百万ユーロの費用であった。この費用の主因は、プライベート・バンクにおける戦略的イニシアチブの実行に関連していた。

法人所得税費用

2024年度

法人所得税費用（ベネフィット）は、前年度の787百万ユーロの費用に対して、2024年度には18億ユーロの費用であった。2024年度の実効税率は34%であり、主に税務上損金不算入となる訴訟費用の影響を受けた。

2023年度

法人所得税費用（ベネフィット）は、前年度の64百万ユーロのベネフィットに対して、2023年度には787百万ユーロの費用であった。2023年度の実効税率は14%であり、主に英国での引き続き好調な業績を反映して年度末の繰延税金資産に対する評価性引当金調整がプラスの10億ユーロとなったことの恩恵を受けた。

当期純利益（損失）

2024年度

当期純利益は、前年度が49億ユーロであったのに対し、2024年度は35億ユーロであった。当期純利益の減少の主因は、前述のとおり訴訟費用および法人税費用が2023年度から増加したことであった。

2023年度

当期純利益は、前年度が57億ユーロであったのに対し、2023年度は49億ユーロであった。当期純利益の減少の主因は、前述の年度末の繰延税金資産に対する評価性引当金調整を含め、前述のとおり法人所得税費用が2022年度から増加したことであった。

セグメント別の経営成績

以下のセクションは、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- 当行のセグメント別開示の形式の変更
- 当行の経営管理報告システムのフレームワーク

当行グループのセグメント報告は、内部のマネジメント・レポート用のシステムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。セグメント区分は、2024年12月31日現在の当行グループの体制である。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2024年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレート・ バンク	インベスト・ メント・ バンク	プライベート・ バンク	アセット・ マネジメ ント	コーポレー トおよび その他	連結合計
純収益(注1)	7,506	10,558	9,386	2,649	-6	30,092
信用損失引当金繰入額	347	549	851	-1	83	1,830
利息以外の費用						
報酬および手当	1,603	2,682	2,934	919	3,593	11,731
一般管理費	3,481	3,979	4,372	904	-1,494	11,243
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0	0
再編費用	-1	-0	-3	0	0	-3
利息以外の費用合計	5,084	6,661	7,304	1,823	2,099	22,971
非支配持分	0	5	0	194	-199	0
税引前利益(損失)	2,075	3,343	1,231	632	-1,989	5,291
資産(単位：十億ユーロ)(注2)	280	756	324	11	17	1,387
貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ)	117	110	257	0	0	485
非流動資産への追加	12	3	160	30	1,884	2,091
預金(単位：十億ユーロ)	313	22	320	0	11	666
平均割当済株主資本	11,682	23,672	13,990	5,329	10,089	64,763
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)	78	130	97	18	34	357
このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ)(注3)	11	15	14	5	13	58
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)	339	593	336	10	38	1,316
従業員数(フルタイム換算)	26,317	20,107	37,072	5,169	1,088	89,753
税引後平均株主資本利益率(注4、注5)	11.7%	9.1%	5.2%	8.0%	N/M	4.2%
税引後平均有形株主資本利益率(注4、注5)	12.6%	9.4%	5.2%	18.0%	N/M	4.7%
費用収益比率(注6)	67.7%	63.1%	77.8%	68.8%	N/M	76.3%
(注1)以下を含む：						
純利息収益	4,960	3,398	5,786	25	-1,104	13,065
持分法適用投資による純利益(損失)	-1	-46	21	36	2	12
(注2)以下を含む：						
持分法適用投資	90	379	102	451	6	1,028

N/M - 表記するに値しない。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2024年12月31日終了年度：34%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

(注6) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

2023年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・ バンク	インベ スト・ バンク	プライ バー ト・ バンク	アセ ット ・マ ネジ メ ント	コーポ レー トお よび その他	連結 合計
純収益(注1)	7,718	9,160	9,571	2,383	47	28,879
信用損失引当金繰入額	266	431	783	-1	26	1,505
利息以外の費用						
報酬および手当	1,530	2,526	2,805	891	3,378	11,131
一般管理費	3,122	4,091	4,696	934	-2,731	10,112
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	233	0	0	0	233
再編費用	-4	-3	228	0	-1	220
利息以外の費用合計	4,648	6,847	7,730	1,825	646	21,695
非支配持分	0	3	0	163	-166	0
税引前利益(損失)	2,804	1,879	1,058	396	-459	5,678
資産(単位：十億ユーロ)(注2)	264	658	331	10	49	1,312
貸出金(貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ)	117	101	261	0	0	479
非流動資産への追加	13	89	90	73	1,853	2,118
預金(単位：十億ユーロ)	289	18	308	0	7	622
平均割当済株主資本	11,547	23,544	13,219	5,157	9,543	63,011
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)	69	140	86	15	40	350
このうち：オペレーショナル・リスク RWA(単位：十億ユーロ)(注3)	6	22	8	3	19	57
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)	307	546	339	10	39	1,240
従業員数(フルタイム換算)	25,439	20,063	38,411	4,963	1,254	90,130
税引後平均株主資本利益率(注4、注5)	16.6%	4.8%	4.8%	5.1%	N/M	6.7%
税引後平均有形株主資本利益率(注4、注5)	17.8%	4.9%	5.2%	12.0%	N/M	7.4%
費用収益比率(注6)	60.2%	74.7%	80.8%	76.6%	N/M	75.1%

(注1) 以下を含む：

純利息収益	5,115	3,013	6,156	-124	-557	13,602
持分法適用投資による純利益(損失)	-6	-70	-5	42	2	-38

(注2) 以下を含む：

持分法適用投資	91	413	84	420	5	1,013
---------	----	-----	----	-----	---	-------

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2023年12月31日終了年度：14%)を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

(注6) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

2022年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・ バンク	インベ スト・ バンク	プライ バー ト・ バンク	アセ ット ・マ ネジ メ ント	コーポ レー トお よび その他	連結 合計
---------------------------	--------------------	-------------------	------------------------	---------------------------------	------------------------------	----------

純収益（注１）	6,337	10,016	9,152	2,608	-902	27,210
信用損失引当金繰入額	335	319	583	-2	-9	1,226
利息以外の費用						
報酬および手当	1,416	2,379	2,783	899	3,235	10,712
一般管理費	2,790	4,061	4,193	883	-2,199	9,728
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	68	0	68
再編費用	-19	15	-113	0	-2	-118
利息以外の費用合計	4,187	6,455	6,863	1,850	1,035	20,390
非支配持分	0	15	0	174	-190	0
税引前利益（損失）	1,816	3,228	1,705	585	-1,739	5,594

資産（単位：十億ユーロ）（注２）	258	677	333	10	60	1,337
貸出金（貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ）	122	103	265	0	-1	489
非流動資産への追加	3	4	177	41	2,267	2,494
預金（単位：十億ユーロ）	289	16	317	0	-1	621
平均割当済株主資本	11,668	22,478	12,945	5,437	7,465	59,994

リスク・ウェイトド・アセット（単位：十億ユーロ）	74	139	88	13	46	360
--------------------------	----	-----	----	----	----	-----

このうち：オペレーショナル・リスク RWA（単位：十億ユーロ）（注３）	5	23	8	3	19	58
--	---	----	---	---	----	----

レバレッジ・エクスポージャー（単位：十億ユーロ）	321	530	344	9	36	1,240
--------------------------	-----	-----	-----	---	----	-------

従業員数（フルタイム換算）	22,621	17,946	37,710	4,778	1,876	84,930
---------------	--------	--------	--------	-------	-------	--------

税引後平均株主資本利益率（注４、注５）	10.3%	9.3%	8.6%	7.3%	N/M	8.4%
---------------------	-------	------	------	------	-----	------

税引後平均有形株主資本利益率（注４、注５）	11.1%	9.6%	9.2%	17.0%	N/M	9.4%
-----------------------	-------	------	------	-------	-----	------

費用収益比率（注６）	66.1%	64.4%	75.0%	70.9%	N/M	74.9%
------------	-------	-------	-------	-------	-----	-------

（注１）以下を含む：

純利息収益	3,628	3,467	5,222	-65	1,399	13,650
持分法適用投資による純利益（損失）	4	50	27	66	6	152

（注２）以下を含む：

持分法適用投資	90	501	99	415	20	1,124
---------	----	-----	----	-----	----	-------

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

（注３）2024年度第１四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

（注４）2024年度第１四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

（注５）当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2022年12月31日終了年度：マイナス１％）を反映している。セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2022年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

（注６）利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。

コーポレート・バンク

				2023年度から2024年度 の増加（減少）		2022年度から2023年度 の増加（減少）	
単位:百万ユーロ （別途記載のものを除く。）	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率（％）	金額	比率（％）
純収益							
コーポレート・トレジャリー・サービス	4,223	4,399	3,827	-176	-4	572	15
インスティテューショナル・クライアント・サービス	1,956	1,895	1,580	62	3	314	20
ビジネス・バンキング	1,326	1,424	930	-98	-7	494	53
純収益合計	7,506	7,718	6,337	-212	-3	1,381	22
このうち：							
純利息収益	4,960	5,115	3,628	-154	-3	1,487	41
純手数料およびフィー収益	2,434	2,328	2,356	106	5	-28	-1
その他の収益	111	275	354	-164	-59	-79	-22
信用損失引当金繰入額	347	266	335	81	30	-68	-20
利息以外の費用							
報酬および手当	1,603	1,530	1,416	73	5	114	8
一般管理費	3,481	3,122	2,790	359	12	332	12
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再編費用	-1	-4	-19	4	-86	15	-77
利息以外の費用合計	5,084	4,648	4,187	436	9	461	11
非支配持分	0	0	0	0	N/M	0	N/M
税引前利益（損失）	2,075	2,804	1,816	-729	-26	988	54
従業員数（フロント・オフィス、フルタイム換算）（注1）	7,943	7,682	7,332	261	3	350	5
従業員数（事業関連業務、フルタイム換算）（注1）	8,089	7,976	7,114	113	1	862	12
従業員数合計（全社共通インフラ割当分、フルタイム換算）（注1）	10,285	9,781	8,175	504	5	1,606	20
従業員数合計（フルタイム換算）（注1）	26,317	25,439	22,621	878	3	2,818	12
資産合計（単位：十億ユーロ）（注1、注2）	280	264	258	16	6	6	2
リスク・ウェイトッド・アセット（単位：十億ユーロ）（注1）	78	69	74	9	13	-5	-7
このうち：オペレーショナル・リスクRWA（単位：十億ユーロ）（注1、注3）	11	6	5	5	94	0	5
レバレッジ・エクスポージャー（単位：十億ユーロ）（注1）	339	307	321	33	11	-14	-4
預金（単位：十億ユーロ）（注1）	313	289	289	23	8	1	0
貸出金（貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ）（注1）	117	117	122	-0	-0	-5	-4
費用収益比率（注4）	67.7%	60.2%	66.1%	N/M	7.5ppt	N/M	-5.8ppt
税引後平均株主資本利益率（注5、注6）	11.7%	16.6%	10.3%	N/M	-4.8ppt	N/M	6.2ppt

税引後平均有形株主資本利益率（注5、注6）	12.6%	17.8%	11.1%	N/M	-5.3ppt	N/M	6.8ppt
-----------------------	-------	-------	-------	-----	---------	-----	--------

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- （注1）年度末現在。
- （注2）セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- （注3）2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- （注4）利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- （注5）2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- （注6）セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2024年度

2024年度の税引前利益は、2023年度から26%減少し、21億ユーロとなった。これは、主に利息以外の費用の増加に起因している。税引後平均株主資本利益率は、前年度の16.6%から11.7%に低下した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の17.8%から12.6%に低下した。費用収益比率は2023年度の60%から68%に改善した。

純収益は、預金マージンの正常化が預金額の増加および純手数料およびフィー収益の増加により概ね相殺されたため、前年度から3%減の75億ユーロとなった。コーポレート・トレジャリー・サービスの純収益は、預金マージンの減少が預金額の増加と純手数料およびフィー収益の増加により概ね相殺されたことにより、前年度から4%減の42億ユーロとなった。インスティテューショナル・クライアント・サービスの純収益は、セキュリティーズ・サービスと信託および仲介業務の拡大により、前年比3%増の20億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの収益は、預金マージンの正常化により、前年比7%減の13億ユーロとなった。

信用損失引当金繰入額は、前年度は266百万ユーロであったのに対し、2024年度は平均貸出残高の30ベシス・ポイントに相当する347百万ユーロであった。これは主に、特定の大規模法人の信用事由に起因している。

利息以外の費用は、訴訟項目の影響により前年比9%増の51億ユーロとなった。調整後費用は、前年比2%増の46億ユーロであったが、これは、内部サービス費用の配分およびフロント・オフィスの投資が増加したためである。

2023年度

コーポレート・バンクの2023年度通年の税引前利益は、2022年度の18億ユーロから増加し、28億ユーロとなった。これは、収益の増加と信用損失引当金繰入額の減少に起因しているが、利息以外の費用の増加によって一部相殺された。税引後平均株主資本利益率は、前年度の10.3%から16.6%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の11.1%から17.8%に上昇した。費用収益比率は2022年度の66%から60%に改善した。

純収益は、純手数料およびフィー収益がほぼ横ばいであったものの、金利の上昇と金利更改の継続に牽引され、前年度から22%増の77億ユーロとなった。コーポレート・トレジャリー・サービスの純収益は、前年度から15%増の44億ユーロとなった。インスティテューショナル・クライアント・サービスの収益は、前年比20%増の19億ユーロとなった。ビジネス・バンキングの収益は、前年比53%増の14億ユーロとなった。

信用損失引当金繰入額は、2022年度は平均貸出残高の28ベシス・ポイントに相当する335百万ユーロであったのに対し、2023年度は平均貸出残高の23ベシス・ポイントに相当する266百万ユーロであった。この減少は、マクロ経済見通しの改善とモデル変更に起因する、ステージ1およびステージ2の引当金の戻入を反映している。

利息以外の費用は、前年比11%増の46億ユーロであった。これは主に、営業外費用、内部サービス費用の配分および報酬以外に係る直接費が増加したためである。

インベストメント・バンク

単位:百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度から2024年度の増加(減少)		2022年度から2023年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
債券および為替(FIC)	8,610	7,893	8,861	717	9	-968	-11
債券および為替:ファイナンスिंग	3,205	2,867	2,953	339	12	-86	-3
債券および為替:ファイナンスिंग以外	5,405	5,026	5,909	378	8	-882	-15
オリジネーションおよびアドバイザリー	2,012	1,246	998	765	61	249	25
債券オリジネーション	1,290	843	412	447	53	431	105
株式オリジネーション	187	102	101	84	82	1	1
アドバイザリー	535	301	485	234	78	-184	-38
リサーチおよびその他	-64	21	157	-85	N/M	-136	-87
純収益合計	10,558	9,160	10,016	1,398	15	-856	-9
信用損失引当金繰入額	549	431	319	119	28	112	35
利息以外の費用							
報酬および手当	2,682	2,526	2,379	155	6	147	6
一般管理費	3,979	4,091	4,061	-111	-3	30	1
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	233	0	-233	N/M	233	N/M
再編費用	-0	-3	15	3	-98	-18	N/M
利息以外の費用合計	6,661	6,847	6,455	-186	-3	391	6
非支配持分	5	3	15	2	52	-12	-79
税引前利益(損失)	3,343	1,879	3,228	1,463	78	-1,348	-42
従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算)(注1)	4,869	4,843	4,333	26	1	510	12
従業員数(事業関連業務、フルタイム換算)(注1)	3,129	3,120	2,811	9	0	309	11
従業員数合計(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算)(注1)	12,109	12,101	10,802	8	0	1,299	12
従業員数合計(フルタイム換算)(注1)	20,107	20,063	17,946	44	0	2,117	12
資産合計(単位:十億ユーロ)(注1、注2)	756	658	677	98	15	-18	-3
リスク・ウェイトド・アセット(単位:十億ユーロ)(注1)	130	140	139	-10	-7	0	0
このうち:オペレーショナル・リスクRWA(単位:十億ユーロ)(注1、注3)	15	22	23	-7	-32	-2	-7
レバレッジ・エクスポージャー(単位:十億ユーロ)(注1)	593	546	530	46	8	17	3
預金(単位:十億ユーロ)(注1)	22	18	16	4	23	1	9
貸出金(貸倒引当金控除前、単位:十億ユーロ)(注1)	110	101	103	9	9	-2	-2
費用収益比率(注4)	63.1%	74.7%	64.4%	N/M	-11.6ppt	N/M	10.3ppt
税引後平均株主資本利益率(注5、注6)	9.1%	4.8%	9.3%	N/M	4.3ppt	N/M	-4.5ppt
税引後平均有形株主資本利益率(注5、注6)	9.4%	4.9%	9.6%	N/M	4.4ppt	N/M	-4.6ppt

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

- (注2) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注4) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- (注5) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注6) セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2024年度

2024年度の税引前利益は、前年度と比べて、率にして78%増加し、33億ユーロとなった。これは、債券および為替（FIC）とオリジネーションおよびアドバイザーの両方の収益が増加したことに加えて、2023年度に発生したのれんの減損が当年度は発生しなかったこと（2024年度の信用損失引当金繰入額の増加により一部相殺された。）を反映している。税引後平均株主資本利益率は、2023年度の4.8%から9.1%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の4.9%から9.4%に上昇した。費用収益比率は2023年度の75%に対し、2024年度は63%に改善した。

純収益は、率にして15%増加し、106億ユーロとなった。これは、オリジネーションおよびアドバイザー手数料プールの市場シェア拡大と、債券および為替における強さを反映している。債券および為替（ファイナンス以外）の収益は、クレジット・トレーディングの強化と顧客との関係をより広範囲に拡大したことにより、前年度と比べて、率にして8%の増加となる54億ユーロであった。債券および為替（ファイナンス）の収益は、純利息収益と手数料およびフィー収益の増加により、率にして12%増加し、32億ユーロとなった。オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、前年度と比べて、率にして61%増加し、20億ユーロとなった。これは主に、市場シェアが約50ベース・ポイント上昇したこと、および年間を通じて業界の手数料プールが増加したこと（出典：Dealogic）に起因している。

信用損失引当金繰入額は、前年度と比べて大幅に増加し、平均貸出金の52ベース・ポイントに相当する549百万ユーロとなった。これは、主に商業用不動産に関連して、ステージ3の引当金繰入額が増加したことによるものであった。

2024年度の利息以外の費用は、前年度と比べて、率にして3%減少し、67億ユーロとなった。これは主に、2023年度に発生したのれんの減損が当年度は発生しなかったことに起因している。調整後費用は64億ユーロとほぼ横ばいであり、2023年度後半の戦略的投資による通年にわたる影響と外国為替の不利な変動の影響は銀行税の減少によりほぼ相殺された。

2023年度

2023年度の税引前利益は、2022年度と比べて13億ユーロ、率にして42%減少し、19億ユーロとなった。これは、非常に好調であった前年度と比べて債券および為替の利益が減少したこと、事業への戦略的投資（Numisの買収を含む。）によるコストの増加、および信用損失引当金繰入額の増加を反映している。税引後平均株主資本利益率は、前年度の9.3%から4.8%に低下した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の9.6%から4.9%に低下した。費用収益比率は2022年度の64%から、2023年度は75%に悪化した。

純収益は、前年度と比べて856百万ユーロ、率にして9%減少し、92億ユーロとなった。債券および為替の収益は、債券および為替の収益実績としては過去10年間で最高額であった2022年度と比べて968百万ユーロ、率にして11%の減少となる79億ユーロであった。金利、新興国市場および外国為替の収益は、市場のボラティリティと市場活動の減少を反映して、すべて大幅に減少した。クレジット・トレーディングの収益は、同事業への投資後のクレジット・フローの業績改善により、大幅に増加した。ファイナンスの収益は堅調で、前年度とほぼ横ばいであった。

オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、前年度と比べて249百万ユーロ、率にして25%増加し、12億ユーロとなった。これは主に、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおけるレバレッジド貸出の大幅な値下げが当年度は発生しなかったことに起因している。投資適格債の収益は、業界の手数料プールの減少（出典：Dealogic）を反映して減少した。アドバイザーの収益は、2023年度に予定されている案件の減少により大幅に減少した。株式オリジネーションの収益は、ほぼ前年度並みであった。

リサーチおよびその他の収益は、2022年度には157百万ユーロの収益であったのに対して、当年度は21百万ユーロの収益であった。前年比での収益の減少は主に、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整の影響による47百万ユーロの損失（前年度は49百万ユーロの利得）に起因している。

信用損失引当金繰入額は、前年度と比べて112百万ユーロ増加し、平均貸出金の42ベース・ポイントに相当する431百万ユーロとなった。これは、主に商業用不動産に関連して、ステージ3の減損が増加したことによるものであった。

2023年度の利息以外の費用は、前年度と比べて391百万ユーロ、率にして6%増加し、68億ユーロとなった。これは主に、Numisの買収に伴うのれんの減損、および過年度に発表した戦略に沿った、事業全般にわたる戦略的投資に起因している。

プライベート・バンク

				2023年度から2024年度の増加（減少）		2022年度から2023年度の増加（減少）	
単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く。）	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率（％）	金額	比率（％）
純収益：							
パーソナル・バンキング	5,304	5,570	5,005	-267	-5	566	11
ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング	4,082	4,000	4,147	82	2	-147	-4
純収益合計	9,386	9,571	9,152	-185	-2	419	5
このうち：							
純利息収益	5,786	6,156	5,222	-370	-6	934	18
純手数料およびフィー収益	2,956	2,852	3,155	104	4	-303	-10
その他の収益	643	563	775	80	14	-212	-27
信用損失引当金繰入額	851	783	583	68	9	201	34
利息以外の費用：							
報酬および手当	2,934	2,805	2,783	130	5	22	1
一般管理費	4,372	4,696	4,193	-324	-7	503	12
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再編費用	-3	228	-113	-231	N/M	341	N/M
利息以外の費用合計	7,304	7,730	6,863	-426	-6	866	13
非支配持分	0	0	0	-0	-45	-0	-12
税引前利益（損失）	1,231	1,058	1,705	173	16	-648	-38
従業員数（フロント・オフィス、フルタイム換算）（注1）	16,961	18,403	18,853	-1,442	-8	-450	-2
従業員数（事業関連業務、フルタイム換算）（注1）	7,917	7,802	8,018	115	1	-216	-3
従業員数合計（全社共通インフラ割当分、フルタイム換算）（注1）	12,193	12,205	10,839	-12	-0	1,366	13
従業員数合計（フルタイム換算）（注1）	37,072	38,411	37,710	-1,339	-3	701	2
資産合計（単位：十億ユーロ）（注1、注2）	324	331	333	-7	-2	-2	-1
リスク・ウェイトド・アセット（単位：十億ユーロ）（注1）	97	86	88	11	13	-1	-2
このうち：オペレーショナル・リスクRWA（単位：十億ユーロ）（注1、注3）	14	8	8	7	88	0	0
レバレッジ・エクスポージャー（単位：十億ユーロ）（注1）	336	339	344	-2	-1	-6	-2
預金（単位：十億ユーロ）（注1）	320	308	317	13	4	-10	-3
貸出金（貸倒引当金控除前、単位：十億ユーロ）（注1）	257	261	265	-4	-1	-4	-1
運用資産（単位：十億ユーロ）（注1、注4）	633	578	543	55	10	35	6
正味資金流入（単位：十億ユーロ）	29	23	31	6	26	-8	-26
費用収益比率（注5）	77.8%	80.8%	75.0%	N/M	-2.9ppt	N/M	5.8ppt
税引後平均株主資本利益率（注6、注7）	5.2%	4.8%	8.6%	N/M	0.4ppt	N/M	-3.8ppt
税引後平均有形株主資本利益率（注6、注7）	5.2%	5.2%	9.2%	N/M	0.1ppt	N/M	-4.0ppt

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

（注1）年度末現在。

（注2）セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

- (注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注4) 運用資産には、顧客に代わって投資目的で保有する資産および/またはドイツ銀行が助言または運用管理を行う顧客資産が含まれる。運用資産は、一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理されているか、または当行に預けられている。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。パーソナル・バンキングにおいて、これには定期預金および貯蓄預金が含まれる。ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングにおいては(ビジネス・バンキングを除く。)、すべての顧客の預金は主に投資目的で当行が保有しているものとみなされ、したがって運用資産に分類される。プライベート・バンク事業である「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」において、個人顧客は、投資アドバイスにこれまで以上に重点を置いた、より幅広い商品ラインナップの恩恵を受ける。その結果、2024年度より、プライベート・バンキング(ドイツ)の要求払預金は「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」内の会計処理の整合性を確保するため、運用資産に再分類された。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらの資産は2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。
- (注5) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- (注6) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注7) セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2024年度

2024年度に、プライベート・バンクは、利息以外の費用が若干減少したことを反映して、前年度と比べて173百万ユーロ、率にして16%増となる12億ユーロの税引前利益を計上した。税引後平均株主資本利益率は2023年度の4.8%から5.2%に上昇し、税引後平均有形株主資本利益率は前年度の5.2%を維持した。費用収益比率は前年度の81%から78%に改善した。

2024年度の純収益は94億ユーロであり、これは、前年比で2%の減少であった。純利息収益は、金利が正常化する環境下で6%減少したが、これは、利息以外の収益を増加させるというプライベート・バンクの戦略を反映した投資商品の伸びにより一部相殺された結果である。

2024年度のパーソナル・バンキングの純収益は、前年度と比べて5%減の53億ユーロであった。これは、最低準備金の影響を含む、資金調達コストの継続的な増加、特定のヘッジ費用、および当行グループ内部の資金調達費用配分率の増加による当セグメントへの配分額の増加を反映している。これらの影響は、2024年度における預金収益の増加によって一部相殺された。

2024年度のウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングの純収益は、前年度末と比べて2%増の41億ユーロとなった。投資商品からの収益の増加および貸出からの収益の若干の増加は、預金収益の減少により一部相殺された。

信用損失引当金繰入額は、前年度は平均貸出残高の30ベシス・ポイントであったのに対し、当年度は平均貸出残高の33ベシス・ポイントに相当する851百万ユーロであった。この増加は主に、ポストバンクの統合に伴う一時的な影響が継続的に高かったことを反映している。全体として、当セグメントのポートフォリオの質は非常に堅調に推移している。

2024年度の利息以外の費用は、前年比で6%減少して73億ユーロとなったが、これは直接的な再編および解雇に係る費用の減少、および前年度は個別の訴訟案件に係る引当金繰入額が含まれていたが当年度はなかったことが含まれている。2024年度の調整後費用は、4%改善して70億ユーロとなった。これは、投資支出の正常化、人員削減を含む業務改革施策による効果、2024年度における125支店の閉鎖、ならびに規制コストの減少を反映したものであり、インフレの影響により一部相殺された。

運用資産は、前年度末と比べて550億ユーロ増加し、2024年度末は6,330億ユーロとなった。この増加は主に、正味資金流入290億ユーロ、市場変動によるプラスの影響200億ユーロ、および外国為替の変動によるプラスの影響90億ユーロによるものであった。

2023年度

2023年度に、プライベート・バンクは、前年度の17億ユーロから38%の減少となる11億ユーロの税引前利益を計上した。前年比の変動は、多額の営業外費用および収益項目を反映している。営業外費用は、2022年度は147百万ユーロの収益であったのに対し、2023年度は468百万ユーロの費用であった。さらに、2022年度の収益には、2023年度には発生しなかった特定項目430百万ユーロが含まれていた。これらの項目は主要な比率に影響を及ぼし、費用収益比率は前年度の75%から81%に悪化した一方、税引後平均株主資本利益率は2022年度の8.6%から4.8%に低下し、税引後平均有形株主資本利益率は前年度の9.2%から5.2%に低下した。営業外費用および特定収益項目を除くと、税引前利益は前年同期比で35%増加する。

純収益は96億ユーロであり、これは、前年比で5%の増加であり、前述した前年度の特定項目430百万ユーロが当年度は発生しなかったことを調整すると前年比で10%の増加である。これらには、イタリアにおけるドイチェ・バンク・ファイナンシャル・アドバイザーズ事業の売却益約310百万ユーロ、およびSal. Oppenheimのワークアウト業務からのプラスの影響が含まれていた。収益の伸びは、預金商品からの純利息収益の増加に起因していたが、金利上昇環境における手数料収益の減少と貸出金収益の減少により一部相殺された。プライベート・バンクでは、2023年度に運用資産への正味資金流入が230億ユーロに達し、投資商品と預金の両方に正味資金流入があった。貸出金の変動は、主にドイツにおける住宅ローンおよびアジア太平洋地域における顧客のレバレッジ解消等、顧客需要の低下を反映したものであった。

パーソナル・バンキングでは、預金商品からの純利息収益の増加が契約条件および規制条件の変更によるフィー収益の減少の影響を上回って着地したため、純収益が前年比11%増の56億ユーロとなった。

ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングの純収益は40億ユーロであった。これは、前年比で4%の減少であり、前述の特定項目（イタリアでの事業売却による約50百万ユーロの収益が当年度は発生しなかったこと）を調整すると6%の増加である。預金収益の増加は、主にアジア太平洋地域における貸出金および投資収益の減少によって相殺された。

プライベート・バンクの運用資産は、前年度末と比べて350億ユーロ増加し、当年度末は5,780億ユーロとなった。この増加は主に、正味資金流入230億ユーロおよび市場水準の上昇によるプラスの影響190億ユーロ（為替レートの変動による40億ユーロのマイナスの影響により一部相殺された。）に起因している。

信用損失引当金繰入額は、前年度は平均貸出残高の22ベース・ポイントに相当する583百万ユーロであったのに対し、当年度は平均貸出残高の30ベース・ポイントに相当する783百万ユーロであった。この増加は主に、より厳しいマクロ経済環境、インターナショナル・プライベート・バンクにおける単一銘柄の損失による影響の拡大、およびポストバンクのIT移行に関連した一時的な業務滞留による影響を反映している。一方、2022年度の信用損失引当金繰入額は、不履行債権売却後の戻入れによる恩恵を受けていた。ポートフォリオ全体の変動は依然として、特にリテール事業において貸出残高の質が高いことと厳格なリスク管理が継続されていることを反映している。

利息以外の費用は、前年比で13%増加して77億ユーロとなったが、これは主に前述の468百万ユーロの営業外費用（再編および解雇に係る費用346百万ユーロおよび訴訟費用123百万ユーロを含む。）に起因していた。一方、2022年度においては、営業外費用の戻入れ147百万ユーロが計上されていた。これらの項目を除いた調整後費用は、主に当行グループの管理部門への投資、戦略的イニシアチブ、内部サービス費用の配分の増加、ポストバンクのサービス改善およびインフレの影響を反映して、前年比で4%増加した。これらの影響は、改革プログラムからの継続的節減および規制関連費用の減少によって一部相殺された。

アセット・マネジメント

単位: 百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度から2024年度 の増加(減少)		2022年度から2023年度 の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益							
マネジメント・フィー	2,479	2,314	2,458	164	7	-143	-6
パフォーマンス・フィーおよび取引手数料	148	128	125	20	16	2	2
その他	23	-59	24	82	N/M	-84	N/M
純収益合計	2,649	2,383	2,608	267	11	-225	-9
信用損失引当金繰入額	-1	-1	-2	0	-23	1	-50
利息以外の費用							
報酬および手当	919	891	899	28	3	-8	-1
一般管理費	904	934	883	-29	-3	51	6
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	68	0	N/M	-68	N/M
再編費用	0	0	0	-0	-43	-0	-15
利息以外の費用合計	1,823	1,825	1,850	-1	-0	-26	-1
非支配持分	194	163	174	32	20	-12	-7
税引前利益(損失)	632	396	585	236	60	-188	-32
従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算)(注1)	2,069	2,062	2,059	7	0	3	0
従業員数(事業関連業務、フルタイム換算)(注1)	2,506	2,325	2,225	181	8	100	4
従業員数合計(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算)(注1)	594	576	494	18	3	82	17
従業員数合計(フルタイム換算)(注1)	5,169	4,963	4,778	206	4	185	4
資産合計(単位: 十億ユーロ)(注1、注2)	11	10	10	0	2	0	2
リスク・ウェイトド・アセット(単位: 十億ユーロ)(注1)	18	15	13	3	22	2	18
このうち: オペレーショナル・リスクRWA(単位: 十億ユーロ)(注1、注3)	5	3	3	1	35	0	2
レバレッジ・エクスポージャー(単位: 十億ユーロ)(注1)	10	10	9	0	4	0	3
運用資産(単位: 十億ユーロ)(注1、注4)	1,012	896	821	115	13	75	9
正味資金流入(単位: 十億ユーロ)	26	28	-20	-3	-9	48	N/M
費用収益比率(注5)	68.8%	76.6%	70.9%	N/M	-7.8ppt	N/M	5.6ppt
税引後平均株主資本利益率(注6、注7)	8.0%	5.1%	7.3%	N/M	2.9ppt	N/M	-2.2ppt
税引後平均有形株主資本利益率(注6、注7)	18.0%	12.0%	17.0%	N/M	6.1ppt	N/M	-5.1ppt

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

(注2) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。

(注4) 運用資産(AUM)とは、(a)当セグメントが一任ベースまたは非一任アドバイザリー・ベースで運用管理する資産(当セグメントが運用会社となり、ポートフォリオ運用を第三者に委託している場合を含む。)、ならびに(b)第三者が保有または運用し、かつ当セグメントが契約に基づき、継続的な性質の助言(定期的または期間ごとの評価、モニタリングおよび/またはレビューを含む。)を提供する資産をいう。運用資産は、集団投資(ミューチュアル・ファンドおよび上場投資信託を含む。)と個別顧客のマンデートの両方を表す。運用資産は、IFRSの下で適用される公正価値ルールとは異なる可能性のある、各報告日現在の資産運用会社に関する各国の規制ルールに基づき、現在の市場価値で測定される。測定可能な価値は、ほとんどのリテール商品については毎日入手可能であ

るが、一部の商品については月次、四半期ごとまたは年次でのみ更新される場合がある。運用資産には持分法適用投資は含まれないが、シード・キャピタルおよび当セグメントがマネジメント・フィーを稼得しているコミットメント・キャピタルは含まれる。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらは2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント（DWS）の運用資産として計上される。

- (注5) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- (注6) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新されている。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」に記載されている。
- (注7) セグメント別の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

2024年度

税引前利益は、主に収益の増加および安定的な利息以外の費用により、2023年度から60%増の632百万ユーロとなった。税引後平均株主資本利益率は、前年度の5.1%から8.0%に上昇した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の12.0%から18.0%に上昇した。費用収益比率は、2023年度の77%から69%に改善した。

2024年度の純収益は、2023年度と比較して11%増の26億ユーロとなった。マネジメント・フィーは、平均運用資産の増加によりアクティブおよびパッシブ商品に牽引され、前年比7%増の25億ユーロとなった。パフォーマンス・フィーおよび取引手数料は、2023年度と比べて16%増の148百万ユーロとなったが、これは主にマルチ・アセットのパフォーマンス・フィーの大幅な増加によるものであった。その他の収益は、不利な結果となった保証の公正価値により一部相殺されたものの、グループ内部の資金調達費用の配分額の減少により82百万ユーロ増の23百万ユーロとなった。

2024年度の利息以外の費用は、前年度からほぼ横ばいの18億ユーロとなった。調整後費用は1%の増加であった。これは主に、変動報酬と従業員数の増加による報酬および手当の増加、ならびに運用資産の増加に伴うバンキング・サービス費用の増加によるものであるが、プラットフォーム変革に向けたハイブリッド・アプローチの採用によるITコストおよび専門的サービス費用の減少により一部相殺された。営業外費用は、訴訟費用および解雇に係る費用の減少により、2023年度と比べて大幅に減少した。

正味資金流入はプラス260億ユーロとなり、主にパッシブ、システムティックおよびクオンツ投資（SQI）、キャッシュの商品が好調であった。これは、マルチ・アセット、株式、オルタナティブならびに債券の正味資金流出により一部相殺された。ESG商品では、主にXtrackersにおいて、2024年度に60億ユーロの正味資金流入があった。

2024年度の運用資産は、1,150億ユーロ、率にして13%増加して1兆120億ユーロとなった。これは、マーケットの指標がプラスの傾向にあったこと、正味資金流入があったこと、ならびに為替レートの変動の影響によるものである。

以下の表は、2024年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ株式	アクティブ債券	アクティブ・マルチ・アセット	アクティブ・SQI	アクティブ・キャッシュ	パッシブ	オルタナティブ	運用資産
2023年12月31日現在残高	107	204	76	66	85	247	111	896
流入	14	42	7	14	717	124	10	929
流出	-19	-43	-19	-12	-715	-82	-13	-903
正味流入（流出）額	-5	-1	-11	2	2	41	-3	26
為替の影響	1	6	0	0	4	11	3	26
運用成績	13	6	3	5	1	35	1	64
その他	0	0	-4	3	0	1	-0	-0
2024年12月31日現在残高	116	215	64	77	93	335	111	1,012
マネジメント・フィー・マージン（単位：ベース・ポイント）	68	11	31	33	6	16	45	26

2023年度

税引前利益は、主に収益の減少により、32%減の396百万ユーロとなった。税引後平均株主資本利益率は、前年度の7.3%から5.1%に低下した。税引後平均有形株主資本利益率は、前年度の17.0%から12.0%に低下した。費用収益比率は、2022年度の71%から77%に悪化した。

2023年度の純収益は、2022年度と比較して9%減の24億ユーロとなった。これは、資金調達コストの増加と投資収益の減少によりその他の収益が大幅に減少したことに加え、市場におけるマイナスの展開、オルタナティブの正味資金流入の構成、およびその他の商品クラスにおけるマージンの圧縮によりマネジメント・フィーが若干減少したことに起因している。パフォーマンス・フィーおよび取引手数料は、2022年度通年と比べてほぼ横ばいであった。

2023年度の利息以外の費用は、１％減の18億ユーロとなった。調整後費用は３％の増加であった。これは主に、報酬および手当がほぼ横ばいとなった一方で、変革を下支えするITコストが増加し、パッシブ事業における運用資産の増加によりバンキング・サービス費用も増加したことに起因していた。営業外費用は大幅に減少したが、これは前年度には米国のミューチュアル・ファンドの小口運用契約に関連する未償却無形資産の減損68百万ユーロが含まれていたためである。

正味資金流入はプラス280億ユーロとなり、主にパッシブ、キャッシュおよびマルチ・アセットの商品が好調であった。これは、株式ならびにシステムティックおよびクオンツ投資（SQI）の正味資金流出により一部相殺された一方、オルタナティブおよび債券の正味資金流入はほぼ横ばいであった。ESG商品では、主にXtrackersにおいて、2023年度に50億ユーロの正味資金流入があった。

2023年度の運用資産は、750億ユーロ、率にして９％増加して8,960億ユーロとなった。これは主に、外国為替レートの変動がマイナスの影響をもたらした一方で、マーケットの指標がプラスの傾向にあったことおよび正味資金流入があったためである。

以下の表は、2023年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ株式	アクティブ債券	アクティブ・マルチ・アセット	アクティブ・SQI	アクティブ・キャッシュ	パッシブ	オルタナティブ	運用資産
2022年12月31日現在残高	99	194	68	64	80	199	118	821
流入	13	37	15	10	608	93	14	788
流出	-15	-36	-11	-11	-602	-71	-13	-760
正味流入（流出）額	-2	0	4	-2	6	21	0	28
為替の影響	-1	-3	-0	-0	-2	-4	-2	-12
運用成績	11	12	3	5	1	31	-5	57
その他	0	0	1	-1	0	0	0	1
2023年12月31日現在残高	107	204	76	66	85	247	111	896
マネジメント・フィー・マージン（単位：ベース・ポイント）	69	11	30	31	4	17	47	27

コーポレートおよびその他

単位: 百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度	2023年度	2022年度	2023年度から2024年度 の増加(減少)		2022年度から2023年度 の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純収益	-6	47	-902	-54	N/M	950	N/M
信用損失引当金繰入額	83	26	-9	57	N/M	35	N/M
利息以外の費用							
報酬および手当	3,593	3,378	3,235	215	6	143	4
一般管理費	-1,494	-2,731	-2,199	1,237	-45	-532	24
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再編費用	0	-1	-2	1	N/M	1	-40
利息以外の費用合計	2,099	646	1,035	1,453	N/M	-388	-38
非支配持分	-199	-166	-190	-33	20	24	-12
税引前利益(損失)	-1,989	-459	-1,739	-1,530	N/M	1,280	-74
従業員数合計(フルタイム換算)(注1)	36,269	35,917	32,186	352	1	3,731	12
リスク・ウェイト・アセット (単位: 十億ユーロ)(注1)	34	40	46	-6	-15	-6	-13
レバレッジ・エクスポージャー (単位: 十億ユーロ)(注1)	38	39	36	-1	-3	3	7

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

2024年度

2024年度通年のコーポレートおよびその他は、20億ユーロの税引前損失を計上したが、これは主にポストバンクの買収に係る訴訟およびポーランドのFXモーゲージを含む過去の訴訟案件に起因している。これに対し、前年度の税引前損失は459百万ユーロであった。

純収益は、2023年度の47百万ユーロの収益に対して、2024年度通年では6百万ユーロの損失であった。評価および期間差異に関連する収益は、2023年度の792百万ユーロの収益に対して、2024年度には600百万ユーロの収益となり、主に市場の動きに起因した変動となった。資金調達および流動性に関連する純収益は、2023年度の242百万ユーロの損失に対して、2024年度には102百万ユーロの損失であった。

2024年度の利息以外の費用は、前年度の646百万ユーロに対し、前述した過去の訴訟案件に起因して21億ユーロとなった。株主取引に関連した費用は、前年度の582百万ユーロに対して、2024年度通年では648百万ユーロとなった。

非支配持分は、各部門の税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、主にDWSに関連しており、2024年度通年では199百万ユーロであった。

2023年度

2023年度のコーポレートおよびその他は、2022年度は17億ユーロの税引前損失であったのに対し、収益の増加および利息以外の費用の減少を反映して459百万ユーロの税引前損失を計上した。

純収益は、2022年度の902百万ユーロの損失に対して、2023年度には47百万ユーロの収益であった。評価および期間差異に関連する収益は、2022年度の119百万ユーロの損失に対して、2023年度には792百万ユーロの収益となり、市場の動きと前期の損失の回復により前年比で改善した。資金調達および流動性に関連する純収益は、2022年度の311百万ユーロの損失に対して、2023年度には242百万ユーロの損失であった。

2023年度の利息以外の費用は、2022年度と比べて388百万ユーロ、率にして38%減少し、646百万ユーロとなった。この減少の主因は、2022年度は訴訟費用が261百万ユーロであったのに対し、2023年度には訴訟費用の戻入れ37百万ユーロが計上されたことであった。OECD移転価格ガイドラインにおいて定義される株主取引に関連し、業務部門に配分されなかった費用は、2022年度の510百万ユーロに対して、2023年度には582百万ユーロとなった。

非支配持分は、各部門の税引前利益から控除され、コーポレートおよびその他において戻入れられる。これらは、主にDWSに関連しており、2022年度の190百万ユーロに対して、2023年度には166百万ユーロであった。

財政状態

資産

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在	変動額	増減率 （％）
現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金	153,654	184,556	-30,903	-17
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）ならびに借入有価証券担保金	40,846	14,764	26,083	177
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	545,849	465,252	80,597	17
このうち：トレーディング資産	139,772	125,275	14,497	12
このうち：デリバティブ金融商品のプラスの時価	291,754	251,856	39,898	16
このうち：強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	114,324	88,047	26,278	30
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	42,090	35,546	6,544	18
償却原価で測定する貸出金	478,921	473,705	5,216	1
その他の資産	125,817	138,507	-12,691	-9
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債権	60,690	72,566	-11,876	-16
資産合計	1,387,177	1,312,331	74,847	6

負債および資本

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在	変動額	増減率 （％）
預金	666,261	622,035	44,226	7
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金	3,742	3,042	701	23
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	412,395	366,475	45,920	13
このうち：トレーディング負債	43,498	44,005	-506	-1
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価	276,395	238,260	38,135	16
このうち：純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	92,047	83,727	8,321	10
その他の短期借入金	9,895	9,620	274	3
長期債務	114,899	119,390	-4,491	-4
その他の負債	100,553	116,951	-16,397	-14
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する債務	63,755	81,539	-17,784	-22
負債合計	1,307,745	1,237,513	70,232	6
資本合計	79,432	74,818	4,614	6
負債および資本合計	1,387,177	1,312,331	74,847	6

資産および負債の変動

2024年12月31日現在の貸借対照表の総額は1.4兆ユーロであり、2023年度末と比べて若干増加した。

現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金は309億ユーロ減少したが、これは、主に企業の取引活動と顧客フローの増加により、すべての適用可能な測定カテゴリーにわたる中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）ならびに借入有価証券担保金が527億ユーロ増加したことに起因している。

トレーディング資産は、145億ユーロ増加した。これは主に、顧客からのフローおよびデスクのポジショニングによる当行の債券ポートフォリオにおける債券ポジションの増加、およびトレーディング貸出金の増加によるものである。

デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、それぞれ399億ユーロおよび381億ユーロ増加した。これは主に、年末に向かって進む政治的不確実性、およびユーロに対する米ドル高に起因して外国為替商品のボラティリティが高まったためである。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産は、前述の、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産の下で測定される売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）の増加により、263億ユーロ増加した。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、流動性に関連する収益を最適化するという当行の施策に沿って国債の保有高を増加させたことに起因して、65億ユーロ増加した。

償却原価で測定する貸出金は52億ユーロ増加した。これは、これは、外国為替の変動による大きな影響と、インベストメント・バンクにおける債券および為替事業の成長によるものであるが、プライベート・バンクにおける住宅ローンのオリジネーションの減少により一部相殺された。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権および債務は、それぞれ119億ユーロおよび178億ユーロ減少した。これは主に、通常取引に係る未決済の債権および債務の減少によるものである。

預金は442億ユーロ増加したが、これは主に、コーポレート・バンクにおけるコーポレート・キャッシュ・マネジメント事業の伸びと、プライベート・バンクおよびインベストメント・バンクのグローバル・エマージング・マーケット事業における資金流入の増加に起因している。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債は83億ユーロ増加したが、その主因は、インベストメント・バンクの債券および為替事業における新規発行により長期債務が増加したことであった。

償却原価で測定する長期債務は、貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO）による資金の返済（新規発行により一部相殺された。）により、45億ユーロ減少した。

バランスシート全体の変動には、主にユーロに対する米ドル高に起因する為替レートの変動による314億ユーロの増加が含まれていた。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載される貸借対照表の勘定科目ごとの変動に含まれている。

流動性

委員会委任規則(EU)第2015/61号の定義（規則(EU)第2018/1620号により修正された。）による高品質の流動資産（HQLA）の合計額は、2024年12月31日現在で2,260億ユーロであり、2023年12月31日現在の2,190億ユーロから増加した。HQLAの増加は主に、預金の増加と長期債務の発行によるものであるが、TLTRO負債の返済と事業全体の資産の増加によってほぼ相殺された。2024年度第4四半期末現在の流動性カバレッジ比率は131%であり、規制要件を530億ユーロ上回っている。一方、2023年度第4四半期末現在の流動性カバレッジ比率は140%であり、規制要件を620億ユーロ上回っていた。

資本

2024年12月31日現在の資本合計は、2023年12月31日現在の748億ユーロから46億ユーロ増加して794億ユーロとなった。この変動は複数の要因によるものであり、それらには、当期にドイツ銀行株主に帰属する利益およびその他の資本構成要素を34億ユーロ計上したこと、IFRSに基づき資本として扱われるその他Tier 1資本性金融商品（AT1）を30億ユーロ発行したこと、ならびにその他の包括利益累計額に係る未実現純利益530百万ユーロ（税引後）を計上したことが含まれるが、これは主にユーロに対する米ドル高を主因とする為替換算によるプラスの影響928百万ユーロ（税引後）によるものである。これは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係るマイナスの影響272百万ユーロ（税引後）と、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動126百万ユーロ（税引後）によって一部相殺された。さらに、その他の要因として、株式報酬制度のもとで444百万ユーロの自己株式を分配したこと、および確定給付制度に関連する再測定利得が148百万ユーロ（税引後）になったことも寄与した。これらのプラスの影響は、自己株式の買戻し（純額）11億ユーロ、ドイツ銀行株主への現金配当支払額883百万ユーロ、その他の資本構成要素に係るクーポン支払額574百万ユーロ、ならびに非支配持分のマイナスの変動156百万ユーロにより一部相殺されている。

2024年1月31日に、ドイツ銀行AGの取締役会は、675百万ユーロを上限とする株式買戻しプログラムを決議したが、同プログラムは2024年3月4日に開始され、2024年7月11日に完了した。この期間にドイツ銀行AGは46.4百万株の普通株式を買戻した。これらの株式の買戻しにより、資本合計の報告額に675百万ユーロのマイナスの影響を与えた。

2024年3月5日、ドイツ銀行AGは普通株式45.5百万株を消却し、これにより2023年度の株式買戻しプログラムを終了した。この消却により、当該株式の額面価額は117百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得価額450百万ユーロで普通株式の自己株式として保有されていた。普通株式の取得価額と額面価額との差額により、資本剰余金が333百万ユーロ減少した。この株式は、2023年12月31日現在の資本合計の報告額から既に控除されていた。したがって、2024年度の資本合計の報告額を減少させることはなかった。

自己資金

2024年12月31日現在のドイツ銀行のCRR/CRDに基づく普通株式等Tier 1資本は、2023年12月31日現在の481億ユーロから14億ユーロ増加し、495億ユーロとなった。リスク・ウェイトed・アセット（RWA）は、2023年12月31日現在の3,497億ユーロから77億ユーロ増加し、2024年12月31日現在で3,574億ユーロとなった。2024年12月31日現在のCET 1資本比率は、2023年12月31日現在の13.7%に対し、13.8%に上昇した。

2024年12月31日現在の当行のTier 1 資本は608億ユーロであり、CET 1 資本495億ユーロとその他Tier 1 資本114億ユーロで構成されている。Tier 1 資本は、AT1資本の31億ユーロの増加およびCET 1 資本の14億ユーロの増加により、2023年度末現在から44億ユーロ増加した。Tier 1 資本比率は、2023年12月31日現在の16.1%に対して、2024年12月31日現在では17.0%に上昇した。

自己資本合計は、2023年12月31日現在の650億ユーロに対して、2024年12月31日現在において685億ユーロであった。資本合計の増加は、Tier 2 資本の9億ユーロの減少により一部相殺されたものの、2023年度末からTier 1 資本が44億ユーロ増加したことによるものである。総資本比率は、2023年12月31日の18.6%に対して、2024年12月31日現在では19.2%に上昇した。

流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、本報告書の「リスク・レポート」を参照のこと。

信用格付

ドイツ銀行は、ムーディーズ・ドイツGmbH（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング・UK・リミテッド（以下「S&P」という。）、フィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッドの支社であるフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびDBRSレーティングスGmbH（以下「モーニングスターDBRS」といい、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチと合わせて「格付機関」と総称する。）によって格付が行われている。

ムーディーズ、フィッチおよびモーニングスターDBRSは、欧州連合内で設立され、信用格付機関に対する2009年9月16日付の欧州議会および理事会の規則（EC）No.1060/2009（改正済）（以下「CRA規則」という。）に従い、登録されている。S&Pに関して、信用格付は、CRA規則第4条第3項に従い、アイルランドのS&Pの事務所（S&Pグローバル・レーティングス・ヨーロッパ・リミテッド）が承認している。

信用格付の推移

格付機関は、当行が2024年度を通じて行ってきた継続的な取組みの進展（特に、金利環境の変化にも関わらず収益が増加したこと、および引当金計上前の収益性）を認識している。これは、モーニングスターDBRSによるプラス方向へのアウトルックの修正や、当年度を通じたムーディーズ、S&Pおよびフィッチによる信用格付とアウトルックの判定に反映された。ポストバンクに係る訴訟案件およびそれに関連する引当金は、当行の信用度に対する格付機関の見解に影響を及ぼさなかった。

2024年6月11日、ムーディーズは、ドイツ銀行の信用格付と安定的のアウトルックを確認した。これは、当行が中期目標達成に向けて継続的に前進しており、特に収益の拡大とコスト効率化を通じて営業収益性を継続的に改善していることを反映している。ムーディーズはまた、ドイツ銀行の安定した自己資本比率、質の高い預金基盤、そして当行の慎重かつ適切に管理されたリスク選好を評価し、それが景気循環を通じて健全かつ比較的安定した資産の質につながると見ている。

2024年6月21日、フィッチはドイツ銀行の信用格付と安定的のアウトルックを確認した。フィッチは、この格付はドイツ銀行の再編された、かなり多様化されたビジネス・モデルを反映しているが、当行の堅実なリスク選好、資産の質、資金調達力および流動性もこの格付を下支えしていると強調している。フィッチは、ドイツ銀行の収益性が、その戦略の一貫した実行によって今後2年間は継続して向上すると予想している。

2024年6月26日、モーニングスターDBRSはドイツ銀行の信用格付のアウトルックを安定的からポジティブに修正した。このアウトルックの変更は、ドイツ銀行が戦略的変革プログラムの実行と中期収益性目標の達成において継続的に進展していることを反映している。モーニングスターDBRSは、ドイツ銀行が事業構成を簡素化し、主要な成長分野に重点を置いて、その収益の源泉がより予測可能となる方向に転換したと見ている。モーニングスターDBRSは、ドイツ銀行が2025年度の収益目標達成に向けて好位置にいと評価しており、また、業務効率の改善につながるコスト面での改善も考慮している。モーニングスターDBRSはまた、ドイツ銀行のグローバルなフランチャイズとドイツにおける主導的地位、および高度な事業の多角化に注目している。モーニングスターDBRSは、当行の堅固な資金調達プロファイル、強力な流動性クッション、規制要件に対する十分なバッファを備えた強固な資本水準、および健全な内部資本に支えられていることに注目している。

2024年12月10日、S&Pはドイツ銀行の信用格付と安定的のアウトルックを確認した。S&Pは、今回の据え置きの確認は、フランチャイズ拡大に重点を置いた当行の戦略の実行、収益のモメンタム、およびコスト管理の徹底に支えられた、ドイツ銀行の継続的な資本強化を反映したものであると強調している。S&Pは、2025年度の業績目標に向けたさらなる進展がドイツ銀行の回復力を強化すると述べている。また、強固な資金調達と流動性プロファイルも格付を下支えしていると指摘している。S&Pは、最近の経済的および地政学的な動向にもかかわらず、ドイツ銀行の資産の質は引き続き堅調であると予想している。

格付引下げの潜在的影響

ドイツ銀行は、格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）による１段階および２段階の引下げが流動性ポジションに与える契約上および仮定上の潜在的影響を計算しており、この影響を毎日の流動性ストレス・テストおよび流動性カバレッジ比率の計算に含めている。シナリオ別のLCRテストおよび流動性ストレス・テストの結果は別途開示されている。

契約上の債務に関して、３つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）によって格付が１段階引き下げられた場合のデリバティブのストレス下での流動性の流出に与える仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および／または必要なマージンが増加するため、約２億ユーロとなる。格付が２段階引き下げられた場合の仮定上の影響額は、主に契約上のデリバティブ資金および／または必要なマージンが増加するため、約３億ユーロとなる。

上記の分析は、３つの格付機関（ムーディーズ、S&Pおよびフィッチ）が同時に格付を引き下げた場合を想定しており、その場合、前述したドイツ銀行の資金調達能力も低下することが予想される。この特定の契約に関する分析は、当行独自の流動性ストレス・テスト・シナリオに反映される。

格付が引き下げられた場合のドイツ銀行への実際の影響は予測できず、前述した資金調達および流動性への潜在的な影響とは異なる可能性がある。

選択された格付カテゴリー

	カウンター パーティ・ リスク	シニア優先 債／預金（注 １）	シニア非優 先債（注２）	短期格付
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ニューヨーク）	A1(cr)	A1	Baa1	P-1
スタンダード・アンド・プアーズ（ニューヨーク）	-	A	BBB	A-1
フィッチ・レーティングス（ニューヨーク）	A(dcr)	A	A-	F1
モーニングスターDBRS（トロント）	AA（低）	A	A（低）	R-1（低）

（注１）ムーディーズではシニア無担保債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア無担保債で、フィッチではシニア優先債で、モーニングスターDBRSではシニア債で格付されている。すべての格付機関は、預金と「シニア優先」債を分けて格付しているが、同じ格付レベルである。

（注２）ムーディーズではジュニア-シニア債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア劣後債で、フィッチおよびモーニングスターDBRSではシニア非優先債で格付されている。

（注３）預金およびシニア「優先」無担保債にはF1が割り当てられ、発行体デフォルト格付にはF2が割り当てられている。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意義の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。長期信用格付は、ドイツ銀行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものと見るべきではない。

契約上の債務の表形式による開示

2024年12月31日現在の要現金支払額

契約上の債務	期間別 要支払額				
	合計	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
単位：百万ユーロ					
長期債務（注1）	131,223	24,847	41,428	28,243	36,706
信託優先証券（注1、注2）	302	302	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債（注3）	22,266	4,000	4,729	7,823	5,713
リース負債の測定に反映されていない将来キャッシュ・アウトフロー（注4）	4,771	30	182	293	4,267
リース負債（注1）	5,664	615	967	967	3,116
購入債務	3,765	817	1,328	825	795
長期預金（注1）	26,407	0	12,593	3,392	10,422
その他の長期負債	1,690	1,593	19	12	65
合計	196,089	32,204	61,246	41,554	61,085

（注1）利息の支払いが含まれている。

（注2）契約上の支払日または最初の償還日。

（注3）純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

（注4）詳細は注記22「リース」を参照のこと。

財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記05「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）」、注記22「リース」、注記26「預金」および注記30「長期債務および信託優先証券」である。

見通し

以下の項は、2025年度における当行グループおよび各業務部門に関するドイツ銀行の見通しの概要を提供している。以下の世界経済の見通しおよび銀行業界の項は、将来の経済および業界の動向に関する当行グループの一般的な予想を反映している。当行のモデルに使用された経済的仮定は、各項で個別に説明されている。

世界経済

世界経済の見通し

		2025年	主な要因
経済成長率(%)	(注1)	(注2) 2024年	
世界経済			世界経済は昨年と同程度のペースで拡大すると予想されている。貿易
GDP	3.2	3.2	障壁の増大により、経済の強い推進力が妨げられ、インフレ率の低下
インフレ率	4.0	6.4	も制限される可能性がある。
このうち：先進国			先進国の成長の勢いは、様々な主要地域の継続的な経済回復によって
GDP	1.8	1.5	牽引される可能性が高い。関税の引上げは経済回復を制限する可能性
インフレ率	2.5	2.7	がある。インフレは初めのうちは正常化を続けると予想される。
このうち：新興国市場			新興国市場の成長は、貿易障壁の高まりにより鈍化する可能性があ
GDP	4.1	4.3	る。先進国の輸出需要は、少なくとも下半期は弱まる可能性が高い。
インフレ率	4.9	8.8	インフレは引き続き正常化すると予想される。
ユーロ圏経済			主要国がより緊縮財政政策を採用し、ドイツが引き続き競争力の低下
GDP	0.8	0.7	に悩まされていることから、強力な成長の原動力となる可能性は低
インフレ率	2.0	2.4	い。米国の関税は経済成長の勢いをさらに弱める恐れがある。インフ
このうち：ドイツ経済			レの弱まりにより、ECBはさらなる金利引下げを行う可能性がある。
GDP	0.5	-0.2	ドイツ経済は、個人および政府による消費支出のみによってわずかに
インフレ率	2.2	2.2	拡大すると予想されている。労働市場の冷え込みにより、個人消費の
			回復が鈍化する可能性がある。構造的な競争上の不利な立場と貿易障
			壁の増大による成長が制限されると予想される。金利が著しく低下す
			る見込みで、建設業は勢いを増す可能性がある。
米国経済			根底となる成長は引き続き堅調に推移すると予想される。労働市場、
GDP	2.6	2.8	ひいては個人消費は堅調に推移するとみられる。減税は追い風となる
インフレ率	2.8	3.0	可能性が高い。予想される輸入関税の引上げは、最終的にインフレを
			招く可能性がある。連邦準備制度理事会が主要金利をさらに引き下げ
			る可能性は低く、それによって成長がさらに制限されると予想され
			る。
日本経済			日本経済は内需主導によりさらに回復すると予想される。少なくとも
GDP	1.3	-0.2	賃金上昇により、インフレは高止まりすると予想される。日本銀行は
インフレ率	2.9	2.7	主要金利の慎重な引上げを継続すると予想される。
アジア経済(注3)			主要国の経済成長率が若干低下したため、アジア全体の勢いはやや弱
GDP	5.0	5.2	まる可能性が高い。関係国の国内需要は回復しているものの、外部か
インフレ率	1.9	1.8	らの経済的刺激は弱まると予想される。
このうち：中国経済			中国経済は、さらなる財政政策に支えられた国内需要に牽引され、堅
GDP	4.8	5.0	調に拡大すると予想される。これにより、不動産セクターもさらに安
インフレ率	0.7	0.2	定するはずである。特に米国による関税引上げの結果、中国の輸出は
			弱まり、成長の勢いが制限される可能性が高い。

(注1) 年間実質GDP成長率(対前年比%)。出典：別途記載のものを除き各国の当局。

(注2) 出典：ドイツ銀行リサーチ。

(注3) 中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、韓国、タイおよびベトナムを含むが、日本を除く。

当行の世界経済の見通しには様々なリスクがある。ウクライナおよび中東では地政学的リスクが依然として高く、米国と中国の戦略的対立は引き続き激化する可能性がある。経済政策の不確実性の主な多面的原因は、広範囲にわたる貿易関税と、どの国がそれらを導入するかである。これは、関税の絶対水準、実施時期、および影響を受ける品目の範囲に関係する。

銀行業界

2025年において、世界の銀行業界はおそらく有利な環境で事業運営されると予想される。世界経済の安定成長と金利のさらなる緩やかな低下により、貸出金の伸びは低水準から回復する可能性があるが、金利マージンは多少の圧力を受ける可能性がある。それでも、収益は全体としてプラスの勢いを維持する可能性がある。資本市場における有利な状況は続くと予想され、インベストメント・バンキングとトレーディング業務に恩恵をもたらすことが予想される。銀行の資産の質は概ね堅調なまま推移すると予想され、したがって収益性が高く維持される。強力な資本と相まって、配当と自社株買戻しによる当行の株主への資本還元は、引き続き多額になることが予想される。

10年以上にわたる規制強化の後、現在、政治の焦点は徐々に競争力強化へと移っており、一部の地域では規制緩和や減税施策につながる可能性がある。堅調な収益と株式市場における評価額の上昇は、特に国内での成長を加速させるセクターの統合をサポートする可能性がある。銀行セクターの主なリスクには、地政学的リスクの高まり、株式市場において上昇した評価額が修正される可能性、金利が予想したほど低下しない場合や民間セクターの債務不履行により信用損失引当金の増額が必要になる等、信用の質が大幅に低下するリスク等がある。

欧州の銀行は、金利およびマージンの低下により、米国の銀行よりも強い逆風に直面すると予想される。主要国の経済活動の低迷により、取引高の伸びが制限されることが予想される。しかし、資本市場における活動が活発化するため、フィーおよび手数料収益が利息収益の減少を一部相殺する可能性がある。さらに、資本市場同盟を推進する政治的取組みは、過去数年よりも勢いを増しており、証券化等の一部の分野で大きく前進する可能性がある。名目純利益は、過去最高に近い水準を維持すると予想される。

米国の銀行は、新政権による実体経済および金融システムの規制緩和の推進から大きな恩恵を受ける可能性があるが、その程度は不確実であり、何らかの変化が実現したとしても、それが結果に反映されるまでには時間がかかる可能性がある。パーゼル 最終改革の実施においてこれまで想定されていたよりも資本要件が緩和され、暗号資産を含む資本市場の監督が緩和されれば、銀行セクターおよび金融市場の成長をサポートする可能性がある。より短期的には、債券売却または金利の引下げにより証券ポートフォリオの未実現損失による負担が軽減されれば、銀行のバランスシートに対する投資家の信頼がさらに高まることが予想される。

中国の銀行は、経済減速、特に不動産セクターの危機、追加の金利引下げ、米国との貿易戦争による潜在的影響に引き続き苦しむ可能性がある。しかし、財政刺激策やより拡張的な金融政策等の政府が採用する施策により、経済および銀行の業績も改善されるはずである。日本の銀行は、経済成長の回復に加えて、緩やかな金利上昇の恩恵を受ける可能性が高い。

2024年の欧州議会選挙後、新たに任命された欧州委員会は、リテール投資戦略、デジタル・ユーロ、オープン・ファイナンス、決済サービスの枠組みの見直し、ベンチマーク規制等、前年に完了しなかったトピックについて2025年も引き続き議論する予定である。

米国では、新政権下の米国当局がパーゼル 最終パッケージを米国の枠組みに導入するかどうか、およびいつ導入するかに最も注目が集まると予想される。導入される場合でも、2023年の既存の提案とどの程度異なるかは不明である。既存の提案は、資産総額が1,000億米ドルを超える銀行に対する自己資本規制を引き上げ、米国のグローバル・システム上重要な銀行以外の金融機関については、規模や複雑性に基づく要件間の差異の多くを取り除くものである。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行の2025年度までの戦略的および財務的ロードマップ（「グローバル・ハウスバンク」戦略と称される。）は、2025年度の財務目標と資本目標の概要を示している。

ドイツ銀行の財務目標を含む主要な業績指標について、以下の表に示す。

主要な業績指標

財務目標	財務目標および 資本目標	
	2024年12月31日	2025年度
税引後平均有形株主資本利益率（注1）	4.7%	10.0%超
2021年度から2025年度の複合年間収益成長率（注2）	5.8%	5.5%～6.5% （注3）
費用収益比率（注4）	76.3%	65%未満（注5）
資本目標		
普通株式等Tier 1 資本比率（注6）	13.8%	約13.0%（注7）
配当性向合計（注8）	37%	50%（注9）

- (注1) ドイツ銀行株主に帰属する純利益(損失)(AT1クーポン控除後)に基づく。詳細については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。
- (注2) 各報告期間末までの12ヶ月間と2021年度通年とを比較。
- (注3) 2021年度から2025年度までの目標比率は2024年度期首に引き上げられ、5.5%~6.5%とされた。
- (注4) 利息以外の費用の純収益合計に対する割合。純収益合計は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加えたものと定義される。
- (注5) 2025年1月1日より62.5%未満から再設定。
- (注6) この比率の計算に関する詳細については、下記「リスク・レポート」の項に記載されている。
- (注7) 当行の予想最大分配可能額(MDA)基準値を200ベース・ポイント上回るバッファを維持しつつ設定された目標比率。
- (注8) 配当は、前年度のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益に基づき、普通株式配当金の支払いおよび消却目的の自己株式買戻しの形で当報告期間に実行された。
- (注9) 2024年度以降の事業年度に関する数値。

ドイツ銀行は、2025年度までに達成すべき財務目標として、税引後平均有形株主資本利益率を10%超とし、2021年度から2025年度までの複合年間収益成長率の当行目標を5.5%~6.5%とし、費用収益比率は62.5%未満から2025年の初めに設定した65%未満とすることを再確認している。当行はまた、2024年度以降について、CET 1 比率を約13%、配当性向を50%にするという資本目標を確認している。以下の将来の予測はすべて、2025年1月31日の為替レートに基づいている。

2025年度のドイツ銀行の収益は、前年比で増加する見込みである。ドイツ銀行は、2025年度のグループ・レベルでの収益目標を約320億ユーロ(2025年1月の外国為替レートで換算すると約327億ユーロ)としている。この推移は、当行の事業の回復力と潜在的成長力、および継続的な事業モメンタムに起因している。この成長は、純利息収益と利息以外の収益に起因すると見込まれ、予想される収益の約75%をより予測可能な収益源から得ることを可能にする当行の多角化された事業構成を反映している。コーポレート・バンクの収益は、純手数料およびフィー収益の増加により、2025年度には増加すると見込まれている。2025年度のインベストメント・バンクの収益は、オリジネーションおよびアドバイザリー事業において行われた投資による恩恵(収益改善に寄与すると見込まれる。)と債券および為替においてそのプラットフォームの継続的な開発による成長が見込まれることにより、増加すると予想される。プライベート・バンクの純収益は、投資商品の収益の増加および預金収益の若干の増加による恩恵を受け、若干増加すると予想される。アセット・マネジメントの収益は、運用資産の増加によるマネジメント・フィーおよびパフォーマンス・フィーの増加により、増加すると見込まれている。

ドイツ銀行は、費用収益比率の目標達成に向けて、当行グループのコスト基盤を管理している。2025年度の利息以外の費用は2024年度と比べて減少すると予想しており、訴訟やリストラクチャリングおよび退職費用が正常化することが見込まれることに伴い、営業外費用が著しく減少することを主因とするものである。当行は引き続き、規律あるコスト管理と進行中のインシアチブの実施に注力していく。調整後費用は概ね横ばいで推移すると見込んでいる。事業成長の機会とテクノロジー、内部管理および規制準拠の改善への継続的な投資、ならびに継続するインフレは、銀行の構造的な効率化対策による効果、ならびに銀行税および預金保護のコスト削減による恩恵により大部分が相殺されると予想される。これらには、ドイツのプラットフォームの最適化、テクノロジー・アーキテクチャのアップグレード、プロセスの全面的な再設計、およびインフラの効率性向上のための対策が含まれる。その結果、当行は2025年以降のさらなる成長と事業のモメンタムを支えるために、2025年度の費用収益比率は当初の目的を超える65%未満をターゲットと設定した。

2025年度の四半期あたりの信用損失引当金繰入額は、平均して約350百万ユーロから400百万ユーロ程度になると予想される。当行は、2024年を通じて経験した一時的な逆風が弱まることから、2025年度は信用損失引当金繰入額が部分的に正常化すると予想している。これらには、商業用不動産セクターにおけるリファイナンス時期の到来、特定の大規模法人の信用事由、およびポストバンクの統合に伴う一時的な影響が含まれている。経済的リスクおよび地政学的リスクが引き続き不確実性を生じさせているものの、当行は、ドイツを含む銀行全体の信用ポートフォリオの質の高さに支えられ、信用供与の見通しについて引き続き確信を持っている。ドイツ銀行は、厳格な引受基準と厳格なリスク管理の枠組みを引き続き遵守していく。予想信用損失の計算に関する詳細は、本報告書の「リスク・レポート」の項を参照のこと。

普通株式等Tier 1 資本比率(CET 1 比率)は、2025年度末まで、2024年度と概ね横ばいで推移すると予想している。2024年12月31日時点の当行のプロフォーマCET 1 比率は、2025年1月1日に発効したCRR3を採用した影響をうけて、14.0%であった。これは、CRR2に基づいて報告されたCET 1 比率と比較して約14ベース・ポイントの改善を反映している。2025年度第1 四半期には、CET 1 比率は、50億ユーロのオペレーショナル・リスクRWAの増加により約20ベース・ポイントの影響を受けると予想される。正味ベースでは、プロフォーマCRR3の影響にもかかわらず、資本効率の高い事業の成長からリスク・ウェイトド・アセットは概ね横ばいとなる見込みである。ドイツ銀行は、普通株式Tier 1 資本比率を13%程度に維持すること、すなわち、当行の予想最大分配可能額(MDA)の基準値を200ベース・ポイント上回るバッファで事業を行うことを目指している。レバレッジ・エクスポージャーは若干増加すると予想されるが、2025年度末のレバレッジ比率は2024年度末からほぼ横ばいとなる見込みである。CRR3の採用により、特定のオフバランスシート項目のレバレッジ・エクスポージャーが減少したため、2024年12月31日現在の当行のプロフォーマレバレッジ比率は約6bps増加して4.7%となった。

ドイツ銀行は、現金配当を持続的に増加させ、収益性の高い成長と今後の規制上の変更を下支えするために必要な額を上回る余剰資本を自社株買戻しを通じて長期的に株主に還元することを計画している。2024年度以降に関しては、当行は、現金配当と自社株買戻しを組み合わせ、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益の50%という配当性向を目標としている。これらの

株主への分配は、株主の承認を得ることとドイツ会社法要件を満たすことを前提としており、自社株買戻しの場合には、さらに規制当局の事前承認が必要となる。ドイツ銀行は、2024年度に675百万ユーロの自社株買戻しを完了した後、2025年度第3四半期に実質的に完了することを目指す750百万ユーロの自社株買戻しについて監督当局の承認を得ている。また、ドイツ銀行は2025年5月の当行の年次株主総会において、2024年度の配当を2023年度の1株当たり0.45ユーロから増額して1株当たり0.68ユーロ（約13億ユーロ）とする旨を提案する予定である。2025年度については、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益の50%という配当性向の上限を設け、1株当たり1.00ユーロの現金配当を目標としている。ドイツ銀行は、自社株買戻しと現金配当を通じて2025年以降も引き続き配当性向50%を目標とするが、現金配当は近年にみられた増加に比べて緩やかになる見込みである。ドイツ銀行は、2021年度から2025年度に関して80億ユーロ（2022年度から2026年度に支払われる。）の資本分配目標を設定しており、当行の財務目標の達成度に基づき、この目標を上回ることができると考えている。

事業の性質上、ドイツ銀行は、ドイツ、および米国を含む、ドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。ドイツ銀行は、多数の重要な訴訟問題を解決し、幾つかの法的問題については進展しているが、訴訟および執行環境は引き続き厳しいものとなると予想している。2025年度については、訴訟費用の予測は多数の不確実性の影響を受けるものの、ドイツ銀行では現在のところ、訴訟費用純額は2024年度の実績水準を著しく下回ると見込んでいる。詳細については、本報告書の「引当金」を参照のこと。

ドイツ銀行の見通しについてのリスクおよび機会の議論については、本報告書の「リスクおよび機会」の項を参照のこと。

調整後費用、ならびに税引後平均有形株主資本利益率は、非GAAP財務指標である。非GAAP財務指標の定義および基礎となるIFRSによる指標との調整については、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」に記載されている。

当行グループの事業セグメント

コーポレート・バンク

コーポレート・バンクは、2025年度の業績の支えとなる取組みと取引量の増加について、さらなる進展を予想している。収益は、純手数料およびフィー収益の増加により前年比で増加すると予想され、純利息収益は引き続き堅調に推移する見込みである。

コーポレート・トレジャリー・サービスの2025年度の収益は、トレード・ファイナンスにおけるフローおよびストラクチャード事業の継続的な勢いと、コーポレート・キャッシュ・マネジメントにおいて予想される預金額の増加に支えられ、2024年度と比べて増加すると見込まれる。インスティテューショナル・クライアント・サービスの収益は、信託および仲介業務とセキュリティーズ・サービスの拡大により、若干増加する見込みである。ビジネス・バンキングでは、フィーの増加および預金額の増加により、預金マージンの継続的な正常化が相殺されると予想されるため、収益は概ね横ばいで推移すると見込んでいる。

2025年度の信用損失引当金繰入額は、前年度は特定の大規模法人の信用事由の影響を受けたため、前年と比べて減少することが予想される。

利息以外の費用は、営業外費用の減少により若干減少すると予想されるが、調整後費用は、フロント・オフィスへの投資が戦略的な効率化対策により相殺されるため、概ね横ばいで推移すると予想される。

2025年度のコーポレート・バンクのRWAは、貸出業務の増加が有利なモデル変更によって相殺されるため、概ね横ばいになると予想している。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの2025年度の収益は、前年度と比べて増加すると予想される。当セグメントは、2023年を通じてオリジネーションおよびアドバイザリーの両事業で行われた投資のメリットが具体化し、収益の改善につながると予想している。一方、債券および為替事業（FIC）では、トレーディングおよびファイナンスにおける2024年度の非常に好調な業績の勢いが続くことが予想されている。

債券および為替の収益は、2024年度と比べて若干増加すると予想している。金利事業では、顧客需要と市場機会に沿った、ターゲットを絞った投資を通じて選択的に成長しながら、2024年度第4四半期に明らかになった市場環境の改善から恩恵を受けると予想している。為替事業では、さらなる技術開発に注力し、貴金属取引の拡大を図り、フォワード事業における新たなリーダーシップの恩恵を受ける。グローバル・エマージング・マーケット事業では、提供する商品を選択的に拡大しながら、2024年度におけるラテンアメリカのパフォーマンスや世界中の顧客のワークフロー・ソリューションの構築等、オンショア規模のさらなる拡大を引き続き目指している。クレジット・トレーディングでは、2024年度の非常に好調な業績の勢いをさらに高め、米国のフロー事業をさらに発展させる予定である。ファイナンス事業では引き続き、効果的な資源配分の最適化に努め、世界的に主要なフランチャイズの一つとしての地位を維持することを目指す。

オリジネーションおよびアドバイザリーの2025年度の収益は、前年度における投資の生産性が最大限に達したことによる恩恵と、予想される業界の手数料プールの成長により、前年度と比べて大幅に増加すると予想している。債券オリジネーション事業では、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットが前年度に見られた回復を踏まえて成長すると見込んでいる。一

方、投資適格債事業も、両事業が拡大する手数料プールで市場シェアを獲得した2024年度からの堅調な業績を維持すると予想される。アドバイザリーは、大幅なシェア拡大も含めた非常に好調な前年度の勢いをさらに推し進め、2023年度に実施されたターゲット採用の大部分が本格稼働することによる恩恵を十分に受ける計画である。株式オリジネーションでは、IPOに特に重点を置きながら、引き続き商品全般にわたって競争力のあるサービスを提供していく予定である。

2025年度の信用損失引当金繰入額は、前年度と比べて減少すると予想される。この減少は、商業用不動産セクターにおける減損レベルの低下が予想されることに起因しており、市場データでは2024年後半にすでに安定化の兆しを示している。

2025年度の利息以外の費用および調整後費用は、前年度と概ね横ばいになると予想される。戦略的成長イニシアチブおよびテクノロジーへの投資のコスト、外国為替換算の影響、および長引くインフレによる増加が、営業外費用の削減および銀行税の削減によって相殺されると予想される。

2025年度のインベストメント・バンクのRWAは2024年度と比べて増加すると予想される。これは、収益成長を支える信用リスクRWAの増加、市場リスクRWAの2024年度末の低水準からの正常化、および主に規制要件の実施によるモデルの影響によるものである。

プライベート・バンク

2025年度において、プライベート・バンクの純収益は、2024年度と比べると若干増加すると予想されるが、これは、運用資産への継続的な正味資金流入に支えられた投資商品収益の増加と預金収益の若干の増加に起因する。貸出金収益は概ね横ばいで推移すると予想される。

パーソナル・バンキングの純収益は、前年度と比べて増加すると予想される。預金収益および投資商品からの収益の増加は、他のバンキング・サービスの収益の減少によって一部相殺されるものの、貸出金収益は概ね横ばいで推移すると予想される。

ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングでは、継続的な事業成長を反映した投資商品からの収益の増加により、純収益は2024年度と比べて増加するが、貸出金収益は若干増加し、預金収益は概ね横ばいで推移する見込みである。

プライベート・バンクでは、2025年度は運用資産が継続的に伸びると想定しており、対応する運用資産残高は2024年度末と比べて増加すると予想される。ただし、運用資産残高の全体的な動向は、株式指数や為替レート等の市場パラメータに大きく依存する。

2025年度の信用損失引当金繰入額は、前年度に比べると減少すると予想されるが、これには、プライベート・バンクの停滞による一時的な影響が含まれている。

利息以外の費用は、営業外費用の大幅な減少により、2024年度よりも若干減少すると予想される。2025年度の調整後費用は、若干減少すると予想されるが、これは、戦略的イニシアチブによる継続的な節約および預金保護のコスト削減を反映している。人員削減による恩恵は、インフレによる報酬増加への影響により相殺されると予想される。

RWAは、より高いオペレーショナル・リスクRWAと特定事業の成長が、規制要件の実施によって相殺されるため、2024年度と比べて概ね横ばいで推移すると予想される。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメントは主に、ドイツ銀行AGが支配持分を保有しているDWS Group GmbH & Co. KGaAの連結財務成績で構成されている。

アセット・マネジメントは、2024年度と比較して、2025年度通年の純収益合計が増加すると予想している。マネジメント・フィーは増加すると予想されるが、これは、業界全体で予想されるマージン圧縮にもかかわらず、運用資産の増加による恩恵を受けるためである。2025年度のパフォーマンス・フィーおよび取引手数料は増加することが予想されるが、これはオルタナティブ運用業務におけるパフォーマンス・フィーの改善が起因している。その他の収益は、保証の公正価値の有利な変動の結果と投資収益および利益の増加により、大幅に増加すると予想される。

このセグメントでは、効率化対策を通じて得られる節減が成長に向けた資金投入によって大部分が相殺されると見込んでいることから、2025年度の利息以外の費用および調整後費用は、2024年度と比べて概ね横ばいになると予想される。

2024年度末と比較して2025年度末の運用資産が若干増加すると予想されるが、アクティブ、パッシブ、オルタナティブの各商品クラスへの予想正味流入に起因している。正味流入は、戦略的パートナーシップや商品イノベーションによってさらに強化されるはずである。

RWAは、規制要件の実施による信用リスクRWAの低下が事業成長によって相殺されると見込まれるため、2024年度と比べて概ね横ばいと予想される。

コーポレートおよびその他

コーポレートおよびその他は、主に過去に発生したような訴訟案件がないと予想されており、2025年度の税引前損失は2024年度と比べて大幅に減少し、約8億ユーロとなる見込みである。

コーポレートおよびその他は、株主費用と、一定の資金調達および流動性への影響、主にDWSからの非支配持分の戻入れ（各事業セグメントに計上される。）、評価および期間差異を引き続き計上する予定である。

2025年度においてRWAは、規制要件の実施による影響を含むモデル変更により、減少すると予想される。

リスクおよび機会

以下の項では、ドイツ銀行が「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

当行グループの目標は、様々な外部要因および内部要因の影響を受けるが、その中には当行グループが影響力を行使できないものもある。当行グループの戦略的ターゲットが成功裏に達成できるかどうかは、下振れリスクが顕在化した場合、当行の複数の中核事業の収益創出能力の低下によって不利な影響を受ける可能性がある。これらのリスクには、欧州、特にドイツにおける厳しいマクロ経済環境や、金利見通しに影響を及ぼすインフレ圧力の再燃の可能性等が含まれるが、これらに限定されない。米国の新政権による広範な貿易関税導入の見込み等、多くの地政学的動向がこれらのリスクを悪化させる可能性がある。その他のリスク要因にはサイバー事象、継続的な規制改革による逆風、および当行の法的手続や規制上の手続への影響等が含まれる。2024年度は、市場状況は安定していたものの、2025年度下半期まで実質的な回復が見込まれない商業用不動産を含む当行のポートフォリオに対する金利上昇の影響に引き続き焦点が当てられた。当行のドイツの個人向けおよび法人向けポートフォリオも逆風の高まりに直面したが、その質は全体的に安定している。これらの動向は引き続き高い不確実性を生み出し、当行グループの業務、戦略計画、財務目標に影響を及ぼす可能性がある。

マクロ経済状況、インフレ率および金利環境が現在の予測水準を超えて改善した場合、機会が生じる可能性がある。現在の予測水準は、2025年度に欧州のGDP成長率が昨年に比べて若干強まるものの依然として弱い一方、米国および中国では緩やかな減速を示唆している。マクロ経済状況の改善は収益の増加につながり、当行グループの2025年度財務目標達成を後押しする可能性がある。さらに、欧州の成長の安定と依然として見込まれる米国の堅調な成長に加えて、2025年度における主要中央銀行による継続的な金融緩和を背景に、信用環境の一層の改善が窺われ、その結果、予想信用損失が現在予測されている水準から減少することが考えられる。同時に、インフレ率と金利水準が潜在的に上昇し、市場のボラティリティが高まると、トレーディング・フローからの収益が増加し、正味利息収益と貸出マージンが増加する可能性がある。ドイツ銀行は、ボラティリティや不確実性が存在する時期において、顧客がそのような金融市場で取引を行えるよう支援することによっても利益を得ることができる。ドイツ銀行が強みとする中核分野に焦点を当てて投資し、その戦略を実行することは、現在予想されているよりも広範囲に、またはより有利な状況で実行した場合に、さらなる機会を生む可能性がある。

リスク

マクロ経済および市況

2024年度の世界経済活動は、主に予想を上回る米国経済に牽引され力強いペースで拡大した。対照的に、ヨーロッパのほとんどの国、特にドイツでは、経済状況は依然として厳しい状況が続いている。2025年度、米国経済は新政権による減税と規制緩和への期待に牽引され、若干減速しつつも堅調な成長に向かっている。ユーロ圏の成長は緩やかに回復する見込みではあるものの、ドイツは自動車等の一部セクターで需要の伸びが弱く中期的には構造的リスクが高まっているため、遅れをとると予想される。ユーロ圏の政治的不確実性は高まっており、2月にドイツで行われた選挙では構造改革に対する失望につながることが懸念される連立協議が進行中である。また、フランスの新少数与党政権は、強い政治的抵抗に対して、高い公的債務比率を安定させるための信頼できる財政再建戦略をまだ策定できていない。欧州経済はさらに、潜在的な米国貿易関税や、国内活動に勢いを欠き、多額の負債を抱えた不動産セクターがまだ好転の兆しを見せていない中国経済といった、外部要因の下振れリスクに直面している。

総合インフレ率とコアインフレ率が中央銀行の目標に近づく中、ECBとFRBは2024年度下半期に主要政策金利をそれぞれ100ベース・ポイント引き下げた。しかし、堅調な労働市場を背景に、特に米国ではインフレ圧力が依然として高い。また、米国新政権が減税、関税の引上げ、移民の抑制に踏み切った場合、インフレと金利上昇のリスクが増大すると考えられる。さらに、進行中の地政学的緊張による世界的なサプライチェーンへの圧力もインフレを加速させ得る。金利見通しは不透明になっており、市場は数か月前と比べて米国の利下げを少なく織り込んでいる。インフレが現在の予想を上回れば、FRBや他の中央銀行は引き締め策の再開を余儀なくされ、失業率の上昇や債務不履行といった循環的な景気後退のリスクが高まる。

インフレと金利の上昇は消費者支出と個人顧客の投資の抑制を招く可能性がある。したがって、新規の消費者金融および/または民間住宅ローン貸付が一時的に減少する可能性がある。さらに、インフレの上昇はインフレ調整後の収入減少による個人顧客の支払い困難や延滞エクスポージャーの増加につながり、それぞれ信用損失引当金の増加に影響を及ぼしかねない。

金利の上昇は、法人、中小企業、商業顧客、個人顧客にとって借り換えリスクや潜在的な格下げにつながる可能性がある。さらに、インフレ、金利、市場のボラティリティは、現金化の際の回収価値に関連するリスクを伴う担保資産価格の下落につながり、したがってそれぞれ信用損失引当金の増加に影響を与える可能性がある。担保資産価格の下落は、借り換えリスクの潜在的上昇にもつながる。

予想よりも金利が高止まりする状況は、米国株式市場のテクノロジーセグメント等、リスク資産市場における高評価の領域で調整が生じるリスクも高まる。長期化、深刻化するボラティリティは、世界的な金融・信用情勢およびドイツ銀行の事業環境に不利な影響を及ぼしかねない。

商業用不動産市場は、金利上昇、高借入コスト、厳格な貸出条件の影響により、特にオフィスセクターで担保価値への継続的な圧力につながるストレス下にあり、予想以上の信用損失引当金の繰入につながる可能性がある。直近の動向は、商業用不動産物件価格とより広範な市場状況が安定していることを示唆している。短期的には借り換えリスクが依然として高いものの、金融サイクルの転換は市場心理を後押しし、2025年度下半期から借り換え条件の緩和につながる可能性がある。オフィスセクターの調整プロセスは、今後数年間続くと予想される。

ノンバンク金融機関やより広範な民間信用機関による特定の活動を含むプライベート資本市場も、予想よりも高い金利や投資家心理の弱まりによってもマイナスの影響を受けかねない。ノンバンク金融機関セクターは非常に幅広く、多様なリスク・プロファイルと脆弱性を特徴としている。1または複数の大規模なノンバンク金融機関が破綻した場合、ドイツ銀行を含む各銀行およびその他の債権者や出資者に直接的な損失をもたらす可能性がある。金利の上昇、リスク回避、市場の非流動性および経済の減速といった広範にわたる市場の不安定性はすべて、リターンの低下と投資家による資本再配分により、破綻の可能性を高める。内部リスク管理アプローチは、基礎となる相手方のリスク・プロファイルおよび集中リスクのエクスポージャーに見合ったものであるが、ドイツ銀行は過去に特筆すべき損失を経験していないものの、将来的にはそうなる可能性がある。

ドイツ銀行の暗号通貨関連の活動および直接的なリスク・エクスポージャーは極めて限定的であり、金融市場への広範な伝染リスクは依然として限定的であると考えられている。暗号資産によってもたらされているリスクをよそに、当行はこの分野で起こっているイノベーションを認識している。

全体として、上記のリスクは単独で、または地政学的リスク（下記参照）等のその他のリスク要因と合わさって、ドイツ銀行のポートフォリオの質の低下ならびに予想以上の信用損失、顧客の資金調達枠の縮小に伴う資本および流動性需要が高まる可能性がある。金融市場のボラティリティが高まれば、マージンコールの増加、市場リスクRWAの増加および評価性引当金の増加につながる可能性がある。投資家の投資意欲へのマイナスの影響は、資本市場コミットメントを配分し、リスクを削減する当行グループの能力にも影響を与え、その結果、損失が発生する可能性があるだけでなく、金利更改やヘッジがより困難になり、コストが上昇する可能性もある。厳しいマクロ環境下における資本市場のボラティリティの高まりは、取引処理、内部および外部不正等、いくつかの非金融リスクにおける固有リスクの拡大につながりかねない。また、ロンバードや証券金融取引における不足金等、予測不能なカウンターパーティ事象のリスクを直接的にも間接的にも増大させる可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で測定される金融商品であり、公正価値の変動は当行グループの損益計算書で認識される。こうした変動の結果として、当行グループでは過去に損失が生じており、将来においてさらなる損失を負うこともある。当行グループは、主に米ドルおよび英ポンドに関連する外国為替レートの変動に関連するリスクにさらされている。当行はまた、資産および負債の大半を償却原価で計上している。これらの資産の公正価値は帳簿価額を下回る可能性があり、資産が満期到来前に売却された場合、実現損失が生じる可能性がある。

当行グループは、金利リスク、インフレ・リスク、長寿リスク等、ドイツ銀行の年金債務の測定に重大な影響を及ぼす可能性がある年金リスクにさらされており、これは当行グループの利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

複数の下振れリスクが同時に顕在化し、および／またはより顕著な景気減速と併せて発生した場合、ドイツ銀行の事業環境へのマイナスの影響は、現時点の予想よりも深刻なものとなる可能性があり、当行が2025年の財務目標を達成する能力に影響を与える。

地政学

経済活動の低迷、金融市場の調整、コンプライアンス・リスク、また2025年度の財務目標の達成を困難にさせ得る低金利環境等、多くの政治的および地政学的なリスクおよび事象がドイツ銀行の事業環境にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

国際貿易とエネルギーをめぐる米国新政権の今後の政策は特に重要視されている。これらの政策は、インフレ率と金利の上昇を招くリスク、そして主要な地政学的リスクの見通しに関する不確実性につながっている。例えば、米国政権は特にカナダ、メキシコ、中国といった主要貿易相手国からの輸入品に対する追加関税を検討している。これが実施されれば、米国の経済成長にマイナスの影響を及ぼし、インフレを加速させる可能性があり、さらに信用損失引当金の増額にもつながる。加えて、米国政権はクリーンエネルギー事業への資金提供と補助金の削減を提案しており、これは再生可能エネルギーに積極的に取り組む企業に影響を及ぼす可能性がある。

ウクライナでの戦争の継続と、米国の軍事支援が縮小される可能性に対する潜在的なリスクは、欧州の懸念を増大させ続けており、不確実性の高まりと事業の混乱につながる恐れがある。一方、イスラエルとハマスの間で合意された脆弱な一時停戦、そしてイスラエルの軍事攻撃とシリアのアサド政権崩壊によってイランとその代理テロ組織が弱体化しているという事実にもかかわらず、中東における紛争のリスクは依然として高いままである。市場の反応はこれまでのところ抑制されているが、さらなるエスカレーションが起これば原油価格の上昇、市場の不安定化、サプライチェーンの混乱といったマイナスの影響をもたらす、ひいてはドイツ銀行のリスク・プロファイルに影響する可能性がある。

ウクライナでの戦争が続く中、追加制裁の見込みやロシア政府による対抗措置により、依然として業務の複雑化と法律に抵触する状況を引き起こしている。厳しい制裁措置を背景に、銀行をはじめとした金融機関は相手方との経済紛争に巻き込まれる可能性もあり、その結果、通常の業務では発生しないコストや損失が発生する可能性がある。ロシア国内の資産への直接的な不利な影響は回避されたものの、西側諸国の複数の銀行に対するロシアの裁判所命令は、下振れリスクをもたらしている。

また、米国と中国の緊張関係は、貿易と技術関連の問題、香港、台湾、人権、関税およびサイバーセキュリティを含む幅広い領域で依然として高まっている。昨年、台湾の新総統が就任する中、中国は台湾周辺で大規模な軍事演習を実施し、台湾へ

の圧力を継続するとともに、南シナ海での領有権主張を積極的に展開した。当行は中国と台湾の軍事衝突を当面の基本ケースとは考えていないが、深刻化した場合の潜在的なマイナス影響は大きく、ドイツ銀行の計画上の経営成績および財務目標に重大で不利な影響を及ぼす可能性がある。地政学的緊張は、中国対米国主導の支持者という明確な構図が現れる可能性によって、経済的二極化と世界貿易の分断化をさらに促進する可能性がある。全体的に見て、潜在的な下振れはドイツ銀行の計画された事業実績および財務目標に不利な影響を及ぼし得る。

多くの民主主義国では、政治的二極化の拡大、社会的不満の高まりおよびインフレ率の上昇から、国内の政治的課題が生じている。これらの課題は、直近のドイツ連邦議会選挙を含め、政治的意思決定プロセスを阻害し、必要な構造改革を妨げ、当行のリスク・プロファイルに直接的または間接的に影響を及ぼす可能性のあるマイナスの経済的影響につながる可能性がある。

戦略

ドイツ銀行の「グローバル・ハウスバンク」戦略には、2025年度末までの期間に係る当行グループの財務目標と政策が含まれている。当行グループは継続的に計画を立て、状況の変化に対応しているが、マクロ経済環境が世界的に著しく悪化したり、銀行セクターおよび/または顧客行動に対する市場の信頼性に不利な変化が生じたり、競争の激化やインフレ率と予期せぬコストが上昇したりすることにより、当行が2025年度の財務目標と資本政策を達成できない可能性がある。そのため、ドイツ銀行では、さらなる減損や引当金等の予想外の損失を被ったり、収益性が計画を下回ったり、または当行の資本基盤や流動性基盤、およびより広範な財政状態の崩壊が発生したりする場合があります。それによりドイツ銀行の経営成績および株価は重大で不利な影響を受ける可能性がある。これには、規制当局の承認、株主の承認およびドイツ会社法要件を満たすことを前提として、ドイツ銀行が株主に対して望ましい現金分配および株式買戻しを行うことができないリスクも含まれる。目標が規制当局に対するコミットメントである場合、未達成の場合は、これらの規制当局または格付機関による措置につながる可能性がある。このような場合、当行グループは最低資本目標または流動性目標を確実に達成するための措置を講じる必要がある。これらの措置や対応は、ドイツ銀行の事業、経営成績、戦略計画または2025年度の財務目標と資本政策に不利な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、すべての部門において競争の激しい市場で事業を展開している。資本を配備し、投資資金を調達する能力は、重要な成功要因である。当行グループは、市場での地位を守り、成長機会を実現するために、競争の進展を継続的に監視し、それに対応している。このような状況における競合相手には、大規模な国際銀行、小規模な国内銀行および新興のノンバンクが含まれる。主要な競合相手が合併または買収された場合、ドイツ銀行のビジネス・モデルおよび将来の非有機的成長の機会に影響を与えると考えられる。

2024年度の従業員離職率は、主にアジア/太平洋、中東およびアフリカ、および南北アメリカ地域により前年の水準を上回った。一般的に、離職率の動向は当行の事業運営とコスト構造に影響する。インフレとフルタイム換算の従業員コストの増加は、従業員離職率に加えて、さらなるリスクとなる。

ドイツ銀行は、当行の最大分配可能額（MDA）の基準値から200ベース・ポイント以上（2025年度に多少の変動があり得る。）上回る余裕を持つようにCET 1比率を維持することを目指している。当行グループの自己資本比率の推移は、特に、当行の中核事業の業績、再編費用の程度、フロント・トゥ・バック最適化プログラム等の変革イニシアチブによる関連利益の実現、潜在的な訴訟および規制当局の執行措置に関連するコスト、中核事業のバランスシート利用の増加、当行の税金および年金勘定の変動、その他の包括利益への影響、ならびに規制および規制上の専門的基準の変更を反映している。

当行グループは、継続中の発展および通常の事業過程の一環として、契約および基本合意書を締結する。これらが暫定的な性質のものまたは条件付である場合、当行グループは、最終的な合意の履行または提案された合意が締結に至らず、かかる合意に伴う便益を得ることが危うくなるリスクにさらされる。

M&A、合併事業、戦略的提携、計画的なコスト削減およびその他の投資から期待される利益が実現しない場合、当行の財務成績に不利な影響が及ぼされる可能性がある。同時に、いかなる統合プロセスも多大な時間とリソースを必要とし、当行がそのプロセスを首尾よく管理できない可能性がある。

上記のすべてが、当行グループのCET 1比率およびその他の目標比率に重要な影響を及ぼす可能性がある。したがって、本報告書の「戦略」の項で強調されているように、例えば当行のMDA基準値を200ベース・ポイント以上上回る余裕を持つようにするというCET 1比率目標、費用収益率の目標、または税引後平均有形株主資本利益率の目標に届かない可能性がある。

流動性および資金調達

ドイツ銀行は、2024年度を通じてすべての主要信用格付機関で投資適格の格付を維持した。

2024年度は世界的なインフレ圧力の緩和が見られ、多くの中央銀行が利下げを行った。しかし、利下げのペースはその法域における他の経済要因によって異なり、ひいては当行が事業を展開する様々な法域における流動性供給と資金調達コストに影響を及ぼす恐れがある。

同時に、特にドイツと他の欧州地域におけるマクロ経済環境が一段と悪化すれば、預金水準の低下と貸出額の増加につながる可能性がある。この影響により、現在の環境では顧客がより良い金利を求めて翌日物預金から定期預金に移行する可能性があり、他の預金取扱金融機関からの価格競争圧力によってさらに悪化する可能性がある。

金融セクター全体の負の動向に伴う流動性リスクは、預金保証制度の対象外となる預金の引き出しや、預金が他の投資商品に移行することで、さらに深刻化する可能性がある。経済の不確実性や市場ストレス時には、デジタルバンキングを利用することで、顧客は他の市場参加者にデジタル形式で迅速に資金を移動できるため、預金流出のスピードと規模が拡大する。このリスクは即時決済規制の導入によって悪化が懸念される。即時決済規制は、日中流動性需要の増加に加え、通常営業時間外の流出を加速させる。さらに、金利上昇は個人向け預金をめぐる銀行間の価格競争を助長し、ドイツ銀行の資金調達コストの上昇を招く。また、ドイツ銀行の主要な資金調達源の一つである個人向け預金の残高にさらなる圧力をかける可能性もある。

さらに、こうした認識は、ドイツ銀行が事業活動に必要な資金を調達するために資本市場にアクセスする際の価格に影響を及ぼす可能性がある。また別の影響として、一部の市場参加者の間では、Tier 2 やその他Tier 1 証券だけでなく、シニア債も最初の行使可能日でコールされるとの期待があるということが挙げられる。当行がコールを行使しない決定をした場合、投資家の不満と財務難の兆候が組み合わさり、ドイツ銀行の資金調達曲線にマイナスの影響を引き起こすことが推測される。資金調達スプレッドへの影響の大きさは、現在の市場状況と比較した当行資本証券のリセットスプレッドやクーポン等、一連の要因に依存する。こうした事態は、貸借対照表上の資産、関連する通貨での事業活動の借り換え、または適切な資本水準の維持に支障をきたす可能性がある。その結果、銀行は保有資産を低価格または不利な条件で売却し、融資等の事業を縮小せざるを得なくなる。これはドイツ銀行の事業、財政状態、経営成績に不利な影響を及ぼすと見込まれる。

同様に、ドイツ銀行の高品質の流動資産（HQLA）の価値の減少および市場性の低下により、流動性リスクが生じる可能性がある。さらに、流動性リスクは、ストレス事象においてキャッシュ・アウトフローをカバーするための資金調達額に影響を及ぼす可能性がある。既に減損した資産価値に加えて、追加的なヘアカットが生じる可能性がある。さらに、有価証券は、レポ/ホールセールの資金調達市場における価値の減少だけでなく、中央銀行との与信枠取引を行うための担保として適格でなくなる可能性もある。同時に、当行グループの流動性ポジションは、デリバティブ契約等の相手方が担保差し入れの義務を果たせない場合にも損なわれる可能性があり、その場合、当行は他の手段で不足分を補う必要がある。こうした状況の影響は、銀行の特定の取引相手または市場に対するエクスポージャーが大きいほど、さらに顕著になるだろう。

当行の流動性環境は比較的安定しているが、不確実性が継続する地政学的および経済的環境は将来、ドイツ銀行の信用スプレッド水準、流動性指標または格付に不利な影響を及ぼす可能性がある。2024年12月31日現在、当行は、規制上の要件および内部リスク選好度を大幅に上回る、強力な流動性と資金調達指標を示しており、将来の市場のボラティリティやストレスの期間を通じて、必要に応じて管理するための強力な基盤を提供している。

プライベートバンキング・バックログ

2023年7月にポストバンクのデータ移行が完了した後、ドイツ銀行は運用上の問題と顧客業務の滞留に直面し、問い合わせ処理の遅延と与信コストの増加を招いた。滞留業務は現在解消されており、当行は2024年度中にサービスプロセスの改善に取り組み成功させた。新規顧客からのリクエストは現在、概ね所定のサービスレベル内で処理されている。

規制監督の改革、評価および手続

前回の金融危機で識別された脆弱性に対応するために実施および提案された規制改革、ならびに規制当局による監視および裁量権の強化により、当行では中期的に、多額の費用負担が必要となり、重要な不確実性が生じ、当行グループの事業計画および当行の戦略計画を実施する能力が不利な影響を受ける可能性がある。当行に対して資本の増加の維持を求めるこれらの変更は、より全般的に厳しくなっている環境と同様に、当行のビジネス・モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。英国についてはより全般的に当てはまる恐れがある。英国はEU加盟国ではないため、監督・規制の枠組みの将来的な方向性についてより機動的に対応できるが、しかし、ドイツ銀行は英国には支店を設立しているため、英国の枠組みの改善による一般的な恩恵を享受することはできない。

監督当局は、ECBが毎年定期的に実施する監督レビューおよび評価プロセス（SREP）の結果を踏まえ、資本上乗せもしくは規制上の調整を課す場合がある。こうした調整は、例えば、特定のポートフォリオ、商品もしくは取引の処理に関する当行グループの管理体制における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映する可能性がある。2024年度のSREPに続き、ドイツ銀行は、2025年1月1日以降に維持されるブルデンシャル資本要件に関する決定について、ドイツ銀行の第2の柱の要件が2.90%（2024年度に適用された当行の第2の柱の要件から25ベース・ポイントの増加）になるとの通知をECBから受けた。ECBによるSREPの決定には、2025年1月1日から適用される、レバレッジ比率に関する第2の柱の要件が10ベース・ポイントとなることも昨年に続き盛り込まれた。さらに、この決定には、ECBが、EBAまたはECBが実施した規制上のストレス・テストを基に導き出す決定も含まれる。2025年1月20日に開始されたEBAのEU全体のストレス・テストの結果は、8月初めに公表される予定である。ECBによる各銀行の業績評価は、第2の柱の要件のレベルを決定し通知するための定性的観点、および第2の柱のガイダンスのレベル評価の一側面である定量的観点から行われる。ECBは、既に過去のSREPの決定でこれらの権限を行使しており、実地検査の検出事項に対処するために権限の行使を継続する場合もある。極端な場合、ガイドラインに適用される規則に違反があった場合には、ECBは特定の活動や法域内で営業活動を行う認可を一時停止し、罰金を科すことができる。

世界中の規制当局も、マクロブルーデンス・ツールの使用を通じて、マクロ経済リスクに対処するために資本上乗せを課す場合がある。これには、当行グループ全体で、または国家レベルでの地域活動にのみ、あるいは特定の種類のエクスポージャー（住宅ローン等）にのみ適用できるCET 1 パッファアの増加が含まれる。これらのツールの使用は、EUまたはその他の関

連する法域で適用されるマクロブルーデンスの枠組みによって規定されており、通常、BaFinのような各国のマクロブルーデンス政策当局によって決定されるが、その決定はマクロ経済リスクに関する中央銀行の分析に基づいて行われることが多い。

今後、マクロブルーデンス・ツールに関するいくつかの変更が、ドイツ銀行のビジネスに影響を与えることが予想される。欧州委員会は以前、2022年から2023年にかけてEUのマクロブルーデンス体制を見直すと発表していたが、これらの見直しは想定されたスケジュールでは行われなかった。欧州委員会は2025年もこれらの問題の検討を継続し、いつでも立法提案がなされる可能性がある。そのような改革は、当行の自己資本要件のレベルの引上げ（資本バッファ、証券化に関する追加資本要件、リスク・ウェイト・アセットの増加またはノンバンク金融仲介機関（NBFIs）等様々な取引相手と当行との取引に関連するその他の規制要件を含む。）をもたらす可能性がある。

2024年7月に、EUの健全性ルール（自己資本要求規則および自己資本要求指令 - CRR3およびCRD6）がEU官報に掲載されたことにより、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のバーゼル 最終改革が実施された。これらの改革は、EU圏内の銀行のリスク・ウェイト・アセットの計算方法を変更するものである。欧州委員会は、この改革は2025年1月から適用されるが、ただし、市場リスクに関する規則（トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）の実施）は欧州委員会委任法令により2026年1月に延期された。内部モデルRWAを最終的に標準化アプローチに基づくRWAの72.5%に制限するアウトプット・フロアは2030年1月から全面的に適用される。バーゼル 最終改革では、当行のRWAと関連する自己資本要件が増加することになる。この改革はまた、すべての主要な法域において異なるスケジュールで実施されている。2024年初頭、欧州銀行監督機構（EBA）はブルーデンス評価に関する規制技術基準（RTS）の改正について協議を行った。この基準は、EU域内で事業を展開する金融機関が、健全性の観点から公正価値評価された資産および負債の評価に適用すべき要件を定めている。EBAは現在、寄せられたコメントを検討しており、最終的な見解によっては当行のCET 1 要件の引上げにつながる。EBAは、オフバランス項目に関するRTSの改正についても協議を行った。このアプローチでは、チャージバックの取り扱いについても検討されている。ブルーデンス評価RTSと同様に、EBAは現在コメントの検討を行っており、最終的なRTSは2025年第3四半期に公表される予定である。これにより、チャージバックリスクのブルデンシャルな取り扱いについてさらなる指針が示されることとなる。

2023年4月に、欧州委員会は、銀行再建および破綻処理指令、単一破綻処理メカニズム規制および預金保証制度指令を含む関連するすべての指令および規則の改正を伴う、EUの危機管理および預金保険の枠組みの改革に関する立法案を発表した。この立法案の目的は、とりわけ、EUの中小銀行の危機管理および破綻処理について、現行ではある程度各国の裁量に委ねられている規制をさらに調和させ、規制することである。欧州委員会は、ドイツ銀行およびその顧客に影響を及ぼす可能性のあるいくつかの変更をこの立法案に盛り込んでおり、その中には、預金保証制度によって保証されていない預金者を含むすべての預金者の請求権について、破産階層を変更することが含まれている。また、同立法案は、当局が各国の預金保証制度の資金を銀行の破綻処理に充てる可能性を拡大し、単一破綻処理基金へのアクセスも可能にすることを規定している。欧州委員会のこの立法案は、27のEU加盟国および欧州議会の関与のもと、通常のEU共同立法プロセスを経ている。指令および規則の改正の最終化には、共同立法者間で妥協案がまとまるかどうかにもよるが、2025年中かそれ以降となる可能性があり、欧州委員会の当初の提案とは大きく異なる可能性もある。

2024年12月12日、共同立法者間で改訂版EUベンチマーク規則に関する暫定合意が成立した。この規則は、重要かつ重大なベンチマーク、パリ協定に準拠したベンチマーク、気候移行ベンチマーク、および一部のコモディティ・ベンチマークの監督のみに焦点を当てることで、規則の適用範囲を大幅に縮小する。また、特定の第三外国為替（スポットFX）ベンチマークについては適用除外が規定されているため、改訂版EUベンチマーク規則は、EU域内のベンチマーク利用者の規制負担の軽減に貢献するものとなる。

2023年5月24日に欧州委員会より提案された「リテール投資戦略」は、個人投資家の参加および消費者からの信頼の強化を目的とする一連の措置と現行の法的枠組みの改正が含まれる。現在も立法プロセスが続いているが、欧州議会および欧州連合理事会はそれぞれの立場を最終決定しており、三者協議は2025年初頭に開始される予定である。

改訂版の金融商品市場指令および金融商品市場規則（MiFID II / R）は2024年3月28日より発効した。欧州証券市場監督機構（ESMA）と欧州委員会によるポスト・トレードの透明性要件と統合テープに関するさらなる技術的作業は、2024年に開始し、2025年中も継続される。

2023年6月に欧州委員会は2つの立法パッケージを発表した。一つはデジタル・ユーロの導入に関連するもので、もう一つは金融データへのアクセスと決済に関するものである。欧州議会およびEU加盟国は現在、この2つのパッケージについて協議している。両法案とも、欧州議会と加盟国レベルで現在も議論が続いている。

2024年には、ESGおよびサステナブル・ファイナンスに関する規制環境がさらに発展した。EUレベルでは、ESG評価機関に対する規制とコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）が最終決定された。CSDDDは、例えば移行計画の策定を要求し、企業や銀行に対しバリューチェーンにおける人権および環境リスクを回避・緩和するためのデューデリジェンス義務を盛り込んでいる。森林破壊のない製品とサプライチェーンを支援する森林破壊規制の適用は、2024年末より適用される予定だったが、1年延期された。グリーンウォッシングの防止は引き続き重要な課題である。6月には、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、欧州保険・年金機構の3つの欧州監督当局が、金融セクターにおけるグリーンウォッシングに関する最終報告書を公表した。英国は11月、グリーンタクソノミーの提案を含む、サステナブル・ファイナンス規制に関する作業を再開すると発表した。

また、トランジション・ファイナンスは規制当局にとって依然として優先事項である。ESMAとEBAは、このテーマに関するさらなる取組みの必要性を強調した。英国のトランジション・ファイナンス・マーケットレビューは最終報告書を公表し、トランジション・ファイナンス市場の拡大に向けた枠組みを提示した。また、英国政府はトランジション・ファイナンス評議会を設立した。2024年1月には、ECB（欧州中央銀行）は気候戦略を拡張し、自然の喪失と劣化が経済に及ぼすリスクに対処するための気候・自然計画を発表した。

さらに、ドイツ銀行は、単一破綻処理基金（SRF）に対する取消不能支払コミットメントに関連する条件に関して、欧州連合司法裁判所が将来下す決定により影響を受ける可能性がある。同裁判所による判決が、かかる取消不能支払コミットメントに関する現行の会計処理にマイナスの影響を及ぼすとみなされた場合、会計上の損失が発生し、当行の経営成績に重大で不利な影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行は、協議の進捗状況と顧客向け決済継続のための内部作業について、連邦金融監督庁（BaFin）に報告を行う。

インドのCCP（中央清算機関）について、BaFinは2023年2月に声明を発表し、ドイツ銀行を含むドイツの信用機関が2024年10月31日までインドの6つのCCPのメンバーに留まることを認めた。BaFinおよびフランスの金融市場庁（AMF）、フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）はこの無期限延長を認め、欧州の銀行が関係する欧州およびインドの当局と協力して解決策を見つける作業を継続する時間を与えた。これにより、ドイツ銀行を含むヨーロッパの銀行は、その後も顧客サービスを継続できるよう、必要な変更を行うことができる。

また、監督当局は、カウンターシクリカル資本バッファやシステミック・リスク・バッファを含むマクロブルーデンス資本バッファの引上げ等、他の資本上乘せを課す場合がある。

要約すると、規制環境および立法環境はともにダイナミックであることが予想され、ドイツ銀行の収益およびコスト（継続的および将来的なコンプライアンスを確保するためのコスト等）に影響を与える可能性がある。さらに、欧州以外の特定の地域における規制条件の緩和の見通しにより、当行グループに競争上の不利が生じる可能性がある。

法規制執行手続および税務調査

ドイツ銀行は、複数の法規制執行手続および調査ならびに税務調査の対象となっている。かかる手続の結果を予測することは困難であり、当行の計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行の予想よりも不利な結果で終結した場合、その費用およびドイツ銀行の事業または業務に必要な変更に関して、または当行の事業および業績予測に対する否定的な認識、ならびに関連ビジネスへの影響が増加する場合、ドイツ銀行は戦略的目標を達成することができない、または当該目標の変更を余儀なくされる場合がある。

より一般的には、当行は、高度に規制が強化された訴訟環境で事業を行っており、法的小および規制上の制裁や評判の低下だけでなく、重要かつ金額の見積りが困難である負債やその他の費用が発生する可能性がある。当行は、当行がより速いペース、かつ、より質の高い方法で管理を改善することを期待している監督当局と定期的な対話を継続している。ドイツ銀行は、この指摘を理解しており、これらの期待に応えることにコミットしている。

米国およびその他の地域における最近の地政学的展開により、変化する法律や規則を遵守するための複雑さとコストが増大し、複数の規制体制が様々な管轄区域でより顕著な違いを生じることによる法律に抵触する可能性や、複数の当事者によるESGイニシアチブの文脈における従来の独占禁止法の適用等、既存の法律の新たな適用が行われることによる法的リスクが増大することが懸念される。当行に対する法的手続のいずれかが解決された場合、または調査の結果、当行が適用される法律を遵守していなかったと判断された場合、当行は、重大な損害、罰金、業務の制限、是正措置、刑事訴追、またはその他ドイツ銀行の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性があるほか、広範なメディアの注目による当行の評判および事業の潜在的損失に対するリスクにさらされる可能性がある。刑事訴訟手続における当行またはその関係会社の有罪判決、または当行またはその関係会社が対象となる規制上の命令あるいは執行命令、和解または合意は、当行の特定の事業に不利な影響を及ぼす可能性がある。

コンプライアンスおよび金融犯罪防止

金融犯罪に対抗し、適用される法規制を遵守することは、ドイツ銀行をはじめとする銀行の安定性および国際金融システムの統合性を確保するために不可欠である。

当行が法規制および関連する監督当局の期待を遵守して業務を遂行し、一般的なプロセスの実行を確実にするためには、強固で効果的な内部管理体制と適切なインフラ（人員、方針および手続、管理テスト、ITシステムとデータから成る。）が必要である。

当行のコンプライアンス管理や監視プロセス、ならびに当行の事業およびサービスの適切な実施を確保し、市場の乱用、インサイダー取引および違反行為を防止するためのその他の内部管理プロセスは、特定の法域の規制当局の審査および／または調査の対象となっている。

さらに、当行のマネーロンダリング防止（AML）および顧客確認（KYC）のプロセスと管理は、当行の商品およびサービスの悪用による金融犯罪の防止を目的としており、引き続き複数の法域において規制当局による審査、調査および強制措置の対象となっている。当行は引き続き、内部管理体制の有効性を高め、規制要件の改訂に対応するようインフラを改善し、また当行および／または規制当局や監視当局により特定される不備を補うよう努めていく。

2018年9月、BaFinはドイツ銀行に対し、適切な内部セーフガード措置を講じ、マネーロンダリングやテロ資金供与を防止するための一般的なデューデリジェンス義務を遵守するように命じた。2019年2月には、当行グループ全体のコルレス銀行業務におけるリスク管理プロセスを見直し、および必要に応じて調整するよう命令を延長した。2021年4月、BaFinはさらに命令を拡大し、コルレス取引関係を含む追加の内部セーフガード措置の採用とデューデリジェンス義務の持続的な遵守を命じた。2021年4月の命令はその後、当行の取引監視システムの強化が含まれるよう拡張された。

2023年、BaFinはドイツ銀行に対し、取引監視のためのデータ処理システムに具体的な改善策を講じるよう追加命令を出し、履行されない場合には罰則を科す可能性があると警告した。

命令された措置の実施状況を監視するため、BaFinは2018年に特別代表を任命した。命令の延長に伴い、継続的な監視と進捗状況を評価するために任期は延長されたが、2024年10月30日をもって満了した。当行は引き続き、BaFinと全面的に協力し、期限内にこれらの措置を実施するために必要な資源を投入することに尽力している。

2023年7月、当行は米国連邦準備制度理事会と同意命令および書面による合意を締結し、制裁・禁輸措置やAMLコンプライアンスに関連する過去の命令および和解の遵守、以前のコルレス銀行取引関係ならびにリスク管理上の問題に関連する改善合意および義務に関する以前に開示した規制当局との協議を解決した。同意命令と書面による合意はいずれも、当行に対し、特定の是正措置を遵守し、実施することを求めている。当行がこうした誓約に従わない場合、さらなる民事罰や業務制限を含む追加的な規制措置に直面する可能性がある。

ウクライナでの戦争は引き続き、ロシアの個人、機関、製品、産業セクターおよび第三国の支援者に対するG7諸国による制裁の大幅な増加につながっている。特に2023年と2024年は、制裁の効果を回避するロシアの措置に対応する制裁が特徴的であった。例えば、EUや米国による二次的制裁では、ロシアの対象セクターまたは指定人物や製品に対し特定の取引を行った外国金融機関に措置を取ることを可能にした。さらに、EUは加盟国の組織に対し、域外の子会社にロシアに対するEU制裁の効果を損なういかなる行動も取らないよう義務付けること要求している。こうした措置は、新たに拡張されたEU報告要件とともに、ロシア国内で、またはロシア国内の事業体との間で事業活動を行っている顧客を持つ銀行の業務負担と規制リスクを増大させるものである。同様に、EUはベラルーシに対する制裁も強化した。米国の対外投資規則は2024年第4四半期に公開され、新しい米国政権のもと、2025年には中国に対する貿易措置に加え、さらに多くの制裁が実施される可能性がある。

ドイツ銀行は、AFCの制裁・スクリーニングチームが主導する強化されたコミュニケーション、ガイダンスおよび運用サポートにより、これらの制裁を管理している。当行は制裁方針をより強化し、ロシアやベラルーシのような国へのエクスポージャーの削減を義務付けた。この制裁方針は2025年第1四半期より施行される。さらに、取引はフィルタリングされ、顧客および取引相手のデータはスクリーニングされ、制裁対象の金融商品の取引は制限され、貿易金融の制限の対象となる商品およびコモディティ（石油等）はリスクベースのアプローチでスクリーニングされており、さらに取引の拒否または凍結、顧客活動の制限、顧客関係の終了または必要な規制当局の認可の取得等の措置が取られている。米国・中国間の地政学的緊張が高まる懸念を踏まえ、ドイツ銀行は既存の選好ステートメントを見直し、この活動を監督するためのガバナンスを検討している。この過程には、最近の米国の対外投資規則に関する考慮事項が含まれている。

リスク管理の方針、手続および手法

ドイツ銀行は、マーケット・リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクおよびモデル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきた。しかしながら、すべての経済・市場環境において、または当行が識別もしくは予測できないリスクを含むあらゆる種類のリスクに対して、当行のリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。当行グループが規制目的上のリスク・ウェイトド・アセットの算定にモデルを用いている場合、潜在的な欠陥により、規制当局がインプットのパラメータの再調整やモデルの全面的な見直しを課す場合がある。

それでもなお、リスク管理の技術や戦略はすべての経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク、特に特定や予測ができないリスクに対し、当行のリスク・エクスポージャーを完全に軽減する効果を発揮しておらず、今後もそのようなことが起こり得る。当行のリスク管理のための定量的ツールおよび指標の一部は、過去の市場動向の観察に基づいている。これらの観察結果に統計的手法や他のツールを適用し、リスク・エクスポージャーを定量化している。金融危機においては、金融市場は極端なボラティリティ（価格の方向性の急激な変化）や資産クラス間で過去に観察された相関関係（価格が連動して変動する程度）の崩壊を経験する可能性がある。さらに、流動性が極めて限られている状況では、当行のリスク管理ツールおよび指標は重要なリスク・エクスポージャーを予測できない恐れがある。また、ドイツ銀行の定量的モデリングはすべてのリスクを考慮しておらず、全体的な環境に関して多くの仮定に基づいているが、これらの仮定は実際の事象によって裏付けられるとは限らない。その結果として、当行が財務モデルにおいて予測していない、もしくは正しく評価していなかった要因からリスク・エクスポージャーが既に発生している、また今後も発生する可能性がある。特にその影響の多くが現在予測不可能である地政学的動向を考慮すると、銀行のリスク管理能力は制限されることが考えられる。したがって、当行の損失は過去の指標よりも著しく拡大しており、将来的にも大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法で考慮されていないリスクを管理するために当行が採用している定性的なアプローチも不十分であることが判明すれば、予期せぬ重大な損失にさらされる。また、既存または潜在的顧客、あるいは取引相手が当行のリスク管理が不十分であると判断した場合、取引先を他行に変更することや、当行との取引を制限することが推測される。これは当行の評

判を損なうだけでなく、収益や利益にも不利な影響を及ぼし得る。当行がリスクを特定、監視、管理するために採用している方針、手順、手法の詳細については、本報告書の「リスク・レポート」を参照のこと。

サードパーティベンダーの管理

金融機関は様々なサービスを第三者のサービス・プロバイダーに依存しており、その一部は重要な業務を支えている。こうした依存関係は、金融サービスセクターのデジタル化の拡大傾向の一環として近年増大しており、柔軟性、革新性、業務回復力の向上等、複数のメリットをもたらす可能性がある。ただし、適切に管理されない場合は、重要なサービスやサービス・プロバイダーの中断は金融機関にリスクをもたらす、場合によっては金融の安定性がリスクにさらされる可能性がある。

第三者リスクを管理するための規制の枠組みは進化し続けており、規制当局が様々な目的に対処しようとするにつれて、ますます複雑になっている。金融機関が第三者リスクを管理する方法と、重要な第三者が提供するサービスの集中によって引き起こされるシステミック・リスクへの対処方法という、2つの主な分野が注目されている。

ドイツ銀行は、第三者リスクの管理において、明確な方針および手続を始め、事業が第三者と契約する際に使用する一元化されたリスク手続に至るまで確立されたアプローチを用いている。増大する規制当局からの要求に対応するため、ドイツ銀行は管理体制を継続的に強化している。2024年度において、当行は重要な変革プロジェクトを完了し、効率性の向上、より適切なアプローチ、リアルタイムの監視および第三者リスクから当行を守ることを意識する文化の改善をもたらした。

第三者のサービス・プロバイダーを利用する際、当行は、不可欠の機能または重要な機能のアウトソーシングを監督する能力を含め、すべての規制上の義務を遵守することについて引き続き全面的な責任および説明責任を負う。第三者が、当行と合意したとおり、および/または規制要件に沿ってサービスを提供できない場合、当行は重大な損失や風評被害のリスクに直面する可能性がある。

ドイツ銀行に対するサイバーセキュリティの脅威と同様に、第三者ベンダーに対するサイバー攻撃が成功した場合、顧客情報および機密情報の漏洩や悪用、情報技術システムへの損害やアクセス不能、財務上の損失、追加コスト、個人情報漏洩の通知義務、風評被害、顧客の不満、潜在的な規制上の罰則や訴訟へのエクスポージャー等、当行に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行が第三者のサービス提供者である状況において、ドイツ銀行がその関係から利益を得ることができなくなった場合、当行はサービス契約の解約に伴う逸失収益、コストおよび費用等の財務リスクにさらされる可能性がある。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは、年1回、または減損の発生の兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損の見直しが行われる。

その他の無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。これには、ソフトウェアの減損に関するテストが含まれる。

非金融資産の減損の評価における回収可能額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはこれらの組み合わせに基づく見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性がある。のれんおよびその他の無形資産の減損は、収益性および経営成績に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

年金債務

ドイツ銀行は、従業員のために多数の退職後給付制度（確定給付制度を含む。）のスポンサーとなっている。ドイツ銀行の従業員福利厚生制度の詳細については、連結財務諸表の注記33「従業員給付」を参照のこと。

当行は、資金調達、資産配分、数理計算上の仮定を含むガバナンスおよびリスク管理に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでのリスク管理とは、市場動向（金利、信用スプレッド、物価上昇等）、資産投資、規制または法令上の要件、ならびに人口動態の変化（長寿化等）のモニタリングに関連する当行のリスクの管理と統制を意味する。年金制度への積立が行われている限り、保有資産は負債リスクの一部を軽減する一方で、投資リスクをもたらす。当行が主要な年金制度を有する国において、退職給付制度に関する最大のリスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価上昇、長寿リスク、流動性リスクの潜在的な変動に関連しているが、これらは採用されている投資戦略を通じて部分的に軽減されている。当行は全体として、退職給付の資金調達、規制資本、および現地の資金調達や会計要件による制約に伴うトレードオフのバランスを取りながら、市場変動による年金の財政状態への影響を最小限に抑えるよう取り組んでいる。

当行が年金制度およびその債務に資金拠出を行う投資目的は、確定給付型年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行を保護するためである。年金負債の金利、信用スプレッド、インフレに対する市場リスク要因エクスポージャーに制度資産を厳密に配分するよう努めており、これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルと通貨を概ね反映している。

当行の年金負債を決定付ける要因が当行にとって不利な方向に変動した場合、または主要な変数に関する当行の仮定が誤っていることが判明した場合、または当行の年金負債の資金拠出がその負債を十分にヘッジできない場合、当行は年金制度に対して追加拠出を要求されるか、または年金制度に関する数理計算上または会計上の損失にさらされる可能性がある。

ドイツにおいて、当行グループは他の金融機関と共に、複数事業主型確定給付制度であるBVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. (BVV) に加入している。当行グループは、業界慣行に従い、BVVが年金資産を受給者および加盟会社に完全に配分していないことから、当行グループの現従業員および元従業員に関する年金資産および年金負債を特定するための情報が不十分であるため、BVVを確定拠出型年金として会計処理している。この複数事業主型確定給付制度に関連する残余リスクが顕在化した場合、当行グループは重大な金融リスクに直面することが考えられる。

繰延税金資産

当行は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について繰延税金資産を認識する。当行の繰延税金資産の全部もしくは一部を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高くなった場合、帳簿価額を減額する必要がある。当行は四半期ごとに、繰延税金資産に関連する見積りを再評価するが、この見積りは随時変化することがあり、また、経営陣による重要な判断を必要とする。さらに、繰延税金資産は、貸借対照表日現在で施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、当該税金資産が実現される期間に適用が見込まれる税率に基づいて測定される。例えば、米国が法人税率の引下げを実施した場合、これは今後当行の実効税率にプラスの影響を与えるため、米国における当行の繰延税金資産は、より低い税率で再測定される必要がある。見積りまたは税率の変更による繰延税金資産の減額は、当行の収益性、資本および財政状況に重大で不利な影響を及ぼしており、また今後及ぼす可能性がある。

技術、データおよびイノベーション

デジタル改革は、異業種の参加者、グローバル・テクノロジー企業、ならびにフィンテック企業等の新たな競合他社が市場参入する機会を与えている。これにより、当行の事業では、競争力を維持し市場シェアの潜在的損失リスクを軽減するために、デジタル商品やプロセスリソースへの投資の必要性が高まると予想している。

ドイツ銀行は、ITの柔軟性およびIT障害からの回復力の改善のため、Googleとの戦略的パートナーシップを通じて、社内アプリケーションをパブリッククラウドに移行している。テクノロジー変革には、強固なガバナンス、計画、ならびに資金調達が必要であり、このプログラムは規制当局から大きな関心を集めている。さらに、当行は、顧客および銀行情報の保護のために、データのプライバシーとセキュリティに関する基準を採用しなければならない。これを達成できなかった場合、顧客の信頼を損ない、金銭的損失が発生し、規制当局による罰金、訴訟ならびに賠償義務が生じる可能性がある。

当行は、銀行業務および情報セキュリティに関する新たな脅威について、継続的に評価および監視をしている。これには、当行のサプライチェーン（サードパーティおよびフォースパーティベンダーを含む。）におけるインシデントの特定と対応が含まれる。当行のサプライチェーンに影響を与えるセキュリティ侵害は、当行だけでなく、業界横断的に深刻な影響を及ぼす可能性がある。さらに、ドイツ銀行は、セキュリティの脆弱性を悪用する可能性のある脅威や、人工知能技術に関連するサイバー・リスクや量子コンピューティングが暗号化に及ぼす潜在的な脅威等の国家主体による活動とその動向を積極的に追跡している。また、ランサムウェア、サービス拒否攻撃、サプライチェーン攻撃といった一般的な攻撃シナリオについても引き続き注視している。ドイツ銀行はサイバー事象に備えた保険に加入しているが、その補償が、サイバー事象から生じるすべての損失や責任を十分にカバーするという保証はない。

こうした進化するリスクとグローバルなセキュリティ脅威の状況に対応するため、緩和戦略および管理が継続的に採用されている。詳細については、本報告書の「リスク・レポート」の「情報セキュリティ」の項を参照のこと。

ドイツ銀行は、取引データ、顧客データ、参照データ等のコア・プロセスおよびデータ・セットに重点を置き、データ管理戦略を継続的に改善している。これには、中核となる技術インフラ全体にわたる当行のエンタープライズ・アーキテクチャに係る原則を開発し、実装することが含まれる。これは、ドイツ銀行の広範なテクノロジーおよびデータ戦略の中心であり、ビジネスの成長と効率化を目指したものであると同時に、管理体制を強化するものである。規制当局は、この分野における当行の進捗状況を積極的に監視している。

当行の事業領域およびインフラ領域における主要な技術革新は、専門的な取組みを通じて実行されている。これらの取組みは、ITおよび事業コストの削減、管理の改善、そして新たな顧客機能の提供または顧客成長を目指すことによる収益の増加を目標としている。一方で、これらのプログラムの実行には、人材および財務上の制約、他のプログラムや主要な成果物への依存、導入スケジュールの延長、管理体制への不利な影響を伴う変更活動、アップグレードされたアプリケーションまたはその基礎となる技術の機能性の問題等が生じるリスクがある。これらのリスクは、期待される恩恵を完全に享受できないリスクを軽減するため、慎重に管理されている。

環境・社会・ガバナンス

世界的な温暖化の影響と、地球温暖化を産業革命以前の水準から摂氏1.5度を超えない水準に抑えるために必要な政策、技術および行動変化により、金融および非金融リスクの新たな原因が生じている。これらには、異常気象から生じる物理的リスクや、炭素集約型産業がコストの上昇や潜在的な需要の減少および金融アクセスの制限に直面する移行リスクが含まれる。移行リスクおよび/または物理的気候リスクならびにその他の環境リスクが現在予想されているよりも急速に顕在化した場合、信用損失や市場損失の拡大、ベンダーや当行自身の業務への影響による業務の混乱につながる可能性がある。ドイツ銀行では、

リスクの特定、監視および管理を確実にするため、リスクと管理の枠組み全体にわたって、気候リスクと環境リスクへの配慮を組み込んでいる。

異常気象の頻度と深刻度が増加している。スペインにおける深刻な大洪水、北米におけるハリケーン、カリフォルニアにおける山火事といった最近の事例は、有害な気候事象の増加傾向を浮き彫りにしている。その影響は抑えられたものの、今後の異常気象は、信用損失引当金の増額、財産の損失、保険費用の上昇、そしてオペレーショナル・レジリエンス・リスクにつながる可能性がある。異常気象はまた、ドイツ銀行の収益能力とコストに影響を及ぼす可能性があり、市場の下落と変動は、金融商品の価値にマイナスの影響を与え、当行による評価および期間差異の変動を生じ、非金融資産の減損につながる可能性がある。

さらに、気候や持続可能性関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関（非政府組織を含む。）からの金融機関に対する精査が強化されている。銀行は、温室効果ガス排出量削減に向けた協力的な取組みに対して米国主導の異議申し立てが行われ、違法行為や独占禁止法違反の告発につながり、特定の顧客へのアクセス制限や訴訟に発展する可能性がある等、ますます複雑で多様な政策環境に対応しなければならない。そこで重要な焦点となっているのは、こうした懸念を受けて米国の同業他社が離脱したネット・ゼロ・バンキング・アライアンスである。一方で、多くの組織や個人は、銀行に対し、低炭素経済への移行を支援し、生物多様性や生息地の損失等の自然関連リスクを抑制し、人権を保護することを期待している。この監視の強化には、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）のような、より広範で規範的なESG開示要件も含まれる。ESGに関する規制および／または開示基準が管轄区域間で大きく異なる場合、法令遵守に係るコストが増加したり、要件を満たせないリスクが生じる可能性がある。注目すべきは、移行とその他の環境リスクならびに社会リスクの相互関連性であり、移行を支援することで、採掘によって得られる移行鉱物への需要が増加する可能性がある。

ドイツ銀行は多数のESG格付業者によって格付されており、その格付は、持続可能な投資としての適格性を判断し、ESGのリスクおよび機会の管理状況を評価する際の基準としてますます利用されている。様々な格付業者が使用する方法論およびスコアにより、結果に大きな差異が生じる可能性がある。当行の格付が同業他社に劣る、または大幅に悪化する場合、評判にマイナスの影響が生じ、株式や債券に対する投資家の需要が減少する可能性がある。格付が向上する場合、これとは逆の効果をもたらすかもしれない。

気候リスクおよびその他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、手法および業界基準は、まだ発展途上にあるか、場合によってはまだ利用できない。これは、顧客が包括的かつ整合的な気候リスクおよびその他の環境リスクを開示していないことと相まって、当行も業界全体も、気候リスクおよび環境リスク管理の開示において推定値および／または独自のアプローチに大きく依存していることを意味する。このような不確実性の高さは、第三者が、当行の持続可能性に関連する開示がグリーンウォッシングにあたると主張するリスクを増大させるものである。前向きに考えれば、当行の顧客に対する開示要件が強化されることで、今後、推定値および／または独自のアプローチへの依存度が低下することになる。

ドイツ銀行は、サステナビリティ・ディープ・ダイブ（Sustainability Deep Dive）で説明した目標に引き続きコミットしているが、2025年度末までの持続可能な投融資の累計額5,000億ユーロという目標の達成にあたっては逆風に直面する可能性がある。これらの目標を達成できなかった場合、特に当行の収益および評判に影響が及ぶ可能性がある。加えて、グリーン資産および社会資産の不足により、準拠した資金調達を行うドイツ銀行の能力が低下する可能性がある。さらに、グリーン資産および社会資産への融資をめぐる競争により、ドイツ銀行が組み入れ要件を満たす資金を提供する能力が低下する可能性がある。加えて、緩やかなペースで経済が移行する場合、当行のネット・ゼロ排出量目標に向けた道筋から大きく逸脱する可能性がある。これは、短期から中期的には移行リスクを軽減するものの、長期的には移行リスクが大幅に増加する可能性がある。当行は、引き続きネット・ゼロ目標を主要な気候リスク管理ツールの一つと位置付けており、先日、ネット・ゼロ目標の枠組みに民間航空セクターを含めた。一部の管轄区域では、反ESG対策として、取引を希望する金融機関に対し、移行アジェンダの諸項目を遵守していないことを証明するよう求める等の措置を取り始めている。これらの要件を遵守しない場合は、既存の取引が打ち切られたり、当該管轄区域との新規取引ができなくなったりする可能性がある一方、要件を遵守するとレピュテーション・リスクおよび潜在的な訴訟につながる可能性がある。

機会

マクロ経済および市況

GDP成長率、失業率の水準、金利環境、金融サービス業界の競争状況等の経済状況が現在の予測水準を上回って改善した場合、収益が増加する可能性がある。これらの影響は、追加的な費用によってのみ一部相殺される可能性があるだけであり、当行グループの財務目標を達成する能力は向上する。同時に、インフレ率、金利および市場ボラティリティの潜在的な上昇は、例えば、個人、法人、および機関投資家のポートフォリオの再配分による取引フローの増加、純利息収益の増加、当行グループの貸借対照表全体での貸付マージンの増加に起因する収益増加等、多くの機会をもたらす可能性がある。

特に、2025年2月の早期連邦議会選挙を受けて、国内市場であるドイツのマクロ経済環境が改善すれば、機会が創出される可能性がある。次期政権が憲法上の債務ブレーキを緩和し、および／あるいは成長を促進する構造改革（電力料金の削減、企業の管理および税負担の軽減等）を実施すれば、ドイツの経済成長見通しは中期的に改善する可能性がある。当行の事業環境に対する初期の好影響（追加財政支出やより高い信頼感等）は、2025年の間に短期的に顕在化する可能性がある。

当行グループの貸借対照表上の資産および負債の大半は、公正価値で計上する金融商品であり、公正価値の変動は損益計算書で認識されている。市況の改善や金利の低下により、特定の金融商品の公正価値が上昇する可能性がある。このような公正価値の変動により、当行グループは将来において利益を得る可能性がある。

地政学

地政学的リスクの高まりは、世界の成長見通しを悪化させ、事業環境の分断化を拡大させるような不確実性を生み出すが、国際貿易秩序の分断化が加速した場合、ドイツ銀行は顧客のサプライチェーンのリスク削減とグローバルな事業展開の再調整を支援することで恩恵を受ける可能性がある。地政学的リスクが予想外に沈静化すれば、世界の成長見通しは当行の想定を超えて改善し、収益とリスク指標にプラスの影響を与える可能性がある。

規制変更

規制変更は、銀行による優れた商品またはサービス提供を促進する場合があります。市場における差別化の機会を与えることがある。例えば、報告基準が持続可能な金融を目指して継続的に発展し改善していくにつれて、市場は持続可能な金融の取組みをより広範に受け入れるように発展していく可能性がある。顧客や市場が持続可能な金融に関連する取組みを採用しているため、当行グループは顧客に提供するサービスの強化を図ることによって自らを差別化できる機会を得る可能性がある。

戦略

ドイツ銀行の「グローバル・ハウスバンク」戦略は、当行の顧客フランチャイズやリスク選好に整合する形で、株主への配当を徐々に大きく引き上げ、財務力やその他のリソースを最適に配分するための当行のアプローチを説明している。そのため、当行グループの戦略の実施程度が予想を上回った場合や、予想より有利な環境で実施された場合には、さらなる機会が創出される可能性がある。これには、マクロ経済、市場、地政学的な状況が計画より好転することによる潜在的な利益、および競争環境における有利な変化（特定の市場における従来の、および新興のノンバンクの競合他社の撤退等）も含まれる。

業務およびプロセスの改善がドイツ銀行の計画上の仮定を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これもドイツ銀行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。また、市場がドイツ銀行の格付の引上げおよび持続的な収益実績に好意的に反応すれば、その進捗がさらに促進される可能性がある。これにより、資金調達コストの削減、さらに当行の収益性の向上につながる可能性がある。

当行は、当行グループの戦略を追求し、当行のすべての顧客にとって最初の窓口となり、顧客のあらゆる金融ニーズに対応する「グローバル・ハウスバンク」となることを期待している。ドイツ銀行は、150年以上の伝統、グローバルなネットワーク、市場の専門知識、優れたリスク管理、および包括的な商品群が、業務効率を高め、資本規律を維持しながら、持続的に利益を上げることに焦点を当てた成長と的を絞った投資を下支えすることを期待している。

ドイツ銀行は、コーポレート・バンクで、そのグローバルなネットワークとカバレッジ・モデルを活用して市場をリードするフランチャイズ全体に多面的な機会を見込んでいる。ドイツ銀行は、リスク管理ソリューションを財務プラットフォーム機能と組み合わせ、コーポレート・バンクを顧客のエネルギー転換を支援する主要パートナーとして確立し、ヨーロッパでの地位を築き、アジア・太平洋地域にさらに拡大することで、収益の増加を期待している。

インベストメント・バンクは、債券および融資商品において引き続き世界的なリーダーであり、ドイツ銀行はこの地位を固め、獲得した市場シェアを維持することに注力している。当部門はこれを達成するために、オリジネーションおよびアドバイザリーのプラットフォームの強みも組み合わせ、商品の提供を強化し多様化するために既存および関連事業の成長分野へ特定の投資を行うことに照準を合わせている。一方、インベストメント・バンクは引き続き、ポートフォリオ全体におけるコストと資本の最適化、および管理体制のさらなる強化に注力する。さらに、当部門の顧客対応の効率化に重点を置くことにより、グローバルな顧客基盤全体にわたって関係性の強さと深さを向上させることを意図している。

プライベート・バンクは引き続き、ドイツのリテール、国際リテールおよびビジネス顧客に注力しており、主にアドバイザリーの領域での成長に注力する。ウェルス・マネジメント事業については、当行グループは特にEMEAおよびアジア・太平洋地域において成長の機会があると考えている。

DWSの法人で構成されるアセット・マネジメントは、成熟した資産クラスでのリーダーシップを維持し、他の地域や商品を選択的に成長させることで、主要な資産運用会社としての地位を確立することを目的とした、公表された戦略を引き続き実行する。成長分野には、パッシブ投資やオルタナティブ商品に資産をさらに移行させることによる収益機会も含まれる。

ドイツ銀行は引き続き、当行全体で持続可能性に重点を置いており、気候変動に対する顧客の対応がさらに進むにつれて、当行のすべての中核事業にわたってこの分野に成長機会があると考えている。顧客の強い投資意欲を踏まえ、ドイツ銀行は引き続き持続可能な金融を重要な投資機会であり投資分野であると考えている。気候変動リスクを管理するためのリスク選好戦略の策定に向けた幅広い取組みの中で、当行は、例えば、信頼性の高い脱炭素戦略の策定やその移行支援等において顧客を支援する機会を見出している。

当行の顧客であるかないかを問わず、個人や機関は、ESG関連の機会が長期的な収益にとって重要であるという見方を強めており、当行は、これが主要な差別化要因になり得ると考えている。この点に関して、事業全体において投資プロセスや業務委託の際の意思決定プロセスにESG要因を含めることが増えてきている。そのため、ドイツ銀行は、当行と顧客の両方が共通のESG目標を達成し、ドイツ銀行の全体的なESG戦略を推進できるような金融商品や投資機会を開発し、提供していく予定であ

る。さらに広い意味では、当行は、ESG活動を推進することにより、追加的な収益機会の獲得のみならず、ブランドおよび利害関係者の認知の向上につながる可能性があると考えている。

さらに、テクノロジー、アナリティクスおよび当行の深いリスク専門知識によって実現される、全社で共有されている強固なリスクおよび管理文化は、ドイツ銀行の事業の成長戦略を支えるために必要な競争力を部分的にもたらす可能性がある。

全体として、ドイツ銀行には、資金調達、アドバイスおよびリスク管理に対する顧客のニーズを支援することで市場シェアを獲得し、顧客基盤を拡大する機会がある。

テクノロジー、データおよびイノベーション

デジタル改革は、当行独自の商品ポートフォリオを拡充し、市場化までの時間を短縮する可能性のある第三者と商品パートナーシップを締結することで、既存顧客への売上増加から新規顧客の獲得まで、様々な収益機会をドイツ銀行に提供する。当行グループのグローバルな展開により、地域を超えて迅速かつ効率的に商品を拡充することが可能になる。同時に、当行の顧客は、将来、より迅速に開発され、市場に投入される商品やサービスからメリットを享受することができる。

当行がGoogle Cloudと継続的に戦略的パートナーシップを締結していることは、新たなテクノロジーを採用することに対する当行のコミットメントを示している。例えば、総勘定元帳を含むSAP HANA財務プラットフォーム等のアプリケーションをGoogle Cloudに移行することで、クラウド環境のパフォーマンス、スケーラビリティ、安定性、セキュリティ等、多くのメリットがもたらされると期待されている。

当行は、Google、Microsoft、その他のテクノロジープロバイダーと連携し、新たなAI技術の早期導入と銀行業界向けの「責任あるAI」に取り組んでいる。当行は、これらの技術を本番環境に導入する前に、発生し得るリスクを確実に理解し軽減できるよう、慎重かつ責任ある方法で評価している。当行のグローバルな事業展開により、地域を超えて迅速かつ効率的に商品を拡充することが可能であり、当行の顧客は、将来、迅速に開発および市場に投入される新商品やサービスから恩恵を受けることができる。ドイツ銀行のアプローチは、リスクに妥協することなくAIのメリットを最大化することである。AIソリューションの適切な監視とリスク評価、そして当行の戦略的目標との整合性を確保するため、人工知能監視フォーラムを設置した。2024年、当行は既に多くのAIソリューションを導入しており、その一つが生成AIを活用して文書処理時間を大幅に短縮する文書処理ソリューションである。もう一つの生成AIソリューションである「dbLumina」も導入され、ビジネス分野の専門家が一貫性と信頼性のある方法で、膨大な知識体系からコンテンツを整理、微調整、管理できるようになった。当行は、特定のAIソリューションの導入に加えて、Microsoft Copilotを制御された形で展開することで、より汎用的なAIソリューションも採用している。

さらに、テクノロジーにより、中央銀行のデジタル通貨、トークン化された預金、ステーブルコイン、電子証券等の新しいデジタル資産と通貨が作成されている。これらは、より安く、より速く、より効率的な金融取引を促進すると同時に、新たなユースケースを開拓する可能性がある。ドイツ銀行は、ホールセールおよびリテールの中央銀行デジタル通貨ソリューションについて、グローバルに、特に欧州内において活発な議論を行っている。ECB（欧州中央銀行）とのホールセール中央銀行資金決済実証実験にも参加した。また、当行は、国際決済銀行（BIS）とも協力し、トークン化がホールセールのクロスボーダー決済にもたらすメリットを調査している。

ドイツ銀行は、銀行の規制およびリスク選好の枠組みの中で、顧客のニーズに対応するために、基盤となるデジタル資産テクノロジーの利点を活用する機会を検討している。慎重かつ厳選されたアプローチを維持することで、当行は顧客に安全に利益をもたらす方法で新しいテクノロジーを活用することを目指しているが、このアプローチは機会損失につながる可能性もある。

環境、社会およびガバナンス

低炭素経済への移行は、持続可能な金融と移行に関する専門知識の提供を通じて、ネット・ゼロへの道筋を歩む顧客を支援する様々な機会をもたらす。ドイツ銀行は2023年に、2050年度までにネット・ゼロを達成するための当行の定義、手法、目標および実績を一冊にまとめた初期移行計画を発行した。全体として、ネット・ゼロ目標体制を通じた当行グループのカーボン・フットプリントの積極的な管理と組み合わせることで、これは収益機会だけでなく、ステークホルダーの認識向上にもつながる可能性がある。

堅実な資本およびリスク指標



回復力

- 訴訟費用および発表された750百万ユーロの自社株買戻しに伴う資本控除を吸収したにもかかわらず、2024年末のCET 1比率は13.8%と、資本ポジションは堅調である。
- ドイツ銀行は、資本を構築し、規制上の変更を吸収するため、当行の予想最大分配可能額（MDA）基準値を200ベース・ポイント上回るバッファで運営することを目指している。



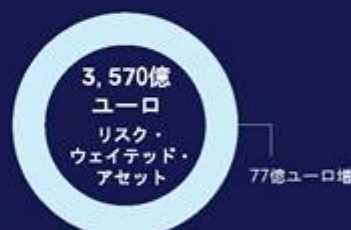
レバレッジ比率はほぼ横ばい

- レバレッジ・エクスポージャーは、バランスシートの拡大とコミットメントおよび保証業務の増加に伴う証券金融取引へのエクスポージャーを主因として、前年比で6%増加した。本業の資本の創出がこの影響を上回って相殺したことにより、全体としてレバレッジ比率は8ベース・ポイントとわずかに上昇した。



資本効率の改善

- 特に事業成長および内部モデルの改良により、主に信用リスクRWAの影響でRWAが約2%増加した。
- 資本効率改善策によるRWAに相当する削減総額は約240億ユーロとなり、2025年末の目標である250億～300億ユーロに迫っている。



信用損失引当金繰入額は安定

- 通年の引当金繰入額は増加しており、ポストバンクの統合に伴うプライベート・バンクにおける一時的な影響、少数の法人案件および商業用不動産（CRE）からの周期的影響の影響を受けている。
- マクロ経済および地政学的リスクが当行の信用ポートフォリオに与える影響は注意深く監視されている。主要な定性的指標は概ね安定しており、基礎となる資産の質に構造的な劣化は現時点では見られない。



健全な流動性と資金調達基盤

- 流動性カバレッジ比率（LCR）は131%（安定調達比率（NSFR）は121%）で、規制上の要件を大幅に上回るとともに当行の目標範囲を満たしており、健全な流動性と資金調達基盤を備えている。



はじめに

IFRS第7号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示を提供している。また、「信用リスクの管理および資産の質」の項、「資産の質」の項、「信用リスクの軽減」の項、および連結財務諸表に対する注記の注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に詳述される、IFRS第9号の基礎となる分類および測定ならびに減損の要件も勘案している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、水色の網掛け（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

CET1の全指標について、現行のCRR/CRDで規定されているとおり、当行グループは2020年6月30日以降IFRS第9号に関連する経過措置を適用している。

2024年度に、ドイツ銀行は、新たな顧客参照データ・システムを導入し、ドイツ銀行のプラットフォームへのポストバンクの統合を完了した。この導入と統合の両施策がプロセスの整合および改良につながった結果、一部の顧客エクスポージャーの地域別および業界別の表示（NACEに基づく表示）が変更された。このプロセスの整合および改良は、2024年12月31日現在の当行グループ全体の顧客エクスポージャー合計に影響を及ぼさなかった。

バーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示

バーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従ったドイツ銀行の開示は、欧州連合において金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制またはCRR）（最近の修正を含む。）により実施され、EBAガイドライン「規制(EU)第575/2013号の第8部の第2編および第3編で言及される金融機関の情報の公的開示に関する実施技術基準に関する最終草案」ならびに第3の柱の開示に適用される関連ガイドラインによりサポートされており、ドイツ銀行のウェブサイトにある当行グループの第3の柱の報告書において公表されている。

開示強化タスクフォースの原則および推奨に従った開示

2012年度において、金融安定理事会（FSB）の支援に基づく民間の取組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（EDTF）が設立された。ドイツ銀行は推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入しており、当行の第3の柱の報告書においても導入している。

所要自己資本規制の修正に基づく開示

2024年度中に、EUの2つの立法機関は、欧州連合銀行規制に関する改革の包括的なパッケージを最終承認、採択および公表した。これにより、最終化されたバーゼル に基づく一連のグローバル改革が実施され、2025年1月1日より、銀行によるRWAの計算方法が変更される（規則(EU)第2024/1623号（CRR3））。上記のパッケージには、特に、2030年度までに、RWAに下限を設けるための資本フロアを段階的に導入し、最終的には、（内部格付手法に基づくRWAを）標準的手法で計算されたRWAの72.5%とする措置、信用リスクを決定するための標準的手法および内部格付手法の変更、信用評価調整の変更、オペレーショナル・リスクに関する手法の見直し、ならびにトレーディング勘定の抜本的見直し（Fundamental Review of the Trading Book（FRTB））。2026年1月1日より適用されている。）の規定に基づくマーケット・リスク・フレームワークの改革が含まれている。CRR改正の実施は、特に、ドイツ銀行のリスク・ウェイトド・アセットや規制自己資本に影響を及ぼす。

[次へ](#)

リスクおよび資本の概要

主要なリスク指標

以下の項は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスクおよびその他のリスク指標、ならびに2024年12月31日に終了した12ヶ月間におけるこれらの動向に関する定性的および定量的開示を提供している。パーゼル 自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示は、欧州連合において所要自己資本規制（CRR）により実施され、EBAの実施技術基準またはEBAガイドラインにより支援されており、当行グループの別個の第3の柱の報告書において公表される。

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行の総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1 比率、経済資本の十分性比率、レバレッジ比率、総損失吸収力、自己資本および適格負債に関する最低要件、流動性カバレッジ比率、ストレス時の正味流動性ポジション、および安定調達比率は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回、取締役会によりレビューおよび承認される。

普通株式等Tier 1（CET 1）比率	リスク・ウェイトド・アセット（RWA）
2024年12月31日現在：13.8%（注1）	2024年12月31日現在：3,574億ユーロ（注1）
2023年12月31日現在：13.7%	2023年12月31日現在：3,497億ユーロ
経済資本の十分性（ECA）比率	経済的資本（EC）
2024年12月31日現在：199%	2024年12月31日現在：242億ユーロ
2023年12月31日現在：205%	2023年12月31日現在：233億ユーロ
レバレッジ比率	レバレッジ・エクスポージャー
2024年12月31日現在：4.6%（注1）	2024年12月31日現在：13,160億ユーロ（注1）
2023年12月31日現在：4.5%	2023年12月31日現在：12,400億ユーロ
総損失吸収力（TLAC）	自己資本および適格負債に関する最低要件（MREL）
2024年12月31日現在（リスク・ウェイトド・アセット・ベース）：33.2%	2024年12月31日現在：37.5%
2024年12月31日現在（レバレッジ・エクスポージャー・ベース）：9.0%	2023年12月31日現在：35.2%
2023年12月31日現在（リスク・ウェイトド・アセット・ベース）：32.6%	
2023年12月31日現在（レバレッジ・エクスポージャー・ベース）：9.2%	
流動性カバレッジ比率（LCR）	ストレス時の正味流動性ポジション（sNLP）
2024年12月31日現在：131%	2024年12月31日現在：563億ユーロ
2023年12月31日現在：140%	2023年12月31日現在：577億ユーロ
	安定調達比率（NSFR）
	2024年12月31日現在：121%
	2023年12月31日現在：121%

（注1） 2024年度第3四半期より、ドイツ銀行は、CRR第468条に従い、公正価値で測定された未実現利益および損失をOCIに計上する暫定的措置を適用した。この規則を適用しない場合、CET 1 比率は13.5%（分子のCET 1 資本は484億ユーロで、分子のRWAは3,586億ユーロ）となり、レバレッジ比率は4.6%（分子のTier 1 資本は598億ユーロで、分母のレバレッジ・エクスポージャーは1兆3,150億ユーロ）となる。

ドイツ銀行は、リスクが貸借対照表および収益性に及ぼす潜在的影響をポートフォリオの見直しとストレス・テストを通じて定期的に評価する。ストレス・テストは、ドイツ銀行の戦略計画のレジリエンス・テストにも使用される。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせて、潜在的なストレス期間に耐えうるだけの十分な水準にあることを示唆している。

当行グループは、事業戦略に及ぼす潜在的な影響をはじめとする、上記または以下の項に記載されているドイツ銀行がさらされるリスクが、当行のリスク・プロファイルの真実かつ公正な概観を示していると結論づけている。

詳細については、「リスク・プロファイル」、「リスク選好およびリスク能力」、「リスクおよび資本計画」、「ストレス・テスト」、「再建および破綻処理計画」、「リスクおよび資本管理」、「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」、「流動性カバレッジ比率」、ならびに「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の各項を参照のこと。

リスク・プロファイル

ドイツ銀行の事業活動の組み合わせは、多様なリスク負担をもたらす。当行グループは、経済的資本合計の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。当該測定基準は、各業務部門のリスク・プロファイルを捉えており、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響を考慮している。

コーポレート・バンクのリスク・プロファイルは主に、コーポレート・トレジャリー・サービス（トレード・ファイナンス、貸出、コーポレート・キャッシュ・マネジメントを含む。）、戦略的法人向け貸出ならびにビジネス・バンキングで提供される商品およびサービスから生じる。これらのセグメントにおける経済的資本需要は、主として信用リスクから生じている。

インベストメント・バンクのリスク・プロファイルは、ファイナンスおよびトレーディング業務から生じるあらゆる種類の主要リスクで占められる。インベストメント・バンクの信用リスクは広く事業部門にまたがっているが、特に債券および為替とレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおいて顕著である。マーケット・リスクは、主にトレーディングおよびマーケット・メーカー活動から生じている。

プライベート・バンクのリスク・プロファイルは、国内外のリテール顧客、法人顧客およびウェルス・マネジメント顧客とのビジネスから生じる信用リスクと、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

アセット・マネジメントは、受託資産運用会社として、顧客に代わって金銭を投資する。そのため、主なリスク・ドライバーは非金融的である。マーケット・リスクの経済的資本需要は、主にトレーディング以外のマーケット・リスク（保証商品やファンドへの共同投資から生じるリスク）によってもたらされる。

コーポレートおよびその他のリスク・プロファイルには、トレジャリー、特定のコーポレート項目、レガシー・ポートフォリオに関するものを含む、様々なリスク・ドライバーが含まれている。経済的資本需要は主に、財務活動における金利リスク、構造的為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスク、財務活動のための投資による信用リスク、税務関連リスクおよびソフトウェア資産リスクによる戦略的リスク、ならびにレガシー・ポートフォリオによるオペレーショナル・リスク等、トレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクについて計算された経済的資本需要額により測定された、2024年および2023年12月31日現在のドイツ銀行の総合的リスク・ポジションを示している。ドイツ銀行の総合的な経済的リスク・ポジションは、リスク種類間の分散効果も考慮している。

経済的資本によって測定されたドイツ銀行の業務部門のリスク・プロファイル

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポ レート・ バンク	インベス トメント・ バンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレ ートおよび その他	合計	合計 (%)
信用リスク	3,455	4,512	2,164	46	2,329	12,507	52
マーケット・リスク	1,040	2,086	1,561	304	3,676	8,667	36
オペレーショナル・リスク	863	1,182	1,155	376	1,069	4,645	19
戦略リスク	0	0	0	0	1,936	1,936	8
分散効果(注1)	-715	-1,007	-803	-190	-814	-3,530	-15
EC合計	4,643	6,772	4,077	536	8,196	24,225	100
EC合計(%)	19	28	17	2	34	100	N/M

(注1) 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポ レート・ バンク	インベス トメント・ バンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレ ートおよび その他	合計	合計 (%)
信用リスク	2,612	4,395	2,182	48	2,639	11,875	51
マーケット・リスク	801	2,009	1,346	217	3,955	8,328	36
オペレーショナル・リスク	445	1,729	613	278	1,507	4,572	20
戦略リスク	0	0	0	0	1,874	1,874	8
分散効果(注1)	-460	-1,197	-589	-130	-1,009	-3,385	-15
EC合計	3,399	6,936	3,551	413	8,967	23,265	100
EC合計(%)	15	30	15	2	39	100	N/M

(注1) 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果。

ドイツ銀行の2024年12月31日現在の経済的資本需要額は、2023年12月31日現在の233億ユーロから10億ユーロ、率にして4%増加し、242億ユーロとなった。この増加は、主に、信用リスクおよびマーケット・リスクに係る経済的資本需要の増加によるものであった。

2024年12月31日現在の信用リスクに係る経済的資本需要額は、2023年度末から6億ユーロ、率にして5%増加して125億ユーロとなった。この増加は、主に、コーポレート・バンクにおける貸出金ポートフォリオの構成変更によるものであった。

2024年12月31日現在のマーケット・リスクに係る経済的資本需要額は、2023年度末から3億ユーロ、率にして4%増加して87億ユーロとなった。この増加は、主に、満期の定めのない預金ポートフォリオの行動モデリング仮定に関連するリスクの増加や米ドル為替に係る構造的エクスポージャーの増加によるもので、財務活動における金利リスク・エクスポージャーの減少により一部相殺された。

主要なリスクテーマ

2024年度における最新の動向および主な不確実性は、当行の継続的な信用リスク管理活動やガバナンスの枠組みの一部である。これらの活動には、新たに発生しつつあるリスク（特に、ドイツおよび中東におけるリスク）の定期的なレビュー、ポートフォリオの詳細な分析、個々の借手レベルでの日常的なリスク管理、ならびに定期的なモデルの検証が含まれるが、これらに限定されない。2024年度において当行グループが監視強化および下振れリスク評価の対象として特定しているポートフォリオには、商業用不動産（CRE）、自動車、ならびに気候変動リスクおよび物理的リスクに対して脆弱であると考えられるセクターまたは顧客が含まれる。

F

CRE市場は、金利の上昇、貸出条件の厳格化に伴う市場流動性の低下のほか、オフィス・セクターの構造的変化の影響により、依然として逆風に直面している。現在の環境においてドイツ銀行のCREポートフォリオがさらされている主なリスクは、期日が到来する貸出金の借換えや期間延長に関連するものであり、当行グループは引き続き、特に米国において、借手と積極的に協力し、今後期日が到来する貸出金について貸出金の条件の変更や延長に積極的に対応している。

自動車業界は、欧州における厳しい経済環境に直面しており、これには、電気自動車（EV）への移行目標や中国との競争に加え、米国による関税引き上げの可能性も含まれている。この業界が直面している困難な環境がドイツ銀行の自動車および部品サプライヤー・ポートフォリオに及ぼした影響は、これまでのところ限定的であり、当行グループの貸出金勘定に占める割合が1.5%であるこの小規模なポートフォリオ全体では、緩やかな格付の下方移行が観察されたに過ぎなかった。

気候変動リスクおよび物理的リスクは、当行の部門別および地域別ポートフォリオにおいて増大しているリスクである。気候変動リスクおよび物理的リスクの管理は、ドイツ銀行のリスク管理およびより広範なサステナビリティ戦略における主要な構成要素であり、2024年度における重要性評価および気候変動リスクのストレス・テストの結果から、信用リスクへの潜在的影響は短期的には十分抑制されていると結論付けられている。

詳細は、下記「2024年度における重点事項」の項に記載されている。』

リスクおよび資本のフレームワーク

リスク管理原則

ドイツ銀行のビジネス・モデルには固有のリスク負担が含まれる。リスクには金融リスクと非金融リスクがあり、オンバランスのリスクとオフバランスのリスクが含まれる。ドイツ銀行の目標は、株主、従業員、およびその他の当行に關係するステークホルダーの利益を考慮し、当行の利益のために持続可能な価値を創造することである。リスク管理フレームワークは、利用可能な資本および流動性の範囲内で、予定しているリスク負担と実際のリスク負担を取締役会が表明したリスク選好に整合させることにより、この目的に寄与している。

ドイツ銀行のリスク管理フレームワークは、様々な要素から構成されており、確立された内部管理メカニズムが含まれる。各要素について原則および基準が設定されている。

『

- 組織構造は、すべてのリスク種類について役割と責任を明確に定義した、3つの防衛線（以下「3つのLoD」という。）モデルに従ったものでなければならない。
 - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、金融リスクか非金融リスクかにかかわらず、当該リスクが発生している部門内でリスクを管理し、当該リスクについて説明責任を果たす、当行における役割を指す。第1のLoDは、所定のリスク選好の範囲内でこれらのリスクを管理し、適切なリスク・ガバナンスおよびリスク文化を確立し、第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）により定義されたリスク種類のフレームワークを遵守している。
 - 第2のLoDは、特定のリスク種類に関するリスク管理フレームワークを定義する、当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク種類のフレームワークの実施とリスク選好の遵守を独立した立場で評価し、検証している。また、リスクの識別、評価および管理の方法に関して第1のLoDのアドバイザーとしての役割を担っている。
 - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、リスク管理システムおよび内部管理システムの整備、運用の有効性および効率の妥当性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。
- すべての従業員は、自身をリスク管理者と見なし、当行のリスク選好、リスク管理基準および価値観に従って行動しなければならない。
- 取締役会によって承認されたリスク選好は、当行グループのすべてのレベルで適用し、遵守しなければならない、違反した場合には相応の対応を伴う。
- リスクは識別し、評価しなければならない。
- リスクは、リスクの適切な軽減や効果的な内部管理システムを通じて、積極的に管理しなければならない。
- リスクは、承認されたモデルを用いた正確、完全かつ適時なデータを使用して測定し、報告しなければならない。
- 悪化シナリオに対するストレス・テストを定期的実施し、適切な緊急時対応計画を確立しなければならない。』

当行グループは、すべての従業員が、自身の行動から生じる可能性のあるリスクを完全に理解して全体的な視点で捉え、その結果を理解し、当行のリスク選好に照らしてそれらを適切に管理しなければならないという、強靱なリスク文化を促進している。当行は、従業員が、当行の行動規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、ドイツ銀行の方針は、負担したリスク（リスク選好に照らして負担したリスクを含む。）を当行の業績評価および報酬プロセスにおいて考慮することを要求している。この期待は、ドイツ銀行の全従業員を対象としたコミュニケーション・キャンペーンや必須の研修を通じて、引き続き強化されている。さらに、取締役会メンバーおよび上級経営陣は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

ドイツ銀行のリスク管理と内部管理システムについては、ドイツ銀行の第3の柱の報告書（特に「リスク管理の目的と方針、エンタープライズ・リスク」の項）で詳述されている。また、当行のリスク管理と内部管理システムは、（「サステナビリティ・ステートメント」に概説されている。）サステナビリティ関連の目的も対象としている。

取締役会の意見では、確立されているリスク管理の枠組みと内部管理システムは、全体として、当行のビジネス・モデルとリスク・プロファイルにとって適切かつ有効である。

『

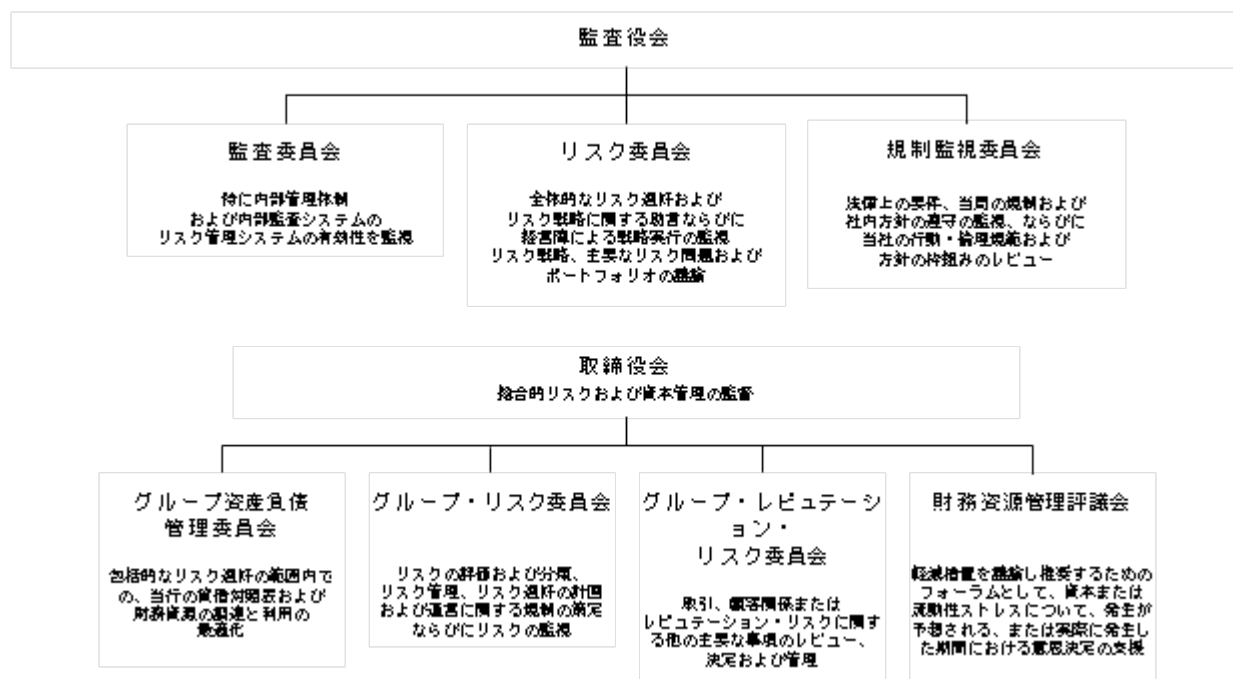
リスク・ガバナンス

ドイツ銀行の世界中の日々の業務は当行が業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。欧州中央銀行（ECB）は、ドイツ銀行法およびその他の適用法令に当行グループが準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加したEU各国の管轄当局と協力し、ドイツ銀行の主要な監督機関として対応している。

いくつかの管理階層により団結したリスク・ガバナンスを行っている。

- ドイツ銀行の監査役会は、リスク状況、リスク管理およびリスク統制（レピュテーション・リスクに関連する項目を含む。）ならびに重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。監査役会は特定のトピックに対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、「監査役会の報告書」ならびに「ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント」の「監査役会」の章を参照のこと。）。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、リスク・エクスポージャーの現状および将来予測、リスク・ポートフォリオ、リスク選好、リスク戦略、ならびにドイツ銀行AGのリスク状況の評価および監督に関連があると思われる事項について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略に関連する問題に関して助言を行い、監査役会がリスク委員会の活動を常に把握しているようにする。
- 規制監視委員会は、数ある責任の中でも特に、法律上の要件、当局の規制および当行の方針の遵守を向上させる取締役会の取組みを監視している。規制監視委員会はまた、当行の行動・倫理規範および方針の枠組みをレビューし、要請があれば、リスク委員会が法的リスクおよびレピュテーション・リスクを監視および分析するための支援をする。取締役会は、事業活動に重要な関連性がある規制当局とのやりとりについて委員会に通知する。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部管理体制および内部監査システム）の有効性と取締役会により識別された不備の是正に対する監視に際し、監査役会を支援する。
- 取締役会は、法律、定款および規約を遵守しつつ、当行グループの利益のために（すなわち株主、従業員および当行グループに関連するその他のステークホルダーの利益を考慮に入れて）持続可能な価値を創造することを目的とした、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立し、法律上の要件および社内のガイドラインを遵守する責任を負っている。取締役会は、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会を設置した。グループ・リスク委員会については以下に詳述されている。

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造』



『

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは変更のあった重要なリスクおよび資本モデルの承認、ならびにリスクの一覧、ハイレベルなリスク・ポートフォリオ、リスク・エクスポージャーの変動ならびに内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビューが含まれる。さらに、グループ・リスク委員会は、主要なリスク管理方針、グループ・リスク選好ステートメント、グループ再建計画および緊急時資金調達計画、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標等、取締役会の承認が必要な事項のレビューと提言も行う。グループ・リスク委員会は、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐も行う。
- グループ・レピュテーション・リスク委員会は、基礎となるレピュテーション・リスク関連の方針および枠組みに従い、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会を含む組織から上申された、あらゆる取引、顧客関係またはレピュテーション・リスクに関する他の主要な事項についてレビュー、決定および管理を行う責任を負っている。
- 財務資源管理評議会は、取締役会から権限を委譲されたチーフ・ファイナンシャル・オフィサーとチーフ・リスク・オフィサーが議長を務め、当行の金融危機管理を監督する特別ガバナンス機関である。財務資源管理評議会は、緊急時資金調達計画およびグループ再建計画の両方について実施を監督する単一の評議会を開催する。この評議会は、資本または流動性ストレスについて、新たに発生しつつある、または実際に発生した際に取りべき軽減措置について提言を行う。具体的には、財務資源管理評議会は、ストレス・シナリオを想定して資本および流動性のポジションを分析し、資本および流動性に関連する事項について提言を行い、意思決定の実行を監督している。
- グループ資産負債管理委員会は、取締役会により設置された。その任務は、取締役会が設定した包括的なリスク選好の範囲内で、当行の貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することである。

取締役会メンバーであるドイツ銀行のチーフ・リスク・オフィサーは、流動性リスク、信用リスク、マーケット・リスク、エンタープライズ・リスク、モデル・リスクおよび非金融リスク（オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスクを含む。）の適切な識別、測定、監視、軽減、報告を伴うリスク管理フレームワークを確立するために、グループ全体かつ部門横断的な責任を負う。ただし、特定のリスクについては、業務分掌計画に従い、他の部門で枠組みを構築している。

チーフ・リスク・オフィサーは、チーフ・リスク・オフィス機能に対する直接的な管理責任を有している。チーフ・リスク・オフィス機能におけるリスク管理および管理業務は通常、以下の管理に重点を置いた、専任のリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの専任のリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- 取締役会が設定し、業務部門および事業部門で適用されるリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

各業務部門・地域のチーフ・リスク・オフィサーは、それぞれの業務の総体的観点から、業務部門および地域の戦略、リスク意識および所有ならびにリスク選好の遵守を検証して影響を及ぼす。

ファイナンスとリスクの各機能は、互いに、また業務部門からも独立して活動しながら、当行が引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。』

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、ドイツ銀行がその戦略目標を達成するために引き受ける準備のある、全体的なリスク水準およびリスク種類を示しており、定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、ドイツ銀行の資本および流動性基盤、リスク管理および統制能力ならびにドイツ銀行の規制上の制約に照らして引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、リスク戦略および計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進しつつ、金融リスクおよび非金融リスクの両方についてリスク能力、リスクとリターンおよびリスク選好の制約を考慮するものである。また、当計画がリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、リスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年に1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび基準値が設定され、追加措置のための上申要件が定められる。ドイツ銀行は、ドイツ銀行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の指標として機能するリスク指標を指定している。これに加えて、リスクおよび再建管理フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。

リスク選好および戦略ならびにその監視と比較したドイツ銀行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。求められるリスク選好が違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は適切なガバナンス組織に対して明らかにされる。

リスクおよび資本計画

戦略的および資本計画

ドイツ銀行は、当行グループおよびその業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスクとリターンの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総体的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、ドイツ銀行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要、ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して定義および協議される。このプロセスのステップにおいて、翌5年間の目標は、世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって説明が求められ、承認される。

第2段階では、詳細な事業部門の計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは、初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。提案されたボトムアップの計画は、ファイナンスおよびリスクの各機能によりレビューおよび説明が求められ、個別に各業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が合意される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の計画の策定が含まれている。不利な市場状況に対する計画の回復力を考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会にも提示される。

戦略的および資本計画は、欧州における強い基盤と世界的なネットワークを有するドイツにおける有数の銀行になるという当行グループのビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全事業分野および部門にわたりバランスのとれたリスク調整後の業績
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準
- 規制上の要件の遵守
- 堅固な資本および流動性ポジション
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略

戦略的および資本計画のプロセスは以下のことを可能にする。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する
- 内部および外部の要件に照らして適正自己資本（すなわち、経済的資本および規制自己資本）を評価する
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テスト分析を適用する

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切なマネジメント・コミッティーにおいて継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、当行グループがその目標を確実に達成できるよう、可能なリスク軽減戦略とともに協議される。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたソルベンシーに関連する当行グループの監督上の検証・評価プロセス（SREP）に係る要求を遵守していることも確実にする。

内部適正自己資本評価プロセス

ドイツ銀行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行が継続的にさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を維持していることを確保する、十分に確立された複数の要素から構成されている。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。詳細は、下記「リスクの識別および評価」の項に記載されている。
- 資本需要／リスク測定：リスク測定モデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な規制自己資本需要および経済的資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」の各項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL」ならびに「経済資本の十分性」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、一連の定性的記述、定量的指標および基準値を設定している。基準値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「主要なリスク指標」の各項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行のリスク選好の基準値は、資本計画において将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない基準値を構成している。詳細は「戦略的および資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の強靱性と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、規制自己資本および経済資本の十分性の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。詳細は「ストレス・テスト」の項に記載されている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年次適正自己資本に関する声明（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関する取締役会の声明で構成されている。

ICAAPの一環として、ドイツ銀行は規範的内部視点と経済的内部視点とを区別している。規範的内部視点とは、資本に関連するあらゆる法的要件および監督当局からの要求を充足できる能力に関する複数年評価を指す。経済的内部視点とは、内部経済的資本需要モデルと内部経済的資本供給の定義を用いた内部プロセスを指す。どちらの視点も、ベースラインおよび悪化シナリオにおいて継続的にドイツ銀行の継続性を維持することに重点を置いている。

ストレス・テスト

ドイツ銀行は、内部および外部のストレス・テスト要件および外部から課されるストレス・テスト要件を満たすためにストレス・テスト・フレームワークを設定している。内部のストレス・テストは、社内で開発された手法に基づいており、(リスク種類ごと、かつリスク横断的な)様々なリスク管理手法においてその結果が使用されている。内部のストレス・テストは、ドイツ銀行のリスク・フレームワークの不可欠な一部をなしており、従来のリスク指標を補完している。リスク横断的なストレス・テストのフレームワークである、グループ全体のストレス・テスト・フレームワーク(GWST)は、様々な銀行管理プロセス、特に、戦略的計画策定プロセス、ICAAP、リスク選好フレームワーク、および各事業部門への有形自己資本配分に利用されている。逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。規制上のストレス・テスト(例えば、EBAストレス・テスト、米国ベースのCCAR(包括的資本分析およびレビュー)ストレス・テスト)は、規制当局が定めるプロセスおよび手法に厳格に従っている。

ドイツ銀行の内部ストレス・テストは、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷ならびに逆境下での銀行特有の事象の影響を評価するために定期的実施されている。当行のストレス・テストのフレームワークは、様々な重大度および地域のホットスポットに対応する、通常の感応度に基づく、シナリオ・ベースのアプローチで構成されている。すべての重要なリスク種類がストレス・テスト活動に含まれる。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有の下振れリスク分析ならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような更なる規制上の要件によって補完される。適用される手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捉えていることを確認するため、ドイツ銀行の内部検証チーム(モデル・リスク管理部)から定期的な調査を受ける。加えて、ドイツ銀行のグループ監査機能が、グループ全体のストレス・テスト・フレームワークを定期的にレビューしている。

ドイツ銀行のリスク横断的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力し、シナリオ設計作業グループと呼ばれる公式のガバナンス・フォーラムを通じて、ERMリスク・リサーチによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。ERMリスク・リサーチは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒート・マップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが適宜設定され、当行の支払能力の評価の基準となるナラティブを定義する。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて特定分野の専門家により特定のリスク・ドライバーに置き換えられる。当行のストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイト・アセット、損益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるCET 1比率、総資本比率、経済資本の十分性比率、MREL比率およびレバレッジ比率等の主要な測定基準が算定される。流動性カバレッジ比率(LCR)やその他の流動性指標に対するストレスの影響も考慮される。内部ストレス・テストのタイム・ホライズンは、使用事例やシナリオの前提により1年から5年の間である。ストレス・テスト作業グループ(STWG)が最終的なストレス・テストの結果のレビューを行い、エンタープライズ・リスク委員会(ERC)にその一部が説明される。これらの結果を当行の所定のリスク選好と比較し、リスク選好の基準値を超える場合には、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置が策定および実施される場合がある。また、ストレス・テストの結果は、危機の際の当行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、当行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級経営陣に提出される。

2024年度に実施されたグループ全体のストレス・テストによると、当行の資本はグループ再建計画に定義される利用可能な軽減策と合わせた場合、内部で設定されたストレスの影響から離脱可能な水準に達するのに十分であることが示された。

リスク横断的なリバース・ストレス・テストは、GWSTフレームワークを活用し、通常、ドイツ銀行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオを決定することにより年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、リスク種類別に監視されているトップ・リスクをもとに、仮想のマクロ経済シナリオとそれを補強する固有の事象に基づくものである。存続不可能になるようなシナリオと現在の経済環境との比較を踏まえ、このような仮想のストレス・シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えられる。このことから、当行の見解では、当行の事業の継続性はリスクにさらされていない。

2024年度において、当行は、2024年度の年次戦略計画プロセスの一環として、「EU主導のハードランディング・シナリオ」と「利上げおよびインフレ・ショックの発生」シナリオという2つの不利なヒートマップ・シナリオを用いた複数年ストレス・テストを実施した。

すべての重要なリスク種類および主要な収益の流入出を含めるGWSTに加え、ドイツ銀行は、規制上の要件に従って、すべての関連リスク指標に関する個別のストレス・テスト・プログラムを整備している。関連するストレス・テスト・プログラムについては、個々のリスク管理手法を記述する項を参照のこと。

ドイツ銀行の中核在米子会社であるDB USA Corporationも、2024年に実施された主要な規制上のストレス・テスト(すなわち、米国ドッド=フランク法に従って実施された米国ベースのCCARストレス・テスト)に参加した。CCARストレス・テストにおいて、連邦準備制度理事会(FRB)は、DB USA CorporationとDWS USA Corporationのストレス資本の減耗度を開示した。その結果は、仮想の深刻なストレス環境に耐えた後でも、各エンティティの資本が充実していることを示すものであった。

2024年度においても、当行は、気候変動リスクのストレス・テストに係る内部能力の強化を継続しており、その枠組みに、グローバル・ポートフォリオ全体レベルで物理的リスクと長期移行リスクが生じるシナリオを含めた。加えて、現在では、あらゆる関連リスク種と重要な気候変動リスク・エクスポージャーも対象としている。ストレス・テストの結果は、リスク選好、事業計画、ICAAPを含む関連プロセスに組み込まれる。

リスクの測定および報告システム

概要

ドイツ銀行のリスク測定システムは、すべてのリスク種類に関する規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告に利用されている。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠、基準値または目標値の利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。CFOおよびCRO機能に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を確保しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けるとともに、関連する場合、パーゼル銀行監督委員会の規則239（以下「BCBS 239」という。）に基づく効果的なリスク・データ集計およびリスク報告の原則を検討する。当行グループのリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

ドイツ銀行の報告は、ドイツ銀行のリスク管理フレームワークの不可欠な部分であり、グループ・レベルおよび重要な法人企業に関する一貫した情報、ならびにリスク種類、業務部門および重要な事業部門別の内訳を提供する組織設定と一致している。

以下の原則は、ドイツ銀行の「リスクの測定および報告」の実務を手引きするものである。

- ドイツ銀行は、リスク選好を踏まえて取られたリスクを、当行グループ、業務部門、重要な事業部門、重要な法人企業、リスク種類、重要な資産クラス、ポートフォリオおよび相手先といった当行グループ全体の様々なレベルで監視する。
- リスク報告は正確、明確、有用かつ完全であることが求められ、重要な金融および非金融リスクに関する当行のリスク・プロファイルが明確に理解されるような簡潔な方法で情報を伝えるために、調整された有効なリスク・データを伝達しなければならない。
- エンタープライズ・リスク委員会やグループ・リスク委員会等の上級リスク委員会、ならびにリスクおよび資本管理に責任を負う取締役会は、定期的に報告を受ける（必要に応じて臨時報告も受ける。）。
- ドイツ銀行の専任チームは、重要な金融および非金融リスクを積極的に管理する。また、リスクの事前識別と管理を可能にし、特定のリスク種類における、および複数のリスクにわたる過度の集中を回避するために（クロス・リスクの観点）、必要な経営情報が用意されていることを確保しなければならない。

前述の原則を適用するにあたり、ドイツ銀行はすべてのリスク報告の共通基盤を維持しており、ドイツ銀行が一貫した情報（精度と利用者視点によってのみ異なる。）を提供できるよう報告主体の分散を最小限に抑えることを目指している。

主要なリスク指標

当行は、規制上の報告および外部開示ならびにリスクおよび重要なリスク種類に関する内部経営管理報告を支援する当行グループのリスク測定システムにおいて、多くの指標を特定している。ドイツ銀行は、こうした指標のうち、当行が選好、限度枠、基準値または目標をグループ・レベルで設定した中で最も重要なもの、および／または議論や意思決定のために上級経営陣に日常的に報告されるものを「主要なリスク指標」に指定している。特定された主要なリスク指標には、適正自己資本および流動性に関する指標が含まれる。詳細は、「主要なリスク指標」の項に記載されている。

主要なリスク・レポート

多くの報告書が当行全体で使用されているが、ドイツ銀行は、上級経営陣へのリスク情報の提供を通じてドイツ銀行のリスク管理フレームワークを支え、関連する統治機関による当行のリスク負担業務の効果的な監視、誘導およびコントロールを可能にするために重要なものを「主要なリスク・レポート」に指定している。主要なリスク・レポートが受領者の要求事項を満たすよう、レポート作成機能は、主要なリスク・レポートが明瞭かつ有益であるかどうかを定期的に確認する。

ドイツ銀行の中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・プロファイル関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 月次のリスクおよび資本プロファイル・レポートはクロス・リスクに関する報告書であり、ドイツ銀行のリスク・プロファイルの包括的見解を示すものである。このレポートは、エンタープライズ・リスク委員会、グループ・リスク委員会および取締役会を経て監査役会のリスク委員会にも提出される。リスクおよび資本プロファイルには、リスク種類ごとの事業別の概要および企業全体のリスク問題が含まれている。また、重要なグループ・リスク選好の測定基準やその他の重要なポートフォリオのリスク種類管理の測定基準、ならびにリスクの進展に関する最新情報（特に注目される分野を取り上げ、対応するリスク管理戦略に関する最新情報も提供している。）も含まれている。

- 週次のリスク・レポートは、主要なリスク分野全般のハイレベルかつ時局的な問題を網羅する週次の報告書であり、毎週金曜日にエンタープライズ・リスク委員会、グループ・リスク委員会および取締役会メンバーを経て監査役会のリスク委員会メンバーにも提出される。週次のリスク・レポートは解説が個別の項目に対応していることや、よりボラティリティの高いリスク指標に注目したテーマを対象とすることを特徴とする。
- ドイツ銀行は、グループ全体のマクロ経済に関する複数のストレス・テストを実施している。月次のリスク選好シナリオは、当行のストレス損失選好度を設定し、定期的に監視するという目的に資するものである。さらに、テーマ別シナリオもあり、それらはエンタープライズ・リスク委員会に報告され、そこで議論され、必要と思われる場合にはグループ・リスク委員会に上申される。ストレス時の重要業績評価指標は、グループ・リスク選好の基準値に対してベンチマークされる。

上記の報告書は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルをグループ・レベルで総体的に監視およびレビューするために使用されているが、リスク・プロファイルの監視および管理のために使用される他の補完的な標準および特別の経営管理報告書（リスク種類別またはフォーカス・ポートフォリオ別の報告書を含む。）もある。

再建および破綻処理計画

EUにおいて、単一破綻処理メカニズム規制（SRM規制）ならびに銀行再建および破綻処理指令（BRRD）は、新たな金融危機の可能性の低減、ストレス下における金融機関の回復力強化および最終的には納税者の資金を毀損することなく長期的な金融制度の安定性を支えることを目的としている。

SRM規制およびBRRDの規定（これらは、ドイツ再建および破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz、SAG）に基づき主にドイツで施行されている。）に従い、ドイツ銀行は、有害事象の影響を適時かつ調整された方法で特定し、管理するために設計された再建および破綻処理計画の枠組みを維持する。

当行は、財務状況が著しく悪化した場合に財務状況を回復させるための措置を定めたグループ再建計画を維持している。グループ再建計画は少なくとも年に1回更新され、取締役会の承認を受ける。

一方で、当行グループの破綻処理計画は、当行自身ではなく破綻処理当局により作成される。ドイツ銀行は、当行のグループ破綻処理計画を策定している単一破綻処理委員会およびドイツ連邦金融監督庁（BaFin）と緊密に作業を行っている。当該計画は現在のところ、望ましい破綻処理戦略としてシングル・ポイント・オブ・エントリーのオープン・バンク型ペイルインに基づいている。シングル・ポイント・オブ・エントリーのペイルイン戦略の下では、グループの安定化のため、親会社であるドイツ銀行AGは資本性金融商品（普通株式等Tier 1、その他Tier 1、Tier 2）およびペイルインに適格なその他の負債の元本削減および／または株式への転換により増資を行うことになる。BRRD（SAGに基づき施行されている。）はこうした金融機関に対し、金融機関の資本再構成のためにペイルインの手法を適用してから1ヶ月以内に、金融機関の長期的な存続可能性の回復を目的とする、破綻原因に対処した事業再編計画を作成するよう要求している。破綻処理計画の目的において、ドイツ銀行は事業継続性を更に支え、改善するため、EU以外の法に準拠する顧客との財務契約に解約停止条項を追加し、主要なサービス契約に継続条項を含める等の追加的な準備を完了した。EU法に準拠する財務契約およびサービス契約は既に制定法で網羅されており、破綻処理の施策のみを理由とする契約の終了を防止している。

BRRDはEU加盟国の銀行に対し、十分な損失吸収と資本増強能力を確立することにより、自己資本および適格負債に関する最低要件を常に満たしているよう要求している。グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、MRELの要件とは別に、総損失吸収能力の国際的な最低要求基準の対象である。総損失吸収能力は、ペイルインのために維持しなければならない金融商品の金額および適格性に関して厳格な要件を規定している。特に、TLAC金融商品はその他のシニア負債に劣後すること（いわゆるシニア「非優先」債を含むが、規制上の資本性金融商品の形のものも含む。）が義務付けられている。これにより、ペイルインがシニア優先プレーンバニラ債、「仕組み商品」である負債性金融商品、預金およびデリバティブ等のその他のシニア（「優先」）債に影響を及ぼす前に負担をさせるべき資本およびTLAC金融商品に対し、ペイルインが最初に適用されることが保障されている。

ドイツ銀行AGは米国において、改正後の2010年ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（ドッド＝フランク法）の第1編により、情報を完全にするか対象を絞るかのいずれかの形で破綻処理および運営計画（米国破綻処理計画）を作成し、連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（FDIC）が設定した期間内に両規制当局に提出することを要求されている。ドイツ銀行AGは米国破綻処理計画において、ドイツ銀行AGの米国における特定の重要なエンティティおよび事業について整然とした破綻処理を行う戦略を実行できることを実証する必要がある。ドイツ銀行AGのように、こうした計画を要求されている国外に拠点を置く対象会社に関しては、米国破綻処理計画は、子会社、支店、代理店、ならびに米国を拠点としているか業務の全体または重要部分が米国で行われている事業にのみ関連している。ドイツ銀行の米国破綻処理計画は、ドイツ銀行の米国の重要なエンティティにおけるシングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を記載しており、当行の中間持株会社の1社であるDB USA Corporationがどのように、米国の重要なエンティティの子会社を支援するために流動性と資金を提供し、これらの子会社が適用される破綻処理手続を行うことなく、支払能力を維持したまま清算できるようにするかを規定している。

2021年12月17日、ドイツ銀行は最初の「焦点を絞った」米国破綻処理計画を提出した。これには、ドイツ銀行の米国破綻処理戦略の中核要素（資本、流動性、資本増強戦略等）と、COVID-19パンデミック対応からの教訓をドイツ銀行がどのように処理計画プロセスに組み込んだかが記載されている。2022年12月16日、連邦準備制度理事会（FRB）とFDIC（両機関）は、ドイツ銀行の2021年米国破綻処理計画と他の銀行の計画のレビュー結果を公表し、ドイツ銀行の計画に欠陥や不備は検出されなかった。ドイツ銀行へのフィードバックレターの中で、両機関は、破綻処理可能性の向上のためさらなる改善が必要とされる領域を指摘した。2024年7月にはFDICが、また2024年8月にはFRBが共同ガイダンスを最終承認した。これにより、ドイツ銀行を含む特定の外国提出会社が満たすべき破綻処理計画要件が修正され、契約提出期限が2025年10月1日まで延長された。ドイツ銀行は、修正米国破綻処理計画提出に向けた取組みの一環として、上記フィードバックレターの中で指摘された改善領域に対応し、上記更新ガイダンスにも対応する予定である。

リスクおよび資本管理

資本管理

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびベイルイン比率を管理している。財務部は、ドイツ銀行の資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。財務部は直接的に、またはグループ資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分ならびに地域別の資本計画を管理している。当行は、経済的および規制上の両方の観点から、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本を考慮して、ドイツ銀行の健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は引き続き、ドイツ銀行の全体的な資本の需要と供給を監視および調整し、常に適切なバランスを保っている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1 資本、その他Tier 1 およびTier 2 資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、ドイツ銀行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1 資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

財務部は、ユーロに対する外国為替レートの変動に対するドイツ銀行のCET 1 比率と資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認したリスク選好の制約の範囲内で適切なヘッジ戦略を開発および実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、完全にヘッジされているかのいずれかである。財務部は、これにより、外貨建ての自己資本、資本控除項目およびリスク・ウェイトド・アセットによる影響のバランスを取ることを目的としている。また、財務部は関連するヘッジ費用とマーケット・リスク・ウェイトド・アセットへの影響を考慮している。

金融資源の上限設定

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、ドイツ銀行のCET 1 およびレバレッジ比率の目標値と合わせてドイツ銀行の年次戦略計画の中で見直される。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ資産負債管理委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額（RWAとRWAに相当する特定の資本控除項目およびRWAに相当する特定の資本バッファの要件項目の合計と定義される。）ならびにレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制自己資本は主に、ドイツ銀行のCET 1 比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1 比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1 比率およびレバレッジ比率への貢献は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産および事業に関連する資本需要合計に含まれる規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分とドイツ銀行の複数の支店には、法律上および規制自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性ポジションを策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

さらに、財務部はドイツ銀行の年金委員会メンバーで、ドイツにおけるドイツ銀行最大の年金基金の資産運用を監視する、関連投資委員会メンバーでもある。これらの投資委員会は、当行の資本基盤と分配能力を保護するための当行の投資目的に沿って、当該基金の投資戦略を設定している。

『

リスクの識別および評価

ドイツ銀行の事業および管理部門に係るリスクは、ストレス状況下を含め、定期的に識別されている。この評価は第 1 のLoD および第 2 のLoDの両方からのインプットを組み込み、識別されたリスクの重要性が、その深刻度と実現可能性に基づいて評価される。リスクの評価は、将来予測的な視点による新たに発生しつつあるリスクに対する見解によって補完されている。このリスクの識別および評価プロセスにより、リスク一覧が得られ、該当する場合、関連する事業、事業体および支店を横断する当行グループの重要なリスクが捕捉される。

当行グループのリスク一覧の定期的な更新は、レビューおよび承認のためにエンタープライズ・リスク委員会に報告される。また、リスク一覧はグループ・リスク委員会で協議され、取締役会に報告される。一覧は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルに応じたストレス・シナリオの策定、リスク選好度の設定とモニタリングに関する情報提供といった主要なリスク管

理プロセスに反映される。また、リスク一覧のリスクは、当行グループのリスク種類の分類法におけるリスクと紐づけられ、対応する重要性の評価も行われる。

信用リスク管理

信用リスクのフレームワーク

信用リスクは、ドイツ銀行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（ドイツ銀行では、以下総称して「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。信用リスクは、相手先の信用度の低下、または相手先がドイツ銀行との契約条件を満たさない、あるいは合意されたとおりに履行されないことによる損失リスクを捉えたものである。

リスク種類分類法に基づき、信用リスクは、債務不履行／格付遷移リスク、取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策リスクおよび集中リスクの4つの主要カテゴリーに分けられている。これは、定期的に行われるリスク識別および重要性評価により補完されている。

- 信用リスクの主要な要素である債務不履行／格付遷移リスクは、相手先が支払義務の不履行に陥る、または債務不履行の発生可能性を増加させるような信用の質の重要な低下を経験するリスクである。
- 取引／決済リスクは、既存の、偶発的な、または潜在的な将来の正のエクスポージャーから生じるリスクである。
- 軽減策リスクは、リスク軽減策が期待どおりに進行しないことにより損失が増加するリスクである。
- 信用集中リスクは、特定の単一の相手先、国、業界または商品の状況が悪化し、それによりその相手先、国、業界または商品に対するドイツ銀行の信用エクスポージャーのリスク・プロファイルが不相応に悪化するリスクである。

当行グループは以下の原理および原則を用いて信用リスクを管理している。

- 信用リスクは以下の場合にのみ許容される。
 - 承認された顧客。
 - 第1のLoDとして、各組成チームが適切なデューデリジェンスを実施した後。
 - 新商品や既存商品の変更は、DBグループの新商品承認（NPA）の枠組みの中で評価されなければならない。
 - 合意され承認されたプロセスに従って格付けが付与された場合。
 - すべての信用関連エクスポージャーが関連するリスクシステムに正しく反映されている場合。
 - 順序立ったリスク・ポジションの解消計画が検討されている場合。
- 信用リスクが、該当するリスク選好の範囲内で想定されている。
- 組成したグループ部門が、信用エクスポージャーの損益に対する責任を負っている。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは、第1および第2のLoDにわたり継続的に監視および管理しなければならない。
- 与信基準は、リスク選好に沿った良好なリスク・プロファイルを維持するため、グループの全部門に一貫して適用される。
- 担保やその他のリスク軽減手段、ヘッジ手段、格付遷移防止手段は、代替的な返済原資となり得るが、引受基準の代わりとなるものではなく、与信プロセスの中で、相手先の債務返済能力の徹底的な評価を行わなければならない。
- ドイツ銀行は、全額キャッシュのリスクや長期間のエクスポージャーを適切に担保、保証、またはヘッジするよう努めている。このアプローチには通常、低リスクの短期取引や、証拠金で十分な損失をカバーできる特定のトレード・ファイナンスやその他の低リスク商品をサポートする貸出枠は含まれない。
- ドイツ銀行は、同一の債務者に対するすべてのエクスポージャーと貸出枠をグローバル・ベースで測定し、合算する。
- ドイツ銀行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。商品に関する適切な専門知識に基づくリスク確認を可能にするため、組成された信用リスク管理チームは、各商品または特定のリスクに精通した者で構成している。
- 必要に応じて、ドイツ銀行は法人企業または地域レベルで信用エクスポージャーを管理するプロセスを確立している。

CRR第190条の要件を満たすため、ドイツ銀行は、求められる与信プロセスに関する様々な管理を、当該管理を実行するのに最も適しているユニットに割り当てている。

気候変動リスクおよび環境リスクは、信用ライフサイクルのあらゆる段階（取引承認／顧客オンボーディング、リスク分類および信用格付け付与、ポートフォリオの分析および監視、担保評価等が含まれる。）に組み込まれている。

気候変動リスクおよび環境リスクは、強化されたデューデリジェンス要件を通じて、法人顧客に対する与信の承認手続きに組み込まれている。炭素集約度の高いセクターに属する法人顧客、ならびに気候変動がもたらす物理的リスクおよび自然関連（または「他の環境的な」）リスクに脆弱なセクターに属する法人顧客の新たな貸出申請（増額、更新／期間延長と定義される。）であって、所定の期間または格付けベースの基準値を超えるような申請については、フロント・オフィスが専用の気候

変動リスク評価を実施し、信用リスク管理機能がその結果をレビューしなければならない。当行の貸出ポートフォリオにおける環境リスクの選好および管理に関する追加の管理および手続きの詳細については、本章次項に報告されている。

信用リスクの測定

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに与信限度枠といったその他重要な構成要素によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、とりわけ、個々の相手先レベルにおける与信限度枠の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスクに関する規制自己資本需要の決定のための基礎となるものである。相手先はそれぞれ格付けされ、各格付は相手先の継続的な監視に基づき、少なくとも年に1回見直されなければならない。信用格付なしで与信限度枠が設定／承認されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならない。算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポート・クラス（特定の商品の種類、中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の各特性を最もよく反映するために、特定の格付アプローチが確立されている。

当行の非リテール・ポートフォリオにおける相手先は、自動または半自動格付システムを一部利用して、ドイツ銀行の独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。リテール・ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。カントリー・リスク関連の格付は、エンタープライズ・リスク管理（ERM）リスク・リサーチから入手される。

ドイツ銀行の格付分析は、定性的要素（環境的要素を含む。）と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、ドイツ銀行は、行内の評価手法、スコアカードおよび当行の21等級格付を適用している。』

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該モデルを与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、信用リスク管理のリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）による承認を得なければならない。別途、すべてのモデルの変更および新たなモデルについては、モデル・リスク管理部による承認が必要となる。影響力の大きい提案については、グループ・リスク委員会の承認が推奨される。さらに、規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、モデル・リスク管理部がモデルの評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、RCRMCに報告される。

ドイツ銀行は、リスク・ウェイト・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」の各アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的の各アプローチが当行の規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（IRBA）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これによりドイツ銀行は、その内部信用格付モデルに加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（PD）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（LGD）およびマチュリティ（M）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポート（EAD）の見積りの一部としての与信換算掛目（CCF）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポートおよび証券金融取引（SFT）の大部分に関して、ドイツ銀行はEADを計算するために、CRRに従って内部モデル手法（IMM）を使用している。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。ドイツ銀行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指しているが、支払能力に関する規制要件に従って、観察されたデフォルト率の長期平均値に基づき補正されている。

基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上の枠組みの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータにはPDが含まれ、一方、LGDおよびCCFは規制上の枠組みにおいて定められている。基礎的IRBAは、旧ポストバンクで保有する一定のエクスポートに適用されている。

ドイツ銀行は、信用リスク・エクスポートのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。ドイツ銀行は、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポートを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポートならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポートである。これらのエクスポートが標準的アプローチ内のエクスポートの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポートは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、ドイツ銀行では経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

ドイツ銀行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本の枠組みに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.9%の確率で吸収するレベルに設定される。ドイツ銀行の信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響、ならびにLGDのボラティリティが考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが、債務不履行が起らなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。ドイツ銀行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

当行の信用ポートフォリオを管理するための主要な構成要素としての信用格付（個々の取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、ドイツ銀行はすべての信用エクスポージャーに対する信用限度枠を設定する。与信限度枠は、特定期間にドイツ銀行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、ドイツ銀行はとりわけ内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額は適切なヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、ドイツ銀行は、現在の時価および当行と相手先との法的契約に基づく関連する期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。

IFRS第9号に基づく減損

次の章では、当行グループは、IFRS第9号の減損フレームワークの概要と、それがドイツ銀行の信用リスク管理活動にどのように組み込まれているかを説明する。この開示では、当行グループのIFRS第9号に基づくモデルと手法、2024年度における変更、ならびに主要なモデルの仮定について説明する。また本章では、2024年度中および2024年度末現在において明らかとなった不確実性を、当行グループの主要なモデルの仮定の合理的な変更による影響と併せて説明する。

これらの信用リスク管理活動および評価は、信用リスクに対する当行の全体的な内部管理とガバナンスの枠組みに組み込まれており、これにはIFRS第9号に基づく予想信用損失の見積りと使用したモデルに関するガバナンスが含まれる。これらの活動には、新たに発生しつつあるリスクおよび新規リスクの定期的なレビュー、ポートフォリオの詳細な分析、個々の借手レベルでの日常的なリスク管理、ならびに定期的なモデルの検証が含まれるが、これらに限定されない。信用損失引当金に適用されるマネジメント・オーバーレイ、関連する仮定およびECLの計算に対するインプットのレビュー方法、ならびにモデルのレビューの一環として行う、潜在的なモデルの不正確性評価およびオーバーレイの要否評価の方法に関する詳細が記載されている。当行グループはまた、2023年度末、2024年度中および2024年度末において計上されたマネジメント・オーバーレイの背景を説明する。主要な仮定の合理的な変更の影響について透明性を高めるために、別の項でモデルの感応度を説明し、IFRS第9号に基づくモデルの結果の主要な要因で締めくくる。

IFRS第9号のモデルと手法に関する記述

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価で測定する、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するすべての信用エクスポージャー、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。当行の減損アプローチの目的上、当行グループはこれらの商品を金融資産と呼ぶ。

当行グループは、IFRS第9号に基づき、以下のとおり信用損失引当金を算定している。

- ステージ1は、当初認識後に信用リスクが著しく増大していないと想定される金融資産が分類される。
- ステージ2には、債務不履行とはなっていないが、当初認識時以降に信用リスクが著しく増大しているすべての金融資産が含まれる。
- ステージ3は、所要自己資本規制（CRR）第178条に基づくドイツ銀行の方針に従い、債務不履行とみなされる金融資産から成る。当行グループでは、こうした金融資産を減損金融資産、不履行金融資産、デフォルト金融資産と定義している。
- 信用リスクの著しい増大は、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報に基づく定性的情報および定量的情報を用いて決定される。
- 購入または組成した信用減損（POCI）の金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠が存在し、当行グループがディスカウントで購入した資産である。

IFRS第9号の減損アプローチは、当行グループの信用リスク管理手続の不可欠な一部である。ECLの見積りは、当行グループのECLモデルを用いた、パラメータに基づく自動ECL計算によって行われるか、または信用責任者によって決定される。どちらの場合も、各金融資産について個別に計算が行われる。同様に、ステージ間の移行が必要かどうかの決定も資産ごとに個別に行われる。当行グループのECLモデルは、ステージ1とステージ2のすべての金融資産、ならびに同質のポートフォリオ（すなわち、信用リスク特性が類似したリテールおよび小規模事業に対する貸出金）内のステージ3の金融資産に対する信用損失引当金の算定に用いられる。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオにおける金融資産およびPOCI資産に対する信用損失引当金は、信用責任者により個別に決定される。

当行グループは、ECLの測定に、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成要素を使用している。当行グループは、ECLの算定のため、パーゼル内部格付手法（IRBA）に基づく資本需要の算定および内部リスク管理の実務に使用される既存のパラメータを可能な限り活用している。これらのパラメータは、IFRS第9号の要件（例えば、ポイント・イン・タイム格付の使用および規制上のパラメータにおける景気後退のアドオンの除去）を満たすために必要に応じて調整される。将来の経済変数の予測をECLの測定に組み込むことにより、各ステージの信用損失引当金への影響が生じる。全期間のECLを計算するために、当行グループの計算は、経済予測を反映した遷移マトリックスから、対応する全期間のPDを算出する。

2023年度に、当行グループはポストバンク顧客のドイツ銀行ITシステムへの移行を3段階に分けて完了させ、その結果、IFRS第9号に基づく減損モデルと手法をグループ全体で統一するとともに、ポストバンクでこれまで適用されていた特定のモデルのほとんどを廃止した。IT移行の最終段階は、2024年度第3四半期に実施され、その対象には、BHWのモーゲージ・ポートフォリオおよびポストバンクのファクタリング・ポートフォリオが含まれた。この移行によりECLが増加したが、金額に重要性はない。

ステージの決定と信用リスクの著しい増大

当初認識時にPOCIに該当しない金融資産はステージ1に反映される。信用リスクが著しく増大した場合、当該金融資産はステージ2に移される。信用リスクの著しい増大は、格付関連指標とプロセス関連指標を用いて決定される。金融資産のステージ3への移行は、借手が債務不履行に陥っている場合に行われる。借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての金融資産はステージ3に移される。

ステージ2の格付関連指標：当行グループは、報告日における借手の全期間のPDと、当初認識日における見積りの全期間のPDを比較し、IFRS第9号の減損の範囲において借手のPDと、その結果借手の取引のいずれかに重要な変化があったかどうかを判断する。過去に観測された格付遷移情報と様々な経済シナリオのサンプリングに基づき、全期間PDの格付分布が得られる。この分布の分位点は相手先クラスごとに定義されており、全期間PDの基準値として選択される。ある取引の現在の全期間PDが、残存期間にわたり、この基準値を超える場合、当該金融資産は信用リスクが著しく増大しているものとしてステージ2に移される。ステージ2の基準値の定義に使用される分位値は、専門家の判断を用いて決定され、年に1回見直されており、IFRS第9号の適用以降、変更はなされていない。適用される基準値は、借手の当初の信用の質、過去に予想された残存期間、現在の残存期間および相手先クラスによって異なる。経営陣は、定義されたアプローチと分位値は、金融資産の信用リスクが著しく増大したことを示す意味のある指標であると考えている。2024年度に、当行グループは、分位値を用いる手法の適切性に関するレビューを開始し、現在も実施中である。代替手法を開発し、現在テスト中である。当初の予備的影響は、中立的なものであると考えられる。ドイツ銀行は暫定的な措置として、バックストップとなるようにステージ2への移行の追加トリガーに「PDが3倍に増加」という基準値を導入することを決めた。これは2024年8月より使用が開始されたが、ECLに対する影響は重要性がなかった。

ステージ2のプロセス関連指標は従来のリスク管理指標を用いて導き出され、当行の見解では、金融資産の信用リスクが著しく増大しているという状況を表す。これには、信用ウォッチリストに強制的に追加された借手、ワークアウト手続に移管された借手、支払いが30日以上延滞している、または条件が緩和された借手が含まれる。1または複数のプロセス関連指標または格付関連指標の条件が満たされ、金融資産の借手が債務不履行の定義を満たす状態になっていない限り、資産はステージ2にとどまる。ステージ2の指標の条件が満たされなくなり、かつ金融資産が債務不履行にもなっていない場合、当該金融資産はステージ1に戻される。条件が緩和された正常金融資産の場合、猶予期間は、金融資産がステージ1に分類変更される前の2年間となり、これは規制ガイダンスに基づくものである。

借手が債務不履行に陥った場合、当該借手のすべての取引はステージ3に分類される。借手の債務不履行がその後に解消された場合、規制ガイダンスに基づく正条件（猶予期間を含む。）が適用され、3ヶ月以上、または破綻した再構築の場合は1年である。規制上の猶予期間または条件が満たされると、借手は債務不履行に分類されなくなり、ステージ2またはステージ1に移される。

ステージ3のECLの計算では、同質なポートフォリオおよび同質でないポートフォリオにおける取引と、POCI金融資産とを区別している。当行グループは、ステージ3の取引および同質なポートフォリオの取引に対する取引ごとの信用損失引当金の決定に、パラメータに基づく自動化されたアプローチを使用している。これらの取引について、LGDパラメータは時間に依拠するよう大部分がモデル化されている。すなわち、債務不履行後の時間経過に伴う回収予定額の減少を考慮している。ステージ3

に含まれる当行の同質でないポートフォリオに対する金融の信用損失引当金は、POCI資産に対する信用損失引当金と同様に信用責任者により決定され、取締役会を含む設定された権限に沿って承認されなければならない。これにより、信用責任者は、報告日現在入手可能な情報と、借手および金融資産ごとの回収予測を検討することができる。

主要なインプット要因の見積手法

当行グループのECLの算定における主要なインプット要因の最初の一つは、当行の内部格付システムから導出された借手の1年間のPDである。当行グループは、当行グループのすべてのエクスポージャーについて21等級の格付評価基準に基づいて、関連する借手の信用エクスポージャーごとにPDを割り当てている。

借手に割り当てられる格付は内部で開発された格付モデルに基づいて導出されている。このモデルは、顧客に関連する、一貫性のある区別可能な基準を設定し、一部の顧客に与えられた特定の一連の基準に基づいて格付を付与するものである。この一連の基準は、一般的な顧客行動、財務データおよび外部データ（格付機関等）を含む、各顧客セグメントに関連する情報セットから作成される。使用される方法は、統計的スコアリング・モデルから、利用可能な関連する定量的および定性的情報を考慮に入れた、専門家によるモデルにまで及ぶ。専門家によるモデルは通常、「中央政府および中央銀行」、「機関」および「法人」の各エクスポージャー・クラスにおける借手に適用されるが、統計的スコアリング・モデルに利用可能な十分なデータ基盤がある「法人」は例外である。「法人」と「リテール」では、統計的スコアリング・モデルまたは両方のアプローチを組み合わせたハイブリッド・モデルが一般的に用いられている。定量的格付手法は、ロジスティック回帰等の適用される統計的モデル化手法に基づいて開発されている。

1年間のPDは、スルー・ザ・サイクル・マトリックスおよびマクロ経済予測を用いて、複数年のPDカーブに拡張される。マクロ経済のベースライン予測をはじめとする経済シナリオに基づき、スルー・ザ・サイクル・マトリックスは初めに、通常は2年間のポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスに転換される。ポイント・イン・タイム・マトリックスの計算では、マクロ経済変数と借手の債務不履行および格付行動との関連が利用される。その関連は、マクロ経済変数（MEV）や過去の格付および債務不履行のデータを用いた、回帰分析手法による時系列から導出される。最後に、合理的かつ裏付け可能な予測が入手可能な期間のポイント・イン・タイム格付遷移マトリックスから複数年のPDカーブが導出される。それらの期間を超える部分については、スルー・ザ・サイクル格付遷移マトリックスに基づいて推定される。

ECLの算定における2つ目の主要なインプットはLGDパラメータであり、これは借手が債務不履行となった場合の損失強度と定義される。これは、債務不履行事象が発生した際に回収できないエクスポージャーの見積りを提供するものであり、したがって、損失強度を把握するものである。概念として、LGDの見積りは借手のデフォルト確率とは無関係である。ステージ1およびステージ2に適用されるLGDモデルは、規制上のLGDモデルに基づくものであるが、IFRS第9号の要件（景気後退のアドオンの除外とワークアウトの間接費の除外）について調整されており、損失の主要な要因（担保のレベルや質、顧客や商品の種類、貸出枠の優先順位等）が、リスク・ドライバーとしてLGDの見積りに反映されていることを確認している。当行のLGDモデルでは、当行グループは担保付エクスポージャー（ヘアカット適用後の担保価値）に担保の種類別のLGDパラメータを割り当てている。

LGD予測には、ステージ1およびステージ2のエクスポージャーに対するFLI LGD係数を使用して主要なMEVを予測することにより、将来予測的な情報（FLI）も組み込まれている。これらのLGDの調整は、経済サイクル全体にわたる中立的な基準点を表す、長期的な過去の平均に照らして定量化されている。

債務不履行に陥った同質のポートフォリオに関するLGD設定は、デフォルト後の時間経過に部分的に依拠し、統計的手法を用いて当行グループの数十年間の損失と回収実績に基づいて調整されるか、または重要性の低いポートフォリオについては、専門家の判断により特定のLGDモデルの入力パラメータ（キュアレート等）が決定される。

3つ目の主要なインプットは金融資産の存続期間にわたるデフォルト時エクスポージャーであり、これは予想される返済プロファイル（均等償却、元利均等、一括返済等）を考慮してモデル化される。期限前返済オプションは、一部のポートフォリオについてのみモデル化されている。当行は、EADの額を計算するために、具体的な与信換算掛目（CCF）を適用する。概念として、EADは、債務不履行時の借手に対する信用エクスポージャーの見込額と定義される。取引が未使用限度額を伴うものである場合、借手の債務不履行の場合に予想される未払額を適切に反映するために、未使用限度額の割合を未払額に加算する。これは、コミットメントに関して、債務不履行時の利用率が現在の債務残高よりも高い可能性があるという仮定を反映している。取引が追加の偶発的要素（すなわち、保証）を含む場合、債務不履行の場合に引き出される保証額を見積るために、CCFモデルの一部として追加の割合が適用される。このようなパラメータの調整は過去の内部データのほか、実証分析や専門家の判断に基づいており、借手および商品の種類を考慮している。規制目的上、監督当局策定のCCF値を適用する必要がある場合は、IFRS第9号では内部の見積りが適用される。

予想残存期間

IFRS第9号では全期間のECLを算定することが求められ、これは金融資産の予想残存期間が主要なインプット要因となる。全期間のECLは、金融資産の予想される残存期間にわたる債務不履行事象を表す。当行グループは、当行グループが信用リスクにさらされる契約上の最長期間（借手の延長オプションを含む。）にわたる債務不履行リスクを考慮して、ECLを測定する。

個人向け当座貸越、クレジット・カード利用枠および特定の法人向けリボルビング貸出枠は通常、貸出金と未利用のコミットメントの要素の両方を含んでいる。このような要求払の貸出枠の予想残存期間は、通常は当行グループが信用リスクの上昇を認識した場合にのみ解約されることから、契約上の残存期間を超える。予想残存期間は、過去の情報、ならびに与信限度額の引下げや貸出枠の解約といった当行グループの信用リスク管理部の取組みを考慮して見積られる。このような貸出枠が信用リスク管理部による個別審査の対象である場合、ECLの計算に使用される残存期間は12ヶ月である。信用リスク管理部による個別審査の対象ではない貸出枠については、当行はECLの計算に24ヶ月の残存期間を適用している。

IFRS第9号に基づくモデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、実効金利（EIR）の近似値を適用する。これは通常、約定金利である。約定金利はECLモデル、利息の認識、およびECLの割引において一貫して用いられており、EIRと大きく異なるものではないため、適切な近似値であるとみなされる。

IFRS第9号の予想信用損失の計算における担保の検討

ECLモデルは、ある金融資産の残存期間中の各時点における担保のレベルを予測するものである。報告日現在、当該モデルはドイツ銀行の経済的資本モデルに適用されている既存の担保分配プロセスを使用している。このモデルでは、各適格担保の清算価値を関連する金融資産に配分し、各金融資産の担保付部分と無担保部分とを区別している。ECL算定においてその後、当行グループは、担保付と無担保のエクスポージャーについて上記LGDを適用し、担保付と無担保のエクスポージャーについて別々にECLを算定している。

ECLモデルでは、保証等の個人担保に関して、担保の相対的なレベルが長期的に安定していることを前提としている。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャー残高と担保価値は時間の経過とともに減少する。不動産等の現物担保については、ECLは担保の絶対価値が一定であると仮定する。償却対象となる貸出金の場合、エクスポージャーの担保付部分は時間の経過とともに増加し、融資比率はそれに応じて減少する。

特定の金融保証契約は、保証された金融資産にとって不可欠である。このような場合、金融保証は当該金融資産の担保とみなされ、保証による利益は保証された金融資産のECLを軽減するために用いられる。

将来予測的な情報

IFRS第9号では、信用損失引当金は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮した上で、不当なコストや労力を払うことなく入手可能な合理的かつ支持できる将来予測的な情報に基づき計上される。

将来予測的な情報を当行グループの信用損失引当金に盛り込むため、当行は以下の2つの主要な要素を用いている。

- 基本シナリオとして、当行グループは外部調査によるマクロ経済予測（GDPおよび失業率に関するコンセンサス等）を利用する。さらに、ストレス・テスト用に当初開発されたシナリオ拡大モデルが、外部のコンセンサス・データでカバーされないマクロ経済変数の予測に利用される。すべての予測は、これらの各変数の最も可能性の高い変動を反映して予測される。当行グループは、四半期におけるマクロ経済の要因に関する予測を定期的に更新し、また、潜在的なモデルの不正確性の側面（例えば、モデルにすでに含まれていない場合の、モデルの調整に使用された過去の範囲に含まれないIMEVパラメータ）をMEVの監視フレームワークの一部として見直し、オーバーレイの必要性を評価する。
- その後、統計的手法を適用して、基本シナリオ予測を、マクロ経済変数の確率分布に変換する。これらのシナリオは基本シナリオ予測との乖離を特定する。その後、シナリオの分布が、ステージ2の格付関連指標の箇所で前述したECLの計算や金融資産の信用の質の著しい悪化の識別に適用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎として用いられる。

当行グループのリスクおよび金融信用損失引当フォーラムは、最新のマクロ経済変数を含む将来予測的な情報の影響を四半期ごとに監視し、追加のオーバーレイが必要かどうかを判断する。金利とインフレは個別にMEVに含まれていないが、金利とインフレの上昇が予測に浸透するにつれて、これらのリスクの経済的影響は、GDP成長率、失業率、株式および信用スプレッドに反映される。2024年12月31日現在、ECLモデルに適用されたコンセンサス・データは、最新のマクロ経済の動向を反映しているとみなされ、MEVにおける関連するすべての不確実性を検討した結果、追加のオーバーレイの必要はなかった。

前述のとおり、将来予測的な情報をECLの計算に織り込む当行グループのアプローチでは、今後2年間から3年間の予測を、PDおよびLGDの予測に織り込んでいる。合理的かつ裏付け可能な経済的予測が可能な期間を超える期間については、過去に観測された債務不履行の傾向、格付遷移および回収実績を用いてECLを測定する方法に戻される。

以下の表は、2024年12月31日および2023年12月31日現在の、IFRS第9号に基づく当行グループのモデルに織り込まれているマクロ経済変数ごとの将来予測的な情報を示したものである。

適用された将来予測的な情報

2024年12月31日現在（注１）（注２）

	1 年目 (四半期平均)	2 年目 (四半期平均)
GDP - 米国	2.23%	2.04%
GDP - ユーロ圏	1.04%	1.19%
GDP - ドイツ	0.38%	1.14%
GDP - イタリア	0.74%	1.02%
GDP - アジア開発途上国	4.53%	4.26%
GDP - 新興国市場	4.11%	3.81%
失業率 - 米国	4.29%	4.20%
失業率 - ユーロ圏	6.46%	6.42%
失業率 - ドイツ	3.46%	3.40%
失業率 - イタリア	6.50%	6.76%
失業率 - スペイン	11.12%	10.93%
失業率 - 日本	2.48%	2.40%
不動産価格 - 米国CREインデックス	312.27	316.81
不動産価格 - ユーロ圏CREインデックス	107.75	108.39
不動産価格 - 米国住宅価格インデックス	325.05	333.47
不動産価格 - ドイツ住宅価格インデックス	152.78	158.19
不動産価格 - イタリア住宅価格インデックス	103.82	104.92
不動産価格 - スペイン住宅価格インデックス	1,959.68	2,000.70
株式 - S&P500	6,109	6,436
株式 - Eurostoxx50	4,965	5,162
株式 - DAX40	20,131	20,968
株式 - MSCI EAFE	1,069	1,112
株式 - MSCI Asia	1,602	1,630
株式 - Nikkei	38,972	39,582
クレジット - High Yield Index	312.32	358.66
クレジット - CDX High Yield	332.33	374.29
クレジット - CDX IG	56.50	64.29
クレジット - CDX Emerging Markets	177.90	202.59
クレジット - ITX Europe 125	62.15	68.66
コモディティ - WTI	70.46	65.85
コモディティ - 金	2,588.02	2,612.91

（注１） 2024年12月5日現在のMEV。2024年12月31日までほぼ変動はなかった。

（注２） 1年目は2024年度第4四半期から2025年度第3四半期、2年目は2025年度第4四半期から2026年度第3四半期。

2023年12月31日現在（注１）（注２）

	1 年目 (四半期平均)	2 年目 (四半期平均)
GDP - 米国	1.75%	1.31%
GDP - ユーロ圏	0.13%	1.08%
GDP - ドイツ	0.12%	1.30%
GDP - イタリア	0.33%	1.03%
GDP - アジア開発途上国	4.94%	4.37%
GDP - 新興国市場	4.08%	4.01%
失業率 - 米国	4.19%	4.40%
失業率 - ユーロ圏	6.67%	6.64%
失業率 - ドイツ	3.12%	3.13%
失業率 - イタリア	7.75%	7.68%
失業率 - スペイン	11.96%	11.67%
失業率 - 日本	2.58%	2.42%
不動産価格 - 米国CREインデックス	353.41	347.99
株式 - S&P500	4,514	4,621
株式 - MSCI Asia	1,293	1,297
株式 - Nikkei	33,188	34,051
クレジット - High Yield Index	404.65	418.52
クレジット - CDX High Yield	451.57	466.40
クレジット - CDX IG	70.04	72.12
クレジット - CDX Emerging Markets	195.16	192.83
クレジット - ITX Europe 125	73.09	72.21
コモディティ - WTI	82.52	83.56
コモディティ - 金	1,957.34	1,958.16

（注１） 2023年12月6日現在のMEV。2023年12月29日までほぼ変動はなかった。

（注２） 1年目は2023年度第4四半期から2024年度第3四半期、2年目は2024年度第4四半期から2025年度第3四半期。

モデルの感応度

当行グループは、IFRS第9号に基づくモデルに含まれる3つの主要なモデルの仮定を特定した。これらには、将来予測的なマクロ経済変数、借手に信用リスクの著しい増大がありステージ2に移すかどうかを判断するための定量的基準、およびステージ3の均質なポートフォリオに関するLGDの設定が含まれる。以下で、当行は、ECLモデルに適用されたこれらの主要な仮定が当行の基本ケースの予想から逸脱した場合の潜在的な影響に関する感度度分析を示している。

マクロ経済変数

以下の表は、主要なMEV予測の潜在的変動に対するECLモデルの感応度を示しており、2024年12月31日および2023年12月31日現在における、MEVの下方向シフトと上方向シフト（各グループに個別に決定された。）によるステージ1およびステージ2のECLに対する影響を示したものである。シフトの規模は1標準偏差の範囲で選択される。標準偏差は、確率変数の値の分布を表す統計的尺度である。これらのグループはそれぞれ同じカテゴリーのMEVで構成されている。

- GDP成長率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、アジア開発途上国、新興国市場を含む
- 失業率：米国、ユーロ圏、ドイツ、イタリア、日本、スペインを含む
- 株式：S&P500、Eurostoxx50、DAX 40、Nikkei、MSCI Asia、MSCI EAFE
- 信用スプレッド：ITX Europe 125、High Yield Index、CDX IG、CDX High Yield、CDX Emerging Markets
- 不動産：ユーロ圏CREインデックス、米国住宅価格インデックス、ドイツ住宅価格インデックス、イタリア住宅価格インデックス、スペイン住宅価格インデックス
- コモディティ：WTI原油価格、金価格

金利とインフレは、上記の一連のMEVに含まれていないが、これらのリスク要因の変動に伴う悪影響は、概して、ECLモデルに織り込まれている他の経済的予測に織り込まれており、当該悪影響には、GDP成長率の低下、失業率の上昇、信用スプレッドの拡大等がある。

さらに、感度度分析には、MEVグループ合算の影響のみが含まれる（すなわち、複数のMEVグループ間の潜在的な相関関係またはマネジメント・オーバーレイの影響は考慮されていない。）。ステージ3に係るECLの定量化は、各種ポートフォリオ向けのモデルベースのプロセスに沿ったものではないため、下表からは除外されている。

2024年12月31日現在の感応度には、2024年度より開始されたFLI LGDモデルの使用に伴う影響が織り込まれているため、同日現在の不動産価格に対する感応度は、2023年12月31日現在と比較して高くなっている。GDPに対する感応度の低下は、手法に用いるMEVの上下シフトを調整したことによるものである。当行グループでは従来、上下シフトを1年目と2年目のGDP成長率予測に適用していたが、現在は、1年目のみに適用している。これにより、すべてのMEVグループにわたり一貫して、MEV水準の変動が1年目の予測にのみ織り込まれるモデルに変更されている。

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - グループ・レベル

2024年12月31日現在				
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-66.4	-1pp	71.8
失業率	-0.5pp	-44.9	0.5pp	49.0
不動産価格（注2）	5%	-13.9	-5%	16.0
株式	10%	-14.1	-10%	17.8
信用スプレッド	-40%	-20.7	40%	24.2
コモディティ（注1）	10%	-7.7	-10%	8.7

（注1） ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。1pp（パーセンテージ・ポイント）は、例えばGDPが3%から4%に変動する。マイナス1%（パーセンテージの変動）は、例えば不動産価格が100から101に変動する。

（注2） ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレステストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

2023年12月31日現在				
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-80.4	-1pp	88.9
失業率	-0.5pp	-43.1	0.5pp	45.9
不動産価格	5%	-5.9	-5%	6.2
株式	10%	-9.0	-10%	12.2
信用スプレッド	-40%	-20.5	40%	22.8
コモディティ	10%	-8.5	-10%	9.2

部門レベルでは、当該感応度分析は2024年および2023年12月31日に終了した各事業年度について実施され、インベストメント・バンクについてはGDP成長率、信用スプレッド、コモディティ価格が支配的な要因であることが明らかになったのに対し、コーポレート・バンクとプライベート・バンクのモデルの感応度は主にGDP成長率と失業率の変動に関連している。プライベート・バンクのモデルの感応度の表は、基礎となるポートフォリオに関連する主要なMEVとして、GDP成長率と失業率のみを示している。

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - コーポレート・バンク

2024年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-18.2	-1pp	20.3
失業率	-0.5pp	-12.6	0.5pp	14.2
不動産価格（注2）	5%	-2.1	-5%	2.2
信用スプレッド	-40%	-4.5	40%	5.0
コモディティ（注1）	10%	-2.8	-10%	3.1

（注1） ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

（注2） ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

2023年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-18.1	-1pp	20.7
失業率	-0.5pp	-10.4	0.5pp	11.0
不動産価格	5%	-1.5	-5%	1.6
信用スプレッド	-40%	-3.8	40%	4.4
コモディティ	10%	-2.6	-10%	2.9

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - インvestment・バンク

2024年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-26.4	-1pp	28.9
失業率	-0.5pp	-11.0	0.5pp	12.1
不動産価格（注2）	5%	-8.6	-5%	10.2
株式	10%	-4.7	-10%	5.9
信用スプレッド	-40%	-13.5	40%	16.2
コモディティ（注1）	10%	-4.6	-10%	5.3

（注1） ここでは、シフトのプラス・マイナスは原油価格の変動に当てはまる。金価格については、プラス・マイナスが逆である。

（注2） ステージ3における既存および潜在的エクスポージャーも考慮した、CREポートフォリオに関連するより厳しいストレス・テストについては、上記の「商業用不動産」の項を参照のこと。

2023年12月31日現在

	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-30.6	-1pp	33.5
失業率	-0.5pp	-6.7	0.5pp	7.5
不動産価格	5%	-4.0	-5%	4.2
株式	10%	-3.3	-10%	4.4
信用スプレッド	-40%	-13.6	40%	14.7
コモディティ	10%	-5.5	-10%	5.9

IFRS第9号 - ステージ1およびステージ2で適用される将来予測的な情報の感応度 - プライベート・バンク

2024年12月31日現在				
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	18.3	-1pp	19.3
失業率	-0.5pp	-19.5	0.5pp	20.6

2023年12月31日現在				
	上昇に対する感応度		下落に対する感応度	
	上方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ	下方シフト	ECLへの影響 単位： 百万ユーロ
GDP成長率	1pp	-24.4	-1pp	26.3
失業率	-0.5pp	-22.4	0.5pp	23.3

ステージ1の借手の全期間の予想信用損失の影響

前述のとおり、当行グループは、影響を受ける借手が全期間のECL（ステージ2）への移行を必要とする信用リスクの著しい増大を決定するために、定量的基準と定性的基準の両方を利用している。ドイツ銀行がステージ1の借手すべてについて全期間の予想信用損失を計上した場合、2024年12月31日および2023年12月31日現在の当行グループの信用損失引当金それぞれ62億ユーロおよび57億ユーロは、2024年度末および2023年度末においてそれぞれ約34%および約38%増加することとなる。

ステージ3のLGDの設定

同質なポートフォリオのステージ3における当行グループの信用損失引当金は、2024年12月31日現在で30億ユーロ、2023年12月31日現在で22億ユーロである。ECL引当金を決定する際の主な要因は、個々のポートフォリオによって異なる、見積デフォルト時損失率である。デフォルト時損失率は、回収率、担保の売却による収入、およびキュアレートによる影響を受ける。ポートフォリオによっては、とりわけ予想キュアレートに関する専門家の判断が要因として含まれるものもある。すべての同質なポートフォリオのLGDが1%上昇した場合、ステージ3のECLは2024年12月31日現在において約26百万ユーロ増加し（うち、17百万ユーロがドイツ、5百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）、2023年12月31日現在で約22百万ユーロ増加する（うち、14百万ユーロがドイツ、5百万ユーロがイタリアおよび2百万ユーロがスペイン）。

IFRS第9号に基づくモデルアウトプットに適用されるマネジメント・オーバーレイ

当行グループは、IFRS第9号に基づく手法およびプロセス、ECL計算の主要なインプットを定期的に見直し、今後予定されるモデルの変更、潜在的なモデルの不正確性、またはその他の見積りの不確実性（例えばマクロ経済環境）について協議し、重要なオーバーレイの計上の必要性を判断している。さらに、現在のような地政学的環境においては特に、進化するリスクや新たに発生しつつあるリスクを定期的にレビューしている。講じている措置には、顧客を対象とした調査およびインタビューや、事業、地域およびセクター全体にわたるポートフォリオ分析が含まれる。さらに、当行グループは、主要なモデルのインプットと仮定（フィーダー・モデルのものを含む。）を定期的に見直し検証し、専門家の判断が適用される場合は、当行グループのリスク管理フレームワークに沿っていることを確認する。2024年12月31日現在、当行グループは、追加のオーバーレイが必要となるようなモデルの欠陥を識別していないが、ECLモデル関連の変更についてはオーバーレイが計上されている。

2024年度末現在、当行グループのIFRS第9号に基づくマネジメント・オーバーレイは、2023年度末の84百万ユーロに対し、124百万ユーロとなった（その結果、両期間とも信用損失引当金が増加した。）。2024年度第2四半期に、当行グループは関連モデルの改良に伴い、FLIに関するマネジメント・オーバーレイを削減し、その結果、予想ECLが増加した。さらに、当行グループは、モデルのパフォーマンスをレビューした後、2種類の新たなオーバーレイを導入した。これらは、将来の技術的実装のために計画されている借換リスクに関連するモデルの改良（見積りの変更を表し、オーバーレイ総額の大部分を占める。）により生じると予想される影響と、2025年度上半期に計画されているPDパラメータの再調整により生じると予想される影響とを前倒しするためのものである。

ECLの総合的な評価

ドイツ銀行のECLモデルが、2024年度を通じてマクロ経済環境のすべての不確実性を考慮していることを確認するために、当行グループは、新たに発生しつつあるリスクを引き続きレビューし、ベースラインおよび下振れの潜在的な影響ならびに当行の信用戦略とリスク選好を管理するために必要な取組みを評価した。これらレビューの結果、2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行は予想信用損失に係る引当金を適切に認識していると判断している。

上述のレビューの結果および主要ポートフォリオ指標の策定は、信用リスク選好および管理フォーラムおよびグループ・リスク委員会で定期的に協議される。必要な場合には、リスクを軽減するための措置が取られる。顧客格付は最新のマクロ経済の動向を反映するよう定期的に見直され、潜在的に重大なリスクが識別された場合、顧客はウォッチリスト（ステージ2）に移され、条件緩和措置が交渉され、与信限度枠と担保設定が見直される。全体として、当行グループは、日々のリスク管理活動と新たに発生しつつあるリスクの定期的なレビューに基づいて、ECL引当金を適切に計上していると考えている。

IFRS第9号に基づくモデルの結果

2024年度の信用損失引当金繰入額は、2023年度の15億ユーロから増加して、平均貸出金の38ベース・ポイント（bps）に相当する18億ユーロとなった。これは、第3四半期以降に当行が発表した目標範囲に沿った水準であった。この増加は、商業用不動産セクターにおけるリファイナンス時期の到来、特定の大規模法人の信用事由、およびポストバンクの統合に伴う一時的な影響によるものであった。厳しいマクロ経済環境と金利環境にもかかわらず、より広範なポートフォリオで、概して、想定通りのパフォーマンスとなった。

気候変動リスクについては、移行リスクおよび物理的リスクのエクスポージャーの上昇が予想信用損失（ECL）に及ぼす影響の見積りにより、2024年12月31日および2023年12月31日に終了した両事業年度において、信用損失引当金繰入額に対する調整が必要になることはなかった。

各セグメントに関連する信用損失引当金繰入額の詳細については、「セグメント業績」の項を参照のこと。

IFRS第9号の減損の要件に関連する当行グループの会計方針の詳細については、連結財務諸表に対する注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

信用リスクの管理および軽減

相手先レベルでの信用リスクの管理

信用関連の相手先は主に、与信チーム内の信用責任者に割り当てられる。与信チームは、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）経済圏（例えば、新興市場）または商品に応じて構成されており、必要に応じて専門の格付アナリスト・チームの支援を受ける。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、これらの高度に自動化されたリテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先について、継続的な信用監視を実施する責任を負う。ドイツ銀行はまた、リスク悪化／損失のリスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

ドイツ銀行が債務不履行／損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな新たな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを「ウォッチリスト」に記載する。ドイツ銀行は、リスクが増大する信用エクスポージャーを効果的に管理し、当行のリスク管理ツールが適切に利用され、潜在的な損失を最小限に抑えることができるよう、早い段階でこうした相手先を特定することを目指している。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見はドイツ銀行の与信カルチャーの基本理念であり、これらのポジションに対する経営陣の意識を高めることを目的としている。環境リスクは、現在、適切なリスク軽減戦略を整備せずに気候変動リスクおよび環境関連リスクに直面しているグループまたは相手先をウォッチリストに含めるといった裁量的判断のトリガーとなり得る要素とみなされている。

個々の相手先の与信限度枠は、信用リスク管理機能が、各信用責任者に割り当てられた与信権限を適用して設定する。これは、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、信用リスク管理が事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関しても同様である。与信承認は、各与信権限保有者による4つの目の原則の下での電子署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして相応であることの確保を支援するために、定期的にレビューされる。

必要な与信限度枠を設定するために与信権限が不十分な場合、対象取引はそれぞれの与信権限を有する与信権限保有者に照会されるか、または最上位の個人的権限を超える場合は適切な与信委員会に照会される。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。

相手先レベルでの信用リスクの軽減

ドイツ銀行では、内部格付や当行の相手先集中リスク・ガイドラインへの遵守によって相手先の信用の質を決定することに加え、信用リスクを緩和・保護する様々な技法を駆使して信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。これらの技法は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。

- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる様々な形式の担保。担保管理の主要な原則には、法的効力および強制力、慎重かつ現実的な担保評価、リスクと規制上の自己資本の削減、コストの効率性が含まれる。
- 当行の戦略的法人貸出（SCL）チームまたは事業体によって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクを第三者に対し移転するリスクの移転。証券化といったリスク圧縮ツールを利用する可能性もある。
- デリバティブおよび証券金融取引（レボ取引等）からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。
- 主に当行のカウンターパーティ・ポートフォリオ管理デスクを通じたCDS契約を用いた、CVAを含むデリバティブのカウンターパーティ・リスクのヘッジ。

担保

ドイツ銀行は、信用リスクにさらされる顧客から担保を受け取ること、または法的効力および強制力のある契約により合意された第三者により担保を提供されることについて定期的に合意しており、理由を付した書面による法的意見により文書化されている。担保とは、譲渡もしくは差入資産（資金提供）または第三者の債務（非資金提供）の形で信用保護であり、相手先の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。ドイツ銀行は通常、各事業にとって価値があり、かつ適格と認められるあらゆる種類の担保を対象としているが、特定の事業または地域においては、それぞれの市場の慣習に従い、または効率性の観点から、担保の種類を制限することがある。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、質の高い引受基準や、CRR第194条（9）に従った相手先の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

ドイツ銀行は、以下の2種類の信用保護アプローチを区分している。

- 金融およびその他の担保といった資金提供型信用保護は、相手先がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保／資産を清算することにより、ドイツ銀行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権またはトレーディング在庫の差入または譲渡担保、動産（例えば、工場、機械、船舶および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。すべての金融担保は、それぞれの信用エクスポージャーに対して定期的に（多くの場合は毎日）再評価され、測定される。不動産を含むその他の担保の価値は、内部および／または外部の専門家による定期的なレビューまたは再評価を含む確立されたプロセスに基づいて監視される。
- 保証担保といった非資金提供型信用保護は、法的契約に基づく債務を履行する相手先の能力を補完するものであり、このため相関関係にない第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよび（非資金提供）リスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。相関関係にある顧客のグループメンバー（通常、親会社）が提供する保証やハードコンフォートレターも認められ、承認された格付アプローチにおいて考慮される。保証人の投資不適格価格付の保証担保は限定されている。

ドイツ銀行のプロセスは、当行グループがリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには通常、実現可能および測定可能な担保または資産に関する法的効力および強制力のある文書整備のためのプロセスが含まれ、受入プロセスにおいて社内の専門鑑定人、適切な資格、スキルおよび経験を有する社内の専門チーム、または規制上のプロセスで義務付けられる適切な外部鑑定人によって評価される。適用される評価は、一般に認められた評価手法またはモデルに従っており、重要な気候リスク、物理的リスクおよび移行リスクの特定を含む。担保の種類に固有の適切な頻度で、また、関連するリスク・パラメータを考慮して、事象に応じたレビューにより、価値の継続的な正確性がモニターされている。価値の毀損の可能性が高かつ重要性がある場合には再評価が行われ、それに応じてその後のモニタリングが調整される可能性がある。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカット含めて保守的に実施されなければならない。ドイツ銀行は、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点においてドイツ銀行は、相手先のリスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。重要な相関リスクを伴う担保をどうしても受入れなければならない場合は、その評価において、その価値に対する潜在的な影響が保守的に検討される。保証担保といった非資金提供型信用保護については、保証人の信用度の分析プロセスが、信用関連相手先に関する与信評価プロセスとリンクされている。

担保の評価は、清算シナリオの下で検討される。清算価値は、担保の慎重な準備と秩序ある清算を通じて公正な価格を得るという基本ケースのシナリオにおける、担保の貨幣化／実現化による期待収益に等しい。担保は、時間の経過とともに価値が変動する（動的価値）か、そうでない（静的価値）かのいずれかである。動的な清算価値には通常、流動性や市場性の側面に対応するための、実現可能価額に対するセーフティ・マージンやヘアカットが考慮される。

ドイツ銀行グループは、特に下記の事項に基づき、適格担保に清算価値を割り当てている。

- 出発点としての担保の市場価値、および／または貸出価額、想定元本または額面価額。
- 担保の種類：担保付エクスポージャーの通貨と担保の通貨のミスマッチ（もしあれば）、満期のミスマッチ（もしあれば）。

- 適用される法的環境または法域（オンショア担保対オフショア担保）。
- 合意された終了条項に関連する市場の流動性およびボラティリティ。
- 借手の株式または有価証券を担保に供した場合（この場合は一般に、完全な相関関係があることから清算価値はゼロである。）等、借手のパフォーマンスと担保価値との間の相関関係。
- 物的担保の質、および訴訟リスクや環境リスクの発生可能性。
- 関連文書により規定されている、回収リスク（すなわち、平均清算期間における価格リスク、ならびに処理／利用／販売に係るコスト）を反映した、担保の種類ごとに決められたヘアカット（0～100％）。

担保のヘアカットの設定は通常、利用可能な過去の内部および／または外部の回収データ（適切な場合には、専門家の意見も利用可能である。）に基づいている。当該設定は、リスク管理部の専門家から提供される回収および評価に関する予測という形で、将来的な要素も組み込んでいる。異なる種類の担保の清算から予想される収益を考慮すると、それぞれの価値変動、市場特有の清算コストおよび期間、ならびに適用されるヘアカットは、0～100％の間で変動する。データが十分に入手できない、または決定的でない場合は、通常よりも保守的なヘアカットを適用しなければならない。ヘアカットの設定は、少なくとも毎年見直される。現在のデフォルト時損失率の計算では、清算価値の代わりに担保の市場価格を使用する、過年度に実証されている担保清算手順も考慮されている。』

リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化（重大なリスクの移転）を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの事業部門および／または当行の戦略的法人貸出によって行われる。

戦略的法人貸出は、当行のコーポレート・バンク部門およびインベストメント・バンク部門全体で、機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジ貸出ポートフォリオの一部およびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、戦略的法人貸出は業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

戦略的法人貸出は、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化（重大なリスクの移転）、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブとOTCデリバティブ（清算されているか否かは問わない。）の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、適用法および当行の金融契約ネットティング・担保に関する法的な方針および手続（KOD）（以下総称して「ネットティング方針」という。）に従い、証券金融取引（レボ取引、有価証券貸付取引およびマージン・レンディング等）にも適用される。デリバティブと証券金融取引の間のクロスプロダクト・ネットティングが特定のケースで使用される場合があるが、当行は規制目的でクロスプロダクト・ネットティングを使用することはない。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（CCP）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。法的に要求されている場合、または利用可能な場合、および当行の相手先と合意した範囲で、ドイツ銀行はCCPクリアリングをOTCデリバティブ取引にも利用する。

ドッド＝フランク法および関連する米国商品先物取引委員会（CFTC）の規則は、特定の相手先と取引する場合の限定的な例外はあるものの、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なCCPクリアリングを要求している。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（EMIR）、ならびに当該規則に基づく委員会委任規則(EU)第2015/2205号、(EU)第2015/592号および(EU)第2016/1178号は、特定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なCCPクリアリングを導入した。EU圏内での強制的なCCPクリアリングは、一定の金利デリバティブについては2016年6月21日に、特定のiTraxxベースのクレジット・デリバティブおよび追加金利デリバティブについては2017年2月9日に開始した。EMIRの第4条(2)により、管轄当局にはグループ内取引について強制的なCCPクリアリングを免除する権限があるが、これは、グループ内取引の完全連結や、適切な一元的リスク評価、測定および管理の手続の適用といった特定の要件が満たされている場合に限る。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含む複数の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関するクリアリングの免除を認められており、これを利用することができる。当行は2024年12月31

日現在、グループ内における多くの二者間の関係に関して、EMIRのクリアリング義務のグループ内免除を認められている。クリアリング義務の対象となる関連取引タイプにすべてのエンティティが参加するわけではないため、免除の範囲は異なる。こうした二者間の関係のうち、いくつかの関係は両エンティティとも完全免除が認められている欧州連合（EU）で設立されており、大半の関係は片方のエンティティが第三国で設立されている（以下「第三国関係」という。）。第三国関係では、クリアリング義務の対象となる新しい資産クラスごとに繰り返し適用することが要求され、このプロセスは2017年度中に実施された。「プレグジット」に伴い、一部のエンティティの地位がEUのエンティティから第三国のエンティティへと変更されたが、クリアリング免除の観点で、当行への影響はなかった。EMIRの改正が2024年12月24日に発効したことにより、グループ内取引におけるクリアリング免除の要件がいくつか変更されたが、原則として、ドイツ銀行は引き続き、既存のクリアリング免除を適用できる見込みである。

CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺（以下「ペイメント・ネットティング」という。）を規定しており、それにより当行の決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行のデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、債務不履行時にCCPが介在して清算されるすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング（以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。）も規定しており、それにより当行の信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定が法的に妥当で強制力があり、当行のネットティング方針に従って承認されたとドイツ銀行が確信する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、ドイツ銀行は当行の相手先と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する。ペイメント・ネットティングは随時、当行の決済リスクを軽減できるマスター・アグリーメントの条件に基づき、同一の支払日を有する複数の取引（外国為替取引等）について、相手先と合意される場合がある。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、ドイツ銀行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントが法的に妥当で強制力があり、クローズ・アウト・ネットティングが当行のネットティング方針に従って承認されているとドイツ銀行が判断する範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

ドイツ銀行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補完条項（CSA）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。CSAでは通常、対象エクスポージャーの定期的な（通常は毎日）証拠金授受を通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットティングと同様に、ドイツ銀行がCSAに強制力があると考える場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。ドイツ銀行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、ドイツ銀行のみに適用されるアグリーメントもある。ドイツ銀行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、ストレス・テストおよび流動性カパレッジ比率により流動性リスクを管理するアプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テストの結果」の表を参照のこと。

ドッド＝フランク法およびそれに基づくCFTCの規則（CFTC規則第23.504段落を含む。）、ならびにEMIRおよびそれに基づく委員会委任規則（すなわち、委員会委任規則(EU)第2016/2251号）は、マスター・アグリーメントおよび関連するCSAの強制使用を導入し、中央清算機関で清算されないOTCデリバティブ取引の締結前または締結と同時にこれらの実行を義務付けた。また、特定の文書化は、米国の健全性規制機関が採用する米国の証拠金規制により義務付けられている。米国の自主規制機関による証拠金規制により、ドイツ銀行は、他のデリバティブ・ディーラー、ならびに(a)米国の証拠金規制で定義されている「財務情報のエンドユーザー」であり、かつ(b)中央清算機関で清算されないスワップ、中央清算機関で清算されないクリアリングされていない証券派生スワップ、外国為替予約および外国為替スワップの前暦年の6月、7月および8月における日次平均想定元本総額が80億米ドルを超える当行の相手先に対し、当行のデリバティブ・エクスポージャーに関して当初証拠金を差入れ、回収することを要求されている。米国の証拠金規制はまた、上記に該当しないデリバティブ・ディーラーおよび特定の財務情報のエンドユーザーである相手先に対しても、当行のデリバティブに関して変動証拠金を差入れ、回収することをドイツ銀行に要求している。これらの証拠金規制には、当初証拠金に関して50百万米ドルの基準値が設けられており（ただし、変動証拠金に関する基準値は設けられていない。）、最低引渡額は両証拠金を合わせて500,000米ドルである。米国の証拠金規制は

大手銀行に対して2016年9月から、また変動証拠金に関する追加要件は2017年3月1日に発効されており、当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2022年9月まで段階的に発効されている。

EMIRの証拠金規制を実施する委員会委任規則(EU)第2016/2251号に基づき、CSAでは、基準値をゼロ、最低引渡振替額を500,000ユーロ以内として、日次評価および日次の変動証拠金の授受を規定しなければならない。80億ユーロを超える大きなデリバティブ・エクスポージャーの場合は、当初証拠金も差入れなければならない。EMIRにおける変動証拠金に関する要件は2017年3月1日付で発効しているが、当初証拠金に関する要件は当初2021年9月1日までに段階的に導入される予定であった。しかしながら、2021年2月17日に公表された法改正の期限が2022年まで延長された。委員会委任規則(EU)第2016/2251号の第31条に基づき、一定の要件が満たされている場合、EU加盟国は、一部のネットリング適用外の法域における相手先とは証拠金の交換を行わないことを決定することができる。EMIRの第11条(5)から(10)に基づき、管轄当局は、特定の要件が満たされている場合にグループ内取引について証拠金授受の義務を免除する権限を有する。これらの要件の一部はEMIRのクリアリングの免除(上記参照)と同じ内容であるものの、グループ会社同士の資金の即時振替または負債の返済に関して現行の、または予見される実務上の規制や法的規制がない場合等、追加的な要件も含まれている。当行は、この免除規定を利用している。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含む一部の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関する担保の免除を申請し、認められた。当行は2023年12月31日現在、db.com/legal-resources/european-market-infrastructure-regulation/intra-group-exemptions-marginingにおいて公表されている、グループ内における多数の二者間の関係に関して、EMIRの担保設定義務のグループ内免除を認められている。いくつかの二者間の関係については、EMIRの第11条(5)に基づき、両エンティティが同じEU加盟国において設立されていれば、申請または公表不要でEMIRに規定の証拠金免除を適用できる。第三国の子会社については、グループ内取引における免除は当初、2022年6月30日か、EMIRの第13条(2)に基づくEU委員会による同等の決定の公表から4ヶ月後のいずれか早い方までに限定されていた。ただし、同等の決定が適用可能な場合に事後免除申請が行われ受理された場合はこの限りではない。2023年2月13日、規則(EU)第2016/2251号の修正が官報に掲載された。この修正は、免除の終了日を2025年6月30日まで延長するものである。2024年12月24日には、EMIRの改正(規則(EU)第2024/2987号)が発効し、いわゆる「同等の決定」は、証拠金免除の要件ではなくなった。原則として、ドイツ銀行は、今後も引き続き、既存の証拠金免除を適用できる見込みである。

『

信用リスク軽減内における集中

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。集中リスクは、担保ポートフォリオ(第三者に対する複数の請求権や債権等)においても発生する可能性があり、それらは、適切な場合、評価プロセスおよび/または立入検査の中で保守的に考慮される。ドイツ銀行は、様々な手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動および潜在的な集中を監視している。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

『

ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

エンタープライズ・リスク管理(ERM)ポートフォリオは、ポートフォリオ・レベルで集中リスクを管理するための枠組みを定めている。これには、与信承認の文脈で考慮する必要のある、ドイツ銀行グループ、コーポレート部門、事業部門、法人、支店、国、産業レベルといった様々な側面において、信用リスク選好度を戦略的に設定、モニタリング、レビュー、報告および管理することが含まれる。ERMポートフォリオには単一口座への集中度を調整および監視する責任もあり、これは、与信責任者が相手先レベルで限度枠を決定する際に役立つガイダンスを提供している。さらに、ERMポートフォリオは、リスク種類別に見た当行のリスク・プロファイルについて包括的かつ全体的な概観を示している。

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。これらの類似性により、相手方が経済または業界の状況変化から同様の影響を受けるため、契約上の義務を履行できなくなる可能性がある。

ドイツ銀行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行グループの信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

新たに発生しつつあるリスクとポートフォリオの動向については、信用リスク管理責任者およびERMポートフォリオの責任者を含む上級信用リスク管理者からの代表者が参加して毎月開催される、信用リスクおよびポートフォリオ管理フォーラムで議論される。

業界リスク管理

業界リスクを管理するため、ドイツ銀行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。ポートフォリオは、少なくとも年に1回、定期的にレビューされる。このレビューでは、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、クロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストの結果を組み込む。最後に、この分析は、業界ごとの与信戦略およびリスク選好を定めるために使用される。業界ごとのリスク選好の設定においては、グループ全体の信用リスク選好を考慮している。

当行の業界別リスク管理フレームワークでは、各業界のサブ・ポートフォリオに含まれる相手先に対する与信限度総額の基準値がERMにより設定されている。リスク管理の目的上、産業部門全体の限度総額は内部リスクの観点に従っているが、これは本報告書の他の場所で適用されているNACE（Nomenclature des Activités Economiques dans la Communauté Européenne）コードに基づく観点とは必ずしも一致しない。最近のリスク動向について議論し必要なリスク管理措置について合意するため、エンタープライズ・リスク委員会向けの業界ポートフォリオ概略が定期的に作成される。

信用リスクに加えて、当行の業界別リスク管理フレームワークには、トレーディング可能な信用ポジションに係る基準値が織り込まれており、業界に関連する重要な非金融リスクの考慮も含まれている。

カントリー・リスク管理

地域および国の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理フレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、日本以外のアジア、中央東ヨーロッパ、中東およびアフリカ、ラテンアメリカの国々、ならびに特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク基準値が適用される。この基準値は、各相手先の主要な（マクロ）経済リスク、貸借対照表上の利益、法域またはその他の財務的依存関係を反映して各相手先に割り当てられた特定の「リスク発生国」に基づいて、すべての相手先について設定される。リスク発生国は、概して、該当相手先の「所在国」によって決まる。

カントリー・ポートフォリオは、ポートフォリオの規模、リスク・プロファイルおよびリスクの進展に応じて定期的にレビューされる。より大きな/よりリスクの高いポートフォリオは、少なくとも年に1回レビューされる。このレビューでは、とりわけ、主要なマクロ経済および政治的リスクの動向および見通し、ポートフォリオの構成および質、ならびに通常およびストレス下でのクロス・リスク集中を評価する。これに基づき、また、当行グループのリスク選好および戦略を考慮して、カントリー・リスクの選好および戦略がERMにより設定される。

国別基準値に加え、ギャップ・リスク基準値が、国別誤方向リスク・エクスポージャーを管理するために設定されている。そのため、リスク管理の目的上、すべての国におけるエクスポージャー総額は内部リスクに基づく観点に依っており、本報告書の他の場所で適用されている地域別エクスポージャーに基づく観点とは異なる場合がある。信用リスク以外では、当行のカントリー・リスクのフレームワークは、信用リスク・ポジション取引の市場価値総額を測定する、トレーディング・ポジションの基準値を含んでいる。新興市場については、特定の国のストレス・シナリオの下で当行のポートフォリオ全体のトレーディング・ポジションに及ぼす損益計算書上の影響を測定する市場リスク基準値も設定されている。さらに、上記の国々におけるドイツ銀行グループ事業体の資本やグループ内資金調達エクスポージャーに関する基準値も、これらのクロスボーダー・ポジションに固有のトランスファー・リスクを鑑みて設定されている。重要な非金融リスクも検討され、関連する場合には財務上の基準値設定の検討に織り込まれる。ドイツ銀行のカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを評価する上で主要な手法である。これらは以下を含んでいる。

- ソブリン格付（ERMリスク・リサーチにより設定および管理される。）：当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の指標。
- トランスファー・リスク格付（ERMリスク・リサーチにより設定および管理される。）：「トランスファー・リスク事象」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、介入がなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率の指標。

すべてのソブリン格付およびトランスファー・リスク格付は、少なくとも年に1回レビューされる。

気候変動リスクおよび環境リスクの管理

当行は、気候変動リスクおよび環境リスクの管理に特化した枠組みを設けている。この枠組みでは、ガバナンス、リスク特定および重要性評価、リスク選好、リスク監視、内部管理ならびにストレス・テストに関する主要な要件が定められている。

気候変動リスクおよび環境リスクの集中は、当行の主要委員会（エンタープライズ・リスク委員会、グループ・リスク委員会等）が専用の報告書を通じて監視しており、次の指標を用いて管理されている。

- 8つの優先セクター（石油およびガス（上流）、発電、自動車（小型車）、鉄鋼、石炭採掘、セメントならびに民間航空）について設けている当行の脱炭素化目標に関するリスク選好基準値、ならびに法人向け貸出金勘定に含まれる全貸出先の融資済み総排出量

- 各種ポートフォリオ（法人、ソブリンおよび金融機関）について設けている、気候変動リスク、気候変動がもたらす物理的リスクおよび自然関連リスクに関する早期警戒指標

当行の融資済み総排出量および／またはネット・ゼロ目標に重要な影響を及ぼす新規取引は、業務機能、リスク管理機能およびチーフ・サステナビリティ・オフィスに属する上級代表者で構成されるグループ・ネットゼロ・フォーラムがレビューする。このフォーラムのメンバーによるレビューには、顧客のサステナビリティに関する開示、移行戦略、脱炭素化目標およびガバナンスの評価が含まれる。新規取引は、ネット・ゼロ目標に沿ったドイツ銀行内部のセクター別リスク選好に合致するものでなければならない。2024年度には、グループ・レベルのセクター別リスク選好指標を事業部門別指標へと段階的に落とし込み、各部門の責任を高めるとともに、各部門における事業戦略を支援できる体制とした。これに関連して、コーポレート・バンクとインベストメント・バンク内に専任のネットゼロ・フォーラムを設けた。

商品／資産クラス特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、ドイツ銀行は、特定の資産クラスに係るリスク集中を管理できる枠組みを設けており、リスク管理のために必要な場合には、限度枠または基準値を設定している。ドイツ銀行の内部ポートフォリオ・リスク管理の目的上、資産クラスは、通常の運用状況と深刻なストレス下のいずれにおいても同様のパフォーマンスおよび動きを示す金融エクスポージャーのグループである。資産クラスのエクスポージャーは通常、同じ経済的要因および／または市場要素、ならびに商環境、法律および規制の動向に対して共通の特性または感応度を有している。このような特性または感応度に影響を及ぼす事象が生じた場合、当該資産クラスにおける取引も同様の反応およびパフォーマンスを示す可能性がある。これらは、当行のリスク管理部門が、大規模なテール・リスクが生じる可能性があるともなし、追加的な監視を必要とするポートフォリオである。当行グループ全体の信用リスク選好は、資産クラス別のリスク選好に関する限度枠または基準値の設定において考慮されている。

プライベート・バンクおよび特定のコーポレート・バンク業務は、モーゲージおよび消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオならびに企業顧客向け商品等、信用リスク特性が類似したポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を通じて管理されている。リスク分析はポートフォリオ・レベルで行われ、さらに事業部門および国／地域に区分される。ウェルス・マネジメントでは、商品および担保の種類や流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。

資本市場取引の引受

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的でドイツ銀行がコミットメントを引き受ける場合における、引受リスクのある取引に特に重点が置かれている。これらのコミットメントには、借入資本市場でのシンジケーションを目的とした銀行貸出の実行および債券発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。一部の引受コミットメントはさらに信用スプレッドの拡大の形でマーケット・リスクにもさらされているため、与信枠の売却または債券の発行に成功しないという固有のリスクは、売却の遅延、基礎となる貸出金の資金調達および価格設定リスクで構成される。該当する場合、ドイツ銀行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

ドイツ銀行が主にレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの事業部門を通じて実行しているレバレッジ貸出は、ドイツ銀行が引受を積極的に行っている主要な資産クラスである。このビジネス・モデルは、大部分が未利用の引受コミットメントを資本市場に分配することに焦点を当てた、報酬ベースの分配アプローチである。上記の分配および信用スプレッドの変動に係るリスクはこの事業部門にも当てはまるが、特定の想定上の限度枠およびマーケット・リスク限度枠の範囲内で管理されている。後者による管理では、事業の引受パイプラインを市場の歪みに対してもヘッジする必要がある。当行のレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットの事業部門の報酬ベースのモデルには、ドイツ銀行の貸借対照表上にあるシングル・ネームへのリスクの集中に対する制限的アプローチが含まれている。その結果、著しい集中を伴うことなくポートフォリオ全体が多様化する。結果として生じる長期のオンバランスシートのポートフォリオも、包括的な与信限度枠とヘッジのフレームワークの対象となる。

ドイツ銀行はまた、デット・キャピタル・マーケット・デスクを通じて、通常はM&A取引の資金調達に関連した、投資適格およびクロスオーバー格付の企業借手の支援に重点を置いた、重要な引受業務も行っている。これらのエクスポージャーは通常12～24ヶ月のブリッジ・ローンで、借手によるシンジケート・ローンおよび／または資本市場発行によって返済されることが予想される。ドイツ銀行は、これらのエクスポージャーについて市場売出しリスクや価格決定リスクは負わないものの、コミットメントの期間中は資金調達リスクと信用リスクに直面する。これらは、当行グループの想定引受限度額と業界集中の枠組みを通じて管理されている。

マーケット・リスクの管理

マーケット・リスクのフレームワーク

ドイツ銀行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場のインプライド・デフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。マーケット・リスクは、エクスポージャーに関する会計上、経済上および規制上の見解に影響を及ぼす可能性がある。

マーケット・リスク管理部は、ドイツ銀行の独立したリスク機能の一部であり、マーケットおよび評価リスク管理グループに属している。マーケット・リスク管理部の主目的の一つは、各事業部門のリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認されたリスク選好の範囲内に収まるようにすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスクテイク（以下「事業部門」という。）ならびに他の管理およびサポート・グループと密接に連携している。

当行グループは、マーケット・リスクを大きく異なる3種類のリスクに区分している。

- トレーディング・マーケット・リスクは、インベストメント・バンク部門のマーケット・メーカーおよび顧客サービス活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- トレーディング債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、バンキング勘定における主にトレーディング部門の活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行グループの年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理部のガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級経営陣への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行グループのマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および事業部門への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

マーケット・リスクの測定

当行グループでは、会計上、経済上および規制上の検討事項を組み込んだ包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

マーケット・リスクは、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスク測定手法によって測定される。

『

トレーディング・マーケット・リスク

当行グループのトレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行のリスク選好フレームワークを適用することである。取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、策定および合意された事業計画に基づいて、コーポレート部門および当該部門の個々の事業部門に配分する。ドイツ銀行のマーケット・リスク管理部では、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各事業部門の限度枠を設定するために、リーダーが事業部門との調整を行う。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスク種類を管理するための追加的および重要な補足的手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、事業計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各事業部門が限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部が設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。

内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

バリュー・アット・リスク（VaR）

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場変動が原因で公正価値ポジションにおいて生じ得る損失額を測る定量的指標である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュエーション・アット・リスクは、主に全面的再評価を用いるヒストリカル・シミュレーション・アプローチ（内部モデルアプローチ）に基づいているが、一部のポートフォリオは引き続き感応度に基づくアプローチに基づいている。このアプローチは、リスク管理と所要自己資本の両方に対して使用されている。

リスク管理VaRは、99%の信頼水準および1日の保有期間に合わせて調整されている。これは、当行グループの見積りでは、当行グループのトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。規制資本目的では、VaRモデルは99%の信頼水準と10日の保有期間に合わせて調整されている。

この計算は、過去1年の市場データをインプットとして使用するヒストリカル・シミュレーション技法を用い、当該1年の期間中のリスク要因間の相関関係を観察している。

VaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。VaRモデルに含まれるリスク要因のリストは定期的に見直され、モデル・パフォーマンスの継続的なレビューの一環として改善される。

当モデルは、主に、全面的再評価アプローチによって、線形的および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れているが、特定のポートフォリオについては感応度に基づくアプローチも利用している。全面的再評価アプローチでは、価格設定関数へのインプットとして、リスク要因の過去の変動を用いる。このアプローチは計算コストが高いものの、特にストレス・シナリオでは非線形的ポジションのマーケット・リスクをより正確に把握できる。感応度に基づくアプローチは、基礎となるリスク要因に対する感応度を、それらのリスク要因の過去の変動と組み合わせて用いる。

各事業部門について、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

VaRにより、当行グループは、公正価値エクスポージャーにわたって一貫した指標を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネッティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaRの結果を使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来事象（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年/2009年の金融危機のように）VaRによる将来の潜在的損失の過小評価を引き起こす可能性もあれば、（COVID-19のパンデミックのような）重大なストレスが生じた期間の直後に過大評価を引き起こす可能性もある。
- 保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルではすべてを把握できないリスクが存在する可能性がある（部分的にしか把握されないか、まったく把握されない。）。』

現在、当行のVaRモデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスは、さらなる開発および改善が行われている。これらのリスクの重要性の水準を決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。VaRに含まれないリスクは、リスク・ノット・インVaR（RNIV）のフレームワークにより定期的に監視され評価される。このフレームワークは、ヒストリカル・シミュレーション・アプローチと整合しており、これにより、手法に不足している項目の使用や資本化の可能性について、より正確に見積ることができる。

ドイツ銀行は、内部リスク・モデルの継続的な開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。

『

ストレス時のバリュエーション・アット・リスク

ストレス時のバリュエーション・アット・リスク（SVaR）は、ストレス時のバリュエーション・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行グループは、ストレス時のバリュエーション・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算す

る。ストレス時のVaRは、10日の保有期間で計算される。SVaRの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同じシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、過去の市場データと、重大な金融ストレス期（すなわち、高いボラティリティを特徴とする。）から観察された相関関係が、ヒストリカル・シミュレーションのインプットとして使用される点である。』

ストレス時のバリュー・アット・リスクの計算のためのストレス期間の選定プロセスは、過去の期間ウィンドウを用いて計算したVaRと現在のSVaRとの比較に基づくものである。過去のウィンドウにおいて、現在のSVaRよりも高いVaRが算出される場合には、さらに調査を行い、その後SVaRのウィンドウを適宜更新する。このプロセスは四半期ごとに行われる。

2024年度において、当行グループのストレス期間の選定プロセスは上記のとおり行われた。その結果、2024年度において様々な期間で用いられたSVaRのウィンドウには、2008年 / 2009年の金融危機および2011年 / 2012年の欧州ソブリン危機、ならびに2019年 / 2020年のCOVID-19流行危機が含まれた。

『

追加的リスクに係る自己資本賦課

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。当行グループは、コンスタント・ポジション・アプローチの下で資本ホライズンを1年、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）は、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRDに規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用する中核的な定量的ツールの一つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト（ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の特定ストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ）を実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。これらのストレス・テストはまた、様々な重要度をカバーしており、当行の収益の安定性と適正自己資本をテストするために設計されている。

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本

ドイツ銀行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本モデルであるスケーリングされたストレス時のVaRに基づくEC（SVaRに基づくEC）は、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト一式を通じて共通リスク要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケーリングされたバージョンのSVaRフレームワークを用いて算定されるが、業務特有のストレス・テストは、共通リスク要素において把握されない、より商品 / 業務に特有のリスク（複合ベース・リスク等）および高順位のリスクを把握するように設計されている。SVaRに基づくECは、モンテカルロSVaRフレームワークを用いている。

トレーディング債務不履行リスクに関する経済的資本

トレーディング債務不履行リスクに関する経済的資本は、当行グループのトレーディング勘定および公正価値バンキング勘定にわたる関連する信用エクスポージャーを把握する。トレーディング勘定のエクスポージャーは、格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中およびポートフォリオの基準値を通じてマーケット・リスク管理部により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの基準値は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト時エクスポージャー（現在の回収率による瞬間的なデフォルトの損益への影響）および債券の時価相当額（回収率0%によるデフォルト時エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、当行は、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。トレーディング債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポート

フォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレステストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各業務の所有者の限度枠利用度に関する報告書を作成する。

公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に準拠して、金融機関は、公正価値で測定されるすべての資産に対してCRR第105条の健全性評価の要件を適用し、必要な追加評価調整の金額をCET 1 資本から控除しなければならない。

ドイツ銀行は追加評価調整の金額を、委員会委任規則(EU)第2016/101号に定義されている手法に基づき算定した。

2024年12月31日現在の追加評価調整の金額は17億ユーロであった。2023年12月31日現在の金額は17億ユーロであった。前年度比での重要な変動はなかった。

2024年12月31日現在の追加評価調整を差し引いた予想損失の減少は96百万ユーロであり、これは追加評価調整が当行のCET 1 資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

トレーディング以外のマーケット・リスク

『

トレーディング以外のマーケット・リスクは、年金制度および保証といったバンキング勘定におけるトレーディング部門の範囲外の活動から主に発生し、取引に係る様々な会計処理に関して考慮すべき事項を組み込んでいる。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は、金利リスク（組み込まれているオプションおよび特定種の商品における変動パターンの変化からのリスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク（構造的な外国為替リスクを含む。）、株式リスク（株式報酬関連リスク、公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンデーション資産に対する投資を含む。）である。』

トレーディング・マーケット・リスクと同様に、当行グループのリスク選好および限度枠フレームワークは、トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーを管理するためにも適用されている。グループ全体では、これらのエクスポージャーの把握は、取締役会が、資産クラス全体において生じ得るあらゆるマーケット・リスクに対するエクスポージャーに備えるためのマーケット・リスク対応経済的資本を用いて定めるエクスポージャー限度枠、ならびにバンキング勘定に伴う金利リスクを踏まえた収益および経済価値に基づき定めるエクスポージャー限度枠をもとに捕捉される。これらの限度枠は、マーケット・リスク管理部によって部門レベルまたはポートフォリオ・レベルに分割される。トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャーの限度枠フレームワークをさらに補完するため、業務ごとに一連のストレステストが実施され、バリュー・アット・リスクおよび感応度の限度枠が、使用されているリスク指標に応じて日次または月次ベースで監視される。

バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスク（IRRBB）は、当行グループのバンキング勘定のエクスポージャーに影響を及ぼす金利の変動から生じる、当行グループの資本と収益の両方に対する現在または将来のリスクである。これには、バンキング勘定の金融商品の期間構造から生じるギャップ・リスク、異なる金利カーブを用いて価格が決定されている金融商品の金利の相対的変動による影響を表すベース・リスク、ならびにオプション・デリバティブ・ポジションや金融商品に組み込まれているオプション要素から生じるオプション・リスクが含まれる。

当行グループは、IRRBBのエクスポージャーを、経済価値および収益ベースの指標を用いて管理する。グループ財務部は、フレームワークの導入とリスク選好の遵守を評価および検証する第2の防衛線（LoD）としての役割を担うマーケット・リスク管理部とともに、金利リスクを一元的に管理するよう義務付けられている。第3のLoDとしての役割を担うグループ監査部は、リスク管理システムおよび内部管理システムの整備の適切性、運用の有効性および効率性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。グループ資産負債管理委員会（以下「ALCo」という。）は、バンキング勘定のリスクおよび純利息収益の管理に特に重点を置きながら、当行グループの構造的な金利リスク・ポジションを監督し、指揮する。ALCoは、金利カーブ等の主要な市場パラメータに対する財務資源および関連する指標の感応度を監視し、部門別/事業別の財務資源の下限の遵守を監視する。

経済価値ベースの指標は、会計処理とは関係なく、バンキング勘定の資産、負債およびオフバランスシート項目のエクスポージャーに関して、金利変動から生じた経済価値における変動を見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、バンキング勘定の経済価値の最大減少額としてエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を測定する。当行グループは、内部のストレス・シナリオおよびリスク選好度の報告について、本開示で使用されている様々なモデリング仮定を適用している。複数の通貨にわたるエクイティの経済価値の変動（EVEの変動）を集計する際、DBはプラスの変動にウェイトの要素を適用せずにマイナスとプラスの変動を合算する。さらに、金融機関からの満期の定めのない預金だけでなく、自己資本の利率デュレーションについても、動向モデル上の仮定を用いている。

収益ベースの指標は、所定のタイム・ホライズンにわたり、金利変動から生じる純利息収益（NII）の予想変動を、所定のベンチマークのシナリオと比較して見るものである。これにより、当行グループは、リスク管理のための内部ストレス・シナリオに加え、EBAが定義した6つの標準シナリオの下で、市場のインプライド・カーブのシナリオと比較した12ヶ月間の最大減少額として、純利息収益の変動を測定する。

当行グループは、トレーディング以外のポジションから生じる金利リスクを所定の限度枠内でヘッジする技法を採用している。トレーディング以外の資産および負債ポジションに起因する金利リスクは、財務マーケット・アンド・インベストメント部門を通じて管理される。そのため、当行グループはデリバティブ取引を利用し、公正価値ヘッジ会計やキャッシュ・フロー・ヘッジ会計といった、複数のヘッジ会計の手法を適用している。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の観点におけるヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。

「モデル・リスク管理」機能は、すべてのマーケット・リスクのモデルに関して、ドイツ銀行のグループ全体のリスク・ガバナンスのフレームワークに沿ったIRRBBの測定に使用されるモデルについて、独立した検証を行う。

VaRと金利リスクの感応度の計算は日次で行われ、経済価値の金利リスクおよび収益に対するリスクの測定および報告は月次で実施される。当行グループは通常、内部管理システムにおいて、本レポートの開示に関して適用されるものと同じ測定基準を使用する。

ドイツ銀行の主なモデリング仮定は、当行グループのプライベート・バンク部門およびコーポレート・バンク部門におけるポジションに適用されている。これらのポジションは、預金および貸出金商品に関する当行グループの顧客の行動が変化するリスクにさらされている。当行グループは、定められたガバナンスのプロセスに従い、当該仮定を定期的にテストし、適宜更新する。当行グループはとりわけ、金利上昇の初期段階で、預金の金利更改が想定よりも遅れることが観察された際に、当該仮定を変更した。

当行グループは、ポートフォリオの平均金利更改期間を決定するために、複製ポートフォリオ・アプローチを通じて満期の定めのない預金の金利リスク・エクスポージャーを管理している。複製ポートフォリオを構築するため、満期の定めのない預金のポートフォリオは、事業部門、通貨、商品および所在地といった側面によりクラスター化される。金利更改期間に影響を及ぼす主な側面は、市場金利に対する預金金利の弾力性、預金残高のボラティリティおよび観察可能な顧客の行動に基づく。報告期間において、こうした複製ポートフォリオすべてに割り当てられた平均金利更改日期間は2.40年であり、ドイツ銀行では最長の金利更改期間を15年としている。

貸出金商品および定期預金商品において、ドイツ銀行は顧客の期限前返済／引出行動を検討する。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。

さらに、当行グループは通常、契約上の通貨でIRRBB関連の測定基準を計算し、結果として得られた測定基準を報告目的で集計している。経済価値ベースの測定基準を計算する場合、純利息は貸借対照表において大部分が除外されている。

バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、主に財務部が保有する流動性準備金と、資産負債管理における金利リスク管理活動から生じるポジションにおいて、バンキング勘定における信用スプレッド・リスク（CSRBB）にさらされている。バンキング勘定における信用スプレッド・リスクは、独立した監視機能の役割を担うマーケット・リスク管理部門とともに、業務部門が、承認されたリスク選好の範囲内におさまるよう管理している。CSRBBエクスポージャーを測定および監視する対象には、公正価値で測定される資産および負債だけでなく、償却原価で会計処理されるポジションであって、その価格設定が観察可能な市場のベンチマークに連動しているものも含まれている。信用スプレッドの感応度および信用スプレッド・エクスポージャーのバリュー・アット・リスクの計算は、通常は日次で実行され、経済的資本およびCSRBB固有ストレス・テストの測定と報告は月次で実行される。

外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、インベストメント・バンク内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、残余リスクのみがポートフォリオ内に残るように、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のマーケット・リスク管理部の監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外のオープン為替リスクの大半は、現地資本の当行グループの報告通貨への換算、および関連する資本ヘッジ・ポジションから生じる。そのため、為替レートの変動に対する当行グループの資本比率の感応度を無効にするために、限定的な関連通貨については構造的な空売りポジションをとっている。

株式リスクおよび投資リスク

トレーディング以外の株式リスクは、主にバンキング勘定の非連結投資の保有および当行グループの株式報酬制度から生じる。

ドイツ銀行のバンキング勘定の非連結エクイティ投資の保有は、戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分される。戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、プライベート・エクイティ、不動産、ベンチャー・キャピタルおよびヘッジ・ファンドまたは投資信託に対する直接投資である一方、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産またはプライベート・エクイティおよび不動産に対するその他のレガシー投資資産は非戦略的性質である。

戦略的投資に関する投資提案、およびコミットされた目標に対する進捗状況とパフォーマンスの監視は、グループ投資委員会によって評価される。規模によっては、戦略的投資には、グループ投資委員会、取締役会または監査役会の承認が必要とされる場合がある。

信用リスク管理部の自己勘定投資は、リスク関連のガバナンスとオルタナティブ資産活動の監視に責任を有する。新規のまたは増額された自己勘定投資コミットメントのレビューは、エンタープライズ・リスク委員会によってオルタナティブ資産投資のリスク管理フォーラムとして設置された自己勘定投資コミットメント承認グループの担当業務である。自己勘定投資コミットメント承認グループは、その権限により投資を承認するか、その権限を超える案件については取締役会の承認を求めて提言を行う。取締役会は、また、エンタープライズ・リスク委員会の提言に応じて、業務部門および様々なリスク・ポートフォリオについて投資限度枠を設定する。

保有持分投資は、定期的に行われるグループ全体のストレス・テストおよび月次のマーケット・リスクの経済的資本の計算に含まれている。

年金リスク

当行グループは、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。年金制度におけるマーケット・リスクは、各年金制度の制度資産の時価の潜在的低下または年金負債の現在価値の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部は、確定給付年金制度に係る資産および負債のマーケット・リスクの定期的な測定、監視、報告および管理の責任を有する。年金制度におけるマーケット・リスクは、金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、長寿リスクを含むが、これらに限定されるものではない。当行グループの確定給付年金制度債務およびその管理の詳細については、「連結財務諸表に対する注記」の項の注記33「従業員給付」を参照のこと。

バンキング勘定に関するその他のリスク

資産管理業務におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

『

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスク管理フレームワーク

ドイツ銀行は、オペレーショナル・リスクに欧州銀行監督局によるシングル・ルールブックの定義、すなわち、「オペレーショナル・リスクは、内部プロセス、人およびシステムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味する。オペレーショナル・リスクには法的リスクを含むが、ビジネス・リスクおよびレピュテーション・リスクは含まれず、すべての銀行商品および活動に組み込まれている。」を適用している。オペレーショナル・リスクは、当行の非金融リスクのサブセットを構成している。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行が受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を規定している。当行は、日々の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスク事象（法規制の違反および不正行為等）について選好を設定しない場合があるが、事業目標を達成するために一定程度のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない場合もある。残存リスクがリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、リスクを是正すること、リスクに保険を掛けること、または事業を中止することを含め、リスク削減措置を講じなければならない。

オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、当行のオペレーショナル・リスクの識別、評価、軽減および監視に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的かつリスクに基づくアプローチを提供するために連携して機能するように設計されている。オペレーショナル・リスク管理フレームワークの構成要素には、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対する当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスク種類および管理の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセスの方針および手続き（各ツールを含む。）、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本モデルが含まれる。

組織およびガバナンス構造

日々のオペレーショナル・リスクの管理の主たる責任は該当リスクが発生する各業務部門および管理部門にある一方、非金融リスク管理部（NFRM）がグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視し、リスクの集中を識別して報告し、当行全体にわたるオペレーショナル・リスク管理フレームワークの一貫した適用を促進する。NFRMは、チーフ・リスク・オフィサーが率いる当行グループのリスク機能であるチーフ・リスク・オフィスの一部である。

チーフ・リスク・オフィサーはNFRMのリーダーを任命し、リーダーはオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（オペレーショナル・リスク資本モデルを含む。）の効果的、効率的かつ規制に準拠した設計、監督および維持に関して説明責任を有する。NFRMのリーダーは、グループ全体でのオペレーショナル・リスク管理フレームワークの実施を監視し、検証するとともに、全体的なリスク水準を当行のオペレーショナル・リスク選好に照らして監視する。

非金融リスク委員会は、当行グループの主要なオペレーショナル・リスクについてリスク横断的かつ総括的な視点を確立することにより、当行グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整を行う責任を有している。その意思決定および方針に関連する権限は、当行の業務部門および管理部門のリスク・プロファイルに影響を与え得るすべてのオペレーショナル・リスク問題のレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。第1および第2のLoDの双方から人員が出席する複数のサブフォーラムが、非金融リスク委員会を支援し、その任務を効果的に遂行する。グループ・レベルの非金融リスク委員会に加え、各業務部門でも、組織の様々なレベルのオペレーショナル・リスクについて監視と管理を行う第1のLoDの非金融リスク・フォーラムを設置している。

オペレーショナル・リスクのガバナンスは、金融リスクおよび非金融リスクのすべてのリスクを管理するための当行の第3のLoDアプローチに従っている。オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、第1および第2のLoDの中核的な役割とそれぞれの責任を含むオペレーショナル・リスク・ガバナンス基準を設定し、有効なリスク管理と適切かつ独立した検証に関する役割を確実にしている。

第1のLoDのオペレーショナル・リスク要件：第1のLoDとして、リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関して全面的な説明責任を有し、定義されたリスク選好に照らしてこれらを管理する。

リスク保有者とは、その活動がオペレーショナル・リスクを生じさせるような、または当該リスクにさらされている、当行における役割である。業務部門および管理部門のリーダーは、それぞれのオペレーショナル・リスクのプロファイルの識別、組織内におけるこれらのリスクの積極的な管理、リスク選好の範囲内に維持するためのオペレーショナル・リスクの軽減または受け入れに関する経営判断、ならびに第1のLoDの構築および維持のために、適切な組織構造を決定しなければならない。

第2のLoDのオペレーショナル・リスク要件：リスク種類管理責任者は、包括的なリスク種類である「オペレーショナル・リスク」の下にあるすべてのサブ・リスク種類の第2のLoD管理機能としての役割を担う。

リスク種類管理責任者はフレームワークを構築し、自らが管理する特定のオペレーショナル・リスクの種類に関するグループ・レベルのリスク選好文書を定義する。リスク種類管理責任者は、最低限のリスク管理および内部管理の基準を定義し、リスク保有者による日々のプロセスにおけるこれらの基準の実施ならびにリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、検証する。リスク種類管理責任者は、独立した立場でオペレーショナル・リスクを監督し、それぞれのリスク種類プロファイルを、所定のリスク選好に照らして監視する。リスク種類の専門家として、リスク種類管理責任者はリスク種類とその分類法を定義し、第1のLoDにおけるリスク種類のフレームワークの実施を支援し、促進する。独立性を維持するため、リスク種類管理責任者の役割は管理部門にのみ配置されている。

包括的なリスク種類である「オペレーショナル・リスク」のリスク種類管理責任者としてのNFRMのオペレーショナル・リスク要件：オペレーショナル・リスクのリスク種類管理責任者／リスク管理機能として、NFRMは包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワークの設定と維持、および当行グループのオペレーショナル・リスク資本の十分な水準を決定する。

- 第2 LoDのリスク管理機能として、NFRMは、オペレーショナル・リスク選好に関する当行のアプローチを定義し、その遵守状況、および所定のリスク選好を超えるオペレーショナル・リスクが発生した場合に起こる結果について監視する。NFRMは、リスクを監視し、必要であればリスク選好の範囲内に当行のオペレーショナル・リスクを戻すためのリスク軽減計画を管理する。また、当行のオペレーショナル・リスク・プロファイル（所定のリスク選好を超えるオペレーショナル・リスクのプロファイルを含む。）を設定し、定期的に報告する役割も果たす。
- オペレーショナル・リスクに関する特定分野の専門家として、NFRMは、将来予測的な情報も踏まえたオペレーショナル・リスク管理の促進に資する独自の見解を提示し、リスク保有者と積極的に協働し（第1のLoD）、当行全体におけるリスク管理基準および内部管理基準の実施を促進している。
- NFRMには、取締役会に提案する目的で、オペレーショナル・リスクに必要な資本について十分なレベルを決定するためのアプローチを設計、実施および維持する責任がある。これには、先進的計測手法（AMA）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要および予想損失の計算および配分が含まれる。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクに内在する広範なサブ・リスク種類を管理するため、オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、当行全体におけるオペレーショナル・リスクのすべての種類に適用される一連の手法およびプロセスを提供している。これらにより、当行グループのオペレーショナル・リスクに関するリスク選好に関係するオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。

2024年度においても、当行は、オペレーショナル・リスク管理を成熟化するための取組みを継続した。この取組みは、リスクおよび内部管理評価の粒度を高め、中央管理リポジトリをより効率の良いアプリケーションに移行し、リスク選好フレームワークを向上させることにより実現された。

損失データの収集：内部のデータおよび関連する外部のオペレーショナル・リスク事象（損益計算書に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすもの）は独自かつ適時に検証される。重要なオペレーショナル・リスク事象は、事業パートナー、リスク管理およびその他の管理部門の間で密接に連携して第1のLoDにおいて行われる教訓分析とリード・アクロス分析を明確に定義するきっかけとなる。教訓レビューは、重要なオペレーショナル・リスク事象の原因を分析し、その根本的な原因を識別し、再発の可能性を減らすための適切な是正措置を文書化する。リード・アクロス・レビューは、教訓プロセスでの結論を得て、教訓レビューで識別された類似のリスクおよび内部管理の弱点が、まだ問題または損失には発展していないとしても、当行の他の領域に存在するかどうかを分析する。これにより、予防措置を取ることができる。

シナリオ分析：オペレーショナル・リスク・プロファイルは、探索的シナリオ分析を日々のリスク管理活動に組み込むことによって補完され、さらに実証される。シナリオ分析は、リスク特定および管理ツールとして使用され、これにより、リスク所有者とリスク種類管理責任者は、当行の既存のオペレーショナル・リスク・プロファイルの潜在的なギャップを特定するための基礎として、リスクに対する潜在的なエクスポージャーを調査することができる。さらに、当行のオペレーショナル・リスク資本の計算のインプットとして使用される。シナリオの筋書きは、内部損失、新たに生じるリスクのレビュー、トップ・リスク、リスク集中度、検出事項および外部の同業他社のオペレーショナル・リスクの損失事象のレビューに基づくものである。実際および潜在的な将来の損失事象からの情報を体系的に利用することで、例えば詳細な分析やリスク・プロファイルのレビューを通して、テーマ別の感応度を特定し、同様のインシデントの可能性を積極的に減少させるよう努める。2024年度においては、潜在的なオペレーショナル・リスクをより正確に定量化できる「構造化シナリオ」アプローチを試験的に採用した。

リスクおよび内部管理評価：リスクおよび内部管理評価プロセスは、業務部門および管理部門から生じるリスクの一連のボトムアップの評価、それらを管理するために実施されている内部管理の有効性、ならびにリスクをリスク選好の範囲内に収めるために必要な是正措置から成る。リスクおよび内部管理評価は、グローバルの事業レベルで実施されるため、すべての管轄区域が対象となる。これは、当行グループの非金融リスク分類法（NFRIT）の該当するすべてのリスク種類を網羅する動的な評価手法を通じて、上級経営陣が、オペレーショナル・リスクが適切に管理および統制されているかどうかを判断できるよう設計されている。リスクおよび内部管理評価では、リスク選好を逸脱したリスクや、当行内の非倫理的で不適切な市場行為を助長するリスクの評価と軽減活動により重点を置いている。2024年度においては、固有のリスクに関する分析情報を入手し、所定のリスク選好とリスク・プロファイルとをより正確に比較できるようにすることを目的として、リスクおよび内部管理評価の粒度を高めた。

トップ・リスク：トップ・リスク報告プロセスは、グループおよび各部門にわたって最も懸念されるリスクを特定するための定期的なプロセスであり、リスクを軽減するための是正活動の確実な実施に加えて実施されるものである。関連するトップ・リスクの報告は、計画された是正措置と内部管理強化を含むトップ・リスク削減プログラムの影響について、削減の予想

期間を示しながら、将来予測的な視点を提供する。また、この報告には、将来的にトップ・リスクの母集団に影響を及ぼす可能性のある新たに生じるリスクとテーマも含まれる。トップ・リスクの識別プロセスは、リスクおよび内部管理の評価ならびにリスク選好度の両方と密接に関連しており、前者からリスク・エクスポージャーを、後者から選好度を抜き出し、トップ・リスクの母集団への情報提供を支援している。2024年度においては、トップ・リスク報告プロセスを廃止し、リスク選好プロセスに統合した。

改革リスク評価：当行内でのイニシアチブの重要な変更によるリスクを適切に識別および管理するために、改革リスク評価プロセスを整備し、改革（当行の将来における合併事業や戦略的投資を含む。）が当行のリスク・プロファイルおよび管理体制に及ぼす影響を評価している。この評価は、金融と非金融の各種リスクへの影響を考慮するもので、主要なイニシアチブとして分類されるイニシアチブのサブセット（通常、規制イニシアチブ、技術移行、是正イニシアチブ、戦略および組織変更が含まれる。）に対して必須である。

リスク選好：非金融リスク選好度は、当行が戦略を遂行するのに受け入れる意思のある非金融リスクの程度を反映している。非金融リスクの選好フレームワークは、組織全体のリスク選好度を定義するための共通のアプローチを提供し、この選好度に対するエクスポージャーを監視する。オペレーショナル・リスク・プロファイルは、差し迫った問題について関連組織に対し適時に警告できるよう、当行所定のリスク選好に照らして定期的に監視されている。2024年度においては、第1のLoDがその業務において運用しなければならない「運用条件」を導入することにより、残存リスク許容ゾーンをさらに強化した。これにより、特定のリスク種類に関するリスク選好を、選好の超過およびその結果を管理するための要件を含めてより正確に明確化することが可能になった。

検出事項および危機管理：検出事項および危機管理プロセスによって、既知の内部管理の脆弱性および不備に関連するリスクの軽減が促され、経営陣は、追加の是正措置やリスク許容の要否をリスクに基づき決定することができる。検出事項の管理プロセスからのアウトプットは、内部および外部のステークホルダーに対して、当行が積極的に内部管理の脆弱性を識別し、リスク選好の許容レベル内で関連するリスクを管理する手段を講じていることを示すものである必要がある。

フレームワークの遵守：オペレーショナル・リスク・フレームワークの遵守状況の監視は、第1および第2のLoDの主要なステークホルダーがオペレーショナル・リスク・フレームワークの構成要素の要求事項を満たしているか監督、監視およびテストするための重要な活動である。オペレーショナル・リスク・フレームワークの遵守状況の結果は、当該フレームワークの利用者に求められる実施上の改善点を積極的に特定し、当該フレームワークの設計に改善の余地があるかどうかを明らかにすることを目的としている。2024年度において、オペレーショナル・リスク・フレームワークの遵守状況の結果に関する管理が強化された。これにより、当該フレームワークの監視中に特定された、遵守における重要な不備は、特定された不備を適切に是正する方策が既に存在しない限り、「リスクが特定された問題」として第1または第2のLoDの責任に委ねられることになる。

オペレーショナル・リスク種類のフレームワーク

オペレーショナル・リスクは、当行グループのリスク分類法上のリスク種類であり、レピュテーション・リスクとともに、非金融リスクを構成する。オペレーショナル・リスク管理フレームワークは、規制当局および業界が設定したオペレーショナル・リスクの定義に基づき、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および軽減に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。これは、より詳細なレベルでオペレーショナル・サブ・リスク種類に適用され、当行がオペレーショナル・リスク・プロファイルを集約および監視できるようにする。これらのオペレーショナル・サブ・リスク種類は様々な管理部門によりコントロールされ、以下が含まれる。

- コンプライアンス部は、法令遵守を促進・強化し、当行内での法令遵守および倫理的行動の文化を推進することにより、当行が銀行免許を維持できるよう支援する機能を果たす、第2のLoD内の独立した管理部門である。コンプライアンス部は、業務部門の支援、審査および異議申し立てを行い、また、他の管理機能や規制当局と連携して、当行のリスク選好に応じて当行のコンプライアンス・リスクを管理するためのリスクベースのアプローチを確立および維持し、当行が法規制や内部ポリシーの違反を発見、軽減および防止できるよう支援する。コンプライアンス部の主たる活動には、規制および審査管理グループと連携して行う規制当局への対応および管理、新規の法規制や改正された法規制の特定および評価、信頼できる助言者として独立した立場で行う審査および異議申し立て、第2のLoDとしての管理、ならびにコンプライアンス・リスクの特定、評価、軽減、監視および報告がある。これらの評価および内部管理の結果は、取締役会や監査役会に定期的に報告される。
- 金融犯罪リスクは、金融犯罪対策（AFC）機能が、専門プログラムのメンテナンスおよび開発を通じて管理する。AFCのプログラムは、規制要件および監督要件に基づいている。AFCは、役割および責任を定義し、マネーロンダリング、テロの資金調達、制裁措置および禁輸措置の不遵守、ならびにその他の犯罪行為（不正、賄賂の授受、汚職、その他の犯罪等）から生じる金融犯罪リスクの識別と管理を行う専属の機能を設置している。AFCは、内部の方針、プロセスおよび管理の定期的な策定、機関特有のリスク評価および従業員研修により、金融犯罪防止に関する戦略を更新している。
- 法務およびグループ・ガバナンスは完全に独立した管理部門であり、取締役会と各業務部門および管理部門の双方に対して法的助言を提供すること、取締役会を支援してドイツ銀行のガバナンス・フレームワークを構築および維持すること、

当行の法務およびガバナンス・リスクを管理することをその任務としている。この機能は、法的助言の提供、社外弁護士との関係の維持および管理を独占的に行っている。

法務およびグループ・ガバナンスの独立性は、下記を通じて確保されている。

- 業務部門ではなく取締役会に直接報告する体制
- 業績評価が業務収益ではなく主にリスク管理実績と連動している、リングフェンス型報奨および報酬制度
- ドイツ銀行の新商品承認およびシステマティック・プロダクト・レビューの各プロセスは、新商品およびサービスとそのライフサイクル管理に関連するリスクを管理するために設計された内部管理フレームワークを形成している。これらのプロセスは、非金融リスク機能の商品ガバナンスによって監督されている。既存の商品およびサービスは、1年から3年のサイクルで見直され、それぞれのターゲット市場の特性や目的に合致しているかどうかを評価するよう設計されている。各商品およびサービスは、その商品およびサービスに対する最終的な説明責任を負うビジネス・マネジング・ディレクターがスポンサーでなければならない。新商品承認要件に違反した場合は、当行のレッド・フラッグ結果管理プロセスの対象となる。
- NFRM機能は、複数の非金融およびオペレーショナル・レジリエンス・リスクのリスク種類管理責任者である。その権限には、取引処理業務およびインフラ・リスクに対する内部管理の二次的な監督が含まれる。これらの内部管理の目的は、技術やプロセスの中断を阻止すること、データ、記録および情報セキュリティの信頼性、完全性および利用可能性を維持すること、ならびに技術的な停止、建物の停電、サイバー攻撃、自然災害、物理的セキュリティ・リスクまたは安全性リスクに起因する中断時に重要な業務プロセスおよび機能を復旧するための強固な計画を各業務部門および管理部門において確実に整備することである。NFRMのリスク種類管理責任者はまた、包括的な第三者リスク管理フレームワークを提供することにより、当行の内部および外部のベンダー契約から生じるリスクも管理する。

オペレーショナル・リスクの測定

ドイツ銀行は、先進的計測手法（AMA）に基づく技法を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。AMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。シナリオデータにより補完された、過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスク・データ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失を使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失を、ヒストリカル損失プロファイルにおいては単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年間にわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が、規制上の要件に適合した方法で純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その後、資本が、定性的調整および予想損失を控除した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本および経済的資本は、99.9%分位値から算出される。所要規制自己資本および経済的資本はいずれも、1年間にわたって計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。NFRMは、資本需要の定量化のアプローチを確立して維持し、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすることを目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

EU版バーゼル 自己資本比率規制（CRR3）の施行に伴い、オペレーショナル・リスクに備えるための所要規制自己資本は、2025年度以降、AMAの採用が廃止となる。代わりに、オペレーティング・リスクの計測には標準的計測手法が使用される。ドイツ銀行は所要経済的資本の計算には引き続きAMAを用いる予定である。

オペレーショナル・リスク資本の変動の要因

AMA資本の計算の設計上、ドイツ銀行のオペレーショナル・リスク資本需要は、主に過去の内部損失事象による影響を受ける。

当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルの範囲内の法的リスクとの関連性に鑑み、当行が、当行だけでなく銀行業界全体に影響を及ぼすような法的事項の進展を内部および外部のデータソースからの情報に依拠して検討する場合における、現在係属中の民事訴訟および規制執行事項の管理および測定に特に注目した。数年にわたる訴訟手続の性質を反映し、これらのリスクの測定ではさらに、法的事項のライフサイクルを通じて様々な段階でリスクを把握することによって、確実性のレベルの変化も考慮に入れている。

概念的には、当行は、所定の確率で超過しない年間のオペレーショナル・リスク損失を算定することにより、法的リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。この損失額は、IFRSの基準により当行の財務諸表に反映されている要素と、当行の財務諸表で引当金として反映されている金額を超える要素の影響を受ける。

当行が50%超の発生可能性があるとする法的損失は、IFRSに基づくグループの財務諸表に既に反映されている。これらの損失には、損失の発生可能性が高いとみなされ、IAS第37号に従って確実に測定可能な特定の期間における、既存および新規の訴訟に係る引当金の純変動が含まれる。

IAS第37号に基づく認識基準を満たさないため当行の財務諸表に引当金として反映されていない、不確実な法務的損失は、「規制自己資本需要または経済的資本需要」において考慮されている。

訴訟損失をAMAモデルで数値化するため、当行は過去の損失、引当金、偶発債務および法務的予測を考慮する。法務的予測は通常、潜在的な損失の範囲で構成され、引当金を上回る流出のリスクと、発生可能性が低いあるいは未知の事案に関連するとされる項目に関する調整をカバーしている。かかる予測は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは訴訟事項に対応する弁護士により、少なくとも四半期ごとに見直される。

AMAモデルで使用される「関連する損失データ」に法務的予測が含まれる。法務的予測の予測範囲は1年間の資本確保期間に制限されず、それを超える資本タイム・ホライズンとなっており、また、基礎となる損失が報告期間内に早期に解消されるものと保守的に仮定し、複数年にわたる訴訟事項の性質を勘案する。

『

流動性リスク管理

流動性リスクは、ドイツ銀行グループが支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的可能性から生じる。当行グループのリスク分類法では、流動性リスクの2つの側面（短期流動性リスクと構造的資金調達リスク）を区別しており、両者は一つの包括的な流動性リスク管理フレームワークに組み込まれている。当該フレームワークの目的は、戦略的計画の実行に欠かせない強固なガバナンスおよび管理体制を確立して、当行グループによる支払義務（日中決済義務を含む。）が、ストレス下にある状況を含めて常に履行される状態にし、流動性リスクおよび資金調達リスクを、取締役会が承認したリスク選好の範囲内に収まるよう管理するためのものである。当該フレームワークは、関連性があり重要なすべての流動性リスク要因を、オンバランスまたはオフバランスで考慮している。

流動性および資金調達リスク管理フレームワーク

取締役会は、グループ・リスク委員会による提言に基づき、当行グループの流動性および資金調達リスクの戦略を定め、リスク選好を設定している。取締役会は、少なくとも年に1回、リスク選好のレビューおよび承認を行う。リスク選好は、流動性リスクならびに当行グループの長期資金調達および発行計画を監視および管理するために、当行グループと、内部で定義している主要な流動性事業体（ドイツ銀行AG等）に適用されている。

流動性管理機能は流動性リスク管理フレームワークによって定義され、「リスク管理方針」に定められている3つのLoDに従って組織されている。コーポレート部門と財務部は、当行の流動性ポジションを最も効果的に管理し、事業活動を推進するために必要なステップを遂行する第1のLoDから構成されている。チーフ・リスク・オフィスは第2のLoDで構成され、流動性リスク管理フレームワークを定義し、リスク選好を含む第1のLoDによって実施される活動に対して、独立したリスク監視、異議申し立ておよび検証を行う責任を負う。グループ監査部は、第1のLoDと第2のLoDの両方の活動を監督する第3のLoDで構成されている。

グループ資産負債管理委員会は、取締役会のリスク選好および戦略に沿って、当行グループの貸借対照表および財務資源の調達と運用を最適化することを取締役会から委任されている、意思決定が可能な当行グループのガバナンス機関である。そのため、同委員会は、当行グループの資金調達戦略を定義、承認、最適化するという包括的な責任を有する。第2のLoDに関しては、グループ・リスク委員会が取締役会から委任を受け、重要なリスク関連事項に関する決定権を有している。さらに、主要なリスク管理原則、当行グループのリスク選好ステートメント、再建計画、緊急時資金調達計画、包括的なリスク選好度パラメータ、再建や上申に係る指標等、取締役会の承認事項をレビューし、推奨する。

当行グループの流動性リスク管理の原則は、「当行グループの流動性リスク管理方針」に文書化されており、そのフレームワークは「グローバル流動性リスク・フレームワーク」および「グローバル資金調達リスク・フレームワーク」の両文書に文書化されている。方針およびフレームワークの両文書は、8つの主要なリスク管理慣行（リスク・ガバナンス、リスク組織（3つのLoD）、リスク文化、リスク選好と戦略、リスクの識別と評価、リスク軽減と管理、リスクの測定と報告、ストレス計画立案と実行を含む。）に従うものであり、これらのリスク慣行が流動性リスクにどのように適用されているかを説明している。上記各慣行に関する個々の役割および責任は、グローバル・レスポンスビリティ・マトリクスにおいて説明および文書化されており、同マトリクスは、関係するすべてのステークホルダーに役割と責任に関する一層の明確さと透明性を提供するものである。流動性リスク管理機能が発行する追加的な手順書および補足文書（グローバル文書とローカル文書の両方）はすべて、流動性リスクに係る慣行に特有の要求事項をさらに定義している。当該文書はいずれも「流動性リスク管理方針」の従属文書であり、当該文書には流動性リスク管理方針が定める基準が適用される。

欧州中央銀行の監督上の検証・評価プロセス（2018年11月に発行された修正版内部適性流動性評価プロセスの要件を含む。）に従って、当行グループは内部適性流動性評価プロセスを実施している。当該プロセスは評価および文書化され、取締役会により少なくとも年に1回レビューされ承認されている。

年次の戦略計画策定プロセスの一環として、戦略計画が当行グループのリスク選好に引き続き従っていることを確実にするため、財務部は予想される取引水準に基づき、米ドルの通貨エクスポージャーを含む主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。

リスク選好および管理設定

当行グループの流動性リスク選好は、定性的原則やそれを裏付ける定量的指標を通じて、「リスク選好ステートメント」に示されており、「リスク選好方針」で定められた基準に準拠している。このリスク選好ステートメントはさらに、リスク選好に基づく「主要な上限」、一連の追加の上限、基準値、早期警戒指標から構成される流動性リスク管理フレームワークによって支えられている。

ドイツ銀行は、規制上の第1の柱と内部ストレス指標（第2の柱）を対象とする、専用のリスク選好フレームワークを導入し、当行グループの流動性ポジションが、当行グループ全体レベル（連結ベース）、主要な流動性事業体全体レベルおよび各通貨全体レベルでバランスが取れていることを確保している。

財務部は、一連の関連測定基準について定められたリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、業務レベルのリスク限度を含む複数のツールを導入して、リスク選好の各側面を部門レベルに落とし込み、業務レベルのリスク限度の遵守を容易化している。そのため、財務部は、委任された権限の下、業務ポートフォリオ内の流動性の基礎となるリスク特性を識別、分析および監視するために、流動性リスク管理部および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動や市場イベントから生じる当行グループの流動性ポジションの変化に関して、定期的に協議している。

さらに、当行グループは、地域の流動性指標のすべてが、定義されたリスク選好に準拠して管理されることを、流動性に関連する各エンティティレベルで確認している。ローカル・レベルでの余剰流動性は、ドイツ銀行AGのハブ拠点においてプールされ、ローカル・レベルの流動性不足はこれらのハブ拠点からの支援によって補うことができる。企業間の流動性の移転は、流動性カバレッジ比率（LCR）、安定調達比率（NSFR）といった第1の柱の指標や、第2の柱の指標であるストレス時の正味流動性ポジション（sNLP）の準拠を考慮した、当行グループの流動性管理機能のほかローカル・レベルの流動性管理者が関与するグループ企業間資金移転承認フレームワークの対象となる。企業の余剰流動性であって、規制上の貸付要件等により他のグループ企業への流動性移転が制限されているものは、移転不可とみなされ、連結グループ余剰流動性の計算には含まれない。

取締役会は、週次の流動性ダッシュボードを通して、リスク選好や内部および市場の指標といった主要な流動性指標に対する当行グループの実績について報告を受ける。

流動性リスクの監視および管理

ファイナンスの流動性および財務報告・分析（LTRA）チームおよびグローバル・レポーティングチームは共同で、規制上の流動性に関する対外報告（第1の柱）および当行グループの流動性リスクに関する経営陣への内部報告（第2の柱）の両方を正確かつ適時に行う全体的な責任を負う。さらに、流動性および財務報告・分析部は、財務部および流動性リスク管理部の双方の流動性リスク・フレームワークとそのガバナンスを支援するために、管理情報システムとそれに関連する分析の開発に関する責任を負う。』

流動性カバレッジ比率

規制上およびリスク選好上の主要な上限であるLCRは、30日間のストレス・シナリオにわたる当行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、正味キャッシュ・アウトフロー合計（連結通貨ベースにおける30日間の契約上のエクスポージャーと所定のモデル化されたエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、ストレス時のシナリオにおける流動性の調達に使用できる高品質の流動資産の金額として定義されている。

最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

流動性管理を支援するため、ストレス時の正味流動性ポジション（sNLP）も計算および監視している。内部流動性ストレス・テスト（sNLP）とLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、sNLPにおける負債性有価証券とLCRの高品質の流動資産の区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行グループの内部流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRに明確に反映されていない。

安定調達比率

安定調達比率は、当行の構造的資金調達プロファイルを評価するための規制上およびリスク選好上の指標である。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求することで、中長期的な資金調達リスクを低減することを意図している。当該比率は、各種オンバランス資産に関する所要安定調達額（様々な保有資産の流動性の特性に応じた所要安定調達額の水準）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な/継続的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

リスク選好に基づき、当行グループならびにすべての主要な流動性事業体および流動性関連事業体に対し、NSFRの上限が設定され、各規制要件が遵守されている。

P

流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

グローバルの内部流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するために用いられている。これは日々のオペレーショナルキャッシュ管理プロセスを補完するものである。契約条項および顧客行動情報をもとにモデル化されたキャッシュ・フロー情報に基づく長期流動性戦略は、資金調達マトリクスとして知られる長期的指標に示されている（詳細については、以下の「資金調達リスク管理および資金調達の分散」項を参照。）。

グローバル流動性ストレス・テストのプロセスは、各リスク選好について財務部により管理される。財務部は全体の手法の設計、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をストレス・テストの結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定に責任がある。流動性リスク管理部は、ストレス・シナリオを定義する責任がある。モデル・リスク管理部が定める方針および手順に基づき、流動性リスク管理部とモデル・リスク管理部は、流動性リスク・モデルに対して独立した検証を実施する。ファイナンスの流動性および財務報告・分析チームとグローバル・レポーティングチームは、財務部、流動性リスク管理部、グループ戦略分析部およびITと連携してこれらの手法を実施し、ストレス・テストの計算を行う責任がある。

当行グループの流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス事象の影響を説明および評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析が使用される。ドイツ銀行は、当行グループのストレス時の正味流動性ポジションを計算するための厳選された4つのシナリオを有している。これらのシナリオは、当行グループが経験し得る潜在的な結果を把握するように設計されている。最も深刻なシナリオは、市場全体の事象および固有のストレス事象（ドイツ銀行の格付引下げを含む。）の組み合わせから生じる潜在的な結果を見積る。この各シナリオの下で、異なったタイム・ホライズンおよび複数の流動性リスク・ドライバーにおける流動性ストレス事象の影響が、すべての事業ラインおよび商品分野を対象として、すべてのポートフォリオおよびバランスシートを含めて検討される。このシナリオ分析の結果は、エンタープライズ・リスク管理部が実施するグループ全体のストレス・テストに用いられる。このテストは、定義されている他のリスク種類と合わせて流動性リスクを分析し、資本ポジションと流動性ポジション双方への影響およびその相互作用を評価するものである。

さらに分析には、貸出枠の利用、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローといった、ストレス下で発生する可能性がある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求が含まれる。次いで、対策（ストレス事象下において発生したアウトフローを埋め合わせるために当行グループが取る措置）が検討される。これらの対策には、当行グループのビジネス・モデルに重要な影響を与えることのない、当行グループの流動性準備金の利用、およびその他の制約を受けない市場性のあるその他の資産からの流動性の創出が含まれる。

ストレス・テストは、流動性リスク管理に関連して、定義されたエンティティについて、グローバル・レベルで実施される。ストレス分析は、8週間のストレス・ホライズンをカバーする。この期間は、グループ・レベルで流動性が積極的に誘導および評価される流動性危機において最も重要な期間と考えられる。すべての通貨を総合したストレス・テストに加え、重要な通貨（すなわち、ユーロおよび米ドル）ごとのストレス・テストが実施される。グローバル・レベルと米国レベルの流動性ストレス・テストでは、12ヶ月間についてもカバーしており、これに応じて、主要なリスク選好限度も設定されている。気候／ESGに関連する事象等、当行グループに影響を及ぼす可能性のある潜在的な下振れ事象の影響を反映するため、特別な分析が実施される場合もある。リスク・ドライバーならびにオンバランスおよびオフバランスの商品からの流動性フローを反映するために関連するストレスの仮定が適用される。一連のストレス・テストのシナリオおよび仮定は定期的にレビューされ、ストレス・テストの手法が改善された場合に更新される。

資金調達リスク管理および資金調達の分散

資金調達管理

ドイツ銀行は、規制ガイドラインに従い、固有の資金調達リスクを測定する一連の内部指標を開発した。これらは、第1の柱に係る要件に加えて、リスクの管理および制御において考慮される。

当行グループは、預金、無担保ホールセール資金調達、資本市場発行、担保付資金調達を含む幅広い資金源に依存している。これらの資金源は、2種類の形で当行の流動性ポジションの保護に寄与している。第一に、ストレス事象は資金調達市場に様々な影響を与える可能性があるため、十分に分散された資金調達ポートフォリオを維持することで、これらの事象の影響が平均して軽減される。第二に、流動性ストレスが発生した場合、幅広い資金調達源にアクセスできることで、様々な資金調達市場を利用する当行グループの能力が大幅に向上する。商品間の分散は、担保付および無担保の資金調達源の両方について、テナーの集中および相手先の集中を監視するためのリスク限界値によって補完されている。

ドイツ銀行グループの資金調達ポジションの安定性は、様々な形態の業界リスクによって不利な影響を受ける可能性がある。当該リスクは、中長期的で構造的な傾向を示すことが多く、経済および当行のバランスシートに長期的で大きな影響を及

ばす可能性がある。ドイツ銀行は、新たに発生しつつあるリスクについて特別な分析を行い、その傾向が資金調達ポジションに与える影響を評価して、必要と判断された場合には軽減措置が適時に講じられるようにしている。さらに、財務部は、重要な資金調達市場における現在の市場アクセス情報を毎月評価し、その結果を取りまとめてグループ資産負債管理委員会に提示している。

ドイツ銀行が、当行グループの資金調達プロファイルのうちタイム・ホライズンが1年を超えるものを監視および管理するために用いているツールは、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資産および負債を、基礎となる契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケットにマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、一定期間中に起こり得る流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。流動性プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の満期プロファイルが流動性プロファイルを適切に反映していない場合、または満期の定めのない商品である場合は、満期が、基礎となるモデリングの仮定により置き換えられる。』

資本市場発行

債券発行の主な目的は、コスト的に最適な方法による中期的な資金調達である。債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカバード・ボンドを含んでおり、当行グループの重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、資産負債管理委員会での承認を受けた後、年次の長期資金調達計画をグループ・リスク委員会が提言を行えるよう提出し、その後取締役会から承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行グループの資本市場発行は、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

『

ドイツ銀行は、抵当ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）を発行できるライセンスを有しており、仕組みカバード・ボンドを発行するプログラムを維持している。2024年度には、ファンドブリーフ債のプラットフォームを、コーラブル・ファンドブリーフ債に対応できるものに拡充し、投資家に提示する金融商品の幅をより広げた。また、当行グループは引き続き、スペイン法（Cedulas）に基づきカバード・ボンドを発行するためのプログラムを運用している。2023年度に、ドイツ銀行は中国での初取引を通じて投資家基盤をさらに多様化させた。この取引の中核であるいわゆるパンダ債の発行は、2024年度中に拡充された。2020年度以降、当行グループは、グリーン・ボンド・フレームワークを維持しており、このフレームワークを用いて、機関投資家と個人投資家の双方にグリーン債を発行している。さらに、複数の仕組みグリーン債、初めてのグリーン預金とグリーン買戻契約（レポ）が実施された。2024年度には、サステナビリティ・フレームワークを、ソーシャル・アセットに対応できるものに拡充した。このフレームワークは、2024年7月における初のソーシャル・ボンド発行において初めて活用された。』

リスクの軽減

『

高品質の流動資産

高品質の流動資産（HQLA）は、LCRに反映される第1の柱の計算であり、リスク選好に応じた主要な上限となっている。HQLAは、利用可能な現金および現金同等物、ならびに抵当権の設定されていない流動性の高い有価証券（国債および政府保証債を含む。）から構成され、ストレス事象において最も容易に入手可能で最も重要な対策となる。』

主要な通貨にわたる当行グループのHQLAの大部分は、親会社および当行グループが活動を行う重要な拠点の在外支店の中央銀行口座、ならびにストレス時の期間におけるリスク軽減のためだけに設定された、財務部が管理する専用の戦略的流動性準備金ポートフォリオで集中的に保有される。

資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランスの資産から構成されている。通常、カバード・ボンドまたはその他の自己証券化によるストラクチャー商品等の長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約が課されるが、その一方で、債務および株式を担保とした上で融資を行うのはインベストメント・バンク部門の通常の活動である。さらに、規制上の資産の制約の報告に関する欧州銀行監督局の規制技術基準に従って、決済システムに供された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備預金等）は制約を受ける資産とみなされる。また、当該欧州銀行監督局のガイドラインに基づくデリバティブの未収委託証拠金資産も、制約を受ける資産に含まれる。

資金移転価格

FTPは、資金調達やそれに伴う流動性リスクに関連する費用や利益（報酬）を、該当企業のリスク選好に沿って管理するための、費用配分および業務運営ツールである。FTPは、当行グループからの積極的な管理および資金調達が必要なバランスシート項目を有するすべてのコーポレート部門および事業体に適用され、（ ）基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、（ ）流動性価値に従った負債の価格決定、および（ ）適切な高品質の流動資産を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクの費用および便益は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的成本を反映する市場価格に基づいて当行グループの事業部門に配分される。財務部は、当行グループの流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。

追加情報については、連結財務諸表に対する注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

『

緊急時資金調達計画

ドイツ銀行のグループ緊急時資金調達計画は、実際の、または予想される流動性ストレス事象に当行グループがどのように対応するかを概説している。これは、当行の資金調達能力に潜在的な混乱が生じた場合に対応するための規定、手続き、行動計画を定めたものであり、資金調達および／または当行が流動性指標に違反した場合に取るべき措置が含まれている。緊急時資金調達計画は、その発動のためのガバナンス体制を概説し、流動性指標の枠組みを提示することで、流動性ストレス事象の発生時に、市場の状況悪化を適時に特定し、コミュニケーションや調整を含め、取るべき行動を迅速に決定することを可能にするものである。ドイツ銀行は、定義された危機的状況下における偶発事象、回復、および破綻のシナリオにわたって資本および流動性の監督責任を負う、財務資源管理評議会を設置している。』

エンタープライズ・リスク管理

エンタープライズ・リスク管理部（ERM）は、リスク種類、事業、地域にわたって、当行のリスク・プロファイルの全体像を提供する。主な責任には以下が含まれる。

- リスク管理基準の設定等、包括的なリスク管理方針を定める。
- 当行の包括的なリスク選好を設定および監視し、事業および事業体に落とし込む。
- 新たに生じるリスクと動向の分析、将来予測的なストレス・テスト、ポートフォリオの集中、詳細な分析、特別な事象報告を通じて洞察を提供する。
- 気候変動リスク管理フレームワークを開発および管理する。
- 上級経営陣や規制当局を含む主要なステークホルダーにリスクの報告と分析を提供する。
- 信用リスクに対するリスク管理機能としての役割を果たす。

戦略リスク

戦略リスクは、誤った事業計画、事業計画の効果的ではない実行、または計画の重要な乖離に効果的に対応できないことに起因して収益が計画に達しないリスク（その他の重要なリスクを除く。）である。戦略リスクは、マクロ経済環境に対する当行のエクスポージャー、競争環境の変更、および規制や技術面での進展から生じる。また、戦略リスクは、戦略的ポジショニングのミス、当行による計画された戦略実行の失敗および／または計画目標より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略計画は毎年策定され、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。計画は、その仮定、信頼性、整合性の観点から繰り返し見直しが行われる。当年度において、事業戦略の実行は、目標に対する実績を評価するために、定期的に監視されている。このプロセスに関するさらに包括的な説明は、「戦略的および資本計画」の項に詳述されている。

戦略リスクは、極端であるが現実的な市況下における、12ヶ月間のコスト削減では相殺しきれない税引前利益の予期せぬ未達によって引き起こされる潜在的損失を定量化する専用のリスク・モデルによって測定される。戦略的リスク選好も、専用の指標を通じてグループ全体で設定されている。

エンタープライズ・リスク管理部は、戦略的リスクを独立した立場で管理する機能である。リスク選好設定や遵守状況の監視を含むフレームワークが、エンタープライズ・リスク管理部が定めている管理基準に沿って導入されている。

資本リスク

資本リスクは、ドイツ銀行が、平常時およびストレス状況下において、既存および計画中の事業活動ならびに関連リスクを支えるのに十分な水準または構成の資本供給ができないリスクと定義される。ERM部が、当行の包括的なリスク選好を設定して業務部門に割り当てる際に利用可能な資本資源を考慮に入れる。

当行の資本リスク・フレームワークは、ドイツ銀行がさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を継続的に維持することを目的とする複数の要素から構成されている。このフレームワークは、銀行全体の戦略計画プロセスに強固に統合されており、ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセスと密接に結び付いている（詳細は、「内部自己資本評価プロセス」の項を参照のこと。）。財務部は、各業務部門とともに、関連するリスクの主要なリスク管理者となっており、第1のLoDとされる。財務リスク管理部（TRM）は、資本リスクに対して第2のLoDとして機能する。

財務部は、資本リスクをグループ・レベルで、また、ローカル・レベルにおいて適宜管理している。これには、資本性金融商品の発行および買戻しの管理が含まれる（詳細は、「資本管理」の項を参照のこと。）。さらに、主要な資本資源に関する部門別の上限は、当行グループの資本リスク選好との整合性を確保するよう、グループ資産負債管理委員会によって承認される（詳細は、「金融資源の上限設定」の項を参照のこと。）。

TRMは資本リスク・フレームワークを設定し、資本リスク・プロファイルを評価し、独立した見直しを行う。これには、主要な自己資本比率に関するリスク選好の基準値の設定が含まれる。基準値の違反は、ドイツ銀行の再建計画の実施を上限とする管理活動の引き金となる、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。基準値はまた、資本計画に基準値を定め、ストレス・シナリオ下での資本リスクの定期的な評価に完全に組み込まれている。

『

ポートフォリオの集中リスク

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域／国、業界および商品の中でおおびこれらに横断的に起こる。リスクの集中の管理および監視は、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク機能（エンタープライズ・リスク、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスク管理）により評価、監視および軽減される。これは、各リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および／または管理することを含むリスク選好によって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトムアップのレビューを通じて管理される。信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散効果は、これらのリスク種類間の不完全な相関関係から生じる分散効果を定量化する専用のリスク・モデルによって測定される。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、グループ・リスク委員会（GRC）である。

環境、社会、ガバナンスに関するリスク

世界的な温暖化の影響、気候変動とネット・ゼロ経済への移行に対する社会の関心の高まりにより、規制当局と銀行業界は、新たな金融リスクおよび非金融リスクの増大にさらされている。これらには、頻度と深刻度が増している異常気象から生じる物理的リスクに加えて、炭素集約型のセクターが、より高い課税、需要の減少、潜在的な金融アクセスの制限に直面することが見込まれるという移行リスクが含まれる。これらのリスクは、幅広い金融リスクおよび非金融リスク種類にわたり、ドイツ銀行に影響を及ぼす可能性がある。気候やより広範なESG関連の課題について、政府、規制当局、株主、その他の機関からの金融機関に対する精査が強化されており、数あるテーマの中でも特に、生物多様性と人権を保護することに資する低炭素経済への移行を支援しなければ、当行グループはレピュテーション・リスクにさらされることになる。

ドイツ銀行のリスク管理戦略では、ESGを、複数のシナリオまたはリスクにまたがる広範な環境、社会またはガバナンスに関する懸念領域を示すテーマとして捉えている。ESG要素により生じ得る影響を織り込むために、すべての非金融ESG関連リスクが特定され、適切に評価されていることを確認する必要がある。また当行は、内部管理が効果的であり、不備が生じた際には速やかに上申および対処が行われるよう徹底しなければならない。ドイツ銀行は、ESGリスクを積極的に管理しグリーンウォッシュ・リスクを軽減するために、規制当局のガイダンスに従って、ESGリスク管理フレームワークを定期的に見直し、強化している。気候変動リスクや他の環境リスクを測定および評価するためのデータ、手法、業界標準には様々な制約があり、気候関連の開示に関する不確実性が高まり続けている。現状では、一部の法域ですでに確立されている反ESG対策は強化・拡大されており、その結果、該当法域において既存の取引が打ち切れ、それらの法域との新規取引ができなくなる可能性がある一方、遵守することでレピュテーション・リスクが生じる可能性もある。

環境要素に端を発するリスクの管理においては、第一に、8つのセクター（石油とガス（上流）、発電、自動車（小型車）、鉄鋼、石炭採掘、セメント、船舶ならびに民間航空）についてドイツ銀行が設けている、脱炭素化目標とも整合されたネット・ゼロ目標の達成を目指している。これらの目標を達成するための道筋は、当行のリスク管理フレームワークに織り込まれている。環境リスクは、気候変動および環境の重要性に関する年次評価、ならびに事業、ポートフォリオおよびリスク種

類（信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、レピュテーション・リスクおよびオペレーショナル・リスク）全体にわたる内部ストレス・テストを介して評価される。当該リスクは、上級リスク委員会にて協議される専用の報告書を用いて監視され、リスク選好に関する基準値、各種方針の要求事項および除外事項（環境および社会への配慮に関する方針のフレームワーク）、ならびに各ポートフォリオについて設けている早期警戒指標（EWI）を用いて管理される。気候変動リスクや環境リスクの評価は、強化されたデューデリジェンス要件を通じて、法人顧客に対する与信の承認手続きに組み込まれている。炭素集約度の高いセクターに属する法人顧客、ならびに気候変動がもたらす物理的リスクおよび自然関連（または「他の環境的な」）リスクに脆弱なセクターに属する法人顧客の新たな貸出申請（増額、更新／期間延長と定義される。）であって、所定の期間または格付けベースの基準値を超えるような申請については、フロント・オフィスが専用の気候変動リスク評価を実施し、信用リスク管理機能がその結果をレビューしなければならない。全体として、これらのリスクは、脱炭素化目標に基づいて当行の事業に割り当てられたカーボン・バジェットと、環境リスクを織り込んだ内部自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じて、当行の業務モデルや財務計画作成に組み込まれている。

グループ・サステナビリティ委員会は、ドイツ銀行全体のサステナビリティ関連事項に関する主要なガバナンスおよび意思決定機関として機能している。これには、当行のリスクと機会だけでなく、重要な影響の評価も含まれる。またこの委員会は、当行のネット・ゼロ目標も定めている。

取締役会はサステナビリティに関する決定をグループ・サステナビリティ委員会に委任しており、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーが委員長を、チーフ・サステナビリティ・オフィサーが副委員長を務める。取締役会は、ファイナンスド・エミッションやネット・ゼロとの整合性に関する最新情報を毎月受け取る。

チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務め、取締役会が設置したグループ・リスク委員会は、リスクと資本に関するいくつかの事項を監督する権限を有する。これには、当行の気候変動リスク・フレームワークの策定に関する責任が含まれている。当委員会は、ネット・ゼロの脱炭素化への線形の削減に対する取組みからの逸脱に係る選好を含め、当行の気候および環境リスク選好を承認する。グループ・リスク委員会の他の多くの委員会が、気候および環境リスクの特定の要素の策定と管理に対する責任を負っている。

エンタープライズ・リスク委員会とネットゼロ・フォーラムは、四半期報告書に加えて、主要測定指標（すなわち、脱炭素化目標や部門別カーボン・バジェット消費との整合性を測定するための指標）に関する月次速報も受け取る。』

モデル・リスク管理

はじめに

モデル・リスクは、不正確なモデルまたはモデルの誤使用されたアウトプットに基づく判断が原因で悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または評判を損なう可能性がある。ドイツ銀行は、モデルの使用が他のリスク種類に影響を与え得ること、また、モデル・リスクは他のリスク種類全体の総リスクを変動させることができる個別のリスクであることを認識している。

ドイツ銀行は、与信引受、エクスポージャー評価、商品およびポジション、リスク測定、顧客資産の管理および保護、ならびに適正資本および引当金の決定といった幅広い分野でモデルを用いている。「モデル」という用語は、インプットデータを加工して定量的見積りを作成するための、専門家による判断、統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的または定性的な手法、システムまたはアプローチを指す。モデルは現実の世界の関係性を簡略化して表現するものであり、仮定と判断に基づいている。したがって、当行はモデル・リスクにさらされており、当該リスクの識別、測定および適切な管理が必要である。

モデル・リスク管理は、取締役会を含むすべての経営陣が監督する。モデル・リスクの管理は、モデルの開発者、所有者、使用者から独立した第2のLoDの管理機能が設計および監視するフレームワークにより支えられている。

モデル・リスク管理フレームワークとガバナンス

モデル・リスクは、当行のレベル1のリスクの一つであり、定量的および定性的なリスク選好ステートメントの設定ならびに以下の事項の管理を通じて、チーフ・リスク・オフィサーにより監督されている。

- リスク選好、規制要件および業界のベストプラクティスに整合しており、ステークホルダーに対する明確な役割と責任を定めた、モデル・リスクの方針および手続、ならびにそれらの裏付け文書。
- 活用しているモデル・リスク管理フレームワークの構成要素（リスク評価および検証を含む。）に寄与するすべてのモデルの一覧。
- 開発から使用中止に至る一連のサイクル（検証、承認、展開および監視を含む。）のモデルの主要な管理。
- モデルの重要性、複雑性、不確実性および依拠度の評価、モデル全体へのリスク・ティアの割当て、ならびにこのリスク・ティアを用いた、ドイツ銀行により高いリスクをもたらすモデルの特定。
- リスク・ティアを用いたリスクベースのモデル管理アプローチの適用。

- モデルが意図した対象と目的のために適切に設計され、実施されていること、また、モデルの利用において期待したとおり機能し続けるよう管理体制が整備されていることを検証する、独立検証およびその後の独立した承認。
- モデルの限界と脆弱性を識別し、その結果、調整やオーバーレイ等の使用条件となる指摘事項や補完的管理体制が導かれる内部管理。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、モデル・リスク・ガバナンス、ならびにモデル・リスク選好指標の更新に関する取締役会への月次報告およびモデル・リスクの更新に関する監査役会への定期報告。

レピュテーション・リスク管理

当行グループのリスク管理プロセスでは、レピュテーション・リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の行動規範と一致していないと受け取られる可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

ドイツ銀行は、重大なレピュテーション・リスクを伴う取引や関係、防衛、ゲーム、アダルト・エンターテインメント業界等、本質的にレピュテーション・リスクが高い分野、または特定の環境上の懸念がある分野での取引や関係に対する選好を制限している。レピュテーション・リスクは、様々なステークホルダー（国民、顧客、株主および規制当局等）による当行の実務に対する認識が、予測不可能に変化する可能性があるため、排除することは不可能である。

レピュテーション・リスクをもたらす可能性のある事項について、事前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスを管理するために、レピュテーション・リスク・フレームワーク（本フレームワーク）が整備されている。本フレームワークは、レピュテーション・リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定している。別のリスク種類、内部管理またはプロセスにおける障害から生じる可能性があるレピュテーション・リスクは、関連するリスク種類のフレームワークを介して別途対処されるため、この項では扱わない。

レピュテーション・リスクは、相手先のプロファイル、取引あるいは商品の事業目的／経済的実体、高リスク産業、環境および社会に関する考慮、ならびに取引あるいは商品の性質またはその構造および条件に関する潜在的な問題を含む（これらに限定されない。）複数の原因から発生する可能性がある。

レピュテーション・リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主に戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

ガバナンスと組織体制

本フレームワークは、すべての事業部門および地域に適用される。DWS固有の問題はDWSのレピュテーション・リスク委員会がレビューし、必要に応じてDWSの執行委員会に上申される。各判断は、DWSおよびドイツ銀行内部のコーポレート・ガバナンス方針に沿って下される。当行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、レピュテーション・リスク問題を識別、評価、管理、監視および必要に応じて上申または報告する主たる責任は、主たるリスク所有者であるドイツ銀行の各業務部門にある。各業務部門は、中程度または重大なレピュテーション・リスクとみなされる問題を評価するプロセスである、各部門のレピュテーション・リスク評価手続を確立している。

該当部門のレピュテーション・リスク評価プロセスは、重大なレピュテーション・リスク問題を各リージョナル・レピュテーション・リスク委員会に上申しなければならない。本フレームワークはまた、レピュテーション・リスクの観点から本質的にリスクが高くなっているとみなされ、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会への上申を義務づける複数の問題を設定している。リージョナル・レピュテーション・リスク委員会は、第2のLoD委員会であり、必要に応じて特別会議を開催する。グループ・レピュテーション・リスク委員会（GRRC）は、グループ全体に影響を及ぼすような事例をレビューし、また、特別な状況においては、地域レベルで解決できない可能性のある事例もレビューする。NFRMの責任者には、ドイツ銀行のレピュテーション・リスク管理を確実に監視、統治および調整する責任がある。

情報セキュリティ

ドイツ銀行は、デジタル化が進み、情報セキュリティに関する脅威が絶えず変化する環境の中で事業を展開している。ドイツ銀行には、進行中の展開、脅威および課題が絶えず生じる中で、顧客および取引相手のデータ、ならびに当行自身の情報資産（当行従業員の情報を含む。）の機密性、完全性および可用性を保持する責任がある。この責任を一貫して効果的に果たすことは、様々なステークホルダーの信頼に応え、その利益を守るために不可欠である。

ドイツ銀行は、動的かつ複雑な環境下で営業しているため、セキュリティ脅威の状況を継続的に監視している。当行は、セキュリティ・リスクを引き起こす技術開発、地政学的状況および経済的影響を注意深く観察し、当行自身およびより広範な金

融エコシステムへの潜在的な影響について、その関連性を評価している。ドイツ銀行は、顧客に金融商品およびサービスを提供し、当行の事業継続を可能にするために必要な能力を維持するため、情報セキュリティに関する能力を改善している。

本項では、ドイツ銀行の情報セキュリティへの取組みについて包括的に説明し、データおよびサービスを保護するために当行が行っている継続的な取組み（セキュリティ・ガバナンス構造、セキュリティ戦略およびセキュリティ・リスク管理を含む。）について詳述する。

ガバナンス

ドイツ銀行におけるセキュリティ事項に対する責任は、チーフ・セキュリティ・オフィスが負う。当行グループのチーフ・セキュリティ・オフィサー（CSO）は取締役会から権限を委譲されており、これには、ドイツ銀行グループのセキュリティ方針およびセキュリティ戦略を承認する権限が含まれている。CSOは、取締役会の一員であるチーフ・テクノロジー・データ・アンド・イノベーション・オフィサーに直接報告する。取締役会には、監査役会による監督の下で、情報セキュリティ・フレームワークの導入状況について説明する責任がある。CSOが必要に応じて行う、取締役会に対するセキュリティ問題の直接上申については、複数の仕組みを設けている。

ドイツ銀行のCSOは、20年超にわたって情報セキュリティ分野で様々な職務を務めてきた。これには、3つの異なる大手欧州金融機関のグローバルのチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）/チーフ・セキュリティ・オフィサー（CSO）としての役割や、グローバル戦略コンサルティング会社のパートナーとして金融サービス顧客のセキュリティ業務を指揮した経験が含まれる。

当行グループのチーフ・セキュリティ・オフィサーは、様々な上級レベル・セキュリティ担当者からの支援を受け、地域、部門および技術の観点からセキュリティ要件が満たされるよう努める。すべての情報セキュリティ活動は、CSOが議長を務める2つの専門ガバナンス・フォーラムであるグループITセキュリティ・カウンスル（当行のIT部門と連携する。）およびグループ情報セキュリティ委員会（当行の業務および管理部門と連携する。）によって監督されている。独立した情報セキュリティ・リスク管理機能は、両フォーラムが果たしている。両フォーラムは、セキュリティ戦略について助言し、主要な情報セキュリティ・サービスに関する進捗と実績、情報セキュリティ・インシデントに関する監査での指摘事項に沿った改善状況、ならびにドイツ銀行が所定の目標に照らして実施する情報セキュリティに関する取組みを監督する。深刻な問題が生じた場合、メンバーには、各々の責任に応じた特定のタスクが割り当てられる。

当行の関連ガバナンス・フォーラムに対し提供されるセキュリティ指標および報告は、セキュリティ・リスクに関する適切な認識および意思決定を支援する。チーフ・セキュリティ・オフィスが維持している、包括的な測定指標から成るフレームワークは、広範なデータ・セットで構成されており、様々な視点での評価を可能にしている。取締役会は、四半期ごとの情報セキュリティ・リスク状況に関するレポートのほか、必要に応じて臨時的な情報を受け取る。さらに、CSOは、監査役会のテクノロジー、データおよびイノベーション委員会に対し、セキュリティに関する重要なトピックについて定期的に最新情報を提供している。

戦略

チーフ・セキュリティ・オフィスは、当行グループ全体のセキュリティ戦略を策定し、組織体制、ガバナンス、セキュリティ・ポリシーの導入を通じて、その実施と運用をグローバル・レベルで監督する。セキュリティ戦略は、脅威の概況、テクノロジー、規制環境、当行の企業戦略およびIT戦略、ならびにその他内外のパラメータの変化を織り込むため、定期的に見直される。このアプローチは、包括的かつ重層的なセキュリティ管理を提供している。チーフ・セキュリティ・オフィスは、当行の各部門と緊密に連携し、当行全体のプログラムおよび取組みにおいてセキュリティ・バイ・デザイン・アプローチとの整合を可能にしている。セキュリティに対する投資については、当行のセキュリティ実装の成熟度に関する定期的なレビューと評価を考慮に入れ、脅威を踏まえた観点から優先順位付けされ、調整される。

当行のセキュリティ戦略の主要な要素は、ドイツ銀行職員の責任感と主体的なセキュリティ意識を育むことである。ドイツ銀行はこの原則を日々の実務に組み込むことにより、リスクを軽減し、セキュリティ全般の向上に資する長期的な行動の変化をもたらすことを目指している。全世界のすべての従業員を対象とした当行のセキュリティ文化および意識啓発キャンペーンである「ミッション・セキュリティ」を通じて、こうした取組みを強化している。当行では他にも、セキュリティ文化向上のための取組みとして、フィッシング・シミュレーションや必須研修を含むシミュレーション、テストおよび演習を定期的に実施している。

影響、リスクおよび機会の管理

影響、リスクおよび機会

顧客は、その取引銀行によるサービスを、いつでも、どこからでも、様々なチャネルを介して安全に利用できることを期待している。顧客は、当行と取引を行う過程で、機密データをドイツ銀行に託す。ドイツ銀行には、顧客および取引相手のデータ、ならびに当行自身の情報資産（当行従業員の情報を含む。）の機密性、完全性および可用性を保持する責任がある。この

責任を一貫して効果的に果たすことは、様々なステークホルダーの信頼に応え、その利益を守るために不可欠である。そのため当行は、セキュリティ・リスク軽減に資する投資を継続している。ドイツ銀行は、顧客に金融商品およびサービスを提供し、当行の事業継続を可能にするために必要な能力を維持するため、厳格なリスク管理プロセスに基づきセキュリティに関する能力を改善している。安定したレジリエントなサービスは、ステークホルダーの信頼に応え、事業成長および収益稼得機会の確保を後押しし、ブランド価値を守ることにつながる。

最近ではサイバー攻撃の頻度と巧妙さが増しており、ドイツ銀行を含む世界中の多くの組織のリスク・プロファイルが高まっている。当行は、セキュリティ脅威の状況を継続的に監視し、セキュリティ・リスクを引き起こす技術開発、地政学的状況および経済的影響を注意深く観察し、潜在的な影響について、その関連性を評価している。ランサムウェアを含む、巧妙で金銭的な動機に基づくことが多いサイバー攻撃は、各業界で持続的な脅威をもたらしており、今後さらに頻発することが予想される。さらなる脅威は、サプライチェーン攻撃、脅威行為者によって悪用される可能性のある重大なソフトウェアの脆弱性（ゼロデイ攻撃）の増加、リモートワーク等による攻撃対象領域の拡大により発生する。

2024年度の重点領域には、引き続き、サプライ・チェーンのリスク、ランサムウェアやサービス妨害等のよくある攻撃シナリオ、および人工知能や量子コンピューティング等の新興リスクを含めた。今なお続く地政学的不安により、様々な脅威行為者によるサイバー攻撃活動が引き続き活発化している。分散型サービス妨害（DDoS）攻撃の発生数、頻度および強度は増大している。

テクノロジーの進歩は、データのプライバシーやセキュリティに対する要求事項をもたらす。人工知能の利用が広まるにつれ、サイバーセキュリティに対するリスクも高まっており、これには、ディープフェイクの犯罪利用、より巧妙なソーシャル・エンジニアリング攻撃等がある。

第三者のソフトウェアや技術ソリューション・プロバイダは、今後も脅威行為者の主要な標的となることが予想される。これは、脅威行為者がサプライチェーン攻撃を、下流に位置する多くの顧客や資産を危険にさらしたり、妨害したりする手段として捉えているためである。

セキュリティ要件を当行のフレームワークに組み込み、その監視を確実に実施して、関連リスクに最善の対応を行い、事後対応を適切に実装しなければ、情報の機密性と完全性が侵害され、情報／サービスが利用できなくなる可能性がある。さらに、ドイツ銀行は、管理体制の不備（プロセスやセキュリティ統制の実行エラーを含む。）およびデータ損失によりオペレーショナル・リスクにさらされる可能性があり、これにより事業が混乱し、重大な損失につながる可能性がある。

セキュリティ侵害は、ネットワークまたはリソースへの不正アクセス、機密情報への不正アクセス、機密情報の紛失／破壊、当行のインフラに潜む脆弱性の意図的ではない開示、コンピュータ・ウィルスやマルウェアの仕込み、技術的な脆弱性、またはその他の形態のサイバーセキュリティ攻撃またはインシデント（第三者のコンピュータ・システムにおけるセキュリティ侵害を含む。）により発生する可能性がある。

攻撃が成功した場合、データの漏洩、意図的ではないマルウェア拡散、サービス停止およびシステム／データへのアクセス不能により、ドイツ銀行のステークホルダーおよびより広範な金融エコシステムに影響が及ぶ可能性がある。これには、社内および第三者の情報テクノロジー・システムが含まれる。

サイバー攻撃が成功した場合、当行に直接的または間接的に、重要なマイナスの影響が及ぶ可能性があり、その結果として、顧客情報や機密情報の漏洩や悪用、情報テクノロジー・システムの破損やアクセス不可、法律や規制の違反、財務上の損失が生じる可能性がある。これにより生じ得る結果は、風評被害および契約違反（サービスが合意どおりに提供されない場合等）に伴う顧客の不満から、復旧費用（調査やサービス復旧の費用等）の発生、サイバーセキュリティ費用（人員、テクノロジーおよび外部ベンダーの追加に伴う費用等）の増加、罰金や罰則を科される可能性、個人情報漏洩の通知義務、訴訟リスクまで、多岐にわたる。

ドイツ銀行は、サイバー・リスクを軽減するための追加措置として保険に加入している。当行が加入している保険は、セキュリティ・インシデントがもたらす財務上の影響の軽減が補償の対象に含まれるように設計されているが、サイバーセキュリティ・イベントに伴う風評被害や間接的な費用を含めた、生じ得るすべての損失の完全補償は得られない場合もある。当行のセキュリティ措置に関わらず、当行の方針、管理体制またはサイバー保険による補償が、将来起こり得るサイバー・インシデントの影響を完全に阻止または軽減するのに十分なものとなる保証はなく、当該インシデントは、当行の財政状態に重要なマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

方針およびリスク管理

当行の方針や管理体制は、マイナスの影響をもたらす可能性のあるリスクの低減や軽減に役立っている。情報セキュリティ・リスクは、当行の非金融リスク管理フレームワークの下、オペレーショナル・リスクとして管理されている。チーフ・セキュリティ・オフィスは、セキュリティ事項に対する責任を負っており、非金融リスク管理フレームワークに沿ってセキュリティ事項に対処し、様々な手段により得られた成果を活用する。一方、非金融リスク管理部は、監督、精査および異議申し立ての責任を負う。重要な残存リスクをさらに低減するための措置としては、部門またはグループ・レベルでのポリシーの変更またはポリシーの修正、ならびにリスク軽減活動の優先的投資および実施の加速化が考えられる。

セキュリティ・リスクは、社内外や同業他社におけるセキュリティ・イベントの徹底分析、脅威の状況の監視、各種フォーラムにおける協議を通じて継続的に評価される。年次のリスクおよび内部管理評価プロセスでは、サービス停止、システム誤用、データ歪曲、資産またはデータの破損、データ開示、金銭的な盗難、規制当局の方針や法令の不遵守または未実施に代表されるリスク・シナリオを用いた評価を実施している。当該評価では、業界標準の脅威評価フレームワーク（MITRE等）を活用し、金融業界と関係のあるリスク・シナリオを評価するための基礎を提供している。

徹底分析の対象には、影響を受ける可能性のあるステークホルダー（顧客およびサプライヤーを含む。）や外的脅威の状況を含めている。このプロセスでは、一連の内部管理や残余リスク・ポジションを評価する際に、重要な事象、脅威評価、検出事項、シナリオ分析結果、内部管理指標、教訓、同業他社における事象、リード・アクロス結果、規制当局の期待事項および是正活動等を含む、コンテキスト・データおよび管理体制を考慮する。新たな進展があった場合には、追加のリスク・レビューが実施される。その結果は、これらのリスクに対応する当行の管理能力と照らし合わせて評価される。

年次のリスクおよび内部管理評価プロセスでは、その一環として、社内のセキュリティ主題専門家がリスク評価を実施し、法務部、コンプライアンス部またはグループ・データ・プライバシー部に代表される他の部門がこれを支援する。当該評価の結果は、リスク主題専門家が精査および異議申し立てを行い、最終的な残余リスク・ポジションを判定する。加えて、全部門および各機能の上級情報セキュリティ専門家が、各部門または各機能のバックグラウンドに基づいて、当行グループのエクスポージャーを評価する。当該部門および機能別評価の結果も、リスク主題専門家が精査および異議申し立てを行い、当該部門および機能の最終的な残余リスク・ポジションを判定する。

包括的な情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）は、大量の金融資産や機微データを取り扱う組織に不可欠なものである。グローバルに適用されているドイツ銀行のセキュリティ・ポリシーのフレームワークは、非金融リスク管理の方針に沿って、セキュリティ管理の基本原則と基礎を定義している。方針フレームワークは毎年見直され、変更があればCSOの承認を受ける。当該フレームワークは一元的に管理され、すべての商品グループ、業務部門、管理部門にわたってグローバルに適用される。また当該フレームワークは、情報セキュリティ・リスクを管理するために特定された主要担当者の役割、責任および説明責任についても定めている。当該フレームワークは、セキュリティ戦略と整合しており、情報セキュリティ違反の管理および解決方法や関連情報伝達の手順を定めている。

当行のISMSは、2012年以降、ISO 27001に定められているすべての情報セキュリティ領域について、認証機関から同規格に基づく認証を取得している。ISO 27001認証を維持するため、当行は3年ごとに完全再認証プロセスを実施しており、直近では2024年に実施した。直近の再認証取得を踏まえ、ドイツ銀行は、そのISMSを、2022年版ISO 27001規格に適合するものに更新した。さらに当行は、次回再認証までの期間中における規格遵守を確実にするためのサーベイランス審査も毎年実施している。

第三者の製品やサービスに対する依存は、情報セキュリティ攻撃の主たる標的決定要素となり得るため、当行がサイバー・リスクにさらされる要因となり、当行のリスク態勢に影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行は、各種機能の組合せや、第三者の情報セキュリティ・リスクを軽減し、規制要件（EU DORA規制の要件を含む。）にも対処できる包括的なアプローチの実施を通じて当該リスクを管理している。当該管理の主要な構成要素には、当行のグローバルな第三者リスク管理プログラムが含まれており、このプログラムは、第三者との取引に伴うリスクを特定、監視および軽減できるように設計されている。加えて当行は、第三者との取引に固有の内部管理目標が織り込まれた情報セキュリティ方針の遵守も要求しており、当該目標には、インシデント通知要件が含まれている。当該遵守を徹底するため、第三者との取引における情報セキュリティの姿勢を定期的に（ベンダーの重大性に応じた頻度で）再評価している。特定の脅威やインシデントに対処するため、取引相手である第三者との協力や当該第三者へのアウトリーチも積極的に行っている。この取組みは、セキュリティ評価により補完しており、この評価には、第三者の拠点におけるオンサイト評価も含めている。これらの措置は、いずれも、第三者のサービスを当行のセキュリティ要件と整合させるために当行が行う監督や支援に寄与している。

当行による第三者管理の詳細については、サステナビリティ・ステートメントの「サプライチェーン管理」の項を参照のこと。

対応およびリソース

進化する脅威に対処するため、ドイツ銀行では、様々な防止手法や管理体制を整えている。具体例には、ネットワーク・セキュリティ、IDおよびアクセスの管理、エンドポイント・セキュリティやデータ・セキュリティ（データの分類や漏洩防止を含む。）、脅威インテリジェンス、サイバー・ハイジーンおよび暗号化ソリューションの徹底等がある。これらの予防的管理は、脅威からリスクを検出する手法や、強固なインシデント対応プロセスに裏打ちされている。

当行は、データベース、インフラ、デバイスおよびアプリケーションを含む多層技術を通じて情報セキュリティ管理を継続的に見直し、強化している。これを補完するのが、組織的な内部管理、セキュリティの研修、意識向上である。この多層アプローチは、サイバー脅威の発見および防止、サイバー脅威への対処、サイバー脅威による障害からの復旧に資する複数の機会を活用してエンド・ツー・エンド保護を強化することを目的とするものである。

ドイツ銀行は、改善や管理強化が必要な分野を自ら特定するために、様々な仕組みを採用している。これには、セキュリティ・テスト、セキュリティ問題管理、教訓等が含まれる。ドイツ銀行の独立したグループ監査機能には、その監査計画に定期的なセキュリティ管理評価を盛り込む義務がある。さらに、当行の外部監査人が每期実施する年次財務諸表監査において

も、IDおよびアクセス管理統制を検証している。当行の情報セキュリティ・プログラム全般は、第三者組織が定期的に評価している。

当行は、セキュリティ・ベスト・プラクティスや脅威に関する情報を、国内外のセキュリティ組織、政府当局、同業組織と積極的に共有している。この共有は、当行のセキュリティに関する技術や手順が、金融業界における最新のベスト・プラクティスを反映し、脅威環境に対応していることを保証するのに役立っている。

デジタル化の推進は、情報セキュリティ・リテラシー強化の必要性も高めている。ドイツ銀行は、情報セキュリティ脅威や当行の保護策に焦点を当てた情報資料の提供や顧客向けイベントの開催を通じた顧客の教育や顧客への情報提供により当該強化を図っている。この取組みには、顧客関係管理機能を介して顧客から寄せられた情報セキュリティに関する質問への回答も含めている。

またドイツ銀行は、全従業員と適格契約社員に対し、情報セキュリティ基本トレーニングを毎年受講することも義務付けている。このトレーニングには、情報セキュリティ方針、セキュリティ・インシデントやセキュリティに関するその他懸念事項の報告手順、重要な最新のセキュリティ脅威に関するコンテンツを含めている。セキュリティ脅威に対処し、社内の基準を満たすため、当該トレーニングの内容は、少なくとも年に1回の頻度で更新している。このトレーニングを未修了もしくは、修了期日経過受講であったドイツ銀行の従業員は、懲戒の対象となり得る。eラーニング形式の必須情報セキュリティ・トレーニングの実績は、2023年度においては99.94%、2024年度は99.65%の修了率であった。

ドイツ銀行のセキュリティ・インシデント管理は、当行やその顧客および取引相手または従業員に影響を及ぼし得る日々のサイバーセキュリティ・イベントを対象としている。アジア太平洋、欧州および米国に拠点のあるサイバー脅威対応センターは、24時間365日体制で世界中のノ当行グローバル全体レベルでの脅威を検出し、インシデントに対応している。部門のチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー、コンプライアンス部、法務部、グループ・コミュニケーション部およびグループ・データ・プライバシー部の関与のもとで行われる関連管理および報告プロセスは、サイバー攻撃や情報セキュリティの脅威に対して迅速かつ効果的に対応できるように設計されている。その目的は、ドイツ銀行に影響が及ぶ危険を最小限に抑え、インシデント対応から得られた洞察を当行プロセスの継続的改善に役立てることである。

過年度と同様に、ドイツ銀行は、2024年度においても、コンピュータ・システムに対する様々な攻撃を受けた。この攻撃には、会社や顧客の秘密情報に対する不正アクセス、会社のデータ、リソース、事業活動への損害や妨害、あるいは当行のサプライチェーンを介して発生した攻撃を含む、インフラの脆弱性を悪用することを目的とした攻撃が含まれている。一方、サイバー攻撃の未遂を含むこれらの情報セキュリティ・インシデントの結果が、当行の事業戦略、経営成績または財政状態に重要な影響を及ぼすことはなかった。

このため当行は、セキュリティ・リスク軽減に資する投資を継続している。過年度と同様に、2024年度においても、ドイツ銀行は、情報セキュリティや物理的セキュリティ全般に関する様々なプログラムを通じて、そのセキュリティ能力を現状に適合させる取組みを行った。具体例を挙げると、当行は、ペリメータ・セキュリティをさらに強化したほか、その従業員を対象とした包括的なセキュリティ・トレーニングを拡大し、セキュリティ・アカデミーの開始を含む対応を行った。

[次へ](#)

リスクおよび資本のパフォーマンス

資本、レバレッジ比率、TLACおよびMREL

自己資本

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制またはCRR)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督に関するEU指令第2013/36号(資本要件に関する指令またはCRD)(その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。)に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(KreditwesengesetzまたはKWG)に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及しており、保険会社および金融部門以外の事業体はこれに含まれていない。

2024年度末現在有効であった規制に基づく総自己資本は、Tier 1資本およびTier 2資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本(CET 1資本)およびその他Tier 1資本に細分化される。

CET 1資本は、主に、ブルデンシャル・フィルターおよび規制上の調整の対象となる(保有株式控除後)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む。)およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1資本への組み入れに適格な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のブルデンシャル・フィルターには、証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに追加評価調整が含まれる。CET 1資本に対する規制上の調整には、例えば、無形資産(ブルデンシャルバリューを超える部分)、2025年末まで適用されるCRR第468条に基づく、OCIを通じて公正価値で測定する未実現利得および損失の暫定的な取り扱いの採用、将来の収益性に依存する繰延税金資産、予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、確定給付年金基金資産正味額、金融部門事業体との資本の相互持合い、ならびに一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、Tier 2)に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2資本への算入に適格な非支配持分から構成されている。Tier 2資本として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

資本性金融商品

取締役会は、2023年度年次株主総会において、2028年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本の10%を上限とする株式を購入する権限を委任された。2023年度年次株主総会時点で、株式数の上限でいうと204.0百万株に相当する。うち、株式資本合計の5%に相当する102.0百万株まではデリバティブを用いて買い戻すことができ、うち満期が18ヶ月超のデリバティブは株式資本合計の2%が上限とされている。2023年度年次株主総会から2024年度年次株主総会までの間に、40.3百万株が同期間または翌期以降の株式報酬のために買い戻された。うち、22.9百万株はコール・オプションの行使によって買い戻された。さらに、16.1百万個の新規コール・オプションが、今後の株式報酬のために買い戻された。また、同期間に、株主への資本分配を目的として71.1百万株が消却のために買い戻された。うち、2023年度の450百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として取得された45.5百万株は、2024年度の初めに消却された。2024年度年次株主総会時点で、株式報酬のための株式交付および株式消却後の保有自己株式数は31.6百万株であった。うち、25.6百万株は、2024年度の675百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として消却するための買戻しに関連するものである。残りの6.0百万株は、翌期以降の株式報酬を目的として使用される株式に関連するものである。

2024年5月16日の年次株主総会において、取締役会は、2029年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本合計の10%を上限とする株式購入を承認することが認められた。2024年度年次株主総会時点で、これは199.5百万株に相当する。うち、株式資本合計の5%に相当する99.7百万株まではデリバティブを用いて買い戻すことができ、うち満期が18ヶ月超のデリバティブは株式資本合計の2%が上限とされている。この権限は、前年度の権限に取って代わるものである。2024年度年次株主総会から2024年12月31日までの間に、株主への資本分配を目的として20.9百万株が消却のために買い戻された。2024年12月31日現在、買戻しによる保有自己株式数は49.6百万株であった。う

ち、46.4百万株は、2024年度の675百万ユーロの株式買戻しプログラムの一環として消却するための買戻しに関連するものである。残りの3.1百万株は、翌期以降の株式報酬を目的として使用される株式に関連するものである。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2024年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。

2022年度年次株主総会以降、取締役会は、90億ユーロ相当のその他Tier 1 資本として適格となる規制要件を満たす参加証券およびその他のハイブリッド負債性有価証券を2027年4月30日まで発行することを認められている。ドイツ銀行は、この権限に基づき42.5億ユーロの新規AT1 ノートを発行しており、そのうち30億ユーロの新規AT1 ノートは2024年度に発行されたものである。

2019年6月27日から適用されている現在のCRRは、2019年6月27日より前に発行されたAT1およびTier 2 金融商品について更なるグラント・ファザー規定を定めている。特別目的事業体を通じて発行されたAT1およびTier 2 金融商品は、2021年12月31日まで適用除外であった。2024年度においては、2019年6月27日以降に適用された特定の新たな要件を満たしていないAT1およびTier 2 金融商品のうち、2025年6月26日まで引き続き適格であるAT1およびTier 2 金融商品に対してのみ経過措置が存在する。ドイツ銀行が2024年度中に有していた適格金融商品の数に重要性はなかった。

現在のCRRに基づき、規制上のAT1資本として認識された金額は114億ユーロとなった。対応するAT1金融商品残高の名目価額は、2024年12月現在において116億ユーロであった。2024年度に、当行は名目価額30億ユーロの新規AT1 ノートを発行した。

2024年12月31日現在、規制上のTier 2 資本として認識された金額は、77億ユーロとなった。対応するTier 2 金融商品残高の名目価額は、2024年12月現在において118億ユーロであった。2024年度に、名目価額104.4百万ユーロのTier 2 金融商品が期限を迎えた。2024年度において、Tier 2 金融商品の新規発行はなかった。

最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1 資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1 資本を最大1.50%およびTier 2 資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付といった特定の業務の制限等の監督措置が発せられることがある。2024年度においてドイツ銀行は最低所要自己資本規制を遵守していた。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の統合資本バッファの要件が、2024年以降、全面的に施行された。第1の柱の最低所要自己資本に加えて、これら資本バッファの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

資本保全バッファは、CRD第129条に基づきドイツ銀行法第10c条に導入され、RWAに対するCET 1 資本比率2.50%に相当する。

カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、RWAに対するCET 1 資本比率が0%から2.50%の間で様々であり、例外的に、2.50%よりも高くなり得る。ドイツ銀行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、関連信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2024年12月31日現在、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、0.49%であった。

上記のバッファに加えて、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカル・システム・リスクおよびマクロ・ブルデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステム・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でRWAに対するCET 1 資本比率5.00%の追加的なバッファを要求する可能性がある。2024年度末現在、ドイツ銀行に適用されたシステム・リスク・バッファは0.22%である。

ドイツ銀行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、BaFinによって引き続きグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）に指名された。その結果、G-SIIバッファとして、2020年に公表された指標に基づき2024年にRWAに対するCET 1 資本比率1.50%が要求されている。この評価は2024年に金融安定理事会（FSB）により確認された。さらに、BaFinは、ドイツ銀行のG-SIIバッファ要件が、2025年と2026年は据え置かれることを公表した。

加えて、ドイツ銀行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、BaFinによって「その他のシステム上重要な金融機関」（O-SII）として分類されており、2023年には2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。これは、2024年および2025年も据え置かれた。システム上重要な金融機関のバッファ（G-SIIバッファまたはO-SIIバッファ）のいずれか高い方を適用しなければならない。

第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。

2023年12月、ECBはドイツ銀行に対し、2024年1月1日付で当行の第2の柱の要件が2023年から変更されたとの決定を通知した。これにより、ECBの第2の柱の要件はRWAの2.65%となった。2024年12月31日現在、ドイツ銀行は連結ベースで、最低11.20%のCET 1 比率、最低13.20%のTier 1 資本比率および最低15.86%の総自己資本比率を維持する必要がある。当該CET 1 所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、1.49%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、2.50%の資本保全バッ

ファー、0.49%のカウンターシクリカル資本バッファおよび0.22%のシステミック・リスク・バッファ（いずれも年間を通じて変更される可能性がある。）、ならびに2.00%のG-SII/0-SIIバッファ（いずれか高い方）で構成される。したがって、Tier 1 所要自己資本には、1.50%のTier 1 最低所要自己資本と0.50%の第2の柱の要件が追加で含まれ、総所要自己資本には、2.00%のTier 2 最低所要自己資本と0.66%の第2の柱の要件が追加で含まれる。また、2023年度のSREPの結果を受けて、ECBは、ドイツ銀行が追加的な第2の柱のCET 1の資本アドオン（一般に、第2の柱のガイダンスと呼ばれる。）を維持することを期待する旨を知らせた。第2の柱のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、第2の柱のガイダンスに法的拘束力はなく、第2の柱のガイダンスを満たさなかった場合でも銀行に対して資本配分が自動的に制限されることはないが、当該ガイダンスを維持することを銀行に要求すると表明している。

2024年12月10日に、ドイツ銀行はECBから、2024年度のSREPの結果を受けて2025年1月1日より適用される2025年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。この決定によりECBの第2の柱の要件はRWAの2.90%に設定され、2025年1月1日から発効される。そのうち少なくとも1.63%をCET 1資本で、2.18%をTier 1資本でカバーする必要がある。

下表は、2024年と2025年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（第2の柱のガイダンスを除く。）の異なる最低所要自己資本バッファの要件の概要を示している。

総所要自己資本および資本バッファの概要

	2024年	2025年
第1の柱		
CET 1 最低所要自己資本	4.50%	4.50%
統合バッファの要件	5.21%	5.23%
資本保全バッファ	2.50%	2.50%
カウンターシクリカル資本バッファ（注1）	0.49%	0.51%
システミック・リスク・バッファ（注2）	0.22%	0.22%
以下の最大要件：	2.00%	2.00%
G-SIIバッファ	1.50%	1.50%
O-SIIバッファ	2.00%	2.00%
第2の柱		
第2の柱の資本合計のSREPアドオン（第2の柱のガイダンスを除く。）	2.65%	2.90%
うち、CET 1 資本によりカバーされる部分	1.49%	1.63%
うち、Tier 1 資本によりカバーされる部分	1.99%	2.18%
うち、Tier 2 資本によりカバーされる部分	0.66%	0.72%
第1の柱および第2の柱のCET 1 総所要自己資本（注3）	11.20%	11.36%
第1の柱および第2の柱のTier 1 総所要自己資本	13.20%	13.41%
第1の柱および第2の柱の総所要自己資本	15.86%	16.13%

（注1）ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびバーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2025年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2025年度における既知のカウンターシクリカル資本バッファの変動に基づき0.51%と算出されている。カウンターシクリカル資本バッファは、年間を通じてドイツ銀行のポートフォリオの変更およびカウンターシクリカル資本バッファ率の変更の対象となる。

（注2）2025年度のシステミック・リスク・バッファ率は、2025年度における既知のシステミック・リスク・バッファの変動に基づいて0.22%と算出されている。システミック・リスク・バッファは、年間を通じてドイツ銀行のポートフォリオの変更およびシステミック・リスク・バッファ率の変更の対象となる。

（注3）第1の柱と第2の柱（第2の柱のガイダンスを除く。）のCET 1 総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、システミック・リスク・バッファの所要自己資本、資本保全バッファの所要自己資本、カウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本、G-SII/O-SIIの所要自己資本のいずれか高い方を合計することによって算出される。

自己資本の変動

2024年12月31日現在のドイツ銀行のCET 1 資本は495億ユーロであり、2023年度末の481億ユーロから14億ユーロ増加した。AT1資本は、2023年度末現在の83億ユーロから31億ユーロ増加して、2024年12月31日現在は114億ユーロであった。Tier 1 資本は、2023年度末現在564億ユーロであったのに対し、2024年12月31日現在は608億ユーロであった。Tier 2 資本は、2023年度末現在の86億ユーロから9億ユーロ減少して、2024年12月31日現在は77億ユーロであった。総自己資本は、2023年度末現在の650億ユーロから35億ユーロ増加して、2024年12月31日現在は685億ユーロであった。

CET 1 資本は2024年度に14億ユーロ増加した。この変動は、2024年度において34億ユーロの純利益を計上したが、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に従い中間または通年の利益をCET 1 資本で認識するというECBの決定(EU)第2015/656号に則った将来の株主配当に係る規制上の控除額とAT1クーポン支払額の26億ユーロによって減少したことによる。さらに、CET 1 資本の増加は、CRR第468条に基づく、OCIを通じて公正価値で測定する未実現利得および損失の暫定的な取り扱いの採用による10億ユーロ、繰延税金資産の7億ユーロの減少、ならびにプルデンシャル・フィルターの3億ユーロの減少（追加評価調整、および公正価値で測定する負債に係る自己の信用リスクの変動に起因する利得または損失を含む。）によるものであった。この増加は、当年度中に完了した7億ユーロの自社株買戻しおよび予想損失ショートフォールに対する控除額の7億ユーロの増加（ECBによるモデルの承認を受けて内部格付手法モデルが修正されたことが主因である。）により一部相殺された。

AT1資本の31億ユーロの増加は主に、当年度にそれぞれ15億ユーロの2つのAT1資本商品が新規発行されたことによるものであった。

Tier 2 資本の9億ユーロの減少は、10億ユーロの償却、ならびに未払利息および公正価値ヘッジにより生じた4億ユーロの帳簿価額の変動を主因とするものであった。これは、4億ユーロの外国為替の影響により一部相殺された。

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
単位：百万ユーロ	CRR/CRD	CRR/CRD
普通株式等Tier 1（CET 1）資本：金融商品および準備金		

資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金	44,130	44,908
利益剰余金	19,978	16,509
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-1,229	-1,760
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後）（注1）	801	3,493
その他	1,020	973
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	64,700	64,124
普通株式等Tier 1（CET 1）資本：規制上の調整		
追加評価調整（マイナスの金額）	-1,680	-1,727
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	95	-126
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,277	-5,014
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,463	-4,207
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-3,037	-2,386
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,173	-920
機関による自己のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	0	-0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15% 基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15% 基準超過額）（マイナスの金額）	0	0
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	1,012	0
その他の規制上の調整（注2）	-1,721	-1,679
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-15,244	-16,058
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	49,457	48,066

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
単位：百万ユーロ	CRR/CRD	CRR/CRD
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品		
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	11,508	8,578
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	0	0
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	11,508	8,578
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整		
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-130	-250
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1 資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額		
その他の規制上の調整	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-130	-250
その他Tier 1 (AT1) 資本	11,378	8,328
Tier 1 資本 (T1 = CET 1 + AT1)	60,835	56,395
Tier 2 (T2) 資本	7,676	8,610
総自己資本 (TC = T1 + T2)	68,511	65,005
リスク・ウェイト・アセット合計	357,427	349,742
自己資本比率		
普通株式等Tier 1 資本比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	13.8	13.7
Tier 1 資本比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	17.0	16.1
総自己資本比率（リスク・ウェイト・アセットに対する比率）	19.2	18.6

（注１）通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。当年度の利益34億ユーロは、AT1クーポンに係る控除475百万ユーロおよび公表済の2024年度に係る株主配当控除21億ユーロにより減少した。この株主配当には、予定配当額13億ユーロ（１株当たり68セント）およびECBにより承認された自社株買い750百万ユーロが含まれている。

（注２）単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除（2023年12月：14億ユーロ）と、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく３億ユーロの資本控除（2023年12月：３億ユーロ）が含まれている。

株主持分の自己資本への調整

単位：百万ユーロ	CRR/CRD	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計	66,276	64,486
事業体の連結除外 / 連結	-24	-35
内訳：		
資本剰余金	0	0
利益剰余金	-24	-35
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	0	0
規制上の貸借対照表による株主持分合計	66,252	64,451
少数株主持分（連結CET 1 に含めることが認められている額）	1,020	973
AT1クーポンおよび株主配当控除（注1）	-2,565	-1,279
CRR第28条(1)に基づくCET 1 の対象とならない資本性金融商品	-7	-21
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	64,700	64,124
プルデンシャル・フィルター	-1,585	-1,853
内訳：		
追加評価調整	-1,680	-1,727
証券化資産による資本の増加	0	-0
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失および自己の信用状態の変動から生じる公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失に関連した公正価値準備金	95	-126
規制上の調整	-13,659	-14,205
内訳：		
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,277	-5,014
将来の収益性に依拠する繰延税金資産	-3,463	-4,207
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-3,037	-2,386
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,173	-920
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	1,012	0
その他（注2）	-1,721	-1,679
普通株式等Tier 1 資本	49,457	48,066

（注1）通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。当年度の控除には、AT1クーポンに係る控除475百万ユーロおよび公表済の2024年度に係る株主配当控除21億ユーロが含まれている。この株主配当には、予定配当額13億ユーロ（1株当たり68セント）およびECBにより承認された自社株買い1750百万ユーロが含まれている。

（注2）予想損失ショートフォールによるマイナスの金額は、前年度は「その他の規制上の調整」の一部として表示されていたが、当年度は別科目として開示されている。また、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除（2023年12月：14億ユーロ）と、不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく3億ユーロの資本控除（2023年12月：3億ユーロ）が含まれている。

自己資本の変動

単位：百万ユーロ	CRR/CRD	
	2024年12月31日に終了 した12ヶ月間	2023年12月31日に終了 した12ヶ月間
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高	48,066	48,097
普通株式 (純額)	-115	-69
資本剰余金	-430	-332
利益剰余金	3,341	4,794
自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響	-232	-150
その他の包括利益累計額の増減	530	-445
AT1クーポンおよび株主配当控除 (注1)	-2,565	-1,279
追加評価調整	47	300
のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額)	-263	11
将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く。)	744	-962
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-651	-1,920
確定給付年金基金資産 (関連する税金負債を控除後) (マイナスの金額)	-253	230
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産 (10%および15%基準超過額、CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)	0	0
その他 (規制上の調整を含む。)	1,238	-208
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期末残高	49,457	48,066
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期首残高	8,328	8,518
その他Tier 1 に適格な資本の新規発行	2,950	0
満期到来したおよび償還された金融商品	0	0
その他 (規制上の調整を含む。)	100	-190
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期末残高	11,378	8,328
Tier 1 資本	60,835	56,395
Tier 2 (T2) 資本 - 期末残高	7,676	8,610
総規制自己資本	68,511	65,005

(注1) 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に基づく承認を前提として認識される。当年度の控除には、AT1クーポンに係る控除475百万ユーロおよび公表済の2024年度に係る株主配当控除21億ユーロが含まれている。この株主配当には、予定配当額13億ユーロ (1株当たり68セント) およびECBにより承認された自社株買い1750百万ユーロが含まれている。

不履行エクスポージャー (NPE) の最低損失力バレッジ

2019年4月、EUは、不履行エクスポージャーのプルデンシャル・バック・ストップ準備金に関するCRR (規制(EU)第575/2013号) を修正する要件規制(EU)第2019/630号を公表した。この規制により、最低損失力バレッジ要求額が満たされない場合は、CET 1 資本から第1の柱の控除がなされることになる。この規制は、2019年4月25日より後に組成され、債務不履行となったエクスポージャーに適用される。

さらに、ECBは、2018年3月に「銀行の不良債権処理に関するECBガイダンス補足版：不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に対する監督上の期待」を、また2019年8月に「不履行エクスポージャーのカバレッジに対する監督上の期待に関するコミュニケーション」を公表した。

公表されたECBのガイダンスは、2018年4月1日より後に新たに債務不履行に陥ったすべての貸出金に適用され、EU規制と同様に、各銀行に対して最低減損力バレッジ要求額が満たされない場合に措置を講じるよう求めている。各銀行が講じる措置についてECBが満足しない場合、ECBは年に一度のSREPの議論の中で、銀行に第2の柱に係る措置を課す可能性がある。

前述のECBのガイダンスとSREP勧告により要求されているとおり、当行は2020年度末に、第2の柱に係る措置として不履行エクスポージャーに対する慎重な引当額を決定するためのフレームワークを導入した。

2018年4月1日より前に債務不履行に陥った顧客から生じる不履行エクスポージャーに関する最低所要損失力バレッジについては、年率10%の増加を前提に100%の所要力バレッジの段階的導入が想定された。最初のステップとして、2017年度末現在の銀行の正味不良債権比率に基づいて銀行を3つの比較可能なグループに割り当て、次のステップで、潜在的な影響に関する各銀行の2026年度末までの返済能力の評価を行った。ドイツ銀行はグループ1に割り当てられており、グループ1では、担保付貸出金については2024年度末までに、無担保貸出金については2023年度末までに、100%の最低損失力バレッジを完全適用することが求められている。

不履行エクスポージャーの最低所要損失カバレッジと、債務不履行となった（ステージ3の）資産についてIFRS第9号に従って計上されたリスク準備金との間の不足額は、2024年12月31日現在302百万ユーロであり、これはCET 1 から控除された。このCET 1 に関する追加費用は追加的な規制上の損失準備金とみなされ、これによりRWAが27億ユーロ軽減されている。

不履行エクスポージャーの損失カバレッジ

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	エクスポ ージャーの 額(注1)	最低損失 カバレッジ 要求額合計	2024年12月31日現在	
			カバレッジ 利用可能額	適用される カバレッジ 不足額
コーポレート・バンク	4,107	696	1,818	48
インベストメント・バンク	9,602	3,355	4,986	171
プライベート・バンク	8,139	1,224	3,674	53
アセット・マネジメント	0	0	0	0
コーポレートおよびその他	969	58	177	29
合計	22,817	5,334	10,654	302

(注1) CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	エクスポ ージャーの 額(注1)	最低損失 カバレッジ 要求額合計	2023年12月31日現在	
			カバレッジ 利用可能額	適用される カバレッジ 不足額
コーポレート・バンク	3,745	650	1,299	51
インベストメント・バンク	9,415	3,684	4,753	223
プライベート・バンク	6,621	1,428	3,169	43
アセット・マネジメント	0	0	0	0
コーポレートおよびその他	491	59	98	4
合計	20,271	5,820	9,319	322

(注1) CRR第47c条に従ったエクスポージャーの額。

リスク・ウェイトド・アセットの変動

以下の表は、RWAの概要を、リスク種別およびコーポレート部門別に示している。これらは、インフラストラクチャ関連ポジションのセグメント別の再配分（該当がある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

リスク種別およびコーポレート部門別のリスク・ウェイト・アセット

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					合計
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	
信用リスク	67,115	95,869	82,655	13,683	17,633	276,955
決済リスク	0	4	0	0	11	15
信用評価調整（CVA）	29	2,907	161	0	334	3,431
マーケット・リスク	248	16,270	27	31	2,390	18,965
オペレーショナル・リスク	10,784	14,775	14,438	4,700	13,363	58,061
合計	78,176	129,825	97,281	18,414	33,732	357,427

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在					合計
	コーポレート・バンク	インベストメント・バンク	プライベート・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	
信用リスク	63,156	94,246	78,422	11,652	18,314	265,789
決済リスク	0	1	13	0	0	14
信用評価調整（CVA）	82	4,654	110	0	429	5,276
マーケット・リスク	181	19,019	22	28	2,260	21,510
オペレーショナル・リスク	5,568	21,611	7,659	3,475	18,839	57,153
合計	68,987	139,532	86,226	15,155	39,842	349,742

ドイツ銀行のRWAは、2023年度末現在の3,497億ユーロに対し、2024年12月31日現在では3,574億ユーロであった。この77億ユーロの増加は、信用リスクRWAとオペレーショナル・リスクRWAに起因しているが、マーケット・リスクRWAと信用評価調整RWAにより一部相殺された。信用リスクRWAが112億ユーロ増加したのは主に、事業の成長、内部モデルの改良、外国為替変動、保証型ファンドにおける株式ポジションの増加、および繰延税金資産に係るRWAの増加によるものであった。これらの増加は、特にコーポレート・バンクとインベストメント・バンクにおける資本効率改善策による信用リスクRWAの減少により一部相殺された。ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクRWAが9億ユーロ増加したのは主に、内部損失の増加および資本モデルに織り込まれるドイツ銀行の外部損失の悪化によるものであった。マーケット・リスクRWAが25億ユーロ減少したのは主に、市場ボラティリティの全体的な低下およびリスク水準の低下に起因してバリュエーション・アット・リスクの構成要素が減少したことによるもので、これにより、ストレス時のバリュエーション・アット・リスク（SVaR）および追加的リスクに係る自己資本賦課の構成要素も減少した。信用評価調整RWAが18億ユーロ減少したのは主に、リスク水準の変動および市場データの変更による減少に起因していた。

下表は、報告期間における信用リスク、信用評価調整、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関して観察されたリスク・ウェイト・アセットの変動の主要な要因の分析を提供している。また、RWAの8%である最低所要自己資本比率の変動も示している。

カウンターパーティ信用リスクを含む、信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	信用リスクRWA	所要自己資本	信用リスクRWA	所要自己資本
信用リスクRWA期首残高	265,789	21,263	269,214	21,537
勘定の規模	4,944	396	-3,694	-296
勘定の質	-7,793	-623	-886	-71
モデル更新	3,668	293	298	24
手法および方針	3,443	275	5,831	466
取得および処分	0	0	571	46
外国為替変動	5,410	433	-4,174	-334
その他	1,494	119	-1,371	-110
信用リスクRWA期末残高	276,955	22,156	265,789	21,263

うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	カウンターパーティ信用リスク RWA	所要自己資本	カウンターパーティ信用リスク RWA	所要自己資本
カウンターパーティ信用リスクRWA期首残高	19,868	1,589	23,589	1,887
勘定の規模	-1,194	-96	-4,664	-373
勘定の質	-47	-4	1,278	102
モデル更新	186	15	0	0
手法および方針	0	0	312	25
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	657	53	-646	-52
その他	0	0	0	0
カウンターパーティ信用リスクRWA期末残高	19,470	1,558	19,868	1,589

当行グループのポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「勘定の規模」の区分において考慮されている。「勘定の質」の区分は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメータの再調整、ならびに担保および相殺に関する範囲の変更による影響を示している。「モデル更新」の区分には、モデルの高度化および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規規制の適用等）に起因して生じるRWAの変動は、「手法および方針」の区分において考慮されている。「取得および処分」の区分は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示している。上記区分に該当しない変動は、「その他」の区分に含まれている。

2023年12月31日以降の信用リスクRWAの112億ユーロ（4.2%）の増加は、主として「外国為替変動」、「勘定の規模」、「モデル更新」、「手法および方針」および「その他」の各区分によるものであり、これは「勘定の質」の区分により一部相殺された。「勘定の規模」の増加は、2024年度におけるドイツ銀行の事業の成長および保証型ファンドの株式保有比率の増加を反映しており、これは、コーポレート・バンク、プライベート・バンクおよびインベストメント・バンクにおけるシンセティック証券化という形での資本効率改善策によって一部相殺された。さらに、信用リスクRWAは、主にデフォルト時損失率の計算に係る内部モデルの改良および主要なモデルのインプットに適用された保守的なマージンにより、「モデルの更新」において2023年度と比較して増加した。「手法および方針」は主に、規制上の変更に伴う新しいモデルの導入による影響（CRR 3に基づくルールの早期適用による影響を含む。）を反映しているが、これは規制上の義務の履行による影響によって一部相殺された。また、「その他」の増加は、繰延税金資産に係るRWAおよび金融部門事業体に対する投資の増加を反映している。前述の増加は「勘定の質」の減少により一部相殺されたが、これは主に、資本効率改善策によるRWAの減少によるもので、相手先の格付悪化により一部相殺された。

カウンターパーティ信用リスクRWAは2023年12月31日以降、4億ユーロ（2.0%）減少した。これは主に、リスク・ウェイト引下げに伴うデリバティブ・ポートフォリオの変更を反映した「勘定の規模」の減少によるもので、この減少は、エクスポージャーの増加を補って余りあるものであった。さらに、SFTのエクスポージャーが減少した。これらの減少は、インプットのパラメータの決定に関する変更を反映した「外国為替変動」および「モデル更新」の増加により一部相殺された。

CRR/CRDの規制枠組みに基づき、ドイツ銀行は、カウンターパーティの信用度を考慮に入れたCVAを用いてRWAを算出することが要求される。CVAに係るRWAには、OTCデリバティブ・エクスポージャーおよび証券金融取引に関連した予想されるカウンターパーティ・リスクからの時価評価損のリスクが含まれる。ドイツ銀行は、CVAの大半を、BaFinによって認可された当行グループ独自の内部モデルに基づき算出している。

信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	CVA RWA	所要 自己資本	CVA RWA	所要 自己資本
単位：百万ユーロ				
CVA RWA期首残高	5,276	422	6,184	495
リスク水準の変動	-1,205	-96	170	14
市場データの変動および再調整	-640	-51	-656	-52
モデル更新	0	0	-683	-55
手法および方針	0	0	261	21
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	0
CVA RWA期末残高	3,431	274	5,276	422

CVA RWAの変動は、いくつかの区分に細分化される。「リスク水準の変動」には、ポートフォリオの規模および構成の変化が含まれる。「市場データの変動および再調整」には、市場データの水準の変動、ボラティリティの変動、再調整が含まれる。「モデル更新」は、CVA RWAに用いられるIMM信用エクスポージャー・モデルまたはバリュエーション・リスク・モデルのいずれかの変更である。「手法および方針」は、規制の改正に関連する。重要な事業取得または処分は、「取得および処分」の区分に含まれる。

2024年12月31日現在のCVAに係るRWAは34億ユーロであり、2023年12月31日現在と比較して、18億ユーロ（35%）の減少となった。これには、リスク水準の変動の12億ユーロの減少および市場データの変動の6億ユーロの減少が含まれる。

マーケット・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

	2024年12月31日現在					
	VaR	SVaR	IRC	その他	RWA合計	総所要 自己資本
単位：百万ユーロ						
マーケット・リスクRWA期首残高	3,750	7,090	7,129	3,542	21,510	1,721
リスク水準の変動	-307	-513	-860	-194	-1,874	-150
市場データの変動および再調整	-767	-336	0	330	-773	-62
モデル更新 / 変更	29	-37	0	0	-8	-1
手法および方針	0	0	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	109	109	9
その他	0	0	0	0	0	0
マーケット・リスクRWA期末残高	2,705	6,204	6,268	3,787	18,965	1,517

	2023年12月31日現在					
	VaR	SVaR	IRC	その他	RWA合計	総所要 自己資本
単位：百万ユーロ						
マーケット・リスクRWA期首残高	7,413	12,221	3,639	2,857	26,131	2,091
リスク水準の変動	-1,901	-1,724	3,647	72	95	8
市場データの変動および再調整	-393	-10	0	-53	-456	-36
モデル更新 / 変更	77	-663	-158	0	-745	-60
手法および方針	-1,446	-2,735	0	722	-3,459	-277
取得および処分	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	-57	-57	-5
その他	0	0	0	0	0	0
マーケット・リスクRWA期末残高	3,750	7,090	7,129	3,542	21,510	1,721

マーケット・リスクの分析は、バリュエーション・リスク（VaR）、ストレス時のバリュエーション・リスクおよび追加的リスクに係る自己資本賦課（IRC）に係る当行の内部モデルにおける変動、ならびに「その他」の区分に含まれるマーケット・リスク標準的アプローチ（MRSA）の結果を対象としている。MRSAは、特定の種類の投資ファンドおよびCRR/CRD規制に規定される長寿リスクについて、トレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するために使用される。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改正によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が含まれる。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の区分に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2024年12月31日現在、マーケット・リスクに係るRWAは、2023年12月31日現在と比較して25億ユーロ、率にして12%減少し、190億ユーロとなった。この減少は、市場ボラティリティが高かった2023年度第2四半期がVaRの過去観察期間から外れたことによるバリュエーション・リスクに係るRWAの減少と、2024年度第4四半期におけるトレーディング（債券および為替）事業の全体的なリスク水準が低下したことによるストレス時のバリュエーション・リスクに係るRWAの減少によるものであった。同様に、追加的リスクに係る自己資本賦課に係るRWAの減少は、トレーディング（債券および為替）事業におけるリスク水準の低下によるものであった。

オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	オペレーショ ナル・リスク	所要	オペレーショ ナル・リスク	所要
	RWA	自己資本	RWA	自己資本
オペレーショナル・リスクRWA期首残高	57,153	4,572	58,349	4,668
損失プロファイルの変動（内部および外部）	1,352	108	-1,577	-126
予想損失の変動	-211	-17	150	12
フォワード・ルッキングなリスク構成要素	-37	-3	130	10
モデル更新	-174	-14	0	0
手法および方針	-23	-2	100	8
取得および処分	0	0	0	0
オペレーショナル・リスクRWA期末残高	58,061	4,645	57,153	4,572

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「予想損失の変動」の区分は、部門別事業計画および過去の損失に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワード・ルッキングなリスク構成要素」の区分には定性的調整が反映されており、事業環境および内部管理要因に重点を置いた、非金融リスク選好の指標ならびにリスクおよび内部管理評価（RCA）スコアを通じたオペレーショナル・リスクの日常的管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実施といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

2024年度の全体的なオペレーショナル・リスクRWAの9億ユーロの増加は主に、内部損失の増加、および資本モデルに織り込まれる外部損失の悪化によるものであった。

経済的資本

経済資本の十分性

ドイツ銀行の内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、当行の継続性を維持することを目的としている。内部適正自己資本は、経済的観点から、以下の表に示すとおり、経済的資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価される。

経済的資本供給および需要の合計

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

2024年12月31日現在

2023年12月31日現在

経済的資本供給の構成要素

株主持分	65,535	64,486
非支配持分（注１）	957	899
AT1クーポン控除	-475	-381
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	-36	-45
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整	131	-82
追加評価調整	-1,680	-1,727
無形資産	-3,847	-3,692
一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産	-4,073	-4,737
予想損失ショートフォール	-3,037	-2,386
確定給付年金基金資産	-1,174	-947
その他の調整	-4,182	-3,782
経済的資本供給	48,119	47,607

経済的資本需要の構成要素

信用リスク	12,507	11,875
マーケット・リスク	8,667	8,328
オペレーショナル・リスク	4,645	4,572
戦略リスク	1,936	1,874
分散効果	-3,530	-3,385
経済的資本需要合計	24,225	23,265

経済資本の十分性比率

199%

205%

（注１）各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

経済資本の十分性比率は、2023年12月31日現在の205%と比べ、2024年12月31日現在では199%であった。この比率の全体的な低下は、信用リスクおよびマーケット・リスクに係る経済的資本需要の増加（「リスク・プロファイル」の項で説明している。）によるものであった。これは、経済的資本供給の増加により一部相殺された。

2023年度末と比較して経済的資本供給が５億ユーロ増加した主な要因は、プラスの純利益34億ユーロ、為替換算調整９億ユーロ、および一時差異を除くIFRSに基づく繰延税金資産に対する資本控除の減少７億ユーロであった。これらの増加は、将来の株主配当およびAT1クーポンの支払いに対する控除26億ユーロ、ならびに予想損失ショートフォールによる資本控除の増加７億ユーロ（ECBによるモデルの承認を受けて内部格付手法モデルが修正されたことが主因である。）により一部相殺された。また、2024年度に完了した７億ユーロの自社株買戻し、未実現損失の４億ユーロの増加、および確定給付年金基金資産からの資本控除の２億ユーロの増加により、経済的資本供給が減少した。

レバレッジ比率

CRR/CRDフレームワークに従ったレバレッジ比率

リスク以外に基づくレバレッジ比率は、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的指標としての役割を果たすことを目的としたものである。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」指標を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

2021年6月28日より、3%の最低レバレッジ比率要件が導入された。2023年1月1日以降、適用されるG-SIIバッファの50%のレバレッジ比率のバッファが追加的に適用された。ドイツ銀行の追加的要件は0.75%に相当する。さらに、欧州中央銀行は初めて、レバレッジ比率に対する第2の柱の要件を設定した。2024年1月1日より、この要件は0.10%となっている。これにより、全体的なレバレッジ比率要件は3.85%となる。また、2023年度のSREPの結果を受けて、ECBは、ドイツ銀行がレバレッジ比率に関連して追加的な第2の柱のTier 1の資本アドオン（一般に、第2の柱のガイダンスと呼ばれる。）を維持することを期待する旨を知らせた。第2の柱のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、第2の柱のガイダンスに法的拘束力はなく、第2の柱のガイダンスを満たさなかった場合でも銀行に対して資本配分が自動的に制限されることはないが、当該ガイダンスを維持することを銀行に要求すると表明している。

ドイツ銀行のレバレッジ比率エクスポージャーは、CRR第429条から429g条に従い計算されている。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランスシート of エクスポージャーおよびその他のオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、カウンターパーティ信用リスクの標準的アプローチの修正版（SA-CCR）を使用して算出され、将来の潜在的エクスポージャーに対する現在の再編コストと規制上定義されたアドオンからなる。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1 資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブ・プロテクションの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、SFTに係る債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランスシートのエクスポージャーの構成要素は、リスク区分（低リスクの場合は0%、中・低リスクの場合は20%、中リスクの場合は50%、高リスクの場合は100%）に応じて、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）に従う。レバレッジ・エクスポージャーの決定には10%のフロアが適用されるため、低リスク区分のCCFは10%となる。

オンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素は、資産（デリバティブ、SFTと決済待ちの通常の方法での売買以外）の会計上の価値を反映する。決済待ちの通常の方法での売買に係るエクスポージャーの値は、通常の方法での関連する売買がいずれもデリバリー・バーサス・ペイメント方式で決済される場合に売掛金と買掛金を相殺して決定される。

資産がTier 1 資本の算定において控除されている場合は、レバレッジ比率エクスポージャーの金額から除外することができる。対応する規制上の調整は、Tier 1 資本の算定上控除された資産額に反映される。

以下の表は、レバレッジ比率エクスポージャーとレバレッジ比率を表している。Tier 1 資本の詳細については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ

2024年12月31日現在 2023年12月31日現在

公表された財務諸表における資産合計	1,387	1,312
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	2	2
デリバティブ金融商品に関する調整	-156	-122
証券金融取引（SFT）に関する調整	4	4
オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランスシートのエクスポージャーの信用相当額への転換）	158	127
その他の調整	-79	-83
レバレッジ比率エクスポージャーの総額	1,316	1,240

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）

2024年12月31日現在 2023年12月31日現在

デリバティブ・エクスポージャー合計	137	131
証券金融取引エクスポージャー合計	152	99
オフバランスシートのエクスポージャー合計	158	127
その他の資産	883	897
Tier 1 資本の算定上控除された資産額	-13	-14
Tier 1 資本	60.8	56.4
レバレッジ比率エクスポージャーの総額	1,316	1,240
レバレッジ比率（％）	4.6	4.5

2024年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2024年12月31日現在のレバレッジ比率は、2023年12月31日現在の4.5%に対して4.6%であった。これは、2024年12月31日現在のTier 1 資本608億ユーロの、適用されるエクスポージャーの額13,159億ユーロに対する比率である（2023年12月31日現在では、それぞれ564億ユーロおよび12,403億ユーロ）。

2024年度においてレバレッジ・エクスポージャーは756億ユーロ増加し、13,159億ユーロとなった。これは主に証券金融取引（SFT）の増加（527億ユーロ）によるもので、貸借対照表残高の変動とほぼ一致している（詳細については、本レポートの「資産および負債の変動」の項を参照のこと）。また、取消不能の貸出コミットメントおよび金融保証の想定元本額の増加（CRR 3 第5条(10)に基づくコミットメントに関するルールの早期適用による影響を含む。）に対応して、オフバランスシートのレバレッジ・エクスポージャーが307億ユーロ増加した。また、デリバティブ関連のレバレッジ・エクスポージャーは56億ユーロ増加した。Tier 1 資本の算定上控除された資産額は主に、2025年末まで適用されるCRR第468条に基づく、OCIを通じて公正価値で測定する未実現利得および損失の暫定的な取り扱いにより、9億ユーロ増加した。これらの増加は、143億ユーロ減少したデリバティブおよびSFTに関連しない資産項目（その他の資産）のレバレッジ・エクスポージャーにより一部相殺された。これは主に、以下の貸借対照表残高の変動を反映したものである。現金および中央銀行預け金／インターバンク預け金の310億ユーロの減少が、デリバティブ以外のトレーディング資産の59億ユーロの増加、貸出金の41億ユーロの増加および未決済の通常取引に係る受取債権の41億ユーロの純額ベースの増加により一部相殺され、個別に詳述されていない資産項目が26億ユーロ増加した。

2024年度におけるレバレッジ・エクスポージャーの変動は、主にユーロに対する米ドル高による為替レートのプラスの影響324億ユーロを含んでいる。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるレバレッジ・エクスポージャーごとの変動に含まれている。

Tier 1 資本の変動の主要要因については、本報告書の「自己資本の変動」の項を参照のこと。

自己資本および適格負債に関する最低要件および総損失吸収力

MRELの要件

自己資本および適格負債に関する最低要件（MREL）は、信用機関の破綻処理に係る統一的なルールおよび統一的な手続（単一破綻処理メカニズム規制またはSRMR）を定めた欧州連合の規制、ならびにドイツ再建および破綻処理法によりドイツの法律に組み込まれた、信用機関の再建および破綻処理の枠組みを定めた欧州連合の指令（銀行再建および破綻処理指令またはBRRD）により導入された。

現在要求されているMRELの水準は、それぞれの望ましい破綻処理方針に応じて、監督対象の銀行ごとに管轄破綻処理機関により個別に決定される。ドイツ銀行AGの場合、MRELは単一破綻処理委員会により決定される。MRELに関して法定の最低水準はないが、SRMR、BRRDおよび委任規則により、要求されるMRELの水準を決定する際に破綻処理機関が考慮しなければならない基準が規定されている。ガイダンスは、SRBによって毎年発行されるMRELの方針を通じて提供される。SRBが決定する拘束力のあるMREL比率は、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）を通じてドイツ銀行に伝達される。

年次の定期レビューの結果、SRBは、2024年度第2四半期にドイツ銀行AGの拘束力のあるMREL比率要件を更新しており、これは直ちに適用される。現在の連結ベースのMREL比率要件はRWAの25.77%およびLREの6.95%である。そのうちRWAの19.39%およびLREの6.95%は、自己資本および劣後金融商品について満たしていなければならない。

RWAベースのMRELおよび劣後MREL要件に加えて、2024年12月31日現在、5.21%の統合バッファの要件を満たす必要がある。

TLACの要件

2019年6月27日より、グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行は、総損失吸収能力（TLAC）の国際的な最低要求基準の対象となっている。TLACの要件は、2019年6月の自己資本要求規則および自己資本要求指令の修正と規制(EU)第2019/876号および指令(EU)第2019/878号の公表を通じて導入された。

このTLACの要件はリスクに基づく分母とリスク以外に基づく分母の両方に基づいており、2022年1月1日以降、RWAの18%に統合バッファの要件を加えたものとLREの6.75%のうちいずれか高い方に設定されている。

MREL比率の変動

2024年12月31日現在、利用可能なMRELは1,339億ユーロであり、これはRWAに対する比率37.45%、LREに対する10.17%に相当する。これは、ドイツ銀行がMRELの要件1,107億ユーロを231億ユーロ上回る余剰MRELを有していることを意味する（すなわち、統合バッファの要件を加えたRWAの30.98%）。2023年12月31日現在と比較して、MRELの要件とRWAは増加したが、MREL能力の増加が上回り、余剰額は増加した。

ドイツ銀行の利用可能なMRELの1,185億ユーロは自己資本および劣後負債であり、対応するMRELの劣後比率はRWAの33.15%、LREの9.0%に相当し、バッファはドイツ銀行の劣後性要件915億ユーロに対し、270億ユーロとなる（すなわち、LREの6.95%）。2023年12月31日現在と比較して、余剰額は引き続き安定していた。

TLAC比率の変動

2024年12月31日現在、TLACは1,185億ユーロで、該当するTLAC比率はRWAの33.15%、LREの9.0%であった。これは、ドイツ銀行がTLACの要件888億ユーロ（LREの6.75%）に対し、297億ユーロの余剰TLACを有していることを意味する。2023年12月31日現在と比較して、余剰額は引き続き安定していた。

MRELおよびTLACの開示

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

2024年12月31日現在 2023年12月31日現在

TLAC/MRELに含まれる規制自己資本の要素

普通株式等Tier 1 資本（CET 1）	49,457	48,066
TLAC/MRELにおいて適格なその他Tier 1（AT1）資本性金融商品	11,378	8,328
TLAC/MRELにおいて適格なTier 2（T2）資本性金融商品		
TLAC/MRELに係る調整前のTier 2（T2）資本性金融商品	7,676	8,610
Tier 2（T2）資本性金融商品のTLAC/MRELに係る調整	628	2,478
TLAC/MRELにおいて適格なTier 2（T2）資本性金融商品	8,304	11,088
TLAC/MRELに含まれる規制自己資本の要素合計	69,139	67,483

TLAC/MRELに含まれるその他の要素

シニア非優先プレーンバニラ債	49,352	46,624
他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有（TLACのみ）	0	0
総損失吸収力（TLAC）	118,491	114,106
他のG-SIIの適格な負債性金融商品の保有の戻入れ（TLACのみ）	0	0
利用可能な自己資本および劣後適格負債（劣後MREL）	118,491	114,106
シニア優先プレーンバニラ債	8,939	5,538
シニア優先債仕組み商品	6,441	3,609
利用可能な自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（MREL）	133,871	123,253

リスク・ウェイトド・アセット（RWA）	357,427	349,742
レバレッジ比率エクスポージャー（LRE）	1,315,906	1,240,318

TLAC比率

TLAC比率（RWAに対する割合）	33.15	32.63
TLACの要件（RWAに対する割合）	23.21	23.14
TLAC比率（レバレッジ・エクスポージャーに対する割合）	9.00	9.20
TLACの要件（レバレッジ・エクスポージャーに対する割合）	6.75	6.75
RWAの要件に対する余剰TLAC	35,538	33,167
LREの要件に対する余剰TLAC	29,667	30,385

MRELの劣後性

MRELの劣後比率（RWAに対する割合）	33.15	32.63
MRELの劣後性要件（RWAに対する割合）	24.60	24.68
MRELの劣後比率（LREに対する割合）	9.00	9.20
MRELの劣後性要件（LREに対する割合）	6.95	6.92
RWAの要件に対するMRELの劣後性の余剰	30,570	27,781
LREの要件に対するMRELの劣後性の余剰	27,036	28,276

MREL比率

MREL比率（RWAに対する割合）	37.45	35.24
MRELの要件（RWAに対する割合）	30.98	30.35
MREL比率（LREに対する割合）	10.17	9.94
MRELの要件（LREに対する割合）	6.95	6.92
RWAの要件に対する余剰MREL	23,146	17,098
LREの要件に対する余剰MREL	42,415	37,424

自己資本および適格負債

MRELおよびTLACの要件を満たすために、ドイツ銀行は、十分な額の適格負債性金融商品を確実に維持する必要がある。MRELおよびTLACにおいて適格な金融商品は、規制上の資本性金融商品（自己資本）と、適格負債と呼ばれる一定の基準を満たしている負債である。

MRELおよびTLACの文脈で言及される自己資本は、残存期間が1年超5年未満であり、規制自己資本に比例配分ベースでのみ反映されているTier 2 資本性金融商品の全額を含んでいる。

適格負債とは、損失吸収資本としての適切な構造を確保するとされる適格基準を満たしている、破綻処理対象会社であるドイツ銀行AGが発行した負債である。その結果、適格負債からは、保険預金保護制度の対象である預金、またはドイツの破綻処理法の下で優先される預金（例えば、個人および中小企業顧客からの預金）が除外されている。とりわけ、担保付負債およびデリバティブ負債は一般的に除外されている。組込デリバティブを伴う負債性金融商品は、特定の条件下で含めることができる（例えば、既知の固定または増加元本）。さらに、適格負債は、少なくとも1年の満期までの残存期間を有していなければならない、また、償却または転換を有効にするためには、欧州連合加盟国の法律に基づいて発行されているか、または契約条件にペイルイン条項が含まれていなければならない。SRBは、2018年11月15日以前に英国法に基づいて発行された負債について移行期間を定めた。これには、法的強制力のある有効なペイルイン条項は含まれていないが、英国のEU離脱後も2025年6月28日までは適格負債に含めることができる。

また、適格負債は、TLACおよびMRELの劣後性要件を満たすために劣後していなければならない。2017年1月1日より、ドイツ銀行法では、銀行の他のシニア債の中でも「上位で非優先」と位置付けられている法的に劣後する負債性有価証券について、新たなクラスを規定している（ただし、Tier 2 金融商品として適格なもの等、銀行の契約上の劣後負債には優先する。）。2018年7月21日にドイツで実施された欧州連合による調和化の取組みを受けて、銀行は現在、適格シニア債の特定の発行を非優先と優先のいずれに区分するかを決定することが認められている。こうしたルールの下でドイツ銀行AGが発行した「上位で非優先」の負債性金融商品は、従来のルールにより「上位で非優先」として分類された発行済の負債性金融商品と同順位である。これらの「上位で非優先」の発行はすべて、TLACおよびMRELの劣後基準を満たしている。

『

信用リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行では、「信用リスクのフレームワーク」で定義される相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング・アグリーメントの影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行グループは、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	最大信用 リスク・エク スポージャー （注1）	減損評価 対象	ネッティ ング	信用補完		
				保証および クレジット ・デリバ 担保タイプ（注2）	信用補完 合計	
償却原価で測定する金融資産（注3）						
現金および中央銀行預け金	147,511	147,511	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,169	6,169	-	0	0	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	40,802	40,802	-	40,580	-	40,580
借入有価証券担保金	44	44	-	32	-	32
貸出金	484,603	484,603	-	264,252	44,211	308,463
信用リスクにさらされるその他の資産（注4）（注5）	82,015	76,685	24,794	1,668	270	26,732
償却原価で測定する金融資産合計（注3）	761,144	755,814	24,794	306,532	44,481	375,807
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注6）						
トレーディング資産	134,118	-	-	1,207	612	1,819
デリバティブ金融商品のプラスの時価	291,754	-	229,560	45,613	115	275,288
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	113,433	-	1,638	103,339	292	105,269
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	88,736	-	1,638	87,091	0	88,729
借入有価証券担保金	15,913	-	-	15,671	0	15,671
貸出金	1,954	-	-	485	272	757
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	-	-	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	539,304	-	231,198	150,159	1,019	382,376
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産	42,090	42,090	0	4,077	1,168	5,244
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	2,786	2,786	-	2,455	0	2,455
借入有価証券担保金	0	0	-	0	0	0
貸出金	5,068	5,068	-	454	1,168	1,621
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産合計	42,090	42,090	-	4,077	1,168	5,244
金融保証およびその他の信用関連偶発負債（注7）	73,468	73,467	-	4,410	9,227	13,637
取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント（注7）	269,699	268,373	-	21,737	8,227	29,964
オフバランスシート合計	343,167	341,840	-	26,147	17,455	43,602

最大信用リスク・エクスポージャー	1,685,705	1,139,745	255,993	486,915	64,122	807,029
------------------	-----------	-----------	---------	---------	--------	---------

(注1) クレジット・デリバティブの売却プロテクションの想定元本(597,925百万ユーロ)および購入プロテクションの想定元本は含まない。

(注2) 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの想定元本で反映されている。

(注3) いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

(注4) いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

(注5) 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

(注6) エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

(注7) 数値は想定元本で反映されている。

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	最大信用 リスク・エク スポージャー （注1）	減損評価 対象	ネットィン グ	信用補完		
				保証および クレジット ・デリバ 担保タイプ（注2）	信用補完 合計	
償却原価で測定する金融資産（注3）						
現金および中央銀行預け金	178,424	178,424	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,144	6,144	-	0	0	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	14,725	14,725	-	13,761	-	13,761
借入有価証券担保金	39	39	-	33	-	33
貸出金	478,879	478,879	-	260,047	42,191	302,239
信用リスクにさらされるその他の資産（注4）（注5）	82,826	77,520	24,037	914	644	25,594
償却原価で測定する金融資産合計（注3）	761,036	755,731	24,037	274,755	42,835	341,626
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注6）						
トレーディング資産	122,841	-	-	1,458	951	2,408
デリバティブ金融商品のプラスの時価	251,856	-	195,499	40,036	12	235,547
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	87,153	-	1,931	76,894	92	78,917
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	65,937	-	1,931	63,877	0	65,807
借入有価証券担保金	13,036	-	-	12,863	0	12,863
貸出金	812	-	-	89	72	160
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	75	-	-	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	461,925	-	197,430	118,388	1,055	316,872
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産	35,546	35,546	0	2,744	988	3,732
内訳：						
売戻条件付買入有価証券	1,805	1,805	-	1,740	0	1,740
借入有価証券担保金	0	0	-	0	0	0
貸出金	4,867	4,867	-	16	976	991
OCIを通じて公正価値で測定する金融資産合計	35,546	35,546	-	2,744	988	3,732
金融保証およびその他の信用関連偶発負債（注7）	65,131	64,798	-	4,127	7,136	11,263
取消可能または取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント（注7）	255,409	254,016	-	21,736	6,779	28,515
オフバランスシート合計	320,540	318,814	-	25,863	13,915	39,777
最大信用リスク・エクスポージャー	1,579,048	1,110,090	221,466	421,750	58,792	702,008

(注1) クレジット・デリバティブの売却プロテクションの想定元本(540,063百万ユーロ)および購入プロテクションの想定元本は含まない。

(注2) 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの想定元本で反映されている。

(注3) いずれも信用損失引当金控除前の総額である。

(注4) いずれも償却原価による総額である。ただし、適格ヘッジ・デリバティブは純損益を通じて公正価値で反映されている。

(注5) 会計上の分類にかかわらず、売却目的保有資産を含んでいる。

(注6) エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

(注7) 数値は想定元本で反映されている。

2024年12月31日に終了した事業年度における最大信用リスク・エクスポージャーは、全体として1,067億ユーロ増加した。これは主に、デリバティブ金融商品のプラスの時価が399億ユーロ、中央銀行ファンド貸出金および買入有価証券が261億ユーロ、純損益を通じて公正価値で測定する売戻条件付買入有価証券が228億ユーロ、オフバランスシートのエクスポージャーが226億ユーロ、トレーディング資産が113億ユーロ、OCIを通じて公正価値で測定する金融資産が65億ユーロ、また償却原価で測

定する貸出金が57億ユーロ増加したことによるものであった。これらの増加は、現金および中央銀行預け金の309億ユーロの減少により一部相殺された。

2024年12月31日現在のトレーディング資産には、トレーディング債券1,200億ユーロ（2023年12月31日現在：1,125億ユーロ）が含まれており、そのうち82%超（2023年12月31日現在：85%超）が投資適格であった。

信用補完は、3つの区分（ネットティング、担保および保証／クレジット・デリバティブ）に分けられる。市場動向に起因する無担保エクスポージャーの積み上げを防止するため、ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断が採用されている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に欧州諸国および米国に所在している。さらに当行は、同質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から構成される。）の担保プールを有している。

主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消可能または取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、負債性有価証券ならびにレボおよびレボ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、貸借対照表に償却原価で測定する貸出金、純損益を通じて公正価値で測定する貸出金またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金の総額（信用損失引当金控除前）である。「貸出金」には、短期の売却を目的として購入および保有する、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている「トレーディング債権」も含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債権」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「取消可能または取消不能貸出コミットメント」は、取消可能または取消不能の貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる当行の信用エクスポージャーである。当行の貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合も、受入現金担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮している。
- 「負債性有価証券」は、債務証書、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。これらは、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、また、貸借対照表に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（いずれの場合も信用損失引当金控除前）のいずれかの会計区分で計上されており、損益を通じて公正価値で測定の区分も含む。「負債性有価証券」には、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーである「トレーディング債券」が含まれる。規制上の観点からは、「トレーディング債券」の区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「レボおよびレボ形式の取引」は、リバース・レボ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（受入担保およびIFRSの下で認められる範囲内のネットティングを考慮後）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、ならびに伝統的な証券化ポジションは、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、当行グループの主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

別途記載のない限り、以下の表は、担保およびリスク軽減または構造的補完の考慮前の信用エクスポージャーを反映している（ただし、信用補完後のOTCデリバティブを除く。）。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

		2024年12月31日現在			
		貸出金	オフバランスシート	OTCデリバティブ	
		純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの（注1）	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注2）	取消可能または取消不能貸出コミットメント（注3）	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注4）
単位：百万ユーロ	偶発負債				

コーポレート・バンク	116,674	212	508	4,110	170,667	67,067	47
インベストメント・バンク	110,077	11,068	1,443	958	61,692	3,268	24,030
プライベート・バンク	257,476	6	0	0	37,110	2,815	391
アセット・マネジメント	1	0	0	0	130	9	0
コーポレートおよびその他	375	93	3	0	100	309	2,431
合計	484,603	11,380	1,954	5,068	269,699	73,468	26,899

2024年12月31日現在

	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引（注7）			合計
単位：百万ユーロ	償却原価で 測定する もの（注5）	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの（注6）	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
コーポレート・バンク	266	14	0	9,033	0	0	368,598
インベストメント・バンク	5,369	122,813	1,268	31,813	104,248	0	478,047
プライベート・バンク	409	1	1	0	0	0	298,209
アセット・マネジメント	0	4,526	82	0	0	0	4,748
コーポレートおよびその他	15,595	390	32,885	0	401	2,786	55,368
合計	21,638	127,744	34,236	40,846	104,649	2,786	1,204,970

（注1）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金156億ユーロを含む。

（注2）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金60.7百万ユーロを含む。

（注3）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー22億ユーロを含む。

（注4）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

（注5）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券41.6百万ユーロを含む。

（注6）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券25.6百万ユーロを含む。

（注7）担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

2023年12月31日現在

	貸出金		オフバランスシート		OTCデリバティブ		
	償却原価で測定するもの（注１）	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの（注２）	取消可能または取消不能貸出コミットメント（注３）	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注４）
単位：百万ユーロ							
コーポレート・バンク	116,732	456	303	4,393	158,490	59,781	55
インベストメント・バンク	100,645	7,614	582	474	56,939	2,169	18,991
プライベート・バンク	261,250	0	0	0	39,515	3,128	301
アセット・マネジメント	3	0	0	0	99	9	0
コーポレートおよびその他	248	165	3	0	365	44	3,208
合計	478,879	8,235	887	4,867	255,409	65,131	22,555

2023年12月31日現在

2020年12月31日現在							
	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引（注7）		合計	
	償却原価で測定するもの（注5）	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの（注6）	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
単位：百万ユーロ							
コーポレート・バンク	294	19	0	595	0	0	341,118
インベストメント・バンク	4,611	114,741	1,520	14,169	74,878	0	397,332
プライベート・バンク	447	1	1	0	0	0	304,644
アセット・マネジメント	0	4,483	82	0	0	0	4,675
コーポレートおよびその他	16,495	1,242	27,271	0	4,096	1,805	54,941
合計	21,847	120,485	28,874	14,764	78,973	1,805	1,102,711

(注1) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金134億ユーロを含む。

(注2) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金44.2百万ユーロを含む。

(注3) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー23億ユーロを含む。

(注4) 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

(注5) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券39.5百万ユーロを含む。

(注6) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券1.5百万ユーロを含む。

(注7) 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

ドイツ銀行の主要な信用エクスポージャー合計は前年度から1,023億ユーロ増加した。インベストメント・バンクにおける807億ユーロの増加は主に、トレーディング活動および顧客フローの増加ならびに貸出金の伸びに起因するレポおよびレポ形式の取引の増加によるもので、コーポレート・バンクにおける275億ユーロの増加は、新規取引および借換取引に起因するオフバランスシート・エクスポージャーの増加によるものであった。64億ユーロ減少したプライベート・バンクを除き、業務部門別の主要な信用エクスポージャーの中に含まれるすべての商品においてエクスポージャーの増加が見られた。

産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

以下の表は、当行の産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、欧州の標準的な産業分類システムであり、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点とは必ずしも一致しない。

2024年12月31日現在							
	償却原価で 測定する もの(注1)	トレーディング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの(注2)	貸出金 オフバランスシート 偶発負債	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント (注3)	OTCデリバ ティブ タイプ
							純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの(注 4)
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	336	0	0	0	239	24	1
鉱業および採石	1,885	2,392	66	0	5,934	1,275	145
製造	26,634	525	5	1,195	56,933	14,331	1,205
電気、ガス、蒸気および空 調の供給	4,346	632	0	38	8,870	4,489	150
上下水道、廃棄物処理およ び修復工事	595	0	0	3	1,013	264	50
建設	4,330	244	0	30	3,039	3,244	13
卸売および小売、自動車お よび二輪車の修繕	21,405	165	103	809	18,290	6,339	180
輸送、倉庫	4,766	416	63	103	5,373	1,201	164
宿泊、食品サービス	2,665	64	0	19	1,314	150	2
情報および通信	8,930	757	16	237	16,501	3,014	384
金融および保険(注8)	126,640	3,944	1,177	1,589	95,492	34,889	22,093
不動産(注9)	49,859	1,005	136	535	7,868	399	326
専門的、科学および技術活 動	6,276	133	0	214	5,754	2,129	161
事務サポートサービス	8,921	319	95	161	5,025	493	138
行政、国防および社会保障	5,740	458	14	24	7,438	120	286
教育	295	17	0	0	99	55	55
健康保険サービスおよび社 会福祉事業	4,130	29	0	12	1,850	91	46
芸術、娯楽およびレクリ エーション	820	4	0	15	1,166	83	17
その他のサービス業	6,214	260	280	81	7,013	628	1,305
個人事業主の活動および自 家用製品・サービスの製造	199,811	0	0	0	20,488	246	174
地域外の組織および団体	5	17	0	0	1	3	4
合計	484,603	11,380	1,954	5,068	269,699	73,468	26,899

2024年12月31日現在

	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引（注7）			合計
	償却原価で 測定する もの（注5）	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの（注6）	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	0	2	0	0	0	0	602
鉱業および採石	41	553	2	0	0	0	12,293
製造	23	1,389	50	43	42	0	102,375
電気、ガス、蒸気および空 調の供給	71	915	28	0	0	0	19,541
上下水道、廃棄物処理およ び修復工事	0	143	1	0	0	0	2,070
建設	264	344	285	0	0	0	11,793
卸売および小売、自動車お よび二輪車の修繕	0	612	3	0	0	0	47,904
輸送、倉庫	159	461	3	0	0	0	12,710
宿泊、食品サービス	5	90	1	0	0	0	4,311
情報および通信	31	1,048	0	0	0	0	30,918
金融および保険（注8）	5,379	29,863	5,671	40,437	104,150	2,786	474,108
不動産（注9）	198	1,277	181	324	7	0	62,114
専門的、科学および技術活 動	48	256	105	0	0	0	15,075
事務サポートサービス	19	471	4	0	16	0	15,661
行政、国防および社会保障	14,160	83,873	27,354	0	110	0	139,577
教育	0	262	14	0	0	0	797
健康保険サービスおよび社 会福祉事業	103	289	0	0	1	0	6,550
芸術、娯楽およびレクリ エーション	0	19	0	0	0	0	2,124
その他のサービス業	433	3,514	13	42	207	0	19,991
個人事業主の活動および自 家用製品・サービスの製造	0	0	0	0	0	0	220,720
地域外の組織および団体	704	2,362	522	0	117	0	3,735
合計	21,638	127,744	34,236	40,846	104,649	2,786	1,204,970

（注1）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金156億ユーロを含む。

（注2）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金60.7百万ユーロを含む。

（注3）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー22億ユーロを含む。

（注4）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

（注5）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券41.6百万ユーロを含む。

（注6）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券25.6百万ユーロを含む。

（注7）担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

（注8）企業（持株会社を含む。）、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター（いずれも社内の顧客分類に基づく。）に對するエクスポージャー、それぞれ1,080億ユーロ、490億ユーロ、660億ユーロ、90億ユーロ、150億ユーロ、170億ユーロを含む。

（注9）ドイツ銀行の定義に基づく商業用不動産のノンリコース・ポートフォリオは360億ユーロである。

2023年12月31日現在

	貸出金		オフバランスシート		OTCデリバティブ		
単位：百万ユーロ	償却原価で測定するもの（注1）	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの（注2）	取消可能または取消不能貸出コミットメント（注3）	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注4）
農業、林業および漁業	384	2	0	0	224	32	1
鉱業および採石	2,774	230	126	0	4,893	1,409	47
製造	28,397	285	5	1,877	53,572	13,809	1,303
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,081	307	75	272	6,475	2,967	142
上下水道、廃棄物処理および修復工事	486	0	0	0	523	148	38
建設	4,257	217	1	20	2,965	3,060	7
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	21,030	233	79	784	16,540	6,247	599
輸送、倉庫	4,924	616	13	63	6,088	1,108	173
宿泊、食品サービス	1,862	3	0	0	1,015	138	10
情報および通信	7,589	372	21	100	13,244	3,209	289
金融および保険（注8）	110,901	3,840	276	1,281	90,138	28,491	18,175
不動産（注9）	49,267	1,302	103	122	7,061	183	304
専門的、科学および技術活動	6,889	68	0	0	6,190	2,213	172
事務サポートサービス	8,911	148	169	157	5,007	577	486
行政、国防および社会保障	5,731	364	10	27	6,759	123	303
教育	279	2	0	0	72	55	68
健康保険サービスおよび社会福祉事業	4,390	42	0	0	1,725	127	53
芸術、娯楽およびレクリエーション	1,017	22	0	33	1,402	102	49
その他のサービス業	4,727	183	10	130	4,534	850	165
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	210,981	0	0	1	26,981	282	140
地域外の組織および団体	0	0	0	0	0	2	29
合計	478,879	8,235	887	4,867	255,409	65,131	22,555

2023年12月31日現在

	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引（注7）			合計
	償却原価で測定するもの（注5）	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの（注6）	償却原価で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの	
単位：百万ユーロ							
農業、林業および漁業	0	0	0	0	0	0	643
鉱業および採石	46	486	2	0	0	0	10,012
製造	0	1,481	54	0	0	0	100,783
電気、ガス、蒸気および空調の供給	175	776	20	0	0	0	15,289
上下水道、廃棄物処理および修復工事	29	26	0	0	0	0	1,250
建設	130	387	133	0	0	0	11,177
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	0	458	2	0	0	0	45,973
輸送、倉庫	66	481	15	0	0	0	13,548
宿泊、食品サービス	5	90	0	0	0	0	3,124
情報および通信	95	531	0	0	0	0	25,449
金融および保険（注8）	4,639	25,416	4,789	14,695	76,785	1,805	381,232
不動産（注9）	227	1,159	546	69	0	0	60,343
専門的、科学および技術活動	49	151	111	0	0	0	15,843
事務サポートサービス	51	436	8	0	0	0	15,950
行政、国防および社会保障	15,907	83,791	22,725	0	2,154	0	137,893
教育	0	160	9	0	0	0	645
健康保険サービスおよび社会福祉事業	99	95	11	0	0	0	6,543
芸術、娯楽およびレクリエーション	0	58	0	0	0	0	2,683
その他のサービス業	124	3,028	151	0	34	0	13,936
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	0	0	0	0	0	0	238,385
地域外の組織および団体	205	1,476	298	0	0	0	2,010
合計	21,847	120,485	28,874	14,764	78,973	1,805	1,102,711

（注1）2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金134億ユーロを含む。

（注2）2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金44.2百万ユーロを含む。

（注3）2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー23億ユーロを含む。

（注4）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

（注5）2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券39.5百万ユーロを含む。

（注6）2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券1.5百万ユーロを含む。

（注7）担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

（注8）企業（持株会社を含む。）、資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクター（社内の顧客分類に基づく。）に対するエクスポージャー、それぞれ960億ユーロ、440億ユーロ、550億ユーロ、130億ユーロ、100億ユーロ、160億ユーロを含む。

（注9）ドイツ銀行の定義に基づく商業用不動産のノンリコース・ポートフォリオは380億ユーロである。

信用エクスポージャーは、いずれも、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品／資産クラス特有の集中に応じた多様な管理が含まれている。

リスクの一部を第三者に売却または販売する目的での貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受委員会および／または取締役会のレビューと承認を受ける。こうした取引の組成および価格決定は、リスク圧縮が適時に達成できるよう、また（ドイツ銀行が市場価格リスクを取る場合には）こうしたマーケット・リスクが軽減されるよう、極めて重要視されている。

2024年12月31日現在、相手先上位10件に対する当行グループの信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち11%（2023年12月31日現在：12%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

上記の区分に含まれている当行グループの償却原価で測定する貸出金のエクスポージャーは、大半が信用の良質な借手に対するものである。また、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクを中心に、貸出金エクスポージャーは当行の戦略的法人貸出部門を通じた更なるリスク軽減の対象になっている。

ドイツ銀行の個人の貸出金エクスポージャーは、プライベート・バンクのポートフォリオに主に関連している。

上記の不動産に対する当行の償却原価で測定する貸出金のエクスポージャー499億ユーロは、NACEコード分類に基づくもので、グループおよび顧客セグメントの様々な部分にわたる、リコースおよびノンリコース融資で構成されている。これには、ドイツ銀行のノンリコースCRE貸出金の定義に基づく240億ユーロの貸出金が含まれる。ノンリコースCREローンの詳細については、「重点事項」の項を参照のこと。

主に米国および欧州において組成された当行グループの商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保されている。ドイツ銀行は、固定および変動金利の貸出金を組成しており、金融機関が販売する準不履行および不履行の貸出金を（通常は大幅に割引いて）厳選して取得している。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。与信引受方針ガイドラインにより、ローン組成時のLTV比率を通常75%未満とすることが規定されている。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、異議申し立てを行うことに責任を負う。ドイツ銀行は、銀行市場または証券化による分配のための貸出金を組成している。これに関連して、ドイツ銀行はシンジケート・ローンの一部は頻繁に留保しているが、証券化されたポジションは完全に売却する場合がある（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）。例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の不動産会社を対象とした、保守的に引き受ける無担保信用枠にも関与している。

商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、基礎となる不動産に影響を及ぼすようなマクロ経済の状況や特異な事象により、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

金融および保険に対するドイツ銀行の信用エクスポージャー合計は、2024年12月31日現在において4,741億ユーロであり、これには資産担保証券、銀行、保険、金融仲介機関、公共セクターおよび企業（持株会社を含む。）に対するエクスポージャーも含まれている。エクスポージャーは、専用のリスク管理フレームワーク、取引ごとの承認、関連するリスク選好指標を用いて管理される。2024年12月31日現在、すべての該当する測定区分にわたる貸出金の合計1,334億ユーロ、すべての該当する測定区分にわたるレボおよびレボ形式の取引の合計1,474億ユーロ、ならびにオフバランスシート活動1,304億ユーロは、主に、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクのポートフォリオに関連しており、これらの大部分は北アメリカおよび欧州の地域で保有されていた。

地域別の主要な信用エクスポージャーの区分

2024年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	貸出金		オフバランスシート		OTCデリバティブ		
	償却原価で測定するもの（注1）	トレーディング - 純損益を通じて公正価値で測定するもの	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定・要求されたもの	OCIを通じて公正価値で測定するもの（注2）	取消可能または取消不能貸出コミットメント（注3）	偶発負債	純損益を通じて公正価値で測定するもの（注4）
欧州	326,256	3,420	702	1,843	146,860	42,033	15,611
内訳：							
ドイツ	215,983	304	353	512	72,341	15,761	4,393
英国	11,044	365	23	163	12,589	4,418	3,594
フランス	4,319	69	39	33	6,967	2,111	746
ルクセンブルク	17,119	944	14	131	8,737	546	1,780
イタリア	23,190	229	24	69	4,424	5,302	266
オランダ	9,593	265	4	332	9,452	2,964	1,460
スペイン	15,580	109	40	123	3,833	4,633	169
アイルランド	6,483	271	195	61	5,057	295	568
スイス	6,050	19	0	196	8,562	2,548	434
ポーランド	2,890	0	0	15	2,358	181	5
ベルギー	1,991	33	0	80	1,685	1,582	181
ロシア連邦（注8）	102	0	0	12	1	21	0
ウクライナ（注8）	98	172（注9）	0	0	0	5	0
その他の欧州（注8）	11,813	639	10	116	10,855	1,665	2,016
北アメリカ	108,465	3,262	931	2,324	110,332	14,856	5,890
内訳：							
米国	95,186	2,986	507	2,095	102,989	13,462	4,923
ケイマン諸島	5,969	151	319	87	2,770	660	515
カナダ	1,491	121	33	118	2,584	223	202
その他の北アメリカ	5,819	4	72	24	1,989	511	250
アジア / 太平洋	40,066	1,433	309	611	9,941	15,232	5,155
内訳：							
日本	1,744	151	42	77	532	645	598
オーストラリア	3,404	238	0	9	2,918	1,371	512
インド	9,001	24	25	0	1,405	3,789	104
中国	4,245	4	95	24	443	1,852	754
シンガポール	5,146	95	17	129	1,136	2,128	291
香港	3,062	90	0	87	723	366	229
その他のアジア / 太平洋	13,466	831	130	285	2,783	5,082	2,666
その他の地域	9,816	3,265	11	289	2,567	1,348	244
合計	484,603	11,380	1,954	5,068	269,699	73,468	26,899

2024年12月31日現在

	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引（注7）			合計
単位：百万ユーロ	償却原価で 測定する もの（注5）	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの（注6）	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
欧州	10,408	57,024	15,388	27,957	34,516	283	682,300
内訳：							
ドイツ	321	7,899	1,887	2,033	855	0	322,643
英国	487	12,141	1,983	12,407	14,163	0	73,376
フランス	1,511	7,855	3,888	4,077	8,058	0	39,672
ルクセンブルク	0	2,699	472	127	3,615	0	36,184
イタリア	4,914	8,038	985	4,144	1,425	0	53,011
オランダ	87	2,014	33	0	71	0	26,276
スペイン	1,489	4,096	359	1,388	33	0	31,853
アイルランド	1,326	1,695	8	29	1,065	0	17,053
スイス	0	1,657	1	2,658	280	0	22,404
ポーランド	0	262	3,554	0	84	0	9,349
ベルギー	0	4,197	1,572	0	5	0	11,325
ロシア連邦（注8）	0	3	0	0	0	0	138
ウクライナ（注8）	0	165	13	0	0	0	454
その他の欧州（注8）	273	4,304	634	1,094	4,861	283	38,562
北アメリカ	7,227	34,972	12,695	8,205	52,388	0	361,546
内訳：							
米国	6,854	33,637	12,499	4,991	39,389	0	319,517
ケイマン諸島	373	370	0	3,032	9,388	0	23,634
カナダ	0	872	195	0	3,575	0	9,415
その他の北アメリカ	0	93	0	182	36	0	8,979
アジア / 太平洋	3,844	28,246	5,995	3,839	17,524	1,006	133,202
内訳：							
日本	6	2,985	964	178	8,815	0	16,736
オーストラリア	2,526	2,374	311	212	2,720	0	16,596
インド	658	6,630	75	0	0	681	22,391
中国	0	4,400	274	0	952	0	13,042
シンガポール	61	946	738	0	711	0	11,397
香港	9	559	553	0	329	0	6,007
その他のアジア / 太平洋	584	10,353	3,081	3,449	3,997	326	47,032
その他の地域	160	7,501	158	845	222	1,497	27,923
合計	21,638	127,744	34,236	40,846	104,649	2,786	1,204,970

（注1）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金156億ユーロを含む。

（注2）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金60.7百万ユーロを含む。

（注3）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー22億ユーロを含む。

（注4）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

（注5）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券41.6百万ユーロを含む。

（注6）2024年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券25.6百万ユーロを含む。

（注7）担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

（注8）現在進行中のロシア連邦とウクライナとの間の国境紛争を背景とした、項目の追加。

（注9）融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。

2023年12月31日現在

	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバ ティブ
--	-----	-----------	---------------

単位：百万ユーロ	償却原価で 測定する もの（注１）	トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの（注２）	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント （注３）	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの（注 ４）
欧州	332,859	2,906	516	1,698	148,778	39,716	14,813
内訳：							
ドイツ	225,639	321	70	409	76,810	16,532	4,146
英国	8,323	239	97	252	13,175	3,102	4,834
フランス	4,587	76	75	317	7,868	1,876	694
ルクセンブルク	18,056	612	23	142	8,493	641	970
イタリア	23,490	138	32	16	4,842	5,021	219
オランダ	8,996	248	8	252	9,279	2,863	1,463
スペイン	16,073	230	24	91	3,738	4,330	219
アイルランド	5,273	331	184	87	4,237	351	542
スイス	6,827	37	1	0	8,206	2,558	355
ポーランド	2,617	0	0	16	2,569	176	6
ベルギー	1,742	23	0	58	1,551	623	144
ロシア連邦（注８）	243	6	0	7	26	21	0
ウクライナ（注８）	8	208 ⁹	0	0	3	5	0
その他の欧州（注８）	10,984	435	2	50	7,981	1,617	1,222
北アメリカ	101,306	2,325	238	2,378	95,768	12,172	4,745
内訳：							
米国	89,570	2,202	178	2,247	89,460	10,754	3,269
ケイマン諸島	4,985	50	0	0	2,383	787	963
カナダ	1,396	49	3	106	2,048	226	324
その他の北アメリカ	5,356	24	56	24	1,877	405	188
アジア / 太平洋	35,807	1,746	123	597	9,031	12,093	2,745
内訳：							
日本	1,404	328	34	10	481	451	459
オーストラリア	3,203	250	0	0	2,652	830	153
インド	7,576	78	88	23	921	3,774	53
中国	4,254	1	0	22	413	1,442	762
シンガポール	3,789	362	0	189	1,558	1,357	157
香港	2,259	64	0	82	836	607	242
その他のアジア / 太平洋	13,323	662	1	271	2,170	3,632	919
その他の地域	8,906	1,259	10	193	1,831	1,151	252
合計	478,879	8,235	887	4,867	255,409	65,131	22,555

2023年12月31日現在

	負債性有価証券			レボおよびレボ形式の取引(注7)			合計
単位：百万ユーロ	償却原価で 測定する もの(注5)	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの(注6)	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
欧州	9,661	52,205	12,884	6,021	17,184	395	639,636
内訳：							
ドイツ	830	10,114	1,388	348	1,351	0	337,957
英国	219	10,475	1,504	461	3,773	0	46,454
フランス	0	7,756	2,901	657	5,100	0	31,906
ルクセンブルク	0	2,180	537	9	206	0	31,870
イタリア	4,890	7,953	1,030	2,251	1,688	0	51,571
オランダ	0	2,289	27	0	99	0	25,526
スペイン	1,487	3,144	358	1,587	35	0	31,318
アイルランド	1,563	1,269	7	0	960	0	14,804
スイス	0	1,289	1	0	225	0	19,499
ポーランド	0	473	2,899	0	98	0	8,852
ベルギー	0	1,759	1,606	0	11	0	7,517
ロシア連邦(注8)	0	31	0	0	0	0	333
ウクライナ(注8)	0	73	7	0	0	0	305
その他の欧州(注8)	672	3,401	619	707	3,638	395	31,724
北アメリカ	9,433	32,184	11,503	5,855	47,782	0	325,688
内訳：							
米国	9,415	31,042	11,320	2,979	14,357	0	266,793
ケイマン諸島	0	495	0	2,876	33,284	0	45,823
カナダ	0	546	183	0	54	0	4,936
その他の北アメリカ	18	101	0	0	88	0	8,137
アジア/太平洋	2,428	31,297	4,295	2,620	13,860	858	117,499
内訳：							
日本	22	3,017	485	431	8,818	0	15,941
オーストラリア	1,725	2,387	315	0	284	0	11,800
インド	414	5,858	62	0	0	279	19,126
中国	0	7,977	98	0	1,365	0	16,334
シンガポール	0	1,396	665	0	683	0	10,156
香港	9	738	463	0	124	0	5,424
その他のアジア/太平洋	258	9,922	2,206	2,189	2,587	579	38,718
その他の地域	325	4,799	191	268	148	552	19,887
合計	21,847	120,485	28,874	14,764	78,973	1,805	1,102,711

(注1) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する貸出金134億ユーロを含む。

(注2) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する貸出金44.2百万ユーロを含む。

(注3) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのオフバランスシートのエクスポージャー23億ユーロを含む。

(注4) 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

(注5) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIの償却原価で測定する負債性有価証券39.5百万ユーロを含む。

(注6) 2023年12月31日現在、ステージ3およびステージ3 POCIのOCIを通じて公正価値で測定する負債性有価証券1.5百万ユーロを含む。

(注7) 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に限定される。

(注8) 現在進行中のロシア連邦とウクライナの間の国境紛争を背景とした、項目の追加。

(注9) 融資に起因するウクライナのトレーディング貸出金に対するエクスポージャーは、国際的な開発銀行によって実質的に保証されている。より広範なリスク軽減の仕組みを考慮すると、正味エクスポージャーに重要性はない。

上記の表は、ドイツ銀行の地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。所在地の観点は、本報告書の他の場所で適用されている内部リスクに基づく観点と異なる場合がある。

当行グループの貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行グループの本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行グループのモーゲージ貸出および住宅ローン業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ、トレーディング資産ならびにレボおよびレボ形式の取引においては、地域の観点からの最大の集中は、欧州および北アメリカにあった。』

信用エクスポージャーの分類

ドイツ銀行はまた、業務部門ごとに調整されたチーフ・リスク・オフィサーの権限に合わせ、業務部門に基づいて信用エクスポージャーを分類している。以下の項は、コーポレート・バンクとインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを併せて示している。その次の項は、プライベート・バンクの信用エクスポージャーについて説明している。

コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー

下記の表は、主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー 区分 - 総額

2024年12月31日現在								
単位：百万ユーロ（別途記載 のものを除く。）		貸出金			オフバランスシート		OTCデリバ ティブ	
格付区分	デフォルト 確率（注1）	償却原価で 測定する もの	トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定するも の	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの（注 2）
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	18,371	177	84	209	28,227	6,007	10,133
iA	0.04%超 0.11%以下	47,908	60	542	1,167	69,746	32,937	7,440
iBBB	0.11%超 0.5%以下	66,741	3,207	131	2,537	88,790	22,201	4,101
iBB	0.5%超 2.27%以下	64,486	4,983	561	1,080	34,521	6,015	2,202
iB	2.27%超 10.22%以下	21,094	713	399	10	8,865	2,244	104
iCCC以下	10.22%超 100%以下	8,153	2,141	235	65	2,210	931	97
合計		226,751	11,280	1,951	5,068	232,359	70,335	24,077

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載
のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注1）	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	694	64,329	192	17,775	39,458	-	185,657
iA	0.04%超 0.11%以下	2,469	14,985	46	7,374	8,817	-	193,490
iBBB	0.11%超 0.5%以下	1,021	19,851	149	7,506	13,055	-	229,290
iBB	0.5%超 2.27%以下	1,319	22,194	431	7,390	41,123	-	186,303
iB	2.27%超 10.22%以下	90	643	402	686	1,795	-	37,044
iCCC以下	10.22%超 100%以下	42	825	47	115	0	-	14,862
合計		5,635	122,827	1,268	40,846	104,248	-	846,645

（注1）ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

（注2）適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー
区分 - 純額

2024年12月31日現在（注1）

単位：百万ユーロ（別途記
載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注2）	償却原価で 測定する もの	トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定するも の	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	貸出金	オフバランスシート	OTCデリバ ティブ タイプ
						取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	10,671	99	84	64	26,953	5,128	4,893
iA	0.04%超 0.11%以下	36,198	60	392	953	67,092	29,677	4,140
iBBB	0.11%超 0.5%以下	30,736	2,869	56	1,836	82,049	17,106	2,948
iBB	0.5%超 2.27%以下	27,152	4,122	480	520	30,381	4,366	1,889
iB	2.27%超 10.22%以下	6,049	503	189	10	8,258	1,290	103
iCCC以下	10.22%超 100%以下	4,285	1,570	57	55	2,127	348	96
合計		115,091	9,223	1,258	3,438	216,860	57,915	14,069

2024年12月31日現在（注1）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注2）	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定するも の	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	694	64,254	192	7	261	-	113,301
iA	0.04%超 0.11%以下	2,469	14,985	46	106	13	-	156,131
iBBB	0.11%超 0.5%以下	562	19,756	136	6	35	-	158,096
iBB	0.5%超 2.27%以下	860	21,684	334	0	1,087	-	92,874
iB	2.27%超 10.22%以下	20	537	362	0	0	-	17,321
iCCC以下	10.22%超 100%以下	42	711	47	0	0	-	9,338
合計		4,647	121,927	1,117	119	1,396	-	547,060

（注1）IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

（注2）ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

下記の表は、2023年度における主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー区分 - 総額

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注1）	償却原価で 測定する もの	トレーディング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定するも の	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求されたも の	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	貸出金		OTCデリバ ティブ 偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの（注 2）
						貸出金	オフバランスシート		
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	21,676	149	14	188	24,401	4,461	7,388	
iA	0.04%超 0.11%以下	38,612	344	167	663	65,969	29,510	5,409	
iBBB	0.11%超 0.5%以下	72,532	922	307	3,546	84,267	19,602	3,807	
iBB	0.5%超 2.27%以下	54,351	3,566	50	369	29,111	5,248	1,978	
iB	2.27%超 10.22%以下	21,562	1,268	62	35	9,262	2,492	413	
iCCC以下	10.22%超 100%以下	8,645	1,822	284	65	2,420	636	51	
合計		217,378	8,070	884	4,867	215,429	61,950	19,046	

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注1）	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定するも の	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	

格付区分	デフォルト 確率（注１）	償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定する もの	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	合計
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	1,085	60,918	71	1,267	24,801	-	146,419
iA	0.04%超 0.11%以下	1,614	18,476	23	4,244	7,727	-	172,758
iBBB	0.11%超 0.5%以下	1,181	18,180	180	2,467	9,207	-	216,197
iBB	0.5%超 2.27%以下	836	16,009	962	2,840	30,237	-	145,555
iB	2.27%超 10.22%以下	150	755	282	3,947	2,907	-	43,136
iCCC以下	10.22%超 100%以下	39	421	1	0	0	-	14,385
合計		4,905	114,760	1,520	14,764	74,878	-	738,451

（注１）ある１年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

（注２）適用あるネットting・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要なコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャー
区分 - 純額

2023年12月31日現在（注１）

単位：百万ユーロ（別途記
載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注２）	償却原価で 測定する もの	トレーディ ング - 純損 益を通じて 公正価値で 測定するも の	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定・要 求された もの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	貸出金		オフバランスシート		OTCデリバ ティブ
						取消可能 または取 消不能貸 出コミッ トメント	偶発負債			
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	13,529	149	14	30	22,874	3,766			4,817
iA	0.04%超 0.11%以下	28,218	38	167	663	64,306	27,109			3,424
iBBB	0.11%超 0.5%以下	35,191	426	242	2,842	78,680	15,924			2,855
iBB	0.5%超 2.27%以下	21,830	2,947	24	256	25,986	3,611			1,833
iB	2.27%超 10.22%以下	6,239	831	45	5	8,674	1,234			374
iCCC以下	10.22%超 100%以下	4,155	1,387	70	65	2,336	365			50
合計		109,162	5,778	562	3,861	202,856	52,009			13,352

2023年12月31日現在（注1）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）

格付区分	デフォルト 確率（注2）	負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
		償却原価で 測定する もの	純損益を通 じて公正価 値で測定 するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定する もの	償却原価で 測定するも の	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの	OCIを通じ て公正価 値で測定 するもの	
iAAA - iAA	0.00%超 0.04%以下	1,085	60,918	71	50	0	-	107,303
iA	0.04%超 0.11%以下	1,614	18,476	23	105	16	-	144,160
iBBB	0.11%超 0.5%以下	600	17,959	180	0	4	-	154,903
iBB	0.5%超 2.27%以下	263	15,640	345	0	6	-	72,739
iB	2.27%超 10.22%以下	59	380	282	1,445	1,845	-	21,414
iCCC以下	10.22%超 100%以下	33	400	1	0	0	-	8,861
合計		3,653	113,773	903	1,600	1,870	-	509,380

（注1）IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

（注2）ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

上記の表は、2024年度におけるコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクのエクスポージャー総額が全体として1,082億ユーロ、率にして15%増加したことを示している。レポおよびレポ形式の取引は、主に、トレーディング活動および顧客フローにより555億ユーロ増加した。地域の観点から見ると、これらの増加は、主に、英国と米国に所在する取引相手に起因していた。オフバランスシートのポジションは、主に期中に発行された新規のコミットメントにより、253億ユーロ増加した。貸出金は、主にインベストメント・バンクにおいて138億ユーロ増加した。純損益を通じて公正価値で測定する負債性有価証券は、主に顧客フローとデスクのポジショニングにより81億ユーロ増加し、OTCデリバティブは、主に外国為替デリバティブ商品の増加により50億ユーロ増加した。

当行グループは、上記のリスク軽減手法を用いてコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。「正味」エクスポージャーの表は、当行のコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの信用エクスポージャーの変動（担保、保証およびヘッジを控除後）を開示している。

信用エクスポージャーに関するリスク軽減

戦略的法人貸出（以下「SCL」という。）部門は、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。SCLのリスク削減活動の想定元本は、2023年12月31日現在の377億ユーロから2024年12月31日現在の432億ユーロに増加した。

SCLは、2024年度末現在、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券により、貸出金および貸出関連コミットメント384億ユーロの信用リスクを軽減した。2023年12月31日現在、このポジションの総額は320億ユーロであった。

また、2024年12月31日現在、SCLは基礎となる想定元本が47億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2023年12月31日現在、このポジションの総額は57億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

当行は、シングル・ネームへの集中リスクを減らし、その資本を効率良く管理するため、他の業務レベルや当行グループ全体レベルで追加のヘッジを実行している。当行は、次の段階の戦略の実行を見据えて行動しているため、中期的にはこれらのヘッジが増える可能性がある。また、当行は、無担保エクスポージャーを管理するために民間のリスク保険や輸出信用機関保険も利用している。

[次へ](#)

プライベート・バンクの信用エクスポージャー

プライベート・バンクの信用エクスポージャー、ステージ3の信用エクスポージャーおよび純信用コスト

	エクスポージャー 総額 (単位： 百万ユーロ)		うち、貸出金 (単位： 百万ユーロ)		ステージ3の信用 エクスポージャー (単位： 百万ユーロ)		純信用コスト (エクスポージャー 総額に対する%) (注1)	
	2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在	2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在
消費者向け融資	40,098	41,341	25,571	25,707	1,689	1,728	1.26%	0.97%
モーゲージ	162,057	169,260	159,510	164,892	2,212	1,620	0.09%	0.08%
企業向け融資	15,878	16,469	12,420	13,314	1,058	1,052	0.63%	0.55%
ウェルス・マネジメント	79,592	76,179	59,894	56,581	3,134	2,155	0.13%	0.20%
その他	583	1,396	81	757	24	34	-0.01%	0.26%
合計	298,209	304,644	257,476	261,250	8,118	6,589	0.29%	0.26%

(注1) 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日現在におけるエクスポージャー総額で除した割合。

消費者向け融資は、個人向け分割返済ローン、信用枠およびクレジット・カードに区分される。消費者向け融資業務は無担保であり、貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。多様な貸出要件（顧客の格付、最大貸出金額および最長期間を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを借手それぞれの環境に適合させている（すなわち、消費者貸出金の最大貸出金額は、特に、顧客の正味所得を考慮して決定している。）。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は、住宅用不動産（主に所有者占有のもの）を担保とする融資であり、欧州（主にドイツであるが、スペインおよびイタリアにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者向け融資貸出金よりも大口であり、より長期のタイム・ホライズンで供与される。当行の引受基準およびプロセスならびに、それぞれの担保の分散されたポートフォリオ（顧客／不動産）に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者向け融資は高リスクとして分類されている。

企業向け融資は、小規模事業、中小企業および大企業向けの信用商品を指す。商品の範囲には、当座預金、信用枠、投資貸付またはリボルビング貸出枠、ファクタリング、リースおよびデリバティブが含まれる。顧客は主にイタリアおよびスペインに所在しているが、信用供与は主に欧州を中心とする在外子会社にも及ぶ。

ウェルス・マネジメントは、世界各地の富裕層、高額個人資産家（HNW）および超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリー事務所向けに、オーダーメイドの資産管理ソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。これらは、一任勘定のポートフォリオ管理、ならびに従来型および代替的な投資ソリューションも含み、計画的リスク管理、資産形成プランニング、融資および家族事務所向けサービスにより補完されている。ウェルス・マネジメントのエクスポージャー総額は、（容易に換金可能な流動性のある担保／有価証券に対する）ロンバード貸付と、（流動性の低い担保に対する）ストラクチャード貸付に分けられる。ロンバード・ポートフォリオの信用リスク水準は基礎となる担保の質の評価により決定されるが、ストラクチャード・ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質と担保の両方の評価により決定される。商品の範囲には、担保付ロンバード貸付およびモーゲージ貸付、当座預金（欧州のみ）、信用枠およびその他の貸出金が含まれ、これらより少ないが、デリバティブや保証商品も含まれる。

プライベート・バンクのモーゲージの融資比率（LTV）（注１）

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
50%以下	65%	65%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	10%	11%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%
110%超130%以下	2%	2%
130%超	1%	1%

（注１）エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を基礎となる不動産の評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、監視され、必要に応じて定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、各担保価値の分が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2024年12月31日現在、当行グループのモーゲージ貸出ポートフォリオに関連するエクスポージャーの65%はLTV比率が50%以下であった。2023年12月31日現在は65%であった。

『

2024年度における重点事項

「主要なリスク・テーマ」の項に既述のとおり、ドイツ銀行は、商業用不動産、自動車業界および気候変動リスクを2024年度における重点事項としている。

商業用不動産

商業用不動産（CRE）市場は、金利上昇の影響、貸出条件の厳格化と相まって市場の流動性が低下したこと、オフィス・セクターの構造変化等により、引き続き逆風に直面している。市場のストレスは米国でより顕著であり、不動産価格指数は欧州やアジア太平洋地域と比較して、最近のピークからのCRE資産価値の大幅な下落を示している。特に、オフィス市場の低迷は米国で最も顕著であり、欧州に比べて賃貸活動の低迷と高い空室率に反映されている。最近の市場データによると、いくつかの市場では安定化の兆しが見られる。例えば、米国における主要なCRE価格指数曲線は過去１年間横ばいとなっており、幅広い平均ベースで米国の不動産市場価値が底を打ったことを示しているが、低調なオフィス不動産サブ市場では依然として価格低下がみられる。欧州では、特に、住宅、物流およびホスピタリティ不動産セクターにおいて安定化の兆しが見え始めている。

現在の環境において、ポートフォリオの主なリスクは期日到来貸出金の借換えと延長に関連しており、金利上昇が担保価値および債権回収額に及ぼす影響によってマイナスの影響を受ける。CRE貸出金は多くの場合、元本の大部分が満期時に支払われる。現在の市場環境では、借手は満期を迎える債務を返済するための新たな融資を受けたり、融資を延長するための条件を満たすことが困難になる可能性がある。当行グループは、CREポートフォリオに借換リスクが高まっている兆候がないか注意深く監視している。

当行グループは、借手と積極的に協力し、今後期日が到来する貸出金について貸出金の条件の変更や延長に引き続き対応している。これらは多くの場合、IFRS第9号に基づくステージ2への分類のトリガーとなる「条件緩和」に分類されるが、IFRSの下では必ずしも「条件変更」とみなされない（詳細については、「金融資産および金融負債に関する条件の変更」項を参照のこと。）。しかし、場合によっては、貸出金の延長や変更について合意に達することができず、借手が債務再編や借り換えを行えないために債務不履行に陥ることもある。その結果、2023年度と2024年度のステージ3のECLが増加した。全体として、将来の債務不履行やCRE市場の回復時期に関しても引き続き不確実性が伴う。

CREポートフォリオは、当行および顧客セグメントの様々な部分にわたって組成された貸出アレンジメントで構成されている。当行グループのCREの定義によるCREポートフォリオには、NACE分類における不動産の区分ならびに金融および保険を含むその他の区分で報告されるエクスポージャーが含まれる。

CREポートフォリオのうち、当行グループは、リコース融資とノンリコース融資を区別している。CREのリコース融資は通常、抵当担保のほか、信用力のある事業者または個人に対する遡及権に基づいて、固有のリスク・プロファイルが低くなる。CREのリコース・エクスポージャーは、不動産会社、ウェルス・マネジメント顧客、その他個人・法人顧客に対する事業用・商業用不動産の担保付リコース融資に及ぶ。

ノンリコース融資は、融資物件から生み出されるキャッシュ・フローに通常限定され、かかる融資の借換能力が、借換時に当該物件から生み出される基礎となる不動産価値および収入源によって制約される可能性がある返済原資に依拠する。

CRE貸出金ポートフォリオ全体は、ドイツ銀行グループ全体のストレス・テスト・フレームワークに基づく定期的なストレス・テストの対象となっている。また、ドイツ銀行は、潜在的な下振れリスクをより包括的に把握するため、CRE貸出金ポートフォリオの特定のサブセグメントについて、独自のポートフォリオ・ストレス・テストを実施している。2024年12月31日終了事業年度において、当行グループは、金利上昇、担保価値の下落、元本残高の満期返済比率が高い貸出金構造による借換リスクの上昇等、現在のCRE市場のストレス要因に対する感応度が高いことから、リスクが高いとみなされるノンリコース融資ポートフォリオの一部について、独自のポートフォリオ・ストレス・テストを実施した。

2024年12月31日現在、独自のポートフォリオ・ストレス・テストの対象となるノンリコース・ポートフォリオ（高リスクCREポートフォリオまたはストレス・テスト済みのCREポートフォリオとも呼ばれる。）は、365億ユーロのノンリコースのCREポートフォリオのうち293億ユーロであり、これは、堅調な需要のファンダメンタルズの恩恵を受けているデータセンターや地方自治体のソーシャルハウジング等、影響を受けたリスク・ドライバーが少ないサブ・ポートフォリオのみを除外している。2023年12月31日以降、ノンリコースのCREポートフォリオおよびストレス・テスト済みのCREポートフォリオは、主に、新規の貸出により一部相殺された貸出金の返済および売却により、それぞれ17億ユーロおよび19億ユーロ減少した。

下表は、2024年12月31日および2023年12月31日現在、ドイツ銀行のノンリコースおよびストレス・テスト済みの各CREポートフォリオに寄与している当行グループの不動産およびその他の業種（NACE分類）の概要をそれぞれ示している。

CREポートフォリオの概要

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	総帳簿価額 (注1)	信用損失 引当金(注2)	総帳簿価額 (注1)	信用損失 引当金(注2)
不動産(注3)	49,859	664	49,267	460
うち、ノンリコース	23,979	547	25,073	382
うち、ストレス・テスト済みポートフォリオ	20,361	527	21,331	364
その他の業種(注3)のノンリコース	12,484	248	13,119	225
うち、ストレス・テスト済みポートフォリオ	8,944	126	9,879	114
ノンリコースのCREポートフォリオ合計	36,463	795	38,192	606
うち、ストレス・テスト済みポートフォリオ	29,305	653	31,210	478

(注1) 償却原価で測定する貸出金。

(注2) 信用損失引当金は、カントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

(注3) NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) コードによる産業部門。

下表は、2024年12月31日および2023年12月31日現在認識された信用損失引当金繰入額と、IFRS第9号に基づくステージ別のノンリコースのCREポートフォリオを示したものである。

ノンリコースのCREポートフォリオ

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
	総帳簿価額（注1）	総帳簿価額（注1）
ステージ別エクスポージャー		
ステージ1	24,095	27,325
ステージ2	9,132	7,661
ステージ3	3,236	3,206
合計	36,463	38,192
	2024年度	2023年度
信用損失引当金繰入額（注2）	500	445

（注1）償却原価で測定する貸出金。

（注2）信用損失引当金繰入額は、カントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

ステージ2およびステージ3の各エクスポージャーの前年比での増加は、CRE市場の悪化に伴い貸出金のウォッチリストへの追加や条件緩和措置の件数が増加したほか、債務不履行が増加したことを反映している。

下表は、IFRS第9号に基づくステージ別、地域別、物件種別、加重平均融資比率（LTV）別のストレス・テスト済みのCREポートフォリオ、ならびに2024年12月31日および2023年12月31日に終了した各事業年度に計上された信用損失引当金繰入額をそれぞれ示している。

ストレス・テスト済みのCREポートフォリオ

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
単位：百万ユーロ	総帳簿価額（注１）	総帳簿価額（注１）
ステージ別エクスポージャー		
ステージ１	18,756	21,568
ステージ２	7,713	6,889
ステージ３	2,836	2,753
合計	29,305	31,210
内訳：		
北アメリカ	54%	56%
西ヨーロッパ（ドイツを含む。）	39%（注２）	36%
アジア／太平洋	7%	7%
うち、オフィス		
北アメリカ	24%	23%
西ヨーロッパ（ドイツを含む。）	17%（注３）	17%
アジア／太平洋	2%	2%
うち、住宅用	12%	14%
うち、ホスピタリティ	10%	10%
うち、リテール	10%	9%
加重平均LTV（％）		
インベストメント・バンク	66%	66%
コーポレート・バンク	56%	53%
その他の事業	71%	68%
	2024年度	2023年度
信用損失引当金繰入額（注４）	492	388
うち、北アメリカ	400	298

（注１）償却原価で測定する貸出金。

（注２）ドイツのストレス・テスト済みのCREポートフォリオに占める割合は約８％。

（注３）ドイツのオフィス貸出金は、ストレス・テスト済みのCREポートフォリオのオフィス貸出金全体の10％を占める。

（注４）信用損失引当金繰入額は、カントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

米国のオフィス貸出金セグメントの平均LTVは、2024年12月31日現在81％であり、2023年12月31日現在と同じであった。LTVの計算は、最新の外部鑑定価額に基づいており、さらに定期的な暫定内部調整の対象となる。当行グループは、CREの担保価値を適宜更新しているが、市場のボラティリティが高まり、市場の流動性が低下している現在の環境では、こうした価値およびその基礎となる仮定は、より高度な変動や不確実性の影響を受ける。現在のようなストレスがかかった市況が続けば、商業用不動産の不動産価値とLTV比率にさらなる悪影響が及ぶ可能性がある。

ステージの分類および引当金計上水準は主に、借手の経常的キャッシュ・フロー創出能力、ローンの満期時に借換えを受ける借手の能力、および融資物件の担保価値の評価に基づいている。ドイツ銀行は、借手の貸出金分類を適時に調整できるよう、これらの要因に潜在的な悪化の兆候がないかを積極的に監視している。貸出金が減損していると判断された場合、当行グループは、貸出金の整理のための複数の潜在的シナリオを用いて、それぞれの予想確率で加重平均し、その時点で入手可能な情報を考慮して、必要な信用損失引当金繰入額を計算する。このような評価は、シナリオの重み付けに関して本質的に主観的であり、不動産から生み出される将来のキャッシュ・フローや潜在的な不動産清算による収入等、様々な仮定の影響を受ける。これらの仮定は不確実性を伴うものであり、現在の不安定な市場環境においては、当初の仮定から乖離した展開が将来の引当金繰入額の計算に重要な影響を及ぼす可能性がある。リモートワークの形態がオフィス・スペース需要に与える長期的な影響が不透明であるため、オフィス・セクターにはさらなる不確実性が存在する。当行グループは、新規事業について、工業用地や物流施設等、よりレジリエントな物件種類に焦点を当て、引き続き厳選している。

中央銀行は短期金利の利下げを開始しているが、当行グループは、特にオフィス・セクターで現在のCRE市場環境がしばらく続き、その結果として資産の質がさらに悪化し、信用損失引当金繰入額が増加する可能性があるとして予想しており、これは2025年度の信用損失引当金繰入額に関する通達ガイダンスに反映されている。

CRE市場の悪化が始まって以来、当行グループは、不動産価値の変動を精査することに焦点を当てた一時的かつ独自のストレス・テストの実施を通じて、より高リスクのノンリコース・ポートフォリオにおける追加的な信用損失の下振れリスクを評価し、ポートフォリオ・ベースで起こりうる損失を特定するための基礎とすることを目指している。ストレス時の価値は、観察されたピーク・トラフ市場指数（商業用不動産市場指数）下落を鑑定価額に適用し、物件種別と地域によって異なる追加ヘアカットを適用することによって算出される。清算シナリオを想定したストレス分析では、ストレスがかかった不動産価値が貸出金残高を下回る場合、すなわちストレスLTVが100%を超える場合に、貸出金に損失が発生すると想定している。

ストレス・テストの仮定に基づき、2024年12月31日現在のストレス・テスト済みのCREポートフォリオ293億ユーロを出発点として利用した場合、ストレス・シナリオでは、それぞれの期限プロファイルに基づき、複数年にわたり約12億ユーロの信用損失が発生する可能性がある。ストレス・テスト対象ポートフォリオに対して計上した引当金は、2024年12月31日現在、7億ユーロであった。正規化したストレス・シナリオにおいて、最近観察された動向や情報（CRE市場の安定化を示す兆候を含む。）を踏まえ、当行は、前述の期間においては5億ユーロの引当金繰入額が生じると見込んでいる。

独自のストレス・テストには、個々の資産パフォーマンス、特定の場所、または資産の有用性に基づく差別化の欠如を含むがこれに限定されない多くの限界があり、これらすべてが潜在的なストレス損失に重要な影響を及ぼす可能性がある。さらに、算出されたストレス損失は、ピーク・トラフ指数値がさらに悪化する可能性や、ヘアカットの増額に関する仮定の影響を受けやすいため、ストレス損失の追加額は今後変動する可能性がある。基礎となる仮定が変更されると、より広範なストレス結果につながる可能性があるため、当行グループの独自のストレス・アプローチは複数のシナリオの一つであるとみなされるべきである。ストレス・テストは、悪化シナリオにおいて起こり得る損失を評価するためのものであり、ドイツ銀行では、現時点で入手可能な情報に基づき、当行グループのCREポートフォリオに関するECLの見積りは合理的な範囲内にあり、当行による最善の見積りを表していると考えており、安定化に向かっている現下降サイクルの先の段階では、利上げやリモートワーク傾向に起因するショックに応じて不動産評価額が調整されると考えている。

自動車

欧州における厳しい経済環境、電気自動車（EV）への移行および中国との競争により、自動車業界を取り巻く環境がドイツ銀行の自動車および部品サプライヤーのポートフォリオにもたらすリスクは増大しており、当行ではこのリスクを綿密に監視している。

自動車業界の見通しは、依然として低調である。2024年度は自動車の登録台数が安定化したものの、主要市場であるドイツ、フランスおよびイタリアでは依然としてマイナス成長となり、米国と中国における登録台数は堅調に増加した。しかしながら、特にEUに拠点のある企業にとって見通しは依然として厳しい状況であり、各自動車メーカーは、義務付けられたEV販売目標を大幅に下回っていることからEUの当局から罰金を科される可能性、米国の輸入関税が主要市場である米国市場での販売に影響を及ぼす可能性、中国との競争、および世界中で続く余剰生産能力という固有のリスクに直面している。

自動車業界が直面している困難な環境がドイツ銀行の自動車および部品サプライヤーのポートフォリオに及ぼした影響は限定的であり、顧客の68%が投資適格格付であるこのポートフォリオ全体レベルでは、昨年度比で6%ポイントの下落という緩やかな格付下落が観察されたに過ぎなかった。

当行グループは、このポートフォリオの規模や構成は適切であると考えており、より広範な自動車セクターへの貸出金はドイツ銀行の償却原価で測定する貸出金の1.5%を占め、中核的なポートフォリオは、上質な相手先ブランド・メーカー（OEM）およびより大規模な部品サプライヤーに重点を置いている。よりリスクの高いポートフォリオは、より小規模な部品サプライヤーに係るものを含め、綿密に追跡し、厳格に管理している。加えて、ドイツに拠点を置く取引相手に対する損失引当金が、限定的ではあるが増加しており、その大部分は過去にステージ3であったものに関連している。自動車関連のエクスポージャーは過去18ヶ月にわたって積極的に見直され、よりリスクの高い顧客はウォッチリストに追加された。このため当行は、現在のマクロ経済環境およびセクター固有の課題について、格付、ステージ分類および信用損失引当金に対し適切に反映されていると考えている。

以下の情報は、個々の取引相手の業種と一致した当行内部の業界別リスク分類に基づくもので、「資産の質」の項といった本報告書の他の場所で適用されているNACEとは完全に一致していない。

当行グループの自動車業界向け貸出金ポートフォリオ

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	総帳簿価額	信用損失引当金	総帳簿価額	信用損失引当金
ステージ別エクスポージャー / 引当金				
ステージ 1	5,402	5	5,768	4
ステージ 2	1,374	9	984	10
ステージ 3	291	173	439	124
合計	7,068	188	7,191	139

うち、ドイツ(注1)	2,421	133	2,774	119
------------	-------	-----	-------	-----

(注1) 取引相手の所在国。

気候変動リスク

背景および定義

気候変動リスクの移行リスクおよび物理的リスクは、当行のセクターおよび地域別ポートフォリオにおいて増大しているリスクである。

移行リスク（世界経済の脱炭素化に必要な政策、技術および行動の変化に起因するリスクとして定義される。）は、再生可能エネルギー源への移行を見据えて化石燃料ベースの技術から斬新的に脱却する過程で生じると予想される。これにより、確かな移行計画を実行できない、炭素集約型の事業モデルを持つ企業にとってはリスクが増大する。ドイツ銀行は、炭素集約型の顧客および物理的資産を対象とした貸出や、当該顧客および資産が絡む他の業務活動を介して移行リスクにさらされている。

物理的リスク（気温上昇による物理的損害、ならびにそれに伴う財務上の損失および財務上以外の損失が生じる可能性として定義される。）は、その頻度や強度が増大している。ドイツ銀行は、急性事象（山火事、ハリケーン等）や慢性事象（海面上昇等）に対して脆弱な地域における顧客および物理的資産を対象とした貸出や、当該顧客および資産が絡む他の業務活動を介して、物理的リスクにさらされている。

リスクの特定、評価および管理

気候変動リスクの移行リスクおよび物理的リスクの管理は、当行のリスク管理およびより広範なサステナビリティ戦略の主要な構成要素である。気候変動リスクは、当行のリスク管理フレームワークおよびリスク選好に組み込まれており、当行では、カスタマイズされた、幅広い気候変動リスク（リスク集中を含む。）の特定および分類アプローチに基づき、このリスクに対する脆弱性の最も高い顧客およびポートフォリオへの対応を優先している。分析の対象には、すべての経済セクターを含めており、炭素集約型セクターは特に重点的に分析している。

気候変動に関する包括的な重要性評価が毎年実施され、様々なシナリオおよび期間にわたる影響が評価される。詳しい説明は、サステナビリティ・ステートメントの「気候変動」の章にある「影響、リスクおよび機会の管理」項に記載されている。この評価では様々な定量的見積アプローチを活用しており、このアプローチには、排出量および排出強度の見積り、様々な気温シナリオにおける物理的リスクによる損失の見積り、ならびに顧客別の移行リスクおよび物理的リスクのスコアカードが含まれる。重要性評価は、法人貸出エクスポージャーの内部格付遷移、および不動産エクスポージャーの担保価値に対する影響に基づいている。定量的評価は、社内の主題専門家による定性的な見解によって補完される。さらに、当行は、様々なシナリオおよび期間にわたる気候変動リスクおよび物理的リスクに関するストレス・テストを毎年実施している。

これらの評価の結果は、潜在的な下振れリスクを定量化し、当行の融資承認プロセスの一環としてデューデリジェンスの強化の対象となる、より高リスクのポートフォリオ内の顧客を特定するために活用される。リスク評価は内部信用格付プロセスに統合されており、その結果は、ウォッチリストへの掲載につながる潜在的なトリガーとみなされる。不動産ローンの付与には、保険契約に関する詳細な要件を設けている。気候変動リスクの移行リスクを管理するため、主要な炭素集約型セクターについてはネットゼロ目標を設け、目標指標に重要な影響を及ぼす取引の審査に特化したガバナンスを実施している。当行のネットゼロ目標に関する詳細な表示や説明は、2023年10月に公表した初期移行計画に記載されている。

将来予測的な影響分析

2024年度の重要性評価および気候変動リスク・ストレス・テストの結果に基づき、当行グループは、現行政策が続くという仮定の下で、また、表明されたすべてのコミットメントが政府により実行されるというシナリオの下でも、信用リスクへの潜在的な影響は短期（今後1年から2年間）および中期（今後3年から5年間）の両方において十分抑制されていると結論付けている。前者のシナリオは、短中期的に最も発生可能性が高いと考えており、後者のシナリオは、現在の地政学的環境において実現する可能性がより低いものと考えている。

2024年度の重要性評価では、長期的リスクはどのシナリオにおいても重要なものとなり得るが、その評価結果については、超長期（最長で25年間）にわたる予測が反映されており、バランスシートの安定を含むいくつかの保守的な仮定に基づくものであることから、不確実性が高いと結論付けている。

政府が、長期間にわたる無策の後に非常に短い実施期間で懲罰的な気候変動税やその他類似の政策を開始するという、無秩序なネットゼロ・シナリオにおいては、ポートフォリオに伴うリスクがより高くなる。ドイツ銀行は、このシナリオが短中期的に実現する可能性は極めて低いと考えているため、このリスクをECLではなく経済資本の計算に反映している。

重要性評価とカスタマイズされた気候変動リスク・ストレス・テストにはいずれも、中長期的な政治情勢の不確実性、物理的リスク事象の発生場所と深刻度を正確に予測することの難しさ、当行顧客の適応能力に関する仮定等、いくつかの制約がある。複数のシナリオを活用は、これらの不確実性の軽減を目的としている。

これらの見積りに基づき、ドイツ銀行は、移行リスクや物理的リスクに対するエクスポージャーがより高まることを前提としたECLの見積りについて、合理的な範囲内にあり、追加的な是正措置は必要ないと考えている。

気候変動リスク・ストレス・テストの一環として、炭素価格とエネルギー価格について起こり得る合理的な変動の範囲をもとに感応度分析を実施している。1年間のストレス下におけるECLへの影響は、現在の政策が続くシナリオにおける10%未満から、移行に遅れが生じるシナリオにおける10～19%の間となった。これらの見積りは、重要性評価の結果と一致している。

結論

ドイツ銀行の予想信用損失（ECL）モデルが、2024年度を通じてマクロ経済環境のすべての不確実性を確実に反映するように、当行グループは継続的に、潜在的な下振れリスクの評価および当行の信用戦略とリスク選好の管理のために、新たに発生するリスクを検討した。全体として、ドイツ銀行は、これらレビューの結果として講じられた措置により、2024年12月31日現在において、予想信用損失に対する引当金繰入額が適切に計上されていると考えている。』

資産の質

本項では、減損会計の対象となる負債性金融商品の質について記載する。当該商品は、IFRS第9号上、償却原価で測定される負債性金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品（FVOCI）、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（以下総称して「金融資産」という。）から構成される。

『

減損会計の対象となる金融資産の概要

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融商品クラスをステージ別に区分し、それぞれのエクスポージャー額および信用損失引当金の概要を示したものである。

減損会計の対象となる金融資産の概要

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					2023年12月31日現在				
	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計
償却原価で測定 (注 1)										
総帳簿価額	676,154	63,836	15,214	609	755,814	686,421	55,704	12,799	806	755,731
信用損失引当金 (注 2)	438	736	4,412	213	5,799	447	680	3,960	198	5,285
うち貸出金										
総帳簿価額	412,480	56,540	14,974	609	484,603	412,663	52,834	12,576	806	478,879
信用損失引当金 (注 2)	411	718	4,326	213	5,668	424	673	3,874	198	5,170
OCIを通じて公正 価値で測定										
公正価値	36,828	5,176	86	0	42,090	34,424	1,076	46	0	35,546
信用損失引当金	12	16	10	0	38	13	13	22	0	48
オフバランス										
想定元本額	313,625	25,983	2,225	7	341,840	292,747	23,778	2,282	8	318,814
信用損失引当金 (注 3)	106	82	173	0	361	117	88	187	0	393

(注 1) 償却原価で測定する金融資産は、償却原価で測定する貸出金、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売却条件付買入有価証券、借入有価証券担保金ならびにその他の資産の特定の低位区分から構成される。

(注 2) 信用損失引当金は、2024年12月31日現在の14百万ユーロおよび2023年12月31日現在の4百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

(注 3) 信用損失引当金は、2024年12月31日現在の2百万ユーロおよび2023年12月31日現在の9百万ユーロのカントリー・リスクに対する引当金を含んでいない。

償却原価で測定する金融資産

以下の表は、IFRS第9号の要件に従いステージ別に区分した、該当報告期間における償却原価で測定する金融資産および関連する信用損失引当金の変動の概要を示したものである。

当報告期間におけるエクスポージャーの変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計
期首残高	686,421	55,704	12,799	806	755,731
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	74,160	934	2,151	-33	77,212
信用度の変動による振替	-11,473	9,079	2,394	0	0
認識中止に至らなかった変更による増減	0	9	-55	0	-46
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産	-86,710	-2,906	-2,598	-180	-92,394
償却済債権戻入額	0	0	157	0	157
為替およびその他の変動	13,756	1,016	367	16	15,154
期末残高	676,154	63,836	15,214	609	755,814

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、2024年度においてほぼ横ばいであった。

ステージ1のエクスポージャーは、110億ユーロ、率にして2%減少したが、その主因は、現金および中央銀行預け金の減少（売却条件付買入有価証券の増加により一部相殺された。）であった。

ステージ2のエクスポージャーは、8億ユーロ、率にして15%増加したが、その主因は、コーポレートおよびその他における単一大口顧客と、主にポストバンク統合後に一時的な影響が残ったことによるプライベート・バンクにおける増加であった。

ステージ3のエクスポージャーは、2024年度において20億ユーロ、率にして16%増加したが、その主因は、プライベート・バンクにおける新規の債務不履行と、コーポレートおよびその他における新規の債務不履行であった。後者は、CREポートフォリオに関連するものであった。

前報告期間におけるエクスポージャーの変動

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	総帳簿価額				
	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI	
期首残高	721,546	45,335	11,379	1,041	779,300
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	17,219	10,074	2,498	99	29,890
信用度の変動による振替	-4,513	3,111	1,402	0	0
認識中止に至らなかった変更による増減	0	8	-40	0	-32
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産	-41,331	-2,182	-2,397	-315	-46,226
償却済債権戻入額	0	0	93	0	93
為替およびその他の変動	-6,499	-641	-136	-18	-7,295
期末残高	686,421	55,704	12,799	806	755,731

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産は、ステージ1に起因して、2023年度に240億ユーロ、率にして3%減少した。

ステージ1のエクスポージャーは、主に現金および中央銀行預け金と償却原価で測定する貸出金の減少により、350億ユーロ、率にして5%減少した。

ステージ2のエクスポージャーは、100億ユーロ、率にして23%増加し、主に償却原価で測定する貸出金によるものであった。

ステージ3のエクスポージャーは、2023年度において10億ユーロ、率にして10%増加したが、プライベート・バンクの単一大口顧客の新規の債務不履行と、インベストメント・バンクのCREポートフォリオ内の新規の債務不履行を主因とするものであった。

当報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI（注4）	
期首残高	447	680	3,960	198	5,285
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	-150	194	1,814	3	1,861
信用度の変動による振替	128	-128	0	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-2	-7	0	0	-9
当期中に認識が中止された金融資産（注3）	0	0	-1,229	0	-1,229
償却済債権戻入額	0	0	157	0	157
為替およびその他の変動	15	-3	-290	11	-267
期末残高	438	736	4,412	213	5,799
カンントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額（注1）	-24	59	1,814	3	1,852

（注1）新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カンントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

（注2）信用損失引当金には、2024年12月31日現在の14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

（注3）この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

（注4）報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2024年度において0百万ユーロおよび2023年度において0百万ユーロであった。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、2024年度に513百万ユーロ、率にして10%増加したが、その主因はステージ3であった。

ステージ1の引当金は、主にプライベート・バンクにおけるエクスポージャーの減少（コーポレート・バンクとインベストメント・バンクにおける増加によりほぼ相殺された。）により、9百万ユーロ、率にして2%減少した。

ステージ2の引当金は、主にプライベート・バンクとコーポレート・バンクにより、56百万ユーロ、率にして8%増加した。

ステージ3の引当金は、2024年度において466百万ユーロ、率にして11%増加したが、その要因は、CREポートフォリオおよびコーポレート・バンク内での引当金の追加計上とプライベート・バンク内での新規の債務不履行であった。後者の大部分は、不良債権売却により相殺された。

当行グループのステージ3のカバレッジ比率（ステージ3の償却原価で測定される金融資産（POCIを除く。）に対するステージ3の信用損失引当金（POCIを除く。）の割合として定義される。）は、前年度の31%から当年度において29%となった。

モデルの再調整およびより高額な新規の債務不履行により、信用度の変動に起因するステージ1からの振替純額は2024年度に前年比で増加した。信用度の変動に起因するステージ2への振替純額は2024年度に増加したが、その主因はモデルの再調整およびCREポートフォリオにおけるステージ2の再分類であった。2024年度において、ステージ3（POCIを除く。）への振替純額は2023年度と比較して増加した。2024年度における信用度の変動に起因するステージ3への振替額の増加は、前述の、プライベート・バンクとコーポレートおよびその他における新規の債務不履行によるものであった。

前報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI（注4）	
期首残高	533	626	3,656	180	4,995
新規事業および信用供与を含む金融資産の変動	-195	294	1,647	32	1,778
信用度の変動による振替	170	-150	-20	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-57	-53	0	0	-110
当期中に認識が中止された金融資産（注3）	0	0	-1,145	-52	-1,197
償却済債権戻入額	0	0	93	0	93
為替およびその他の変動	-3	-38	-271	38	-273
期末残高	447	680	3,960	198	5,285
カンントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額（注1）	-83	92	1,627	32	1,668

（注1）新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カンントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

（注2）信用損失引当金には、2023年12月31日現在の4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

（注3）この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

（注4）報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2023年度において0百万ユーロおよび2022年度において46百万ユーロであった。

減損の対象となる償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金は、ステージ3に起因して、2023年度に291百万ユーロ、率にして6%増加した。

ステージ1の引当金は、86百万ユーロ、率にして16%減少した。これは、非経常的なECLモデル変更のプラスの影響とマクロ経済見通しの改善によるものである。

ステージ2の引当金は、想定されるECLモデルの変更（LGDに関する将来予測的な情報）に主に関連した前述のオーバーレイに起因して、54百万ユーロ、率にして9%増加し、これにより信用損失引当金が増加した。

ステージ3の引当金は323百万ユーロ、率にして8%増加したが、これは、新規引当金と、2023年度年次報告書に記載のプライベート・バンキングにおける債務不履行の新たな定義により必要となったパラメータの再調整に関連する既存のオーバーレイの戻入れ（適用初年度には信用損失引当金の減少方向の調整となるオーバーレイ）を主因とするものであった。

当行グループのステージ3のカバレッジ比率（ステージ3の償却原価で測定される金融資産（POCIを除く。）に対するステージ3の信用損失引当金（POCIを除く。）の割合として定義される。）は、前年度の32%から当年度において31%となった。

非経常的なECLモデルの変更のプラスの影響により、信用度の変動によるステージ1への振替純額は2023年度に前年比で増加した。信用度の変動によるステージ2からの振替純額は2023年度に増加したが、これは主にマクロ経済環境の改善によるものであった。2023年度において、ステージ3（POCIを除く。）からの振替純額は2022年度と比較して増加した。2023年度年次報告書に記載のとおり、2023年度における信用度に起因するステージ3からの振替純額は前述のオーバーレイの戻入れによるものであったが、重要性はなかった。

業務部門別償却原価で測定する金融資産

2024年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	総帳簿価額（注１）					信用損失引当金				
	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計
コーポレート・バンク	115,541	12,770	3,015	0	131,326	86	121	1,006	0	1,212
インベストメント・バンク	179,230	12,380	3,462	609	195,682	138	112	714	213	1,176
プライベート・バンク	224,098	30,564	7,864	0	262,526	205	489	2,583	0	3,277
アセット・マネジ メント	1,213	11	0	0	1,224	-0	0	0	0	0
コーポレートおよびその他	156,072	8,111	873	0	165,057	9	14	110	0	133
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

（注１）各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

2023年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	総帳簿価額（注１）					信用損失引当金				
	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計
コーポレート・バンク	105,812	13,706	2,812	0	122,329	67	110	876	0	1,053
インベストメント・バンク	150,562	13,309	3,127	806	167,804	119	108	536	198	962
プライベート・バンク	233,744	26,815	6,400	0	266,960	249	445	2,497	0	3,191
アセット・マネジ メント	1,224	8	0	0	1,232	-0	0	0	0	-0
コーポレートおよびその他	195,079	1,866	460	0	197,406	11	16	51	0	79
合計	686,421	55,704	12,799	806	755,731	447	680	3,960	198	5,285

（注１）各業務部門の総帳簿価額の金額は、各業務部門からコーポレートおよびその他への現金残高の再配分後に報告されている。

産業部門別償却原価で測定する金融資産

以下の表は、当行グループの産業別の資産の質の概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいている。NACE（Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne）は、欧州の標準的な産業分類システムである。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在									
	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計
農業、林業および漁業	360	55	12	0	427	0	1	5	0	6
鉱業および採石	1,687	234	4	0	1,926	3	5	3	0	11
製造	21,327	4,382	1,303	32	27,044	23	39	534	2	597
電気、ガス、蒸気および空調の供給	3,898	407	210	0	4,515	6	8	77	0	92
上下水道、廃棄物処理および修復工事	527	63	5	0	595	1	1	3	0	4
建設	3,643	713	207	45	4,609	5	8	81	13	106
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	18,487	2,453	709	23	21,672	16	26	334	3	378
輸送、倉庫	4,145	829	259	24	5,257	4	4	45	-0	53
宿泊、食品サービス	2,224	386	63	0	2,673	3	5	25	-0	32
情報および通信	8,220	977	212	0	9,409	11	14	55	0	79
金融および保険	344,869	15,962	2,213	133	363,176	130	110	580	50	870
不動産	35,812	10,860	3,604	173	50,448	18	48	512	88	666
専門的、科学および技術活動	5,279	861	223	1	6,364	4	10	89	1	104
事務サポートサービス	7,864	1,265	117	24	9,269	8	6	39	8	61
行政、国防および社会保障	23,217	1,018	641	0	24,876	10	3	31	0	44
教育	251	38	7	0	295	0	0	2	0	3
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,695	453	115	0	4,264	4	10	15	0	29
芸術、娯楽およびレクリエーション	716	95	11	0	822	0	1	4	0	6
その他のサービス業	16,190	810	419	113	17,532	13	6	144	30	193
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	173,031	21,971	4,879	42	199,924	180	431	1,835	18	2,464
地域外の組織および団体	711	5	0	0	716	0	0	0	0	0
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
農業、林業および漁業	288	77	20	0	384	0	1	4	-0	6
鉱業および採石	2,538	277	8	0	2,823	2	3	4	0	9
製造	23,474	4,061	1,445	44	29,024	27	48	456	2	533
電気、ガス、蒸気および空調の供給	4,253	206	73	0	4,532	3	3	16	0	23
上下水道、廃棄物処理および修復工事	491	21	5	0	517	1	0	3	0	5
建設	3,248	893	213	60	4,414	5	9	80	12	107
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	17,237	3,407	698	25	21,366	16	31	351	3	402
輸送、倉庫	4,083	1,075	165	24	5,346	6	10	30	-0	46
宿泊、食品サービス	1,471	320	76	3	1,869	2	3	26	-0	31
情報および通信	7,398	814	89	0	8,302	10	11	28	0	49
金融および保険	342,352	12,189	1,691	351	356,583	96	90	491	92	769
不動産	37,907	8,954	2,630	185	49,675	19	49	321	75	464
専門的、科学および技術活動	5,887	918	179	1	6,985	6	12	75	1	94
事務サポートサービス	7,980	1,107	351	24	9,463	7	11	114	9	141
行政、国防および社会保障	26,536	489	742	0	27,767	15	1	28	0	45
教育	226	46	11	0	283	0	1	2	0	3
健康保険サービスおよび社会福祉事業	3,986	482	34	0	4,503	5	7	14	0	25
芸術、娯楽およびレクリエーション	769	229	31	1	1,030	1	5	3	0	10
その他のサービス業	8,436	648	225	86	9,395	11	6	119	6	143
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	187,649	19,492	4,113	3	211,257	212	379	1,792	-2	2,381
地域外の組織および団体	213	0	0	0	213	0	0	0	0	0
合計	686,421	55,704	12,799	806	755,731	447	680	3,960	198	5,285

地域別償却原価で測定する金融資産

2024年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計
ドイツ	251,984	24,236	4,579	0	280,799	205	447	2,181	-2	2,831
西ヨーロッパ（ド イツを除く。）	158,729	13,601	3,525	321	176,177	117	186	1,114	154	1,572
東ヨーロッパ	8,996	804	205	0	10,004	4	12	38	0	54
北アメリカ	178,548	15,549	4,888	62	199,047	51	70	619	11	752
中央および南アメ リカ	5,445	459	73	0	5,978	4	2	19	0	25
アジア / 太平洋	61,195	8,423	979	114	70,711	41	15	281	-3	333
アフリカ	4,159	530	604	0	5,293	10	3	33	0	46
その他	7,098	234	361	113	7,806	6	2	127	52	186
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

2023年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計
ドイツ	291,826	21,499	3,653	0	316,978	214	390	1,936	-4	2,537
西ヨーロッパ（ド イツを除く。）	134,376	15,228	3,410	560	153,573	116	179	1,076	194	1,564
東ヨーロッパ	8,768	1,058	396	0	10,221	4	11	47	0	62
北アメリカ	175,011	12,133	3,442	89	190,674	51	74	445	12	582
中央および南アメ リカ	3,936	261	80	5	4,282	2	1	16	0	19
アジア / 太平洋	52,290	5,031	909	92	58,322	28	23	317	1	370
アフリカ	4,099	187	717	0	5,003	8	1	30	0	39
その他	16,116	307	192	62	16,677	23	0	94	-5	113
合計	686,421	55,704	12,799	806	755,731	447	680	3,960	198	5,285

格付区分別償却原価で測定する金融資産

2024年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計	ステー ジ 1	ステー ジ 2	ステー ジ 3	ステー ジ 3 POCI	合計
iAAA - iAA	226,138	7,186	0	0	233,324	2	0	0	0	2
iA	110,279	2,061	0	10	112,351	10	1	0	0	11
iBBB	179,697	7,150	0	0	186,847	54	12	0	0	66
iBB	135,762	20,146	0	0	155,908	246	111	0	0	358
iB	23,090	21,692	0	0	44,782	115	351	0	0	467
iCCC以下	1,188	5,601	15,214	599	22,603	11	260	4,412	213	4,896
合計	676,154	63,836	15,214	609	755,814	438	736	4,412	213	5,799

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					信用損失引当金				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計
iAAA - iAA	244,750	518	0	0	245,268	2	0	0	0	3
iA	101,538	2,359	0	9	103,907	8	1	0	0	9
iBBB	186,168	8,446	0	0	194,614	66	16	0	0	82
iBB	122,823	18,153	0	0	140,976	173	78	0	0	251
iB	28,531	20,040	0	0	48,571	165	294	0	0	459
iCCC以下	2,611	6,188	12,799	797	22,395	32	290	3,960	198	4,481
合計	686,421	55,704	12,799	806	755,731	447	680	3,960	198	5,285

ステージ 3 の償却原価で測定する金融資産を有する債務者に対する追加資金の当行グループの既存の貸出コミットメントは、2024年12月31日現在では710百万ユーロ、2023年12月31日現在では816百万ユーロであった。

ステージ 3 の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	総帳簿価額	担保	保証	総帳簿価額	担保	保証
償却原価で測定する金融資産（ステージ 3）（注1）	15,214	6,242	1,368	12,799	4,451	1,435

（注1）POCI資産を除くステージ3。

2024年度において、ステージ 3 の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保および保証は、主にプライベート・バンクに起因して、17億ユーロ、率にして29%増加した。

全額が担保でカバーされているため、当行グループは、ステージ 3 の償却原価で測定する金融資産に対する信用損失引当金を2024年度において16億ユーロ、2023年度において408百万ユーロ認識しなかった。

償却原価で測定する条件変更資産

契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で条件変更された場合に、金融資産は条件変更されたと看做される。再交渉または条件変更の結果、旧金融商品の認識の中止および新金融商品の認識が生じる場合と、生じない場合とがある。この項では、認識の中止が生じなかった条件変更資産について記述する。

IFRS第9号において、金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利（EIR）で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された金融資産について、当該資産の信用リスクが著しく増大しているか否かの判断には以下の比較が反映される。

- 変更後の条件に基づく報告日現在の残存期間のデフォルト確率（PD）
- 当初認識時のデータおよび当初の契約条件に基づき見積られた残存期間のPD

以下の表は、IFRS第9号の各ステージに区分した、償却原価で測定する条件変更金融資産の概要を示している。

償却原価で測定する条件変更資産

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					2023年12月31日現在				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 3 POCI	合計
条件変更前の償却原価の帳簿価額	0	726	132	0	858	0	1,072	220	0	1,292
認識された条件変更による利得/損失の純額	0	9	-55	0	-46	0	5	-40	0	-35

2024年度において、インベストメント・バンクおよびプライベート・バンクの顧客に関連する条件変更に起因して、償却原価で測定する条件変更資産が434百万ユーロ減少した。

2024年度において、当行グループでは、ステージ 1 に改善した条件変更資産はなかった。当行では、その後ステージ 2 およびステージ 3 へ再度悪化した資産もなかった。

2023年度において、当行グループでは、ステージ1に改善した条件変更資産はなかった。当行では、その後ステージ2およびステージ3へ再度悪化した資産もなかった。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

減損会計の対象となる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）金融資産の公正価値は、2023年12月31日現在では360億ユーロであったのに対し、2024年12月31日現在は420億ユーロとなった。当該資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準を維持した（2024年12月31日現在は38百万ユーロであり、2023年12月31日現在は48百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、FVOCIの金融資産に関する更なる内訳は開示していない。

オフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務

下記の表は、IFRS第9号の要件に従い、当行グループのオフバランスの金融資産をステージ別に区分し、それぞれの名目価額および信用損失引当金の概要を示したものである。

当報告期間における名目価額の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	名目価額				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	292,747	23,778	2,282	8	318,814
新規事業を含む変動	14,542	-662	-25	-0	13,855
信用度の変動による振替	-2,108	2,215	-107	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	8,444	652	76	-0	9,171
期末残高	313,625	25,983	2,225	7	341,840
うち、金融保証	61,279	11,752	436	0	73,467

前報告期間における名目価額の変動

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	名目価額				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	296,062	18,478	2,625	8	317,173
新規事業を含む変動	4,062	2,510	-235	0	6,337
信用度の変動による振替	-3,040	3,094	-54	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	-4,337	-304	-54	0	-4,696
期末残高	292,747	23,778	2,282	8	318,814
うち、金融保証	58,405	5,991	401	0	64,798

当報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金（注２）				
	ステージ 3				合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI	
期首残高	117	88	187	0	393
新規事業を含む変動	-22	3	-19	0	-38
信用度の変動による振替	10	-9	-0	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	1	-1	5	0	6
期末残高	106	82	173	0	361
うち、金融保証	67	49	99	0	214
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額（注１）	-13	-6	-20	0	-38

（注１）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注２）信用損失引当金には、2024年12月31日現在の2百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

前報告期間における信用損失引当金の変動

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金（注２）				
	ステージ 3				合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI	
期首残高	144	97	310	0	551
新規事業を含む変動	-39	-3	-118	0	-160
信用度の変動による振替	11	-4	-7	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	1	-2	3	0	2
期末残高	117	88	187	0	393
うち、金融保証	84	37	113	0	233
カントリー・リスクを除く、信用損失引当金繰入額（注１）	-28	-7	-125	0	-160

（注１）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注２）信用損失引当金には、2023年12月31日現在の9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

法的請求

執行請求の対象資産は、全額または一部が償却された資産であり、当行グループが引き続き当該資産について回収努力を行っているものから構成される。このような執行請求には、例えば、当行が引き続きリソース（当行グループの法務部門／CRMワークアウト部門等）を法的手段または外部の回収機関を通じた回収のために投入している場合が含まれる。また、執行請求には、金額の回収見込みおよび回収の時間枠に関わらず、当行が残高および未決済の法的請求権を保持している場合も該当する。特定の法域によっては、回収案件が数年に及ぶことが一般的である場合もある。

報告期間中に償却され、依然として執行請求の対象である金融資産の残高は、2024年度および2023年度において、主にコーポレート・バンクにおけるそれぞれ222百万ユーロおよび334百万ユーロであった。

償却原価で測定する再交渉された資産および支払猶予資産

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限り契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限り支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いを後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせをされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

当行グループの償却原価で測定する支払猶予資産の管理および報告において、当行はEBAによる支払猶予および不良債権の定義（規制(EU)第575/2013号第99条(4)に基づく、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告についての実施技術基準（ITS））に従っている。当行グループは、資産がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予資産の当行の報告から除外している（すなわち、契約は履行中とみなされ、最低2年間の猶予期間が経過しており、猶予期間の少なくとも半分の期間にわたって総額として重要でない元本または利息を定期的に支払っており、猶予期間の終了時に債務者へのエクスポージャーのいずれも30日超経過していない。）。

償却原価で測定する支払猶予金融資産

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					償却原価で測定する支払猶予貸出金合計
	履行				不履行	
	ステージ1	ステージ2	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
ドイツ	174	2,248	0	4	1,056	3,481
ドイツ以外	93	7,049	0	16	4,687	11,845
合計	267	9,297	0	20	5,742	15,326

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在					償却原価で測定する支払猶予貸出金合計
	履行				不履行	
	ステージ1	ステージ2	ステージ1	ステージ2	ステージ3	
ドイツ	426	2,356	0	7	812	3,600
ドイツ以外	639	4,399	0	194	3,632	8,864
合計	1,065	6,755	0	201	4,444	12,464

償却原価で測定する支払猶予金融資産の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
期首残高	12,464	11,143
期中に支払猶予貸出金に分類されたもの	8,572	4,007
期中に非支払猶予貸出金に振り替えられたもの（返済を含む。）	-6,020	-2,500
信用損失償却	-211	-80
為替レートおよびその他の変動	521	-106
期末残高	15,326	12,464

償却原価で測定する支払猶予資産は、2024年度において29億ユーロ、率にして23%増加し、その主因は、様々な部門における不動産エクスポージャーであった。

償却原価で測定する支払猶予資産は、2023年度において13億ユーロ、率にして12%増加した。これはインベストメント・バンクにおける増加によるものであった。

取得した担保

当行グループは、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求するといういずれかの場合にのみ、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。当行は通常、取得した物件を当行グループの事業の用途に供することはない。

報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度
商業用不動産	251	0
住宅用不動産（注１）	3	3
その他	0	11
報告期間中に取得した担保合計	254	14

（注１）担保権が実行された住宅用不動産の帳簿価額は、2024年12月31日現在で17百万ユーロおよび2023年12月31日現在で30百万ユーロであった。

2024年度における240百万ユーロの取得担保増加は、米国において担保権が実行された少数の商業用不動産に関連している。

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。2024年度および2023年度において、当行グループがこれらの信託に関連して取得した担保は4百万ユーロであった。』

デリバティブ - 信用評価調整

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（CVA）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットティング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントおよび関連する担保契約により、通常、当行の信用エクスポージャーの大部分は担保によって保証される。また、それらの契約には広範な標準的または特定の終了権も規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。

当行の契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実に行うための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手続により定められている。これらの手続には必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、当行は、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国／産業／地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを有しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生する関連エクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級経営陣に提出される。さらに、当行は、当行自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積っている。プライベート・バンク（ドイツ）のデリバティブのカウンターパーティ・リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次の証拠金規制を規定している。当行は、可能な範囲で、CCPのサービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これによりCCPの決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド＝フランク法は、OTCデリバティブの規制（特定のOTCデリバティブの強制的なクリアリング、プラットフォーム・トレーディングおよび取引報告を含む。）に関する広範なフレームワークと、スワップ・ディーラー、証券派生スワップのディーラー、主要なスワップ参加者および主要な証券派生スワップの参加者の登録、自己資本、証拠金、業務遂行基準、帳簿記録管理およびその他の要件に関する規則を規定している。ドッド＝フランク法および関連するCFTCの規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国でのOTCクリアリングを義務付けている。米国内の中央清算機関で清算されないデリバティブ取引に対する証拠金規制

は、2016年9月に開始された。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号(以下「EMIR」という。)は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、またOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なクリアリングは、2016年6月に開始し、中央清算機関で清算されないOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での証拠金規制は、2017年2月に開始された。ドイツ銀行は、中央清算機関で清算されないデリバティブの要件に関してEMIRの証拠金の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、2017年2月からEU圏内において当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。

CFTCはドッド=フランク法の最も重要な規定を導入する規則を採用した。さらに最近では、2020年9月に、CFTCは、2013年からのCFTCによるクロスボーダー・ガイダンスと関連するノー・アクション・リリーフ・レターに基づく米国のスワップ規則を、クロスボーダーで適用する(当該ガイダンスを置き換える場合もある。)最終規則を公表した。同じくドッド=フランク法に従い、CFTCは2020年10月に、特定のコモディティおよび経済的に同等のスワップ、先物ならびにオプションに関してポジション限界値を課す規制を最終決定した。

SECも、証券派生スワップ・ディーラーおよび主要な証券派生スワップ参加者の登録、取引報告、自己資本、証拠金、リスク軽減手法、業務遂行基準、取引の確認および検証、帳簿記録管理および財務報告、ならびにクロスボーダーの要件に関する規則を最終決定している。2021年11月より、一般的にこれらの要件に準拠することが義務付けられた。

最後に、米国の健全性規制当局(連邦準備制度理事会、FDIC、米国通貨監督庁、農業信用管理機構および米国連邦住宅金融局)は、CFTCおよびSECの証拠金規則の代わりに米国の健全性規制の対象となっているスワップ・ディーラーおよび証券派生スワップのディーラー(ドイツ銀行等)に適用される、中央清算機関で清算されないスワップおよび証券派生スワップに関して証拠金規制を設ける最終規則を採用した。ドイツ銀行は2016年9月より、米国の自主規制機関による証拠金規制の対象となる第1カテゴリーの取引相手に対し、米国内の中央清算機関で清算されないデリバティブに対する当初証拠金と変動証拠金の両方の授受を実施した。それよりも規模の小さい取引相手に対する当初証拠金に関する追加要件は、2017年9月から2022年9月までの間に段階的に導入されており、関連する適用開始日は、当事者およびその関連会社の取引量に応じてそれぞれに異なる。

以下の表は、取引所売買デリバティブおよびOTCデリバティブの資産・負債について、想定元本および時価総額をクリアリング・チャンネル別に示している。

クリアリング・チャネルおよびデリバティブの種類別のデリバティブの想定元本

2024年12月31日現在

想定元本の 期限別分類					プラスの時価	マイナスの時価	正味時価
単位：百万ユーロ	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計			
金利関連：							
OTC	15,951,107	14,364,208	9,997,538	40,312,853	122,114	111,053	11,061
二者間（額）	2,396,075	2,537,847	1,557,885	6,491,807	98,528	88,114	10,414
CCP（額）	13,555,032	11,826,361	8,439,653	33,821,046	23,586	22,939	647
取引所売買	3,292,886	498,496	590	3,791,972	239	268	-29
金利関連合計	19,243,992	14,862,704	9,998,128	44,104,825	122,353	111,321	11,032
通貨関連：							
OTC	7,718,689	1,225,352	508,959	9,453,000	147,876	144,688	3,188
二者間（額）	7,496,403	1,209,689	508,809	9,214,900	144,648	141,847	2,800
CCP（額）	222,287	15,664	150	238,100	3,228	2,841	388
取引所売買	78,320	0	0	78,320	384	477	-93
通貨関連合計	7,797,010	1,225,352	508,959	9,531,321	148,260	145,165	3,095
エクイティ / 指数関連：							
OTC	22,675	9,048	15,544	47,268	1,332	2,741	-1,409
二者間（額）	22,675	9,048	15,544	47,268	1,332	2,741	-1,409
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	174,707	28,489	2,348	205,544	1,818	1,827	-9
エクイティ / 指数関連合計	197,382	37,537	17,892	252,812	3,150	4,568	-1,418
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	278,974	896,712	73,668	1,249,354	15,609	14,322	1,288
二者間（額）	87,962	96,506	28,063	212,531	3,366	2,186	1,180
CCP（額）	191,012	800,206	45,605	1,036,823	12,243	12,136	107
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	278,974	896,712	73,668	1,249,354	15,609	14,322	1,288
コモディティ関連：							
OTC	11,316	34,566	1,448	47,330	226	160	66
二者間（額）	11,316	34,566	1,448	47,330	226	160	66
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	-0
取引所売買	34,816	2,645	0	37,461	168	169	-1
コモディティ関連合計	46,132	37,211	1,448	84,791	394	329	65
その他：							
OTC	155,359	7,012	151	162,521	2,339	2,355	-16
二者間（額）	155,313	7,012	151	162,476	2,336	2,313	23
CCP（額）	45	0	0	45	3	42	-39
取引所売買	18,687	0	0	18,687	31	24	7
その他合計	174,045	7,012	151	181,208	2,370	2,379	-9
OTC業務合計	24,138,119	16,536,899	10,597,308	51,272,326	289,497	275,319	14,177
二者間業務合計	10,169,744	3,894,668	2,111,900	16,176,312	250,436	237,362	13,075
CCP業務合計	13,968,376	12,642,231	8,485,408	35,096,014	39,060	37,958	1,103
取引所売買業務合計	3,599,416	529,630	2,938	4,131,984	2,640	2,766	-126
合計	27,737,535	17,066,528	10,600,247	55,404,310	292,137	278,085	14,052
プラスの時価（ネットティング および受入現金担保考慮後）	-	-	-	-	27,392	-	-

2023年12月31日現在

想定元本の 期限別分類					2020年12月31日現在		
単位：百万ユーロ	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計	プラスの時価	マイナスの時価	正味時価
金利関連：							
OTC	17,224,862	13,754,903	9,568,113	40,547,878	124,837	112,997	11,840
二者間（額）	2,037,922	2,251,346	1,446,299	5,735,567	103,140	92,035	11,105
CCP（額）	15,186,940	11,503,557	8,121,813	34,812,311	21,696	20,961	735
取引所売買	1,916,294	403,196	47	2,319,537	418	493	-75
金利関連合計	19,141,156	14,158,099	9,568,160	42,867,415	125,255	113,490	11,764
通貨関連：							
OTC	6,609,578	1,055,879	427,832	8,093,289	108,652	105,818	2,834
二者間（額）	6,443,644	1,046,148	427,719	7,917,512	107,415	104,614	2,801
CCP（額）	165,933	9,730	113	175,777	1,237	1,204	33
取引所売買	11,265	0	0	11,265	1	17	-16
通貨関連合計	6,620,842	1,055,879	427,832	8,104,553	108,653	105,835	2,818
エクイティ / 指数関連：							
OTC	17,014	7,937	647	25,599	1,209	2,574	-1,365
二者間（額）	17,014	7,937	647	25,599	1,209	2,574	-1,365
CCP（額）	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	164,955	25,648	1,523	192,126	2,391	2,103	288
エクイティ / 指数関連合計	181,970	33,586	2,170	217,726	3,600	4,677	-1,077
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	200,396	855,230	71,584	1,127,210	13,895	13,379	517
二者間（額）	72,835	94,804	33,716	201,355	3,142	2,715	427
CCP（額）	127,561	760,426	37,868	925,854	10,754	10,664	90
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	200,396	855,230	71,584	1,127,210	13,895	13,379	517
コモディティ関連：							
OTC	7,150	31,576	2,037	40,764	203	140	63
二者間（額）	7,150	31,576	2,037	40,764	203	139	64
CCP（額）	0	0	0	0	0	1	-1
取引所売買	25,369	1,347	0	26,716	141	139	2
コモディティ関連合計	32,519	32,923	2,037	67,479	344	279	65
その他：							
OTC	57,766	3,924	102	61,791	971	819	152
二者間（額）	57,750	3,924	102	61,776	956	819	137
CCP（額）	15	0	0	15	15	0	15
取引所売買	11,008	21	0	11,029	27	33	-6
その他合計	68,774	3,945	102	72,820	998	852	146
OTC業務合計	24,116,765	15,709,449	10,070,316	49,896,530	249,766	235,726	14,041
二者間業務合計	8,636,315	3,435,736	1,910,521	13,982,573	216,064	202,895	13,169
CCP業務合計	15,480,450	12,273,713	8,159,794	35,913,958	33,702	32,830	872
取引所売買業務合計	2,128,891	430,212	1,570	2,560,673	2,979	2,786	193
合計	26,245,656	16,139,661	10,071,885	52,457,203	252,745	238,511	14,234
プラスの時価（ネットティング および受入現金担保考慮後）	-	-	-	-	23,312	-	-

株式エクスポージャー

下記の表は、持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。ドイツ銀行は、各ポジションをマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
トレーディング株式	2,753	1,984
トレーディング以外の株式（注1）	2,052	2,008
株式エクスポージャー合計	4,806	3,992

（注1）2024年12月31日現在70百万ユーロおよび2023年12月31日現在113百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2024年12月31日現在、当行グループのインベストメント・バンクにおけるトレーディング株式エクスポージャーは24億ユーロ、2023年12月31日現在は17億ユーロであった。変動は主に、債券および為替（資金調達業務）事業における新規取引によるものである。

トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループのトレーディング部門のバリュー・アット・リスクの額

『

以下の表およびグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング部門のバリュー・アット・リスクの額をヒストリカル・シミュレーションに基づき示している。』

トレーディング部門のバリュー・アット・リスク（リスク種類別）（注1）

単位： 百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替 リスク（注2）		コモディティ 価格リスク	
	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度	2024 年度	2023 年度
平均	31.4	40.7	-41.2	-46.3	26.9	27.5	22.9	38.6	10.2	7.8	11.6	12.1	1.0	0.9
最大	60.6	74.3	-27.2	-21.2	55.1	40.1	35.5	68.4	15.6	14.9	19.0	17.4	1.8	2.8
最小	19.0	23.2	-56.2	-64.9	13.4	15.7	17.6	21.9	6.2	4.5	6.3	8.2	0.3	0.2
『期末	24.9	39.0	-48.3	-31.9	31.3	20.3	19.5	28.4	10.8	11.0	10.1	10.9	1.5	0.3』

（注1）2024年度の数値は2024年12月31日現在。2023年度の数値は2023年12月31日現在。

（注2）金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

ヒストリカル・シミュレーションに基づく2024年度のリスク種類別バリュエ・アット・リスクの推移



トレーディング部門の2024年度における保有期間1日の平均バリュエ・アット・リスクは31百万ユーロであり、2023年度の平均と比較して9.2百万ユーロ、率にして23%減少した。この減少は主に、2023年度上半期における高い市場ボラティリティがヒストリカルVaR観察期間から除外されている事実と、債券および通貨トレーディング業務に伴うリスク水準の低下によるものであった。

『規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。』

トレーディング部門の追加的リスクに係る平均、最大、最小自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）（注1、注2、注3）

単位：百万ユーロ	合計		クレジット・トレーディング		グローバル・レーツ		エマージング・マーケット		その他	
	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
平均	604.9	563.3	191.8	-15.0	210.1	363.4	205.9	228.1	-2.9	-13.2
最大	755.5	904.6	247.3	121.4	375.7	892.5	350.1	349.9	49.5	32.0
最小	501.5	330.3	95.3	-130.9	125.4	198.7	142.9	122.4	-54.2	-80.6
『期末	501.5	570.3	176.5	90.8	125.4	198.7	229.5	284.5	-29.9	-3.6

（注1）金額はそれぞれ、2024年12月31日および2023年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。

（注2）事業ラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2024年度の報告で更新されている。

（注3）流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2024年度末の追加的リスクに係る自己資本賦課は501百万ユーロであり、2023年度末から69百万ユーロ、率にして12%減少した。この変動は、グローバル・レーツおよびグローバル・エマージング・マーケットの各事業におけるリスクの減少によるものであった。

トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2024年度に、当行グループは、長期保有による損失がトレーディング勘定のバリュエ・アット・リスクを上回るという異常値を2件観察した。当該異常値は、2024年8月と2024年10月に観察されたもので、マクロ経済データ公表に端を発する市場ボラティリティの上昇と、中央銀行による金利政策関連措置によるものであった。

以下のグラフは、トレーディング部門について、日次長期保有収益および実際収益を報告期間中の取引日の前営業日終了時点のバリュエ・アット・リスクと比較したものである。バリュエ・アット・リスクは、取引ポジションの潜在的損失の見積りと長期保有取引結果を視覚的に比較するためにマイナスの金額で表示される。これは、長期保有が前日のバリュエ・アット・リスクと比較した日次の損益の関連部分（新たな取引、準備金、通常は実際の収益の一部である保有によるすべての損益は除

く。)であるためである。数値は百万ユーロ単位で表示されている。このグラフは、トレーディング部門が、2024年度の取引日の49%においてプラスの長期保有収益を達成し、2024年度において当行グループが異常値を観察したことを示している。

EU MR4 - VAR見積りと損益の比較

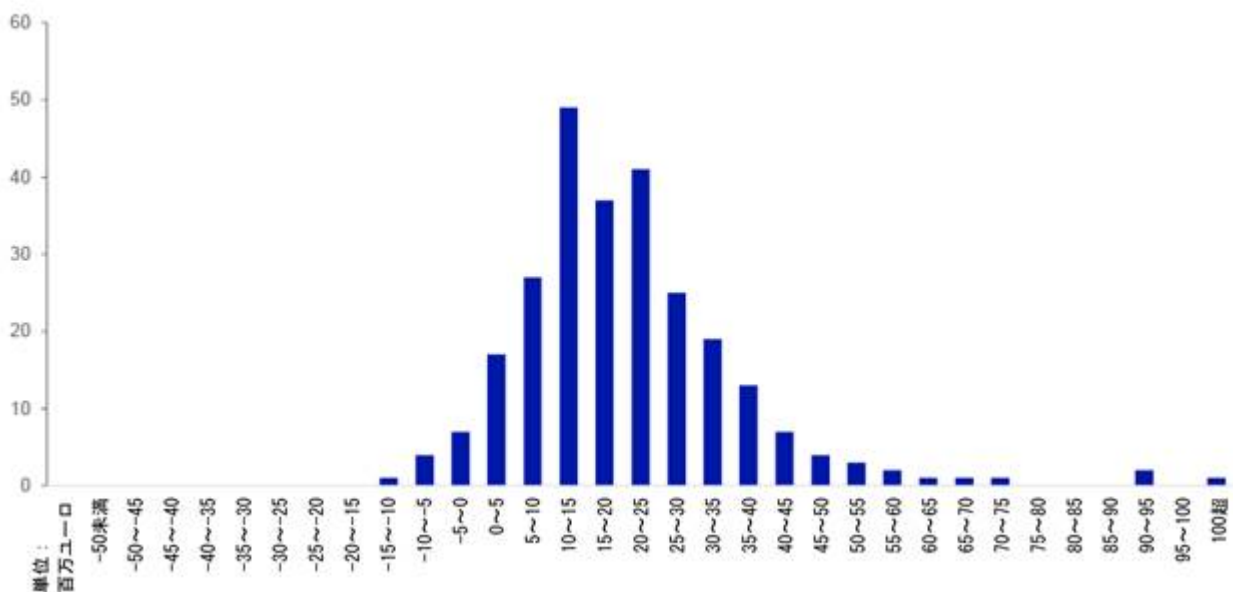


ドイツ銀行グループのトレーディング部門の日次収益

以下の棒グラフは、当行グループのトレーディング部門の日次収益の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリーおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される、当行グループが各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2024年度の当行グループのトレーディング部門の日次収益の分布

単位：日



トレーディング部門は、2024年度は取引日の95%、2023年度は取引日の93%においてプラスの収益を達成した。

トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

『

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額

以下の表は、トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額のリスク種類別内訳を示している。

経済的資本使用額のリスク種類別内訳

単位：百万ユーロ	経済的資本使用額	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
金利リスク	2,770	2,980
信用スプレッド・リスク	184	60
株式リスクおよび投資リスク	1,172	1,044
外国為替リスク	1,665	1,273
年金リスク	944	1,106
保証型ファンド・リスク	100	59
トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオ合計	6,835	6,523

経済的資本の数値においては、様々なリスク種類間の分散効果が考慮されている。

2024年12月31日現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は68億ユーロであり、2023年度末の経済的資本使用額を3億ユーロ上回った。経済的資本の増加は主に、当行の自己資本比率を為替レートの変動から守るために保有している構造的ポジションの増加によるもので、金利リスクに対するエクスポージャーの減少により一部相殺された。

- 金利リスク：ギャップ・リスク、ベシス・リスクおよびオプション・リスク（モデル化された、満期の定めのない預金に組み込まれた顧客の行動が変化するリスクや前払いリスク等）を含む、バンキング勘定の金利リスクに関する経済的資本賦課。2024年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で28億ユーロであり、これに対して2023年12月31日現在では30億ユーロであった。
- 信用スプレッド・リスク：信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2024年12月31日現在の経済的資本使用額は184百万ユーロであり、これに対して2023年12月31日現在では60百万ユーロであった。
- 株式リスクおよび投資リスク：当行グループの株式報酬制度から生じる当行自身の株価の構造的なショート・ポジション、および戦略的投資や代替資産等の非連結の投資保有から生じる株式リスクに係る経済的資本賦課。2024年12月31日現在の経済的資本使用額は12億ユーロであり、これに対して2023年12月31日現在では10億ユーロであった。
- 外国為替リスク：外国為替リスクは主に、当行の自己資本比率を為替レートの変動による影響から守るための当行グループの構造的ポジションから生じる。2024年12月31日現在の経済的資本使用額は17億ユーロであり、これに対して2023年12月31日現在は13億ユーロであった。
- 年金リスク：このリスクは、金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスクならびに長寿リスクを含む、当行グループの確定給付制度債務から生じる。2024年12月31日現在の経済的資本使用額は9億ユーロであり、これに対して2023年12月31日現在は11億ユーロであった。
- 保証型ファンド・リスク：顧客による投資の一部または全額を保証するために当行のアセット・マネジメント部門が提供している保証型ファンド商品から生じるリスク。このリスクは、保証日において、原投資ファンドの価額が保証額を下回っている場合に具体化する。2024年12月31日現在の経済的資本使用額は100百万ユーロであり、これに対して2023年12月31日現在は59百万ユーロであった。』

バンキング勘定における金利リスク

以下の表は、EBAが定義した6つの標準シナリオの下でバンキング勘定における当行グループの純利息収益への影響額および金利変動によるバンキング勘定ポジションの経済価値の変動を示している。

EBAシナリオによるバンキング勘定における経済価値および純利息収益の金利リスク

単位：十億ユーロ	EVEの変動		NIIの変動（注1）	
	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
平行上昇	-5.8	-5.1	0.2	0.3
平行低下	1.3	1.8	-0.7	-0.3
スティーブ化	-0.8	-0.8	-0.1	0.1
フラット化	-0.7	-0.3	-0.0	-0.1
短期金利上昇	-2.1	-1.6	0.0	-0.0
短期金利低下	0.6	0.8	-0.6	-0.1
最大	-5.8	-5.1	-0.7	-0.3

単位：十億ユーロ	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
Tier 1 資本	60.8	56.4

（注1）純利息収益（NII）の変動は、各シナリオの予測NIIにおける、変更された金利と市場のインプライド・レートとの差異を反映している。感応度は、トレーディング・ポジションとDWSを除外した、一定の為替レートで固定された貸借対照表額に基づいている。これらの数値には、ヘッジ会計に不適格な一元管理されたポジションに対する時価評価損益（MtM）/その他の包括利益（OCI）の影響は含まれていない。

2024年12月現在の純資産の経済価値の最大損失額はマイナス58億ユーロであり、これに対して2023年12月現在ではマイナス51億ユーロであった。2024年12月現在、EVEの最大損失額はTier 1 資本の9.6%に相当する。

BaFinの定義による、全通貨にわたるイールドカーブのプラス200ベース・ポイントの平行シフトにより生じる純資産の経済価値（EVE）の最大損失額は、2024年12月現在においてマイナス58億ユーロであり、これは自己資本合計の8.4%に相当する。

「平行上昇」金利シナリオにおける純資産の経済価値損失額の変動は、モデルの変更、純利息収益の安定化および保護を目的としたリスク・ポジションの追加、ならびに当行の自己勘定ポートフォリオ内における金利リスク・ポジション関連のリバランス活動によるものである。

2024年12月現在の、「平行低下」金利シナリオにおける純利息収益（NII）の1年間の最大損失額はマイナス7億ユーロであり、これに対して2023年12月現在ではマイナス3億ユーロであった。

「平行低下」シナリオにおける純利息収益の最大損失の増加は主に、ドイツ銀行のプライベート・バンク預金およびコーポレート・バンク預金に適用されている行動モデル上の仮定、金利環境の変化、ならびにドイツ銀行の純利息収益のリスク・ヘッジ戦略の結果に起因する追加の下振れリスクによるものであった。

以下の表は、金利の下落および上昇ショックから生じた、ドイツ銀行のバンキング勘定ポジションに係る経済価値の変動を通貨別に示している。

通貨別のバンキング勘定における経済価値の金利リスク

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在	
	平行上昇	平行低下
ユーロ	-5.1	1.2
米ドル	-0.7	0.4
その他	-0.0	-0.3
合計	-5.8	1.3

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）（注2）

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度（注1）
顧客、商品および商慣行	1,909	676
決済、販売およびプロセス管理	163	127
外部不正行為	52	106
その他	22	55
自然災害および公衆安全	18	11
内部不正行為	18	-332
合計	2,182	644

（注1）過年度の損失は、その後の損失および再分類を反映するために修正されている。

（注2）損失は、保険金相殺後の金額で報告されている。

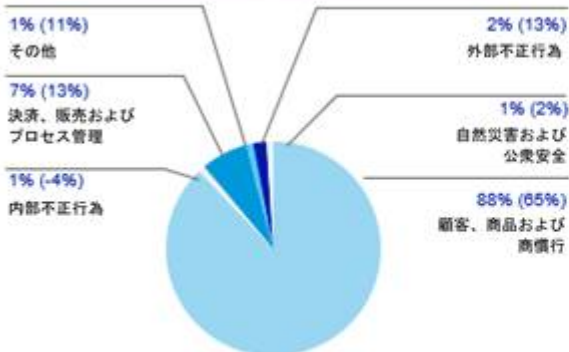
2024年12月31日現在のオペレーショナル損失は、前年度の644百万ユーロから増加し22億ユーロとなった。これは、ポストバンクの買収に係る訴訟に対する引当金繰入額、RusChemAllianceの補填資産の戻入れおよびポーランドのFXモーゲージに係る引当金繰入額を主因とする、訴訟費用の20億ドルの増加によるもので、管理体制の悪化を示すものではないと考えられる。2024年度における非法的損失は、2023年度の214百万ユーロから減少し、175百万ユーロとなった。

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（注1）

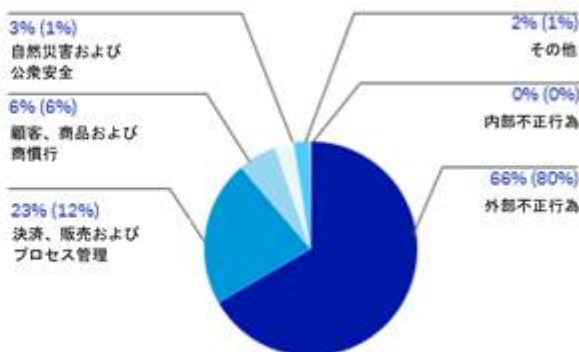
「オペレーショナル・リスク損失の分布」の図は、2019年度から2023年度までの5年間の比較期間の平均に対する、2024年度のイベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク純損失の価値の計上割合を要約している。オペレーショナル損失のうち、「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが88%と最も大きな割合を占めており、これは主に、和解による過年度からの訴訟引当金の積み増しと、未解決の訴訟に対する訴訟引当金の増加で構成されている。

「オペレーショナル損失の頻度」の図は、2019年度から2023年度までの5年間の比較期間の平均に関連する、イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク事象を（損失が2024年度に最初に認識されたイベントの数に基づいて）要約している。「外部不正行為」は、依然として最高頻度（66%）のイベント・タイプであるものの、5年平均との比較では顕著な減少が見られ、他区分のイベントの割合が増加している。

オペレーショナル損失の分布（注2）



オペレーショナル損失の頻度（注3）



（注1）過年度の損失は、その後の損失および再分類を反映するために修正されている。

（注2）オペレーショナル・リスク損失の分布は計上日に基づいている。

（注3）オペレーショナル・リスク損失の発生頻度は、最初の計上日に基づいている。

（注4）当行は、オペレーショナル・リスク純損失に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすすべてのオペレーショナル・リスク損失事象を包括的に網羅することを目指しているが、この項に示されている合計は、損失事象の検出や計上の遅れにより過小評価されている可能性がある。

『

流動性リスク・エクスポージャー

資金調達市場および資本市場発行

2024年度には、市場を押し下げる複数のマクロ経済動向が発生した。これらには、2月の商業用不動産をめぐる懸念の高まり、6月のフランスの政治的混乱、7月末の日本銀行による想定外の利上げ、および投資家のリスク回避ムードを強めた、8月に米国で公表された経済低迷を示すデータが含まれる。これらの事象は、顕著な落込みをもたらしたものの、リスクオン・ムードを一掃するほど深刻なものではなかった。このような背景にもかかわらず、当行は市場をうまく切り抜け、180億ユーロの発行活動を成功裡に完了した。これは、130億ユーロから180億ユーロの範囲の上限に近い発行実績をあげて年度を終えるというガイダンスと一致している。

市場の懸念に反して、信用市場は、複数の混乱があったにもかかわらず好調に推移し、より多くの指標が2023年度末と比べて縮小した。2023年度に格付機関から格上げを受けた後、当行のスプレッドは2024年度上半期において大幅に縮小し、下半期もほとんど変化がなかった。上記以外に、より大きな逸脱につながる特異な異常は生じなかった。当行のCDSスプレッドおよびユーロ・スプレッドは、当年度に好調なパフォーマンスを示し、当行の米ドル・スプレッドはさらに好調なパフォーマンスを示した。

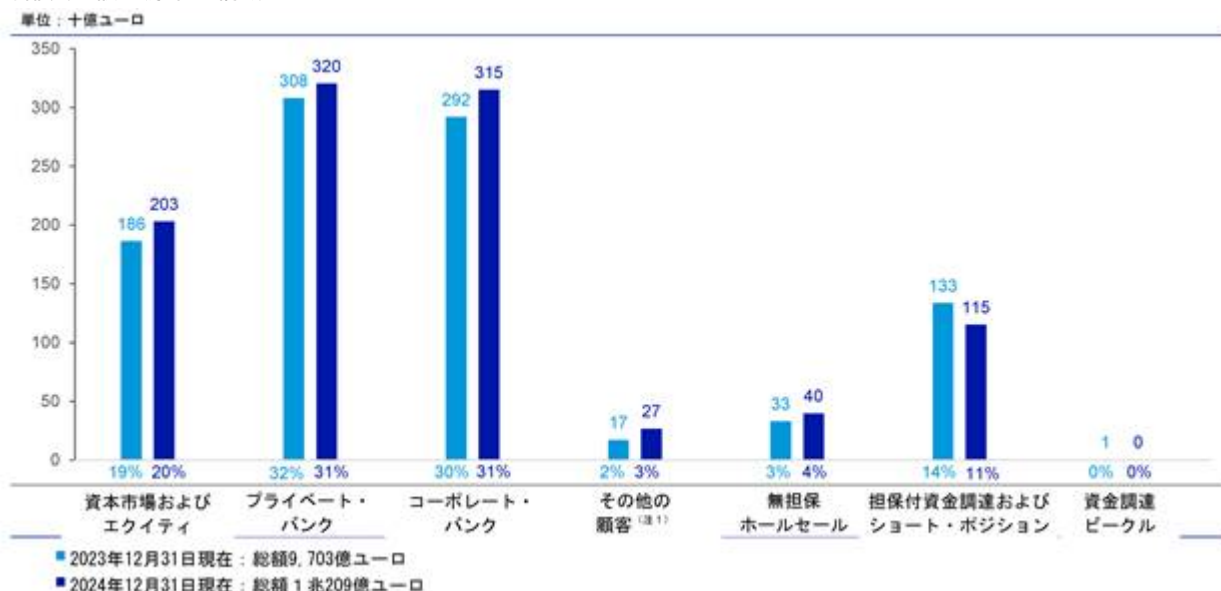
発行総額180億ユーロの内訳は、資本発行30億ユーロ、シニア非優先債69億ユーロ、シニア優先債81億ユーロである。通貨別の発行総額内訳は、ユーロ（96億ユーロ）、米ドル（62億ユーロ）、日本円（6億ユーロ）、その他通貨（16億ユーロ）である。2024年度の発行に係る当行グループの投資家基盤は、資産運用会社および年金基金（62%）、銀行（11%）、リテール顧客（8%）、保険会社（7%）、その他の機関投資家（7%）、政府および政府機関（2%）ならびにその他（3%）から成っていた。地理的分布は、ドイツ（16%）、残りの欧州（44%）、米国（23%）、アジア/太平洋（14%）およびその他（3%）であった。3ヶ月物Euribor/RFR（リスク・フリー利子率）に対する発行の平均スプレッドは、通年で110ベース・ポイントであった。平均残存期間は5.6年であった。当行グループは、第1四半期に51億ユーロ、第2四半期に56億ユーロ、第3四半期に56億ユーロ、第4四半期に17億ユーロを発行した。

ドイツ銀行の2025年度の発行計画は150億から200億ユーロで、前年度の計画と概ね同様である。シニア非優先債と資本性金融商品に重点が置かれる予定である。シニア優先債は、主に、ベンチマークのない形式で発行される見込みである。さらに、当行グループはこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行では、資本市場発行の合計約120億ユーロ（法的に行使可能なコール・オプションを除く。）の返済期限が到来する。さらに、当行は2024年度に100億ユーロの仕組債を発行し、2025年度には90億ユーロまでの発行を計画している。この活動はFIC部門が行っており、財務部の発行計画の一部ではない。

資金調達の分散

2024年度において、外部資金調達総額は、2023年12月31日現在の9,703億ユーロから506億ユーロ増加し、2024年12月31日現在では1兆209億ユーロとなった。コーポレート・バンクからの資金調達が233億ユーロ増加し、要求払い預金が最も顕著であった。プライベート・バンクにおける126億ユーロの増加は、主に、定期預金によるものであった。無担保ホールセール資金調達ポートフォリオは65億ユーロ増加し、そのうち36億ユーロはインベストメント・バンクの預金によるものであった。また、資本市場およびエクイティは、エクイティにおける16億ユーロの増加および152億ユーロの長期債の発行に起因して168億ユーロ増加した。担保付資金調達およびショート・ポジションは、150億ユーロの貸出条件付き長期資金供給オペレーション（TLTRO）の返済と33億ユーロのレボ取引の減少により、183億ユーロ減少した。さらに、「その他顧客」バケットにおける99億ユーロの増加は、主に、ETF商品の増加に起因する長期債の増加によるものであった。

外部資金調達源泉の構成』



『

(注1) その他の顧客には、信託預金、X-markets ノートおよび委託証拠金/プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高(純額ベースで表示)が含まれる。

参考：貸借対照表合計1兆3,872億ユーロ(1兆3,123億ユーロ)に対する調整：2024年12月31日および2023年12月31日現在においてそれぞれ、デリバティブおよび決済残高2,888億ユーロ(2,665億ユーロ)、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高(純額ベースで表示)のネットティングの影響に関する加算422億ユーロ(402億ユーロ)、その他の非資金調達負債353億ユーロ(354億ユーロ)。

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行債券の返済期限(注1)

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在							
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	829	697	1,294	1,277	4,098	56	0	4,153
その他のホールセール顧客からの預金	3,106	7,919	4,698	5,396	21,119	2,231	1,013	24,363
CDおよびCP	1,107	3,623	2,647	3,688	11,064	10	117	11,190
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	239	1,467	1,788	5,190	8,685	12,054	33,279	54,018
シニア優先プレーンバニラ債	171	360	1,681	1,712	3,923	4,442	7,930	16,294
シニア仕組み債	239	793	1,029	1,381	3,442	2,187	20,094	25,723
カバード・ボンド/ABS	765	343	225	757	2,091	3,301	10,163	15,554
劣後負債	0	1,264	3,945	1,190	6,399	4,239	12,991	23,630
その他	49	0	0	0	49	0	7	57
合計	6,505	16,468	17,307	20,591	60,870	28,519	85,593	174,982
内訳：								
担保付きのもの	765	343	225	757	2,091	3,301	10,163	15,554
無担保のもの	5,740	16,124	17,081	19,834	58,779	25,218	75,430	159,428

(注1) 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier 1 ノートが含まれている。コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は加味されていない。

資本市場発行額は、自己債務との相殺消去後の金額で報告されている。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）および資本市場発行債券の合計金額は、2024年12月31日現在610億ユーロであり、高品質の流動資産（HQLA）の2,260億ユーロと比較して読みたい。

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在							
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	小計 1年以内	1年超 2年以内	2年超	合計
銀行からの預金	1,942	1,419	692	402	4,455	558	103	5,117
その他のホールセール顧客からの預金	9,838	4,740	3,475	1,984	20,038	422	633	21,093
CDおよびCP	1,085	2,143	2,041	1,623	6,891	84	0	6,976
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	91	1,173	2,852	4,146	8,261	7,700	36,328	52,289
シニア優先プレーンバニラ債	198	442	1,293	718	2,650	3,494	5,325	11,470
シニア仕組み債	121	458	748	1,275	2,603	2,919	12,401	17,923
カバード・ボンド / ABS	21	2,065	235	750	3,070	1,867	13,063	18,000
劣後負債	10	15	291	94	410	5,887	14,039	20,336
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13,306	12,454	11,627	10,992	48,380	22,931	81,892	153,204
内訳：								
担保付きのもの	21	2,065	235	750	3,070	1,867	13,063	18,000
無担保のもの	13,285	10,389	11,392	10,242	45,309	21,065	68,829	135,203

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、資産担保CP資金調達および資本市場発行債券の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					2023年12月31日現在				
	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計
銀行からの預金	629	2,583	40	902	4,153	666	2,409	108	1,934	5,117
その他のホールセール顧客からの預金	7,722	13,836	264	2,542	24,363	8,857	9,128	248	2,860	21,093
CDおよびCP	3,695	7,230	0	266	11,190	3,776	2,816	0	383	6,976
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア非優先プレーンバニラ債	23,485	24,503	2,167	3,862	54,018	22,309	23,199	3,611	3,171	52,289
シニア優先プレーンバニラ債	8,919	5,390	15	1,970	16,294	6,445	4,424	8	593	11,470
シニア仕組み債	10,704	12,250	50	2,719	25,723	8,278	7,502	43	2,100	17,923
カバード・ボンド / ABS	14,822	732	0	0	15,554	17,710	290	0	0	18,000
劣後負債	12,553	9,938	952	187	23,630	9,845	9,380	932	179	20,336
その他	8	0	0	49	57	0	0	0	0	0
合計	82,536	76,461	3,489	12,495	174,982	77,886	59,148	4,949	11,220	153,204
内訳：										
担保付きのもの	14,822	732	0	0	15,554	17,710	290	0	0	18,000
無担保のもの	67,714	75,729	3,489	12,495	159,428	60,176	58,858	4,949	11,220	135,203

高品質の流動資産

親会社（支店を含む。）および子会社別の当行グループのHQLAの構成

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	時価	CRR第9条に基づく価値	時価	CRR第9条に基づく価値
利用可能な現金および中央銀行準備金	124	124	156	156
親会社（在外支店を含む。）	97	97	133	133
子会社	26	26	23	23
高品質の流動有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む。）	106	102	66	63
親会社（在外支店を含む。）	98	94	54	51
子会社	8	8	12	12
HQLA合計	230	226	222	219
親会社（在外支店を含む。）	195	191	187	184
子会社	34	34	35	35

2024年12月31日現在、当行グループのHQLAは、2023年12月31日現在の2,190億ユーロから増加し2,260億ユーロとなった。これは主に、預金増加と長期債発行によるもので、大部分はTLTROの返済と事業で保有する資産の増加により相殺された。

流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率は、2023年度末の140%（規制上の要件に対する余剰額620億ユーロ）に対し、2024年度末は131%（規制上の要件に対する余剰額530億ユーロ）であった。預金の大幅増と新規発行活動は、事業資産の増加、TLTROの返済額、ならびにコミットメントおよび保証業務におけるモデル化されたキャッシュ・アウトフローの増加を大きく上回る水準であった。

当行グループの12ヶ月間の加重平均LCRは134%であった。これは委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。

LCR構成要素

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
	調整後加重値合計 （平均）	調整後加重値合計 （平均）
平均値計算用データ数	12	12
高品質の流動資産	224	215
純資金流出額合計	167	157
流動性カバレッジ比率（LCR）（%）	134%	137%

資金調達リスク管理

資金調達の構造

資金調達の指標はすべて（通貨合算、米ドル建ておよび英ポンド建ての資金調達指標）、2024年度末および2023年度末現在において目標に沿っていた。

ストレス・テストおよびシナリオ分析

当行グループのストレス時の正味流動性ポジションは、2023年度末の580億ユーロに対し、2024年度末では560億ユーロとなった。これは、システミック・マーケット・リスク・シナリオにおける12ヶ月のリスク選好期間の導入を反映して、最少余剰流動性シナリオを変更したことに起因していた。

『

全通貨の世界的な日次のストレス・テストの結果』

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション
システミック・マーケット・リスク	208	265	56	123	242	119
1段階の格下げ（DB独自）	34	174	140	38	180	142
重大な格下げ（DB独自）	142	241	99	161	259	97
『 複合シナリオ（注3）	216	275	59	203	261	58 』

（注1）負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

（注2）流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

（注3）システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

ユーロの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション
複合シナリオ（注3）	91	104	13	90	116	25

（注1）負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

（注2）流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

（注3）システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

米ドルの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション
複合シナリオ（注3）	80	102	22	91	102	11

（注1）負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

（注2）流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

（注3）システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

英ポンドの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ (注1)	ギャップ 解消(注2)	正味流動性 ポジション	資金調達 ギャップ	ギャップ 解消	正味流動性 ポジション
複合シナリオ（注3）	5	10	5	4	5	1

（注1）負債の借換失敗および予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。

（注2）流動性準備金およびその他の事業軽減対策を通じた流動性創出可能額に基づく。

（注3）システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に契約上の義務により追加で要求される担保の金額を表示している。

契約上の義務

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	1段階の格下げ	2段階の格下げ	1段階の格下げ	2段階の格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	182	309	402	526
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	0	0	0	0

安定調達比率

安定調達比率は、2024年度末の121%（規制上の要件に対する余剰額1,110億ユーロ）に対し、2023年度末は121%（規制上の要件に対する余剰額1,070億ユーロ）であった。

単位：十億ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
	調整後加重値合計	調整後加重値合計 （平均）
利用可能な安定調達額（ASF）	625	605
所要安定調達額（RSF）	515	499
安定調達比率（NSFR）（単位：%）	121%	121%

資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。そのため、保険会社および金融部門以外の会社は除外されている。当行グループの保険子会社が担保に差入れた資産については連結財務諸表に対する注記20「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記37「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランス資産から構成されている。また、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）は制約を受ける資産とみなされている。表示残高には、関連するEBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券担保金、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資はすべて、すぐに利用可能であるとみなされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレス時の流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「高品質の流動資産」の項を参照のこと。）ではなく、オンバランスおよびオフバランスの貸借対照表上の帳簿価額または公正価値を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とはみなされない資産である。この区分には、借入有価証券担保金、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能とみなされる。現在その他の資産に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

2024年12月31日現在				
帳簿価額				
		制約を 受ける 資産	制約を受けない資産 すぐに利用 可能	その他
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）				
負債性有価証券	179	80	99	0
資本性金融商品	4	0	4	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	154	14	139	0
借入有価証券担保金および売戻条件付買入 有価証券（注1）	41	0	0	41
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注2）				
トレーディング資産	12	0	12	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	292	0	0	292
借入有価証券担保金および売戻条件付買入 有価証券（注1）	105	0	0	105
純損益を通じて公正価値で測定するその他の 金融資産	3	0	3	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融 資産（注2）	8	0	5	3
貸出金	517	48	41	427
その他の資産	75	40	0	35
合計	1,389	183	303	903

（注１）借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

（注２）負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

2024年12月31日現在				
受入担保の公正価値				
制約を受けない資産				
	資産	制約を受ける 資産	すぐに利用 可能	その他
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）				
受入担保：	479	366	110	3
負債性有価証券	473	363	110	0
資本性金融商品	1	1	0	0
その他の受入担保	6	2	0	3

2023年12月31日現在				
帳簿価額				
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用可能	その他
負債性有価証券	167	84	83	0
資本性金融商品	3	0	3	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	184	12	172	0
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券（注1）	15	0	0	15
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注2）				
トレーディング資産	9	0	9	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	252	0	0	252
借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券（注1）	79	0	0	79
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	1	0	1	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（注2）	7	0	5	2
貸出金	528	57	14	457
その他の資産	69	36	0	34
合計	1,314	189	287	838

（注1）借入有価証券担保金および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

（注2）負債性有価証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

2023年12月31日現在				
受入担保の公正価値				
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	資産	制約を受ける資産	制約を受けない資産	
			すぐに利用可能	その他
受入担保：	379	325	49	6
負債性有価証券	370	321	48	0
資本性金融商品	1	1	0	0
その他の受入担保	8	3	0	6

資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「構造的資金調達」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2024年および2023年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2024年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月 超 3ヶ月 以内	3ヶ月 超 6ヶ月 以内	6ヶ月 超 9ヶ月 以内	9ヶ月 超 1年以 内	1年超 2年以 内	2年超 5年以 内	5年超	合計
現金および中央銀行預け金 (注1)	133,755	10,423	3,118	131	20	46	0	0	0	147,494
インターバンク預け金(中 央銀行以外)(注1)	4,590	1,238	156	85	49	37	0	0	6	6,160
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	640	3,564	8,696	14,690	3,143	1,329	5,591	3,151	0	40,803
対銀行	597	468	3,838	6,228	1,995	0	4,322	2,710	0	20,158
対顧客	43	3,096	4,859	8,462	1,147	1,329	1,269	440	0	20,645
借入有価証券担保金	0	32	0	0	0	0	11	0	0	44
対銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対顧客	0	32	0	0	0	0	11	0	0	44
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	448,881	71,938	9,475	3,531	1,783	3,041	2,121	1,603	3,476	545,849
トレーディング資産	137,706	0	0	0	0	2,026	0	0	40	139,772
固定利付有価証券およ び貸出金	131,418	0	0	0	0	0	0	0	0	131,418
持分証券およびその 他の変動利付有価証券	2,753	0	0	0	0	2,026	0	0	40	4,819
その他のトレーディン グ資産	3,535	0	0	0	0	0	0	0	0	3,535
デリバティブ金融商品の プラスの時価	291,753	0	0	0	0	0	0	0	0	291,754
強制的に純損益を通じて 公正価値で測定されるト レーディング以外の金融 資産	19,422	71,938	9,475	3,531	1,783	1,015	2,121	1,603	3,436	114,324
売戻条件付買入有価証 券	8,109	68,159	6,241	3,022	1,564	248	995	398	0	88,736
借入有価証券担保金	11,200	2,070	2,620	0	0	0	22	0	0	15,913
固定利付有価証券およ び貸出金	30	445	601	480	214	107	999	1,003	2,549	6,429
強制的に純損益を通じ て公正価値で測定され るトレーディング以外 のその他の金融資産	82	1,264	12	29	5	660	104	202	887	3,246
純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘッジ会計に適切なデリバ ティブ金融商品のプラスの 時価	0	27	83	29	22	12	91	64	55	383
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	0	3,735	2,896	1,703	1,601	605	4,266	7,189	20,096	42,090
売戻条件付買入有価証券	0	1,355	1,275	0	0	0	153	0	3	2,786
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債性有価証券	0	2,004	1,039	1,345	904	541	3,440	5,098	19,865	34,236

貸出金	0	376	582	358	696	65	673	2,091	227	5,068
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸出金	14,095	34,800	23,242	23,857	16,390	13,804	41,424	109,587	201,722	478,921
対銀行	226	2,085	1,135	987	346	725	126	840	1,907	8,376
対顧客	13,869	32,715	22,107	22,870	16,045	13,079	41,297	108,748	199,815	470,545
リテール	2,381	3,837	2,317	1,965	1,185	1,159	5,716	23,646	154,729	196,935
法人およびその他の顧客	11,488	28,878	19,791	20,905	14,859	11,920	35,582	85,101	45,086	273,610
その他の金融資産	59,501	8,436	1,191	1,508	512	1,701	1,928	4,848	13,121	92,745
金融資産合計	661,461	134,193	48,857	45,534	23,519	20,576	55,432	126,442	238,476	1,354,488
その他の資産	9,083	247	5	4,574	13	4,923	267	1,248	12,328	32,689
資産合計	670,544	134,440	48,862	50,107	23,532	25,499	55,699	127,690	250,804	1,387,177

(注1) 「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金(中央銀行以外)」のポジションには、ロシアの銀行(主にロシア中央銀行)に預け入れられている379百万ユーロが含まれている。

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)									合計
	1ヶ月 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	1年以 内	
現金および中央銀行預け金 (注1)	164,942	11,301	1,905	185	39	45	0	0	0	178,416
インターバンク預け金(中 央銀行以外)(注1)	4,599	653	42	63	78	100	0	0	606	6,140
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	16	2,010	3,388	514	1,434	901	4,180	2,282	0	14,725
対銀行	7	393	1,250	93	936	862	2,389	2,282	0	8,212
対顧客	10	1,617	2,138	421	497	39	1,791	0	0	6,513
借入有価証券担保金	0	33	0	0	0	0	6	0	0	39
対銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対顧客	0	33	0	0	0	0	6	0	0	39
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	390,279	51,826	11,152	3,130	563	2,655	700	1,287	3,660	465,252
トレーディング資産	123,907	0	0	0	0	1,353	0	0	16	125,275
固定利付有価証券およ び貸出金	120,731	0	0	0	0	0	0	0	0	120,731
持分証券およびその他 の変動利付有価証券	1,968	0	0	0	0	1,353	0	0	16	3,336
その他のトレーディン グ資産	1,207	0	0	0	0	0	0	0	0	1,207
デリバティブ金融商品の プラスの時価	251,855	0	0	0	0	0	0	0	1	251,856
強制的に純損益を通じて 公正価値で測定されるト レーディング以外の金融 資産	14,517	51,826	11,152	3,130	563	1,302	626	1,287	3,643	88,047
売戻条件付買入有価証 券	5,331	48,697	7,987	2,242	299	550	161	669	0	65,937
借入有価証券担保金	9,159	2,001	1,859	0	0	0	17	0	0	13,036
固定利付有価証券およ び貸出金	12	521	1,301	861	264	136	386	580	2,373	6,434
強制的に純損益を通じ て公正価値で測定され るトレーディング以外 のその他の金融資産	16	607	5	27	0	616	62	38	1,270	2,640
純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融資産	0	0	0	0	0	0	74	0	1	75
ヘッジ会計に適格なデリバ ティブ金融商品のプラスの 時価	0	337	211	104	55	38	18	79	46	889
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	36	3,590	1,514	1,106	666	482	2,314	8,761	17,077	35,546
売戻条件付買入有価証券	0	1,805	0	0	0	0	0	0	0	1,805
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債性有価証券	0	1,476	980	771	475	336	1,548	6,337	16,951	28,874
貸出金	36	309	534	335	190	146	767	2,424	126	4,867
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

貸出金	15,107	37,104	31,048	17,534	12,418	14,272	38,335	91,628	216,259	473,705
対銀行	227	537	348	332	41	1,535	862	519	801	5,202
対顧客	14,880	36,567	30,700	17,201	12,377	12,736	37,473	91,108	215,459	468,502
リテール	2,375	5,803	4,879	1,721	1,302	2,170	4,786	16,929	168,184	208,148
法人およびその他の顧客	12,505	30,763	25,822	15,480	11,075	10,567	32,688	74,180	47,275	260,354
その他の金融資産	68,187	9,243	3,875	2,729	778	1,445	1,136	4,225	15,204	106,823
金融資産合計	643,167	116,096	53,134	25,365	16,030	19,936	46,691	108,263	252,853	1,281,535
その他の資産	9,124	269	1	4,169	2	4,185	194	2,080	10,771	30,796
資産合計	652,291	116,366	53,135	29,534	16,032	24,121	46,885	110,342	263,624	1,312,331

(注1)「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金(中央銀行以外)」のポジションには、ロシアの銀行(主にロシア中央銀行)に預け入れられている614百万ユーロが含まれている。

以下の表は、それぞれ2024年および2023年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オー バーナイ トおよび 1日前 通知を含 む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月 超 9ヶ月 以内	9ヶ月 超 1年以 内	1年超 2年以 内	2年超 5年以内	5年超	合計
預金	373,816	64,076	93,692	69,346	21,845	18,207	9,612	5,538	10,130	666,261
対銀行	53,385	1,721	10,520	11,102	6,515	1,033	1,927	2,984	8,731	97,920
対顧客	320,430	62,355	83,171	58,244	15,330	17,174	7,685	2,553	1,399	568,341
リテール	135,531	16,455	44,218	34,930	8,890	6,577	1,389	491	22	248,504
法人およびその他の顧客	184,900	45,899	38,953	23,314	6,440	10,596	6,296	2,062	1,377	319,838
トレーディング負債	319,893	0	0	0	0	0	0	0	0	319,893
トレーディング証券	41,864	0	0	0	0	0	0	0	0	41,864
その他のトレーディング負債	1,635	0	0	0	0	0	0	0	0	1,635
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	276,395	0	0	0	0	0	0	0	0	276,395
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	32,343	24,338	11,059	4,417	539	304	3,310	10,009	5,713	92,032
買戻条件付売却有価証券	30,294	23,772	10,739	3,254	302	0	760	0	0	69,121
長期債務	2,023	335	228	1,043	136	235	2,543	9,947	5,713	22,203
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	26	232	91	120	101	69	6	62	0	708
投資契約負債	0	0	0	0	0	454	0	0	0	454
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	0	357	621	342	197	77	16	16	65	1,690
中央銀行ファンド借入金	1,227	0	0	0	0	0	0	0	0	1,227
買戻条件付売却有価証券	268	23	1,017	175	0	0	715	289	25	2,513
対銀行	88	2	917	152	0	0	605	158	9	1,929
対顧客	180	21	101	23	0	0	111	131	16	583
貸付有価証券受入金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
対銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対顧客	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他の短期借入金	1,345	3,380	2,372	1,845	227	726	0	0	0	9,895
長期債務	0	1,474	4,280	5,971	5,079	3,825	18,543	42,140	33,587	114,899
負債性有価証券 - 優先	0	1,315	2,873	4,081	4,764	3,158	14,957	36,395	15,067	82,611
負債性有価証券 - 劣後	0	0	1,248	1,635	0	0	2,000	2,436	4,307	11,626
その他の長期債務 - 優先	0	159	158	254	315	667	1,545	3,289	14,190	20,578
その他の長期債務 - 劣後	0	0	0	0	0	0	42	20	22	85
信託優先証券	0	0	0	287	0	0	0	0	0	287

その他の金融負債	72,776	526	665	881	137	256	1,988	1,360	2,508	81,098
金融負債合計	801,670	94,174	113,705	83,264	28,024	23,849	34,185	59,352	52,028	1,290,251
その他の負債	17,494	0	0	0	0	0	0	0	0	17,494
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	79,432	79,432
負債および資本合計	819,164	94,174	113,705	83,264	28,024	23,849	34,185	59,352	131,460	1,387,177
オフバランスのコミットメントの付与	42,360	11,136	16,635	22,017	18,465	29,279	45,442	122,123	35,709	343,167
銀行	1,038	1,584	2,164	2,827	2,766	2,080	3,213	4,697	6,169	26,540
リテール	13,776	455	642	134	79	1,502	279	891	2,977	20,734
法人およびその他の顧客	27,546	9,097	13,829	19,057	15,620	25,697	41,950	116,535	26,563	295,893

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オー バーナイ トおよび 1日前 通知を含 む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超 3ヶ月 以内	3ヶ月超 6ヶ月 以内	6ヶ月 超 9ヶ月 以内	9ヶ月 超 1年以 内	1年超 2年以 内	2年超 5年以内	5年超	合計
預金	346,071	55,380	93,682	61,316	23,849	18,642	7,724	5,065	10,305	622,035
対銀行	48,482	1,741	10,139	8,791	5,902	478	3,126	3,398	8,977	91,034
対顧客	297,589	53,639	83,543	52,525	17,947	18,164	4,598	1,667	1,328	531,001
リテール	130,097	9,882	47,506	34,857	8,635	7,031	1,272	502	43	239,826
法人およびその他の顧客	167,492	43,758	36,036	17,669	9,312	11,133	3,326	1,166	1,285	291,176
トレーディング負債	282,264	0	0	0	0	0	0	0	0	282,264
トレーディング証券	43,114	0	0	0	0	0	0	0	0	43,114
その他のトレーディング負債	890	0	0	0	0	0	0	0	0	890
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	238,260	0	0	0	0	0	0	0	0	238,260
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	33,974	24,883	11,547	3,081	217	499	1,727	5,770	2,025	83,722
買戻条件付売却有価証券	32,183	24,790	11,422	2,748	58	301	537	339	0	72,377
長期債務	1,618	6	43	275	139	89	1,147	5,368	2,024	10,709
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	173	87	82	58	20	109	43	62	1	636
投資契約負債	0	0	0	0	0	484	0	0	0	484
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	0	40	92	10	9	4	14	12	70	252
中央銀行ファンド借入金	1,057	0	0	0	0	0	0	0	0	1,057
買戻条件付売却有価証券	274	288	295	302	0	0	2	773	48	1,981
対銀行	63	265	7	302	0	0	2	771	0	1,410
対顧客	211	23	287	0	0	0	0	2	48	571
貸付有価証券受入金	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
対銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対顧客	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他の短期借入金	1,479	2,973	2,345	1,522	493	808	0	0	0	9,620
長期債務	0	435	15,286	6,016	3,601	5,604	17,936	41,861	28,652	119,390
負債性有価証券 - 優先	0	378	3,991	4,487	858	5,408	14,665	35,848	16,050	81,685
負債性有価証券 - 劣後	0	10	9	0	26	8	2,703	4,356	4,051	11,163
その他の長期債務 - 優先	0	47	11,287	1,529	2,680	161	568	1,594	8,529	26,394
その他の長期債務 - 劣後	0	0	0	0	37	27	0	62	22	149
信託優先証券	0	0	0	289	0	0	0	0	0	289
その他の金融負債	89,980	754	635	1,837	173	308	733	1,209	2,478	98,108
金融負債合計	755,102	84,754	123,882	74,374	28,342	26,349	28,136	54,689	43,578	1,219,206
その他の負債	18,307	0	0	0	0	0	0	0	0	18,307

資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	74,818	74,818
負債および資本合計	773,409	84,754	123,882	74,374	28,342	26,349	28,136	54,689	118,396	1,312,330
オフバランスのコミットメントの付与	42,501	10,875	21,158	15,720	14,318	24,459	37,389	113,593	40,527	320,540
銀行	1,016	1,177	2,354	2,242	2,090	2,278	2,289	2,820	5,829	22,095
リテール	14,707	1,354	1,206	503	718	2,281	971	583	4,940	27,262
法人およびその他の顧客	26,778	8,344	17,597	12,976	11,510	19,899	34,130	110,190	29,758	271,182

[次へ](#)

サステナビリティ・ステートメント

サステナビリティ



環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面を含むサステナビリティは、2019年以来、ドイツ銀行の戦略の中心となっている。これは、ドイツ銀行の企業戦略の基盤を担い、グローバル・ハウスバンク（欧州におけるチャンピオンおよび顧客にとっての第一の選択肢）になるというビジョンを支える、3つのテーマの柱の一つである。当行は、より持続可能な社会と経済に向けた歴史的な変革を支援し、可能であれば当該改革を加速させることが自らの責任であると考えている。当行は、商品およびサービスだけでなく、ガバナンスと業務にもサステナビリティを組み込んでいる。

環境

ドイツ銀行は、持続可能な低炭素経済への移行を加速させることを自らの責任と考えている。

社会

ドイツ銀行は、平等な機会、インクルーシブネス、顧客中心主義といった社会的配慮を重視している。

ガバナンス

ドイツ銀行は、顧客の資産およびデータの保護、金融犯罪の防止、ならびに公正な競争ルールの遵守にコミットしている。

2050年

法人向け貸出ポートフォリオにおける最も炭素集約的な8つのセクターに対する目標を含む、ネットゼロ排出目標。

約70%

2024年カルチャー・パルス指標のスコア

99%超

金融犯罪対策、行動規範、通報等に関する必須研修の修了率

サステナブル・ファイナンス取引高 （注1）

3,730億 ユーロ 5,000億 ユーロ

2020年以降の累積取引高 2025年までの目標

国連の持続可能な開発目標



2024年の代表的なESG格付および評価

COPの気候変動スコア

B

2023年：B
スケール （注2）：A
からD-
セクター平均：B

ISSIによるESGコーポレート格付

C+

2023年：C+
スケール （注2）：A+か
らD-
十分位ランク （注3）：1/10

MSCIによるESG格付

AA

2023年：A
スケール （注2）：AAAか
らCCC
セクター平均 （注4）：—

S&Pグローバルによる
コーポレート・サステナ
ビリティ評価**67**

2023年：54
スケール （注2）：100
から0
セクター平均：28

サステナリティクスに
よるESGリスク格付**24.8**

2023年：27.9
スケール （注2）：0か
ら100

（注1） サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の取引高（アセット・マネジメント（DWS）を除く。）

（注2） 最高から最低まで

（注3） 十分位ランクの1は、同業他社と比較して高いパフォーマンスであることを示す。

（注4） この評価は明確に同業他社の基準およびパフォーマンスと相対的なものであるため、業界平均値はない。

全般情報

サステナビリティ・ステートメント作成の基礎

サステナビリティ・ステートメント作成の基礎に関する全般情報

ESRS 2 BP-1

2024年12月31日に終了した事業年度におけるドイツ銀行グループのサステナビリティ・ステートメントは、親会社のサステナビリティ・ステートメントと一体化されており、ドイツ商法（HGB）の第315c条第1項と、第289c条から第289e条に従い作成されたものである。欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、2024年12月31日現在、ドイツ法に置き換わるものとなっていないため、当行は、HGBの第315c条第3項と第289d条が認めている報告フレームワークとして欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を適用しており、当該フレームワークに基づき、重要性があるサステナビリティ事項に係るガバナンス、戦略、影響、リスクおよび機会の管理、測定指標ならびに目標を開示している。

加えて、本サステナビリティ・ステートメントは、タクソノミー規則（EU規則2020/852）の第8条第1項および第3項にある開示義務に関する定めと、開示に関する委任法令（欧州委員会委任規則2021/2178）の第4条および第10条第5項に定められている事項にも準ずるものである。

本サステナビリティ・ステートメントは連結ベースで作成されており、連結の範囲は、当行グループの連結財務諸表と同じである。当行は、当行グループの財務諸表には含まれていないが本サステナビリティ・ステートメントには含める必要のある子会社を特定していない。別途明記されていない限り、ドイツ銀行グループに関する開示情報は、ドイツ銀行AGにも当てはまる。DWS Group GmbH & Co. KGaAに代表される特定の連結子会社に特異な事項は、必要に応じて別途明記されている。ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。

ドイツ銀行AGの経営陣には、ドイツ銀行AGとドイツ銀行グループの双方について、サステナビリティ戦略を策定し関連ガバナンス体制を確立する責任がある。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナビリティ戦略」および「ガバナンス」の項を参照のこと。ドイツ銀行AGは、ドイツを拠点に、複数の在外支店を通じてグローバルに事業を展開している。ドイツ銀行AG単体の従業員地域分布に関する詳細については、統合マネジメント・レポート内の「親会社単体の情報（HGB）」を参照のこと。

「統合マネジメント・レポート」内の「ドイツ銀行グループ」に記載されている、自社の事業運営ならびに当行の上流および下流に位置するバリュー・チェーンと関係のある重要性があるサステナビリティ項目に関するトピックや、各トピックに係る影響、リスクおよび機会は、ESRS 1「全般的な要求事項」が求めているダブル・マテリアリティ評価の結果に基づくものである。ダブル・マテリアリティ評価プロセスの詳細は、「ダブル・マテリアリティ評価」の項に記載されている。

本サステナビリティ・ステートメントでは、重要性があるサステナビリティ項目に関するトピックが、「環境関連項目情報」、「社会関連項目情報」および「ガバナンス関連項目情報」の項に分けて記載されている。「ガバナンス」、「ダブル・マテリアリティ評価」、「サステナビリティ戦略」、「ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ」、「サステナブル・ファイナンス」、「ESGデュー・ディリジェンス」ならびに「サプライ・チェーン管理」（以下においては、この管理の対象を「上流バリュー・チェーン」という。）と題された包括的な項を含む「全般情報」は、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する事項を全体的に示しており、ESRSの各種要件の対象である。「サステナブル・ファイナンス」は、ドイツ銀行のビジネス・モデルの一部であり、性質上、環境・社会・ガバナンスの要素を含む。ESRSでは、サステナブル・ファイナンスについてトピック別基準を設けていないため、このトピックは、ESRS 2に基づく開示の要件に従い、報告事業体固有のトピックとして取り扱っている。「サプライ・チェーン管理」は、ドイツ銀行の上流バリュー・チェーンに関して明らかとなった重要性があるトピックを網羅しており、ESRSの各種要件を満たしている。このためこの項には、分野横断的な基準であるESRS 2とトピック別基準であるESRS E1およびESRS G1に基づき、重要性があるサステナビリティ項目に関する開示事項が網羅されている。

当行は、前報告期間において報告した情報を比較情報として開示している場合がある。その場合、該当する比較情報は当年度の表示と整合するように調整されており、その旨が該当する項に記載されている。

当行は、ESRS 2「全般的開示事項」のBP-1 5（d）および（e）に基づく交渉の過程で、機密のまたは機微な情報または事項の省略を選択した場合、その旨を、本サステナビリティ・ステートメントの関連項に開示している。

本ステートメントに記載の方針は、ドイツ銀行内部の「方針ポータル」で内部関係者に開示されているものである。

2024年度サステナビリティ・ステートメントは、独立監査人の監査報告書に開示されている限定的保証業務の対象である。

特定の状況に関する開示

ESRS 2 BP-2

（ESRS 1「全般的な要求事項」の6.4項に定められている）中／長期の時間軸定義から逸脱する期間を用いている場合は、当該期間について、本サステナビリティ・ステートメント内の、当該期間を用いている項に、逸脱の理由も含めて記載している。

本サステナビリティ・ステートメント内の情報に、ある程度の不確実性を伴う測定（顧客ポートフォリオにおけるファイナンスド・エミッションの測定等）が必要な仮定や見積りが用いられている情報が存在する場合は、本サステナビリティ・ステートメントの関連トピック固有の項に、該当情報に関する詳しい説明が含まれている。

過去の期間において提示した情報に関する見積りの変更や、当該情報の訂正または修正再表示によりサステナビリティ情報の表示に変更が生じた場合は、その説明またはその旨が、関連開示の脚注として記載されている。

本サステナビリティ・ステートメントには、本ステートメント内のESRS事項の一覧のとおりESRSの開示要求事項に準拠している。

加えて、本サステナビリティ・ステートメントには、「他のEU法令に基づき開示すべきデータポイントの一覧表」に記載されている、他のEU法令に基づき開示すべき事項も含まれている。

さらに、固有のトピック別ESRSが存在しない重要性があるトピックは、ESRS 2「全般的開示事項」に従って開示されている。当該トピックに関する測定指標や目標は、ESRS 1「全般的要求事項」が認めている、グローバル・レポート・イニシアチブ（GRI）の一般に公正妥当と認められたサステナビリティ報告基準に従って報告されている。本ステートメントの、以下に示す報告事業体固有のトピックは、以下のGRIに従い開示されている。

- データの保護：GRI 404-2、GRI G4 FS4およびGRI 418-1
- 情報セキュリティ：GRI 404-2
- 税金：GRI 207-4

当行は、ESRSに基づき開示すべき以下の事項について、ESRS 2のBP-2第16条に従い参照方式により開示することを選択している。このため以下の開示事項は、本サステナビリティ・ステートメントではなく、年次報告書内の関連項に、本サステナビリティ・ステートメントに開示すべき事項である旨の参照とともに含まれている。

- ドイツ銀行のビジネス・モデルやバリュー・チェーンについては、年次報告書の「統合マネジメント・レポート」内にある「ドイツ銀行グループ」に記載されている。
- 監査役会や取締役会の役割は、「統合マネジメント・レポート」内の「コーポレート・ガバナンス」項に記載されている。
- 重要性があるトピックである「情報セキュリティ」と関係のあるガバナンス、戦略、影響、リスク、機会、測定指標および目標については、「統合マネジメント・レポート」の「リスク・レポート」内にある「情報セキュリティ」項に開示されている。

当行グループは、ESRS 1の付属書Cに一覧表示されている事項のうち、ドイツ銀行に当てはまる以下の事項について段階的開示を選択している。

- ESRS 2 SBM-3の第48条第（e）項「重要性がある影響、リスクおよび機会 - 予想される財務的影響」
- ESRS E1-9「気候関連リスクから生じると予想される財務的影響」：この項目については、適用当初3年に関する定性的な説明を含む一部分について段階的開示を選択している。

各サステナビリティ項目が財務に及ぼす影響に関する開示は、IFRSが求めている場合に連結財務諸表に含まれている。気候変動リスクについては、移行リスク・エクスポージャーおよび物理的リスク・エクスポージャーや、それらが予想信用損失（ECL）に及ぼす影響がより高まるとの見積りにより、2024年12月31日に終了した事業年度においては、信用損失引当金繰入額調整は生じなかった。これについては、リスク・レポートの重点事項である「気候変動リスク」内に記載されている。

後発事象

ESRS 1.7

報告日以降に、当行のサステナビリティ・ステートメントに重大な影響を及ぼす重要性がある事象は生じていない。

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

ESRS 2 GOV-1、ESRS 2 GOV-2に関連するESRS 1

ドイツ銀行AGの監査役会および取締役会の役割、各会に提供される情報、ならびに各会が対応するサステナビリティ項目に関する情報については、本年次報告書内のコーポレート・ガバナンス・ステートメントを参照のこと。

サステナビリティ・ガバナンス

ESRS 2 GOV-1、ESRS 2 GOV-2

サステナビリティは、当行が2019年7月に「Compete to Win」戦略を公表して以降、ドイツ銀行の経営における戦略的優先事項となっている。この事実は、監査役会およびグループ・サステナビリティ委員会から上級管理職、主要な管理機能および管理部門ならびに専門家チームに至るサステナビリティ・ガバナンス機関の進化に現れている。

サステナビリティ・ガバナンスは、概して、以下の機関が担っている。



中心機関（取締役会、監査役会、チーフ・サステナビリティ・オフィス）

ドイツ銀行は、金融セクターにおいてサステナビリティ・リーダーとなることを目指しているため、より環境に配慮した形で社会的責任が果たされるよう管理された経済の実現に貢献している。ドイツ銀行AGの取締役会は、ドイツ銀行グループの親会社として、サステナビリティ関連項目に対する最終責任を負っている。

取締役会は、当行に8つある取締役会委員会の一つであるグループ・サステナビリティ委員会にサステナビリティに関する決定を委任している。この委員会は、ドイツ銀行グループ全体（DWSを除く。）に影響を及ぼすサステナビリティ関連項目に関する意思決定機関として設けられた委員会である。この委員会は、自らが当行グループ全体レベルで遂行する任務を正しく管理し、どの業務セグメントの業務も当行のサステナビリティ戦略に沿ったものとなるよう監督および調整する。グループ・サステナビリティ委員会は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーが委員長を務め、チーフ・サステナビリティ・オフィサーが副委員長を務めている。この委員会は、議決権保有メンバーである、取締役、各業務セグメントの責任者および関連管理機能に属する上級担当者で構成されている。この委員会は、四半期ごとに会合を開催している。

この委員会の中核的な任務には、以下が含まれている。

- どの業務セグメントにおいてもサステナビリティ戦略に沿って対応が実施されているか監視する。
- 当行のサステナビリティ戦略をその企業戦略と整合させる。

グループ・サステナビリティ委員会は、2024年度中に4回会合を開催した。

取締役会内には、ドイツ銀行のサステナビリティに関するアプローチに焦点を当て、その全社的なガバナンス任務に当該アプローチのガバナンスを含めている委員会が他にもいくつか存在する。具体的には以下の委員会からなるこれらの委員会における決定がサステナビリティ関連項目を適切に踏まえたものとなるよう、チーフ・サステナビリティ・オフィスと、エンタープライズ・リスク管理部門内の気候変動リスクおよび環境リスク管理機能のメンバーは議決権保有メンバーとしてこれらの委員会に参加している。

- グループ・リスク委員会には、特に2つの中核的な責任がある。一つ目は、当行の気候変動リスク管理フレームワークを策定する責任で、2つ目は、気候変動リスクの移行リスク・プロファイルや、現状とリスク選好の比較に関する最新情報を毎月取締役会に提供する責任である。
- グループ・レピュテーション・リスク委員会は、当行グループ全体レベルの上申受付プラットフォームとして、各種取引を基礎とする事項、顧客に関する事項またはレピュテーション・リスクに関する他の主要な事項に対応しており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。
- 文化、誠実性および行動の監督委員会は、文化、誠実性および行動に関するフレームワークに基づく実施や当該フレームワークの管理を監督しており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。
- グループ投資委員会は、戦略的投資に関する決定を評価し、承認済み投資の進捗や実績を監視しており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。

ドイツ銀行AGの監査役会は、その取締役会を監督し、取締役会に対して助言する任務を果たしており、その対象にはサステナビリティ関連項目も含まれている。

ドイツ銀行の監査役会内に常設されている各種委員会は、ドイツ銀行内でのサステナビリティに関する取組みにおいて重要な役割を果たしている。中でもサステナビリティとの関わりが最も深いのは、監査役会内の戦略およびサステナビリティ委員会

である。この委員会の中核的な活動目的には、当行の持続可能な発展に資する事業戦略の策定や、健全で責任ある経営の原則、当行の社会的責任を果たすという原則および環境を守るという原則の遵守に関する助言を取締役会に対して行い、取締役会によるこれらに関する取組みを監視することが含まれている。

加えて、以下に示す監査役会委員会も、サステナビリティ関連項目に係る取組みに定期的に関与している。

- 監査役会の報酬管理委員会は、取締役の目標を策定し、その達成状況を評価するという任務の一環として、各取締役の変動報酬を、サステナビリティ関連領域に係る財務的な基準や非財務的な基準の充足状況と連動させている。監査役会は、この任務の一環として、サステナビリティ戦略と取締役報酬を密接に目に見える形で連動させるため、早い段階で、当行の戦略的で持続可能な目標を取締役報酬制度に反映する決定を下した。
- 監査委員会は、その任務の一環として、ドイツ銀行の報告面に関する最新情報を受け取っている。この任務には、リスク管理システム（特に内部管理システム）の効果を、サステナビリティに関する問題や内部監査システムも含めて監視する任務が含まれている。2024年度においては、監査役会を支援するという任務に鑑み、この委員会は、特に、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に沿った報告の実施状況を重点的に監査した。
- リスク委員会には、当行全体のリスク選好やリスク戦略が守られるよう監督し、それらに関して助言する責任があり、この責任には、当行のサステナビリティ戦略が守られるよう監督する責任が含まれている。

ドイツ銀行AGの監査役会および取締役会の役割、各会に提供される情報、ならびに各会が対応するサステナビリティ項目に関する情報の詳細は、本年次報告書内のコーポレート・ガバナンス・ステートメントに記載されている。

ドイツ銀行AGは、そのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーに直属のチーフ・サステナビリティ・オフィスを設置している。この機能は、サステナビリティ推進を一元的に行い、ドイツ銀行内における当該推進の一貫性を確保している。チーフ・サステナビリティ・オフィスには、特に以下の責任がある。

- コーポレート・サステナビリティ戦略を策定し、当該戦略に沿った対応が実施されるよう調整する。
- 全社的な体制と整合する形で、地域的なサステナビリティ・ガバナンス体制を策定および構築する。
- 戦略的経営変革プログラムを実施する。
- 当行のサステナビリティに関する方針およびコミットメントを、人権保護策やその実施状況監視も含めて進化させる。
- ESG関連取引を検証し、環境社会デュー・ディリジェンスを実施する。
- 世界各地の主要なサステナビリティ関連の規制や基準を特定および解釈し、当該規制や基準が当行グループ全体レベルで一貫して遵守されるようにする。
- ESG格付機関の責任者を含む外部ステークホルダーとの対話を促進する。

2024年度末現在、チーフ・サステナビリティ・オフィスは、以下に示す3つの領域別チームで構成されていた。

- 戦略および地域的なガバナンス・チームには、当行のコーポレート・サステナビリティ戦略を策定し、対応する地域的なガバナンスを確立する責任がある。地域的なガバナンス・サブチームは、全社的な体制と整合する形で、地域的なサステナビリティ・ガバナンス体制を策定し、実装することを任務とするチームとして編成されたチームである。
- 実施、データおよび規制対応チームには、戦略的経営変革プログラムを推進する責任がある。
- グループ・サステナビリティには、当行のサステナビリティ・フレームワークを進化させる責任、当行グループ全体レベルのサステナビリティに関する方針およびコミットメントが遵守されているか監視する責任、ESG格付機関の責任者を含む外部ステークホルダーとの対話を促進する責任がある。2025年度の初めには、後者が、チーフ・サステナビリティ・オフィス内の第4の柱として設けられた。

チーフ・サステナビリティ・オフィスは、当行のサステナビリティ戦略に沿った対応の実施に専念する複数のフォーラムや委員会を運営し、必要な調整を行っている。

この機能による作業の中心的存在は、サステナビリティ戦略推進委員会である。この委員会は、当行の「主要な成果」の実現（「当行の変革」という優先目標の達成）に資する取組みの一つとして、ドイツ銀行のサステナビリティ戦略に沿った対応（以下「サステナビリティ・プログラム」という。）が実施されるよう監督しており、チーフ・サステナビリティ・オフィサーが委員長を務め、インベストメント・バンク、コーポレート・バンクおよびESG担当のチーフ・ファイナンシャル・オフィサーが副委員長を務めている。サステナビリティ戦略推進委員会は、部門別ESGチームの責任者とESG専門家で構成されている。上申先は、グループ・サステナビリティ委員会またはグループ運営委員会、これらの委員会には、当行の全体的な戦略に沿った取組みの実施を支援し、各取組みを最も効果的なものに変える責任がある。サステナビリティ戦略推進委員会は、2024年度中に7回会合を開催した。

サステナビリティ戦略推進委員会は、複数の部門横断的なワークストリームで構成されている。どのワークストリームにも、文書化された目標や実施計画があり、各目標の達成状況や計画の実施状況は、サステナビリティ戦略推進委員会が一元的に追跡および監視している。

- ESGファイナンス部門は、ESGファイナンスにおける資産負債総合管理や、可能なフレームワーク拡張（サステナブル金融商品フレームワークへの拡張等）を概念化および実施している。
- 権限委譲および研修部門は、サステナビリティ関連の研修や部門横断的なグローバル・コミュニケーション（エンゲージメント・アプローチを含む。）に関する概念を策定し、必要な取組みを実施している。
- サステナビリティ戦略委員会のデータおよびテクノロジー・ワークストリームは、サステナビリティに関するデータや技術の、統合的で自動化された基盤を構築している。

- リスク、管理およびガバナンス部門は、ベスト・プラクティスや規制当局からの期待事項に沿う形で、ESGリスク管理フレームワークや当行グループ全体レベルのサステナビリティ・ガバナンス体制を策定し、導入している。
- コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクのネットゼロ戦略部門は、脱炭素社会への移行に関する顧客との対話から関連ポートフォリオの運営に至る取組みを通じて、ネットゼロ・コミットメントや脱炭素化に関する目標の実現を可能にしている。
- プライベート・バンクのネットゼロ戦略部門は、不動産ファイナンスおよび不動産投資や、提携およびセールス・イネンブルメントの拡大に焦点を当て、ネットゼロ・コミットメントや脱炭素化に関する目標の実現を可能にしている。
- ネイチャー・ワークストリームは、どうすれば、自然に関するリソースを、自然関連商品に伴うリスクの管理に組み込み、ESGデュー・ディリジェンスの一部としてみなされるようにすることができるかがわかる基準を策定している。加えてこのワークストリームには、当行が将来的にはそのネイチャー・フットプリントについて報告できるようにする任務もある。
- マテリアリティの分析および報告部門：当行の業務活動を対象とした戦略的なマテリアリティおよび影響評価のアプローチを策定する任務、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）／欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に沿った取組みを通じてチーフ・ファイナンシャル・オフィスを支援する任務、サステナビリティに関するKPIを当行の実績管理と統合する取組みを推進する任務を果たしている。

ドイツ銀行は、サステナビリティに関して設定されていたあらゆる主要な成果に関するマイルストーンを2024年度末までに達成した。

他のフォーラムには、サステナビリティ評議会があり、当行全体の变革を支援し、新たなトピックを特定することを目的として当行のサステナビリティ・チャンピオン同士が行う知識交換を促進するために設置されている。この評議会は、チーフ・サステナビリティ・オフィサーが委員長を務めており、2024年度中に4回会合を開催した。

さらに、取引／顧客レベルで以下に示す2つのフォーラムが設置されている。

- グループ・ネットゼロ・フォーラム（コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク）
- サステナブル・ファイナンス・ガバナンス・フォーラム

ネットゼロ・フォーラム（2024年度よりグループ・ネットゼロ・フォーラムに改称）は、チーフ・サステナビリティ・オフィサーと、気候変動リスクおよび環境リスクの管理部門の責任者が議長を務めており、コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク内の部門別ESGチームの責任者およびカバレッジ部門の責任者、チーフ・リスク・オフィスならびにチーフ・サステナビリティ・オフィスがメンバーのフォーラムである。2024年度には、部門別ネットゼロ・フォーラムが設置された。その目的は、各部門に特異な事項を明らかにし、各部門での分散管理を可能にすることであった。当行グループと部門別ネットゼロ・フォーラムの双方は、ドイツ銀行がネットゼロ目標を掲げているセクターにおける取引のうち、当行のファイナンスド・エミッションおよび／または脱炭素化目標に重大な影響をもたらし得る取引について協議している。加えて双方は、その提言に含める、顧客の脱炭素社会への移行戦略を対象とした評価についても検討している。

サステナブル・ファイナンス・ガバナンス・フォーラムは、グループ・サステナビリティの責任者が議長を務めている。このフォーラムには、サステナブル・ファイナンス・フレームワークの定義や商品分類を解釈する任務がある。このフォーラムのメンバーに対しては、サステナブル・ファイナンス取引およびその顧客に関する固有の事項や、特定の業務または業界に適用される全般的なまたは商品固有のサステナブル・ファイナンス基準について相談することができる。このフォーラムは、その提言を、適宜、グループ・サステナビリティ委員会がグループ・レピュテーション・リスク委員会に提示する。

当行の業務セグメントや管理機能のうち、チーフ・サステナビリティ・オフィスによる作業を補完しているセグメントや機能は、ESG専門家チームを設置している。その目的は、部門レベルでもサステナビリティ戦略に沿った対応が実施されるよう促し、新興の事業機会やリスクに素早く対処できるようにすることである。

そのような各業務部門では、サステナビリティに関する取組みを主導する上級管理者を任命しており、この管理者は、部門別執行委員会のメンバーも務め、部門別サステナビリティ・フォーラムも運営している。

ドイツ銀行の管理機能内には、以下のように、サステナビリティ関連項目への対応が適切に行われるよう徹底する責任を果たす専任のチームが設置されている。

- 人事機能は、専任の上級職を設けており、その担当者は、行動インサイト、文化の变革、多様性、公平性およびインクルージョンならびにウェルビーイングといった領域を対象に、ピープル・エクスペリエンスやサステナブルな文化に焦点を当てて職務を遂行している。
- グローバル調達機能は、サステナビリティ推進機能を設けており、この機能は、特にサプライ・チェーン管理や関連する人権の尊重に焦点を当ててベンダー管理を推進している。
- グローバル不動産管理機能は、サステナビリティ・チームを設けており、このチームは、ドイツ銀行自身が直接および間接的に排出する温室効果ガス（スコープ1および2）の低減を推進し、各報告を実施している。
- テクノロジー、データおよびイノベーション機能は、専任チームを設けており、このチームは、サステナビリティ・データの提供責任、各ITインフラの整備責任およびテクノロジー活用業務における脱炭素化の推進責任を果たしている。この委員会は、サステナビリティ戦略委員会の「データおよびテクノロジー」ワークストリームと密に連携している。

- ファイナンス機能は、ドイツ銀行のサステナビリティ報告チームを運営しており、このチームは、ドイツ銀行のサステナビリティ・ステートメントに関するプロセスのすべてを、サステナビリティ報告に係る適切な内部統制システムを含めて支配および管理している。
- ドイツ銀行のリスク機能は、その動的なリスク評価の一環として、あらゆるリスク種類の管理フレームワークにESGリスク管理を組み込み、リスク・モデリングの精度を高め、戦略的なアーキテクチャ開発を徹底する作業に従事しており、非金融リスク管理（NFRM）部門とエンタープライズ・リスク管理（ERM）部門内に専任のチームを設けている。NFRM部門は、ESGリスク管理が組み込まれたオペレーショナル・リスク管理（ORM）フレームワークを策定および維持している。NFRM部門内では、レピュテーション・リスク・チームが専任の機能を設けており、この機能がサステナビリティに関する取組みを監督している。
- コンプライアンス部門は、以下を含む様々なサステナビリティ関連業務を実施している。
 - 自らの管理下にある一連の方針をレビューし、年次の方針レビューに改正の内容を反映することを含めることで、ESG規制要件の充足を確実にする。
 - 優先度の最も高い部門横断的なサステナビリティ規制項目は、チーフ・サステナビリティ・オフィスの中心的な存在であるESG規制対応チームが評価しなければならず、その解釈や影響評価については、必ず、法務部門とコンプライアンス部門の承認を得なければならないという新たな要件を設ける。
 - ドイツ銀行のフレームワークに盛り込まれている、自らに委譲された権限に基づき、コンプライアンス責任者を対象として、サステナビリティの基本や、コンプライアンス部門の役割に関する研修を実施する。
 - マーケティング資料の管理体制のレビューおよび改良に関連する情報を提供する。これは、当行全体レベルのサステナビリティ・プログラムにおけるマイルストーンの管理者として実施しているものである。
 - コンプライアンス・リスクの一種として明示されているグリーンウォッシュ・リスクの管理体制や、この種のリスクに関して最低限実施すべき管理基準をレビューする。

第3の防衛線としての役割を担うドイツ銀行の内部監査機能（グループ監査部門）は、特に、気候変動リスクや環境リスクの管理プロセスを含む当行のリスク管理プロセスのデザインの十分性、運用状況の有効性および効率について、ドイツ銀行AGの取締役会に対し、独立した立場で客観的な保証を行う。グループ監査部門は、独立した将来予測的な課題解決者として、当行の上級経営陣に対し助言を行う役割も果たしている。

DWSにおけるサステナビリティ・ガバナンス

DWSにおけるサステナビリティ・ガバナンスの起点はDWS執行委員会であり、この委員会には、DWSの業務活動全般を管理する責任がある。この責任には、サステナビリティ関連のリスクや機会を管理する責任も含まれている。

サステナビリティ項目に関するトピックに重点を置いた対応を可能にするため、DWS執行委員会は、サステナビリティ戦略に沿った対応の実施責任をDWSグループ・サステナビリティ委員会に委任しており、この委員会は、定期的に、また必要に応じて、DWS執行委員会への報告を行っている。

DWSグループ・サステナビリティ委員会には、サステナビリティ戦略に沿った対応を、DWS執行委員会から承認されたように、受託者として、すべての業務領域、管理領域、グループ構成法人を対象とした全社レベルで実施する権限が委譲されている。

地域的な体制

当行は、その地域区分に含まれる2つの地域（米州とアジア太平洋）にESGリーダーを置いている。各リーダーには、担当地域におけるサステナブルな事業の戦略に資する調整を現場で行い、当行の顧客に対し、サステナビリティに関する助言や取引支援を提供する権限が委譲されている。加えて当行は、欧州地域（イタリアやスペイン等）、アフリカ／中東地域（アラブ首長国連邦等）、南米地域（ブラジル等）およびアジア太平洋地域（中国やシンガポール等）内の主要拠点にサステナビリティ・コーディネーターを置き、サステナビリティに関する取組みや要件充足を世界規模で整合させている。

各地域のESGリーダーとサステナビリティ・コーディネーターは、チーフ・サステナビリティ・オフィスの戦略および地域的なガバナンス・チームと連携して、サステナビリティに関する取組みや、サステナビリティ項目への対応を行っている。サステナビリティ項目に関するトピックについては、専任フォーラム内（中国、ブラジル、米国、ルクセンブルク等）か上級ガバナンス会合内（香港、イタリア、スペイン等）で協議されている。

サステナビリティ関連成果が報奨に反映されるような報奨制度

ESRS 2 GOV-3に関連するESRS E1

報奨制度の主な特徴

取締役報酬の制度は、ドイツ銀行の事業戦略および持続可能かつ長期的な発展に沿ったものであり、設定された目標を一貫して達成するための適切なインセンティブを提供する。固定および変動報酬項目からなる報酬総額の構成、短期および長期的期間にわたる業績の評価、ならびに関連する挑戦的な業績パラメータの検討を通じて、グループ戦略の実行および当行グループ

の持続可能かつ長期的な業績との整合性に対して明確かつ理解しやすい方法で報酬が付与される。したがって、目標と目的の構造は、財務的および非財務的パラメータと指標のバランスのとれた組み合わせからなる。

取締役報酬の構造

監査役会は、どの取締役についても目標報酬を定めている。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、監査役会は、固定報酬と変動報酬の比率や、短期変動報酬と長期変動報酬の比率も定めている。

取締役報酬制度は、固定報酬項目と変動報酬項目で構成されている。固定報酬は、基本給、付加給付および年金制度への拠出額で構成されている。変動報酬は、短期報奨（STI）と長期報奨（LTI）に分けられている。STIについては、個人や部門の年間実績を測定するための、3つから5つの目標が期首において設定され、遡及的に開示される。LTIについては、すべての取締役に關する目標と同じ4つの目標が設定され、事前に開示される。STIは1年後に決定され、LTIは3年の評価期間経過後にのみ決定される。

サステナビリティ関連の実績目標および実績測定指標

ドイツ銀行は、環境に優しく、社会的包摂に努め、優れたガバナンスを確立している企業となるための献身的な取組みや、顧客によるグリーン・トランスフォーメーションの支援に努めている。ドイツ銀行では、アドバイザー・サービスや関連商品だけでなく、労働環境や文化も、この努力の上に成り立っている。ドイツ銀行の方針や手順は、そのあらゆる営業市場における法令に準ずるもので、当該法令には、ドイツの第2次ジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG II）等の反差別法が含まれている。

監査役会は、2024年度から2026年度のLTI制度について、この期間中におけるLTI合計の20%に係る下記のESG関連目標を重視している。

- 環境的目標：気候変動リスク管理の推進に関する目標は、主要業界を対象とする二酸化炭素（CO₂）削減目標達成への道筋が定められた際に所定の炭素集約型セクターについて公開された二酸化炭素排出量削減目標と連動している。この目標は、公開された当該道筋と（リスク選好に応じて）許される逸脱に照らして実績を測定するものである。
- 社会的目標：ドイツの第2次ジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG II）に従いジェンダー多様性を高めるという目標は、取締役会の1つ下のレベル（MB-1）と2つ下のレベル（MB-2）の職位への女性参画を促して、取締役承継パイプライン内での差別を排除し、雇用機会均等を促進することに焦点を当てたものである。
- ガバナンス関連目標：コーポレート・ガバナンス関連目標は、統制リスク管理グレード（CRMG）と、マネーロンダリング防止／顧客確認関連問題の是正活動で構成されている。CRMGは、個々の部門における実績をもとに管理環境を測定するので、当該実績には、重大な指摘事項や対応期限経過指摘事項に関する実績だけでなく、受容すべきでないと認識しながらリスクを受容するといった文化的問題に関する実績も含まれる。この目標においては、概して、ドイツ銀行が、経済犯罪を撲滅し、マネーロンダリング活動を防ぐとともに、規制要件を満たし、健全な企業文化を育むのに重要な要素が強調されている。

LTIに関するこれらの目標の達成度は、評価期間が終了する2026年度に、以下の目標および限度に照らして評価される。

長期報奨 KP[*]	重み付け	下限 (0%)	目標 (100%)	上限 (150%)
グループ財務	25%			
RoTE	15%	9%未満 9%＝達成度 33%	11%	12%
TBVPS	10%	6.5%以下	8.5%	9.5%
RTSR	15%			
RTSR	15%	中央値未満 中央値＝達成度 50%	70%分位値	90%分位値
ESG	20%			
環境的－ 気候変動リスク管理を推進	8%	50%以下	70%	85%
		炭素集約型産業の削減目標の事前定義されたデータポイントのうち、 基準値に達している割合		
社会的－ ジェンダー多様性	4%	30%以下	32.5%	35%
ガバナンス－ 統制リスク管理グレードと、マネー ロンダリング防止／顧客確認関連問 題の是正活動	8%	1.5 以下	3	5
		0%	100%	150%

* 下限と目標、目標と上限の間は線形計算される。

承認のレベル

監査役会は、報酬制度の設計に関する意思決定、ならびに各取締役の報酬額および報酬手続の設定に対する責任を有する。報酬管理委員会は、監査役会の任務を支援し、監査役会の決議案を作成する。

取締役報酬制度は、監査役会が修正し、2024年1月1日から適用されているもので、2024年5月16日の定時株主総会にて承認されたものである。新報酬制度には、構造が簡素化され、透明性が高められたという特徴や、取締役報酬と財務目標達成度の連動性がより強化されたという特徴がある。

サステナビリティ報告に係る内部統制

ESRS 2 GOV-5

全般的事項

ドイツ銀行は、リスク管理や、サステナビリティ報告に係る内部統制について厳格なフレームワークを策定することの重要性を認識している。このフレームワークは、重要な虚偽表示を防ぐことができるような開示の管理および手順を盛り込む方法で、完全で信頼できる事項がサステナビリティ・ステートメントに開示されるよう徹底することを目的とするものでなければならない。ドイツ銀行の取締役会には、適切なサステナビリティ報告に係る内部統制を確立し、維持する責任がある。サステナビリティ報告に係る内部統制は、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーの責任下であり、信頼できる事項がサステナビリティ・ステートメントに開示されるよう徹底するために設けられている。監査委員会は、サステナビリティ・ステートメント作成プロセスや関連する内部統制の有効性を監視する作業において、ドイツ銀行の監査役会を支援している。

リスク管理および内部統制のプロセス

サステナビリティ報告における主要なリスクは、不注意によるまたは意図的な誤謬によりサステナビリティ・ステートメントの真実かつ公正な概観が損なわれるリスクか、サステナビリティ・ステートメントが適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、ステークホルダーの信頼を低下させ、風評被害を引き起こす恐れがあり、法的措置または規制措置につながる恐れもある。真実かつ公正な概観が損なわれた状態は、一つまたは複数の開示事項に重要な虚偽表示または脱落が含まれる場合に生じる。虚偽表示は、サステナビリティ・ステートメントの利用者による経済的判断に影響を及ぼし得る者である場合に、重要なものとみなされる。

サステナビリティ報告に伴うこれらのリスクを軽減するため、ドイツ銀行は、サステナビリティ報告に係る内部統制を整備しており、報告プロセス全体を通じて多階層の検証およびレビュー手続きを実施し、信頼できる事項がサステナビリティ・ステートメントに盛り込まれるよう徹底するという管理を含めている。重要な虚偽表示リスクを評価する際には、主に、影響と蓋然性を考慮するリスク・ランキングを活用している。サステナビリティ報告に係る内部統制を整備する場合、当行は、サステナビリティ・ステートメントの完全性や信頼性を確保するという目標の達成に資する網羅性や正確性の実現を優先している。

サステナビリティ報告に係る内部統制システムの対象には、報告プロセスの、関連データの取扱いから収集および開示に至るあらゆる段階における管理が含まれている。またこの報告プロセスは、当行のあらゆる業務における一貫した報告の実現に欠かせない、明確な役割分担および責任分担の下で行われる部門横断的な協業を伴うものである。このフレームワークの構成要素には、予防的統制、発見的統制および是正的統制が含まれる。予防的統制は、サステナビリティ・ステートメントに盛り込まれる情報の提供元である機能内におけるデータ収集の初期段階に組み込まれている。発見的統制には、管理部門による独自のレビューが含まれている。是正的統制は、監査を通じて発見された問題に対応し、速やかな是正や継続的改善を図るものである。

サステナビリティ報告に係る内部統制を含む内部統制システムは、いかに優れた方法で考案および運用されているものであっても、当該統制システムの導入目的が果たされているという絶対的な保証を提供することはできないものである。このため、サステナビリティ報告に係る内部統制に資する開示の管理および手順またはシステムを設けても、すべての誤謬は防止できない可能性がある。

サステナビリティ報告に係る内部統制システムを対象とした有効性測定

サステナビリティ報告に係る内部統制システムの有効性を高めるため、上記のフレームワークは、年に1度の頻度で、レビューされ、当行のリスク選好度に準ずる許容可能な水準までリスクを軽減するのに必要であると当行がみなした管理を組み込む方法により拡張されている。主要な管理は以下のとおりである。

- 生産者とレビューアの職務が明確に分離されている、複数人による確認体制が基本の管理や、上級経営陣によるレビュー。
- サステナビリティ・ステートメントの内容を固める際に経るべき段階的手順のすべて（終始）が網羅されている管理用文書の整備や、当該すべてを対象とした十分な管理の実施。これには、データソースの文書化、突合、分析的な管理または在庫管理が含まれる。

管理に関する証拠の源泉は、従業員が日々遂行する職務に統合されている手順または関連する方針および手順である。他の情報源から得られる情報も、経営陣が管理に関する新たな問題に気付くきっかけとなり得るものや、検出事項の裏付けとなり得るものである場合には、評価に不可欠な情報となる。そうした情報源には以下が含まれる場合がある。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

ドイツ銀行のサステナビリティ報告プロセスに係る内部統制により検出された事項がある場合、当該事項には、関連機能が適時に対応して妥当な是正を確実に実施するため、報告プロセスの質が高められる。さらに、取締役会、監査役会、および監査委員会を含む追加の監督機関にも、検出され得る事項に関する情報が提供される。

2024年12月31日現在、経営陣には、サステナビリティ報告に係る内部統制システムの有効性評価結果に関する情報が提供されている。サステナビリティ・ステートメントに開示されている事項の網羅性および正確性を低下させる問題は特定されなかった。

ダブル・マテリアリティ評価

重要性がある影響、リスクおよび機会を特定および評価するためのプロセスの概要

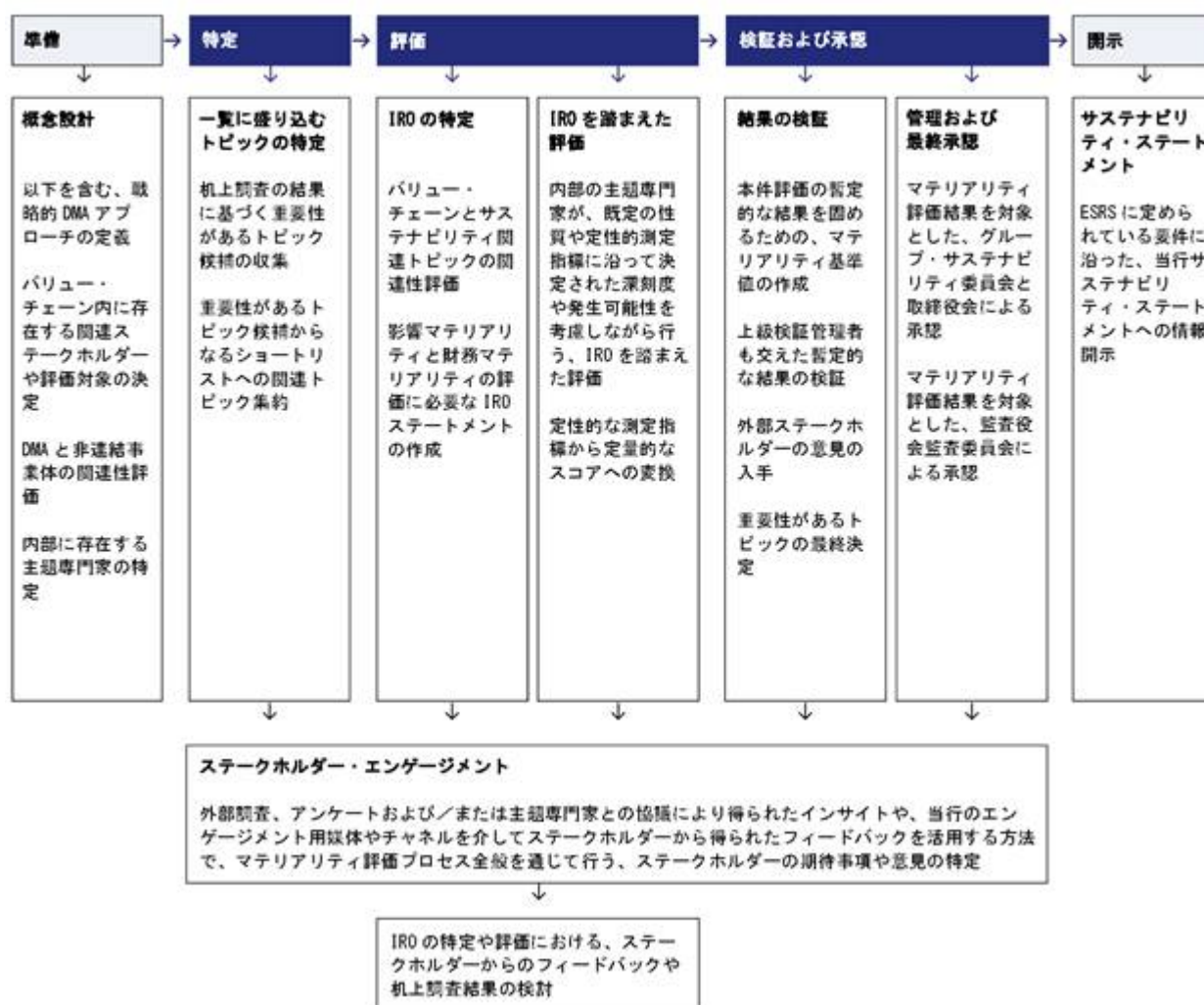
ESRS 2 IRO-1、ESRS 2 IRO-2、ESRS 2 SBM-3、ESRS 2 SBM-1

2024年度中に、ドイツ銀行は、ダブル・マテリアリティ評価（以下「DMA」、「本件評価」という。）を、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく報告の要件に従い実施した。当該報告の要件に従い、DMAには、影響マテリアリティ側面からの評価と財務マテリアリティ側面からの評価が含まれている。本件評価は、連結ベースで実施された。連結の範囲は、当行グループの連結財務諸表と同じである。当行は、当行グループの財務諸表には含まれていないがDMAには含める必要のある子会社を特定していない。本件評価の対象は、当行のバリュー・チェーン（すなわち、自社の事業運営と、当行の上流および下流に位置するバリュー・チェーン）に基づき決定された。当行の上流および下流に位置するバリュー・チェーンについては、DMAの対象を、当行と直接取引しているサプライヤーおよび顧客に限定した。当行のバリュー・チェーンについては、本年次報告書内の「統合マネジメント・レポート」内にある「ドイツ銀行グループ」に記載されている。当行は、ESRSに定められている開示要件に従い、重要性があるトピックを開示している。当該開示要件は、DMAの結果とともに、本サステナビリティ・ステートメントに開示される情報の決定要素となっている。ドイツ銀行のアセット・マネジメント部門については、DWSが実施したDMAの結果も考慮されている。この評価は、主に、自らの報告に関する規制要件を満たすためにDWSが実施している。両評価の結果は調整されている。

ダブル・マテリアリティ評価のプロセス

ドイツ銀行によるDMAの実施責任は、当行のチーフ・サステナビリティ・オフィスにある。ESRS 1に定められている要件に従い、ドイツ銀行のマテリアリティ評価は、以下の段階的プロセスで構成されている。

ダブル・マテリアリティ評価のプロセス



一覧に盛り込むトピックの特定

DMAの対象とするトピックを決定するため、ドイツ銀行は、初めに、サステナビリティ関連トピックの包括的なカタログ（以下「ロングリスト」という。）を作成した。このロングリストには、あらゆるESRSトピックと、当行による直近のマテリアリティ評価により明らかとなった重要性があるトピックを含めた。さらに当行は、いくつかのセクターに共通する横断的なフレームワークおよび基準やセクター固有のフレームワークおよび基準から入手したトピック、サステナビリティ関連の規制や自主的な原則、ESG格付、公表されている、非政府組織や同業他社に関するベンチマークも盛り込んで、ロングリストの内容を拡充した。当行は、調査対象情報源におけるトピックの発生頻度を確認してそのトピックの関連性に関する理解を深め、関連トピックを集約した。このプロセスにより、あらゆるESRSトピックと、事業体固有の追加トピックを含む、14の重要性があるトピック候補と33のサブトピックからなる最終候補一覧（ショートリスト）を作成した。

影響、リスクおよび機会（IRO）の特定

ドイツ銀行は、ショートリストに含まれる各トピックの定義を、適用されるESRSの内容が反映されており、当行固有の事情にも適合しているものとした。さらに、各トピックとバリュー・チェーンの関連性についても、サブトピック・レベルで当行のバリュー・チェーンと紐付ける方法により事前評価した。特定のバリュー・チェーン・レベルで重要性がある影響、リスクおよび/または機会（IRO）を引き起こすものとはみなされなかったトピックについては、その理論的根拠を文書化した。IRO未特定の理由としては、関連するビジネス・モデルの不存在や、ESRSトピックと、当行バリュー・チェーンの特定レベルの無関係性等を含めた。当該レベルのうち、自社の事業運営と関係のあるものには、ESRS S1を適用した。残りのトピックについては、ESRSサブトピック・レベル（机上調査の結果、当行のチーフ・サステナビリティ・オフィスに属する専門家の判断および主題専門家から得られた情報に基づき適切であると考えられる場合には、サブサブトピック・レベル）でIROステートメントを作成した。

IROを踏まえた評価

ドイツ銀行は、各々が果たすべき責任を明確化し、段階的プロセスやトピックの成熟度に応じて関与の形を変える方法により、様々な内部のステークホルダーをDMAプロセスに関与させている。自然関連トピックと人権関連トピックを除く任意のトピックについては、概して、内部の各分野の専門家が、作成されているIROステートメントの内容を踏まえて影響マテリアリティと財務マテリアリティを評価した。自然関連トピックと人権関連トピックについては、これらのトピックが、金融セクター内では分野横断的な性質を持ち絶えず変化するトピックであると理解されている事実を踏まえ、当行の自然関連作業グループと人権フォーラムから関係者を招いて開催したワークショップにおいて協議を行った。このワークショップにて得られた結果は、IROステートメントの一覧に集約および反映された。評価プロセスには、当行のあらゆる業務セグメントや管理機能に属する各分野の主題専門家が関与した。

ドイツ銀行は、深刻度と発生可能性に基づき影響マテリアリティと財務マテリアリティを評価する手法を開発した。ESRS 1に従い、当行は、規模と範囲という要素を踏まえて影響の深刻度を判定した。負の影響については、その修復不能性も考慮した。財務的影響の深刻度評価には、財務および評判への影響や規制の改訂の評価を含めた。可能な場合、当行は、既存のリスク管理プロセスやツールを使用した。具体例を挙げると、当行は、深刻度と発生可能性双方の判定に、当行の非財務リスク管理グリッドを活用した6段階の既存の定性的測定指標を使用した。当行は、サステナビリティ関連のリスクを他種のリスクより優先してはいないが、用いるリスク管理アプローチは、関連するマテリアリティ評価プロセスを経て決定した。当行は、上記のDMA手法を、ESRSトピックと事業体固有トピックの双方に適用した。

結果の検証

本件評価の暫定的な結果を固めるため、当行は、定性的な評価を定量的なスコアに変換した。マテリアリティ基準値は、マテリアリティ基準値コリドーである1.5から3を含む5段階スケールで最低の3に設定された。

トピックがドイツ銀行にとって重要性があるものかどうかの評価により広範な視点を織り込むため、当行は、外部のステークホルダーも評価に関与させており、このステークホルダーには、顧客、投資家、金融セクターに重点を置いて活動している非政府組織、関連事業者団体の担当者等が含まれている。さらに、本件評価の暫定的な結果については、マテリアリティ基準値コリドー内に位置しているトピックに関する作業に集中している7名の上級検証管理者で構成された検証のための面談の場で協議された。最終的には、チーフ・サステナビリティ・オフィスに属する当行の専門家が、検証のための面談の場で多数を占めた意見を踏まえて、一式の重要性があるトピックを最終決定した。当行は、さらなる手順も経て、DMAにより特定された固有のリスクについても、残余リスクの観点から重要性があるものとみなすべきかどうか検証した。ドイツ銀行は、重要で非金融的なものとなり得る残余リスクであって、将来的には、深刻なマイナスの影響を重要性がある非金融トピックにもたらす可能性が非常に高いか、または将来的にもたらすことのあるようなリスクを伴う業務活動、取引関係、商品またはサービスを特定しなかった。

管理および最終承認

ドイツ銀行は、そのDMAプロセスの堅牢性や結果の妥当性を確保することに資する内部管理や包括的な最終承認プロセスを設けている。具体例を挙げると、当行は、段階的なプロセスの各々について役割や責任を明確化し、2人による確認の原則を適用しているほか、チーフ・サステナビリティ・オフィスによる、コンテンツに関連した妥当性確認を実施している。最終承認には、DMA結果の十分な検討を実現できるよう、当行の上級管理者と様々なガバナンス機関に関与させている。初めに、上級承認責任者が、自らのもとに送られてきたトピックの評価結果を正式に最終承認する。次に、サステナビリティ関連事項に関する当行の主要なガバナンスおよび意思決定機関として機能している当行のグループ・サステナビリティ委員会が、最終的な一式の重要性があるトピックを承認する。最後に、マテリアリティ評価の結果が、取締役会と、監査役会の監査委員会に提示され、両会から承認される。

ステークホルダーの見解

各分野の専門家によるIROを踏まえた評価や、上級検証管理者も交えた面談には、当行ステークホルダーとのDMA結果に関する対話に加え、サステナビリティ・ステートメント利用者や影響を受ける利害関係者の見解および関心事が間接的に反映されている。具体例を挙げると、当行の業務セグメントに属する各分野の専門家に対しては、顧客の、サステナビリティ項目に関するトピックについての見解および関心事を反映することが期待されている。投資家の見解は、投資家向け広報部門も交えた検証のための面談において検討された。

2024年度の重要性があるサステナビリティ項目に関するトピック

以下のマテリアリティ・ヒートマップは、ドイツ銀行による2024年度DMAの結果を示したものである。表示されているトピック/サブトピックは、いずれも、影響マテリアリティおよび/または財務マテリアリティの観点では重要性があるものであるが、マテリアリティの原動力である各側面の程度は、トピックに応じて異なることがある。この程度は、4つの側面であるプラスの影響およびマイナスの影響、リスクおよび機会ならびにバリュー・チェーンのレベルのすべてについてIROステートメントの内容に基づき評価されたスコアに由来する色で表されている。ダーク・ブルーのフィールドは、マテリアリティ基準値に達している側面を示している。ミディアム・ブルーで表されている側面は、マテリアリティ基準値コリドー内に位置してお

り、検証面談の結果に基づき重要性があると判定されたものである。ライト・ブルーの側面は、スコアが1.5未満の非重要性があるものとして評価されているものである。トピックのうち、ESRS E2「汚染」、ESRS E3「水資源や海洋資源」およびESRS E4「生物多様性や生態系」は、当行の2024年度におけるマテリアリティ基準値に達していなかったが、自然関連トピックの重要性の高まりについては当行も把握している。サステナビリティ戦略の一環として、当行は、自然や生物多様性に関するトピックに対するアプローチも開発している。

ドイツ銀行は、2024年度において、重要性があるトピック候補の定義と名称を、ESRSに定められているものと整合した。その結果、下記のヒートマップに記載されている重要性があるトピックの名称は、当行の2023年度非財務報告書に開示されている重要性があるトピックの名称と異なる場合がある。重要性があるサステナビリティ項目に関するトピックに係る影響、リスクおよび機会を対象とした当行による管理および監視の方法については、本サステナビリティ・ステートメントの関連項に記載されている。

マテリアリティ・ヒートマップ

トピック	サブトピック	影響 マテリアリティ		財務 マテリアリティ	
		+	-	リスク	機会
E	気候変動				
	気候変動適応 (ESRS E1)				
	気候変動緩和 (ESRS E1)				
S	自社の従業員				
	労働条件 (ESRS S1)				
	全従業員の平等な取扱いおよび機会均等 (ESRS S1)				
	顧客中心主義				
	消費者および／またはエンド・ユーザーに 対する情報関連の影響 (ESRS S4)				
	金融犯罪防止				
	金融犯罪防止 (ドイツ銀行固有)				
	反競争的行為 (ドイツ銀行固有)				
G	業務上の行動				
	企業文化 (ESRS G1)				
	政治への関与およびロビー活動 (ESRS G1)				
	データ保護				
	データ保護 (ドイツ銀行固有)				
	情報セキュリティ				
	情報セキュリティ (ドイツ銀行固有)				
	税務の透明性				
	税法遵守 (ドイツ銀行固有)				

■ マテリアリティが高いことを示すスコア (3.0) ■ マテリアリティが中程度であることを示すスコア (1.5 から 3.0) ■ マテリアリティが低いことを示すスコア (1.5 未満)

+ 正の影響 - 負の影響

ESRS 1に定められた、トピックのダブル・マテリアリティ評価に関するより厳格な要件を満たすために手法を調整した結果、ドイツ銀行による2024年度DMAの結果は、非財務情報開示指令に従い当行が過年度において実施した評価の結果と比べ、以下の変更が反映されたものとなった。重要性があるトピックである「企業文化」に関する詳細情報は、本サステナビリティ・ステートメントの「文化、誠実性および行動」項に記載されている。同様に、重要性があるトピックである「政治への関与およびロビー活動」に関する詳細情報は、本サステナビリティ・ステートメントの「公的な政策および規制」項に記載されている。

加えて、当年度においては、前年度と比べ以下のような変更が生じた。

- デジタル化およびイノベーション：デジタル化およびイノベーションと密接な関係にある情報セキュリティ・トピックおよびデータ保護トピックが、ドイツ銀行にとって重要性があるトピックである事実には変わりはないが、当行は、ショートリスト内のデジタル化およびイノベーションという見出しの項目にこれらのトピックについての要約を停止した。
- 人権：ドイツ銀行は、人権の尊重にコミットしている。当行は、人権管理の継続的な強化を目指している。2024年度においては、人権関連のトピックである、バリュー・チェーン内の従業員（ESRS S2）と、影響を受けるコミュニティ（ESRS S3）が、当行のマテリアリティ基準値を下回ったため、これらのトピックは本サステナビリティ・ステートメント内に開示されていない。ドイツ銀行は、人権に関するアプローチに関する詳細情報を、人権ステートメントと、年次の人身売買および現代奴隷ステートメントに記載し、これらのステートメントを、当行の人権情報ウェブサイトにて公表している。当行従業員の人権は重要性がある要素であり、その情報は、本サステナビリティ・ステートメントの「自社の従業員」項に詳しく記載されている。
- 顧客中心主義：ドイツ銀行は、銀行業務が絡む状況の場合、ESRS S4の「消費者およびエンド・ユーザー」という用語を、プライベート・バンクの顧客と同等に解釈している。当行の総体的な顧客志向アプローチを考慮に入れるため、当行は、その評価の対象を全業務セグメントに拡大し、顧客中心主義トピックを、事業体固有のトピックとして導入した。顧客中心主義は、重要性があるトピックとして評価されており、当行の様々な顧客グループに対するESRS S4関連の影響に関係している。
- 反競争的行為：このトピックは、より一層重要性がある事業体固有のトピックとして評価されており、当行のマテリアリティ・ヒートマップに追加されている。
- ドイツ銀行の2024年度サステナビリティ・ステートメントでは、開示要件に従い開示すべき、2024年度における当行の重要性があるトピックに焦点を当てている。このため当行は、DMAにより判明した重要性がないトピックに関する情報の開示を、本サステナビリティ・ステートメントにおいては停止している。当該トピックには、アクセシビリティや包摂、企業の社会的責任、行内エコロジーといったトピックがある。

サステナビリティ戦略

ESRS 2 SBM-1

ドイツ銀行は、より持続可能な社会および経済に向けた歴史的転換を支援し、可能であれば加速させる責任があると考えている。サステナビリティは、2019年7月以降、当行戦略の中核を成している。サステナビリティは、マクロ経済シフトや技術革新とともに、ドイツ銀行の企業戦略を支える3つのテーマの柱の一つとなっている。

当行は、そのガバナンスおよび業務や商品およびサービスにサステナビリティを組み込んでおり、4つの柱であるサステナブル・ファイナンス、方針およびコミットメント、人材と自社の事業運営、ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントを重点項目としている。

ドイツ銀行は、この4つの柱に沿った行動を通じて、気候変動に関するパリ協定に定められている目標と、国際連合（国連）が策定した持続可能な開発目標の達成に資する重要な貢献を行うことを目指している。当行は、国連が策定した17の持続可能な開発目標のすべてについてその達成を支援することを目指しており、当該目標のうち9つは、サステナビリティ戦略の柱と密接に関連している。さらに当行は、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに沿って営む金融業務や発行業務が、15の持続可能な開発目標の達成にどの程度貢献するものであるかも評価している。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」項に記載されている。

サステナビリティ戦略



ドイツ銀行のサステナビリティ戦略においては、環境的側面、社会的側面およびガバナンスの側面全般の継続的な改善を目指している。これについては、2024年度において大手ESG格付機関から得た格付（詳細は、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナビリティ」と題されたページを参照のこと。）も、3つすべての側面における改善を示している。具体例を挙げると、2024年度においては、特に社会カテゴリーの一部分である人的資本に対するアプローチの点で、S&P企業サステナビリティ評価（CSA）のスコアが改善した。その結果、ドイツ銀行は、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス・ヨーロッパおよびグローバルに含まれた。同様に、MSCI指数も、従業員関連KPIの改善を示している。加えて当行は、環境インパクト・ファイナンスの管理についても引き続き高いスコアを得ている（詳細は、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」項を参照のこと。）。

環境

ドイツ銀行は、グローバル銀行として、低炭素でサステナブルな経済への移行の支援および推進にコミットしている。気候変動や環境破壊への対応は、相当額の投資や慎重なリスク管理アプローチを必要とし、大きな事業機会を創出するものである。当行の顧客は、各々が手掛けている変革の推進に資する金融商品やサービスに関する助言を強く要望している。

この要望に応えるため、ドイツ銀行の環境戦略においては、サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の推進を中心的な柱としている。当行は、2020年1月から2025年度末までの（DWSの実績を除いた）累積的な合計で5,000億ユーロの取引高を達成することを目指している。2024年度末までに、（DWSの実績を除いた）ドイツ銀行の取引高は3,730億ユーロに達した。2024年度には、取引高が昨年度と比べ46%増加した。取引の大半は、環境に焦点を当てたもので、累積的な取引高の1,560億ユーロは、環境関連取引高として分類されている。DWSのサステナビリティ戦略、サステナブル・ファイナンス戦略およびESG投資戦略に関する追加情報については、本項にある「DWSのサステナビリティ戦略」項と、本サステナビリティ・ステートメント内の「サステナブル・ファイナンス」項を参照のこと。

ドイツ銀行によるサステナブル・ファイナンス業務の背後にある戦略的プロセスは、長年にわたり継続的に強化および改良されている。必要な調整の中心的役割は、チーフ・サステナビリティ・オフィスの戦略チームが担っており、各業務部門は、サステナブル・ファイナンスとESG投資専任のESGチームを設けている。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」項に記載されている。

ドイツ銀行は、様々なフレームワークを設けている。このフレームワークは、当行サステナビリティ戦略の第2の柱である方針およびコミットメントの構成要素となっている。このフレームワークには、当行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク、サステナブル金融商品フレームワークおよびESG投資フレームワークが含まれている。これらのフレームワークは、サステナブル・ファイナンスやサステナブル金融商品の提供に関する規則を定めたもので、継続的に刷新されている。具体例を挙げると、サステナブル・ファイナンス・フレームワークやESG投資フレームワークには、取引をサステナブルなものとして分類することに関する方法や手順が定められている。これらのフレームワークは、いずれも公表されており、2024年度においても、その更新および拡充が行われ、各フレームワークに沿って業務が実施された。これらについては、本サステナビリティ

ティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」項にてより詳しく説明している。さらに、2025年度においては、トランジション・ファイナンス・フレームワークの策定が戦略的に重要な取組みとなる予定である。

ドイツ銀行のサステナビリティ戦略においては、上記のフレームワークに加え、セクター別ガイドラインも重要な役割を果たしている。2024年度においては、該当するガイドラインのすべてが、チーフ・サステナビリティ・オフィスの管理下にある単一の方針に統合された。

方針およびコミットメントの柱の基礎を成す他の要素には、ネットゼロを達成するという目標がある。当行が2023年10月に公表した当初の移行計画には、2050年までにネットゼロを達成するための戦略が盛り込まれていた。当該計画は、3つの主要な領域である、自社（DWSを含む。）の事業運営（スコープ1および2）、当行のサプライ・チェーン（スコープ3のカテゴリリー1から14）、ならびにグローバル法人貸出ポートフォリオや欧州住宅ローンに関連したファイナンスド・エミッション（スコープ3のカテゴリリー15）において二酸化炭素排出量を削減することに焦点を当てたものである。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「気候変動」項に記載されている。

ドイツ銀行は、その業務における脱炭素化を模範として示す形でネットゼロを主導したいと考えているが、顧客と連携してそのネットゼロに向けた取組みを支援することも、金融業務を通じた脱炭素化や、より広範な経済レベルでの移行に対する貢献に資する主要な方法であると考えている。これには、継続的な顧客評価や、強力な顧客エンゲージメントが必要である。このためドイツ銀行は、3つの長期的なアプローチである、（1）顧客企業が温暖化ガス排出量を削減できるよう支援するアプローチ、（2）顧客企業がそのビジネス・モデルを変革できるよう支援するアプローチ、（3）一般炭に代表される温暖化ガス排出源の排除に前向きでない業界との商取引を段階的に終了するアプローチに従っている。

加えてドイツ銀行は、関連指標や、自然を基盤とした解決策として知られる、自然の保護に資する解決策の提供を介して、顧客がその業務に自然への配慮に関する側面を組み込むために行う取組みを支援することも目指している。ドイツ銀行は、自然に関する課題の解決を専門としている外部のソート・リーダーで構成されたアドバイザリー・パネルを設けている。このパネルの役割は、当行がどうすればその業務を環境保全ファイナンスや自然を基盤とした解決策により焦点を当てたものにできるかに関するガイダンスを提供することである。

別の具体例には、#BackBlueイニシアチブに対するドイツ銀行のコミットメントがある。このイニシアチブは、金融や保険に関する判断に海洋保護の観点を織り込むためのものである。2024報告年度においては、当行のマテリアリティ基準値をまだ超えていないという理由で、自然への配慮に関する側面の詳細は本サステナビリティ・ステートメントに明示されていない。

ドイツ銀行によるサステナブル・ファイナンス業務の包括的な実施は、その方針およびコミットメントとともに、人材と自社の事業運営と称する戦略の第3の柱を構成している。この業務においては、ドイツ銀行のデータや技術に関する機能が非常に重要な役割を果たしている。サステナビリティ関連データの質、可用性および標準化は非常に重要な要素である。このためドイツ銀行では、データの取込み、検証および集約に資する体系的なアプローチを設けており、報告システム、分析システム、計画作成システムおよび監視システムへのデータ統合を強化できる技術を探す取組みも実施している。また当行は、同業他社や業界団体と協力してアプローチの標準化も進めている。

さらに、人材と自社の事業運営の柱は、当行のサステナビリティ・ジャーニーへの従業員による参画を可能にすることとも関係がある。これを可能にするための主要な要素には、アクティブ・コミュニケーション・アプローチがある。内部情報プラットフォームであるサステナビリティ・ハブや、チーフ・サステナビリティ・オフィスならびに各業務部門および管理機能による定期的な最新情報提供はいずれもこれに貢献している。別の具体例には、業務別研修の形式による地域的なサステナビリティ関連研修があり、具体的には、プライベート・バンクが、プライベート・バンク（ドイツ）の全従業員を対象に2024年度において実施した、33のセッションからなる専用のサステナビリティ研修シリーズや、インベストメント・バンク全体レベルでの気候変動リスクに特化した研修等がある。

人材と自社の事業運営の柱の、人権や、多様性、公平性およびインクルージョンといったさらなる側面については、本項の「社会」項に記載されている。

ドイツ銀行は、従業員の声や専門知識を活用して、より資源消費量の少ない経済への大幅な転換を支援している。この事実は、第4の戦略的柱である、ソート・リーダーシップおよびステークホルダー・エンゲージメントを通じて明示している。当行は、2024年度中に、Climate Week NYCと、国連締約国会議（COP）に参加した。加えて、Climate and Security Dayをロンドンにて開催し、2030年鉱業に関するグローバル投資家委員会のサポーターにも加わった。

ドイツ銀行は、環境関連事項について、主に以下のような目標を掲げている。

- 当行は、2020年1月から2025年度末までの（DWSの実績を除いた）累積的な合計で5,000億ユーロのサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高を達成することを目指している。
- ドイツ銀行は、その二酸化炭素（CO₂）排出量（スコープ1から3）を減らし、2050年までにネットゼロを達成できるようコミットしている。このため当行は、その法人向け貸出金勘定に含まれる最も炭素集約的な8つのセクターについて、2030年度末（中間）および2050年度（最終）までにネットゼロを達成するという目標を掲げており、これらの目標を取締役報酬と連動させてその達成を後押ししている。
- 当行は、最も炭素集約的なセクターに属する高排出量顧客の多くに対し、ネットゼロ・コミットメントを促すことを目指している。しかし、ネットゼロ・コミットメントに関しては、力関係の国際的な変化により、当行は、2026年度以降に

90%の目標を達成することについて、現実的であるとはもはや考えていない。にもかかわらず、ドイツ銀行は、今後も年に1回の頻度で、この目標に関する進捗を報告する予定である。

- ドイツ銀行は、2025年度において、トランジション・ファイナンス・フレームワークを公表し、このフレームワークに沿って業務を実施することを目指している。

2024年度においても、ドイツ銀行は、環境的側面に関する取組みを継続した。主な成果には以下が含まれている。

- 当行は、2020年度期首から2024年度末までの累積的な合計で3,730億ユーロのサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高を達成した。この取引高の42%は、環境的な業務に関連している。
- ドイツ銀行は、航空セクターについて、追加のセクター別温室効果ガス排出量削減目標に同意した。
- 当行は、取締役報酬に含まれる2024年度長期報奨部分について、炭素集約型セクター（スコープ3のカテゴリー15）に関するセクター別目標の達成に向けた取組みへの貢献度に連動する予定である旨を伝えた。
- ドイツ銀行は、#BackBlueイニシアチブに対するコミットメントの一環として、海洋保護に関する方針を強化した。

社会

低炭素でサステナブルな経済への移行に加え、ドイツ銀行は、その戦略に社会的側面も組み込んでいる。この側面には、サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の社会的側面、人権の尊重、多様で適格な労働者確保の推進、妥当な労働条件、顧客中心主義の重視等が含まれている。

2024年度末現在では、合計で3,730億ユーロとなった当行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高の少なくとも460億ユーロは社会的業務に係るものとして分類され、（DWSの実績を除いた）910億ユーロは、環境的業務と社会的業務の双方に関連していた。ドイツ銀行は、2024年7月に額面価額が500百万ユーロである初のソーシャル・ボンドを発行し、社会的側面の重要性を強調した。この発行は、既存のグリーン金融商品フレームワークを拡大し、サステナブル金融商品フレームワークを策定するための社会的基準を盛り込んだことにより可能となった。

ドイツ銀行による資金調達業務の具体例には、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国におけるソーシャル・ハウジングまたは病院の整備に関する資金調達業務が含まれている。社会的投資の取引高は環境的投資の取引高より少ないが、ドイツ銀行は、特に南半球の発展途上国（グローバル・サウス）におけるソーシャル・ハウジングの整備や脱炭素社会への移行を支援するための社会的資金調達業務を強化し続けている。これらの社会的資金調達業務は、現地のコミュニティと環境の双方を保護することを目的とする、将来的な自然を基盤とした解決策に資するものでなければならない。具体例を挙げると、ドイツ銀行は、インドネシアの公正なエネルギー移行パートナーシップに関与している。

社会的戦略において、ドイツ銀行による資金調達業務の次に重要な部分は、方針およびコミットメントの柱に含まれる人権尊重である。当行が人権尊重アプローチを採用している領域には、顧客との取引、サプライヤーやサービス・プロバイダーとのやり取り、従業員の取扱いを含む業務のあらゆる領域が含まれている。当行は、特に、ドイツのサプライ・チェーン・デュー・ディリジェンス法や、EUのコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）を踏まえて、その人権管理体制を継続的に強化することを目指している。

別の社会的側面には、適格従業員確保の推進がある。従業員の意欲的関与、技能、ウェルビーイングおよび献身は、顧客の長期的な成功や財務的安定に不可欠である。当行の人材戦略は、従業員同士、管理者同士および従業員と管理者の間での日々の協業および能力の高め合いや、公平で魅力的な労働条件の策定を支援することを目標とするものである。またこの戦略では、すべての従業員に対し均等に機会を提供することも重点としている。

従業員の能力を強化するため、ドイツ銀行は、既に強力な学習の文化をさらに強化している。これには、学習機会のカスタマイズや、組織内における多種多様な研修機会の提供が含まれており、常勤相当従業員（FTE）1人当たり研修費用は、平均で417ユーロ、また従業員1人当たりの研修時間は18.3時間となっている。さらに当行は、各従業員が、その技能や経験の幅を広げることができるよう、内部異動を促進している。人材育成プログラムは、各従業員が、職能と個人的能力の双方を高めるのに役立っている。

当行は、リーダーシップについて、従業員の能力を高め大きく変化させるのに重要なものであると考えているため、人材およびリーダーシップ育成プログラムを通じてリーダーシップ能力の習得を促している。これには、当行の上昇志向文化やリーダーシップ・コンパス（Leadership Kompass）に関する研修を中心とした全管理者向けカリキュラムを新たに設けた。このカリキュラムは、能力向上、包摂姿勢および成長志向な考え方を促すことを目的としたものである。

ドイツ銀行は、健康促進に資する労働環境の整備を支援しており、幅広い給付や、包括的な支援網の整備を行っている。この支援には、キャリア・アドバイス、メンタル・ヘルス・サポート、従業員支援プログラム等が含まれている。これらは、従業員が、仕事と私生活のバランスを保てるよう支援するためのものである。ドイツ銀行は、合計で850を超える従業員給付制度を全世界で運営しており、リモートワークや在宅勤務のメリットも享受できるハイブリッドな働き方モデルを用意している。

当行は、従業員の多様性を推進しており、その国籍は160に及んでいる。当行は、多様性、公平性およびインクルージョンをその文化や労働条件に組み込み、能力開発に特化したプログラムを策定する方法で、女性や、歴史的に過小評価されてきた集団の昇進を促している。加えて、無意識の偏見について理解しているリーダーになるのに役立つ、管理者に必要なインクルージョン（Leading Inclusively）といった研修モジュールも用意している。さらに当行は、多様なコミュニティの代弁者団体で

ある従業員主導団体も支援しており、当該コミュニティには、LGBTQI+従業員、多文化的な生い立ちの従業員、両親が複数の従業員、世代の異なる従業員、障害を持つ従業員、ニューロダイバージェンスの考え方を持つ従業員等のコミュニティが含まれている。

ドイツ銀行の人材戦略に沿った取組みの進捗を示す主な指標は、年次従業員調査の結果である。この調査では、従業員のコミットメントや従業員を対象としたイネーブルメントに関する項目を中心に、労働条件、目的意識、仕事におけるやりがい／充実感を含むより広範なトピックに関するフィードバックを求めている。

2024年度においては、従業員のコミットメントが、2023年度の70%を下回る67%まで落ち込んだ。イネーブルメント指標も、2023年度の71%から70%へわずかに落ち込んだ。同時に、従業員の内在的なやる気や、より高みを目指したいという意欲は非常に高い水準に留まっており、当行が高い成果を達成できる組織であることを示している。従業員調査の結果は、取締役会や監査役会と共有された。2024年度においては、両会が、目標付きのイニシアチブを通じて当行が対応すべき4つの主要な重点領域を特定した。該当領域は、戦略および転換（プロセス改善やより優れたコミュニケーションの実現等）、リーダーシップ（管理者教育のカリキュラム整備等）、サステナブルなキャリア開発（個々の成長の支援等）、成果およびフィードバック（サステナブルな成果が重視される文化の構築等）である。

加えて当行は、カルチャー・パルスと称する調査を年に3回実施し、職場に関する従業員の認識を継続的に把握している。2024年度の調査では、従業員からのフィードバックや、労働環境における生産的な行動の把握に焦点を当てた。

ドイツ銀行によるこれらの取組みは高い評価を得ており、当行は、The Times top 50 Employers for Gender Equality 2024やMax-Spohr-Prize 2024を受賞したほか、InsideOut Mental Health Awards 2024にてFinancial Services Employer of the Yearに選ばれた。さらに2024年度には、ドイツ、インドおよびベルギーにて当行はトップ・エンプロイヤー認定を取得した。

当行の社会的戦略に含まれる他の重要な要素には、顧客満足度がある。顧客中心主義は、ドイツ銀行の業務や、「顧客の長期的な成功や財務的安定に献身する」という当行の顧客中心的な志（パーパス）が明文化されたパーパス・ステートメントを含む「This is Deutsche Bank」フレームワークの基礎となる要素である。加えて、顧客中心主義は、当行が望む文化の構築に資する4つの指針的な原則で構成されている。これらの原則は、顧客あつての商売であるという考え方や、組織全体レベルでの協業を促して、卓越した顧客体験を生み出すものである。

顧客との関係を強化するため、ドイツ銀行は、顧客中心主義徹底プログラムを設けている。このプログラムでは、3つの主要な目標である、（1）当行全体レベルでの密接な協業を通じた顧客対応を推進するという目標、（2）顧客に関するデータやツールを統合するという目標、（3）顧客に関するリソースの配分を改善して、株主への付加価値提供（SVA）を推進するという目標を重視している。このプログラムは、取締役会による後援により支えられており、このプログラムに沿って、ガバナンス体制や、各種行動計画およびより強化された報奨フレームワークにより補完される部門横断的な協業の体制が確立されている。

顧客と信頼関係を築くため、ドイツ銀行は、どの商品についても高い品質基準を設け、この基準が満たされる方法で商品を開発し、その質を保つことを目指している。各業務部門は、固有の顧客グループのニーズに沿った形で当該基準を満たす商品を提供できるよう、個別の戦略を設けている。具体例を挙げると、プライベート・バンクでは、地域全体レベルで実施および整合している、ネット・プロモーター・スコア（NPS）や顧客からのフィードバックを活用した顧客分類プロセスを改善するために、部門別で複数の顧客セグメントを用いて顧客を分類する戦略を設けている。インベストメント・バンクの債券および為替事業では、ブローカーから体系化された形式のレビュー結果を受け取る方法が、（ドイツ銀行経営陣との会合や電話等を介して）顧客と直接対話する方法により、機関投資家である顧客からフィードバックを取得し、その内容をレビューしている。

ドイツ銀行は、その商品やサービスの開発や継続的な改善に関する幅広い基準を評価しており、この基準には、サステナビリティ目標との整合性といったサステナビリティ関連基準が含まれている。商品やサービスを、対象市場に適しており、当行の目標や価値観とも整合しているものとするため、これに特化した管理プロセスを設けている。ドイツ銀行は、すべての商品やサービスを、高い品質基準を満たしており、苦情を最小限に抑えることができるものとするための強力なプロセスを設けている。特に当行は、新たな商品やサービスに伴うリスクの管理や、新たな商品およびサービスのライフサイクル管理に資する管理のフレームワークを形作るため、新商品承認プロセスや体系的な商品レビュー・プロセスを設けている。加えて、各業務部門も、上述したフィードバックを顧客から収集し、固有の顧客グループに応じた方法で顧客満足度を評価している。

ドイツ銀行は、社会関連事項について、主に以下のような目標を掲げている。

- 当行は、マネージング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデントに占める女性の割合を、2025年度末までに少なくとも35%にすることを目指している。
- 当行は、取締役の1階層または2階層下に位置する役職に占める女性の割合を、2026年度末までに少なくとも32.5%にすることを計画している。
- ドイツ銀行は、カルチャー・パルス指標に反映される、従業員による当行労働条件の認識度を、少なくとも70%にするという目標を掲げている。

女性や、歴史的に過小評価されてきた集団の昇進を後押しするため、当行は、多様性、公平性およびインクルージョンを、その文化や、従業員に関する実務に組み込んでいる。当行は、各部門レベルでの、上級経営陣による強力な関与および目に見える後援や、データ提供体制の実現を基礎とするデータドリブンなアプローチを用いて、各リーダーが説明責任を果たすことができる体制を維持している。

2024年度においても、ドイツ銀行は、社会的側面に関する取組みを継続した。主な成果については以下のとおりである。

- 当行は、既存のグリーン金融商品フレームワークを拡大し、サステナブル金融商品フレームワークを策定するための社会的基準を盛り込んだ。これにより当行は、額面価額が500百万ユーロで、オーダーブック・サイズも66億ユーロを超えた初のソーシャル・ボンドを発行することができた。
- 2024年度末までに、マネージング・ディレクター、ディレクターおよびヴァイス・プレジデントに占める女性は33%となり、2023年度末と比べて0.7%ポイント上昇した。
- 従業員調査における回答率も、2011年度以降では最高となり、調査を依頼した従業員の65%に達した。ベンダーからのフィードバックによると、この回答率は、当行の同業他社における水準と一致している。
- 2024年度における当行のカルチャー・パルス指標のスコアは69.89%で、目標は70.00%に設定されていた。
- 顧客からのフィードバックに応じた取組みも全業務において実施された。具体例を挙げると、プライベート・バンクにおいては、複数ある地域や測定対象のどれについても、2024年度のNPSは優れたものとなった。
- プライベート・バンクは、ドイツにおけるネット・プロモーター・スコアの本格活用に必要な準備を完了した。

ガバナンス

ドイツ銀行は、その業務活動や、当行自身の業務プロセスがもたらし得るマイナスの影響を評価し、顧客や社会に対する責任の遂行と関係のあるガバナンス・リスクを特定しなければならない。

これには、規則や規制の遵守、当行や顧客の資産やデータの保護、金融犯罪の防止、公正な競争に関する規則の遵守が含まれている。

これらの責任を果たすため、ドイツ銀行は、管理基準、内部方針に沿った要件、フレームワーク、およびリスクに応じた是正のプロセスを設けている。主要なリスク領域における既存の管理を継続的に強化するため、これらのプロセス、方針およびフレームワークは密に監視されている。具体例を挙げると、グループ・データ・プライバシー部門では、当行の業務部門や管理機能が遵守すべき、内部方針に沿った要件や、管理に関する最低基準を、最新の規制動向を踏まえて策定および保持している。当行の業務部門や管理機能の全体を対象とした、反トラスト法遵守状況、贈収賄および腐敗行為に関する固有のリスクならびに対応する管理の状況については、毎年評価されている。加えて、ドイツ銀行の内部通報フレームワークに、当行内部における懸念の表明に関するアプローチが定められている。通報や傾聴が、当行の上昇志向文化を支えるのに不可欠な行動として推奨されている。金融犯罪リスク管理フレームワークには、当該リスクの特定や管理に関するガイダンスが定められている。

従業員は、様々なガバナンス関連トピックに関する研修を定期的に受講しており、このトピックには、反トラスト法違反リスク、金融犯罪防止、データ保護、情報セキュリティおよび当行の通報文化に関するものが含まれている。さらに、少なくとも年に1回の頻度でオンラインeラーニング・プラットフォームを介し実施されている必須の研修プログラムには、反トラスト法に関する研修や、行動規範および監督者としての責務と題する、管理者としての行動面に焦点を当てた管理者向け研修が含まれている。

ドイツ銀行は、2024年度において、「This is Deutsche Bank」フレームワークを策定した。このフレームワークは、当行の顧客中心の志（パーパス）が明文化されたパーパス・ステートメントを中心とするものである。またこのフレームワークには、顧客中心の考え方を促して、企業戦略に含まれる各目標の達成や企業文化の強化を後押しすることに資する、当行のビジョン、戦略、上昇志向文化および主張も含まれている。このフレームワークに基づく取組みの重要な部分には、当行のカルチャー・プログラムがあり、このプログラムでは、4つの主要な指針の原則である、「当行は、信頼を得られるよう責任を持って行動する」という原則、「当行は、商業的にサステナブルな成果が得られるか考えて行動する」という原則、「当行は、解決策を生み出せるように取り組む」という原則、「当行は、最大限の影響を与えられるよう一丸となって働く」という原則を重視している。これらの原則は、さらに16の個別行動に細分化されており、その行動には、時間やリソースに優先順位を付けるという行動、新たな機会を生み出すという行動、一丸となって成し遂げたことを高く評価するという行動等がある。「This is Deutsche Bank」フレームワークに沿った活動の中には、グループ全体レベルでの包括的なコミュニケーションを推進するという戦略に従い、組織の随所から従業員を集めて開催されたアンバサダー・ミーティングもある。

ドイツ銀行の行動規範は、当行の志（パーパス）の基礎を成している。この行動規範は、従業員の意見が尊重され、通報や懸念表明が奨励されるような、多様で包摂的な環境の整備を促進することを目的としたものである。協力的で配慮に満ちた環境は、従業員と当行の双方が、顧客、ステークホルダーおよびコミュニティに対するサービスを首尾よく提供するのに不可欠である。

ドイツ銀行は、顧客に適用される様々な条件を改善して、顧客が、繁栄し、地政学的不安に代表される課題を克服できるよう、政府機関、政治家および業界団体との協業に努めている。この取組みの一環として、当行は、顧客と政治家の仲介役として行動し、官民双方のステークホルダーによる理解を深めてより効果的かつ効率的でサステナブルな移行プロセスを促している。この仲介は、実務上の課題を政治家に伝え、開示規制や報告要件の背後にある意図を顧客に対し明確化する形で行っている。税金に関する事項については、前向きかつ率直で、専門家としても相応しい姿勢で適時に税務当局関係者とやり取りする方法により、建設的な業務関係を築き、維持することをドイツ銀行では目指している。加えてドイツ銀行は、Wolfsberg Group

に代表される、金融犯罪リスクに関する既存の業界団体との協力も継続しており、2022年度以降は、ドイツ金融犯罪防止アライアンス・ボードに参加している。

2024年度において、ドイツ銀行が成し得たガバナンス側面の主な成果には、以下が含まれている。

- 99.80%の必須研修受講修了率を達成。
- 100%の新任管理者が、通報研修の受講を修了。
- すべての業務部門および管理機能における合計で74の文化、誠実性および行動に関する取組みを実施。
- ドイツ銀行は、ペリメータ・セキュリティをさらに強化したほか、その従業員を対象とした包括的なセキュリティ研修を拡大し、セキュリティ・アカデミーの開始を含む対応を行った。
- 当行は、内部的なグローバル基準が定められている主要なデータ保護原則を導入した。データ保護方針は、従業員やロールホルダーのデータ保護責任をさらに強化するために改正されており、2025年度には、既存方針を統合し新たな国固有の方針を盛り込むためにさらに更新される予定である。

ドイツ銀行は、デジタル化が進み、規制が絶えず進化する環境の中で事業を展開している。このため、人工知能に代表される事項の推移や動向を継続的に監視し、それらに対応する必要がある。この取組みの一環として、ドイツ銀行は、世界規模での定期的な脅威監視を通じて、当行の業務や情報の安全性を脅かし得る新興脅威の有無を把握し、必要であれば、脅威の軽減措置を講じている。加えて当行は、固有の反トラスト法違反リスクの年次評価を実施し、新たな管理の導入や既存管理の強化を行っている。

DWSのサステナビリティ戦略

ドイツ銀行の資産運用会社であるDWSは、投資に役立つ専門知識やソリューションの提供を通じて、顧客が、実体経済のサステナブルな転換に貢献できるようにすることを目指している。気候変動は、依然として、DWSのサステナビリティ戦略における主要なテーマであり、この戦略は、以下に示す3つの優先事項を基本に構成されている。

- 気候関連投資を重視：DWSは、気候関連投資機会へのアクセスを提示し、自らのソート・リーダーシップにより当該機会の活用を支援することを目指している。
- 被投資企業や他の関連ステークホルダーとのエンゲージメントを強化：気候変動リスクを首尾よく軽減するには、エンゲージメントの転換が不可欠である。このためDWSは、被投資企業、顧客および指数プロバイダーや他の業界団体とのエンゲージメントに関するアプローチを継続的に進化させることを目指している。
- DWS自身の企業変革を推進：ネットゼロ・コミットメントに従い、DWSは、そのネットゼロ目標の達成に資する業務を重視することを目指している。さらに、DWSは、コーポレート・サステナビリティの基本方針や、これを補完する組織的変革プロセスの強化も目指している。

DWSは、その全業務について、顧客の好みや規制の枠組みの違いを把握しており、どの地域においても、当該違いを踏まえて、商品やサービスの提供、エンゲージメントおよび議決権代理行使を行うことを目指している。

ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ

ESRS 2 SBM-2

あらゆるステークホルダー・グループとの公正で率直な対話は、ドイツ銀行にとって非常に重要である。当行は、当行の戦略、業務活動および社会的責任に関するステークホルダーの期待事項や懸念を理解しておきたいと考えている。この理解は、当行が与え得るプラスの影響およびマイナスの影響を特定するのに役立つ。

ドイツ銀行の中核的なステークホルダーである、当行に対し重要性がある影響を及ぼし得るか、当行から重要性がある影響を受け得る者として特定されている人またはそのグループは、グループ区分である、顧客、従業員、投資家、規制当局および社会全体（報道機関や非政府組織等を含む。）に属している。当行は、ステークホルダー・エンゲージメントに関する責任を明確に定めている。取組みの一つとして実施しており、本サステナビリティ・ステートメント内にある同名の項により詳しく記載されているダブル・マテリアリティ評価は、当行との関連性が最も高いとステークホルダーがみなしているトピックに対するステークホルダーの総体的なセンチメントを特定するのに役立っている。加えて、各事業部門や管理機能には、担当ステークホルダー・グループとのやり取りに必要な権限が委譲されている。ステークホルダーが関心を示している重要性があるトピックや、ステークホルダーからのフィードバックおよび要求について真剣に検討されるようにするため、ドイツ銀行では、フィードバックに対応および対処し、重要性があるトピックを当行のビジネス・モデルに組み込むためのアプローチを設けている。具体例を挙げると、当行の顧客に開放している苦情管理チャネルや、当行従業員向けの内部通報チャネルは、より包括的なフィードバックの収集および分析プロセスを可能にしている。このプロセスにおいて特定されたテーマは、より良い形でステークホルダーのニーズを満たし期待に応えることを目的として、当行が、その事業戦略を定期的に見直し、改善するのに役立つ貴重な情報として考慮されている。

顧客

ESRS S4、ESRS 2 SBM-2

サステナビリティの機運は、当行のどの顧客グループにおいても大幅に高まっている。このため当行には、顧客がその転換に資する指導や支援を求めている領域において顧客に対し助言を行う責任があると当行では考えている。定期的な対話は、当行が、顧客の期待事項、関心事およびニーズについて理解し、それらに対応するのに役立つ。

ドイツ銀行は、対面またはバーチャルな会合、電話、定期調査、および支店またはホットライン等を介して寄せられたフィードバックの分析等を含む多くの形で顧客と関わっている。ドイツ銀行の担当者は、様々な会議やイベントで協議に参加している。また当行は、サステナビリティ項目に関するトピックについて、デジタル・コミュニケーション・チャネルを介したやり取りや文書公開も行っている。

気候変動や、グローバル経済におけるよりサステナブルな経済への移行は、サステナブルな金融商品およびサービスに対する関心の高いコーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの顧客や投資家にとって、依然として重要なトピックとなっている。個人顧客は、クラス最高の透明性や、サステナビリティに関する助言を求めている。2024年度においても、ドイツ銀行は、その金融に関する専門知識や提供商品を通じて、サステナビリティに関する顧客の取組みを引き続き支援した。該当商品に関する詳細については、「サステナブル・ファイナンス」項を参照のこと。

ドイツ銀行は、サステナビリティ関連のイニシアチブにも関与している。具体例を挙げると、プライベート・バンクは、海洋リスクおよび海洋レジリエンス・アクション・アライアンスや世界自然保護基金との戦略的パートナーシップを継続している。

従業員

ESRS S1、ESRS 2 SBM-2

ドイツ銀行従業員のアイデア、技能、コミットメントおよびウェルビーイングは、生産的な労働力の確保に不可欠である。強力な関係、率直なやり取り、フィードバックからの学びは、従業員が説明責任を果たし協業できる、信頼関係を基本とした環境を促進するのに重要である。

年次従業員調査、出口調査や意向調査、従業員との継続的な対話は、当行が、従業員のやる気や、従業員が知覚している生産性について理解するのに役立つ。チーム・ミーティング、従業員ネットワーク、電子メール、ニュースレター、タウンホール・ミーティング、インターネット・ページ上のコメント投稿機能を含む複数のコミュニケーション・チャネルは、当行の従業員に対し、その考えを共有し、フィードバックを提示することを促すものである。

2024年度の従業員調査結果は、主要な指標である従業員のコミットメントや従業員を対象としたイネーブルメントの低下を示していた。4つの主要な重点領域である、戦略および転換、リーダーシップ、サステナブルなキャリア開発、成果およびフィードバックは、当行が、従業員の能力を高め、他の金融サービス機関や高業績企業との競争力を維持するのに役立つ。

ドイツ銀行による従業員関連側面の管理方法については、本サステナビリティ・ステートメントの「自社の従業員」項に詳しく記載されている。

投資家

ESRS 2 SBM-2

投資家は、ドイツ銀行に対し、その戦略に沿って業務を実施し、一貫したリターンや責任あるリスク管理に資する強力な商取引基盤を築くことを期待している。この期待には、当行が、その戦略に見合う機会を追求し、気候中立な経済への移行や社会的側面およびガバナンス側面を含むサステナビリティに関するリスクを能動的に管理することが含まれている。

ドイツ銀行は、個人投資家や機関投資家と積極的に関わりながらサステナビリティ関連トピックについて協議しており、これには、対面会合、集国会合、電話での通話、各種会議および文書交換を介した、ドイツ銀行の進捗や目標に関する協議が含まれている。

ドイツ銀行は、四半期報告書および年次報告書や、当行の財務成績および非財務成績について詳しく記載された他の資料のすべてを、当行の投資家向け広報ウェブサイトを通じて公開する方法により透明性を確保している。ドイツ銀行は、その投資家向け広報ウェブサイトにあるサステナビリティ情報に特化したセクションに、サステナビリティ・コミットメント原則のさらなる強化に関する総合的な情報を掲載している。

2024年度においては、以下に示すいくつかの中心的なサステナビリティ項目に関するトピックに対し投資家が鋭い関心を示した。

- 当行のサステナビリティ戦略に沿って実施された取組みの成果
- 当行のサステナブル・ファイナンス目標達成に向けた取組みの進捗、気候変動リスクおよび環境リスクの管理、環境への配慮に関する方針に沿った取組みの実施状況、ガバナンス・トピックに関する包括的な報告の実務
- 脱炭素化に向けた取組みの詳細な説明や、ネットゼロに関する取組みの進捗理解
- 当行のサステナブル・ファイナンス商品を利用することで得られる機会
- 環境や社会に固有の負の影響をもたらす傾向にある高排出量セクターに属する顧客と移行について対話する際に当行が用いているアプローチ
- 当行の内部管理、コンプライアンス策、是正策およびガバナンス・フレームワークに関する改良
- 当行内のあらゆる階層、組織および地域における多様性、公平性およびインクルージョン促進の進捗
- 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に沿った報告の実施状況に関する質問

ドイツ銀行は、2024年度中に、サステナビリティ項目に関するトピックについて資本市場参加者と積極的にインサイトを交換した。この継続的な対話により、当行は、その戦略を投資家の期待事項と整合し、透明性の確保やサステナビリティ慣行の継続的な改良に向けた取組みを強化することができている。

政治家

ESRS 2 SBM-2

現在のような地政学的環境においては特に、規制当局の世界的な活動がより増えるため、関連政治家や政治的ステークホルダーとの建設的な対話はより重要となっている。この対話は、当行が、戦略的優先事項を成し遂げ、世界経済の効果的な機能を支援するために必要な判断を下すのに役立っている。

ドイツ銀行は、対面での会合やバーチャル会合、政府主催フォーラムへの参加、取引団体を介した相談や個人的な相談への対応を通じて政治家と関わっている。

2024年度の主要な規制関連トピックには、以下が含まれている。

- 最終化されたパーゼル 規制の導入や、EUのマクロプルデンシャル・フレームワークのレビュー
- 金融商品市場指令のレビュー
- 決済サイクルの見直しに関する今後の作業の具体化
- 証券化に関する欧州のフレームワークを対象とした再検討
- 欧州委員会におけるサステナブル・ファイナンス関連の議題
- 銀行業務や社会のデジタル化
- EU銀行同盟および資本市場同盟に関する進捗や投資家保護
- デジタル・ユーロ
- リテール投資戦略
- 英国上場規則および目論見書制度の継続的な変更
- 英国年金制度評価
- 金融商品市場規制（英国版MiFIR）に基づく透明性に関する規則を含むホールセール市場評価
- 米国の健全性規制当局が提案した、パーゼル フレームワークの導入に関する規則

ドイツ銀行は、セミナーや公開討論会を開催し、それらに参加したほか、上記の各項目に関して政治家と対話した。当行の政府および公務対応機能は、当行に影響を及ぼし得る政策立案や規制に関する新たな動きも監視し、そのような動きの中における当行の立ち位置を決め、必要な調整を行っている。

報道機関

ESRS 2 SBM-2

ドイツ銀行は、世界中のジャーナリストや報道関係者と建設的な関係を保つことを目指している。報道機関との適時かつ効果的で率直なやり取りは、ドイツ銀行の評判やブランドを築き、守るのに不可欠である。当行による報道関係者との対話では、経済、投資家、規制当局および社会全体と関係のある主要なトピックに焦点を当てている。もう一つの主要なトピックはサステナビリティである。

2024年度においては、当行の専門家が、環境的な事項等について、以下を含む多くの方法で報道機関とやり取りした。

- 当行が、サステナビリティ戦略に従い、気候変動リスク管理、環境への配慮に関する方針およびサステナビリティ報告（#BackBlueイニシアチブに対するコミットメントの一環として海洋保護に関する方針を強化している事実の公表等）を重視して実施している取組みの進捗に関する最新情報を提供する。
- 非政府組織が公表した様々なレポートや調査結果の内容を踏まえ、金融取引高および投資取引高や、サステナビリティ関連の方針およびフレームワークに関する情報の提供に焦点を当てて意見提示や説明を行う。
- 当行の気候保護アプローチに関する情報（特に、かなり炭素集約的なセクターにおけるローン・エクスポージャーに関する情報）を提供する。

2024年度中に、ドイツ銀行は、報道機関から寄せられたサステナビリティに関する多くの質問に答えた。また報道機関のコミュニケーション担当者は、当行の多くの上級管理者にインタビューするため、もしくは彼らから裏話を得るために複数のジャーナリストを同伴していた。さらにドイツ銀行は、様々な会議や公開討論会を開催し、それらに参加したほか、当行ステークホルダーとのさらなる対話のために、一連の報道機関向けイベントや講演会を開催した。

非政府組織

ESRS 2 SBM-2

ドイツ銀行は、より幅広い社会のステークホルダーと関わり、局地的なおよび世界的な環境および社会の動向や、それらにおける課題に関する各ステークホルダーの見解を理解している。具体例を挙げると、当行は、非政府組織と継続的に関わり、サステナビリティに関する数多くの取組みに参加している。

2024年度における非政府組織との関わりにおいては、既に前年度においても重点トピックであった以下の重要なトピックに重点を置いた。

- 気候変動。このトピックは、特に、脱炭素化、化石燃料関連セクターに対する一般的な金融、エネルギー移行および特定の企業やプロジェクトといったトピックに関連している。
- 森林破壊。このトピックは、農業セクターやラテン・アメリカ地域（特にブラジルおよびアマゾンにおける森林破壊や、それに伴う人権（特に現地コミュニティ）に対する影響）に焦点を当てたものである。
- 鉱業。このトピックには、深海採鉱や、それに伴う人権、現地コミュニティ、生物多様性、気候および環境に対する影響が含まれている。

2024年度中に、ドイツ銀行は、書面で寄せられた依頼、調査および質問に答えたほか、非政府組織と繰り返し対面で会合し、当行と当該組織の関わりについて協議した。

ドイツ銀行は、非政府組織との関わり等を通じて、環境または社会への影響に関する申立てを把握した場合、当行のグループ・サステナビリティ・チームに対し、当該申立てや、当該申立てに当行が関係している可能性について精査するよう指示する。当該申立てについて検証するため、当行は、個別に公開情報を確認し、関係ステークホルダーと相談する。必要な場合、この対応には、顧客や、事情に詳しい市民社会団体担当者との直接協議が含まれ得る。当行は、適宜、独立専門家から助言を得る。入手可能なあらゆる情報や、明らかとなったリスクの評価結果に基づき、当行は、さらなる対応を決定する。この対応には、是正措置や商取引関係の終了が含まれ得る。加えて、グループ・サステナビリティも、対象となるセクターおよびトピックの範囲や環境社会デュー・ディリジェンスに関する要件を精査する際に、非政府組織の提供情報、報告内容およびキャンペーンを検討する場合がある。

入会およびコミットメント

ドイツ銀行による長期的なサステナビリティ・コミットメントの一環として、当行は、サステナビリティに関する世界的なフレームワークやイニシアチブを公式に支持している。さらに当行は、サステナビリティを推進している複数の組織を支援しており、業界団体がグローバル・レベル、EUレベルおよび国レベルで実施している取組みに協力している。当行は、その専門知識を提供する形で、サステナブルで気候中立な経済への移行の具体化を支援している。具体例を挙げると、ドイツ銀行は、国連環境計画・金融イニシアティブ（1992年）に参加し、国連グローバル・コンパクトの10原則（2000年）、責任投資原則（DWSを通じて、2008年）、責任銀行原則（2019年）およびネットゼロ・バンキング・アライアンス（2021年）に署名している。

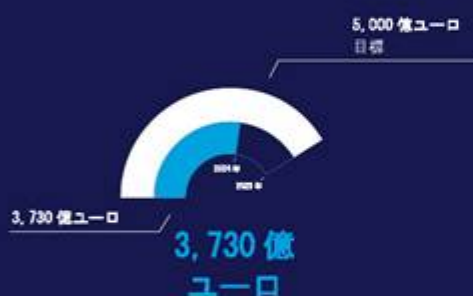
サステナブル・ファイナンス



サステナブル・ファイナンスは、ドイツ銀行の Compete to Win 戦略を下支えしているサステナビリティ関連の柱に4つある要素の一つである。この要素は、この分野においてグローバル市場のリーダーになるという当行のコミットメントを表している。ドイツ銀行は、その顧客が、自国でも他国でも持続的な成功を収め、必要な資金を調達できるよう尽力している。当行は、そのサステナブル・ファイナンスに関する専門知識を武器に、顧客との戦略的な関わりをさらに深めている。このためサステナブル・ファイナンスは、ドイツ銀行のグローバル・ハウスバンク戦略に不可欠な側面となっている。

累計 (注1) (注2)

サステナブル・ファイナンスおよび ESG 投資の取引高



サステナブル・ファイナンスおよび ESG 投資の取引高



増分 (注1) (注2)

サステナブル・ファイナンス取引高および ESG 投資取引高の 2024 年度におけるカテゴリー別増分



サステナブル・ファイナンス取引高および ESG 投資取引高の 2024 年度における顧客種別増分



(注1) 資産運用会社 (DPM) を除く。

(注2) 出処互入の関係上、合計は合わない場合がある。

サステナブル・ファイナンス

以下の項では、サステナブル・ファイナンス業務について総合的に説明している。この業務は、当行内のどの組織においても重要な要素であり、ESRSに定められている様々な要件の対象となっているため、この項には、分野横断的な基準であるESRS 2と関係のあるあらゆる重要性がある開示事項が含まれている。

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 SBM-1、ESRS 2 SBM-3、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 MDR-M、ESRS E1-4

サステナブル・ファイナンスは、ドイツ銀行のCompete to Win戦略を下支えしているサステナビリティ関連の柱に4つある要素のうちの一つであり、この分野においてグローバル市場のリーダーになるという当行のコミットメントを表している。ドイツ銀行は、その顧客が、自国でも他国でも持続的な成功を収め、必要な資金を調達できるよう尽力しており、そのサステナブル・ファイナンスに関する専門知識を武器に、顧客との戦略的な関わりをさらに深めている。このためサステナブル・ファイナンスは、ドイツ銀行のグローバル・ハウスパンク戦略において重要な要素となっている。

ドイツ銀行の2020年度以降におけるサステナブル・ファイナンス取引高の実績は、当行が、高まるサステナブル・ファイナンス需要に応えられるよう献身的に努力している事実の表れである。この努力には、顧客のニーズを理解すること、気候関連商品を開発すること、支援組織の体制を確立すること、アーリー・サクセス指標を定めること等が含まれている。これらの努力を重視する方法で、ドイツ銀行は、その戦略的優位性や財務的優位性を活かして顧客の脱炭素化に向けた取組みを支援するという顧客との戦略的提携を世界的に強化することを計画している。さらにドイツ銀行は、気候変動適応策や、顧客による低炭素ビジネス・モデルへの移行の支援に資する投資を促し、融資を行う方法、また炭素集約的な業界や、気候への影響が著しい地域を対象としたサステナブル・ファイナンスやESG投資に厳格なデュー・ディリジェンス方針を適用するという方法により、短中期的には環境や社会に正の影響をもたらすことができる。

上記の施策に沿って行動することにより、ドイツ銀行は、顧客や投資家が好むサステナブルな商品やサービスの変化により新たに生まれる業務の機会を獲得することを目指している。また当行は、気候変動適応に資するサステナブル・ファイナンス商品も開発している。この取組みは、ドイツ銀行がサステナブルな未来の実現に向け努力していることを示すため、欧州委員会のアクション・プランやパリ協定とも整合させている。ドイツ銀行は、サステナブル・ファイナンスにおけるソート・リーダーシップの発揮を通じて、気候変動適応や気候変動リスク軽減を含む環境的および社会的な対応は喫緊の課題であるという切迫感を、顧客や他のステークホルダーに対し示すことができている。

ドイツ銀行は、2022年度末までにサステナブル・ファイナンスとESG投資の額を2,000億ユーロとし、累計を2,150億ユーロにするという前倒し目標を凌ぐ成果を上げたため、現在では、2025年度末までにサステナブル・ファイナンスとESG投資の額を5,000億ユーロにできるよう努力している。ドイツ銀行は、2024年度において、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークとESG投資フレームワークに定められているようなサステナブル・ファイナンスとESG投資の取引増を達成した。同年度末における増分は930億ユーロとなり、（アセット・マネジメント（DWS）の実績を除いた）累計は3,730億ユーロとなった。この取引高に加え、2024年度においてアセット・マネジメント（DWS）が報告したESG関連資産運用残高は、2023年度から290億ユーロ増加して、1,630億ユーロであった。

以下は、ドイツ銀行が2024年度中に達成したいいくつかの成果である。

- 2024年1月：サステナブル・ファイナンス・フレームワークの更新版を公表。2つのソーシャル・アセット・カテゴリーを設ける方法でグリーン金融商品フレームワークを拡大したものであるサステナブル金融商品フレームワークを公表。
- 2024年6月：2023年度版グリーン金融商品報告書を公表。この報告書には、ドイツ銀行のグリーン資産プールおよび負債に関する配分報告と影響報告が含まれている。
- 2024年7月：額面価額が500百万ユーロであるドイツ銀行初のソーシャル・ボンドを発行。
- 2024年11月：ドイツ銀行ESG投資フレームワークを公表。

ガバナンス

ESRS 2 MDR-P

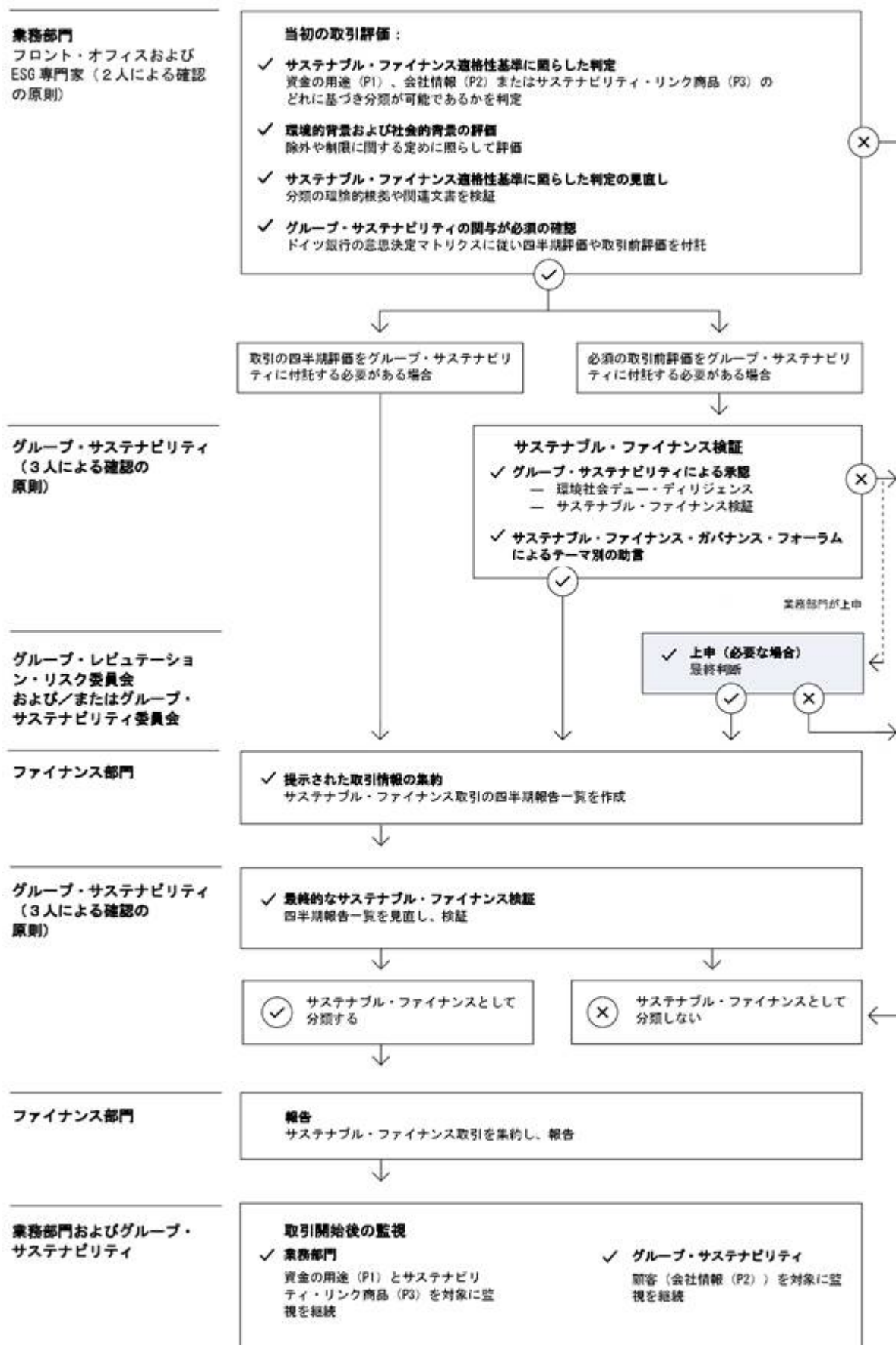
2020年度に導入され2024年度に更新されたドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークには、ドイツ銀行が行う取引や、提供する特定の金融商品およびサービスをサステナブルなものとして分類することに関する方法や手順が定められている。当該フレームワークには、当該分類のロジック、適格性に関するパラメータや基準、適用される環境社会デュー・ディリジェンス要件、検証や監視のプロセス、固有のトピックに関する追加情報が明記されている。当該フレームワークは、フレームワーク内に別段の定めがない限り、ドイツ銀行グループ全体に適用され、各拠点におけるドイツ銀行の法人形態に関わらず、世界中のあらゆる拠点を拘束する。当該フレームワークの活用には、目標設定、意思決定、遵守強制およびステークホルダーからの信頼が不可欠である。

2024年2月に公表されたサステナブル・ファイナンス・フレームワークの更新版には、初公表以降に市場関係者から収集したインサイトが反映されている。この更新版では、個々のサステナブルな環境および社会を実現するためのファイナンス業務

に関するより詳しい情報が含まれており、進化する規制を踏まえてサステナブル・ファイナンスの適格性基準が刷新されている。

以下の概要図には、サステナブル・ファイナンスの検証プロセスが図示されている。取引は、グループ・サステナビリティが、サステナブル・ファイナンス・フレームワークに沿った取引として分類した場合に限り、ファイナンス部門が該当取引として報告できるものとなり、サステナブル・ファイナンスとESG投資の額を5,000億ユーロにするという当行の目標に係る実績としてカウントされる。

サステナブル・ファイナンス分類プロセスの概要図



コーポレート・バンクとインベストメント・バンクでは、フレームワークに照らした検証を、取引ごとに、3人による確認の原則に従って実施している。コーポレート・バンクとインベストメント・バンクによる検証の結果は、統計値の形で下表に表示されている。

サステナブル・ファイナンス・フレームワークに基づき評価された取引（コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク）

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
最終判断が下された取引の数	1,219	831
うち、承認された取引	1,076	711
パラメータ 1 - 資金の用途	765	482
パラメータ 2 - 会社情報	121	107
パラメータ 3 - サステナビリティ・リンク商品	190	122
うち、否認された取引	140	116
うち、関連委員会に判断が付託された取引	3	4
うち、承認された取引（注 1）	3	3
うち、否認された取引	0	1

（注 1）2024年度の承認件数である 3 件は、企業の数で、個別の取引数ではない。これらの企業は、グループ・サステナビリティ委員会が承認した。

プライベート・バンクに関しては、フレームワークに照らした検証が、プログラムごとまたは取引ごと（どちらか受当な方）に実施されている。プログラムは、ドイツ銀行の内部管理システムを通じて定期的にレビューおよび監視されている。

ドイツ銀行が資金源または促進者であるサステナブル・ファイナンスに対する貢献の度合いは、金融、債券発行、マーケット・メイキングおよび投資（ドイツ銀行年金制度資産への拠出を含む。）カテゴリーにおける実績の測定慣行として業界内で確立されている慣行に基づき計算および報告される。金融および債券発行に関する報告は、報告期間中の新規業務と、2020年度以降の累計に基づき行われる。報告方法は、組成における当行の役割に応じた表示を用いた方法で、この表示と、ドイツ銀行の貸借対照表に表示されているコミットメントに必ずしも相関はない。当行のサステナブル・ファイナンス取引高に配分されている額は、取引における当行の役割に応じて決定されている。当行の役割がアレンジャーの場合、当行のサステナブル・ファイナンス取引高は、取引の額面総額を、マンドートを付与された（組成依頼を受けた）リード・アレンジャー、リード・アレンジャーまたはアレンジャーのうち、当行が果たしている最上位の役割の総数で除する方法により計算される。ドイツ銀行の役割はこれらのいずれでもない場合、当行のサステナブル・ファイナンス取引高に配分される額は、サステナブル・ファイナンス目標に係る実績としてカウントされる。マーケット・メイキングに関する報告は、適格債券在庫量の年間平均に基づき行われる。投資に関する報告は、期末現在の運用資産および年金制度資産に係る株式の公正価値に基づき行われる。

サステナブル・ファイナンス・ガバナンス・フォーラムは、上記取引の実施に関する意思決定や、フレームワークに基づく検証の実施を支援しており、当行の全般的なサステナビリティ・ガバナンスの一部となっている。このフォーラムは、グループ・サステナビリティ責任者が議長を務めている。このフォーラムのメンバーには、サステナブル・ファイナンス・フレームワークの定義や商品分類を解釈し、それらの適用方法を示す任務がある。

ドイツ銀行は、2024年度中に、ESG投資フレームワークも公表した。このフレームワークには、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資の目標に関する状況において各投資をESG投資として報告するために満たすべき基準や行うべき評価のプロセスが定められている。ESG投資フレームワークは、当行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークを補完するものである。ESG投資フレームワークは、当行の目標に関する状況で、金融商品やマネージド・ポートフォリオを、運用資産として報告されるものに分類するための一貫した方法を設けることを目的とするものである。このフレームワークは、プライベート・バンクの顧客に代わって保有している金融商品や、当行の一任勘定のポートフォリオ管理事業に適用される。加えて、このフレームワークは、ドイツ銀行の年金制度管理にも適用される。

アセット・マネジメント（DWS）は、独自のサステナビリティ戦略を設けており、環境や社会への配慮に関する固有の方針に従っているため、ドイツ銀行のESG投資フレームワークの対象外となっている。

プライベート・バンクが、DWSの運用下にある運用資産として適格な投資商品を提供する場合、当該商品は、2種類の独立した適格商品となるため、プライベート・バンクとアセット・マネジメント（DWS）双方の運用資産として報告される。

研修および認知度向上

ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行は、特に、認知度や関心の向上に資する機会を設ける方法で、サステナビリティ項目に関するトピックに係る専門知識を全従業員に浸透させることを目指している。当行では、どの従業員も、サステナビリティ項目に関するトピックが財務に及ぼす影響について理解し、政府および規制当局がサステナビリティに関する課題に対応する際に経る手順や、当該課題が業務や顧客にもたらす影響の度合いについて把握しておくことが不可欠であると考えている。チーフ・サステナビリティ・オフィスは、当行のサステナビリティ戦略に関する各業務部門の認知度を高めるうえで重要な役割を果たしている。当行は、2024年度において、関連業務部門（コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク）を対象とした研修を実施し、更新されたサステナブル・ファイナンス・フレームワークに含まれる変更点や改良点について説明した。この研修は、当行内部

の研修プラットフォームに統合されており、当行内の全従業員が受講できる。加えて各業務部門は、2024年度において、以下のような部門固有のサステナビリティ研修プログラムを設けた。

- コーポレート・バンクは、高排出量セクターに焦点を当てたセクター固有の詳細説明を実施した。さらに、すべての顧客対応従業員を対象とする、ドイツ銀行のサステナビリティ戦略、規制環境の概要、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワーク、法人顧客や顧客と当行の関係におけるサステナビリティの重要性や、サステナビリティが、当該顧客や関係にもたらす影響、サステナブル金融商品の概要、顧客による、よりサステナブルな業務に向けた取組みの支援方法といった事項の学習に特化したサステナビリティ研修コースを設けた。
- インベストメント・バンクの債券および為替事業は、事業内の全従業員を対象とする、サステナビリティの主要な側面に関する研修を継続した。当該研修には、サステナブル・ファイナンス・フレームワークに関する研修、脱炭素社会への移行やネットゼロに関する研修、気候変動リスク（自然関連リスクを含む。）に関する研修、更新された方針に関する研修（海洋関連の環境社会デュー・ディリジェンスや気候変動リスク評価に関する研修を含む。）が含まれている。
- インベストメント・バンクのオリジネーションおよびアドバイザー事業は、資本市場、プライベート・マーケットならびに合併および買収におけるサステナビリティといった内容のサステナビリティ関連研修や、脱炭素社会への移行の道筋、気候変動リスクや関連規制といったサステナブル・ファイナンスの側面に関するサステナビリティ関連研修を実施した。またオリジネーションおよびアドバイザー事業の従業員に対しては、取引組成段階で実施すべき信用リスク関連の強化されたデュー・ディリジェンスと関係のある自然関連リスクや物理的リスクに関する研修も実施された。
- プライベート・バンクは、顧客のサステナビリティに関する希望を満たすことと、プライベート・バンクの商品やサービスを、サステナビリティ固有の要件を満たせるものにするを目標とした、サステナビリティに関する研修をその従業員に対して実施した。この研修は、規制当局の要求に関する学習も含んでおり、その内容の強化に焦点を当てたキャンペーンやネットワーキング機会により強化されている。当該キャンペーンや機会の具体例には、2024年度中にウェルス・マネジメント・ドイツにて活動が強化され、30を超える地域別チームがESGに関する会合を実施した「ESGアンバサダー」ネットワーク等がある。加えて、「販売におけるサステナビリティ」と題する対話の形式が拡大され、販売における、特にエネルギー効率の向上に焦点を当てたサステナビリティ・イニシアチブの実施に関する経営陣向けワークショップや50超のウェビナーが追加された。
- アセット・マネジメントについてはDWSが、総合的なESG教育フレームワークを設けている。これは、金融サービス業界やDWSと関係のある主要なESGトピックに関する、録画版および冊子版の研修教材を用いた全社教育のフレームワークである。加えてDWSは、環境・社会・ガバナンス・アナリスト認定の付与プラットフォームも設けており、2024年12月31日現在では、381名のDWS従業員が当該認定を取得している。

目標達成に向けた進捗

ESRS 2 MDR-T、ESRS E1-4

ドイツ銀行は、2020年度以降、サステナブル・ファイナンスおよびESG投資の目標を、その戦略的計画に統合している。当行のアプローチは、その粒度、短期集中、透明性や測定可能性が特徴で、各目標は、複数年の計画期間にわたり業務別に細分化されている。各目標の達成に向けた進捗は、説明責任を果たすため、四半期および年に1回の頻度で関連ステークホルダーに報告および共有されている。当行の報告は、主業務および副次的業務レベル、影響領域別ならびに顧客別の3次元である。報告内容は、外部の広く一般に認められた基準（特に、国際連合が策定した持続可能な開発目標）と紐付けられている。この綿密な、財務計画、運営および報告のアプローチは、ドイツ銀行が、そのサステナブル・ファイナンスとESG投資の額を5,000億ユーロにするという目標の達成に向け努力している事実の表れである。

ドイツ銀行は、2024年度において、（アセット・マネジメント（DWS）の実績を除いた）累計で3,730億ユーロのサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高を達成した。この取引高には、2020年1月1日以降に実施された金融、債券発行、マーケット・メイキングおよび投資に係る取引高やドイツ銀行年金制度資産への拠出額が含まれている。年金制度資産への拠出額は、2024年度第3四半期以降、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告されている。さらに当行は、2024年度第4四半期以降、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

加えて、2024年度においてアセット・マネジメント（DWS）が報告したESG関連資産運用残高は、2023年度から290億ユーロ増加して、1,630億ユーロであった。

ドイツ銀行は、2024年度において、2023年度の増分である640億ユーロよりも多い930億ユーロの、サステナブル・ファイナンスとESG投資の取引増（アセット・マネジメント（DWS）の実績を除いた増分）を達成した。これは、主に、グローバル資本市場の好況により発行市場での発行業務が好調に推移したためである。マクロ経済的不確実性、地政学的不安および高金利環境が続く現状においても、2024年度における金融取引高の増分は、2023年度における当該増分を上回った。プライベート・バンクの運用資産に係る取引高の増加は、主に、投資商品全般に関する市場が好調に推移したことや、一任勘定のポートフォリオ管理において新たな業務の取引高が増えたことによるもので、前年度の増分は、他商品からESG投資商品への転換が想定を上回ったことによるものであった。

コーポレート・バンク、債券および為替事業やオリジネーションおよびアドバイザリー事業を含むインベストメント・バンク、ならびにプライベート・バンクとコーポレートおよびその他の貢献については、下表にまとめられている。個々の業務の進捗に関する詳細は、対応する各項に記載されている。主なハイライトは、ドイツ銀行の、サステナブル・ファイナンス領域に属する様々な部門や商品全般がもたらすグローバルな影響を示すためのものである。

サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - 業務別の累計取引高

2024年12月31日現在

単位：十億ユーロ（注１）	資金調達	発行	マーケット・メイキング （注２）	運用資産 （注３）	年金制度資産 （注４）	合計
コーポレート・バンク	70	0	0	0	0	70
インベストメント・バンク	71	153	1	0	0	224
債券および為替	61	47	1	0	0	109
オリジネーションおよびアドバイザリー	10	106	0	0	0	116
プライベート・バンク	15	0	0	53	0	68
コーポレートおよびその他	0	0	0	0	10	10
合計	156	153	1	53	10	373

（注１）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注２）2024年度第４四半期以降、当行は、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

（注３）期末現在の株式価値。

（注４）期末現在の株式価値。2024年度第３四半期以降、当行は、年金制度資産への拠出額を、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

2023年12月31日現在

単位：十億ユーロ（注1）	資金調達	発行	マーケット・メイキング （注2）	運用資産 （注3）	年金制度資産 （注4）	合計
コーポレート・バンク	53	0	-	0	-	53
インベストメント・バンク	53	114	-	0	-	167
債券および為替	44	34	-	0	-	78
オリジネーションおよびアドバイザリー	9	80	-	0	-	89
プライベート・バンク	13	0	-	46	-	59
コーポレートおよびその他	-	-	-	-	-	-
合計	119	114	-	46	-	279

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）2024年度第4四半期以降、当行は、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

（注3）期末現在の株式価値。

（注4）期末現在の株式価値。2024年度第3四半期以降、当行は、年金制度資産への拠出額を、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

ドイツ銀行の目標を、環境への好影響として具体化するための取組みにおいては、その検証に活用できる外部基準を活用することが不可欠であるとドイツ銀行では考えているため、当行では、その進捗を、国際連合が策定した持続可能な開発目標に代表される、外部の広く一般に認められた基準と紐付けて検証している。このため当行は、資金調達業務、発行業務およびマーケット・メイキング業務が、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに定められている15の持続可能な開発目標の達成にどの程度貢献するものであるか評価を続けている。2024年度の取引高増分の合計である930億ユーロに占める資金調達業務、発行業務およびマーケット・メイキング業務に係る増分は、770億ユーロであった。当行は、各取引を持続可能な開発目標と紐付けているが、状況によっては、取引のカテゴリーが重複しており明確に分離されていないという理由で一つの取引が複数の目標と紐付けられている場合がある。

持続可能な開発目標の達成に対する貢献度

持続可能な開発目標



（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

コーポレート・バンク

概要

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 SBM-1

コーポレート・バンクは、顧客による日々の資金調達業務を支援する中核的な存在で、そのグローバルな事業展開およびソリューションや、各国市場に関する専門知識を活かして、変革を推進している。脱炭素社会への移行パートナーとして、コーポレート・バンクは、その包括的なサステナブル・ファイナンスにより一連の財源を提供する方法により、顧客のあらゆるセクター別バリュー・チェーンが、各々の戦略的目標を達成できるよう支援している。コーポレート・バンクは、そのセクター別サステナビリティ関連業務を、絶えず変化する顧客のニーズを満たし、顧客の成長を加速できるものへ継続的に改善している。

コーポレート・バンクでは、多国籍企業を含むすべての法人顧客層を対象にサービスを提供し、中規模企業およびビジネス・バンキング顧客セグメントに焦点を当てた事業を営んでいる。あらゆる部門や商品に係るESGの専門家のグローバル・ネットワークを通じて様々な専門知識やサステナブル・ファイナンス・ソリューションの包括的なラインナップを提供することにより、コーポレート・バンクはその顧客を支援している。コーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス顧客向けソリューション・チームには、業界固有のサステナブル・ファイナンスに関する専門知識を提供する役割、顧客の取組みを世界的に支援する役割、主要なサステナブル・ファイナンスのテーマについてソート・リーダーシップを発揮する役割、内外ステークホルダーとの関わりを主導する役割、関連資料や研修を開発する役割、コーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス戦略に沿った取組みの実施を推進する役割がある。コーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス・グローバル責任者は、フランチャイズによるサステナブル・ファイナンス戦略に沿った業務を推進しており、コーポレート・バンク執行委員会のメンバーである。

コーポレート・バンクは、水素活用やエネルギー貯蔵ソリューションといった新興エネルギーへの転換が絡むセクターを対象としたアセット・ファイナンス業務やプロジェクト・ファイナンス業務を通じて、再生可能エネルギー活用や関連インフラの拡大を可能にしており、サービスとしてのアセット分野でエネルギー効率の向上を推進している顧客の資金調達能力強化も可能にしている。コーポレート・バンクは、ドイツの「中小企業」や同族企業が頼れるESG銀行となることを目指しており、幅広いサステナブル・ファイナンス商品や、一般的な金融ソリューションの枠を超えるソリューションを提供している。また顧客のニーズを満たせるよう、当該商品やソリューションを継続的に拡充している。

コーポレート・バンクは、以下のように、サステナブル・ファイナンス商品およびサービスの包括的なラインナップを提供している。

- コーポレート・バンクの戦略的法人貸出業務では、主に多国籍企業である顧客への融資に焦点を当てている。ポートフォリオには、顧客がそのサステナビリティ戦略と資金調達を連動させることを可能にする、サステナビリティ・リンク・リボルビング・クレジット・ファシリティが含まれている。2024年度におけるコーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス取引高に対し戦略的法人貸出業務が貢献した額は、合計で70億ユーロであった。
- コーポレート・バンクのトレード・ファイナンスおよび貸出（TF&L）業務は、様々なオンおよびオフ・バランス・シート金融商品を提供しており、その範囲には、サステナビリティ・リンク・リボルビング・クレジット・ファシリティやドキュメンタリー・トレード・ファシリティ、サプライ・チェーン向けソリューション、グリーン・ローン保証、長期的なインフラ・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等が含まれている。2024年度におけるコーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス取引高に対し、TF&Lがその様々な副次的商品を通じて貢献した額は、合計で100億ユーロであった。
- コーポレート・バンクの、アメリカ合衆国におけるコミュニティ開発ファイナンス・グループは、低／中所得コミュニティの人々が手頃な価格で入手できる住宅の建設および保全、限られた資金しか調達できない小規模事業、正の社会的影響を創出することを目指しているファンドに対する投資を支援している。2024年度におけるコーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス取引高に対しこの事業部門が貢献した額は、合計で90億ユーロであった。

当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - コーポレート・バンク（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）

	2024年12月31日現在	2024年度の貢献額	2023年12月31日現在
資金調達	70	17	53
発行	0	0	0
マーケット・メイキング（注2）	0	0	-
運用資産（注3）	0	0	0
年金制度資産（注4）	0	0	-
合計	70	17	53

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

(注2) 2024年度第4四半期以降、当行は、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

(注3) 期末現在の株式価値。

(注4) 期末現在の株式価値。2024年度第3四半期以降、当行は、年金制度資産への拠出額を、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

コーポレート・バンクのサステナブル・ファイナンス累計額は、2024年度末現在で700億ユーロであった。2024年度におけるファイナンス取引高の増加額は170億ユーロで、そのすべてが、貸出金および貸出枠（ファシリティ）の増加分であった。また前年度における増加額は140億ユーロであった。当該170億ユーロのうち、100億ユーロは、サステナビリティ・リンク法人向け貸出金および貸出枠（ファシリティ）における増加分であった。マクロ経済的不確実性や地政学的不安が続く現状においても、コーポレート・バンクは、サステナブル・ファイナンス取引高を年々増加させてきた。この成長は、顧客がよりサステナブルなビジネス・モデルに移行してその戦略的目標を達成できるよう支援することに対しドイツ銀行が献身的に取り組んでいることの表れである。

ハイライト

コーポレート・バンクは、2024年度中に幅広いサステナブル・ファイナンス取引を手掛け、顧客の戦略的移行パートナーとして適した立場にあることを明示した。主なハイライトには以下が含まれている。



ドイツ銀行は、Engie ANZが進めている250 MWソーラー・ファームの開発を支援するため、オーストラリアのGoorambat East Solar Farmに対して209百万ユーロのデッド・ファシリティおよび銀行保証ファシリティを供与した。ドイツ銀行は、この取引において、最初の資金供与者、銀行保証ファシリティ供与者およびヘッジ供与者を務めた。このプロジェクトでは、ヴィクトリア州のおよそ105,000世帯に供給される電力が生成されるため、このプロジェクトにより、同州におけるエネルギーの安定供給体制は大幅に強化される。



ドイツ銀行は、500百万ユーロの輸出信用機関保証付貸出をSalzgitter Groupに対して実行した。当行は、同グループにとっては唯一のサステナビリティ・コーディネーター、マンドートを付与された共同リード・アレンジャーおよび貸出人を務め、同グループによるグリーンな鉄鋼製造への転換を可能にした。当該転換が完了すると、ドイツにおける二酸化炭素（CO₂）排出総量が1%削減される見込みである。



ドイツ銀行は、Siemens Energyに対し、合計が120億ユーロ（ドイツ銀行の最終的な責任額は合計で10億ユーロ）である2件のサステナビリティ・リンク協調保証ファシリティを供与した。ドイツ銀行は、唯一のコーディネーター、ブックランナーおよび共同引受人を務めた。この取引は、市場における過去最大の協調保証ファシリティで、Siemens Energyが、グローバル・エネルギー移行において主導的な役割を維持している事実を明示している。



ドイツ銀行は、Stegra（旧H2 Green Steel）がスウェーデンにて行うグリーン鉄鋼製造工場建設プロジェクトに係る40億ユーロのプロジェクト・ファイナンスにおいて、マンドートを付与されたシニア・リード・アレンジャーおよびヘッジ銀行を務めた。このプロジェクトは、温暖化ガス排出源の排除が困難な業界における脱炭素化において重要なマイルストーンとなるものである。Stegraは、包括的なデジタル化、再生可能電源からの給電、石炭に代わるグリーン水素の活用により、二酸化炭素（CO₂）排出量を、従来型の鉄鋼製造と比べて95%削減することを目指している。

インベストメント・バンク

債券および為替

概要

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 SBM-1

債券および為替事業は、その専門知識を活かして、急速に高まっている顧客のサステナビリティに関するニーズを満たすことができる商品を企画、組成および提供するための商品改革を実施している。債券および為替事業が掲げている4つの主な目標は、投資家と発行体をつなぐ方法で顧客を支援すること、サステナブル・レンディングを増やすこと、顧客のエネルギー移行の取組みを支援すること、商品ラインナップを拡充することである。

債券および為替事業におけるESG対応は、同事業におけるESGおよびサステナブル・ファイナンス・グローバル責任者が主導しており、この責任者の責任には、同事業内でのESG関連実務を監督する責任、サステナブル・ファイナンス商品ラインナップを強化する責任、顧客との関係や顧客の戦略を強化する責任、脱炭素化目標を達成できるように業務活動を指揮する責任が含まれている。債券および為替事業のESGソリューション責任者は、同事業におけるESGおよびサステナブル・ファイナンス・グローバル責任者直属のリーダーで、同事業の業務にESG対応を組み込む責任、当行グループ全体レベルの管理機能と、業務レベル管理機能をつなぐ責任、グリーンな取引、社会的取引、サステナブルな取引およびサステナビリティ・リンク取引や、ESGがテーマである他の債券商品を開発して顧客を支援する責任を負っている。

上記の主要な担当者に加え、債券および為替事業のESGソリューション・チームと連携している、ESG対応およびサステナブル・ファイナンスの中核的事項に関する各分野の専門家のグループも、同事業におけるESG対応を支援している。さらに当該専門家は、債券および為替事業の各領域に関するESG専門家ネットワークの支援を受けている。

2024年度には、グローバル・ファイナンスおよびクレジット・トレーディング事業におけるサステナブル・ファイナンス取引高が、合計で150億ユーロ増加した。この増加は、2023年度から続いているもので、金融サービス提供者向けにサステナビリティ・リンク取引の増加や、資金の用途が再生可能エネルギーである取引の増加を示している。

金利事業は、サステナブル・ボンドやサステナブル・ローンの発行体に対し、リスク管理ソリューションを提供している。またこの事業は、米国にて、手頃な価格の住宅や高齢者向けケア・ホームに係るローンや債券を発行し、これらに投資している。2024年度におけるドイツ銀行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高に対し金利事業が貢献した額は、130億ユーロであった。取引高の主な源泉は、ドイツ銀行がサステナビリティ・ディープ・ダイブにて示した、欧州ソーシャル・ハウジング市場における事業拡大目標に従い当該拡大が図られたことであった。金利事業は、2024年度において、31の仕組グリーン・ボンドおよび仕組グリーン債も発行した。

グローバル・エマージング・マーケット事業は、革新的で受賞歴もある、グローバル顧客向けのサステナビリティ・リンク金融およびリスク管理ソリューションを構築および提供する方法を用いた新規性のあるサステナビリティ・ソリューションの開発において、強力な事業を展開している。概して、2024年度における当行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高に対しグローバル・エマージング・マーケット事業が貢献した額は、30億ユーロであった。

グローバル外国為替事業は、サステナビリティ・リンク・デリバティブのパイオニアで、顧客のニーズや要求に応えることができる革新的ソリューションを構築している。ドイツ銀行は、顧客がそのサステナビリティ戦略をヘッジ戦略と整合させることができるよう顧客を支援する方法で、この事業における革新を継続することを目指している。

当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - 債券および為替（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）	2024年12月31日現在	2024年度の貢献額	2023年12月31日現在
資金調達	61	17	44
発行	47	13	34
マーケット・メイキング（注2）	1	1	-
運用資産（注3）	0	0	0
年金制度資産（注4）	0	0	-
合計	109	31	78

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）2024年度第4四半期以降、当行は、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

（注3）期末現在の株式価値。

（注4）期末現在の株式価値。2024年度第3四半期以降、当行は、年金制度資産への拠出額を、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

2024年度末現在の、債券および為替事業におけるサステナブル・ファイナンス取引高累計は、1,090億ユーロであった。2024年度において、債券および為替事業は、310億ユーロのサステナブル・ファイナンス取引高増加に貢献した。2023年度の貢献額

は200億ユーロであった。2024年度第4四半期以降、インベストメント・バンクは、マーケット・メイキング取引高を、サステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。マーケット・メイキング取引に関する報告は、国際開発金融機関発行適格債券在庫量の年間平均に基づき行われる。2024年度においては、サステナブル・ファイナンス取引高への貢献内容が2023年度と比べて変化し、デジタル・インフラ資産絡みの取引高が総体的に減少した一方、金融サービス（いくつか例を挙げると、サステナビリティ・リンク・ローン、ファンドによる資金調達の支援、SME転貸等）取引高は大幅に増加し、2023年度比での増加につながった。高金利環境も、市場での新たな貸出しや借換えを後押しした。2024年度には、債券および為替事業のサステナブル証券化取引高が415百万ユーロに達し、当行グループのサステナブル・ファイナンス目標に貢献した。この415百万ユーロの86%は、国際資本市場協会（ICMA）の原則に基づく分類またはセカンド・パーティ・オピニオンのいずれかまたは双方の取得により、外部機関により検証を得た。債券および為替事業が2024年度においてサステナビリティ・リンク法人向けローンに貢献した額は、20億ユーロであった。

ハイライト



UPP Group Holdings Ltd：ドイツ銀行は、この会社に対しサステナビリティ・リンク・ローンを実行した唯一の貸出人であった。このローンは、期間が3年、額面価額が130百万ユーロで、二酸化炭素削減、水消費量削減および生物多様性ネット・ゲインの増加に関するKPIの年間目標の達成度に応じてローンの経済条件が変動（割引／ペナルティ等）するものである。UPPは、英国では最大手の、大学および学術機関内学生寮および職員用住宅の供給業者である。調達資金は、学生寮資産に対する新規投資、建設中の資産に係る信用状、運転資本、および法人営業全般に用いられる。このローンは、英国では新生の、生物多様性ネット・ゲインに関する規制を踏まえたKPIが設けられた、英国では初となるサステナビリティ・リンク・ローンの一つである。

REDAPTIVE



Redaptive：ドイツ銀行は、2023年7月に、117百万ユーロの初回コミットメントを組成および引き受けた後、Redaptiveの事業拡大に必要な117百万ユーロの調達をアレンジした。Redaptiveは、サービスとしてのエネルギー効率の大手提供業者で、エネルギー削減およびエネルギー生成装置の設置に資金を投じている。Redaptiveのプログラムは、世界で最も洗練された組織の多くが、そのあらゆる不動産ポートフォリオにおいて、浪費エネルギーの削減、コストの最適化、二酸化炭素排出量の低減、サステナビリティ目標の達成を行うのに役立っている。



Health and Happiness International (H&H)：インベストメント・バンクのFICは、栄養管理やウェルネスに関する事業を展開しているグローバル企業のHealth and Happiness International (H&H)が、そのサプライ・チェーンにおけるサステナビリティを推進する方法でESGに関する認定等を強化することを目的として調達した505百万ユーロのサステナビリティ・リンク・ローンに関して、マンドートを付与されたリード・アレンジャー、引受人およびブックランナーを務めた。ドイツ銀行が、このローンの条件を、H&Hによる、再生可能電力、サステナブルな梱包およびサプライヤーとの関わりに関する基準の充足と連動させるためにこのローンに組み込んだKPIは、科学的根拠に基づく目標の達成を見据えたイニシアチブ（SBTi）の提言に沿って策定された。



QUARTERBACK：ドイツ銀行は、同社に対し、簡単に設置可能なソーラー・パネル・プロジェクトに必要な125百万ユーロを調達するためのリボルビング・アクイジション・ファシリティを実行した単独レンダーであった。QUARTERBACK Immobilien AG（以下「Quarterback」という。）は、ドイツに本部があり、30年の不動産開発歴もある経験豊富なスポンサーで、最近では、

再生可能セクターへの業務拡大を進めている。この取引は、Quarterbackが、最大で2GWのエネルギーを再生できる可能性を秘めた設備を取得し、ドイツの再生可能エネルギー・セクターにおける発展を推進できるよう支援するためのものである。

オリジネーションおよびアドバイザー

概要

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 SBM-1

オリジネーションおよびアドバイザー事業は、サステナブル・ファイナンスと、より広範な環境・社会・ガバナンス関連問題が顧客の戦略的および財務的優先事項にもたらす影響の双方の観点から顧客を全体的に支援することを目指している。オリジネーションおよびアドバイザー事業は、顧客が、進化する規制や、変化する市場および投資家の好みへの対応を含むそのサステナビリティの取組みにおいて信頼できるパートナーとなることを目指しており、レジリエントでサステナブルな未来に向け取り組む顧客のパートナーとして行動している。

オリジネーションおよびアドバイザー事業は、2024年度において、ESG戦略およびESG転換に特化したチームを組織した。この業務体制強化により、商品別業務、地域別業務およびセクター別業務のすべてをより優れた形で支援し、サステナブル・ファイナンスや脱炭素社会への移行に関する顧客のニーズにより価値ある形で応えることが可能になった。

サステナブル・ファイナンスに関する顧客のニーズによっては、環境ファイナンスおよびトランジション・ファイナンスの側面や社会的側面を有するあらゆるESG債を介して顧客の資金調達を支援する必要がある。特にオリジネーションおよびアドバイザー事業は、2024年度の、ソーシャル・ボンド等の発行を介して顧客の資金調達を支援する業務において優れた実績を残した。さらに、オリジネーションおよびアドバイザー事業のESGソリューション・チームは、ドイツ銀行のサステナブル金融商品フレームワークの策定に貢献した。

オリジネーションおよびアドバイザー事業のESGソート・リーダーシップは、顧客や投資家グループと等しく関わる方法でサステナブル・ファイナンス戦略に沿った取組みを進めるのに重要な手段である。2024年度中に、この事業は、国連策定の持続可能な開発目標（国連SDG）と実情の差異が最も大きい国や地域に対しその差異を埋めるための資金が供給されるよう促すことを目的として、国際資本市場協会の影響開示タスク・フォースに参加した。オリジネーションおよびアドバイザー事業は、欧州レバレッジド・ファイナンス・カンファレンス、ロンドン気候週間中に開催された気候およびセキュリティ・カンファレンス、ならびにドイツ銀行が米国で開催した、航空機ファイナンスや航空機リースに関するカンファレンスにて、サステナビリティに関する議論を促した。さらに、オリジネーションおよびアドバイザー事業は、当行の金融機関グループを介して、第3回の、投資家と発行体をつなぐオンライン・イベントを欧州で開催した。最後に、この事業は、ニューヨーク気候週間の一環として開催された一連のイベントを共催した。

2024年度において、オリジネーションおよびアドバイザー事業は、全世界で、250億ユーロのサステナブル債発行取引を支援した。ドイツ銀行は、グローバル企業、金融機関および公的部門である顧客と連携し、初のESG債発行やESGローン取引といったサステナブル・ファイナンス取引を支援している。

投資適格債については、ドイツ銀行は顧客によるESG債発行を支援した。2023年度と2024年度の合算手数料収入ランキング表によると、ドイツ銀行は、投資適格ローンを除いたあらゆる債券商品の市場シェアが7%であったドイツ・オーストリア・スイス（DACH）においては第1位となり、当該市場シェアが4.2%であったEMEAにおいては第6位となった。

当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - オリジネーションおよびアドバイザー（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）

	2024年12月31日現在	2024年度の貢献額	2023年12月31日現在
資金調達	10	1	9
発行	106	26	80
マーケット・メイキング（注2）	0	0	-
運用資産（注3）	0	0	0
年金制度資産（注4）	0	0	-
合計	116	27	89

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）2024年度第4四半期以降、当行は、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

（注3）期末現在の株式価値。

（注4）期末現在の株式価値。2024年度第3四半期以降、当行は、年金制度資産への拠出額を、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

2024年度末現在のオリジネーションおよびアドバイザー事業におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高累計は1,160億ユーロであり、2024年度における取引高の増分は270億ユーロであった。オリジネーションおよびアドバイザー事業におけるサステナブル・ファイナンス取引高が増加したのは、グローバル資本市場の好況により発行市場での発行業務が好調に推移したためであった。

ハイライト



KfW：ドイツ銀行は、額面価額が30億ユーロで期間が5年であるKfWのグリーン・ボンドに関して共同主幹事を務めた。KfWは、この債券の発行により得た資金の全額を、「KfW起債グリーン・ボンド活用プロジェクト」フレームワークに従い新たな適格グリーン・プロジェクトの資金として使用する予定で、これについては、モーニングスター・サステナリティックスのセカンド・オピニオンを得ている。



TUI：ドイツ銀行は、額面価額が500百万ユーロであるTUIのサステナビリティ・リンク・シニア債に関して、リード・グローバル・コーディネーター、物理的ブックランナー（B&D）および共同ESGコーディネーターを務めた。この取引は、TUIの新たなサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに基づくもので、このフレームワークには、TUIの航空事業における具体的な排出量削減目標が定められている。



Continuum：ドイツ銀行は、額面価額が607百万ユーロであるContinuumの担保付シニア・グリーン債発行において、単独トップ・レフト主幹事、格付アドバイザー、グリーン債組成エージェントを務めた。この取引は、ドイツ銀行がトップ・レフト主幹事である同社向け連続資本市場取引における第4回目の取引であった。ダーク・グリーン格付というセカンド・パーティ・オピニオン（SPO）は、S&Pグローバル・レーティングにより付与されたものである。



コロンビア共和国：ドイツ銀行は、額面価額が12億ユーロで、償還期限が2035年と2053年である同国の米ドル建リオープン・ソーシャル債に関して共同ブックランナーを務めた。コロンビアは、特に、社会経済的な発展や、格差の是正、教育、平

和構築、雇用創生、生産促進、手頃な価格の住宅、基本的な行政サービスの可用性、食品、栄養失調のない社会、健康関連の行政サービスに焦点を当てた資金の調達や再調達を、そのグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナブル・ボンドに関するフレームワークに基づくボンドの発行により行っている。

プライベート・バンク

2024年度において、プライベート・バンクは、その業務を、2つの中核的な顧客セクター別業務である、パーソナル・バンキングと、ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングに再編し、顧客中心主義戦略に沿った長期的な取組みを強化した。その結果として、プライベート・バンクは、その顧客に対し責任ある銀行サービスを提供することを目指しており、顧客から信頼されるパートナーになりたいと考えている。プライベート・バンクは、厳選した国において、プライベート・バンキング業務やパーソナル・バンキング業務の顧客、富裕層の個人、事業主やその家族、法人顧客を対象に他行とは一味違うサステナビリティに関するアドバイスや幅広い金融サービスを提供している。

概要

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 SBM-1

資金調達業務

プライベート・バンクは、サステナブル・レンディングやサステナブル・ファイナンスに特化した様々な選択肢を顧客に提供している。貸出取引高は、環境的基準が社会的基準のいずれかを満たすものに限り、サステナブル・レンディングの取引高として報告されている。プライベート・バンクは、ドイツにて、全ブランドを対象とした商品およびサービスの拡充を継続し、住宅所有者に対し、エネルギー効率に関するEUの要件を満たすよう促している。

プライベート・バンクは、ドイツにて、その顧客に対し、ドイツ銀行の子会社であるBHW Bausparkasse AG (BHW AG)を通じて包括的なサステナビリティ商品パッケージを提供している。このパッケージには、特別な条件が付帯している「気候ローン」や、不動産取引仲介サービス、エネルギー効率専門家によるサービス、資金調達サービス、職人派遣サービスに代表される他のサービスが含まれている。BHWは、「Modernization made easy (誰でもわかる近代化)」と称するアドバイザリー・サービスを通じ、ドイツの建設ファイナンス・ポートフォリオ構成顧客による脱炭素化を支援するプラットフォームとして機能している。

ドイツのリテール顧客に提供している貸出の選択肢に加え、プライベート・バンクでは、ウェルス・マネジメント業務の顧客に対し、当該顧客がクリーン・エネルギー等への投資のために保有している商業用不動産、主に住宅用の不動産および自家運用投資ビークルに関するサステナブル・レンディングの選択肢を提供している。またプライベート・バンクは、電気自動車ローンや、貸出金の用途が、エネルギー効率等級が現地市場内で上位15%に属している住宅の購入に限定されたグリーン住宅ローン、インドの零細企業向けローン等を通じて、顧客によるサステナビリティ目標の達成も支援している。

投資業務

当行グループのESG投資フレームワークに従い、プライベート・バンクは、以下のアプローチを投資商品に適用している。

一任勘定のポートフォリオ管理では、MSCIのデータを活用し、当行グループのESG投資フレームワークに従って特定の業界を除外しており、ポートフォリオの基礎を成す有価証券は、MSCI公表の最低ESG格付以上のものでなければならないものとしている。一任勘定のポートフォリオ管理には、地域的な規制の要件に従い、委譲されている権限（マンドート）や投資一任運用（ラップ）対象資金の範囲内で選択する金融商品を、規制当局が定めているサステナビリティ特性を持つ商品にする責任も含まれている。一任勘定のポートフォリオ管理においては、サステナブルなソリューションを主要地域の全域で提供しており、2024年度においては、顧客需要の高まりに応じるため、債券商品のさらなる拡充により販売努力も強化した。また2024年度には、戦略的アセット・アロケーションの対象も拡大し、ドイツのプライベート・バンキング顧客やパーソナル・バンキング顧客を含めた。

プライベート・バンクのアドバイザリー対象一覧内にあるファンドについては、グローバル・ファンド・リサーチが、ESGファンドとしてみなされるための最低要件を満たすものかどうかを評価している。ESGファンドは、適格なESG戦略を設けている、MSCI公表の最低ESG格付以上のものであって、該当地域にて定められているサステナビリティ関連規制に準ずるものでなければならない。該当ファンドは、そのESG戦略の意図を判定するための追加の定期的なデュー・ディリジェンスを経た後に、アドバイザリー・プロセスの過程でESGファンドとして積極的に紹介される。2024年度においては、グローバル・ファンド・リサーチ・チームが、サブアセット・クラスに含まれる変動商品の積極的な調査を通じて、ESGファンド評価の取組みを継続した。プライベート・バンクの推奨一覧に追加するための既定の基準を満たしているESGファンドの数にはほぼ変動がなく、55のミューチュアル・ファンドと109の上場投資信託（2023年度は56のミューチュアル・ファンドと118の上場投資信託）であった。

オルタナティブ投資ファンドは、上記ファンド（ファンドのESG戦略の意図を判定するための追加の定期的なデュー・ディリジェンスを経た後に、アドバイザリー・プロセスの過程でESGファンドとして積極的に紹介されるファンド）について定められ

ている最低基準に従って分類され、ESG運用資産（AuM）取引高に含まれる。第3四半期には、ウェルス・マネジメント業務顧客向けの、クリーン・エネルギー移行に焦点を当てた第2のESGオルタナティブ投資ファンドが設立された。第1のESGオルタナティブ投資ファンドは2023年に設立された。

資本市場金融商品のESG関連アプローチは、国際資本市場協会（ICMA）のグリーン・ボンド原則と整合している。このため、第三者がウェルス・マネジメント業務の顧客に提供しているグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドは、ICMAが定めている4つの中核的な条件である、調達資金の用途条件、プロジェクト評価およびプロジェクト選定プロセスの開示条件、調達資金の管理条件ならびに配分の年次報告条件がすべて満たされている場合に、ESG金融商品としてみなされる。

当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - プライベート・バンク（累計取引高）

単位：十億ユーロ（注1）

	2024年12月31日現在	2024年度の貢献額	2023年12月31日現在
資金調達	15	2	13
発行	0	0	0
マーケット・メイキング（注2）	0	0	-
運用資産（注3）	53	7	46
年金制度資産（注4）	0	0	-
合計	68	9	59

（注1）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）2024年度第4四半期以降、当行は、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

（注3）期末現在の株式価値。

（注4）期末現在の株式価値。2024年度第3四半期以降、当行は、年金制度資産への拠出額を、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

2024年度末現在のプライベート・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高合計は680億ユーロで、貢献額は90億ユーロ（2023年度は120億ユーロ）であった。運用資産に係る取引高の増加は、主に、投資商品全般に関する市場が好調に推移したことや、一任勘定のポートフォリオ管理において新たな業務の取引高が増えたことによるもので、前年度の増分は、他商品からESG投資商品への転換が想定を上回ったことによるものであった。サステナブル・ファイナンスの増加は、主に、新たなサステナブル・レンディング取引や、既存取引における継続的な増加によるものであった。

ハイライト

プライベート・バンクは、ドイツにて、「Energy modernization（エネルギー近代化）」と称するコンサルティング・ユニバースを立ち上げた。これは、顧客、利害関係者およびコンサルタントに対し、「Modernization made easy（誰でもわかる近代化）」情報ウェブサイトを通じて基本的な情報、投資費用に関わる実務に役立つヒントやガイダンス、コスト削減の目安および可能な資金調達に関する情報を提供するものである。このユニバースは、ドイツ・エネルギー機関（DENA）やGHIに登録しているエネルギー効率専門家を郵便番号で検索できる機能を備えており、エネルギー効率関連サービス・プロバイダーであるFuchs & Euleと情報提供契約を優遇条件で交わしているほか、暖房、窓および扉交換に関する業者の情報（所定のウェブサイトから直接作業を予約できる機能を用いて作業を依頼できるオプションを含む。）を提供している。



欧州投資銀行（EIB）と協調する形で、ドイツ銀行とその子会社であるDeutsche Siedlungs- und Landesrentenbank AG（DSL）およびBHWは、標準金利より20ベーシス・ポイント低い優遇金利で「グリーン建設ファイナンス」を提供している。これは、ドイツにて、特定のエネルギー効率要件を満たす住宅を新築するか初めて購入する場合、または既存の住宅を当該要件を満たす住宅にリノベーションする場合に利用できる住宅ローンである。

インドの零細企業向けローンは、プライベート・バンクが、他の手段では資金を調達できない小規模企業に対し、政府保証付のローン制度を利用して資金を供与することを可能にしている。2024年度末までには、2,771件のターム・ローンとリボルビング・クレジット・ファシリティが実行され、合計で361百万ユーロが零細企業および小規模企業の顧客に供与された。

長期的には、顧客ポートフォリオの構成資産を、リスクとリターンの特性に基づき戦略的に配分することが重要である事実を踏まえ、2024年度においては、ドイツ銀行のESG戦略的アセット・アロケーション（以下「SAA」という。）ファンドの顧客を拡大し、ドイツのプライベート・バンキング顧客やパーソナル・バンキング顧客を含めた。2024年度においては、継続的な

顧客からの要望に応じるため、プライベート・バンクは、債券商品の販売努力を継続し、新たなユーロ建債券ファンドを2つ設立して商品を拡充した。

プライベート・バンクは、2024年度中に、ウェルス・マネジメント業務顧客向けの、第2のESGオルタナティブ投資ファンドを設立した。このファンドは、プライベート・マーケットの資産が果たす役割を正しく認識したうえで、クリーン・エネルギー移行に関する投資の機会を提供するものである。このソリューションは、欧州長期投資ファンド(ELTIF)の仕組みを介して欧州のリテール顧客にプライベート・エクイティ投資プラットフォームへのアクセス機会を提供しており、ドイツ銀行のESG投資フレームワークに沿ったESG投資特化型ソリューションである。

アセット・マネジメント

概要

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-T、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 SBM-1

2024年12月31日現在の運用資産額が1兆ユーロであるアセット・マネジメント部門は、DWSブランドで営業しており、多様な顧客基盤に含まれる世界中のリテール投資家や機関投資家に対しサービスを提供しているほか、当行の本国市場であるドイツでも強力な存在感を示している。規制対象資産運用会社であるDWSは、顧客の受託者として、社会的影響を意識しながら行動している。20年を超えるDWSの業務においては、責任ある投資が重要な要素となっている。

ESG運用資産

DWSのグローバルESGフレームワークに基づき、2024年度末現在では、以下の商品がESG運用資産(AuM)とみなされていた。

- アクティブ運用型流動金融商品：リテール・ミューチュアル・ファンドであって、「DWSのESG投資基準」を満たしているか、「サステナブル投資目標」のあるもの。また米国のミューチュアル・ファンドであって、ESG AuMと表示されており、ESG投資戦略に従うことを目指しているもの
- Xtrackers ETFであって、「DWSのESG投資基準」に匹敵する選別基準を適用しているもの、気候変動の移行に関するEUベンチマークとパリ協定に関するEUベンチマークに係るEUベンチマーク規則に従っている指標を追跡しているもの、または「サステナブル投資目標」のあるもの。また他のパッシブ運用型流動ファンドであって、ESG AuMと表示されているおよび/またはESG投資戦略に従うことを目指しているもの
- 機関投資家向けの投資一任流動ファンドもしくは特別ファンドまたはホワイト・ラベル金融商品であって、EUサステナブル・ファイナンス開示規則(SFDR)の適用対象であり、SFDRの第8条に従い、「DWSのESG投資基準」か、これに匹敵する、顧客に応じた別のESG投資基準を満たしている旨が報告されるもの、またはSFDRの適用対象であり、SFDRの第9条に従い報告されるもの
- 機関投資家向けの投資一任流動ファンドもしくは特別ファンドまたはホワイト・ラベル金融商品であって、SFDRの適用対象外ではあるが、特定の「サステナブル投資に関する一般的な業界標準やガイドライン」には従っているもの
- 非流動金融商品であって、SFDRの適用対象外であり、SFDRの第9条に従い報告されるもの
- 非流動金融商品であって、SFDRの適用対象外ではあるが、「サステナブル投資目標」はあるもの

DWSの欧州国籍アクティブ運用型リテール・ファンドの大半は、以下に示す「DWSのESG投資基準」または「DWSの基本的な除外基準」のDWSのESG基準のいずれか一つを引き続き適用する。

- 「DWSの基本的な除外基準」は、関連ファンドの投資方針に一定の除外事項を盛り込むためにDWSが用いている基本的なアプローチであり、この基準のみが適用されている金融商品は、2024年度のESG AuM値から除外されている。
- 「DWSのESG投資基準」は、「DWSの基本的な除外基準」より高度な除外基準で、この基準が適用されている金融商品は、2024年度のESG AuM値に含まれている。

ESG運用資産(AuM)

単位：十億ユーロ(注1)

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ESG AuM合計(DWSのESGフレームワークに準ずる値)	163	133

(注1) 四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

290億ユーロのESG AuM増加は、主に、市場の変動や資産の純増によるものであった。DWSは、自らの投資に占める、DWSのESG基準を満たしている投資の割合を明確化するためにESG AuMを報告している。この報告は、既存商品および新商品に対する投資の呼び込みや、既存の投資家による、非ESG商品投資からESG商品投資への乗換えの支援により、DWSのESG AuMを引き続き増加させるという2024報告年度の目標に沿ったものであった。

市場の変動や他の変数を踏まえ、DWSは、このESG AuMについて、固有の定量的な目標は設けなかった。DWSは、環境・社会・ガバナンスと関係のある運用商品について報告するためのアプローチの過程で、外部環境や規制環境の監視を継続する予定である。

流動資産

アクティブ運用業務においては、サステナビリティに関するリスクや機会が、各投資プロセスの、発行体に関する基本的な分析やポートフォリオ管理といった様々な段階で考慮されている。ESGインテグレーションに関する方針や手順は、アクティブ運用業務の対象である特定のサブアセット・クラスに適用されている。サステナビリティに関するリスクは、個々のポートフォリオの投資方針や、商品固有のサステナビリティ特性を踏まえて検討される。

アクティブ運用業務やパッシブ運用業務においては、DWSのエンゲージメント方針に、DWSは、どのような方法で、受託者として被投資会社と関わり、顧客の長期的な利益を追求するかを定めている。当該方針は、DWS Investment GmbHが、DWSグループに属するEMEA地域の他の企業がDWS Investment GmbHに委任したエンゲージメント業務を考慮して策定している。当該方針には、DWSのエンゲージメント・アプローチ、DWSが顧客と関わる際に基礎としているテーマ、DWSが関わる被投資会社を選ぶ方法、上申戦略が含まれている。さらに、当該方針には、エンゲージメント・リーダーやエンゲージメント評議会の役割や責任が定められている。DWS Investment Management Americas, Inc. (DIMA)、DBX Advisors LLC (DBX) およびRREEF Americas L.L.C. (RREEF)、またはDWSの登録投資顧問であって、米国外に拠点があり、DIMA、DBXまたはRREEF (以下「DWS US」という。) から委任を受け米国の顧客に対しサービスを提供している顧問に係るエンゲージメントは、DWSの管理下でない。

DWSのコーポレート・ガバナンスおよび議決権代理行使に関する方針の2024年度版には、DWSが、株主総会にて議決権を行使する際の決議案評価時に重要視している事項がまとめられており、DWSによる議決権行使に関する最新のガイドラインが含まれている。この方針には、DWSのコーポレート・ガバナンスに関する原則やコア・バリュー (取締役会の構成、執行役員の報酬、監査人および株主の権利等) が含まれており、これらは長年にわたり刷新され、この方針の基礎となっている。この方針には、気候関連の決議案を含むより広範な環境および社会に関する決議案について議決権を行使する際にDWSが用いるアプローチも盛り込まれている。

この方針は、DWS Investment GmbHがその株式持分に応じて行う議決権行使であって、ファンド運用会社として法律に従い行う議決権行使、金融サービス・プロバイダーとして行う議決権行使、またはDWSグループに属するEMEA地域の他の企業から、当該企業に代わって議決権を行使する者に任命された場合に行う議決権行使に適用される。

DWSグループの米国法人については、個別の議決権代理行使に関する方針である、米州のDWSに代わって行う議決権行使に関する方針およびガイドラインが存在する。この方針は、DWSの顧客に最善の経済的利益をもたらすことができる形で、適切な精査の後に信義則に基づき真摯に議決権が代理行使されるようにするために策定されている。

議決権代理行使およびエンゲージメント

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
欧州 (注1) 国籍およびアジア (注2) 国籍のDWSグループ法人に係る投資一任ファンドおよび他のファンド (投じた票 (注3))	6,085	5,646
被議決権行使会社 (注3)	4,310	4,068
米国籍のDWSグループ法人に係る投資一任ファンドおよび他のファンド (投じた票)	9,249	9,354
被議決権行使会社	6,567	6,791
欧州 (注1) 国籍の他のファンドおよび投資一任ファンドに関するオンライン / 実地年次株主総会 (AGM) の参加者として主催会社の取締役会に送付した事前質問	67	70
欧州 (注1) 国籍の他のファンドおよび投資一任ファンドに係るコーポレート・エンゲージメント	632	624

(注1) DWSのコーポレート・ガバナンスおよび議決権代理行使に関する方針に定められている範囲に準ずる。

(注2) DWS Investment GmbHは、個々のアジア国籍であるDWSグループ法人の議決権代理行使助言会社として行動しており、DWS Investment GmbHは、議決権行使について提案するのみで、議決権やその行使判断は、香港および日本の各法人に帰属している。

(注3) 2023年度の数値には、DWSが票を投じた決議案が完全否決された総会が含まれている。2024年度においては、DWSはこの否決総会数を計算から除いている。

DWSのESGエンジンは、主要な成果の評価を生成する独自のツールで、この評価は、DWSのESG投資戦略や、ESGインテグレーションおよびエンゲージメント活動の基礎となっている。ESGエンジンは、大手商用ESGデータ・ベンダーを含む各種情報源からデータを収集する。データを入手できる資産クラスについては、当該データが標準化および集計され、ESG評価のスコアや等級が生成される。このスコアや評価は、DWS内の各機能が使用する。ESGエンジンおよびソリューション・チームは、ESGエンジンが生成した結果を、定期更新サイクルにおいて検証している。データは、Aladdinプラットフォームを介して、流動資産のリサーチ・アナリストとポートフォリオ・マネージャーに提供され、調査、投資判断およびESG戦略管理に役立てられる。

非流動資産

不動産

DWS Real Estateでは、その業務の一環としてサステナビリティ関連のリスクや機会を特定、評価および管理することの重要性を正しく認識している。DWS Real Estateでは、不動産エクイティ投資および / またはデット投資において重要性があるESG

の側面として、移行リスク（建物のエネルギー効率向上に伴うリスク等）、物理的リスク（洪水リスク等）、社会的基準（ウェルビーイングやサステナビリティに関する格付等）およびガバナンス（第三者によるデット投資家を対象としたリスク格付等）を重視している。これらのESGの側面は、不動産資産や不動産投資に係る財務成績に関するリスクと機会の双方について、環境や社会に正および負の影響を及ぼし得るものかどうかを示すことができるものである。このため、DWS Real Estateでは、プライベート不動産投資において、ESGの側面やサステナビリティに関する成果を踏まえた受託者主導のアプローチを採用し、一連の業務に、ESGリスクに応じた境界と財務リスクに応じた境界を設けている。ESGリスクに応じた境界は、ESGの側面を評価および管理するのに適切な措置が存在する状況で、当該措置を適時に講じないと、サステナビリティや、資産またはポートフォリオに関して見込まれる長期的な財務成績に負の影響をもたらされ得るようなリスクと関係している。財務リスクに応じた境界は、サステナビリティに関する不適切な措置（タイミングの悪い措置または過度に広範な措置等）が投資目標の達成にもたらす負の影響と関係している。

このため、DWS Real Estateは、8つのサステナビリティ項目に関するトピックを、不動産投資管理との関連性が最も高いトピックとして特定し、それらを、以下に示す4つのサステナビリティ関連テーマにグループ化している。

- 回復力。このテーマには、不動産の建設および運営における効率や、気候変動対応に関連するものを含む、不動産と外部環境の適合が含まれている。
- ウェルビーイング。このテーマには、入居者の物理的なおよび精神的な快適さや空気質が含まれる。
- 自然。このテーマには、建物の循環（リサイクル）や公害から生態系を守る取り組みが含まれる。
- コミュニティ。このテーマには、手頃な価格の住宅やステークホルダー・エンゲージメントが含まれる。

DWS Real Estateでは、サステナビリティに関する成果を資産レベルとポートフォリオ・レベルで評価および検証することや、DWSの資産運用プロセスにおいて、適切で適用可能なものとして定評のある第三者の格付、認証およびベンチマーク（Energy Star、BREEAM、LEED、CRREM、GRESBおよびPRI等）を活用することを目指している。サステナブル・ビルディング認証は、不動産に係る成果、不動産と関係のあるサステナビリティ項目に関するトピック、サステナビリティ関連テーマに含まれる項目を対象とした全体的な評価および格付を示すものである。投資プロセスは、3つの段階である、調査および戦略策定段階、ポートフォリオ管理計画作成段階ならびに実施段階で構成されている。ESGの側面やサステナビリティに関する成果は、各段階における検討の重要な要素で、当該検討には、リスクと機会双方の分析が含まれている。サステナビリティ・デュー・ディリジェンスは取得前に実施され、特に移行リスクと物理的リスクの双方に対する不動産の回復力に焦点を当てた2つの審査段階である、初期の審査および評価段階とより詳細な審査および評価段階を経て行われる。審査結果は投資委員会に提示される。また審査結果には、明らかとなった問題、必要な措置、引受けの是非判定が含まれる。

取得後には、アセット・マネージャーとポートフォリオ・マネージャーが、適切なリスク軽減を実現するだけでなく、付加価値創出につながる機会を積極的に模索することも目的とした、サステナビリティに関する成果の監視を、継続的な業務計画作成の一環として実施する。不動産エクイティ投資については、該当不動産に係る年間のサステナビリティ・アクション計画が、達成成果、取得後における不動産およびポートフォリオ・リスク・プロファイルのレビュー結果、ならびに不動産保有期間やポートフォリオに係るサステナビリティ戦略の目標を含むポートフォリオ投資計画もとに作成される。

インフラ

DWSは、初期の審査およびデュー・ディリジェンス段階から、資産管理および投資引揚げ段階に至る持分投資ライフサイクルのあらゆる段階にて活用するインフラ投資業務フレームワークに環境的な検討事項を含めることを目指している。インフラ投資業務部門では、ポートフォリオ構成会社のESG担当経営陣と協力し、DWSのESG目標や、当該会社に関する報告について協議している。各ポートフォリオ構成会社に関する一連のKPIについては、定期的に特定、合意および追跡されている。DWSは、保有期間中、投資対象の環境的な貢献度（カーボン・フットプリントや水使用量等）を、ポートフォリオ構成会社から定期的に報告されるKPIや、グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク（GRESB）を用いファンド・レベルと資産レベルの双方で実施される年次インフラベンチマーク評価を通じて監視している。デュー・ディリジェンスは、気候関連の検討を含んでおり、その結果は、投資委員会による検討のために、同委員会向けの報告書に含まれ、同委員会に提示される。

インフラ投資業務部門は、各ファンドの投資家に提供する、サステナブルで責任ある投資に関する年次報告書も作成している。この報告書には、ファンドの基礎を成す投資に係る様々なESG関連の取り組みや成果が記載されており、2024年度版には、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による各投資に対する提言に沿った情報が含まれている。

2024年度中に、DWSは、環境・社会マネジメント・システム（ESMS）を更新した。この更新版に基づき、DWSは、ESGの環境面に関する取り組みの変更点を反映し、手続きを強化するための作業を行っている。ESMSの更新は、SFDRに基づくDWSの義務や投資家からの要求事項を反映することも目的として実施された。ESMSは、インフラ持分において可能なおよび既存のポートフォリオ投資に適用される。ESMSは、すべてのポートフォリオ構成会社と定期的にに関わり、ESGに関する事項について報告を受け、その結果をもとに、ESGに関する測定指標や成果の改善を推進し、DWSに対する定期報告のフレームワークを策定する義務も生じさせる。

インフラ・デッド業務では、特注で独自のESGスコアリング手法を用いており、この手法は、2021年度以降の新規投資や既存の投資に用いられている。この手法は、投資プロセス全般や、インフラ・デット・ポートフォリオに伴う環境リスク（特に、ESGリスク）の継続的な監視に役立っている。

インフラ投資業務では、DWSのニーズに沿ってESG方針に沿った取組みを適切に実施し、ESMSを効果的に運用するために必要な技能や能力を、能力管理および研修一覧表に沿った管理および研修の実施を通じて確保している。

コーポレートおよびその他

概要

ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 SBM-1

ドイツ銀行は、当行全体レベルでESGインテグレーションを拡大できるよう継続的に努めている。2024年度においては、ドイツ銀行グループ最大の年金制度を、ESG投資フレームワークに従い、ESG投資適格性の最低基準に沿って正常に整理することの実施可能性が評価された。

ESG投資フレームワークに詳しく定められているとおり、任意の年金制度を、当行のサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高としてカウントするには、適格性の最低基準を満たす必要がある。適格性の最低基準は、基礎となる投資を、適格収益基準値または基準のあるセクター別カテゴリーに正しく整理するための定量的な選別基準と定性的な選別基準の双方で構成されている。適格性基準に沿った整理や関連投資プロセスの実施には、ドイツ銀行のESG投資フレームワークにまとめられているガバナンス原則が適用される。

2024年度第3四半期には、ドイツ銀行がドイツで運営している年金制度が、(ESG投資フレームワークに従い)ESG投資適格性の最低基準に沿って正常に整理され、この整理をDWSが管理した。これにより、適格年金制度は、ドイツ銀行のサステナブル・ファイナンス取引高報告の一部となり、報告日現在の資産取引高総額に含まれている。

ドイツ銀行グループの年金制度に関する詳細については、ドイツ銀行のESG投資フレームワークに記載されている。

当行グループ全体レベルの目標に対する貢献額

サステナブル・ファイナンスおよびESG投資 - コーポレートおよびその他 (累計取引高)

単位: 十億ユーロ (注1)	2024年12月31日現在	2024年度の貢献額	2023年12月31日現在
ファイナンス	0	0	-
発行	0	0	-
マーケット・メイキング (注2)	0	0	-
運用資産 (注3)	0	0	-
年金制度資産 (注4)	10	10	-
合計	10	10	-

(注1) 四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

(注2) 2024年度第4四半期以降、当行は、マーケット・メイキング取引高を、インベストメント・バンクにおけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

(注3) 期末現在の株式価値。

(注4) 期末現在の株式価値。2024年度第3四半期以降、当行は、年金制度資産への拠出額を、コーポレートおよびその他部門におけるサステナブル・ファイナンスおよびESG投資取引高として報告している。

ESGデュー・ディリジェンス

ESRS 2 GOV-4

経済の様々なセクターにおける活動を支援するグローバル・バンクとなっているドイツ銀行は、環境・社会・ガバナンスに対する負の影響やそのリスクと結びつけられたり、これらに巻き込まれたりする可能性がある。継続的なデュー・ディリジェンス・プロセスを通じて、ドイツ銀行は、ダブル・マテリアリティ評価によりバリュー・チェーン全体について決定される、環境や社会に対する実際のおよび生じ得る負の影響を特定、防止、軽減および管理している。この影響には、顧客またはサプライヤーとの関係に伴い生じるか生じ得る風評被害が含まれる。

下流デュー・ディリジェンス・プロセスは、ドイツ銀行の環境社会デュー・ディリジェンス・フレームワークを通じて全体的に管理されており、このプロセスについては、本項で説明している。環境社会デュー・ディリジェンス・フレームワークは、本サステナビリティ・ステートメントの「ガバナンス」項に記載されているガバナンス・デュー・ディリジェンス・プロセスによりさらに補完されている。上流の業務を対象としたデュー・ディリジェンスのプロセスについては、「サプライ・チェーン管理」項に記載されている。ドイツ銀行自身の営業に係るデュー・ディリジェンスの要素については、「自社の従業員」項と「顧客中心主義」項にそれぞれ明記されている。

下表は、ドイツ銀行がデュー・ディリジェンスの中核的要素をどのように適用しているかと、それらが本サステナビリティ・ステートメントのどこに記載されているかを示したものである。

デュー・ディリジェンスに関するステートメント

デュー・ディリジェンスの中核的要素	年次報告書 - サステナビリティ・ステートメント
a) デュー・ディリジェンスをガバナンス、戦略およびビジネス・モデルに組み込む	全般情報 - ガバナンス - ダブル・マテリアリティ評価 - サステナビリティ戦略
b) デュー・ディリジェンスのあらゆる主要手順を、影響を受けるステークホルダーも交えて実施する	全般情報 - ステークホルダー・エンゲージメントおよびソート・リーダーシップ - サプライ・チェーン管理
c) 負の影響を特定および評価する	全般情報 - ダブル・マテリアリティ評価 - ESGデュー・ディリジェンス
d) 当該負の影響に対処するための処置を実施する	全般情報 - サステナビリティ戦略 - ESGデュー・ディリジェンス - サプライ・チェーン管理 環境関連項目情報 - 気候変動 社会関連項目情報 - 自社の従業員 - 顧客中心主義 ガバナンス関連項目情報 - 文化、誠実性および行動 - 金融犯罪防止 - 反競争的行為 - 税金 - 公的な政策および規制 - データ保護 - 情報セキュリティ
e) 上記取組みの効果を追跡および伝達する	全般情報 - サステナビリティ戦略 - ESGデュー・ディリジェンス - サプライ・チェーン管理 環境関連項目情報 - 気候変動 社会関連項目情報 - 自社の従業員 - 顧客中心主義 ガバナンス関連項目情報 - 文化、誠実性および行動 - 金融犯罪防止 - 反競争的行為 - 税金 - 公的な政策および規制 - データ保護 - 情報セキュリティ

環境社会デュー・ディリジェンス

ESRS 2 MDR-P

当行は、取引または顧客に付帯する環境的および社会的な課題やリスクを理解することに努めており、当該課題やリスクを管理するための堅牢なフレームワークや、体系的なリスクベースの評価プロセスを開発している。これは、当行が、レピュテーション・リスクを防止し、環境的および社会的にベスト・プラクティスな方法で顧客と関わるのに役立っている。当行の環境的および社会的リスク管理プロセスについては、本サステナビリティ・ステートメント内の、「気候変動」項と、本「ESG デュー・ディリジェンス」項の「環境社会デュー・ディリジェンス」補足項にまとめられている。環境的基準は、生物多様性や自然、水資源、廃棄物管理や公害防止、大気質、騒音や振動、および緊急時対応である。社会的基準は、児童労働および強制労働や現代奴隷を含む人権、労働安全衛生、健康、コミュニティの安心安全、土着の人々に代表される社会的弱者の保護、土地や資源に関する権利ならびに文化的遺産である。環境社会デュー・ディリジェンス要件は、サステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針、取組みを支援する補完的な文書およびセクター別ガイドラインに組み込まれており、レピュテーション・リスクに関する検討事項が特定されている場合には、レピュテーション・リスク・フレームワークも適宜参照される。ガバナンス・リスクには、取引相手が透明性やインクルージョンに関する問題を抱えているリスクや、顧客が贈収賄や腐敗行為を伴う醜聞に関与しているリスクが含まれる。ドイツ銀行は、レピュテーション・リスクや金融犯罪防止に関するものを含む様々なフレームワークやプロセスを用いて当該リスクに対応している。

ガバナンス

レピュテーション・リスク・フレームワーク

ESRS 2 MDR-P

当行のレピュテーション・リスク・フレームワークは、レピュテーション・リスクが生じ得る事案について事前判断する際にドイツ銀行が従うべきプロセスを明示する方法により、当行評判の低下を防止することを目的とするものである。このフレームワークは、レピュテーション・リスクの特定、評価および管理に関する一貫した基準を定めている。別のリスク種類、管理またはプロセスに関する問題から生じ得るレピュテーション・リスクは、該当リスクのフレームワークを介して別途管理されるため、本項では扱わない。

すべての従業員には、部門別レピュテーション・リスク評価プロセス（部門別RRAP）を経て起こり得るレピュテーション・リスクを特定し、報告する責任がある。部門別RRAPを介して、国別管理責任者、主要管理部門、他の副次的各分野の専門家に代表される関連ステークホルダーに相談し、情報提供を求める必要がある。部門別RRAPの主導者は、該当部門の上級管理者で、当該プロセスは、中程度以上のレピュテーション・リスクをもたらすと思われるすべての事案に適用される。

任意の事案が、重要性があるレピュテーション・リスクをもたらすものと考えられる場合、および／または当行が設けている要照会事項基準のいずれか一つを満たしている場合、当該事案については、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会に照会して追加審査を依頼する必要がある。異例の場合には、当該事案についてグループ・レピュテーション・リスク委員会に照会する必要がある。リージョナル・レピュテーション・リスク委員会が、照会を受けた事項を否認し、該当業務部門がこれを不服として上申する場合や、リージョナル・レピュテーション・リスク委員会では、3分の2の多数決により該当する事案について判断できなかった場合等が、異例の場合に相当する。NFRMの責任者には、ドイツ銀行のレピュテーション・リスク管理を確実に監視、統治および調整する責任がある。ドイツ銀行のDWSが運営しているアセット・マネジメント部門に固有の事案は、DWSのレピュテーション・リスク委員会が審査し、必要に応じてDWSの執行委員会に上申される。

レピュテーション・リスク・フレームワークを介して評価された事案

2024年12月31日現在 2023年12月31日現在

審査された（審査結果に応じて最終判断が下された）事案の数		
部門別レピュテーション・リスク評価プロセスによる評価のみ		
うち、環境および社会に関する問題	72	71
うち、賭博に関する問題	4	6
うち、防衛に関する問題	2	1
うち、防衛に関する問題	4	4
リージョナル・レピュテーション・リスク委員会に照会		
うち、環境および社会に関する問題	25	31
うち、賭博に関する問題	2	1
うち、賭博に関する問題	3	7
うち、防衛に関する問題	1	4
グループ・レピュテーション・リスク委員会またはより上位の機関に照会		
うち、環境および社会に関する問題	4	4
うち、賭博に関する問題	1	2
うち、賭博に関する問題	0	0
うち、防衛に関する問題	1	0
合計		
うち、環境および社会に関する問題	101	106
うち、賭博に関する問題	7	9
うち、賭博に関する問題	5	8
うち、防衛に関する問題	6	8

レピュテーション・リスク・フレームワークは、各分野の専門家による審査が必要な特定の事案であって、環境および社会に負の影響をもたらし得る事案や、防衛業界または賭博業界に関する事案を含む事案について定めている。これらの事案については、以下の各項により詳しく記載されている。

環境社会デュー・ディリジェンス要件

ESRS E1、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行の環境社会デュー・ディリジェンスに関する定めは、サステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針、取組みを支援する補完的な文書およびセクター別ガイドラインに組み込まれており、レピュテーション・リスクに関する検討事項が特定されている場合には、レピュテーション・リスク・フレームワークも適宜参照される。環境社会デュー・ディリジェンス要件は、コーポレート・バンクの貸出業務やトレード・ファイナンス業務（特定のSME貸出、機関投資家や法人向けの資金管理サービス、TASおよび有価証券関連サービスに係る業務を除く。）、インベストメント・バンクの貸出業務および資本市場関連業務（トレーディング業務を除く。）ならびにプライベート・バンクの商業貸出業務（リテール貸出／消費者金融や、ウェルス・マネジメント業務における貸出に係る業務を除く。）のすべてに適用される。ドイツ銀行の環境社会デュー・ディリジェンス要件は、環境社会デュー・ディリジェンス・フレームワーク（以下「適用フレームワーク」という。）に文書化されている。

適用フレームワークは、リスクの特定および評価、関連意思決定ならびに取引後の監視や、環境社会デュー・ディリジェンス要件について定めている。ドイツ銀行は、以下の記載のように、リスクベースのアプローチを適用し、固有の評価に基づき環境および社会に負の影響をもたらし得ると判断したセクターや関連するレピュテーション・リスクを注視している。当行は、取引または顧客について当行のグループ・サステナビリティ機能に照会することに関する要件を把握しておくよう従業員に求めている。従業員は、グループ・サステナビリティ機能への照会が必要となるようなセクターの大半について設けられている、セクター固有の詳しいガイドラインにアクセスできる。加えて、最低でも中程度のレピュテーション・リスクをもたらすものと考えられる環境的問題や社会的問題は、レピュテーション・リスク評価プロセスの対象とされる。

サステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針やセクター別ガイドラインに定められているドイツ銀行の環境社会デュー・ディリジェンス・アプローチは、以下を含む国際的な基準および原則に沿って適用される。

- 国連グローバル・コンパクト
- 金融セクターに適用される、OECDの責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則
- 国際金融公社のパフォーマンス・スタンダード
- エクエーター（赤道）原則

ドイツ銀行は、既存の問題や新興の問題に関する知識を強化し、環境社会デュー・ディリジェンス・アプローチに必要な情報を得るため、様々なイニシアチブや作業グループに参加している。ケンブリッジ大学サステナビリティ・リーダーシップ研究所が主催している金融機関の環境イニシアチブへの参加を通じて、当行は、自然関連問題や気候関連問題に関わる活動への

関与を継続している。2024年度中も、ドイツ銀行は、農業セクターにおけるリスクや機会への対応を目的とした均衡固有の作業グループへの参加を継続した。この作業グループは、世界経済フォーラムの熱帯林アライアンス（TFA）金融セクター・エンゲージメント・チームが主催している。

サステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針や当行のセクター別ガイドラインは、固有の評価に基づき環境および社会に負の影響をもたらし得ると判断した以下のセクターおよび業務や関連するレピュテーション・リスクについて定めている。

- 金属および採鉱
- 原油およびガス
- 一般炭（一般炭の採炭や、一般炭を用いた火力発電を含む。）
- 原子力発電
- 水力発電
- 農産物および森林
- 水産および水産養殖
- 海運および海洋インフラ
- エクエーター（赤道）原則が適用される取引（インフラ・プロジェクト等）
- 炭素集約度や影響感度が高く、保護区域で営まれる他の業務であって、森林破壊を引き起こすか、人権侵害の原因となり得るもの

通常より高い固有の社会的リスクやガバナンス・リスクを伴う業界であるとみなされている、たばこ産業（特に、電子たばこ製造や大麻生産が中心の産業）や、防衛業界、賭博業界および風俗業界については、補完的な内規が設けられている。これらの業界は、今のところ、環境社会デュー・ディリジェンス・プロセスの対象ではないが、レピュテーション・リスク・フレームワーク（詳細は「ガイダンス」項を参照のこと。）の対象になっている。

2024年度の防衛に関する協議では、欧州委員会やドイツの政治家との関わりを含む、サプライ・チェーンの信頼性や資金調達可能性に焦点が当てられた。地域的な不安定化が続いているため、金融機関と防衛セクターの関係や、既存の紛争が防衛セクターにもたらすエクスポージャーに焦点を当てたNGOの活動が増加している。賭博については、2024年度において、責任ある賭博や、合法的なオンライン賭博およびスポーツ賭博の増加に伴う課題に焦点を当てて検討した。上記セクターに固有のデュー・ディリジェンス要件は、「環境社会デュー・ディリジェンスの主たる位置付けや最低基準」と題する下表にまとめられている。

強化された環境社会デュー・ディリジェンス要件では、セクター別の問題や、生物多様性に関する問題または社会的問題といったセクター横断的な問題に対応している。当行は、セクターの範囲や関連するデュー・ディリジェンス要件を、毎年または問題発生の際に見直している。また当行は、環境問題や社会的問題について理解し、必要であればアプローチを調整するため、一般的なセクター関連の環境社会基準や業界のベスト・プラクティスも観察している。

環境や社会に関する事項について顧客から苦情が寄せられた場合は、本サステナビリティ・ステートメント内の「顧客中心主義」項にある「苦情管理」補足項に記載のプロセスが適用され、苦情への対処に適した環境社会デュー・ディリジェンス・プロセスの実施が検討される。

環境社会デュー・ディリジェンスの主たる位置付けおよび最低基準（注１）

領域	強化されたデュー・ディリジェンス／基準に準じているか（注２）	適用されている環境的および社会的な原則
セクター横断的		
人権	はい	適切な軽減策を講じなければ人権に重要性がある負の影響（児童労働や強制労働の促進等）がもたらされるという裏付けを当行が得ている業務活動に関与しない。
森林破壊	はい	森林（特に熱帯林）の破壊に直接つながるようなプロジェクトまたは活動には資金を供与しない。
世界遺産	はい	関連政府やUNESCOが、該当活動について、該当遺産の減損する普遍的な価値に悪影響を及ぼさない活動であることに同意していない限り、世界遺産内またはその付近での活動には資金を供与しない。
セクター別		
農産物および森林	はい	プロジェクトまたは活動のうち、主に熱帯林の中で行われるもの、主に熱帯林の伐採を伴うもの、違法な伐木を伴うもの、または野焼きおよび／もしくは火気の違法な使用を伴うものには資金を供与しない。 高保護価値（HCV）なエリアが新たな伐採地や泥炭地に転換されることにつながるプロジェクトまたは活動には資金を供与しない。 持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）に参加し、RSPO認証を取得しなければならないという必須の要件、またはパーム油を取り扱う顧客に、遅くとも2025年までにRSPO認証を取得できるような時限的な取組みの実施計画を策定させなければならないという必須の要件。 業界関連の認証団体に参加し、認証を取得することや、ES管理策を設けること（森林破壊禁止、泥炭化禁止および搾取禁止に関する基準に沿った公的な取組みに協力することを含む。）に関する期待事項を伐採者や一次加工業者に対して示す。
水産および水産養殖	はい	課されている漁獲量上限を大幅に超える漁獲を繰り返していることや、既存の法令に違反していることの証がある顧客には金融サービスを提供しない。 無許可の業務または最低限従うべき国家の規制に従っていない業務（国から水産養殖業者に割り当てられている区域（AZA）外や、複数の業者による業務が禁止されている法的保護区域内における水産養殖業等）に関与している会社、国家の規制に反し、無許可で侵略的外来種を取り扱っているか栽培している会社、国家のまたは国際的な規制の基準に反する結果につながる方法で、禁止化学物質、抗菌剤または農薬を使用している会社に対しては資金／金融サービスを提供してはならない。 認証取得に関する期待事項を水産業者に対して示す。遅くとも2025年までに水産養殖管理協議会の認証を取得できるような時限的な取組みの実施計画を顧客に策定させるという最低要件。

海運および 海洋インフラ	はい	敏感な海洋環境／きわめて重要な生息地（サンゴ礁、マングローブ、藻場等）やラムサール条約湿地に影響をもたらす海洋浚渫であって、環境／社会の保護または改善（洪水防止等）のための浚渫ではないものに資金を供与しない。 国際自然保護連合（IUCN）によってカテゴリーIに分類されている指定保護地域、ラムサール条約湿地、ユネスコ・エコパーク、生物多様性保護の観点から重要な場所での沿岸および海洋観光開発に資金を供与しない。 国際連合や、国際海事機関（IMO）および国際労働機関（ILO）といった国連専門機関が定めているESに関する条約の遵守を徹底するため、契約条項遵守、認証所得、および／またはポート・ステート・コントロール要件充足を行う。
金属および採鉱	はい	深海採鉱プロジェクトに対する直接金融を行わない。 強化されたESデュー・ディリジェンス要件に従い、その結果に応じて除外し得るものを除外する。
原油およびガス	はい	オイル・サンドの探査、生産、輸送または加工を伴う新規プロジェクトに対する直接金融を行わない。 北極地域（7月の10 等温線を境界とする地域）での新規の原油やガス関連プロジェクトに対する直接金融を行わない。 水ストレスが「きわめて高い」国での水圧破砕法を用いた原油やガスの採取プロジェクトに対する直接金融を行わない。
一般炭を用いた発電 および一般炭の採炭	はい	一般炭を用いた火力発電所の新設既存発電所の大幅な拡張、一般炭の採炭プロジェクト、または関連インフラに対して資金を供与しない。 山頂除去採掘に対する資金供与を除外する。 2023年5月現在で有効な方針の適用範囲に、a) 一般炭への収益依存度が30%以上の会社、b) 一般炭の年間絶対生産量が10 MT以上の会社、またはc) 一般炭を用いた発電の量が10 GW以上の会社を含める。 OECD加盟国においては2030年度までに、またOECD非加盟国においては2040年度までに一般炭への関与を段階的に排除することを含む確かな移行計画を設けていない方針適用対象会社に対して資金を供与しない。既存の顧客には、当該移行計画を策定するための猶予期間として、2025年度までの猶予を与える。
水力発電	はい	強化されたESデュー・ディリジェンス要件に従い、その結果に応じて除外し得るものを除外する。
原子力発電	はい	強化されたESデュー・ディリジェンス要件に従い、その結果に応じて除外し得るものを除外し、特定法域での活動を除外する。
たばこ	はい	電子たばこや大麻に焦点を当てて強化されたデュー・ディリジェンス要件に従い、その結果に応じて除外し得るものを除外する。
防衛／異論の多い 武器	はい	異論の多い武器、対立国、民間治安部隊派遣会社、市民による、自動および半自動火器や完全自律型兵器 システムの使用を含む除外項目を盛り込む形で強化されたデュー・ディリジェンス要件に従う。
風俗	はい	風俗と直接関係のある業務（売春を行っている個人を斡旋するサービスから、風俗業界でよくある他のサービスに至る性関連サービスの売買に関与している営利企業）、風俗と関係のあるブランドの商品やサービス、または売春からなる除外項目を盛り込む形で強化されたデュー・ディリジェンス要件に従う。
賭博	はい	賭博が禁じられている市場の一般消費者向けにオンライン賭博サービスを提供している事業者からなる除外項目を盛り込む形で強化されたデュー・ディリジェンス要件に従う。

- (注1) 詳細な環境社会デュー・ディリジェンス要件は、サステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針、取組みを支援する補完的な文書およびセクター別ガイドラインに組み込まれているが、電子たばこおよび大麻、防衛、風俗ならびに賭博に関する当該要件は、関連するレピュテーション・リスク文書に記載されている。
- (注2) 上表に記載されているセクター横断的な原則やセクター固有の原則に加え、ドイツ銀行の強化された環境社会デュー・ディリジェンス・プロセスには、環境および社会に関する既存法規制の遵守状況や、環境問題および社会的問題の管理に十分である堅牢なガバナンス体制や能力が存在するかどうか等の審査も含まれている。

影響、リスクおよび機会の管理

ESRS 2 MDR-A

あらゆる種類の環境的および社会的なリスクを可能な限り効果的に効率良く管理するため、ドイツ銀行は、2つのレベルで、当行のサステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針に定められているあらゆる要件に沿って管理を実施することに焦点を当てている。日常レベルでは、特に、内部的な定義や、堅牢なデュー・ディリジェンスの実施を経て、環境的および社会的なリスクが高まっていると判断したセクターに属する取引および／または顧客を、環境的および社会的な要件に沿って管理することが含まれている。戦略レベルでは、ドイツ銀行の方針を、効果的なもの、進化する市場のベスト・プラクティスに整合しているもの、ならびに金融機関が直面する、絶えず変化している環境的および社会的なリスクを管理するのに十分堅牢なものに保つため、チーフ・サステナビリティ・オフィス内のグループ・サステナビリティ機能が、環境社会デュー・ディリジェンスに関する基準や方針を策定する責任を負っている。ガイドラインの効果を保つため、関連従業員を対象とした、認知度を高め重点を示すための研修も実施している。2022年度以降、担当チームはその拠点を拡大しており、2024年度現在では、フランクフルト、ロンドン、シンガポール、ムンバイ、ニューヨークおよびワシントンに拠点を置いている。

ドイツ銀行は、2016年度以降の適用実績を踏まえて2020年度に強化した一般炭に関するガイドラインを、2023年3月に更新した。このガイドラインは、一般炭を用いた発電および一般炭の採炭に関与している顧客に適用されている。当行は、任意の会社が一般炭取扱会社とみなされ上記ガイドラインの適用対象となる場合を示す基準を強化し、更新後のガイドラインの適用対象となる顧客に適用される要件を明示した。具体例を挙げると、任意の会社が一般炭取扱会社とみなされる場合を示す一般炭への収益依存度基準を、50%から30%に引き下げた。加えて、10 MTという、一般炭の年間絶対生産量基準と、10 GWという、一般炭を用いた発電量基準も新たに設けた。当行は、基本融資を希望している顧客のうち、更新後の一般炭に関するガイドラインの適用対象であるの顧客に対し、確かな移行計画を策定するよう求めている。既存の顧客は、当該計画を2025年度までに提示する必要があり、新たな顧客は、何らかの貸出を受ける前提条件として当該計画を策定する必要がある。

当行は、2024年度中に、一般炭に関するガイドラインの適用対象顧客を特定および評価するためのポートフォリオ・レビューも実施した。このレビューは、対象顧客や、当該顧客が2025年度までに提示すべき移行計画について理解することを目的として実施したものである。このレビューの結果は、特に、必要に応じて顧客が行うべき確かな移行計画の策定に関してドイツ銀行が顧客を支援するのに役立っている。

ドイツ銀行は、自然関連リスクに関して当行が環境面や社会面で最低限実施すべき対応の範囲を広げ、当該対応を改善することに特化した自然関連ワークストリームを設けている。ドイツ銀行は、2024年度において、海洋保護を対象としたデュー・ディリジェンス要件を強化した。この更新は、継続的な#BackBlueイニシアチブに対するコミットメントの一環として実施したものである。ドイツ銀行は、2023年度において、そのパートナーである海洋リスクおよび海洋レジリエンス対応アライアンス（ORRAA）が主導し国連が後援しているコミットメントである#BackBlueに初めて参加した銀行となった。このイニシアチブに基づき、ドイツ銀行は、海洋保護に資する金融ソリューションの開発作業を目指している。海洋保護を対象とした新たなデュー・ディリジェンス要件の開発は、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）が主導している持続可能な海洋経済のための金融原則に代表される国際的なフレームワークに基づき実施されている。更新版の海洋関連ガイドラインにおける主な変更の内容は以下のとおりである。

- 国際連合や、国際海事機関（IMO）および国際労働機関（ILO）といった国連専門機関が定めている環境および社会に関する条約の遵守状況を監視することに関する条項を含む、海運や海洋インフラに関する新たなガイドラインとなった。
- 敏感な海洋エリアやきわめて重要な生息地の保護をより強化するための、除外やデュー・ディリジェンスに関する条項が盛り込まれた。
- 既存の水産に関するガイドラインが拡大され、水産養殖を対象とした新たなデュー・ディリジェンス要件が含まれた。
- 深海採鉱の影響に関する、規制と、科学的理解の差異が考慮され、深海採鉱プロジェクトに対する直接金融が禁止された。

自然関連ワークストリームの作業は、2025年度においても、特に森林破壊に焦点を当てて継続される予定である。

エクエーター（赤道）原則

ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行は、2020年7月に採択したエクエーター（赤道）原則のアクティブ・メンバーを継続している。エクエーター（赤道）原則は、プロジェクト関連ファイナンスに伴う環境的および社会的なリスクの判定、評価および管理に役立つ、国際的に認められたベンチマークである。

エクエーター（赤道）原則に対する署名者として、当行は、当該原則に定められている、リスクの特定、評価、管理および報告に関する要件を、適用対象であるプロジェクト関連ファイナンス取引に適用している。ドイツ銀行の環境社会デュー・

ディリジェンス要件に従い、当行の事業部門には、環境的および社会的なリスクの特定、取引がエクエーター（赤道）原則の適用対象となるかどうかの判定、デュー・ディリジェンスに必要な文書の収集を最初に行う責任がある。各事業部門を支援するため、エクエーター（赤道）原則に沿った対応の実施に関する内部的なガイダンスや研修を策定しており、これらを介して、プロジェクトの分類（A、BまたはC）、デュー・ディリジェンス、およびグループ・サステナビリティへの照会に関するガイダンスを明示している。グループ・サステナビリティには、各事業部門が環境問題および社会的問題や関連リスクを評価できるよう支援する責任がある。グループ・サステナビリティは、エクエーター（赤道）原則の求めに従い、適格プロジェクトを対象に、デュー・ディリジェンス段階と監視段階においてプロジェクト関連文書の内部審査を実施するが、より高リスクなプロジェクトについては、外部の独立コンサルタントに審査を依頼する。デュー・ディリジェンス・プロセスや、取引開始後の監視には、重大な問題に関する顧客との話し合いや、是正措置の追跡が含まれる。リスクが、中程度のまたは重要性があるレピュテーション・リスクにつながるものと考えられる場合には、レピュテーション・リスク・フレームワーク項に説明されている上申プロセスに従い取引が上申される。

ドイツ銀行は、エクエーター（赤道）原則の発展や今後の進化に貢献するため、生物多様性、海洋資産、適用範囲およびガバナンスといった事項に焦点を当てた、様々なエクエーター（赤道）原則作業グループに参加している。

エクエーター（赤道）原則への署名者として、ドイツ銀行は、当該原則に基づき評価し、2024年度中にファイナンシャル・クローズに至ったプロジェクト関連取引について報告する必要がある。2023年度と2024年度に関するこの情報は、下表に含まれている。

エクエーター（赤道）原則に基づき評価した取引（注１）

2024年12月31日現在

	プロジェクト・ ファイナンス・ アドバイザー・ サービス	プロジェクト・ファイナンス			プロジェクト関連の法人向け貸出		
	カテゴリー 該当なし	カテゴリー A	カテゴリー B	カテゴリー C	カテゴリー A	カテゴリー B	カテゴリー C
セクター							
採鉱	該当なし	1	0	0	0	0	0
インフラ	該当なし	0	1	5	1	1	4
原油およびガス	該当なし	1	2	0	0	0	0
発電	該当なし	1	3	2	0	0	3
その他	該当なし	0	0	2	0	2	0
地域							
米州	該当なし	1	2	4	0	0	1
欧州、中東および アフリカ	該当なし	1	1	4	1	3	6
アジア太平洋	該当なし	1	3	1	0	0	0
国指定							
指定国	該当なし	3	6	9	0	2	1
非指定国	該当なし	0	0	0	1	1	6
独自審査							
はい	該当なし	3	5	2	1	0	0
いいえ	該当なし	0	1	7	0	3	7
合計	該当なし	3	6	9	1	3	7

（注１）本表の数値は、「サステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針やセクター別ガイドラインに組み込まれている環境社会デュー・ディリジェンス要件に基づき審査された取引や顧客」にも含まれている場合がある。詳細は、「環境社会デュー・ディリジェンス要件」補足項を参照のこと。エクエーター（赤道）原則は、金融商品や取引高、また場合によっては、適格性基準が満たされているかどうかに応じ、限られた数の取引にのみ適用される。適格取引は、ファイナンス・クローズに至った場合に報告される。プロジェクトの分類は、国際金融公社（IFC）の環境的および社会的なリスクおよび影響に応じた分類に従っている。カテゴリーA - 多様な、不可逆的なまたは前例のない、きわめて深刻な負の環境的および社会的なリスクおよび／または影響が生じ得るプロジェクト。カテゴリーB - 少数の、概して現場固有なものであって、軽減措置を講じれば、概して、可逆的かつ即座に対処できるような、限られた負の環境的および社会的なリスクおよび／または影響が生じ得るプロジェクト。カテゴリーC - 最小限の負の環境的および社会的なリスクおよび／または影響が生じるか、それらが全く生じないプロジェクト。

2023年12月31日現在

	プロジェクト・ ファイナンス・ アドバイザー・サービス	プロジェクト・ファイナンス			プロジェクト関連の法人向け貸出		
	カテゴリー該当なし	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC
セクター							
採鉱	該当なし	0	0	0	0	0	0
インフラ	該当なし	1	2	4	1	2	1
原油およびガス	該当なし	2	0	0	0	0	0
発電	該当なし	1	1	0	0	3	0
その他	該当なし	2	0	0	0	0	1
地域							
米州	該当なし	3	1	4	0	1	0
欧州、中東および アフリカ	該当なし	1	1	0	1	2	1
アジア太平洋	該当なし	2	1	0	0	2	1
国指定							
指定国	該当なし	3	3	4	0	3	0
非指定国	該当なし	3	0	0	1	2	2
独自審査							
はい	該当なし	4	0	1	1	1	0
いいえ	該当なし	2	3	3	0	4	2
合計	該当なし	6	3	4	1	5	2

エクエーター（赤道）原則への署名者として、ドイツ銀行は、エクエーター（赤道）原則IVの付属書Bに定められている開示条件に沿った報告によりプロジェクト名を開示する必要もある。この情報は下表に含まれている。

エクエーター（赤道）原則の適用対象取引であって、顧客が情報開示に同意している取引に関する詳細

番号	プロジェクト名（ローン契約書に 記載されている / 公開されている名称）	セクター	ホスト国の名称 / プロジェクトの 実施場所	ファイナンシャル・ クローズに至った 暦年度
プロジェクト・ファイナンス				
1	Woodfibre LNG	原油およびガス	カナダ	2024年度
2	Goorambat East Solar Farm	発電	オーストラリア	2024年度
3	Golden Plains Stage 2 Wind Farm	発電	オーストラリア	2024年度
4	Shallow Basket Energy, LLC	発電	米国	2024年度
5	GPG Australiaの再生可能エネルギー投資 ポートフォリオ	発電	オーストラリア	2024年度
6	Kao Data	インフラ	英国	2024年度
7	IP Construction II, LLC	その他	米国	2024年度
8	UBSアセット・マネジメントの1 GWh BESS ポートフォリオ	その他	米国	2024年度
プロジェクト関連の法人向け貸出				
9	100,000灯の街灯を設置する公衆灯プロジェ クト	発電	セネガル	2024年度
10	Salzgitter Groupのグリーンな鉄鋼製造プロ ジェクト	その他	ドイツ	2024年度

研修および認知度向上

ESRS 2 MDR-P

研修は、当行従業員の認知度を高めるのに欠かせないほか、従業員が、環境的および社会的なリスクおよび機会をより優れた形で特定および評価し、取引についてグループ・サステナビリティに照会することを可能にするうえでの欠かせないものである。2024年度においては、関連業務チームに属する102名（2023年度は104名）の従業員が研修を受講した。加えてドイツ銀行は、その各部門（コーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびプライベート・バンク）でフロントオフィス・スタッフとして働いているすべての従業員を対象に、当行内部の研修プラットフォームである「学習ハブ」を介して、当行のサステナブル・ファイナンス・フレームワークに関する研修を実施する取組みも継続した。この研修は、関連従業員が、サステナブル・ファイナンス・フレームワークについて理解し、顧客によるよりサステナブルで気候に配慮したビジネス・モデルへの移行に資する機会を特定することを可能にするためのものである。また当該セッション（研修）は、環境的側面や社会的側面と関係のある除外事項や期待事項について説明し、環境社会デュー・ディリジェンス要件を、要照会事項基準（この基準を満たす取引や顧客についてはグループ・サステナビリティ機能に照会しなければならない。）を含めて明示するものである。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「サステナブル・ファイナンス」項にある「研修および認知度向上」補足項に記載されている。

2024年度も、当行は、管理部門やフロントオフィス・チームを対象とした、防衛および賭博に伴うレピュテーション・リスクに関する認知度を向上するためのセッションや研修を継続した。

測定指標および目標

ドイツ銀行にとって、環境社会デュー・ディリジェンスは継続的な現在進行形のプロセスである。環境社会デュー・ディリジェンス要件に沿ったデュー・ディリジェンスの実施を介した当行のリスク管理について明示するため、ドイツ銀行は、特に時限的な目標は定めることなく、当行の各方針に関する成果や効果について明らかにするための取引審査について報告している。

取引審査

ESRS 2 MDR-M

グループ・サステナビリティには、サステナブル・ファイナンス・フレームワークを含む環境や社会への配慮に関する基準や方針を策定し、各業務におけるこれらの遵守状況を監視する責任がある。この監視責任を果たす一環として、グループ・サステナビリティは、当行の環境社会デュー・ディリジェンス要件やサステナブル・ファイナンス基準に沿って取引や顧客を審査している。環境社会デュー・ディリジェンスについては、2024年度において、開始された審査の数が2023年度と比べ約27%増加した。この増加は、主に、農産物や森林関連の取引において見られた。この増加は、主に、トレード・ファイナンス業務部門に、農業セクターの新規顧客を対象としたオンボーディングと連動する照会プロセスが正式に設けられ、報告期間中に当該顧客との間で複数の取引が実施されたことによるものであった。さらに、承認済みとして下表に一覧表示されている取引の数は、当行の環境社会デュー・ディリジェンス要件を満たしている取引の数を示している。全般的な審査比率（すなわち、記録されているセクター別取引の合計に占める、内部の要照会基準を満たしているため審査された当該セクター別取引の比率）は、33%（2023年度は37.2%）である。全般的な比率は、最善の努力ベースの計算に基づくものである。

サステナビリティ戦略に沿った取組みの実施に関する方針やセクター別ガイドラインに記載されている環境社会デュー・デリ
ジエンス要件に基づき審査された取引や顧客（注１）

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
セクター別の取引および顧客の数		
金属および採鉱	180	200
原油およびガス	90	93
各種産業およびインフラ（注２）	266	217
農産物および森林	244	69
公益事業	104	100
化学	10	11
他の業務（注３）	31	38
開始された審査の合計	925	728
最終判断が下された取引の数	817	636
うち、承認された取引	794	615
うち、否認された取引	15	12
うち、関連委員会に判断が付託された取引	8	9
うち、承認された取引	8	9
うち、否認された取引	0	0

（注１）この表には、「エクエーター（赤道）原則」に基づき評価された取引」（詳細は、「エクエーター（赤道）原則」項を参照のこと。）の数も含まれているため注意すること。

（注２）敏感なセクターと関係がある、工業や機器製造等を営んでいる会社が含まれている。

（注３）炭素集約度の高いセクター、またはサプライ・チェーン内の敏感なセクターと接するため人権侵害が起こり得る、消費財、運輸、インフラ、技術、コモディティ取引およびヘルスケアといったセクターが含まれている。

エクエーター（赤道）原則に基づき評価された取引の概要は、本サステナビリティ・ステートメント内の「ESGデュー・デリ
ジエンス」項にある「エクエーター（赤道）原則」補足項に記載されている。サステナブル・ファイナンス・フレームワーク
に基づく取引分類レビューの概要は、本サステナビリティ・ステートメント内の「サステナブル・ファイナンス」項にある
「ガバナンス」補足項内の「サステナブル・ファイナンス・フレームワークに基づき評価された取引」表に表示されている。

サプライ・チェーン管理

以下の項では、サプライ・チェーン管理について総合的に説明している。この管理は、当行内のどの組織においても重要な
要素であり、ESRSに定められている様々な要件の対象となっているため、この項には、分野横断的な基準であるESRS 2および
トピック別基準であるESRS G1と関係のあるあらゆる重要な開示事項が含まれている。

ドイツ銀行が商品やサービスを調達する方法は、そのサステナビリティに関する取組みに重要な影響を及ぼす。このため、
グローバル調達機能が、サプライ・チェーン関連のサステナビリティに係る当行のコミットメントにおいて主要な役割を果た
している。サプライヤーの選択や関連リスクについては、個々の部門が説明責任を果たしているが、年間取引額が500,000ユー
ロ以上であるサプライヤーの選択についてはグローバル調達機能が主導している。

グローバル調達機能の一部分であるサプライ・チェーン・サステナビリティ・チームは、サステナビリティに関する取組み
を推進し、その取組みを当行上流のバリュー・チェーンにも組み込むことを重視している。その中核的な目標は、企業実務だ
けでなく、サプライヤーとの取引におけるライフサイクルのプロセス全体においても透明性や説明責任を確立するという当行
の企業戦略とも整合している。このアプローチは、サステナブルな調達業務に向けた当行のコミットメントに役立っており、
サプライ・チェーン全体の回復力を高めている。

ガバナンス

ESRS 2 GOV-2

ドイツ銀行の取締役会は、サプライ・チェーン・サステナビリティに関する主要な取組みを監督しており、所定の目標の達
成に向けた取組みの進捗に関する最新情報を必要に応じて受け取っている。チーフ・プロキュアメント・オフィサーには、サ
プライ・チェーン・サステナビリティを調達実務に組み込む任務や、チーフ・サステナビリティ・オフィサーと密に連携し
て、当該実務をドイツ銀行の全体的なサステナビリティ戦略と整合させる任務がある。

ドイツ銀行は、サプライヤーとの取引におけるライフサイクルのどのプロセスにおいてもサステナブルな慣行を推進し、当
該慣行をあらゆるプロセスに組み込むサプライ・チェーン・サステナビリティ・ガバナンス機関を設けて、サステナビリティ
に関する事項が、バランスよく、ドイツ銀行の目的とも整合する形で検討されるよう徹底している。この機関は、知識やベス

ト・プラクティスを結集して責任ある慣行実施を促すこと、透明性や追跡可能性を高めること、サプライ・チェーンに関する取組みを、ドイツ銀行全体レベルでのより広範なサステナビリティ戦略や目標と整合させることを目的としてグローバル調達機能から集められた専門家で構成されている。

第三者との取引に絡む環境・社会・ガバナンス的側面の監督フォーラムは、第三者との取引に伴うサステナビリティ関連リスク価格トピックへの対応を主導し、当該トピックについてのガイダンスを提供している。このフォーラムは、非財務リスク管理機能、法務部門、グローバル調達機能およびチーフ・サステナビリティ・オフィスからの代表者で構成されており、定期的な会合を通じて、一貫した監督や意思決定を確保している。

戦略

ESRS 2 SBM-3

ドイツ銀行のサプライ・チェーン・サステナビリティ戦略では、サステナビリティ要素をサプライヤーとの取引におけるライフサイクルのプロセス全体に組み込むことを重視している。この戦略は、ドイツ銀行全体レベルでのより広範なサステナビリティ・コミットメントとも整合している。

当行のサステナビリティ・コミットメントや、進化する基準への対応について強調するため、ドイツ銀行は、年間取引高が500,000ユーロ以上のサプライヤーに適用する、EcoVadisのスコア（またはMSCI、サステナリティクス、ISS、S&P、CDPといった他の認定格付機関が提示しているスコア）を基礎としたESGスコアの基準値を、100分の25から45に引き上げ、体系化された前向きなサステナビリティ・アプローチを重視する体制を強化した。2024年度におけるこのスコア引上げは、引き上げられた環境・社会・ガバナンスに関する成果の基準を満たすようサプライヤーに対し促すこと、進化するサステナビリティ関連のベスト・プラクティスや規制に沿って商品やサービスを提供できるよう支援すること、バリュー・チェーン全体レベルで正の影響を推進することを目的として実施したものである。

加えて、マテリアリティ評価を通じて明らかとなった、下記補足項に示す2つの重要性があるトピックも、ドイツ銀行のサプライ・チェーン・サステナビリティ戦略に組み込まれた。

影響、リスクおよび機会の管理

ESRS 2 SBM-3、ESRS G1-1、ESRS G1-2、ESRS G1-6、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A、ESRS E1-4

上流バリュー・チェーンに係る重要性があるリスクや機会を対象とした管理の範囲は、グローバル調達機能がサプライヤーの評価や監視に用いる境界や基準と整合しており、この境界や基準には、取引額基準、国、重視セクター等が含まれている。上流バリュー・チェーンと関係のある影響、リスクおよび機会に係るマテリアリティ評価の対象は、当行と直接取引しているサプライヤーに限定されている。

当行のサプライ・チェーン・サステナビリティに関する取組みにおいて重視すべき重要性があるトピックとしては、次の2つが明らかとなっている。

- 気候変動：サプライ・チェーン全体を通じて温室効果ガスの排出を低減および防止するための取組みの実施および継続。
- 業務上の行動：支払慣行や情報セキュリティも含めたサプライヤーとの関係の管理。

方針および基準

ドイツ銀行グループ全体（DWSを除く。）レベルの調達方針には、外部のサード・パーティー・サプライヤーから商品やサービスを調達する場合に最低限満たすべき要件が定められている。チーフ・プロキュアメント・オフィサーには、当該方針に沿った調達の実施について説明する責任があり、当該方針は、毎年見直され、方針ポータルを介して従業員に開示されている。

ドイツ銀行は、サプライヤー行動規範を設け、商品やサービスを提供する際に遵守する際に遵守することが期待されているコア・バリューや行動基準を踏まえてサプライヤーが行動しているか監視している。サプライヤー行動規範は、調達のイネーブルメントおよび変革責任者に帰責するものである。この規範は、主要な当行のサプライヤーに対する期待事項について説明したもので、コンプライアンスや人権等に関する新たな要件を反映するために定期的に更新し続けられている。

ステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーとの協業

当行のサステナビリティ目標は、内部ステークホルダーとの機能横断的な協業やサプライ・チェーンとのパートナーシップを通じて達成される。当行は、既存のおよび新興のサステナビリティ項目に関するトピックについて説明するための研修や認知度向上セッションを提供する方法で、そのサプライ・チェーンにおけるサステナビリティを推進している。これは、ステークホルダーが、サプライヤーとの取引におけるライフサイクルの各プロセスに組み込まれている主要な管理や、ドイツ銀行のサステナビリティ目標達成を支援するために自らが果たすべき役割に関して十分な情報を得られるようにするためのものである。さらにドイツ銀行は、サステナビリティに関する取組みにおける協業を促進すること、率直なやり取りを促進すること、

当行の目標とサプライヤーの目標を整合することを目的とした定期的なサステナビリティ・ミーティングを介した戦略的に重要なサプライヤーとの協業も促進している。

気候変動

サプライ・チェーンにおける脱炭素化

サプライヤーが環境にもたらす影響を低減するための継続的なコミットメントの一環として、当行は、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）のサプライ・チェーン・プログラムに参加しており、参加者は、サプライヤーとの関わりを通じてリスクや機会を特定し、二酸化炭素排出量情報を共有できる。2023年度において、ドイツ銀行は、当初の移行計画を公表した。この計画は、当行の全般的な脱炭素化アプローチや、ネットゼロ実現に向けた取組みについてまとめたものである。2024年度において、ドイツ銀行は、CDPデータの共有を依頼するサプライヤーの範囲を、前年度の240社から400社に拡大した。この範囲は、サプライヤーとの取引額合計の74%を占めているため、ドイツ銀行によるネットゼロの実現に向けた取組みを支援するうえで無視できない規模となっている。

ドイツ銀行は、科学的根拠に基づく目標の達成を見据えたイニシアチブの（SBTi）には正式に参加していないが、SBTiの企業ネットゼロ基準は採用しているため、業務におけるスコープ3排出量（スコープ3カテゴリ15のファイナンスド・エミッションを除く。）を、2030年度までに、2019年度における基準と比較して46%（年間4.3%）削減できるよう努めている。

業務上の行動

サプライヤー選択およびサプライヤーとの契約

ドイツ銀行は、効率的な業務を実現し規制基準の遵守を徹底するため、サプライヤー選択や、選ばれたサプライヤーとの関係の管理に重きを置いている。

ESGに関する条項は、ドイツ銀行が、サービスを調達し、前述の適格な外部格付機関による有効なサステナビリティ評価であって、最低の格付スコア以上である評価を維持するようサプライヤーに対し義務付けるには、環境および社会への配慮やコーポレート・ガバナンスが欠かせない事実を周知するために、該当するサプライヤーとの契約に盛り込まれている。ドイツ銀行は、サプライヤーと協力して、必要な正措置を実施することを目指している。

サプライヤーを対象としたリスク評価および審査

ドイツ銀行は、そのサプライヤーを対象としたリスク評価を定期的の実施し、起こり得るリスクを、サステナビリティや情報セキュリティも含めて評価している。サプライ・チェーンにおいて起こり得る混乱に対処し、サービス継続やリスク軽減を確実にするための緊急時対応計画が設けられている。加えて、第三者を対象とした審査も、マテリアリティ、固有のリスクおよびサービス外注の分類に関わらず実施されている。この審査には、ドイツ銀行が、第三者のリスク・プロファイルに関するインサイトを入手できるような、財務的安定性の確認やデュー・ディリジェンス（制裁や禁輸措置の有無確認、内部の警戒リストに照らした確認、ネガティブ・ニュースの有無審査、第三者が重要な公的地位を有する者かどうかの確認）が含まれている。必要な場合、この審査の結果は、各リスク種類の管理部門による追加調査のために当該部門に上申される。

支払慣行

支払条件は、ドイツ銀行とそのサプライヤーの契約に明示されており、支払条件に関する準拠法とも整合している。ドイツ銀行が個々の契約に定めている約定支払サイトは、欧州のサプライヤーとの契約の場合は60日で、欧州以外の地域のサプライヤーとの契約の場合は90日である。当該サイトは、概して、年額で100,000ユーロ超の商品やサービスを当行に提供するサプライヤーに適用される。ドイツ銀行の他のサプライヤーであって、特に、一般的な購入条件に基づくEU内での取引のサプライヤーには、契約に別段の定めがない限り、30日以内に支払が行われる。固有の支払条件が必要な法域の場合、ドイツ銀行は、それに応じて行動する。新たなサプライヤーからの調達を正しい支払条件で行うのに適切なテンプレートやプロセスが用意されている。

情報セキュリティ

第三者の製品やサービスに対する依存は、情報セキュリティ攻撃の主たる標的決定要素となり得るため、当行がサイバー・リスクに晒される要因となり、当行のリスク態勢に影響を及ぼす恐れがある。ドイツ銀行は、各種機能の組合せや、サードパーティ情報セキュリティ・リスクを軽減し、規制要件（EUのDORA規制の要件を含む。）にも対応できる包括的なアプローチの実施を通じて当該リスクを管理している。当該管理の主要な構成要素には、当行のグローバル・サードパーティ・リスク管理プログラムが含まれており、このプログラムは、第三者との取引に伴うリスクを特定、監視および軽減できるように設計されている。加えて当行は、第三者との取引に固有の管理目標が織り込まれた情報セキュリティ方針の遵守も要求しており、当該目標には、セキュリティ・インシデント通知要件が含まれている。当該遵守を徹底するため、第三者との取引における情報セキュリティの姿勢を定期的に（ベンダーの重大性に応じた頻度で）再評価している。特定の脅威やインシデントに対処するため、取引相手である第三者との協力や当該第三者へのアウトリーチも積極的に行っている。この取組みは、セキュリティ評価により補完しており、この評価には、第三者の拠点におけるオンサイト評価も含めている。これらの措置は、いずれも、第

三者のサービスを当行のセキュリティ要件と整合させるために当行が行う監督や支援に寄与している。詳細については、本サステナビリティ・ステートメントの「情報セキュリティ」項に記載されている。

測定指標および目標

ESRS 2 MDR-M、ESRS 2 MDR-T、ESRS G1-6

2024年度中に、ドイツ銀行は、サプライヤーによるサステナビリティ・コミットメントの成果を評価および監視すること、成果の改善を推進すること、これらについてステークホルダーに対し効果的に伝えることを目的として測定指標や目標を定めた。

ESGスコア目標

上記のコミットメントを包含するため、当行は、サステナビリティ指標を執行役員報酬フレームワークに統合している。2024年度には、ドイツ銀行の取締役会が、サプライヤー関連の重要評価指標（KPI）を、責任者である取締役を含む上級執行役員の年次業績評価および年間報酬パッケージに統合することを承認した。このKPIは、EcoVadisのポイントまたは他の認定格付機関が提示しているスコアを基礎としたESGスコアが100分の45超であるサプライヤーとの管理可能取引額の割合を測定するためのものである。

サプライヤーESGスコア目標は、長期的な成功を推進するという戦略的必須事項をもとに設けられている。この目標は、ESGスコアが低いか存在しないサプライヤーとの取引に伴うリスクを特定し、是正措置を講じて格付けを改善する方法により当該リスクを軽減するためのものである。さらにこの目標は、ドイツ銀行とサプライヤーの双方にとって測定および達成可能な目標を定めることにより、戦略的なサステナビリティ目標の透明性を高め、当該目標について共同で説明責任を果たすことも促進するものである。

ESGスコア目標は、ドイツ銀行の戦略上最も重要なサプライヤーのサステナビリティに関する成果の改善を推進し、その成果に基づく格付の改善を通じて明らかとなった当該成果を当該サプライヤーにおいて定着させるためのものである。この目標は、過去の取引額や、2023年度第4四半期から2024年度末までの間に満了した契約の情報をうけ、管理可能取引額は最高水準ではあるがESGスコアはないという基準に基づきサプライヤーに優先順位を付けることに焦点を当てたものである。

この測定指標は、全サプライヤーとの管理可能取引額合計に占める、EcoVadisのESGスコアが45ポイント相当であるサプライヤーとの管理可能取引額合計の割合を計算したもので、基準割合は48%である。上記の改善推進においては、サステナビリティに対し積極的に取り組んでおり、サプライヤーとの管理可能取引額総計に対する影響の大きさ順で最上位から25位までのサプライヤーを優先に、有意な改善の達成に資する妥当な対応や容易な管理をサプライヤーに対し徹底している。

ドイツ銀行は、EcoVadisや他の厳選格付機関からESGスコア・データを収集して一元的なレジストリに集約し、収集データを定期的にレビューしている。これらのデータ（インサイト）は、進捗をレビューし、サプライヤーのサステナビリティに関する成果を改善することを目的とした戦略的決定を誘導するために、チーフ・オペレーティング・オフィサーであり説明責任を有する取締役と共有されている。サプライヤーのESG KPIは、進捗の測定を可能にするため、当行のサステナビリティ戦略に組み込まれている。2024年度においては、ESGスコアの実績が61%に達し、年度末現在の目標を3%上回った。

支払に関する統計値

ドイツ銀行の支払慣行に関する測定指標は、当行が捕捉した、2024年度中に支払った請求額のデータに基づいており、該当請求書の発行日から計算されている。

2024年度の実績と補完情報

ESRS G1-6

支払慣行	2024年度
請求額支払までの平均期間（注1）（日数）	32
合意済の支払条件に基づく支払額の割合	
支払額が年額で100,000ユーロ未満のサプライヤー（%）（注2）	70
支払額が年額で100,000ユーロ超のサプライヤー：	
欧州（%）（注3）	91
欧州以外の地域（%）（注4）	78

（注1）どのサプライヤーについても、該当請求書の発行日から計算されている。

（注2）ドイツ銀行にサービスや商品を提供しているサプライヤーであって、年額が100,000ユーロ未満のサプライヤーについては、（該当契約に別段の定めがない限り）支払サイトが、該当請求書発行日より0日から30日に設定されている。支払年額が100,000ユーロ未満であるサプライヤーの93%は、支払サイトが0日から30日である。

（注3）欧州のサプライヤーとの個々の契約に定められている標準支払サイトは60日である。支払年額が100,000ユーロ超であるサプライヤーの100%は、支払サイトが60日以上である。

（注4）欧州以外の地域のサプライヤーとの契約に定められている標準支払サイトは90日である。約定標準支払サイトは、年額で100,000ユーロ超の商品やサービスを当行に提供するサプライヤーに適用される。

サプライ・チェーン管理 - アセット・マネジメント

ガバナンス

ESRS 2 GOV-2

DWSは、ドイツ銀行の要件を満たす独自のサプライ・チェーン管理フレームワークを設けている。別途明記されていない限り、同等相当のガバナンスが適用される。DWSでは、この責任が第三者管理機能に帰属する。

戦略

ESRS 2 SBM-3

DWSの調達におけるサステナビリティ戦略は、サステナビリティ関連リスクの管理に焦点を当てたものである。この領域における、公開可能な公式のコミットメントは存在しない。

影響、リスクおよび機会の管理、測定指標および目標

ESRS G1-1、ESRS G1-2、ESRS G1-6、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

サプライヤーを対象としたリスク評価および審査

DWSは、環境や人権に対する負の影響も考慮する、専用のサードパーティ・リスク管理（TPRM）フレームワークを設けている。全カテゴリー種のサプライヤーをTPRMフレームワークの対象に含めるためのプロセスは、段階的に実施されている。

DWSは、ESGデータ・プロバイダー（EcoVadis）が提供する外部データか、自らの専有データを用い、セクターやカントリー・リスク格付も踏まえて、第三者との取引に付帯するサステナビリティ・リスクを判定する。加えて第三者は、いずれも、年に1度のネガティブ・ニュース有無審査の対象となっている。

DWSは、サプライヤーとの契約額やサプライヤーのリスク・プロファイルをもとに、関わるサプライヤーを優先し、その範囲を決定している。またDWSは、取引中の法人サプライヤーを対象とした適切な再評価も、毎年または適宜実施している。

追加精査の対象となった第三者は、EcoVadisから取得したスコアカードを提出するか、DWSの負の影響に関するアンケートに回答しなければならない。DWSは、非財務リスク管理（NFRM）グリッドに基づき残余リスク格付を判定している。リスク評価結果に基づき、DWSは、サプライ・チェーン・デュー・ディリジェンス法（SCDDA）の関連条項を適用している。

サプライヤー行動規範

DWSがサプライヤーに対し支払う額が年額で100,000ユーロを超えている場合、DWSと新たに契約するか、DWSとの契約を更新する当該サプライヤーは、いずれも、ドイツ銀行のサプライヤー行動規範を把握しておく必要がある。

サプライヤー選択およびサプライヤーとの契約

DWSの調達カテゴリー管理チームが（支払額合計基準に基づき）見積り依頼段階で実施する調達プロセスの一環として、DWSは、第三者に対し、SCDDAに定められているような、サステナビリティ関連データや、過去に生じた、環境リスクまたは人権侵害リスクに係るインシデントの開示を求める。リスク・インシデント発生歴のある第三者をショートリストに追加するには、法務部門と、リスク種類別管理部門の承認が必要である。

主要なサプライヤー・カテゴリー別内訳を含む支払慣行

ESRS G1-6

支払慣行	2024年度
請求額支払までの平均期間（注1）（日数）	47
合意済の支払条件に基づく支払額の割合	
支払額が年額で100,000ユーロ未満のサプライヤー（％）（注2）	62
支払額が年額で100,000ユーロ超のサプライヤー：	
欧州（％）（注3）	75
欧州以外の地域（％）（注4）	76

（注1）どのサプライヤーについても、該当請求書の発行日から計算されている。

（注2）DWSにサービスや商品を提供しているサプライヤーであって、年額が100,000ユーロ未満のサプライヤーについては、（該当契約に別段の定めがない限り）支払サイトが、該当請求書発行日より0日から30日に設定されている。支払年額が100,000ユーロ未満であるサプライヤーの87％は、支払サイトが0日から30日である。

（注3）欧州のサプライヤーとの個々の契約に定められている標準支払サイトは60日である。支払年額が100,000ユーロ超であるサプライヤーの100％は、支払サイトが60日以上である。

（注4）欧州以外の地域のサプライヤーとの契約に定められている標準支払サイトは90日である。支払年額が100,000ユーロ超であるサプライヤーの100％は、支払サイトが90日以上である。

支払慣行

支払条件は、DWSとそのサプライヤーの契約に明示されており、支払条件に関する準拠法とも整合している。DWSが個々の契約に定めている約定支払サイトは、欧州のサプライヤーとの契約の場合は60日で、欧州以外の地域のサプライヤーとの契約の場合は90日である。当該サイトは、概して、年額で100,000ユーロ超の商品やサービスをDWSに提供するサプライヤーに適用される。DWSのサプライヤーであって、年額100,000ユーロの基準値を下回っており、EUで一般的な条件に基づき営業しているサプライヤーを含むサプライヤーには、契約に別段の定めがない限り、30日以内に支払が行われる。固有の支払条件が必要な法域の場合、DWSは、それに応じて行動する。新たなサプライヤーからの調達を正しい支払条件で行うのに適切なテンプレートやプロセスが用意されている。

社会的トピックに関する情報

自行従業員

ドイツ銀行のビジネス・モデルは、献身的で有能な従業員と、彼らのアイデア、スキル、コミットメントおよびウェルビーイングに大きく依存しているため、自行従業員はドイツ銀行の企業戦略を達成する上で極めて重要である。ドイツ銀行の顧客に専門的なアドバイスを提供し、顧客のニーズに合わせた革新的なソリューションを生み出し、顧客に経済的安定と永続的な成功を保証する高品質な商品を提供する上で、自行従業員の卓越した能力と献身性は重要な鍵となっている。テクノロジー、グローバル化、持続可能な成長および顧客の要求によって変化の速度が増す中、次の章で説明するように、専門的な従業員管理、組織能力、魅力的な労働条件の提供および機会均等が中心的な位置を占めている。本章において、ESRS S1の意味での「自行従業員」という用語は、従業員だけでなく、「ドイツ銀行の自行従業員における非従業員の特徴」の節で定義されている、いわゆる非従業員も対象としている。

ガバナンス

ESRS 2 GOV-2

ドイツ銀行グループの人事グローバル責任者は、ドイツ銀行のすべての人事（HR）事項に責任を負っている。人事グローバル責任者は、人事セントラルプロダクトチーム、地域別の人事チーム、明確なレポートラインを持つ部門別人事チームで構成される、グループ人事部を監督する。人事グローバル責任者は、当行の関連委員会において人事事項を代表する。また、グループの人事戦略や関連する優先事項を策定・調整するとともに、それがドイツ銀行グループの戦略と一致し、支えるものであり、ドイツ銀行が事業を展開するすべての市場における関連規制および法律（差別禁止法を含む。）に準拠していることを確認する。

人事グローバル責任者は、チーフ・オペレーティング・オフィサーを務める取締役会メンバーに報告し、重要な人事関連のトピックについて協議するために定期的にミーティングを開催する。人事グローバル責任者は、グローバル人事部リーダーシップ・チーム（人事グローバル責任者自身と、各部門、商品および地域の人事責任者で構成される。）からアドバイスと支援を受ける。2024年度において、グローバル人事部リーダーシップ・チームは、既存の職責を再構成して重要な領域（サステナビリティ、カルチャー、人材調達、人事戦略等）に一層重きを置くとともに、グローバル人事部リーダーシップ・チームに数名の新しいメンバーを任命することにより、人事の戦略的優先事項に合わせて再編成された。

当行の月次人事管理ダッシュボードは、雇用慣行リスクおよびこれらのリスク管理における人事部の業務実績を当行の非財務リスク管理フレームワークに沿ってモニタリングし、従業員のライフサイクルに関する管理指標の概要を提供するものである。結果は、当行の人事グローバル責任者とグローバル人事部リーダーシップ・チームに提示される。人事グローバル責任者は、グローバル人事部リーダーシップ・チームのアドバイスを受けて、問題を人事担当の取締役会メンバーおよび/または取締役会に報告する必要があるかどうか、また、どの改善措置を適用するかを決定する。

戦略

ESRS 2 SBM-1、ESRS 2 SBM-2、ESRS 2 SBM-3、ESRS S1-1

当行の人材戦略は、ドイツ銀行の企業戦略およびグローバル・ハウスバンクの目標から派生したものであり、ドイツ銀行の目的と一致している。当行の人材戦略は、市場の発展と社会の動向を反映し、様々な社内外のステークホルダー（規制当局、業界団体、経営者団体等）と協議しながら進化している。この戦略では、ドイツ銀行の人材中心のビジネス・モデルから生じる自行従業員に関連する重要な影響、リスクおよび機会の評価に基づき、自行従業員の利益と意見を考慮している。自行従業員に関連し重要と考えられる影響、リスクおよび機会は、公正で魅力的な労働条件の提供、およびすべての人に公平な待遇と機会を促進するインクルーシブな職場環境である。自行従業員に関連する影響、リスクおよび機会の評価は、潜在的な変更が戦略に正確に反映されるように、ステークホルダーと緊密に連携して毎年見直される。

人事部門は、ステークホルダーからの見識を考慮して、人的資本管理を推進し、包括的な人材戦略を策定し、機能的な人事戦略を導き出す。これにより、当行は長期的にコア・コンピテンシーを確保し、必要な人材を惹きつけ、維持することができる。適切かつ多様なスキルと能力を備えた献身的な従業員が、適材適所に適切なタイミングで配置される場合にのみ、当行はその目的と戦略目標を達成することができる。

人材戦略は、当行の目的および向上心に満ちた文化と密接に結びついており、行動と協力を重視して従業員に力を与えるための北極星として機能する。この戦略では、従業員の卓越性とリーダーシップに重点を置き、効率性を高めるために、合理化されたガバナンス構造の中で個人の説明責任を強化することを重視している。この戦略は、テクノロジーとデータに精通し、高いパフォーマンスを発揮できる従業員を確保することを目的としている。当行の人材戦略は、変化するビジネス需要と社会的影響に合わせて、継続的かつ持続可能な人材変革を推進することを目指している。

人材戦略は、人事組織のマスタープランとして人事機能戦略で運用化される。人事部門は、専門的なスキル、知識、経験、創造性およびコミットメントをもって、業務部門および管理部門に対し、専門的なアドバイス、優れた人事関連商品およびサービスを提供することを目指している。当行が事業を展開する経済環境および規制環境を考慮し、人事部門は将来の発展を予測し、革新的な人事コンセプトを開発することを目指している。人事部門は、従業員の成長と変革の鍵がリーダーシップにあることを認識して強調し、リーダーと従業員との建設的な対話を促進する。人事機能戦略は、既存および将来の従業員から選ばれる雇用主となり、そうあり続けるという当行の目標を支えるものである。当行は、才能はあらゆる場所に多種多様な形で存在すると信じているため、多様な人材を惹きつけ、個人の人種、肌の色、性別、国籍、民族、年齢、宗教、障がい、婚姻状況、妊娠、性的指向、性自認と性表現、市民権、または法律で保護されているあらゆる特性による差別のない職場環境を確保することに尽力している。

人事戦略と人事機能戦略はいずれも、人事部門がグローバル人事部リーダーシップ・チームと緊密に連携して少なくとも年に1回見直しが行われ、修正や対応の必要性が認められた場合は改善される。ドイツ銀行は、事業を展開するすべての市場の法律および規制（差別禁止法を含む。）に準拠した方針および手続を使用し、本章で説明する各施策を実施し、人事戦略を実行している。

影響、リスクおよび機会の管理、評価指標ならびに目標

自行従業員に関する重要な影響、リスクおよび機会は、労働条件、ならびにダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンに関連しており、以下の項で説明されている。また、各節では、行動、評価指標、目標等を含め、さらに詳述している。ドイツ銀行は人事部門を通じて、方針および手続により、また、主要な行動の定義と実行および評価指標（ESRS S1の重要な指標や事業体固有の指標を含む。）の定義とモニタリングにより、自行従業員に関する重要な影響、リスクおよび機を管理している。これらすべてのステップにより、当行は従業員を管理し、意図した労働条件を達成し、「自行従業員」の章の以下すべての節で説明されているように、公平な待遇と機会を確保することを目指している。人事部門は少なくとも年に1回、自行従業員に関連する影響、リスクおよび機会をレビューし、戦略の見直しの必要性や自行従業員の管理方法とそれに基づいた行動を特定する。

ESRS 2 SBM-3、ESRS S1-3、ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行は、優秀で多様なスキルを持つ意欲的な従業員に依存しており、従業員は顧客の視点で考え、当行が事業を展開する地域社会を反映している。したがって、平等で公平な機会を提供し、従業員の公平な待遇を確保し、関連する重大な影響、リスクおよび機会を管理することは、当行にとって極めて重要である。当行は、非金銭的給付を含む公正な報酬、すべての性別の人にとって魅力的で利用しやすい研修の提供、差別やハラスメントを容認しないインクルーシブな職場環境を提供および促進することで、従業員エンゲージメントと定着、そして一般社会にもプラスの影響を与えることができる。ドイツ銀行は、ジェンダー平等に向けて取り組み、リーダーシップ層でも多様な人材の割合を増やすことを公約しているが、これはドイツの各法令を反映するためであり、そうでなければマイナスの影響につながる可能性がある。

ドイツ銀行は、行動の変化を促すための具体的な目標を設定し、様々な施策に取り組んでおり、その取り組みは社会的に評価されている。インクルーシブな雇用主であると認識されることで、当行は市場から多様な人材を惹きつけ、実力に基づく強固な人材プールを構築する機会を得ることができる。その結果、当行のビジネス・モデルの成功と財務的リターンを生み出すために必要な、従業員の卓越性と多様なスキルを強化することができる。

いかなる形態の差別的行為も容認しないインクルーシブな職場環境があることは、優秀な人材の獲得と定着を下支えする職場環境の改善につながる機会となる。従業員イニシアチブに投資することで、ドイツ銀行はソーシャルグッドとビジネス上のグッドを結び付ける機会を得ることができる。当行が、従業員の平等な待遇と機会を確保できず、差別的慣行を回避できなかった場合、当行のダイバーシティー目標（上級管理職に多様な人材を登用する等）を達成できないリスクが生じ、訴訟コストや当行に対する評判が低下する可能性がある。その上、すべての従業員にとってインクルーシブで魅力的な職場環境と平等な機会の欠如は、従業員エンゲージメントの低下や財務実績の低下につながる可能性がある。このようなリスクと、従業員の離職に伴う人員補充という人口動態の変化から生じるリスクを軽減するため、当行は、職場におけるあらゆる形態の差別、ハラスメント、報復から従業員を保護するための堅牢なプロセスと対策を導入し、インクルーシブな職場環境を促進するための様々な施策を講じている。それぞれの施策と目標、および主な評価指標については、本章「自行従業員」の「ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン」の節に記載されている。

公正で魅力的な労働条件は、従事する従業員が、サポートされ、評価されていると感じ、最高のパフォーマンスを発揮してキャリアにおいて成功するための鍵である。ドイツ銀行は、従業員の結社の自由を保証し、労働組合との建設的な対話（団体労働協約の締結を含む。）を維持し、労使協議会を通じて従業員の代表を積極的に認めることにより、従業員にプラスの影響を及ぼしている。従業員の結社の自由を保障しなかったり、団体交渉の権利を認めなかったりすると、当行の従業員だけでなく、当行の評判にも悪影響を及ぼすことになる。定期的なパフォーマンスのフィードバックに基づき、変化するスキル要件に沿った、効果的で魅力的な研修と能力開発の機会を従業員に提供することで、当行は従業員の卓越性を促進している。これは、従業員エンゲージメント、生産性の向上、潜在的ビジネスの実現、および顧客に対するサービス向上の機会を意味する。

従業員のウェルビーイングに対する潜在的な悪影響は、不適切な労働時間や不十分なワークライフ・バランスから生じる可能性がある。こうした潜在的な悪影響を軽減するため、当行は明確なウェルビーイング戦略と幅広い福利厚生ポートフォリオを通じて従業員のウェルビーイングを促進し、また、柔軟な勤務形態や家族関連の休暇の機会を通じて、従業員が適切な労働時間で適切なワークライフ・バランスを実現できるよう支援している。それぞれの行動と関連する目標、および主な評価指標については、本章「自行従業員」の「労働条件」の節に記載されている。

人事部門は、意図した労働条件を実現し、従業員の平等かつ公正な機会を確保するための施策を策定し、実行する責任を負っている。人事部門は少なくとも年に1回、自行従業員に関連する影響、リスクおよび機会（IRO）を評価し、潜在的な修正や対策の必要性を特定するとともに、従業員に関連するIRO評価の潜在的な変更が戦略に正確に反映されていることを確認し、また、その逆も行う。

本章「自行従業員」の開示は、すべての種類およびグループの従業員を対象としており、通常は従業員の代表者に加え、該当する場合は非従業員も含まれる。自行従業員に関連する実際のまたは潜在的なマイナスの影響に対応するための必要な措置と、潜在的なリスク（危害が及ぶリスク、影響および機会を含む。）を特定するためのプロセスと情報源は、以下の「影響について自行従業員および従業員代表と関わるプロセス」ならびに「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の節に記載されている。これらのプロセス、およびその他のデータソース（グローバルまたは国レベルの従業員データ等）により、当行は、特定のグループの人々（特定の特性を持つ人々、特定の状況や特定の活動で働く人々等）を含む自行従業員に関連する潜在的な影響、リスクおよび機会を特定することができる。

ESRS S1-1、ESRS 2 MDR-P

当行の方針および手続は、ドイツ銀行が人材戦略を実施し、自行従業員に関連する重要な影響、リスクおよび機会を管理するための手段となっている。方針および手続は、当行が事業を展開するすべての市場の法律および規制に準拠しており、グループ総会の承認を受けた「方針、手続、主要な業務文書および枠組み文書の要件に関する当行グループ全体の方針」に沿って、方針に関わる主要な関係者との協議により策定、改訂される。方針に重要な改訂を行う場合は、グローバル・ポートフォリオ・オーナー、および当行内の影響を受けるすべての部門の各分野の専門家（Subject Matter Experts）と協議しなければならない。人材関連の方針は、各人事部門が方針に関わる主要な各関係者（方針の範囲により、業績および報酬、雇用関係、人事リスクおよび管理等の部門が関与する可能性がある。）と協議して策定しており、当行が事業を展開する様々な管轄区域において適用される労働法（差別禁止法を含む。）に準拠したものとなっている。さらに、主要な関係者として従業員代表が、例えばドイツ労働者憲法（Betriebsverfassungsgesetz）等の参加権に従って関与し、該当する場合は労働協約（Betriebsvereinbarungen）が締結されることもある。人事部のグローバル方針は、人事グローバル責任者によって承認され、少なくとも年に1回見直される。当行の従業員と非従業員は、これらの方針を、行内イントラネットのスタートページにリンクがある当行の社内方針ポータルで入手できる。方針または手続の新規発行時または更新時には、当該イントラネットにニュース記事が掲載され、主な変更点、影響および質問窓口が強調して表示される。さらに、明確なガイドラインは、例えば「安全なデータ処理手順（人事部門）」や「利益相反（人事部門）」等の重要な運用文書の形で明確な指針を提供することにより、当行の従業員にとって安全に機能する職場環境を醸成している。

ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行は、プラスの影響および機会を促進し、潜在的なマイナスの影響やリスクを軽減するために、様々な活動を行っている。当行の活動は、グローバルの学習プログラムやリーダーシップ・プログラム等、当行が事業を展開するすべての地域の全従業員に適用されるグローバルの活動やプログラムであることが多いが、地域または部門に特化した活動（例えば、主要なグローバル拠点での見習いプログラムまたは保育サービスの提供等）や、特定の従業員グループに特化した活動（女性従業員や黒人従業員向けの能力向上プログラム等）もある。これらの活動の実施は、当行の人材戦略および目標の達成、魅力的で公正な労働条件の促進、公平な待遇および機会の提供と確保に貢献している。当行が実施する活動には、35 by 25プログラム、報酬および業績評価のフレームワークの進化、または新しい研修の確立に関連する活動のような長期的なものから、「Ask me anythingセッション」シリーズのような機会に関連した単発的な施策まで、様々な時間軸がある。当行の活動の計画および実施には、従業員の労働時間および／または予算等、必要なリソースが割り当てられる。当行の活動は、以下の「従業員管理」、「労働条件」ならびに「ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン」の各節で説明されている。これらの活動と活動計画（過年度に開始されたものを含む。）の進捗状況は、以下の各節で報告されている評価指標および年に1回実施されるピープル・サーベイの結果を含め、様々な定性的および定量的手段によってモニタリングされている。

影響について自行従業員および従業員代表と関わるプロセス

ESRS S1-2、ESRS S1-1

従業員との関わり

当行は、自行従業員に影響を及ぼす可能性のある意思決定において、従業員の意見を包括的に反映させることに尽力しており、従業員の認識、潜在的な懸念、従業員に影響を及ぼす可能性のあるプラスまたはマイナスの影響に関する洞察を得るために、自行従業員と直接関わるための様々なチャネルを提供している。

情報収集の中心的な手段は、当行が任意で行っている機密扱いのピープル・サーベイであり、この調査は、当行がうまく行っている点や、従業員が改善の必要性を感じている点について、従業員の見解を理解するために実施されている。ドイツ銀行は、行内の様々な分野や従業員グループにわたって見解を得ること、また、従業員の中でも特にマイナスの影響を受けやすいグループを特定することを目指している。そのため、調査結果は、年齢、性別、在職期間等のトピックに関する人口統計学的質問、および特定の地域では民族や性的指向に関する質問に、任意かつ機密扱いで回答する選択肢に基づき、地域別および部門別の集計や、追加の基準による結果のセグメント化を示している。調査への参加率を観察することで、当行はこのチャネルの有効性も評価している。2024年度には、招待された従業員の65%（2023年度：64%）が回答し、2011年度以来最高の回答率を記録した。これは、ベンダーからのフィードバックによれば、当行の同業他社と同水準であった。

ピープル・サーベイでは、コミュニケーション、デジタル化、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン、倫理、スピークアップ文化、リソース等、当行の労働条件にまつわる幅広いトピックについて全従業員にフィードバックを求めることで、従業員のコミットメント（当行に留まる意向、誇り、モチベーション、雇用主としての当行への支持等）およびイネーブルメント（仕事へのやりがいや関心の度合い、従業員が生産性を発揮できる度合い）の進捗状況を測定している。また、従業員には、仕事における目的や楽しみ、仕事と私生活の適度なバランスを実現する上で当行がどの程度サポートしていると感じるかについても尋ねている。ピープル・サーベイでは、従業員が自分の意見を自由に表明することに抵抗を感じていないか、また、意見表明を助けたり妨げたりする要因についても洞察を得られる。従業員は、調査に含まれる自由記述欄を利用して、改善案や気づいた点を共有することもできるため、当行での勤務経験のプラス面やマイナス面についてのフィードバックを提供することができる。2024年度においてドイツ銀行は、高度な分析によって洞察をさらに深め、より詳細で実用的な洞察を得て従業員のエクスペリエンスを向上させるという当行の目標をサポートするため、新たな学術パートナーを導入した。

専任の人事チームが、人事グローバル責任者の指導の下、取締役会の承認を得た上で、調査を準備し、継続的な見直し、改善および実施を遂行している。従業員の機密を守り、オープンなフィードバックを促進するため、結果は集計レベルでのみ報告される。調査結果は、取締役会およびグループ・マネジメント委員会に報告され、それらによる意思決定および関連する施策に反映される。調査結果は各業務部門および管理部門にも共有され、「企業文化、誠実さおよび行動」の章で説明しているように、必要に応じて改善措置を計画することが求められる。専任の人事チームは、調査結果から得られた洞察が当行の人材戦略の継続的な見直しと改善において確実に考慮されるように努めている。

ピープル・サーベイの結果は、フィードバックの面談（月に1回またはそれ以上の頻度で行われる。）が、従業員のモチベーションおよび生産性の実感にプラスの影響をもたらしていることを示している。その結果、人事部はピープル・サーベイに加えてカルチャー・パルス・サーベイを年に3回実施し、上向き・下向きのフィードバック、チーム・ミーティングおよび感謝を示される機会の頻度と質、ならびに従業員がその職場環境において生産的な行動にどの程度遭遇しているかを把握するのに役立っている。この調査結果からカルチャー・パルス指数が得られ、バランス・スコアカードの報告に含められる。ピープル・サーベイの主な結果は、労使協議会および従業員に共有される。

こうした調査に加え、自行従業員に含まれる従業員および非従業員は全員、グローバル・イントラネットを通じて、非常に直接的なコミュニケーション・チャネルも利用することができる。通常、公開された記事はすべて、「いいね！」ボタンを押したり、自由記述欄でコメントしたりすることができ、コメントは誰でも見ることができる。記事へのコメントや評価等を通じて、記事の閲覧数やインタラクションの統計をモニタリングすることで、当行はこのチャネルの及ぶ範囲と効果を評価している。さらに、従業員は定期的に関催される部門別および地域別のタウンホールイベントで質問をすることができる。2024年度には、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーと取締役会メンバーが従業員の質問に答える「Ask me anythingセッション」がシリーズとして実施され、事前提出またはライブ・セッションの質疑応答機能を通じて匿名で質問することができた。

従業員代表との関わり

このような従業員との直接的な関わりの他に、従業員の視点を理解する上でもう一つ重要なプロセスは、従業員代表団体と継続的に対話し、オープンで建設的な意見交換を維持することである。当行は世界各国で、各国の法令に基づき、従業員代表およびその協議会と協力している。例えば、当行の従業員の大多数（42%）が勤務するドイツでは、ドイツ労働者憲法（BetriebsverfassungsgesetzまたはBetrVG）が労使協議会の関与を規定しており、労使協議会の権利と義務を規定し、雇用主が労使協議会を関与させる必要がある場合と形式を規定している。4年ごとにメンバーが選出される労使協議会は、ドイツ銀行との協議や交渉を通じて従業員の利益を代表する。当行の幹部従業員には独自の代表委員会があり、これもドイツ従業員代表者法（Sprecherausschussgesetz）によって規制されている。これらの代表団体との協議は、特定の施策を実施するために必要に応じて行われる。それ以外にも、当行は従業員代表と常に連絡を取り合い、社内対話を維持し、当行の従業員に対する潜在的なマイナスの影響に対する従業員の意見と従業員代表の見解を把握している。ドイツでは、当行は2024年度に複数の団体労働協約（改善された業績および報酬フレームワークや人工知能アプリケーションに関するもの等）、ならびに一般労働協約や地域労働協約（ハイブリッド型勤務形態に関するもの等）を締結または更新している。

ドイツ銀行の従業員は欧州レベルでも代表を務めている。1996年9月10日に締結された、EU域内のドイツ銀行従業員の国境を越えた情報提供および協議に関する協定に基づき、欧州労使協議会はすべてのEU加盟国で働く従業員を代表している。

マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャンネル

ESRS S1-1、ESRS S1-3、ESRS G1-1、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行では、自行従業員が懸念を表明できる内部告発の枠組みを設けている。これは、当行の従業員に対するすべての懸念事項や認識されたマイナスの影響が報告され、必要に応じて措置が講じられるようにするためである。この枠組みは、グループ全体のグローバルの「懸念事項の提起（内部告発を含む。）に関する方針」によって管理されており、グループの最高コンプライアンス責任者によって承認されている。この方針は、「企業文化、誠実さおよび行動」の章に記載されているように、懸念事項の提起に関する当行のアプローチを規定しており、すべての従業員および非従業員に適用される。ドイツ銀行は、社内外で懸念事項を提起したこと、懸念事項の提起を支援したこと、または懸念事項の調査に協力したことを理由とする、個人に対するいかなる形の報復も禁止している。

苦情が提起された場合、その懸念事項に対処する責任を負う関連部門が関与し、それら进行处理し、措置を講じる（その対応の有効性の追跡を含む。）。人権関連の懸念事項を含む、自行従業員へのマイナスの影響または自行従業員の不正行為に関連する苦情やクレームは、申し立ての内容に応じて、当行の関連する調査部門のいずれかによって調査される。人権関連の懸念事項が提起された場合、ドイツ銀行の人権部門責任者に報告する必要がある。正当かつ信憑性のある懸念事項については、申し立てられた懸念事項に関する調査手順、リサーチおよび協議を含む調査プロセスが開始される。こうしたデュー・ディリジェンスの結果に応じて、既存の影響を是正するための適切な措置が合意され、実施される。懲戒処分可能性があるケースはすべて人事部に報告され、グローバルの「グループ全体の業績、結果および報酬に関する方針」に沿って、また現地の法律に従って処理され、従業員との関係を専門とする人事チームによって適切な措置が講じられる。これは、懸念が報告されたチャンネル（内部告発チャンネル、人事部門、管理職またはその他のチャンネル等）に関係なく適用される。フォローアップ措置には、「自行従業員」の章の「インシデントおよび苦情」の節に記載されているように、重大性と状況に応じて、方針の変更、プロセスおよび管理の強化、教訓のレビューまたは懲戒処分が含まれるが、これらに限定されない。当行は、一貫性および透明性のある方法で懲戒処分を決定するよう努めている。懸念事項の傾向およびテーマ、ならびに結果として講じられた措置（懲戒処分等）に関する定期的な報告は、グローバル人事部リーダーシップ・チームと「企業文化、誠実さおよび行動」ガバナンス・チームに提供される。

懸念事項を提起する当行のチャンネルが従業員にどれほど効果的で信頼されているかを評価するために、年に1回実施されるピープル・サーベイでは、従業員に対し任意かつ機密扱いのフィードバックを求め、懸念事項を提起するチャンネルに関する従業員の認識と、潜在的な懸念事項が当行によって効果的に対処され、内密に処理されることに対する従業員の信頼度を測っている。当該サーベイ自体にも、従業員が懸念事項を提起したい場合のために「懸念事項を提起する」ページへのリンクが貼られている。2024年度の当該サーベイの結果によると、従業員は引き続き、当行の基準に沿った環境があることを実感しており、大多数が自分の意見を表明することが可能であると感じている。また、懸念を抱いている従業員の数は少ないものの、大多数が、懸念がある場合にそれを提起する方法を知っていることも示された。

当行ではピープル・サーベイおよびカルチャー・パルス・サーベイに加え、自己都合退職者を対象として任意かつ機密扱いの退職者サーベイを実施している。このサーベイの主な目的は、退職理由と当行での勤務経験を把握し、当行の従業員のうち潜在的に弱い立場にあるグループがマイナスの影響にさらされている可能性を特定することである。このチャンネルの信頼性と有効性を評価するため、退職者サーベイの回答者は、過去12ヶ月間に何らかの懸念事項があったかどうか、それを提起したかどうか、提起しなかった場合はその理由を尋ねられる。回答者には、当行の独立した内部通報センターの担当者が秘密裏にフォローアップを行うために、連絡先を提供する選択肢が与えられる。内部通報センターは、従業員が入行してからそれぞれ30日後と90日後に、任意かつ機密扱いで新入社員サーベイおよびスピークアップ・サーベイを実施する。これらのサーベイの内容は同じであるが、潜在的な懸念事項（潜在的に弱い立場にあるグループに影響を与えるものを含む。）を積極的に特定するために、異なるタイミングで送付される。両サーベイとも、退職者サーベイと同様、スピークアップ文化、意識および懸念事項の提起に関する質問を含んでいる。

従業員フィードバックの企業文化

ESRS S1-4、ESRS S1-5、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T

ドイツ銀行は、適切な人材を採用し、育成し、適切なスキルを身につけさせることに力を注いでいる。その一方で、強固な人間関係、オープンなコミュニケーションおよびフィードバックからの学習が重要な役割を果たすような生産的な職場環境を育むためには、当行従業員の声を聞き、受け入れ、認め、配慮し、積極的なリーダーシップを発揮する必要がある。

「自行従業員」の章の「影響について自行従業員および従業員代表と関わるプロセス」の節で概説されているように、当行は、機密扱いの従業員サーベイおよびその他のチャンネルを使用して、自行従業員の様々な視点を収集し、当行がうまく行っている点および改善が必要な点を把握している。

従業員フィードバック文化の重要な要素は、年に1回実施されるピープル・サーベイである。これは、全従業員に当行の労働条件に関する幅広いトピックについてフィードバックを求めることで、従業員のコミットメントおよびイネーブルメントの進捗状況を測定するものである。従業員のコミットメントには、当行に留まる意向、誇り、モチベーション、雇用主としての当行に対する支持等が含まれる。コミットメント・スコアは、2023年度の70%から67%（ロシア連邦を除く。）に低下した。イネーブルメント・スコアは2023年度の71%から70%に低下した。両スコアの低下傾向には、当行が現在進めている変革活動が影響している。組織で働くことへの誇りは安定しているものの、当行に留まる意向や雇用主としてのドイツ銀行に対する支持等の、コミットメントに寄与する他の質問では減少した。同時に、当行の従業員の内発的モチベーション、すなわち、期待以上の成果を出そうとする意欲は非常に高いレベルを維持しており、これはパフォーマンスの高い組織であることを示している。ピープル・サーベイの結果は、取締役会および監査役会に共有され、そこで主要な重点分野の特定が行われる。また、当行の「企業文化、誠実さおよび行動」イニシアチブの一環として、各部門に義務付けられている企業文化計画にも反映される。2024年度に取締役会は、当行が取り組むべき4つの重点分野を特定した。それは、戦略および変革（プロセス改善およびコミュニケーション等）、リーダーシップ（管理職向けカリキュラム等）、持続可能なキャリア開発（個人の成長等）ならびに、業績およびフィードバック（持続可能なパフォーマンス文化等）である。

さらに、当行は、従業員の職場に対する認識の重要な側面を継続的に把握するため、カルチャー・パルス・サーベイを年に3回実施している。2024年度は、職場環境におけるフィードバックと生産的な行動に焦点が当てられた。このサーベイは、管理職から従業員へのフィードバックやチームミーティングの頻度と質、従業員がその職場環境において生産的な行動にどの程度遭遇するかを把握するのに役立てられている。2023年度のピープル・サーベイの結果、新たな重点分野が特定された。これに基づき、2024年度には、継続的改善および積極的な承認に関する2つの新しい質問が取り入れられた。この結果からカルチャー・パルス重要評価指標が得られ、2024年度におけるグループ全体の目標が取締役会の合意により70%とされたのに対し、年度末の結果は69.89%となった。

2024年度の目標および当行のカルチャー・パルス重要評価指標の結果

	2024年度		2023年度
	ゴール（注1）	結果（注2）	結果
カルチャー・パルス指標（単位：%）	70.00	69.89	73.84

（注1）2024年度に更新されたサーベイの質問に関する目標を反映している。

（注2）ロシア連邦を除く。

ドイツ銀行グループのカルチャー・パルス指標では、2023年度末に設定された基準値に対して、前年度よりも統計的に有意な改善が求められた。既知の改善が必要な分野に焦点を当てた新たな質問セットにより、基準値が低下し、2024年度のグループ目標が再調整された。このカルチャー・パルス指標の目標は、「自行従業員」の章の「労働条件」の節に記載されているように、当行が労働条件、「業績、結果および報酬に関する方針」等の各方針、ならびに当行の行動によって達成しようとしている結果を反映している。経営陣には、結果を利用して重要な行動についてトップから方向性を定め、管理職が自らの行動について考えるよう促すことが期待されている。2024年度末の結果では、積極的な承認および継続的改善のためのアイデアの奨励に焦点を当てる必要があることが示された。

フィードバック文化を伝えるためのさらなる手段には、自己都合退職者を対象とした当行の退職者サーベイや新入社員サーベイのほか、上述のような非常に直接的なフィードバック・チャンネルがある。

従業員管理

ESRS S1-1、ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行には、従業員のライフサイクル全体にわたる幅広い人事トピックを網羅する、自行従業員管理に関する様々な方針と手続がある。例えば、当行の採用に関するグローバルの方針には、本章「自行従業員」の「採用および離職」の項に記載されている「採用方針」、「身元調査方針」、「取締役メンバー、支店長および主要役職者の適性評価に関する方針」、「オフボーディング方針」、ならびに「非従業員の特徴」の項に記載されている「臨時従業員に関する方針」等がある。

さらに、人事部門は、業務部門および管理部門に、当行が自行従業員を効果的に管理するためのツール、フレームワークおよび分析を提供している。効果的な従業員管理は、変革目標を達成する上で極めて重要な役割を果たし、採用から育成に至るまで管理職の日常業務の遂行をサポートするほか、データに基づく洞察を上級管理職に提供することで、戦略および計画策定活動を支援し、より多くの情報に基づいた意思決定を可能にする。この目標を達成するために重要なのは、テクノロジーと最新のインフラへの継続的な投資である。人事部は、当行のイノベーションとデジタル化を支援するための戦略的改革として、人材分析および計画のための最先端ソフトウェアの開発と拡張を続けている。管理職には、事前に構築された、人材に関するベストプラクティスの質問に基づいて、人材分析と人材計画ソリューションが提供される。これにより、様々なシナリオを予測し、様々な選択肢を幹部に提示し、特定の目標を達成するための道筋を選択することができる。ドイツ銀行のグローバルの取組み、規制上のニーズ、戦略および計画を支援するため、当行の今後の包括的な目標は、人材と労働力の課題をよりエビデンスに基づいて管理することである。当行では、将来を見据えたモデリングと予測分析に継続的に取り組んでいる。

ドイツ銀行従業員の特徴

ESRS S1-6

当行従業員の役割は、管理職と非管理職、および顧客対応職と顧客対応以外の職に分けられる。顧客対応以外の職は、典型的なオフィス業務で構成され、管理機能から技術対応の役割まで多岐にわたる。顧客対応職は、顧客や潜在顧客と直接やり取りをする業務であり、多くの場合、ドイツ銀行の支店で行われる。優れたクライアント・アドバイザー・スキルを持つ人材とは別に、ドイツ銀行のビジネス・モデルは、顧客対応以外の部門や管理部門においても、非常に優秀で勤勉な従業員に大きく依存している。

2024年度末現在、ドイツ銀行の従業員数は前年同期末から723名（0.7％）減少し、2023年度末現在の96,621名から95,898名となった。これは主にドイツ、米国、英国およびイタリアでの人員削減によるもので、インドでの増加により一部相殺された。

性別別の従業員構成

2024年度の性別構成はほぼ安定している。2024年度の女性割合は46.5％（2023年度：46.3％）、2024年度の男性割合は53.5％（2023年度：53.7％）であった。

性別別の従業員数：ドイツ銀行グループ

	従業員数（単位：人）	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
女性	44,581	44,744
男性	51,309	51,871
その他（注1）	6	4
未報告	2	2
従業員数合計	95,898	96,621

（注1）従業員が自認する性別。

従業員総数の10%以上を占める国の性別別の従業員構成

2024年度のドイツにおける性別構成はほぼ安定している。2024年度の女性割合は51.4％（2023年度：51.6％）、2024年度の男性割合は48.6％（2023年度：48.4％）であった。

性別別の従業員数：ドイツ

	従業員数（単位：人）	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
女性	20,719	21,468
男性	19,583	20,152
その他（注1）	6	4
未報告	0	0
従業員数合計	40,308	41,624

（注1）従業員が自認する性別。

インドでは、2024年度の女性割合は1.1％増の41.3％（2023年度：40.2％）、男性割合は1.1％減の58.7％（2023年度：59.8％）であった。

性別別の従業員数：インド

	従業員数（単位：人）	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
女性	9,335	8,494
男性	13,243	12,639
その他（注1）	0	0
未報告	0	0
従業員数合計	22,578	21,133

（注1）従業員が自認する性別。

国別の従業員構成

ドイツ銀行の全体的な地理的範囲は安定している。2024年度末現在、当行従業員の最大割合（42.0％）がドイツで勤務しており、続いてインド（23.5％）、英国（8.1％）、米国（8.1％）となっている。

国別の従業員数

国名	従業員数（単位：人）	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ドイツ	40,308	41,624
インド	22,578	21,133
イギリス	7,766	7,986
アメリカ合衆国	7,743	8,047
イタリア	2,970	3,176
スペイン	2,357	2,427
シンガポール	1,813	1,887
ルーマニア	1,799	1,666
フィリピン	1,369	1,386
香港	802	860
スイス	625	644
中国	621	634
ベルギー	496	523
ルクセンブルク	490	531
オランダ	457	495
ポーランド	386	362
日本	371	387
オーストラリア	288	285
フランス	226	223
インドネシア	226	220
マレーシア	202	192
ブラジル	202	170
アラブ首長国連邦	200	199
韓国	195	189
ロシア連邦	169	180
アイルランド	169	160
台湾	144	120
トルコ	109	115
タイ	107	107
ベトナム	89	81
パキスタン	84	88
オーストリア	77	76
ハンガリー	74	67
サウジアラビア	51	47
スリランカ	49	56
チェコ	47	48
ポルトガル	45	45
メキシコ	41	30
南アフリカ	36	42
スウェーデン	35	33
ウクライナ	34	35
イスラエル	14	15
ギリシャ	12	12
カナダ	11	12
カタール	4	3
コロンビア	4	0
モーリシャス	3	3
従業員数合計	95,898	96,621

契約種別の従業員構成

ドイツ銀行は、従業員をフルタイムまたはパートタイムの正社員または臨時契約で雇用しており、従業員の大部分（99.7％）は正社員である。契約種別、性別または地域別の従業員数は、フルタイム換算（FTE）で報告されている。当行はFTEのデータを示す際にフルタイム換算で従業員数を算出しているため、パートタイム従業員もグローバルで標準化された報告システムに基づいて比例して含まれている。

契約種別の従業員数（性別別）

2024年12月31日現在					
単位：FTE（注１）	女性	男性	その他（注２）	未報告	合計
従業員数	40,293	49,454	4	2	89,753
正社員数	40,113	49,323	4	2	89,442
臨時従業員数	180	131	-	-	311
時間保証されていない従業員数	-	-	-	-	-
従業員数	40,293	49,454	4	2	89,753
正社員数	33,443	48,393	4	2	81,842
パートタイム従業員数	6,850	1,061	-	-	7,911

（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。
（注２）従業員が自認する性別。

2023年12月31日現在					
単位：FTE（注１）	女性	男性	その他（注２）	未報告	合計
従業員数	40,180	49,945	3	2	90,130
正社員数	39,920	49,778	3	2	89,703
臨時従業員数	260	167	-	-	427
時間保証されていない従業員数	0	0	0	0	0
従業員数	40,180	49,945	3	2	90,130
正社員数	33,031	48,832	3	2	81,869
パートタイム従業員数	7,149	1,113	-	-	8,261

（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。
（注２）従業員が自認する性別。

契約種別の従業員数（地域別）

2024年12月31日現在					
単位：FTE（注１）	ドイツ	欧州（ドイツを除く。）	米州	アジア／太平洋、中東および アフリカ	合計
従業員数	35,160	17,672	7,991	28,930	89,753
正社員数	34,893	17,641	7,991	28,917	89,442
臨時従業員数	267	30	-	14	311
時間保証されていない従業員数	-	-	-	-	-
従業員数	35,160	17,672	7,991	28,930	89,753
正社員数	27,981	16,976	7,971	28,913	81,842
パートタイム従業員数	7,179	695	20	17	7,911

（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

2023年12月31日現在					
単位：FTE（注１）	ドイツ	欧州（ドイツを除く。）	米州	アジア／太平洋、中東および アフリカ	合計
従業員数	36,195	18,103	8,232	27,601	90,130
正社員数	35,822	18,066	8,232	27,584	89,703
臨時従業員数	373	37	-	17	427
時間保証されていない従業員数	-	-	-	-	-
従業員数	36,195	18,103	8,232	27,601	90,130
正社員数	28,686	17,386	8,212	27,585	81,869
パートタイム従業員数	7,509	717	20	16	8,261

（注１）前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて調整されている。「中東およびアフリカ」は、2024年度に「アジア／太平洋」に割り当てられた。
四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

ドイツ銀行の自行従業員における非従業員の特徴

ESRS S1-1、ESRS S1-7、ESRS 2 MDR-P

主要プロジェクトの成功や重要な成果物を成功裡に遂行するために一時的にスキルセットが必要であり、そのような能力が当行従業員にない場合、ドイツ銀行は戦略的に外部の専門家や短期的なサポートを活用する。このアプローチにより、当行

は、可能な限り従業員の育成と活用を優先しながらも、高水準のパフォーマンスを維持し、厳しい納期を守ることができる。

「臨時従業員に関する方針」は、臨時従業員リソース（CWR）の管理要件を規定し、リスク、法律および規制に関する強化された要件を満たすための最低限の管理基準が確実に整うようにするものである。この方針は人事グローバル責任者の承認を得ている。

当行はFTEのデータを示す際にフルタイム換算で従業員数を算出しているため、パートタイム従業員もグローバルで標準化された報告システムから得たデータに基づいて比例して含まれている。

2024年度末現在、当行の自行従業員における非従業員（すなわち、自営業者、または主にタイム・アンド・マテリアル契約（T&M）ベースで従事している第三者企業から派遣された人材）の数は、主にIT部門とプライベート・バンクにおける人員削減により、前年同期比で1,757名（21.6%）減少し、8,126名から6,369名となった。

職種別の非従業員構成

単位：FTE（注1）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ITベンダーのリソース（T&Mベース）	2,219	2,892
IT以外の請負業者	1,484	1,930
IT以外の臨時事務職のリソース	1,017	1,600
IT以外のその他専門サービスのリソース	521	545
IT以外のバンキングおよびアウトソーシング・サービスのリソース	881	793
IT請負業者	248	366
合計	6,369	8,126

（注1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

採用および離職率

ESRS S1-1、ESRS S1-6、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行は、選ばれる雇用主となることを目指し、魅力的な労働条件を提供することで、重要な人材を惹きつけ、社内の人材を維持するよう努めている。当行は2024年に、ドイツ、インドおよびベルギーにおいてトップ・エンプロイヤーの認定を受けた。

当行の採用方針は、従業員の採用に関するグループ全体およびグローバルに適用される要件を定めており、採用承認、人材発掘、面接、評価、候補者管理、内定の承認およびオンボーディング（内部異動を含む。）を対象としている。また、すべての候補者を公平かつ平等に扱うというコミットメントを強調している。採用プロセス全体を通じて、すべての候補者の評価および/または面接は、潜在的な偏見なしに、また、個人の人種、肌の色、性別、国籍、民族、年齢、宗教、障がい、配偶者の有無、妊娠、性的指向、性自認と性表現、市民権または法律で保護されているあらゆる特性による差別なしに、資格、スキル、経験等の長所に基づいて行われなければならないという要件を定めている。採用プロセスに関与するドイツ銀行グループの従業員は、すべての個人に平等かつ公平な機会を提供する、すべての適用法を遵守しなければならない。採用方針で参照されている「管理職のための採用慣行ガイド」では、ドイツ銀行の職務記述書に概説されている要件は、十分に多様な候補者プールを確保するために幅広く説明されるべきであると述べられている。当行グループ全体の「身元調査方針」は、身元調査に関する一貫した要件を定め、関連する責任を関係者に割り当てている。さらに、グループ全体の「取締役メンバー、支店長および主要役職者の適性評価に関する方針」は、取締役、支店長、グローバルおよび現地の主要役職者の適性に関する最低要件を定めている。これらの方針は人事グローバル責任者によって承認され、すべての方針は少なくとも年に1回見直される。

ドイツ銀行のグローバルにアクセス可能なキャリア・プラットフォーム「dbCareers」では、求人情報のほか、能力開発の機会、インクルーシブな職場環境やウェルビーイング・プログラム等、ドイツ銀行の労働条件に関する情報を提供している。

人材パイプラインを開発するため、ドイツ銀行は長年にわたり確立された卒業生採用プログラムおよびインターンシップ・プログラムを世界各地で実施しており、ドイツと英国では見習いプログラムを実施している。また、新たな人材プールを開発するため、横断的な採用にも取り組んでいる。ドイツ銀行はインドとシンガポールで再入行者向けプログラムを設けており、非営利団体のインスティテュート・オブ・バンキング・アンド・ファイナンス（Institute of Banking and Finance）と提携し、金融テクノロジー・イマージョン・プログラム（Technology in Finance Immersion Program）というプログラムを実施している。金融テクノロジー・イマージョン・プログラムは、インスティテュート・オブ・バンキング・アンド・ファイナンスが実施する4～6ヶ月間の座学研修と、当行での12ヶ月間の実地研修の二部構成による業界研修プログラムで、金融サービス・セクターの人材ニーズに対応するため、主要なテクノロジー分野における能力の業界パイプラインを構築することを目的としている。

新入社員は、30日後および90日後に実施される新入社員サーベイを通じて、「自行従業員」の章の「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の節に記載されているように、任意かつ匿名で採用プロセスを評価することができる。ドイツ銀行の人事部門は、部門の採用プロセスの品質を監視し継続的に改善するために、このフィードバックを確認している。また、法的に許容される場合は、これらのプロセスをより包括的なものにし、特定のグ

ループに対する潜在的なリスクと影響を特定し、必要に応じて対策を講じるために、任意で提供された人口統計学的情報（年齢、性別、性的指向、民族等）を利用している。

当行のグローバルの「オフボーディング方針」は、当行を退職する従業員のオフボーディングおよび異動者の取り扱いについて、グローバルで一貫した最低要件を定義している。この方針は、人事グローバル責任者によって承認され、年に1回見直される。

従業員の新規採用および離職（地域別）

単位：FTE（注1）	2024年度	2023年度
全地域		
年度末現在のFTE	89,753	90,130
新規従業員の採用	8,168	12,883
従業員の離職	-8,444	-7,612
その他（注2）	-102	-71
ドイツ		
年度末現在のFTE	35,160	36,195
新規従業員の採用	1,356	2,567
従業員の離職	-2,380	-2,074
その他（注2）	-11	107
欧州（ドイツを除く。）		
年度末現在のFTE	17,672	18,103
新規従業員の採用	1,320	2,073
従業員の離職	-1,725	-1,965
その他（注2）	-25	120
米州		
年度末現在のFTE	7,991	8,232
新規従業員の採用	881	1,453
従業員の離職	-1,110	-892
その他（注2）	-12	-50
アジア／太平洋（APAC）、中東およびアフリカ		
年度末現在のFTE	28,930	27,601
新規従業員の採用	4,612	6,790
従業員の離職	-3,229	-2,681
その他（注2）	-54	-248

（注1）前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて調整されている。「中東およびアフリカ」は、2024年度に「アジア／太平洋」に割り当てられた。

（注2）「その他」は主に、FTEの変動、買収／売却（2023年度におけるヌミス（Numis）の買収等）、および地域や部門をまたがる従業員の異動で構成される。

2024年度においても、人材採用は当行にとって重要な優先事項であった。採用においては、各業務部門の成長分野のフロント・オフィス職の補充、管理部門およびIT部門の強化、自己都合で退職したオペレーション・センターの従業員の補充、ならびに規制関連の役割（クライアント・ライフサイクル・マネジメントや金融犯罪対策等）の需要の高まりに応じた従業員のオンボーディングに注力した。当行はまた、ITを中心に、外部委託をしていた1,159名（2023年度：1,308名）の役割を内部化した。

従業員の新規採用（年齢構成別）

割合（単位：％）（注１）	2024年度	2023年度
30歳未満	47.9	43.0
30歳～50歳	48.9	53.0
50歳超	3.2	3.9

（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

従業員の新規採用（性別別）

割合（単位：％）（注１）	2024年度	2023年度
女性	47.7	44.1
男性	52.2	55.8
その他（注２）	0.0	0.0
未報告	0.1	0.0

（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注２）従業員が自認する性別。

欠員補充までの平均期間

日数（注１）	2024年度	2023年度
欠員補充までの平均期間	77	89
重要な業務ポジションの欠員補充までの平均期間	55	69

（注１）求人を開始した日から内定までの経過日数。

従業員の総離職率は、2023年度の8.7％から2024年度には9.4％に上昇した。この離職率は、再編または業績関連の理由による解雇や有期契約に関連した解雇等、当行が主導した退職で構成されている。従業員の総離職率は、報告年度の「離職者数合計」（フルタイム換算）を、報告年度の各月末における「平均従業員数」（フルタイム換算）に対する割合で表したものと定義される。

従業員の自己都合退職率は、2023年度の5.6％から2024年度には5.9％へとわずかに上昇したが、これは主に、離職率の高いインドのオペレーション・センターの従業員の割合が増加したことによる影響である。

従業員の離職率（地域別）

割合（単位：％）（注１）	2024年度	2023年度
全地域	9.4	8.7
ドイツ	6.7	5.8
欧州（ドイツを除く。）	9.6	11.0
米州	13.7	11.1
アジア／太平洋、中東およびアフリカ	11.4	10.4

（注１）前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて調整されている。「中東およびアフリカ」は、2024年度に「アジア／太平洋」に割り当てられた。

従業員の離職率（年齢構成別）

割合（単位：％）（注１）	2024年度	2023年度
30歳未満	25.8	22.4
30歳～50歳	49.6	54.1
50歳超	24.7	23.5

（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

従業員の離職率（性別別）

割合（単位：％）（注１）	2024年度	2023年度
女性	43.9	41.8
男性	56.1	58.2
その他（注２）	0.0	0.0
未報告	0.0	0.0

（注１）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注２）従業員が自認する性別。

内部キャリア・モビリティ

内部モビリティは、資格要件を満たす有能な従業員を育成し定着させて、その専門知識と経験による恩恵を当行が享受し続ける上で重要な役割を果たす。当行は、従業員がスキルや経験を上げられるよう、部門間のモビリティを推進している。さら

に、内部モビリティは、当行の余剰人員および採用コストの削減に役立っている。ドイツ銀行のグローバルにアクセス可能な社内人事システムは、採用に関する最新の記録を提供し、従業員の雇用機会の透明性を高めている。

ドイツ銀行は、2024年度においても、当行の内部モビリティ戦略の実行を継続し、組織内からの適切な候補者で欠員全体の3分の1を補充するというコミットメントを果たした。欠員は通常、まず、2週間以上グループ内で募集される。内部候補者を優先することで、再編の影響を受けた従業員が当行で新たな役割を見つける支援をしている。

内部補充率および再配置による節減

	2024年度	2023年度
内部求人補充率（単位：％）	35.4	29.9
重要なビジネス・ポジションの内部求人補充率（単位：％）。	69.6	66.7
再配置による節減額（単位：百万ユーロ）（注1）	83	39

（注1）回避された退職金／再編費用と節約された採用コストの合計。

グローバルの卒業生および職業訓練生

ドイツ銀行は、卒業生および職業訓練生を含むキャリアの浅い人材を採用し、当行の目的と向上心のある企業文化の推進に引き続き尽力している。当行では、インサイト・プログラムやインターンシップを通じてキャリア初期の人材の育成に投資し、多様な卒業生層の獲得に貢献している。

2024年度に、当行は卒業生向けオリエンテーションに、バーチャル技術研修や対面とバーチャルのハイブリッド型専門スキル研修等、ハイブリッド・アプローチを導入した。卒業生はインベストメント・バンク、コーポレート・バンク、プライベート・バンクおよび管理部門（テクノロジー、データおよびイノベーションを含む。）において採用された。

ドイツにおける若手従業員戦略の一環として、ドイツ銀行では引き続き、当行内の各分野の具体的なニーズに合わせてカスタマイズされた多様な職業訓練およびデュアル・スタディ・プログラムを提供している。2024年度は、より焦点を絞った採用により、採用人数の絶対数は例年より少なくなっている。そのため、職業訓練を提供する事業体の正社員に占める職業訓練生の割合は、2023年12月末現在の3.6%から、2024年12月末現在では3.2%に減少した。当行は、引き続き英国での見習いプログラムを拡大しており、現在ではテクノロジー、データおよびイノベーション、インベストメント・バンクおよびコーポレート・バンクに及んでいる。

当行は、すべての分野でデジタル化のテーマに重点的に取り組んでおり、それが新たな職務プロファイルにつながり、新たなデュアル・スタディ・プログラムが必要となっている。これを受けて、ドイツ銀行は、オペレーション、管理、ならびにテクノロジー、データおよびイノベーションの各分野で採用エントリーの機会を拡大し、2024年8月以降、様々な大学と連携してドイツ国内で3つの新しいデュアル・スタディ・プログラムを導入した。

当行の採用活動は、オンラインポータル、バーチャルの採用フェアおよびソーシャルメディア・チャンネルでの露出を優先しており、対象の層はデジタル・プラットフォーム上のコンテンツに関心が高い傾向があることを認識している。2023年8月以降、専門チームは対象の学生グループとの関わりに注力しており、その結果、関連するポジションの補充に成功している。

職業訓練生およびデュアル・スタディ・プログラムの学生は、当行の従業員の多様化に貢献し、ドイツ銀行の顧客のニーズに合致した関連性の高いスキルをもたらしている。当行は戦略の一環として、新人レベルの人材プールの拡大のため、大卒者も採用している。

世界中で採用された卒業生および職業訓練生

単位：人	2024年度	2023年度
採用および人材管理		
卒業生の世界中での採用	1,160	1,177
職業訓練生の採用（注1）	376	547

（注1）ドイツにおける職業訓練生。

人的資本の投資収益率（ROI）

ドイツ銀行は、生産性の領域において、人的資本投資収益率（ROI）を算出している。この指標は、人的資本への投資が組織の目標をどれだけ効果的に支えているかを示すもので、雇用コストに対する収入／収益の比率に基づいて算出される。

2024年度の人的資本ROIは60.7%（2023年度：64.5%）であった。2024年度における減少は、報酬および手当に係る費用の増加が収益の伸びを上回ったことによる。

2024年度の人件費総額は、441百万ユーロ増の12,176百万ユーロ（2023年度：11,735百万ユーロ）となった。この増加は主に、業績連動報酬の増加、賃金の上昇、当行のグローバル・ハウスバンク戦略に含まれる目標投資に関連した内部人員の増加、および退職費用の増加によるものである。フルタイム換算1人当たりの平均収益は、2024年度に5千ユーロ増加して334千ユーロ（2023年度：329千ユーロ）となった。

人的資本の投資収益率（ROI）

	2024年度	2023年度
人的資本の投資収益率（単位：%）	60.7	64.5
人件費総額（単位：百万ユーロ）（注1）	12,176	11,735
フルタイム換算1人当たりの平均収益（単位：千ユーロ）	334	329

（注1）従業員に対する報酬および手当に加え、契約社員、派遣社員、ITベンダーリソースのサービス料を含む。

当行が事業年度を通じて雇用する従業員の人数は、当行の財務書類において、この点で最も代表的な数字である「報酬および手当」に関連している。

労働条件

ESRS S1-1、ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A

ドイツ銀行は、公正で魅力的な労働条件を提供することに尽力しており、「自行従業員」の章の「業績および報酬」および「ワークライフ・バランス」に記載されているように、グローバルの「業績、結果および報酬に関する方針」や「環境、健康および安全に関する方針」等、それぞれの方針および手続を定めている。

ドイツ銀行は、マイナスの影響の管理、プラスの影響の推進、労働条件から生じる重要なリスクおよび機会の管理における当行の行動を強化し、進捗状況を監視するため、当行の労働条件に対する従業員の認識を反映するカルチャー・パルスKPIをグループ・レベルで70%以上達成することを目標に掲げている。この指標は、従業員を対象としたカルチャー・パルス・サーベイを通じて算出され、グループ・レベルと部門レベルの両方で重要な目標となっている。

団体交渉の適用範囲と社会的対話

ESRS S1-8

ドイツ銀行は、現地の法律を遵守し、良好な職場環境をもたらす雇用条件の確保に貢献するため、団体交渉、団体労働協約の締結、既存の協約の修正または改定に取り組んでいる。ドイツ銀行は、相互信頼を特徴とする従業員代表および社会的パートナーとの緊密かつ建設的な協力関係に努めている。2024年12月31日現在、ドイツは欧州経済領域で唯一、ESRS S1の意味での重要な雇用を有する国であり、すなわち、従業員数が50名を超え、ドイツ銀行の全従業員の10%以上を占めている。ドイツの従業員は、当行の従業員数合計の42.0%を占める。ドイツでは、全従業員の55.7%が団体労働協約の対象となっている（2023年度：ESRS S1の定義に基づく、57.5%）。これには連邦法による同様の規制と保護を受ける公務員も含まれる。欧州経済領域以外では、インド（アジア／太平洋地域）が大規模雇用の基準に達している唯一の国である。ドイツ銀行の行員は、市場慣行に従い、インドではいかなる労働組合にも加入していない。そのため、インドにおける当行の従業員は団体労働協約の対象外である。

ドイツ銀行は従業員代表と緊密かつ安定した関係を維持している。欧州経済領域（EEA）の中で唯一雇用の多いドイツでは、全従業員の96%（2023年度：96%）が労使協議会／労働協約の対象となっている。こうした代表は、地域、会社および／またはグループ・レベルで行われている。ドイツの従業員の残りの4%（2023年度：4%）は、会社および／またはグループ・レベルでドイツ従業員代表者法（Sprecherausschussgesetz）に基づく従業員代表委員会（Sprecherausschuss）によって代表されている幹部従業員である。したがって、ドイツでは、従業員の100%が従業員代表によってカバーされている。2024年度に、ドイツにおける当行は、いくつかの団体労働協約（さらに発展させた報酬および業績評価のフレームワークや人工知能の応用等）を締結したほか、一般労働協約（ハイブリッドワークに関するもの等）も締結した。

ドイツ銀行の従業員は、上記の「自行従業員」の章の「従業員代表との関わり」の項で取り上げたように、欧州レベルでも代表を務めている。

団体交渉の適用範囲と社会的対話

2024年12月31日現在

カバ－率	団体交渉の適用範囲		社会的対話
	従業員 - EEA（従業員数が50名を超え、従業員数合計の10%を超える国）	従業員 - EEA以外（従業員数が50名を超え、従業員数合計の10%を超える地域）	従業員代表（EEAのみ）（従業員数が50名を超え、従業員数合計の10%を超える国）
0～19%		インド	
20～39%			
40～59%	ドイツ		
60～79%			
80～100%			ドイツ

変革および最適化活動の一環として、ドイツ銀行は数多くのプロジェクトや施策を実施している。これが再編や従業員削減を伴う場合、ドイツ銀行は、透明性が高く社会的責任のある方法で（該当する場合には労働組合の関与も含む。）これらを実施することに引き続き尽力する。再編施策では通常、従業員に適切な通知期間を設けている。解雇期間（および該当する場合は協議または交渉要件）は、法律、団体労働協約、従業員ハンドブック、および／または個別の雇用契約等、各国の法的規範を反映している。ドイツでは、タリフ適用の従業員は、各々の団体労働協約に規定された解雇期間に従う。一方、タリフ適用外の従業員は、契約または法定解雇期間の対象となる。

当行の組織変更に対するアプローチは全体的なものであり、ソーシャル・プランに組み込まれている。ソーシャル・プランとは、ドイツ法では、組織変更によって従業員が被る経済的不利益を補償または軽減するための手段である。その目的は、再編の影響を受ける従業員の雇用可能性を高め、個々に合ったコーチングを提供することによって、従業員を支援することである。変更プロセスに含まれる従業員、管理職、労使協議会メンバーおよび人事アドバイザーは、包括的な一連の支援を利用できる。さらに、このアプローチは、募集中のポジションを適切な内部候補者で補充し、専門企業のネットワークを活用して組織外の求人を見つけるという当行の戦略を支えるものである。

人材開発

ESRS S1-13

学習と成長の機会を提供することは、魅力的な労働条件の重要な要素である。そのため、当行は継続的な学習を奨励し、特定の人材開発プログラムと後継者育成計画を通じて人材を育成し、採用、研修および昇進に関する最新の記録を保存し、従業員が学習、研修およびキャリアアップの進捗状況を把握できるようにしている。

学習

ドイツ銀行は、従業員の成長能力を信じ、継続的な学習を促進する職場環境づくりに努めている。強力な学習文化を築くという当行の目標の一環として、当行は組織全体で数多くの研修イベントや活動を実施している。これには、当行の業務部門と管理部門のいずれにおいて実施される場合も、必須研修、自身による履修登録、リーダーシップおよび能力開発が含まれる。教室での研修、eラーニング、記事、ビデオ、ポッドキャスト、バーチャル・セッション等、当行の従業員の能力開発を支援するために多種多様な研修が行われている。さらに、学習は工作中や、当行の学習システム以外の環境でも行われる。スキルと専門知識を通じて顧客にサービスを提供するという当行の継続的な取組みの一環として、継続的な学習は当行の成功の鍵となる。ドイツ銀行の研修は、フルタイムおよびパートタイムの従業員に平等に提供されている。

研修費用

	2024年度	2023年度
研修費用（単位：百万ユーロ）	37.6	43.7
フルタイム換算 1 人当たりの平均研修費用（単位：ユーロ）	417	498

当行の研修費用は、2024年度には37.6百万ユーロ（すなわち、フルタイム換算 1 人当たり平均417ユーロ）であった。これは、当行の外部ベンダーへの研修支出額のみに基づいている。

性別別の研修時間

性別（注 1）	2024年度	
	研修時間合計	従業員 1 人当たりの平均研修時間
女性	802,722	18.0
男性	961,007	18.6
その他（注 2）	85	16.7
未報告	17	13.3
合計	1,763,831	18.3

（注 1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注 2）従業員が自認する性別。

2024年度において、従業員は約176万時間の学習を修了し、そのうち48%が必須であった。

当行は、学習は正式なコースやイベントだけではなく、いつでもどこでもできると信じている。そのため、学習の中心となるのは、嗜好を理解してコンテンツを推奨し、機械学習を使って世界中の従業員にパーソナライズされた学習を推奨する学習プラットフォームである。当行全体に及ぶ専門家チームは、各部門のニーズに特化した学習パスを作成してキュレートできるため、より迅速で適切なスキル開発が可能になる。

経験ベースの学習は、当行の将来の業務戦略に沿って、従業員をバーチャルに、または対面でつなげるミステリー・コーヒー・ツールを進化させることとともに継続された。2024年度において、このツールにより7,200件以上（2023年度：6,900件以上）のマッチングが可能となった。

デジタル化および人工知能（AI）の変革に向けた当行の従業員のスキルアップも、ドイツ銀行の研修プログラムの重点分野である。2024年度において、テクノロジー、データおよびイノベーション部門は、組織全体で責任あるAIの開発と利用を支援する包括的な研修フレームワークを確立した。このフレームワークには、全従業員を対象とした幅広いAIの認識、エンジニア向けの高度な技術研修、AIをビジネス戦略と整合させるための的を絞ったリーダーシップ・プログラム、AIの安全性とガバナンスの重視等が含まれている。2024年度においては、3,500名超の従業員が「生成AIの基礎」モジュールを修了した。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行クラウド・エンジニア・プログラムや、クラウド・アーキテクト（Cloud Architect）およびデータ・エンジニア（Data Engineer）といったエキスパートレベルの学習パスの追加を通じて、従業員のクラウドスキルへの投資を続けている。これらの学習パスは、当行のエンジニアリングスタッフのGoogle Cloudに関する大規模かつ詳細なスキル向上を目的とした体系的な学習プログラムである。2024年度において、2,300名超の従業員がドイツ銀行クラウド・エンジニア・プログラムを、また1,000名超の従業員がエキスパートレベルのプログラムを修了した。こうした取組みにより、2020年度以降に高度なクラウドエンジニアリングの研修プログラムを修了した従業員は6,000名を超えた。

さらなる能力開発には、部門横断的なメンタリング・プログラム、移行支援プログラム、地域別リーダーシップ・プログラム等があり、これらは地域によって異なる場合がある。

リーダーシップ開発

リーダーシップ・コンパスは、2 年前の導入以来、ドイツ銀行の組織文化の礎となっており、リーダーシップ行動を具体化し、誰もが実行できるものになっている。ドイツ銀行では、「This is Deutsche Bank」の一環として開始された意欲的な文化的行動の模範となり、チームがこれらの行動を発揮できるよう適切な環境を整えることをリーダーに求めている。そのため、リーダーシップ・コンパスは進化を遂げ、8 つの行動のうち 4 つを目指すべき文化に直接結びつけて関連性を強化し、残りの 4 つの行動は人材管理におけるリーダーの重要な役割に沿ったものとなっている。

2024年 7 月にスタートした新しい全管理職向けカリキュラム（All Managers Curriculum）は、すべてのフルタイムおよびパートタイムの人事管理職向けに厳選された、的を絞った能力開発の機会を提供するものである。このカリキュラムは、フィードバック、コーチング、キャリアおよび能力開発に関する対話といった重要なスキルに焦点を当てている。また、無意識の偏見が意思決定に与える影響や、ドイツ銀行をより公平で、すべての従業員が評価されていると感じられる職場にするための方法を取り上げているワークショップ「インクルーシブなリーダーシップ（Leading Inclusively）」も含まれている。2024年度において、約1,400名の管理職が、このダイナミックでモジュール化されたプログラムに参加した。カリキュラムは包括的な学習経路とバーチャル・クラスルームを通じて提供され、管理職は専門家から学び、同僚とのネットワークを構築する

機会を得ることができる。このカリキュラムは、リーダーシップ・コンパスに沿ったスキルの開発において人事管理職をサポートし、管理職が望ましい行動のロールモデルとなり、当行の意欲的な文化が花開くような環境をチーム内に作り、維持し、チームメンバーが潜在能力を最大限に発揮できるよう鼓舞、激励することを可能にする。

全管理職向けカリキュラムに加え、当行では、特定のリーダー層をサポートする、フルタイムおよびパートタイムの人事管理職を対象とした主力プログラムを実施している。「初任管理職向けプログラム」と「シニア・リーダーシップ・エッセンシャルズ・プログラム」は、ドイツ銀行で初めてチームを率いるこれらの管理職に、ドイツ銀行で成功する管理職になるために必要な知識とスキルを習得させるものである。これらのプログラムは、ドイツ銀行の最も重要な主力プログラムの一つとして確立されている。2024年度において、約2,000名の新しいリーダーがこれらのプログラムのいずれかに参加し、リーダーシップ・コンパスの行動指針に沿ってチームを率いるために必要な重要な知識と能力を習得した。dbBOLDは、黒人のアシスタント・ヴァイス・プレジデント、ヴァイス・プレジデントおよびディレクターのキャリア開発と成長にグループ全体で投資し、黒人の人材を含む強固で多様なパイプラインを構築するという当行の取組みを強調するものであり、2024年度も引き続き実施された。このグローバル・プログラムは、コンサルティング会社のリーダーズ・アカデミーと提携して実施される。詳細については、「自行従業員」の章の「ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン」の節に記載されている。

人材育成の加速化

ドイツ銀行の人材育成加速化プログラムは、従業員がプロフェッショナルとして、また個人として成長することを支援し、より複雑な責任を担う準備を促進することを目的としている。参加者には、質の高い指導、十分なネットワーキングの機会、コーチングの要素、自身の成長を振り返る時間が提供される。当行は、急速に変化する世界においてビジネス思考の最先端であり続けるために、ビジネススクールと提携し、プログラムの内容を継続的に更新している。

「優秀なトップリーダー育成戦略（Accomplished Top Leaders Advancement Strategy, ATLAS）」という人材開発プログラムは、ポテンシャルの高い女性上級職について、組織内でより幅広い役割を担う準備を促進することを目的としている。2024年度において、当行は21名の女性候補者をATLASプログラムに推薦し、2025年度を通じて実施する予定である。このプログラムは毎年実施されるものではないため、2009年度のプログラム開始以来、今回で7期目となる。

ヴァイス・プレジデントおよびディレクターの人材育成加速化プログラムは、当行全体で高いポテンシャルを持つ人材の能力を開発し、拡大されたポジション、新設またはより上級のポジションのいずれにおいても、より大きな責任を担うことができるようにするものである。各人材開発プログラムは対象者に合わせてカスタマイズされており、回復力、交渉、変革リーダーシップ、信頼性のあるリーダーシップ等のトピックを取り上げている。参加者はまた、当行のシニア・リーダーと交流する機会もあり、自身の知名度を高め、上級の関係者とアイデアを共有することができる。2016年度にヴァイス・プレジデント向けの、2017年度にはディレクター向けのプログラムを開始して以来、ヴァイス・プレジデントである参加者の35%がディレクターに昇進し、ディレクターである参加者の29%がマネージング・ディレクターに昇進している。

こうした人材開発プログラムは、当行の人材戦略の実施において重要な役割を果たしている。

加速化プログラム

	2024年度	2023年度
部門横断的な人材育成加速化プログラムへの参加		
女性上級マネージング・ディレクター向けのATLAS加速化プログラム（単位：人）	-	-
取締役の加速化プログラム（単位：人）	152	128
うち、女性の割合（単位：％）	42.8	42.2
ヴァイス・プレジデントの加速化プログラム（単位：人）	374	330
うち、女性の割合（単位：％）	45.5	49.4

業績および報酬

ESRS S1-1、ESRS 2 MDR-P

業績に対する報酬は、優秀な人材を惹きつけ、維持するための当行の労働条件において重要な要素である。したがって、公正で透明性のある持続可能な報酬アプローチは、当行にとって極めて重要である。報酬およびウェルビーイング戦略は、ドイツ銀行のグローバル事業戦略、リスク戦略、当行の目的および意欲的な文化に沿ったものであり、公平性という重要な原則を支えるものである。

ドイツ銀行の報酬フレームワークは、人事部門のグローバルの「グループ全体の業績、結果および報酬に関する方針」に沿って、組織のすべてのレベルにおいて、業績、行動および行為に基づく持続可能な業績と貢献を促進し、報酬を与えるものである。この方針は、業績管理に係る説明責任および要件、従業員がビジネス・デリバリー（成果）と行動（方法）に関して要求される基準を満たさない場合の結果、ならびに規制要件に沿って様々な従業員グループに適用される報酬関連事項に関して、ドイツ銀行グループの従業員に対するグローバルの最低基準を定めている。この方針はグローバルに適用され、グローバル人事部長および当行の取締役会によって承認されている。ドイツでは、このフレームワークに関連する変更について労使協議会と協議され、団体労働協約に記録された。

変動報酬を決定する際、当行は引き続き、節度ある、将来を見据えたアプローチを適用し、マクロ経済の見通しに対する堅調な事業実績や長期的な資本の安定性を重視しながら、従業員に公正かつ市場水準に見合った報酬を支払う必要性を見失わないようにする。

業績評価

ESRS S1-13

ドイツ銀行は、従業員が自分たちに何が期待されているかを明確に理解し、業績に関するフィードバックについて話し合う機会を提供することを目指している。業績評価は、従業員とその上司が、期待される成果、行動および行為について共通の理解を築き、成果を測定して文書化することで、より生産的で積極的な従業員を育成するためのものである。

ドイツ銀行は、従業員がそれぞれの役割において何が期待されているかを理解できるようにすることを目的としている。変動報酬の対象となる従業員は、SMART優先順位を設定し、それを当行の戦略的目標に結び付け、業績評価年度の初めに上司と合意することで、その後1年間の目標と方向性を定める必要がある。上方フィードバック、随時フィードバックおよび対象従業員向けの360度フィードバック等のオプションツールの使用を含む、定期的な対話と継続的なフィードバックにより、当行の行員は年間を通じて自身のパフォーマンスについて考え、必要に応じて、持続可能な成功を達成するための変更を加えることができる。当行では、定期的なカルチャー・パルス・サーベイを通じて、従業員が上司から定期的なフィードバックを受けているかどうかを追跡調査している。業績管理に対する当行の総合的なアプローチは、従業員とその上司の双方に責任を課すものであり、変動報酬の決定に適切に反映されている。

フルタイム、パートタイムを問わず、対象従業員は全員、年に1回、文書による業績評価を受けることが義務付けられている。この評価は多面的なものであり、従業員が職務で達成した成果、事前に設定された優先事項（目的／目標）、ならびに求められる行動および行為をどのように示したかを示す証拠が含まれる。キャリア開発は従業員主導で行われ、少なくとも年に1回の従業員と管理職の話し合いが奨励されるが、これを正式に文書化する必要はない。当行では、従業員のキャリア目標の達成状況について、年に1回実施されるピープル・サーベイへの回答を通じて、進捗状況を追跡している。

ドイツ銀行グループでは、2024年度も引き続き業績評価の完了率が高水準にあった。

性別別の業績評価の完了率

性別（単位：％）	従業員（人数）に対する割合	
	2024年度	2023年度
女性	88	86
男性	92	90
その他（注1）	67	75
未報告	100	50
従業員数合計	90	88

(注1) 従業員が自認する性別。

年間総報酬比率

ESRS S1-16

当行の報酬戦略は、固定報酬と変動報酬の適切な組み合わせにより、業績と貢献に報いるものである。従業員の固定報酬は、最低賃金要件等の法規制を遵守し、同業他社との整合性を確保しながら、内部の固定報酬データと外部の市場データを組み合わせて決定される。変動報酬は、変動報酬オリエンテーション・フレームワークに基づいて支給され、業績評価年度の初めに設定された業務上の優先事項の達成や行動および行為等、個人の業績評価指標と密接に関連している。

年間総報酬比率は、最高報酬従業員の年間総報酬を、全従業員（最高報酬従業員を除く。）の年間総報酬の中央値と比較したものである。計算の結果、年間総報酬比率は現在237である。総報酬比率は、4つの業務部門（プライベート・バンク、コーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびアセット・マネジメント）、ならびにオペレーションおよびサポート部門を含む、当行が世界中の多くの地域で展開する多岐にわたる事業を反映している。計算目的において、最高報酬者はCEOではなく、当行の事業活動と報酬機会の多様性を示している。

ワークライフ・バランス

ESRS S1-15

従業員が仕事と私生活を両立させ、持続可能なワークライフ・バランスを実現できるよう、当行では様々な福利厚生を用意している。福利厚生は地域によって異なる場合がある。当行では、フルタイム従業員とパートタイム従業員の両方が利用できる様々な種類の従業員関連福利厚生を提供している。臨時従業員も、雇用形態や福利厚生の内容によっては対象となる。当行は、様々な拠点で850を超える従業員福利厚生プランを運営しており、その中には生命保険、医療保険、障がい手当、育児休暇、退職金制度、株式保有制度、休暇、交通費、食事／栄養補助、育児支援等が含まれる。

さらに、ドイツ銀行は、キャリア・アドバイス、メンタルヘルス・サポート、育児や高齢者介護の支援、従業員支援プログラムに至るまで、包括的なサポート・ネットワークを提供している。例えば、当行は、世界中の主要拠点の職場近くで保育サービスを提供したり、保育費用を負担したりする等、働く親を支援している。さらに、多くの拠点で授乳施設も提供している。また、特定の職務要件および顧客のニーズに応じて、ハイブリッドワーク・モデル、フレックスタイム制、パートタイム勤務、ジョブシェアリング等の柔軟な勤務形態を提供している。従業員が高齢者の介護や子供の病気等の予期せぬ事態に対処できるよう、有給および無給の様々な休暇が用意されている。いくつかの拠点では、主な介護者ではない従業員も家族休暇を取得できる。

当行では、全世界の従業員の96%に、出産休暇や育児休暇、介護休暇等の家族関連休暇を取得する権利がある。これは、任意で提供されている場合もあれば、法定要件による場合もある。家族関連休暇を取得する権利がある従業員のうち、2024年度には20.7%が1種類以上の休暇を取得した。これには有給休暇と無給休暇が含まれ、期間に関係なく以下の表に報告されている。

権利に基づき家族関連休暇を取得した従業員（性別別）

性別	2024年度	
	権利に基づき家族 関連休暇を取得し た従業員数	権利に基づき家族 関連休暇を取得し た従業員の割合 (単位：%)
女性	9,596	22.5
男性	9,578	19.3
その他（注１）	0	-
未報告	0	-
従業員数合計	19,174	20.7

（注１）従業員が自認する性別。

ハイブリッドワーク・モデル

ドイツ銀行は、従業員がオフィス勤務とリモートワークの両方の利点を組み合わせることができるハイブリッドワーク・モデルに取り組んでいる。このモデルは43ヶ国で実施されており、従業員の大半が対象となっている。対象の従業員は、部門および国別のガイドラインに従って、役割と機能に応じて週2日までリモートワークが可能である。これらのガイドラインは、柔軟性を考慮しながら、一貫した従業員エクスペリエンスと透明性のある枠組みを保証している。

各部門のガイドラインは、リモートワークの適格要件に関するグローバルのガイダンスを提供し、従業員が上司と個別に話し合う際のベースとすることができる。これらのガイドラインは、その国の適格要件およびリモートワークに関する現地の規制の枠組みを網羅する各国のガイドラインと併せて実施する必要がある。部門別ガイドラインと国別のガイドラインが異なる場合は、後者が適用される。

ハイブリッドワーク体制は、最も適切なハイブリッドワーク体制について各部門やチームが積極的に検討するために、従業員と一緒に年に1回見直される。ドイツ銀行は、オフィス環境で定期的に交流してチームのコラボレーションとイノベーションを促進することの価値を認識しており、これは当行が顧客に対する責任を果たすのに役立っている。

ウェルビーイング

ESRS S1-1、ESRS S1-4、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行は、従業員が自分らしくいられ、サポートされ、幸せを感じられ、最高のパフォーマンスを発揮し、キャリアを成功に導くことができる、健康を促進し思いやりのある職場環境を作ることを目指している。その目標は、健康とウェルビーイングを当行の企業文化の中心に据えることである。ドイツ銀行は、従業員が自身のウェルビーイングを優先し、周囲の人々も同じように行動できるよう、積極的に支援したいと考えている。健康とウェルビーイングとは、4つの側面（身体的に生き生きとしていること、感情的・精神的にバランスが取れていること、社会とつながっていること、および経済的に安定していること。）に基づいており、日々の行動に関連している。

当行は、福利厚生サービス、ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョンのイニシアチブ、ハイブリッドワーク・モデル、ならびに人材開発アジェンダ（リーダーシップ育成を含む。）とウェルビーイングに関する取組みの整合性を図り、組織全体でベストプラクティスを共有し、当行のガバナンスおよびコスト要件に沿ってウェルビーイングに関するアジェンダを実施するために継続的に取り組んでいる。2024年度以降、従業員のウェルビーイングを日々のワーキングライフに反映させることは、当行の行動規範の一部となっている。

当行のウェルビーイング関連のサービスをより透明化し、認知度を高め、部門間や地域間の連携を強化するため、ドイツ銀行グローバル・ウェルビーイング・ハブがすべての従業員および非従業員に提供されている。このハブは、当行全体の様々な既存のリソース、イニシアチブおよび福利厚生サービスを一箇所にまとめたもので、当行の従業員がサポートを受けられる場所（従業員支援プログラムの24時間ホットライン、メンタルヘルス・ファーストエイダー、企業医師等）や自己啓発に関するリソースの情報を簡単に見つけることができる。また、ウェルビーイング度を高めるための有用なヒントもいくつか掲載されている。

従業員のメンタルヘルスは2024年度も引き続き優先事項であった。メンタルヘルス・ファーストエイダー（同僚のメンタルヘルスを積極的にサポートするためにボランティア活動を行う従業員）の人数は、2024年度に737名（2023年度：583名）に増加し、その活動をよりよく調整するために国際的なワーキンググループとして編成されている。当行はさらに、全従業員を対象としたメンタルヘルス啓発に関する内部のeラーニング・モジュールを提供している。また、（自身および他者の）ウェルビーイング、ハイブリッドワークおよびミーティング・カルチャーを網羅した、管理職向けのカスタマイズされた新しいeラーニングも提供しており、2024年7月の導入以来、1,000名を超える管理職が登録している。ウェルビーイングをドイツ銀行の日常文化に取り入れることで、全従業員が自身と同僚のウェルビーイングをより良く管理できるようにし、生産性と従業員満足度の向上に貢献することを目指している。「大丈夫でなくても大丈夫（It's ok not to be ok）」というメッセージは、上級管理職とのコミュニケーションや、プラットフォーム全体のイベントに定期的に盛り込まれている。

グループ・マネジメント委員会は、従業員のウェルビーイングに対するグループ・レベルのコミットメントを強調するため、取締役会のウェルビーイング・スポンサーであるファブリツィオ・カンペリ（Fabrizio Campelli）氏とともに、ウェルビーイングに関するアジェンダを積極的に支援するウェルビーイング・チャンピオンを、グローバルの各部門のリーダーシップ・チームに任命している。

2024年の世界メンタルヘルス・デーに、ファブリツィオ・カンペリ（Fabrizio Campelli）氏は各部門のウェルビーイング・チャンピオンとともに、ウェルビーイングに関するアジェンダへの当行のコミットメントを改めて表明し、世界メンタルヘルス週間の一環として世界中で開催された60を超える社内イベントの一部や、トップからのメッセージビデオ「心理的安全性を共に創造する」に参加した。ドイツ銀行はまた、ドイツの「世界メンタルヘルス・デー」にちなんだ電光掲示板や現金自動預け払い機の設置等、対外的にもメンタルヘルスへのコミットメントを改めて表明した。

ドイツ銀行のウェルビーイングへのコミットメントは、対外的にも高く評価されている。ドイツ銀行は、イーファイナンス・キャリアズ（efinancialCareers）による最新の2023 / 2024年度の理想的な雇用主に関する報告書（Ideal Employer Report 23/24）で、ウェルビーイングに関する理想的な雇用主トップ10の第4位に選ばれた。インサイドアウト・メンタルヘルス・アワード2024（InsideOut Mental Health Awards 2024）では、ドイツ銀行は、回復と予防の両方に重点を置いた、卓越したメンタルヘルスおよびウェルビーイングのプログラムが評価され、金融サービス・エンプロイヤー・オブ・ザ・イヤー（Financial Services Employer of the Year）に選ばれた。審査員は、当行のメンタルヘルスに対する包括的な取組みを評価し、将来を見据えた職場環境作りへの努力を評価した。

業務上の負傷、労働災害および従業員が職場で死亡するような重大な事故は、当行では極めてまれであり、他の産業の安全性に関係している。ドイツ銀行は、従業員、訪問者および顧客の利益のために、安全な職場を提供することにコミットしている。当行は、環境・衛生・安全に関する強力な慣行を業務に組み込むことで、様々なプラスの効果が得られると考えている。安全に関するトピックに継続的に焦点を当て、管理することは、職場の生産性を向上させ、従業員全体の満足度を高めることに貢献する。当行はグローバルの「環境、健康および安全に関する方針」を公表しており、従業員に対する各要件と、職場での事故を確実に防止するための管理体制を定めている。これには、補助器具やワークステーションの評価、応急処置、火災安全対策、建物の避難計画、フロア監視員の配置等が含まれる。この方針は、当行のチーフ・セキュリティ・オフィサーによって承認され、少なくとも年に1回見直される。上級管理職は、当行全体での安全プログラムの推進に引き続きコミットしており、このコミットメントは、当行の全従業員の安全を監督、支援、擁護するためのガバナンスの形成によって強調されている。

ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン

ESRS S1-1、ESRS S1-4、ESRS S1-5、ESRS 2 MDR-P、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T

当行が顧客の様々なニーズに最大限応え、ビジネス・モデルを成功させ、財務的リターンを生み出すには、様々な経験やスキルを持つ多様な労働者と、様々な視点を尊重するインクルーシブな企業文化が必要である。あらゆる経歴と経験を持つ従業員が成功するためには、機会への公平かつ公正なアクセスが必要である。当行は、グローバルの枠組み文書、様々な方針、プロセス、福利厚生、イニシアチブおよび測定により、ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンを自行の業務に継続的に組み込み、潜在的に弱い立場にあるグループを含む従業員に対する前向きな行動を促している。これらの取組みは、法律で保護されている特性（個人の人種、肌の色、性別、国籍、民族、年齢、宗教、障がい、婚姻状況、妊娠、性的指向、性自認と性表現、市民権または法律で保護されている特性を含むが、これらに限定されない。）に基づく差別、ハラスメント（セクシャル・ハラスメントを含む。）および報復のリスクも軽減する。

ドイツ銀行は、「責任あるリーダーシップ」、「多様な人材の獲得」、「インクルーシブな企業文化」および「公平な開発と昇進」という4つの構成要素に基づき、地域的なニュアンスを伴って実施される、グローバルのダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン戦略がある。この戦略の実行は、人事グローバル責任者の承認を受けた、グローバルの「ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンのためのグループ全体のアプローチ」の枠組み文書に裏付けられている。この枠組み文書は、当行の目的、ビジョン、戦略および企業文化に沿った、グローバルのダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン戦略の概要を示しており、ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンの原則と、当行の従業員および業務へのその適用（世界中の適用法に従う。）について説明している。この文書は、ドイツ銀行におけるダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンに影響を及ぼす意思決定を推進する考慮事項、パラメータおよびガバナンスの枠組みを概説するためのものである。ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンは、採用方針や行動規範等の主要な方針の不可欠な一部であり、最低限の行動基準を定義し、差別、セクシャル・ハラスメントを含むハラスメント、報復を禁止している。「自行の労働力」の章の「人材開発」の項で説明されているように、行動規範研修のような強制的なものから、管理職向けのインクルーシブな採用に関する研修、初任管理職向け研修、「インクルーシブなリーダーシップ」研修のような特定のグループ向けのものまで、関連する方針でカバーされている特定のダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンに係る事項についての研修が提供されている。

専任の人事チームは、当行のダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンのビジョン、グローバル戦略および複数年ロードマップの策定と推進を担当し、関連する年間優先事項を定義する。取締役会およびグループ・マネジメント委員会は、当行のダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンのビジョンと戦略を承認し、合意された目標と目的に対する進捗状況を監視する。セントラル・チームは、ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン戦略を持続的にサポートし、設定された目標に向かって前進するため、リーダーと従業員を促す。

当行の昇進および任命の決定は、候補者の職務への適性、潜在能力、実績を含む能力に基づいて行われる。

2024年度を通して、当行は、ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンを当行の企業文化と従業員の慣行に組み入れてきた。これには、多様な人材の招致と採用のための的を絞った働きかけ、より強固なキャリア計画、リーダーシップの育成、視野を広げる機会、および上級管理職によるサポートが含まれる。

当行には、次の項で概説するように、ATLAS、ウィメン・グローバル・リーダーズ、dbBOLD等、多様な人材をグローバルで支援する、インパクトのある様々な主要育成プログラムがある。

当行は引き続き、当行の従業員が、インクルージョンを実践し、人材関連の公平な意思決定の実施方法を理解できるよう、リソースの提供に努めている。当行は、上級管理職の強力な関与と目に見える支援のもと、データに基づいたアプローチを用いてリーダーに責任を課している。このアプローチにより、当行は多様な視点を増やし、行動変革の促進において前進している。

ドイツ銀行では、様々な経歴、経験および事業分野の同僚を結束させ、日常的な交流の中でインクルーシブネスを促進する、従業員主導の自主的なグループ（「従業員リソース・グループ」として知られている。）を数多く支援している。従業員リソース・グループは、エクイティおよびインクルージョンに対する障壁の特定を目的として、過小評価されているグループや歴史的に疎外されてきたグループのメンバーと支援者を結び付け、ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン・チームと協力して解決策を導き出し、当行のダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンへのコミットメントを示すことを目指している。当行の従業員リソース・グループは現在、女性、LGBTQI+の従業員、多文化背景を持つ従業員、親、様々な世代の人々、障がい者または神経学的多様性を持つ従業員、ウェルビーイング、退役軍人等、場所によって様々なコミュニティを支援している。当行の従業員リソース・グループはいずれも、アイデンティティに関係なく、すべての従業員に開かれている。

当行は戦略の一環として、多様性憲章（Charta der Vielfalt）、英国財務省の女性金融憲章（Women in Finance Charter）、世界LGBTI平等パートナーシップ（Partnership for Global LGBTI Equality）、世界経済フォーラムのビジネスにおける人種的正義のためのパートナーシップ（Partnering for Racial Justice in Business）イニシアチブ、および価値ある500社（Valuable 500）の創設メンバーになる等、世界中の組織とも戦略的パートナーシップを築いてきた。さらにドイツ銀行は、ベルファンドファミリー・サービスGmbH（Berufundfamilie Service GmbH）と共同でドイツにおける多様性の側面に関する広範な外部監査を受け、2024年にワーク&ファミリー（Berufundfamilie+Vielfalt）認証を取得した最初の企業の一つである。こうしたパートナーシップは、当行のダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン戦略の推進に役立っている。様々な地域の複数の組織が、LGBTQI+、障がい者、ウェルビーイングを含む複数の側面において、2024年におけるドイツ銀行のダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンの取組みを公に認めた。また、個々の従業員もロールモデルとして認められており、特にINvolve Peopleによるものがその代表的な例である。

ジェンダーの多様性

ESRS S1-1、ESRS S1-9、ESRS S1-5、ESRS 2 MDR-T

ドイツ銀行は、組織全体で上級管理職に占める女性の割合を増やすことにコミットしているが、このコミットメントを達成するのは当行の個々の事業である。ドイツ銀行は、その取組みにおいて、当行が事業を展開するすべての市場の法律や規制だけでなく、拠点や事業によって異なる文化や社会的課題も反映している。

当行は、性別多様性の目標達成に向け、変化を加速化するために焦点を絞った取組みを整備している。こうした取組みは、人材の惹きつけと採用から、育成、定着、昇進に至るまで、従業員のライフサイクル全体にわたって実施されている。当行は、ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョンの指標に関する定期的な報告を通じて進捗状況をレビューし、優れた実践分野および潜在的なリスクを取締役会、グループ・マネジメント委員会、監査役会の指名委員会に報告している。

2024年度末現在、監査役会メンバー20名のうち7名（割合で35%）（2023年度：20名のうち8名（割合で40%））が女性であった。これは、2015年にドイツで発効した性別クォータ制に関する法律に基づき、共同決定制度の上場ドイツ企業に対する法定要件である30%を満たしている。

2024年度末現在、取締役会メンバーの10名のうち2名（割合で20%）（2023年度：9名のうち1名（割合で11%））が女性であった。現行のドイツのジェンダークォータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz, FüPoG II）では、3名超のメンバーがいる取締役会には少なくとも女性1名と男性1名を任命することが求められている。レベッカ・ショート（Rebecca Short）氏および2024年7月1日付でローラ・パドヴァーニ（Laura Padovani）氏が取締役会に任命されているため、2024年12月31日現在、当行はこの要求事項を満たしていた。

女性代表に関する法定要件および結果

	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在
	要件	結果	結果
階層			
監査役会（人数、単位：％）（注１）	30.0	35.0	40.0
取締役会（人数）（注２）	1	2	1

（注１）ドイツのジェンダークオータ法（Erstes Führungspositionen-Gesetz、FüPoG I）の要件を反映している。

（注２）ドイツのジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG II）の要件を反映している。

ドイツのジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG II）に従い、ドイツ銀行は2025年度末までに取締役会の1階層か2階層下の階層に占める女性の割合を30％以上にするというコミットメントを掲げている。ドイツ銀行は、取締役会の長期インセンティブ・プラン（2024年～2026年）の一環として、2026年度末までに取締役会の1階層か2階層下の階層に占める女性の割合を32.5％以上にするという目標を設定することで、性別多様性を推進するという取締役会のコミットメントを改めて強調した。

ドイツ銀行は、上級管理職における女性の登用を推進し、上級職の女性のパイプラインを提供して法定要件を満たすという目標を公に表明している。当行は、2025年までにマネージング・ディレクター、ディレクター、ヴァイス・プレジデントに占める女性の割合を35％以上にすることを目指しており（業務部門（アセット・マネジメントを除く。）および管理部門）、これは「35 by 25」として知られている。この目標は、取締役会およびグループ・マネジメント委員会を評価する「バランス・スコアカード」の重要評価指標の一部にもなっている。2021年度に、この目標は、特に従業員代表等を含む監査役会との協議を経て公表された。この目標は、2020年度のデータを基準値として用いた、採用、昇進および離職における女性比率に関する労働者データのモデリングと仮定に基づいている。35 by 25プログラムは、取締役会とグループ・マネジメント委員会がスポンサーとなり、積極的に支援している。2023年度以降、当行の意思決定を行う各委員会は、思考の多様性を向上させ、上級意思決定職における女性の割合を増やすという当行のコミットメントを支援するために、委員会の構成を定期的に見直すことが求められている。35 by 25目標に向けた進捗状況は定期的にモニタリングされ、毎年公表される。内部的な年次中間目標に対する進捗状況は、当行の採用・昇進活動や離職率を含め、当初の基準値と基準期間と比較して毎月モニターされる。

女性代表に関する目標および結果

	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在
	目標	結果	結果
階層			
取締役会の1階層下(人数、単位：％)(注1)	30.0	28.9	20.0
取締役会の2階層下(人数、単位：％)(注1)	30.0	28.3	27.6
上級役職(注2、注3)			
マネージング・ディレクター、ディレクター、 ヴァイス・プレジデント(人数、単位：％)	35.0	33.0	32.3
(注1)ドイツのジェンダークォータ法(Zweites Führungspositionen-Gesetz, FüPoG II)の目標に沿った、2025年12月現在の目標を反映している。			
(注2)翌年度に昇進する人数を含め、2025年12月現在の目標を反映している。			
(注3)業務部門(アセット・マネジメントを除く。)および管理部門。			

性別多様性

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
女性従業員数(役職別)(人数、単位：％)(注1、注2)		
女性マネージング・ディレクター	22.8	22.3
女性ディレクター	28.8	28.0
女性ヴァイス・プレジデント	35.6	34.8
女性アシスタント・ヴァイス・プレジデントおよびアソシエイト	42.3	41.9
女性非管理職	59.6	59.0
女性従業員数合計(人数、単位：％)(注1)	46.5	46.3
(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。		
(注2)ポストバンク(子会社を含む。)で使用される役職名は、技術的に派生したものである。		

ドイツ銀行は、当行のテクノロジー、データおよびイノベーション部門を中心とする科学、技術、工学および数学(STEM)分野の職や、当行の顧客対応および収益創出を担う部門のリーダー等、他の分野でも女性の割合を高める取組みの進捗状況をモニターしている。2024年度末現在、当行のSTEM従業員の29.9%(2023年度：28.3%)、ならびにセールス、顧客アドバイザー、トレーディング、マーケティングおよびセールス・カバレッジ・サポートにおける収益創出を担う管理職の27.1%(DWSを除く。)(2023年度：26.2%、DWSを除く。)を女性が占めていた。

ドイツ銀行には、人材開発を促進し、それによって多様な人材を育成するためのプログラムが数多くある。優秀なトップリーダー育成戦略(ATLAS)という人材開発プログラムは、ポテンシャルの高い女性上級職が組織内でより幅広い役割を担う準備を加速させ、影響力のある上級職の女性の数を当行全体で増やすことを目的としている。このプログラムには、戦略的に関連するトピックの能力開発、リーダーシップ開発、露出や知名度の向上等が含まれている。このプログラムのもう一つの側面は、各コホートの力を活用し、他の女性人材ネットワークと協力し投資することで、部門間の協力を促進し、女性に変革の触媒として行動できるようにすることである。

これらの人材開発プログラムは、当行のダイバーシティ目標の達成に重要な役割を果たしている。例えば、ディレクターの人材加速開発プログラムには、「女性グローバル・リーダーズ」というモジュールがある。このモジュールでは、調査に基づき、女性のキャリア成長を加速させる道筋を明らかにし、重要なリーダーシップ・ネットワークを強化するための個人的なガイダンスを提供する。その全体的な目的は、参加者がリーダーとしての影響力を最大限発揮し、キャリアをさらに成長させることにある。リーダーシップと人材開発に関する詳細は、この「自行従業員」の章の「労働条件」の節の「人材開発」の項に記載されている。

2020年に創設された人材育成促進同窓会グループは、当行の優秀な人材が加速開発プログラムを修了した後も、継続的な関わりを持つことを目指している。「女性グローバル・リーダーズ」モジュールの修了者を招き、ヴァイス・プレジデントのプログラムの参加者を対象にした小規模なキャリア・コーチング・サークルを開催したが、これは女性人材コミュニティの継続的な構築を目指す取組みである。

シュナイダー・レネ・カドレ(Schneider-Lenné Cadre)は、当行の女性シニア・リーダーのコミュニティであり、リスク・テイカーの上級管理職と、現在および過去のATLAS参加者で構成されている。ドイツ銀行の取締役会初の女性メンバーであるエレン・シュナイダー・レネ(Ellen Schneider-Lenné)氏にちなんで名づけられたこのコミュニティのビジョンは、当行内で目立つ積極的なロールモデルとなる女性リーダーの強力なコミュニティを形成すること、彼女たちに企業文化の変革を推進するためのプラットフォームとツールを提供すること、ならびに当行全体で人材の育成と参画を支援することである。

この取組みが評価され、当行はタイムズ紙の英国における「2024年男女平等に取り組む企業トップ50(The Times Top 50 Employers for Gender Equality 2024)」の1社に選ばれた。

性別間賃金格差

ESRS S1-16

ドイツ銀行は、当行の戦略目標を達成し、健全な企業文化を維持する上で、従業員に対する報酬のあり方が極めて重要な役割を果たすことを認識している。リスクと報酬を整合させ、適切な行動を促すことで、当行のインセンティブ・システムは、長期的な成功に貢献すると同時に、当行の強靱性を高める一助となる。したがって、公正で透明性があり、持続可能な報酬アプローチは、当行にとって極めて重要であり、当行はこのアプローチを継続して推進している。

ドイツ銀行は、4つの業務部門（プライベート・バンク、コーポレート・バンク、インベストメント・バンクおよびアセット・マネジメント）、ならびにオペレーションおよびサポート部門も含め、世界中の多くの地域で事業を展開する多様性の高い企業である。当行は意欲的な目標に向けて大きく前進している。これらの取組みには、同一労働同一賃金の原則を推進し、確保するための固定給レンジの設定と調整が含まれる。この取組みは、当行の従業員に対する公正性と公平性を促進するというコミットメントを強調するものである。当行が正しい方向に進むよう、当行は、これらのツールを効果的に活用し、公正で透明性のある持続可能な環境を構築するため、業務部門および管理部門に追加リソースを提供している。

当行は、法的要件がある国では、何年もの間、未調整の男女間賃金格差を一般に開示し、または規制当局に報告してきた。例えば英国では、当行は2024年3月に7回目の男女間賃金格差報告書を発行した。時間給格差の中央値は2022年の24.9%から2023年には24.3%に減少し、ボーナス格差の中央値は41.3%から38.8%に縮小し、進展が見られた。さらに、当行は英国で4回目となる民族間賃金格差の公表を自主的に行った。

ドイツ銀行は、取締役会メンバーを含む全世界の当行従業員における男女間の賃金格差の程度を把握するため、2024年度に初めて未調整のグローバル男女間賃金格差を報告した。未調整のグローバル男女間賃金格差は、女性従業員と男性従業員の平均時給水準の差と定義され、男性従業員の平均時給水準に対するパーセンテージで表される。2024年度の未調整のグローバル男女間賃金格差は38.8%であった。

年功序列、業務部門、地域等、多くの客観的要因を考慮した回帰分析の結果、調整後の男女間賃金格差は6.0%となった。したがって、未調整のグローバル男女間賃金格差の根本的な理由は主に、上級職で高報酬の職務に就く女性の割合が低いこと、および高コストの勤務地における女性の割合が低いことに関連している。構造改革を推進し、より多くの女性を上級職に登用するため、ドイツ銀行は、「自行従業員」の章の「ダイバーシティー・エクイティ&インクルージョン」の節に記載されているように、「35 by 25」の性別多様性の目標と取組みを継続的に進めている。ドイツ銀行は、まだやるべきことがあることを認識しつつも、実施中の努力と取組みは継続し、時間の経過とともに格差にプラスの影響を与えることが期待される。

年齢の多様性

ESRS S1-9

当行は、様々な世代の視点から恩恵を受けられること、世代によってニーズが異なることを認識している。当行では、従業員の人生やキャリアの様々な段階に適した福利厚生とサポートを提供している。福利厚生には、育児、高齢者介護、幅広い柔軟な勤務形態、学習機会等がある。また、若手従業員が年長の従業員を指導する「リバーズ・メンター・プログラム」は、世代を超えた効果的な協働に役立っている。

年齢構成

年齢（人数、単位：%）（注1）

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
30歳未満	16.2	16.5
30歳～50歳	57.0	57.0
50歳超	26.9	26.5

（注1）ドイツ銀行では0～14歳の子供は雇用していないため、四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

障がい者

ESRS S1-12

当行は、目に見える障がいのある人も目に見えない障がいのある人も含め、すべての従業員にとってインクルーシブな職場環境を確保することを目指している。当行は、アクセス可能なワークステーションや合理的配慮等、全従業員のニーズに応えるべく真摯に取り組んでいる。当行は、アクセス可能な出入り口、エレベーター、トイレおよび駐車場を引き続き提供している。障がいにより短期間または長期間にわたってフレキシブルな対応を要する人には、柔軟な働き方のオプションを用意している。当行はまた、ドイツのシェルタード・ワークグループ協会（Genossenschaft der Werkstätten、GDW）との長年にわたる良好な協力関係を通じて、障がい者の社外雇用も確保している。2024年度において、シンガポールのドイツ銀行AGは、シンガポールの障がい者とインクルージョンに関する主要機関であるSGイネーブル（SGEnable）から、イネーブル・マークのプラチナ・ステータスの認定を受けた。

当行が障がいを持つ従業員の数把握できるかどうかは、自発的な自己開示に依存しており、欧州一般データ保護規則等のデータ保護法によって制限されている。さらに、社会的偏見が続いているため、当行が尋ねることが許されている場所であっても、多くの従業員がこの情報を共有しないことを選択している。2024年度末現在、当行は3,057名の障がい者を雇用しており、そのうち女性は1,820名、男性は1,237名である。ドイツでは、2024年度末現在で2,511名（当行の従業員数の6.2%）の障がい者を雇用している。情報開示はドイツの社会規範に基づいている。

障がいのある従業員（性別別）

性別（単位：％）	従業員（人数）に対する割合	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在 （注2）
女性	4.1	4.0
男性	2.4	2.4
その他（注1）	-	-
未報告	-	-
従業員数合計	3.2	3.1

（注1）従業員が自認する性別。

（注2）前年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて調整されている。

民族と人種の多様性

ESRS S1-4、ESRS S1-5、ESRS 2 MDR-A、ESRS 2 MDR-T

ドイツ銀行は、顧客の多様なニーズに対応するためには多様な人材が必要であるという信念に基づき、人種および民族の多様性のさらなる向上に努めており、英国における従業員に占める黒人系の割合を、2021年12月31日現在の基準値3.0%に対し、2025年12月31日までに30%以上増やすという意欲的な目標を2021年度に設定した。意欲的な目標を設定する際には、上級管理職チームに相談した。この目標を達成するため、当行はすべての職位において、黒人系の人材の維持と雇用の両方に重点を置いている。進捗状況は定期的にモニタリングされており、当行はこの目標を達成するために前進している。2024年12月31日現在の割合は3.7%で、2021年度の基準値と比較して23%の上昇となった。

この目標は、多様な人材を惹きつけ、採用するための、多様性に重点を置く外部組織との提携や、リーダーシップ開発サポートを通じて、キャリア機会へのアクセスを改善する取組みも行われている。例えば、特定の職位にある黒人系従業員を対象とした「dbBOLD」というグローバル・プログラムは、コンサルティング会社のリーダーズ・アカデミーと提携して、専門家主導の業界横断的なバーチャル・セッション、および少人数のグループ・ディスカッションを提供している。これらのセッションは、当行の上級管理職との交流の機会や、リーダーシップに関する主要トピックのシリーズによって補完されている。このプログラムは2020年度の開始以来拡大しており、世界中で383名の従業員が受講している。

LGBTQI+の人々

当行は、世界中のLGBTQI+（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィアおよびインターセックス）の権利に強い姿勢で取り組む業界のリーダーとして認められている。当行は、英国、米国、オーストラリアおよびインドにおける様々なLGBTQ+団体から、「選ばれる雇用主」として認められている。ドイツ銀行は、多角的なダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに関する継続的な取組みと戦略が評価され、ビジネスにおける包括的なダイバーシティ・マネジメントに取り組むゲイの経営者および自営業者の専門家団体として知られるフォルクリンガー・クライスe.V.（Völklinger Kreis e.V.）から、2024年マックス・スポア賞（Max-Spohr-Prize 2024）を授与された。

神経学的多様性を持つ人々

当行は、神経学的多様性を持つ従業員を支援するため、いくつかの国でインクルージョン活動やイニシアチブを立ち上げた。従業員リソース・グループ「dbEnable」は、約1,000名のメンバーで構成されるニューロダイバーシティ・ネットワーク

を設立した。英国において、ドイツ銀行は、英国の主要な自閉症研究およびキャンペーン慈善団体であるオーティスティカ（Autistica）と提携し、神経学的多様性を持つ従業員をキャリアを通じて支援するためのプラクティスについて、当行がどのように継続的に改善していくかを考えている。

インシデントおよび苦情

ESRS S1-1、ESRS S1-17、ESRS G1-1、ESRS 2 SBM-3、ESRS 2 MDR-P

ドイツ銀行は人権尊重に長年取り組んでおり、国連のビジネスと人権に関する指導原則等の国際基準を自主的に支持している。ドイツ銀行のコミットメントの詳細は、取締役会の承認を受け、チーフ・エグゼクティブ・オフィサーが署名している、ドイツ銀行グループの人権に関するステートメントに記載されている。

ドイツ銀行は、人権原則をグローバルの業務に組み込んでいる。違反の可能性がある場合には、「自行従業員」の章の「マイナスの影響を是正するためのプロセスおよび自行従業員が懸念を表明するためのチャネル」の節に概説されているように、内部告発の枠組みが整備されており、あらゆるインシデントについて報告、調査および制裁を行う。全体的なサステナビリティ戦略の一環として、また以前の人権ワーキンググループを基礎として、ドイツ銀行は2022年度にグループ全体の人権フォーラム（以下、「フォーラム」という。）を設立した。当該フォーラムはグループ・サステナビリティ委員会に報告し、ドイツ銀行のグループ・サステナビリティ責任者と人権担当責任者が共同議長を務め、当行の業務部門および管理部門の上級代表で構成されている。その任務は、ドイツ銀行の人権関連事項の管理を監督し、人権関連の動向を監視し、ドイツ銀行内部からの教訓を収集して共有し、外部の専門家と連携し、戦略的な人権関連プロジェクトを開始することである。当該フォーラムは、当行の事業活動および業務において確立されたリスク管理およびデュー・ディリジェンスのプロセスを補完するものである。

2023年に、ドイツ銀行は、人権管理をさらに強化するために、チーフ・サステナビリティ・オフィスの一部であるグループ・サステナビリティ内で人権担当責任者を任命した。人権担当責任者は、人権関連の取組みの管理をサポートし、当行全体でこれらの取組みを推進する責任を負う。この役割は、ドイツ銀行の人権管理を監督し、当行の人権管理アプローチの有効性を評価するためのプロセスとコミュニケーション・チャネルを調整する責任を担う。人権担当責任者のその他の責任には、人権管理に関する包括的基準の策定、リスク部門およびその他の部門と連携したリスク管理基準の定義、戦略的人権プロジェクトの調整、関連ネットワークにおけるドイツ銀行の代表、ならびに人権関連の懸念事項のエスカレーション窓口としての役割が含まれる。

ドイツ銀行の行動規範は、当行がすべての従業員、非従業員および組織としての当行に遵守を求める最低限の行動基準を定めたものである。行動規範の目的は、当行の従業員が倫理的に、誠実に、当行の方針および手続、ならびに適用される法律および規制に従って行動することを確実にすることである。ただし、当行は単なる遵守にとどまらず、常に正しく適切な行動を取ることにコミットしている。ドイツ銀行は、高い倫理基準の遵守を推進するため、当行の従業員および取締役会メンバーに対し、行動規範の文言と精神、ならびにその他すべての適用される方針および手続に従うことを求めている。人権尊重に対するドイツ銀行のコミットメントは行動規範に根ざしており、特に児童労働、現代の奴隷制度および人身売買による虐待の防止に重点を置いている。従業員が行動規範とそれに起因する責任を包括的に理解できるようにするため、必須研修を実施している。2024年度の修了率は100%（2023年度：100%）であった。

ドイツ銀行は、ハラスメント、差別および報復のない職場環境を提供し、人権がいつでも守られることを目指している。それができなければ、銀行の繁栄、ステークホルダーの信頼の深化、評判の維持は成し遂げられない。ほとんどの状況において、当行の行員は、「自行従業員」の章の「従業員管理」の節に概説されているように、当行の方針と手続に完全に沿って、誠実に行動し、正しい行動を示している。

まれに、行動が要求される水準を下回ることがある。ドイツ銀行は、「企業文化、誠実さおよび行動」の章に記載されているように、内部告発チャネルや苦情管理チャネル等、そのような問題を提起するためのメカニズムを確立している。従業員および非従業員の苦情は、現地の法律に従って処理される。さらに、当行は、何か問題がある場合にそれを検知するための内部管理およびプロセスを導入しており、適切な場合には調査を実施している。状況や重大性によっては、従業員に対する懲戒処分を含む措置が必要となる場合もある。

当行は、一貫した透明性のある方法で懲戒処分を決定するよう努めている。すべての従業員は、公平に扱われていると感じるべきである。ドイツ銀行では、従業員に期待される行動、リスクと行動を考慮した報酬の決定方法、ならびに行動に関する当行の期待に応えられない従業員に対する懲戒処分の間には強い関連性があると考えている。

人事部は調査報告書を検討し、適切な対応方針（懲戒手続の発動、インシデントからの学びや従業員カウンセリング等の懲戒以外の措置の適用、証拠が不十分な場合の検討の中止を含む。）を決定する。従業員に対する懲戒処分は、口頭および書面による警告から解雇まで多岐にわたり、そのような制裁措置は、従業員の変動報酬や昇進に影響を与える可能性がある。これは、「自行従業員」の章の「労働条件」の節に概説されている「業績、結果および報酬に関する方針」にも規定されている。非従業員に対する処分には、即時解雇、契約の延長または更新の拒否が含まれる。

インシデントおよび苦情

	2024年度
差別（ハラスメントを含む。）インシデントの合計件数（確認済または一部確認済）	57
ドイツ銀行のチャネルを通じて自行従業員から寄せられた差別（ハラスメントを含む。）および労働条件に関する苦情の合計件数（上記のインシデントを除く。）	202
上記のインシデントおよび苦情に起因する罰金、制裁金および損害賠償の合計（単位：百万ユーロ）	0.25

2024年度において、ハラスメントを含む差別インシデントが57件報告された。ここでいうインシデントとは、従業員または非従業員から正式なプロセスを通じて提起され、当行が確認済または一部確認済の差別（ハラスメントを含む。）に関する苦情、および当行に対する差別（ハラスメントを含む。）の申し立てを含む法的請求のことである。さらに、差別、ハラスメントまたは労働条件に関する苦情が202件あった。ここでいう苦情とは、従業員または非従業員が正式なプロセスを通じて行った差別、ハラスメントまたは労働条件に関する申し立てであり、未確認、確認済または一部確認済の別を問わず、また、上記で報告されたインシデントは含まれない。当年度において、OECD多国籍企業国内連絡窓口に、関連する苦情は提出されなかった。

2024年度における苦情およびインシデントによる罰金、制裁金、ならびに損害賠償の合計額は、0.25百万ユーロであった。この金額は、当行の財務書類の「訴訟」の項に記載されている。インシデントおよび苦情は当行の全地域で発生しており、一般に、従業員数が多い国ほど件数が多い。

これらのケースは、ドイツ銀行が求める基準を下回る行為がまれに発生したことに関連するものである。ドイツ銀行は自行従業員に対し、ハラスメント、差別および報復のない職場環境を確保するため、常に倫理的に行動し、適用されるすべての法律および規制を遵守することを求めている。

[次へ](#)

従業員

当行グループの従業員数

2024年12月31日現在、当行の雇用従業員数は合計89,753名であった（2023年12月31日現在：90,130名）。当行は従業員数を常勤相当で計算している。これは、非常勤の従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2024年12月31日現在、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在における当行の従業員数（常勤相当）を示している。

従業員数（注1）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	2022年12月31日現在
ドイツ	35,160	36,195	35,594
欧州（ドイツを除く。）	17,672	18,103	17,875
アジア／太平洋、中東およびアフリカ	28,930	27,601	23,740
北アメリカ（注2）	7,744	8,033	7,534
ラテン・アメリカ	247	199	187
従業員数合計	89,753	90,130	84,930

（注1）従業員数（常勤相当）。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注2）主に米国。

2024年において、当行の従業員数は、アジア／太平洋、中東およびアフリカにおける増加により一部相殺されたものの、ドイツでの減少を主因として、377名、率にして0.4%減少した。

- ドイツでは、主にプライベート・バンクにおける再編施策を主因として、従業員数が1,035名、率にして2.9%減少した。
- 北アメリカでは、すべての事業部門および管理機能における減少を主因として、従業員数が289名、率にして3.6%減少した。
- ドイツを除く欧州では、ルーマニアおよびそのオペレーション・センターにおける増加により一部相殺されたものの、英国、イタリアおよびスペインにおける減少を主因として、従業員数が431名、率にして2.4%減少した。
- アジア／太平洋、中東およびアフリカでは、インドおよびそのオペレーション・センターでの増加を主因として、従業員数が1,329名、率にして4.8%増加した。

以下の表は、2024年12月31日現在、2023年12月31日現在および2022年12月31日現在における部門別の従業員数（常勤相当）の占める割合を示している。

従業員数の占める割合（注1）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	2022年12月31日現在
コーポレート・バンク（CB）	17.9%	17.4%	17.0%
インベストメント・バンク（IB）	8.9%	8.8%	8.4%
プライベート・バンク（PB）	27.7%	29.1%	31.6%
アセット・マネジメント（AM）	5.1%	4.9%	5.0%
管理部門	40.4%	39.9%	37.9%

（注1）従業員数（常勤相当）。過年度の比較数値は当年度の表示に合わせて調整されており、四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

- コーポレート・バンクでは、コーポレート・バンクの全セグメントにおける増加により、従業員数が374名、率にして2.4%増加した。
- インベストメント・バンクでは、債券および為替における増加を主因として、従業員数が36名、率にして0.5%増加した。
- プライベート・バンクでは、ドイツでの減少を主因として、従業員数が1,327名、率にして5.1%減少した。
- アセット・マネジメントでは、テクノロジーおよびオペレーションの強化を主因として、従業員数が188名、率にして4.3%増加した。
- 管理部門では、その他すべての管理機能における減少により一部相殺されたものの、当行の国際化戦略に起因するテクノロジー、データおよびイノベーションならびにコンプライアンスおよび金融犯罪対策での増加を主因として、従業員数が352名、率にして1.0%増加した。

退職後給付制度

当行グループは、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度と確定給付制度の両方）のスポンサーになっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行グループの世界的に調整された会計処理において、当行グループのグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

財務上および人口統計上の仮定の決定に関する当行グループのグローバルな原則を適用することにより、当行グループはこれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

当行グループの従業員給付制度の詳細については、連結財務諸表に対する注記33「従業員給付」を参照のこと。

主要従業員指数

以下は、従業員指数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行の人材に関する測定値、戦略的な人事の優先順位と実績に関する詳細は、当行の2024年度サステナビリティ・レポートを参照のこと。

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	2022年12月31日現在
役職別女性従業員（人数、％）（注1）			
女性マネジング・ディレクター	22.8%	22.3%	20.9%
女性ディレクター	28.8%	28.0%	26.7%
女性ヴァイス・プレジデント	35.6%	34.8%	33.5%
女性アシスタント・ヴァイス・プレジデントおよびアソシエイツ	42.3%	41.9%	41.8%
女性非管理職	59.6%	59.0%	59.7%
女性従業員合計（人数、％）（注1）	46.5%	46.3%	46.4%
年齢（％、人数）（注2）			
30歳未満	16.2%	16.5%	15.4%
30 - 50歳	57.0%	57.0%	57.5%
50歳超	26.9%	26.5%	27.1%
パートタイム従業員（人数、％）			
ドイツ	24.5%	24.9%	26.0%
欧州（ドイツを除く。）	5.1%	5.1%	5.5%
米州	0.4%	0.4%	0.3%
アジア / 太平洋、中東およびアフリカ	0.1%	0.1%	0.1%
パートタイム従業員合計	11.3%	11.8%	12.9%
ドイツにおける常勤従業員に占める職業訓練生の割合	3.2%	3.6%	3.5%

	2024年度	2023年度	2022年度
コミットメント指標	67%	70%	69%
イネーブルメント指標	70%	71%	73%
自己都合退職率			
ドイツ	2.6%	2.5%	3.7%
欧州（ドイツを除く。）、中東およびアフリカ	5.2%	5.3%	9.7%
米州	8.3%	7.7%	18.2%
アジア / 太平洋	9.9%	9.5%	18.4%
自己都合退職率合計	5.9%	5.6%	10.1%
健康割合（％）（注3）	92.4%	92.6%	91.8%

（注1）ポストバンク（子会社を含む。）の企業内で使用される役職名は、唯一の選択肢として名目上表示されているものであり、契約の上で定義されているものでも合意されているものでもない。

（注2）四捨五入の関係上、合計は合わない場合がある。

（注3）健康割合：100 - （（病欠日総数 × 100） / 総勤務日数）（ドイツ）。

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（IC0FR）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が承認した国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、監査役会会長およびチーフ・ファイナンシャル・オフィサーの監督の下に整備されたプロセスである。当行の財務報告に係る内部統制には、虚偽表示を防止するために整備された開示の統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務諸表が原因で利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的で財務報告に係る内部統制を確立している。さらに、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。これは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」に基づいていた。COSOは、統制システムの整備を促進し、その妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、財務報告に係る内部統制の確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務諸表に計上されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務ならびに所有権は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、財務報告に係る内部統制も含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、財務報告に係る内部統制のための開示の統制および手続またはシステムは、すべての誤謬、過失または故意による誤謬（不正）を完全には防止できない可能性がある。また、将来期間の有効性評価の予測に関しては条件の変化により統制が不十分になる、または方針もしくは手続きの遵守の程度が時間の経過とともに低下するリスクにさらされる。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

財務報告に係る内部統制システムには、以下の方針および手続きが含まれる。

- 合理的な範囲で詳細、正確かつ公正に、当行の資産の取引および処分を反映する会計記録を行うこと。
- 一般的に公正妥当な会計原則に従って財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、入金・出金取引については経営陣の承認のみにより行われていることを合理的に保証する。
- 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある当行資産の未承認の購入、使用もしくは処分を防止するまたは適時に発見することを合理的に保証する。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は年度ごとに、財務報告に係る内部統制システムの妥当性および有効性について正式な評価を行う。この評価は、統制環境のほか、財務報告に係る内部統制システムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因全体から、HGB第315条で要求される証拠の種類および範囲が決まる。かかる証拠は、財務報告に係る内部統制が有効に設定されているかを経営陣が評価する上で必要とするものである。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続または財務報告に係る内部統制評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣が更なる統制上の問題に気付く場合や、発見事項を裏付ける場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる場合がある。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性について評価する。監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配付される。これらの報告書は、財務報告に係る内部統制の全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2024年12月31日現在で、財務報告に係る内部統制は適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報および説明報告書

授權および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表に対する注記32「普通株式」を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行またはその子会社は、2024年度においてポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。処分制限と併せて同様の制限が、保有義務を伴う繰延報酬として株式を付与されている従業員に対して、契約上課されている。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督庁（BaFin）に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの管理システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款（Satzung）に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法（第84条）およびドイツ銀行定款（第6条）により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上のメンバーで構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役は、1任期最長5年までで選任することができる。また、再任もしくは、最長5年までの任期を1期以上、延ばすことができる。ドイツ共同決定法（Mitbestimmungsgesetz、第31条）は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、仲裁委員会が取締役会に対し、1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う（ドイツ株式会社法第85条）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）および欧州中央銀行の規制（EU）第468/2014号（SSMフレームワーク規制）により、取締役の選任前に、当該メンバーが経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的经验を有する証明を、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない（銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項、SSMフレームワーク規制第93条）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役の必要員数を満たしていない場合に、ECBまたはBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項、SSMフレームワーク規制第93条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本からの発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2021年5月27日の年次株主総会において、取締役会は、2026年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2024年5月16日の年次株主総会において、取締役会は、2029年4月30日まで、決議がなされた時点または当該権限が行使された時点（価格がより低い場合）における株式資本の合計10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）平均の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が予定した買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付を引き受けなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を定めることができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通じてまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、会社の株主持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。

取締役会はまた、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して株主の新株引受権を除外して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員もしくは執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を現金を対価として第三者に売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式数が、当該授權が有効となる時点または当該授權の行使時点（金額がより低い場合）の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合にのみ、行使ができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、オプション権および/または転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権による転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について年次株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2024年5月16日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2029年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の株価（フランクフルト証券取引

所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値) 平均の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の株価(フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび／または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値) 平均の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行グループのウェブサイト(<https://www.db.com/ir/en/reports.htm>) および年次報告書原文の第4章「Corporate Governance Statement according to Sections 289f, 315d of the German Commercial Code」から入手可能である。

親会社単体の情報（HGB）

はじめに

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、IFRSによる当行のコーポレート部門の実績に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績に影響している。さらに、当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを適用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。

このため、この統合マネジメント・レポートに記載されているドイツ銀行グループに関する情報は、通常ドイツ銀行AGについても関連し、該当するものである。ドイツ銀行AGの理解を促す追加情報は、本項に含まれている。本項に含まれる財務情報は、特に明記しない限り、ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、HGB）に準拠して作成されている。HGBに準拠して作成された財務情報に関する詳細については、別個の報告書に含まれるドイツ銀行AGの財務諸表に対する注記に記載されている。

ドイツ銀行AGの業績

当行グループの業績を評価するパラメータの一つに、株主に対して配当を行う能力がある。この能力は、HGBに従い決定されるドイツ銀行AGの配当可能利益に依存する。その上、HGBに準拠して作成されたドイツ銀行AGの財務情報は通常、上記の「はじめに」に記載されている事情により、当行グループの財務成績の評価または管理について概して関連性が低い。

ドイツ銀行AGは、2024年度に純利益29億ユーロを計上したのに対し、前年度には純利益50億ユーロを計上した。

営業利益は25億ユーロであり、昨年比で30億ユーロ減少した。収益合計は、トレーディング損益の減少と純利息収益の減少（手数料収益の増加により一部相殺された。）により337百万ユーロの減少となった。訴訟費用純額の16億ユーロの増加、銀行勘定デリバティブ純損益の566百万ユーロの減少、流動性準備金において保有する有価証券に係る純損益の505百万ユーロの減少が、営業利益の減少の大きな要因となった。

営業利益以外の損益は、主に、関係会社に対する投資の評価調整としての純額16億ユーロのプラス計上によるものであった。955百万ユーロの税金費用により、純利益は29億ユーロとなった。

取締役会および監査役会は、1株当たり0.68ユーロの配当を支払い、利益剰余金に800百万ユーロを繰り入れ、残りの分配可能利益を繰り越すことを年次株主総会で提案する予定である。

損益計算書

下記の表は、ドイツ銀行AGの損益計算書の概要であり、その後に個別の勘定科目の詳細が記載されている。

要約損益計算書

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	増 減	
			百万ユーロ	%
利息収益（注１）	64,857	57,802	7,054	12
配当等収益（注２）	1,901	2,465	-564	-23
総利息収益	66,758	60,267	6,490	11
利息費用	57,357	49,811	7,546	15
純利息収益	9,401	10,456	-1,055	-10
手数料収益	9,646	8,109	1,537	19
手数料費用	2,247	1,886	361	19
純手数料収益	7,399	6,224	1,176	19
トレーディング純損益	4,305	4,762	-458	-10
このうち、HGB第340e条に基づくトレー ディング関連特別準備金戻入益	0	0	0	N/M
収益合計	21,105	21,442	-337	-2
賃金および給料	5,493	4,997	495	10
強制社会保険拠出金（注３）	891	1,283	-393	-31
人件費	6,383	6,281	102	2
その他の管理費用（注４）	9,760	10,110	-350	-3
管理費用	16,143	16,391	-247	-2
その他の営業収益／費用の差額	-1,393	929	-2,322	N/M
リスク引当金	1,060	514	546	106
営業利益	2,509	5,466	-2,958	-54
その他の収益／費用の差額	1,333	-956	2,289	N/M
特別損益	-4	-157	154	-98
一般的銀行業リスクのための資金への取 崩／（繰入）	0	0	0	N/M
税引前純利益	3,838	4,353	-515	-12
税金	955	-646	1,601	N/M
純利益（損失）	2,883	4,999	-2,116	-42
前期繰越利益	575	459	116	25
	3,458	5,458	-2,000	-37
資本準備金の取崩	0	0	0	N/M
利益剰余金への繰入	1,200	2,000	-800	-40
- その他の利益剰余金	1,200	2,000	-800	-40
配当可能利益	2,258	3,458	-1,199	-35

N/M - 表記するに値しない。

（注１）貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券ならびに政府登録債による収益。

（注２）株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。

（注３）年金およびその他の従業員給付費用を含む。

（注４）有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却を含む。

純利息収益

純利息収益は2024年度に11億ユーロ増加して94億ユーロとなった。配当等収益は、関連会社による拠出の減少により564百万ユーロ減少した。利息費用控除後の貸出および有価証券からの純利息収益は491百万ユーロ減少し、これは主に資産からの利息収益に比べて負債に係る利息の増加が大きかったことによるものであった。

純手数料収益

純手数料収益は、貸出業務だけでなく、引受、仲介およびその他のサービスに係る純手数料収入も好調に推移したことを主因として、前年度から12億ユーロ増加し74億ユーロとなった。

トレーディング純損益

2024年度のトレーディング純損益は、前年度から458百万ユーロ減少して43億ユーロとなった。この減少は主に為替差損の増加によるものであった。

人件費および営業費用

人件費は2023年度から102百万ユーロ増加して64億ユーロとなった。これは主に、変動報酬の増加によるもので、確定給付制度費用の減少により一部相殺された。

当行の従業員の地理的内訳（フルタイム換算）

従業員数（フルタイム換算）（注1）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	増減
ドイツ	23,362	23,470	-108
欧州（ドイツを除く。）	7,568	7,783	-215
米州	413	465	-52
アフリカ／アジア／オーストラリア	5,149	5,191	-42
合計	36,492	36,910	-418

（注1）従業員数（フルタイム換算）＝パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツの従業員数は、主にプライベート・バンクでの減少により減少した。ドイツを除く欧州では、当行の管理部門における減少を主因として、主に英国で従業員数が減少した。

その他の管理費用は、2023年度の101億ユーロから350百万ユーロ増加して、2024年度は98億ユーロとなった。うち、その他の管理費用（有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却を除く。）は、454百万ユーロ減少して85億ユーロとなった。この減少は、主に、銀行税の321百万ユーロの減少とIT費用の210百万ユーロの減少によるものであり、グループ会社が提供したサービスの費用の111百万ユーロの増加とメンテナンス費用の66百万ユーロの増加により一部相殺された。2024年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は、104百万ユーロ増加して13億ユーロとなった。

営業収益と営業費用の純差額

その他の営業収益／費用の差額は、2023年度における929百万ユーロの収益から、2024年度は14億ユーロの費用となった。この23億ユーロの減少は主に、訴訟費用純額の16億ユーロの増加および銀行勘定デリバティブ純損益の566百万ユーロの減少によるものであった。

リスク引当金純額

2024年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金純額の合計は、前年度から546百万ユーロ増加して11億ユーロとなった。この増加は、主に、流動性準備金において保有する有価証券の純損益が505百万ユーロ減少したこと、貸出業務における引当金が41百万ユーロの増加でほぼ横ばいであったことによるものであった。流動性準備金において保有する有価証券の純損益の減少は、2024年度末時点での金利水準の上昇によるものであった。

その他の収益／費用の純差額

その他の収益／費用の差額は、関係会社に対する投資の評価調整純額、有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却、ならびに損失引受による費用により、13億ユーロの収益（2023年度：956百万ユーロの費用）となった。

関係会社に対する投資の評価調整純額および処分純損益は16億ユーロの収益（2023年度：740百万ユーロの費用）となり、主に米国および欧州の様々な子会社における当行のフランチャイズに関連していた。

さらに、2024年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却は195百万ユーロ（2023年度：103百万ユーロ）であり、主に建物に関連していた。

2024年度の損失引受による費用は54百万ユーロ（2023年度：113百万ユーロ）であった。

特別損益

特別利益および特別損失の純額は、特別損失4百万ユーロ（2023年度：特別損失157百万ユーロ）であり、主に再編活動に関連していた。

税金

当行は、前年度にベネフィット646百万ユーロを計上したのに対し、2024年度には税金費用955百万ユーロを計上した。当年度の税金費用は、主に非課税所得による影響を受けた。前年度の法人所得税ベネフィットは、主に繰延税金資産の認識および測定の変更によるものであった。

純利益および利益処分案

ドイツ銀行AGは、2023年度に純利益50億ユーロを計上したのに対し、2024年度には純利益29億ユーロを計上した。

利益剰余金が12億ユーロ増加し、2024年度の配当可能利益は23億ユーロとなった。当行は、1株当たり0.68ユーロの配当を年次株主総会で提案する予定である。これにより、基準日における発行済株式数に応じて、配当可能利益が最大で13億ユーロ減少することになる。また、追加で800百万ユーロを利益剰余金に繰り入れ、残りの配当可能利益を繰り越すことも提案される予定である。

貸借対照表

下記の表は、ドイツ銀行AGの貸借対照表の概要であり、その後に個別の勘定科目の詳細が記載されている。

要約貸借対照表

単位：百万ユーロ	2024年12月31日 現在	2023年12月31日 現在	百万ユーロ	増減 %
資産				
銀行および顧客に対する債権 (中央銀行預け金および公共部門事業体の負債性金融商品を含む。)	685,315	688,265	-2,950	-0
関係会社に対する参加持分および投資	31,923	29,488	2,435	8
債券、その他の有価証券および株式	83,732	71,724	12,008	17
トレーディング資産	301,057	247,596	53,462	22
その他の資産	26,375	23,158	3,218	14
資産合計	1,128,403	1,060,231	68,172	6
負債および株主資本				
銀行および顧客に対する負債	678,503	662,954	15,549	2
証券形態の負債	100,993	92,132	8,861	10
トレーディング負債	216,798	191,329	25,469	13
引当金	7,632	7,100	531	7
資本金および剰余金	44,884	43,552	1,332	3
劣後負債、資本参加権、その他Tier 1 規制上の自己資本に係る金融商品、一般的銀行業リスクのための資金	27,966	24,328	3,638	15
その他の負債	51,627	38,835	12,791	33
負債および株主資本合計	1,128,403	1,060,231	68,172	6

ドイツ銀行AGの総資産は、2024年12月31日現在 1 兆1,128億ユーロとなった。2023年12月31日現在からの 6 %の増加は主に、トレーディング資産の増加によるものであった。正味の増加は主に、トレーディング負債の増加によるものであった。

貸出金総額

貸出金総額（リバース・レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、59億ユーロ（ 1 %）減少して4,689億ユーロとなった。この減少は主に、銀行に対する貸出金が106億ユーロ（ 17 %）減少して5,160億ユーロとなったことによるもので、貸出金総額に報告される顧客に対する債権が47億ユーロ（ 1 %）増加して4,174億ユーロとなったことにより一部相殺された。

貸出金総額（リバース・レボおよび有価証券スポット取引を除く。）

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	増減	
			十億ユーロ	%
顧客に対する債権	417	413	5	1
残存期間：				
5年以内（注1）	301	293	8	3
5年超	116	119	-3	-3
銀行に対する貸出金	52	62	-11	-17
残存期間：				
5年以内（注1）	37	48	-11	-24
5年超	15	14	1	6
合計	469	475	-6	-1

（注1）要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、2023年12月31日現在から16億ユーロ増加して1,148億ユーロとなった。

関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、24億ユーロ増加して317億ユーロとなった。この増加は、16億ユーロの評価増、為替換算による6億ユーロのプラスの影響および10億ユーロの増資によるもので、7億ユーロの資本の返還、3億ユーロの評価減および1億ユーロの関連会社のドイツ銀行AGへの合併により一部相殺された。

有価証券

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は、主に債券の増加により12億ユーロ増加して837億ユーロとなった。

トレーディング資産

トレーディング資産は、2023年12月31日現在から535億ユーロ（22%）増加して3,011億ユーロとなった。これは主に、トレーディングに適格な債権が235億ユーロ（31%）増加して996億ユーロとなったこと、およびトレーディング・デリバティブに係るプラスの時価が229億ユーロ（31%）増加して975億ユーロとなったことによるものであった。

預金および証券化負債

銀行に対する負債は微減して、2024年度は1,393億ユーロとなった。一方、顧客に対する負債は、2023年12月31日現在から215億ユーロ（4%）増加して5,392億ユーロとなった。この項目に含まれる要求払によるその他の負債は3,044億ユーロから151億ユーロ（5%）増加して3,195億ユーロとなった。これは、貯蓄預金が643億ユーロから25億ユーロ（4%）増加して668億ユーロとなったこと、および契約期限または通知期限付のその他の負債が1,490億ユーロから39億ユーロ増加して1,529億ユーロとなったことに伴うものであった。

証券形態の負債は、2023年12月31日現在から89億ユーロ（10%）増加して1,010億ユーロとなった。この増加は、2023年12月31日現在から債券およびノートの発行額が36億ユーロ（4%）増加したこと、および証書形態のその他の負債が53億ユーロ（81%）増加して119億ユーロになったことによるものであった。

負債の内訳

単位：十億ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	増減	
			十億ユーロ	%
銀行に対する負債	139	145	-6	-4
要求払	74	69	4	6
契約期限または通知期限付	66	76	-10	-14
顧客に対する負債	539	518	22	4
貯蓄預金	67	64	3	4
その他の負債				
要求払	320	304	15	5
契約期限または通知期限付	153	149	4	3
証券形態の負債	101	92	9	10
発行債券	89	86	4	4
証券形態のその他の負債	12	7	5	80
このうち：短期金融市場証券	11	6	5	85

トレーディング負債

トレーディング負債は、2023年12月31日現在から255億ユーロ（13％）増加して2,168億ユーロとなった。これは主に、トレーディング・デリバティブに係るマイナスの時価が205億ユーロ（30％）増加して893億ユーロとなったこと、およびトレーディングに適格なその他の負債が52億ユーロ（6％）増加して950億ユーロとなったことによるものであった。

引当金

引当金は、2023年12月31日現在から5億ユーロ（7％）減少して76億ユーロとなった。税金に対する引当金が10億ユーロ（21％）増加したが、年金および類似債務に対する引当金が4億ユーロ（18％）減少したことにより一部相殺された。

その他Tier 1 規制上の自己資本に関する商品

その他Tier 1 規制上の自己資本に関する商品は、前年度の89億ユーロに対し、122億ユーロとなった。対前年比の変動は、主に新規発行によるものである。

資本金および剰余金

ドイツ銀行AGの資本金および剰余金は、449億ユーロとなった。13億ユーロの増加は主に、2024年度の配当可能利益およびその他の利益剰余金の増加（株式消却と配当支払いの影響により一部相殺された。）によるものである。

過年度と同様、当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2 a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、ドイツ銀行グループのみに関する自己資本要件を表示している。

要約：当行は安定的な資金調達、高い流動性基盤および当行グループ資本の基盤となる強固な規制自己資本を維持した。詳細については、リスク・レポートの「流動性リスクおよび資本規制」の項を参照のこと。

グループの中でのドイツ銀行AGの管理

本章の内容は本年次報告書のグループに係る各項、特に「リスク・レポート」、「見通し」、「リスクおよび機会」および「財務報告に係る内部統制」と併せて読むべきものである。

リスク管理

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の法人企業に対する影響と切り離せない。主に以下の理由による。

- コーポレート部門を含め、当行グループの管理構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。法的な構造は現地の法令によって決定されるため、当該管理構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国における当行グループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、当行グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度または市場価格の変動にどの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、意味を持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合に当行グループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的エクスポージャーを見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を見積ることができれば、当行グループの経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、当行グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、当行グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。当行グループの方針により、ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。

ドイツ銀行AGの流動性カバレッジ比率（LCR）は、2023年12月31日現在127.5%であったのに対し、2024年12月31日現在では122.1%である。安定調達比率（NSFR）は、2023年12月31日現在110.1%であったのに対し、2024年12月31日現在では110.5%である。どちらの比率も、ドイツ銀行AGにおける適切な流動性レベルおよび安定した資金調達を確保するために別個に算出されている。

見通しおよび戦略

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行AGは、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、当行グループの見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている（配当可能利益の金額を除く。）。

リスクおよび機会

リスク

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループ財務諸表よりも大きな損失となるリスクに直面している。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の政治・経済環境、地域の規制要件の増加、再編または上場株式の株価の変動によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整。
- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割引くため、金利水準が上昇したにもかかわらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、年金債務の減少による相殺効果がない可能性がある。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT1商品に係るクーポンの支払いの費用としての処理によって、当該リスクが増加する。

さらに、関係会社からの収益または利益剰余金により、ドイツ銀行AGに十分な配当金支払を行うことができず、そのためにドイツ銀行AGが予定したとおりの配当金支払をできない可能性がある。

機会

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、当行グループと比較して、追加的な機会、すなわち、過年度にIFRSに基づく損益計算書において認識し得る実現利益のように、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づき当行グループが得られるよりも利益が得られるような方法で報告される場合がある。

加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配される利益が増加することにより、ある年度で当行グループの純利益への貢献より高い収益を示す可能性がある。

財務報告に係る内部統制

IFRSに基づく当行グループの年次報告書に関して実行される統制は、HGBに基づく当行の財務諸表にも同様に適用されている。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- HGB特有の残高について実施される、**支店間の調整および消去**。
- 国外の支店およびドイツの本社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目の**分析的レビュー**。

ドイツ銀行AGのサステナビリティ・ステートメント

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、重要性があるサステナビリティ事項に関するガバナンス、戦略、影響、リスクおよび機会の管理、測定指標ならびに目標を定めている。ドイツ銀行AGのサステナビリティ・ステートメントは、当行グループ全体に関する主要測定指標（当行グループの資産合計等）を示したものであるため、当該サステナビリティ・ステートメントの主要要素は、ドイツ銀行グループのサステナビリティ・ステートメントに子会社に関する情報である旨が特記されていない限り、当行グループ全体レベルでの情報のみである。このため、ドイツ商法（HGB）の第340a条第1a項および第289b条第3項に基づく詳細は、本年次報告書の統合マネジメント・レポート内にあるサステナビリティ・ステートメントに記載されている。欧州連合が公表した企業サステナビリティ報告指令（CSRD）は、2024年12月31日現在、ドイツ法に置き換わるものとなっていないため、当行は、HGB第289d条が認めている報告フレームワークとして欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を適用しており、当該フレームワークに基づき、サステナビリティ関連の重要事項に係るガバナンス、戦略、影響、リスクおよび機会の管理、測定指標ならびに目標を開示している。

[次へ](#)

報酬報告書

はじめに

2024年度の報酬報告書において、ドイツ銀行グループの詳細な報酬情報を提供している。

取締役および監査役の報酬報告書

2024年度の報酬報告書は、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行AG」または「当行」という。）の取締役会ならびに監査役会が共同で作成したものである。

本報酬報告書は、特に、ドイツ株式会社法第162条および銀行の報酬制度監督要件に関する規則（*Institutsvergütungsverordnung*）の現行の法規制要件を満たし、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに規定される勧告が考慮されている。また、資本市場志向の企業の会計規則（ドイツ商法、国際財務報告基準）の適用要件や、持続可能な取締役報酬制度のワーキング・グループが公表したガイドラインにも準拠している。

従業員の報酬報告書

本報酬報告書の本項目は、ドイツ銀行グループの従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、当行グループ報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2024年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関する規則に基づき特に重要なリスク・テイク（MRT）として識別された従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

取締役の報酬

概要

過去5年半において、ドイツ銀行は、その顧客に最善の成果を届けることに焦点を当てた明確な戦略に基づく強固かつレジリエントで収益性の高い金融機関への変革をより一層進展させた。2019年7月以降におけるこの進展により、当行は抜本的に再編された。2024年度においても、ドイツ銀行は、収益成長や業務/資本効率改善を達成するための「グローバル・ハウスバンク」戦略を進めた。当行は、業務拡大を続ける一方で、調整後費用の管理やプラットフォーム投資を継続した。また当行は、係属中であつた主要な訴訟に係る問題を解決し、関連する例外的項目を排除した。

2024年度の純収益は、2023年度の289億ユーロから、率にして4%増加し301億ユーロとなった。これは、当行が2024年度の純収益の指針として提示していた約300億ユーロに合致している。2021年度以降の年平均収益成長率は、2023年度の6.6%に対し、2024年度末までの実績で5.8%となり、当行の目標である5.5%~6.5%の範囲内であつた。2025年度においても、ドイツ銀行は、純利息収益と利息以外の収益により、すべての業務分野において成長が続くと見込んでいる。当行は、約320億ユーロという収益目標を維持しているが、この額は、為替換算の影響により上振れし得る。

2024年度における利息以外の費用は230億ユーロとなり、前年度より6%増加した。この額には、訴訟、再編および解雇に係る営業外費用26億ユーロが含まれている。調整後費用は、2023年度の206億ユーロから204億ユーロに減少した。業務効率の点でも、ドイツ銀行は、2024年度中に25億ユーロの業務効率化プログラムをより一層進展させた。関連指標には、ドイツ国内にある銀行プラットフォームの最適化、人員（特に、非顧客対応職）の削減、フロントからバックまでのプロセスを自動化するためのITやインフラの最適化が含まれている。当行は、これらの指標の大半について、2025年度の調整後費用ランレートを好影響を及ぼすと見込んでいる。ただし、投資も続くため、2025年度の調整後費用全般は、実質的に前年度と同水準になる見込みである。当行は、費用収益比率について、2025年度末までに65%未満になると予測しており、62.5%未満から修正した。しかしながら、コスト管理の徹底は引き続き最優先課題である。

資本効率向上プログラムにより、リスク・ウェイト・アセットが240億ユーロ減少し、2025年度までの目標である250億ユーロから300億ユーロの範囲に近づいた。普通株式等Tier 1比率は、13.8%となり、2025年度実行分として承認された750百万ユーロの株式買戻しを織り込んでいる。当行は、2025年度においても、資本効率の向上を進展させる計画である。

ドイツ銀行は、2025年度に21億ユーロの株主配当を実施すると発表した。これには、750百万ユーロの株式買戻しと13億ユーロ（2023年度における1株当たり0.45ユーロより50%多い1株当たり0.68ユーロ）の配当金が含まれている。2022年度以降の株主配当合計は54億ユーロに達しており、当行が2019年度に開始した変革プログラムにおける50億ユーロの目標を超過している。当行は、2022年度から2026年度にかけて支払う、2021年度から2025年度までの配当金の合計を80億ユーロ超とし、2025年度以降の配当性向を50%とすることを目指している。

2023年度報酬報告書

2024年3月14日に公表されたドイツ銀行取締役および監査役の2023年度報酬報告書は、ドイツ株式会社法第120a条第4項に従い、2024年5月16日の株主総会の承認を求めて提案された。当該報酬報告書は株主総会で86.81%の賛成多数で承認された。

2024年度における取締役会の変更および報酬の決定

2024年7月より取締役会は10名で構成される。監査役会が創設したチーフ・コンプライアンス・オフィサー兼アンチ・フィナンシャルクライム（AFC）・オフィサーの役割は、当行の管理体制をさらに強化し、金融犯罪対策における是正活動をより一層重点を置くことが期待されている。このオフィサーには、取締役会のローラ・パドヴァーニ（Laura Padovani）氏が任命され、女性比率が20%に増加した。

2024年度からは、取締役会報酬制度は簡素化され、監査役会は、各職務や職責に関する外部ベンチマークに基づき責任に応じた目標報酬額を設定して、これまで以上に個別に各取締役の報酬を検討している。このアプローチは、当行の成果主義原則を反映したものといえる。

報酬に関するすべての決定は、複数の規制要件の範囲内で行われる。この点において、取締役会の報酬と変動報酬要素の支払スケジュールは、いくつかの方法で制限されている。ドイツ銀行法第25a条第5項の要件および2014年5月の株主総会での決定により、固定報酬と変動報酬の比率は通常、1:2に制限されている（上限規制）。他行に負けない報酬を提示し、当行にとって最高のリーダーを惹き付け離職を防止することができる体制を整えるため、ドイツ銀行取締役の固定報酬は、銀行固有規制の対象ではなく、また、固定報酬の数倍となり得る変動報酬を設けている他のDAX企業と比べて高い傾向にある。

監査役会は、取締役の報酬水準を年に1回見直し、当該見直しを支援し市場慣行に関する情報を提供する外部の報酬アドバイザーを定期的に関与させるとともに、これらのアドバイザーが取締役会およびドイツ銀行から独立していることを確認している。監査役会は、ドイツ銀行の取締役が経営を指揮すべき国際環境を、きわめて重要なものとみなしている。そのため、ユニバーサル・バンクや投資銀行を、最も重要な同業他社グループとみなしている。ゆえに、最適な人材を発掘するためには、目標報酬水準は、この市場における最大手行の水準と整合させる必要がある。

報酬を決定する際に、監査役会は、ステークホルダーの意見をきわめて慎重に考慮している。この報酬決定時には、特別な事項を考慮する必要があるが、その事項には、既存取締役の離職を防止する必要性、ドイツ銀行の事業成功（市場アクセスや経

験等)を継続するのに不可欠であると考えられる職責が2つ以上含まれている複雑な職務の担当者かどうかという点、また当行の変動報酬は、株価のパフォーマンスと厳格に連動しており、また、複数年支払い制度であるため、長期的な視点に基づくリスク・プロファイルが高く、規制要件を満たすには、ドイツ銀行における固定基本給を他のグローバル銀行と比べてより高く設定しなければならない事実等がある。また、明確な目標報酬構造を設けている国際銀行はごく僅かであるため、市場のベンチマークは、実際の報酬水準に基づくものとなっている。そのため、限られた範囲の比較のみ可能である。これらの事項をすべて考慮し、監査役会は、次のように2024年度の報酬を決定した。

監査役会が委託したベンチマーク調査の結果、ドイツ銀行における常勤取締役とチーフ・エグゼクティブ・オフィサー(CEO)の報酬水準は、同業他社と比較してより低いことが明らかとなった。常勤取締役や、取締役会より下位の役職にある従業員の報酬水準との差異を適切に保ち、2015年からの任期期間中に示した成功した経営手腕を考慮するため、監査役会は、クリスティアン・ゼーヴィング(Christian Sewing)氏の合計目標報酬を、年間9.8百万ユーロの目標報酬総額に引き上げることを決定した。これにより固定報酬は、2024年4月1日より5.37%(基本給は5.55%)増加する。

監査役会は、その他の取締役の報酬も見直した。その結果、クラウディオ・デ・サンクティス(Claudio de Sanctis)氏の報酬が2024年1月1日をもって調整され、同氏の職責や、市場ダイナミクスおよび顧客ダイナミクス全般に関する洞察が考慮された。その任命以降、同氏は、将来的な成功を見据えたプライベート・バンクの変革を主導している。監査役会は、国際的に同等となる範囲内で、同氏の報酬を、年間8.4百万ユーロの目標報酬総額に引き上げることを決定した。これにより固定報酬は6.32%(基本給は6.66%)増加する。

近年、ドイツ銀行は、その管理体制や是正活動を強化するために相当の投資を行っている。当行による管理の回復力を高め、第1、第2および第3の各防衛線をより一層整合してより良いオーナーシップ、プロセスおよび効率を促すため、監査役会は、取締役レベルの新たな役職を設けた。

2024年7月1日に、ローラ・パドヴァーニ(Laura Padovani)氏が、取締役であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー兼アンチ・フィナンシャルクライム(AFC)・オフィサーに任命された。ローラ・パドヴァーニ氏の目標報酬総額は、独立外部報酬アドバイザーによる支援の下で実施したベンチマーク調査の結果をもとに監査役会が決定した。当該調査においては、比較可能な企業(グローバル銀行、欧州銀行およびDAX-40企業)におけるこの職務の報酬水準を考慮した。この調査の結果に基づき、ローラ・パドヴァーニ氏の報酬は、市場慣行と同水準に決定され、職務や職責の範囲を踏まえた、より個別の報酬水準にするという監査役会のアプローチを反映したものとなった。年間2.975百万ユーロの目標報酬は適正な水準とみなされ、基本給(年間1.750百万ユーロ)と目標変動報酬(年間1.225百万ユーロ)で構成されている。監査役会は、この報酬決定を適切な時期に見直す予定である。

2024年度の新報酬制度

新たな取締役報酬制度は、監査役会が修正し、2024年1月1日から適用されているものである。この新制度は、ドイツ株式会社法第120a条第1項に基づく承認を得るために、2024年5月16日の株主総会にて提案された。新報酬制度は、株主総会にて97.32%の賛成多数で承認された。

株主総会にて新報酬制度が承認されたため、監査役会は、その結果に基づき、現在任命している全取締役との役務契約を一新した。新役務契約は、2024年1月1日または取締役任命時点より適用される。

新報酬制度の特徴は、構造が簡素化され、透明性が高められたこと、また、取締役報奨と財務目標達成水準の連動性がより強化されたという特徴がある。旧報酬制度と比べた主な改善点は以下のとおりである。

- 適切な結果と透明な報酬につながるリーンな(無駄のない)報酬構造
- 最大で70に達していた目標の数を、約8つの重要評価指標まで大幅に削減
- 長期報奨(LTI)に係るパフォーマンス評価に、過去のパフォーマンスの検討に代え、3年間の将来予測的なパフォーマンス評価を導入
- 長期報奨(LTI)に係る目標の1つである相対的総株主利益率目標の達成水準曲線をより意欲的なものにするため、ドイツ銀行の報酬制度における成果主義の度合いを強化。ドイツ銀行の当該目標は、同業他社グループの50%を超える配当性向を可能にしなければならないというものである
- 繰延および保有の期間に関する仕組みの複雑さを軽減
- 市場との整合性や職務と報酬慣行の関連性を高め、新たに取締役に任命する者と報酬に関して追加で交わす各種契約上の取決め(年金制度に関する取決め、株式保有ガイドライン、退職給付に関する取決め等)を整合

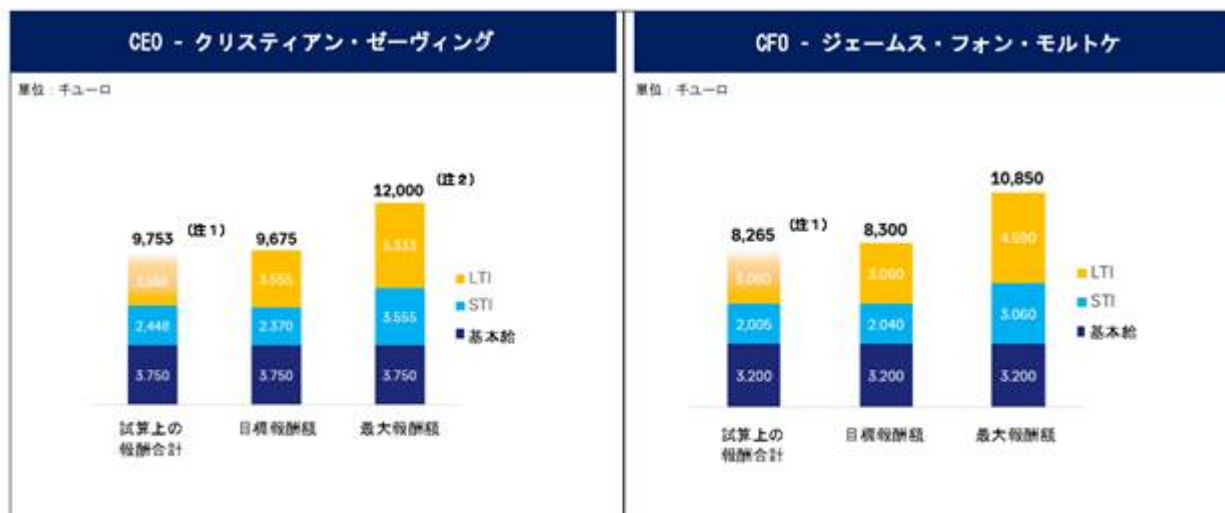
下表は、新報酬制度の概要を示したもので、短期報奨(STI)および長期報奨(LTI)に関する測定指標、重み付け、支払いの仕組みおよび追加検討要素について示してある。

2024 年度の報酬制度											
報酬項目				支払いの仕組み						追加検討要素	
変動	短期報酬（目標変動報酬の 40%） 個別および部門別の目標／1 年の評価期間										株式保有 ガイドライン 退職金 支配者変更／ 解雇
	財務	サステナ ビリティ ESG	個別	・最大目標達成度 （目標の 150%）							
	長期報酬（目標変動報酬の 60%） 銀行グループ・レベルでの目標／3 年の評価期間										
	グループ 財務	相対的 TSR	ESG	・最大目標達成度 （目標の 150%）							
	25%	15%	20%								
固定	基本給		付加給付	年金制度／ 手当							
	ドイツ株式会社法第 87a 条に定められている報酬合計限度額：全取締役に対する報酬の合計は 12 百万ユーロまで										

2024年度の報酬の概要

新報酬制度では、短期報酬は1年後に決定され、長期報酬は3年の評価期間経過後に決定されることが明示されている。今年度は導入初年度であるため、短期目標の達成水準のみ報告可能である。下表は、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）とチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）に関する結果に焦点を当てた、取締役の目標達成水準概要である。





(注1) 2024年度～2026年度LTI制度に係る目標の最終的な達成度の判定は、3年間のパフォーマンス期間の最終年度である2027年度に実施予定である。
(注2) ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に定められている最高報酬上限に基づき、報酬合計の上限は12百万ユーロとなっている。

報酬決定の原則

取締役報酬の設定および見直しに関する責任および手続

監査役会は、報酬制度の設計に関する意思決定、ならびに各取締役の報酬額および報酬手続の設定に対する責任を有する。報酬管理委員会は、監査役会の任務を支援し、監査役会の決議案を作成する。

承認された報酬制度に基づき、監査役会は、各取締役の職務責任の範囲と複雑性、取締役会での取締役としての就任期間ならびに当行の財務状況を考慮し、各事業年度における各取締役の目標報酬総額を設定する。その過程で、監査役会は、市場における報酬慣例を考慮し、水平比較と垂直比較双方の結果も考慮しながら、報酬合計の上限（最高報酬）を設定する。

水平比較による取締役報酬の適正評価

監査役会は、目標報酬合計が取締役会の職務および目標達成水準や当行の状況に照らして適正であるかを、水平比較を通じて確認する。監査役会は、外部報酬アドバイザーを定期的に関与させる方法で水平比較による報酬の適正評価を毎年見直すとともに、当該アドバイザーが取締役会やドイツ銀行から独立した立場にあることを保証する。監査役会は、取締役の目標報酬設定にあたり見直しの結果を考慮する。この際には、特に、比較可能な企業（同業他社）における報酬額の水準や報酬構造が検討される。ドイツ銀行の市場ポジション（とりわけ、事業セクター、規模および国）を考慮した適切な会社が比較対象として使用される。水平比較による報酬の適正評価は、以下の3つの同業他社グループと比較して行われる。

同業他社グループ1 - 10のグローバル銀行	同業他社グループ2 - 15の欧州銀行	同業他社グループ3 - DAX企業
類似のビジネス・モデルを用いている類似する規模（資産負債合計、従業員数および時価総額で測定）の金融機関		ドイツ株価指数（DAX 40）構成企業
- Banco Santander - Bank of America - Barclays - BNP Paribas - Citigroup - HSBC - JP Morgan Chase - Société Générale - UBS Group - UniCredit	- Banco Bilbao Vizcaya Argentaria - Banco Santander - Barclays - BNP Paribas - BPCE - Rabobank - Crédit Agricole - Crédit Mutuel - HSBC - ING Bank - Intesa Sanpaolo - Nordea Bank - Société Générale - UBS Group - UniCredit	39のドイツ株価指数（DAX 40）構成企業

垂直比較による取締役報酬の適正評価

監査役会は、取締役の報酬とその他従業員の報酬を比較する垂直比較の結果も考慮する。垂直比較においては、監査役会は、特に、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従い、一定期間における報酬の推移を検討する。これには、取締役報酬と2つの従業員グループの報酬を比較することが含まれる。検討されるのは、上級経営陣の報酬であり、取締役会より1つ下のレベルの管理職、各部門の上級幹部委員会メンバー、ドイツ銀行グループ内の重要な機関の取締役や、それに相当する管理責任を有する第1レベルの管理職で構成される。一方、取締役の報酬は、ドイツ銀行グループが世界各地に設けている拠点で働くその他すべての従業員（労働協約適用対象従業員および労働協約適用対象外の従業員）の報酬と比較される。

指針原則：取締役報酬と企業戦略との整合性

ドイツ銀行は、その顧客が、自国でも他国でも持続的な成功を収め、必要な資金を調達できるよう尽力している。当行は、顧客にソリューションを提供し、顧客による価値創造の促進に積極的に貢献している。ドイツ銀行は、リスクとリターンを適切に連動させる企業文化にコミットしている。

株主の利益のために、取締役報酬の制度は、ドイツ銀行の事業戦略および持続可能かつ長期的な発展に沿ったものであり、設定された目標を一貫して達成するための適切なインセンティブを提供する。固定および変動報酬項目からなる報酬総額の構成、短期および長期的期間にわたるパフォーマンスの評価、ならびに関連する挑戦的なパフォーマンス・パラメータの検討を通じて、グループ戦略の実行および当行グループの持続可能かつ長期的なパフォーマンスとの整合性に対して明確かつ理解しやすい方法で報酬が付与される。したがって、目標と目的の構造は、財務的および非財務的パラメータと指標のバランスのとれた組み合わせからなる。

2025年1月の終わりに、ドイツ銀行は、2025年度における当行グループの戦略目標を確定した。当行は、その実力を証明し、一流の欧州銀行となるための礎を築くことを目指している。明確なビジョン、強力な「グローバル・ハウスパーク」モデル、高度な技能を備えたチームを擁するドイツ銀行は、長期的な成功の実現に資する体制を整えている。この取組みにおいて重要な要素は、取締役会の報酬を当行の戦略的な優先事項と連動させることである。

この連動により、当行は、持続可能な成長、業務の卓越性および長期的なステークホルダーに対する価値提供に向けた取組みを強化している。

報酬制度の構造を通じて、取締役の変動報酬は、過度のリスクを負うことなく、個々に、またチームとして、ドイツ銀行の長期的かつ前向きな発展に向け働きながら達成すべきドイツ銀行の戦略や優先事項と結び付いた目標や目的と密接に連動されている。したがって、監査役会は、株主の利益に沿った報酬とパフォーマンスとの間に常に強い関連性（成果報酬）があることを確認している。

報酬原則に沿った取締役の報酬制度の構造

報酬制度は、固定および変動の報酬項目で構成される。固定報酬と変動報酬を合わせて、取締役の報酬総額を形成する。監査役会は、すべての報酬項目についての目標額と最高額（上限）を定める。

項目	目的	実施項目
固定報酬		
基本給	基本給は、それぞれの役割と責任を遂行する取締役に報いるものである。固定報酬項目は、公正かつ市場志向の収益を確保し、過度のリスクを回避することを目的としている。	毎月の支払で、1.75百万ユーロから3.8百万ユーロの年間基本給。
付加給付	取締役会に対しては、監査役会にて議決された取締役会付加給付ガイドラインに沿って付加給付を行うことができる。	社用車および運転手サービス、該当する場合、引越費用、住宅手当、保険料および事業代表としての費用の払戻し。
年金 / 年金手当	取締役会は、その役務契約に定められている規則に従い、所属会社の年金制度に対する拠出額を受給できる。	- 確定拠出制度：年額650,000ユーロの年間拠出額。利息は年平均2%で発生し、従来の受給権については年平均4%で発生する。 - 新規取締役：現金年金手当。CEOは年間650,000ユーロで、他の取締役は年間450,000ユーロ。
変動報酬		
短期報奨（STI）	短期報奨（STI）は、企業戦略に沿った短期および中期的な目標を達成するために、各取締役が果たす個々の価値貢献に報いるものである。STI関連の目標は、各取締役の職務や職責に応じて設定されており、その達成水準は個々の取締役による取組みにより変動する可能性がある。	- 短期報奨（STI）は1年後に評価される。 - 目標達成水準は、財務目標、サステナビリティ目標および個別目標の間でバランスよく重み付けされている、最大で5つの目標を対象とした年次達成水準評価の結果に基づく。最大目標達成水準：150% - 支払い：1年の評価期間経過後に現金で50%相当額を支払い、残る50%の株式に基づく部分についても、1年の追加保有期間の終了後に現金で支払う。
長期報奨（LTI）	長期報奨（LTI）は、概して、当行の持続可能な増価に基づく。相対的総株主利益率（RTSR）は、株主利益と取締役利益の連動を促す枠組みの中では恒常的な測定指標である。他のステークホルダーに関する要素は、戦略的に重要な財務的重要評価指標（KPI）や重要なサステナビリティ目標を定める方法で考慮されている。それらの達成水準は、3年のパフォーマンス期間終了時における最終的な見直しの基礎となっている。監査役会は、LTIを目標変動報酬総額の60%に設定することで、繰延報酬部分に重点を置いている。重要な要素である当行の長期的な発展を取締役会報酬に対して適切に反映するため、LTIはすべて株式に基づく報酬である。	- 長期報奨（LTI）は3年後に評価される。 - 目標達成水準は、バランスよく柔軟に重み付けされている4つのLTI関連目標である、当行グループの財務に関する目標（有形株主資本利益率（RoTE）、1株当たり有形純資産（TBVPS）の成長率等）、相対的総株主利益率（RTSR）目標、ならびに環境・社会・ガバナンス（ESG）関連目標を対象とした、3年の将来予測的な評価期間における達成水準の評価結果に基づく。最大目標達成水準：150% - 当初は目標現金額として割当て。 - パフォーマンス期間の初年度経過後に株式に基づく金融商品（仮想株式）に転換。 - 株式に基づく報酬のユニット数は、3年のパフォーマンス期間終了時に最終決定。 - LTIは9年後に完全処分：評価期間の1年後から、連続する5回に分割して付与され、各回分の保有期間は1年である。

項目	目的	実施項目
追加検討要素		
報酬上限	ドイツ株式会社法第87a条に従い、監査役会は、報酬額に上限を設けている。任意の年度における報酬がこの上限を超える場合には、超過相当額を変動報酬支払額から減らす方法で当該上限を遵守しなければならない。	- ドイツ株式会社法第87a条に従い、各取締役に対する報酬総額の上限を12百万ユーロとしている。 - 固定報酬と変動報酬の比率の上限：1：2
バックテスト、マルスおよびクロバック	当行の持続可能な発展を確実にし、不適切なリスク負担を回避するため、変動報酬の支払いは、制限されたり、取り消されたりする場合がある。監査役会には、財務報告において重大な不正行為や虚偽表示があった場合に、短期および長期変動報酬の全額または一部分について、（マルス条項に基づく）留保や（クロバック条項に基づく）返還請求を選択する権利がある。	- 過去に達成した成果が持続可能なものであるかを定期的に見直す（バックテスト）。 - 繰延期間中の変動報酬は、当行グループの業績がマイナスとなった場合、ソルベンシーまたは流動性に関する特定の条件を満たしていない場合、あるいは個人が不正行為を犯した場合、正当な理由により解雇される場合またはパフォーマンス低下に寄与した場合に、（マルス条項に基づき）（一部）失効する場合がある。 - 既に支払われた変動報酬は、銀行の報酬制度監督要件に関する規制第18条第5項および第20条第6項に従い返還請求の対象となる場合がある。
株式保有ガイドライン	取締役には、4年以内にドイツ銀行株式の保有を増やす義務がある。当該株式は、任期中保有し続けなければならない。基本給が増えると、保有すべき株式もそれに応じて増える。	- 4年の保有株式増加期間 - CEOは年間基本給総額の200%で、他の取締役は年間基本給総額の100%。 - 株式は、任期中保有し続けなければならない。

ドイツ銀行AGの取締役報酬制度に関する詳細は、当行のウェブサイト（<https://agm.db.com/files/documents/2024/AGM-2024-Compensation-system.pdf>）に掲載されている。

報酬の項目および構造

監査役会は、各取締役について目標報酬を定めている。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い、監査役会は、固定報酬と変動報酬の比率や、短期変動報酬と長期変動報酬の比率も定めている。これらの比率を定めることで、監査役会は、長期目標の達成に連動する成果ベースの報酬が、短期目標に連動する報酬部分を上回るようにしている。

報酬上限

取締役の報酬は、以下に示す複数の方法で制限（上限）が設けられている。

- 上限1 - 短期報奨に係る目標と長期報奨に係る目標の最高達成水準は、各目標値の150%に制限されている。
- 上限2 - 資本要件指令第4号と、2014年5月の株主総会における承認により、固定報酬と変動報酬の最高比率は1：2に制限されている。
- 上限3 - ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に従い、監査役会は、全取締役の報酬総額に12百万ユーロ（最高報酬額）の上限を設けている。この上限には、基本給、短期報奨（STI）および長期報奨（LTI）のみならず、当行の年金制度に係る勤務費用または年金手当および付加給付も含まれる。



繰延期間および保有期間

銀行の報酬制度監督要件に関する規制は、取締役の変動報酬の決定について、3年の評価期間を設けることが一般的であると規定している。当行は、この要件に従い、長期報奨（LTI）に係る各目標の達成状況を3年間にわたって評価している。さらに、取締役の報酬と当行のパフォーマンスおよび株価との連動性をさらに高めるため、変動報酬は主に株式に基づく金融商品の形で付与される。権利確定後、株式に基づく金融商品には、1年の追加保有期間も適用される。したがって、取締役は、対応する保有期間の終了まで、株式に基づく金融商品を完全に処分することはできない。繰延期間および保有期間中、株式に基づく金融商品の価値は、ドイツ銀行株式のパフォーマンスに連動するため、当行の持続的なパフォーマンスに連動する。

短期報奨（STI）の半分は、1年の評価期間の終了後に現金で直接支給される。また残りの半分は、1年の追加保有期間の終了後に株式に基づく金融商品の形で支給され、当該保有期間の終了後、この部分も現金で支給される。

長期報奨（LTI）は、全額が株式に基づく金融商品の形で付与され、3年の評価期間が終了した1年後から連続5回に分けて均等に付与され、どの回の付与分にも1年の追加保有期間が適用される。総じて、LTIの支払額全額は9年後には利用可能になるが、さらに1年間はクローバック条項の対象である。下表は、クローバック期間が終了するまでの評価期間および繰延期間を示したものである。



ドイツ銀行の米国における一部の事業体で特定機能を担う者については、適用される規制により、別の制度に基づき報酬を受け取ることが要求される。これらの者への制限付報酬は、制限付株式報酬と制限付現金報酬で構成される。当該受給者は報奨日から当該報奨の実質的受益者となり、当該報奨は受給者のために保持される。これらの報奨は、（パフォーマンス条件と失効規定を含む、適用される制度規則および報奨ステートメントに従い）一定期間の制限付である。この制限期間は、ドイツ銀行に適用される通常の繰延報酬の保有期間と整合している。取締役でこれらの規則が適用されるのは、Deutsche Bank USA CorpのCEOを務めているシュテファン・シモン（Stefan Simon）氏のみである。

取締役が英国の健全性監督機構によって「上級管理職（SMF）」保有者として特定された場合、原則として英国の規制における特定の繰延規定が適用される。ファブリツィオ・カンペリ（Fabrizio Campelli）氏は、英国地域の監督というその責任範囲により、変動報酬の目的においてSMF保有者として特定された。この地域を監督する責任のために費やされた時間に対応する変動報酬の割合が、英国の規制における繰延規定の対象となることについて、PRAと合意した。そのため、同氏の2024年度短期報奨（STI）に係る変動報酬の10%が英国の規制に沿って繰り延べられた。具体的には、STIの4%が現金で付与され、6%は、

制限付株式報奨（REA）で付与されたうえで付与日から３年目、４年目、５年目、６年目および７年目に５つの均等なトランシェで権利が確定する。権利確定後、各トランシェにはさらに１年間の保有期間が適用される。

2024年７月25日の会議において、監査役会は、2024年の株主総会の時点で保有期間内であった、株式に基づく繰延報酬報奨を有する取締役に対し、１株当たり0.45ユーロの株主配当相当額を付与することを決定した。この株主配当相当額の支払いは、株主配当と同額を支払うものであり、株式に基づく報酬プログラムに基づく付与となることもある。配当相当報奨の付与額は、ドイツ銀行株式１株当たりの配当金に、保有要件の対象であるドイツ銀行株式ユニット数（固定されたユーロ額）を乗じて算出され、基礎となる報奨と同じ規定（停止、失効またはクロールバックを含むが、これらに限定されない。）の対象となる。

監査役会は、５年の繰延期間の終了後（権利確定日）に取締役に対して繰延報酬要素が既に経済的に帰属していることを踏まえて、配当相当額を付与することを決定した。取締役は、権利確定日から株式に基づく報酬の経済的利益の受益者となる。ただし、権利が確定した株式に基づく報酬には、金融機関に適用される欧州銀行監督局（EBA）のガイドライン（健全な報酬方針に関するEBAのガイドライン）に従い、１年の追加保有期間が適用される。当行は、既に権利が確定している株式を取締役に譲渡することができるが、当該株式は引き続き停止および失効に関する規定の対象であるため、追加保有期間の終了までは譲渡を待つ決定を下した。この決定は取締役を経済的な不利益をもたらすため、株式報酬制度の規定および取締役の役務契約では、ドイツ銀行株式の保有期間中にその配当金が支払われた場合は１株当たり配当に相当する額を支払う可能性があるとして定めている。この慣行は、すべての規制要件および市場慣行に沿ったものである。上記のEBAガイドラインに基づき、上記の配当相当額は、完全に権利確定済みで、経済的利益も取締役に帰属済みの株式を参照して決定されるため、変動報酬とはみなされていない。そのため、その付与について株主総会で承認を得る必要はない。

事業年度における報酬制度の適用

基本給および変動報酬の目標額ならびに最大額

	2024年度			2023年度
	基本給	短期報奨	長期報奨	報酬総額
単位：ユーロ				(注2)
報酬総額				(注3)
チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(注1)				
目標値	3,800,000	2,400,000	3,600,000	9,800,000
最大値				12,000,000
9,850,000				
プレジデント、CFOおよびアセット・マネジメントの責任者				
目標値	3,200,000	2,040,000	3,060,000	8,300,000
最大値				10,850,000
9,850,000				
コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンクの責任者				
目標値	3,400,000	2,160,000	3,240,000	8,800,000
最大値				11,500,000
9,850,000				
プライベート・バンクの責任者(注1)				
目標値	3,200,000	2,080,000	3,120,000	8,400,000
最大値				11,000,000
9,850,000				
チーフ・テクノロジー・データ・イノベーション・オフィサー				
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000
最大値				8,550,000
8,550,000				
アジア/太平洋、中東およびアフリカ、ならびにドイツの担当CEO				
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000
最大値				8,550,000
8,550,000				
チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼アンチ・フィナンシャルクライム・オフィサー(注1)				
目標値	1,750,000	490,000	735,000	2,975,000
最大値				3,500,000
-				
チーフ・オペレーティング・オフィサー				
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000
最大値				8,550,000
8,550,000				
米州チーフ・エグゼクティブ・オフィサー兼チーフ・リーガル・オフィサー				
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000
最大値				8,550,000
8,550,000				
チーフ・リスク・オフィサー				
目標値	2,400,000	1,640,000	2,460,000	6,500,000
最大値				8,550,000
8,550,000				

(注1) 報酬の決定の詳細については、本報告書の「概要」の項を参照のこと。

(注2) ドイツ株式会社法第87a条第1項第2文第1号に基づく上限。

(注3) 基本給と変動報酬の合計最高額について監査役会が設定した上限に相当する上限。

2024年度短期報奨(STI)

監査役会は年初に、各取締役について、短期の個人目標および業務部門別の目標を設定する。各目標の重み付け、および評価のための定量的または定性的に測定可能なパフォーマンス基準も設定される。目標は、パフォーマンスと報酬の適切な整合性が確保され、「成果主義」の原則が考慮されるような、挑戦的、野心的、かつ十分に具体的なものとなるように選択される。各定量的目標については、監査役会が、そのパフォーマンス水準に下限値、目標値および上限値を設けている。実績が下限値に達しなかった場合、目標達成水準は0%となる。

各定性的目標と行動目標については、監査役会が、総合的な評価につながる個別の測定基準を定義している。

当行の中核的な重点目標の一つである、「規制当局からの指摘事項の是正および管理体制の改善」という目標については、各取締役が個々の職責と整合した目標として指示を受けており、その達成水準は、担当業務において関連事項への対応をどの程度優先し、必要なリソースをどの程度確保したかに応じて測定されている。これについては、定量的に測定可能な成果も考慮されており、例えば、規制当局からの指摘事項が前年度と比べてどの程度減少されたかを示す割合等がある。

2024年度において、取締役全員にとって非常に（したがって普遍的に）重要なもう一つの目標は、ドイツ銀行の目的、ビジョン、戦略、文化および主張を融合させる「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入であった。この中核目標に含まれる各サブ目標の個々の達成水準は、各取締役が、目に見える形で測定可能な、目標達成に向けた取組みをどの程度行い（ワークショップ、タウンホール・ミーティング、ミーティング等の回数）、向上心を核とする新たな企業文化のロールモデルとしての役割をどの程度積極的に果たしたかを測定基準として判定される。加えて、各取締役が担当する部門の従業員を対象に定期的実施する調査の結果も、新たな文化である「This is Deutsche Bank」が一定期間の取組みを経てどのような成果を残し、どの程度受け入れられたかを示すものであるため、目標達成水準の重要な指標としている。

以下の概要は、監査役会で決議された、各取締役の目標および達成水準を示したものである。

取締役	重み付け	短期報奨	達成水準
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	25.0%	グループの調整後費用	103.30%
	25.0%	グループの収益	
	15.0%	グループ戦略のさらなる発展および実行	
	15.0%	規制上の是正および管理体制の強化の推進	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	25.0%	グループの調整後費用	98.30%
	25.0%	グループの収益	
	15.0%	特に資本関連のトピックとエクイティ・ストーリー / アンカー投資家に焦点を当てた、グループ全体の戦略のさらなる発展を支える主要な施策の推進、DWSの戦略的優先事項の支援	
	15.0%	規制上の是正および変革の推進	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	25.0%	コーポレート・バンク (CB) / インベストメント・バンク (IB) の収益	108.70%
	10.0%	グループの調整後費用	
	15.0%	部門の調整後費用	
	15.0%	CB/IBの戦略実行と顧客リーダーシップの達成、グループ全体の戦略のさらなる発展を支える主要な施策の推進	
	15.0%	管理体制の一層の改善と、その有効性の規制当局に対する実証	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	25.0%	プライベート・バンクの収益	98.90%
	10.0%	グループの調整後費用 (プライベート・バンクACB)	
	15.0%	部門の調整後費用	
	15.0%	プライベート・バンクの戦略実行、業務モデルおよび顧客リーダーシップの達成	
	15.0%	規制上の是正の実行 (特にプライベート・バンク (ドイツ) の顧客に残っている事項の是正の推進)	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	

取締役	重み付け	短期報奨	達成水準
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	10.0%	グループの調整後費用	90.80%
	10.0%	部門の調整後費用	
	20.0%	日常業務におけるドイツ銀行システムの安全な運用を確保しながら中／長期的に必要なコストの効率化を推進するための、TDIの業務モデルと、業務部門とIT部門の間で共有されているグループ全体の各機能との連携	
	20.0%	ドイツ銀行のテクノロジーおよびイノベーション戦略の実行	
	20.0%	ドイツ銀行に適用される（特にデータや支払いに関する）規制要件の遵守	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	20.0%	ドイツ、EMEAおよびAPACの収益	93.80%
	20.0%	グループの調整後費用	
	20.0%	ドイツ、EMEAおよびAPACにおける地域戦略の発展および実行	
	20.0%	規制上の是正の実行（特にプライベート・バンク（ドイツ）の顧客に関して残っている事項の是正の推進）	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (2024年7月1日就任)	10.0%	グループの調整後費用	96.50%
	10.0%	部門の調整後費用	
	30.0%	規制上の是正の実行	
	30.0%	リスク軽減、規制要件の遵守および効率化の実現のための、コンプライアンスおよび金融犯罪対策の業務モデルのさらなる発展	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	15.0%	グループの調整後費用	98.00%
	15.0%	部門の調整後費用	
	15.0%	新たなターゲット業務モデルの確立	
	20.0%	人事および調達における卓越したパフォーマンスの達成	
	20.0%	是正および管理体制の強化の推進	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)	20.0%	グループの調整後費用	60.80%
	20.0%	規制上の是正の実行および訴訟ポートフォリオの削減	
	20.0%	米州における地位の拡大	
	20.0%	CAOの業務モデルのさらなる発展およびガバナンスの複雑性さの軽減	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	
オリヴィエ・ヴィニロン (Olivier Vigneron)	10.0%	グループの調整後費用	77.90%
	10.0%	部門の調整後費用	
	20.0%	マクロ循環的な下振れリスクへの対策、収益安定化を優先したリスク・プロファイルの能動的管理	
	20.0%	中核的なリスク管理組織およびフレームワークの強化	
	20.0%	規制上の是正の実行	
	20.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	

CEOおよびCF0の短期報奨に関する成果報酬の概要

取締役	達成水準	短期報奨	成果報酬の概要
定量的目標	79.0%	グループの調整後費用	直接調整後費用のKPIは、ドイツ銀行グループの営業費用の推移に焦点を当てた指標であり、当行が2025年度以降も持続可能なパフォーマンスを達成するうえで不可欠である。「調整後費用」は、外部報告基準に沿って、訴訟費用、解雇および再編費用、ならびに減損費用を除いた費用である。
			2024年度における直接調整後費用ベースは204億ユーロであり、これは目標達成水準79%に相当した。
クリスティアン・ゼーヴィン グ (Christian Sewing) / ジェームス・フォン・モルト ケ (James von Moltke)	100.0%	グループの収益	評価および期間差異 (V&T) による影響控除後の収益のKPIは、ビジネスの勢いおよび持続可能な事業成長の促進に資する指標である。これは、当行グループの貸借対照表項目に伴うリスクのヘッジに用いられるデリバティブから生じるV&Tによる影響控除後の収益を測定するものである。これらは会計処理に影響を及ぼすもので、評価損は、基礎となる金融商品が満期に近づくにつれて時間の経過とともに解消されると予想される。
			2024年度における評価および期間差異による影響控除後の収益は295億ユーロであり、これは目標達成水準100%に相当した。

取締役	達成水準	短期報奨	成果報酬の概要
定性的目標 クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	120.0%	グループ戦略のさらなる発展および実行	- 困難な環境の中、当行グループは、クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) 氏のリーダーシップの下で組織変革アジェンダを実行した。 - 各事業は明らかにその勢いを増し、その成果は、301億ユーロの収益の達成、規律あるコスト管理および資本効率の向上に見ることができる。 - 「グローバル・ハウスバンク」として提供するサービスのさらなる拡充および持続可能な増収の基礎となる、2025年度以降の明確な戦略的道筋が策定された。 - クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) 氏による重点的な取組みにより、主要なステークホルダー（特に規制当局、投資家および政策立案者）との関係がより一層強化された。
	70.0%	規制上の是正および管理体制の強化の推進	- 当期において、規制上の是正および管理体制の強化が重点目標に掲げられた。これを達成するため、クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) 氏は、規制上の是正を最優先するよう全取締役 に明確に指示し、自身も規制当局とのやり取りや規制上の重要トピックへの対応に精力的に取り組んだ。 - 是正への取組みを加速させるため、組織および人員の調整も実施した。 - さらに、このアプローチには、一時的な対応から戦略的な解決策に移行することで、長年にわたる規制上の課題を2024年度に解決するという強いコミットメントが含まれていた。この包括的な取組みは、規制事項に対する卓越した対応および持続可能なコンプライアンス・フレームワークの構築に向けた努力を強調するものである。 - 2024年度には前向きな進展が見られたが、全体的な成果は監査役会の期待を下回るものであった。是正措置には、依然として、重点的に実施され、より効果的に通常業務に組み込まなければならない。
	150.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	- クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) 氏は、目的、ビジョン、戦略、文化および主張を融合させた「This is Deutsche Bank」フレームワークの世界展開を明確に具体化し、導入を首尾よく推進した。 - 取締役会および上級管理職と強力に連携して執行委員会やアンバサダー・イベントの場で「This is Deutsche Bank」の重要性を示し、管理職にロールモデルの役割を担うよう促した。 - 展開におけるリーダーシップは、従業員との広範なやり取り（アンバサダー・イベント、部門横断的な全スタッフとの電話会議 / 「Ask me anything」セッション、部門別執行委員会議、タウンホール・ミーティング、「This is Deutsche Bank」に関するグローバルのミーティング、部門横断的なリーダーシップイニシアチブ等）を通じてさらに示された。 - どの階層でも人と文化が継続的に重視されるような体制の礎を築き、ドイツ銀行のすべての業務が顧客を中心に実施されるような、目的志向の組織への進化を推進した。

取締役	達成水準	短期報奨	成果報酬の概要
定性的目標	115.0%	特に資本関連のトピックとエクイティ・ストーリー/アンカー投資家に焦点を当てた、グループ全体の戦略のさらなる発展を支える主要な施策の推進、DWSの戦略的優先事項の支援	- ジェームス・フォン・モルトケ（James von Moltke）氏は、主要な取組みを首尾よく推進した。これには、累計220億ユーロの資本最適化措置を実施し、当行が2025年度の資本配分を首尾よく実施できる体制を整えるという資本関連のトピックに特に焦点を当て、当行グループの戦略的發展を支援したことが含まれる。 - ドイツ銀行のエクイティ・ストーリーを継続的に改良し、長期投資家にとって魅力的な情報の提供により当行株式の取得を促すことができるような投資家とのやり取りを重視した。 - 長年に渡る準備作業を経て、株主に付加価値をもたらすフレームワークを首尾よく導入し、戦略的計画作成、リソース配分および財務成績を今後改善できる可能性を高めた。 - 株主に付加価値をもたらすフレームワークの活用に関する、当行全体レベルでの対話の質を高めるための報告ツールを作成し、そのためのプロセスを確立した。 - DWSのいくつかの戦略的目標について評価および助言することにより、DWSにおける2024年度の戦略的優先事項を支援した。これには、財務目標の達成（特に税引前利益（PBT）の計画を超える達成）、指摘事項（米国の規制上の優先事項を含む。）の是正および解決への取組みの強化、新任会長のオンボーディング、DWS監査役会との対話強化の促進が含まれる。
	75.0%	規制上の是正および変革の推進	- 欧州中央銀行のリスク・ガバナンス要件、流動性問題への対応および規制上の自己資本に対する逆風の軽減に関連する重要な指摘事項の解決を含め、主要な規制上のマイルストーンを達成した。 - 未対応の指摘事項を大幅に減少させた。特に、重大な（F4）指摘事項および対応期限が経過した指摘事項を著しく減少させた。 - 管理体制を強化しコスト効率を高めるためのプロセス・リエンジニアリングに焦点を当てた財務変革イニシアチブにより、大幅な改善を実現した。これには、サービス・プロセスの細部にまで焦点を当てた詳細な分析、革新的ツールの試験的導入、大規模な技術プロジェクト（SAP4/Hanaの導入やクラウド移行等）への寄与が含まれる。 - 2024年度に大幅な進展があり、規制当局からも好意的な反応があったものの、監査役会はこの取締役のパフォーマンス評価において、いくつかの是正トピックは長期対応が必要な性質であることも考慮に入れた。
	125.0%	「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入の主導	- 「This is Deutsche Bank」フレームワークの導入への継続的な取組みを通じて、文化的リーダーシップを発揮した。 - 向上心を核とする文化に沿った行動をファイナンス部門全体に浸透させるためのエンゲージメント・プログラムを推進し、ファイナンス責任者に対しても、向上心を核とする文化に沿った行動に沿った取組みやエンゲージメント・プログラムに積極的に関与するよう促した。 - DB従業員に、#MyOneThingアプリやCFOシャーク・タンク（Shark Tank）イニシアチブ等の革新的な取組みを通じた改善への関与を促し、改善のために実行可能なアイデアの実行を支援した。

短期報奨に係る目標の全体的な達成水準

2024年度については、監査役会が、短期報奨に関して設定されている個々の目標の達成水準を踏まえ、各取締役の目標の全体的な達成水準を下記のように決定した。

短期報奨に係る目標の全体的な達成水準

取締役	目標額 (単位：ユーロ)	達成水準	STI総額 (単位：ユーロ)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	2,370,000	103.30%	2,448,210
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	2,040,000	98.30%	2,005,320
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	2,160,000	108.70%	2,347,920
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	2,080,000	98.90%	2,057,120
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	1,640,000	90.80%	1,489,120
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen)	1,640,000	93.80%	1,538,320
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (注1)	245,000	96.50%	236,425
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	1,640,000	98.00%	1,607,200
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)	1,640,000	60.80%	997,120
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron)	1,640,000	77.90%	1,277,560

(注1) 2024年7月1日就任。

60.8% ~ 108.7% 2024年度における各取締役の短期報奨に係る目標の達成水準の範囲

取締役	2025年度におけるSTI の現金支払額 (単位：ユーロ)	2025年度における STIの株式に基づく 金融商品の付与額 (単位：ユーロ)	株式に基づく 金融商品の数(注1)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)(注2)	1,200,642	1,200,642	59,999
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	1,002,660	1,002,660	50,105
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)(注3)	1,150,481	1,056,564	52,799
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	1,028,560	1,028,560	51,400
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	744,560	744,560	37,208
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	769,160	769,160	38,437
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)(注4)	118,213	118,213	5,907
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	803,600	803,600	40,158
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)	498,560	498,560	24,914
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron)	638,780	638,780	31,921

(注1) 株式に基づく金融商品の数の計算は、2025年2月の最終10取引日における、Xetraでのドイツ銀行株式の平均終値(20.011ユーロ)に基づいている。

(注2) STIのうち46,926ユーロ(2,345ユニット)は、規制要件を満たすため、制限付株式報奨の形で付与された。

(注3) STIのうち140,875ユーロ(7,040ユニット)は、英国の規制要件を満たすため、制限付株式報奨の形で付与された。詳細については「繰延期間および保有期間」の項を参照のこと。

(注4) 2024年7月1日就任。

2024年度から2026年度の長期報奨(LTI)

変動報酬を決定する際には、当行の戦略と結び付いた長期目標の達成が重視される。長期報奨(LTI)については、監査役会が取締役の包括的な長期目標を定める。各目標の達成水準は、3年にわたり評価される。

2024年度の期首に、LTIは当初、目標現金額として各取締役に割り当てられた。LTIに係る3年の評価期間について、遡及的アプローチから将来予測的アプローチに変更されたため、株式報酬は従来の報酬制度と比べて2年遅く付与されることになる。取締役会の報酬をドイツ銀行の株価の推移(ひいては株主利益)と一致させるため、監査役会は、新しい報酬制度に既に織り込まれているオプションを利用して、パフォーマンス評価期間の初年度経過後に、LTIに係る目標ユーロ額を仮想株式持分に転換した(この段階では、報酬の付与に相当しない)。3年のパフォーマンス評価期間の終了後は、LTIについて定められた目標達成水準に応じて仮想株式ユニット数が増減する。

このアプローチは、評価期間中の当行のパフォーマンスと株価にも連動するため、長期変動報酬の持続可能性の側面をさらに強化する。この転換は、2025年2月の最終10取引日における平均株価(20.011ユーロ)に基づいている。評価期間の終了時に付与される仮想株式数は、パフォーマンス評価の結果に応じて異なり、当初割り当てられた数の0%から150%の範囲で変動する。権利確定期間および保有期間の終了後、仮想株式の20%が毎年処分可能になるが、引き続きクロウバック条項の対象となる。



株式に基づく金融商品（仮想株式）

取締役	LTIの目標割当額 (単位：ユーロ)	転換前の平均株価 (単位：ユーロ) (注2)	株式に基づく金融商品 の数
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	3,555,000		177,652
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	3,060,000		152,916
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	3,240,000		161,911
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	3,120,000		155,914
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	2,460,000		122,932
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	2,460,000	20.011	122,932
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (注1)	367,500		18,365
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	2,460,000		122,932
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)	2,460,000		122,932
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron)	2,460,000		122,932

(注1) 2024年7月1日就任。

(注2) 2025年2月の最終10取引日における、Xetraでのドイツ銀行株式の平均終値。

2024年度に開始した長期報奨（LTI）制度（2024年度～2026年度のLTI制度）で定義され公表されている長期目標は、以下に詳述するように、当行グループの財務目標、相対的総株主利益率および環境・社会・ガバナンス（ESG）目標に重点を置いている。これらの目標は、ドイツ銀行の全体的な財務上の成功とパフォーマンスを評価するための主要な測定指標であり、ドイツ銀行の事業目標および戦略を反映し、かつ株主利益とも連動している明確なパフォーマンス指標として機能する。これらの目標は、株主にとっての価値を最大化し、事業の長期的成長と安定を支える方法で行動するインセンティブを創出する。

当行グループの財務目標

- 有形株主資本利益率（RoTE）は、平均有形株主資本に占めるドイツ銀行の株主に帰属する利益（または損失）の割合を測定するもので、株主資本の効率的な活用を促すものである。有形株主資本は、のれんおよびその他無形資産を株主資本から控除して算出される。
- 1株当たり純資産（TBVPS）の増加は、純利益の観点だけでなく、同等に資本配分に関連する株主資本の変動も考慮することでRoTE目標を補完する。TBVPSは、のれんおよびその他無形資産を控除後の株主資本を、期末現在の発行済基本株式数で除して算出する。これは、当行株式の1株当たり純資産の増加率（％）を測定するものである。

相対的総株主利益率（RTSR）は、株価上昇と生み出された配当金の形で、創出された株主価値を示す指標である。ドイツ銀行は、投資家にとって魅力的な投資先となることを目指しているため、他の金融機関を凌ぐパフォーマンスの実現を奨励している。さらに、RTSR目標には、取締役会の利益と株主の利益をより整合させる働きもある。

環境・社会・ガバナンス（ESG）目標

ドイツ銀行は、環境に優しく、社会的に包摂的で、優れたガバナンスを確立している企業となるための献身的な取り組みや、顧客によるグリーン・トランスフォーメーションの支援に尽力している。ドイツ銀行では、アドバイザー・サービスや関連商品だけでなく、労働環境と文化もこのコミットメントの上に成り立っている。ドイツ銀行の方針および手続きは、当行が事業を展開するすべての市場の法規制に準拠しており、これにはドイツの第2次ジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG）も含まれる。

2024年度～2026年度のLTI制度について、監査役会は下記のESG関連目標を重視している。

- 環境：気候変動リスク管理の推進に関する目標は、主要産業の二酸化炭素削減目標の達成への道筋が定められた際に公表された、所定の炭素集約型セクターの二酸化炭素排出量削減目標と連動している。この数値は、公表された道筋に照らして、（リスク選好に応じて）許容される逸脱を加味して実績測定するものである。
- 社会：第2次ジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz、FüPoG）に従いジェンダー多様性を高めるという目標は、取締役会の1つ下のレベル（MB-1）と2つ下のレベル（MB-2）の職位に女性の登用を促し、取締役会の後継者パイプライン内での差別を排除し、雇用機会均等を促進することに重点を置いている。
- ガバナンス：コーポレート・ガバナンス目標は、統制リスク管理グレード（CRMG）と、マネーロンダリング防止／顧客確認プロセスの改善活動の進捗状況で構成されている。CRMGは、個々の部門における進展に基づいて管理体制を測定するもので、これには、重要な検出事項および対応期限が経過した検出事項に関する進展だけでなく、自己評価によるリスク受容等の文化的な問題に関する進展も含まれる。全体として、この目標は、ドイツ銀行が経済犯罪と闘い、マネーロンダリング行為を防ぐとともに、規制要件の遵守を確保し、健全な企業文化を育むことがいかに重要であるかを強調している。

これらの目標の達成水準は、評価期間が終了する2026年度に次のように評価される。

長期報奨 KPI ^(*)	重み付け	下限値 (0%)	目標値 (100%)	上限値 (150%)
グループ財務	25%			
RoTE	15%	9%未満 9%＝達成度 33%	11%	12%
TBVPs	10%	6.5%以下	8.5%	9.5%
RTSR	15%			
RTSR	15%	中央値未満 中央値＝達成度 50%	70%分位値	90%分位値
ESG	20%			
環境－ 気候変動リスク管理を推進	8%	50%以下 炭素集約型産業の削減目標の事前定義されたデータポイントのうち、 基準値に達している割合。	70%	85%
社会－ ジェンダー多様性	4%	30%以下	32.5%	35%
ガバナンス－ 統制リスク管理グレードと、マネー ロンダリング防止／顧客確認プロセ スの改善活動	8%	1.5 以下 0%	3 100%	5 150%

（*）下限値と目標値間および目標値と上限値間の計算は、線形で行われる。

長期報奨（LTI）制度の概要



2024年度におけるバックテストならびにマルスおよびクロージャックの適用

監査役会は、各支払期日の前に適宜、取締役の変動報酬項目の全額または一部の失効（マルス）または返済要求（クロージャック）の可能性を定期的に見直している。2024年度において、報奨の失効またはクロージャックはなかった。

取締役が保有している発行済株式報奨

以下の表は、2024年2月9日および2025年2月7日現在において現取締役が保有している発行済株式報奨の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報奨の数を示している。

取締役	2024年2月9日				2025年2月7日	
	現在の残高	付与数	交付数	失効数	現在の残高	
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	1,121,379	214,469	-	-	1,335,848	
ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	894,440	187,779	52,134	-	1,030,086	
ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)	557,589	194,514	29,705	-	722,397	
クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	465,211	184,267	176,900	-	472,579	
ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	458,204	156,324	3,037	-	611,491	
アレクサンダー・フォン・ツァ・ ミュレン (Alexander von zur Mühlen)	431,888	156,324	32,784	-	555,428	
ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (注1)	-	-	-	-	16,436	
レベッカ・ショート (Rebecca Short)	310,690	156,324	14,273	-	452,741	
シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)	418,338	156,324 (注2)	86,280 (注3)	-	488,383 (注4)	
オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron)	206,890	156,114	28,957	-	334,048	

(注1) 2024年7月1日就任。

(注2) 制度に基づき、当初付与された制限付株式156,324株は付与日に課税され、税引後の残高は83,423株となった。詳細は、「繰延期間および保有期間」の項を参照のこと。

(注3) 制度に基づく税額を補填するために付与された株式報奨72,901ユニットが含まれる（注2参照）。

(注4) 制度に基づく株式報奨83,423ユニット（税引後）が含まれる（注2参照）。

取締役に応用される株式保有ガイドラインに従い、取締役には、４年以内にドイツ銀行株式の保有数を増やす義務がある。株式保有ガイドラインの要件を満たすため、CEOには年間基本給総額の200％に相当する株式を保有する義務があり、他の取締役は年間基本給総額の100％に相当する株式を保有する必要がある。当該株式は、任期中保有し続けなければならない。基本給が上がると、それに応じて保有すべき株式数も増える。この株式保有義務の履行状況は６ヶ月ごとに見直される。目標達成水準と株価の推移によっては、株式の追加購入義務が生じ、義務を超えている場合には保有分を売却できる。

すべての取締役は、2024年度の株式保有要件を満たしているか、保有数を増やしている段階にある。

以下の表は、2024年２月９日および2025年２月７日現在において、現取締役が保有しているドイツ銀行株式総数ならびに株式に基づく報奨および株式保有義務の充足度を示している。

取締役	2025年２月７日現在							
	2024年 ２月９日現 在のドイツ 銀行株式数 (単位： ユニット)	ドイツ銀行 株式数 (単位： ユニット)	制限付株式 報奨/ 発行済株式数 (追加の保有 期間で繰延) (単位： ユニット)	うち、株式保 有義務の対象 となる制限付 株式報奨/ 発行済株式 数の75％ (追加の保有 期間で繰延) (単位： ユニット)	株式保有義務 の対象となる ドイツ銀行株 式および制限 付株式報奨/ 発行済株式数 (単位： ユニット)	株式保有 義務を 履行しな ければ ならない 有/無 (注１)	必要な株式 保有義務の 水準 (単位： ユニット) (注２)	充足率 (単位： ％)
クリスティ アン・ゼー ヴィング (Christian Sewing)	222,171	222,171	1,335,848	1,001,886	1,224,057	有	408,778	299%
ジェーム ス・フォ ン・モルト ケ (James von Moltke)	74,753	102,272	1,030,086	772,564	874,836	有	172,117	508%
ファブリ ツィオ・カ ンペリ (Fabrizio Campelli)	185,509	201,291	722,397	541,798	743,089	有	182,874	406%
クラウディ オ・デ・サ ンクティス (Claudio de Sanctis)	105,665	262,244	472,579	354,434	616,678	無	172,117	358%
ベルント・ ロイケル (Bernd Leukert)	10,007	12,667	611,491	458,618	471,285	有	129,088	365%
アレクサン ダー・フォ ン・ツァ・ ミューレン (Alexander von zur Mühlen)	447,485	476,944	555,428	416,571	893,515	有	129,088	692%

ローラ・パ ドヴァーニ (Laura Padovani) (注 3)	0	0	16,436	12,327	12,327	無	94,127	13%
レベッカ・ ショート (Rebecca Short)	69,168	73,637	452,741	339,556	413,193	無	129,088	320%
シュテファ ン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)	0	0	488,383	366,287	366,287	有	129,088	284%
オリヴィ エ・ヴィ ニユロン (Olivier Vigneron)	21,841	37,139	334,048	250,536	287,675	無	129,088	223%
合計	1,136,599	1,388,365	6,019,437	4,514,577	5,902,942		1,675,453	

(注 1) 株式保有義務は、取締役初任時より 4 年以内に満たす必要があり、該当株式は、任期中保有し続けなければならない。

(注 2) 株式保有義務の対象となるドイツ銀行株式および株式報奨 / 発行済株式総額の算定は、18.592ユーロ (Xetraにおける2025年 2 月 7 日の終値) の株価に基づいている。

(注 3) 2024年 7 月 1 日就任。

通常の契約終了時の給付

以下の表は、2024年度および2023年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2024年度に在任中の各取締役の2024年12月31日および2023年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、取締役会での在任期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違によるものである。

取締役 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用 (IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値 (IFRS) (年度末)	
	2024年度	2023年度	2024年 度	2023年 度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
クリスティ アン・ゼー ヴィング (Christian Sewing)	728,000	747,500	0	0	8,752,000	8,024,000	574,078	564,889	7,132,345	6,457,344
ジェームス・ フォン・モ ルトケ (James von Moltke)	715,000	812,500	0	0	6,519,500	5,846,750	577,371	667,237	5,561,609	4,948,283
ファブリツィ オ・カンペ リ (Fabrizio Campelli)	773,500	786,500	0	0	4,741,754	3,968,254	542,981	525,920	3,486,558	2,909,388
クラウディ オ・デ・サ ンクティス (Claudio de Sanctis)	760,500	386,750	0	0	1,147,250	386,750	542,293	272,499	823,356	278,217

ベルント・ロ イケル (Bernd Leukert)	689,000	702,000	0	0	4,125,334	3,436,334	596,463	573,019	3,742,460	3,077,074
アレクサン ダー・フォ ン・ツァ・ ミューレン (Alexander von zur Mühlen) (注 1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ローラ・パド ヴァーニ (Laura Padovani) (注1)(注 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
レベッカ・ ショート (Rebecca Short)	786,500	806,000	0	0	2,966,168	2,179,668	522,769	519,350	1,983,351	1,448,786
シュテファ ン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon) (注 1)	0	473,959	0	0	3,483,460	3,483,460	0	373,627	2,944,486	2,896,341
オリヴィエ・ ヴィニョロ ン (Olivier Vigneron)	747,500	760,500	0	0	2,152,584	1,405,084	548,749	543,072	1,633,309	1,053,069

(注1) 取締役は「付与された報酬および未払報酬(支給額の表)」の項に示される年金手当を受け取る。
(注2) 2024年7月1日就任。

報酬制度からの逸脱

2024年度において、報酬制度からの逸脱はなかった。

2024年度における取締役報酬

現取締役

2024年度報酬総額

監査役会は、各取締役の報酬を以下のとおり決定した。上述の新たな報酬制度の導入により、2024年度は2023年度と比較して大幅な構造変更が生じた。新たな制度に基づく最初の長期奨励（LTI）プランは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間を対象に設定された。3年間のパフォーマンス期間終了後、監査役会は事前に定義された重要評価指標（KPI）に基づき達成水準を決定する。過去3年間を対象とする後向き評価から、将来の3年間のパフォーマンス期間を対象とする前向き評価への移行に伴い、新制度導入後の最初の2年間（2024年度および2025年度）は移行期間（以下「移行フェーズ」という。）と位置付けられる。最初の長期奨励プラン（LTIプラン2024年度 - 2026年度）は、2027年初頭に初めて付与される。「移行フェーズ」においては、LTIは計算および比較目的のために目標額で表示される。過年度の数値との比較可能性向上のため、以下の表には試算上の報酬総額の列が追加されており、基本給、実際のSTIおよびLTIの目標額の合計を示している。

このアプローチは、以下の表に反映されている。

	2024年度			2023年度	
	基本給（注1）	実際の 短期奨励	長期奨励の 目標額（注 2）	試算上の 報酬総額	報酬総額
単位：ユーロ					
クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing）	3,750,000	2,448,210	3,555,000	9,753,210	8,745,497
ジェームス・フォン・モルトケ （James von Moltke）	3,200,000	2,005,320	3,060,000	8,265,320	7,605,057
ファブリツィオ・カンペリ （Fabrizio Campelli）	3,400,000	2,347,920	3,240,000	8,987,920	7,996,596
クラウディオ・デ・サンクトイス （Claudio de Sanctis）（注3）	3,200,000	2,057,120	3,120,000	8,377,120	3,712,322
ベルント・ロイケル （Bernd Leukert）	2,400,000	1,489,120	2,460,000	6,349,120	6,012,121
アレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン （Alexander von zur Mühlen）	2,400,000	1,538,320	2,460,000	6,398,320	6,090,841
ローラ・パドヴァーニ （Laura Padovani）（注4）	875,000	236,425	367,500	1,478,925	–
レベッカ・ショート （Rebecca Short）	2,400,000	1,607,200	2,460,000	6,467,200	6,115,108
シュテファン・シモン （Professor Dr. Stefan Simon）	2,400,000	997,120	2,460,000	5,857,120	6,080,591
オリヴィエ・ヴィニユロン （Olivier Vigneron）	2,400,000	1,277,560	2,460,000	6,137,560	5,952,363
合計	26,425,000	16,004,315	25,642,500	68,071,815	58,310,496

（注1）「基本給」の列には、監査役会が設定した目標額が、比較のためユーロ建てで表示されている。実際の支給額は、取締役会メンバーのアレクサンダー・フォン・ツァ・ミューレン氏およびシュテファン・シモン氏については為替変動のため、ベルント・ロイケル氏については委任契約による報酬額と相殺されているため、この目標額とは異なる。支給額は「付与された報酬および未払いの報酬（支給額の表）」の項を参照のこと。

（注2）LTIプラン2024年度 - 2026年度の最終的な達成水準は、3年間のパフォーマンス期間終了後の2027年に決定される。

（注3）2023年7月1日就任。

（注4）2024年7月1日就任。

付与された報酬および未払報酬（支給額の表）

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2024年度取締役に対して、2024年度および2023年度中に支払われた報酬および未払いとなっている報酬を示したものである。これには、報告期間中に各取締役に実際に支払われたか、もしくは支給された（「支払われた」）報酬項目、または報告期間中に既に法的な支払期限が到来していたが支給されていない（「未払い」）報酬項目が含まれる。

そのため、この表には、基本給および付加給付を除き、過年度に適用された、従来の報酬制度に基づく短期報奨の付与による繰延現金報酬（制限付奨励報奨（RIA））が表示されている。それに対して、新しい報酬制度に基づく変動報酬は次年度まで表示されない。つまり、2024年度のパフォーマンスに基づく短期報奨の現金支払いは2025年度に行われ、2025年度における支給額として検討され開示されることになる。



付与された報酬および未払報酬 - 取締役別

	クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)				ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)			
	2024年度		2023年度		2024年度		2023年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：								
基本給	3,750（注1）	77%	3,600	72%	3,200	68%	3,150	77%
年金手当	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	113	2%	255	5%	107	2%	72	2%
固定報酬合計	3,863	79%	3,855	77%	3,307	70%	3,222	79%
変動報酬項目：								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨	0	0%	232	5%	0	0%	169	4%
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	43	1%	43	1%	43	1%	43	1%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	304	6%	304	6%	213	4%	213	5%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	0	0%	577	12%	0	0%	419	10%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	667	14%	0	0%	522	11%	0	0%
このうち株式報奨：								
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
変動報酬合計	1,013	21%	1,155	23%	1,433	30%	843	21%
報酬総額	4,876	100%	5,010	100%	4,740	100%	4,065	100%

（注1）報酬の決定の詳細については、本報告書の「概要」の項を参照のこと。

	ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)				クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis) (注1)			
	2024年度		2023年度		2024年度		2023年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：								
基本給	3,400	82%	3,250	83%	3,200 (注2)	99%	1,500	99%
年金手当	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	6	0%	33	1%	20	1%	9	1%
固定報酬合計	3,406	82%	3,283	84%	3,220	100%	1,509	100%
変動報酬項目：								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	7	0%	7	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	213	5%	213	5%	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	0	0%	406	10%	0	0%	0	0%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	502	12%	0	0%	0	0%	0	0%
このうち株式報奨：	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
変動報酬合計	722	17%	626	16%	0	0%	0	0%
報酬総額	4,129	100%	3,909	100%	3,220	100%	1,509	100%

(注1) 2023年7月1日就任。

(注2) 報酬の決定の詳細については、本報告書の「概要」の項を参照のこと。

	ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)				アレクサンダー・フォン・ ツァ・ミューレン (Alexander von zur Mühlen)			
	2024年度		2023年度		2024年度		2023年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：								
基本給	2,391 (注 1)	78%	2,397 (注 1)	80%	2,576 (注 2)	62%	2,559 (注 2)	68%
年金手当	0	0%	0	0%	650	16%	650	17%
付加給付	9	0%	6	0%	136	3%	88	2%
固定報酬合計	2,400	78%	2,403	80%	3,362	81%	3,297	88%
変動報酬項目：								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	188	6%	188	6%	74	2%	74	2%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	0	0%	399	13%	0	0%	395	10%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	477	16%	0	0%	473	11%	0	0%
このうち株式報奨：	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	219 (注3)	5%	0	0%
変動報酬合計	666	22%	587	20%	766	19%	470	12%
報酬総額	3,065	100%	2,990	100%	4,128	100%	3,767	100%

(注1) 表示されている固定報酬には、マンドートからの報酬が含まれている。
(注2) 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。
(注3) 変動付加給付は、住宅手当を表す。

	ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani) (2024年 7 月 1 日就任)				レベッカ・ショート (Rebecca Short)			
	2024年度		2023年度		2024年度		2023年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：								
基本給	875	79%	-	-	2,400	81%	2,400	90%
年金手当	225	20%	-	-	0	0%	0	0%
付加給付	12	1%	-	-	56	2%	33	1%
固定報酬合計	1,112	100%	-	-	2,456	83%	2,433	91%
変動報酬項目：								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨	0	0%	-	-	0	0%	0	0%
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	0	0%	-	-	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	0	0%	-	-	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	0	0%	-	-	0	0%	241	9%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	0	0%	-	-	491	17%	0	0%
このうち株式報奨：	0	0%	-	-	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	-	-	0	0%	0	0%
変動報酬合計	0	0%	-	-	491	17%	241	9%
報酬総額	1,112	100%	-	-	2,946	100%	2,674	100%

	シュテファン・シモン (Professor Dr. Stefan Simon)				オリヴィエ・ヴィニユロン (Olivier Vigneron)			
	2024年度		2023年度		2024年度		2023年度	
	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %	単位： 千ユーロ	単位： %
固定報酬項目：								
基本給	2,468 (注1)	59%	2,429 (注1)	73%	2,400	90%	2,400	99%
年金手当	650	16%	271	8%	0	0%	0	0%
付加給付	117	3%	55	2%	13	0%	33	1%
固定報酬合計	3,235	78%	2,755	83%	2,413	90%	2,433	100%
変動報酬項目：								
繰延変動報酬								
このうち制限付奨励報奨：								
2018年度に対する2019年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2019年度に対する2020年度の 制限付奨励報奨	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2020年度に対する2021年度の 制限付奨励報奨	78	2%	78	2%	0	0%	0	0%
2021年度に対する2022年度の 制限付奨励報奨	0	0%	396	12%	0	0%	0	0%
2022年度に対する2023年度の 制限付奨励報奨	475	11%	0	0%	266	10%	0	0%
このうち株式報奨：	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	363 (注2)	9%	91	3%	0	0%	0	0%
変動報酬合計	916	22%	564	17%	266	10%	0	0%
報酬総額	4,151	100%	3,319	100%	2,679	100%	2,433	100%

(注1) 固定報酬は現地通貨で付与されるため、為替レート変動の影響を受ける。

(注2) 変動付加給付は、住宅手当を表す。

監査役会は、報告年度に承認された過年度の繰延報酬部分について、それぞれのパフォーマンス条件が満たされていることを確認した。

元取締役

付与された報酬および未払報酬（支給額の表）

以下の表は、ドイツ株式会社法第162条第1項第1文に従い、2024年度に元取締役に支払われた報酬および未払報酬を示したものである。これには、報告期間中に元取締役に実際に支給された（「支払われた」）報酬項目、または報告期間中に既に法的な支払期限が到来していたが支給されていない（「未払い」）報酬項目が含まれる。ドイツ株式会社法第162条第5項に従い、2014年度末より前に取締役の役務を終了した元取締役の個人データは提供されていない。複数年にわたる繰延報酬部分は任務の終了時に早期に支払われることはない。

	クリスティアナ・							
	カール・フォン・ローア		ライリー		スチュアート・ルイス		フランク・クンケ	
	(Karl von Rohr)		(Christiana Riley)		(Stuart Lewis)		(Frank Kuhne)	
	2023年10月31日退任		2023年 5 月17日退任		2022年 5 月19日退任		2021年 4 月30日退任	
	2024年度		2024年度		2024年度		2024年度	
	単位：		単位：		単位：		単位：	
	千ユーロ	単位：％	千ユーロ	単位：％	千ユーロ	単位：％	千ユーロ	単位：％
競争避止手当	1,625	67%	0	0%	0	0%	0	0%
繰延変動報酬								
制限付奨励報酬	800	33%	0	0%	388	100%	200	100%
株式報酬	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	2	100%	0	0%	0	0%
年金給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
報酬総額	2,425	100%	2	100%	388	100%	200	100%

	フランク・							
	ヴェルナー・		シルヴィー・		ガース・リッチー		シュトラウス	
	シュタインミュラー		マテラ		(Garth Ritchie)		(Frank Strauß) (注	
	(Werner Steinmüller)		(Sylvie Matherat)		2019年 7 月31日退任		1)	
	2020年 7 月31日退任		2019年 7 月31日退任		2019年 7 月31日退任		2019年 7 月31日退任	
	2024年度		2024年度		2024年度		2024年度	
	単位：		単位：		単位：		単位：	
	千ユーロ	単位：％	千ユーロ	単位：％	千ユーロ	単位：％	千ユーロ	単位：％
繰延変動報酬								
制限付奨励報酬	134	100%	2,333 (注2)	100%	1,790 (注2)	100%	2,668 (注2)	100%
株式報酬	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
付加給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
年金給付	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
報酬総額	134	100%	2,333	100%	1,790	100%	2,668	100%

(注1) フランク・シュトラウス (Frank Strauß) 氏は2024年度中に死去したため、2025年度以降の報酬報告書の「付与された報酬および未払報酬 (支給額の表)」の表には開示されない。

(注2) 解雇給付に基づく支給額を含む。

	ニコラ・モロー				ジョン・クライアン	
	(Nicolas Moreau)				(John Cryan)	
	2018年12月31日退任				2018年 4 月 8 日退任	
	2024年度				2024年度	
	DB AG	DWS Management GmbH	全体			
	単位：	単位：	単位：		単位：	
	千ユーロ	千ユーロ	千ユーロ	単位：％	千ユーロ	単位：％
繰延変動報酬						
制限付奨励報酬	404	2,190 (注1)	2,594	95%	0	0%
株式報酬	0	142 (注2)	142	5%	4,382 (注1)	100%
付加給付	0	0	0	0%	0	0%
年金給付	0	0	0	0%	0	0%
報酬総額	404	2,332	2,736	100%	4,382	100%

(注1) 解雇給付に基づく支給額を含む。

(注2) 表示された株式報酬は、DWS Management GmbHにより付与された株式に基づく金融商品である。これらの金融商品の詳細はDWSの年次報告書に記載されている。

2025年度の見通し

目標報酬総額と最高報酬額

2025年度の目標報酬総額は、現在の目標報酬総額または2024年度に調整された目標報酬総額と基本的に同じである。

各取締役の報酬の上限は2024年度と同じである。これは、変動報酬に係る目標の最高達成水準が150%に制限されていることを意味する。ドイツ株式会社法（AktG）第87a条第1項第2文第1号に基づき、当年度における各取締役の報酬総額の上限は一律12百万ユーロ（最高報酬額）で変更はない。

2025年度の目標構造および目標値

2024年度に導入された報酬制度はうまく機能し、適切な成果をあげている。そのため、2025年度の目標構造は引き続き、2024年の株主総会で承認された報酬制度をベースとしている。

短期報奨（STI）

2025年度の短期報奨の額は、2024年度と基本的に同じで、引き続き目標変動報酬総額の40%となり、短期および中期の個人目標と部門別目標の個人達成水準に基づいて決定される。

2025年度の短期報奨（STI）に係る具体的な個別目標は、2025年度の報酬報告書において適時的に開示される。

長期報奨（LTI）

長期報奨（LTI）は、引き続き目標変動報酬総額の60%となり、当行の戦略と結び付いた集成的な長期目標で構成されている。

2025年度から2027年度までの3年のパフォーマンス期間に係る長期報奨制度は、前回の期間と同じ4つの報酬項目で構成されており、4つの報酬項目から成る2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間も依然として進行中である。「有形株主資本利益率（RoTE）」項目、「1株当たり有形純資産（TBVPS）の増加」項目および「相対的総株主利益率（RTSR）」項目に係る重み付けに変更はない。今後、RoTE指標は、収益性、自己資本充実度およびリスク管理も織り込んだバランスのとれたアプローチを確保するため、普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率と併用される。パフォーマンス期間の終了時のCET 1資本比率がリスク選好ステートメントに定められているCET 1の基準値を下回っている場合、この指標はゼロと評価される。これは、STIのRoTE目標にも適用される。

「ESG」項目も、特に環境と社会の目標に関しては基本的に変更がない。ドイツ銀行の方針および手続きは、当行が事業を展開するすべての市場の法規制に準拠しており、これにはドイツの第2次ジェンダークオータ法（Zweites Führungspositionen-Gesetz, FüPoG）も含まれる。

ガバナンス目標については評価基準が修正され、内部評価だけでなく、ドイツ銀行による規制上の対応の進展や改善に関する外部のステークホルダーの評価も反映され、より相対的な測定基準となった。これまで考慮していた統制リスク管理グレード（CRMG）に加え、以下の2つの追加的側面も考慮される。

欧州中央銀行（ECB）は、毎年、監督レビューおよび評価プロセス（SREP）を実施し、その直接監督下にあるすべての金融機関のビジネス・モデル、内部ガバナンス、資本リスクおよび流動性リスクを評価している。評価結果は、米国の中央銀行である連邦準備制度理事会による年次評価の結果とともに、規制上の格付および規制執行に関する目標全体に反映される。

さらに、規制要件が満たされていない場合に規制当局が銀行に対して課す強制措置の内容も考慮される。この強制措置は、罰金、業務の制限、または不備を是正するための拘束力のある措置等、様々な形がある。未対応の強制措置を解決することは、LTIのガバナンス目標の3つ目の評価基準である。

2025年度から2027年度までのLTI制度に係る目標は、以下のとおりである。

長期報奨 KPI	定義	重み付け	下限値 (0%)	目標値 (100%)	上限値 (150%)
グループ財務		25%	計算手法：別途記載のない限り、線形計算 ＝達成度 0% ー達成度 100% ー達成度 150%		
RoTE	2027 年度末までの有価株主資本利益率	15%	10%未満 10%＝ 達成度 33%	12%	13%
TBVPS	1 株当たり純資産－2025 年度～2027 年度の平均年間成長率（外国為替の影響を除く。）	10%	6.5%以下	8.5%	9.5%
RTSR		15%			
RTSR	2027 年度末までのドイツ銀行と同業他社の ランキング比較	15%	中央値未満 中央値＝ 達成度 50%	70%分位値	90%分位値
ESG		20%			
環境	気候リスク管理を牽引－公表済みのネットゼロへの道筋に沿って開示された炭素集約型産業の削減目標に連動する合意済み KPI に照らして取締役の達成度を測定。達成度は「2025 年度～2027 年度の平均値」として算定。	8%	50%以下	70%	85%
			炭素集約型産業の削減目標の事前定義されたデータポイントのうち、基準値に達している割合		
社会	2027 年度末までのジェンダー多様性 (MB-1、MB-2)	4%	30%以下	32.5%	35%
ガバナンス	規制上の格付および強制措置	8%	0%	100%	150%

監査役の報酬

監査役の報酬は、定款第14条に定められており、直近では2023年5月17日の株主総会の決議で修正された。

監査役は、年間固定報酬（「監査役報酬」）を受け取る。各監査役の年間基本報酬額は300,000ユーロ、監査役会会長は950,000ユーロ、副会長は475,000ユーロである。

監査役会委員会の委員長には、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

委員会委員長

単位：ユーロ

監査委員会	150,000
リスク委員会	150,000
テクノロジー、データおよびイノベーション委員会	150,000
会長統括委員会	100,000
指名委員会	100,000
報酬管理委員会	100,000
規制監視委員会	100,000
戦略およびサステナビリティ委員会	100,000
仲裁委員会	0

監査役が複数の委員会の委員長を務める場合、報酬は最高額の委員会に対してのみ支払われる。監査役会会長は、委員会委員長としての追加報酬は受け取っていない。委員会の委員も追加報酬は受け取らない。

決定された報酬は、遅くとも明細提出後2ヶ月以内に、原則として翌年の年初3ヶ月以内に、それぞれの監査役に支払われる。年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げるか切下げて、按分により支払われる。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに伴い付加価値税（VAT）が生じる場合はこれを含む。）を払い戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能による代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能に基づき必要とされるセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

監査役は、当行が当行の利益において加入する、適切な金額の金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。監査役について控除額を設定する必要はない。

2023年5月17日に発効した監査役の報酬制度に基づき、監査役会はメンバーである監査役に対し、年間報酬総額の10%以上をドイツ銀行AGの株式に投資して当該株式を任期中保有するよう、自発的に努力することを推奨している。定款に従来盛り込まれていた、株式に基づく監査役報酬に関する規定は失効した。

監査役会は、自発的な投資に関して個人的な決定を行う際に、今後は労働組合への拠出金支払義務が考慮されることに同意している。監査役であって、上記の自発的コミットメントを行う日の時点で、現在の任期中に受給する監査役報酬の10%以上に相当する数のドイツ銀行株式を既に保有している者は、さらに株式を取得する必要はない。

株主より選出された監査役と上級管理職より選出された監査役はいずれも、現任中に受給する監査役報酬の10%以上に相当する数のドイツ銀行株式を取得するという自発的コミットメントを示しているか、または、自発的コミットメントを示した時点で既に当該数のドイツ銀行株式を保有していた。

個々の監査役による株式保有高は、コーポレート・ガバナンス・ステートメント／報告書に開示される。

監査役会報酬の新たな規定に関連して、株主総会は、2023年5月17日から施行される以下の移行規定を採択した。

- 個々の事案における監査役報酬の額が、過去に支給された監査役報酬（定款の従前の規定に基づき算定された2023年度の報酬）を超えない場合、現在の任期が2023年5月17日より前に始まった監査役は、定款第14条第1項および第2項に従って、過去に支給された監査役報酬と新たに規定された監査役報酬との差額を現金で受け取る。監査役に再選された場合、2023年5月17日に採択された定款の規定が適用される。
- 現在の任期が2023年5月17日より前に始まった監査役は、直前の1月のフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）における最終10取引日の平均終値に基づいて、現在の任期中に累積的に獲得した仮想株式を2024年2月に受け取る。

2024年度および2023年度の監査役の報酬

監査役会の各メンバーは、2024年度および2023年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。以下の表は、ドイツ株式会社法（AktG）第162条第（1）項第1文に従い、2024年度および2023年度に監査役会メンバーに支払われた報酬および未払いの報酬を示している。いずれの場合も、計算は月単位で切上げ／切捨てされている。

監査役会メンバー	2024年度報酬額				
	基本報酬		委員会委員長の報酬		合計
	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ	単位：%	単位：ユーロ
アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts)	950,000	100%	0	0%	950,000
フランク・シュルツ (Frank Schulze)	475,000	100%	0	0%	475,000
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	475,000	83%	100,000	17%	575,000
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt)	300,000	100%	0	0%	300,000
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
ヤン・ドゥシェック (Jan Duscheck)	300,000	100%	0	0%	300,000
マンジャ・エイファート (Manja Eifert)	300,000	100%	0	0%	300,000
クラウディア・フィーバー (Claudia Fieber)	300,000	100%	0	0%	300,000
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	300,000	100%	0	0%	300,000
フロリアン・ハゲンミラー (Florian Haggenmiller) (注1)	275,000	100%	0	0%	275,000
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	300,000	100%	0	0%	300,000
ビルギット・ローメン (Birgit Laumen) (注2)	0	0%	0	0%	0
ゲルリンデ M. シーベルト (Gerlinde M. Siebert)	300,000	100%	0	0%	300,000
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad)	300,000	100%	0	0%	300,000
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski)	300,000	100%	0	0%	300,000
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	300,000	75%	100,000	25%	400,000
ユルゲン・テーゲル (Jürgen Tögel)	300,000	100%	0	0%	300,000
ミシェル・トロニー (Michele Trogni)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (注3)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
テオドル・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)	300,000	100%	0	0%	300,000
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	300,000	67%	150,000	33%	450,000
合計	6,975,000	90%	800,000	10%	7,775,000

(注1) 2024年1月16日就任。

(注2) 2024年1月12日退任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく現金支払を含む委員会の報酬。

監査役会におけるすべての従業員代表（ヤン・ドゥシェック氏、フロリアン・ハゲンミラー氏（2024年1月16日就任）、ビルギット・ローメン氏（2024年1月12日退任）およびステファン・ツカルスキー氏を除く。）は、ドイツ銀行グループにより雇用されている、または雇用されていた。2024年度において、当行は当該メンバーに対し、監査役の報酬に加えて（給与、退職金および年金支給の形で）総額1.27百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーにはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが(すなわち、監査役としての職務に基づくものではない。)、当行は、監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2024年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役会メンバーに対する年金、退職金または類似の給付として、0.12百万ユーロを確保した。

監査役会メンバー	2023年度報酬額				
	単位：ユーロ	基本報酬 単位：％	委員会の報酬および／または 委員会委員長の報酬		合計 単位：ユーロ
			単位：ユーロ	単位：％	
アレキサンダー・ワイナント (Alexander Wynaendts)	637,500	69%	291,667	31%	929,167
デトレフ・ポラシェック (Dettlef Polaschek) (注1)	62,500	33%	125,000	67%	187,500
フランク・シュルツ (Frank Schulze) (注2)	277,083	100%	0	0%	277,083
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	339,583	60%	225,000	40%	564,583
ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バルテ ンスタイン (Ludwig Blomeyer- Bartenstein) (注1)	41,667	33%	83,333	67%	125,000
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt) (注2)	175,000	100%	0	0%	175,000
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	216,667	50%	212,500	50%	429,167
ヤン・ドウシェック (Jan Duscheck)	216,667	72%	83,333	28%	300,000
マンジャ・エイファート (Manja Eifert)	216,667	84%	41,667	16%	258,334
クラウドディア・フィーバー (Claudia Fieber) (注2)	175,000	100%	0	0%	175,000
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	216,667	84%	41,667	16%	258,334
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	216,667	78%	62,500	22%	279,167
マルティーナ・クレ (Martina Klee) (注1)	41,667	50%	41,667	50%	83,334
ビルギット・ローメン (Birgit Laumen) (注2)	175,000	100%	0	0%	175,000
ガブリエル・プラッチャー (Gabriele Platscher) (注1)	41,667	33%	83,333	67%	125,000
ベルント・ローゼ (Bernd Rose) (注1)	41,667	29%	104,167	71%	145,834
ゲルリンデ・M.シーベルト (Gerlinde M. Siebert) (注2)	175,000	100%	0	0%	175,000
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad)	216,667	84%	41,667	16%	258,334
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski) (注2)	175,000	100%	0	0%	175,000
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	216,667	68%	100,000	32%	316,667
ユルゲン・テーゲル (Jürgen Tögel) (注2)	175,000	100%	0	0%	175,000
ミシェル・トロニ (Michele Trogni)	216,667	48%	233,333	52%	450,000
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (注3)	216,667	48%	233,333	52%	450,000
シュテファン・フィアテル (Stefan Viertel) (注1)	41,667	29%	104,167	71%	145,834

テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)	216,667	84%	41,667	16%	258,334
フランク・ウェルニッケ (Frank Werneke) (注1)	41,667	33%	83,333	67%	125,000
フランク・ヴィッター (Frank Witter)	216,667	56%	170,833	44%	387,500
合計	5,000,005	68%	2,404,167	32%	7,404,172

(注1) 2023年5月17日監査役退任。

(注2) 2023年5月17日監査役就任。

(注3) 定款第14条第(3)項第1文に基づく移行に関する規定。

以下の表は、第14条(3)第2項に基づき、上記により払い込まれた仮想株式ユニットを示している。

監査役	仮想株式ユニットの支払い	
	2023年5月17日までの 任期中に発生する 仮想株式ユニット	2024年2月に 支払われた金額 単位：ユーロ(注 1)
アレキサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts)	10,287.340	123,534
デトレフ・ポラシェック (Detlef Polaschek)	54,246.220	651,410
ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バルテンスタイン (Ludwig Blomeyer-Bartenstein)	36,164.150	434,274
メイリー・クラーク (Mayree Clark)	48,753.550	585,452
ヤン・デュシェック (Jan Duschek)	31,622.390	379,734
マンジャ・エイファート (Manja Eifert)	2,420.550	29,067
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel)	13,123.540	157,593
ティモ・ハイダー (Timo Heider)	32,243.510	387,193
マルティーナ・クレー (Martina Klee)	19,567.670	234,976
ガブリエル・プラッチャー (Gabriele Platscher)	36,164.150	434,274
ベルント・ローゼ (Bernd Rose)	34,436.160	413,523
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad)	2,074.760	24,915
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain)	24,109.430	289,516
ミシェル・トロニー (Michele Trogni)	43,315.860	520,154
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel)	36,257.850	435,399
シュテファン・フィアテル (Stefan Viertel)	11,855.880	142,370
テオドール・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer)	11,488.660	137,960
フランク・ヴィッター (Frank Werneke)	6,403.560	76,897
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann)	49,368.980	592,842

フランク・ヴィッター (Frank Witter)	9,272,180	111,344
合計	513,176,390	6,162,427

(注1) 2024年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所(Xetraまたは後継システム)の平均終値12.008ユーロに基づく。

新たな規定が2023年5月17日に発効するまで、監査役報酬については以下の規定が適用されていた。

監査役は、年間固定報酬(「監査役報酬」)を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長には、以下のとおり追加の年間固定報酬が支払われる。

委員会 単位：ユーロ	2023年5月17日以前	
	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
指名委員会	100,000	50,000
仲裁委員会	0	0
規制監視委員会	200,000	100,000
会長統括委員会	100,000	50,000
報酬管理委員会	100,000	50,000
戦略およびサステナビリティ委員会	100,000	50,000
テクノロジー、データおよびイノベーション委員会	200,000	100,000

決定された報酬の75%は、翌年の年初3ヶ月以内に明細を提出した後で各監査役に支給される。同時に残りの25%は、当行により直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所(Xetraまたは後継システム)の平均終値の(小数第3位まで計算)に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所(Xetraまたは後継システム)の平均終値に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする(失効規定)。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げるか切下げて、按分により支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用(報酬および費用の払戻しに係る付加価値税(VAT)を含む。)を払い戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能による代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能に基づき必要とされるセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

監査役は、当行が当行の利益において加入する、適切な金額の金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

報酬および利益の推移の比較表示

以下の表は、当行および当行グループの年度ごとの利益および報酬の推移ならびにフルタイム換算の従業員の平均報酬の比較を示したものである。ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第2号に従って提供される情報は、5年の報告期間に達するまで、1事業年度の過年度からの変動を含むよう継続的に拡大される。2025年度からは、過去5年間の年次の変動を示すことになる。

現取締役および元取締役の報酬に関する情報は、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第1号に基づき、報酬報告書における支払われた報酬または未払報酬に関する個別の計算書を反映している。当行の利益の推移に関する表示は、法的要件に従い、独立した上場会社、すなわち、ドイツ銀行AGの利益の推移を反映している。したがって、ドイツ銀行AGの純利益（純損失）を用いて、ドイツ株式会社法第162条第1項第2文第2号が意味する利益を表示する。取締役報酬は、グループの数値に基づいて測定されるため、比較目的のため、当行グループの利益数値を追加的に表示している。これらのグループの利益数値は、当期純利益（当期純損失）、費用収益比率および有形株主資本利益率（RoTE）である。比較の対象となる従業員グループについては、ドイツ銀行グループのグローバルな従業員を鑑み、ドイツ銀行グループに関連するデータを使用した。比較の対象となる従業員グループは、ドイツ銀行グループの全世界の従業員で構成される。

	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度	2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 : %)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 : %)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 : %)	2021 年度 から 2020 年度 の変動 (単位 : %)
1. 当行の利益推移									
ドイツ銀行AGの純利益（純損失）（単位：百万ユーロ）	2,883	4,999	5,506	1,919	-1,769	-42	-9	187	N/M
ドイツ銀行グループの純利益（純損失）（単位：百万ユーロ）	3,366	4,772	5,525	2,365	495	-29	-14	134	N/M
ドイツ銀行グループの費用収益比率（単位：％）	76.3%	75.1%	74.9%	84.6%	88.3%	2	0	-11	-4
ドイツ銀行グループの有形株主資本利益率（RoTE）（単位：％）	4.7%	7.4%	9.4%	3.8%	0.2%	-36	-21	147	N/M
2. 従業員の報酬平均									
全世界のフルタイム換算	122,985	116,713	125,301	120,336	113,350	5	-7	4	6
3. 取締役報酬 （単位：千ユーロ）									
現取締役									
クリスティアン・ゼーヴィン グ （Christian Sewing） （2015年1月1日就任）	4,876	5,010	4,394	3,867	3,352	-3	14	14	15
ジェームス・フォン・モルト ケ （James von Moltke） （2017年7月1日就任）	4,740	4,065	3,783	4,009	3,635	17	7	-6	10
ファブリツィオ・カンペリ （Fabrizio Campelli） （2019年11月1日就任）	4,129	3,909	2,744	2,420	2,222	6	42	13	9
クラウディオ・デ・サンク ティス （Claudio de Sanctis） （2023年7月1日就任）	3,220	1,509	-	-	-	113	N/M	N/M	N/M
ベルント・ロイケル （Bernd Leukert） （2020年1月1日就任）	3,065	2,990	2,593	2,419	2,222	3	15	7	9
アレクサンダー・フォン・ ツァ・ミューレン （Alexander von zur Mühlen） （2020年8月1日就任）	4,133	3,767	3,412	3,157	1,282	10	10	8	146
ローラ・パドヴァーニ （Laura Padovani） （2024年7月1日就任）	1,112	-	-	-	-	N/M	N/M	N/M	N/M
レベッカ・ショート （Rebecca Short） （2021年5月1日就任）	2,946	2,674	2,436	1,606	-	10	10	52	N/M
シュテファン・シモン （Prof. Dr. Stefan Simon） （2020年8月1日就任）	4,118	3,319	2,488	2,446	1,007	24	33	2	143
オリヴィエ・ヴィニェロン （Olivier Vigneron） （2022年5月20日就任）	2,679	2,433	1,508	-	-	10	61	N/M	N/M

	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度	2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 ：％)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 ：％)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 ：％)	2021 年度 から 2020 年度 の変動 (単位 ：％)
当事業年度より前に退任した取締役									
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr) (2023年10月31日退任)	2,425 (注1)	3,727	3,444	3,235	2,930	-35	8	6	10
クリスティアナ・ライリー (Christiana Riley) (2023年5月17日退任)	2	2,673	3,653	3,079	3,034	-100	-27	19	1
スチュアート・ルイス (Stuart Lewis) (2023年5月19日退任)	388	1,363	2,648	3,079	2,912	-72	-49	-14	6
フランク・クンケ (Frank Kuhnke) (2021年4月30日退任)	200	348	1,626 (注1)	2,264 (注1)	2,207	-43	-79	-28	3
ヴェルナー・シュタインミュラー (Werner Steinmüller) (2020年7月31日退任)	134	283	283	3,117	2,436	-53	N/M	-91	28
シルヴィー・マテラ (Sylvie Matherat) (2019年7月31日退任)	2,335 (注1)	132	134	211	2,719 (注1)	N/M	-1	-36	-92
ガース・リッチー (Garth Ritchie) (2019年7月31日退任)	1,790 (注1)	268	268	2,071	4,185 (注1)	N/M	N/M	-87	-51
フランク・シュトラウス (Frank Strauß) (2019年7月31日退任)	2,668 (注1)	326	326	326	2,168 (注1)	N/M	N/M	N/M	-85
ニコラ・モロー (Nicolas Moreau) (2018年12月31日退任)	2,736 (注1)	286	317	299	1,826	N/M	-10	6	-84
マルクス・シェンク (Dr. Marcus Schenck) (2018年5月24日退任)	-	65	65	65	65	N/M	N/M	N/M	N/M
ジョン・クライアン (John Cryan) (2018年4月8日退任)	4,382 (注1)	3,312 (注1)	47	47	47	32	N/M	N/M	N/M
4. 監査役の報酬 (単位：千ユーロ)									
現監査役									
アレキサンダー・ワイナンツ (Alexander Wynaendts) (2022年5月19日就任)	950	929	496	-	-	2	87	N/M	N/M
フランク・シュルツ (Frank Schulze) (2023年5月17日就任)	475	277	-	-	-	71	N/M	N/M	N/M
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (2018年8月1日就任)	575	565	521	496	450	2	8	5	10

	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度	2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 ：％)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 ：％)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 ：％)	2021 年度 から 2020 年度 の変動 (単位 ：％)
スザンネ・ブライト (Susanne Bleidt) (2023年5月17日就任)	300	175	-	-	-	71	N/M	N/M	N/M
メイリー・クラーク (Mayree Clark) (2018年5月24日就任)	450	429	429	450	425	5	N/M	-5	6
ヤン・デュシェック (Jan Duscheck) (2016年8月2日就任)	300	300	300	271	250	N/M	N/M	11	8
マンジャ・エイファート (Manja Eifert) (2022年4月7日就任)	300	258	117	-	-	16	121	N/M	N/M
クラウディア・フィーバー (Claudia Fieber) (2023年5月17日就任)	300	175	-	-	-	71	N/M	N/M	N/M
ジグマー・ガブリエル (Sigmar Gabriel) (2020年3月11日就任)	300	258	200	200	167	16	29	N/M	20
フロリアン・ハゲンミラー (Florian Haggenmiller) (2024年1月16日就任)	275	-	-	-	-	N/M	N/M	N/M	N/M
ティモ・ハイダー (Timo Heider) (2013年5月23日就任)	300	279	308	292	250	8	-9	5	17
ゲルリンデ・シーベルト (Gerlinde Siebert) (2023年5月17日就任)	300	175	-	-	-	71	N/M	N/M	N/M
イングヴィ・スリングスタッド (Yngve Slyngstad) (2022年5月19日就任)	300	258	100	-	-	16	158	N/M	N/M
ステファン・ツカルスキー (Stephan Szukalski) (2020年12月31日退任、2023 年5月17日就任)	300	175	-	-	200	71	N/M	N/M	N/M
ジョン・アレクサンダー・セ イン (John Alexander Thain) (2018年5月24日就任)	400	317	200	200	200	26	59	N/M	N/M
ユルゲン・テゲル (Jürgen Tögel) (2023年5月17日就任)	300	175	-	-	-	71	N/M	N/M	N/M
ミシェル・トロニー (Michele Trogni) (2018年5月24日就任)	450	450	450	392	350	N/M	N/M	15	12
ダグマー・バルカルセル (Dr. Dagmar Valcárcel) (2019年8月1日就任)	450	450	450	450	425	N/M	N/M	N/M	6
テオドル・ヴァイマー (Dr. Theodor Weimer) (2020年5月20日就任)	300	258	200	200	108	16	29	N/M	85

						2024 年度 から 2023 年度 の変動 (単位 ：％)	2023 年度 から 2022 年度 の変動 (単位 ：％)	2022 年度 から 2021 年度 の変動 (単位 ：％)	2021 年度 から 2020 年度 の変動 (単位 ：％)
	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度				
フランク・ヴィッター (Frank Witter) (2021年5月27日就任)	450	388	300	142	-	16	29	111	N/M
元監査役									
ルードヴィヒ・ブロマイ ヤー・バルテンスタイン (Ludwig Blomeyer- Bartenstein) (2023年5月17日退任)	-	125	300	300	300	N/M	-58	N/M	N/M
デトレフ・ポラシェック (Detlef Polaschek) (2023年5月17日退任)	-	188	450	450	450	N/M	-58	N/M	N/M
マルティーナ・クレー (Martina Klee) (2023年5月17日退任)	-	83	200	171	150	N/M	-59	17	14
ビルギット・ローメン (Birgit Laumen) (2024年1月12日退任)	-	175	-	-	-	N/M	N/M	N/M	N/M
ガブリエル・ブラッチャー (Gabriele Platscher) (2023年5月17日退任)	-	125	300	300	300	N/M	-58	N/M	N/M
ベルント・ローゼ (Bernd Rose) (2023年5月17日退任)	-	146	350	321	275	N/M	-58	9	17
シュテファン・フィアテル (Stefan Viertel) (2023年5月17日退任)	-	146	321	242	-	N/M	-55	33	N/M
フランク・ウェルニッケ (Frank Werneke) (2023年5月17日退任)	-	125	300	8	-	N/M	-58	N/M	N/M
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) (2022年5月19日退任)	-	-	375	871	802	N/M	N/M	-57	9
ゲルハルト・エシエルベック (Dr. Gerhard Eschelbeck) (2022年5月19日退任)	-	-	104	217	150	N/M	N/M	-52	45
ヘンリエッテ・マルク (Henriette Mark) (2022年3月31日退任)	-	-	63	250	250	N/M	N/M	-75	N/M
フランク・ビジルスケ (Frank Bsirske) (2021年10月27日退任)	-	-	-	250	300	N/M	N/M	N/M	-17
ゲルト・アレクサンダー・ シュルツ (Gerd Alexander Schütz) (2021年5月27日退任)	-	-	-	50	175	N/M	N/M	N/M	-71
キャサリン・ギャレット・ コックス (Katherine Garrett-Cox) (2020年5月20日退任)	-	-	-	-	100	N/M	N/M	N/M	N/M
(注1) 解雇給付を含む。									

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

私たちは、ドイツ株式会社法（以下「AktG」という。）第162条に準拠して作成された、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度におけるドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の添付の報酬報告書およびそれに関連する開示について監査を行った。「従業員の報酬」の項の開示内容については、AktG第162条の範囲を超えるため監査を実施していない。

業務執行取締役と監査役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの業務執行取締役および監査役会は、AktG第162条の要求事項に準拠して本報酬報告書および関連する開示を作成する責任を負っている。また、業務執行取締役および監査役会は、不正（虚偽の財務報告や資産の横領等）または誤謬による重要な虚偽表示のない報酬報告書および関連する開示を作成するうえで必要と判断する内部統制に責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、本報酬報告書および関連する開示について意見を表明することにある。私たちは、ドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、私たちが倫理上の要求事項を遵守し、不正または誤謬に関わらず、報酬報告書および関連する開示に重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得るための監査を計画および実行することを要求する。

監査においては、報酬報告書および関連する開示において報告される金額に関する監査証拠を入手する手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正または誤謬による報酬報告書および関連する開示の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択される。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、状況に応じて適切な監査手続を立案および実行するために、報酬報告書および関連する開示の作成に係る内部統制を検討するが、これは企業の内部統制の有効性について意見を表明するためのものではない。また、監査には、業務執行取締役および監査役会が採用した会計方針および会計上の見積りの合理性を評価するとともに、報酬報告書および関連する開示の全体的な表示を評価することも含まれている。

私たちは、私たちが入手した証拠が、意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

意見

私たちの監査の結果得られた情報に基づく意見では、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度における報酬報告書および関連する開示は、すべての重要な点において、AktG第162条の財務報告規定に準拠している。私たちは、報酬報告書の上記の開示内容のうち、AktG第162条の範囲を超えるものについては意見を表明しない。

その他の事項—報酬報告書の正式な監査

本監査報告書に記載されている報酬報告書の監査には、AktG第162条第3項で要求される報酬報告書の正式な監査および監査報告書の発行が含まれる。私たちの監査では、報酬報告書の内容に対し無限定適正意見を表明しているが、これには、報酬報告書の開示がすべての重要な点においてAktG第162条第1項および第2項に基づき行われていることに関する意見も含まれている。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2025年3月10日

イーワイ・ゲーエムペーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

レシュケン	マイ
経済監査士	経済監査士
[ドイツ公認会計監査人]	[ドイツ公認会計監査人]

従業員の報酬（無監査）

2024年度従業員報酬報告書の内容は、自己資本要求規則（CRR）第450条第1項(a)から(j)、および銀行の報酬制度監督要件に関する規制（Institutsvergütungsverordnung、InstVV）第16条に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

本報酬報告書はグループ全体の視点で作成されており、ドイツ銀行グループのすべての連結会社を対象としている。規制要件に従い、ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」に分類されているBHW Bausparkasse AGについて、2024年度に係る同様の報告書が作成されており、ドイツ銀行グループ内のその他子会社についても、各所在地の規制要件に従い当該報告書が作成されている。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬に関する規制要件を率先して適用するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループ・レベルで自己資本要求規則 / 指令（CRR/CRD）の対象となる。CRR/CRDは、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに置き換えられている。これらの規則は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に適用されている。ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」であるドイツ銀行は、ドイツ銀行法および委員会委任規則第2021/923号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（重要なリスク・テイクまたはMRT）を識別している。MRTの識別は、ドイツ銀行グループ・レベルと、EU内金融機関の機関レベルで実施している。

業界特有の規制を考慮に入れ、また、InstVVに従い、当行グループの一部の（特にDWSグループ内の）子会社には、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）、譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS）および投資サービス会社指令（IFD）等のセクター固有の報酬規則が適用され、これには国内法化されたものも含まれる。これらの子会社においてもMRTが識別されている。識別された従業員には、欧州証券市場監督機構（ESMA）および欧州銀行監督局（EBA）が公表した健全な報酬方針に関する該当するガイドラインに記載の報酬規定が適用される。

ドイツ銀行は、当行の顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした規制（国内法化された金融商品市場指令（MiFID）等）についても考慮している。したがって、これらの従業員が当行の顧客の利益を最大化すべく行動していることを確認することを目的として、「関係者」とみなされる従業員のための特定の規定が導入されている。

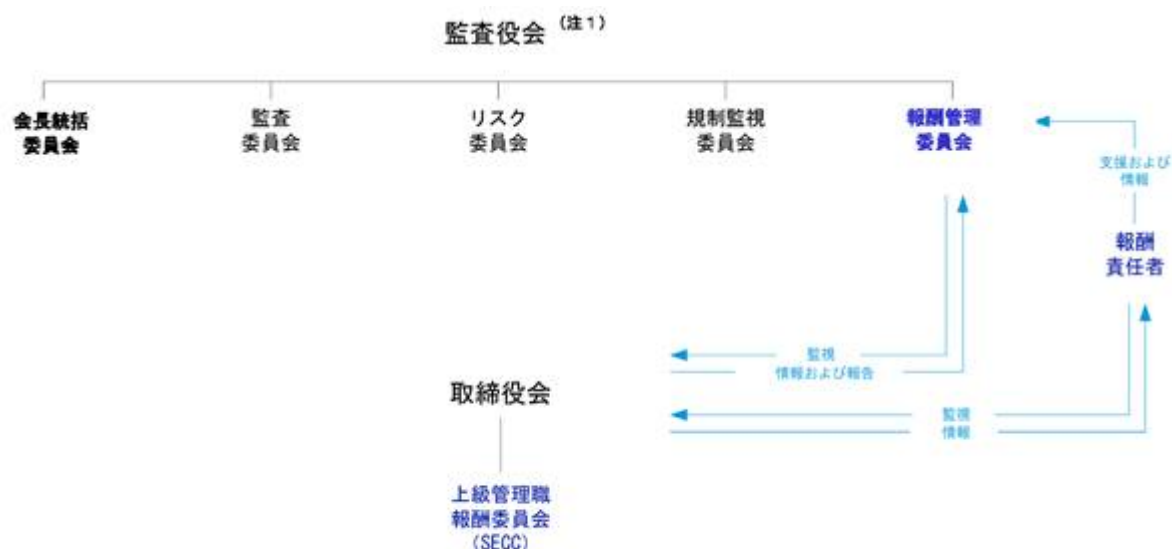
必要に応じて、ドイツ銀行には、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかである場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行グループの全体的なグループ報酬フレームワークに留めながら、現地の規制に遵守している。特に、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」に適用される報酬構造、および米国証券取引委員会の要件に従って会計上の修正再表示が行われた場合の役員の報酬の回収に関する要件が挙げられる。いかなる場合にも、InstVVの要件が最低基準として世界中で適用される。

報酬ガバナンス

ドイツ銀行が強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬管理委員会（CCC）報酬責任者や上級管理職報酬委員会（SECC）等の特定の委員会や機能によって支えられている。

当行グループの管理部門は、InstVVに従い、その職責を全うする形で、当行グループの報酬制度の設計および適用、MRTの識別ならびに変動報酬の総額の決定に関与している。これには、従業員の行動や事業関連リスクによる影響、パフォーマンス基準、報酬および退職金の付与ならびに事後リスク調整の評価が含まれる。

報酬ガバナンス構造



（注1）図中の委員会は監査役会を構成するすべての委員会を網羅していない。

報酬管理委員会（CCC）

監査役会は、ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度の構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCは取締役会とSECCが構築したドイツ銀行グループの従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、リスク、資本および流動性の状況、ならびに事業戦略およびリスク戦略と整合しているかを見直す。さらに、CCCは、監査役会による当行のMRTの識別プロセスの監視を支援する。

詳細は、開催された会議の構成および回数を含め、年次報告書の監査役会の報告書に記載されている。

報酬責任者

取締役会はCCCと共同で、ドイツ銀行AGおよび当行のドイツにおける「重要な金融機関」の監査役会が報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用、MRTの識別および報酬開示に継続的に関与する。報酬責任者は、すべての関連する監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供し、定期的にCCCを支援し、助言を行う。

上級管理職報酬委員会（SECC）

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは報酬および給付の戦略、方針、ならびに対応する指針となる原則を構築する。さらに、SECCは、当行グループおよび部門のパフォーマンスを報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素を使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理機能全体に配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理機能および管理部門に属しており、当行グループの事業部門に所属していない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2024年度は、SECCメンバーは人事担当のドイツ銀行AG取締役およびチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを共同委員長とし、コンプライアンス部門の責任者、人事部門の責任者ならびにパフォーマンスおよびリワード部門の責任者と、議決権保有メンバーである財務担当者およびリスク担当で構成されている。報酬責任者および財務部から参加するもう1名の代表者は、議決権のないメンバーとして参加している。SECCは通常、会合を毎月開催するが、報酬決定プロセス期間中はより高い頻度で開催する。2024パフォーマンス年度においては報酬プロセスに関連した会合が合計19回開かれた。

報酬および給付の戦略

ドイツ銀行は、当行自身の報酬フレームワークが、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行は、当行の目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。報酬および給付の戦略は、当行のグローバルで顧客中心の事業戦略およびリスク戦略を支援する、3つの中核的な柱（下記の原則、パフォーマンスおよびプロセス）に基づいて構築されており、当行の収益性、ソルベンシーおよび流動性ポジションの範囲内で機能する安全かつ健全な報酬慣行によって強化されている。

原則	パフォーマンス	プロセス
----	---------	------

- 当行の「グローバル・ハウスバンク」としての持続可能な成長戦略の実現を支援する。 - 顧客と株主の利益を一致させ、コストを効果的に管理する。 - 不適切なリスク・テイクを防止し、ESGリスクを含む様々なリスク種類を考慮する。 - 市場に適合した競争力のある枠組みとプロセスの導入により、優秀な人材を惹きつけ、定着させる。 - 強力なリスク文化と「声を上げる」文化の推進を含め、当行の文化に関する目標を支援する。	- 意欲にあふれ、熱心で献身的な従業員のための環境を作る。 - 持続可能なパフォーマンス文化を育むために、パフォーマンスと報酬結果を強く結び付ける。 - 当行の行動規範に定められている期待行動をより幅広く適用および推進し、要求される基準を満たしていない場合には適切な措置を講じる。	以下を目的として設計されたプロセス： - ジェンダーニュートラルなアプローチを育み、シンプルで透明性があり、公平性と公正性を確保する。 - 法的要件および規制要件への準拠を確保する。 - リスク管理対策を組み込むことにより、不適切なリスク・テイクを防止する。
--	--	--

グループ報酬フレームワーク

報酬フレームワークは通常、すべての地域および事業ラインにおいて全世界で適用可能であり、固定報酬（FP）と変動報酬（VC）の適切なバランスを重視している。なお、2つの報酬を合わせて、以下「総報酬（TC）」を形成している。この報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的パフォーマンスに対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。報酬フレームワークの基礎となる原則は、勤続年数、ジェンダーまたは民族等の違いに関係なく、全従業員に等しく適用され、「同じ仕事または同じ価値の仕事に対する報酬は同じにする」ことや、機会均等の必要性から成る主要原則により補完される。

CRDおよびその後採用されたドイツ銀行法の規定に従い、ドイツ銀行は固定報酬項目と変動報酬項目の比率を最大1：1にする必要があるが、2014年5月22日に株主の承認を得て、限られた一部の母集団については1：2に増加させた。年次株主総会出席者の株式資本の27.68%に相当する有効投票数に基づいた賛成率は95.27%であった。InstWにより定義された管理部門（リスク、コンプライアンスおよび金融犯罪対策、グループ監査、ならびにグループ報酬責任者および副責任者から構成される。）の場合、2：1の最大比率が適用される。特定の管理機能の従業員には、引き続き1：1の最大比率が適用される。

2024年度より、当行は、全従業員を個人別VCの対象とすること、従来のグループVC項目を全体のVCプールの決定に組み込むこと、および参照総報酬および特別報奨をとともに廃止することにより、報酬体系を修正し、簡素化した。FPとVCを適切なバランスに保つため、当行は、より標準化されたVC基準コンセプトを導入した。これは、部門、役割および勤続年数に基づいて、FPに対する平均予想VCの割合を表すものである。

固定報酬は、世界中の大半の従業員にとって重要かつ主要な報酬である。固定報酬は、透明かつ事前に決定された条件に基づく固定額の定期支払報酬である。固定報酬は、基本給の形で支給されるほか、該当する場合には、各地固有の固定報酬手当の形で支給される。固定給は、組織内における個々の役割および働きの価値、ならびに地域および部門に固有の特性を反映し、特定の地理的場所および職責水準の報酬水準に沿って、従業員が組織にもたらす要素（職務に必要な資格、技能および経験等）に報いるものである。

変動報酬は、裁量的な報酬要素であり、グループのパフォーマンス、ならびに部門のリスク調整後の財務成績および非財務成績、ならびに個々の貢献度が反映されている。変動報酬は、所属部門および当行グループ全体の成功に対する従業員の貢献を認識するものである。同時に、当行はVCにより、個々の貢献度に応じて報酬に差を付けること、報奨制度を通じて、行内文化および当行の戦略的目標の達成にプラスの影響を及ぼすような行動および行為を奨励すること、また、結果、行動および行為が基準に達していない者に対してはその結果をもとにVCを減らすことができる。

InstWでは、退職金は変動報酬とみなされる。当行の退職金に係るフレームワークは、InstWの各要件との完全合致を確実にするものである。

従業員給付は、規制上の観点からはFPとみなされる。これは、当該給付がパフォーマンスまたは裁量とは直接的に関係しないためである。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。年金費用は、世界各地で当行の給付ポートフォリオの主要素となっている。

総報酬（TC）は、所定の固定報酬と変動報酬で構成されており、各種給付により補完されている。

特定の報酬構造を持つ従業員グループ

当行の一部の領域では、規制の範囲内ではあるが上述のグループ報酬フレームワークとは一部異なる報酬構造が適用されている。

ポストバンク部門

通常、旧ポストバンクの幹部社員はドイツ銀行の報酬構造に従っているが、ポストバンク部門のその他の社員の報酬は、労働組合またはそれぞれの労働者評議会と合意された特定のフレームワークに基づいている。労働協約が存在しない場合、報酬は個別契約に従う。通常、ポストバンク部門の非幹部社員および協約従業員はVCを受け取るが、VCの構造と割合は会社ごとに異なる場合がある。

DWS

DWSの資産運用会社および従業員は、AIFMD、UCITSまたはIFDの適用対象であるが、限られた一部の従業員には、依然として、当行グループがInstVWに基づき満たすべき要件が適用される。DWSは、規制要件に従い、独自の報酬ガバナンス、報酬方針、報酬構造およびリスク・テイクの識別プロセスを構築している。こうした構造やプロセスは、必要に応じてInstVWと整合しているが、アセット・マネジメント事業に合うように調整されている。ESMA/EBAガイドラインに従い、DWSの報酬戦略は、固定報酬と変動報酬の適切な比率を確保するように設計されている。

通常、DWSはドイツ銀行グループのアプローチと同等の報酬規則を適用しているが、可能な場合はDWSグループに関連したパラメータを使用している。グループ報酬フレームワークとの顕著な相違点として、DWS株式およびファンド連動型金融商品と結び付けられた株式に基づく金融商品の使用が挙げられる。これは、従業員の報酬とDWSの株主および投資家の利益との連携の向上につながる。

労働協約適用対象従業員（協約従業員）

協約従業員は、労働組合と使用者団体の間で締結された労働協約（*Tarifvertrag für das private Bankgewerbe und die öffentlichen Banken*）の適用、または各労働組合と直接交渉された協約の適用を受ける。協約従業員の報酬は本報酬報告書の定量的開示に含まれている。

パフォーマンス連動型変動報酬の決定

当行は報酬に関する意思決定プロセスのガバナンスに注力している。緊密に事業および個人双方のパフォーマンスに結び付いた報酬決定のための規則に基づく強固な一連の原則が適用された。

VCの総額はいずれのパフォーマンス年度においても、当行の収益性、支払能力および流動性ポジションの評価（負担能力評価）、グループのパフォーマンス、ならびに当行の戦略的目標の達成を支える部門および管理機能のパフォーマンスから導き出される。

最初のステップで、ドイツ銀行は、当行の負担能力や他の制約（コスト制約等）を評価し、規制要件および内部要件に沿って当行が何を与えることが「できる」かを決定する。次のステップで、当行は部門のリスク調整後のパフォーマンス（すなわち、当行が当行の成功への貢献に対して適切な報酬を提供するために何を与える「べき」か）を評価する。当行グループのパフォーマンスに関連するVCプールに対する重み付けの割合は25%であり、これは、グループの一部の重要評価指標（KPI）に基づき決定される。このKPIには、普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率、費用収益比率（CIR）、税引後有形株主資本利益率（RoTE）、ESG（環境）- サステナブル・ファイナンス、ESG（投資）社会 - ジェンダー多様性およびガバナンス - 監査統制リスク管理グレード等の実績に基づいて決定される。

部門別のパフォーマンス評価の際、様々な事項が考慮される。パフォーマンスは、財務および（バランス・スコアカードに基づいた）非財務目標に照らして評価される。包括的なパフォーマンス評価を確実にし、公式のみを用いたアプローチでは評価し難い基準についても考慮するため、SECCが定性的レビューを追加実施する。定量的な計算により、評価対象VCプールに係る統合実績値が算出されると、SECCが、財務パフォーマンスと非財務パフォーマンスの双方に関する事前に定義された一連の定性的基準一式をレビューし、部門別パフォーマンス評価の増減割合（最大10パーセンテージ・ポイント）を決定する。フロント・オフィス部門の財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理機能については、財務パフォーマンス評価は主にコスト目標に基づいている。管理機能（特に管理部門）のVC配分は、ドイツ銀行全体および各部門の両方のパフォーマンスに応じて決定されるが、これらの部門が監督する部門のパフォーマンスによっては決定されない。

変動報酬指針原則は個々の従業員レベルで策定されており、管理職がVCを決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、報酬を決定する際に、VC配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、（ ）事業の成果（「何を」）、すなわち定量的および定性的な財務的、リスク調整済みおよび非財務的なパフォーマンス指標、ならびに（ ）行動（「どのように」）、すなわち管理部門または懲戒処分からの定性的インプットと

いった文化、行動および管理体制の検討等が含まれるが、これらに限定されるものではない。VC決定に関する推奨事項は、管理職が、個々のパフォーマンス評価要素／指標（「何を」および「どのように」）を適切な報酬額に変換する際に役立っている。通常、パフォーマンスは1年間で評価されるが、「重要な金融機関」の全取締役については、3年間のパフォーマンス期間が考慮される。

変動報酬構造

報酬構造は、当行の従業員および当行グループの長期パフォーマンスを促進および支援するメカニズムが働くように設計されている。VCの一部が前払いされる一方で、当該構造はVCの適切な一部を繰り延べることによって、グループの持続可能なパフォーマンスに連動させる必要がある。VCの両方の部分について、ドイツ銀行株式が金融商品として効果的な方法として使用され、報酬をドイツ銀行の持続可能なパフォーマンスおよび株主の利益と連動させている。

当行は引き続き、特定の従業員グループのVCの範囲および繰延額に係る規制要件および最低繰延期間を超えている。繰延率と期間は、従業員および事業部門のリスク区分に基づいて決定される。該当する場合、当行は、VCが50,000ユーロ以上に設定されている、またはVCがTCの3分の1を超えるMRTの変動報酬について、一部繰延を開始する。MRT以外の者についての繰延は、より高額なVC額から開始される。InstVVに規定されるとおり、MRTについては、平均して最低40%（上級経営陣については60%）の繰延率の適用対象となる。重要な事業部門（MBU）のMRTについては、当行は最低50%の繰延率を適用している。60%以上の繰延が必要なMRTのVCの基準額は、500,000ユーロに設定されている。さらに、固定報酬が500,000ユーロを超えるすべての従業員について、VCは全額繰り延べられる。

以下の表に詳述されているように、繰延期間は、従業員グループによって3年から5年の間である。

2024年度報奨の種類別概要（DWSグループを除く。）

報奨の種類	説明	対象者	繰延期間	保有期間	割合
前払い： 現金VC	前払いの現金	すべての適格な従業員	N/A	N/A	VCの100%（繰延報奨を有する従業員を除く。）
前払い： 前払い株式報奨（EUA）	前払いの株式（保有期間にわたってドイツ銀行の株価に連動）	VCが50,000ユーロ以上またはVCがTCの1/3を超えるMRT 2024年度のTCが500,000ユーロ超の繰延報奨を有するMRT以外	N/A	12ヶ月	前払いVCの50%
繰延： 制限付奨励報奨（RIA）	繰延現金	繰延VCを有する全従業員	段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣（注1）：5年 MRT以外：3年	N/A	繰延VCの50%
繰延： 制限付株式報奨（REA）	繰延株式（権利確定期間および保有期間にわたるドイツ銀行の株価に連動）	繰延VCを有する全従業員	段階的均等権利確定： MRT：4年 上級経営陣（注1）：5年 MRT以外：3年	MRTの場合は12ヶ月	繰延VCの50%

N/A - 該当なし

（注1）2024パフォーマンス年度に係る年間報奨において、「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」の取締役、ならびにMB-1職にあり管理責任を有する者と定義されている。ドイツ銀行AGの取締役に適用される特定の繰延規則については、取締役の報酬報告書を参照のこと。

従業員には、繰延報酬または報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡または付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。人事およびコンプライアンス部門は、報酬責任者による監視の下、一丸となって従業員のトレーディング活動を監視し、全従業員がこの要件を遵守していることを確保する。

変動報酬の事後リスク調整

変動報酬の事後リスク調整に関連する規制要件に従い、当行グループは、当行グループの従業員の行動およびパフォーマンスに係る長期的な見解が繰延VCの重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨がパフォーマンス条件および失効規定の対象となる。

2024パフォーマンス年度に付与されたドイツ銀行グループの変動報酬のパフォーマンス条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
ソルベンシーおよび流動性	- 権利確定前および交付前の四半期末にCET 1 資本比率、レバレッジ比率、経済的適正自己資本比率、流動性カバレッジ比率、高品質の流動資産（HQLA）のいずれかが所定のリスク選好の基準値を下回った場合	- リスク選好の基準値およびグループ / 部門税引前利益の条件を満たしたかによって、今後交付予定の繰延報奨の次のトランシェ / 前払い株式報奨の10%から100%。
グループ税引前利益	- 交付日前の事業年度の調整後のグループ税引前利益がマイナスである場合（注1）	- ソルベンシーおよび流動性の条件、部門税引前利益の条件（該当する場合）を満たしたかによって、今後交付予定の繰延報奨の次のトランシェの10%から100%。
部門税引前利益（注2）	- 交付日前の事業年度の調整後の部門税引前利益がマイナスである場合（注1）	- 交付予定の繰延報奨の次のトランシェの10%から100%。ソルベンシーおよび流動性の条件、グループ税引前利益の条件を満たしたかによる。
失効規定（注3）	- 内部方針および手続の違反または該当する法令の違反あるいは管理の欠陥があった場合 - 報奨が後に著しく不正確であるとみなされたパフォーマンスの測定または仮定に基づいていることが判明した場合 - 著しく不利な事象が発生し、参加者が十分に影響を受けると考えられる場合 - 現行の規制要件を遵守するために失効が要求されている場合	- 未交付の報奨の最大100%
クローバック	- InstVVに基づくMRTが重大な損失もしくは規制上の制裁 / 監督措置を招く行為に関与した場合、または適正な行動基準に関する外部もしくは内部の関連規則を遵守しなかった場合 - 管轄規制当局またはその他の法的要件に関連している場合	- 報奨の最後の権利確定日から2年後の日までに交付された報奨の100%

（注1）明確に定義および規定される関連する損益項目の調整（事業再編、のれんまたは無形資産の減損等）を考慮している。

（注2）フロント・オフィス部門のInstVV対象MRTにのみ適用される。

（注3）各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される場合がある。

2024年度報酬の決定

2024年度末における検討および決定

報酬に関するすべての決定は、規制要件の範囲内で行っている。これらの要件は、ドイツ銀行の報酬を決定するための包括的なフレームワーク原則を形成している。特に、報酬に関する決定が当行の健全な資本基盤と流動性準備金の維持に弊害をもたらさないことを経営陣は保証しなければならない。

2024年度において、ドイツ銀行は、長引く地政学的不確実性および厳しいマクロ経済環境を特徴とする難しい状況の中で首尾よく経営した。当行は、260億ユーロの営業外費用（主に長期にわたり係属中の問題に関連する訴訟費用から成る。）を吸収しながら、530億ユーロの税引前利益を達成し、当行のリスク・プロファイルを低減することにより、その経営力を改めて示した。当行のレジリエントな経営成績は、その「グローバル・ハウスバンク」ビジネス・モデルが首尾よく実施されたことを示している。

当行の従業員は、300億ユーロを超える収益、主要事業セグメントにおける取引量の増加および市場シェアの拡大、運用資産残高の記録的水準への増加により、持続的な事業成長に貢献した。これは、規律ある営業費用管理とともに、ドイツ銀行が手堅い資本水準を維持しながら株主への資本配分を増やすこと（2024年度の配当案における50%の配当増加を含む。）を可能にした。ドイツ銀行の2024年度の報酬の決定には、各従業員の貢献を適切に認識し、公平かつ競争力のある報酬水準を設定すると同時に、規律あるコスト管理を維持し、事業の成長と管理体制へのさらなる投資を行い、資本とバランスシートの堅固さを維持し、成長を続け株主配当につなげるという当行のコミットメントを反映している。SECCは、これらの優先事項を十分に考慮しながら、年間を通じて潜在的なVC報奨を監視した。

これらすべての要因を十分に考慮し、取締役会は、当行は2024年度末のパフォーマンスに基づくVCプール25.14億ユーロ（2023年度：19.96億ユーロ）を含む変動報酬を付与することを決定した。年度末のパフォーマンスに基づくVCの増加とその他VCの減少は、複数の要因によるものである。年度末のパフォーマンスに基づくVCの増加は、新しい報酬枠組みの一環として、相当数の下位の地位にある従業員に対する特別報奨を個人別VCに置き換えたことが一因となったが、インベストメント・バンクの好調なパフォーマンスも寄与した。

ドイツ銀行AGの取締役会のVCは、常に監査役会により別個のプロセスで決定されており、以下の表および図に含まれていない。

2024年度の報酬費用 - 全従業員

	2024年度							2023年度		
単位：百万ユーロ（別途記載 のものを除く。）（注１）	監査役会 （注２）	取締役会 （注３）	CB （注３）	IB （注３）	PB （注３）	AM （注３）	管理 部門 （注３）	全社 機能 （注３）	グループ 合計	グループ 合計
従業員数 （フルタイム換算）	21	10	16,032	7,998	24,879	4,575	7,052	29,208	89,753	90,130
報酬総額	8	75	1,410	2,611	2,462	794	865	2,838	11,056	10,324
基本給および手当	8	27	1,031	1,320	1,876	486	689	2,177	7,606	7,421
年金費用	0	5	71	71	91	37	52	146	474	440
InstVW第２条による固定報酬	8	33	1,102	1,391	1,968	523	741	2,323	8,081	7,861
年度末のパフォーマンスに 基づくVC （注４）	0	42	261	1,181	314	235	92	390	2,514	1,996
その他のVC（注４）	0	1	1	7	25	17	1	4	55	133
退職金	0	0	47	32	156	19	31	121	405	334
InstVW第２条による変動報酬	0	42	308	1,219	495	271	124	516	2,975	2,463

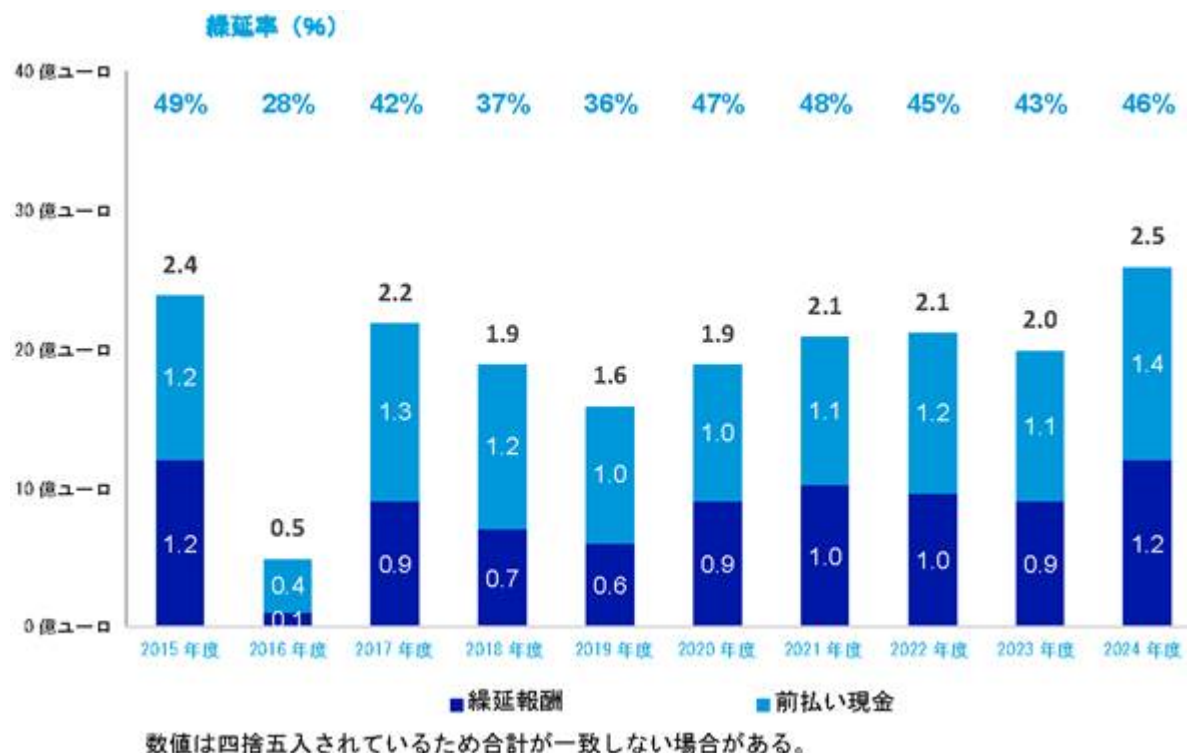
（注１）表は四捨五入による差異を含む場合がある。2024年12月31日現在のFTE（フルタイム換算）。全従業員（2024年度の離職者を含む。）に付与された報酬を表す。

（注２）「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。当該監査役は従業員数のグループ合計においては考慮されていない。従業員の代表者については、監査役会での役割に対する報酬のみが考慮されている（従業員としての報酬は該当する部門の欄に含められている）。ドイツ銀行AGの監査役の報酬は、「グループ合計」に反映されていない。

（注３）「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「IB」＝インベストメント・バンク、「CB」＝コーポレート・バンク、「PB」＝プライベート・バンク、「AM」＝アセット・マネジメント（DWS）。「管理部門」には、チーフ・リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪対策の領域が含まれる。「全社機能」は、管理部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理機能が含まれる。

（注４）「年度末のパフォーマンスに基づくVC」は、ドイツ銀行AGの取締役向けに新たに導入された2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間に係るLTI制度も考慮しており、「移行フェーズ」においては目標額のみ表示されている。その他VCには、サインオン報奨やリテンション報奨および協約従業員および公務員に関する特定のVC項目も含まれる。また、ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付（変動報酬として分類される。）も含まれる。本表には前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨（早期退職割増報奨金）は含まれない。

各年に報告された年度末のパフォーマンスに基づく変動報酬および繰延率 - 全従業員



ドイツ銀行は、規制上の最低要件を超えた繰延構造を引き続き適用しており、2024年度には全体的な繰延率（非MRT母集団を含む全従業員）は46%（2023年度は43%）となった。MRT母集団のみに関しては、繰延率は92%（2023年度は91%）に達する。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

グローバル・ベースで、2023年度の1,477名に対して、2024年度においては1,451名の従業員がCRD/InstVVのMRTとして識別された。2024年度における当行グループのMRT数は1,213名にのぼる。さらに、金融機関レベルでは292名（うち、当行グループのMRTは54名）が識別された。これらのすべてのMRTに対する連結ベースでの報酬項目の詳細は、CRR第450条に従い、以下の表に示されている。該当する場合、EU REMの表には、規則第575/2013号の付録XXX に従って規定された事業ラインが表示される。

繰延の取り決めおよび支払手段について、86名のMRTの総報酬額16.8百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬5.7百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(a)に規定される特例による給付、63名のMRTの総報酬額15.3百万ユーロ（うち、退職金を含む変動報酬5.5百万ユーロ）は、CRD第94条(3)ポイント(b)に規定される特例による給付である。

2024年度報酬 - 重要なリスク・テイカー (REM 1)

2024年度					
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。) (注1)	監査役会 (注2)	取締役会 (注3)	上級経営陣 (注4)	その他の重要なリスク・ テイカー	グループ合計
MRTの数(注5)	21	10	224	1,020	1,275
固定報酬総額	8	33	166	653	860
うち：現金に基づく	8	29	160	621	818
うち：株式または相当する所有持分	0	0	0	0	0
うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品	0	0	0	0	0
うち：その他の商品	0	0	0	0	0
うち：その他の形式	0	4	6	32	42
MRTの数(注5)	0	10	223	984	1,217
変動報酬総額(注6)	0	42	171	667	881
うち：現金に基づく	0	9	92	351	451
うち：繰延	0	0	75	269	344
うち：株式または相当する所有持分	0	34	75	316	426
うち：繰延	0	26	73	269	368
うち：株式連動型商品または相当する現金以外の商品	0	0	4	0	4
うち：繰延	0	0	3	0	3
うち：その他の商品	0	0	1	0	1
うち：繰延	0	0	1	0	1
うち：その他の形式	0	0	0	0	0
うち：繰延	0	0	0	0	0
報酬総額	8	75	338	1,321	1,741

(注1) 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

(注2) 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

(注3) 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

(注4) 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」の取締役、ならびにMB-1職にあり管理責任を有する者と定義されている。

(注5) 2024年12月31日現在の対象者のみ(監査役会および取締役会については人数、残りの部分についてはフルタイム換算の人数)。したがって合計は、グループMRTとして識別された個人の合計1,451名とならない。全従業員(2024年度の離職者を含む。)に付与された報酬を表す

(注6) 「変動報酬」には、ドイツ銀行の2024年度の年度末のパフォーマンスに基づくVC、その他のVCおよび退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付(変動報酬として分類される。)も含まれる。金額は、ドイツ銀行AGの取締役向けに新たに導入された2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間に係るLTI制度も考慮しており、「移行フェーズ」においては目標額のみ表示されている。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨(早期退職割増報奨金)は含まれない。

保証付変動報酬および退職金 - 重要なリスク・テイク（REM 2）

2024年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)(注1)	監査役会 (注2)	取締役会 (注3)	上級経営陣 (注4)	その他の重要な リスク・ テイク	グループ合計
保証付変動報酬					
MRTの数(注5)	0	0	4	2	6
総額	0	0	6	9	15
うち：事業年度中に支払われ、賞与上 限には考慮されないもの	0	0	3	8	10
過年度に付与された退職金のうち、事業 年度中に支払われたもの					
MRTの数(注5)	0	0	0	0	0
総額	0	0	0	0	0
事業年度中に支払われた退職金					
MRTの数(注5)	0	0	8	69	77
総額(注6)	0	0	8	34	42
うち：事業年度中に支払われたもの	0	0	8	32	40
うち：繰延	0	0	0	2	2
うち：事業年度中に支払われ、賞与上 限には考慮されないもの	0	0	8	32	40
うち：個人に支払われた最高額	0	0	2	3	3

(注1) 表は四捨五入による差異を含む場合がある。

(注2) 「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

(注3) 「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

(注4) 「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」の取締役、ならびにMB-1職にあり管理責任を有する者と定義されている。

(注5) 対象者のみ(すべてのカテゴリーについて人数)。

繰延報酬 - 重要なリスク・テイカー (REM3)

2024年度								
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。） （注1）	過去のパフォーマンス期間について 付与された繰延報酬総額	うち当事業年度に権利確定	うち翌事業年度に権利確定	当事業年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度のパフォーマンス調整額	将来の評価年度に権利確定する繰延報酬に対する当事業年度のパフォーマンス調整額	事後的な非明示的調整による当事業年度の調整総額 （注5）	当事業年度に実際に支払われた当事業年度以前に付与された繰延報酬総額（注6）	過去のパフォーマンス期間について 付与されたが保有期間が適用される繰延報酬総額
監査役会（注2）	0	0	0	0	0	0	0	0
現金に基づく	0	0	0	0	0	0	0	0
株式または同等の所有持分	0	0	0	0	0	0	0	0
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
取締役会（注3）	124	18	106	0	0	26	18	11
現金に基づく	55	7	48	0	0	0	7	0
株式または同等の所有持分	69	11	58	0	0	26	11	11
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
上級経営陣（注4）	374	77	297	0	0	69	77	38
現金に基づく	183	38	145	0	0	0	38	0
株式または同等の所有持分	183	38	144	0	0	68	38	37
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	6	1	5	0	0	1	1	1
その他の商品	2	0	2	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の重要なリスク・テイカー	1,472	369	1,102	0	1	256	366	141
現金に基づく	725	180	545	0	1	0	179	0
株式または同等の所有持分	746	189	557	0	1	256	187	141
株式連動型商品または同等の現金以外の商品	1	0	0	0	0	0	0	0
その他の商品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の形式	0	0	0	0	0	0	0	0
総額	1,970	465	1,505	0	1	351	461	190

（注1）表は四捨五入による差異を含む場合がある。

（注2）「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。

（注3）「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。

（注4）「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、ドイツ銀行法に定義されている「重要な金融機関」の取締役、ならびにMB-1職にあり管理責任を有する者と定義されている。

（注5）金融商品価格の変動による繰延報酬額の変動。

（注6）当事業年度に権利確定した、当事業年度以前に付与された報酬と定義される（保有期間が適用される場合を含む。）。

高所得者の報酬重要なリスク・テイカー（REM 4）

	2024年度	2023年度
単位：ユーロ	従業員数	従業員数
報酬総額（注1）		
1,000,000以上1,499,999以下	331	290
1,500,000以上1,999,999以下	125	88
2,000,000以上2,499,999以下	59	53
2,500,000以上2,999,999以下	48	16
3,000,000以上3,499,999以下	25	8
3,500,000以上3,999,999以下	14	14
4,000,000以上4,499,999以下	6	11
4,500,000以上4,999,999以下	5	1
5,000,000以上5,999,999以下	9	4
6,000,000以上6,999,999以下	3	8
7,000,000以上7,999,999以下	12	5
8,000,000以上8,999,999以下	3	4
9,000,000以上9,999,999以下	3	2
10,000,000以上10,999,999以下	3	0
14,000,000以上14,999,999以下	0	1
17,000,000以上17,999,999以下	1	0
合計	647	505

（注1）FPおよびVCの全項目を含む（退職金を含む。）。早期退職割増報奨金は含まれていない。

2024年度には合計647名のMRTが1百万ユーロ以上の報酬総額を受け取った。この増加は、主に、インベストメント・バンクによる好調なパフォーマンスに報いるため、変動報酬プールからインベストメント・バンクに対し割り当てる額を増やしたことによるものである。

2024年度の報酬報奨 - 重要なリスク・テイカー（REM 5）

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く。）（注1）	経営体の報酬			事業分野					合計
	監査役 会（注2）	取締役 会（注2）	経営体 合計	インベ ストメン ト・バン キング （注2）	リテー ル・バン キング （注2）	アセッ ト・マネジ メント （注2）	全社 機能 （注2）	管理 部門 （注2）	
重要なリスク・テイカーの 総数（注3）									1,275
うち：経営体	21	10	31	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
うち：上級経営陣（注4）	N/A	N/A	N/A	27	76	5	79	38	224
うち：その他の重要なリ スク・テイカー	N/A	N/A	N/A	582	224	0	130	84	1,020
重要なリスク・テイカーの 報酬総額	8	75	83	1,095	295	15	177	77	1,741
うち：変動報酬（注5）	0	42	42	588	143	7	76	23	881
うち：固定報酬	8	33	40	507	152	7	100	54	860

（注1）表は四捨五入による差異を含む場合がある。

（注2）「監査役会」は、ドイツ銀行AGの監査役を表す。「取締役会」は、ドイツ銀行AGの取締役を表す。「インベストメント・バンキング」=インベストメント・バンク、「リテール・バンキング」=プライベート・バンクおよびコーポレート・バンク、「アセット・マネジメント」=アセット・マネジメント（DWS）。「管理部門」には、チーフ・リスク・オフィス、グループ監査、コンプライアンスおよび金融犯罪対策の領域が含まれる。「全社機能」は、管理部門にも、その他いずれの部門にも含まれていない管理機能が含まれる。

（注3）監査役会および取締役会については2024年12月31日現在の人数、残りの部分については2024年12月31日現在のフルタイム換算の人数。したがって合計は、MRTとして識別された個人の合計1,451名とならない。全従業員（2024年度の離職者を含む。）に付与された報酬を表す。

（注4）「上級経営陣」は、ドイツ銀行AGのMB-1職にある者、IBおよびCBにて現在MB-2職に就いており、CBの責任者とIBの共同責任者の直属である者、重要な職責を有する個人、機関単体レベルでMRTを識別すべき金融機関のMB、MB-1職にあり管理責任を有する者と定義されている。

（注5）「変動報酬」には、ドイツ銀行の2024年度の年度末のパフォーマンスに基づくVC、その他のVCおよび退職金が含まれる。ドイツ銀行AGの取締役に付与される付加給付（変動報酬として分類される。）も含まれる。金額は、新たに導入した、ドイツ銀行AGの取締役を対象とする2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間に係るLTI制度を踏まえた額で、「移行フェーズ」においては目標額のみ表示されている。本表には、前任雇用者からの権利失効に代わる新規雇用者への報奨（早期退職割増報奨金）は含まれない。

[次へ](#)

連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2024年度	2023年度	2022年度
利息および類似収益（注1）	5	49,358	44,074	24,299
利息費用	5	36,292	30,472	10,649
純利息収益	5	13,065	13,602	13,650
		(21,370)	(22,249)	(22,327)
信用損失引当金繰入額	19	1,830	1,505	1,226
信用損失引当金繰入額控除後の純利息収益		11,235	12,097	12,425
		(18,377)	(19,787)	(20,324)
純手数料およびフィー収益	6	10,372	9,206	9,838
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	5	5,987	4,947	2,999
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）	7	-11	-96	-2
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）		48	-0	-216
持分法適用投資による純利益（損失）	16	12	-38	152
その他の収益（損失）	8	619	1,259	789
利息以外の収益合計		17,027	15,277	13,560
		(27,851)	(24,989)	(22,180)
報酬および手当	33	11,731	11,131	10,712
一般管理費	9	11,243	10,112	9,728
のれんおよびその他の無形資産の減損	23	0	233	68
再編費用	10	-3	220	-118
利息以外の費用合計		22,971	21,695	20,390
		(37,574)	(35,487)	(33,352)
税引前利益（損失）		5,291	5,678	5,594
		(8,654)	(9,288)	(9,150)
法人所得税費用（ベネフィット）	34	1,786	787	-64
当期純利益（損失）		3,505	4,892	5,659
		(5,733)	(8,002)	(9,256)
非支配持分に帰属する純利益（損失）		139	120	134
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）		3,366	4,772	5,525

（注1）2024年、2023年および2022年12月31日終了年度における利息および類似収益には、実効金利法に基づいて算定されたそれぞれ369億ユーロ、345億ユーロおよび196億ユーロが含まれている。

株式 1 株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2024年度	2023年度	2022年度
1 株当たり利益：（注 1）	11			
基本的		1.40 (229)	2.07 (339)	2.42 (396)
希薄化後		1.37 (224)	2.03 (332)	2.37 (388)
株式数 単位：百万株				
基本的 1 株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数		1,993.6	2,064.1	2,084.9
希薄化後 1 株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数		2,039.3	2,104.0	2,125.6

（注 1）2024年度、2023年度および2022年度のそれぞれ第 2 四半期にその他Tier 1 ノートについて支払ったクーポンに関してそれぞれ574百万ユーロ（税引前）、498百万ユーロ（税引前）および479百万ユーロ（税引前）の利益からマイナスの修正が加えられている。その他Tier 1 ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に基づく計算において控除する必要がある。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2024年度	2023年度	2022年度
損益計算書に認識された純利益（損失）	3,505 (5,733)	4,892 (8,002)	5,659 (9,256)
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	264	-286	1,203
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）、税引前	-180	-62	91
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	-61	155	-667
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-332	25	-1,285
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-48	0	216
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-242	439	-819
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	234	395	71
売却目的保有として分類された資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	0	0	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	0	0
外貨換算調整勘定			
期中未実現純利得（損失）、税引前	833	-1,294	329
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	3	-3	-20
持分法適用投資			
期中純利得（損失）	-2	-25	20
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	264 (432)	18 (29)	596 (975)
その他の包括利益（損失）、税引後	731 (1,196)	-637 (1,042)	-267 (437)
包括利益（損失）合計、税引後	4,236 (6,929)	4,255 (6,960)	5,392 (8,820)
以下に帰属：			
非支配持分	192	77	185
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	4,044	4,178	5,207

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
資産：			
現金および中央銀行預け金		147,494	178,416
インターバンク預け金（中央銀行以外）		6,160	6,140
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レボ）	20	40,803	14,725
借入有価証券担保金	20	44	39
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産		139,772	125,275
デリバティブ金融商品のプラスの時価		291,754	251,856
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産		114,324	88,047
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		0	75
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	12,13,20,35	545,849	465,252
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15	42,090	35,546
持分法適用投資	16	1,028	1,013
償却原価で測定する貸出金	18,19,20	478,921	473,705
土地建物および設備	21,22	6,193	6,185
のれんおよびその他の無形資産	23	7,749	7,327
その他の資産（注1）	24,25	101,207	114,697
当期税金資産		1,801	1,513
繰延税金資産	34	7,839	7,773
資産合計		1,387,177 (2,269,005)	1,312,331 (2,146,580)

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
負債および資本：			
預金	26	666,261	622,035
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	20	3,740	3,038
貸付有価証券受入金	20	2	3
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
トレーディング負債		43,498	44,005
デリバティブ金融商品のマイナスの時価		276,395	238,260
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債		92,047	83,727
投資契約負債		454	484
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	12,13,20,35	412,395	366,475
その他の短期借入金	29	9,895	9,620
その他の負債（注1）	22,24,25	95,631	113,036
引当金	19,27	3,326	2,448
当期税金負債		720	631
繰延税金負債	34	590	546
長期債務	30	114,899	119,390
信託優先証券	30	287	289
負債合計		1,307,745	1,237,513
		(2,139,079)	(2,024,200)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	32	5,106	5,223
資本剰余金		39,744	40,187
利益剰余金		23,368	21,316
自己普通株式、取得原価	32	-713	-481
その他の包括利益（損失）累計額、税引後		-1,229	-1,760
株主持分合計		66,276	64,486
		(108,408)	(105,480)
その他の資本構成要素		11,550	8,569
非支配持分		1,606	1,763
資本合計		79,432	74,818
		(129,927)	(122,380)
負債および資本合計		1,387,177	1,312,331
		(2,269,005)	(2,146,580)

（注1）売却目的保有の非流動資産および処分グループが含まれる。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原価
2021年12月31日現在残高	5,291 (8,654)	40,580 (66,377)	12,607 (20,621)	-6 (10)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	0	0	5,525	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の消却	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-406	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	-479	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	553	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-48	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	370
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	17	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-58	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-695
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	22	1	0
2022年12月31日現在残高	5,291 (8,654)	40,513 (66,267)	17,800 (29,115)	-331 (541)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	0	0	4,772	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の消却（注5）	-68	-232	0	300
現金配当の支払	0	0	-610	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	-498	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-148	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-94	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	407
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	27	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-65	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-857
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	39	0	0
2023年12月31日現在残高	5,223 (8,543)	40,187 (65,734)	21,316 (34,867)	-481 (787)

包括利益（損失）合計、税引後（注１）	0	0	3,366	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	-5	0
普通株式の消却（注５）	-117	-333	0	450
現金配当の支払	0	0	-883	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	-574	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	148	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-23	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	444
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	53	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-41	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-1,126
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	-99	0	0
2024年12月31日現在残高	5,106	39,744	23,368	-713
	(8,352)	(65,009)	(38,223)	(1,166)

未実現純利得（損失）

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、税引後（注2）	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因、税引後（注2）	キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ、税引後（注2）	売却目的保有として分類された資産、税引後（注2）
2021年12月31日現在残高	-120 (196)	-3 (5)	-33 (54)	0 (0)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-867	65	-537	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	-0	0	0
普通株式の消却	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
2022年12月31日現在残高	-986 (1,613)	62 (101)	-570 (932)	0 (0)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	133	-43	592	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	-0	0	0
普通株式の消却（注5）	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0

その他	0	0	0	0
2023年12月31日現在残高	-853	18	22	0
	(1,395)	(29)	(36)	(0)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-272	-131	1	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	5	0	0
普通株式の消却（注5）	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
2024年12月31日現在残高	-1,124	-108	23	0
	(1,839)	(177)	(38)	(0)

単位：百万ユーロ（億円）	外貨換算 調整勘定、 税引後（注2）	持分法適用投資 による未実現純 利得（損失）	その他の包括 利益累計額、 税引後（注1）
2021年12月31日現在残高	-282 (461)	-6 (10)	-444 (726)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	452	16	-870
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	-0
普通株式の消却	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2022年12月31日現在残高	171 (280)	10 (16)	-1,314 (2,149)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	-1,111	-16	-445
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	-0
普通株式の消却（注5）	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2023年12月31日現在残高	-941 (1,539)	-6 (10)	-1,760 (2,879)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	928	-1	525
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	5
普通株式の消却（注5）	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0

その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2024年12月31日現在残高	-13	-7	-1,229
	(21)	(11)	(2,010)

単位：百万ユーロ（億円）	株主持分 合計	その他の 資本構成要素 （注3）	非支配持分	資本合計
2021年12月31日現在残高	58,027	8,305	1,698	68,030
	(94,915)	(13,584)	(2,777)	(111,277)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	4,655	0	177	4,832
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の消却	0	0	0	0
現金配当の支払	-406	0	-96	-502
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-479	0	0	-479
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	553	0	8	561
報告期間中の株式報奨の純変動	-48	0	-1	-49
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	370	0	0	370
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	17	0	0	17
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-58	0	0	-58
自己株式の購入	-695	0	0	-695
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	24	273（注4）	5	301
2022年12月31日現在残高	61,959	8,578	1,791	72,328
	(101,346)	(14,031)	(2,930)	(118,307)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	4,327	0	78	4,404
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の消却（注5）	0	0	0	0
現金配当の支払	-610	0	-100	-710
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-498	0	0	-498
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-148	0	-1	-149
報告期間中の株式報奨の純変動	-94	0	-1	-95
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	407	0	0	407
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	27	0	-1	26
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-65	0	0	-65
自己株式の購入	-857	0	0	-857
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	39	-9（注4）	-4	26
2023年12月31日現在残高	64,486	8,569	1,763	74,818
	(105,480)	(14,016)	(2,884)	(122,380)
包括利益（損失）合計、税引後（注1）	3,891	0	191	4,082
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の消却（注５）	0	0	0	0
現金配当の支払	-883	0	-264	-1,147
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-574	0	0	-574
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	148	0	1	149
報告期間中の株式報奨の純変動	-23	0	-0	-23
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	444	0	0	444
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	53	0	-0	53
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-41	0	0	-41
自己株式の購入	-1,126	0	0	-1,126
自己株式の売却	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0
その他	-99	2,981（注４）	-84	2,798
2024年12月31日現在残高	66,276	11,550	1,606	79,432
	(108,408)	(18,892)	(2,627)	(129,927)

（注１）確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

（注２）持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

（注３）ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1 ノートを含む。

（注４）その他の資本構成要素の発行、購入および売却による収入（純額）を含む。

（注５）2024年３月５日、ドイツ銀行は普通株式45.5百万株を消却した。この消却により、当該株式の額面価額が117百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価450百万ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が333百万ユーロ減少した。2023年２月28日、ドイツ銀行は普通株式26.5百万株を消却した。この消却により、当該株式の額面価額が68百万ユーロ減少した。消却された株式は、取得原価300百万ユーロで自己普通株式に計上されていた。普通株式の取得原価と額面価額との差額により、資本剰余金が232百万ユーロ減少した。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2024年度	2023年度	2022年度
当期純利益（損失）	3,505	4,892	5,659
	(5,733)	(8,002)	(9,256)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用損失引当金繰入額	1,830	1,505	1,226
再編費用	-3	220	-118
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-76	-84	128
繰延法人所得税、純額	473	-553	-852
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	3,388	3,111	3,529
持分法適用投資の純利益に対する持分	4	107	-129
営業資産および負債の純変動に関する調整：			
中央銀行および銀行への利付定期預金	-1,188	-699	102
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）ならびに借入有価証券担保金	-25,975	-3,285	-3,046
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-25,214	793	1,511
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	75	93	-31
償却原価で測定する貸出金	226	8,556	-5,101
その他の資産	13,990	-1,384	-459
預金	37,603	1,771	11,686
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債（注1）	5,425	29,493	-6,046
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）ならびに貸付有価証券受入金	625	2,456	-187
その他の短期借入金	182	4,534	1,065
その他の負債	-19,800	777	12,377
優先長期債務（注2）	-6,339	-11,880	-17,019
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	-14,991	-35,616	2,249
その他、純額	-2,323	801	-8,658
営業活動によるキャッシュ・フロー	-28,584	5,606	-2,113
	(46,755)	(9,170)	(3,456)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
収入：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	18,267	15,646	15,450
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の満期償還	22,658	19,437	21,557
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の売却	20	-0	0
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の満期償還	7,216	8,025	6,519
持分法適用投資の売却	0	20	118
土地建物および設備の売却	20	33	22
購入：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-46,502	-38,648	-42,991
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券	-6,498	-4,859	-16,696
持分法適用投資	-63	-60	-171
土地建物および設備	-528	-422	-337
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	3	-361	439
その他、純額	-1,375	-1,386	-1,086

投資活動によるキャッシュ・フロー	-6,781 (11,092)	-2,576 (4,214)	-17,175 (28,093)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行（注３）	20	1,432	2,716
劣後長期債務の返済および償還（注３）	-153	-1,471	-90
信託優先証券の発行（注４）	0	0	0
信託優先証券の返済および償還（注４）	-6	-225	0
リース債務の元本部分（注５）	-552	-534	-607
普通株式の発行	0	0	0
自己株式の購入	-1,126	-857	-695
自己株式の売却	0	0	0
その他の資本構成要素（AT1）の発行	3,000	0	2,000
その他の資本構成要素（AT1）の返済	0	0	-1,750
その他の資本構成要素（AT1）の購入	-3,341	-400	-4,058
その他の資本構成要素（AT1）の売却	3,316	415	4,074
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-574	-498	-479
非支配持分への配当の支払	-264	-100	-96
非支配持分の純変動	-84	-5	5
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	-883	-610	-406
財務活動によるキャッシュ・フロー	-646 (1,057)	-2,852 (4,665)	614 (1,004)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	2,910 (4,760)	-2,036 (3,330)	4,354 (7,122)
現金および現金同等物の純増加（減少）	-33,102	-1,857	-14,320
現金および現金同等物、期首残高	163,768	165,626	179,946
現金および現金同等物、期末残高	130,666	163,768	165,626
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む。			
法人所得税支払（受取）額、純額	1,392	955	1,288
利息支払額（注６）	36,030	28,502	9,468
利息受取額（注６）	48,746	43,413	22,667
配当受取額	110	106	87
現金および現金同等物の構成要素			
現金および中央銀行預け金（注７）	126,353	159,326	159,876
インターバンク預け金（中央銀行以外）（注８）	4,313	4,442	5,749
合計	130,666 (213,730)	163,768 (267,875)	165,626 (270,914)

（注１）2024年12月31日および2023年12月31日終了年度において、優先長期債務の発行がそれぞれ135億ユーロおよび65億ユーロ、返済および償還がそれぞれ24億ユーロおよび12億ユーロ含まれている。

（注２）2024年12月31日および2023年12月31日終了年度において、発行がそれぞれ259億ユーロおよび268億ユーロ、返済および償還がそれぞれ332億ユーロおよび401億ユーロ含まれている。

（注３）劣後長期債務における現金以外の変動は、2024年12月31日終了年度において合計で532百万ユーロであり、主に公正価値の変動90百万ユーロおよび外国為替の変動432百万ユーロによるもの、2023年12月31日終了年度において合計でマイナス31百万ユーロであり、主に公正価値の変動139百万ユーロおよび外国為替の変動マイナス173百万ユーロによるものである。

（注４）信託優先証券における現金以外の変動は、2024年12月31日終了年度において合計で3百万ユーロであり、主に公正価値の変動マイナス3百万ユーロによるもの、2023年12月31日終了年度において合計で15百万ユーロであり、主に公正価値の変動8百万ユーロによるものである。

（注５）リース債務における現金以外の変動は、2024年12月31日終了年度において外国為替の変動107百万ユーロを含めて合計で673百万ユーロであり、2023年12月31日終了年度において外国為替の変動マイナス65百万ユーロを含めて合計で669百万ユーロであった。

（注６）IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠した金利リスクのポートフォリオ・ヘッジを含む、当行グループの公正価値ヘッジ会計の適用に基づくヘッジ手段として適格なデリバティブからの支払利息および受取利息を含む。

（注７）2024年12月31日現在212億ユーロおよび2023年12月31日現在191億ユーロの中央銀行への利付定期預金を含んでいない。

（注８）2024年12月31日現在19億ユーロおよび2023年12月31日現在17億ユーロの銀行への利付定期預金を含んでいない。

2024年12月31日現在、現金および中央銀行預け金にはロシア中央銀行への定期預金および要求払預金377百万ユーロ（2023年12月31日現在、612百万ユーロ）が含まれている。これらは為替制限の影響を受ける。そのうち、期末日現在、要求払預金15百万ユーロ（2023年12月31日現在、30百万ユーロ）は現金および現金同等物の条件を満たしている。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結財務諸表に対する注記

01 -

重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（60325フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラゲ12）（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下総称して「当行グループ」または「ドイツ銀行」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

2025年3月13日の公表に先立ち、2025年3月6日に取締役会によって作成された当行グループの2024年度連結財務諸表は、2025年3月12日に監査役会によって承認された。

EUカーブアウト

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウト版では、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができる。さらに、IAS第39号のEUカーブアウト版では、ヘッジの非有効性は、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には、ヘッジ関係が非有効とはみなされない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらにIASBが公表したIFRSでは、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。IAS第39号のEUカーブアウト版はまた、サブ・ベンチマークで価格設定された金融商品のベンチマーク・リスク構成要素を識別することの禁止を除外している。これは契約上特定されていない識別されたリスク構成要素が契約自体にかかる利息よりも大きい等、金融商品のスプレッドがマイナスの場合に生じる可能性がある。

2024年12月31日終了事業年度において、IAS第39号のEUカーブアウト版の適用により、税引前利益には14億ユーロ、税引後利益には976百万ユーロのマイナスの影響が生じた。2023年12月31日終了事業年度において、EUカーブアウト版の適用により、税引前利益には23億ユーロ、税引後利益には16億ユーロのマイナスの影響が生じた。

当行グループの規制自己資本およびその比率も、IAS第39号のEUカーブアウト版に基づいて報告されている。資本合計への影響はCET 1 資本比率の計算にも影響している。EUカーブアウト版の適用により、CET 1 資本比率には2024年12月31日終了事業年度に約68ベース・ポイントのマイナスの影響、2023年12月31日終了事業年度に約43ベース・ポイントのマイナスの影響が生じた。

IFRS第7号による開示（気候関連リスクの開示を含む。）

IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示は、「リスク・レポート」の項に記載されており、連結財務諸表の不可欠な一部である。

気候関連リスクの開示は、リスク・レポートの「リスクおよび資本管理」の項の「エンタープライズ・リスク・マネジメント」（環境、社会、ガバナンスに関するリスク）の章、および「リスクおよび資本のパフォーマンス」の項の「信用リスク・エクスポージャー」（2024年度における重点事項）の章に記載されている。当行グループは、環境・社会・ガバナンス（ESG）リスクにさらされている。以下は、そのようなリスクが当行グループの業績にどのような影響を与える可能性があるかを示す例である。

- 気候現象の頻度や深刻度が増すと、IFRS第9号の対象となる金融商品の元本および利息の支払を顧客が履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。
- 環境および社会法規制の不遵守は、ローンを返済するための持続的な収益を顧客が生み出す能力に影響を及ぼす可能性がある。
- 将来、顧客が特定のリスク（例えば、洪水）に対して物的資産に十分な保険をかけていない場合、特定の種類のローンに対して保有する担保の価値に影響を与える可能性がある。

当行グループは、関連する顧客に信用を供与する前に、信用リスクの評価およびデューデリジェンス・プロセスの一環として、このようなESGリスクを考慮している。当行グループはまた、設定されたリスク選好度と限度額の範囲内で信用ポートフォリオを管理している。ESG指数ローンに関するさらなる会計上の検討事項（リスクの検討を含む。）については、以下の重要性がある会計方針の説明の「金融資産」の項に記載されている。

監査済の開示は、リスク・レポートにおいて水色で（本書では『 』で表示されている。）記載されている。

2024年1月1日現在、当行グループは、ウクライナでの戦争の結果生じた、ロシアに対するエクスポージャーおよび信用損失引当金の影響に関する開示を中止した。当行グループは、通常のリスク管理活動およびガバナンス監督強化の一環として、ロシアに関連するリスクを引き続き監視していく。

2023年度第4四半期開始時より、高品質の流動資産（HQLA、委員会委任規則（EU）第2015/61号に定義されている。）は、それまで報告されていた流動性準備金に代わって、当行グループの流動性リスク選好に応じた主要な上限となっている。HQLAは、利用可能な現金および現金同等物、ならびに抵当権の設定されていない流動性の高い有価証券（国債および政府保証債を含む。）から構成され、ストレス事象において最も容易に入手可能で最も重要な対策となる。したがって、当行グループは2024年度以降の流動性準備金の開示を中止した。

重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類の資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容、ならびに報告期間中の収益・費用の金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要性がある会計方針は「重要性がある会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確実で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような重要な会計上の見積りは、每期変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、重要な会計上の見積りを含む重要性がある会計方針は、以下のとおりである。

- 貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の減損（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」を参照。）
- 公正価値の決定（以下の「公正価値の決定」を参照。）
- 取引日利益の認識（以下の「取引日利益の認識」を参照。）
- のれんおよびその他の無形資産の減損（以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。）
- 繰延税金資産の認識および測定（以下の「法人所得税」を参照。）
- 法律上／規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理（以下の「引当金」を参照。）

重要性がある会計方針

当行グループの重要性がある会計方針は、以下に記載するとおりである。前述および後述の会計方針の変更および会計上の見積りの変更を除き、これらの方針は、2022年度、2023年度および2024年度に一貫して適用されている。

連結の原則

当連結財務諸表の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当行グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も、支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが、単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

関連会社

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社は、事業体の経営および財務の管理方針に関する意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない事業体である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には、重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会（ドイツの株式会社の場合は監査役会）への役員の派遣、および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても、持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上され、その後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。

減損の客観的証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。

外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産および負債は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートで、または実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含まれる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その事業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に組み替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に組み替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に組み替えられる。

利息、手数料およびフィー

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息収益および費用は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利（EIR）法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。

EIRの計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関するすべての契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー（手数料を含む。）、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。ただし、純損益を通じて公正価値で計上される金融商品の場合は、公正価値の決定に重要かつ観察不能なインプットが使用されていないことを条件として、関連するすべてのフィーが当該金融商品の当初認識時にトレーディング収益に認識される。

金融資産が信用減損している場合、利息収益は償却原価に実効金利を適用して計算される。金融資産の償却原価は、減損引当金による調整後の金融資産の総帳簿価額である。購入したまたは信用減損しているものとして当初認識された資産の利息収益は、予想信用損失を考慮に入れた信用調整後の実効金利を用いて計算される。

当行グループは、マイナス金利の利付資産に係る支払利息を利息費用に含め、また、マイナス金利の利付負債に係る受取利息を利息収益に含めて表示している。

当行グループは、EIR法を用いて算出した利息収益および利息費用を、当行グループの連結損益計算書において個別に表示している。

手数料およびフィー収益 - 当行グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の5段階の収益認識モデルを手数料およびフィー収益の認識に適用している。当該モデルに基づき、財およびサービスの支配が移転した時点、つまり、契約上の履行義務が充足された時点で収益を認識しなければならない。

したがって、第1段階で顧客との契約を識別した後、第2段階では顧客に提供する履行義務または一連の別個の履行義務を識別する。当行グループは、サービスが別個のものとなり得るか、契約の観点において実際に別個のものであるかを検証しなければならない。約束しているサービスが別個のものであるのは、顧客がそのサービスからの便益を、それ単独でまたは顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができ、かつ、サービスを顧客に移転するという約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能な場合である。収益の額は、契約で規定された履行義務に関して契約上合意された取引価格に基づき測定される。契約に変動対価が含まれる場合、当行グループは、顧客に約束した財またはサービスを移転するのと引き換えに受け取ることのできる金額で当該対価を見積る。収益は、識別された履行義務が充足された時点で利益または損失に認識される。当行グループは、残存する履行義務の情報を、それが当初の予想期間が1年以内の契約の一部である場合は開示していない。

当行グループは、契約における各履行義務の基礎となる別個のサービスの契約開始時に独立販売価格を決定し、これらの独立販売価格に応じて取引価格全体を配分している。独立販売価格は、ドイツ銀行が、約束しているサービスを単体で個別に顧客に販売する価格である。独立販売価格の最良の証拠となるのは、当行グループが類似の状況において類似の顧客に対して個別にサービスを販売する場合、当該サービスの観察可能な価格である。当行グループによるサービスの販売が個別の顧客に対するものではない場合、適切な手法を用いて独立販売価格を見積る。例えばローンのシンジケート取引において、当行グループは取引日利益の認識要件を適用し、他の市場参加者が同様の単体のサービスを提供する際の価格を考慮する。このように、独立販売価格を見積る際、当行グループは合理的に入手可能なすべての情報（市況を含む。）を考慮する。その場合、当行グループは観察可能なインプットを最大限に利用し、類似の状況と整合する見積りの手法を適用する。

当行グループは、資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーが発生する、単一の履行義務を構成する資産運用サービスを提供している。資産運用手数料およびパフォーマンス・フィーの構成要素は変動対価であるため、当行グループは各報告日に、顧客に約束したサービスの移転と引き換えに受け取ることのできるフィーの金額を見積っている。当該資産運用サービスから生じる便益は、一定期間にわたり顧客が同時に受け取って消費する。当行グループは、その履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。資産運用手数料の構成要素の場合、これは月次または四半期ごとのサービス期間の終了時であり、パフォーマンス・フィーの場合は、履行の要素に関連する不確実性がすべて解消された日である。

オフバランス・シートで会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーはローンの組成時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

主に一定期間にわたり顧客が受け取って消費するサービスにより稼得される手数料およびフィー収益：管理、運用資産、国外のコマーシャル・ビジネス、貸出金の処理および保証ならびにその他各種顧客サービス。当行グループは、その履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定し、これらのサービスからの収益を一定期間にわたり認識する。その際、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いかどうかの不確実性を解消しなければならない。

主にある時点でのサービス提供または取引タイプのサービスの提供により稼得される手数料およびフィー収益には、その他の有価証券業務、引受およびアドバイザー・フィー、ブローカー・フィー、国内決済、外国通貨／為替事業および仲介手数料が含まれる。

手数料およびフィー収益の創出に直接関連する増分費用は、連結損益計算書の手数料およびフィー収益に純額で表示される。この中には、収益と関連費用が発生するサービスに関して、当行グループが契約上履行義務を負う場合（つまり、本人として）の収益および関連費用が含まれるが、当行グループが契約上の履行義務を負わず、代理人として行動する場合は含まない。当行グループが本人であるか代理人であるかの決定は、基礎となるサービス契約の契約条件に基づく。手数料およびフィーの収益および費用の総額は、注記06「手数料およびフィー収益」に開示されている。

金融資産

当行グループはIFRS第9号の分類および測定要件に従い、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（「元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）」と呼ばれる。）の両方に基づき金融資産を分類しており、3つのビジネス・モデルがある。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産。これは、その後償却原価で測定され、当行グループの連結貸借対照表上の複数の勘定科目に計上される。
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産。これは、当行グループの連結貸借対照表上のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上される。
- その他 - 「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産。これは、当行グループの連結貸借対照表上の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として計上される。

ビジネス・モデルの評価は、当初認識時の事実および状況に基づいて判断する必要がある。本評価の一環として、当行グループは、定量的要因（例えば、予想される頻度および売却の数量）および定性的要因を考慮しており、定性的要因としては、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産のパフォーマンスが、どのように評価され当行グループの主要経営幹部に報告されているか、等である。ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産のパフォーマンスに影響を与えるリスクのほか、特に、マーケット・リスクおよび信用リスクが管理されている方法、当該ビジネスの管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）も考慮する必要がある。この評価により、資産は「回収のために保有」、「回収し、売却するために保有」または「その他」のビジネス・モデルのいずれかに分類される。

当行グループが、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルのいずれかの金融資産を保有する場合、金融資産の分類を決定するために、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。元本残高に係るSPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めにおける利息は、特定の期間中に残存していた元本金額に関する貨幣の時間価値と信用リスクへの対価である。利息には、他の基本的な融資リスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価、および基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンも含まれる場合がある。偶発事象によりキャッシュ・フローが時間の経過とともに変動する可能性がある場合（例えば、契約上の特定のESG指標に関する借手のパフォーマンスに応じてローンのマージンが調整されるような条件の場合）、偶発事象とキャッシュ・フローは、金融商品のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを判断するために評価される。この評価では、偶発事象の性質とキャッシュ・フローの潜在的変動の規模が、クーポン全体と比較して絶対的および相対的に考慮される。さらに、SPPI評価の一環として、貸付が性質上ノンリコースである場合には、キャッシュ・フローがSPPIに整合的であるかを判断するためにさらなる評価が行われる。この評価は、基礎となるものの性質、劣後性のレベル、および保有される金融商品の契約上のキャッシュ・フローに依存する。当行グループは、複数のトランシェの負債を発行する事業体の負債性金融商品を組成および購入している。これらの金融商品が契約上連動する金融商品の定義を満たす場合には、保有される金融商品のキャッシュ・フローおよび信用リスク・エクスポージャー、ならびに購入時に保有され将来保有される可能性のある基礎となる担保について、さらなる評価が行われる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」の基準を満たしていない金融資産は、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。さらに、当該金融資産には、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルの基準を満たしているものの、SPPIではない、または当行グループが公正価値オプションに基づき指定した金融資産が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される金融資産は、公正価値で測定され、実現および未実現損益が純損益を通じて公正価値で測定する資産／負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金および負債性有価証券等の利付資産に係る利息ならびに資本性金融商品に係る配当金は、利息および類似収益に表示される。

当行グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産を取引日に認識している。

トレーディング資産 - 金融資産は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または識別された金融商品から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債性有価証券および資本性有価証券、トレーディング目的で保有するデリバティブならびにトレーディング貸出金が含まれている。この中には、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示された貸出コミットメントが含まれる。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産 - 当行グループは、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれのビジネス・モデルにも該当しないトレーディング以外の金融資産を「その他」のビジネス・モデルに割り当て、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。当該金融資産には、主として公正価値で管理されるリバース・レポ契約が含まれる。さらに当行グループは、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当する、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない金融資産を、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類している。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - 指定しなかった場合には後に償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定することになる一部の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。ただし、その指定が測定上もしくは認識上の不一致を解消または著しく減少させる場合に限る。当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で分類され、測定される。

FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカунツの償却は、純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

当行グループは、FVOCIで測定するものとして分類された金融資産を取引日に認識している。

トレーディング以外の資本性金融商品をFVOCIとして指定することは可能である。ただし、当行グループによるこの区分の使用は限定的になる見込みであり、現在まで使用されていない。

償却原価で測定する金融資産

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時に公正価値で測定される。その後、帳簿価額から元本の返済を控除し、実効金利法による償却累計額を加減する。当該金融資産は、IFRS第9号の予想信用損失モデルに基づき減損の評価が行われる。このモデルでは、将来の予想信用損失に基づき引当金が認識される。当行グループの金融商品の減損に関する方針の詳細は、「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額（IFRS第9号）」の項に記載されている。当行グループは、償却原価で測定する金融資産を取引日に認識している。

償却原価で測定する金融資産には主に、償却原価で測定する貸出金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券、借入有価証券および「その他の資産」に表示される一部の債権が含まれる。

金融資産および金融負債の条件変更

金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと当初の実効金利で割り引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された当該金融資産は、引き続き当初のEIRで利息が発生する。条件変更により認識が中止される場合、当初の商品の認識が中止され、新たな商品が公正価値で認識される。

組成以降、信用リスクの著しい増大を経験しておらず、その金融資産を早期に解約するための容易に行使可能な権利を有している債務者と非信用関連または商業的な再交渉が行われた場合は、当初の取決めの認識が中止され、新たに交渉された取引条件に基づく新規の金融資産が認識される。

信用関連の条件変更（すなわち、契約開始以降の信用リスクの著しい増大による条件変更）または債務者が早期に解約するための容易に行使可能な権利を有していない条件変更に関して、当行グループは、その条件変更によって金融資産に重大な条件変更がなされ、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融資産の認識は中止されず、上述の認識が中止されない条件変更として会計処理される。

変更が重要であると判断された場合、旧商品の認識が中止され、新たな商品が認識される。当行グループはその後、12ヶ月間の予想信用損失に基づく信用損失引当金を認識する。ただし、条件変更により当初の金融資産の認識が中止され、その後、新たな金融資産が当初認識時に信用減損していたことを示す証拠がある場合、新たな金融資産は組成時に信用減損している金融資産として認識され、当初ステージ3に分類される（後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項を参照のこと。）。

金融負債の条件が再交渉または条件変更された場合、当行グループは、その条件変更によって金融負債に重大な条件変更がなされ、そのために認識が中止されるかどうかについて評価する。この評価には、契約条件変更に係るキャッシュ・フロー変動による影響の定量的評価と、さらに必要な場合、契約条件変更による影響の定性的評価が含まれる。これらの条件変更が重要でないと判断された場合、その金融負債の認識は中止されず、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。認識中止の場合は、当初の金融負債の認識が中止され、新たな負債が公正価値で認識される。

貸出コミットメント

貸出コミットメントは、「その他」のビジネス・モデルに割り当てられ、トレーディング目的で保有するデリバティブとして表示されている場合を除き、オフバランス項目のままである。当行グループは、オフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利または信用スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、後述の「貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額」の項に明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントは、IFRS第9号の減損モデルの範囲に含まれる。

金融負債

IFRS第9号の下で、金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定されるが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については異なる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、トレーディング負債、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および非参加型投資契約（以下「投資契約」という。）が含まれる。IFRS第9号に基づき、これらは公正価値で計上され、実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債について、当行グループ自身の信用の要素に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識する。

当行グループは、純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融負債を取引日に認識している。

利付負債に係る利息は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に対する利息費用として表示されている。

トレーディング負債 - 発行債務から生じる金融負債は、短期の買戻しを主な目的として組成または負担された場合、トレーディング目的保有に分類される。トレーディング負債は、主にデリバティブ負債（一部の貸出コミットメントを含む。）およびショート・ポジションから成る。また、この中には、資金調達によって生じた貸出金が「その他」のビジネス・モデルに割り当てられることから、未利用の貸出コミットメントがトレーディング目的で保有するデリバティブに分類される貸出コミットメントも含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - トレーディング負債の定義を満たさない一定の金融負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。（１）その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、（２）金融負債から成るグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは（３）その商品が一つまたは複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。（a）当該組込デリバティブが、契約で要求されていたキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは（b）ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。）。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債には、レボ契約、貸出コミットメントおよび仕組債が含まれている。

投資契約 - 当行グループの投資契約はすべて、当行グループが保有する特定の資産に対応するユニット・リンク契約である。当行グループは、こうした契約により投資契約負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。投資契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。契約負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属する投資収益は、連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高

に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

組込デリバティブ

ハイブリッド金融負債契約の中には、デリバティブ部分とデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は金融負債の主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、金融負債の主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド金融負債契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識される。金融負債の主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、金融負債の主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド金融負債商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。当行グループは、償却原価で測定する金融負債を取引日に認識している。

金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当行グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、レボ契約およびリバース・レボ契約に関連している。詳細な情報については、注記17「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。

当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

- 金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定のマーケット・リスク（もしくは複数のマーケット・リスク）または特定のカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。
- 公正価値が経営幹部に対して提供されている。
- 金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ・インプットは、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価管理プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級経営陣に対して報告される。専門家モデル検証および評価管理グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは、通常僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ・インプットが活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品、および一部または全部のパラメータ・インプットの流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のためのインプットは、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法へのインプットに従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル１）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル２）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル３）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てるべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することにより、レベル３の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定する金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価管理ならびに定量的開示の詳細については、注記13「公正価値で計上される金融商品」および注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

取引日利益の認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値が、活発な市場における市場相場価格から入手される場合、または他の観察可能な現在の市場取引との比較により裏付けられる場合、あるいは観察可能な市場データを組み込んだ評価手法に基づいている場合に、取引日利益が認識される。評価技法で使用された重要なインプットに観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となった時に連結損益計算書に認識される。

重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、基礎となる金融商品の評価技法に重要かつ観察不能なインプットがあるか否かの判定において要求される（金融商品の公正価値の決定の際に要求される経営陣の判断については、「公正価値の決定」の項を参照のこと。）。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および／またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に含まれる。

ヘッジ会計

IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定したため、2018年1月1日現在、IFRS第9号のヘッジ会計を適用していなかった。当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠し、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。

会計目的上、当行グループは、以下の各種ヘッジを取引日に認識している。

- 公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、またはヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベシス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識が中止される場合にはいつでも、あらゆるベシス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含まれる。

- 将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に組み替えられる。したがって、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮定の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ただし、ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に組み替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額の関連する金額は、予定取引からの利益もしくは損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に組み替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、その他の収益に組み替えられる。

- 在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、外貨換算調整勘定としてその他の包括利益に計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に振り替えられる。

貸出金の減損およびオフバランス信用損失引当金繰入額

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての信用エクスポージャーならびに貸出コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。下記の減損方針において、これらの金融商品は「金融資産」と呼ばれる。

IFRS第9号の下での減損損失の決定には、潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時に引当金を計上する予想信用損失（以下「ECL」という。）モデルが使用される。

予想信用損失決定への段階アプローチ

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では信用減損していない金融資産の減損について、3段階のアプローチを定めている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- ステージ1：当行グループは、すべての金融資産について12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- ステージ2：当行グループは、信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のデフォルト発生確率、全期間のデフォルト時損失率およびデフォルト時エクスポージャーに基づくECLの決定が必要となる。この段階では、組成または購入時からの信用リスクの増大と、ステージ1の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- ステージ3：当行グループは、信用減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。当行グループの債務不履行の定義は、規制上の定義と整合している。当初認識時の信用減損金融資産はステージ3に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。これらの購入または組成した信用減損（以下「POCI」という。）資産の会計処理については、以下で詳述する。

ECLは、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）という3つの主要構成パラメータを使用して算定される。これらのパラメータは通常、内部で開発された統計モデルと、マクロ経済データを含む過去、現在および将来予測的情報を組み合わせることで導き出される。12ヶ月間のPDおよび全期間のPDはそれぞれ、貸借対照表日現在の状況および信用リスクに影響を与える将来の経済状況に基づいて、金融商品の今後12ヶ月間および予想残存期間に予想される一時点でのデフォルト確率を表している。LGDは、担保の軽減効果、実現時の期待価値および貨幣の時間的価値を織り込んだ、債務不履行時の予想損失を表している。EADは、債務不履行時の予想エクスポージャーを表し、貸借対照表日から債務不履行事象までの元本および利息の返済と、予想される限度枠の利用を織り込んでいる。

将来予測的な情報は、マクロ経済予測に基づく複数年のPDカーブに対する調整として、当行グループの信用損失引当金の測定に織り込まれている。

当行グループのECLモデルは、ステージ1とステージ2のすべての金融資産、ならびに同質のポートフォリオ（すなわち、信用リスク特性が類似したリテールおよび小規模事業に対する貸出金）内のステージ3の金融資産に対する信用損失引当金の算定に用いられる。ステージ3に含まれる当行の同質でないポートフォリオにおける金融資産およびPOCI資産に対する信用損失引当金は、信用責任者により個別に決定される。

信用リスクの著しい増加

金融商品の信用リスク（すなわち、債務不履行リスク）が当初認識時以降に著しく増加しているか否かを決定する際に、当行グループは、関連性があり、かつ過度の費用および努力なしに入手できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来予測的な情報（マクロ経済要因を含む。）に基づく定性的情報および定量的情報が含まれる。著しい信用悪化の評価は、12ヶ月間のECLに基づく引当金の測定から全期間のECLに基づく引当金（すなわち、ステージ1からステージ2）への移行を決定する上で重要である。

信用リスクの著しい増大があったかどうかを判断するための当行グループの枠組みは、内部の信用リスク管理（以下「CRM」という。）プロセスと整合しており、以下を利用している。

- 格付関連指標 - 報告日現在の全期間のデフォルト確率（PD）と当初認識日現在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための基準値を決定する。
- プロセス関連指標 - 既存のリスク管理指標を使用したもので、経営陣の見解では金融資産の信用リスクが著しく増加した状況を表す。この中には、信用ウォッチリストに追加された債務者、強制的にワークアウト手続きに移管された債務者、支払が30日以上延滞している債務者、または支払猶予となった債務者が含まれる。

これらの指標は、リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項で詳述されている。

ステージ3の信用減損金融資産

当行グループはIFRS第9号に基づき、信用減損の定義を、自己資本規制178項に基づき規制目的上で債務不履行となった金融資産と整合させている。

金融資産が信用減損しているためにステージ3にあるか否かの判断では債務不履行リスクのみに焦点を当て、担保または保証等の信用リスク軽減策の影響を考慮しない。特に以下の場合に金融資産は信用減損し、ステージ3にあるとする。

- 当行グループが、債務者が当行グループに対する信用債務を支払う可能性は低いと考えている。判断には、経済的または法的理由から、信用減損の定性的指標である譲歩を借手に与える支払猶予が含まれる場合がある。
- 債務者による契約上の元本または利息の支払いが90日以上延滞している。

信用減損したとみなされる金融資産について、ECL引当金は当行グループが被ると予想される損失額をカバーする。ECLの見積りは、同質でないポートフォリオの場合は個別に、同質のポートフォリオの場合は当行グループのECLモデルを通じて、ポートフォリオに基づくパラメータをこれらのポートフォリオの個々の金融資産に適用することによって行われる。この見積りには、シナリオに応じて調整した割引キャッシュ・フローの使用が含まれる。

ECLの算定時に、将来の経済状況の予測が考慮される。全期間の予想損失は、契約に基づき当行グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当行グループが受け取る見込みであるキャッシュ・フローとの差額に確率加重した現在価値に基づいて見積もられる。

金融資産は、信用損失引当金を計上しない（すなわち、減損損失が発生する見込みがない）ものの、信用減損しておりステージ3にあると分類される場合がある。これは、担保の価値による。当行グループの自動化されたECLの算定は月次で行われるが、当行グループの同質でないポートフォリオについて、ステージ3のECLの個別の評価は、少なくとも四半期ごとに実施しなければならない。

ステージ3の購入または組成時の信用減損金融資産

金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠がある場合、購入または組成時に信用減損しているとみなされる。このような信用減損した金融資産は、POCI金融資産と呼ばれる。POCI金融資産は、全期間予想信用損失を反映して測定され、全期間予想信用損失のその後の変動はすべて、プラスかマイナスかにかかわらず、信用損失引当金の構成要素として損益計算書に認識される。POCI金融資産は、その金融資産の全期間にわたりステージ3にのみ分類可能である。

償却

当行グループは、回収の合理的な見込みがない金融資産の総帳簿価額を減額する。償却は、金融資産全体に関連する場合も、その一部分に関連する場合もあり、認識中止の事象に該当する。当行グループはこの決定に際し、以下を含むが、これらに限定されないあらゆる関連情報を考慮している。

- 当行グループによる担保権実行によっても回収ができない、または回収できない確率が高い。
- 相当の額が回収されていない、または今後回収されない担保権の抹消。
- 今後の回収が合理的に予想されない状況がある。

債権回収のために借手に対して起こした法的手続が決着する前に償却することは可能であり、債権を回収する当行グループの法的権利が償却によって喪失することはない。

IFRS第9号モデルで使用される金利

ECLの算定においては、当行グループはIFRS第9号に従い、EIRの近似値を適用する。これは通常、約定金利（以下「CIR」という。）であり、EIRと大きく異なるものではない。CIRは、ECLモデル、利息の認識およびECLの割引において一貫して用いられているため、適切な近似値であるとみなされる。

減損分析において考慮される金融資産の担保

IFRS第9号は、担保およびその他の信用補完から予想されるキャッシュ・フローをECLの計算に反映させるよう求めている。担保および保障に関する主要な点は、以下のとおりである。

- 担保の適格性。つまり、どの担保をECLの計算に考慮すべきか。
- 担保の評価。つまりどの担保（清算）価値を使うべきか。
- 取引期間にわたり利用可能な担保の金額の予想。

これらの概念の概要は、リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項に詳述されている。

重要な会計上の見積り - 金融資産の減損に関連する会計上の見積りおよび判断は、重要な会計上の見積りである。というのは、使用される基礎となる仮定は、每期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これはとりわけ、経済および金融が不確実な状況と、予想キャッシュ・フローの進展および変更がより急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る状況下で将来予測的な情報およびシナリオを推定する際に、特に必要となる。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

ステージ3の同質ではない貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

ステージ1およびステージ2の予想信用損失、およびステージ3のうち同質である貸出金の減損引当金の決定は、当行グループのECLモデルを使用して算定される。当該統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について、定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。以下の重要な会計上の見積りに関する経営陣の判断が要求される。

- 将来予測的な情報：主要なマクロ経済変数（MEV）は、量的および定性的判断のバランスを反映して識別される。MEVの精度を評価するためにバックテストやモデルの感応度といった統計分析が実施される一方で、信用責任者による専門家のインプットを使用することで、経営陣はモデルの全般的な動きに対する確証を得ることができる。最終的なモデルのパラメータ化は、内部ガバナンス・フォーラムにおける影響のレビューおよび検証、ならびにモデル・リスク管理機能により独立して実施された検証に基づき行われる。さらに、予想信用損失の算定において経営陣の最善の見積りがECL引当金に反映されるように、モデル変更の一環として行われたモデルテスト分析および継続的なモニタリング・フレームワークによって、見積アプローチの概念的な健全性が確保されている。
- 信用リスクの著しい増加：リスク・レポートの「IFRS第9号の減損アプローチ」の項に記載のとおり、当行グループは金融資産の信用リスクが当初認識後に著しく増加したかを決定するために、格付関連指標を使用している。同質でないポートフォリオ内の金融資産については、格付けは信用責任者による専門家の判断に基づき取引相手ごとに個別に決定される。同質のポートフォリオ内の金融資産については、（顧客関係が多いため）格付けプロセスは大部分が自動化され、信用責任者が個別の取引相手に対する判断を要求されることは少なくなっている。同質のポートフォリオと同質でないポートフォリオのいずれも、金融資産の信用リスクが著しく増加したかを決定するための格付関連指標は、報告日現在の全期間のPDと当初認識日現在の全期間の予想PDを比較するモデルに基づき、その後は分位点アプローチを適用して金融資産がステージ2へ移行するトリガー・ポイントを定義するための基準値を決定する。ステージ2の基準値を定義するための分位点は、当行グループのリスク機能の特定分野の専門家によって決定される。これは当行グループのIFRS第9号のフレームワークにおける重要な判断の一つであり、年に1回詳細なステージ移動分析、過去の動きとのベンチマーク調査および同業他社との比較を基にレビューが行われる。
- 同質のポートフォリオに対するステージ3のデフォルト時損失率（LGD）の設定：当行グループの同質のポートフォリオについて、時間経過に部分的に依拠したLGD（回収の見込みが低いほど顧客の債務不履行期間が長いことを反映し、それによって担保付と無担保のエクスポージャーを区別している。）に基づく自動化プロセスにより、ステージ3の信用損失引当金が決定される。LGDは、当行グループが過去数十年間で蓄積してきた損失の実績、売却された不良債権のポートフォリオの市場価格の実績および専門家の判断を用いて調整される。重要性の低いポートフォリオの場合、経験に基づくLGDの調整、特に主要インプットの一つである顧客のキュアレートの決定は、部分的に信用責任者の専門家の判断により裏付けられる。LGDの設定は年1回検証され、通常、モデル・リスク管理機能の一環である当行グループの独立したモデル検証プロセスによるレビューが行われる。
- モデル調整：当行グループは、ECLの算定における主要なインプットを定期的にレビューし、潜在的なモデルの不正確性について議論し、オーバーレイの形式で是正措置の必要性を評価する。オーバーレイは、モデルに反映される経営陣の判断の重要なアウトプットである。四半期ごとに上級経営陣のフォーラムで、オーバーレイの認識および/または戻入れの必要性を議論する。この議論は、特定のトリガー・ポイントを考慮したオーバーレイを必要とする可能性のある根拠の概要に基づいて行われる。オーバーレイ実施の最終決定は、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）とチーフ・リスク・オフィサー（CRO）が共同で行う。

定量的開示は、注記18「貸出金」および注記19「信用損失引当金」ならびにリスク・レポートにおける「IFRS第9号に基づく減損」の「モデルの感応度」に記載されている。

金融資産および負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一件または複数件の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で、当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効した時に認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

特定のOTCデリバティブ契約ならびに中央清算機関や取引所を通じて清算されるほとんどの上場先物およびオプション契約では、未決済のデリバティブの現在価値に対する法的または経済的決済を表す変動証拠金が日次ベースで支払または受取られているため、関連するデリバティブ金融資産および金融負債の認識が中止される。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「リバース・レボ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レボ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。

IFRS第9号に基づき、当行グループは公正価値ベースで管理されるリバース・レボのポートフォリオをその他のビジネス・モデルに割り当て、これを「強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産」として分類している。

リバース・レボに係る利息収益およびレボに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

借入有価証券および貸付有価証券

借入有価証券取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。貸付有価証券取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

当行グループは、現金貸出額または現金受取額を、連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上している。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識を中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記20「金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスク・フリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかのいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が事業体の事業をどのように監視しているかや、経営陣が事業体の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含められる。

コーポレート資産は、合理的かつ一貫して配分可能な場合、CGUに配分される。それが不可能な場合、コーポレート資産を含めずに個別のCGUの評価が行われる。その後、合理的かつ一貫して配分可能な最小限のCGUのグループごとに評価が行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から20年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかとみなされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費、ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費、ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合は随時、減損テストが行われる。

重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法（コスト・アプローチ等）またはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを非常に重要と考えている。

定量的開示は、注記23「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要なとされる対価の最善の見積りである。

引当金の決済に必要とされる一部または全部の経済的便益が第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には、資産が認識される。

当行グループが不利な契約を有している場合、当該契約に基づく現在の債務は引当金として認識、測定される。不利な契約とは、契約の債務を履行するために不可避なコストが、当該契約により受領が見込まれる経済的便益を上回る契約を言う。

重要な会計上の見積り - 訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟および規制上の手続から発生する可能性のある潜在的損失について、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の見解を考慮した上で、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に伴う不確実性に関する追加情報については、注記27「引当金」を参照のこと。

法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含まれた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、純損益に認識される。ただし、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。上記の要件の例外として、企業は第2の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産および負債については、認識も開示もしない。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、（1）それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、（2）相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ（3）それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、金融資産（FVTOCIに分類される。）の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。過去の税金負担実績の分析には、報告日現在、過去の利益の期間または直近の損失の実績があるかどうかとも含まれる。過去の利益の期間または直近の損失の実績は、税引前損益から永久差異を調整した金額に基づき決定され、通常、当期および直前の2事業年度をカバーする。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、過去の税金負担実績の変更または将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産の帳簿価額が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

また、見積りの使用は、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金の算定においても重要である。当行グループは、IAS第12号「法人所得税」およびIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、不確実な法人所得税ポジションから生じる可能性のある潜在的損失に係る引当金を見積り、計上している。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な負債が大きく異なる可能性がある。

当行グループの法人所得税に関するさらなる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記34「法人所得税」を参照のこと。

企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは、発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金（以下「APIC」という。）に報告される。

売却目的保有の非流動資産

個々の非流動資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならず、実質的に規制当局の承認待ちのものがいない状態である必要がある。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と処分コスト控除後の公正価値のいずれかが低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。基準を満たす金融資産および負債は、引き続きIFRS第9号に準拠して測定される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は表示されない。

土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア（オペレーティング・システムのみ）を含んでいる。使用権資産は、当行グループの連結貸借対照表上、土地建物および設備に含めて表示されている。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間が当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から25年）のいずれかが短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）を見積らなければならない。回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入された場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

供与された金融保証

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれかが高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績に基づき経営陣により決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用損失引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

購入した金融保証

購入した金融保証は、その金融保証が、回収のために保有（HTC）または回収し、売却するために保有（HTC&S）のビジネス・モデルを伴う負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結したものである場合、IAS第37号に基づく補填が生じるとみなされる。その結果、購入した金融保証により当行グループが被った損失の補填を受けることがほぼ確実である場合には、予想信用損失のその後の増加に関して補填資産を認識する。したがって、借手の信用リスクが著しく低下した場合、全期間の予想信用損失と同額の補填資産が認識され、当行グループの連結貸借対照表のその他の資産に表示される。これに対応する補填利得は、当行グループの連結損益計算書に信用損失引当金の減少として認識される。

HTCまたはHTC&Sのビジネス・モデルに割り当てられる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、当行グループが発行するローン担保証券（CLO）に組み込まれる場合がある。こうした組み込まれた保証は、補填資産として個別に会計処理されず、償却原価で保有するCLOの負債の一部として会計処理される。当行グループは、CLOに組み込まれた金融保証の対象となる借手の信用リスクが著しく増大した場合、当該CLOからの契約上の払戻額（このような組み込まれた保証からの便益を含む。）の見積りを定期的に修正する。この修正は、（CLOによる保証の範囲内で）当該負債性金融商品の全期間の予想信用損失に基づいている。

その他のビジネス・モデルに含まれる負債性金融商品からの信用エクスポージャーを軽減する目的で締結した購入金融保証は、純損益を通じて公正価値で会計処理される。

リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。その他のカテゴリーは、社用車および技術・IT機器である。

当行グループはリース料の現在価値の計算において、リースの計算利率が容易に算定できないため、リース開始日現在の追加借入利率を使用している。リース開始日後のリース債務の金額は、利息の増加を反映して増加し、リース料の支払いに伴い減少する。さらに、条件変更、つまりリース期間の変更またはリース料の変更（リース料の算定に使用される指数またはレートの変更による将来のリース料の変更等）があった場合、リース債務の帳簿価額は再測定される。

使用権資産は、各四半期報告日に、減損の兆候の有無について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値）を見積らなければならない、回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用権資産は個別のキャッシュ・フローを生み出さないため、使用価値の算定にあたり、当行グループは合理的に得ることのできるサブリースの収益を考慮する。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

当行グループは、使用権資産を「土地建物および設備」に、リース債務を「その他の負債」として計上している。

当行グループは、当行グループの短期リース（開始日からのリース期間が12ヶ月以内であるリース）に、短期リースに関する認識の免除を適用している。また、少額とみなされる技術・IT設備のリースに、少額資産のリースに関する認識の免除を適用している。短期リースおよび少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。

従業員給付

年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため、予測単位積増方式を用いて評価される。この方法においては、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者のインデックス・データの提供者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。

その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同

様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関するさらなる情報については、注記33「従業員給付」を参照のこと。

解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割り引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金（以下「APIC」という。）に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は、支払時までその他の負債に含まれる。

その他の繰延報酬制度

その他の繰延報酬制度の報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。認識される額は、関連する制度に基づき支払われると見込まれる金額の現在価値に基づき、各報告日に再測定される。最終的に認識される報酬費用の累積額は、交付された現金または各金融商品の公正価値と同額である。

政府補助金

当行グループは、当該補助金を受領し、また、当該補助金に付随する条件を満たすという合理的な確証がある場合に政府補助金を認識する。便益は、当行グループが補助金により関連するコストの補填を受ける予定の期間にわたり、認識され、関連費用の減少として表示される。

当行グループは、TLTRO の下での借入から発生した当初の便益を、IAS第20号に基づく市場金利以下の貸出金による政府補助金とみなし、その後の便益をIFRS第9号に基づき認識している。2022年11月23日より、残るすべてのTLTRO オペレーションに係る現在の金利は、適用されるECBの主要金利の平均に連動する。

当行グループがTLTRO 資金供給プログラムに関して認識する便益についての詳細は、注記05「純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）」を参照のこと。

普通株式に係るオプションおよび先渡契約

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書は間接法により作成される。これは、営業活動における非資金取引について当期純利益（損失）を調整し、キャッシュ・フローの分類を、事業に最も適切なビジネス・モデルおよび関連する活動に基づき、営業活動、投資活動または財務活動に区分したものである。

連結キャッシュ・フロー計算書上、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は、現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

様々な状況で、ドイツ銀行が保有する現金および現金同等物の残高を当行グループが利用できない場合がある。こうした例には、当行グループまたはその子会社が一般用途で利用できないように為替管理またはその他の法的規制を適用している国で営業活動を行う子会社が保有する現金および現金同等物がある。

顧客に資金調達を提供するというドイツ銀行のビジネス・モデルの性質上、長期債務に関連するキャッシュ・フローは当行の営業活動を支えるため、営業活動の構成要素として含まれる。対照的に、自己資本取引に関連するキャッシュ・フローならびに劣後長期債務および信託優先証券は、連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動として表示される。これらの金融商品のキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なるものと捉えられる。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

当行グループの当期純利益（損失）に対する一部の非資金取引の調整には、信用損失引当金繰入額、再編費用、繰延税金および減損、減価償却、償却ならびにアクリーションが含まれ、ヘッジ調整の償却も含まれている。

区分がより困難なその他の非資金取引については、営業資産および負債の貸借対照表科目に係るすべての変動は営業活動に含まれ、当期純利益（損益）に認識された金額と相殺される。例えば、純損益を通じて公正価値で保有するトレーディング資産およびトレーディング負債に係る未実現の公正価値の変動は営業活動に含まれ、資金と非資金の変動間で区別されていない。これは、取引の通貨を事業体の機能通貨に換算する際に損益計算書に認識される為替変動にも適用される。これらの非資金項目の為替変動は、営業活動において該当する資産または負債の項目に含まれる。

また、公正価値ヘッジ会計の適用により発生する、デリバティブ以外の金融商品（償却原価で測定する貸出金、預金および優先長期債務等）の帳簿価額に対するヘッジ調整は、非資金調整項目として個別に開示されることはないものの、営業活動における個別の貸借対照表科目に含まれる。これらの金額は営業活動において、当期純利益（損失）に認識される非資金項目の金額に対して相殺される。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、当行グループの報告通貨への換算の影響、貸出金の償却総額および当行グループの連結事業体の変更に伴う変動といった一部の非資金項目を除外しているため、期間ごとの連結貸借対照表における変動とは必ずしも一致しない。

営業活動において表示される「その他、純額」には主に、（i）ヘッジ対象が投資活動に表示されるものの、ヘッジ手段が営業活動に表示される場合のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計または一部の公正価値ヘッジ関係の適用に係る変動、および（ii）当行グループの連結損益計算書に認識される、当行グループの貨幣性の内部取引に係る非資金関連の為替換算影響額の変動が含まれる。これには、投資活動に含まれる、一部の貸借対照表科目に係る取引通貨から機能通貨への為替換算影響額も含まれる。

02 -

最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

最近適用された会計基準書

2024年度に当連結財務諸表の作成上適用された、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

IFRS第16号「リース」

2024年1月1日、当行グループはIFRS第16号「リース」の修正を適用した。これは、IFRS第15号に基づき売却として会計処理される要件を満たすセール・アンド・リースバック契約を、売手である貸手がどのように事後測定するかを明確化したものである。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

IAS第1号「財務諸表の表示」

2024年1月1日、当行グループはIAS第1号「財務諸表の表示：負債の流動・非流動の分類」の修正を適用した。当該修正は、負債の流動・非流動の分類は報告期間末時点で存在する権利に基づくことを明確化している。また、当該修正は、事業体が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みにより分類が影響を受けないことを明確化しており、決済が現金、資本性金融商品、その他の資産またはサービスの相手方への移転を指すことを明確化している。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

2024年1月1日、当行グループはIAS第1号の追加修正を適用した。これは、特定の状況において負債およびその他の金融負債を事業体がどのように流動または非流動負債として分類するかについての上述の要件を修正したものである。これに伴い、事業体が報告日以前に遵守しなければならない条項のみが、流動または非流動負債の分類に影響を及ぼすことが明確化されている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

新しい会計基準書

2024年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当連結財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は、以下のとおりである。

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」

2023年8月、IASBは「交換可能性の欠如（IAS第21号の修正）」を公表した。これには、通貨に交換可能性がある場合を特定し、交換可能性がない場合にどのように為替レートを決定するかの指針が含まれている。また、通貨に交換可能性がない場合の追加的情報の開示も要求している。当該修正は、2025年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。

IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」

2024年4月、IASBはIAS第1号「財務諸表の表示」に代わる新基準であるIFRS第18号「財務諸表における表示および開示」を公表した。この新基準には、損益計算書の構成および経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示要求についての新たな指針が含まれる。当該新基準は、2027年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは現在、IFRS第18号が当行グループの連結財務諸表の表示に与える影響を評価している。当該新基準は、EUの承認をまだ受けていない。

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBはIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。この新基準は、子会社がIFRS会計基準を財務諸表に適用する場合、削減された開示事項を記載することを認めている。当該新基準は、2027年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは、IFRS第19号が当行グループの子会社の開示要求に重大な影響を与えないと見込んでいる。当該新基準は、EUの承認をまだ受けていない。

IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第7号「金融商品：開示」

2024年5月、IASBは、IFRS第9号「金融商品」の分類および測定の要求事項の適用後レビューにおいて認識された事項に対応するため、「金融商品の分類および測定の修正（IFRS第9号およびIFRS第7号の修正）」の修正を公表した。当該修正は、電子送金システムを通じて負債を決済する際、特定の基準を満たす場合、決済日前に金融負債（またはその一部）の認識を中止することを認めている。さらに、当該修正は、基本的な融資の取り決め、ノンリコース特性を有する資産および契約上リンクしている商品に関する指針を拡大している。また、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変える可能性のある契約条件に関する開示が修正されている。当該修正は、2026年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは現在、当該修正が金融商品の分類および測定ならびにその開示に与える影響を評価している。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

IFRSの年次改善

2024年7月、IASBは、IASBの年次改善プロジェクトの結果、複数のIFRS基準に対する修正を公表した。これらはIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第7号「金融商品：開示」および付属する「IFRS第7号に関する適用指針」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」ならびにIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に関する用語の変更および本文の修正から成る。当該修正は、2026年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

自然依存電力を参照する契約

2024年12月、IASBは、自然依存電力を参照する契約に関して認識された事項に対応するため、「自然依存電力を参照する契約（IFRS第9号およびIFRS第7号の修正）」を公表した。IFRS第9号の自己使用要件の修正では、事業体は、電力源が自然依存であるかを検討しなければならないという要素が含まれる。IFRS第9号のヘッジ会計要件の修正では、事業体が、予想電力取引量が変動する自然依存の再生可能電力の契約を、ヘッジ対象項目として利用すること、およびヘッジの有効性を測定するために使用することが認められる。IASBはさらに、IFRS第7号およびIFRS第19号を修正し、特定の性質を持つ自然依存電力に関する契約の開示要件を導入する。これらの修正は、2026年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは電力購入契約に関して重大なエクスポージャーを有していないため、当行グループの連結財務諸表に重大な影響はないと予想している。これらの修正は、EUの承認をまだ受けていない。

03 -

取得および処分

企業結合

2024年度および2022年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

2023年4月、ドイツ銀行は、Numis Corporation Plc（以下「Numis」という。）を全額現金で取得することに合意したことを発表した。2023年10月13日、当該取得は完了し、ドイツ銀行は現金購入価格460百万ユーロ（397百万英ポンド）でNumisの株式100%を取得した。Numisの取得後、識別可能な取得資産および引受負債の取得日現在の公正価値の算定は、2023年度第4四半期に最終化され、その詳細は以下の表に記載されている。その他の無形資産には、顧客関係（56百万ユーロ）および商標（27百万ユーロ）が含まれる。取得原価の配分において識別された235百万ユーロののれんは、主にシナジーにより期待される将来の経済的便益と人的資本の価値を表していた。

取得日現在の識別可能な取得資産および引受負債の公正価値

単位：百万ユーロ	2023年10月13日 現在
移転された現金対価	460
移転された対価合計	460
識別可能な取得資産および引受負債の認識額：（注1）	
インターバンク預け金（中央銀行以外）	126
借入有価証券担保金	10
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	44
土地建物および設備	53
その他の無形資産	84
その他のすべての資産	410
取得資産合計	727
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	14
その他のすべての負債	488
引受負債合計	502
識別可能な純資産合計	225
のれん	235
識別可能な純資産および取得のれん合計	460

（注1）取得資産および引受負債の主な種類別。

ドイツ銀行は、Numisの取得により生じたのれんをインベストメント・バンク資金生成単位（CGU）に割り当てた。インベストメント・バンクCGUの評価により、取得後、Numisについて認識されたのれんは減損しているとみなされ、2023年度第4四半期に償却された（注記23「のれんおよびその他の無形資産」も参照のこと）。

処分

2024年度に行われた処分はなかったが、2023年度および2022年度において、当行グループはいくつかの子会社／事業の処分を完了した。これらの処分は主に、以前に売却目的保有として分類されていた事業であり、2022年度のBlackFinとのパートナーシップの一環であるDWSのデジタル投資プラットフォームの移転、およびイタリアでの金融アドバイザー事業のZurich Italyへの売却（売却に係る税引前利益312百万ユーロ）が含まれていた。2024年度、2023年度および2022年度において、これらの処分に対して受け取った対価総額（このうち現金）は、それぞれ3百万ユーロ（現金3百万ユーロ）、117百万ユーロ（現金99百万ユーロ）および488百万ユーロ（現金439百万ユーロ）であった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
現金および現金同等物	0	7	1,126
残りの全資産	0	105	659
処分資産合計	0	113	1,785
処分負債合計	0	213	1,676

事業セグメントおよび関連情報

ドイツ銀行のセグメント情報は、マネジメント・アプローチに従って作成されている。これは、最高経営意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、事業セグメントの経営成績を評価し、事業セグメントに資源を配分するために定期的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

事業セグメント

ドイツ銀行のセグメント報告は、当行グループの内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価およびそれらへの資源配分の基礎となっている。

当行の事業運営は、以下のセグメントから成る部門構造に基づき編成される。

- コーポレート・バンク
- インベストメント・バンク
- プライベート・バンク
- アセット・マネジメント
- コーポレートおよびその他

当行グループはコーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンク、アセット・マネジメント、ならびにコーポレートおよびその他のセグメントで構成される。

コーポレート・バンクは、インスティテューショナル・クライアント・サービス、コーポレート・トレジャリー・サービスおよびビジネス・バンキングの3つの顧客区分で収益を報告している。

インベストメント・バンクは、債券および為替（FIC）、オリジネーションおよびアドバイザリー、ならびにリサーチおよびその他の区分で収益を報告している。

プライベート・バンクは、ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングならびにパーソナル・バンキングの顧客区分で収益を報告している。

アセット・マネジメントは、マネジメント・フィー、運用報酬および取引手数料、ならびにその他の区分で収益を報告している。

コーポレートおよびその他には、個人向けの事業セグメントに配分されていない、一元的に計上される収益、費用および資源、ならびに当行グループのバランスシート・ヘッジに使用されるデリバティブについて生じる評価および期間差異が含まれる。これらは会計上の影響であり、評価損は基礎となる商品が満期に向かうにつれ、時間の経過とともに回収される見込みである。さらに、コーポレートおよびその他には、過年度においてキャピタル・リリース・ユニットとして報告されていたレガシー・ポートフォリオの財務上の影響が含まれている。

2022年度有価証券報告書において公表したとおり、2019年度から2022年度末にかけてリスク圧縮とコスト削減のマンデートを実行したことにより、キャピタル・リリース・ユニットは2023年度第1四半期より別個のセグメントとして報告されなくなった。残されたポートフォリオ、資源および従業員は、コーポレートおよびその他のセグメント内で報告される。この変更に伴い、これまでキャピタル・リリース・ユニットを除く当行グループを表していたコア・バンクとしての財務数値も、2023年度第1四半期より報告されなくなった。

さらに、当該報告期間中の経営陣の決定に基づき、さらなる部門変更が導入された。

過年度のセグメント情報は、現在の体制に合わせて表示されている。

事業セグメントの表示の変更

2024年度第1四半期より、インベストメント・バンクは、セールス／トレーディング（債券および為替）の名称を「債券および為替（FIC）」に変更し、債券および為替の収益構成に関する透明性を高めるため、「債券および為替：ファイナンス」と「債券および為替：ファイナンス以外」という追加のサブカテゴリーを導入した。オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、引き続き、債券オリジネーション、株式オリジネーションおよびアドバイザーのサブカテゴリーで表示される。さらに、リサーチの収益は、その他と合わせて「リサーチおよびその他」で報告される。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

2024年度第1四半期より、プライベート・バンクは、既存の顧客基盤を「パーソナル・バンキング」と「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」という2つの異なるグローバルの顧客セグメントに分類することにより、顧客重視のアプローチを採用している。このアプローチは、プライベート・バンク全体で、よりターゲットを絞った効果的な方法で顧客にサービスを提供するという意図を反映したものである。「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」は、プライベート・バンキング、富裕層および超富裕層の顧客、ならびに（「起業家向けバンキング」戦略を反映して）特定の国際ビジネスにおける法人顧客をカバーしている。「パーソナル・バンキング」顧客セグメントには、リテール顧客および富裕層顧客のほか、イタリアおよびスペインにおける商業銀行顧客（すなわち、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」顧客セグメントの一部としてカバーされていないすべての小企業顧客および小規模法人顧客）が含まれる。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

プライベート・バンクの新カバレッジ・エリアである「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」において、個人顧客は、投資アドバイスにこれまで以上に重点を置いた、より幅広い商品ラインナップの恩恵を受ける。その結果、プライベート・バンク（ドイツ）の要求払預金は、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」内の会計処理の整合性を確保するため、運用資産に組替えられた。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）が要求される。当該調整は、本注記中の「セグメント別の経営成績」の項に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。

当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。当行グループの内部管理報告は、セグメント負債または利息費用を個別に考慮していない。同様に、減価償却および償却、税金費用ならびにその他の包括費用は内部で個別に表示されないため、ここには開示されていない。

当行グループの経営管理報告において使用されている、IFRSに準拠しない会計処理方法は、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（インベストメント・バンク）ののに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用損失引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（コーポレートおよびその他で戻入）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその運営は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは、各事業セグメントの活動により使用または提供される資金の価値に従い、当行の内部資金移転価格のフレームワークに基づき、当行グループ外部からの純利息収益を配分している。さらに、自己株式による資金調達を行う法的に独立した事業単位を保有する競合他社との比較可能性を保つため、当行グループは、各事業セグメントの平均株主資本の割合に応じて、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の指標が、各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの指標を開示している。

平均株主資本の配分

株主資本は、各セグメントの所要規制自己資本に基づき当行グループのセグメントに全額配分される。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1 資本（CET 1）比率、当行グループのレバレッジ比率、および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの総合的な貢献を反映している。3つの要素それぞれへの貢献は、その相対的な重要性和当行グループに対する制約を反映して加重計算される。CET 1 比率およびレバレッジ比率に対する貢献は、リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ比率エクスポージャーを通じて測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの指標である。のれんおよびその他の無形資産は、配分された有形株主資本および各リターンの算定を可能にするために、当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本および有形株主資本は月次で配分され、四半期および通年にわたる平均値が算出される。

資本配分フレームワークの変更

2024年度より、ドイツ銀行はセグメント間の有形株主資本の配分を変更した。さらに当行は、これまで各セグメントに配分されていたドイツ銀行グループの科目に対する資本を、コーポレートおよびその他において保有することとなった。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。過年度の配分に対する調整は、セグメント別の有形資本利益率に影響を与えたが、当行グループの各指標は手法の変更の影響を受けていない。

ドライバーベースのコスト管理配賦手法の変更

当行は2023年度第1四半期に、個別の管理部門から発生するコストの配賦に関して、ドライバーベースのコスト管理手法を導入した。この新しい手法は、管理コストの発生原因に関する透明性を高め、セグメントごとのコストとサービスの消費とをより密接に結びつけることを目的としている。2023年度において、管理部門に関連するコストは、予実アプローチを用いて配賦された。ただし、技術開発コストは実際の費用に基づき各部門に配賦された。2024年度より、すべての管理コストは、実際のコストおよびサービスの消費に基づき各部門へ配賦された。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。手法の変更により、2023年度通年において、コーポレート・バンクで175百万ユーロの利息以外の費用が増加（税引前利益においてこれに対応する減少を認識）し、これに対応して、インベストメント・バンクで42百万ユーロ、プライベート・バンクで48百万ユーロ、アセット・マネジメントで0百万ユーロ、コーポレートおよびその他で84百万ユーロの利息以外の費用が減少（税引前利益においてこれに対応する増加を認識）した。2023年度における配賦の変更は、セグメント別の税引後平均有形株主資本利益率および費用収益比率に影響を与えたが、当行グループの各指標は手法の変更の影響を受けていない。

オペレーショナル・リスクRWAの配分フレームワークの変更

2024年度より、ドイツ銀行はオペレーショナル・リスクRWAを各セグメントに配分するための精緻化された、より詳細なフレームワークを導入した。セグメント別のRWAの指標は手法の変更による影響を受けており、2024年度第2四半期以降その影響はより顕著になっているが、当行グループのオペレーショナル・リスクRWAは変更の影響を受けていない。

戦略的流動性準備金に係る利得および損失の配分

2022年度第1四半期から、戦略的流動性準備金で稼得された各部門の年度内の利得または損失の配分手法が改善されている。新手法導入の一環として、年度内の利得および損失のボラティリティは、基礎となる各事業部門の業績をより正確に反映させるため、コーポレートおよびその他において一元的に管理されている。新手法の導入はグループ全体の収益または年間の業務分掌に影響を与えていない。そのため2022年度通年の業績への影響はなかった。

非課税有価証券

純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、インベストメント・バンクの非課税有価証券について、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示により、インベストメント・バンクの純利息収益は、2024年度通年において23百万ユーロ、2023年度通年において10百万ユーロ、2022年度通年において33百万ユーロ増加した。この増加は、コーポレートおよびその他における戻入を通じて、当行グループの連結数値において相殺されている。完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した主な税率は、2024年度、2023年度および2022年度において21%であり、米国非課税有価証券に関するものであった。

セグメント別の経営成績

以下の表は、当行グループの事業セグメント別の業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）を示すものである。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年度					連結合計
	コーポレー ト・バンク	インベストメ ント・バンク	プライバー ト・バンク	アセット・マ ネジメント	コーポレー トおよびその他	
純収益（注1）	7,506	10,558	9,386	2,649	-6	30,092
信用損失引当金繰入額	347	549	851	-1	83	1,830
利息以外の費用						
報酬および手当	1,603	2,682	2,934	919	3,593	11,731
一般管理費	3,481	3,979	4,372	904	-1,494	11,243

のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0	0
再編費用	-1	-0	-3	0	0	-3
利息以外の費用合計	5,084	6,661	7,304	1,823	2,099	22,971
非支配持分	0	5	0	194	-199	0
税引前利益（損失）	2,075	3,343	1,231	632	-1,989	5,291

資産（単位：十億ユーロ） （注2）	280	756	324	11	17	1,387
貸出金（貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ）	117	110	257	0	0	485
非流動資産への追加	12	3	160	30	1,884	2,091
預金（単位：十億ユーロ）	313	22	320	0	11	666
平均割当株主資本	11,682	23,672	13,990	5,329	10,089	64,763

リスク・ウェイトド・アセット（単位：十億ユーロ）	78	130	97	18	34	357
このうち：オペレーショナル・リスクRWA（単位：十億ユーロ）（注3）	11	15	14	5	13	58

レバレッジ・エクスポージャー算定値（単位：十億ユーロ）	339	593	336	10	38	1,316
従業員数（フルタイム換算）	26,317	20,107	37,072	5,169	1,088	89,753
税引後平均株主資本利益率 （注4、注5）	11.7%	9.1%	5.2%	8.0%	N/M	4.2%
税引後平均有形株主資本利益率 （注4、注5）	12.6%	9.4%	5.2%	18.0%	N/M	4.7%
費用収益比率（注6）	67.7%	63.1%	77.8%	68.8%	N/M	76.3%

（注1）以下を含む：						
純利息収益	4,960	3,398	5,786	25	-1,104	13,065
持分法適用投資による純利益（損失）	-1	-46	21	36	2	12
（注2）以下を含む：						
持分法適用投資	90	379	102	451	6	1,028

N/M - 表記するに値しない。

（注3）2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

（注4）2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

（注5）当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2024年12月31日終了年度：34%）を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

（注6）利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

2023年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・バンク	インベストメ ント・バンク	プライバー ト・バンク	アセット・マ ネジメント	コーポレー トおよびその他	連結合計
純収益(注1)	7,718	9,160	9,571	2,383	47	28,879
信用損失引当金繰入額	266	431	783	-1	26	1,505
利息以外の費用						
報酬および手当	1,530	2,526	2,805	891	3,378	11,131
一般管理費	3,122	4,091	4,696	934	-2,731	10,112
のれんおよびその他の無形資 産の減損	0	233	0	0	0	233
再編費用	-4	-3	228	0	-1	220
利息以外の費用合計	4,648	6,847	7,730	1,825	646	21,695
非支配持分	0	3	0	163	-166	0
税引前利益(損失)	2,804	1,879	1,058	396	-459	5,678
資産(単位：十億ユーロ) (注2)	264	658	331	10	49	1,312
貸出金(貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ)	117	101	261	0	0	479
非流動資産への追加	13	89	90	73	1,853	2,118
預金(単位：十億ユーロ)	289	18	308	0	7	622
平均割当株主資本	11,547	23,544	13,219	5,157	9,543	63,011
リスク・ウェイト・ア セット(単位：十億ユーロ)	69	140	86	15	40	350
このうち：オペレーショ ナル・リスクRWA(単位：十億 ユーロ)(注3)	6	22	8	3	19	57
レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(単位：十億 ユーロ)	307	546	339	10	39	1,240
従業員数(フルタイム換算)	25,439	20,063	38,411	4,963	1,254	90,130
税引後平均株主資本利益率 (注4、注5)	16.6%	4.8%	4.8%	5.1%	N/M	6.7%
税引後平均有形株主資本利益 率(注4、注5)	17.8%	4.9%	5.2%	12.0%	N/M	7.4%
費用収益比率(注6)	60.2%	74.7%	80.8%	76.6%	N/M	75.1%
(注1)以下を含む：						
純利息収益	5,115	3,013	6,156	-124	-557	13,602
持分法適用投資による純利 益(損失)	-6	-70	-5	42	2	-38
(注2)以下を含む：						
持分法適用投資	91	413	84	420	5	1,013

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2023年12月31日終了年度：14%)を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2023年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

(注6) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

2022年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・バンク	インベストメ ント・バンク	プライバー ト・バンク	アセット・マ ネジメント	コーポレー トおよびその他	連結合計
純収益(注1)	6,337	10,016	9,152	2,608	-902	27,210
信用損失引当金繰入額	335	319	583	-2	-9	1,226
利息以外の費用						
報酬および手当	1,416	2,379	2,783	899	3,235	10,712
一般管理費	2,790	4,061	4,193	883	-2,199	9,728
のれんおよびその他の無形資 産の減損	0	0	0	68	0	68
再編費用	-19	15	-113	0	-2	-118
利息以外の費用合計	4,187	6,455	6,863	1,850	1,035	20,390
非支配持分	0	15	0	174	-190	0
税引前利益(損失)	1,816	3,228	1,705	585	-1,739	5,594
資産(単位：十億ユーロ) (注2)	258	677	333	10	60	1,337
貸出金(貸倒引当金控除前、 単位：十億ユーロ)	122	103	265	0	-1	489
非流動資産への追加	3	4	177	41	2,267	2,494
預金(単位：十億ユーロ)	289	16	317	0	-1	621
平均割当株主資本	11,668	22,478	12,945	5,437	7,465	59,994
リスク・ウェイト・ア セット(単位：十億ユーロ)	74	139	88	13	46	360
このうち：オペレーショ ナル・リスクRWA(単位：十億 ユーロ)(注3)	5	23	8	3	19	58
レバレッジ・エクスポ ージャー算定値(単位：十億 ユーロ)	321	530	344	9	36	1,240
従業員数(フルタイム換算)	22,621	17,946	37,710	4,778	1,876	84,930
税引後平均株主資本利益率 (注4、注5)	10.3%	9.3%	8.6%	7.3%	N/M	8.4%
税引後平均有形株主資本利益 率(注4、注5)	11.1%	9.6%	9.2%	17.0%	N/M	9.4%
費用収益比率(注6)	66.1%	64.4%	75.0%	70.9%	N/M	74.9%
(注1)以下を含む：						
純利息収益	3,628	3,467	5,222	-65	1,399	13,650
持分法適用投資による純利 益(損失)	4	50	27	66	6	152
(注2)以下を含む：						
持分法適用投資	90	501	99	415	20	1,124

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注4) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注5) 当行グループ全体の税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2022年12月31日終了年度：マイナス1%)を反映している。セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2022年12月31日終了年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

(注6) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。

コーポレート・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2023年度から 2024年度の増加 (減少)		2022年度から 2023年度の増加 (減少)	
	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
コーポレート・トレジャリー・サービス	4,223	4,399	3,827	-176	-4	572	15
インスティテューショナル・クライアント・サービス	1,956	1,895	1,580	62	3	314	20
ビジネス・バンキング	1,326	1,424	930	-98	-7	494	53
純収益合計	7,506	7,718	6,337	-212	-3	1,381	22
このうち							
純利息収益	4,960	5,115	3,628	-154	-3	1,487	41
手数料およびフィー収益	2,434	2,328	2,356	106	5	-28	-1
その他の収益	111	275	354	-164	-59	-79	-22
信用損失引当金繰入額	347	266	335	81	30	-68	-20
利息以外の費用							
報酬および手当	1,603	1,530	1,416	73	5	114	8
一般管理費	3,481	3,122	2,790	359	12	332	12
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再編費用	-1	-4	-19	4	-86	15	-77
利息以外の費用合計	5,084	4,648	4,187	436	9	461	11
非支配持分	0	0	0	0	N/M	0	N/M
税引前利益(損失)	2,075	2,804	1,816	-729	-26	988	54
従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算)(注1)	7,943	7,682	7,332	261	3	350	5
従業員数(事業関連業務、フルタイム換算)(注1)	8,089	7,976	7,114	113	1	862	12
従業員数(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算)(注1)	10,285	9,781	8,175	504	5	1,606	20
従業員数合計(フルタイム換算)(注1)	26,317	25,439	22,621	878	3	2,818	12
資産合計(単位：十億ユーロ)(注1、注2)	280	264	258	16	6	6	2
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)(注1)	78	69	74	9	13	-5	-7
このうち：オペレーショナル・リスクRWA(単位：十億ユーロ)(注1、注3)	11	6	5	5	94	0	5
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)(注1)	339	307	321	33	11	-14	-4
預金(単位：十億ユーロ)(注1)	313	289	289	23	8	1	0
貸出金(貸倒引当金総額を含む、単位：十億ユーロ)(注1)	117	117	122	-0	-0	-5	-4
費用収益比率(注4)	67.7%	60.2%	66.1%	N/M	7.5ppt	N/M	-5.8ppt
税引後平均株主資本利益率(注5、注6)	11.7%	16.6%	10.3%	N/M	-4.8ppt	N/M	6.2ppt
税引後平均有形株主資本利益率(注5、注6)	12.6%	17.8%	11.1%	N/M	-5.3ppt	N/M	6.8ppt

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

- (注2) セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注4) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- (注5) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注6) セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

インベストメント・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2023年度から 2024年度の増加 (減少)		2022年度から 2023年度の増加 (減少)	
	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
債券および為替 (FIC)	8,610	7,893	8,861	717	9	-968	-11
債券および為替：ファイナンス ング	3,205	2,867	2,953	339	12	-86	-3
債券および為替：ファイナンス ング以外	5,405	5,026	5,909	378	8	-882	-15
オリジネーションおよびアドバイ ザリー	2,012	1,246	998	765	61	249	25
債券オリジネーション	1,290	843	412	447	53	431	105
株式オリジネーション	187	102	101	84	82	1	1
アドバイザリー	535	301	485	234	78	-184	-38
リサーチおよびその他	-64	21	157	-85	N/M	-136	-87
純収益合計	10,558	9,160	10,016	1,398	15	-856	-9
信用損失引当金繰入額	549	431	319	119	28	112	35
利息以外の費用							
報酬および手当	2,682	2,526	2,379	155	6	147	6
一般管理費	3,979	4,091	4,061	-111	-3	30	1
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	233	0	-233	N/M	233	N/M
再編費用	-0	-3	15	3	-98	-18	N/M
利息以外の費用合計	6,661	6,847	6,455	-186	-3	391	6
非支配持分	5	3	15	2	52	-12	-79
税引前利益 (損失)	3,343	1,879	3,228	1,463	78	-1,348	-42
従業員数 (フロント・オフィス、 フルタイム換算) (注1)	4,869	4,843	4,333	26	1	510	12
従業員数 (事業関連業務、フルタ イム換算) (注1)	3,129	3,120	2,811	9	0	309	11
従業員数 (全社共通インフラ割当 分、フルタイム換算) (注1)	12,109	12,101	10,802	8	0	1,299	12
従業員数合計 (フルタイム換算) (注1)	20,107	20,063	17,946	44	0	2,117	12
資産合計 (単位：十億ユーロ) (注 1、注2)	756	658	677	98	15	-18	-3
リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ) (注1)	130	140	139	-10	-7	0	0
このうち：オペレーショナル・リ スクRWA (単位：十億ユーロ) (注 1、注3)	15	22	23	-7	-32	-2	-7
レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ) (注1)	593	546	530	46	8	17	3
預金 (単位：十億ユーロ) (注1)	22	18	16	4	23	1	9
貸出金 (貸倒引当金総額を含む、 単位：十億ユーロ) (注1)	110	101	103	9	9	-2	-2
費用収益比率 (注4)	63.1%	74.7%	64.4%	N/M	-11.6ppt	N/M	10.3ppt
税引後平均株主資本利益率 (注5、 注6)	9.1%	4.8%	9.3%	N/M	4.3ppt	N/M	-4.5ppt
税引後平均有形株主資本利益率 (注 5、注6)	9.4%	4.9%	9.6%	N/M	4.4ppt	N/M	-4.6ppt

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- (注1) 年度末現在。
- (注2) セグメント資産は連結ベースで表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注4) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- (注5) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注6) セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

プライベート・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2023年度から 2024年度の増加 (減少)		2022年度から 2023年度の増加 (減少)	
	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
パーソナル・バンキング	5,304	5,570	5,005	-267	-5	566	11
ウェルス・マネジメントおよび プライベート・バンキング	4,082	4,000	4,147	82	2	-147	-4
純収益合計	9,386	9,571	9,152	-185	-2	419	5
このうち							
純利息収益	5,786	6,156	5,222	-370	-6	934	18
純手数料およびフィー収益	2,956	2,852	3,155	104	4	-303	-10
その他の収益	643	563	775	80	14	-212	-27
信用損失引当金繰入額	851	783	583	68	9	201	34
利息以外の費用							
報酬および手当	2,934	2,805	2,783	130	5	22	1
一般管理費	4,372	4,696	4,193	-324	-7	503	12
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再編費用	-3	228	-113	-231	N/M	341	N/M
利息以外の費用合計	7,304	7,730	6,863	-426	-6	866	13
非支配持分	0	0	0	-0	-45	-0	-12
税引前利益(損失)	1,231	1,058	1,705	173	16	-648	-38
従業員数(フロント・オフィス、 フルタイム換算)(注1)	16,961	18,403	18,853	-1,442	-8	-450	-2
従業員数(事業関連業務、フルタ イム換算)(注1)	7,917	7,802	8,018	115	1	-216	-3
従業員数(全社共通インフラ割当 分、フルタイム換算)(注1)	12,193	12,205	10,839	-12	-0	1,366	13
従業員数合計(フルタイム換算) (注1)	37,072	38,411	37,710	-1,339	-3	701	2
資産合計(単位：十億ユーロ)(注 1、注2)	324	331	333	-7	-2	-2	-1
リスク・ウェイトド・アセット (単位：十億ユーロ)(注1)	97	86	88	11	13	-1	-2
このうち：オペレーショナル・リ スクRWA(単位：十億ユーロ)(注 1、注3)	14	8	8	7	88	0	0
レバレッジ・エクスポージャー (単位：十億ユーロ)(注1)	336	339	344	-2	-1	-6	-2
預金(単位：十億ユーロ)(注1)	320	308	317	13	4	-10	-3
貸出金(貸倒引当金総額を含む、 単位：十億ユーロ)(注1)	257	261	265	-4	-1	-4	-1
運用資産(単位：十億ユーロ)(注 1、注4)	633	578	543	55	10	35	6
正味流入額(単位：十億ユーロ)	29	23	31	6	26	-8	-26
費用収益比率(注5)	77.8%	80.8%	75.0%	N/M	-2.9ppt	N/M	5.8ppt
税引後平均株主資本利益率(注6、 注7)	5.2%	4.8%	8.6%	N/M	0.4ppt	N/M	-3.8ppt
税引後平均有形株主資本利益率(注 6、注7)	5.2%	5.2%	9.2%	N/M	0.1ppt	N/M	-4.0ppt

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

- (注1) 年度末現在。
- (注2) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- (注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注4) 運用資産には、顧客に代わって投資目的で保有する資産および/またはドイツ銀行が助言または運用管理を行う顧客資産が含まれる。運用資産は、一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理されているか、または当行に預けられている。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。パーソナル・バンキングにおいて、これには定期預金および貯蓄預金が含まれる。ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング(ビジネス・バンキングを除く。)においては、すべての顧客の預金は主に投資目的で当行が保有しているものとみなされ、したがって運用資産に分類される。プライベート・バンクの事業である「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」において、個人顧客は、投資アドバイスにこれまで以上に重点を置いた、より幅広い商品ラインナップの恩恵を受ける。その結果、2024年度より、プライベート・バンキング(ドイツ)の要求払預金は運用資産に組替えられ、「ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング」内での会計処理の整合性が確保された。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらの資産は2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント(DWS)の運用資産として計上される。
- (注5) 利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- (注6) 2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- (注7) セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

アセット・マネジメント

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2023年度から 2024年度の増加 (減少)		2022年度から 2023年度の増加 (減少)	
	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
マネジメント・フィー	2,479	2,314	2,458	164	7	-143	-6
パフォーマンス・フィーおよび取引手数料	148	128	125	20	16	2	2
その他	23	-59	24	82	N/M	-84	N/M
純収益合計	2,649	2,383	2,608	267	11	-225	-9
信用損失引当金繰入額	-1	-1	-2	0	-23	1	-50
利息以外の費用							
報酬および手当	919	891	899	28	3	-8	-1
一般管理費	904	934	883	-29	-3	51	6
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	68	0	N/M	-68	N/M
再編費用	0	0	0	-0	-43	-0	-15
利息以外の費用合計	1,823	1,825	1,850	-1	-0	-26	-1
非支配持分	194	163	174	32	20	-12	-7
税引前利益(損失)	632	396	585	236	60	-188	-32
従業員数(フロント・オフィス、フルタイム換算)(注1)	2,069	2,062	2,059	7	0	3	0
従業員数(事業関連業務、フルタイム換算)(注1)	2,506	2,325	2,225	181	8	100	4
従業員数(全社共通インフラ割当分、フルタイム換算)(注1)	594	576	494	18	3	82	17
従業員数合計(フルタイム換算)(注1)	5,169	4,963	4,778	206	4	185	4
資産合計(単位：十億ユーロ)(注1、注2)	11	10	10	0	2	0	2
リスク・ウェイトド・アセット(単位：十億ユーロ)(注1)	18	15	13	3	22	2	18
このうち：オペレーショナル・リスクRWA(単位：十億ユーロ)(注1、注3)	5	3	3	1	35	0	2
レバレッジ・エクスポージャー(単位：十億ユーロ)(注1)	10	10	9	0	4	0	3
運用資産(単位：十億ユーロ)(注1、注4)	1,012	896	821	115	13	75	9
正味資金流入(単位：十億ユーロ)	26	28	-20	-3	-9	48	N/M
費用収益比率(注5)	68.8%	76.6%	70.9%	N/M	-7.8ppt	N/M	5.6ppt
税引後平均株主資本利益率(注6、注7)	8.0%	5.1%	7.3%	N/M	2.9ppt	N/M	-2.2ppt
税引後平均有形株主資本利益率(注6、注7)	18.0%	12.0%	17.0%	N/M	6.1ppt	N/M	-5.1ppt

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

(注1) 年度末現在。

(注2) セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

(注3) 2024年度第1四半期より、オペレーショナル・リスクRWAの配分が変更された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。

(注4) 運用資産(AuM)とは、(a) 当セグメントが一任または非一任アドバイザー・ベースで運用管理する資産(当セグメントが運用会社となり、ポートフォリオ運用を第三者に委託している場合を含む。)、ならびに(b) 第三者が保有または運用し、かつ当セグメントが契約に基づき、継続的な助言(定期的または期間ごとの評価、モニタリングおよび/またはレビューを含む。)を提供する資産を

いう。運用資産は、集団投資（ミューチュアル・ファンドおよび上場投資信託を含む。）と個別顧客のマンドートの両方を表す。運用資産は、各報告日現在の資産運用会社に関する各国の規制ルールに基づき、現在の市場価値で測定され、当該ルールはIFRSに基づき適用される公正価値ルールとは異なる可能性がある。測定可能な価値は、ほとんどのリテール商品については日次で入手可能であるが、一部の商品については月次、四半期ごとまたは年次でのみ更新される場合がある。運用資産にはセグメントの持分法適用投資は含まれないが、シード・キャピタルおよび当セグメントがマネジメント・フィーを稼得しているコミットメント・キャピタルは含まれる。プライベート・バンクが、DWSが管理する運用資産として適格な投資商品を販売する場合、これらの資産は2つの異なる独立した適格サービスであるため、プライベート・バンクの運用資産およびアセット・マネジメント（DWS）の運用資産として計上される。

- （注5）利息以外の費用の純収益に対する比率。純収益は、信用損失引当金繰入前の純利息収益に利息以外の収益を加算した金額と定義される。
- （注6）2024年度第1四半期より、資本配分フレームワークが更新された。詳細については、本報告書の注記04「事業セグメントおよび関連情報」の項に記載されている。
- （注7）セグメントの税引後平均株主資本利益率および税引後平均有形株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2024年度、2023年度および2022年度のセグメントの税率は28%となった。詳細は、英文Annual Report 2024の「Supplementary Information (Unaudited): Non-GAAP Financial Measures」を参照のこと。

コーポレートおよびその他

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)				2023年度から 2024年度の増加 (減少)		2022年度から 2023年度の増加 (減少)	
	2024年度	2023年度	2022年度	金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-6	47	-902	-54	N/M	950	N/M
信用損失引当金繰入額	83	26	-9	57	N/M	35	N/M
利息以外の費用：							
報酬および手当	3,593	3,378	3,235	215	6	143	4
一般管理費	-1,494	-2,731	-2,199	1,237	-45	-532	24
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	0	N/M	0	N/M
再編費用	0	-1	-2	1	N/M	1	-40
利息以外の費用合計	2,099	646	1,035	1,453	N/M	-388	-38
非支配持分	-199	-166	-190	-33	20	24	-12
税引前利益（損失）	-1,989	-459	-1,739	-1,530	N/M	1,280	-74
従業員数合計（フルタイム換算） （注1）	36,269	35,917	32,186	352	1	3,731	12
リスク・ウェイトド・アセット （単位：十億ユーロ）（注1）	34	40	46	-6	-15	-6	-13
レバレッジ・エクスポージャー （単位：十億ユーロ）（注1）	38	39	36	-1	-3	3	7

N/M - 表記するに値しない。

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

（注1）年度末現在。

全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「マネジメント・レポート：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

ドイツ銀行の顧客へより良いサービスを提供するために複数の主要な地域の連携を強化することを目的として、2024年度に、欧州、中東およびアフリカ（EMEA）、アジア／太平洋およびドイツにおける同行の市場向けに、新たな地域別ガバナンス体制が導入された。2024年5月以降、「中東およびアフリカ（MEA）」地域にイスラエルとトルコが含まれ、新たな主要地域である「アジア／太平洋およびMEA」に組み込まれた。EMEAの残りの地域は、「欧州」と名称変更された。過年度の比較数値は、当期の報告体制に合わせて表示されている。

以下の表は、2024年、2023年および2022年12月31日終了年度における地域別の純収益合計（信用損失引当金繰入額控除前）を示している。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。コーポレートおよびその他に関する情報は、コーポレートおよびその他の管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
ドイツ：			
コーポレート・バンク	3,811	4,225	3,166
インベストメント・バンク	641	573	587
プライベート・バンク	6,389	6,567	5,876
アセット・マネジメント	1,286	1,211	1,266
ドイツ合計	12,127	12,576	10,894
英国：			
コーポレート・バンク	193	192	143
インベストメント・バンク	3,882	3,503	4,343
プライベート・バンク	46	54	3
アセット・マネジメント	404	350	356
英国合計	4,525	4,099	4,844
その他の欧州：			
コーポレート・バンク	1,238	1,196	1,109
インベストメント・バンク	477	330	293
プライベート・バンク	1,953	1,981	2,185
アセット・マネジメント	308	274	275
その他の欧州合計	3,975	3,782	3,862
米州（主に米国）：			
コーポレート・バンク	1,090	1,011	975
インベストメント・バンク	3,869	3,042	3,033
プライベート・バンク	475	462	466
アセット・マネジメント	562	432	580
米州合計	5,996	4,946	5,053
アジア／太平洋、中東およびアフリカ：			
コーポレート・バンク	1,173	1,094	946
インベストメント・バンク	1,688	1,713	1,761
プライベート・バンク	524	506	621
アセット・マネジメント	90	115	131
アジア／太平洋、中東およびアフリカ合計	3,476	3,428	3,459
コーポレートおよびその他	-6	47	-902
連結純収益（注１）	30,092	28,879	27,210

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

（注１）連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）から成っている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結または促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

[次へ](#)

連結損益計算書に対する注記

05 -

純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

純利息収益

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
利息および類似収益：			
現金および中央銀行預け金に係る利息収益	7,045	7,048	1,936
インターバンク預け金（中央銀行以外）に係る利息収益	643	607	352
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	1,935	1,069	504
貸出金	23,692	22,559	14,088
その他	2,140	2,103	1,969
償却原価で測定する資産からの利息および類似収益合計	35,456	33,385	18,849
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利息収益	1,408	1,097	798
実効金利法を用いて算出した利息および類似収益合計	36,865	34,482	19,647
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	12,493	9,592	4,652
利息および類似収益合計	49,358	44,074	24,299
このうち：金融負債に係るマイナスの利息費用	28	76	959
利息費用：			
利付預金	16,867	13,706	3,902
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	708	388	304
その他の短期借入金	390	310	111
長期債務	6,770	6,154	2,409
信託優先証券	17	16	13
その他	3,035	2,848	1,119
償却原価で測定する利息費用合計	27,787	23,422	7,858
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	8,505	7,051	2,791
利息費用合計	36,292	30,472	10,649
このうち：金融資産に係るマイナスの利息収益	39	81	461
純利息収益	13,065	13,602	13,650

ECBの貸出条件付長期資金供給オペレーション（TLTRO プログラム）の影響

2024年12月31日現在、当行グループのTLTRO 資金供給プログラムの下での借入金はない（2023年12月31日現在：150億ユーロ）。TLTRO 資金供給オペレーションに係る過年度の金利は、適用されるECBの主要金利の平均に連動していた。TLTRO プログラムからの純利息費用は、2024年12月31日終了12ヶ月間において144百万ユーロ（2023年12月31日現在：741百万ユーロ）であった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位: 百万ユーロ

2024年度

2023年度

2022年度

トレーディング収益:

セールス / トレーディング (債券および為替) 5,045 5,116 5,352

その他のトレーディング収益 (損失) 849 -238 -2,569

トレーディング収益 (損失) 合計 5,894 4,878 2,782

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレー
ディング以外の金融資産に係る純利得 (損失):

金融資産の種類別内訳:

負債性有価証券 -94 89 -43

資本性有価証券 24 -10 47

貸出金および貸出コミットメント -8 112 -5

預金 -4 -5 14

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他
のトレーディング以外の金融資産 18 31 -73強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレー
ディング以外の金融資産に係る純利得 (損失) 合計: -65 217 -61純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定さ
れた金融資産 / 負債に係る純利得 (損失):

金融資産 / 負債の種類別内訳:

貸出金および貸出コミットメント 5 12 -2

預金 2 -0 4

長期債務 157 -180 265

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定さ
れたその他の金融資産 / 負債 -7 20 11純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され
た金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計 158 -148 277純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係
る純利得 (損失) 合計 5,987 4,947 2,999

合算ベースの純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ

	2024年度	2023年度	2022年度
純利息収益	13,065	13,602	13,650
トレーディング収益（損失）（注１）	5,894	4,878	2,782
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得（損失）	-65	217	-61
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	158	-148	277
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	5,987	4,947	2,999
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計（注２）	19,052	18,549	16,649
コーポレート・トレジャリー・サービス	2,832	2,936	2,457
インスティテューショナル・クライアント・サービス	1,002	946	566
ビジネス・バンキング	1,086	1,184	697
コーポレート・バンク	4,919	5,067	3,720
債券および為替	8,521	8,121	8,696
その他の商品	-126	-19	-431
インベストメント・バンク	8,395	8,102	8,265
パーソナル・バンキング	3,882	4,133	4,650
ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキング	2,117	2,245	1,961
プライベート・バンク	5,998	6,377	6,610
アセット・マネジメント	269	-11	-250
コーポレートおよびその他	-529	-986	-1,696
純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	19,052	18,549	16,649

（注１）トレーディング収益（損失）には、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブによる利得および損失が含まれる。

（注２）過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSにおいては、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益（すなわち、クーポンおよび配当収益）、ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純利息収益または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）のいずれかの区分に期ごとに組み替えることができる。上記の表は、純利息収益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）を事業部門別にまとめたものである。

06 -

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
純手数料およびフィー収益および費用：			
手数料およびフィー収益	13,190	11,657	12,512
手数料およびフィー費用	2,818	2,452	2,675
純手数料およびフィー収益	10,372	9,206	9,838

商品種類別、事業セグメント別収益の内訳

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2024年12月31日現在					連結合計
	コーポレー ト・バンク	インベスト メント・バ ンク	プライバー ト・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレー トおよびそ の他	
主要なサービス：						
管理手数料	215	54	265	16	-0	550
資産運用手数料	20	0	416	3,805	-0	4,242
その他の有価証券業務からの手数料	451	0	38	1	0	491
引受およびアドバイザリー・フィー	53	1,640	6	0	66	1,764
ブローカー・フィー	21	327	1,052	39	1	1,440
国内決済に係る手数料	550	13	909	0	-9	1,464
海外取引に係る手数料	483	32	20	0	-34	502
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	6	0	4	0	-0	10
貸出金の処理および保証に係る手数料	697	365	270	0	1	1,334
仲介手数料	30	1	402	0	11	444
その他の顧客サービスからのフィー	320	419	87	117	6	949
手数料およびフィー収益合計	2,848	2,852	3,470	3,978	42	13,190
手数料およびフィー費用						-2,818
純手数料およびフィー収益						10,372

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	2023年12月31日現在					連結合計
	コーポレー ト・バンク	インベスト メント・バ ンク	プライバー ト・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレー トおよびそ の他	
主要なサービス：						
管理手数料	204	55	247	11	-2	515
資産運用手数料	18	0	362	3,527	-0	3,907
その他の有価証券業務からの手数料	461	0	37	1	1	499
引受およびアドバイザリー・フィー	43	1,093	16	0	4	1,156
ブローカー・フィー	19	280	971	33	-20	1,282
国内決済に係る手数料	488	0	995	0	1	1,484
海外取引に係る手数料	475	27	22	0	-27	497
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	6	0	4	0	-0	10
貸出金の処理および保証に係る手数料	646	329	230	0	1	1,207
仲介手数料	28	3	364	0	10	405
その他の顧客サービスからのフィー	248	290	41	117	0	695
手数料およびフィー収益合計	2,635	2,078	3,288	3,689	-33	11,657
手数料およびフィー費用						-2,452
純手数料およびフィー収益						9,206

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

2022年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	コーポレー ト・バンク	インベスト メント・バ ンク	プライベ ート・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレー トおよびそ の他	連結合計
主要なサービス：						
管理手数料	218	33	254	17	-3	520
資産運用手数料	18	1	363	3,642	-0	4,024
その他の有価証券業務からの手数料	512	-0	47	0	0	559
引受およびアドバイザリー・フィー	35	1,373	12	0	-52	1,368
ブローカー・フィー	19	253	1,164	65	-1	1,501
国内決済に係る手数料	479	3	1,006	0	8	1,497
海外取引に係る手数料	466	33	62	0	-5	556
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	15	0	5	0	-0	19
貸出金の処理および保証に係る手数料	618	298	292	0	5	1,213
仲介手数料	23	2	523	0	13	562
その他の顧客サービスからのフィー	282	277	10	122	4	695
手数料およびフィー収益合計	2,684	2,273	3,739	3,847	-30	12,512
手数料およびフィー費用						-2,675
純手数料およびフィー収益						9,838

過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

収益は、履行義務が充足された時点で認識される。履行義務は、ファンドの実績がハードルレート（投資家に提供される、合意された最低年間利回り）を超えた場合に充足される。2024年12月31日現在、オルタナティブファンドにより充足すべき履行義務は250百万ユーロ、期間は2025年から2028年までの4年間（2023年12月31日現在、225百万ユーロ、期間は2025年から2027年までの3年間）であった。この増加は、ファンドの資産価値の上昇、および再評価された将来の資産売却期までの期間の拡大によるものである。

2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益の未収残高は、それぞれ831百万ユーロおよび903百万ユーロであった。2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループの手数料およびフィー収益に関連する契約負債残高は、それぞれ84百万ユーロおよび90百万ユーロであった。契約負債は、サービスの完了前に対価を受取っている顧客に対して、将来のサービスを提供する当行グループの義務から生じる。受取債権と契約負債の残高が每期著しく異なっていないことは、これらが主に、月次の当座預金サービスや四半期ごとの資産運用サービス等の1年未満のサービス期間に係る経常的なサービス契約に関連しているという事実を反映している。その結果、前期の契約負債残高は通常、翌期の収益として認識される。契約の中には、サービス期間にわたり当行グループが提供するサービスに対する顧客の支払が、契約期間終了時まで発生しないものがある。当行グループが契約期間終了時に支払を受けることがほぼ確実である場合、契約資産とそれぞれの手数料およびフィー収益は、サービスが提供された時点で認識される。2024年および2023年12月31日現在、当行に重要性のある契約資産はなかった。

07 -

償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）

2024年12月31日終了12ヶ月間において、当行グループは償却原価で測定する金融資産656百万ユーロ（2023年12月31日：559百万ユーロおよび2022年12月31日：473百万ユーロ）を売却した。当該売却は主に、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびコーポレート・バンクにおける、回収のために保有する金融資産ポートフォリオに関連していた。

これらの有価証券の認識の中止により生じた利得（損失）は、以下の表のとおりである。

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
利得	10	5	11
損失	-21	-101	-13
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得（損失）	-11	-96	-2

08 -

その他の収益（損失）

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
その他の収益（損失）：			
保険料	12	4	3
ヘッジ会計に適格なヘッジ関係による純利得（損失）	738	1,206	-151
残りのその他の収益（損失）（注1）	-131	48	937
その他の収益（損失）合計	619	1,259	789

（注1）2024年、2023年および2022年12月31日終了年度において、売却目的保有の非流動資産および処分グループに関連する純利得（損失）をそれぞれ32百万ユーロ、41百万ユーロおよび404百万ユーロ含んでいる。

09 -

一般管理費

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
一般管理費：			
情報技術関連費用	3,610	3,755	3,680
不動産関連費および設備費	1,624	1,478	1,429
規制関連費用、税金および保険（注１）	1,028	1,399	1,285
専門的サービス報酬	763	899	858
バンキング・サービスおよび外注業務	964	964	881
市場データおよびリサーチ・サービス	400	374	378
旅費	153	143	110
マーケティング費用	149	203	165
その他の費用（注２）	2,552	899	943
一般管理費合計	11,243	10,112	9,728

（注１）2024年度には172百万ユーロ、2023年度には528百万ユーロおよび2022年度には762百万ユーロの銀行税が含まれている。

（注２）2024年度には2,035百万ユーロ、2023年度には311百万ユーロおよび2022年度には413百万ユーロの訴訟関連費用が含まれている。訴訟に関する詳細は、注記27「引当金」を参照のこと。

10 -

再編

2024年度における再編は、主として当行グループの戦略的アジェンダである「グローバル・ハウスバンク」の実行によるものである。当行グループは、2025年度の目標の達成に貢献することを目指す効率化施策を明確にしており、これを実行中である。過年度における再編は、当行が引き続き実施する過年度の「Compete to win」戦略の一環である施策に関連している。

再編費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の加速償却を補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

2024年度において、当行グループの戦略的変革に著しい進展があった。複数の再編プログラムが完了し、残る再編引当金の基礎となる仮定を見直した結果、引当金の一部である149百万ユーロが戻し入れられた。さらに、当行グループは2024年度に、138百万ユーロの引当金を必要とする新たな再編プログラムを開始し、既存のプログラムに係る8百万ユーロの追加費用を認識した。2024年度全体では、当行グループは連結損益計算書において3百万ユーロの戻入利益を認識した。

部門別の再編費用純額

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
コーポレート・バンク	-1	-4	-19
インベストメント・バンク	-0	-3	15
プライベート・バンク	-3	228	-113
アセット・マネジメント	0	0	0
コーポレートおよびその他	0	-1	-2
再編費用純額合計	-3	220	-118

種類別の再編費用純額

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
再編 - 従業員関連	-5	178	-117
このうち：			
解雇給付	-6	176	-132
繰延報酬の加速償却	0	1	15
社会保障	1	1	0
再編 - 従業員関連以外	1	42	-1
再編費用純額合計	-3	220	-118

2024年12月31日、2023年12月31日および2022年12月31日現在の再編引当金は、それぞれ273百万ユーロ、333百万ユーロおよび248百万ユーロであった。現在の再編引当金の大部分は、次年度に使用される見込みである。

2024年度において、再編を通じてフルタイム換算で168名（2023年度：476名および2022年度：903名）の職員が削減された。

組織変更

フルタイム換算の職員数	2024年度	2023年度	2022年度
コーポレート・バンク	10	29	113
インベストメント・バンク	5	9	54
プライベート・バンク	116	377	594
アセット・マネジメント	2	0	1
管理部門	35	61	141
フルタイム換算の職員数合計	168	476	903

11 -

1 株当たり利益

基本的 1 株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約に基づき取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後 1 株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後 1 株当たり利益の計算に含まれる。

基本的小および希薄化後 1 株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	3,366	4,772	5,525
その他の資本構成要素について支払ったクーポン	-574	-498	-479
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的 1 株当たり利益計算上の分子	2,792	4,274	5,046
希薄化証券の影響	0	0	0
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後 1 株当たり利益計算上の分子	2,792	4,274	5,046
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数 - 基本的 1 株当たり利益計算上の分母	1,993.6	2,064.1	2,084.9
希薄化証券の影響：			
繰延株式	45.7	39.9	40.7
その他（トレーディング・オプションを含む。）	0.0	0.0	0.0
希薄化性潜在的普通株式	45.7	39.9	40.7
転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後 1 株当たり利益計算上の分母	2,039.3	2,104.0	2,125.6

1 株当たり利益

単位：ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
基本的 1 株当たり利益	1.40	2.07	2.42
希薄化後 1 株当たり利益	1.37	2.03	2.37

2024年12月31日現在、基本的 1 株当たり利益を希薄化する可能性のある金融商品の残高はなく、希薄化後 1 株当たり利益の計算には含まれていない。

連結貸借対照表に対する注記

12 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	124,857	115,832
その他のトレーディング資産（注1）	14,914	9,443
トレーディング資産合計	139,772	125,275
デリバティブ金融商品のプラスの時価	291,754	251,856
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	431,525	377,131
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産：		
売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）	88,736	65,937
借入有価証券担保金	15,913	13,036
貸出金	1,954	812
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他の金融資産	7,721	8,261
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産合計	114,324	88,047
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
貸出金	0	75
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	0	75
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	545,849	465,252

（注1）2024年および2023年12月31日現在、それぞれ114億ユーロおよび82億ユーロの売買可能貸出金が含まれている。

単位：百万ユーロ	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	41,864	43,114
その他のトレーディング負債	1,635	890
トレーディング負債合計	43,498	44,005
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	276,395	238,260
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	319,893	282,264
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券（レポ）	69,121	72,377
貸出コミットメント	6	5
長期債務	22,203	10,709
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	717	636
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	92,047	83,727
投資契約負債	454	484
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	412,395	366,475

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当行グループは、様々な貸出関係を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した。貸出枠は、引き出された貸出資産、および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大工

クスポージャーは、その公正価値である。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する当行グループの最大エクスポージャーは、2024年および2023年12月31日現在、それぞれ0百万ユーロおよび75百万ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主にカウンターパーティ信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売却条件付買入有価証券および借入有価証券担保金に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係るカウンターパーティ信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

カウンターパーティ信用リスクの変動に起因する金融資産の公正価値の変動

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
信用リスクにさらされている金融資産の名目金額	0	75
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	1
公正価値の累積的変動	0	-0
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	0	40
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	-0
公正価値の累積的変動	0	-1

当行グループの信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動（注1）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
その他の包括利益に表示		
公正価値の累積的変動	-157	19
損益計算書に表示		
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	0	0
公正価値の累積的変動	0	0

（注1）金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

期中の資本の利得または損失の累計額の振替

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
期中の資本の利得または損失の累計額	0	0

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債の認識中止時に認識された額

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
認識中止時に認識されたその他の包括利益に表示される額	-8	0

金融負債の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額（注１）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
未利用の貸出コミットメントを含む（注２）	1,085	1,769
未利用の貸出コミットメントを除く	497	1,104

（注１）当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。

（注２）未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは、融資枠をすべて利用するものと仮定している。

公正価値で計上される金融商品

評価方法および管理

当行グループは、評価プロセスに対する内部管理基準、手法および手続を管理する確立した評価管理のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへのインプットとして使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還速度、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、複数のパラメータ・インプットを要求することが多い。パラメータ・インプットは、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ・インプットについて観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ・インプットを裏付けるために使用される。パラメータ・インプットを裏付けるための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ・インプットは、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表している。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ・インプットは通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場またはカウンターパーティ・リスクに反映するために行われる。これらの調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値およびその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整（CVA）は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVAの金額は、関連するすべての店頭（OTC）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

当行グループの純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および発行済ノートの負債）の公正価値には、当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため評価調整（すなわち、デリバティブの債務評価調整（DVA）および発行済ノートの負債の自己信用調整（OCA））が織り込まれる。発行済ノートの負債は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の取引が行われると仮定した場合のスプレッドを用いて割り引かれる。この自己の信用要素の変動はその他の包括利益（OCI）で報告される。

デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先の当行グループに対する予想される将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当行グループが差し入れた担保、関連するネットティングの取決めの影響、当行グループの発行済ノートの負債の市場価格、市場で暗に示された資金調達コストおよび破綻処理中のデリバティブ債権の優先順位（法定劣後）を勘案する。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整（FVA）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

当行グループは、資産または負債の価格設定の際に市場参加者が利用する仮定を利用する。該当する場合、これらの仮定には気候変動に関する仮定が含まれる可能性がある。当行グループは、市場インプットに織り込み済みの部分を超える気候変動について、公正価値に対する重要な調整を行っていない。

評価管理 - 当行グループは、評価管理のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価管理プロセスを管理する、リスク機能内の独立した専門的な評価管理のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価管理方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価管理プロセスの実行、評価管理手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営陣の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価管理のグループの特別な注意が向けられている。

評価管理プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ・インプットは、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ・インプット、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

評価技法

当行グループは、評価プロセスおよび公正価値測定に対する内部管理基準、手法、評価技法および手続を管理する確立した評価管理のフレームワークを有している。進行中のマクロ経済的課題および地政学的な不確実性を含む現在の市況により、買付け／売付けスプレッドが公正価値を表していることを確認するための評価等、2024年度には特定の分野に追加的な焦点を当てて見直す必要が生じた。

以下は、当行グループが取引している様々な種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保证券およびその他の資産担保证券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（債務担保证券（CDO）を含む。）が含まれる。ABSは、それが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに上昇する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合、ABSは、適用可能であれば、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能なインプットを最大限に利用した業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準のモデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定の取引の元本および利息の支払を計算する。インプットには期限前償還速度、損失仮定（タイミングおよび深刻度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらのインプット／仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 特定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ・インプットを組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります、それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後性ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ・インプットを使用して評価される。パラメータ・インプットは、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。比較的活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配

値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格またはインプットが入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定（すなわち、仕組み債の自己信用調整（OCA））を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。IFRS第9号の下では、自己信用の構成要素における公正価値の変動は、その他の包括利益（OCI）に計上される。この分類に含まれる金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ピークが発行するその他の仕組み証券がある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって（すなわち、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、測定日現在で類似の金融商品の取引が行われると仮定した場合のスプレッドを用いて）決定される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は、当行グループが所有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定できる場合の金融商品である。

これらには、活発かつ流動性の高い取引所で取引されている国債、デリバティブおよび資本性有価証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用されるすべての重要なインプットが観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一部のCDSが含まれている。

レベル3 - 直接観察可能でない市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、評価技法に使用されるインプットが観察不能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす可能性がある。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（ABS）、流動性の低いICDO（現金およびシンセティック）、第三者割当増資、多くの商業用不動産（CRE）貸出金、流動性の低い貸出金および一部の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品（注１）

	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	活発な市場 における 相場価格 (レベル １)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル ２)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル ３)	活発な市場 における 相場価格 (レベル １)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル ２)	観察不能な パラメータ による 評価技法 (レベル ３)
単位：百万ユーロ						
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	52,387	78,237	9,148	53,095	62,760	9,420
トレーディング証券	52,387	69,507	2,964	52,886	59,752	3,194
その他のトレーディング資産	0	8,730	6,184	210	3,007	6,226
デリバティブ金融商品のプラスの時価	912	282,909	7,933	2,198	241,460	8,198
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,346	107,173	5,805	2,275	80,744	5,028
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0	0	0	75	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	21,901	16,806	3,383	18,273	14,324	2,949
公正価値で測定するその他の金融資産	1,488	-1,117 (注２)	12	1,353	-469 (注２)	5
公正価値で保有する金融資産合計	78,034	484,008	26,281	77,193	398,894	25,599
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	30,765	12,614	119	36,361	7,617	27
トレーディング証券	30,765	11,073	26	36,361	6,727	26
その他のトレーディング負債	0	1,542	93	0	890	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	2,238	265,450	8,707	2,333	228,261	7,666
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	87,479	4,569	169	80,309	3,248
投資契約負債	0	454	0	0	484	0
公正価値で測定するその他の金融負債	539	3,116 (注２)	-13 (注３)	486	1,213 (注２)	-85 (注３)
公正価値で保有する金融負債合計	33,543	369,113	13,382	39,349	317,884	10,856

（注１）注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

（注２）ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

（注３）主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

2024年度において、レベル１からレベル２へのトレーディング証券およびトレーディング以外の金融資産の振替は、資産140億ユーロおよび負債60億ユーロ、レベル２からレベル１への振替は資産90億ユーロおよび負債30億ユーロであった。レベル１とレベル２の割り当ては、流動性テストのに基づいている。

重要かつ観察不能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル３）

公正価値ヒエラルキーのレベル３の金融資産および金融負債の一部は、観察不能なインプットに対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 特定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーのこのレベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期の減少は、売却、決済、およびこれらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替純額によるものであり、購入および利得によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されるデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要かつ観察不能なパラメータに基づき評価される。観察不能なパラメータは、特定の相関関係、特定のより長期的なボラティリティ、特定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不能な特定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不能な特定のバスケット・オプション、より長期的な金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不能な特定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

当期における資産の減少は、決済およびこれらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額によるものであり、利得によって一部相殺されている。当期における負債の増加は、損失およびこれらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額によるものであり、決済によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要かつ観察不能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング債権から構成される。当期における減少は、売却、決済およびこれらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額によるものであり、発行、購入および利得によって一部相殺されている。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産は、回収のために保有するものにも、回収して売却するために保有するものにも分類されない、トレーディング以外の金融資産のビジネス・モデルが含まれる。これは主に、公正価値ベースで管理されるリバース・レボ契約を含む。さらに、この分類には、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない、回収のために保有するもの、または回収して売却するために保有するものに分類されるトレーディング以外の金融資産のビジネス・モデルも含まれる。当期における増加は、購入、発行および利得によるものであり、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での決済および振替純額によって一部相殺されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されていた。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要かつ観察不能であるため、ヒエラルキーのレベル3として報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定のハイブリッド債の発行は、重要かつ観察不能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期において、公正価値で測定するものとして指定された金融資産はなかった。当期における負債の増加は、発行および損失によるものであり、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替純額および決済によって一部相殺されている。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産には、トレーディング目的でなく、市場の流動性が非常に低い場合の不良債権のポートフォリオが含まれている。当期における増加は、発行、購入、これらの金融商品の評価に使用されるインプット・パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替純額および利得によるものであり、決済および売却によって一部相殺されている。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

2024年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	連結会社 グループの 期首残高	変動	利得 / 損失 合計（注1）	購入	売却	発行 （注2）	決済 （注3）	レベル3 への振替 （注4）	レベル3 からの振 替（注4）	期末残高
公正価値で保有 する金融資産： トレーディング 証券	2,995	0	230	1,985	-1,558	0	-482	371	-577	2,964
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	8,198	0	454	0	0	0	-583	2,257	-2,394	7,933
その他のトレー ディング資産	6,226	0	77	814	-1,378	2,513	-2,016	706	-756	6,184
強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産	5,226	-1	88	1,736	-80	736	-1,098	365	-1,170	5,805
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	2,949	0	126 （注5）	776	-378	978	-1,322	716	-462	3,383
公正価値で測定 するその他の金 融資産	5	0	3	0	0	0	0	5	-1	12
公正価値で保有 する金融資産合 計	25,599	-1	977 （注6、注 7）	5,311	-3,393	4,227	-5,501	4,421	-5,359	26,281
公正価値で保有 する金融負債： トレーディング 証券	26	0	-0	0	0	0	0	0	0	26
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	7,666	0	1,186	0	0	0	-175	2,156	-2,126	8,707
その他のトレー ディング負債	0	0	0	0	0	0	93	0	0	93
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	3,248	0	129	0	0	2,958	-474	377	-1,669	4,569
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-85	0	102	0	0	0	18	1	-49	-13
公正価値で保有 する金融負債合 計	10,856	0	1,417 （注6、注 7）	0	0	2,958	-537	2,533	-3,844	13,382

（注1）利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。

（注2）発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

- (注3) 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。
- (注4) レベル3への振替およびレベル3からの振替は、インプット・パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。
- (注5) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益において認識された利得(税引後)29百万ユーロが含まれている。
- (注6) この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は362百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は19百万ユーロの損失である。
- (注7) 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	連結会社 グループの 期首残高	変動	利得 / 損失 合計（注1）	購入	売却	発行 （注2）	決済 （注3）	レベル3 への振替 （注4）	レベル3 からの振 替（注4）	期末残高
公正価値で保有 する金融資産： トレーディング 証券	3,053	0	22	1,651	-974	43	-615	545	-532	3,194
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	9,564	0	104	0	0	0	-538	2,073	-3,006	8,198
その他のトレー ディング資産	5,494	0	42	604	-997	2,253	-1,424	636	-383	6,226
強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産	5,790	15	-51	682	-254	504	-1,190	211	-681	5,028
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	94	0	0	0	0	0	-94	0	0	0
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	2,676	0	-65 （注5）	238	-214	1,918	-1,280	184	-509	2,949
公正価値で測定 するその他の金 融資産	5	0	0	0	0	0	0	0	1	5
公正価値で保有 する金融資産合 計	26,675	15	53 （注6、注 7）	3,176	-2,438	4,719	-5,140	3,650	-5,110	25,599
公正価値で保有 する金融負債： トレーディング 証券	30	0	-4	0	0	0	0	0	-0	26
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	8,500	0	101	0	0	0	-435	1,848	-2,348	7,666
その他のトレー ディング負債	3	0	3	0	0	0	-6	0	0	0
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	2,792	0	43	0	0	2,272	-853	27	-1,032	3,248
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-511	0	325	0	0	0	54	3	44	-85
公正価値で保有 する金融負債合 計	10,815	0	468 （注6、注 7）	0	0	2,272	-1,240	1,878	-3,336	10,856

（注1）利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不能なパラメータの両方の変動に起因している。

（注2）発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

（注3）決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。

（注4）レベル3への振替およびレベル3からの振替は、インプット・パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金

融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。

- (注5) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益において認識された損失(税引後)17百万ユーロおよび損益計算書に認識された損失3百万ユーロ(純利得(損失)に表示)が含まれている。
- (注6) この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は273百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は44百万ユーロの利得である。
- (注7) 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不能なパラメータ・インプットに左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不能なインプット・パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価管理に対するアプローチに沿うように選択される。

当行グループによるレベル3の観測不能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016/101号（規則（EU）第2019/876号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、公正価値で測定するすべての資産に第105条14項の要求を適用し、追加の評価調整額をCET 1 資本から減額するよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。

当行グループがレベル3の金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2024年12月31日現在では、公正価値は最大で21億ユーロ増加または13億ユーロ減少した可能性がある。2023年12月31日現在では、公正価値は最大で18億ユーロ増加または13億ユーロ減少した可能性がある。

2023年12月31日から2024年12月31日までの感応度を示す金額の変動は、プラスの公正価値変動が261百万ユーロの増加、マイナスの公正価値変動が64百万ユーロの増加となった。

2023年12月31日から2024年12月31日までの変動は、プラスの公正価値は15%の増加、マイナスの公正価値は5%の増加に相当する。当期において、当行はレベル3の公正価値の感応度の計算手法を改善したが、レベル3の金融商品の公正価値に変更はない。当行グループによるレベル3の観測不能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、引き続き評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。

この開示は、評価を観察不能なインプット・パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。そのため、上記に開示された見積りは、貸借対照表日現在の公正価値の真の不確実性よりも大きくなる可能性が高い。さらに、この開示は公正価値の将来の変動を予測するものでも示唆するものでもない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不能なインプット・パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不能なインプット・パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳（注１）

	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債性有価証券	308	276	196	221
商業用モーゲージ担保証券	17	17	16	27
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	11	11	12	19
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	280	248	167	176
資本性有価証券	78	77	94	93
デリバティブ：				
信用	207	105	200	101
エクイティ	36	33	44	38
金利関連	798	337	633	368
外国為替	56	24	47	17
その他	110	105	91	86
貸出金：				
貸出金	458	387	486	355
その他	0	0	0	0
合計	2,052	1,343	1,790	1,278

（注１）観察不能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示されている。

重要かつ観察不能なインプットの感応度に関する定量的情報

レベル３の公正価値測定に係る観察不能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数のインプットを使用する場合、特定のインプットの選択が他のインプットの可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル３内の重要なエクスポージャーの評価に使用されたインプットの最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル３には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。以下の表は、主要な各パラメータの種類の簡単な説明を、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに示している。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいくほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（constant default rate）および年率換算期限前償還率（constant prepayment rate）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否かを見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モー

ゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。年率換算デフォルト率が高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価は、一部のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の指標であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高くなる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高くなる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間の関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間の関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの相関関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間の関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）倍率法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不能な入力値に関する定量的情報

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法(注1)	重要かつ観察不能な インプット(レベル 3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品 - 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品： トレーディング目的で保有する モーゲージ担保証券およびその他の 資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	31	0	価格に基づく技法	価格	0%	102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	167	1,486
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	93	0	価格に基づく技法	価格	0%	107%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	106	1,027
				回収率	60%	85%
				年率換算デフォルト率	0%	4%
				年率換算期限前償還率	4%	18%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	124	0				
負債性有価証券およびその他の債務証券	4,379	4,537	価格に基づく技法	価格	0%	300%
トレーディング目的保有	2,726	26	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	9	651
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	2,726					
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,499					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	4,512				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	154					
資本性有価証券	809	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	0%	100%
トレーディング目的保有	114	0		企業価値 / EBITDA (倍率)	5	14
				企業価値 / 収益 (倍率)	1	15
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	695		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	9%	20%
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0		価格に基づく技法	価格	0%	100%
貸出金	10,817	93	価格に基づく技法	価格	0%	123%
トレーディング目的保有	5,931	93	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	100	1,621
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,779					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	0		回収率	40%	84%
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,107					
貸出コミットメント	0	6	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベース・ポイント)	226	954
				回収率	40%	84%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,208 (注2)	51 (注3)	割引キャッシュ・フロー	IRR	7%	13%
				レボ・レート(ベース・ポイント)	30	285
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計	18,336	4,688				

(注1) 評価技法および続く重要かつ観察不能なインプットは、各ポジション合計に関連している。

(注2) その他の金融資産には、その他のトレーディング資産253百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の金融資産18億ユーロおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産123百万ユーロが含まれている。

(注3) その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券51百万ユーロが含まれている。

2024年12月31日現在						
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法	重要かつ観察不能な インプット(レベル 3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品：						
デリバティブ金融商品の時価：						
金利デリバティブ	5,218	5,207	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート(ベースス・ポイント) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率 オプション価格決定モデル インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	-4,176 0% 0% 4% 0% 0% -10% -70%	3,975 5% 12% 16% 6% 3% 99% 55%
クレジット・デリバティブ	510	562	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(ベースス・ポイント) 回収率	15 0%	1,148 40%
エクイティ・デリバティブ	642	1,201	相関関係価格決定モデル オプション価格決定モデル	信用相関関係 株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	0% 2% 9% 0% 0% 0% 0%	0% 86% 27% 0% 0% 1% 1%
FXデリバティブ	995	1,470	オプション価格決定モデル	ボラティリティ 相場ボラティリティ	-9% 0%	33% 0%
その他のデリバティブ	580	254 (注1)	割引キャッシュ・フロー 割引キャッシュ・フロー オプション価格決定モデル 価格	スワップ・レート(ベースス・ポイント) 信用スプレッド(ベースス・ポイント) インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	-3 286 0% 17% 0%	100 626 160% 75% 87%
デリバティブ金融商品の時価合計	7,945	8,694				

(注1) 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2023年12月31日現在						
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	公正価値		評価技法(注1)	重要かつ観察不能な インプット(レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品 - 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品：						

トレーディング目的で保有する
モーゲージ担保証券およびその
他の資産担保証券：

商業用モーゲージ担保証券	86	0	価格に基づく技法	価格	0%	102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベー シス・ポイント）	220	1,830
モーゲージ担保証券およびその 他の資産担保証券	94	0	価格に基づく技法	価格	0%	104%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベー シス・ポイント）	110	1,828
				回収率	50%	85%
				年率換算デフォルト率	0%	2%
				年率換算期限前償還率	2%	29%

モーゲージ担保証券およびその
他の資産担保証券合計 180 0

負債性有価証券およびその他の債
務証券 4,385 3,116 価格に基づく技法 価格 0% 300%

トレーディング目的保有	2,887	26	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベー シス・ポイント）	84	651
社債、ソブリン債およびその 他の負債性有価証券	2,887					
強制的に純損益を通じて公正価 値で測定されるトレーディング 以外の金融資産	1,254					
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定	0	3,089				
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する金融資産	244					

資本性有価証券 778 0 マーケット・アプローチ 価格 / 純資産価額 0% 100%

トレーディング目的保有	127	0		企業価値 / EBITDA（倍 率）	5	15
強制的に純損益を通じて公正価 値で測定されるトレーディング 以外の金融資産	652		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	18%	20%
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定	0		価格に基づく技法	価格	0%	100%

貸出金 9,405 0 価格に基づく技法 価格 0% 124%

トレーディング目的保有	6,121	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド（ベー シス・ポイント）	12	1,207
強制的に純損益を通じて公正価 値で測定されるトレーディング 以外の金融資産	696					
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定	0	0		回収率	40%	75%
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する金融資産	2,588					

貸出コミットメント 0 5 割引キャッシュ・フロー 信用スプレッド（ベー
シス・ポイント） 169 1,070

				回収率	40%	76%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%

その他の金融商品 2,647 154 割引キャッシュ・フロー IRR 7% 13%

	(注2)	(注3)		レボ・レート（ベー シス・ポイント）	120	595
--	------	------	--	-----------------------	-----	-----

公正価値で保有するデリバティブ
以外の金融商品合計 17,396 3,275

（注1）評価技法および続く重要かつ観察不能なインプットは、各ポジション合計に関連している。

（注2）その他の金融資産には、その他のトレーディング資産104百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるトレーディング以外のその他の
金融資産24億ユーロおよびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産117百万ユーロが含まれている。

（注3）その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券154百万ユーロが含まれている。

2023年12月31日現在

					2020年12月31日現在
公正価値					
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く。)	資産	負債	評価技法	重要かつ観察不能な インプット(レベル 3)	範囲
公正価値で保有する金融商品：					

デリバティブ金融商品の時
価：

金利デリバティブ	4,997	4,070	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-3,932	4,150
					1%	15%
					0%	18%
					0%	26%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ	0%	7%
				金利ボラティリティ	0%	43%
				金利間の相関関係	-10%	96%
				ハイブリッド相関関係	-90%	65%
クレジット・デリバティブ	501	503	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (ベース・ポイント) 回収率	2	7,535
					8%	40%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	26%	59%
エクイティ・デリバティブ	339	1,027	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ	0%	84%
				インデックス・ボラティリティ	7%	23%
				インデックス間の相関関係	0%	0%
				株式間の相関関係	0%	0%
				株式先渡	0%	3%
				インデックス先渡	0%	6%
FXデリバティブ	1,765	1,850	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	-6%	39%
				相場ボラティリティ	0%	0%
			割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (ベース・ポイント)	-7	50
その他のデリバティブ	601	130 (注1)	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (ベース・ポイント)	234	610
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ	0%	129%
				価格	73%	77%
				コモディティ相関関係	0%	85%
デリバティブ金融商品の時価 合計	8,203	7,581				

(注1) 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は、観察不能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ・インプットの多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ

2024年12月31日現在 2023年12月31日現在

公正価値で保有する金融資産：

トレーディング証券

113

29

デリバティブ金融商品のプラスの時価	1,535	1,347
その他のトレーディング資産	-54	59
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	57	-47
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-4	-2
公正価値で測定するその他の金融資産	-3	-0
公正価値で保有する金融資産合計	1,645	1,385
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	0	4
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-1,930	-1,287
その他のトレーディング負債	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	-104	-53
公正価値で測定するその他の金融負債	-102	-268
公正価値で保有する金融負債合計	-2,135	-1,604
合計	-490	-219

取引日利益の認識

当初認識時に評価技法で使用されたインプットに重要かつ観察不能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類された金融商品に関して、重要かつ観察不能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の各年度における変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度
期首残高	577	550
期中の新規取引	343	295
償却	-141	-144
満期取引	-53	-69
その後の観察可能性の変動（注１）	-36 （注２）	-53
為替レートの変動	1	-1
期末残高	691	577

（注１）これには、インプットが観察不能のままであるが、取引日以降の期間に繰延べられた取引日利益に関して重要性がなくなった状況が含まれる。

（注２）2024年度第２四半期において、当行グループは取引日以降の観察不能なインプットの重要性テストの手法を改良した。これにより、2024年度第２四半期において15百万ユーロの戻入れが生じた。

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

公正価値で計上されない金融商品は、公正価値ベースで管理されていない。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、当行グループの貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。帳簿価額と公正価額の差異は、期中における金利の変動と一致している。

以下の金融商品は主として短期であり、その帳簿価額は公正価値の合理的な見積りを表している。

資産	負債
現金および中央銀行預け金	預金
インターバンク預け金（中央銀行以外）	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券受入金
借入有価証券担保金	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

償却原価で測定するその他すべての金融商品の場合、以下の評価技法が適用される。

- 多数の均質貸出金による小口貸出ポートフォリオ（住宅用モーゲージ等）の場合、公正価値は、信用の質が同等の借手への貸出について、当行グループの新しい貸出金利を使用してポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、商品の種類ごとに計算する。これには、マクロ経済環境の影響が含まれる。小口ポートフォリオの主要インプットは、過去と現在の商品マージンの差異および予想期限前償還率である。帳簿価額に含まれる資本計上されたブローカー・フィーも、公正価値とみなされる。
- 法人貸出ポートフォリオは主に、貸出金固有の信用スプレッドおよびドイツ銀行の資金調達コストを基に、満期までの貸出金を割引くことにより見積られる。
- 長期債務および信託優先証券の場合、公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、類似の特性を有する金融商品が市場で取引される場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。
- 長期預金の公正価値の決定には割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。これは、市場データが通常入手可能ではないからである。イールド・カーブに加え、ドイツ銀行自身の信用スプレッドも考慮される。償却原価で測定する金融負債の公正価値の測定においては、それぞれの取引相手の信用スプレッドは使用されない。

償却原価で測定するこれらの金融商品について、開示される公正価値は、注記13「公正価値で計上される金融商品」に記載されるIFRSの公正価値ヒエラルキー（すなわち、レベル1、レベル2およびレベル3）に分類されている。一般的に、レベル1には現金および中央銀行預け金が含まれ、レベル2にはインターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）、借入有価証券担保金、その他の金融資産、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券（レポ）、貸付有価証券受入金、その他の短期借入金、その他の金融負債、長期債務ならびに信託優先証券が含まれ、レベル3には貸出金が含まれる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値（注１）

2024年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	活発な市場 における 相場価格 (レベル 1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル 2)	観察不能な パラメータ による評価 技法 (レベル 3)
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	147,494	147,494	147,494	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,160	6,160	-0	6,160	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	40,803	40,923	0	40,923	0
借入有価証券担保金	44	44	0	44	0
貸出金	478,921	470,058	0	13,338	456,720
その他の金融資産	92,556	91,214	12,063	78,482	669
金融負債：					
預金	666,261	667,609	2	667,607	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	3,740	3,727	0	3,727	0
貸付有価証券受入金	2	2	0	2	0
その他の短期借入金	9,895	9,903	0	9,903	0
その他の金融負債	79,371	79,371	2,237	77,134	0
長期債務	114,899	114,496	0	112,033	2,463
信託優先証券	287	273	0	273	0

2023年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	活発な市場 における 相場価格 (レベル 1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル 2)	観察不能な パラメータ による評価 技法 (レベル 3)
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	178,416	178,416	178,416	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,140	6,140	0	6,140	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	14,725	14,778	0	14,034	744
借入有価証券担保金	39	39	0	39	0
貸出金	473,705	454,972	0	11,519	443,453
その他の金融資産	106,596	105,132	13,304	90,973	855
金融負債：					
預金	622,035	624,731	2	624,729	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	3,038	3,031	0	3,031	0
貸付有価証券受入金	3	3	0	3	0
その他の短期借入金	9,620	9,628	0	9,628	0
その他の金融負債	99,272	99,272	1,961	97,311	0
長期債務	119,390	117,510	0	113,723	3,787
信託優先証券	289	264	0	264	0

（注１）注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

2024年12月31日現在、貸出金の公正価値と帳簿価額の差額は、主にドイツにおける長期の小口モーゲージに係る現在の金利と約定金利との差異によるものである。貸出金の帳簿価額は、2024年12月31日現在50億ユーロおよび2023年12月31日現在56億ユーロのIAS第39号のEUカーブアウト版に基づくマクロ・ヘッジ会計による調整によって一部相殺された。預金の公正価値は帳簿価額を上回っていた。これは、IAS第39号のEUカーブアウト版に基づき、帳簿価額にはマクロ・ヘッジ会計によるマイナスの調整がそれぞれ、2024年12月31日現在14億ユーロおよび2023年12月31日現在34億ユーロ含まれていたためであった。長期債務および信託優先証券の場合、公正価値と帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことに起因している。上表に含まれる帳簿価額には、経済的ヘッジによる影響は含まれていない。

15 -

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
売却条件付買入有価証券（リバース・レポ）	2,786	1,805
負債性有価証券：		
ドイツ政府	2,006	1,566
米国財務省および米国政府機関	10,640	9,232
米国地方自治体	719	446
その他の外国政府	18,661	15,672
企業	189	686
その他の資産担保証券	0	0
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む。）	414	442
その他の負債性有価証券	1,607	831
負債性有価証券合計	34,236	28,874
貸出金	5,068	4,867
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	42,090	35,546

16 -

持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

2024年12月31日現在、当行グループは関連会社49社および共同支配企業8社（2023年12月31日現在：それぞれ54社および6社）に対する持分を保有している。当行グループにおける投資の帳簿価額または被投資会社からの収益に基づく、当行グループにとって重要性があるとみなされる投資はなかった。

過年度において、Huarong Rongde Asset Management Company Limited（中国、北京市）およびHarvest Fund Management Company Limited（中国、上海市）への投資は重要性がある持分法適用投資として報告されていたが、2024年12月31日現在、当行グループにとって重要性はないとみなされており、以下の表の合算ベースの財務情報に含まれている。過年度の比較数値は、当年度の表示に合わせて表示されている。

個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	1,028	1,013
継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額（注1）	-4	-107
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	0	0
その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額	-1	-16
包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額	-5	-123

（注1）2024年12月31日および2023年12月31日現在、Huarong Rongde Asset Management Company Limitedの純損失に対する持分を、それぞれ32百万ユーロおよび129百万ユーロ含む。

17 -

金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットting契約または類似契約の対象となる金融商品のネットtingによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

2024年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マスター・ ネットting 契約の影 響	現金担保	金融商品 担保（注 1）	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（リバー ス・レボ）（強制力あり）	54,483	-14,429	40,053	0	0	-39,831	223
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（リバー ス・レボ）（強制力なし）	749	0	749	0	0	-749	0
借入有価証券担保金（強制力あ り）	32	0	32	0	0	-32	0
借入有価証券担保金（強制力な し）	11	0	11	0	0	0	11
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり）	615,599	-232,657	382,942	-231,198	-33,729	-108,134	9,881
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り）	298,469	-16,116	282,353	-229,560	-33,689	-9,392	9,712
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし）	162,908	0	162,908	0	-1,303	-6,993	154,611
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し）	9,400	0	9,400	0	-1,188	-1,344	6,868
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	778,507	-232,657	545,849	-231,198	-35,032	-115,127	164,492
償却原価で測定する貸出金	478,921	0	478,921	0	-10,836	-72,983	395,102
その他の資産	105,782	-4,574	101,207	-24,794	-52	-30	76,331
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	456	-73	383	-255	-52	-30	46
ネットtingの対象となる残りの 資産	2,786	0	2,786	0	0	0	2,786
ネットtingの対象とならない残 りの資産	217,567	0	217,567	0	-623	-4,438	212,506
資産合計	1,638,838	-251,661	1,387,177	-255,993	-46,543	-233,190	851,451

（注1）不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットィン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	666,261	0	666,261	0	0	0	666,261
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レポ） （強制力あり）	16,819	-14,429	2,390	0	0	-2,390	0
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レポ） （強制力なし）	1,350	0	1,350	0	0	-123	1,227
貸付有価証券受入金（強制力あ り）	1	0	1	0	0	-1	0
貸付有価証券受入金（強制力な し）	1	0	1	0	0	-1	0
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力あり）	609,683	-232,669	377,013	-230,459	-23,677	-66,495	56,381
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力あ り）	284,323	-16,600	267,723	-228,704	-23,677	-2,458	12,883
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力なし）	35,382	0	35,382	0	-607	-3,332	31,442
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力な し）	8,672	0	8,672	0	-607	-142	7,923
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債合計	645,064	-232,669	412,395	-230,459	-24,285	-69,828	87,823
その他の負債	100,193	-4,562	95,631	-37,099	-91	-101	58,339
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのマイナスの時価 （強制力あり）	1,727	-37	1,690	-1,111	-91	-101	387
ネットィングの対象とならない残 りの負債	129,716	0	129,716	0	-6	0	129,711
負債合計	1,559,406	-251,661	1,307,745	-267,559	-24,382	-72,444	943,361

資産

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保（注 1）	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（リバー ス・レボ）（強制力あり）	21,574	-9,999	11,574	0	0	-11,491	84
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（リバー ス・レボ）（強制力なし）	3,151	0	3,151	0	0	-2,270	881
借入有価証券担保金（強制力あ り）	33	0	33	0	0	-33	0
借入有価証券担保金（強制力な し）	6	0	6	0	0	0	6
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり）	513,810	-199,127	314,683	-197,430	-32,109	-74,885	10,260
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り）	259,148	-15,648	243,499	-195,499	-32,092	-5,766	10,142
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし）	150,569	0	150,569	0	-1,227	-10,167	139,174
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し）	8,357	0	8,357	0	-1,101	-1,077	6,178
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	664,379	-199,127	465,252	-197,430	-33,337	-85,052	149,434
償却原価で測定する貸出金	473,705	0	473,705	0	-11,317	-69,594	392,794
その他の資産	123,702	-9,005	114,697	-24,037	-79	-13	90,569
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	940	-51	889	-662	-79	-13	136
ネットティングの対象となる残りの 資産	1,805	0	1,805	0	0	0	1,805
ネットティングの対象とならない残 りの資産	242,108	0	242,108	0	-73	-3,533	238,502
資産合計	1,530,462	-218,131	1,312,331	-221,466	-44,805	-171,985	874,074

(注1) 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットティ ング契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	622,035	0	622,035	0	0	0	622,035
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レボ） （強制力あり）	11,890	-9,999	1,891	0	0	-1,891	0
中央銀行ファンド借入金および買 戻条件付売却有価証券（レボ） （強制力なし）	1,147	0	1,147	0	0	-51	1,096
貸付有価証券受入金（強制力あ り）	3	0	3	0	0	-3	0
貸付有価証券受入金（強制力な し）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力あり）	540,784	-199,152	341,632	-197,923	-21,990	-68,806	52,913
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力あ り）	245,600	-16,132	229,468	-195,962	-21,990	-2,608	8,908
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債（強制力なし）	24,843	0	24,843	0	-785	-4,485	19,572
このうち：デリバティブ金融商 品のマイナスの時価（強制力な し）	8,792	0	8,792	0	-723	-191	7,878
純損益を通じて公正価値で測定す る金融負債合計	565,627	-199,152	366,475	-197,923	-22,776	-73,292	72,485
その他の負債	122,016	-8,980	113,036	-33,591	-23	-1	79,421
このうち：ヘッジ会計に適切な デリバティブのマイナスの時価 （強制力あり）	280	-29	252	-199	-23	-1	28
ネットティングの対象とならない残 りの負債	132,925	0	132,925	0	0	0	132,925
負債合計	1,455,644	-218,131	1,237,513	-231,514	-22,799	-75,239	907,961

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットティング契約の影響」の欄は、マスター・ネットティング契約の対象であるが、純額決済／同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているために相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットティング契約または類似契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある管轄区域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保、およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

18 -

貸出金

表示されている貸出金全体には、償却原価で測定に分類された貸出金、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する貸出金および純損益を通じて公正価値で測定する貸出金が含まれる。

以下の表は、当行グループの産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACE（Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne）コードに基づいている。NACEは、欧州の標準的な産業分類システムである。

産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
農業、林業および漁業	336	386
鉱業および採石	4,342	3,130
製造	28,359	30,564
電気、ガス、蒸気および空調の供給	5,017	4,734
上下水道、廃棄物処理および修復工事	598	486
建設	4,604	4,494
卸売および小売、自動車および二輪車の修繕	22,481	22,127
輸送、倉庫	5,347	5,617
宿泊、食品サービス	2,749	1,865
情報および通信	9,940	8,082
金融および保険	133,350	116,298
不動産	51,535	50,793
専門的、科学および技術活動	6,623	6,958
事務サポートサービス	9,496	9,385
行政、国防および社会保障	6,235	6,131
教育	313	281
健康保険サービスおよび社会福祉事業	4,170	4,432
芸術、娯楽およびレクリエーション	840	1,072
その他のサービス業	6,835	5,050
個人事業主の活動および自家用製品・サービスの製造	199,812	210,982
地域外の組織および団体	22	0
貸出金総額	503,005	492,868
（繰延費用）/ 前受収益	1,352	1,675
（繰延費用）/ 前受収益控除後貸出金	501,653	491,192
控除：信用損失引当金	5,697	5,208
貸出金合計	495,955	485,984

信用損失引当金

信用損失引当金には、償却原価で測定する金融資産、OCIを通じて公正価値で測定する金融資産、ならびにオフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務に係る引当金が含まれる。

償却原価で測定する金融資産に係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI（注4）	合計
期首残高	447	680	3,960	198	5,285
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-150	194	1,814	3	1,861
信用度の変動による振替	128	-128	0	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-2	-7	0	0	-9
当期中に認識が中止された金融資産（注3）	0	0	-1,229	0	-1,229
償却済債権戻入額	0	0	157	0	157
為替およびその他の変動	15	-3	-290	11	-267
期末残高	438	736	4,412	213	5,799
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注1）	-24	59	1,814	3	1,852

（注1）新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

（注2）信用損失引当金には、2024年12月31日現在において14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

（注3）この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

（注4）報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2024年度において0百万ユーロおよび2023年度において0百万ユーロであった。

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金（注2）				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI（注4）	合計
期首残高	533	626	3,656	180	4,995
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-195	294	1,647	32	1,778
信用度の変動による振替	170	-150	-20	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	-57	-53	0	0	-110
当期中に認識が中止された金融資産（注3）	0	0	-1,145	-52	-1,197
償却済債権戻入額	0	0	93	0	93
為替およびその他の変動	-3	-38	-271	38	-273
期末残高	447	680	3,960	198	5,285
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注1）	-83	92	1,627	32	1,668

（注1）新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

（注2）信用損失引当金には、2023年12月31日現在において4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

（注3）この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

（注4）報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2023年度において0百万ユーロおよび2022年度において46百万ユーロであった。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金（注２）				
	ステージ１	ステージ２	ステージ３	ステージ３ POCI（注４）	合計
期首残高	440	532	3,740	182	4,895
新規事業および信用期間延長を含む金融資産の変動	-32	204	887	22	1,081
信用度の変動による振替	122	-121	-0		0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産（注３）	0	0	-1,014	-28	-1,043
償却済債権戻入額	0	0	68	3	71
為替およびその他の変動	2	12	-25	1	-10
期末残高	533	626	3,656	180	4,995
カンントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注１）	90	82	886	22	1,081

（注１）新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更の合計が、カンントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額である。

（注２）信用損失引当金には、2022年12月31日現在において14百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

（注３）この項目は、信用損失引当金の信用損失償却を含んでいる。

（注４）報告期間中に当初認識された、購入または組成した信用減損金融資産に係る当初認識時の割引前予想信用損失の総額は、2022年度において46百万ユーロおよび2021年度において0百万ユーロであった。

OCIを通じて公正価値で測定する金融資産の信用損失引当金（注１）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ１	ステージ２	ステージ３	ステージ３ POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	12	16	10	0	38

（注１）OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移した（2023年12月31日現在は48百万ユーロであり、2024年12月31日現在は38百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ１	ステージ２	ステージ３	ステージ３ POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	13	13	22	0	48

（注１）OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移し、ほぼ横ばいであった（2022年12月31日現在は69百万ユーロであり、2023年12月31日現在は48百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金				
	ステージ１	ステージ２	ステージ３	ステージ３ POCI	合計
OCIを通じて公正価値で測定	14	12	43	0	69

（注１）OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る信用損失引当金は、非常に低い水準で推移し、ほぼ横ばいであった（2021年12月31日現在は41百万ユーロであり、2022年12月31日現在は69百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、当行グループは前年比の変動に関する詳細を提供しない。

オフバランスのポジションに係る信用損失引当金の増減

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	信用損失引当金（注２）				
	ステージ１	ステージ２	ステージ３	ステージ３ POCI	合計
期首残高	117	88	187	0	393
新規事業を含む変動	-22	3	-19	0	-38
信用度の変動による振替	10	-9	-0	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	1	-1	5	0	6
期末残高	106	82	173	0	361
そのうち：金融保証	67	49	99	0	214
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注１）	-13	-6	-20	0	-38

（注１）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注２）信用損失引当金には、2024年12月31日現在において2百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

単位：百万ユーロ	2023年12月31日現在				
	信用損失引当金（注２）				
	ステージ１	ステージ２	ステージ３	ステージ３ POCI	合計
期首残高	144	97	310	0	551
新規事業を含む変動	-39	-3	-118	0	-160
信用度の変動による振替	11	-4	-7	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	1	-2	3	0	2
期末残高	117	88	187	0	393
そのうち：金融保証	84	37	113	0	233
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注１）	-28	-7	-125	0	-160

（注１）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注２）信用損失引当金には、2023年12月31日現在において9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

単位：百万ユーロ	2022年12月31日現在				
	信用損失引当金（注２）				
	ステージ１	ステージ２	ステージ３	ステージ３ POCI	合計
期首残高	108	111	225	0	443
新規事業を含む変動	21	-1	78	0	99
信用度の変動による振替	12	-15	3	0	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	4	3	3	0	9
期末残高	144	97	310	0	551
そのうち：金融保証	95	56	226	0	378
カントリー・リスクを除く信用損失引当金繰入額（注１）	33	-16	82	0	99

（注１）上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用損失引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。

（注２）信用損失引当金には、2022年12月31日現在において9百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

金融資産の譲渡、担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結しており、その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体の認識を中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループは、その他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流入入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
譲渡資産の帳簿価額		
以下の取引により認識を中止されなかったトレーディング証券：		
買戻契約	40,438	45,106
有価証券貸付契約	8,313	10,155
トータル・リターン・スワップ	14,013	4,483
その他	2,523	5,060
トレーディング証券合計	65,288	64,804
その他のトレーディング資産	51	138
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	107	203
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	5,134	7,080
償却原価で測定する貸出金（注１）	17	26
その他	4,335	8,674
合計	74,931	80,924
関連負債の帳簿価額	66,654	70,706

（注１）関連負債が譲渡資産に対してのみ償還請求権があるその他のトレーディング貸出金の帳簿価額および公正価値は、2024年12月31日および2023年12月31日現在、それぞれ0百万ユーロおよび20百万ユーロであった。関連負債の帳簿価額および公正価値は同額で、正味ポジションは2024年12月31日および2023年12月31日現在、それぞれ0百万ユーロおよび0百万ユーロであった。

当行グループが継続的関与を有する譲渡資産の帳簿価額

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
当初譲渡資産の帳簿価額		
トレーディング証券	1,073	1,043
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	0	317
認識継続資産の帳簿価額		
トレーディング証券	26	28
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	0	16
関連負債の帳簿価額	52	78

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて、譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適格となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは、重要でないとみなされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	損失に対する 最大エクスポージャー (注1)	帳簿価額	公正価値	損失に対する 最大エクスポージャー (注1)
単位：百万ユーロ						
償却原価で測定する貸出金						
証券化債券	441	397	397	389	344	344
その他	0	0	0	0	0	0
償却原価で測定する貸出金合計	441	397	397	389	344	344
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産						
証券化債券	0	0	0	23	23	23
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	0	0	0	23	23	23
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：						
証券化債券	669	560	560	706	592	592
その他	0	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	669	560	560	706	592	592
継続中の関与を示す金融資産合計	1,110	957	957	1,118	959	959
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	-0	-0	0	0	0	0
継続中の関与を示す金融負債合計	-0	-0	0	0	0	0

(注1) 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識が中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

	2024年12月31日現在			2023年12月31日現在		
	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)	損益 (年度累計)	損益 (累積)	処分による 利得(損失)
単位：百万ユーロ						
証券化債券	50	220	25	48	164	7
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	-0	-0	0	0	0	0
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失)	50	220	25	48	164	7

当行グループは主に、担保付融資の担保として、また、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、あるいはOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。2024年12月31日現在、当行は110億ユーロの証券化借入および担保付自己社債を、様々な市場標準の証券金融取引の担保として差入れている。以下の表の貸出金には、これらの残高が含まれている。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額（注1）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	58,749	55,166
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	5,263	7,222
貸出金	41,758	54,148
その他	4,462	9,610
合計	110,231	126,146

（注1）負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計（注1）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	55,310	57,143
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	5,013	7,073
貸出金	4,618	5,428
その他	2,904	7,815
合計	67,845	77,459

（注1）負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

当行グループは主に、リバース・レボ契約、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れている。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	479,022	379,573
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	366,245	324,757

21 -

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者 占有不 動産	設備	リース 資産改 良費	建設仮 勘定	所有する 土地建物 および設 備（IAS 第16号）	リース資 産の使用 権（IFRS 第16号）	合計
取得原価：							
2023年1月1日現在残高	503	2,434	3,523	216	6,676	6,187	12,863
連結会社グループの変動	0	-8	7	0	-1	34	34
増加	0	84	40	297	422	263	685
振替	0	23	193	-50	167	251	419
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	-22	0	0	0	-22	0	-22
処分	41	113	643	0	798	152	950
為替レートの変動	1	-27	-43	-2	-71	-77	-148
2023年12月31日現在残高	441	2,393	3,078	461	6,374	6,507	12,881
連結会社グループの変動	0	-1	-0	0	-1	-0	-1
増加	1	128	107	293	528	145	673
振替	106	77	334	-394	122	237	360
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	0	0	0	0	0	0	0
処分	0	199	281	1	482	156	638
為替レートの変動	-1	33	59	1	93	115	208
2024年12月31日現在残高	547	2,431	3,298	360	6,636	6,848	13,484
減価償却および減損累計額：							
2023年1月1日現在残高	286	2,022	2,304	1	4,613	2,147	6,760
連結会社グループの変動	0	-10	-0	0	-11	-0	-11
減価償却費	9	127	199	0	335	543	878
減損損失	7	8	5	0	21	23	43
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	8	8
振替	-0	17	54	0	71	-41	29
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	-19	0	0	0	-19	0	-19
処分	20	108	638	0	766	141	907
為替レートの変動	0	-22	-25	-0	-46	-24	-70
2023年12月31日現在残高	264	2,033	1,900	1	4,198	2,498	6,696
連結会社グループの変動	0	-1	-0	0	-1	0	-1
減価償却費	5	126	266	0	397	548	945
減損損失	14	1	19	0	34	34	67
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	2	2
振替	104	20	1	1	126	-0	126
「売却目的保有」（への）／からの分類変更	0	0	0	0	0	0	0
処分	0	196	278	1	475	153	628
為替レートの変動	-0	29	29	0	57	30	87
2024年12月31日現在残高	386	2,014	1,936	1	4,337	2,954	7,291
帳簿価額：							
2023年12月31日現在残高	177	360	1,179	460	2,176	4,009	6,185
2024年12月31日現在残高	161	417	1,361	360	2,299	3,894	6,193

土地建物および設備に係る減価償却費、減損損失および減損損失の戻入は、損益計算書の一般管理費に計上されている。

売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2024年12月31日および2023年12月31日現在において、それぞれ1百万ユーロおよび24百万ユーロであった。

土地建物および設備の取得のコミットメントは、2024年度末現在において24百万ユーロ、および2023年度末現在において96百万ユーロであった。

当行グループは土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースし、これらについて使用権資産を計上している。2024年度における使用権資産の増加は145百万ユーロであり、主として新規の不動産リースを反映している。2024年度に認識された548百万ユーロの減価償却費は、主として不動産リースに係る使用権資産を、契約期間にわたり予定どおりに使用したことによるものであった。2024年12月31日現在、土地建物および設備合計に含まれる使用権資産の帳簿価額39億ユーロは、主に39億ユーロのリース不動産および19百万ユーロの車両リースである。当行グループのリース資産の詳細およびIFRS第16号に基づき要求される関連する開示については、注記22「リース」を参照のこと。

リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の下で借手として開示を行っている。当行グループは、財務成績および財政状態を最も適切に説明する方法で、IFRS第16号に基づく関連情報の表示についての判断を行っている。

当行グループは、土地建物、車両およびIT機器を含む多くの資産をリースしている。当行グループは大部分のオフィスおよび支店について、長期賃貸契約に基づく借手となっている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、または更なるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。

2024年12月31日（2023年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額39億ユーロ（40億ユーロ）の使用権資産を貸借対照表の土地建物および設備に計上した。主な使用権資産は、リース資産39億ユーロ（40億ユーロ）および車両リース19百万ユーロ（13百万ユーロ）である。使用権資産の当年度の変動に関する詳細については、注記21「土地建物および設備」を参照のこと。

使用権資産の認識に対応して、2024年12月31日（2023年12月31日）現在、当行グループは、帳簿価額45億ユーロ（45億ユーロ）のリース債務を貸借対照表のその他の負債に計上した。2024年12月31日現在、当該リース債務には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する将来のリース料の割引価額440百万ユーロが含まれている。当該リースは、期限は2036年度末までだが、5年のリース延長選択権が2回分（2046年度末まで）付されている。

2024年度および2023年度に、リース債務の合計に関して計上された利息費用は、それぞれ127百万ユーロおよび113百万ユーロであった。これらの債務による割引前キャッシュ・フローの契約上の期限は、注記31「金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析」に記載されている。

2024年度（2023年度）に、当行グループがIFRS第16号に基づく認識の免除を適用することを決定した（これに伴い使用権資産および対応するリース債務は貸借対照表に計上しない。）短期リースおよび少額資産のリースに関連して、それぞれ2百万ユーロ（1百万ユーロ）および0百万ユーロ（0百万ユーロ）の費用が認識された。

2024年度（2023年度）に使用権資産のサブリースによって計上した収益は、合計24百万ユーロ（29百万ユーロ）であった。

2024年度（2023年度）のリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計は678百万ユーロ（645百万ユーロ）であり、主として不動産賃貸に関する費用669百万ユーロ（638百万ユーロ）であった。このキャッシュ・アウトフロー合計額のうち、552百万ユーロ（534百万ユーロ）はリース債務の元本部分に対する支払額であり、126百万ユーロ（111百万ユーロ）は利息部分に対するものであった。

当行グループが借手として負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフローの合計は、リース債務の測定に反映されておらず、主に延長オプションから生じる潜在的支払エクスポージャー（2024年度：47億ユーロ）および開始前であるが当行が確約している将来のリース料（2024年度：68百万ユーロ）を含んでいる。これらの予想残存期間は、以下の表に記載されている。

リース債務の測定に反映されていない、当行グループが負担する可能性のある将来のキャッシュ・アウトフロー

単位：百万ユーロ

2024年12月31日現在 2023年12月31日現在

リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー：

1年以内	30	14
1年超5年以内	470	590
5年超	4,230	4,318
リース債務に反映されていない将来のキャッシュ・アウトフロー	4,731	4,922

23 -

のれんおよびその他の無形資産

のれん

のれんの変動

2024年12月31日および2023年12月31日終了年度におけるのれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を、資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。

当行グループの事業活動は、以下の部門構成で編成されている。コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントである。各コーポレート部門はCGUとみなされる。

資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	インベスト メント・バ ンク	コーポレー ト・バンク	アセット・ マネジメン ト	プライベー ト・バンク	合計
2023年1月1日現在残高	0	0	2,919	0	2,919
期中に取得したのれん	235	0	0	0	235
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの／（への）分類変更	0	0	-7	0	-7
「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん	0	0	0	0	0
減損損失（注1）	-233	0	0	0	-233
為替レートの変動／その他	-2	0	-63	0	-65
2023年12月31日現在残高	0	0	2,849	0	2,849
のれんの総額	4,175	615	3,336	3,723	11,848
減損損失累計額	-4,175	-615	-487	-3,723	-9,000
2024年1月1日現在残高	0	0	2,849	0	2,849
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理の調整額	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの／（への）分類変更	0	0	0	0	0
「売却目的保有」に分類されない処分に関連する のれん	0	0	0	0	0
減損損失（注1）	0	0	0	0	0
為替レートの変動／その他	0	0	114	0	114
2024年12月31日現在残高	0	0	2,963	0	2,963
のれんの総額	4,418	643	3,477	3,737	12,275
減損損失累計額	-4,418	-643	-515	-3,737	-9,313

（注1）のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。

2024年度におけるのれんの変動は、当行グループの通貨以外の通貨で保有されているアセット・マネジメントののれんの外国為替レートの変動のみが含まれている。

2023年10月13日のNumis Corporation Plcの取得（注記03を参照のこと。）に伴い、企業結合への取得原価の配分を実施した結果、235百万ユーロののれんが認識され、インベストメント・バンクのCGUに配分された。インベストメント・バンクのCGUの帳簿価額に対する回収可能価額の継続的な不足額を評価した結果、のれんは減損していると判定され、2023年度第4四半期に全額償却された。

のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」の記載に基づき、適切なCGUに配分される。当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。アセット・マネジメントののれんについては年に1度、第4四半期に、CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することにより減損テストを行う。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、のれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額である。のれんが計上されたCGUのうち、2023年度および2024年度に年に1度の減損テストが実施されたのはアセット・マネジメントのCGUのみであった。これらの期間におけるアセット・マネジメントののれんの減損テストの結果、アセット・マネジメントのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、減損損失は発生しなかった。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性に関するレビューにより、将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

帳簿価額

主要なCGUの帳簿価額は、当行グループの株主資本配分フレームワークに基づく資本配分モデルを使用して算出される（詳細については注記04「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。）。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1 ノート（以下「AT1 ノート」という。）が含まれる。資本合計は、非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

回収可能価額

当行グループは、使用価値と売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）の高い方に基づき、主要なCGUの回収可能価額を決定している。当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いている。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1 ノートの公正価値も含んでおり、主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定、ならびに規制の展開による影響に関するより長期間な予想を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正される。継続企業の場合、アセット・マネジメントのCGUの資本に対するキャッシュ・フローは、3.3%を上限（2023年度：3.0%を上限）とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収束すると仮定される。これは、CGUの収益見通し、ならびに国内総生産およびインフレ率の推移予想に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、比較的範囲は少ないが、長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステマティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利子率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。アセット・マネジメントのCGUに関して、2024年度および2023年度に適用された割引率（税引後）は、それぞれ10.4%および10.9%であった。

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき、以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

経営陣による主要な仮定は以下のとおりである。

のれんを含む主な 資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
アセット・マネジメント	- 堅調な有機的成長：Xtrackersおよびオルタナティブ商品の拡充、アクティブ運用における好調な業績の維持、顧客チャネルとパートナーシップのさらなる構築	- 当行グループの投資戦略にとって不利な、市場環境とボラティリティの困難で継続的な不確実性
	- 金融の未来：デジタル流通チャネルが引き起こしたアセット・マネジメント領域の混乱の中の成功 - 欧州へのゲートウェイ：欧州をターゲットとするグローバル投資家にとっての最初の接点となるべく、世界中のフランチャイズと欧州のルーツの活用	- 主要な市場および商品における不利なマージンの変動と、予想を超える不利な競争水準 - ビジネス・リスク / 実行リスク（例えば、市場の不確実性による資金フロー（純額）目標の未達成、優秀な顧客対応スタッフの喪失、不利な投資パフォーマンス、効率化が予想を下回ること） - 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響

感応度：回収可能価額の回復力を測るため、DCFモデルに使用される主要な仮定（割引率および収益予想等）の感応度が測定される。現在、アセット・マネジメントの回収可能価額は、帳簿価額を24%（17億ユーロ）超過している。

回収可能価額を帳簿価額に合わせるための特定の主要な仮定の変更

主要な仮定の変更	アセット・マネジメント
割引率（税引後）の上昇	
変更前	10.4%
変更後	12.3%
各期間に予想される将来の収益の変更	-16.9%
長期成長率	
変更前	3.3%
変更後	N/M

N/M - 表記するに値しない。これは、0%の率を適用してもなお、回収可能額が帳簿価額を上回るためである。

その他の無形資産

2024年12月31日および2023年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動

	購入した無形資産						内部生成 無形資産	その他の 無形資産 合計
	償却対象とならない			償却対象となる			償却対象 となる	
	小口投資 運用契約	その他	償却対象 とならない 購入した無形 資産合計	顧客関連 無形資産	契約に 基づく 無形資産	ソフト ウェア および その他	償却対象 となる 購入した 無形資産 合計	
単位：百万ユーロ								
取得原価 / 製造原価：								
2023年 1 月 1 日現在残高	1,083	441	1,524	1,421	70	792	2,283	10,116
増加	0	0	0	56	0	66	122	1,314
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	0
処分	0	0	0	0	0	0	0	71
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	-4	-4	0
為替レートの変動	-37	0	-37	-21	0	0	-21	-72
2023年12月31日現在残高	1,046	440	1,486	1,456	70	854	2,380	11,288
増加	0	0	0	2	0	8	10	1,407
連結会社グループの変動	0	0	0	-49	-1	-1	-51	0
処分	0	0	0	0	0	31	31	121
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	23	23	-40	-35	-28	-103	-3
為替レートの変動	71	0	71	42	0	2	44	171
2024年12月31日現在残高	1,117	463	1,580	1,411	35	803	2,249	12,742
償却および減損累計額：								
2023年 1 月 1 日現在残高	342	439	781	1,417	70	659	2,146	6,824
当期の償却	0	0	0	3	0	35	38	1,027
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0	0
処分	0	0	0	0	0	0	0	71
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失	0	0	0	0	0	0	0	24
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	-3	-3	0
為替レートの変動	-12	0	-12	-20	0	-1	-21	-54
2023年12月31日現在残高	330	439	769	1,399	70	690	2,159	7,749
当期の償却	0	0	0	5	0	36	41	1,130
連結会社グループの変動	0	0	0	-49	-1	-1	-51	0
処分	0	0	0	0	0	31	31	121
「売却目的保有」からの (への)分類変更	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失	0	0	0	0	0	0	0	29
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	23	23	-40	-34	-29	-103	-1
為替レートの変動	22	0	22	40	0	0	40	130
2024年12月31日現在残高	353	461	814	1,356	35	664	2,055	8,917

帳簿価額：

2023年12月31日現在残高	716	1	717	57	0	164	221	3,539	4,478
2024年12月31日現在残高	764	2	766	55	0	139	194	3,825	4,786

(注1) 11億ユーロは、一般管理費に含まれていた。

(注2) 24百万ユーロは、一般管理費に計上された内部開発ソフトウェアの減損損失であった。

(注3) 12億ユーロは、一般管理費に含まれていた。

(注4) 29百万ユーロは、一般管理費に計上された内部開発ソフトウェアの減損損失であった。

償却対象となる無形資産

2024年度において、償却対象となる無形資産は261百万ユーロ増加した。これは12億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（12億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（29百万ユーロ）によるものであった。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる14億ユーロのプラスが、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して下落したことに伴い、純額で47百万ユーロの為替レートのプラスの変動が生じた。

2023年度において、償却対象となる無形資産は330百万ユーロ増加した。これは11億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（11億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（24百万ユーロ）によるものであった。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる13億ユーロのプラスが、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して上昇したことに伴い、純額でマイナス19百万ユーロの為替レートのマイナスの変動が生じた。

2022年度において、償却対象となる無形資産は173百万ユーロ増加した。これは10億ユーロの償却費を含んでおり、その多くが資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（10億ユーロ）と、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの減損（30百万ユーロ）によるものであった。当行グループが内部利用目的のソフトウェアの開発に伴って発生した費用を内部開発無形資産として資産計上したことによる11億ユーロのプラスが、償却費および減損費用による純帳簿価額へのマイナスの影響を上回った。ユーロの為替レートが主要通貨に対して下落したことに伴い、純額で50百万ユーロの為替レートのプラスの変動が生じた。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される。

資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	
顧客関連無形資産	15年以内
その他	20年以内

償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、特定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは、小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および特定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計764百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、アセット・マネジメントのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をアセット・マネジメントに与える契約である。これらの契約は容易に少額の費用で更新可能であるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年度におけるZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

回収可能価額は、5ヶ年計画に基づき複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測、実効手数料率、割引率および残存価額成長率が含まれる。年次の減損テストに適用された割引率

（資本コスト）は、2024年度において10.2％（2023年度において10.9％）であった。2024年度に適用された残存価額成長率は、3.7％（2023年度：3.4％）であった。

2024年12月31日および2023年12月31日現在、それぞれの減損分析の結果、減損損失または減損損失の戻入は認識されなかった。2022年12月31日現在、正味アウトフローおよび2022年度第4四半期における割引率の10.9％への変更の結果、減損損失68百万ユーロが、当行グループの損益計算書ののれんおよびその他の無形資産の減損として認識された。

24 -

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上のその他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
その他の資産	31	0
売却目的保有に分類された資産合計	31	0
売却目的保有に分類された負債合計	0	0

2024年12月31日および2023年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された未実現利得（損失）はなかった。

2024年度

インベストメント・バンク部門において、抵当権の実行を通じて保有した不動産資産のポートフォリオは、売却目的保有の非流動資産として分類されている。このポートフォリオは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち低い方で評価され、分類変更後1年以内に売却される見込みである。

2023年度

2023年12月31日現在、売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループはなかった。

25 -

その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	42,179	40,157
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	5	5
決済日経過の未決済有価証券取引	979	1,801
未決済の通常取引に係る受取債権	17,527	30,603
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	60,690	72,566
回収のために保有する負債性有価証券	21,627	21,831
未収利息	4,575	4,158
売却目的保有資産	31	0
保険事業に関連する資産	133	92
その他	14,152	16,049
その他の資産合計	101,207	114,697

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	49,133	49,516
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	13	18
決済日経過の未決済有価証券取引	1,207	2,641
未決済の通常取引に係る支払債務	13,401	29,365
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	63,755	81,539
未払利息	5,113	4,785
売却目的保有負債	0	0
リース負債	4,488	4,493
保険事業に関連する負債	121	87
その他	22,153	22,133
その他の負債合計	95,631	113,036

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記24「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

26 -

預金

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
無利息要求払預金	176,510	183,692
利付預金		
要求払預金	197,306	162,380
定期預金	203,756	188,468
貯蓄預金	88,689	87,496
利付預金合計	489,751	438,343
預金合計	666,261	622,035

27 -

引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	オペレー ショナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再編	その他	合計（注1）
2023年1月1日現在残高	45	627	570	248	398	1,888
連結会社グループの変動	-1	-2	-0	-2	4	-1
新規繰入額	8	881	109	287	709	1,993
取崩額	4	328	196	132	604	1,264
戻入額	8	73	339	69	82	570
為替レート変動の影響 / 割引の解消	0	18	-13	0	1	6
振替	-1	1	-1	0	-5	-6
2023年12月31日現在残高	40	1,124	129	333	421	2,047
連結会社グループの変動	0	0	0	0	-0	-0
新規繰入額	6	2,201	84	149	312	2,751
取崩額	2	954	8	55	67	1,086
戻入額	4	509	41	153	66	773
為替レート変動の影響 / 割引の解消	0	3	2	0	1	5
振替	-0	30	-0	0	-16	13
2024年12月31日現在残高	40	1,895	166	273	584	2,958

（注1）連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用損失引当金が開示されている注記19「信用損失引当金」を参照のこと。

引当金の種類

オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。オペレーショナル・リスク引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟および規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることから、リスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払いが営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよびレピュテーション・リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再編引当金は、再編活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、コスト、重複および複雑性の大幅な削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再編」を参照のこと。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金およびモーゲージ買戻し請求を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし、複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの管轄区域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関等が金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関して発生する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁決機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考えるが引当金を認識していない一部の案件については、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったためである。

信頼性の高い見積りが可能ではあるものの、将来損失または資産の流出の可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い案件について、2024年12月31日現在、当行グループはこれらの偶発負債が、民事訴訟案件については約6億ユーロ（2023年12月31日現在：19億ユーロ）、規制執行案件については1億ユーロ（2023年12月31日現在：2億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。当行グループの最善の見積りが一定の範囲内である場合、その範囲の上限額が偶発負債の金額に含まれる。

その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ることは不可能であると考えており、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、当行グループが、資金の流出の可能性が「ほとんどない」と考えている場合、その案件について引当金を認識せず、偶発負債の見積りにも含めない。

当該発生可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知／未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの地域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債がある、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性がある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）ならびにその他の重要な案件に関する記載である。さらに、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件も含まれる。案件は、当行グループがそれぞれについて使用している表題に基づき、英語のアルファベット順に表示されている。

連邦準備制度理事会との同意命令および合意書 2023年7月19日、ドイツ銀行、ドイツ銀行AGニューヨーク支店、DB USA Corporation、Deutsche Bank Trust Company Americas (DBTCA) およびDWS USA Corporationは、連邦準備制度理事会との同意命令および合意書を締結し、制裁、禁輸およびAML遵守に関連する過去の命令の遵守および和解、ならびにリスク管理の問題に関する救済契約および義務に関して過去に開示された規制当局との議論を解決した。この同意命令は、当行が2015年および2017年に連邦準備制度理事会と締結した過去の同意命令で求められていた和解後の制裁、禁輸およびAML管理強化策について、実施が不十分かつ遅々としていると主張している。合意書は、当行の米国での事業におけるガバナンス、リスク管理および内部管理の様々な不備を主張し、当行が更なる改善策の実施を継続すべきであるとしている。同意命令は、和解後の制裁、禁輸およびAML管理強化策についてあったとされる違反に対する140百万米ドルと、Danske Bank Estoniaとの過去のコレス銀行関係（2015年10月に終了した。）についての当行の対応に由来する危険または不健全な営業に関する46百万米ドルの制裁金を含む、186百万米ドルの民事制裁金の支払いをドイツ銀行に求めている。合意書には民事制裁金は含まれていない。同意命令および合意書はいずれも、特定の和解後の救済および報告の実施を含んでいる。

Cum-exに関する調査および訴訟 ドイツ銀行は顧客のCum-ex取引に関連して、法執行機関から情報および文書請求を含む照会を受けている。「Cum-ex」とは、配当金に課される源泉所得税に関してドイツの税額控除または還付を得る目的で、配当金権利確定日前後（配当金権利確定日前の取引日および権利確定日後の決済日）にドイツの株式を取引する活動を指す。この中には特に、同一の配当金支払いに関して、かかる控除または還付を請求する市場参加者が複数発生した取引構造が含まれる。ドイツの裁判所はCum-ex取引を脱税とみなしている。ドイツ銀行はこれらの案件について法執行機関に協力している。

2017年8月以降、ケルンの検察庁（*Staatsanwaltschaft Köln*、以下「CPP」という。）は当行の特定の元顧客のCum-ex取引に関連して、ドイツ銀行の2名の元従業員に関する犯罪調査を行っている。2022年10月、CPPはフランクフルトおよびエシュボルのドイツ銀行のオフィスを検査した。捜査令状に基づき、CPPは調査の範囲を拡大した。調査対象にはドイツ銀行の現従業員および元従業員ならびに7名の元取締役が含まれている。調査はまだ初期段階にあり、調査範囲がさらに拡大する可能性がある。当該手続において、ドイツ銀行はドイツ行政犯罪法第30条に基づく潜在的な二次的参加者となっている。当該手続は不当利得とされ罰金が科される可能性がある。ドイツ銀行はCPPに協力している。

2021年5月、ドイツ銀行は、Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）の法的継続会社であるDeutsche Oppenheim Family Office AG（以下「DOAG」という。）が受領した情報要請を通じて、CPPが特定されていないSal. Oppenheimの元従業員に対するCum-ex取引に関連する犯罪調査を2021年度に開始したことを知った。DOAGは請求された情報を提供した。

2023年7月12日、ドイツ銀行はドイツ・ポストバンクAGの法的後継会社として、CPPが名前が公表されていないドイツ・ポストバンクAGの元従業員に対するCum-ex取引に関連する犯罪調査を新たに開始した旨、CPPより通知を受けた。

ドイツ銀行は参加者であり、特に元カストディ顧客2社のCum-ex取引に関連し、これらの顧客の代理として電子還付手続（*elektronisches Datenträgerverfahren*）を通じた源泉所得税の還付請求を申請していた。2018年2月、ドイツ銀行はドイツの連邦国税庁（*Bundeszentralamt für Steuern*、以下「FT0」という。）から、元カストディ顧客1社に対して支払われた税還付に関して約49.0百万ユーロの請求を受けた。ドイツ銀行は同額の正式な通知を受領する見込みである。2019年12月、ドイツ銀行は、別の元カストディ顧客の代理で申請した税還付請求に関連して、2.1百万ユーロを支払うよう求める責任通知をFT0から受け取り、2020年初頭にこれを支払った。2022年7月、ドイツ銀行は、この支払いに対する訴訟をケルン財政裁判所（*Finanzgericht Köln*）に提起した。

2018年、The Bank of New York Mellon SA/NV（以下「BNY」という。）は、BHF Asset Servicing GmbH（以下「BAS」という。）および／またはFrankfurter Service Kapitalanlage-GmbH（現在の名称はBNY Mellon Service Kapitalanlage-Gesellschaft mbH、以下「Service KAG」という。）に関して発生したCum-exに関連する可能性がある税金負債について、ドイツ銀行に補償を求める意図があることを通知した。ドイツ銀行は、2010年にSal. Oppenheim取得の一環としてBASおよびService KAGを取得し、同年にBNYに売却していた。BNYは、潜在的な税金負債を最大で120.0百万ユーロ（年利6%の利息を除く。）と見積っている。2020年末に、BNYの弁護士は、BNYおよび／または（特に）Service KAGが、2009年および2010年の特定の投資ファンドによるCum-ex関連取引に関する見積額について、税務当局から通知を受け取ったことをドイツ銀行に通達した。BNYは当該通知に異議を申し立てている。BNYは、当該投資ファンドに関連する118.3百万ユーロの支払命令を税務当局から受け取ったことに伴い、ドイツ銀行と協議の上、53.6百万ユーロを税務当局に支払った。さらに50.9百万ユーロが、最初に第三者により支払われた。さらに、BNYは、当該投資ファンドのうちの1ファンドに関して、制裁金としての利子（*Hinterziehungszinsen*）11.6百万ユーロに関する通知および支払要請をフランクフルト税務署から受け取った。BNYは、ドイツ銀行と協議の上、2024年10月にヘッセ財政裁判所（*Hessisches Finanzgericht*）により認められた支払要請に関する執行停止（*Aussetzung der Vollziehung*）を申請した。2025年にBNYは、2024年に投資ファンドの1つに関して別の第三者から支払いがあったため、2.5百万ユーロの返済を受け取ったことをドイツ銀行に通知した。

2023年12月および2024年4月、ドイツ銀行は、2009年にCum-ex取引に関与した3つの第三者の投資ファンドに関連して、FT0から質問状を受け取った。ドイツ銀行は当該ファンドの投資家に対してサービスおよび融資を提供していた。これらのファンドはCum-ex取引に関連して、2009年に総額147百万ユーロの税還付を受けた。2024年2月、ドイツ銀行は最初の2通の質問状に対して回答を行った。2024年6月および7月に、ドイツ銀行は2つのファンドに関して、FT0から総額85百万ユーロの2件の税金負債の通知（*Haftungsbescheide*）を受け取った。ドイツ銀行は当該通知に対して異議（*Einsprüche*）を申し立て、執行停止（*Aussetzung der Vollziehung*）を申請した。執行停止は2024年7月に認められた。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。

外国為替デリバティブ商品に関する調査および訴訟 特定の外国為替デリバティブ商品の過去の販売に関する内部調査を受けて、ドイツ銀行は規制当局に情報を提供し、協力している。2023年12月、スペイン国立証券市場委員会（CNMV）はDeutsche Bank S.A.E.に対して、外国為替デリバティブ商品に関連してスペインの顧客に提供したアドバイザリー・サービスについて、訴訟を開始すると発表した。2025年1月、CNMVはこれらの訴訟を終結させ、DB S.A.E.に対して10百万ユーロの罰金を科し、複雑な外国為替構造を組み込んだOTCデリバティブ取引に関するDB S.A.E.によるアドバイザリー・サービスの1年間の停止を命じた。DB S.A.E.はスペインの裁判所に控訴した。また、ドイツ銀行に対しては2021年9月に、Palladium Hotels Groupの4社（以下「PHG」という。）からイングランド・ウェールズ高等法院に請求が提起された。PHGは、2013年から2019年の間にドイツ銀行と行った外国為替デリバティブ取引に関して、500百万ユーロと推定される損失の返還または損害賠償を求めており、取引はドイツ銀行の誤った販売によるものであり、PHGの原告4社のうち1社は取引の一部について法的能力を有していなかったと主張した。ドイツ銀行は、当該請求に異議を唱える抗弁を提出した。2024年1月、PHGは不正な虚偽記載の主張を追加した修正申立を提起した。ドイツ銀行は2024年2月、新たな主張に異議を唱える修正抗弁を提出した。ドイツ銀行およびPHGは、秘密保持を条件に当該請求について全面的かつ最終的に和解することに合意し、高等法院での訴訟は2024年7月に却下された。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行った世界中の特定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。

ドイツ銀行は、イスラエルにおいて提起された併合修正集団訴訟において被告として指名されている。当該訴訟は、2003年から2013年にかけて16行の銀行のトレーダーが共謀して為替ベンチマークを操作し、通貨ペアのスプレッドを拡大したとして、イスラエルの競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。当該訴訟は初期段階にある。

2021年5月、Deutsche Bank S.A. – Banco Alemãoは、ブラジル輸出者協会（AEB）がブラジルにおける特定の為替ディーラーおよび関係する金融機関に対し、サンパウロ中央法域民事裁判所において提起した反トラスト民事訴訟において指名された。当該訴訟は、ブラジルの競争当局であるCADEにより調査された行為に基づく事実を主張しており、ブラジルの競争法に基づく損害賠償を請求している。2022年2月、裁判長は、当該訴訟は集団訴訟に適していないとして、当該訴訟を却下した。AEBはこの判決に対して上訴している。ドイツ銀行にはまだ訴状が送達されていない。

当行グループは、開示することがこの問題の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

銀行間取引金利事項 規制および法執行案件 ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関に対し、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請に回答し、協力している。

2013年から2017年にかけて、ドイツ銀行は、欧州委員会、米国司法省（DOJ）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融行為監督機構（FCA）、ニューヨーク州金融サービス局（DFS）およびその他の規制当局と、銀行間取引金利事項に関する和解を締結した。様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

民事訴訟 ドイツ銀行は、米ドルLIBORの設定に関する不正とされる操作に関連する米国における3件の民事訴訟、ならびに英国、アルゼンチンおよびスペインにおける継続中の訴訟の当事者となっている。当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して、米国の民事訴訟がドイツ銀行およびその他の多数の被告に対して提起された。上述の米国における3件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、連邦および州反トラスト法やその他の法律の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。

米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟3件のうち2件が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。2013年3月から2019年3月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、米ドルLIBOR MDLの原告は現在、反トラスト法に基づく請求、米国商品取引法および米国証券取引所法に基づく請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として、一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年、地方裁判所は、反トラスト法に基づく一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。複数の原告が当該判決について控訴した。2021年12月、第二控訴裁判所は地方裁判所の反トラスト法における当事者適格を根拠

とする判決を認めたが、裁判所の対人管轄権を根拠とする判決を破棄し、これらの訴訟を今後の手続のため地方裁判所に差し戻した。2022年3月、被告（ドイツ銀行を含む。）は控訴裁判所の判決をレビューするよう米国最高裁判所に移送命令の許可を求める申立を行った。米国最高裁判所は、被告の申立を2022年6月に却下した。

2024年10月4日、ドイツ銀行を含む被告は、米ドルLIBOR MDLに関する略式判決を求める申立を行った。当該申立は現在までに十分な概要説明が行われ、判決を待っている。

2020年8月、原告は、米ドルLIBORが今日まで下落していると主張し、カリフォルニア州北部地区米国連邦地方裁判所において複数の金融機関に対する非集団訴訟を提起した。2022年9月、裁判所は被告による却下申立を認めたが、原告による修正許可の申立を認めた。2022年の内に、原告は修正訴状を提出した。被告は修正訴状の却下を求める申立を行い、2023年10月に裁判所により認められた。原告は、2023年11月に米国第九巡回控訴裁判所に対する上訴申立および上訴申立の修正を提起した。原告は2024年1月25日に、被告は2024年3月25日にそれぞれ控訴趣意書を提出した。裁判所は、2024年12月9日に訴状を却下した地方裁判所の判決を支持した。2024年12月23日、原告は再審理の申立を提出した。2025年1月22日、裁判所は原告による再審理の申立を却下した。

さらに、米国に本社を置く破綻した金融機関19社の代理人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された米ドルLIBORに関する英国の民事訴訟が1件あり、EU、英国および米国の州法に基づく損害賠償請求が主張されている。2022年2月、米ドルLIBORに関する反トラスト法に基づく請求に対する米国第二巡回控訴裁判所の判決を受けて、英国LIBOR訴訟は、ドイツ銀行に対してFDICが米国で提起した並行訴訟に関する状況の明確化のために、2022年7月まで停止された。FDICは、訴訟を復活させるための申請を2022年7月に提出した。英国における停止期限が過ぎたことを受け、2022年12月に開催されたケース・マネジメント・カンファレンスにおいて、英国の裁判所は破綻した金融機関のうちの3社をサンプルとして裁判を行うよう命じた。当該「サンプル銀行」の裁判は、2026年2月の19週間の裁判の一覧に含まれている。2022年12月、SDNYは、本案の却下を申し立てるこれらの請求が存続する限りにおいて、被告による当該請求を将来抗弁する権利を留保することを条件として、ドイツ銀行（およびその他の海外の被告）に対する米国における特定の請求を復活させるというFDICの申請を認めた。

LIBORに基づく金利のアルゼンチン国債の保有者が被ったとされる損害の賠償を求める、LIBORに関する別の集団訴訟がアルゼンチンで提起された。2024年8月16日、裁判所はドイツ銀行および一部の他の被告に対する請求を原告が撤回することを認めたが、1名の被告に対する訴訟は依然として係属中である。

ジェフリー・エプスタインに関する事項 2018年12月、ドイツ銀行は、2013年8月に開始したジェフリー・エプスタインとの顧客関係終了に向けた手続を開始した。2019年7月のエプスタインの逮捕以降、ドイツ銀行は、当行とジェフリー・エプスタインとのかつての顧客関係（個人として、および関連当事者や事業体を通じて）について、様々な規制当局および法執行機関に情報を提供し、協力し、特定の規制当局および訴訟に関する案件を解決するための和解を締結した。さらに、以下に記載のとおり、ドイツ銀行に対するエプスタインに関する最新の案件は、再訴不能な形で取り下げられた。

2023年11月23日、ドイツ銀行AG、ドイツ銀行AGニューヨーク支店、DBTCAは、被害者とされるエプスタインによりニューヨーク州最高裁判所に提起された訴状において被告とされている。2023年12月31日に修正された当該訴状には、最近和解したニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所の集団訴訟の訴状で当行に対して主張されていたものと同様の人身取引被害者保護法およびニューヨーク州法に基づく訴えが含まれていた。2024年4月8日、原告はドイツ銀行に対するすべての申立を再訴不能な形で取り下げた。

Monte Dei Paschi 2019年11月、ミラノの第一審裁判所は、2008年にドイツ銀行がBanca Monte dei Paschi di Siena（MPS）およびMPSの子会社と行ったレボ取引に関して、不正経理および市場操作を幫助したとして、ドイツ銀行の元従業員5名および当時現職だった従業員1名を有罪と認め、各従業員に対して、3年6ヶ月または4年8ヶ月の懲役刑を下した。イタリアの政令第231/2001号に基づきドイツ銀行には法的責任が認められ、裁判所は、利益を得たとされる64.9百万ユーロの差押えおよび3百万ユーロの罰金を命じた。裁判所はまた、有罪判決を受けた従業員の雇用主として、ドイツ銀行が損害賠償について民法上の代位責任を負うとした（金額は後日決定される。）。当該判決および罰金は、上訴のプロセスが終わるまでは執行されない。ドイツ銀行および6名のドイツ銀行従業員が控訴した後、2022年に、ミラノ控訴裁判所はすべての嫌疑についてドイツ銀行の被告全員を無罪とした。2022年11月、検察官はミラノ控訴裁判所の判決に対して最高裁判所に上告した。2023年10月、最高裁判所は検察官の上告を証拠が認められないと断定し、ミラノ控訴裁判所の無罪の判決を支持し、これにより本件は確定した。

2018年5月、イタリア金融市場の規制当局であるCONSOBは、刑事訴訟手続の被告であるドイツ銀行の6名の従業員に対して、それぞれ100,000ユーロの罰金を科した。6名はまた、それぞれ3ヶ月から6ヶ月間、イタリアおよびイタリアに本社を置く機関において管理職に就くことを禁じられた。ドイツ銀行に別途罰金または制裁が科されることはなかったが、6名の従業員の罰金について連帯責任を負う。2018年6月、ドイツ銀行および6名はCONSOBの決定に異議を申し立てるためミラノ控訴裁判所に上訴した。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はドイツ銀行および6名の従業員による上訴の提出を認め、彼らに制裁を科す決議を無効とした。2021年6月、CONSOBは控訴裁判所の判決に対して最高裁判所に上告したが、6名に対して提起された刑事責任について完全に無罪になったことを受け、2024年11月に上告を取り下げた。その結果、現在、ミラノ控訴裁判所の判決は確定し、拘束力を持つ。

最後に、2024年度第2四半期にドイツ銀行の元従業員1名が、イタリアの刑事訴訟手続および第一審での有罪判決により経歴に傷がついたとして、約152百万ユーロの損害賠償を求めドイツの裁判所に申立を提起した。また、刑事訴訟に関与した他の5名のドイツ銀行従業員も、同様の申立を英国の裁判所に提起することを示唆した。ドイツ銀行は、かかる申立はいずれも全く根拠がないと考えており、ドイツで主張されているような誇張された非現実的な損失額に対して異議を申し立てる等、断固として反論していく。

当行グループは、この訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したかどうかについて開示していない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたためである。

モーゲージ関連および資産担保証券 - 発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）およびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指名されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連して、Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して、明らかにされていない金額の損害賠償を主張している。）の管財人としてFDICによって提起された1件の訴訟において被告となっている。この訴訟において、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させ、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却された。2022年5月、FDICはRMBSの売出しの1件に関して自発的に請求を取り下げ、ドイツ銀行は残りの請求の却下を求める略式判決の申立を行った。ドイツ銀行による申立は2022年7月現在、十分な概要説明が行われている。開示手続はドイツ銀行の申立の解決まで停止される。

ドイツ銀行は、当初はRMBSの投資家により、その後は受託者としてのHSBCによりニューヨーク州裁判所に提起された2件のRMBS信託に関する訴訟において被告となっている。当該訴訟は、ACE Securities Corp.の2006-FM1およびACE Securities

Corp.の2007-ASAP1 RMBSの売出しのそれぞれにおいて、ドイツ銀行が貸出金水準についての表明・保証違反を受託者に通知する義務を負っていたとして、その違反を主張している。両訴訟は当初、ドイツ銀行に対する表明・保証違反を主張していたが、これらの訴えは時期尚早として却下され、2019年4月に控訴裁判所はこの却下を支持した。開示手続は進行中である。

ACE Securites Corp.の2006-FM1に関連する訴訟においてどの却下が時期尚早として支持されたかについて、原告は2019年10月、ニューヨーク州民事訴訟法および規則第205(a)条に基づき、表明・保証違反の請求の再審理を求める2つの訴状(1つは受託者であるHSBC、1つは証券権利者による。)を提出した。第一審裁判所は証券権利者による訴訟を却下し、2022年に第一控訴部がこれを支持した。証券権利者は上訴許可の申立を行ったが、2024年2月20日、却下された。第一審裁判所はHSBCが提起した再訴も却下した。2022年11月、HSBCは上訴を申し立てたが、最終的には2024年3月18日に取り下げた。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

モーゲージ関連および資産担保証券 - 受託者としての民事訴訟 特定のRMBS信託の受託者として、ドイツ銀行の米国子会社であるDeutsche Bank National Trust Company(以下「DBNTC」という。)およびDBTCA(以下総称して「受託者」という。)は2件の個別の民事訴訟ならびにDBNTCは3件目の民事訴訟において、受託者の役割に関して、投資家によって提起された訴訟の被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、過失および/または米国の1939年信託証書法の違反に関する請求を主張するものである。

3件の訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a) National Credit Union Administration Board(以下「NCUA」という。)は、18件の信託に対する投資家として、総額37億米ドルを超える実現損失が担保に生じたと主張している。(b) 50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」を訴えている。(c) IKB International, S.A.(清算中)およびIKB Deutsche Industriebank A.G.(以下総称して「IKB」という。)は、12件のRMBS信託の投資家として、特定のRMBS証券に関する請求をIKBが自発的に取り下げる前に、当初268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUA訴訟では、修正訴状の却下を求めるDBNTCの申立は一部が認められて一部が却下され、NCUAの不法行為については却下されたが、その契約違反の請求は続けられることとなった。両当事者は一部略式判決を申し立て、これらの申立は十分な概要説明が行われ、裁判所に係属中である。2022年2月、裁判所はCommerzbank訴訟において、DBNTCおよびDBTCAによる略式判決の申立の一部を認め、一部を退け、不法行為についてはすべて却下し、当該信託の多くに関する契約違反を却下し、Commerzbankによる略式判決の申立をすべて却下した。2回目の略式判決の概要説明は2025年1月23日に完了した。2021年1月、裁判所はIKB訴訟において、受託者の却下申立を一部認めて一部を退け、IKBによる請求の一部を却下したが、契約違反および不法行為については一部を継続することを認め、受託者は当該命令の特定の事項に関連して上訴申立を行い、IKBは当該命令のその他の事項に関連する交差上訴申立を行った。2022年8月、ニューヨーク州最高裁判所控訴部第一控訴部は、第一審裁判所による却下申立に対する命令の一部を認め、一部破棄した。DBNTCおよびDBTCAは、第一控訴部による決定の特定の側面について上訴した。2023年6月、ニューヨーク州控訴裁判所は第一控訴部の決定の一部を変更し、特定の契約に係る追加の請求およびIKBの不法行為に係る残りの請求を却下した。有効な日程命令によれば、略式判決の概要説明は2025年3月20日までに完了する予定である。

当行グループはこれらの訴訟の一部に関して偶発負債および引当金を設定しているが、かかる開示がこれら訴訟の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示していない。

ポーランドのモーゲージ事項 2016年以降、Deutsche Bank Polska S.A.の特定の顧客は、同行の外貨建て貸出金契約には不当な条項が含まれており、無効であると主張してDeutsche Bank Polska S.A.に対して訴えを起こした。2024年12月31日現在、これらの顧客は、総額864百万ユーロを超える当該契約に基づく過払分とされる金額の払戻を要求しており、6,645件超の民事請求がポーランドの裁判所で開始されている。このような訴訟はポーランドにおける業界全体の問題であり、他行も同様の請求を受けている。Deutsche Bank Polska S.A.は、自行を防御し、裁判でのこれらの請求に抗弁するために必要な法的手続を有しており、今後も対応を講じる。

2023年、ポーランドのFXモーゲージのポートフォリオに関して、特に2023年6月15日の欧州司法裁判所により不利な決定が下されたことに伴いリスク・プロファイルが悪化し、ポーランドの銀行業界に広く影響を及ぼした。さらに、当行は2023年度第3四半期に裁判所の決定について予想される進展およびその他の市場のパラメータに関して、引当金の見積モデルを改善した。

2024年度第4四半期において、年次のモデルレビューおよび四半期ごとの引当金レビューの一環として、当行は追加のデータポイント(請求に関する最新情報、損失率、裁判所での和解および予想される請求件数等)を用いてモデルに基づく見積りを改善し、その結果、2024年第4四半期に引当金が317百万ユーロ増加した。2024年12月31日終了年度において引当金が475百

万ユーロ増加した結果、スイスフランおよびユーロのモーゲージ案件に関するポートフォリオ全体の引当金は、2023年12月31日現在の534百万ユーロから、2024年12月31日現在895百万ユーロとなった。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（ポストバンク）の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、ドイツ銀行は正式な公開買付書類を発行し、ポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

公開買付を受け入れたポストバンクの元株主数名が、提示価格は余りにも低かったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。これに基づき、原告はポストバンクの株式についてドイツ銀行が提示した対価は、1株当たり57.25ユーロまたは64.25ユーロにまで引き上げられるべきであったと主張している。

これらの案件に関連してドイツ銀行に対して求められた支払請求額は、当初、合計で約700百万ユーロとなった（長期の手続により金額が多額となるため、利息を除く。）。

2024年4月末、ケルン高等地方裁判所は審理において、今後の判決でこれらの請求が有効とみなされる可能性があることを示唆した。その結果、すべての係属中の請求額および累積利息額に備えるため、ドイツ銀行は2024年度第2四半期に13億ユーロの引当金を認識した。

2024年度第3四半期、ドイツ銀行は当該訴訟における原告の請求金額の60%以上（主張された保有株式に基づき算出）に関して和解契約を締結し、その結果、当初の引当金が一部戻し入れられた。2024年12月31日現在、未解決の原告請求について、550百万ユーロの引当金が残っている。

2024年10月23日、ケルン高等地方裁判所は残りの主要な案件について判決を下し、原告の請求を全面的に認めた。裁判所は、連邦通常裁判所（BGH）へのさらなる上訴申立を認めなかった。2024年11月19日、ドイツ銀行はBGHに対し、上訴許可の却下に対する不服申立を提出した。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題が、係属中の2件の審査手続（*Spruchverfahren*）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手続は、2015年に行われたポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して支払われた補償額35.05ユーロ、ならびに2012年にDB Finanz-Holding AG（現在のDB Beteiligungs-Holding GmbH）とポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意（*Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag*）に関連して提示した補償額25.18ユーロおよび年間報酬支払額1.66ユーロの増額を求めて、ポストバンクの元株主が開始したものである。約50万株のポストバンク株式について、支配の行使および損益の移転に係る合意に関連する25.18ユーロの補償金が支払われた。2015年度のスクイーズアウトに関連して支払われた35.05ユーロの補償金は、約7百万株のポストバンク株式に関するものであった。

審査手続の申請者は、審査手続における適切な補償額を決定する際に、提示価格1株当たり57.25ユーロ以上でポストバンクの強制的公開買付を実施するドイツ銀行の潜在的義務は明白であると主張した。ケルン地方裁判所は当初、2件の判決において申請者の法律上の見解に従っていた。2019年6月の決定で、ケルン地方裁判所は、支配および損益移転契約の実施に関する審査手続において、この法律上の見解を明らかに断念する立場を取った。この決定によれば、2010年の任意的公開買付の前にドイツ銀行がすべてのポストバンク株の強制的公開買付を実施する義務を負っていたかどうかは、適切な補償額の決定には無関係である。ケルン地方裁判所がこのスクイーズアウトに関する審査手続において同じ法的立場を取る可能性は高い。

2020年10月1日、ケルン地方裁判所は、支配および損益移転契約に関する審査手続（2012年12月5日付）において、ドイツ株式会社法第304条（*jährliche Ausgleichszahlung*）に基づく年次報酬をポストバンク株式1株当たり0.12ユーロ引き上げて1.78ユーロとし、ドイツ株式会社法第305条（*Abfindungsbetrag*）に基づく和解額をポストバンク株式1株当たり4.56ユーロ引き上げて29.74ユーロとする判決を下した。和解額の増額は約50万株の旧ポストバンク株式に関連し、年次報酬の増額は約7百万株の旧ポストバンク株式に関連している。ドイツ銀行および申請者は、当該判決に対する上訴の申立を行っている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、審査手続に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示しない。

RusChemAlliance訴訟 2023年6月、Gazprom PJSCおよびRusGasDobrycha JSCのロシアの合併事業であるRusChemAlliance LLC（以下「RCA」という。）は、2021年にドイツ銀行が顧客の1社の要請により与えた前払保証（以下「APG」という。）に基づき、約238百万ユーロと利息の支払いを求め、ドイツ銀行に対する請求をサントペテルブルクの連邦商事裁判所に提出した。RCAはAPGに基づく支払要求を行っているが、ドイツ銀行はロシアに対するEUの制裁を理由にこれを拒否している。2024年5月末、ロシアの裁判所は、EUの制裁の妥当性を認めていないため、RCAの支払要求と、ドイツ銀行のロシア子会社における支払要求と同額を凍結する暫定措置に対するRCAの申立を全面的に認めた。この決定に対するドイツ銀行の控訴は、2024年9月および2025年1月にそれぞれ却下された。

2024年10月23日、RCAの申請により、ロシアの裁判所はドイツ銀行に対する反訴訟差止（以下「ASI」という。）命令を下し、ドイツ銀行が本件に関連してロシア国外で訴訟手続を継続することや、ASI不履行の場合は罰金240百万ユーロを科すと脅してロシア国外の裁判所によって下された判決または命令を執行することを禁じた。2024年11月、ドイツ銀行はASI命令に従った。ASI命令に対するドイツ銀行の上訴は、2025年1月に却下された。

ドイツ銀行は、2023年の補償契約に基づき、260百万ユーロの引当金および対応する補填資産を当初認識した。当該引当金の認識による費用は、補填資産の当初認識による収益と相殺される。2024年11月15日、RCAはドイツ銀行がロシアで保有する資産に対する未払利息を含む244百万ユーロの支払要求を執行した。RCAによる執行は引当金により補填されたが、その後の展開により支払いの受領が事実上確実であるとはみなせなくなったため、補填資産の認識が中止された。ドイツ銀行は、有効な補填請求権を有していると考えており、裁判所でその立場を主張していく所存である。

ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債（SSA債）に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出等の要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

2023年5月24日、英国競争・市場庁（CMA）はドイツ銀行に対し、2009年から2013年にかけてのギルト債およびギルト債資産スワップを含む英国債の売却、流通市場取引、買戻入札に関連して英国反トラスト法に違反している可能性があるとする反対意見書を送付した。ドイツ銀行は本件に関してCMAに積極的に協力し、その結果、追訴を全面的かつ暫定的に免じられた。2025年2月21日、CMAは本件調査に関して、ドイツ銀行および他行4行が2009年から2013年の特定の日時において英国反トラスト法に違反していたとする最終判決を下した。ドイツ銀行が本件に関してCMAに警告していたとおり、同行が全面的に免責されたとCMAが確認したため、ドイツ銀行に罰金は科されなかった。

2023年11月22日、欧州委員会は、ドイツ銀行および他行1行が過去にユーロ建SSA債および非常に限定的な範囲で政府保証債の流通市場取引に関連して、EUの競争法に違反したとの決定を発表した。ドイツ銀行は本案件について欧州委員会に積極的に協力し、その結果、追訴を全面的かつ暫定的に免じられた。欧州委員会のガイドラインに準拠し、ドイツ銀行には罰金は科されなかった。主張されている違反の期間は2016年に終了している。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において直接的な市場参加者により2023年6月16日に提起された1件の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、英国債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法の違反があったと主張している。この訴状は3倍賠償および弁護士費用を求めている。2024年9月13日、裁判所は請求内容の主張が不十分であるとして、ドイツ銀行による当該訴状の却下申立を認めた。原告は訴状の修正許可を裁判所に求めなければならないが、そうしなければ当該訴訟は再訴不能な形で棄却される。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において直接的な市場参加者により2022年12月に提起された1件の推定上の集団訴訟において被告として指名されている。当該訴訟は、ユーロ建ソブリン債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法の違反があったと主張している。2024年8月26日、裁判所は請求内容の主張が不十分であるとして、ドイツ銀行による当該訴状の却下申立を認めた。2024年9月11日、裁判所は当該訴訟を再訴不能な形で棄却した。

ドイツ銀行はまた、2017年にオンタリオ州上級裁判所およびカナダ連邦裁判所においてそれぞれ提起された推定上の集団訴訟においても被告となっており、これらの訴訟はSSA債の流通市場を操作した疑いに関して、反トラスト法およびコモン・ローの違反を主張している。これらの訴状は、補償的および懲罰的損害賠償を求めている。2022年7月20日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行のすべての被告に対するカナダ連邦法に基づくSSA請求を解決する国内和解契約を締結した。2024年11月15日、カナダ連邦裁判所はこの和解を承認した。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起され併合された推定上の集団訴訟において被告として指名されており、当該訴訟は米国反トラスト法の違反とメキシコ国債の取引に関する不当利得を主張している。原告の併合修正訴状を却下するよう求める被告の申立は、再訴可能な形で認められた。原告が提出したメキシコを拠点とする被告のみを指名した第二修正訴状も、再訴可能な形で棄却された。原告は第二控訴裁判所に上訴し、2024年2月9日、申立の棄却は覆された。2024年6月12日、原告は新たに修正訴状を提出した。2024年7月29日、被告は棄却申立を提出し、2024年9月13日、原告は異議申立を提出した。2025年1月15日、裁判所は被告の棄却申立を斥けた。当該訴訟は今後、証拠開示手続に進むことになる。

上記の他に、当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、上記案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出等の要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

当行の主に米国におけるブローカー・ディーラーであるDeutsche Bank Securities Inc.（以下「DBSI」という。）は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張する複数の推定上の集団訴訟において被告となっていた。これらの訴訟はニューヨーク州南部地区に併合されている。2017年、裁判所は再訴可能な形でDBSIを集団訴訟から外した。被告は第二修正訴状の棄却を求める申立を提出し、認められた。2022年4

月28日、原告は上訴申立を提出した。2024年2月1日、第二控訴裁判所は、第二修正訴状を却下した地方裁判所の判決を認める決定を下した。

当行グループは、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。これは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたためである。

米国財務省スプーフィング訴訟 ドイツ銀行AGおよびDBSIに対する5件の個別の推定上の集団訴訟がイリノイ州北部地区で提起された。当該訴訟は、ドイツ銀行と名前が公表されていないその他の事業体が、2013年1月から12月にかけて、米国財務省証券の先物およびオプション契約ならびにユーロドル先物およびオプション契約市場をスプーフィングするスキームに関与していたと主張している。棄却申立に関する概要説明に続き、裁判官は、当事者適格の問題および対人管轄権の発見事項に関する補足的概要説明を命じ、現在ほとんどが完了している。原告は修正訴状と、さらに第二修正訴状を提出した。ドイツ銀行AGおよびDBSIは2023年9月12日に棄却申立と、2023年12月13日に回答を提出した。2024年9月30日、裁判所はアメリカ合衆国憲法第3条に基づく当事者適格に関して追加の概要説明を要求し、2024年10月21日に完了した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示しない。

信用関連コミットメントおよび偶発負債

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めるであろう。当行グループは、信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの管理により、請求から予想される損失について十分な証拠がある場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消可能貸出コミットメント、取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。これらの金額は、締結したこれらすべての負債に資金を提供しなければならない場合の、当行グループが必要とする潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ

2024年12月31日現在 2023年12月31日現在

取消不能貸出コミットメント	219,767	206,084
取消可能貸出コミットメント	49,932	49,325
偶発負債	73,468	65,131
合計	343,167	320,540

その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

当行グループの担保または引当金を考慮しないその他の取消不能貸出コミットメントおよびその他の偶発負債は、2024年12月31日現在77.0百万ユーロおよび2023年12月31日現在74.2百万ユーロであった。この数値は、締結したこれらすべての負債に資金を提供しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を考慮している。このため、これらの金額は負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものとがある。こうしたECA保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、大体似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループは、輸出される商品およびサービスに係る融資において顧客支援にこうしたプログラムを利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理人として行動するEuler-Hermes S.A.、スペイン王国の代理人として行動するAtradius Credito y Cauccion S.A. de Seguros y Reaseguros、大韓民国の代理として行動するKorea Trade Insurance Corporationにより発行されたものであった。

賦課金および預金保護に係る取消不能支払コミットメント

当行グループの一部の事業体は、単一破綻処理委員会の単一破綻処理基金（SRF）等の国際破綻処理当局または預金保護制度への拠出が要求されている。それらの一部は、現金および有価証券により担保される取消不能支払コミットメント（IPC）の形式で拠出される場合がある。

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、SRFおよびドイツ預金保護基金による預金保護に基づく銀行税に関連するIPCは、2024年12月31日現在15億ユーロ（2023年12月31日現在：14億ユーロ）であった。このうち、10億ユーロ（2023年12月31日現在：10億ユーロ）のIPCがSRFに、5億ユーロ（2023年12月31日現在：5億ユーロ）がドイツ預金保護基金に関連していた。

2024年12月31日現在、IPCに拠出された担保総額は、現金担保10億ユーロおよび証券担保481百万ユーロ（2023年12月31日現在：それぞれ14億ユーロおよび81百万ユーロ）で構成されていた。このうち、現金担保10億ユーロ（2023年12月31日現在：10億ユーロ）がSRFに関連していた。

当行グループは、IPCがコールされる可能性が低いと判断しているため、IPCを偶発負債として会計処理している。また、当行グループは引き続き、当該差出担保の経済的な所有者である。

2023年10月、当行グループに関係のない事案において、EUの一般裁判所は、事業体が単一破綻処理制度の範囲に含まれなくなった場合、そのIPCは取り消され、当該事業体がSRFに対して同額の現金拠出を支払う場合にのみ、それらのコミットメントの担保が返還されるとのSRBの見解を支持する判決を下した。2024年1月、原告は当該判決に対してEUの司法裁判所に上訴を申し立てた。当行グループは、2024年12月31日現在、SRFおよび預金保護のIPCに対する当行グループの会計上の分析には依然影響はないという見解を有しており、引き続き法的な進展およびその会計上の影響の可能性を監視していく。

29 -

その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	5,954	5,497
その他	3,940	4,123
その他の短期借入金合計	9,895	9,620

30 -

長期債務および信託優先証券

最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2025年 度期限	2026年 度期限	2027年 度期限	2028年 度期限	2029年 度期限	2029年度 より後の 期限	2024年 12月31日 現在合計	2023年 12月31日 現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	14,134	13,514	12,286	9,531	10,493	11,456	71,414	72,656
変動利付	2,058	1,442	2,768	823	494	3,611	11,196	9,028
その他	1,554	1,545	881	1,469	939	14,190	20,578	26,394
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	2,883	2,000	2,436	0	0	4,307	11,626	11,163
変動利付	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	42	20	0	0	22	85	149
長期債務合計	20,628	18,543	18,391	11,823	11,926	33,587	114,899	119,390

当行グループには、2024年度および2023年度の債務に関して、元本および利息の債務不履行またはその他の違反はなかった。

信託優先証券（注1）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
固定利付	0	0
変動利付	287	289
信託優先証券合計	287	289

（注1）無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	176,510	0	0	0	0
利付預金	198,010	159,292	112,543	16,012	10,422
トレーディング負債（注1）	43,498	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（注1）	276,395	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	30,224	35,024	5,943	13,767	8,373
投資契約負債（注2）	0	0	454	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価（注3）	0	978	616	31	65
中央銀行ファンド借入金	1,227	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	407	1,143	182	1,089	25
貸付有価証券受入金	2	0	0	0	0
その他の短期借入金	1,487	5,767	2,862	0	0
長期債務	0	7,119	18,030	70,602	36,195
信託優先証券	0	0	302	0	0
リース負債	3	157	454	1,933	3,116
その他の金融負債	72,780	1,076	1,059	1,829	87
オフバランスの貸出コミットメント	212,990	0	0	0	0
金融保証	32,368	0	0	0	0
合計（注4）	1,045,902	210,557	142,445	105,263	58,284

（注1）トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

（注2）これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

（注3）ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。

（注4）当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	183,692	0	0	0	0
利付預金	162,585	150,427	107,907	13,432	10,627
トレーディング負債（注1）	44,005	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（注1）	238,260	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	26,522	41,868	4,862	7,438	5,064
投資契約負債（注2）	0	0	484	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価（注3）	0	132	24	26	70
中央銀行ファンド借入金	1,057	1	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	373	659	317	790	48
貸付有価証券受入金	3	0	0	0	0
その他の短期借入金	1,566	5,338	2,910	0	0
長期債務	26	17,475	18,342	69,773	30,692
信託優先証券	0	0	307	0	0
リース負債	16	230	589	1,816	3,331
その他の金融負債	90,041	1,342	1,954	509	62
オフバランスの貸出コミットメント	197,337	0	0	0	0
金融保証	29,113	0	0	0	0
合計（注4）	974,594	217,471	137,696	93,783	49,894

（注1）トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。

（注2）これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

（注3）ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・パケットに示されている。

（注4）当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

[次へ](#)

追加的注記

32 -

普通株式

普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、株式1株の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ 全額払込済	自己株式	社外流通
2023年1月1日現在の普通株式	2,066,773,131	-28,931,618	2,037,841,513
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	0	0	0
普通株式の取消	-26,530,172	26,530,172	0
自己株式の購入	0	-81,868,366	-81,868,366
自己株式の売却または割当	0	36,074,703	36,074,703
2023年12月31日現在の普通株式	2,040,242,959	-48,195,109	1,992,047,850
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	0	0	0
普通株式の取消	-45,541,366	45,541,366	0
自己株式の購入	0	-86,796,707	-86,796,707
自己株式の売却または割当	0	39,874,612	39,874,612
2024年12月31日現在の普通株式	1,994,701,593	-49,575,838	1,945,125,755

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

当行グループは年次株主総会での権限付与を受け、株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に株主に対する資本分配を目的とした売却および今後の株式報酬に充当の予定である。

授權資本

取締役会は、現金払込に対する新株発行による増資を行う権限を付与されている。2024年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2026年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠2,560,000,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授權資本	対価	新株予約権	失効日
512,000,000ユーロ	現金	株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがあり、また、オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2026年4月30日
2,048,000,000ユーロ	現金	オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2026年4月30日

条件付資本

2024年12月31日現在、ドイツ銀行には条件付資本の残高はない。

配当

以下の表は、2024年、2023年および2022年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2024年度（提案）	2023年度	2022年度
宣言現金配当（単位：ユーロ）	1,312,959,884	882,615,288	609,934,751
普通株式1株当たり宣言現金配当（単位：ユーロ）	0.68	0.45	0.30

貸借対照表日以降に宣言された配当はない。

従業員給付

株式報酬制度

当行グループは、ドイツ銀行エクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

ドイツ銀行エクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間（またはアップフロント報奨のリリース期間）終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。解雇または退職等の場合には、権利確定は通常、離職後も継続する。繰延株式報奨は、リリースまで失効規定および業績条件の対象となる。

法律上またはその他の制限により株式の受渡しに支障がある国では、報奨を付与するためにドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用され、一部の法人の従業員については、現地の規制要件により、繰延株式の代わりに制限付株式が用いられる。

この表には取締役会に付与された報奨は含まれていない。DWSエクイティ・プランに基づく報奨の付与については、「DWS株式に基づく報酬制度」の項を参照のこと。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	適格者
2022年度 - 2024年度（注４）	年次報奨	1/4：12ヶ月（注１） 1/4：24ヶ月（注１） 1/4：36ヶ月（注１） 1/4：48ヶ月（注１）	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 （CB/IB/CRUおよびInstVW MRT）（注２）
	年次報奨	1/3：12ヶ月（注１） 1/3：24ヶ月（注１） 1/3：36ヶ月（注１）	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 （CB/IB/CRU以外）（注２）
	年次報奨	1/5：12ヶ月（注１） 1/5：24ヶ月（注１） 1/5：36ヶ月（注１） 1/5：48ヶ月（注１） 1/5：60ヶ月（注１）	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 （上級管理職）
	リテンション / 新規 雇用	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
	年次報奨 - アップフ ロント	付与時に直ちに権利 確定（注３）	選ばれた従業員
2019年度 - 2021年度（注４）	年次報奨	1/4：12ヶ月（注１） 1/4：24ヶ月（注１） 1/4：36ヶ月（注１） 1/4：48ヶ月（注１）	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 （CB/IB/CRUおよび重要な事業部門に おけるInstVW MRT）（注２）
	年次報奨	1/3：12ヶ月（注１） 1/3：24ヶ月（注１） 1/3：36ヶ月（注１）	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 （CB/IB/CRU以外）（注２）
	年次報奨	1/5：12ヶ月（注１） 1/5：24ヶ月（注１） 1/5：36ヶ月（注１） 1/5：48ヶ月（注１） 1/5：60ヶ月（注１）	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 （上級管理職）
	リテンション / 新規 雇用 / オフサイクル （注５）	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
	年次報奨 - アップフ ロント	付与時に直ちに権利 確定（注３）	規制従業員
2017年度 - 2018年度（注４）	年次報奨	1/4：12ヶ月（注１） 1/4：24ヶ月（注１） 1/4：36ヶ月（注１） 1/4：48ヶ月（注１） または、54ヶ月後に 一括で権利確定 （注１）	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 上級管理職グループのメンバー
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
	リテンション / 新規 雇用 / オフサイクル	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員

（注１） InstVWの規制従業員（および上級管理職）については、さらに12ヶ月（2017年度から2018年度に付与された報奨は6ヶ月）のリテンション期間が適用される。

（注２） 2019年度付与時は、これらの部門はCIBと呼ばれていた。2020年度および2021年度付与時には、CIBはCBとIBとCRUに分かれている。

（注３） 株式受渡しは、さらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。

（注４） 2018年度から2024年度の年次報奨およびリテンション / 新規雇用に対する報奨には、制限付株式報奨制度に基づき付与された報奨が含まれる。

（注５） オフサイクル報奨は2020年度まで付与されていた。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プランという名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。グローバル・シェア・パーチェス・プランは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行グループはその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2024年11月から始まった期には、20ヶ国の従業員計10,978名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

以下の表は、株式報酬ユニットの変動を示している。また、ドイツ銀行エクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

株式ユニット（単位：千）	2024年度	2023年度
1月1日現在残高	128,627	127,528
付与	41,167	50,930
リリース	-50,015	-44,963
失効	-3,491	-4,565
その他の変動	300	-302
12月31日現在残高	116,588	128,627

以下の表は、当年度における報奨の付与、リリースおよび残高に関する主要な情報を示したものである。

	2024年度			2023年度		
	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中の リリース時 の加重平均 株価	契約上の 加重平均 残存期間	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中の リリース時 の加重平均 株価	契約上の 加重平均 残存期間
DBエクイティ・プラン	10.30ユーロ	12.92ユーロ	1.4年	9.85ユーロ	11.51ユーロ	1.5年

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2024年および2023年12月31日終了年度において、それぞれ合計約14百万ユーロおよび12百万ユーロであった。

発行済株式報酬の付与総額は、2024年および2023年12月31日現在、それぞれ約10億ユーロおよび11億ユーロであった。このうち約8億ユーロおよび8億ユーロが、報酬費用として当該報告年度またはそれ以前に認識された。このため、2024年および2023年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、それぞれ約2億ユーロおよび3億ユーロであった。

DWS株式に基づく報酬制度

DWSグループは、DWSエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金支払を受け取る条件付権利を付与するものである。

2018年9月、DWS株式評価益権（SAR）プランに基づき、IPO関連の一度限りの報奨がDWSグループ従業員全員に付与された。限られた数のDWSの上級管理者には、代わりにDWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りのパフォーマンス・シェア・ユニットが付与された。執行委員会メンバーに対しては、DWSエクイティ・プランに基づくIPO関連の一度限りの報奨が、2019年1月に付与された。

DWS株式評価益権プランは、特定の条件下で、一定期間における一定数の名目上のDWS株式の価額の上昇（または利得）と同等の現金支払を受け取る権利を表している。この報奨は、DWS株式、議決権またはこれらに関連する配当金を受け取る権利を付与するものではない。

DWSエクイティ・プランは、特定の条件下で、指定された期間におけるDWS株式の価額を参照して現金支払を受け取る権利を付与する架空の株式制度である。

株式報酬制度の報奨の受給者は、当該報奨の権利確定期間中は配当を受け取る権利がない。

任意の株式報酬制度の諸条件に従って付与された株式報奨は、該当する権利確定期間（またはアップフロント報奨のリリース期間）の終了前に受給者が自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効する。解雇または退職等の場合は、権利確定期間は通常、離職後も継続する。

以下の表は、DWSの株式報酬制度の基本条件を示している。

付与された年度	報奨の種類	権利確定スケジュール	適格者
2023年度 - 2024年度	年次報奨	1/4: 12ヶ月(注1) 1/4: 24ヶ月(注1) 1/4: 36ヶ月(注1) 1/4: 48ヶ月(注1)	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT)
	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1) 1/3: 24ヶ月(注1) 1/3: 36ヶ月(注1)	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1) 1/5: 24ヶ月(注1) 1/5: 36ヶ月(注1) 1/5: 48ヶ月(注1) 1/5: 60ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
	年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定(注1)	規制従業員
	リテンション / 新規雇用 (注4)	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
2022年度	年次報奨	1/4: 12ヶ月(注1) 1/4: 24ヶ月(注1) 1/4: 36ヶ月(注1) 1/4: 48ヶ月(注1)	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT)
	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1) 1/3: 24ヶ月(注1) 1/3: 36ヶ月(注1)	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1) 1/5: 24ヶ月(注1) 1/5: 36ヶ月(注1) 1/5: 48ヶ月(注1) 1/5: 60ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
	リテンション / 新規雇用 (注4)	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件
2021年度	年次報奨	1/4: 12ヶ月(注1) 1/4: 24ヶ月(注1) 1/4: 36ヶ月(注1) 1/4: 48ヶ月(注1)	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT)
	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1) 1/3: 24ヶ月(注1) 1/3: 36ヶ月(注1)	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1) 1/5: 24ヶ月(注1) 1/5: 36ヶ月(注1) 1/5: 48ヶ月(注1) 1/5: 60ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
	リテンション / 新規雇用 / オフサイクル(注4)	個別に設定	最も優秀な人材を引き付けるまたは 引き留めるために選ばれた従業員
2020年度	年次報奨	1/3: 12ヶ月(注1) 1/3: 24ヶ月(注1) 1/3: 36ヶ月(注1)	年次業績連動報奨に選ばれた従業員 (InstVV MRT以外)
	年次報奨(上級管理職)	1/5: 12ヶ月(注1) 1/5: 24ヶ月(注1) 1/5: 36ヶ月(注1) 1/5: 48ヶ月(注1) 1/5: 60ヶ月(注1)	執行委員会メンバー
	退職金	個別に設定	特定の従業員に対する退職金支払い を延期するための規制要件

2019年度	年次報奨（上級管理職）	1/5: 12ヶ月（注1） 1/5: 24ヶ月（注1） 1/5: 36ヶ月（注1） 1/5: 48ヶ月（注1） 1/5: 60ヶ月（注1）	執行委員会メンバー
	パフォーマンス・シェア・ユニット報奨（IPOに関連する2019年度に付与された一度限りの報奨）	1/3: 2022年3月（注1） 1/3: 2023年3月（注1） 1/3: 2024年3月（注1）	執行委員会メンバー
2018年度	パフォーマンス・シェア・ユニット報奨（IPOに関連する一度限りの報奨）（注1）	1/3: 2022年3月（注1） 1/3: 2023年3月（注1） 1/3: 2024年3月（注1）	選ばれた上級管理者
	SAR報奨（IPOに関連する一度限りの報奨）	MRT以外: 2021年6月1日（注3） MRT: 2023年3月1日（注1、注3）	全DWS従業員（注2）

（注1） 個々の規制状況により、6ヶ月のリテンション期間（AIFMD/UCITS MRT）または12ヶ月のリテンション期間（InstVV MRT、または2023年以降はIFD MRT）が権利確定後に適用される。

（注2） 従業員がパフォーマンス・シェア・ユニット報奨を受け取った場合を除く。

（注3） 付与済報奨については、権利確定／リテンション期間の経過後、4年の行使期間が適用される。

（注4） オフサイクル報奨は、InstVV以外の規制従業員のみに付与される。

以下の表は、株式報奨ユニットの変動を示している。

	DWSエクイティ・プラン			DWS SARプラン		
	2024年度	2023年度		2024年度	2023年度	
株式ユニット（単位：千）	報奨数	報奨数	報奨数	加重平均行使価格 （単位：ユーロ）	報奨数	加重平均行使価格 （単位：ユーロ）
期首残高	2,377	2,329	735	24.65	887	24.65
付与	938	1,213	35	22.33	0	-
発行または行使	-1,342	-1,101	-369	24.35	-122	24.65
失効	-41	-86	0	-	-10	24.65
期日到来	0	0	-18	23.40	-18	24.65
その他の変動	86	22	-16	22.33	-1	24.65
期末残高	2,017	2,377	367	22.33	735	24.65
このうち行使可能なもの	0	0	367	22.33	695	24.65

以下の表は、当年度における報奨の付与、リリースおよび残高に関する主要な情報を示したものである。

	2024年度			2023年度		
	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中の リリース／行 使時の加重 平均株価	契約上の 加重平均 残存期間	期中に付与された 報奨1ユニット 当たりの 加重平均公正価値	期中の リリース／行 使時の加重 平均株価	契約上の 加重平均 残存期間
DWSエクイティ・プラン	31.59ユーロ	35.79ユーロ	1.4年	25.40ユーロ	31.33ユーロ	1.4年
DWS SARプラン	13.40ユーロ	38.78ユーロ	0.8年	N/A	31.64ユーロ	1.9年

2024年および2023年12月31日現在、付与済の株式に基づく報奨の公正価値はそれぞれ約74百万ユーロおよび72百万ユーロであった。当該報奨のうち約63百万ユーロおよび62百万ユーロは、それぞれ2024年度末および2023年度末までに損益計算書に認識され、このうち2024年および2023年12月31日現在の約40百万ユーロおよび42百万ユーロは完全に権利が確定した報奨に関連するものであった。2024年および2023年12月31日現在、株式に基づく報酬制度に関する未認識費用合計はそれぞれ約12百万ユーロおよび9百万ユーロであり、これは将来の株価の動きに左右される。

DWS株式評価益権プランの報奨の公正価値は一般化されたブラック・ショールズ・モデルを用いて測定されている。発生した負債は、決済されるまで各報告期間末に再測定される。主なインプットは報告日の市場価値であり、報奨の保有期間にわたる過去の配当金がある場合は割引き、当行グループを離職する適格従業員数および早期退職の適格従業員数の見積りを含む権利確定の予想水準と実績水準の調整を行う。報奨付与日および測定日における公正価値の測定に用いられたインプットは、以下のとおりである。

	測定日 2024年12月31日	測定日 2023年12月31日
ユニット（単位：千）	367	735
公正価値	17.72ユーロ	10.81ユーロ
株価	39.80ユーロ	34.80ユーロ
行使価格	22.33ユーロ	24.65ユーロ
予想ボラティリティ（加重平均）	33%	32%
予想残存期間（加重平均）の年数	0.8	1.9
予想配当額（収益に対する％）	65%	88%

DWS株式のインプライド・ボラティリティについては、流動性の高い市場がないことから、DWSの株価のボラティリティの計算は、DWSおよび競合他社グループの過去5年間のデータに基づいている。

退職後給付制度

制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

2024年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	3,084	272	229	715	4,300
受給待機中の加入者	1,805	1,321	526	84	3,736
受給中の加入者	5,075	1,210	461	229	6,975
確定給付制度債務合計	9,964	2,803	1,216	1,028	15,011
制度資産の公正価値	10,237	3,678	1,050	1,141	16,106
積立率（％）	103%	131%	86% (注1)	111%	107%

(注1) 米国の確定給付制度債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン(120百万ユーロ)を含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は96%である。

2023年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	3,301	300	215	661	4,477
受給待機中の加入者	1,926	1,450	509	87	3,972
受給中の加入者	5,277	1,276	448	231	7,232
確定給付制度債務合計	10,504	3,026	1,172	979	15,681
制度資産の公正価値	10,532	3,912	1,003	1,071	16,518
積立率（％）	100%	129%	86% (注1)	109%	105%

(注1) 米国の確定給付制度債務合計は、確定給付年金制度に加え、未積立の米国メディケア・プラン(119百万ユーロ)を含む。メディケアを除いた米国の確定給付年金の積立率は95%である。

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会、労働組合およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとってより長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の報酬に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利でまたは当行グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額(例えば、最低でも拠出された金額の支払い)を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、固定数の年賦払いで受け取るか、また終身年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。

当行グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当行グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2024年12月31日および2023年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務は、それぞれ合計142百万ユーロおよび145百万ユーロであった。給付構造と組み合わせると、当該退職後医療制度負債の性質および規模を2024年度末の当行グループの貸借対照表の規模と比較して考慮すると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度について当行グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
2024年度の実際の給付支払額	539	113	85	62	799
2025年度の給付支払予定額	565	128	89	76	858
2026年度の給付支払予定額	568	135	92	67	862
2027年度の給付支払予定額	587	146	91	70	894
2028年度の給与支払予定額	600	156	96	73	925
2029年度の給与支払予定額	615	168	95	72	950
2030年度から2034年度の給付支払予定額	3,211	911	460	377	4,959
確定給付制度債務の加重平均期間（年）	11	15	9	9	11

複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBWV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.（BWV）のメンバーである。BWVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBWVへの拠出を行う。BWVは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額が増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BWVは複数事業主確定給付制度であるが、業界の慣例に従い、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BWVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。

ガバナンスおよびリスク

当行グループでは、当行グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金委員会を維持している。当該委員会は、四半期ごとに開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行う。

この一環として、当行グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。

取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部（一定の基準を上回る場合は年金委員会も）の承認を要するプロセスを経た上で行われる。

年金リスク管理は当行グループのリスク管理制度に組み込まれており、制度資産および負債の価値、IFRSおよび所要規制自己資本に関して、資本市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）の重要性を考慮してマーケット・リスクを重視している。このためリスク管理は、特定の測定基準およびリスク管理フレームワーク（該当する場合にはリスク限度枠または基準値を設定する等）による定期的な測定、監視および報告を含んでいる。リスク管理業務には、人口統計上の仮定および他の数理計算上の仮定（寿命リスク等）のような他の金融リスクの検討、見直しおよび測定だけでなく、モデル、バリュエーションおよび他の非金融リスクの評価も含まれている。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。年金制度が積立てられている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。

積立

当行グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立原則は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務の積立について、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当行グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の多くには、現地の最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立原則に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国等、受託者と当行グループが共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度において比較的高水準の積立水準および採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当行グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。当行グループは当行グループの積立原則に基づいて、当行グループの資産から支払われた給付の返還を求めないことは、当期において外部の年金信託に対して現金の拠出を行うことと同じであると考えている。

ドイツにおける当行グループの目標積立率の上限を超える積立額を削減するため、当行グループは、年金信託に対して、信託の代わりに当行の資産から支払われた給付である制度資産から、2024年度および2023年度でそれぞれ約520百万ユーロと約490百万ユーロの請求を行った。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時に当行グループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを提供している。これは当行グループの年金委員会により最終決定されるものである。当行グループの上級管理職は、主要な数理計算上の仮定の変動や変更に関する情報を定期的に受け取っている。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2024年12月31日現在				2023年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 (注1)	その他	ドイツ	英国	米国 (注1)	その他
割引率(%)	3.52%	5.48%	5.51%	3.20%	3.33%	4.50%	5.01%	3.33%
物価インフレ率(%)	2.06%	3.46%	2.20%	1.60%	2.30%	3.42%	2.20%	1.84%
将来給与水準の名目上昇率(%)	2.25%	3.46%	2.30%	2.96%	2.48%	3.42%	2.30%	2.83%
年金支給額の名目上昇率(%)	2.06%	3.18%	2.20%	0.59%	2.77%	3.15%	2.20%	0.69%
65歳時の余命の仮定								
測定日現在65歳の男性	21.5	23.2	22.1	22.0	21.4	23.2	22.0	22.0
測定日現在65歳の女性	23.7	25.1	23.5	24.1	23.6	25.0	23.5	24.1
測定日現在45歳の男性	22.8	24.4	23.5	23.6	22.7	24.4	23.4	23.5
測定日現在45歳の女性	24.8	26.4	24.9	25.6	24.7	26.3	24.8	25.6
適用した死亡率表								
	修正 Richttafeln Heubeck 2018 G	SAPS(S3) Light/Very Light表と CMIの2023 年予測	PRI-2012 年とMP- 2021年の 予測	各国特 有の表	修正 Richttafeln Heubeck 2018 G	SAPS(S3) Light/Very Light表と CMIの2022 年予測	PRI- 2012年 とMP- 2021年 の予測	各国特 有の表

(注1) キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な年金制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者の市場データの提供者から入手した社債ユニバースの情報をを用いて算出されている。）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。

2023年度に、長期の市場データとの整合性を高めるために、ユーロ圏の割引カーブが精緻化され、その結果、70百万ユーロのベネフィットがその他の包括利益に認識された。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ指標を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来の給与水準の上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて設定され、当行グループの報奨構造または市場ごとの方針、ならびに関連する現地の法律や制度特有の要件を反映している。2024年度に、当行グループは直近の短期的なインフレの影響をより反映するため、主要なドイツの年金制度に対する年金支払の増加を見積る手法を改善し、その結果、100百万ユーロのベネフィットがその他の包括利益に認識された。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の見積りに従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含まれる。

負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

単位：百万ユーロ	2024年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	10,504	3,026	1,172	979	15,681
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	119	8	7	37	171
利息費用	343	137	58	32	570
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	14	1	0	0	15
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	-549	-398	-13	13	-947
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	0	10	0	3	13
実績により生じた数理計算上の差異	71	-12	-1	11	69
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	16	17
給付の支払	-539	-113	-85	-62	-799
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	142	78	-1	219
その他	0	2	0	0	2
期末残高	9,964	2,803	1,216	1,028	15,011
このうち：					
非積立式	0	10	139	68	217
積立式	9,964	2,793	1,077	960	14,794
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,532	3,912	1,003	1,071	16,518
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	350	177	50	34	611
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-148	-479	4	34	-589
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	16	17
事業主による拠出額	41	0	0	36	77
給付の支払（注1）	-539	-112	-71	-54	-776
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	185	67	4	256
その他	0	0	0	1	1
制度管理費用	0	-5	-3	-1	-9
期末残高	10,237	3,678	1,050	1,141	16,106
期末現在の積立状況	273	875	-166	113	1,095
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	-102	-102
利息費用	0	0	0	-1	-1
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	-9	-9

為替レートの変動	0	0	0	1	1
期末残高	0	0	0	-111	-111
認識された純資産（負債）	273	875	-166	2	984 (注2)
返還権の公正価値	0	0	0	3	3
(注1) 積立式制度のみ。					
(注2) このうち1,301百万ユーロはその他の資産に、317百万ユーロはその他の負債に認識された。					

単位：百万ユーロ	2023年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	10,037	2,876	1,202	884	14,999
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	115	9	7	33	164
利息費用	373	137	61	35	606
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	8	2	0	-1	9
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	387	55	39	36	517
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	36	-59	0	-1	-24
実績により生じた数理計算上の差異	45	55	-7	9	102
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	16	17
給付の支払	-498	-109	-89	-50	-746
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	60	-41	18	37
その他	0	0	0	0	0
期末残高	10,504	3,026	1,172	979	15,681
このうち：					
非積立式	0	9	138	72	219
積立式	10,504	3,017	1,034	907	15,462

制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,351	3,768	996	962	16,077
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	387	180	50	37	654
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	247	-5	28	28	298
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	1	0	0	16	17
事業主による拠出額	44	0	40	41	125
給付の支払（注1）	-498	-108	-74	-41	-721
決済に係る支払	0	0	0	0	0
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	83	-35	29	77
その他	0	0	0	0	0

制度管理費用	0	-6	-2	-1	-9
期末残高	10,532	3,912	1,003	1,071	16,518
期末現在の積立状況	28	886	-169	92	837
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	-107	-107
利息費用	0	0	0	-2	-2
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	13	13
為替レートの変動	0	0	0	-6	-6
期末残高	0	0	0	-102	-102
認識された純資産（負債）	28	886	-169	-10	735 (注2)
返還権の公正価値	0	0	0	3	3

（注1） 積立式制度のみ。

（注2） このうち1,087百万ユーロはその他の資産に、353百万ユーロはその他の負債に認識された。

投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することである。市況が不利な状況において、当該制度のIFRSに基づく積立状況を保持することを主眼としている。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおりに、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。

主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況を保持するために、当行グループは年金負債対応投資アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。

マーケット・リスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（すなわち社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利、インフレ・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップが含まれる。また、金利先物およびオプション等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、長期価値を生み分散効果を得るため、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、更なるリターンを求める資産区分が含まれている。さらに、この投資戦略の変更により、金利および信用スプレッドによる市場リスクを、年金委員会により管理された確定給付の範囲内で積極的に取ることが認められるようになった。この結果、制度資産から生じる市場リスクが減少した。

2024年度において、当行グループは第三者の保険会社とのバイ・イン取引を締結した。当該取引は、既存の資産を資金源とする英国の確定給付年金制度に対する11億ユーロのエクスポージャーのリスク圧縮を意図したものであり、事業主による追加拠出は要求されない。この保険契約を適格制度資産として認識したことにより、当行グループの財務諸表のその他の包括利益に約120百万ユーロのマイナスの影響が生じた。2023年度において、515百万ユーロのエクスポージャーのリスク圧縮のために同様のバイ・イン取引が行われ、当行グループの財務諸表のその他の包括利益に約33百万ユーロのマイナスの影響が生じた。当行グループは、英国において合計で5件の第三者の保険会社とのバイ・イン契約を締結しており、2024年12月31日現在、当行グループは約28億ユーロの確定給付債務の変動から保護されている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している（すなわち、エクスポージャーには、個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）。

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の双方を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					2023年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	305	163	3	66	537	179	92	53	71	395
資本性金融商品（注1）	1,060	0	111	256	1,427	1,213	0	109	215	1,537
投資適格債（注2）										
国債	1,814	77	277	214	2,382	1,882	919	366	189	3,356
民間債	4,090	531	474	358	5,453	4,081	915	369	347	5,712
投資不適格債										
国債	86	0	4	4	94	103	1	1	4	109
民間債	380	17	19	25	441	325	73	16	21	435
証券化投資およびその他の負債性投資	37	21	85	16	159	47	99	78	10	234
保険	0	2,756	0	16	2,772	0	1,807	0	15	1,822
オルタナティブ										
不動産	719	0	0	99	818	727	0	0	97	824
コモディティ	54	0	0	2	56	39	0	0	4	43
プライベート・エクイティ	0	0	0	4	4	0	0	0	3	3
その他（注3）	989	0	0	60	1,049	1,022	0	0	60	1,082
デリバティブ（時価）										
金利	730	113	-49	13	807	909	171	-3	17	1,094
クレジット	-18	0	57	0	39	-18	-1	16	0	-3
インフレ	0	0	0	14	14	0	-5	0	13	8
為替	-17	0	0	-6	-23	21	0	0	5	26
その他	8	0	69	0	77	2	-159	-2	0	-159
制度資産の公正価値合計	10,237	3,678	1,050	1,141	16,106	10,532	3,912	1,003	1,071	16,518

（注1） 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

（注2） 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

（注3） その他の資産カテゴリーに分離不能な合同運用ファンドを含む。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在					2023年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	-118	-56	3	12	-159	29	92	50	19	190
資本性金融商品（注1）	757	0	110	45	912	933	0	109	39	1,081
投資適格債（注2）										
国債	599	77	256	52	984	601	919	360	41	1,921
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資不適格債										
国債	2	0	1	0	3	1	1	0	0	2
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
証券化投資およびその他の負債性投資	0	0	0	0	0	0	98	0	0	98
保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オルタナティブ										
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コモディティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
デリバティブ（時価）										
金利	0	0	-57	0	-57	0	0	-16	0	-16
クレジット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インフレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	0	0	0	8	2	0	0	0	2
相場価格のある制度資産の公正価値合計	1,248	21	313	109	1,691	1,566	1,110	503	99	3,278

（注1） 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

（注2） 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産と「その他」の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

2024年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	-20	172	30	311	20	24	537
資本性金融商品	29	30	818	345	150	55	1,427
国債（投資適格以上）	376	77	300	980	207	442	2,382
国債（投資不適格）	2	0	1	0	0	91	94
民間債（投資適格以上）	500	632	1,843	2,021	392	65	5,453
民間債（投資不適格）	26	27	22	359	3	4	441
証券化投資およびその他の負債性投資	23	21	83	15	17	0	159
小計	936	959	3,097	4,031	789	681	10,493
割合（％）	9%	9%	30%	38%	8%	6%	100%
その他の資産区分							5,613
制度資産の公正価値							16,106

2023年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	-20	98	67	195	29	26	395
資本性金融商品	21	52	921	325	179	40	1,538
国債（投資適格以上）	420	919	419	910	191	497	3,356
国債（投資不適格）	0	1	0	2	0	106	109
民間債（投資適格以上）	503	693	1,909	2,099	449	60	5,713
民間債（投資不適格）	5	67	29	330	3	1	435
証券化投資およびその他の負債性投資	32	98	77	14	10	1	232
小計	961	1,928	3,422	3,875	861	731	11,778
割合（％）	8%	16%	29%	33%	7%	6%	100%
その他の資産区分							4,740
制度資産の公正価値							16,518

制度資産には、2024年12月31日現在および2023年12月31日現在それぞれ、プラスの時価約810百万ユーロとプラスの時価約930百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

主要なリスク感応度

当行グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が、以下の表に示されている。各マーケット・リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付制度債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に関する合理的な近似値を表すリスク指標の一つである。

例えば、利率デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、利率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデュレーションは、利率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

確定給付年金制度では、資本市場の状況の変動が数理計算上の仮定（割引率や物価インフレ率等）を通して制度債務および制度資産の公正価値に影響を及ぼす。当行グループが年金負債対応投資アプローチを適用する場合や、英国のように債務の一部に保険を掛ける場合には、係る変動に対する当行グループの全体的なエクスポージャーは軽減される。主要な資本市場の変動に対する当行グループのリスク・エクスポージャーに関する読者の更なる理解を助けるため、関連するマーケット・リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。数理計算上の仮定の変更が制度資産に影響しない場合、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成する様々な制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				2023年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国	その他	ドイツ	英国	米国	その他
利率（-50bp）：								
DBOの増加額（-）	-525	-210	-25	-45	-575	-230	-25	-40
制度資産の予想増加額（+）（注1）	465	225	20	15	355	150	20	15
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-60	15	-5	-30	-220	-80	-5	-25
利率（+50bp）：								
DBOの減少額（+）	500	195	25	40	545	215	25	40
制度資産の予想減少額（-）（注1）	-465	-205	-20	-15	-355	-150	-20	-15
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	35	-10	5	25	190	65	5	25
信用スプレッド（-50bp）：								
DBOの増加額（-）	-525	-210	-55	-50	-575	-230	-50	-45
制度資産の予想増加額（+）（注1）	305	220	35	10	320	65	15	10
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-220	10	-20	-40	-255	-165	-35	-35
信用スプレッド（+50bp）：								
DBOの減少額（+）	500	195	50	45	545	215	50	45
制度資産の予想減少額（-）（注1）	-305	-200	-35	-10	-320	-65	-15	-10
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	195	-5	15	35	225	150	35	35
物価インフレ率（-50bp）：（注2）								
DBOの減少額（+）	165	150	5	10	300	150	10	10
制度資産の予想減少額（-）（注1）	-260	-150	0	-5	-275	-95	0	-5
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-95	0	5	5	25	55	10	5
物価インフレ率（+50bp）：（注2）								
DBOの増加額（-）	-280	-160	-5	-10	-310	-160	-5	-10
制度資産の予想増加額（+）（注1）	260	160	0	5	275	95	0	5
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-20	0	-5	-5	-35	-65	-5	-5
将来給与水準の実質上昇率（-50bp）：								
DBOの減少額（+）	25	5	0	10	30	5	0	10
積立状況への純影響額								
将来給与水準の実質上昇率（+50bp）：								
DBOの増加額（-）	-25	-5	0	-10	-30	-5	0	-10
積立状況への純影響額								
寿命の10%の改善：（注3）								
DBOの増加額（-）	-205	-60	-20	-10	-225	-60	-20	-10
制度資産の予想増加額（+）	0	55	0	0	0	40	0	0
積立状況への予想純影響額 （増加（+）/減少（-））	-205	-5	-20	-10	-225	-20	-20	-10

（注1） 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイスおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の制度資産の公正価値には変動がないと仮定している。

（注2） 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金給付額の変動への感応度を組み込んでいる。

（注3） 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2025年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

	2025年度
単位：百万ユーロ	合計
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	85
BVV	60
その他の確定拠出制度	280
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	30
退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	455

従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定に基づく特定の費用の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
確定給付制度費用：			
勤務費用（注1）	171	164	229
純利息費用（収益）	-40	-45	-10
確定給付制度費用合計	131	119	219
確定拠出制度費用：			
BVV	61	55	57
その他の確定拠出制度	282	265	258
確定拠出制度費用合計	343	320	315
退職後給付制度費用合計	474	439	534
強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額			
ドイツにおける年金関連社会保障の支払い	232	218	214
ポストバンクの郵便局公務員向け年金基金への拠出額	51	57	58
強制加入の州の年金制度に対するその他の拠出額	258	248	216
強制加入の州の年金制度に対する事業主の拠出額合計	542	523	488
株式に基づく報酬費用：			
株式に基づく報酬費用（持分決済型）（注2）	426	436	405
株式に基づく報酬費用（現金決済型）（注2）	64	43	29
現金定着制度に関する費用（注2）	471	448	418
退職金の支払いに関する費用（注3）	487	293	82

（注1）勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

（注2）新規雇用報奨に関する費用および当行グループの再編費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の加速償却を含む。

（注3）未償却の繰延報酬報奨に関する費用の加速償却を除く。勤務費用のうち、退職金に関連する項目については、退職金の支払いに関する費用に組替えられた。

法人所得税

法人所得税費用（ベネフィット）

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	1,330	1,284	919
過年度修正	-16	56	-132
当期税金費用（ベネフィット）合計	1,314	1,340	787
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生 および解消	463	442	424
税法および／または税率改正の影響	23	7	-20
過年度修正	-13	-1,002	-1,256
繰延税金費用（ベネフィット）合計	473	-553	-852
法人所得税費用（ベネフィット）合計	1,786	787	-64

繰延税金費用（ベネフィット）合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除／将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の取り崩しの戻入および繰延税金資産の取り崩しから生じる費用が含まれていた。繰延税金費用（ベネフィット）は、2024年度には16百万ユーロ、2023年度には11億ユーロ、2022年度には14億ユーロのプラスの影響を受けている。

グローバル・ミニマム課税、すなわちOECDの第2の柱の課税ルールが、ドイツ銀行AGを最終親事業体として、2024年度からドイツ銀行に適用された。当行は毎年、約60の管轄区域でグローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱負債を決定することが求められる。管轄区域ごとに決定される第2の柱の詳細な計算については、暫定的な免除規定の下で一時的な免除が受けられる可能性がある。2024年度から2026年度の税務年度に適用されるこれらの免除規定は、当行がドイツの税務当局に毎年提出する国別の報告およびその他の特定の財務データを基準とする。第2の柱のルールの適用に関しての不確実性は残るものの、多くの国で更なる法制上の進展および解釈指針が期待されており、実施の取組みも進んでいる。当行は最善の努力を払い、2024年度の財政状態への影響の可能性を予想し、第2の柱に関連する3百万ユーロの当期税金費用を認識した。この評価では、2024年度に該当する多くの質的および量的要因を考慮している。（1）当行のすべての該当する管轄区域における混合法定税率は28％となり、15％の最低税率よりも大幅に高く、（2）当行の事業に15％未満の法定税率を適用したのは6ヶ国のみであり、さらに（3）直近で発表された国別の報告書の分析に基づくと、当行は事業を行うほとんどの管轄区域で移行免除規定に基づく免除資格を有すると予想される。

ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用／（ベネフィット）との差異

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
内国法人所得税率31.3%（2023年度：31.3%および2022年度：31.3%）による予想税金費用（ベネフィット）	1,656	1,777	1,751
外国税率差異	-185	-89	-117
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-246	-319	-217
持分法適用投資による損失（利益）	-6	-0	-12
減算不能費用	520	392	429
のれんの減損	0	55	-0
繰延税金資産の認識および測定の変更（注1）	-59	-1,238	-1,891
税法および／または税率改正の影響	23	7	-20
株式に基づく報酬に関連する影響	-1	-0	-5
その他（注1）	84	202	18
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	1,786	787	-64

（注1）過年度に関連した当期および繰延税金費用／（ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は、2024年度、2023年度および2022年度においては31.3%であった。

繰延税金資産の認識および測定の変更は主に、2023年度は英国において、2022年度は主に米国において、過去に認識していなかった繰延税金資産を認識した影響によるものであった。繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担実績および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の「その他」は、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
確定給付制度に関連する数値計算上の差異	-115	137	-642
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）	54	18	-25
強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産：			
期中未実現純利得／（損失）	96	109	254
（純損益に振り替えられた）期中実現純利得／（損失）	13	1	-61
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得／（損失）	73	-132	229
純損益に振り替えられた純利得／（損失）	-64	-110	-18
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得／（損失）	141	151	192
純損益に振り替えられた純利得／（損失）	5	0	0
その他の包括利益に貸方計上（借方計上）された法人所得税	203	174	-71
資本に貸方計上（借方計上）されたその他の法人所得税	104	50	25

当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
繰延税金資産：		
繰越欠損金	3,966	4,747
繰越税額控除	172	23
将来減算一時差異：		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	5,210	4,723
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	1,755	1,828
未収利息費用	1,477	999
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	846	949
リース	857	855
無形資産	52	80
公正価値OCI（IFRS第9号）	496	332
その他の資産	525	485
その他の引当金	237	88
その他の負債	6	6
繰延税金資産合計（相殺前）	15,599	15,115
繰延税金負債：		
将来加算一時差異：		
トレーディング業務（デリバティブを含む。）	5,328	5,061
従業員給付（持分決済型の株式に基づく報酬を含む。）	324	291
貸出金および借入金（信用損失引当金を含む。）	538	617
リース	762	758
無形資産	752	717
公正価値OCI（IFRS第9号）	45	43
その他の資産	270	272
その他の引当金	292	89
その他の負債	39	40
繰延税金負債合計（相殺前）	8,350	7,888

繰越税額控除に係る繰延税金資産には、2024年12月31日および2023年12月31日現在、151百万ユーロおよび10百万ユーロの米国における法人代替ミニマム税控除が含まれていた。

繰延税金資産および負債（相殺後）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
繰延税金資産として表示	7,839	7,773
繰延税金負債として表示	590	546
繰延税金資産純額	7,249	7,227

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用／（ベネフィット）と一致しない場合がある。通常、これは、（１）資本に直接計上された繰延税金、（２）ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、（３）通常の活動の一環としての企業の取得および処分、ならびに（４）その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更に起因している。

繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在（注１）	2023年12月31日現在（注１）
将来減算一時差異	-39	-36
無期限	-4,945	-5,119
翌期に期限到来	-2	-28
翌期後に期限到来	-77	-55
繰越欠損金	-5,024	-5,202
翌期後に期限到来	0	0
繰越税額控除	-1	-1

（注１） 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過した繰延税金資産をそれぞれ39億ユーロおよび60億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ286百万ユーロおよび349百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

デリバティブ

デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、セールス、マーケット・メーカーリングおよびリスク管理目的で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすこと、および当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

セールスおよびマーケット・メーカーリング目的で保有するデリバティブ

セールスおよびマーケット・メーカーリング

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールスおよびマーケット・メーカーリング活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。マーケット・メーカーリングには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。

リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

ヘッジ会計に適格なデリバティブ

デリバティブが注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ関係において、当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いている。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、当行グループは、金利の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップを用いている。当行グループは、外国為替予約および外国為替スワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

金利リスク

当行グループは、既存の、および／または予定されている資産および負債の価格が改定される特性（資金調達や投資活動を含む。）を修正することにより、金利リスクに対するエクスポージャーを管理するために金利スワップとオプションを用いている。金利スワップとオプションは、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジのいずれかに指定される。公正価値ヘッジの場合、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動を管理するために金利スワップおよびオプション契約を用いる。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、当行グループは、ベンチマーク金利の変動による変動利付金融商品のキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを管理するために、金利スワップを用いる。

当行グループは、貸出金および債券の新規組成、既存の貸出金および債券の返済、資金調達債務の新規発行ならびに既存の資金調達債務の返済によるポートフォリオにおける頻繁な変動について、金利リスクに対するエクスポージャーをポートフォリオごとに管理している。したがって、ポートフォリオにはダイナミックなヘッジ会計アプローチが適用され、個々のヘッジ関係の指定や指定解除をより頻繁に行っている（月次ベース等）。

当行グループは、デリバティブのヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動の関連性に基づき、ヘッジ関係におけるヘッジの有効性の評価と測定を行っている。非有効性の原因として考えられるものは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との間における以下の差異に起因している可能性がある。

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の観点からのミスマッチ（金利更改の頻度や時期、返済頻度や償還条項等）。
- ヘッジ対象項目とヘッジ手段の再設定の頻度の違いを考慮した、ヘッジ対象項目とヘッジ手段に適用される割引率の差異。
- ヘッジ手段として用いられるデリバティブの公正価値がヘッジ関係の開始日においてゼロではないことによる、ヘッジ対象項目の観点からのミスマッチ。これは特に、高金利の傾向が続く期間に該当する。

当行グループのポートフォリオの公正価値ヘッジ関係には、当行グループが基礎となるモーゲージのポートフォリオの債務不履行リスクの増加により発生する可能性のあるヘッジの非有効部分を避けるためのヘッドルームを維持する、十分な担保のあるドイツの固定利付モーゲージのポートフォリオに対するヘッジが含まれる。このことはまた、当行グループの顧客が要求すれば引き出せる満期が来ていない預金を含む、当行グループのポートフォリオの公正価値ヘッジ関係にも適用される。当行グループの預金量が安定していること（注記26を参照のこと。）、ヘッドルームがあることから、当行グループでは、ヘッジ会計の適用によるヘッジの非有効部分は観察されていない。当年度において、当行グループは、変動利付の企業向け貸出金のポートフォリオをヘッジ項目として含むマクロ・キャッシュ・フロー・プログラムを一部中止した。この中止は当行グループのヘッジ会計の指定のリバランスにより引き起こされたもので、当行グループは、カウンターパーティの債務不履行または企業向け貸出金ポートフォリオにおける予想外の期限前償還の増加によるヘッジの非有効部分を計上していない。

外国為替リスク

当行グループは、ローリングの外国為替予約戦略を用いることにより、在外営業活動体に対する投資からの外国為替リスク（米ドルおよび英ポンドを含む。）を、純投資ヘッジを通じて管理している。さらに当行グループは、外国為替予約をヘッジ手段として用いることにより、非常に発生可能性の高い特定の外貨建のキャッシュ・フローに対して、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用している。

在外営業活動体に対する投資はヘッジ手段のデリバティブ金融商品の名目金額の範囲でのみヘッジされているため、当行グループは通常、重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。非有効性の潜在的な発生原因は、ヘッジ関係の開始日において公正価値がゼロではないデリバティブがヘッジ手段として用いられている場合、またはスポット取引の為替リスクがヘッジ対象リスクとして指定されている場合、結果としてヘッジ対象項目とのミスマッチが生じる場合に限定される。同様に、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用について、外国為替予約商品は通常、基礎となる非常に発生可能性の高い取引の条件に合致しており、当行グループは係るヘッジ関係に重要な額の非有効性が発生するとは予想していない。

純投資ヘッジに加え、当行グループはまた、外国為替先渡契約をヘッジ手段として利用し、ユーロが機能通貨である企業で保有する米ドル建国債（HTCに分類）に対しキャッシュ・フロー・ヘッジ会計（FX CFH）を適用している。

ヘッジ対象リスクは、スポット取引の為替変動に起因して発生する可能性の高いHTCクーポンのキャッシュ・フローの変動である。ヘッジ手段の名目金額はHTC債券に係るキャッシュ・フロー・エクスポージャーと同額であるため、当行グループは非有効性が発生するとは予想していない。ヘッジは、HTC債券に係るキャッシュ・フローの減少を反映するために月次でリバランスされ、外国為替予約のポイントリスクは指定されたリスク構成要素ではないため、非常に有効なヘッジが実現される。

公正価値ヘッジ会計

公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ

2024年12月31日現在				2024年度	2023年12月31日現在				2023年度
				ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動					ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動
単位：百万ユーロ	資産	負債	名目価額		資産	負債	名目価額		
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ	4,790	9,109	263,184	2,448	4,172	13,681	259,828		5,053

		2024年度	2023年度
		ヘッジの非有効部分	ヘッジの非有効部分
単位：百万ユーロ			
公正価値ヘッジの結果		1,435	514

公正価値ヘッジとして指定された金融商品

2024年12月31日現在							2024年度
	公正価値ヘッジとして 指定された金融商品の 帳簿価額		公正価値ヘッジ調整の 累計額		公正価値ヘッジ調整の 累計額		ヘッジの有 効部分に用 いられる 公正価値の 変動
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
単位：百万ユーロ							
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	21,559	0	-1,383	0	1	0	-156
償却原価で測定する債券	1,949	0	-22	0	-18	0	-4
長期債務	0	73,946	0	-3,816	0	-101	-194
預金	0	117,196	0	-1,251	0	-350	-644
償却原価で測定する貸出金	17,083	0	-4,976	0	-1	0	-15

2023年12月31日現在							2023年度
	公正価値ヘッジとして 指定された金融商品の 帳簿価額		公正価値ヘッジ調整の 累計額		公正価値ヘッジ調整の 累計額		ヘッジの有 効部分に用 いられる 公正価値の 変動
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
単位：百万ユーロ							
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資 産	16,967	0	-1,314	0	49	0	640
償却原価で測定する債券	361	0	-12	0	-23	0	25
長期債務	0	71,769	0	-3,936	0	-184	-2,274
預金	0	125,702	0	-3,066	0	-479	-4,061
償却原価で測定する貸出金	15,135	0	-5,649	0	0	0	1,131

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ

	2024年12月31日現在				2023年12月31日現在			
	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動
単位：百万ユーロ								
キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ	58	183	109,671	-229	416	228	111,462	537

キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在	2022年12月31日現在
資本への計上額（注1）	36	44	-790
このうち、終了したプログラム関連	0	0	0
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	-242	436	-819
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	234	398	71
このうち、終了したプログラム関連	0	0	0
ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動	-212	434	-899
純損益に計上された非有効部分	13	101	16

（注1）「資本への計上額」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額に含まれている。

IAS第39号第96項に従い、資本のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に計上された利得および損失は、ヘッジ手段に係る利得または損失のヘッジ開始日からの累積額とヘッジ対象項目に係る予想将来キャッシュ・フローの公正価値のヘッジ開始日からの変動累積額のうち、少ない方の額である。結果として、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動は、これがヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動を超過する場合には、全額が資本に計上されるわけではない。したがって、損益に計上されるヘッジの非有効部分は、ヘッジの有効部分に用いられたヘッジ対象項目の価値の変動とヘッジの有効部分に用いられたヘッジ手段の公正価値の変動との差額と一致するように必ずしも調整されない。

当期において、指定されたベンチマーク金利の上昇により、主に米ドル建金融資産のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するヘッジ手段の公正価値がマイナスの変動となった。さらに、これらのヘッジ・デリバティブの帳簿価額は金融負債純額に変更されたため、上記の表に示す公正価値の変動と整合している。

FX CFHにおいては、外国為替予約のポイントリスクが指定されたリスクの構成要素ではないことを考慮すると、非有効性は予想されない。有効性テストに用いられる仮想およびヘッジ手段両方の公正価値の変動は、外国為替のスポットリスクにのみ起因し、（キャパシティテストの結果がプラスであることを条件として）相殺されると予想される。

2024年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2036年である。

2024年12月31日現在、FX CFH の最長期間は2032年である。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金融商品は、当行グループの連結貸借対照表において、償却原価で測定する貸出金として認識されている。

FX CFHに指定された金融商品は、当行グループの連結貸借対照表において、償却原価でHTC債券として認識されている。

純投資ヘッジ会計

純投資ヘッジとして保有するデリバティブ

	2024年12月31日現在				2023年12月31日現在			
	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動	資産	負債	名目価額	ヘッジの有効部分に用いられる公正価値の変動
単位：百万ユーロ								
純投資ヘッジとして保有するデリバティブ	189	1,595	45,517	-2,442	736	157	42,751	317

	2024年度		2023年度	
	資本に認識される公正価値の変動(注1)	ヘッジの非有効部分	資本に認識される公正価値の変動(注1)	ヘッジの非有効部分
単位：百万ユーロ				
純投資ヘッジの結果	-2,384	-81	-169	-138

(注1) 「資本に認識される公正価値の変動」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額に含まれている。

純投資ヘッジとして保有するデリバティブのプロファイル

単位：百万ユーロ	1年以内	1年超 - 3年以内	3年超 - 5年以内	5年超
2024年12月31日現在				
外国為替予約の名目価額	36,976	318	3	0
外国為替スワップの名目価額	7,990	230	0	0
合計	44,966	548	3	0
2023年12月31日現在				
外国為替予約の名目価額	33,347	85	18	0
外国為替スワップの名目価額	8,683	579	39	0
合計	42,030	664	57	0

当行グループは外国為替予約を戦略的に使用している。上表に示すとおり、先渡契約の大部分は期中に期限を迎える。期限が1年を超える契約金額は重要ではないため、当行グループは平均為替レートの算出を行っていない。

関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、取締役会メンバーおよび親会社の監査役会メンバーが、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度	2022年度
短期従業員給付	47	37	37
退職後給付	4	7	5
その他の長期給付	35	17	15
解雇給付	0	0	2
株式に基づく報酬	15	18	17
合計	101	79	76

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらのメンバーに支払われた報酬総額は、2024年12月31日現在では1百万ユーロ、2023年12月31日現在では1百万ユーロおよび2022年12月31日現在では1百万ユーロであった。

2024年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント2百万ユーロ、ならびに預金17百万ユーロが含まれていた。2023年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント1百万ユーロならびに預金16百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部に提供している。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も、関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

貸出金

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度
貸出金残高、期首現在	44	119
期中の貸出金の変動	70	-98
連結会社グループの変動	0	0
為替レートの変動 / その他	-41	23
貸出金残高、期末現在（注１）	73	44
その他の信用リスク関連取引：		
信用損失引当金	0	1
信用損失引当金繰入額	1	0
保証およびコミットメント	3	1

（注１）延滞貸出金は、2024年12月31日現在では0百万ユーロ、2023年12月31日現在では0百万ユーロであった。2024年12月31日現在および2023年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ合計0百万ユーロおよび0百万ユーロの担保を保有していた。

預金

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度
預金残高、期首現在	33	31
期中の預金の変動（純額）	-4	2
連結会社グループの変動	0	0
為替レートの変動 / その他	0	0
預金残高、期末現在	29	33

その他の取引

当行グループが取得しトレーディング資産に分類した、関連会社が発行する債券を含む。これらのトレーディング資産は、2024年12月31日現在では27百万ユーロ、2023年12月31日現在では11百万ユーロであった。

関連会社との取引に係るその他の資産は、2024年12月31日現在では2百万ユーロ、2023年12月31日現在では2百万ユーロであった。関連会社との取引に係るその他の負債は、2024年12月31日現在では0百万ユーロ、2023年12月31日現在では7百万ユーロであった。

年金制度との取引

IFRSに基づき、退職後給付制度は関係当事者とみなされている。当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理サービスを含む金融サービスを提供している。

関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度
制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式	0	0
その他の資産	2	1
制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	16	21
当行グループが相手先であるデリバティブの時価	679	698
当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額	9,730	8,146

子会社に関する情報

当行グループの構成

ドイツ銀行AGIは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは521（2023年度：520）の連結された事業体から構成されており、このうち229（2023年度：212）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する328（2023年度：346）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。193（2023年度：174）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2024年および2023年12月31日現在、子会社1社は重要な非支配持分を有している。その他すべての子会社に対する非支配持分は個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

重要な非支配持分を有する子会社

	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
DWS Group GmbH & Co. KGaA		
非支配持分が保有する所有持分と議決権の割合	20.51%	20.51%
事業地	グローバル	グローバル
単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
非支配持分に帰属する純利益	133	117
子会社の非支配持分累計額	1,546	1,620
非支配持分への配当の支払	250	84
要約財務情報：		
資産合計	11,871	11,683
負債合計	4,379	3,852
純収益合計	2,765	2,614
当期純利益（損失）	652	567
包括利益（損失）合計、税引後	904	424

当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当行グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす制約は以下のとおりであり、以下の表はこれらの制約を受ける資産の量を表したものである。

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保を差入れている。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。

制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	132,741	31	163,454	41
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	545,849	62,615	465,252	58,452
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	42,090	5,969	35,546	7,655
償却原価で測定する貸出金	478,921	41,942	473,705	54,372
その他	187,576	3,206	174,374	8,861
合計	1,387,177	113,762	1,312,331	129,381

上記に加え、流動性カバレッジ比率に係る規制（欧州委員会委任規則(EU)第2015/61号）に従い、当行グループは、第三国で保有する資産が自由な移転の制約の対象となるかを識別する。当行グループは、第三国で保有する、自由な移転ができない純キャッシュ・アウトフローを超える高品質流動資産（HQLA）の量を識別し、それらをHQLAから除外する。第三国の事業体が保有し、制約を受けるとみなされる係るHQLAの総額は、2024年12月31日現在、205億ユーロ（2023年12月31日現在：133億ユーロ）である。

ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび／またはインデックスされた負債性有価証券および資本性有価証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債性有価証券および資本性有価証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記01「重要性がある会計方針および重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当行グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。

証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2024年12月31日および2023年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はなかった。

ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額は、それぞれ15億ユーロおよび11億ユーロであった。

当期中にドイツ銀行は、連結対象のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの関与の範囲は、ストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定

の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるピークルは、借手が融資に係る追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ピークルを連結する。

証券化ピークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールを購入する証券化ピークルを設立している。これらのピークルは、負債性有価証券および資本性有価証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はピークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループは、これらの証券化ピークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行うことができる。当行グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ピークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。証券化ピークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一方的に解任するパワーまたは能力を当行グループが有していない場合には、当該証券化ピークルは当行グループに連結されない。

ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資しているか、または当行がファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、当行がスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当行グループは当該ファンドを連結しない。

その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行がこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当行グループによって連結されない。

ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、マネジメント・フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果およびこれらの企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産／負債に係る純利得／（損失）」に認識される。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与とは、当行をストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当行が信用プロテクションを購入した場合、当行は、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とはみなされていない。

非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。ドイツ銀行の解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額またはそれらの変動は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2024年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ2,200億ユーロ、7,460億ユーロおよび290億ユーロであった。2023年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ1,170億ユーロ、3,150億ユーロおよび260億ユーロであった。

ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる指標をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の指標が適切な指標だと考えられている。

- ファンド - 当行がファンド・ユニットを保有している場合には、純資産価額または運用資産の金額。当行の関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化 - 当行グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額（利息のみの有価証券および余剰債券（該当がある場合）を除く。）。当行の関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業 - 当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業 - 発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは受け取った／差し入れた担保または当行の当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

上記の定義に基づき、ストラクチャード・エンティティの規模は総額で3兆1,560億ユーロであり、このうち、大部分の1兆8,280億ユーロはファンドからのものである。2023年度は、それぞれ2兆3,290億ユーロおよび1兆2,230億ユーロであった。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンの真の変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2024年12月31日現在

	2024年12月31日現在				
	リパッケージ				
単位：百万ユーロ	および 投資企業	第三者 資金提供企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	1	0	0	2	3
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	0	1,009	382	4,532	5,923
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	321	4,314	4,652	71,818	81,105
トレーディング資産	152	2,489	3,773	4,075	10,490
プラスの時価（デリバティブ金融商品）	169	386	38	6,044	6,636
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	0	1,439	841	61,699	63,978
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	1,212	479	194	1,885
償却原価で測定する貸出金	188	63,015	34,260	21,540	119,003
その他の資産	1	735	4,361	7,774	12,871
資産合計	510	70,285	44,134	105,858	220,788
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1	45	138	6,549	6,733
マイナスの時価（デリバティブ金融商品）	1	45	138	6,549	6,733
その他の短期借入金	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0
負債合計	1	45	138	6,549	6,733
オフバランスのエクスポージャー	0	8,085	12,915	8,089	29,089
合計	509	78,325	56,912	107,398	243,144

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	1	0	0	9	11
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	0	373	209	3,482	4,064
借入有価証券担保金	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	237	4,137	3,372	53,909	61,654
トレーディング資産	193	2,663	2,750	3,302	8,908
プラスの時価（デリバティブ金融商品）	44	450	6	3,272	3,772
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	0	1,024	615	47,335	48,974
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	893	330	264	1,487
償却原価で測定する貸出金	233	66,033	31,002	19,433	116,701
その他の資産	1	677	3,406	10,581	14,665
資産合計	472	72,112	38,319	87,679	198,582
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	43	51	71	5,098	5,264
マイナスの時価（デリバティブ金融商品）	43	51	71	5,098	5,264
その他の短期借入金	0	0	0	0	0
その他の負債	0	0	0	0	0
負債合計	43	51	71	5,098	5,264
オフバランスのエクスポージャー	0	8,737	10,720	6,386	25,843
合計	429	80,798	48,967	88,967	219,162

2024年12月31日および2023年12月31日現在のトレーディング資産合計は105億ユーロおよび89億ユーロであり、主に、証券化に対する投資38億ユーロおよび28億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資41億ユーロおよび33億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メーカーに關するものであるか、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産の区分における関与の大半は、ファンドに対するリバース・レボ契約で構成されており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

2024年12月31日および2023年12月31日現在の貸出金は、1,190億ユーロおよび1,167億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業に対する融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業に対する融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

2024年12月31日および2023年12月31日現在のその他の資産は129億ユーロおよび147億ユーロであり、主に委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権の残高は、仲介業務等による典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行グループが関与を有していない企業

ドイツ銀行はスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティをドイツ銀行と合理的に関連付ける場合にも、当行は当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行がスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2024年12月31日および2023年12月31日現在、当行が関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれ581百万ユーロおよび38百万ユーロであった。当行がスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識されている。2024年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して37億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して23億ユーロであった。2023年度においては、証券化に対して17億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して19億ユーロであった。

流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2024年12月31日現在の資産科目

	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2024年 12月31日現在
単位：百万ユーロ			
現金および中央銀行預け金	147,494	0	147,494
インターバンク預け金（中央銀行以外）	6,154	6	6,160
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	32,061	8,742	40,803
借入有価証券担保金	32	11	44
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	538,650	7,200	545,849
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	10,539	31,551	42,090
持分法適用投資	0	1,028	1,028
償却原価で測定する貸出金	126,187	352,733	478,921
土地建物および設備	0	6,193	6,193
のれんおよびその他の無形資産	0	7,749	7,749
その他の資産	77,218	23,989	101,207
当期税金資産	1,287	514	1,801
繰延税金資産考慮前の資産合計	939,623	439,715	1,379,338
繰延税金資産			7,839
資産合計			1,387,177

2024年12月31日現在の負債科目

	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2024年 12月31日現在
単位：百万ユーロ			
預金	640,982	25,279	666,261
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	2,710	1,030	3,740
貸付有価証券担保金	2	0	2
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	393,363	19,032	412,395
その他の短期借入金	9,895	0	9,895
その他の負債	88,349	7,282	95,631
引当金	3,326	0	3,326
当期税金負債	492	228	720
長期債務	20,628	94,270	114,899
信託優先証券	287	0	287
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,160,033	147,122	1,307,155
繰延税金負債			590
負債合計			1,307,745

2023年12月31日現在の資産科目

	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2023年 12月31日現在
単位：百万ユーロ			
現金および中央銀行預け金	178,416	0	178,416
インターバンク預け金（中央銀行以外）	5,535	606	6,140
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	8,263	6,462	14,725
借入有価証券担保金	32	6	39
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	459,604	5,648	465,252
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,393	28,152	35,546
持分法適用投資	0	1,013	1,013
償却原価で測定する貸出金	127,483	346,222	473,705
土地建物および設備	0	6,185	6,185
のれんおよびその他の無形資産	0	7,327	7,327
その他の資産	93,090	21,607	114,697
当期税金資産	1,084	429	1,513
繰延税金資産考慮前の資産合計	880,900	423,657	1,304,557
繰延税金資産			7,773
資産合計			1,312,331

2023年12月31日現在の負債科目

	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2023年 12月31日現在
単位：百万ユーロ			
預金	598,941	23,095	622,035
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	2,215	823	3,038
貸付有価証券担保金	3	0	3
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	356,954	9,521	366,475
その他の短期借入金	9,620	0	9,620
その他の負債	107,337	5,699	113,036
引当金	2,448	0	2,448
当期税金負債	369	262	631
長期債務	30,942	88,448	119,390
信託優先証券	289	0	289
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,109,119	127,848	1,236,967
繰延税金負債			546
負債合計			1,237,513

40 -

後発事象

報告日以降、当行の経営成績、財政状態および純資産に重大な影響を及ぼす重要な後発事象は発生しなかった。

規制自己資本に関する情報

一般的な定義

ドイツ銀行の自己資本の計算は、金融機関に対する健全性要件（CRR）に関する規制(EU)第575/2013号および金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関の健全性の監督（CRD）に関するEU指令第2013/36号（その後の規制および指令に伴い更なる修正が加えられている。）に基づいた自己資本水準に立脚している。CRDは、ドイツの法律に導入されている。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法（以下「Kreditwesengesetz」または「KWG」という。）に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及しており、グループ内の保険会社および金融部門以外の事業体はここに含まれていない。

2024年度末現在有効であった規制に基づく自己資本合計は、Tier 1 資本およびTier 2 資本から構成されている。Tier 1 資本は、普通株式等Tier 1 資本およびその他Tier 1 資本に細分化される。

CET 1 資本は、主に、プルデンシャル・フィルターおよび規制上の調整の対象となる（保有株式を控除した）普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金（事業年度における損失がある場合、それらを含む。）およびその他の包括利益累計額、ならびに連結CET 1 資本への組み入れに適切な少数株主持分から構成されている。CRR第32条から第35条に基づくCET 1 資本のプルデンシャル・フィルターには、証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに追加評価調整が含まれる。CET 1 資本の規制上の調整には、例えば無形資産（プルデンシャルバリューを超える部分）、CRR第468号に基づき2025年度末まで適用されるその他の包括利益を通じて公正価値で測定される未実現利得および損失の暫定的な取り扱いの採用、将来の収益性に依存する繰延税金資産、予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、確定給付年金基金資産正味額、金融部門事業体との資本の相互持合い、ならびに一定の基準を上回る金融部門事業体の資本（CET 1、AT1、Tier 2）に対する重要な投資および重要でない投資が含まれる。控除されなかったすべての項目（すなわち、基準を下回る金額）は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1 資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。CRR/CRDのもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、更なる要件（早期償還インセンティブを有さない永久的なものであること、および機関は常に配当ノクーポンに関する完全な裁量を有していなければならない）の充足も必要とされる。

Tier 2 資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定、ならびに劣後長期債務、一定の信用損失引当金および連結Tier 2 資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。Tier 2 資本として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利、または信用に連動した配当条項を含んではならない。

資本性金融商品

取締役会は、2023年度年次株主総会から、2028年4月30日までに、当該決議の採択時の株式資本、または承認が実行される各時点の株式資本のうちいずれか低い方の株式の最大10%を買い戻す承認を得た。2023年度年次株主総会の時点で、これは最大で204.0百万株に相当した。そのうち、株式資本合計の最大5%、すなわち102.0百万株が、デリバティブを用いて買い戻し可能となった。これには、満期が18ヶ月超の、株式資本合計の最大2%のデリバティブが含まれる。2023年度年次株主総会から2024年度年次株主総会までの間に、40.3百万株が同期間または今後の期間における株式報酬のために買い戻された。そのうち、22.9百万株がコール・オプションを行使して買い戻された。さらに、16.1百万個のコール・オプションが今後の期間における株式報酬のために新たに買い戻された。その上、71.1百万株が同期間に株主に資本を配分するために消却目的で買い戻された。そのうち、2023年度における450百万株の株式買戻しプログラムの一環として取得した45.5百万株は、2024年度の期首に消却された。2024年度年次株主総会の時点で、株式報酬のための株式交付および株式消却後の保有自己株式数は、31.6百万株となった。そのうち25.6百万株は、2024年度における675百万株の株式買戻しプログラムの一環として、消却目的の買い戻しに関連する。残りの6.0百万株は、今後の期間における株式報酬のために使用される予定の株式に関連する。

2024年5月16日の年次株主総会において、2029年4月30日までに、当該決議の採択時の株式資本、または承認が実行される各時点の株式資本のうちいずれか低い方の株式の最大10%を買い戻す承認が取締役に付与された。2024年度年次株主総会の時点で、これは最大で199.5百万株に相当した。そのうち、株式資本合計の最大5%、すなわち99.7百万株が、デリバティブを用いて買い戻し可能となった。これには、満期が18ヶ月超の、株式資本合計の最大2%のデリバティブが含まれる。この権限は、前年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2024年度年次株主総会から2024年12月31日までの間に、20.9百万株が株主に資本を配分するために消却目的で買い戻された。2024年12月31日現在、買い戻しによる保有自己株式数は49.6百万株であった。そのうち46.4百万株は、2024年度における675百万株の株式買戻しプログラムの一環として、消却目的の買い戻しに関連する。残りの3.1百万株は、今後の期間における株式報酬のために使用される予定の株式に関連する。

2017年度年次株主総会以降、2021年度年次株主総会での更新を経て、2024年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。

2022年度年次株主総会以降、取締役会は、参加証券およびその他Tier 1 資本として2027年4月30日以前に適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の90億ユーロ相当を発行することが認められた。ドイツ銀行はこの権限の下で42.5億ユーロのAT1 ノートを新たに発行し、そのうち、30億ユーロの新規AT1 ノートが2024年度に発行された。

2019年6月27日から適用されている現在のCRRは、2019年6月27日より前に発行されたAT1およびTier 2 金融商品について更なるグラント・ファザー規定を定めている。特別目的事業体を通じて発行されたAT1およびTier 2 金融商品は、2021年12月31日までグラント・ファザー規定の対象であった。2024年度において、経過措置はAT1およびTier 2 金融商品のみに適用され、2019年6月27日以降に適用される特定の新たな要件を満たしていない場合でも、2025年6月26日までは引き続き適格となる。ドイツ銀行では、2024年度中に適格となった金融商品の金額に重要性はなかった。

現在のCRRに基づき、規制上のAT1資本として認識された額は114億ユーロであった。対応するAT1金融商品残高の名目価額は、2024年12月現在116億ユーロであった。2024年度において、当行は名目価額30億ユーロのAT1 ノートを新たに発行した。

2024年12月31日現在、規制上のTier 2 として認識された額は77億ユーロであった。対応するTier 2 金融商品の残高は、2024年12月末現在118億ユーロであった。2024年度に、名目価額104.4百万ユーロのTier 2 金融商品が満期を迎えた。2024年度において、Tier 2 金融商品の新規発行はなかった。

最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限等の監督措置が発せられることがある。2024年度においてドイツ銀行は規制上の最低所要自己資本規制に従っていた。

規制自己資本の内訳

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む。）

単位：百万ユーロ	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
普通株式等Tier 1（CET 1）資本：金融商品および準備金	CRR/CRD	CRR/CRD
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金	44,130	44,908
利益剰余金	19,978	16,509
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	-1,229	-1,760
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後）（注1）	801	3,493
その他	1,020	973
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	64,700	64,124
普通株式等Tier 1（CET 1）資本：規制上の調整		
追加評価調整（マイナスの金額）	-1,680	-1,727
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整を除く。）	95	-126
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,277	-5,014
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条第3項の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,463	-4,207
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-3,037	-2,386
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,173	-920
機関による自己のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	0	-0
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10% / 15% 基準超過額、適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条第3項の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10% / 15% 基準超過額）（マイナスの金額）	0	0
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	1,012	0
その他の規制上の調整（注2）	-1,721	-1,679
普通株式等Tier 1（CET 1）資本に対する規制上の調整合計	-15,244	-16,058
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	49,457	48,066
その他Tier 1（AT1）資本：金融商品		
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	11,508	8,578
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条（4）に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	0	0
規制上の調整前のその他Tier 1（AT1）資本	11,508	8,578
その他Tier 1（AT1）資本：規制上の調整		
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-130	-250
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1 資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額		
その他の規制上の調整	0	0
その他Tier 1（AT1）資本に対する規制上の調整合計	-130	-250

その他Tier 1 (AT1) 資本	11,378	8,328
Tier 1 資本 (T1 = CET 1 + AT1)	60,835	56,395
Tier 1 (T2) 資本	7,676	8,610
自己資本合計 (TC = T1 + T2)	68,511	65,005
リスク・ウェイト・アセット合計	357,427	349,742

自己資本比率		
普通株式等Tier 1 資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	13.8	13.7
Tier 1 資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	17.0	16.1
自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	19.2	18.6

(注1) 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条第2項に基づくECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。当年度の利益34億ユーロは、475百万ユーロのAT1クーポンの控除、および21億ユーロの2024年度に関連する株主に対する配当の控除により減少した。この配当の控除には、13億ユーロの予定配当 (1株当たり68セント) とECBが承認した750百万ユーロの株式買戻しが含まれている。

(注2) 単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除 (2023年12月現在: 14億ユーロ)、および不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく3億ユーロの資本控除 (2023年12月現在: 3億ユーロ) が含まれている。

株主持分の自己資本への調整

	CRR/CRD	
	2024年12月31日	2023年12月31日
単位：百万ユーロ	現在	現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計	66,276	64,486
事業体の連結除外 / 連結	-24	-35
このうち：		
資本剰余金	0	0
利益剰余金	-24	-35
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	0	0
規制上の貸借対照表による株主持分合計	66,252	64,451
少数株主持分（連結CET 1 に含めることが認められている額）	1,020	973
AT1クーポンおよび株主配当控除（注 1）	-2,565	-1,279
CRR第28条第 1 項に基づきCET 1 に適格ではない資本性金融商品	-7	-21
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	64,700	64,124
ブルデンシャル・フィルター	-1,585	-1,853
このうち：		
追加評価調整	-1,680	-1,727
証券化資産による資本の増加	0	-0
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失、および自己の信用状態の変動から生じる公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失に関連した公正価値準備金	95	-126
規制上の調整	-13,659	-14,205
このうち：		
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-5,277	-5,014
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-3,463	-4,207
予想損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-3,037	-2,386
確定給付年金基金資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-1,173	-920
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1 金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
リスク・ウェイトッド・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
CRR第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	1,012	0
その他（注 2）	-1,721	-1,679
普通株式等Tier 1 資本	49,457	48,066

（注 1） 通年の利益は、規制(EU)第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条第 2 項に基づくECBの決定(EU)第2015/656号に基づき認識される。当年度の控除には、475百万ユーロのAT1クーポンの控除、および21億ユーロの2024年度に関連する株主に対する配当の控除が含まれている。この配当の控除には、13億ユーロの予定配当（1株当たり68セント）とECBが承認した750百万ユーロの株式買戻しが含まれている。

（注 2） 予想損失不足によるマイナスの金額は、当年度においては別途開示されており、過年度は「その他の規制上の調整」の一部として開示されている。これには、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントに関するECBのガイダンスに基づく14億ユーロの資本控除（2023年12月現在：14億ユーロ）、および不履行エクスポージャーに対する慎重な引当に関するECBの監督勧告に基づく3億ユーロの資本控除（2023年12月現在：3億ユーロ）が含まれている。

資本管理

ドイツ銀行の財務機能は、該当がある場合、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルでソルベンシー、自己資本比率、レバレッジおよびバیلイン比率を管理している。財務部は、ドイツ銀行の資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し、取締役会が承認する。）を実施する。財務部は直接的に、または当行グループの資産負債管理委員会を通じて、特に株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動に対するヘッジ、主要な金融資源のキャパシティの設定、帳簿上の資本の配分ならびに地域別の資本計画を管理している。当行は、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本の両方を考慮し、経済的および規制上の両方の観点から、ドイツ銀行の健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、適切なバランスを常に達成するために、ドイツ銀行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1 資本、その他Tier 1 およびTier 2 資本性金融商品ならびにTLAC/MREL適格負債性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、ドイツ銀行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1 資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

財務部は、ユーロに対する為替の変動に対するドイツ銀行のCET 1 比率および資本の感応度を管理している。この目的において、財務部は、取締役会が承認するリスク選好の制約の範囲内で、適切なヘッジ戦略を策定し、実行する。ドイツ銀行の在外子会社および支店に投下された資本は、ヘッジされていないか、部分的にヘッジされているか、または完全にヘッジされているかのいずれかである。これにより、財務部は、外貨建ての資本、資本控除項目およびリスク・ウェイトド・アセットの為替レートの変動による影響のバランスを取ることを目標としている。さらに、財務部は、関連するヘッジコストおよび市場におけるリスク・ウェイトド・アセットの影響も考慮する。

金融資源の上限設定

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1 およびレバレッジ比率の目標値と合わせてドイツ銀行の年次戦略計画の中で見直される。ドイツ銀行の四半期プロセスの一環として、グループ資産負債管理委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額（RWAとRWAに相当する特定の資本控除項目とRWAに相当する特定の資本バッファ要求項目の合計と定義される。）およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は主に、ドイツ銀行のCET 1 比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれか拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1 比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1 比率およびレバレッジ比率への貢献は、RWAおよびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの指標である。のれん、その他の無形資産、および資本需要総額に含まれる事業関連の規制上の資本控除項目は各セグメントに直接配分され、配分された有形株主資本とそれぞれの利益率が算定される。

ドイツ銀行の子会社の大部分と複数のドイツ銀行の支店は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。ドイツ銀行の資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。ドイツ銀行の全世界の支店および子会社の重要な資本要件はすべて、実行前にグループ投資委員会に提出され、承認される。

さらに、財務部は、ドイツ銀行の年金委員会メンバーであり、ドイツにおけるドイツ銀行最大の年金基金の資産を監視する関連する投資委員会メンバーを代表している。これらの投資委員会は、当行の資本基盤と配当能力を保護する当行の投資目的に沿って、これらの基金の投資戦略を設定している。

42 -

ドイツ商法第297-1a条 / 第314条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

人件費

単位：百万ユーロ	2024年度	2023年度
人件費：		
賃金および給料	9,836	9,235
社会保障費	1,896	1,896
このうち：年金に関するもの	1,016	962
合計	11,731	11,131

従業員

2024年度の平均実働従業員数は90,149名（2023年度：87,777名）で、このうち女性は40,341名（2023年度：39,114名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均54,376名（2023年度：51,732名）であった。

取締役会および監査役会の報酬

ドイツ会計基準第17号の規定に従って、取締役会メンバーは、2024年度の報酬として総額50,394,830ユーロ（2023年度：55,004,064ユーロ）を受け取った。このうち、26,659,356ユーロ（2023年度：27,243,063ユーロ）が固定報酬、1,525,000ユーロ（2023年度：1,191,666ユーロ）が固定手当、1,170,876ユーロ（2023年度：854,238ユーロ）が付加給付および21,039,598ユーロ（2023年度：25,715,098ユーロ）が業績連動項目であった。取締役会メンバーに付与されたまたは試算上報告された2024年度の株式報酬数は1,683,651株（2023年度：1,622,508株）であった。これは、関連する1株当たりの株価20.011ユーロ（2023年度：12.20ユーロ）に基づくと、33,691,540ユーロ（2023年度：19,794,598ユーロ）に相当する。これには、主に現金で決済される392,848株の仮想株式（7,861,281ユーロ相当）および試算上報告された1,281,418株の権利（目標額25,642,455ユーロ相当）が初めて含まれた。これらのユニットは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2027年度に法的に付与される。詳細については、「報酬報告書」の項を参照のこと。

ドイツ銀行AGの元取締役会メンバーまたはその遺族には、2024年および2023年12月31日終了年度において、それぞれ35,841,194ユーロおよび26,222,817ユーロが支払われた。2024年12月31日現在および2023年12月31日現在、元取締役会メンバーおよびその遺族に対する年金債務引当金は、それぞれ142,890,863ユーロおよび157,816,164ユーロであった。

監査役会の報酬はドイツ銀行AGの定款の第14条に定められている。新たな報酬規定は、直近では2023年5月17日の年次株主総会の決議で採択された。2024年度における監査役会メンバーに対する報酬総額は7,775,000ユーロ（2023年度：7,404,172ユーロ）であった。当行は監査役会メンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。

取締役会メンバーおよび監査役会メンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2024年および2023年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役会メンバーに対して52,119ユーロおよび28,429ユーロ、監査役会メンバーに対して1,256,722ユーロおよび638,839ユーロであった。取締役会メンバーは2024年度に貸出金を返済しておらず（2023年度：196,810ユーロ）、監査役会メンバーは2024年度に貸出金67,238ユーロ（2023年度：62,058ユーロ）を返済した。

総資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。2024年および2023年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれ0.25%および0.35%であった。

親会社についての情報

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトは、ドイツ銀行グループの親会社である。フランクフルト・アム・マインで設立され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ（www.db.com/ir/en/reports.htm）で公表されている。

主要な会計報酬およびサービス

EY GmbH & Co. KG 監査法人（以下「EY GmbH & Co. KG」という。）およびその他のEYメンバー・ファームに対する報酬の内訳
報酬区分（単位：百万ユーロ）

	2024年度	2023年度
監査報酬	69	66
このうちEY GmbH & Co. KG	55	52
監査関連報酬	10	12
このうちEY GmbH & Co. KG	7	9
税務関連報酬	0	0
このうちEY GmbH & Co. KG	0	0
その他すべての報酬	1	0
このうちEY GmbH & Co. KG	0	0
報酬合計	80	78

監査報酬には、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する職業的専門家によるサービスの報酬が含まれるが、EYによる監査の対象外であるDWSおよびその子会社に対する監査報酬は含まれない。監査関連報酬には、法令によって要求されるその他の保証業務に対する報酬、特に財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、事業分割時および合併時の監査、ならびに内部管理目的およびコンフォートレター発行のための任意監査等の任意の保証業務に対する報酬が含まれる。税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューと関連する法令遵守に係る支援および助言、税務計画イニシアチブに関連する税務相談業務および助言、ならびに税法遵守の評価支援に対する報酬が含まれる。

国別の報告

ドイツ銀行法第26a条は、特定の情報を所在地別に年次開示することを要求している。以下の表に開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、この表は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の所在地別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ所在地におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は、各所在地の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一である。

子会社および支店の所在地は、設立地または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記44「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

	2024年12月31日			
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	純収益 （売上高）	従業員（フル タイム換算） （注1）	税引前利益 （損失）	法人所得税 （費用）/ ベネフィット
オーストラリア	238	284	102	-37
オーストリア	15	72	-18	-0
ベルギー	147	455	-18	-1
ブラジル	110	202	-30	13
カナダ	12	11	7	-1
ケイマン諸島	-1	0	-2	0
中国	256	624	140	-34
コロンビア	0	4	-0	0
チェコ共和国	28	44	14	-3
フランス	127	213	26	-2
ドイツ	12,843	35,160	1,997	-533
英国	4,552	7,563	699	-227
ギリシャ	2	12	1	-0
香港	668	797	188	-32
ハンガリー	39	69	17	-3
インド	858	22,176	625	-239
インドネシア	118	226	65	-20
アイルランド	15	166	-1	-1
イスラエル	-2	14	-6	1
イタリア	1,040	2,883	151	-58
日本	237	367	64	-20
ジャージー島	5	0	9	-0
ルクセンブルク	1,515	452	821	-64
マレーシア	99	202	60	-14
モーリシャス	-31	0	-29	-1
メキシコ	22	41	10	0
オランダ	269	448	88	-24
パキスタン	25	84	19	-10
ペルー	1	0	0	0
フィリピン	46	1,369	19	-4
ポーランド	151	376	-445	6
ポルトガル	14	45	3	-1
カタール	-0	4	-1	-0

ルーマニア	1	1,756	15	-3
ロシア連邦	115	169	78	-18
サウジアラビア	25	51	71	-10
シンガポール	828	1,813	187	-36
南アフリカ	6	36	-4	-0
韓国	120	192	44	-10
スペイン	650	2,274	149	-46
スリランカ	24	49	8	-3
スウェーデン	9	34	8	-2
スイス	321	608	30	-8
台湾	45	144	18	-4
タイ	57	107	20	-4
トルコ	118	108	96	-29
UAE	28	198	13	-5
ウクライナ	11	34	2	0
米国	5,484	7,733	1,158	-304
ベトナム	46	86	30	-6

(注1) 2024年12月31日現在のフルタイム換算の従業員数。

[次へ](#)

44 -
保有株式

534 子会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2024のページ。以下同様）

539 連結ストラクチャード・エンティティ

543 持分法により会計処理されている会社

545 20%超を保有するその他の会社

547 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法（以下「HGB」という。）第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

（注1） 支配されている。

（注2） HGB第313条第2項第6号に従って、無限責任の株主としての立場

（注3） ゼネラル・パートナーシップ

（注4） 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。

（注5） 共同支配企業

（注6） 支配されていない。

（注7） 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。

（注8） IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。

（注9） IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。

（注10） 暫定自己資本6,702.3百万ユーロ / 損益結果215.3百万ユーロ（2024事業年度）

（注11） 暫定自己資本6,659.5百万ユーロ / 損益結果マイナス169.9百万ユーロ（2024事業年度）

（注12） 自己資本37.0百万ユーロ / 損益結果4.6百万ユーロ（2023事業年度）

（注13） 強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。

（注14） 自己資本0.8百万ユーロ / 損益結果18.9百万ユーロ（2023事業年度）

（注15） 自己資本12.2百万ユーロ / 損益結果1.3百万ユーロ（2023事業年度）

（注16） 自己資本39.1百万ユーロ / 損益結果1.8百万ユーロ（2023事業年度）

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
子会社					
1	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	フランクフルト・ アム・マイン		信用機関	
2	ABFS I Incorporated	ルーザービル＝ ティモニアム		金融機関	100.0
3	Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル＝ ティモニアム		金融機関	100.0
4	Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル＝ ティモニアム		金融機関	100.0
5	Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH i.L.	ベルリン		その他の企業	100.0
6	Argent Incorporated	ルーザービル＝ ティモニアム		金融機関	100.0
7	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		金融機関	100.0
8	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
9	Better Financial Services GmbH	ベルリン		付随サービス事業	100.0
10	Better Payment Germany GmbH	ベルリン		付随サービス事業	100.0
11	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン		金融機関	100.0
12	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		信用機関	100.0
13	BHW Holding GmbH	ハーメルン		金融持株会社	100.0
14	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		その他の企業	100.0
15	Breaking Wave DB Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
16	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
17	Cardea Real Estate S.r.l.	ミラノ		付随サービス事業	100.0
18	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	(注1)	金融機関	0.0
19	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		その他の企業	100.0
20	Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ		金融機関	100.0
21	Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ		金融機関	67.6
22	China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		金融機関	85.0
23	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	(注1)	金融機関	10.0
24	Consumo Srl in Liquidazione	ミラノ		金融機関	100.0
25	DB Investments (GB) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
26	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京		金融機関	100.0
27	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		付随サービス事業	100.0
28	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		付随サービス事業	100.0
29	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール		付随サービス事業	100.0
30	DB Advisory Services S.A.S.	ボゴタ		金融機関	100.0
31	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		金融機関	100.0
32	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		信用機関	100.0
33	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
34	DB Boracay LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
35	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト		金融持株会社	100.0
36	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	マドリッド		付随サービス事業	100.0
37	DB Chestnut Holdings Limited (任意整理中)	ジョージタウン		付随サービス事業	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
38	DB Commodity Financing Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
39	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		金融機関	100.0
40	DB Direkt GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
41	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
42	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
43	DB Global Technology SRL	ブカレスト		付随サービス事業	100.0
44	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
45	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
46	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
47	DB HR Solutions GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
48	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	(注2)	金融機関	100.0
49	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		金融機関	100.0
50	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
51	DB Internal Funding Limited	ロンドン		金融機関	100.0
52	DB International (Asia) Limited	シンガポール		信用機関	100.0
53	DB International Investments Limited	ロンドン		金融機関	100.0
54	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		その他の企業	100.0
55	DB Investment Partners Limited	ロンドン		金融機関	100.0
56	DB Investment Partners Pte. Ltd.	シンガポール		金融機関	100.0
57	DB Investment Services GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
58	DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		金融機関	100.0
59	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
60	DB Management Support GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
61	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		付随サービス事業	100.0
62	DB Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		その他の企業	100.0
63	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		その他の企業	100.0
64	DB Omega Ltd.	ジョージタウン		金融機関	100.0
65	DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U.	マドリッド		付随サービス事業	100.0
66	DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
67	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
68	DB Print GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
69	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
70	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		金融機関	100.0
71	DB Re S.A.	ルクセンブルク		再保険事業	100.0
72	DB Service Centre Limited	ダブリン		付随サービス事業	100.0
73	DB Services (Jersey) Limited	セントヘリア		付随サービス事業	100.0
74	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
75	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		付随サービス事業	100.0
76	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		付随サービス事業	100.0
77	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
78	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
79	DB Trustee Services Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
80	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		その他の企業	100.0
81	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
82	DB UK Bank Limited	ロンドン		信用機関	100.0
83	DB UK Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
84	DB UK PCAM Holdings Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		金融機関	100.0
85	DB USA Core Corporation	ウエストトレントン		付随サービス事業	100.0
86	DB USA Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0
87	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
88	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
89	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
90	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		保険事業	84.0
91	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
92	DBCIBZ1	ジョージタウン		金融機関	100.0
93	DBFIC, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
94	DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
95	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
96	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
97	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		資産運用会社	100.0
98	DBRMSGP1	ジョージタウン	(注2) (注3)	金融機関	100.0
99	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
100	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
101	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
102	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
103	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
104	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		金融機関	100.0
105	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
106	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		資産運用会社	100.0
107	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		金融機関	100.0
108	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
109	Deutsche Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
110	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		その他の企業	100.0
111	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		信用機関	100.0
112	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		信用機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
113	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		信用機関	100.0
114	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		信用機関	100.0
115	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		信用機関	100.0
116	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		金融機関	100.0
117	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト		信用機関	100.0
118	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		金融機関	100.0
119	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
120	Deutsche Bank Immobilien GmbH	ハーメルン		その他の企業	100.0
121	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ウィルミントン		その他の企業	100.0
122	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		信用機関	100.0
123	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		信用機関	100.0
124	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		金融機関	100.0
125	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		信用機関	100.0
126	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		付随サービス事業	100.0
127	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		信用機関	100.0
128	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
129	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		金融機関	100.0
130	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		信用機関	99.9
131	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		信用機関	100.0
132	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		信用機関	100.0
133	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		金融機関	100.0
134	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		金融機関	100.0
135	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal	マドリッド		信用機関	100.0
136	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		金融機関	100.0
137	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
138	Deutsche Cayman Ltd.	カマーナ・ベイ		その他の企業	100.0
139	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		金融機関	100.0
140	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
141	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
142	Deutsche Finance No. 2 Limited (任意整理中)	ジョージタウン		金融機関	100.0
143	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
144	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
145	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		付随サービス事業	100.0
146	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ		金融機関	100.0
147	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		付随サービス事業	100.0
148	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		その他の企業	99.8

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
149	Deutsche Holdings (Grand Duchy)	ルクセンブルク		金融機関	100.0
150	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
151	Deutsche Holdings Limited	ロンドン		金融機関	100.0
152	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン		金融機関	100.0
153	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン		金融機関	100.0
154	Deutsche Holdings No. 4 Limited (株主による 任意整理中)	ロンドン		金融機関	100.0
155	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
156	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
157	Deutsche India Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
158	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		金融機関	100.0
159	Deutsche Investments (Netherlands) N.V. in Liquidatie	アムステルダム		金融機関	100.0
160	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		金融機関	100.0
161	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
162	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		付随サービス事業	100.0
163	Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		付随サービス事業	100.0
164	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
165	Deutsche Morgan Grenfell Group Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		金融機関	100.0
166	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
167	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		付随サービス事業	100.0
168	Deutsche New Zealand Limited	オークランド		金融機関	100.0
169	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		金融機関	100.0
170	Deutsche Oppenheim Family Office AG	ケルン		信用機関	100.0
171	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		付随サービス事業	100.0
172	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		付随サービス事業	100.0
173	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		金融機関	100.0
174	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		その他の企業	100.0
175	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		その他の企業	100.0
176	Deutsche Securities Asia Limited	香港		金融機関	100.0
177	Deutsche Securities Inc.	東京		金融機関	100.0
178	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		金融機関	100.0
179	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		金融機関	100.0
180	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開会 社)	リヤド		金融機関	100.0
181	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		金融機関	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
182	Deutsche Services (CI) Limited	セントヘリア		金融機関	100.0
183	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		付随サービス事業	100.0
184	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
185	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		金融機関	100.0
186	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
187	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
188	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		その他の企業	100.0
189	Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		資産運用会社	100.0
190	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		その他の企業	78.0
191	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
192	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
193	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	98.0
194	DWS Alternatives France	パリ		その他の企業	100.0
195	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン		資産運用会社	100.0
196	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト		資産運用会社	100.0
197	DWS Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		資産運用会社	100.0
198	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト		金融機関	98.5
199	DWS CH AG	チューリッヒ		金融機関	100.0
200	DWS Consulting Shanghai Limited	上海		その他の企業	100.0
201	DWS Corporate Management Shanghai Limited	上海		その他の企業	100.0
202	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
203	DWS Far Eastern Investments Limited	台北		金融機関	60.0
204	DWS Global Business Services Inc.	タギングシティ		付随サービス事業	99.9
205	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト	(注2)	投資持株会社	79.5
206	DWS Group Services UK Limited	ロンドン		付随サービス事業	100.0
207	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト		資産運用会社	99.9
208	DWS India Private Limited	ムンバイ		付随サービス事業	100.0
209	DWS International GmbH	フランクフルト		投資会社	100.0
210	DWS Investment GmbH	フランクフルト		資産運用会社	100.0
211	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
212	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		資産運用会社	100.0
213	DWS Investments Australia Limited	シドニー		金融機関	100.0
214	DWS Investments Hong Kong Limited	香港		金融機関	100.0
215	DWS Investments Japan Limited	東京		金融機関	100.0
216	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール		金融機関	100.0
217	DWS Investments UK Limited	ロンドン		資産運用会社	100.0
218	DWS Management GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0
219	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト		金融機関	99.9
220	DWS Service Company	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
221	DWS Trust Company	コンコード		金融機関	100.0
222	DWS USA Corporation	ウィルミントン		金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
223	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.l.	ハンブルク		その他の企業	65.2
224	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		金融機関	100.0
225	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		その他の企業	100.0
226	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン		付随サービス事業	100.0
227	Fir (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
228	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
229	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	バート ホンブルク		その他の企業	74.9
230	German American Capital Corporation	ルーザービル = ティモニアム		金融機関	100.0
231	Greenheart (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
232	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	(注1)	金融機関	0.0
233	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	98.7
234	Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	94.0
235	Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR	トロイスドルフ	(注2)	付随サービス事業	100.0
236	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	78.7
237	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	90.0
238	Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln-Blumenberg V GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	99.0
239	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		付随サービス事業	100.0
240	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キーウ		信用機関	100.0
241	Jyogashima Godo Kaisha	東京		金融機関	100.0
242	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト		付随サービス事業	100.0
243	Kidson Pte Ltd	シンガポール		金融機関	100.0
244	Konsul Inkasso GmbH	エッセン		付随サービス事業	100.0
245	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		金融機関	75.0
246	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		金融機関	100.0
247	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		付随サービス事業	100.0
248	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		金融機関	100.0
249	MEF I Manager, S. à r.l.	マンズパッハ		金融機関	100.0
250	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		金融機関	100.0
251	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
252	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		金融機関	100.0
253	norisbank GmbH	ボン		信用機関	100.0
254	Numis Corporation Limited	ロンドン		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
255	Numis Europe Limited	ダブリン		投資会社	100.0
256	Numis Nominees (Client) Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
257	Numis Nominees (NSI) Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
258	Numis Nominees Limited	ロンドン		その他の企業	100.0
259	Numis Securities Limited	ロンドン		金融機関	100.0
260	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		付随サービス事業	100.0
261	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		信用機関	100.0
262	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		金融機関	100.0
263	OPB-Oktava GmbH	ケルン		金融機関	100.0
264	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		金融機関	100.0
265	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		金融機関	100.0
266	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
267	PB Factoring GmbH	ボン		金融機関	100.0
268	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン		付随サービス事業	100.0
269	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス 島		その他の企業	100.0
270	Postbank Direkt GmbH	ボン		金融機関	100.0
271	Postbank Filialvertrieb AG	ボン		金融機関	100.0
272	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		付随サービス事業	100.0
273	Postbank Leasing GmbH	ボン		金融機関	100.0
274	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		金融機関	99.0
275	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
276	Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
277	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
278	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
279	RREEF Fund Holding LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
280	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		その他の企業	100.0
281	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
282	SAGITA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
283	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		金融機関	100.0
284	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	100.0
285	Sharps SP I LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
286	Stelvio Immobiliare S.r.l.	ボルツァーノ		その他の企業	100.0
287	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		金融機関	100.0
288	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		金融機関	100.0
289	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		金融機関	100.0
290	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		その他の企業	100.0
291	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン		支払機関	100.0
292	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
連結ストラクチャード・エンティティ					
293	Al Mi'yar Capital SA	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
294	Alguer Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
295	Alixville Invest, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
296	Altersvorsorge Fonds Hamburg Alter Wall Dr. Juncker KG	フランクフルト		その他の企業	
297	Atlas Investment Company 1 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
298	Atlas Investment Company 2 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
299	Atlas Investment Company 3 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
300	Atlas Investment Company 4 S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		金融機関	
301	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン		金融機関	0.0
302	Atlas SICAV - FIS, en liquidation volontaire	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
303	Australian Secured Personal Loans Trust	メルボルン		その他の企業	100.0
304	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	(注4)	その他の企業	
305	Carpathian Investments Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	100.0
306	Cathay Capital Company Limited	エベヌ	(注1)	金融機関	19.0
307	Cathay Strategic Investment Company Limited	香港		金融機関	100.0
308	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン		付随サービス事業	
309	Ceto S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	
310	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	
311	Charitable Luxembourg Three S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	
312	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	
313	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		金融機関	100.0
314	City Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
315	CLASS Limited	セントヘリア	(注4)	その他の企業	
316	Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd.	ロードタウン		金融機関	
317	Crofton Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
318	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
319	DB Asset Finance I S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	96.9
320	DB Asset Finance II S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	96.9
321	DB Aster II, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
322	DB Aster, Inc.	ウィルミントン		金融機関	100.0
323	DB Aster, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
324	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ		金融機関	90.0
325	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
326	DB Finance International GmbH	フランクフルト		金融機関	100.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
327	DB Holding Fundo de Investimento Multimercado Investimento no Exterior Crédito Privado	サンパウロ		金融機関	100.0
328	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
329	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
330	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8092 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
331	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8093 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
332	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8095 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
333	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8096 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
334	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8097 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
335	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8098 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
336	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8103 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
337	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8108 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
338	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8114 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
339	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8119 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	15.0
340	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8129 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	22.2
341	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8139 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	21.2
342	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8141 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	8.9
343	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8142 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	8.2
344	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8143 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	10.5
345	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8144 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	16.8
346	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8145 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	9.3
347	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8146 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	10.9
348	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8147 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	10.7
349	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8148 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	10.2
350	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8149 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	9.6
351	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8150 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	9.6
352	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8151 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	9.2
353	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8201 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
354	DB SPEARS/LIFERs, Series DB-8202 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
355	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8055 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
356	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8057 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
357	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8060 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
358	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8067 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
359	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8070 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
360	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8071 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
361	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8081 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
362	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8082 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
363	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8090 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
364	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8099 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
365	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8100 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
366	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8101 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
367	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8105 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
368	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8106 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
369	DB SPEARS/LIFERs, Series DBE-8107 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
370	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8109 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
371	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8110 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
372	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8113 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
373	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8118 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
374	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8120 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
375	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8121 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
376	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8122 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
377	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8123 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
378	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8124 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
379	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8125 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
380	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8126 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
381	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8128 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
382	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8130 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
383	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8131 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
384	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8132 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
385	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8133 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
386	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8134 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.2
387	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8135 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
388	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8136 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.2
389	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8137 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
390	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8138 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.1
391	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8140 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
392	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8152 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
393	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8153 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	0.0
394	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8908 Trust	ニューアーク		付随サービス事業	0.0
395	DB SPEARS/LIFERS, Series DBE-8909 Trust	ニューアーク		付随サービス事業	3.3
396	DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l.	ルクセンブルク		金融機関	100.0
397	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
398	DBX ETF Trust	ウィルミントン	(注4)	その他の企業	
399	Deloraine Spain, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
400	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
401	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
402	Deutsche Colombia S.A.S. - en Liquidacion	ボゴタ		金融機関	100.0
403	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		金融機関	100.0
404	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		金融機関	100.0
405	Deutsche Postbank Funding Trust I	ニューアーク		金融機関	100.0
406	Deutsche Postbank Funding Trust III	ニューアーク		金融機関	100.0
407	DWS Alternatives (IE) ICAV				
408	DWS Concept	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
409	DWS EREP Lux 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
410	DWS European Real Estate Partners S.C.A. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		その他の企業	99.9

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
411	DWS Funds	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
412	DWS Garant	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
413	DWS Invest	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
414	DWS Invest (IE) ICAV	ダブリン		その他の企業	
415	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルク		その他の企業	
416	DWS-Fonds Treasury Liquidity (EUR)	フランクフルト		その他の企業	100.0
417	Dynamic Infrastructure Securities Fund LP	ウィルミントン		金融機関	
418	Earls Eight Limited	ジョージタウン	(注4)	その他の企業	
419	Earls Four Limited	ジョージタウン	(注4)	その他の企業	
420	Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG i.l.	ケルン		その他の企業	
421	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	100.0
422	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	(注4)	その他の企業	
423	Emeris	ジョージタウン		金融機関	
424	Erste Frankfurter Hoist GmbH i.l.	フランクフルト		金融機関	100.0
425	Fondo Privado de Titulización PYMES I Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
426	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-037	マクリーン		付随サービス事業	100.0
427	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-039	マクリーン		付随サービス事業	100.0
428	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-040	マクリーン		付随サービス事業	100.0
429	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-041	マクリーン		付随サービス事業	100.0
430	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-043	マクリーン		付随サービス事業	100.0
431	Freddie Mac Class A Taxable Multifamily M Certificates Series M-044	マクリーン		付随サービス事業	100.0
432	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
433	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
434	Galene S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	
435	Gladyr Spain, S.L.	マドリッド		その他の企業	
436	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン		金融機関	
437	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ジョージタウン		金融機関	
438	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
439	Havbell Designated Activity Company	メイヌース		金融機関	
440	Histria Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
441	Infrastructure Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		その他の企業	
442	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
443	Investor Solutions Limited	セントヘリア	(注4)	その他の企業	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
444	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
445	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア		付随サービス事業	
446	Kelona Invest, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
447	Kelsey Street LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
448	KH Kitty Hall Holdings Limited	ダブリン		金融機関	
449	Kratus Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
450	Kronos Funding Ltd	ロンドン		金融機関	
451	Kuiper Credit Opportunities - Kuiper Compartment 01 - Bel-Air	パリ		その他の企業	99.9
452	Ledyard, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
453	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
454	LES Essex Crossing Holdings Acquisition LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
455	LES Essex Crossing Parent LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
456	LES Essex Crossing Property Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
457	Life Mortgage S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	
458	Lindsell Finance Limited (清算中)	セント ジュリアンズ		付随サービス事業	100.0
459	Lockwood Invest, S.L.	マドリッド		金融機関	
460	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		金融機関	100.0
461	Lunashadow Limited	ダブリン		金融機関	
462	1800 M Chaperone Investor LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
463	Malabo Holdings Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
464	Merlin XI	ジョージタウン		金融機関	
465	Meseta Inversiones Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
466	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト	(注2)	金融機関	100.0
467	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		金融機関	100.0
468	Navigator - SGFTC, S.A.	リスボン		付随サービス事業	100.0
469	NCW Holding Inc.	バンクーバー		金融機関	100.0
470	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
471	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアノ	(注1)	その他の企業	0.0
472	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
473	Palladium Global Investments S.A.	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
474	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルク	(注4)	その他の企業	
475	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
476	PEIF II SLP Feeder 2 LP	エディンバラ		金融機関	100.0
477	PEIF III SLP Feeder GP, S.à r.l.	セニガーベルク		金融機関	
478	PEIF III SLP Feeder, SCSp	セニガーベルク		その他の企業	57.1
479	PEIF IV SLP DWS Feeder, SCSp	セニガーベルク		金融機関	100.0
480	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティ		金融機関	95.0
481	Property Debt Fund S.C.Sp. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		その他の企業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
482	PUTTERS/DRIVERS, Series 3004 Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	14.5
483	PUTTERS/DRIVERS, Series 3005DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	13.6
484	PUTTERS/DRIVERS, Series 3007DB Trust	ウィルミントン		付随サービス事業	16.9
485	QR Tower 2, LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
486	Radical Properties Unlimited Company	ダブリン		金融機関	
487	Redstone Finance Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
488	Rhine Euro CLO I Designated Activity Company	ダブリン		その他の企業	
489	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		金融機関	25.0
490	ROCKY 2021-1 SPV S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	
491	Romareda Holdings Designated Activity Company	ダブリン		金融機関	
492	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	100.0
493	Samburg Invest, S.L.	マドリッド		その他の企業	
494	SCB Alpspitze UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト		金融機関	
495	Seaconview Designated Activity Company	メイヌース		金融機関	
496	SGI SLP Feeder GP S.à.r.l.	セニンガーベルク		金融機関	
497	SGI SLP Feeder SCSp	セニンガーベルク		金融機関	57.6
498	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
499	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアノ		その他の企業	100.0
500	SP Mortgage Trust	ウィルミントン		その他の企業	100.0
501	SPV I Sociedad Anónima Cerrada	リマ		金融機関	99.9
502	SPV II Sociedad Anónima Cerrada	リマ		付随サービス事業	99.8
503	Style City Limited	ダブリン		金融機関	
504	Sunrise Turnaround Partners G.K.	東京		金融機関	100.0
505	300 SW Parent LLC	ウィルミントン		金融機関	100.0
506	300 SW Property Holdings LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0
507	Swabia 1 Designated Activity Company (整理中)	ダブリン		その他の企業	
508	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH i.L.	フランクフルト		金融機関	100.0
509	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		その他の企業	100.0
510	Tasman NZ Residential Mortgage Trust	オークランド		その他の企業	
511	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
512	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルク		その他の企業	100.0
513	Waltzfire Limited	ダブリン		金融機関	
514	Wedverville Spain, S.L.	マドリッド		付随サービス事業	
515	Wendelstein 2017-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト		その他の企業	
516	Wendelstein 2024-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト		その他の企業	
517	5353 WHMR LLC	ウィルミントン		その他の企業	100.0
518	Xtrackers	ルクセンブルク	(注 4)	その他の企業	
519	Xtrackers (IE) Public Limited Company	ダブリン	(注 4)	その他の企業	0.1
520	Xtrackers II	ルクセンブルク	(注 4)	その他の企業	0.1
521	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		付随サービス事業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
持分法により会計処理されている会社					
522	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		信用機関	26.9
523	Angle Group Holdings Pty Ltd	メルボルン		金融機関	19.5
524	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		その他の企業	30.0
525	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	49.0
526	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		その他の企業	16.2
527	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		その他の企業	50.0
528	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ケルン		その他の企業	25.1
529	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
530	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		金融持株会社	21.1
531	dwins GmbH	フランクフルト		その他の企業	16.1
532	Elbe Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
533	Evroenergeiaki Anonymi Etaireia	アテネ	(注5)	その他の企業	40.0
534	FSDB Merchant Services GmbH	フランクフルト		その他の企業	49.0
535	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート ホンブルク		その他の企業	41.2
536	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート ホンブルク		その他の企業	30.6
537	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	15.7
538	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		その他の企業	36.7
539	Global Tokenization Holdings Limited	ダブリン	(注5)	その他の企業	33.3
540	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	40.1
541	Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	41.6
542	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	(注2) (注6)	その他の企業	62.1
543	Grundstücksgesellschaft Mietwohnhäuser Leipzig-Gohlis GbR	トロイスドルフ		その他の企業	25.0
544	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	26.0
545	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		金融機関	30.0
546	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		金融機関	40.7
547	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ	(注5)	金融機関	50.0
548	Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	20.7

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
549	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	39.0
550	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ	(注2)	その他の企業	28.9
551	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II eGbR	ゲルゼンキルヘン	(注2)	その他の企業	40.3
552	Ingrid S.à r.l.	ルクセンブルク	(注5)	その他の企業	23.8
553	iSwap Limited	ロンドン		金融機関	14.0
554	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		金融機関	23.5
555	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft i.L.	デュッセルドルフ		その他の企業	23.5
556	KVD Singapore Pte. Ltd. (株主による任意 清算中)	シンガポール		金融機関	26.0
557	Latitude Group Holdings Limited	メルボルン		金融機関	16.5
558	1800 M JV LLC	ウィルミントン	(注5)	付随サービス事業	10.1
559	MorgenFund GmbH	フランクフルト		投資会社	30.0
560	North Coast Wind Energy Corp.	ポートムーディ	(注5)	その他の企業	50.0
561	Palma Topco Limited	セントヘリア		付随サービス事業	22.8
562	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
563	REDUS DTHG, LLC	ウィルミントン		その他の企業	49.9
564	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		その他の企業	22.5
565	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		その他の企業	49.9
566	Syndicated Loan Consortium Holdings LLC	ウィルミントン		その他の企業	7.3
567	Taurus SA	ジュネーブ		金融機関	4.2
568	Trade Information Network Limited	ロンドン	(注5)	その他の企業	18.6
569	TRAXPAY GmbH	フランクフルト		その他の企業	2.4
570	Triton Beteiligungs S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		その他の企業	33.1
571	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	(注6)	その他の企業	99.9
572	UKEM Motoryacht Medici Mangusta GbR	トロイスドルフ	(注7)	その他の企業	0.0
573	Ullmann Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	(注7)	その他の企業	0.0
574	Volbroker.com Limited	ロッチフォード		金融機関	22.5
575	Weser Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルク		その他の企業	25.0
576	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト		その他の企業	25.0
577	Zhong De Securities Co., Ltd	北京	(注5)	金融機関	33.3
578	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		金融機関	25.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
20%超を保有するその他の会社					
579	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
580	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
581	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
582	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
583	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
584	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
585	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
586	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
587	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
588	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
589	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
590	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
591	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
592	Banks Island General Partner Inc.	トロント	(注8)	金融機関	50.0
593	Benefit Trust GmbH	リュッツェン	(注9) (注10)	金融機関	100.0
594	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
595	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	33.2
596	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	32.0
597	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク	(注6) (注9)	金融機関	98.2
598	DB Advisors SICAV	ルクセンブルク	(注9)	その他の企業	100.0
599	DB Placement, LLC	ウィルミントン	(注6) (注9)	その他の企業	100.0
600	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマーナ・ベイ	(注8)	金融機関	33.6
601	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルク	(注8)	金融機関	49.0
602	DONARUM Holding GmbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
603	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
604	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
605	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
606	DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP	ジョージタウン	(注8) (注12)	金融機関	26.3
607	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
608	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
609	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
610	Elm (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク	(注6) (注13)	金融機関	98.0
611	FÜNFTTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
612	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
613	Glor Music Production GmbH & Co. KG	ロットアッハ・エーガーン	(注13)	その他の企業	29.5
614	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	ロットアッハ・エーガーン	(注13)	その他の企業	28.6
615	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.L.	ヨルク	(注13)	その他の企業	24.3
616	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	(注8)	その他の企業	49.0
617	Isaac Newton S.à r.l.	カブレ	(注6) (注9) (注14)	金融機関	98.2
618	Kinneil Leasing Company	ロンドン	(注8)	その他の企業	35.0
619	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト	(注6) (注13) (注15)	金融機関	77.1
620	M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG	フランクフルト	(注13) (注16)	金融機関	35.4
621	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	39.0
622	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	34.0
623	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	32.8
624	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク	(注13)	その他の企業	33.0
625	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
626	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
627	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
628	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
629	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	(注1) (注2) (注8)	金融機関	27.7
630	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
631	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
632	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
633	PEIF IV SLP DWS Feeder 2, SCSp	セニンガーベルク	(注9)	金融機関	100.0
634	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
635	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
636	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
637	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
638	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
639	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
640	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
641	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
642	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
643	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
644	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
645	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
646	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
647	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
648	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
649	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
650	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
651	RREEF Core Plus Residential Fund LP	ウィルミントン	(注8)	その他の企業	26.9
652	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
653	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
654	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
655	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
656	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
657	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
658	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
659	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
660	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	33.2

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
661	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
662	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
663	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
664	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
665	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
666	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
667	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
668	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
669	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	(注6) (注9)	金融機関	100.0
670	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
671	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
672	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
673	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
674	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注9)	金融機関	100.0
675	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
676	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
677	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
678	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
679	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
680	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
681	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
682	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
683	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
684	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
685	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
686	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
687	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
688	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
689	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
690	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注9)	金融機関	100.0
691	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
692	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
693	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注9)	金融機関	100.0
694	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
695	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	(注8)	金融機関	50.0
696	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
697	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注9)	金融機関	100.0
698	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
699	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
700	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
701	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
702	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
703	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
704	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
705	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
706	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
707	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
708	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	25.0
709	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
710	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
711	ZEREVIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
712	ZERGUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
713	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
714	ZIMBEL Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
715	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
716	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
717	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
718	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	50.0
719	ZONTUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
720	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
721	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	金融機関	50.0
722	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
723	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注8)	その他の企業	50.0
724	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト	(注8)	金融機関	25.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分					
725	BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム		金融機関	8.5
726	Bürgschaftsbank Hamburg GmbH	ハンブルク		金融機関	8.7
727	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュペリーン		金融機関	8.4
728	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		金融機関	6.3
729	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		金融機関	8.2
730	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		金融機関	5.6
731	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		金融機関	8.7
732	MTS S.p.A.	ローマ		その他の企業	5.0
733	Prader Bank S.p.A.	バルツァーノ		信用機関	9.0
734	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		金融機関	6.0
735	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		信用機関	11.8
736	Yensai.com Co., Ltd.	東京		金融機関	7.8

取締役会による責任に関するステートメント

当行が知る限りにおいて、かつ適用される報告原則に従って、連結財務諸表は、当行グループの資産、負債、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示しており、ドイツ銀行AGのマネジメント・レポートに統合された当行グループのマネジメント・レポートは、当行グループの予想される展開に関連する主な機会とリスクに係る記述と併せて、当行グループのその展望を含めた経営成績および財政状態に対する公正な評価を含むものである。

フランクフルト・アム・マイン、2025年3月6日

クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)
--	--	---------------------------------------

ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	アレクサンダー・フォン・ツァ・ ミューレン (Alexander von zur Mühlen)	ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)
--------------------------------	--	----------------------------------

クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	レベッカ・ショート (Rebecca Short)	シュテファン・シモン (Stefan Simon)
---	--------------------------------	--------------------------------

オリヴィエ・ヴィニユロン
(Olivier Vigneron)

[次へ](#)

(2) 個別財務書類
マネジメント・レポート

統合マネジメント・レポート

ドイツ商法（「Handelsgesetzbuch」、以下「HGB」という。）第315条第5項およびHGB第298条第2項の規定に準拠して、ドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループのマネジメント・レポートに含まれている。統合マネジメント・レポートは、ドイツ銀行グループの2024年度の年次報告書において公表されている。また、統合マネジメント・レポートはドイツ連邦官報に提出され、その後、同官報においても公表されている。

年次報告書は、<https://www.db.com/ir/en/annual-reports.htm>から入手することができる。

2024年12月31日現在の貸借対照表

資産 単位：百万ユーロ（億円）		2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在
現金および預け金			
a) 現金	1,457		1,345
b) 中央銀行預け金	72,018		76,287
このうち：ドイツ連邦銀行	5,305		5,150
		73,475	77,632
		(120,183)	(126,983)
公共部門事業体負債性金融商品および中央銀行借入適格為替手形			
a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債性金融商品	694		642
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	0		128
b) 為替手形	36		13
		731	656
		(1,196)	(1,073)
銀行に対する債権			
a) モーゲージ貸出金	0		61
b) 公共部門事業体への貸出金または保証	62		22
c) その他の債権	166,307		175,297
		166,369	175,379
		(272,130)	(286,867)
このうち：要求払	71,006		92,911
有価証券担保付債権	25,563		8,742
顧客に対する債権			
a) モーゲージ貸出金	97,428		99,211
b) 公共部門事業体への貸出金または保証	3,125		3,544
c) その他の債権	345,645		333,189
		446,198	435,943
		(729,846)	(713,072)
このうち：有価証券担保付債権	23,916		13,803
公社債およびその他の固定利付有価証券			
a) 短期金融市場証券			
a a) 公共部門発行体	1,797		935
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
a b) その他の発行体	0		0
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
	1,797		935
			(1,529)
b) 公社債			
b a) 公共部門発行体	39,012		37,304
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	17,640		14,665
b b) その他の発行体	42,641		32,955
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	32,862		23,811
	81,654		70,259
			(114,923)
c) 保有負債性金融商品	0		228
額面金額	0		292
		83,450	71,422
		(136,499)	(116,825)
株式およびその他の変動利付有価証券		282	302
		(461)	(494)
トレーディング資産		301,057	247,596
		(492,439)	(404,993)
参加持分		241	206
		(394)	(337)
このうち：対銀行	11		11
対金融サービス機関	65		57

関係会社に対する投資		31,683	29,282
		(51,824)	(47,897)
このうち：対銀行	5,895		4,914
対金融サービス機関	503		523
信託資産		4,302	3,491
		(7,037)	(5,710)
このうち：信託貸出金	254		313
無形資産			
a) 自己開発無形資産	3,466		3,151
b) 購入した無形資産	152		240
c) のれん	11		12
d) 無形資産に係る頭金	0		0
		3,629	3,404
		(5,936)	(5,568)
有形固定資産		1,708	1,618
		(2,794)	(2,647)
その他の資産		8,192	5,610
		(13,400)	(9,176)
前払費用			
a) 発行および貸出金業務関連	99		69
b) その他	863		919
		962	988
		(1,574)	(1,616)
繰延税金資産		6,121	6,698
		(10,012)	(10,956)
積立超過の制度資産		5	5
		(8)	(8)
資産合計		1,128,403	1,060,231
		(1,845,729)	(1,734,220)

負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）	2024年 12月31日 現在	2023年 12月31日 現在
銀行に対する負債		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	262	60
b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債	0	0
c) その他の負債	138,997	145,182
	139,259	145,242
	(227,786)	(237,572)
このうち：要求払	73,553	69,256
DSLБ移行法に基づく記名式カバード・ボンド	59	114
顧客に対する負債		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	1,852	2,056
b) 記名発行公共部門ファンドブリーフ債	90	90
c) 貯蓄預金		
c a) 3ヶ月の契約通知期限付	33,682	41,374
c b) 3ヶ月超の契約通知期限付	33,151	22,909
	66,833	64,284
d) その他の負債	470,469	451,283
	539,244	517,713
	(882,041)	(846,823)
このうち：要求払	319,520	304,406
DSLБ移行法に基づく記名式カバード・ボンド	1,713	1,983
証券形態の負債		
a) 発行債券		
a a) 抵当ファンドブリーフ債	9,896	10,956
a b) 公共部門ファンドブリーフ債	0	0
a c) その他の債券	79,274	74,630
	89,171	85,587
b) 証券形態のその他の負債	11,823	6,545
	100,993	92,132
	(165,194)	(150,700)
このうち：短期金融市場証券	10,997	5,930
未決済自行引受手形および約束手形	42	129
トレーディング負債	216,798	191,329
	(354,616)	(312,957)
信託負債	4,302	3,491
	(7,037)	(5,710)
このうち：信託貸出預り金	254	313
その他の負債	46,376	34,407
	(75,857)	(56,280)
繰延収益		
a) 発行および貸出金業務関連	298	412
b) その他	650	526
	948	938
	(1,551)	(1,534)
引当金		
a) 年金および類似の債務に対する引当金	1,634	1,991
b) 税金引当金	565	633
c) その他の引当金	5,432	4,477
	7,632	7,100
	(12,484)	(11,613)
劣後負債	12,852	12,454
	(21,022)	(20,371)
資本参加権	20	20
このうち：2年以内に期日到来	0	0
その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品	12,151	8,910
	(19,875)	(14,574)
一般的銀行業リスクのための資金	2,944	2,944
	(4,816)	(4,816)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づく トレーディング関連特別準備金	1,476	1,476
株主資本		
a) 引受済資本金	5,106	5,223
控除：自己株式の名目額面価額	127	123
	4,980	5,100
条件付資本金 0 百万ユーロ（2023年12月31日現在：0 百万ユーロ）		
b) 資本剰余金	21,136	20,940
c) 利益剰余金		
c a) 法定準備金	13	13
c d) その他の利益剰余金	16,498	14,043
	16,510	14,056

d) 配当可能利益（損失）	2,258	3,458
	44,884	43,552
	(73,417)	(71,238)
負債および株主持分合計	1,128,403	1,060,231
	(1,845,729)	(1,734,220)
偶発負債		
a) 再割引為替手形による偶発負債	0	0
b) 保証および補償契約による負債	69,052	60,181
c) 第三者負債の担保提供により生じる負債	0	0
	69,052	60,181
	(112,948)	(98,438)
その他の契約債務		
b) 募集および引受に係る債務	0	0
c) 取消不能貸出コミットメント	175,498	158,247
	175,498	158,247
	(287,062)	(258,845)

2024年 1 月 1 日から2024年12月31日までの事業年度に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2024年度	2023年度
利息収益		
a) 貸出および短期金融市場業務	60,733	54,849
このうち：貸出および短期金融市場業務からのマイナスの利息収益	23	30
b) 固定利付有価証券および政府登録債	4,124	2,954
	64,857	57,802
		(94,547)
利息費用	57,357	49,811
このうち：マイナスの利息費用	21	76
	7,500	7,991
	(12,268)	(13,071)
配当等収益		
a) 株式およびその他の変動利付有価証券	57	74
b) 参加持分	7	9
c) 関係会社に対する投資	1,209	1,245
	1,273	1,328
	(2,082)	(2,172)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益	628	1,137
	(1,027)	(1,860)
手数料収益	9,646	8,109
手数料費用	2,247	1,886
	7,399	6,224
	(12,103)	(10,181)
トレーディング純損益	4,305	4,762
このうち：ドイツ商法第340e条第 4 項に基づくトレーディング関連 特別準備金の戻入	0	0
その他の営業収益	4,810	6,108
管理費用		
a) 人件費		
a a) 賃金および給料	5,493	4,997
a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員 給付費用	891	1,283
	6,383	6,281
このうち：年金費用140百万ユーロ（2023年度：534百万ユーロ）		
b) その他の管理費用	8,476	8,930
	14,859	15,210
	(24,305)	(24,879)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正	1,479	1,283
	(2,419)	(2,099)
その他の営業費用	6,202	5,179
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに信用損失引当金繰 入額	1,060	514
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券 の評価減および価値修正	0	740
	(0)	(1,210)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券 の評価益および処分益	1,581	0
	(2,586)	(0)
損失引受による費用	54	113
	(88)	(185)
一般的銀行業リスクのための資金からの戻入／への繰入(-)	0	0
	(0)	(0)
経常利益	3,842	4,511
	(6,284)	(7,379)
特別利益	88	1
	(144)	(2)
特別損失	91	158
	(149)	(258)
特別損益	-4	-157
	(7)	(257)
法人所得税	860	-736
	(1,407)	(1,204)
このうち：繰延税金費用735百万ユーロ （2023年度：繰延税金ベネフィット1,375百万ユーロ） 「その他の営業費用」として計上されないその他の税金	95	90

	(155)	(147)
	955	-646
	(1,562)	(1,057)
純利益（損失）	2,883	4,999
	(4,716)	(8,177)
前期繰越利益	575	459
	(941)	(751)
	3,458	5,458
	(5,656)	(8,928)
資本剰余金の取崩し	0	0
利益剰余金への繰入		
- その他の利益剰余金への繰入	1,200	2,000
	1,200	2,000
	(1,963)	(3,271)
配当可能利益	2,258	3,458
	(3,693)	(5,656)

[次へ](#)

年次財務諸表に対する注記

一般的な情報

ドイツ銀行AGの登録名はドイチェ・バンク・アクツィエンゲゼルシャフトであり、フランクフルト・アム・マインにおいて法人化されている。フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB 30000で商業登記されている。

ドイツ銀行AGの2024事業年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。本書において表示された数値は四捨五入により、当行が提供する合計額と正確には一致しない場合があり、割合は絶対値を正確に反映していない場合がある。

01-

作成の基礎

会計方針：

債権

トレーディング目的で保有する債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

リスク引当金

信用損失引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用損失引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。当行は、IDW会計基準IDW RS BFA 7の会計オプションを活用し、IFRS第9号のルールを適用し、信用リスク引当金を決定している。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。特定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

予想損失の計算は、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）というパラメータに準拠している。最後のパラメータにはすべてのリスクのある契約が含まれる。LGDの算定においては、特に不動産担保について、地域別の担保価値評価額を考慮している。保証および貸出コミットメント等のオフバランスのエクスポージャーに関する信用リスク費用は、引当金として表示されている。ポートフォリオリスクがより反映されるように、信用リスクの予測は、マクロ経済要素（欧州および米国のGDP成長率および失業率等）により補完されている。

当行は、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが減損を引き起こすほど増大していないと仮定した場合に、債務不履行事象による全期間の予想信用損失（ECL）のうち報告日から12ヶ月以内に予想される部分を表す。

当行は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失を反映するため追加の信用損失引当金を認識する。IFRS第9号の手法を使用するにあたり、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間のPD、全期間のLGDおよび全期間のEADに基づく予想信用損失の計算が必要となる。

当行は、信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能な予想キャッシュ・フローを通じてデフォルト確率が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

継続的に、また当行の全般的な内部管理およびガバナンス・フレームワークの一部として、当行はIFRS第9号に基づくモデルに対するオーバーレイが必要かどうかを、各報告期間に評価している。このモデル監視フレームワークでは、マクロ経済環境における急激な変化といったモデルでは捉えられないリスクの有無について検討し、まだ完全には反映されていないモデルの制限または定期的なモデルの強化を特定している。全体的に、当モデルの監視フレームワークにより、当行は各報告日現在の予想信用損失の経営陣による最善の見積りを報告することが可能となる。

有価証券

トレーディング目的で保有する公社債およびその他の固定利付有価証券、ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券は、非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有されず、トレーディング・ポートフォリオの一部を構成しない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、株式およびその他の変動利付有価証券についても同様であり、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合は、通常流動資産として会計処理される。

有価証券は、評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に客観的に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中には、デリバティブ部分とデリバティブではない部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブではない部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブはデリバティブ会計の一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有するまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは、個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

トレーディング業務

トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、強制的な売却または清算以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で金融商品が交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、または当該価格もしくはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積られる、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確実で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクの評価調整のほか、無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達に関する考慮が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュエーション・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有する金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で個別に表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

トレーディング商品に係るリスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。トレーディング資産から生じる利息収益およびトレーディング負債から生じる利息費用は、純利息収益に表示される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブは相手先が差入れた現金担保と相殺される。これらのデリバティブは、個別の相手先ごとに、信用補完条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づき相殺することができる。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブのプラスおよびマイナスの時価、ならびに差入または受入担保額が含まれる。

評価単位（ヘッジ会計）

会計上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。評価単位は通常、ミクロ・ヘッジの形式で認識される。統計分析、回帰分析およびクリティカル・ターム・マッチ法が予想有効性の評価に適用されている。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジ対象リスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動は当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ手段（金利スワップ等）から生じる利息収益および利息費用は通常、ヘッジ対象項目に係る利息収益／利息費用を控除後の純額で損益計算書上に表示される。これにより、評価単位全体のヘッジ損益を考慮して当該収益および費用を表示することになる。

現物およびデリバティブ・トレーディング取引もヘッジ会計の対象となる可能性がある。

分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類される。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有する金融商品は当初認識後、評価単位内のヘッジ手段として指定される可能性がある。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があり、文書化されている場合に行われる。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用してより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は、厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないといみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割引くものである。5年間の後については、持続可能な計画の策定により、残存価値が決定されることが予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に客観的に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却累計額または償却累計額を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、価値の増加が評価減認識後に発生した事象に客観的に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

有価証券の貸付／借入取引および買戻契約により譲渡される有価証券について、譲渡人は所有に関するリスクおよび経済価値の大部分に引き続きさらされるため、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。

負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は、当初の実効金利を用いた現在価値で報告される。

その他Tier 1 資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息費用は、金融商品を保有する投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

当行は、ドイツの確定給付型年金制度の確定給付債務の算定に独自の死亡率の仮定を適用している。「Richttafeln Heubeck 2018G」による死亡率の仮定は、ドイツ銀行独自の従業員および年金受給者の死亡率の実績に応じて調整されている。

年金および類似の債務の決済のみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、引当金が認識される。

年金および類似の債務の決済金額が保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。割引効果の振り戻しは、引当金が銀行業務から生じたものである場合は支払利息として、引当金が銀行業務から生じていない場合はその他の費用として認識される。

未履行取引から生じる差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されていないすべての利付資産および負債のそれぞれについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定内のすべてのポジションについて、純損失が発生する可能性が高いかについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生する可能性が高いかについての評価には、予想将来純利息収益および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における金利関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定における金利関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価による範囲ならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たり未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、個別項目として取得原価で引受済株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

自己株式が最終的に消却される場合、当行は、当該消却が商業登記簿に登録され次第、ドイツ株式会社法第237条第5項に従い、消却された株式に関連する引受済資本金に相当する額をその他の利益剰余金から資本準備金に移動する。

通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は、貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先渡相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨の換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益および営業費用に含められている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目は、それぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。貸借対照表科目の直物相場仲値での換算から生じる差額、損益計算書科目の（加重）平均為替レートでの換算から生じる差額は、損益計算書のその他の営業収益または営業費用に反映される。

偶発負債および取消不能貸出コミットメント

偶発負債および取消不能貸出コミットメントは、担保金および貸借対照表上に計上済みの引当金を考慮した後の想定元本で表示される。

偶発負債の利用による損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償を行使するための既存の能力により低減される。したがって、当該リスクは顧客の信用リスクに基づいている。

取消不能貸出コミットメントは、当行が無条件に取り消しできない、貸出コミットメントの未引出部分を表している。これらは信用リスクの監視対象に含まれる。

貸借対照表注記

02-
債権の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く。）	95,363	82,468
残存期間		
3ヶ月以内	23,302	26,679
3ヶ月超1年以内	30,042	14,841
1年超5年以内	25,820	25,497
5年超	16,199	15,451
顧客に対する債権	446,198	435,943
残存期間		
3ヶ月以内	165,279	165,657
3ヶ月超1年以内	52,638	45,959
1年超5年以内	105,846	99,683
5年超	116,243	119,422
期限を確定できないもの	6,192	5,222

03-
有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	上場		非上場	
	2024年12月 31日現在	2023年12月 31日現在	2024年12月 31日現在	2023年12月 31日現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	52,220	40,517	31,230	30,905
株式およびその他の変動利付有価証券	124	10	15	56
参加持分	0	0	0	0
関係会社に対する投資	0	0	0	0
合計	52,345	40,527	31,244	30,961

公社債およびその他の固定利付有価証券のうち835億ユーロには、2025年度に期限を迎えるものが16億ユーロ含まれている。

非流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれら有価証券を予見可能な将来まで保有する意図があるため、償却原価で計上されている。報告日現在のこれらの公社債およびその他の固定利付有価証券の帳簿価額合計は401億ユーロであり、自己の証券化ならびに財務部による高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債への投資に関連するものであった。このポートフォリオは、帳簿価額が142億ユーロの資産を含み、その現在の時価は合計13億ユーロ帳簿価額を下回っていた。

流動資産として分類する公社債およびその他の固定利付有価証券は、厳格な低価法に従い、取得原価、またはそれより低い場合には取引価格と公正価値のうちいずれか低い方の価額で計上されている。2024年12月31日現在、当該有価証券から生じる純利益はマイナス70.0百万ユーロであった。

04-

投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を保有目的別に示している。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在			
	帳簿価額	公正価値	公正価値と 帳簿価額との差額	2024年度 における分配
株式ファンド	0	0	0	0
公社債ファンド	0	0	0	0
混合ファンド	104	104	0	0
合計	104	104	0	0

ファンドに対する投資はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。受益証券の日々の償還に関する制限はない。

05-

売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は343億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

06-

トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有する金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2024年12月31日現在

単位：百万ユーロ	トレーディング資産	単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	97,470	デリバティブ金融商品	89,306
債権	99,607	負債	127,492
公社債およびその他の固定利付有価証券	97,959		
株式およびその他の変動利付有価証券	3,306		
その他の資産	2,635		
リスク調整	80		
合計	301,057	合計	216,798

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は、注記01「作成の基礎」に詳述されている。

マスター・ネットリング契約および日次の担保交換を認める信用補完条項に基づき取引される、トレーディング目的で保有するデリバティブは、貸借対照表においてドイツ銀行AGの外部の相手先ごとに相殺される。各相手先の相殺にはデリバティブの帳簿価額および差入担保の両方が含まれる。この中には、トレーディング目的で保有するデリバティブに係るプラスの公正価値1,933億ユーロ（2023年：1,754億ユーロ）およびマイナスの公正価値1,865億ユーロ（2023年：1,634億ユーロ）、また差入担保に関連する債権（171億ユーロ、2023年：139億ユーロ）および受取担保に関連する債務（239億ユーロ、2023年：259億ユーロ）の相殺が含まれる。相殺に関しては注記01「作成の基礎」を参照のこと。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

単位：百万ユーロ	想定元本	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
OTC商品	50,397,073	49,016,618
金利関連取引	39,564,313	39,769,411

為替レート関連取引	9,340,370	8,013,185
株式および指数関連取引	46,421	23,344
クレジット・デリバティブ	1,244,655	1,116,382
その他の取引	201,314	94,296
取引所売買商品	3,966,707	2,497,769
金利関連取引	3,686,003	2,260,876
為替レート関連取引	43,436	16,268
株式および指数関連取引	188,983	188,125
その他の取引	48,285	32,500
合計	54,363,780	51,514,387

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の動向、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有するまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュー・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。注記01「作成の基礎」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュー・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は80百万ユーロである。

金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2024事業年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

07-

劣後資産

以下の表は、各貸借対照表ポジションに含まれる劣後資産の概要を表している。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
銀行に対する債権	5,395	5,295
顧客に対する債権	435	407
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,688	694
トレーディング資産	6,536	8,119
合計	14,053	14,516

08-

デリバティブ金融商品

先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は、主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連のオプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連のオプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / 指数関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連のオプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)、トータル・リターン・スワップ (TRS)、クレジットリンク債 (CLN)

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在				
	想定元本	帳簿価額		公正価値	
		プラス	マイナス	プラス	マイナス
OTC商品					
金利関連取引	1,610,149	6,332	6,092	37,651	34,870
為替レート関連取引	4,692	0	55	123	75
クレジット・デリバティブ	4,268	9	79	36	79
その他の取引	43	0	0	0	12
合計	1,619,152	6,342	6,226	37,811	35,036

通常、公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

09-

評価単位 (ヘッジ会計)

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

主契約から分離可能なハイブリッド金融商品に組み込まれたデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスク (排出枠を含む。) をマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジ対象リスクの金額を含む。）を示している。ヘッジ対象資産およびヘッジ対象負債については、その帳簿価額も表示されている。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	帳簿価額	ヘッジ対象リスクの金額	帳簿価額	ヘッジ対象リスクの金額
ヘッジ対象資産、合計	3,623	-390	4,736	-223
ヘッジ対象負債、合計	107,037	1,570	101,965	2,387

	名目金額	ヘッジ対象リスクの金額	名目金額	ヘッジ対象リスクの金額
未履行取引	24,277	53	24,716	244

ヘッジ対象リスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジ対象リスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）に相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクを純額ベースでヘッジしている。ヘッジ対象の純ポジションの帳簿価額は237億ユーロであった。ヘッジ対象リスクの金額はプラス13億ユーロであった。反対方向の直物相場の変動は、最終的に拠出資本金の償還時に相殺される。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は将来の有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

10-

関係会社および参加関係のある会社に関する情報

単位：百万ユーロ	関係会社		参加関係のある会社	
	2024年12月 31日現在	2023年12月 31日現在	2024年12月 31日現在	2023年12月 31日現在
銀行に対する債権	73,563	69,389	0	0
顧客に対する債権	46,514	44,265	1	41
公社債およびその他の固定利付有価証券	36,237	26,373	3	2
銀行に対する負債	32,270	35,208	2	2
顧客に対する負債	23,494	24,073	6	12
証券形態の負債	0	0	0	0
劣後負債	600	600	0	0

ドイツ銀行AGの保有株式（20％以上の持分を保有する会社および大企業に関しては議決権の5％超を保有する会社を含む。）の完全なリストは注記35「保有株式」に記載されている。

11-
信託業務

信託資産

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
銀行に対する債権	4,053	3,175
顧客に対する債権	249	316
合計	4,302	3,491

信託負債

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
銀行に対する負債	157	197
顧客に対する負債	4,145	3,293
合計	4,302	3,491

銀行に対する債権は主に、顧客の代理として第三者の銀行に預けた、顧客からの預金に関連している。顧客に対する債権は主に、開発銀行または公共機関が特定の目的のために資金提供した貸出金である。

12-

固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

単位：百万ユーロ	取得 / 製造原価			減価償却 / 償却、評価減 および価値修正			帳簿価額	
	2024年 1月1日 現在残高	増加 / 振替	処分	累計額	このうち 当年度	このうち 処分	2024年 12月31日 現在残高	2023年 12月31日 現在残高
無形資産	11,848	1,305	107	9,418	1,130	109	3,629	3,404
自己開発無形資産	9,635	1,301 (注1)	106	7,364	1,036	109	3,466	3,151
購入した無形資産	1,493	4	0	1,345	92	0	152	240
のれん	719	0	0	709	2	0	11	12
頭金	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産	4,155	828	335	2,940	348	332	1,708	1,618
土地および建物	45	113	0	129	105	0	29 (注2)	21
事務所用什器備品	4,110	452	334	2,811	243	331	1,417	1,176
建設仮勘定	0	263	1	0	0	0	262	421
リース資産	0	0	0	0	0	0	0	0

	増減		
参加持分	35	241	206
関係会社に対する投資	2,400 (注3)	31,683	29,282
短期金融市場商品	0	0	0
公社債およびその他の固 定利付有価証券	-838	40,136	40,974
このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの	0	0	0
株式およびその他の変動 利付有価証券	0	0	0
このうち：HGB第254条 に従って評価単位に含 められているもの	0	0	0

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用されている。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得 / 製造原価（2024年1月1日現在残高）と減価償却 / 償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

（注1） 自己開発ソフトウェアに関連する自己開発無形資産の増加。

（注2） 土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。

（注3） 関係会社に対する投資は、24億ユーロ増加して317億ユーロとなった。この増加は、評価増（16億ユーロ）、外国為替換算によるプラスの影響（6億ユーロ）および資本注入（10億ユーロ）によるもので、資本の返済（7億ユーロ）、評価減（3億ユーロ）および関係会社のドイツ銀行AGへの合併（1億ユーロ）により部分的に相殺された。

無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から10年にわたって償却される。その決定は、経済的要因および組織的要因（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の性質および期間、顧客基盤の活用ならびに労働力の集約）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数（最長10年）にわたって償却される。

13- その他の資産

「その他の資産」82億ユーロは、主に、未収担保金（20億ユーロ）、税額控除（16億ユーロ）、スワップ取引のバルーン・ペイメント未収額（11億ユーロ）、排出量に関する証明書（10億ユーロ）および利益共同体契約による未収収益（6億ユーロ）から構成されていた。

14- 前払費用および繰延収益

前払費用には、133百万ユーロのHGB第250条第3項に基づく負債に関する発行額と償還額の差額の割引が含まれていた。
繰延収益には、54百万ユーロのHGB第340e条第2項に基づく割引が含まれていた。

15- 繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定のHGBの会計処理に基づく帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主／パートナーである連結税務グループ子会社／パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含まれる。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。

2021年12月、経済協力開発機構（OECD）は、第2の柱のフレームワークに基づくグローバル税源浸食および利益移転防止規則を公表した。グローバル・ミニマム課税ルールまたは第2の柱ルールは、最終親会社であるドイツ銀行AGとともに2024年よりドイツ銀行に適用される。新しいHGB第274条第3項では、第2の柱モデルルールを適用することにより発生する繰延税金の会計処理に強制的な一時的例外規定が導入された。

繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.3%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から33%の範囲内にある。

当報告期間において、合計61億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に計上された。これは主に、「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ニューヨーク支店およびロンドン支店によるものであった。これらの項目は主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

16-

負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）	65,706	75,985
残存期間		
3ヶ月以内	22,291	30,681
3ヶ月超1年以内	23,114	21,522
1年超5年以内	8,115	10,953
5年超	12,186	12,829
貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）	33,151	22,909
残存期間		
3ヶ月以内	11,076	4,050
3ヶ月超1年以内	21,660	18,677
1年超5年以内	411	180
5年超	4	2
顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付）	152,884	149,016
残存期間		
3ヶ月以内	93,056	92,735
3ヶ月超1年以内	38,969	40,864
1年超5年以内	14,305	7,886
5年超	6,554	7,531
証券形態のその他の負債	11,823	6,545
残存期間		
3ヶ月以内	6,117	904
3ヶ月超1年以内	5,492	5,596
1年超5年以内	213	45
5年超	0	0

発行債券892億ユーロには、2025年度に期限を迎えるものが189億ユーロ含まれている。

17-

資産が担保に供されている負債

以下の負債に関して、表中に記載された金額の資産が担保に供されている。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
銀行に対する負債	12,677	14,505
顧客に対する負債	23	940
トレーディング負債	288	14,627
証券化負債	101	0
偶発負債	1,414	0
合計	14,503	30,072

当年度の報告を適用すると、前年度の偶発負債の額は1,360百万ユーロであった。

18-

その他の負債

「その他の負債」464億ユーロには、主に、認識中止されなかった負債（390億ユーロ）、拠出資本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（16億ユーロ）、ならびに支払予定の営業費用（9億ユーロ）が含まれていた。

19-

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数値計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
割引率	1.78%	1.69%
インフレ率	2.03%	2.44%
将来給与水準の名目上昇率	2.22%	2.62%
年金支給額の名目上昇率	2.03%	2.91%
死亡表 / 障害表	修正後Richttafeln Heubeck 2018 G	修正後Richttafeln Heubeck 2018 G

これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBVVのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続年数や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
年金債務（財務諸表認識額）	9,889	10,493
7年平均割引率に基づく名目年金債務	9,784	10,575
割引率の差異により認識される利益	0	81
制度資産の公正価値	8,260	8,508
このうち：		
制度資産の取得原価	8,659	8,958
制度資産内の未実現利得合計	4	1
期末現在の積立超過額（純額）	-1,629	-1,986
制度資産（純額）	-1,629	-1,986
このうち：		
「積立超過の制度資産」認識額	5	5
「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	1,634	1,991

前年度と同様にHGB第253条第6項に従い評価原則を適用したことで、財務諸表において認識される確定給付債務に関して、10年平均割引率を用いた場合と、7年平均割引率を用いた場合との差異が生じた。この差異はマイナスであるため、配当制限条項に影響はない。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2024年度	2023年度
制度資産からの運用収益	158	515
年金債務の割引の解消に係る利息費用	66	74
純利息収益（費用）	92	442
このうち：「その他の営業収益」認識額	93	442
このうち：「その他の営業費用」認識額	-1	-1

20-

その他の引当金

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
信用損失引当金	250	350
差し迫った損失に対する引当金	224	192
残りのその他の引当金	4,958	3,934
その他の引当金合計	5,432	4,477

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の給与手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。2024年度末現在、総額は31億ユーロであった。

再編引当金は、再編活動から発生する。当行グループの戦略的改革は、中核事業に重きを置き、調整後コストを削減し、より迅速な意思決定と実行を可能とすることで、株主に対する持続可能なリターン的大幅な改善を目指している。2024年度末現在、これらの活動に対する引当金は205百万ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金が科されている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2024年度末現在、このリスクに対する引当金は110百万ユーロであった。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2024年度末現在、このリスクに対する引当金は859百万ユーロであった。

オペレーショナル・リスク引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として個別に掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2024年度末現在、このリスクに対する引当金は13百万ユーロであった。オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失を含む。

2024年度末現在、その他の諸引当金は645百万ユーロであった（英国銀行税に対する引当金（120百万ユーロ）および賃貸用建物敷地の原状回復に対する引当金（84百万ユーロ）を含む。）。

21-
劣後負債

契約上の劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に10年から20年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の非劣後債権に対して劣後する。社債の条件に基づき、これらの資金の株式または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

10億ユーロ超の重要な劣後負債

通貨	金額単位：百万	種類	発行年度	表面金利	償還期限（注１）
ユーロ	1,250	無記名社債	2015年	2.750%	2025年 2 月17日
米ドル	1,500	無記名社債	2015年	4.500%	2025年 4 月 1 日
ユーロ	1,250	無記名社債	2020年	5.625%	2031年 5 月19日
米ドル	1,250	無記名社債	2021年	3.729%	2032年 1 月14日
米ドル	1,250	無記名社債	2022年	3.742%	2033年 1 月 7 日
ユーロ	1,500	無記名社債	2022年	4.000%	2032年 6 月24日
米ドル	1,500	無記名社債	2023年	7.079%	2034年 2 月10日

（注１）社債の償還期限。社債には、規制当局による承認または税法の改正を条件とする一定の臨時繰上償還条項が付されている。

すべての契約上の劣後負債（129億ユーロ）に係る費用は総額447百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息256百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

さらに、当初の償還期限が1年を超え、かつ償還額または利息額が発行時の不確定な事象に依拠していない場合、一部の負債はドイツ銀行法第46f条第6項に基づき、法的に劣後している。2024年12月現在、これらの非優先負債の額は495億ユーロであった。

22-
資本参加権

通貨	金額（単位：百万）	種類	発行年度	表面金利	最初の繰上償還日
ユーロ	20	Dt. Postbank Namensgenussschein Nr. 032	2007年 5 月 3 日	5.250%	2026年12月31日

23-

その他Tier 1 規制上の自己資本に係る金融商品

2024年12月31日現在、その他Tier 1 ノート（以下「AT1 ノート」または「ノート」という。）は、前年度が89億ユーロであったのに対して122億ユーロであった。2024年度における当該ノートに係る利息費用は合計665百万ユーロであり、これには、その他の負債に計上されている2024年度末現在の未払利息473百万ユーロが含まれていた。

AT1 ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から次の金利再設定日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートには、ドイツ銀行が単独かつ絶対裁量権でいかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、それぞれの次回繰上償還日およびその後定められた繰上償還日にまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（ただし、一部は不可。）を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面金額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

2024年12月31日現在のAT1 ノートの残高

通貨	金額 (単位：百万)	種類	発行年度	表面金利	次の繰上償還日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2014年	4.789%	2025年4月30日
英ポンド	650	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2014年	7.125%	2026年4月30日
米ドル	1,500	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2014年	7.500%	2025年4月30日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2020年	6.000%	2025年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2021年	4.625%	2027年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2021年	4.500%	2026年11月30日
ユーロ	750	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2022年	6.750%	2028年10月30日
ユーロ	1,250	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2022年	10.000%	2027年11月30日
ユーロ	1,500	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2024年	8.125%	2029年10月30日
ユーロ	1,500	無期限非累積型固定 / その他Tier 1 ノート	2024年	7.375%	2031年10月30日

24-

外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で5,013億ユーロ相当額、負債総額は3,671億ユーロ相当額であった。

25-
株主資本

自己株式

当行または当行の関係会社は、2024年度中に、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式を保有も購入もしなかった（トレーディング目的）。

当行は、2024年5月16日の株主総会（2029年4月30日まで有効）および2023年5月17日の株主総会（2028年4月30日まで有効）において、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に基づき、ドイツ株式会社法第237条、238条および239条による自己株式の引出しを含む自己株式の購入が承認された。各売買取引について、それぞれの制限（普通株式総数の10%まで）が遵守されていた。

さらに、2024年5月16日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に対し、決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

ドイツ株式会社法第71条第1項第8号によるドイツ銀行AGおよびその関係会社の保有高は49,575,838株（株式資本の2.5%に相当）し、そのうち46,448,708株は2025年度に消却するために買い戻された。2024年12月31日現在、ドイツ銀行株式16,385,675株（2023年度末：15,499,710株）、すなわち株主資本の0.82%（2023年度末：0.76%）が、当行またはその関係会社に、担保として差し入れられていた。

引受済、授權および条件付資本金の変動

2024年度に45,541,366株が消却されて以降、当行の引受済資本金は記名式無額面株式1,994,701,593株に分割されており、1株当たりの名目価値は2.56ユーロである。2024年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は1,945,125,755株（2023年度末：1,992,047,850株）となった。当報告期間の平均社外流通株式数は1,947,098,515株であった。

単位：ユーロ	引受済資本金 (注1)	授權資本金	条件付資本金 (未利用)
2023年12月31日現在残高	5,223,021,975.04	2,560,000,000.00	0
2023年5月17日付株主総会の決議による消却	-116,585,896.96	0	0
2024年12月31日現在残高	5,106,436,078.08	2,560,000,000.00	0

（注1）自己株式の名目価値を含む。

授權資本金に関する詳細は、本書に含まれる統合マネジメント・レポート「ドイツ商法第315a条第1項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2023年12月31日現在		43,552
株式の消却		
- 引受済資本金の変動		-117
- 資本準備金の変動（注1）		185
- 利益剰余金の変動（注1）		-518
2024年度中の配当		-883
前年度の配当可能利益の利益剰余金への繰入		-2,000
残りの前期繰越利益		-575
自己株式		
- 自己株式の名目価値の変動	-3	
- 取得原価の変動	-227	
- 実現純利得（トレーディング以外）	12	
- 実現損益（トレーディング）	0	
- 実現純損失（トレーディング以外）	0	-218
株主総会での決議による利益剰余金の増加		2,000
純利益の処分に係る利益剰余金の増加		1,200
2024年度の配当可能利益（損失）		2,258
2024年12月31日現在残高		44,884

（注1） 2023年度における68百万ユーロの変動を含む。

利益剰余金の増加12億ユーロを考慮した2024年12月31日現在の残りの配当可能利益は23億ユーロであった。当行は株主に対し、1株当たり68セントの配当金を支払い、800百万ユーロを利益剰余金に追加計上し、残りの配当可能利益を次期へ繰越す旨を年次株主総会で提案する予定である。

オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランスで表示するかまたは引当金として認識するか判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により生じる損失リスクについて評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の状況において、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、引当金として計上されている。

取消不能貸出コミットメント

2024年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,755億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,732億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行が取り消しできない同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成するために設立された特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保证券市場およびその他の資産担保证券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2024年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、請求が行われるかどうか、いつ、どの程度の請求が行われるかについて詳細を知ることができない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
保証	57,248	48,886
信用状	3,956	3,464
信用負債	7,848	7,831
合計	69,052	60,181

27-

その他の契約債務

購入契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2024年12月31日現在合計34億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび与信枠管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しなくても利益を得られるので、所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2024年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は48億ユーロであり、契約満了までの残存期間は最長24年となっていた。

賦課金および預金保護に係る取消不能支払コミットメント

当行は、単一破綻処理委員会（SRB）の単一破綻処理基金（SRF）等の国際破綻処理当局または預金保護制度への拠出が要求されている。それらの一部は、現金または有価証券により担保される取消不能支払コミットメント（IPC）の形式で拠出される場合がある。

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、SRFおよびドイツ預金保護基金による預金保護に基づく銀行税に関連するIPCは、2024年12月31日現在14億ユーロ（2023年12月31日現在：14億ユーロ）であった。このうち、10億ユーロ（2023年12月31日現在：10億ユーロ）がSRFに関連したIPCであり、4億ユーロ（2023年12月31日現在：4億ユーロ）がドイツ預金保護基金のIPCに関連していた。

2024年12月31日現在、担保総額は、現金担保10億ユーロおよび証券担保481百万ユーロ（2023年12月31日現在：それぞれ13億ユーロおよび81百万ユーロ）で構成されていた。このうち、現金担保965百万ユーロ（2023年12月31日現在：962百万ユーロ）がSRFに関連していた。

当行は、IPCがコールされる可能性が低いと判断しているため、IPCを偶発負債として会計処理している。また、当行は引き続き、当該差出担保の経済的な所有者である。

2023年10月、ドイツ銀行に関係のない事案において、EUの一般裁判所は、事業体が単一破綻処理制度の範囲に含まれなくなった場合、そのIPCは取り消され、当該事業体がSRFに対して同額の現金拠出を支払う場合にのみ、それらのコミットメントの担保が返還されるとのSRBの見解を支持する判決を下した。2024年1月、原告は当該判決に対してEUの司法裁判所に上訴を申し立てた。当行は、2024年12月31日現在、SRFおよび預金保護のIPCに対する当行の会計上の分析には依然影響はないという見解を有しており、引き続き法的な進展およびその会計上の影響の可能性を監視していく。

その他の偶発事象

2024年12月31日現在、未償却の繰延変動報酬費用の総額は4億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2024年度末現在で21百万ユーロとなり、うち15百万ユーロは子会社に関連するものであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を保有または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されている清算機関に対する債務は、2024年12月31日現在で合計39億ユーロであった。

上記以外のその他の偶発負債は合計77百万ユーロである。

損益計算書注記

28-
市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日	2023年12月31日
ドイツ	40,029	42,778
欧州（ドイツを除く。）	26,872	20,085
米州	11,428	9,963
アフリカ / アジア / オーストラリア	6,560	5,284
合計	84,890	78,111

29-
利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主として銀行に対する債権およびトレーディング資産に関連するマイナス金利（すなわち債権に係る利息費用）による23百万ユーロが含まれていた。利息費用には、主として銀行に対する債務に関連するマイナス金利（すなわち債務に係る利息収益）による21百万ユーロが含まれていた。

30-
第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

31-
その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」48億ユーロは、トレーディング以外のデリバティブによる損益37億ユーロ、引当金の戻入5億ユーロおよび確定給付制度からの純利息収益1億ユーロが含まれていた。

「その他の営業費用」62億ユーロには主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益40億ユーロおよび引当金に係る費用19億ユーロが含まれていた。

32-
特別損益

特別利益88百万ユーロは再編活動に関連していた（2023年度：利益1百万ユーロ）。特別損失の91百万ユーロは再編活動を反映するものであった（2023年度：158百万ユーロの損失）。

特別利益および特別損失の純額である特別損益はマイナス4百万ユーロであった（2023年度：マイナス157百万ユーロ）。

33-
税金

2024年度において、当行は前年度の646百万ユーロの税金ベネフィットに対し、955百万ユーロの税金費用を計上した。当年度の税金費用は主に非課税所得によるものであった。前年度の税金ベネフィットは主に、繰延税金資産の認識および測定からの変動による影響であった。

グローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱の課税ルールが、ドイツ銀行AGを最終親事業体として、2024年度からドイツ銀行に適用された。当行は毎年、約60の管轄区域でグローバル・ミニマム課税、すなわち第2の柱負債を決定することが求められる。管轄区域ごとに決定される第2の柱の詳細な計算については、暫定的な免除規定の下で一時的な免除が受けられる可能性がある。2024年度から2026年度の税務年度に適用されるこれらの免除規定は、当行がドイツの税務当局に毎年提出する国別の報告およびその他の特定の財務データを基準とする。第2の柱のルールの適用に関しての不確実性は残るものの、多くの国で更なる法制上の進展および解釈指針が期待されており、実施の取組みも進んでいる。当行は最善の努力を払い、2024年度の財政状態への影響の可能性を予想し、第2の柱に関連する3百万ユーロの当期税金費用を認識した。この評価では、2024年度に該当する多くの質的および量的要因を考慮している。(1)ドイツ銀行の混合法定税率は、15%の最低税率よりも大幅に高く、(2)当行の事業に15%未満の法定税率を適用した国はわずかであり、さらに(3)直近で発表された国別の報告書の分析に基づくと、当行は事業を行うほとんどの管轄区域で移行免除規定に基づく免除資格を有すると予想される。

34-

HGB第253条第6項および同法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第253条第6項およびHGB第268条第8項に基づく、利益分配に関して考慮すべき金額を示している。配当可能な剰余金の合計額165億ユーロに配当可能利益23億ユーロを加算した金額は、2024年12月31日現在の制限金額の範囲内である。以下の個々のポジションには、該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
繰延税金資産	6,590	7,154
自己開発無形資産	2,997	2,720
年金債務引当金の割引に関連する評価の相違	0	56
制度資産に係る未実現利得	4	1
配当不能な金額合計	9,590	9,931

[次へ](#)

35-
保有株式

32 20%超を保有する会社（訳注：行頭の数字は英文Annual Report 2024のページ。以下同様）

40 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

HGB第285条第11号に従って、下記はドイツ銀行AGの保有株式（HGB第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。HGB第286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

（注1） 損益移転契約。年次損益は開示されていない。

（注2） 2023事業年度の自己資本および年次損益。2024事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。

（注3） サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。

（注4） HGB第285条第11a号に従って無限責任の株主としての立場

（注5） ゼネラル・パートナーシップ

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
20%超を保有する会社						
1	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
2	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
3	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
4	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
5	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
6	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
7	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
8	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
9	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
10	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		26.9	291.8	8.0
11	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
12	Alfred Herrhausen Gesellschaft mbH i.L.	ベルリン		100.0		
13	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
14	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
15	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
16	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		100.0		
17	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0		
18	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
19	Benefit Trust GmbH	リュッツェン		100.0	6,702.3	215.3
20	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		

21 Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		100.0	167.1	15.2
22 Better Financial Services GmbH	ベルリン		100.0		
23 Better Payment Germany GmbH	ベルリン		100.0		
24 BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	(注1)	100.0	1,161.3	0.0
25 BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン	(注1)	100.0	1,800.6	0.0
26 BHW Holding GmbH	ハーメルン	(注1)	100.0	727.8	0.0
27 BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
28 BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		33.2		
29 BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		32.0		
30 Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		100.0		
31 Breaking Wave DB Limited	ロンドン		100.0	18.3	0.7
32 BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
33 Cardea Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		
34 Carpathian Investments Designated Activity Company	ダブリン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
35 Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京			100.0		
36 Cathay Asset Management Company Limited	エベヌ			100.0		
37 Cathay Capital Company (No 2) Limited	エベヌ			67.6	120.0	-33.4
38 Cathay Strategic Investment Company Limited	香港			100.0	80.5	3.1
39 Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク			98.2		
40 City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン			100.0		
41 City Leasing Limited	ロンドン			100.0		
42 Consumo Srl in Liquidazione	ミラノ			100.0		
43 D B Investments (GB) Limited	ロンドン	(注2)		100.0	510.6	-20.3
44 D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京			100.0	0.0	3.6
45 Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク			25.0		
46 DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ			100.0		
47 DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール			100.0		
48 DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sendirian Berhad	クアラルンプール			100.0		
49 DB Advisors SICAV	ルクセンブルク			100.0	6,659.5	-169.9
50 DB Advisory Services S.A.S.	ボゴタ			100.0		
51 DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン			100.0		
52 DB Asset Finance I S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)		96.9	5.8	10.9
53 DB Asset Finance II S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)		96.9	5.7	18.8
54 DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	(注1)		100.0	5,667.9	0.0
55 DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	(注1)		100.0	530.2	0.0
56 DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	マドリッド			100.0		
57 DB Chestnut Holdings Limited (任意整理中)	ジョージタウン			100.0		
58 DB Commodity Financing Limited	ロンドン			100.0		
59 DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール			100.0		

60 DB Covered Bond S.r.l.	コネリアノ	90.0		
61 DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルク (注2)	100.0	0.8	14.3
62 DB Direkt GmbH	フランクフルト (注1)	100.0		
63 DB Finance International GmbH	フランクフルト	100.0		
64 DB Global Technology SRL	ブカレスト	100.0	48.7	13.0
65 DB Group Services (UK) Limited	ロンドン	100.0		
66 DB HR Solutions GmbH	フランクフルト	100.0	8.2	2.9
67 DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	100.0	1,755.0	69.6
68 DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン	100.0	1,490.3	56.9
69 DB Internal Funding Limited	ロンドン	100.0	349.8	10.6
70 DB International (Asia) Limited	シンガポール	100.0	473.6	33.0
71 DB International Investments Limited	ロンドン	100.0		
72 DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール	100.0		
73 DB Investment Partners Limited	ロンドン	100.0	5.4	-9.3
74 DB Investment Partners Pte. Ltd.	シンガポール	100.0		
75 DB Investment Services GmbH	フランクフルト (注1)	100.0	46.0	0.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
76	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		100.0		
77	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0		
78	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン		100.0	27.8	65.4
79	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
80	DB Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
81	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
82	DB Operaciones y Servicios Interactivos, S.L.U.	マドリッド		100.0		
83	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	(注2)	100.0	68.6	6.7
84	DB Placement, LLC	ウィルミントン		100.0		
85	DB Print GmbH	フランクフルト	(注1)	100.0		
86	DB Re S.A.	ルクセンブルク		100.0	10.0	4.7
87	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマーナ・ベイ		33.6		
88	DB Service Centre Limited	ダブリン		100.0		
89	DB Services (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
90	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0		
91	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		100.0		
92	DB Structured Holdings Luxembourg S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
93	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
94	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0	5.8	3.0
95	DB UK Bank Limited	ロンドン	(注2)	100.0	716.7	20.3
96	DB UK Holdings Limited	ロンドン	(注2)	100.0	84.5	19.8
97	DB UK PCAM Holdings Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		100.0		
98	DB USA Corporation (サブグループ)	ウィルミントン	(注3)	100.0	12,792.1	769.0
99	-ABFS I Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
100	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
101	-Alex. Brown Investments Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
102	-Argent Incorporated	ルーザービル=ティモニアム		100.0		
103	-China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		85.0		
104	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
105	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
106	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
107	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		
108	-DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0		
109	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
110	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		
111	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
112	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
113	-DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0		
114	-DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0		
115	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		
116	-DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0		
117	-DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
118	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
119	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
120	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		
121	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
122	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
123	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
124	-DB USA Core Corporation	ウエストトレントン		100.0		
125	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
126	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
127	-DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		100.0		
128	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
129	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
130	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ウィルミントン		100.0		
131	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		
132	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
133	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
134	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
135	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
136	-Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		100.0		
137	-Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0		
138	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
139	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
140	-German American Capital Corporation	ルーザービル=ティ モニアム		100.0		
141	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
142	-Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0		
143	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		
144	-MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		100.0		
145	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
146	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
147	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
148	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
149	-QR Tower 2, LLC	ウィルミントン		100.0		
150	-Route 28 Receivables, LLC	ウィルミントン		100.0		
151	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
152	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
153	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
154	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	609.5	40.5
155	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	45.9	2.5
156	DB VersicherungsManager GmbH	フランクフルト	(注1)	100.0		
157	DB Vita S.A.	ルクセンブルク		84.0	48.5	2.0
158	DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0		
159	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	(注2)	100.0	8.2	2.5
160	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0	28.4	-46.2
161	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
162	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
163	DBRMSGP1	ジョージタウン	(注4) (注5)	100.0	438.0	24.4
164	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
165	DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0	14.4	4.1
166	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	フランクフルト		100.0		
167	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0	3.3	2.6
168	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
169	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
170	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	12.9	2.7
171	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	289.0	2.0
172	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	10.5	0.1
173	Deutsche Australia Limited (サブグルー プ)	シドニー	(注2)(注 3)	100.0	184.3	13.3
174	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
175	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
176	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	54.5	3.8
177	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	1,373.6	97.8
178	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	417.1	48.6
179	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0	634.0	11.1
180	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		100.0		
181	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	170.4	65.6
182	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	(注1)	100.0	10.0	0.0
183	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		100.0	5.5	-28.1
184	Deutsche Bank Immobilien GmbH	ハーメルン	(注1)	100.0		
185	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルク		100.0	4,999.0	306.2
186	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	24.6	-2.3
187	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	412.5	-402.6
188	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
189	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	439.4	-17.4
190	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0	43.8	1.3
191	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.9	2,999.8	120.3
192	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española Unipersonal	マドリッド		100.0	1,113.8	60.3
193	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
194	Deutsche Cayman Ltd.	カマーナ・ベイ		100.0		
195	Deutsche Colombia S.A.S. - en Liquidacion	ボゴタ		100.0		
196	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
197	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	50.0	14.1
198	Deutsche Finance No. 2 Limited (任意整理 中)	ジョージタウン		100.0	0.0	-28.9
199	Deutsche Gesellschaft für Immobilien- Leasing mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
200	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	16.5	1.4
201	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ		100.0	0.0	18.7
202	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	(注1)	99.8		
203	Deutsche Holdings (Grand Duchy)	ルクセンブルク		100.0	54.4	0.0
204	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0	1,622.5	182.4
205	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	(注2)	100.0	429.0	0.0
206	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	(注2)	100.0	175.2	26.0
207	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	(注2)	100.0	226.9	73.5
208	Deutsche Holdings No. 4 Limited (株主によ る任意整理中)	ロンドン		100.0		
209	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	(注1)	100.0	26.5	0.0
210	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	90.7	16.6
211	Deutsche India Private Limited	ムンバイ		100.0	219.6	87.5
212	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		100.0		
213	Deutsche Investments (Netherlands) N.V. in liquidatie	アムステルダム		100.0		
214	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	109.8	8.2
215	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		
216	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	95.0	3.7
217	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルク	(注2)	100.0	127.3	21.1
218	Deutsche Morgan Grenfell Group Limited (株主による任意整理中)	ロンドン		100.0		
219	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
220	Deutsche New Zealand Limited (サブグループ)	オークランド	(注3)	100.0		
221	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		
222	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
223	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
224	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
225	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
226	Deutsche Oppenheim Family Office AG	ケルン	(注1)	100.0	203.4	0.0
227	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		100.0		
228	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0		
229	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0		
230	Deutsche Postbank Funding Trust I	ニューアーク		100.0		
231	Deutsche Postbank Funding Trust III	ニューアーク		100.0		
232	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルク		49.0		
233	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0		
234	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
235	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ		100.0		
236	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0	118.9	4.0
237	Deutsche Securities Inc.	東京	(注2)	100.0	673.5	110.2
238	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0	1.9	-5.1
239	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	58.9	-0.3
240	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開株式会社)	リヤド		100.0	81.3	0.5
241	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0	123.8	10.5
242	Deutsche Services (CI) Limited	セントヘリア		100.0	205.8	8.5
243	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
244	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	(注1)	100.0		
245	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		100.0		
246	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	20.9	4.1
247	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0		
248	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		
249	Deutsche Wealth Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		100.0		
250	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
251	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ケルン		25.1	12.8	0.3
252	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0		
253	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	(注1)	100.0		
254	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
255	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	(注1)	100.0		
256	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1		
257	DONARUM Holding GmbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
258	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
259	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
260	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
261	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		98.0		
262	DWS Alternatives France	パリ		100.0		
263	DWS Alternatives Global Limited	ロンドン		100.0	114.4	-21.7
264	DWS Alternatives GmbH	フランクフルト	(注1)	100.0	19.5	0.0
265	DWS Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル		100.0	14.1	-1.0
266	DWS Beteiligungs GmbH	フランクフルト	(注1)	98.5	336.4	0.0
267	DWS CH AG	チューリッヒ		100.0	20.6	5.2
268	DWS Consulting Shanghai Limited	上海		100.0		
269	DWS Corporate Management Shanghai Limited	上海		100.0		
270	DWS Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0	29.8	9.5
271	DWS EREP Lux 1 S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
272	DWS European Real Estate Partners S.C.A. SICAV-RAIF	ルクセンブルク		99.9		
273	DWS Far Eastern Investments Limited	台北		60.0	12.4	1.9
274	DWS Global Business Services Inc.	タギッグ・シティ		99.9		
275	DWS Group GmbH & Co. KGaA	フランクフルト		79.5	7,826.4	605.3
276	DWS Group Services UK Limited	ロンドン		100.0	42.6	-3.3
277	DWS Grundbesitz GmbH	フランクフルト	(注1)	99.9	27.7	0.0
278	DWS India Private Limited	ムンバイ		100.0	11.1	5.2
279	DWS International GmbH	フランクフルト	(注1)	100.0	86.3	0.0
280	DWS Investment GmbH	フランクフルト	(注1)	100.0	393.6	0.0
281	DWS Investment Management Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0	711.3	-3.8
282	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク		100.0	417.7	30.6
283	DWS Investments Australia Limited	シドニー		100.0		
284	DWS Investments Hong Kong Limited	香港		100.0	41.9	-5.6
285	DWS Investments Japan Limited	東京		100.0	21.6	0.5

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
286	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール		100.0	418.9	41.8
287	DWS Investments UK Limited	ロンドン		100.0	203.8	94.3
288	DWS Management GmbH	フランクフルト		100.0		
289	DWS Offshore Infrastructure Debt Opportunities Feeder LP	ジョージタウン		26.3	37.0	4.6
290	DWS Real Estate GmbH	フランクフルト	(注1)	99.9	52.7	0.0
291	DWS Service Company	ウィルミントン		100.0	2.9	-7.5
292	DWS Trust Company	コンコード		100.0	29.1	1.3
293	DWS USA Corporation	ウィルミントン		100.0	1,505.7	58.2
294	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.L.	ハンブルク		65.2		
295	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
296	Elbe Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルク		25.0		
297	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
298	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
299	Elm (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		98.0		
300	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
301	Erste Frankfurter Hoist GmbH i.L.	フランクフルト		100.0		
302	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		100.0		
303	Evroenergeiaki Anonymi Etaireia	アテネ		40.0		
304	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ		100.0		
305	Finanzberatungsgesellschaft mbH der Deutschen Bank	ベルリン		100.0		
306	Fir (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
307	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
308	FSDB Merchant Services GmbH	フランクフルト		49.0		
309	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
310	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH &パート Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	ホンブルク		41.2		
311	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH &パート Co. Dresden "Louisenstraße" KG	ホンブルク		30.6		
312	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH &パート Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	ホンブルク		74.9		
313	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
314	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
315	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7	9.7	7.6
316	Global Tokenization Holdings Limited	ダブリン		33.3		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
317	Glor Music Production GmbH & Co. KG	ロットアッハ＝エー ガーン		29.5		
318	GLOR Music Production II GmbH & Co. KG	ロットアッハ＝エー ガーン		28.6		
319	Greenheart (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
320	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		98.7		
321	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ		40.1		
322	Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR	トロイスドルフ		94.0		
323	Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR	トロイスドルフ		100.0		
324	Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR	トロイスドルフ		41.6		
325	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ		62.1		
326	Grundstücksgesellschaft Mietwohnhäuser Leipzig-Gohlis GbR	トロイスドルフ		25.0		
327	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ		26.0		
328	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		78.7		
329	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		30.0	1,181.2	201.7
330	HR "Simone" GmbH & Co. KG i.l.	ヨルク		24.3		
331	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7	362.8	-62.4
332	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		
333	Immobilienfonds Büro Center Erfurt am Flughafen Bindersleben III GbR	トロイスドルフ		20.7		
334	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ		90.0		
335	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ		39.0		
336	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ		28.9		
337	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II eGbR	ゲルゼンキルヘン		40.3		
338	Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln-Blumenberg V GbR	トロイスドルフ		99.0		
339	Ingrid S.à r.l.	ルクセンブルク		23.8		
340	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
341	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン		49.0		
342	Isaac Newton S.à r.l.	カペレン		98.2	0.8	18.9
343	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
344	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
345	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung i.L.	デュッセルドルフ		23.5		
346	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft i.L.	デュッセルドルフ		23.5		
347	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU	キーウ		100.0	17.9	2.0
348	Jyogashima Godo Kaisha	東京		100.0	0.1	9.5
349	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	(注1)	100.0		
350	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	18.5	0.7
351	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
352	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	(注1)	100.0		
353	KVD Singapore Pte. Ltd. (株主による任意清算中)	シンガポール		26.0		
354	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0		
355	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	26.5	1.1
356	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0		
357	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		100.0		
358	LES Essex Crossing Holdings Acquisition LLC	ウィルミントン		100.0		
359	LES Essex Crossing Parent LLC	ウィルミントン		100.0		
360	LES Essex Crossing Property Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
361	Lindsell Finance Limited (解散中)	セント ジュリアンズ		100.0		
362	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
363	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト		77.1	12.2	1.3
364	M Cap Finance Mittelstandsfonds III GmbH & Co. KG	フランクフルト		35.4	39.1	1.8
365	1800 M Chaperone Investor LLC	ウィルミントン		100.0		
366	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク		39.0		
367	MEF I Manager, S. à r.l.	マンスバッハ		100.0		
368	MorgenFund GmbH	フランクフルト		30.0	133.5	-33.1
369	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
370	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
371	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG i.L.	ハンブルク		34.0		
372	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク		32.8		
373	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG i.L.	ハンブルク		33.0		
374	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		
375	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
376	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
377	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
378	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
379	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
380	norisbank GmbH	ボン	(注1)	100.0	433.9	0.0
381	North Coast Wind Energy Corp.	ポートムーディ		50.0		
382	Numis Corporation Limited	ロンドン		100.0		
383	Numis Europe Limited	ダブリン		100.0	5.7	-3.1
384	Numis Nominees (Client) Limited	ロンドン		100.0		
385	Numis Nominees (NSI) Limited	ロンドン		100.0		
386	Numis Nominees Limited	ロンドン		100.0		
387	Numis Securities Limited	ロンドン		100.0		
388	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
389	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		100.0		
390	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	295.6	55.5
391	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
392	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
393	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		27.7		
394	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
395	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
396	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
397	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
398	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
399	Palma Topco Limited	セントヘリア		22.8		
400	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
401	PB Factoring GmbH	ボン	(注1)	100.0	32.6	0.0
402	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	(注1)	100.0	32.4	0.0
403	PEIF II SLP Feeder 2 LP	エジンバラ		100.0		
404	PEIF III SLP Feeder, SCSp	セニング-ベルク		57.1		
405	PEIF IV SLP DWS Feeder 2, SCSp	セニング-ベルク		100.0		
406	PEIF IV SLP DWS Feeder, SCSp	セニング-ベルク		100.0		
407	PENDIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
408	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
409	PERGUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
410	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
411	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
412	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
413	PERNIO Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
414	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
415	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
416	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マカティ・シティ		95.0		
417	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
418	PONTUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
419	Postbank Direkt GmbH	ボン	(注1)	100.0	15.9	0.0
420	Postbank Filialvertrieb AG	ボン	(注1)	100.0	37.1	0.0
421	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン	(注1)	100.0	85.8	0.0
422	Postbank Leasing GmbH	ボン	(注1)	100.0		
423	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
424	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
425	PRISON Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
426	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
427	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
428	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		99.0		
429	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
430	QUANTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
431	QUOTAS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
432	REDUS DTHG, LLC	ウィルミントン		49.9		
433	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
434	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0	385.7	48.8
435	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0	276.9	49.9
436	RREEF Core Plus Residential Fund LP	ウィルミントン		26.9		
437	RREEF DCH, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
438	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
439	RREEF Fund Holding LLC	ウィルミントン		100.0	151.8	5.8
440	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0		
441	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0	-35.1	6.2
442	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
443	SAGITA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
444	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0	12.8	-1.4
445	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
446	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
447	SANCTOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
448	SANDIX Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
449	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
450	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
451	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
452	SCANDO Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
453	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		33.2		
454	SCITOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
455	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
456	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
457	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
458	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
459	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
460	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
461	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
462	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ		100.0		
463	SERICA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
464	SGI SLP Feeder SCSp	セニンガーベルク		57.6		
465	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
466	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
467	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
468	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
469	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
470	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
471	SOLATOR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
472	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
473	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
474	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアノ		100.0		
475	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
476	SOSPITA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
477	SPV I Sociedad Anónima Cerrada	リマ		99.9		
478	SPV II Sociedad Anónima Cerrada	リマ		99.8		
479	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
480	STAGIRA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
481	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		49.9		
482	Stelvio Immobiliare S.r.l.	ボルツァーノ		100.0		
483	Sunrise Turnaround Partners G.K.	東京		100.0	0.0	2.9
484	SUPERA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
485	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
486	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
487	300 SW Parent LLC	ウィルミントン		100.0		
488	300 SW Property Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
489	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH i.L.	フランクフルト		100.0		
490	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
491	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
492	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
493	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
494	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0		
495	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
496	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
497	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
498	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
499	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		
500	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
501	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
502	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
503	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルク		25.0		
504	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		
505	TRENTO Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
506	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0		
507	TRIPLA Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
508	Triton Beteiligungs S.à r.l., en liquidation volontaire	ルクセンブルク		33.1		
509	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
510	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		99.9		
511	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルク		100.0		
512	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
513	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
514	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
515	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
516	Volbroker.com Limited	ロッチフォード		22.5	10.1	1.4
517	VÖB-ZVD Processing GmbH	ボン	(注1)	100.0	28.6	0.0
518	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	181.8	7.8
519	Weser Properties S.à r.l., en faillite clôturée	ルクセンブルク		25.0		
520	5353 WHMR LLC	ウィルミントン		100.0		
521	XELLUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
522	XENTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
523	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
524	ZABATUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
525	ZARGUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
526	ZEА Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
527	ZEHNTЕ PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
528	zeitinvest-Service GmbH	フランクフルト		25.0		
529	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
530	ZEREVIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
531	ZERGUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
532	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	132.1	-9.8
533	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
534	ZIMBEL Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
535	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
536	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
537	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
538	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		50.0		
539	ZONTUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
540	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
541	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
542	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
543	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
544	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		25.0		
545	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	シェーネフェルト		25.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分 (%)	自己資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
546	BÜRGSCHAFTSBANK BRANDENBURG GmbH	ポツダム		8.5		
547	Bürgschaftsbank Hamburg GmbH	ハンブルク		8.7		
548	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュウェリーン		8.4		
549	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3		
550	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		8.2		
551	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6		
552	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7		
553	Latitude Group Holdings Limited	メルボルン		16.5		
554	MTS S.p.A.	ローマ		5.0		
555	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0		
556	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0		
557	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8		
558	Yensai.com Co., Ltd.	東京		7.8		

[次へ](#)

その他の情報

36- 支援宣言

次に掲げる子会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの子会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

DB Investments (GB) Limited (ロンドン)	Deutsche Holdings (Grand Duchy) (ルクセンブルク)
DB International (Asia) Limited (シンガポール)	Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)
Deutsche Australia Limited (シドニー)	Deutsche Morgan Grenfell Group Limited i.L., (ロンドン)
DEUTSCHE BANK A. Ş (イスタンブール)	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa (メキシコ)
Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)	ドイツ証券株式会社 (東京)
Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)	Deutsche Securities Asia Limited (香港)
Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Securities Saudi Arabia (非公開株式会社) (リヤド)
Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルク)	norisbank GmbH (ボン)
Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)	Joint Stock Company Deutsche Bank DBU (キーウ)
Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ)	OOO “Deutsche Bank” (モスクワ)
Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão (サンパウロ)	Deutsche Oppenheim Family Office AG (ケルン)
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリッド)	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft (ハーメルン)
Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)	PB Factoring GmbH (ボン)
Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)	
Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)	

37-

ファンドブリーフ法第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。これらの開示には、2024年12月31日現在、ドイツ銀行AGが保有している抵当ファンドブリーフ債および公共ファンドブリーフ債の情報が含まれている。

総合的エクスポージャー（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第1号および第3号）

抵当ファンドブリーフ債（*）

2024年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ （注3）	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ （注3）	現在価値 - 最悪の金利および FXレートストレ ス・シナリオ （注3）
抵当ファンドブリーフ債	12,938.5	12,947.9	11,762.8	14,411.5	11,762.8
担保資産	15,146.3	14,607.9	12,616.9	17,182.9	12,616.9
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	14,413.3	13,927.7	12,032.3	16,384.0	12,032.3
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第2a号および第2b号による担保資産	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（%）	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第3a号から第3c号による担保資産（注1）	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（%）	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第4号による担保資産（注2）	733.0	680.3	584.6	798.9	584.6
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（%）	5.7	5.3	5.0	5.5	5.0
担保超過額	2,207.8	1,660.0	854.1	2,771.4	854.1
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（%）	17.1	12.8	0	19.2	7.3
法定の割合による	537.9	509.1	451.3	582.4	451.3
契約上の割合による	0	0	0	0	0
任意の割合による	1,669.9	1,150.9	402.8	2,189.0	402.8

（*） ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第1号および第3号による。

（注1） ファンドブリーフ法第4条第1項第3文第2a号における担保資産を含む。

（注2） ファンドブリーフ法第4条第1項第3号第1号における担保資産を含む。

（注3） ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ。

2023年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ (注3)	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ (注3)	現在価値 - 最悪の金利および FXレートのストレ ス・シナリオ (注3)
抵当ファンドブリーフ債	13,725.0	13,545.5	12,165.6	15,263.8	12,165.6
担保資産	16,421.1	15,570.1	13,447.0	18,330.8	13,447.0
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産	15,324.1	14,570.3	12,586.0	17,159.7	12,586.0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第2a号および第2b号による担保資産	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第3a号から第3c号による担保資産(注1)	1,097.0	999.8	861.0	1,171.0	861.0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	8.0	7.4	7.1	7.7	7.1
ファンドブリーフ法第19条第1項第1文第4号による担保資産(注2)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	0	0	0	0	0
担保超過額	2,696.1	2,024.6	1,281.4	3,067.0	1,281.4
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合(%)	19.6	15.0	10.5	20.1	10.5
法定の割合による	571.7	531.9	468.8	612.7	468.8
契約上の割合による	0	0	0	0	0
任意の割合による	2,124.4	1,492.7	812.6	2,454.3	812.6

(*) ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第1号および第3号による。

(注1) ファンドブリーフ法第4条第1項第3文第2a号における担保資産を含む。

(注2) ファンドブリーフ法第4条第1項第3号第1号における担保資産を含む。

(注3) ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

公共ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ	名目価値		正味 現在価値		リスク調整 後の正味 現在価値 (注1)	
	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
公共ファンドブリーフ債	90.0	90.0	95.5	95.8	95.5	101.1
担保資産	122.0	119.0	113.9	112.3	113.9	115.8
このうち、デリバティブ	0	0	0	0	0	0
超過担保(%)	32.0	29.0	18.4	16.5	18.4	14.7
公共ファンドブリーフ 債残高に対する割合 (%)	35.6	32.2	19.3	17.2	17.2	14.6
法定の割合による	3.8	3.9	3.6	3.7	3.6	3.7
契約上の割合による	0	0	0	0	0	0
任意の割合による	28.2	25.1	14.8	12.8	14.8	11.0

(注1) ファンドブリーフ法第5条第1項第1文第1号およびPfandBarwertV第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ。

期限プロファイル(ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第4号)

抵当ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳

抵当ファンドブリーフ債

単位：百万ユーロ	ファンドブリーフ債残高の期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
6ヶ月未満	255.0	1,212.5	577.9	722.0
6ヶ月から12ヶ月	557.0	55.0	346.3	459.1
12ヶ月から18ヶ月	1,506.0	250.0	311.1	396.0
18ヶ月から2年	625.0	557.0	324.2	380.5
2年から3年	2,848.0	2,131.0	768.2	711.8
3年から4年	1,532.0	2,348.0	940.7	1,159.3
4年から5年	1,240.0	1,532.0	1,293.3	1,058.9
5年から10年	2,598.0	3,712.0	5,780.3	6,214.2
10年超	1,777.5	1,927.5	4,804.4	5,319.3
合計	12,938.5	13,725.0	15,146.4	16,421.1

公共ファンドブリーフ債および担保資産の固定金利期間の期限内訳
公共ファンドブリーフ債

	担保資産		公共ファンドブリーフ債	
	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在	2024年 12月31日現在	2023年 12月31日現在
単位：百万ユーロ				
6ヶ月未満	0	0	10.0	0
6ヶ月から12ヶ月	58.5	37.0	40.0	0
12ヶ月から18ヶ月	0	0	0	10.0
18ヶ月から2年	0	58.5	0	40.0
2年から3年	8.5	0	0	0
3年から4年	0	8.5	0	0
4年から5年	0	0	0	0
5年から10年	55.0	15.0	40.0	40.0
10年超	0	0	0	0
合計	122.0	119.0	90.0	90.0

12ヶ月延長条項付きの期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第5号）

抵当ファンドブリーフ債

	延長後期限（12ヶ月）	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
単位：百万ユーロ		
6ヶ月未満	0	0
6ヶ月から12ヶ月	0	0
12ヶ月から18ヶ月	255.0	1,212.5
18ヶ月から2年	557.0	55.0
2年から3年	2,131.0	807.0
3年から4年	2,848.0	2,131.0
4年から5年	1,532.0	2,348.0
5年から10年	3,682.0	4,569.0
10年超	1,933.5	2,602.5
合計	12,938.5	13,725.0

公共ファンドブリーフ債

	延長後期限（12ヶ月）	
	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
単位：百万ユーロ		
6ヶ月未満	0	0
6ヶ月から12ヶ月	0	0
12ヶ月から18ヶ月	10.0	0
18ヶ月から2年	40.0	0
2年から3年	0	50.0
3年から4年	0	0
4年から5年	0	0
5年から10年	40.0	40.0
10年超	0	0
合計	90.0	90.0

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第7号）

2024年12月31日および2023年12月31日現在、担保プールにデリバティブはなかった。

担保資産の名目価値（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額144億ユーロ（2023年度：153億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ未満の担保資産は115億ユーロ（2023年度：123億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロから1百万ユーロの担保資産は23億ユーロ（2023年度：24億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロから10百万ユーロの担保資産は604百万ユーロ（2023年度：690百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は0百万ユーロ（2023年度：0百万ユーロ）であった。

ファンドブリーフ債の国別／登記上の本社所在地別の追加的担保資産（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第8号、第9号、第11号および第12号）

2024年12月31日および2023年12月31日現在、ファンドブリーフ債の追加的担保資産はなかった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

抵当ファンドブリーフ債

2024年12月
31日現在

住宅用						商業用						
単位：百万 ユーロ	集合 住宅	戸建 住宅	複数世 帯住宅	その他	合計	事務所 用建物	小売用 建物	工業用 建物	その他 の商業 用建物	合計	建物用 の土地	合計
ドイツ	3,169.6	8,087.9	2,279.8	0	13,537.2	458.6	131.8	126.1	159.5	876.2	0	14,413.4
合計	3,169.6	8,087.9	2,279.8	0	13,537.2	458.6	131.8	126.1	159.5	876.2	0	14,413.4

2023年12月
31日現在

住宅用						商業用						
単位：百万 ユーロ	集合 住宅	戸建 住宅	複数世 帯住宅	その他	合計	事務所 用建物	小売用 建物	工業用 建物	その他 の商業 用建物	合計	建物用 の土地	合計
ドイツ	3,239.7	8,642.4	2,491.0	0	14,373.1	497.1	142.8	133.2	177.9	951.0	0	15,324.1
合計	3,239.7	8,642.4	2,491.0	0	14,373.1	497.1	142.8	133.2	177.9	951.0	0	15,324.1

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第1文第2号）

2024年12月31日および2023年12月31日現在において、抵当ファンドブリーフ債を担保資産として用いた90日以上延滞している支払はなかった。

公共ファンドブリーフ債を担保資産として用いた支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第3項第3文第3号）

2024年12月31日および2023年12月31日現在において、公共ファンドブリーフ債を担保資産として用いた90日以上延滞している支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2024年度および2023年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2024年度および2023年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、担保プールの貸出金に対する利息の支払遅延はなかった。

流動性の特徴的な要因（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第6号）

抵当ファンドブリーフ債

単位：ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ファンドブリーフ法第4条第1a項第3文による翌180日間の1日当たりの最大合計流動性要件（注1）	-218,073,437	-982,692,414
第4条第1a項による担保（超過担保＋中央銀行による信用の適格債券）	733,000,000	1,097,000,000

（注1） 2024年度の1日当たりの最大合計流動性要件は2025年1月30日に示される（2023年度：2024年4月29日）。

公共ファンドブリーフ債

単位：ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
ファンドブリーフ法第4条第1a項第3文による翌180日間の1日当たりの最大合計流動性要件（注1）	-11,950,750	-1,950,750
第4条第1a項による担保（超過担保＋中央銀行による信用の適格債券）	8,500,000	8,500,000

（注1） 2024年度の1日当たりの最大合計流動性要件は2025年4月14日に示される（2023年度：2024年4月12日）。

固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

抵当ファンドブリーフ債

	名目価値	
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
固定金利抵当ファンドブリーフ債	11,459	12,745
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	89	93
固定金利担保資産	15,067	16,346
担保資産合計に対する割合（％）	99	100

通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

2024年12月31日および2023年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた外貨建てのモーゲージ貸出金はなかった。

その他の特徴的な要因（ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号）

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く。）	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
モーゲージ貸出額を用いて加重平均LTV比率（注1）（％）	54	54
モーゲージ貸出金付与後の取引高加重平均経過年数（注2）	6	6
ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国）（注3）	0	0
第19条第1項第7文による制限を超過する名目価値合計（注3）	0	0

（注1） ファンドブリーフ法第28条第2項第1文第3号に基づく。

（注2） ファンドブリーフ法第28条第2項第1文第4号に基づく。

（注3） ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第11号に基づく。

発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産の金額別内訳（名目価値）（ファンドブリーフ法第28条第3項第1号）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
10百万ユーロ以下	0.0	0.0
10百万ユーロから100百万ユーロ	113.50	110.50
100百万ユーロ超	0.0	0.0
合計	113.50	110.50

発行済公共ファンドブリーフ債の担保資産（名目価値）の発行者別種類およびその登記上の所在地（国）（ファンドブリーフ法第28条第3項第2号）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在		2023年12月31日現在	
	所有	保証	所有	保証
ドイツ				
国	0	0	0	0
公共機関（regional）	0	0	37.0	0
公共機関（local）	0	0	0	0
その他の債務者	0	0	0	0
ドイツ合計	0	0	37.0	0
輸出促進のために供された保証	0	0	0	0
オランダ				
国	113.5	0	73.5	0
公共機関（regional）	0	0	0	0
公共機関（local）	0	0	0	0
その他の債務者	0	0	0	0
オランダ合計	113.5	0	73.5	0
輸出促進のために供された保証	0	0	0	0
所有 / 保証の合計	0	0	0	0
合計	113.5	0	110.5	0

発行済公共ファンドブリーフ債および担保資産の特性（ファンドブリーフ法第28条第1項第1文第13号および第14号）

単位：百万ユーロ	2024年12月31日現在	2023年12月31日現在
固定金利の割合の比較		
固定金利の公共ファンドブリーフ債（％）	100.00	100.00
固定金利の担保資産（％）	100.00	100.00
ファンドブリーフ法第6条による正味現在価値 - 外貨による現在価値の規則による正味現在価値（百万ユーロ）	0.0	0.0

38-

ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2024年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第33条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、ドイツ銀行は以下の株主を認識している。

BlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）は、2024年10月1日現在、当行株式の6.005%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2024年12月31日までにBlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）からの更なる報告は受けていない。

Paramount Service Holding Ltd. S.À.R.L.（英領ヴァージン諸島）は、2023年1月25日現在、当行株式の4.54%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2024年12月31日までにParamount Service Holding Ltd. S.À.R.L.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2024年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

The Capital Group Companies, Inc.（ロサンゼルス、カリフォルニア州）は、2024年4月10日現在、当行株式の3.04%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2024年12月31日までにThe Capital Group Companies, Inc.（ロサンゼルス、カリフォルニア州）からの更なる報告は受けていない。

39-

取締役会および監査役会

取締役会メンバーは、2024年度の報酬として総額50,394,830ユーロ（2023年度：55,004,064ユーロ）を受け取った。取締役会メンバーに付与されたまたは試算上報告された2024年度の株式報酬数は1,683,651株（2023年度：1,622,508株）であった。これは、関連する1株当たりの株価20.011ユーロ（2023年度：12.20ユーロ）に基づく、33,691,540ユーロ（2023年度：19,794,598ユーロ）に相当する。これには、主に現金で決済される392,848株の仮想株式（7,861,281ユーロ相当）および試算上報告された1,281,418株の権利（目標額25,642,455ユーロ相当）が初めて含まれた。これらのユニットは、2024年度から2026年度までのパフォーマンス期間終了時の最終的な達成水準に基づき決定され、2027年度に法的に付与される。詳細については、本年次報告書の「報酬報告書」の項を参照のこと。

2024年12月31日終了年度および2023年12月31日終了年度において、取締役会の元メンバーまたはその遺族にそれぞれ35,841,194ユーロおよび26,222,817ユーロが支払われた。取締役会の元メンバーおよびその遺族のための年金債務引当金は、2024年および2023年12月31日現在それぞれ162,536,491ユーロおよび182,659,862ユーロであった。

監査役会の報酬はドイツ銀行AGの定款第14条に定められている。新たな報酬規定は、直近では2023年5月17日の年次株主総会の決議で採択された。2024年度における監査役会メンバーの報酬総額は7,775,000ユーロ（2023年度：7,404,172ユーロ）であった。当行は監査役のメンバーに対して、監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。

取締役会メンバーおよび監査役会メンバーのために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2024年および2023年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役会メンバーに対して52,119ユーロおよび28,429ユーロ、監査役会メンバーに対して1,256,722ユーロおよび638,839ユーロであった。2024年度には取締役会メンバーからの貸出金の返済はなく（2023年度：196,810ユーロ）、監査役会メンバーは2024年度に貸出金67,238ユーロ（2023年度：62,058ユーロ）を返済した。取締役会メンバーおよび監査役会メンバーへの貸出金は、市場の条件、または該当する場合、当行の従業員の多くに利用されるプログラムの条件で付与される。

取締役会および監査役会メンバーは、下記「取締役会」および「監査役会」の項に記載されている。

40-

従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は36,815名（2023年度：36,285名）で、このうち女性は15,866名（2023年度：15,481名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均13,309名（2023年度：13,384名）であった。

41-

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGの取締役会および監査役会は、2024年10月にドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守を宣言し、これをウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）上で永久的にアクセスできるようにした。

42-

監査人が提供する監査以外の業務

ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツ銀行AGの年次財務諸表の監査人であるEY GmbH & Co. KG監査法人（以下「EY」という。）から一定の監査関連業務および税務関連業務の提供を受けている。

監査報酬は、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する監査報酬であるが、EYが監査していないDWSおよびその子会社の監査報酬は含まれていない。監査関連報酬には、法令上または規制上要求されるその他の保証業務である、財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、スピンオフ監査、合併監査のほか、内部管理目的の任意監査およびコンフォートレターの発行業務等の任意で実施される保証に係る報酬が含まれる。税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューとその関連法令遵守に係る支援および助言、税務計画イニシアチブに関連する税務相談業務および助言、ならびに税法遵守の評価支援に係る報酬が含まれる。

ドイツ銀行AGの監査人に対して支払った報酬に関する情報は、当行グループの年次報告書に開示されている。

43-

後発事象

報告日以降、当行の経営成績、財政状態および純資産に重大な影響を及ぼす重要な後発事象は発生しなかった。

経営組織

取締役会

2024年度における取締役会メンバーは以下のとおりである。

Christian Sewing

チーフ・エグゼクティブ・オフィサー

James von Moltke

プレジデント

Fabrizio Campelli

Bernd Leukert

Alexander von zur Mühlen

Laura Padovani

(2024年7月1日就任)

Claudio de Sanctis

Rebecca Short

Prof. Dr. Stefan Simon

Olivier Vigneron

監査役会

2024年度における監査役会メンバーは以下のとおりである。

加えて、監査役会メンバーの居住地を記載している。

Alexander Wynaendts

- 会長
ハーグ
オランダ

Birgit Laumen (＊)

(2024年1月12日退任)
アルフター
ドイツ

Frank Schulze (＊)

- 副会長
ハーナウ
ドイツ

Gerlinde M. Siebert (＊)

フランクフルト・アム・マイン
ドイツ

Professor Dr. Norbert Winkeljohann

- 副会長
オスナブリュック
ドイツ

Yngve Slyngstad

オスロ
ノルウェー

Susanne Bleidt (＊)

ベル
ドイツ

Stephan Szukalski (＊)

オーバー＝メルレン
ドイツ

Mayree Clark

ニュー・キャナン
米国

John Thain

ライ
米国

Jan Duschek (＊)

ベルリン
ドイツ

Jürgen Tögel (＊)

ホルガウ
ドイツ

Manja Eifert (＊)

ベルリン
ドイツ

Michele Trogni

リバーサイド
米国

Claudia Fieber (＊)

ベルリン
ドイツ

Dr. Dagmar Valcárcel

マドリッド
スペイン

Sigmar Gabriel

ゴスラー
ドイツ

Dr. Theodor Weimer

ヴィースバーデン
ドイツ

Florian Haggenmiller (＊)

(2024年1月16日就任)
ケンプテン(アルゴイ)
ドイツ

Frank Witter

ブラウンシュヴァイク
ドイツ

Timo Heider (＊)

エンマータール
ドイツ

(＊) 従業員代表

委員会

会長統括委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Timo Heider（＊）、Frank Schulze（＊）、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

指名委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Mayree Clark、Timo Heider（＊）、Frank Schulze（＊）、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

監査委員会

Frank Witter、委員長

Susanne Bleidt（＊）、Manja Eifert（＊）、Claudia Fieber（＊）（2024年1月31日就任）、Birgit Laumen（＊）（2024年1月12日退任）、Gerlinde M. Siebert（＊）、Dr. Dagmar Valcárcel、Dr. Theodor Weimer, Professor Dr. Norbert Winkeljohann

リスク委員会

Mayree Clark、委員長

Jan Duscheck（＊）、Gerlinde M. Siebert（＊）、Stephan Szukalski（＊）、Michele Trogni、Professor Dr. Norbert Winkeljohann、Alexander Wynaendts

規制監視委員会

Dr. Dagmar Valcárcel、委員長

Jan Duscheck（＊）、Sigmar Gabriel、Timo Heider（＊）、Stephan Szukalski（＊）、Alexander Wynaendts

報酬管理委員会

Professor Dr. Norbert Winkeljohann、委員長

Jan Duscheck（＊）、Timo Heider（＊）、Jürgen Tögel（＊）、Dr. Dagmar Valcárcel, Alexander Wynaendts

戦略およびサステナビリティ委員会

John Alexander Thain、委員長

Mayree Clark、Claudia Fieber（＊）、Florian Haggenmiller（＊）（2024年1月31日就任）、Birgit Laumen（＊）（2024年1月12日退任）、Frank Schulze（＊）、Jürgen Tögel（＊）、Michele Trogni、Alexander Wynaendts

テクノロジー、データおよびイノベーション委員会

Michele Trogni、委員長

Susanne Bleidt（＊）、Manja Eifert（＊）、Claudia Fieber（＊）（2024年1月31日退任）、Florian Haggenmiller（＊）（2024年1月31日就任）、Yngve Slyngstad、Alexander Wynaendts

仲裁委員会

Alexander Wynaendts、委員長

Timo Heider（＊）、Frank Schulze（＊）、Professor Dr. Norbert Winkeljohann

（＊）従業員代表

マナデイト・リスト

監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更に
ついては、就任および／または退任の日付を合わせて記載している。

2025年2月現在

2025年2月より前に退任した監査役会メンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役会
メンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

監査役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Alexander Wynaendts	ドイツ銀行AG 監査役会会長	当行グループ外における職務	
		Air France-KLM Group S.A.	取締役会メンバー
		Puissance Holding B.V.	非業務取締役、会長
		Uber Payments B.V.	非業務取締役、会長
		Uber Technologies, Inc.	取締役会メンバー
Susanne Bleidt	スタッフ・カウシ ルのメンバー	当行グループ外における職務	
		Postbeamtenkrankenkasse	諮問委員会メンバー
		当行グループにおける職務	
		Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Mayree Clark	監査役会メンバー	当行グループ外における職務	
		Ally Financial, Inc.	取締役会メンバー
		Allvue Systems Holdings, Inc.	取締役会メンバー
Jan Duscheck	ver.di (Vereinte Dienstleistungs- gewerkschaft (United Services Union)) National Working Group Banking責任者	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Manja Eifert	スタッフ・カウシ ルのメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Claudia Fieber	スタッフ・カウシ ルのメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就 任していない。	
Sigmar Gabriel	旧連邦大臣	当行グループ外における職務	
		Heristo AG	監査役会メンバー
		Siemens Energy AG	監査役会メンバー
		Siemens Energy Management GmbH	監査役会メンバー
		ThyssenKrupp Steel Europe AG	監査役会会長 (2024年9月退任)

監査役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Florian Haggemiller	ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft (United Services Union)) National Working Group Information and Communications Technology責任者	当行グループ外における職務	
		IBM Deutschland GmbH	監査役会メンバー
		IBM Central Holding GmbH	監査役会メンバー
Timo Heider	スタッフ・カウンシルのメンバー	当行グループにおける職務	
		BHW Bausparkasse AG	監査役会副会長
		PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会副会長
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse VVaG	監査役会副会長
Frank Schulze	ドイツ銀行AGの監査役会副会長；スタッフ・カウンシルのメンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Gerlinde M. Siebert	ドイツ銀行AGガバナンスのグローバル責任者	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Yngve Slyngstad	Aker Asset Management ASの最高経営責任者	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Stephan Szukalski	Deutscher Bankangestellten-Verband e.V. (DBV) (German Association of Bank Employees) – Gewerkschaft der Finanzdienstleister (Financial Services Providers Union) フェデラル・チェアマン	当行グループにおける職務	
		PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー (2024年8月退任)
John Alexander Thain	監査役会メンバー	当行グループ外における職務	
		Aperture Investors LLC	取締役会メンバー
		Pine Island Capital Partners LLC	会長
		Uber Technologies, Inc.	取締役会メンバー
Jürgen Tögel	スタッフ・カウンシルのメンバー	当行グループ外における職務	
		BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会メンバー
		BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役会メンバー
		当行グループにおける職務	
		BKK Deutsche Bank AG	諮問委員会メンバー
Michele Trogni	Zinnia Corporate Holdings, LLC の最高経営責任者 Eldridge のオペレーティング・パートナー (2024年3月退任)	当行グループ外における職務	
		Everly Life LLC	非業務取締役会メンバー
		Zinnia Corporate Holdings LLC	取締役会会長

監査役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Dr. Dagmar Valcárcel	監査役会メンバー	当行グループ外における職務	
		amedes Holding GmbH	監査役会メンバー
		Antin Infrastructure Partners S.A.	取締役会メンバー
Dr. Theodor Weimer	監査役会メンバー Deutsche Börse AG 業務取締役会会長 (2024年9月退任) 業務取締役会共同会長 (2024年10月就任、 2024年12月退任)	当行グループ外における職務	
		Knorr Bremse AG	監査役会メンバー
Professor Dr. Norbert Winkeljohann	ドイツ銀行AG 監査役会副会長；自身が 経営するNorbert Winkeljohann Advisory & Investmentsのコーポ レート・コンサルタント	当行グループ外における職務	
		Bayer AG	監査役会会長
		Bohnenkamp AG	監査役会会長
		Georgsmarienhütte Holding GmbH	監査役会メンバー
		Sievert SE	監査役会会長
Frank Witter	監査役会メンバー	当行グループ外における職務	
		CGI Inc.	取締役会メンバー
		Traton SE	監査役会メンバー
		VfL Wolfsburg-Fußball GmbH	監査役会会長 (2024年7月退任)

取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任および／または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づくドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関メンバーには（＊）の印が付されている。

2025年2月現在

2025年2月より前に退任した取締役会メンバーについては、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役会メンバーについては、就任日現在の職務が記載されている。

取締役会メンバー			
職務担当者	役職	会社名	職務
Christian Sewing	取締役会会長	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
James von Moltke	プレジデント	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Fabrizio Campelli	取締役会メンバー	当行グループ外における職務	
		BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.（＊）	監査役会メンバー （2024年6月退任）
		BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役会メンバー （2024年6月退任）
Bernd Leukert	取締役会メンバー	当行グループ外における職務	
		Bertelsmann SE & Co.KGaA（＊）	監査役会メンバー
		当行グループにおける職務	
Alexander von zur Mühlen	取締役会メンバー	DWS Group GmbH & Co. KGaA（＊）	監査役会メンバー （2024年6月退任）
		開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
		開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Laura Padovani （2024年7月1日就任）	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Claudio de Sanctis	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Rebecca Short	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	
Professor Dr. Stefan Simon	取締役会メンバー	当行グループ外における職務	
		The Clearing House Payments Company LLC	監査役会メンバー
		Leop.Krawinkel GmbH & Co. KG	諮問協議会会長
Olivier Vigneron	取締役会メンバー	開示の対象となるメンバーや管理職に就任していない。	

ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関のメンバーである。

2024年12月31日現在

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Martin Ball	当行グループにおける職務	
	DWS Grundbesitz GmbH	監査役会メンバー
Ina Bandemer	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会メンバー
Manuel Beermann	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会メンバー
Sigrid Bowenkamp	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会メンバー
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
Rüdiger Bronn	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会会長
Matthias Buck	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会メンバー
Dr. Volker Büttner	当行グループにおける職務	
	Postbank Direkt GmbH	監査役会会長
Boudewijn Dornseiffen	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank “	監査役会メンバー
Tanja Engelbrecht	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
Sameen Farooqui	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank A.S.	取締役会メンバー
David Feldmann	当行グループ外における職務	
	Eurex Clearing AG	監査役会メンバー
Jan-Philipp Gillmann	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	監査役会メンバー
Ramesh Gopal	当行グループにおける職務	
	000 „Deutsche Bank “	監査役会メンバー
Carola Günther	当行グループ外における職務	
	BVV Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	監査役会メンバー
	BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会メンバー
Sandra Heinrich	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会メンバー
Dr. Dominik Hennen	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会メンバー
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会会長
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会会長

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Britta Hercher	当行グループ外における職務	
	Bankpower GmbH Personaldienstleistungen	監査役会メンバー
Jutta Herzog	当行グループにおける職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Jennifer Hörll	当行グループにおける職務	
	Postbank Finanzberatung AG	監査役会メンバー
Marissa Horvatin	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会メンバー
Borislav Ivanov	当行グループ外における職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会メンバー
	000 „Deutsche Bank “	監査役会メンバー
Salah Jaidah	当行グループ外における職務	
	Al Mahar Holding	非業務取締役会メンバー
	TechnoQ	非執行役員
Atul Jain	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank A.S.	取締役会メンバー
Anke Kirn	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会メンバー
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
Achim Kuhn	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会会長
Ralf Leiber	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役会メンバー
Anna Lucarelli	当行グループ外における職務	
	MTS Spa Mercato Telematico dei Titoli di Stato	非執行役員
Chandra Mallika	当行グループにおける職務	
	Deutsche India Private Limited	取締役会メンバー
Bas Marteijs	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
Ole Matthiessen	当行グループ外における職務	
	S.W.I.F.T. SC	取締役会メンバー
	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	取締役会メンバー
Christinan Nolting	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	非執行役員
Patrick O'Connell	当行グループにおける職務	
	DB International (Asia) Limited	取締役会メンバー
Kirsten Oppenländer	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会会長
	PCC Service GmbH der Deutschen Bank	監査役会会長
Dr. Gerald Podobnik	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
	Numis Corporation Limited	非執行役員
	Numis Securities Limited	非執行役員

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Beaux Pontak	当行グループ外における職務	
	Latitude Group Holdings Limited	取締役会メンバー
Sandra Primiero	当行グループ外における職務	
	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbH	監査役会副会長
Barbara Roerig	当行グループ外における職務	
	AGR Abfallentsorgungs-Gesellschaft Ruhrgebiet mbH	監査役会メンバー
	Theater + Philharmonie Essen GmbH	監査役会会長
Dr. Friederike Rotsch	当行グループ外における職務	
	SAP SE	監査役会メンバー
Karsten Rusch	当行グループ外における職務	
	Postbank SICAV	諮問委員会メンバー
Roland Sahr	当行グループ外における職務	
	Investitionsbank Sachsen-Anhalt Anstalt des öffentlichen Rechts (旧 Investitionsbank Sachsen-Anhalt – Anstalt der Norddeutschen Landesbank Girozentrale)	取締役会メンバー
Nicole Scheidt	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会メンバー
Dr. Tatjana Schierack	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会メンバー
	Postbank Direkt GmbH	監査役会メンバー
Rainer Schmitt	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会メンバー
Andrea Schriber	当行グループにおける職務	
	Deutsche India Private Limited	取締役会メンバー
Kaushik Shaparia	当行グループにおける職務	
	Deutsche India Private Limited	取締役会メンバー
Jaishankar Srinivasan	当行グループにおける職務	
	DWS Investments Singapore Limited	取締役会メンバー
Thomas Stahl	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役会メンバー
Fabian Steinhoff	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会メンバー
	Postbank Direkt GmbH	監査役会メンバー
Volker Steuer	当行グループ外における職務	
	BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会メンバー
	当行グループにおける職務	
Jana Symmossek	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会メンバー
	当行グループにおける職務	
Dr. Meike Webler	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
	当行グループにおける職務	
Daniela Weeth	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse AG	監査役会メンバー

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Dr. Jan Dirk Wiede	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役会メンバー
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会メンバー
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役会メンバー
Juliane Zimbehl	当行グループにおける職務	
	Postbank Direkt GmbH	監査役会メンバー

フランクフルト・アム・マイン、2025年3月6日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)
--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------

ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	アレクサンダー・フォン・ツァ・ ミューレン (Alexander von zur Mühlen)	ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)
------------------------------	--	--------------------------------

クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	レベッカ・ショート (Rebecca Short)	シュテファン・シモン (Stefan Simon)
---	------------------------------	------------------------------

オリヴィエ・ヴィニユロン
Olivier Vigneron

取締役会による責任に関するステートメント

当行が知る限りにおいて、かつ適用される報告原則に従って、ドイツ銀行AGの財務諸表は、ドイツ銀行AGの資産、負債、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示しており、当行グループのマネジメント・レポートに統合されたドイツ銀行AGのマネジメント・レポートは、ドイツ銀行AGの予想される展開に関連する主な機会とリスクに係る記述と併せて、ドイツ銀行AGのその展望を含めた経営成績および財政状態に対する公正な評価を含むものである。

フランクフルト・アム・マイン、2025年3月6日

クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)	ジェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke)	ファブリツィオ・カンペリ (Fabrizio Campelli)
--------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------

ベルント・ロイケル (Bernd Leukert)	アレクサンダー・フォン・ツァ・ ミューレン (Alexander von zur Mühlen)	ローラ・パドヴァーニ (Laura Padovani)
------------------------------	--	--------------------------------

クラウディオ・デ・サンクティス (Claudio de Sanctis)	レベッカ・ショート (Rebecca Short)	シュテファン・シモン (Stefan Simon)
---	------------------------------	------------------------------

オリヴィエ・ヴィニユロン
Olivier Vigneron

2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表に対する注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

本書の他の箇所に記載した内容以外に、2024年12月31日以降の当行グループの財務状況および営利状況における重要な変更はない。

(2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記27を参照のこと。

4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則（ドイツ商法（HGB）第340条以下、銀行会計に関する法定規則（RechKredV））に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

（１）一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社（銀行を含む。）は以下の原則に従わなければならない。

- １）「低価主義の原則」に基づき、無形資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般の原則は以下の通りである。

- a．銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
 - b．トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合（上記 a．に従って評価される場合）を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
 - c．資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない（いわゆる「価値凍結法」を使用）。
- ２）「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
 - ３）「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額（売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。）まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産または資産グループの正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

（２）貸借対照表

配 列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行はすべて、ドイツ商法第340条 f に従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条 1 項 1 文および 3 項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の 4 % を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合等、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数値計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

（３）損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

（４）トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が１年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他すべての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

（５）財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

(6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているものの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理等）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含まれないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIFRS第9号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および測定

IFRS第9号では、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（SPPIとも呼ばれる）の両方に基づいて金融資産の分類を決定することが要求される。

ビジネス・モデル

IFRS第9号では3つのビジネス・モデルを使用する。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産
- その他 - トレーディング目的で保有、または「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産

元本および利息のみの支払（Solely Payments of Principal and Interest、SPPI）

金融資産が「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれかのビジネス・モデルで保有されている場合、分類を決定するために、契約上のキャッシュ・フローが、当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。

償却原価で測定する金融資産：

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、公正価値オプションで指定されない限り、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損引当金を調整した金額で測定する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（OCI）に認識され、下記7）で説明されている新たなECLモデルのもとで減損の評価が行われる。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当しない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品は、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有されていた場合であっても、FVTPLで測定しなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：

企業は、当初認識時に、指定しなかった場合には後に償却原価またはFVOCIで測定されるであろう金融資産を、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産または負債の測定もしくはそれらに係る利得または損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう認識または測定の不整合（すなわち会計上のミスマッチ）を、その指定が除去または大幅に低減する場合である。

公正価値の変動をその他の包括利益に表示するものとして指定された資本性金融商品：

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得または損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。当行グループによるこの区分の利用は限定的となる見込みであり、これまで利用されていない。

金融負債：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

トレーディング負債の定義を満たさない一部の金融負債は、公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するためには、金融負債は以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 指定により、測定または認識に生じる不整合が除去されるか、大幅に削減される
- (2) 金融負債のグループが、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され、そのパフォーマンスが評価される
- (3) 金融商品に一つ以上の組込デリバティブが含まれている（ただし、(a)組込デリバティブが契約上必要とされるキャッシュ・フローを大幅に変更しない、または、(b)分離が禁止されていることがほとんど分析せずに明らかである場合を除く）

金融資産の分類変更：

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。

金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合等、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRS第9号において、減損の要求事項は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。FVPLおよびFVOCIオプションを選択した資本性金融商品には減損（損失評価引当金）の要求事項は適用されない。

IFRS第9号には、金融資産の減損について3つのステージのアプローチが含まれている。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- ステージ1：12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- ステージ2：信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失（LTECL）に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間の債務不履行の発生確率（LTPD）に基づくECLの計算が必要となる。このステージでは、信用リスクの増大と、ステージ1の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- ステージ3：信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能なキャッシュ・フローを通じてデフォルト確率（PD）が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

当初認識時の信用減損金融資産はステージ3に純額ベースで分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式、関連会社株式およびその他の有価証券のうち時価のある有価証券について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」は、ヘッジ会計の要件を修正しているが、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択も含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、IFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。

IAS第39号では、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたりリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引または確定約定が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

当行グループは、IAS第39号のEUカーブアウト版に準拠して金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ（公正価値マクロ・ヘッジ）に公正価値ヘッジ会計を適用している。IAS第39号のEUカーブアウト版を適用した目的は、当行グループのヘッジ会計アプローチを当行グループのリスク管理実務および欧州の主要競合他社の会計慣行と整合させることにある。IAS第39号のEUカーブアウトでは、コア預金に公正価値マクロ・ヘッジ会計を適用することができ、ヘッジの非有効性は、適用するすべての公正価値マクロ・ヘッジ会計について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を下回った場合にのみ認識される。予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー額が当初の指定額を上回った場合には認識されない。IASBが公表したIFRSでは、公正価値マクロ・ヘッジのヘッジ会計をコア預金に適用することはできない。さらに、ヘッジの非有効性は、公正価値マクロ・ヘッジのすべてのヘッジ関係について、予定されたタイム・バケットにおける修正後のキャッシュ・フロー見積額が当該期間の当初の指定額を上回った場合と下回った場合のいずれであっても認識される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異を含む確定給付負債（資産）の純額は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、保証提供者が当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、IFRS第17号「保険契約」に従い純損益を通じて公正価値で測定する場合または保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- a) 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- b) 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- a) 賃貸等不動産の概要
- b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- c) 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- d) 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRS第16号「リース」では、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めている。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースは借手によりオフバランスシートで会計処理され、リース料はリース期間にわたり費用として認識される。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースに

については、オペレーティング・リースの処理と同様に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項、および金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項についての開示が求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」において、時価とは、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格をいうと定義されている。

第7【外国為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）から予め外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）またはその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を管理する。実質株主明細表には各実質株主の氏名および普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典.....なし

(3) 株式の譲渡制限.....なし

(4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期毎年12月31日

(ロ) 年次株主総会株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインまたは人口25万超のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。

(ハ) 基準日当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

(ニ) 株券の種類無額面株式の1券種

(ホ) 株券に関する手数料...実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設し、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ヘ) 通知当行が株主に対して行う通知および通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関またはその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

(ト) 公告日本においては公告は行わない。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。ただし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関またはその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関またはその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替えまたは売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨による他、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当 ……実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

本書提出日現在、上場株式（当行株式等）の配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以後に支払いを受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収（地方税については特別徴収）が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収および特別徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、非課税口座（すなわち、日本個人貯蓄口座（NISA））を開設することにより、当該上場株式等に係る配当について非課税措置を受けることができる。

日本の法人が日本国内の支払いの取扱者を通じて支払いを受ける配当については、所得税のみ、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払いを受ける配当については、15.315%、2038年1月1日以後に支払いを受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。

ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。

(ロ) 売買損益……当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、上場株式等への少額の投資に関し、NISAを開設することにより、当該上場株式等に係る譲渡益について非課税措置を受けることができる。

(ハ) 相続税 ……当行株式を相続しまたは遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

ドイツでの課税上の取扱いについては、上記「第1 本国における法制等の概要 - 3 課税上の取扱い」の項を参照のこと。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

当該事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類および提出日は、以下のとおりである。

提出書類	提出年月日
1．有価証券報告書および添付書類	2024年 6 月27日
2．有価証券報告書の訂正報告書 （上記1．の有価証券報告書の訂正）	2024年 6 月27日
3．有価証券届出書および添付書類	2024年 8 月15日
4．有価証券届出書の訂正届出書および添付書類 （上記3．の有価証券届出書の訂正）	2024年 8 月27日
5．半期報告書および添付書類	2024年 9 月26日
6．発行登録書（募集）および添付書類	2025年 4 月11日
7．発行登録書（売出）および添付書類	2025年 4 月11日
8．訂正発行登録書および添付書類 （上記7．の発行登録書の訂正）	2025年 4 月30日
9．訂正発行登録書および添付書類 （上記7．の発行登録書の訂正）	2025年 5 月16日
10．発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年 5 月21日
11．発行登録追補書類（売出）および添付書類	2025年 5 月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)およびその子会社(グループ)の2023年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記(重要性のある会計方針の要約を含む。)から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る銀行のマネジメント・レポートと組み合わされたグループ・マネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、グループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則(リスク・レポートの章)」の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、ならびに「ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント」(グループ・マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該グループ・マネジメント・レポートの一部である。)の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2023年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。当該グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のグループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2023年12月31日現在、グループは、レベル3の公正価値で測定する金融資産を25,599百万ユーロ、金融負債を10,856百万ユーロ保有していた。関連する金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上されている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金（商業用不動産に関連するものを含む。）、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよび公正価値で測定するその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、IFRS第13号の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および13に記載されている。

2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループは5,726百万ユーロの信用損失引当金を認識し、このうち1,358百万ユーロはステージ1およびステージ2の引当金に関連していた。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

マクロ経済の変数に影響を与える、金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびその他のボラティリティの要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると考える。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況进行评估し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

モデルベースの予想信用損失ならびにステージ1およびステージ2に関する調整の計算に含める将来予測的な情報に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および19に記載されている。

3. 債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループはノンリコースの商業用不動産貸出金事業に関連した貸出金に対するエクスポージャー38,192百万ユーロおよび対応する引当金606百万ユーロを認識していた。

債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の識別および算定には、特に借手の支払能力、将来キャッシュ・フローの見積り、観察可能な市場価格、担保権の実行により予想される収入に関して、様々な仮定および見積りのインプットが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると考えている。

監査人の対応

私たちは、商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行の基準の適用を分析した。ステージ3に分類される貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。私たちは経営陣が予測した仮定を裏付ける、または相反する情報を検索し、評価した。私たちはまた、債務不履行に陥ったエクスポージャーの予想信用損失の計算の正確性をテストした。

私たちは、内部の専門家を利用して、商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

グループの商業用不動産貸出金事業に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記19および連結財務諸表の不可欠な一部であるリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「IFRS第9号 減損」の項に記載されている。

4. アセット・マネジメントの現金生成単位ののれんの測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループは2,849百万ユーロののれんを計上しており、これはほとんどがアセット・マネジメントの現金生成単位（CGU）に計上されたものである。

減損テストの目的上、アセット・マネジメントCGUの回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して計算される。これに関連して、利益予測および割引率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

アセット・マネジメントCGUののれんの測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよびアセット・マネジメントCGUに関するのれんの回収可能価額の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当て、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

アセット・マネジメントCGUの予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに、割引率を、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で比較することで評価した。

のれんの回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、アセット・マネジメントCGUののれんの測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

のれんの測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および23に記載されている。

5. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、グループは7,227百万ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびIAS第12号に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連するグループ会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金資産の認識および測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および34に記載されている。

6. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

グループの財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると考えている。

監査人の対応

私たちは、IT全般統制およびグループの財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

グループの財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他記載内容

監査役会は、監査役会の報告書について責任を負っている。業務執行取締役および監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにより、ドイツ株式会社法第161条に基づく宣言について責任を負っている。当該宣言は、統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントならびにドイツ株式会社法第162条に準拠した報酬報告書の一部である。業務執行取締役は、その他すべての点について、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- グループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- グループ・マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の特に以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第297条第2項第4文およびドイツ商法第315条第1項第6文に基づく責任に関するステートメント
- 「ドイツ銀行 - 財務の概要」の項
- 「ドイツ銀行グループ」の項
- 報酬報告書
- ドイツ商法第289fおよび第315d条に基づく「コーポレート・ガバナンス・ステートメント / コーポレート・ガバナンス・レポート」の項
- 「補足的情報」の項

ただし、連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、上記のその他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートにおける開示内容または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続に基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、業務執行取締役は、グループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）について責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、連結財務諸表および監査において得た知識と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表および当該グループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段（システム）について理解する。ただし、これは、これらのシステム自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。

- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2023-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る添付の連結財務諸表および添付のグループ・マネジメント・レポートに対する監査意見を超えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任、ならびにドイツ商法第328条第1項第4文第2号に準拠して連結財務諸表にタグ付けする責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。
- 欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の第4条および第6条の要件（決算日時点で有効な版における）に準拠したインラインXBRL技術（iXBRL）によるESEF文書のタグ付けにより、適切かつ完全に機械読み取り可能なXHTML複製のXBRLコピーが可能かどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2023年5月17日付年次株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2023年8月8日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトのグループ監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートは、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2024年3月11日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

レシュケン	マイ
経済監査士	経済監査士
[ドイツ公認会計監査人]	[ドイツ公認会計監査人]

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) - bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2023, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 sowie den Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung wesentlicher Rechnungslegungsgrundsätze - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst wurde, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, sowie die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Konzernlageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2023 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 S. 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2023 hielt der Konzern zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und finanzielle Verpflichtungen (Level-3) in Höhe von EUR 25.599 Mio. bzw. EUR 10.856 Mio. Die entsprechenden Finanzinstrumente werden in den Bilanzposten "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte", "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Verpflichtungen" und "Zum beizulegenden Zeitwert über die sonstige erfolgsneutrale Eigenkapitalveränderung bewertete finanzielle Vermögenswerte" erfasst.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, einschließlich solcher im Bereich Commercial Real Estate, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des IFRS 13 beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Anhangangaben 1 und 13 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 belief sich die Risikovorsorge im Kreditgeschäft des Konzerns auf EUR 5.726 Mio., wovon sich EUR 1.358 Mio. auf die Risikovorsorge der Stufen 1 und 2 bezogen.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiterer Ursachen für Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Faktoren auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund der signifikanten Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusive etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir

uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge und deren Anpassungen in Bezug auf die Stufen 1 und 2 sind in den Anhangangaben 1 und 19 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten..

3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 belief sich das Kreditvolumen des Konzerns im Bereich regresslose Commercial Real Estate (CRE) Finanzierungen auf EUR 38.192 Mio. und die hierfür gebildete Risikovorsorge auf EUR 606 Mio.

Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit Ermessensentscheidungen und Schätzannahmen zur Einschätzung der Solvenz des Kreditnehmers, Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, beobachtbarer Marktpreise und erwarteter Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten.

Angesichtsder Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung eines Risikovorsorgebedarfs und der Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft, die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer nach IFRS 9 bei CRE-Krediten verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen

Cashflows aus den Finanzinstrumenten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Dabei haben wir auch Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements sowohl untermauern oder widerlegen könnten. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft des Konzerns sind in Anhangangabe 19 des Anhangs zum Konzernabschluss sowie im Abschnitt „Wertminderung nach IFRS 9“ des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten, der ein integraler Bestandteil des Konzernabschlusses ist.

4. Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die zahlungsmittel-generierende Einheit Asset Management

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist der Konzern einen Geschäfts- oder Firmenwert in Höhe von EUR 2.849 Mio. aus, der ausschließlich der zahlungsmittelgenerierenden Einheit (ZGE) Asset Management zugeordnet ist.

Die Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts erfolgt unter Anwendung des Discounted-Cash-Flow Modells. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen und des Diskontierungssatzes getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted-Cash-Flows Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Ermittlung des erzielbaren Betrags des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse der ZGE Asset Management haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres sowie mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit der Diskontierungssatz innerhalb einer Bandbreite von extern verfügbaren Prognosen liegt.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung des der ZGE Asset Management zugeordneten Geschäfts- oder Firmenwerts ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts sind in den Anhangangaben 1 und 23 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist der Konzern latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 7.227 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach IAS 12 bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Konzerngesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steueransprüche sind in den Anhangangaben 1 und 34 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

6. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Konzernrechnungslegung des Konzerns ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Konzernrechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen

IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Konzernrechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Konzernrechnungslegung findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

Sonstige Informationen

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteile der zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sowie für den Vergütungsbericht nach § 162 AktG sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
 - die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB,
- ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben, insbesondere:
- Nichtfinanzieller Bericht,
 - Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 297 Abs. 2 S. 4 HGB i.V.m. § 315 Abs. 1 S. 6 HGB,
 - den Abschnitt "Deutsche Bank - Zusammenfassung der Konzernergebnisse",

- den Abschnitt "Konzern Deutsche Bank",
- Vergütungsbericht,
- den Abschnitt "Erklärung zur Unternehmensführung gemäß § 289f, 315d HGB/Corporate-Governance Bericht" und
- den Abschnitt "Ergänzende Informationen"

aber nicht den Konzernabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Konzernlageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu

liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte

Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt;
- holen wir ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde

liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2023-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als "ESEF-Unterlagen" bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat ("ESEF-Format") in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden "Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt "Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen" weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 S. 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu

ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.
- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 17. Mai 2023 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 8. August 2023 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 11. März 2024

EY GmbH & Co. KG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken
Wirtschaftsprüfer

Mai
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)およびその子会社(グループ)の2024年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記(重要性がある会計方針の情報を含む。)から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)の2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る、銀行のマネジメント・レポートと組み合わせられたグループ・マネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、グループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則」(リスク・レポートの章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント(グループ・マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該グループ・マネジメント・レポートの一部である。)の内容、ならびにグループ・マネジメント・レポートの「サステナビリティ・ステートメント」の項のドイツ商法第289b条および第315d条に基づく非財務報告書の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用された、国際会計基準審議会(IASB)によって発行されたIFRS会計基準およびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2024年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ・マネジメント・レポートは、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。当該グループ・マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のグループ・マネジメント・レポートの「リスク管理原則」(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容、または上述の非財務報告書については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則（No 537/2014、以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、ドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2024年12月31日現在、グループは、レベル3の公正価値で測定する金融資産を26,281百万ユーロ、金融負債を13,382百万ユーロ保有していた。関連する金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債、ならびにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に計上されている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金（商業用不動産に関連するものを含む。）、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これを監査上の主要な検討事項とした。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよび公正価値で測定するその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、IFRS第13号の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のないレベル3の金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および13に記載されている。

2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、グループは6,198百万ユーロの信用損失引当金を認識し、このうち1,390百万ユーロはステージ1およびステージ2の引当金に関連していた。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

マクロ経済の変数に影響を与える、金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびその他のボラティリティの要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると判断した。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

モデルベースの予想信用損失ならびにステージ1およびステージ2に関する調整の計算に含める将来予測的な情報に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および19に記載されている。

3. 債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、グループはノンリコースの商業用不動産貸出金事業に関連した貸出金に対するエクスポージャー36,463百万ユーロおよび対応する引当金795百万ユーロを認識していた。

債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の識別および算定には、特に借手の支払能力、将来キャッシュ・フローの見積り、観察可能な市場価格、担保権の実行により予想される収入に関して、様々な仮定および見積りのインプットが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると判断した。

監査人の対応

私たちは、商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行の基準の適用を分析した。ステージ3に分類される貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。私たちは経営陣が予測した仮定を裏付ける、または相反する情報を検索し、評価した。私たちはまた、債務不履行に陥ったエクスポージャーの予想信用損失の計算の正確性をテストした。

私たちは、内部の専門家を利用して、商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

グループの商業用不動産貸出金事業に関する情報は、連結財務諸表に対する注記19および連結財務諸表の不可欠な一部であるリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「2024年度における重点事項」の「商業用不動産」（「信用リスク・エクスポージャー」の章）の項に記載されている。

4. アセット・マネジメントの現金生成単位ののれんの測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、グループは2,963百万ユーロののれんを計上しており、これはほとんどがアセット・マネジメントの現金生成単位（CGU）に計上されたものである。

減損テストの目的上、アセット・マネジメントCGUの回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して計算される。これに関連して、利益予測、および割引率の算出に用いられる資本資産価格モデルのインプット・パラメータに関する重要な仮定が置かれている。

アセット・マネジメントCGUののれんの測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率による高度な判断に基づくものであるため、これを監査上の主要な検討事項であるとした。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよびアセット・マネジメントCGUの回収可能価額の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当て、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

アセット・マネジメントCGUの予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価するとともに、当該乖離のキャッシュ・フローに対する影響も評価した。さらに、割引率を、外部から入手可能な様々な予測の範囲内で比較することで評価した。

アセット・マネジメントCGUの回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、アセット・マネジメントCGUののれんの測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

のれんの測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および23に記載されている。

5. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、グループは7,249百万ユーロの繰延税金資産純額を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびIAS第12号に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連するグループ会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認済の事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得を見積るために使用された主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に採用された見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金資産の認識および測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および34に記載されている。

6. 民事訴訟および規制執行に係る引当金および偶発負債

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、グループの民事訴訟および規制執行に係る引当金は21億ユーロ、偶発負債は7億ユーロであった。

グループは、グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。引当金の認識および測定、または偶発負債の開示に関する見積りは、現在入手可能な情報ならびに様々な仮定および変数に基づいている。

民事訴訟および規制執行案件には固有の不確実性が存在するため、経済的資源の流出に関して発生可能性を評価し、その額を見積る際に重要な判断が要求される。

一部の民事訴訟および規制執行案件に関する経済的資源の流出の発生可能性および金額に関する経営陣の見積りには、かなりの主観が伴うため、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による民事訴訟および規制執行に係る引当金の認識と測定および偶発負債の開示のプロセスに関する統制を理解し、その整備状況を評価し、運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連事項のサンプルについて、経済的流出の発生可能性および金額（それぞれの事項について考慮された仮定および変数を含む。）に関する経営陣の評価を評価した。これらの手順には、法的解釈の対象となる判断面を詳述する内部および外部の法的分析の検査が含まれていた。また、経営委員会（取締役会を含む。）の主要な会議の議事録、および裁判手続、和解合意、規制当局からの問い合わせや調査報告書等の関連するやりとりも通読した。経営陣から提供された情報を評価するために、外部の法律顧問からやりとりを直接入手し、必要に応じて外部顧問に問い合わせを行った。

私たちは、内部の評価専門家を利用して、関連事項の引当額の決定に用いられた手法を評価し、また、該当する事項について、内部の法律専門家を利用して、経済的流出の発生可能性および引当金の認識額を評価した。

手続の結果、民事訴訟および規制執行に係る引当金の網羅性および正確性に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

法的引当金の測定に関する情報は、連結財務諸表に対する注記の注記01および27に記載されている。

7. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

グループの財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると判断した。

監査人の対応

私たちは、IT全般統制およびグループの財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

グループの財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

手続の結果、グループの財務報告におけるITアクセスおよび変更管理に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他記載内容

監査役会は、監査役会の報告書について責任を負っている。業務執行取締役および監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにより、ドイツ株式会社法第161条に基づく宣言について責任を負っている。当該宣言は、統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントならびにドイツ株式会社法第162条に準拠した報酬報告書の一部である。業務執行取締役は、その他すべての点について、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- 上述の非財務報告書
- グループ・マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- 上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の特に以下の項目。

- ドイツ商法第297条第2項第4文およびドイツ商法第315条第1項第6文に基づく責任に関するステートメント
- 「ドイツ銀行 - 財務の概要」の項
- 「ドイツ銀行グループ」の項
- 報酬報告書
- ドイツ商法第289fおよび第315d条に基づく「コーポレート・ガバナンス・ステートメント / コーポレート・ガバナンス・レポート」の項
- 「第8条に基づく表」の項
- 「補足的情報」の項

ただし、連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、一部が監査対象となっているグループ・マネジメント・レポートにおける開示内容または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続に基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS会計基準およびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、業務執行取締役は、グループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ・マネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ・マネジメント・レポートを作成し、グループ・マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）について責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ・マネジメント・レポートが、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、連結財務諸表および監査において得た知識と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表および当該グループ・マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ・マネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段（システム）について理解する。ただし、これは、グループの内部統制の整備状況および運用状況の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が採用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。

- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRS会計基準およびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体または業務ユニットの財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するための連結財務諸表監査を計画し、実施する。私たちは、グループ監査のために実施される業務の指示、監督および査閲について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ・マネジメント・レポートに係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がグループ・マネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なる可能性があるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2024-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る添付の連結財務諸表および添付のグループ・マネジメント・レポートに対する監査意見を超えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QMS 1(2022年9月)）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任、ならびにドイツ商法第328条第1項第4文第2号に準拠して連結財務諸表にタグ付けする責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関するグループ監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。

- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。
- 欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の第4条および第6条の要件(決算日時点で有効な版における)に準拠したインラインXBRL技術(iXBRL)によるESEF文書のタグ付けにより、適切かつ完全で機械読み取り可能なXHTML複製のXBRLコピーが可能かどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2024年5月16日付年次株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2024年6月30日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトのグループ監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書(長分式監査報告書)と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートは、監査済連結財務諸表および監査済グループ・マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2025年3月10日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

レシュケン	マイ
経済監査士	経済監査士
[ドイツ公認会計監査人]	[ドイツ公認会計監査人]

() 上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものである。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われているが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先する。

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) - bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2024, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 sowie dem Konzernanhang, einschließlich wesentlicher Informationen zu den Rechnungslegungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst wurde, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements" (Kapitel "Risikobericht") des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, sowie die auf der im Konzernlagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Konzernlageberichts ist sowie die in Abschnitt "Nachhaltigkeitserklärung" des Konzernlageberichts enthaltene nichtfinanzielle Konzernerklärung nach § 289b und 315b HGB, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den vom International Accounting Standards Board (IASB) herausgegebenen IFRS Accounting Standards (im Folgenden: "IFRS Accounting Standards"), wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2024 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu dem oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements" (Kapitel "Risikobericht") des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem, zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung und der oben genannten nichtfinanziellen Konzernerklärung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2024 hielt der Konzern zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und finanzielle Verpflichtungen (Level-3) in Höhe von EUR 26.281 Mio. bzw. EUR 13.382 Mio. Die entsprechenden Finanzinstrumente werden in den Bilanzposten "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte", "Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Verpflichtungen" und "Zum beizulegenden Zeitwert über die sonstige erfolgsneutrale Eigenkapitalveränderung bewertete finanzielle Vermögenswerte" erfasst.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexere oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, einschließlich solcher im Bereich Commercial Real Estate, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bestimmung des Fair Value von Finanzinstrumenten und die Ermittlung von nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren wesentlichen Eingangsparametern verschafft. Dazu zählt die Beurteilung der Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der verwendeten Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des IFRS 13 beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Anhangangaben 1 und 13 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 belief sich die Risikovorsorge im Kreditgeschäft des Konzerns auf EUR 6.198 Mio., wovon sich EUR 1.390 Mio. auf die Risikovorsorge der Stufen 1 und 2 bezogen.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanz-instrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten hinsichtlich deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiterer Ursachen für Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Variablen auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makro-ökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind.

Vor dem Hintergrund der signifikanten Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, sowie etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die vom Konzern verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir

uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorge-ermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modell-basierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge und deren Anpassungen in Bezug auf die Stufen 1 und 2 sind in den Anhangangaben 1 und 19 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 belief sich das Kreditvolumen des Konzerns im Bereich non-recourse Commercial Real Estate (CRE) Finanzierungen auf EUR 36.463 Mio. und die hierfür gebildete Risikovorsorge auf EUR 795 Mio.

Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit verschiedenen Annahmen und Schätzungen zu Eingangsparametern, insbesondere hinsichtlich der Solvenz des Kreditnehmers, Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, beobachtbarer Marktpreise und erwarteter Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten.

Angesichts der Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung und Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft, die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer bei CRE-Krediten verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen Cashflows

aus den Krediten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Dabei haben wir Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements untermauern oder widerlegen. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft des Konzerns sind in Anhangangabe 19 des Anhangs zum Konzernabschluss sowie im Abschnitt "Gewerbeimmobilien" im Kapitel "Kreditengagement" (Schwerpunktbereiche in 2024) des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten, der ein integraler Bestandteil des Konzernabschlusses ist.

4. Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die zahlungsmittel-generierende Einheit Asset Management

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 weist der Konzern einen Geschäfts- oder Firmenwert in Höhe von EUR 2.963 Mio. aus, der ausschließlich der zahlungsmittelgenerierenden Einheit (ZGE) Asset Management zugeordnet ist.

Die Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung des Geschäfts- oder Firmenwerts erfolgt unter Anwendung des Discounted-Cash-Flow Modells. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen und der Eingangsparameter des Capital Asset Pricing Model getroffen, aus dem der Diskontierungssatz abgeleitet wird.

Da die Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts für die ZGE Asset Management in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted-Cash-Flows Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Ermittlung des erzielbaren Betrags der ZGE Asset Management verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die

Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markt-erwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse der ZGE Asset Management haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres sowie mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir durch einen Abgleich nachvollzogen, ob der Diskontierungssatz innerhalb der Bandbreite extern verfügbarer Daten liegt.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung der ZGE Asset Management zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung des der ZGE Asset Management zuge-ordneten Geschäfts- oder Firmen-werts ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung des Geschäfts- oder Firmenwerts sind in den Anhangangaben 1 und 23 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 weist der Konzern latente Steueransprüche in Höhe von netto EUR 7.249 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit künftigen zu versteuernden Einkommen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedeten Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungs-sachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern des IAS 12 bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Konzerngesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerspezialisten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steueransprüche sind in den Anhangangaben 1 und 34 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

6. Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 beliefen sich die Rückstellungen des Konzerns für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren auf EUR 2,1 Mrd. und die Eventualverbindlichkeiten auf EUR 0,7 Mrd.

Der Konzern bewegt sich in einem rechtlichen und regulatorischen Umfeld, das erhebliche Rechtsrisiken birgt. Die Schätzungen für Ansatz und Bewertung von Rückstellungen oder die Offenlegung von Eventualverbindlichkeiten beruhen auf gegenwärtig verfügbaren Informationen und einer Vielzahl von Annahmen und Variablen.

Die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen erfordern wesentliche Ermessensentscheidungen, da zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren stets mit Unsicherheiten verbunden sind.

Da die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen bei ausgewählten zivilrechtlichen und aufsichtsbehördlichen Verfahren durch das Management in erheblichem Maße subjektiv ist, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen im Rahmen des Prozesses zur Erfassung und Bewertung von Rückstellungen bzw. Offenlegung von Eventualverbindlichkeiten für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit dieser Kontrollen geprüft.

Hierbei haben wir bei stichprobenhaft ausgewählten relevanten Sachverhalten die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen durch das Management, einschließlich der für den jeweiligen Sachverhalt zugrunde gelegten Annahmen und Variablen, beurteilt. Die entsprechenden Prüfungshandlungen umfassten die Einsichtnahme in interne und externe rechtliche Stellungnahmen, in denen die ermessensbehafteten Aspekte der rechtlichen Auslegung näher erläutert werden. Darüber hinaus nahmen wir eine Durchsicht der Protokolle wichtiger Sitzungen von Managementausschüssen (einschließlich des Vorstands) sowie des damit verbundenen Schriftverkehrs vor, z.B. zu Gerichtsverfahren, Vergleichsvereinbarungen, aufsichtlichen Untersuchungen und Untersuchungsberichten. Wir haben Auskünfte direkt von externen Rechtsberatern eingeholt, um die durch das Management bereitgestellten Informationen zu beurteilen, und haben bei Bedarf externe Rechtsanwälte befragt.

Wir haben interne Bewertungsspezialisten hinzugezogen, um die Bemessungsmethoden für die Rückstellungsbeträge in relevanten Sachverhalten zu beurteilen, sowie interne Rechtsspezialisten, um für ausgewählte Sachverhalte die Wahrscheinlichkeit eines Abflusses und die Höhe der gebildeten Rückstellung zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Vollständigkeit und Richtigkeit der Rückstellungen für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung von Rückstellungen für Rechtsfälle sind in den Anhangangaben 1 und 27 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

7. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Konzernrechnungslegung ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Konzernrechnungslegung relevanten IT-Kontrollumgebung inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehlerauf-deckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Daten-verarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungs-handlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der system-seitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen.

Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Konzern-rechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Konzernrechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Konzernrechnungslegung findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

Sonstige Informationen

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sowie für den Ver-gütungsbericht nach § 162 AktG sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Infor-mationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- die oben genannte nichtfinanzielle Konzernerklärung,
- den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements" (Kapitel "Risikobericht") des Konzernlageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- die oben genannte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben, insbesondere:

- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 297 Abs. 2 Satz 4 HGB i.V.m. § 315 Abs. 1 Satz 6 HGB,
- den Abschnitt "Deutsche Bank - Zusammenfassung der Konzernergebnisse",
- den Abschnitt "Konzern Deutsche Bank",
- Vergütungsbericht,
- den Abschnitt "Erklärung zur Unternehmensführung gemäß § 289f, 315d HGB ",
- den Abschnitt "Artikel 8 Tabellen " und
- den Abschnitt "Ergänzende Informationen"

aber nicht den Konzernabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Konzernlageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kennt-nissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund

von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzern-lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen des Konzerns bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammen-hängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fort-führen kann;
- beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Konzern-abschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt;
- planen wir die Konzernabschlussprüfung und führen sie durch, um ausreichende, geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungs-legungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftsbereiche innerhalb des Konzerns einzuholen als Grundlage für die Bildung der Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlage-bericht. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Beaufsichtigung und Durchsicht der für Zwecke der Konzernabschlussprüfung durchgeführten Prüfungstätigkeiten. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;

- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche_Bank_AG_KA+KLB_ESEF-2024-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als "ESEF-Unterlagen" bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat ("ESEF-Format") in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden "Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts" enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt "Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen" weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen des IDW Qualitätsmanagementstandards: Anforderungen an das Qualitätsmanagement in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QMS 1 (09.2022)) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen

Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.
- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 16. Mai 2024 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 30. Juni 2024 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 10. März 2025

EY GmbH & Co. KG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken
Wirtschaftsprüfer

Mai
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト (フランクフルト・アム・マイン) 御中

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト (フランクフルト・アム・マイン) の2023年12月31日現在の貸借対照表および2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記 (注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。) から成る年次財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る、グループ・マネジメント・レポートと組み合わされたマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「リスク管理原則 (リスク・レポートの章) 」の項の最終段落 (リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。) ならびにドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント (マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該マネジメント・レポートの一部である。) の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の2023年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として機関の状況に関する適切な概観を示している。当該マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のマネジメント・レポートのリスク管理原則 (「リスク・レポート」の章) の項の最終段落 (リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。) ならびに上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則 (No 537/2014、以下「EU監査規則」という。) に準拠し、またドイツ経済監査士協会 (IDW) が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、機関から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

年次財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2023年12月31日現在、銀行は、トレーディング資産を247,596百万ユーロ、トレーディング負債を191,329百万ユーロ保有していた。いずれの科目にも、評価が観察不能なインプットに基づく金融商品が含まれている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金（商業用不動産に関連するものを含む。）、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよび公正価値で測定するその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、ドイツ商法第340e条の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、トレーディング資産および負債」の項に記載されている。

2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

マクロ経済の変数に影響を与える、金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびその他のボラティリティの要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると考える。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況进行评估し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」の項に記載されている。

3. 債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の識別および算定には、特に借手の支払能力、将来キャッシュ・フローの見積り、観察可能な市場価格、担保権の実行により予想される収入に関して、様々な仮定および見積りのインプットが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると考えている。

監査人の対応

私たちは、商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは、信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行の基準の適用を分析した。ステージ3に分類される貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。私たちは経営陣が予測した仮定を裏付ける、または相反する情報を検索し、評価した。私たちはまた、債務不履行に陥ったエクスポージャーの予想信用損失の計算の正確性をテストした。

私たちは、内部の専門家を利用して、商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

当行の商業用不動産貸出金事業に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」およびリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「資産の質」の項に記載されている。

4. 関係会社に対する投資の評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、銀行は29,282百万ユーロの関係会社に対する投資を計上している。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。公正価値は、各関係会社の割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいて決定される。これに関連して、利益予測および割引率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

関係会社に対する投資の測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率による高度な判断に基づくものであるため、これは監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよび関係会社に対する投資の公正価値の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当て、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

関係会社に対する投資の予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに私たちは、割引率を、外部から入手可能な様々な予測と比較することにより評価した。関連会社に対する投資の回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、関係会社に対する投資の評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

関係会社に対する投資の評価に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、関係会社および参加関係のある会社に関する情報」の項に記載されている。

5. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2023年12月31日現在、銀行は6,698百万ユーロの繰延税金を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認された事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定は監査上の主要な検討事項である。

監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびドイツ商法第274条に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連する被支配会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積りにおける主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に際して行われた見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金の認識および測定に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、繰延税金」の項に記載されている。

6. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

銀行の財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、銀行の財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると考え

監査人の対応

私たちは、IT全般統制および銀行の財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

銀行の財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

ITアクセスおよび変更管理に関する手続の結果、銀行の財務報告においていかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他記載内容

業務執行取締役は、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- マネジメント・レポートで言及するウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の以下の項目。

- 非財務報告書
- ドイツ商法第264条第2項第3文およびドイツ商法第289条第1項第5文に基づく責任に関するステートメント

ただし、年次財務諸表、一部が監査対象となっているマネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべきものはない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、機関が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体として機関の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）について責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する機関の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として機関の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および当該マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段（システム）について理解する。ただし、これは、機関のこれらのシステム自体の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が使用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、機関の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機関は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、機関の状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がマネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2023-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2023年1月1日から2023年12月31日までの事業年度に係る添付の年次財務諸表および添付のマネジメント・レポートに対する監査意見を超えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準：「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QS 1）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2023年5月17日付年次株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2023年8月8日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された年次財務諸表およびマネジメント・レポートは、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2024年3月11日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

レシュケン	マイ
経済監査士	経済監査士
[ドイツ公認会計監査人]	[ドイツ公認会計監査人]

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2023 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, der mit den Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem sowie die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Lageberichts ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2023 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrV0") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften

und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchstabe f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2023 weist die Bank Handelsaktiva in Höhe von EUR 247.596 Mio. und Handelspassiva in Höhe von EUR 191.329 Mio. aus. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern basiert.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexe oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, einschließlich solcher im Bereich Commercial Real Estate, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich vor allem bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen beurteilt. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der Verwendung von Bewertungsmodellen und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvollzogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des § 340e HGB beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanzinstrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwände gegen die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterung zur Bilanz "Handelsbestand" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Wertberichtigung in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische

Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten aufgrund deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiteren Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Faktoren auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökonomischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind. Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, inklusiver etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 in Verbindung mit den Anforderungen der Verlautbarung IDW RS BFA 7 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unterschiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modellergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitätsanalyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge sind in dem Abschnitt Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Risikovorsorge in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit Ermessensentscheidungen und Schätzannahmen zur Einschätzung der Solvenz des Kreditnehmers, Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, beobachtbarer Marktpreise und erwartete Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten.

Angesichts der Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung eines Risikovorsorgebedarfs und der Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft, die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer nach IFRS 9 bei CRE-Krediten verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen Cashflows aus den Finanzinstrumenten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Dabei haben wir auch Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements sowohl untermauern oder widerlegen könnten. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft der Bank sind im Abschnitt „Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden“ des Anhangs zum Jahresabschluss sowie im Abschnitt „Qualität der Vermögenswerte“ des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten.

4. Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist die Bank Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 29.282 Mio. aus.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Die Ermittlung des beizulegenden Werts basiert auf einem Discounted-Cash-Flow Modell für das jeweilige verbundene Unternehmen. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen und des Diskontierungssatzes getroffen. Der Diskontierungssatz wird unter Zugrundelegung des Capital Asset Pricing Model abgeleitet.

Da die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted-Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markterwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse aus den Anteilen an verbundenen Unternehmen haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und die Ergebnisprognosen des Vorjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir untersucht, inwieweit der Diskontierungssatz innerhalb von Bandbreiten extern verfügbarer Prognosen liegt.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Angaben zu verbundenen Unternehmen und Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht" des Anhangs zum Jahresabschlusses enthalten.

5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2023 weist die Bank latente Steueransprüche in Höhe von EUR 6.698 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit zukünftigen steuerpflichtigen Erträgen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedetem Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern nach § 274 HGB bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Organgesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die

geschätzten künftigen steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerexperten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Latente Steuern" des Anhangs des Jahresabschlusses enthalten.

6. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung der Bank ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung der Bank als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Rechnungslegung der Bank relevanten IT-Kontrollumgebung, inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen, beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehleraufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungsmanagement in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungskontrollen. Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungshandlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und

genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Rechnungslegung haben wir interne Experten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Rechnungslegung findet sich im zusammengefassten Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung".

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste „Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB“,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben:

- Nichtfinanzieller Bericht,
- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 264 Abs. 2 Satz 3 HGB i.V.m. § 289 Abs. 1 Satz 5 HGB,

aber nicht den Jahresabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Lageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung

mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist höher als das Risiko, dass aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass /eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann;
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buch-führung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt;
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde

liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2023-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2023 bis zum 31. Dezember 2023 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu

ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 17. Mai 2023 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 8. August 2023 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Abschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk

und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 11. März 2024

EY GmbH & Co. KG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken

Wirtschaftsprüfer

Mai

Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)御中

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(フランクフルト・アム・マイン)(傘下の支店とともに、ISA [DE] 600(改訂)で定義されるグループを構成する。)の2024年12月31日現在の貸借対照表および2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに年次財務諸表に対する注記(注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。)から成る年次財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る、グループ・マネジメント・レポートと組み合わされたマネジメント・レポートについて監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、マネジメント・レポートの「リスク管理原則」(リスク・レポートの章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス・ステートメント(マネジメント・レポートに記載のウェブサイトで公開されており、当該マネジメント・レポートの一部である。)の内容、ならびにグループ・マネジメント・レポートの「サステナビリティ・ステートメント」の項のドイツ商法第289b条および第315d条に基づく非財務報告書の内容については監査を行っていない。

私たちの監査において得た知識に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の2024年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のマネジメント・レポートは、全体として機関の状況に関する適切な概観を示している。当該マネジメント・レポートは、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。私たちは、上述のマネジメント・レポートの「リスク管理原則」(「リスク・レポート」の章)の項の最終段落(リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。)、上述の統合コーポレート・ガバナンス・ステートメントの内容、ならびに上述の非財務報告書については意見を表明しない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの法令遵守に関するいかなる検出事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則(No 537/2014、以下「EU監査規則」という。)に準拠し、またドイツ経済監査士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、ドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、機関から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

年次財務諸表監査における監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

以下に、私たちが監査上の主要な検討事項であると判断したものについて記す。

1. 活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの公正価値を設定するために評価技法を使用している。2024年12月31日現在、銀行は、トレーディング資産を301,057百万ユーロ、トレーディング負債を216,798百万ユーロ保有していた。いずれの科目にも、評価が観察不能なインプットに基づく金融商品が含まれている。

活発な市場における取引価格がない金融商品および関連するインプットには、複雑なモデルを使用して評価されるストラクチャード・デリバティブ、より複雑なまたは流動性の低いOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い貸出金（商業用不動産に関連するものを含む。）、評価調整を算定するために使用される信用スプレッド、および満期までの期間が長い金融商品に関する観察不能なその他の重要なインプットが含まれている。

活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価は、使用される評価技法およびモデルの性質が複雑であることと、使用される重要なインプットが観察不能であるために経営陣の仮定および判断に基づく度合いが高いことから、これを監査上の主要な検討事項とした。

監査人の対応

私たちは、経営陣による金融商品の公正価値決定プロセスおよびそれに含まれる重要な観察不能なインプットの決定に関する統制を理解し、その整備状況の評価し、運用状況の有効性をテストした。これには、独立した価格検証、モデルの限界の評価を含む評価モデルの独立した検証、評価モデルの使用に関するモニタリング、ならびに公正価値調整の計算に関連する統制が含まれる。

私たちは、評価技法、モデルおよび手法を評価し、これらのモデルで使用された重要なインプットをテストした。私たちは、独立したモデルおよびインプットを使用し、活発な市場における相場価格のないデリバティブおよび公正価値で測定するその他の金融商品のサンプルについて独立した再評価を実施した。私たちはまた、使用された代用インプットのサンプルの妥当性を、市場データソースとの比較によって独立して評価し、関連する金融商品との関連性を評価した。

さらに、私たちは、ドイツ商法第340e条の要件に対して公正価値調整の算定に経営陣が使用した手法およびインプットを評価し、独自の独立したデータおよび手法を用いてこれらの評価調整のサンプルの再計算を実施した。

私たちは、評価モデル、独立した再評価および公正価値調整に関連する手続において、内部の金融商品評価の専門家を利用した。

手続の結果、活発な市場における相場価格のない金融商品および関連するインプットの評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

公正価値測定に使用された評価技法、モデルおよび手法に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、トレーディング資産および負債」の項に記載されている。

2. モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7 の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

非デフォルト金融商品（IFRS第9号のステージ1およびステージ2）に係るモデルベースの予想信用損失の計算に使用されたデフォルト確率（PD）の見積りは、現在の経済動向および将来的なマクロ経済予測（国内総生産および失業率等）を組み込んだ過去の情報に基づいている。将来のマクロ経済の動向に関する基本シナリオを複数のシナリオに変換する際に、統計的手法が使用されている。これらのシナリオは、予想信用損失の計算に使用される、格付別および相手先別の複数年に係るPDカーブを導出する際の基礎となっている。

マクロ経済の変数に影響を与える、金利の著しい変動、現在の地政学的な紛争およびその他のボラティリティの要因に関する経済の不確実性を考慮すると、将来予測的な情報の見積りには重要な判断が要求される。これらの不確実性を反映するために、経営陣は、マクロ経済変数を調整するかマネジメント・オーバーレイを含めるかのいずれかにより、マクロ経済変数を予想信用損失モデルと予測手法に含めるための標準プロセスを調整するかどうかを評価する必要がある。

IFRS第9号に基づく減損の対象となる保有する非デフォルト金融商品の重要性、経済の不確実性、および重要な判断が用いられているという観点から、私たちは、モデルベースの予想信用損失およびそれに関連する調整の計算に含める将来予測的な情報は監査上の主要な検討事項であると判断した。

監査人の対応

私たちは経営陣が実行したプロセスを理解し、IFRS第9号の要件に関する将来予測的な情報の選定、決定、モニタリングおよび検証に係る統制の整備状況の評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、モデル検証プロセスを通じて行われる、経営陣による予想信用損失モデルおよび予測手法の見直しを評価した。さらに、私たちは選定された変数を基本シナリオに含めるために使用された方法および複数のシナリオの結果を評価した。

私たちは、基本シナリオのマクロ経済予測を、外部ソースが公表したマクロ経済予測と比較することによって評価した。

また、経営陣がマクロ経済変数を含めるために標準プロセスを調整するかどうか、またはマネジメント・オーバーレイを通じてモデルの結果を調整するかどうかを決定するにあたって適用した手法についても評価した。その際、経営陣の感応度分析の結果を評価し、使用されたマクロ経済変数を私たち独自のベンチマーク分析と比較した。また、経営陣の手法に従い、予想信用損失の計算にあたって調整が考慮されていることを評価した。

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報の評価にあたり、私たちは内部の信用リスク・モデリングの専門家を利用した。

手続の結果、モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

モデルベースの予想信用損失の計算に含める将来予測的な情報に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」の項に記載されている。

3. 債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

経営陣は、IDW AcP BFA 7 の要件を適用し、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したとみなされる金融資産について、IFRS第9号に従って信用損失引当金を認識している。

債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーの予想信用損失の識別および算定には、特に借手の支払能力、将来キャッシュ・フローの見積り、観察可能な市場価格、担保権の実行により予想される収入に関して、様々な仮定および見積りのインプットが使用される。

商業用不動産事業に関連する債務不履行に陥った貸出金エクスポージャーが増加していること、経済的な不確実性が存在すること、重要な判断が用いられることから、私たちは債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失（ECL）を監査上の主要な検討事項であると判断した。

監査人の対応

私たちは、商業用不動産貸出金事業における借手の予想信用損失の識別および算定に係るプロセスを理解した。私たちは、信用リスク格付、IFRS第9号に基づく債務不履行基準の適用およびステージ3への振替、ならびに予想信用損失の算定に関する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、IFRS第9号に基づく債務不履行の貸出金を決定するために経営陣が使用した基準を評価した。

商業用不動産貸出金のサンプルについて、私たちは予想信用損失のステージを決定するために使用された債務不履行の基準の適用を分析した。ステージ3に分類される貸出金について、私たちは担保価値、借手の支払能力ならびに市場および業界予測に係る公開情報を評価することにより、貸出金エクスポージャーからの将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定を評価した。私たちは経営陣が予測した仮定を裏付ける、または相反する情報を検索し、評価した。私たちはまた、債務不履行に陥ったエクスポージャーの予想信用損失の計算の正確性をテストした。

私たちは、内部の専門家を利用して、商業用不動産担保の評価をサンプルベースで評価した。

手続の結果、債務不履行に陥った商業用不動産貸出金の予想信用損失に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

銀行の商業用不動産貸出金事業に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」およびリスク・レポート（統合マネジメント・レポート）の「2024年度における重点事項」の「商業用不動産」（「信用リスク・エクスポージャー」の章）の項に記載されている。

4. 関係会社に対する投資の評価

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、銀行は31,683百万ユーロの関係会社に対する投資を計上している。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い方の金額で計上される。公正価値は、各関係会社の割引キャッシュ・フロー・モデルに基づいて決定される。これに関連して、利益予測および割引率に関する重要な仮定が置かれている。割引率は、資本資産価格モデルを用いて算出される。

関係会社に対する投資の測定は、割引キャッシュ・フロー・モデルに含まれる利益予測および割引率による高度な判断に基づくものであるため、これを監査上の主要な検討事項とした。

監査人の対応

私たちは、利益予測の策定プロセスおよび関係会社に対する投資の公正価値の計算プロセスについて理解した。これに関して、私たちはまた、利益予測および割引率に関する経営陣の統制を理解し、当該統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

前年度からの重要な変更に焦点を当て、上述の重要な仮定の分析を行った。この点について、私たちは、外部の市場予想との比較により、割引キャッシュ・フロー・モデルに使用された重要な仮定の整合性および妥当性を評価した。

関係会社に対する投資の予想将来キャッシュ・フローの分析にあたり、私たちは、利益予測を前事業年度の予測および達成した実績と比較し、重要な乖離について評価した。さらに私たちは、割引率を、外部から入手可能な様々な予測と比較することにより評価した。関係会社に対する投資の回収可能性に関して置かれた上記の仮定の評価にあたり、私たちは、内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、関係会社に対する投資の評価に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

関係会社に対する投資の評価に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、関係会社および参加関係のある会社に関する情報」の項に記載されている。

5. 繰延税金資産の認識および測定

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、銀行は6,121百万ユーロの繰延税金を計上している。

繰延税金資産の認識および測定は、潜在的な将来の課税所得に対する繰越欠損金および将来減算一時差異の利用可能性の見積りに基づいている。この見積りは、とりわけ、承認済の事業計画に基づく経営成績の予測に関する仮定に基づいている。

将来の課税所得ならびに繰越欠損金の利用可能性に関する見積りには判断を用いることから、繰延税金資産の認識および測定を監査上の主要な検討事項とした。

監査人の対応

私たちは、将来減算一時差異および繰越欠損金が税法の規定およびドイツ商法第274条に基づく繰延税金の会計処理規則に準拠して、それぞれの法域において識別され、測定されているかどうかを判断するためのプロセスを理解し、関連する統制の整備状況を評価し、その運用状況の有効性をテストした。

私たちは、関連する被支配会社および税務申告グループの将来の課税所得を見積る基礎として、承認された事業計画の要素を策定し、配分するために使用される仮定をテストした。

さらに、私たちは、将来の課税所得の見積もるために使用された主要な仮定を分析することにより、繰延税金資産の認識を評価した。私たちは、基礎となる主要な仮定を外部から入手可能な過去および将来のデータと比較することにより、経営成績の予測に採用された見積りを評価した。また、過去の予測を実績と比較した。さらに、税額調整の見積りを評価し、それぞれの繰延税金資産の利用期間について感応度分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性に関して使用された仮定の評価にあたり、私たちは、私たちの税務の専門家および内部の事業評価の専門家を利用した。

手続の結果、繰延税金資産の認識および測定に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

繰延税金の認識および測定に関する情報は、年次財務諸表に対する注記の「一般的な情報、作成の基礎」および「貸借対照表注記、繰延税金」の項に記載されている。

6. 民事訴訟および規制執行に係る引当金および偶発負債

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

2024年12月31日現在、銀行の民事訴訟および規制執行に係る引当金は969百万ユーロであった。

銀行は、銀行を重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。引当金の認識および測定、または偶発負債の開示に関する見積りは、現在入手可能な情報ならびに様々な仮定および変数に基づいている。

民事訴訟および規制執行案件には固有の不確実性が存在するため、経済的資源の流出に関して発生可能性を評価し、その額を見積る際に重要な判断が要求される。

一部の民事訴訟および規制執行案件に関する経済的資源の流出の発生可能性および金額に関する経営陣の見積りには、かなりの主観が伴うため、これを監査上の主要な検討事項とした。

監査人の対応

私たちは、経営陣による民事訴訟および規制執行に係る引当金の認識と測定および偶発負債の開示のプロセスに関する統制を理解し、その整備状況を評価し、運用状況の有効性をテストした。

私たちは監査において、経営陣により費やされた経済的資源の発生可能性および見積り（関連する論点に適用された仮定および変数を含む。）に関する経営陣の評価を評価した。私たちの監査手続には、法的判断および解釈の詳細な説明を提供する内部および外部の法律意見の検査が含まれていた。また、経営委員会（取締役会を含む。）の主要な会議の議事録、および法的手続、和解合意、規制当局による調査や調査報告書等の関連するやりとりも査閲した。経営陣から提供された情報を評価するために、外部の法律顧問から情報を直接入手し、必要に応じて外部弁護士に相談した。

私たちは、内部の評価専門家に相談して、関連事項の引当額の算定方法を評価し、また、一部の事項について、内部の法律専門家に相談して、経済的流出の発生可能性および引当金の認識額を評価した。

監査手続の結果、民事手続および規制手続に係る引当金の網羅性および正確性に関していかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

訴訟に係る引当金の測定に関する開示は、年次財務諸表に対する注記の注記01および20に記載されている。

7. 財務報告におけるITアクセスおよび変更管理

当該事項が監査上の主要な検討事項であると判断した理由

銀行の財務報告の正確性は、日々処理される取引が相当数あるため、使用されるITの信頼性および継続性に大きく依存している。

信頼性が高く継続的なデータ処理への依存度が高いこと、また、IT統制が内部統制システムの広範囲にわたることを踏まえ、私たちは、銀行の財務報告におけるITアクセスおよび変更管理を監査上の主要な検討事項であると判断した。

監査人の対応

私たちは、IT全般統制および銀行の財務報告に関連するIT業務処理統制を含むIT統制環境を評価した。私たちの手続では、現在のIT統制環境に対する当年度中の変更も範囲に含まれる。

さらに、私たちは、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムにわたるユーザー・アクセス管理および変更管理に関連して、エラーの防止および検出のためのIT全般統制の運用状況の有効性をテストした。また、私たちは、自動化されたデータ処理、データフィードおよびインターフェースに関するIT業務処理統制をテストした。ITアクセス管理に関連する監査手続には、ユーザー・アクセスのプロビジョニングおよび削除、特権ユーザー・アクセス、定期的なアクセス権の更新、システムのセキュリティ設定およびユーザー認証に係る統制が含まれるが、これらに限定されない。

IT変更管理に関連する監査手続には、本稼働環境における変更が導入前にテストされ承認されていたかどうか、また、変更を実行する機能が認可されたユーザーに限定されていたかどうかの評価が含まれるが、これらに限定されない。

銀行の財務報告プロセスにおけるITアクセスおよび変更管理の評価にあたり、私たちは、IT監査の領域に特化した専門性を有する内部の専門家を利用した。

ITアクセスおよび変更管理に関する手続の結果、銀行の財務報告においていかなる検出事項も発見されなかった。

関連する開示の参照先

財務報告に係る内部統制の一般的な説明については、統合マネジメント・レポートの「財務報告に係る内部統制」の項を参照のこと。

その他記載内容

業務執行取締役は、その他記載内容の責任を負っている。その他記載内容は、以下で構成される。

- 上述の非財務報告書
- マネジメント・レポートのリスク管理原則（「リスク・レポート」の章）の項の最終段落（リスク・マネジメント・フレームワークおよび内部統制システムに関する経営陣のステートメントについて記載されている。）
- マネジメント・レポートに記載されているウェブサイトで公開されている、ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンスに関する宣言の要約。

および本監査報告書発行前に入手した版の年次報告書に含まれる、その他の以下の項目。

- ドイツ商法第264条第2項第3文およびドイツ商法第289条第1項第5文に基づく責任に関するステートメント

ただし、年次財務諸表、一部が監査対象となっているマネジメント・レポートおよび私たちの監査報告書は含まれない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見は、その他記載内容を対象としておらず、したがって私たちは、その他記載内容に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他記載内容を通読し、その際に、当該その他記載内容について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、マネジメント・レポートまたは私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

私たちが実施した手続きに基づき、その他記載内容に重要な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私たちはその事実を報告することが求められている。これに関して、私たちが報告すべき事項はない。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する業務執行取締役および監査役会の責任

業務執行取締役は、すべての重要な点について、機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、業務執行取締役は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正（虚偽の財務報告および資産の流用等）または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するにあたり、業務執行取締役は、機関が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、業務執行取締役は、全体として機関の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するマネジメント・レポートを作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したマネジメント・レポートを作成し、マネジメント・レポートにおける監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、業務執行取締役が必要と判断した取決めおよび手段（システム）について責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートの作成に関する機関の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

年次財務諸表およびマネジメント・レポートの監査に関する監査人の責任

私たちの目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにマネジメント・レポートが、全体として機関の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表およびマネジメント・レポートに対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および当該マネジメント・レポートに基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表およびマネジメント・レポートの重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制およびマネジメント・レポート監査に関連する取決めおよび手段（システム）について理解する。ただし、これは、銀行の内部統制の整備状況および運用状況の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 業務執行取締役が採用した会計方針の適切性および業務執行取締役によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 業務執行取締役が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、機関の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表およびマネジメント・レポートの関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機関は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して機関の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ・マネジメント・レポートに対する意見を表明するため、グループ内の事業体または業務ユニットの財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するための連結財務諸表監査を計画し、実施する。私たちは、グループ監査のために実施される業務の指示、監督および査閲について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- マネジメント・レポートに係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、機関の状況に関する概観について評価する。
- 業務執行取締役がマネジメント・レポートにおいて表示した将来予測的な情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に業務執行取締役が将来予測的な情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、将来予測的な情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、将来予測的な情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が将来予測的な情報と大きく異なる可能性があるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の主要な検出事項を、報告している。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証に係る報告

意見

私たちは、添付の電子ファイル[Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2024-12-31.zip]に含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製（以下「ESEF文書」という。）が、すべての重要な点において、電子報告様式（以下「ESEFフォーマット」という。）に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているかどうかについて合理的な保証を得るために、ドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証手続を実施した。ドイツの法的要件に従い、この保証手続の範囲は、年次財務諸表およびマネジメント・レポートに含まれる情報をESEFフォーマットに変換することに限定される。したがって、当該保証はこれらの複製に含まれる情報または上述のファイルに含まれる他の情報のいずれにも関連するものではない。

私たちは、上述のファイルに含まれる、公表目的で作成された年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製が、すべての重要な点において、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件を遵守しているものと認める。私たちは、当該複製に含まれる情報および上述のファイルに含まれるその他記載内容のいずれについても、この保証意見および上記の「年次財務諸表およびマネジメント・レポートに関する監査報告書」に含まれる2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に係る添付の年次財務諸表および添付のマネジメント・レポートに対する監査意見を超えて、保証意見を表明するものではない。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条第3a項およびIDW保証基準「公表目的で作成された財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製に関するドイツ商法第317条第3a項に準拠した保証」（IDW AsS 410）（2022年6月）ならびに国際保証業務基準第3000号（改訂）に準拠し、上述のファイルに含まれる年次財務諸表およびマネジメント・レポートの複製について保証手続を実施した。これらの基準に基づく私たちの責任については、「ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちの監査事務所では、IDW品質管理基準第1号「監査事務所における品質管理の要件」（IDW QMS 1(2022年9月)）を適用している。

ESEF文書に関する業務執行取締役および監査役会の責任

会社の業務執行取締役は、ドイツ商法第328条第1項第4文第1号に準拠して年次財務諸表およびマネジメント・レポートの電子的複製を含むESEF文書を作成する責任を負っている。

さらに、会社の業務執行取締役は、電子報告様式に関するドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守のないESEF文書を作成するために、業務執行取締役が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成プロセスを監督する責任を負っている。

ESEF文書の保証手続に関する監査人の責任

私たちの目的は、ESEF文書にドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守がないかどうかについて、合理的な保証を得ることにある。私たちは、保証手続を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- ドイツ商法第328条第1項の要件の重要な、意図的または意図的でない不遵守リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した保証手続を策定、実施し、保証意見の基礎となる十分かつ適切な保証の証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な保証手続を策定するために、ESEF文書の保証に関連する内部統制について理解する。ただし、これは、これらの統制の有効性に対する保証意見を表明するためではない。
- ESEF文書の技術的妥当性、すなわち、ESEF文書を含むファイルが、決算日時点で有効な版で、このファイルの技術仕様に関する欧州委員会委任規則(EU)第2019/815号の要件を満たしているかどうかを評価する。
- ESEF文書により、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートと同等の内容でXHTML複製が可能かどうかを評価する。

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2024年5月16日付年次株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2024年6月30日付監査役会に出席した。私たちは、2020年度より連続でドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

その他の事項 - 監査報告書の使用

私たちの監査報告書は常に、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートならびに保証されたESEF文書と併読されなければならない。ドイツの会社登記簿において公表される版を含む、ESEFフォーマットに変換された年次財務諸表およびマネジメント・レポートは、監査済年次財務諸表および監査済マネジメント・レポートの電子的複製にすぎず、代替するものではない。特に、ESEFフォーマットの監査報告書およびそこに含まれる私たちの保証意見は、電子形式で提供される保証されたESEF文書と併せた形でのみ使用されるものとする。

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人

当エンゲージメントにおける監査責任者であるドイツ公認会計監査人は、ホルガー・レシュケン氏である。

エシュボルン / フランクフルト・アム・マイン、2025年3月10日

イーワイ・ゲーエムベーハー・アンド・コー・ケーゲー
監査法人

レシュケン 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]	マイ 経済監査士 [ドイツ公認会計監査人]
--------------------------------	-----------------------------

() 上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものである。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われているが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先する。

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main (die, einschließlich ihrer unselbständigen Niederlassungen, den Konzern, wie in ISA [DE] 600 (Revised) definiert, umfasst), – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2024 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, der mit den Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 geprüft. Den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem sowie die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung gemäß §§ 289f und 315d HGB, die Bestandteil des Lageberichts ist, und den Inhalt der nichtfinanziellen Erklärung nach §§ 289b und 315d HGB im Abschnitt "Nachhaltigkeitserklärung" des Konzernlageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2024 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Wir geben kein Prüfungsurteil zu den oben genannten im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem und zu dem Inhalt der oben genannten zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung und der oben genannten nichtfinanziellen Erklärung ab.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden "EU-APrVO") unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt "Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts" unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchstabe f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend beschreiben wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte:

1. Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management verwendet Bewertungsverfahren zur Bestimmung des beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern. Zum 31. Dezember 2024 weist die Bank Handelsaktiva in Höhe von EUR 301.057 Mio. und Handelspassiva in Höhe von EUR 216.798 Mio. aus. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern basiert.

Zu den betreffenden Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern zählen insbesondere strukturierte Derivate, die anhand komplexer Modelle bewertet werden, komplexere oder illiquide OTC-Derivate, notleidende Kredite, hochgradig strukturierte Anleihen, illiquide Kredite, einschließlich solcher im Bereich Commercial Real Estate, für die Ermittlung von Bewertungsanpassungen verwendete Credit Spreads sowie weitere wesentliche Eingangsparameter, die sich vor allem bei Finanzinstrumenten mit längeren Laufzeiten nicht beobachten lassen.

Da die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem Markt beobachtbaren Eingangsparametern aufgrund der hohen Komplexität der angewandten Bewertungsverfahren und -

modelle in hohem Maße von Annahmen und Ermessensentscheidungen des Managements abhängig ist, haben wir diesen Sachverhalt als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt bestimmt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis über die vom Management angewandten Prozesse zur Beizulegenden Zeitwerts von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren wesentlichen Eingangsparametern verschafft. Dazu zählt die Beurteilung der Angemessenheit und Wirksamkeit der diesbezüglich implementierten Kontrollen. Dies betraf insbesondere die Kontrollen im Rahmen der unabhängigen Preisverifizierung, der unabhängigen Validierung von Bewertungsmodellen, einschließlich der Beurteilung von Modellbeschränkungen, der Überwachung der Verwendung von Bewertungsmodelle und der Berechnung von Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts.

Wir haben die Bewertungsverfahren, -modelle und -methoden beurteilt und die wesentlichen Eingangsparameter, die in den Modellen verwendet wurden, nachvoll-zogen. Wir haben unter Verwendung eigener Modelle und Eingangsparameter eine unabhängige Bewertung einer Stichprobe von zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Derivaten und sonstigen Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Parametern vorgenommen. Darüber hinaus erfolgte auf Stichprobenbasis eine unabhängige Beurteilung der Angemessenheit von verwendeten Schätzparametern durch einen Abgleich mit Marktdaten sowie die Beurteilung der Relevanz der verwendeten Schätzparameter für die zugehörigen Finanzinstrumente.

Weiterhin haben wir die vom Management zur Ermittlung der Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts verwendeten Methoden und Eingangsparameter auf Basis der Anforderungen des § 340e HGB beurteilt. Für stichprobenhaft ausgewählte Bewertungsanpassungen haben wir unter Verwendung unserer eigenen unabhängigen Daten und Methoden Nachberechnungen durchgeführt.

Wir haben bei unseren Prüfungshandlungen in Bezug auf die Bewertungsmodelle, die unabhängige Bewertung und die Anpassungen des beizulegenden Zeitwerts interne Spezialisten mit besonderen Fachkenntnissen in der Bewertung von Finanz-instrumenten hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Finanzinstrumenten mit nicht in einem aktiven Markt beobachtbaren Eingangsparametern ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zu den Bewertungsverfahren, -modellen und -methoden für die Bemessung des beizulegenden Zeitwerts sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterung zur Bilanz "Handelsbestand" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

2. Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Wertberichtigung in Höhe der erwarteten

Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die der modellbasierten Berechnung der Risikovorsorge für nicht ausgefallene Finanzinstrumente (Stufe 1 und Stufe 2 gemäß IFRS 9) zugrunde gelegte Schätzung der Ausfallwahrscheinlichkeiten basiert zum einen auf historischen Informationen. Zum anderen fließen aktuelle wirtschaftliche Entwicklungen sowie zukunftsorientierte makroökonomische Prognosen (z.B. Bruttoinlandsprodukt und Arbeitslosenquoten) in das Berechnungsmodell ein. Das so ermittelte Basisszenario wird durch die Nutzung statistischer Methoden in unterschiedliche Szenarien überführt. Diese dienen als Grundlage für die Ableitung von Mehrjahreskurven für die Ausfallwahrscheinlichkeiten verschiedener Rating- und Kontrahentenklassen, die in die Berechnung der erwarteten Kreditverluste einfließen.

Angesichts der wirtschaftlichen Unsicherheiten hinsichtlich deutlicher Zinsänderungen, aktueller geopolitischer Konflikte sowie weiteren Volatilitäten, die sich auf die makroökonomischen Variablen auswirken, erfordert die Schätzung zukunftsgerichteter Informationen in erheblichem Maße Ermessensentscheidungen. Zur Berücksichtigung dieser Unsicherheiten muss das Management beurteilen, ob Anpassungen an den Standardprozessen zur Einbeziehung makro-ökonomischer Variablen in das Modell zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste und an den Prognosemethoden entweder in Form einer Anpassung der makroökono-mischen Variablen oder durch Management Overlays erforderlich sind. Vor dem Hintergrund des signifikanten Volumens der Bestände der nicht ausgefallenen Finanzinstrumente, die einer Wertminderung gemäß IFRS 9 unterliegen sowie der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die Einbeziehung zukunftsgerichteter Infor-mationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge, sowie etwaiger Anpassungen, als besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der durch das Management implementierten Prozesse zur Auswahl, Ermittlung, Überwachung und Validierung zukunftsgerichteter Informationen verschafft und die Angemessenheit der diesbezüglich implementierten Kontrollen im Hinblick auf die Anforderungen des IFRS 9 in Verbindung mit den Anforderungen der Verlautbarung IDW RS BFA 7 beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die Überprüfung des Modells zur Ermittlung der erwarteten Kreditverluste sowie der Prognoseverfahren im Rahmen des Validierungsprozesses durch das Management nachvollzogen. Darüber hinaus haben wir die Methoden zur Einbeziehung der ausgewählten Variablen in das Basisszenario sowie die Ableitung der unter-schiedlichen Szenarien nachvollzogen.

Die von der Bank verwendeten makroökonomischen Prognosen im Basisszenario haben wir mit makroökonomischen Prognosen aus externen Quellen verglichen.

Weiterhin haben wir die vom Management verwendete Methode zur Beurteilung, ob der Standardprozess zur Einbeziehung makroökonomischer Variablen oder die Modell-ergebnisse durch Management Overlays angepasst werden müssen, nachvollzogen. Hierbei haben wir die Ergebnisse der vom Management durchgeführten Sensitivitäts-analyse beurteilt und die dabei verwendeten makroökonomischen Variablen mit unserer eigenen Benchmarkanalyse verglichen. Zudem haben wir

uns davon überzeugt, dass die erforderlichen Anpassungen entsprechend der Methodik des Managements in der Risikovorsorgeermittlung berücksichtigt wurden.

Für die Beurteilung der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die model-lbasierte Ermittlung der Risikovorsorge haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Kreditrisikomodellierung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen hinsichtlich der Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Einbeziehung zukunftsgerichteter Informationen in die modellbasierte Ermittlung der Risikovorsorge sind in dem Abschnitt Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" des Anhangs zum Jahresabschluss enthalten.

3. Erwartete Kreditverluste für ausgefallene Kredite im Bereich Commercial Real Estate

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Das Management hat die Anforderungen gemäß Verlautbarung IDW RS BFA 7 umgesetzt und bildet unter Nutzung der Methodik von IFRS 9 eine Risikovorsorge in Höhe der erwarteten Kreditverluste über die Restlaufzeit für jene finanziellen Vermögenswerte, bei denen seit der erstmaligen Erfassung eine signifikante Erhöhung des Kreditrisikos angenommen wird.

Die Identifizierung und Ermittlung der erwarteten Kreditverluste für ausgefallene Kredite ist verbunden mit verschiedenen Annahmen und Schätzungen zu Eingangsparametern, insbesondere hinsichtlich der Solvenz des Kreditnehmers, Erwartungen hinsichtlich zukünftiger Cashflows, beobachtbarer Marktpreise und erwartete Erlöse aus der Verwertung von Sicherheiten.

Angesichts der Zunahme der ausgefallenen Kredite im Bereich CRE, der wirtschaftlichen Unsicherheiten und der erheblichen Ermessensspielräume erachten wir die erwarteten Kreditverluste (ECL) für ausgefallene Kredite im Bereich CRE als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Identifizierung und Ermittlung der Risikovorsorge für Kreditnehmer im Bereich CRE verschafft. Wir haben die Kontrollen zur Kreditrisikoklassifizierung auf ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft, die Anwendung der Ausfallkriterien sowie den Transfer in Stufe 3 gemäß IFRS 9 beurteilt und die Ermittlung der Risikovorsorge nachvollzogen.

Wir haben die vom Management verwendeten Kriterien zur Ermittlung von ausgefallenen Krediten nach IFRS 9 beurteilt.

Die Anwendung der Kriterien zur Identifizierung eines Ausfalls, die für den Stage-Transfer bei CRE-Krediten verwendet werden, haben wir stichprobenartig untersucht. Für Kredite der Stufe 3 haben wir die wesentlichen Annahmen bezüglich der erwarteten zukünftigen Cashflows aus den Krediten nachvollzogen, indem wir den Sicherheitenwert, die Solvenz des Kreditnehmers sowie die öffentlich verfügbaren Markt- und Branchenprognosen beurteilt haben. Dabei haben wir Informationen recherchiert und ausgewertet, welche die Prognosen und Annahmen des Managements untermauern oder widerlegen. Darüber hinaus haben wir die rechnerische Richtigkeit der jeweils ermittelten Risikovorsorge für ausgefallene Kredite nachvollzogen.

Wir haben interne Spezialisten hinzugezogen, um die Bewertung von Sicherheiten für CRE-Kredite stichprobenartig zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die erwarteten Kreditverluste für ausgefallene CRE-Kredite ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum CRE-Kreditgeschäft der Bank sind im Abschnitt „Allgemeine Angaben – Grundlagen und Methoden“ des Anhangs zum Jahresabschluss sowie im Abschnitt "Gewerbeimmobilien" im Kapitel "Kreditengagement" (Schwerpunktbereiche in 2024) des Risikoberichts (im zusammengefassten Lagebericht) enthalten.

4. Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 weist die Bank Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 31.683 Mio. aus.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Die Ermittlung des beizulegenden Werts basiert auf einem Discounted-Cash-Flow Modell für das jeweilige verbundene Unternehmen. Diesbezüglich werden wesentliche Annahmen bezüglich der Ergebnisprognosen der Eingangsparameter des Capital Asset Pricing Model getroffen, aus dem der Diskontierungssatz abgeleitet wird.

Da die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen in einem hohen Maße auf Ermessensentscheidungen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz innerhalb des Discounted-Cash-Flow Modells beruht, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der Prozesse zur Erstellung der Ergebnisprognosen sowie zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen verschafft. Wir haben uns diesbezüglich auch ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen in Bezug auf die Ergebnisprognosen und den Diskontierungssatz und verschafft und die Angemessenheit dieser Kontrollen beurteilt sowie deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben die vorstehend beschriebenen wesentlichen Annahmen mit besonderem Fokus auf wesentliche Veränderungen im Vergleich zum Vorjahr analysiert. Hierbei haben wir die Konsistenz und Nachvollziehbarkeit der wesentlichen Annahmen im Discounted-Cash-Flow Modell beurteilt, indem wir diese mit externen Markt-erwartungen verglichen haben.

Bei der Analyse der erwarteten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse aus den Anteilen an verbundenen Unternehmen haben wir die Ergebnisprognosen mit denen des Vorjahres und die Ergebnisprognosen des Vorjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und etwaige wesentliche Abweichungen untersucht. Weiterhin haben wir durch einen Abgleich

nachvollzogen, ob der Diskontierungssatz innerhalb der Bandbreiten extern verfügbarer Daten liegt.

Für die Beurteilung der im Rahmen der Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen zugrunde gelegten, vorstehend beschriebenen Annahmen haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Angaben zu verbundenen Unternehmen und Unternehmen, mit denen ein Beteiligungsverhältnis besteht" des Anhangs zum Jahresabschlusses enthalten.

5. Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 weist die Bank latente Steueransprüche in Höhe von EUR 6.121 Mio. aus.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche basieren auf einer Einschätzung, inwieweit noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge und abzugsfähige temporäre Differenzen mit künftigen zu versteuernden Einkommen verrechnet werden können. Diese Einschätzung basiert insbesondere auf Annahmen über zukünftige Geschäftsergebnisse, welche auf dem verabschiedetem Unternehmensplan beruhen.

Aufgrund der bestehenden Ermessensspielräume bei der Einschätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen sowie der Nutzbarkeit steuerlicher Verlustvorträge sind Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis des Prozesses dahingehend verschafft, ob abzugsfähige temporäre Differenzen und noch nicht genutzte steuerliche Verlustvorträge in unterschiedlichen Jurisdiktionen identifiziert und gemäß den steuerrechtlichen Regelungen und Vorschriften zur Bilanzierung latenter Steuern des § 274 HGB bewertet wurden, sowie die Angemessenheit der entsprechenden Kontrollen beurteilt und deren Wirksamkeit getestet.

Wir haben dabei die Annahmen und deren Zuordnung im verabschiedeten Unternehmensplan, der als Grundlage für die Schätzung der künftigen zu versteuernden Einkommen der relevanten Organgesellschaften und Steuergruppen dient, beurteilt.

Darüber hinaus haben wir die Aktivierung latenter Steueransprüche beurteilt, indem wir die wesentlichen Annahmen analysiert haben, die zur Schätzung künftiger zu versteuernder Einkommen getroffen wurden. Wir haben die im Rahmen der Ergebnisprognose verwendeten

Schätzungen beurteilt, indem wir die zugrunde liegenden wesentlichen Annahmen mit extern verfügbaren historischen Daten und Prognosen verglichen haben. Wir haben die historische Planung mit den tatsächlichen Ergebnissen verglichen. Darüber hinaus haben wir die geschätzten steuerlichen Anpassungen beurteilt und Sensitivitätsanalysen bezüglich der zeitlichen Nutzbarkeit der entsprechenden latenten Steueransprüche durchgeführt.

Bei der Beurteilung der den latenten Steueransprüchen zugrunde liegenden Annahmen im Rahmen der Werthaltigkeitsprüfung haben wir unsere Steuerspezialisten sowie interne Spezialisten, die über besondere Kenntnisse auf dem Gebiet der Unternehmensbewertung verfügen, hinzugezogen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen den Ansatz und die Bewertung der latenten Steueransprüche ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern sind in den Abschnitten Allgemeine Angaben "Grundlagen und Methoden" und Erläuterungen zur Bilanz "Latente Steuern" des Anhangs des Jahresabschlusses enthalten.

6. Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Zum 31. Dezember 2024 beliefen sich die Rückstellungen der Bank für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren auf 969 Mio. €.

Die Bank bewegt sich in einem rechtlichen und regulatorischen Umfeld, das erhebliche Rechtsrisiken birgt. Die Schätzungen für Ansatz und Bewertung von Rückstellungen oder die Offenlegung von Eventualverbindlichkeiten beruhen auf gegenwärtig verfügbaren Informationen und einer Vielzahl von Annahmen und Variablen.

Die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen erfordern wesentliche Ermessensentscheidungen, da zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren stets mit Unsicherheiten verbunden sind.

Da die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen bei ausgewählten zivilrechtlichen und aufsichtsbehördlichen Verfahren durch das Management in erheblichem Maße subjektiv ist, ist dies ein besonders wichtiger Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben uns ein Verständnis der vom Management implementierten Kontrollen im Rahmen des Prozesses zur Erfassung und Bewertung von Rückstellungen bzw. Offenlegung von Eventualverbindlichkeiten für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren verschafft sowie die Angemessenheit und Wirksamkeit dieser Kontrollen geprüft.

Hierbei haben wir bei stichprobenhaft ausgewählten relevanten Sachverhalten die Einschätzung der Wahrscheinlichkeit und die Schätzung der Höhe des Abflusses von wirtschaftlichen Ressourcen durch das Management, einschließlich der für den jeweiligen Sachverhalt zugrunde gelegten Annahmen und Variablen, beurteilt. Die entsprechenden Prüfungshandlungen umfassten die Einsichtnahme in interne und externe rechtliche Stellungnahmen, in denen die ermessensbehafteten Aspekte der rechtlichen Auslegung näher erläutert werden. Darüber hinaus nahmen wir eine Durchsicht der Protokolle wichtiger Sitzungen von Managementausschüssen (einschließlich des Vorstands) sowie des damit verbundenen Schriftverkehrs vor, z.B. zu Gerichtsverfahren, Vergleichsvereinbarungen, aufsichtlichen Untersuchungen und Untersuchungsberichten. Wir haben Auskünfte direkt von externen Rechtsberatern eingeholt, um die durch das Management bereitgestellten Informationen zu beurteilen, und haben bei Bedarf externe Rechtsanwälte befragt.

Wir haben interne Bewertungsspezialisten hinzugezogen, um die Bemessungsmethoden für die Rückstellungsbeträge in relevanten Sachverhalten zu beurteilen, sowie interne Rechtsspezialisten, um für ausgewählte Sachverhalte die Wahrscheinlichkeit eines Abflusses und die Höhe der gebildeten Rückstellung zu beurteilen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen die Vollständigkeit und Richtigkeit der Rückstellungen für zivilrechtliche und aufsichtsbehördliche Verfahren ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Angaben zur Bewertung von Rückstellungen für Rechtsfälle sind in den Anhangangaben 1 und 20 des Anhangs zum Konzernabschluss enthalten.

7. IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung

Gründe für die Bestimmung als besonders wichtiger Prüfungssachverhalt

Die Ordnungsmäßigkeit der Rechnungslegung ist aufgrund der signifikanten Anzahl von Transaktionen, die täglich automatisiert verarbeitet werden, in hohem Maße von der Zuverlässigkeit und vom störungsfreien Betrieb der eingesetzten Informationstechnologie abhängig.

Aufgrund der hohen Abhängigkeit von der zuverlässigen und kontinuierlichen Verarbeitung der Daten und der Tatsache, dass die IT-Kontrollen ein wesentlicher Bestandteil des internen Kontrollsystems sind, erachten wir das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung der Bank als einen besonders wichtigen Prüfungssachverhalt.

Prüferisches Vorgehen

Wir haben die Angemessenheit der für die Rechnungslegung der Bank relevanten IT-Kontrollumgebung, inklusive der generellen und anwendungsbezogenen IT-Kontrollen, beurteilt. Unsere Prüfungshandlungen erstreckten sich auch auf unterjährige Änderungen der IT-Kontrollumgebung.

Des Weiteren haben wir die Wirksamkeit von fehlervermeidenden und fehler-aufdeckenden generellen IT-Kontrollen in Bezug auf das Zugriffs- und Änderungs-management in verschiedenen IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssystemen getestet. Zudem haben wir die IT-Anwendungskontrollen für die automatisierte Datenverarbeitung, Datenzulieferungen und Schnittstellen getestet. Unsere Prüfungshandlungen in Bezug auf das IT-Zugriffsmanagement umfassten insbesondere Prüfungen der Vergabe und des Entzugs von Zugriffsrechten, der privilegierten Zugriffsrechte, der periodischen Rezertifizierung von Zugriffsrechten, der systemseitigen Sicherheitseinstellungen und der Nutzerauthentifizierungs-kontrollen.

Hinsichtlich des IT-Änderungsmanagements umfassten unsere Prüfungs-handlungen vor allem die Beurteilung, ob Änderungen in der Produktionsumgebung vor ihrer Umsetzung getestet und genehmigt wurden und ausschließlich von autorisierten Mitarbeitern durchgeführt werden konnten.

Bei der Beurteilung des IT-Zugriffs- und Änderungsmanagements in der Rechnungs-legung haben wir interne Spezialisten hinzugezogen, die über besondere Fachkenntnisse in Bezug auf IT-Prüfungen verfügen.

Aus unseren Prüfungshandlungen haben sich keine Einwendungen gegen das IT-Zugriffs- und Änderungsmanagement in der Rechnungslegung ergeben.

Verweis auf zugehörige Angaben

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems in der Rechnungslegung findet sich im zusammengefassten Lagebericht im Abschnitt "Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungs-legung".

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen

- die oben genannte nichtfinanzielle Erklärung,
- den im Abschnitt "Grundsätze des Risikomanagements (Kapitel "Risikobericht")" des Lageberichts enthaltenen letzten Absatz zur Stellungnahme des Vorstands zum Risikomanagementrahmenwerk und internen Kontrollsystem,
- die auf der im Lagebericht angegebenen Internetseite veröffentlichte zusammen-gefasste „Erklärung zur Unternehmensführung nach § § 289f und 315d HGB “ ,

ferner weitere, für den Geschäftsbericht vorgesehene Bestandteile, von denen wir eine Fassung bis zur Erteilung dieses Bestätigungsvermerks erlangt haben:

- Versicherung der gesetzlichen Vertreter gemäß § 264 Abs. 2 Satz 3 HGB i.V.m. § 289 Abs. 1 Satz 5 HGB,

aber nicht den Jahresabschluss, nicht die in die inhaltliche Prüfung einbezogenen Lageberichtsangaben und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungs-urteil noch irgendeine andere Form von Prüfungs-schluss-folgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahres-abschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresab-schlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsäch-lichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmens-tätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten ent-gegen-stehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahres-abschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungs-prozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lage-berichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahres-abschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der Lage-bericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungs-vermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahres-abschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn ver-nünftiger-weise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirt-schaftlichen Ent-scheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lage-bericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt werden, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können;
- erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen ange-messen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen der Gesellschaft bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben;
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern ange-wandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammen-hängenden Angaben;
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetz-lichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der

Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass /eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fort-führen kann;

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt;
- planen wir die Prüfung entsprechend einer Konzernabschlussprüfung, wie in ISA [DE] 600 (Revised) definiert, und führen sie durch, um ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der unselbständigen Niederlassungen innerhalb des Konzerns, wie in ISA [DE] 600 (Revised) definiert, einzuholen als Grundlage für die Bildung der Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und Lagebericht. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Beaufsichtigung und Durchsicht der für Zwecke der Konzernabschlussprüfung durchgeführten Prüfungstätigkeiten. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile;
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft;
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunfts-orientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungs-feststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann,

dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Deutsche_Bank_AG_JA+LB_ESEF-2024-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2024 bis zum 31. Dezember 2024 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen des IDW Qualitätsmanagementstandards: Anforderungen an das Qualitätsmanagement in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QMS 1 (09.2022)) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichts-format sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 16. Mai 2024 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 30. Juni 2024 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2020 als Abschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Übrige Sachverhalte – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Herr Holger Lösken.

Eschborn/Frankfurt am Main, 10. März 2025

EY GmbH & Co. KG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Lösken

Mai

Wirtschaftsprüfer

Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。